日本隨筆大成 第二期 第十一卷

日本隨筆大成 二期第十一卷

収載書目

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第二期第十一卷

凡例

本集には、折々草、難波江、下馬のおとなひ、松の落葉、蜑の燒藻の記、闇の曙の六種を收む。

折々草　四卷　建部綾足

この書は、四卷を春夏秋冬に分ち、更に各卷を上下に分ち、春の上には大和、山城の宮跡をいふ條以下七條、春の下には赤間關の阿彌陀寺幷平家がにをいふ條以下七條、夏の上には姨捨山をいふ條以下五條、夏の下には越路に旅行せし條以下四條、秋の上には明和七年秋の事をいふ條以下四條、秋の下には伊豫國より長崎に下りし船路をいふ條以下二條、冬の上には若狹の國の老女をいふ條以下五條、冬の下には狐の傀儡をたぶらかせし條以下三條あり。和文の漫筆にして、その才筆、秋成、馬琴に比して遜色無し。享和三年杏華園の跋あり。所收本は弊會所藏本に據り、名著文庫本を參考せり。

著者建部綾足、幼名は金吾、津輕藩士喜多村某の子なり。少くして鄕を出で、京都東福寺に入りて僧となり、唱首座といふ。俳諧及び畫を善くす。終に還俗して、文筆を以て生計をなす。人と爲り放縱不羈、才を負みて世に傲る。俳句を廢して、片歌を興し、片歌道のはじめ、二夜問答、東風流、百夜問答等を著す。然れどもその片歌は世に行はれず、餘力を以て事に從ひし稗史に於て却て一派の祖たるの榮を擔へり。著す所西山物語、本朝水滸傳、頭陀物語等あり。安永三年甲午(二四三四)春歿す。年五十三歲。

難波江　七巻　　岡本保孝

本書は、博識を以て聞えたる著者況齋が、文字、訓詁、音韻、其の他典籍等に就き、例を引き證を擧げて、三百二十餘條を記述したるものにて、實に攷證隨筆の巨擘なりとす。所收本は曩に刊行せる百家說林に據り、更に引用の原本に就き校訂せり。

著者岡本保孝（ヤスタカ）は、徳川幕府の臣にして、江戸本郷壹岐殿坂に住す。通稱は縫殿助、後に勘右衞門と改む。況齋また蕨計草堂、拙誠堂、麻志天之屋の數號あり。もと若林氏、後岡本氏に養はる。壯年の頃、淸水濱臣に就き國學を修め、狩野望之に漢學を學び、苦學勵精、學は古今に涉り、和漢梵に通じ、博覽强記にして、最も考證に長じ、音韻言語にも及びしといふ。資性溫厚篤實にして、ものを競はず、謙讓自ら下りしかば、大に德望あり。明治の初年召されて大學中博士に任ぜられ、編輯寮に轉じ、語彙編輯のことに參與す。十一年戊寅（二五三八）四月五日歿す。年八十二。淺草北松山町東國寺に葬る。著書頗る多く、國典には、日本書紀、續日本紀、續日本後紀、三代實錄等の攷文、大鏡系圖、大鏡攷、榮花物語抄、等百五十種、漢籍には周易註疏考、尙書註疏考、淮南子考等二百餘種あり。

下馬のおとなひ　一巻　　堀秀成

本書は、文政、天保年間に於ける、大名の登城より歸邸までの狀態を、下馬所のかまへ、諸家の行列、老若登城、供待、下馬のくづれ、廻勤、諸家の歸邸の七章に分ち、著者獨特の才筆を以て記述したれば、當時の面目目睹するが如し。明治十四年伊勢國五十鈴川のほとりの家にありてしるす。自序あり、又正臣の題詞あり。所收本は百家說林本に據れり。

著者の略傳は、第一期第二卷所收の「磯山千鳥」の解題下に記述せり。

松の落葉　四巻　藤井高尙

本書は、本文四巻凡例總目一巻あり。門人中村寛の例言に「此松の落葉の四巻のふみは、おのが學びのおやなる藤井の大人、松の屋にて、このとしごろ、なにくれの書ども、ひろく見わたし、ふかく思ひめぐらして、そのとけがたきふし〴〵をときあきらめたまへるついでに、大かたの人のたどりぬべきふし、又はこゝろえおきて、身のため、人のためともなるべきことども、ものゝはしにいさゝかづゝかきしるしおきたまへる中より、こたびひとつふたつとりいでゝ言くはへものしたまへるなり。」とありて、その內容は、神祇、道、歌、文、有職、その他儒佛に關することなど、何くれとなく記述せるものなり。一の巻、大吉備津彥命と申す御名より短籍まで五十一箇條、二の巻、神の人にかゝりたまふ事より御國人の衣きるは左襟なりし事まで三十二箇條、三の巻、賀茂の御社よりものまなびする人のよしあしまで五十三箇條、四の巻、神の宮人の於々といふ聲を高くたつる事より、ものすり人がことに善事をすべきことまで八十五箇條あり。文政十二年の刊行、書肆は大阪心齋橋通河內屋儀助なり。

著者藤井高尙は、備中賀陽宮內村吉備津神社の祠官但馬守高久の子なり。本居宣長に從學すること七年、歸りて父の職を襲ぎ祠官となる。寛政十一年五月從五位下長門守に任ぜらる。號を松の屋と云ふ。四方の學徒名聲を聞き、贄を執る者頗る多し。最も中古風の和文に長じ、而も造詣深くして、獨特の機軸を出し、後の文を學ぶものをして益する所尠なからざらしむ。天保六年京都吉田家より三寸鏡靈神の名を受く、同十一年庚子(二五〇〇)八月十五日卒す。年七十七。著書は本書の外に、松屋文集、同後集、伊勢物語新釋、後れし雁、消息文例、三のしるべ、その他多し。大正四年十一月正五位を贈らる。

蛩の燒藻の記　二巻　森山孝盛

本書の卷頭に、新井白石翁の折たく柴の記を見て、此文つくり侍るべしと思ひ立て、筆をとり初しこそ、不敵にもをこがましけれ、さはさりながら、元來家の外に出すべき物にもあらず。子孫なんどの往々公につかふまつるべきにも、君の御惠みを忘れず。折々親のむかしを思ひ出る媒にもなりなん、よしや流れて傳ふのあとの、つたなきにもせよ、賢きにもせよ、いさゝか公の事心得る助にも殘さまほしくて、例の愚なる筆にまかせて云々。」とありて、折焼柴の記に倣ひて、著者の幼時よりの事蹟を初め、當時見聞の事蹟を錄せるものにて、寛政改革の一斑より、松平定信の逸事、當時の名臣矢部定謙、中川忠英、長谷川宣以等の遺聞をも傳へたり。溫知叢書の編者は、孝盛晩年に先手より火付盜賊改を兼勤せしが、之を罷められしを恚み、卒にこの編を草せしなりと云へり。卷末に、于時寛政十年臘月先鋒砲擊郎森山氏(源五郎)平孝盛六十一翁奚に於て暗窓下に筆を絕。」と記せり。

著者森山孝盛は、通稱は源五郎、闇窓と號す。幕府の世臣にて、祿四百石を賜はる。寛政中、小普請組頭より徒頭となり、目附に擢でられ、先手に轉じ、盜賊改加役を兼ぬ、人と爲り鯁直不屈にして人と和せず。頗る國學に涉り、兼ねて和歌を善くせり。著す所本書の外、賤のをだ卷あり。

闇の曙　二卷　新井白峨

本書は、自序に「及二世々悠久一。則人氣漸漓。人情寖薄。異端起焉。將又逮二澆季之世一。則人情滋降。故乘二其氣幾一。而惑レ世誣レ民之賊。多々益多。中略、是故今辨下其俾三衆俗喪二心理一之蠹術上。以示二癡直一。以喩二闇醉一。」とありて、初に讀書要語三條を述べ、孟子の所謂徒善徒法を辨じ、世間に愚俗を惑はす道具として、家相、人相、墨色、字畫の占、金神及び佛神の祟、劍相、日取星轉、附物、呪禁、不成就日、辻占、死靈生靈等の虛誕なることを說破し、併せて當時見聞せる實例を擧げて、世の奇談怪說を排斥したるものなり。寛政元年四月の自序あり。奧附には、寛政三年辛亥九月發行、文化十三年丙子二月

提版、浪速書林心齋橋通安土町吉田善藏と記せり。近時白蛾全書に收めて出版せり。

著者新井白蛾は易學者なり。名は祐登、字は謙吉、白蛾は其の號にして、また黄洲、龍山、古易館の號あり。通稱は織部、後に白蛾を以て通稱とす。江戸下谷に生る。菅野兼山に就き闇齋の學を受て、關左の諸州に遊び、後平安に來りて易説を研究し、古筮屢驗あるを以て、その當時に著たり。從學するもの頗る多し、中年の後、好みて和歌を詠じ、特我國の典故を修む。寛政三年七月藩侯の徴に應じて金澤に歸る。翌年壬子（二四五二）五月十四日同所に歿す。年七十八。著書は古易一家言、同斷、古易斷、同外編、古易時言、同外編、古易通、古易精義、今釋、日本國[illegible]苑、聖學自在、牛馬問、其の他多し、

日本隨筆大成

第二期第十一卷目次

折々草目録

春の部

夏の部

秋の部

冬　の　部

折々草　春の部

建部綾足著

〇大和、山城の宮跡をいふ條

大和の國は殊更に古き宮跡の多きに、唯物の慕はしき所なり。いづれはあれど、年かへりて四方のけはひのどやかに、霞わたれる山川を見れば、古き歌どもの心ばへも思合はされ侍る。先橿原の宮跡はそことしもあらねど、畝傍山の立てる共わたりにこそと見いづるに、古りたる森なども侍らず。なべて田に畠に鋤返したりと見ゆるに、高佐士野は何方と問へど、さだかに知る人もなし。又飛鳥川は今も流るめり。むかし此宮所を藤原に遷したまひて後、故郷を思ふとふ序書にて、

とし月もいまだへなくに明日香川瀬々にわたせる石橋もなし

と聞えつれば、其際だに侍るを、ましてや今の大御代に移り來つる幾多の月日には、水こそ唯絶えぬものなれとおぼゆ。はる日のうちきらひたる川の邊に出でゝ見れば、芹にかあらむ。女蔞にかあらむ、童どもの群居て摘む。さるは、

手弱女の袖ふきかへす明日香風みやこを遠みいたづらに吹く

と志賀の皇子のよみたまひしも、荒行く宮跡をおぼしてなりけり。天の香具山、耳成山も、皆同所にて、畝傍山とは三つ栗を引放ちてさし置きたらむばかりなり。さるは香具山は姫山にて、畝傍、耳成は男山なれば、かの香具山を爭ひしに、阿菩の御神、是を鎭めたまはむとて、御舟を走せて播磨の國まで渡りませしと、中の大兄の御歌には見えつ。又近頃加茂の縣主、春のはじめの歌に、

見わたせば天の香具山うねびやまあらそひ立てるはる霞かな

とよめるは古き意をも得、詞も調も今ざまのことには侍らず。奈良の宮跡はあるが中にもいと近く、何事も新しきこゝちせらる。春日山を見て、

きのふこそ年はくれしか春霞かすがの山にはる立ちにけり

と侍る歌を思世でぬ時も侍らず。山城の國乙訓の郡長岡の宮跡は何事も殘らず。いと短かりしかばさる事にや。櫻花さかりなる頃小鹽山に詣で、花山の君のみはる所拜みて侍りけるなべに、をちこち見あき侍りし時、

久しくもしろしめさねば長岡の宮跡ははるのくさ生ひにけり

いと拙けれど、こゝにして詠侍りき。

○平の京をいふ　幷兩頭の蛇を見し條

平の京は、長安の無くなりて洛陽のみぞ殘りにたる。さるも今は川より東に、多くの家並布きたれば、何事もいと□□□山の櫻のさくら咲く頃は、人さはに東山に登りて見る。縣わたりならば、今日はいとさぶしき山踏して、花なん戀歩きしと、人にも語らふべき山所なり。さて北野に立ちませる天滿御神は、いとかしこくおはしまして、人皆の願ふまに〳〵護らせたまふなれ。生學の人、此御神の事を聖廟と書きしを見き。いかに心得て侍りけるにやあらん。仁明の御時、北野の聖廟を迎へたまふことのよしは紀にも見えつ。さて梅の紅き白き散過ぎて、櫻もやゝうつろふ頃、北野より比良野にまうでゝ侍りけるに、ところの童が兩の頭ある蛇を楚にかけて、打ちたゝきて侍るを見き。猶近くて見れば二つの蛇にて、大なる方が小きを呑みて侍るに、己が尾先を喰ひやぶられて、彼が頭のさし出たるなりけり。是を見る人の中に老人の居て、彼素より頭の二つある物にはあらず、皆斯ることとしてなるなり。是見たる人、福を失ふとなんいへる、なほに打殺してよといふ。是は孫叔敖といふ人の幼き時爲けん事を聞知りて、此老人が言ひしならむ。さるは痛く打ちたゝきつるまゝに死にけるを、そがまゝに捨置きて童共は行き

あかれぬ。あとにて見れば、いまだにうごきて侍るほどに、杖の先に引きかけて持出でゝ侍れば、二つの頭は後先にまひ動きて、なか〳〵いづしかりしかば、人の見ぬ藪原に放ちやりて侍りし。いかになりつらむ。

○江戸の根岸にて女の住居をもとめありきし條

武蔵なる江戸の春べは、いとも〳〵にぎびたる松竹立てわたすなども、異所には似ず。大なる小き家のかぎり、門べは唯常葉木の林なせり。川のいと廣きに、行かふ舟ども、春のかぎりは、おふな〳〵しわたしたれば、見るさへぞ長閑なる。根岸といふ所は、北東にあたりて町並をさかうて、山のしづくのあがたなれば、水の心も淸く、家居などもしめやかにて、竹垣柴垣のみを便に、枝折戸しかまへたる住家どもなり。春立ちて二日といふ日、友がきいるといふに、共わたりを呻びありきけり。日はいと長閑にて、高き木むらには靄わたり、低き岸べは柳萠出でて、鶯も引きあげて鳴くなり。隈ある徑を打廻りて行くに、はかなき枝折戸なれども、見入のいとよし〳〵しく侍る家の、籬には椿のいろ〳〵に咲出でたるさへ、いとあらはなれば打見ゆるに、此友垣しばし立止まりて、此家なりける隣なりしかとて覗見て、頭をうちふり、こゝにもあらず、そもこれは怪しきかなと獨語ちて侍るに、そこには何事をのたまふやと言へば、いとかくしき事の侍り。いで語らむとて、道をばやをら歩みながら、さるは去年の霜降月、廿日まり三日にか侍りし。此あたりにはあらねど、日頃ものいひける女の、やう〳〵あきがたになりて侍る許へ、今夜は行きて理なき口說どもを言掛けて、相離れんと思ひしかば、いりきて此道を通り侍りしに、日の暮るゝに雪に行きなづみてさむらひしを、正しに今見いりつる家の隣なりし。いやしげなき嫗の出來て、何所におはす人ぞ。笠なしにていかでおはさん。蓑貸して參らせん。しばし立寄らせたまへと聞ゆるに、いとうれしく、そも山姥にてあらじと思ひてつきて入れば、打見しよりは住居もいときらゝに掃淸めてあるに、此方へと聞えたり。いと思ひがけねば、我は唯簀子に腰打懸けて、急ぎて詣づ

る方の侍るに、此まゝにをりさむらはむ。かの嚢は貸したまへかしといへば、少し賴み參らせたき事も侍るに、さな居たまひそ。ひたぶるにとて、女の童の淸らなるが出で、袖にすがりて引けば、默しもならで附きて行くに、出居とおぼしき所はいと香はしうして、壁には秋野の氣色おもしろくかいつけたり。さて居れば、物引廻して中に臥し居たる女の、さだかには見えねど、年のほど廿あまりなるが少し枕をあげて、おもはゆげに物言ひかけたるけはひ口つきいと氣高く、聲などもにほやかにて、直人にあらずと見ゆるに、いかなる事につきて、高き人の斯る隱はしておはすなめりと、すゞろに推量れども、落居ず窺ひて侍るを、さきにしるべせし嫗の出來て、これなるはみづからが日足しまゐらせし君にておはせ。こゝにかくおはす筋は、今なん語り出づべき事にも侍らず。唯今ゆくりなく其許を中入れて侍る旨は、此君、昨日の曉物詣したまひし道にて、醜犬の飛出でて、御足のかた／＼を嚙ひける。其所に居合はせて侍りける人々の、かい離ちてたまはりし。血もいたく流れて、からきめ見たまひける故に、氣も上りおはしたるならめ。人心地もなくておはせしをば、やう／＼物にかき乘せ參らせて、是までは御供して侍る。人の言ふを聞けば、犬にくはれたる病人は、世にむづかしきものになど、さるけにや。熱の御心も侍りて物もまゐらず、かく打臥しておはすなり。そこは御醫師にこそ。よき藥たうべて立所に驗見せたまひてよなど、わりなく聞えけるに、見れば少し面もちもほてりてなやましげなり。こは思ひがけぬ今日に限りて人も召連れず、袋も持たし侍らず。されどかく俄の事には用ふべき藥の、いさゝけながら懷に侍るを、先試に參らせむ。御足べいかに侍らむ。うかゞはゞやと言へば、げにもとてかたへに侍ふ若人たちの立ちそひつゝ、表はこがねの絲もて、花紅葉を縫重ねたる唐の衣に、裡は濃き紅をあはせたるに、綿多に入れたる夜の物の裾を少し押しまきて、御足出させたまへと言へば、恥かしげにてさし出でたる、いと白くつや／＼しき脛の細やぎたるを、けしうはあらぬ人なりと打守るに、それと見ゆる疵もあらねば、いづこが傷（あやま）ちたまへる所にてと問へば、嫗打笑みて、物恥したまふなり。今少し上の方

に侍るよとて、白き綾の衣のなよやかなるを、二重ながら押しまきて侍るを見るに、ふくらかなる向股のいたく腫出でたるに、牙に噛ひあてたりと見ゆる疵の跡も侍るをよく見とりて、今老刀自のたまひし如、いとむづかしきものには侍れど、さは病しき犬のくひたるをいふなり。是はさる犬にもあらねが戯ばみて噛くたるならむ。今參らする御藥を付けて、物に卷塞ぎて置きたまはゞ、近きほどには怠りたまふべし。おのれ又重ねて參りて伺ひまゐらせんと言へば、皆うれしがりて、なほ〳〵に頼み參らせん。こゝは何事につけても便あしく侍る所なれば、神田なる柳が原のわたりに御從兄のおはすが許へ、今二日ばかりの間には移りたまはん。さて其許の御住所も承りおきて、此方より迎へ參らせん。記しおきたまへとて、堆く蒔繪したる硯の箱に、かれたる墨の甚こまやかなるを磨りのべて、まぢかくさしおきたり。又同じ形蒔きたる箱に、やしほりの紐の房長く垂れたるを解きて、內なる陸奥紙を取うでゝ、よき程にさしおきて退きぬ。かゝる振舞を見るにぞ、拙く歪みたる鳥の跡を、書殘さむはいと口惜しかりしかども、心高に書いなぐりて、重ねては此所へ承らむと申置て退んづとすれば、饗應聞えむとて立騒ぎ聞えしかども、彼の事の片心にかゝりて侍るに、雪も晴れければ、蓑も借受けで走り出でしが、さるにてもゆかしき人には侍るよと、道すがらも思ひつゞけて行くに、夜に入りぬれば石に躓みあて、雪に踏貫きなどして、酉の三つばかり辛うじて妹に著きにけり。さて思ふまに〳〵いひ振舞ひて、いたく更けぬれば、其夜は其所に丸寢して、曉かへりにけるが、風のこゝちに煩らひぬれど、かの筵やどりせし夕暮の雪なん心に染みて、かの迎へ聞えむとありしを、今日〳〵と待侘びて侍るに、終に音もせで年も暮れにければ、あまりに物のゆかしく侍るに、其許をなんそゝのかしまゐらせて、かく參りにたり。いとあわたゞしかりしかば、其家のさまは露もおぼえず。唯隣なる庭の邊には、椿のいろ〳〵咲きほこりて侍りしことゝ、黑木もて葺きたる屋根に、枝折戸しかまへたるとはよくおぼえたり。其家はさだかにて侍るに、かの隣は跡も侍らず。たしかに見しよりは三十日ばかりの程なり。其が程に家も消

めや垣も消めやと思ひしほどに、先にも立止りてつら／＼見入りて侍るなり。さこそ思へ。所を違へたるにや。斯りと知らば移らむと言ひし家の名、亦いかなる人と密にも聞置かましを、惜しき事したりとて悔む。さばかり正しに覺えたらば、かの椿の咲きたりし家に行きて問はゞ、家も毀ちて移りたらむも、猶行先も問得べしといふに、げにもとて立入りつゝ、外の方に聲作して、少し物承らんと言へども答なし。常の時すらあるに、初春の禮申しに參らむ人も侍る物をと打ちさゝやきて、此主は甚聾かしたるならむ。よし聲高に言へとて、猶聲作りて物うけたまはらむと言入るゝに答へねば、くるゝ戸の少し開きたるをから／＼と押開けて顏さし入れつゝ、賴みまゐらせんといへば、古老女が顏さし向けて、二つの耳に指さしあて、物高くのたまへといふに、こは耳聾なり。ゆるさせたまへと言ふさへ響くばかりに言ひて、近くさし寄り、しか／＼のよしを問へば、老母聞きて、今日はさる御館へ初春の禮聞えつらむと行きたまひしなり。人二人まで召連れたまへば、老母が一人斯く守りて侍るなりといふ。さてはいまだに移りたまはぬにやと、又よく問返しぬれば、此方の殿は御藏守の下司にて侍るが、今は家をも君をも和子に讓りて、かく閑にて住みたまふなりといふ。さてこそ聞えぬなれ。さるにても聞きおふさばやと思ひて、聲を盤渉の甲にとりて、隣の家はいつの頃打毀ちて侍る。住たまふ人は何時のほどに何所へか移りたまひてけるよと問へば、少し聞取りしにや。老舌打よぐませて、さればよ。老女が頭は一昨年の春剥毀ちてける。また此所へは去年の秋より移りて侍ると答ふるに、腹立たしく今はかひなければ、よし／＼と領きて、小聲にて狸おばよ。醜婆よと言へども更に聞かず。にこ／＼として湯なむ一つ參らせんとて立つを、いと穢ければ打笑ひて出でぬ。さては所を違へたるなりとて、彼行き此行き、椿の咲きたる庭や侍る。黑木もて葺ける門や侍ると、見れども／＼侍らず。あまりに窺き步くを人の見とがめて、盜人にかと思ふ樣すれば、今は思捨てよ。さるにても甚く飢ゑたるに、椿求め步かんより、橡餅賣る家もと、をかしからぬを打笑ひて、歸る路に出でける。かくまで見るに家もあらぬはいと怪し。犬に

くはれたりとあるからは、をさ〳〵毛のむく〳〵と生えたる脛なりけむよと言ふに、いな〳〵人の脛にてうかゞひつる事は違はじと言ひかちて、唯夢のうちに相見つる人を、慕ふばかりになむ戀ひわたりけり。

○莊子を好める人を言ふ條

墨田川のこなたに淺茅が原といふ所あり。其わたりに庵しめて、年久しく住める僻翁のありける。此翁、唐事をこのみて、何事にも唐々と言ふ癖なん侍り。中にも莊子が風俗をめでゝ、心さへ身さへ唯是になむなれとぞ學びける。其につきては、常に果敢なくをかしき振舞ども多かり。春も二月の末つかたに、おのれが住む邊の畠どもには、靑菜の花咲滿ちてあるに、蝶の多く飛回るを見つゝ、かの無何有の鄕と言ひけむ境を思ひめぐらして、つら〳〵見居りけるが、甚麗かにさしわたる春の日影に、心よく暖りつれば、眠たく成りてやしば〳〵うなづきけるが、終に打倒れて寢にけるを、友だちの中に物欺する男の來りあひて、此翁の寢入りたるをよき事と思ひ、蝶一つを取りて、羽がひを少し惱めて飛行くまじくし、そと拔足をして、翁か胸の邊を狙ひて打込み、我は此方の一間に立隱れて、空寢をして窺ひ居るに翁はやがて起上り、面白き夢や見つらむ。獨言ちつゝ、あや〳〵我は無何有の鄕に遊び居りしに、實に爾り實に爾なりとて、頭を動して喜ぶ樣しつれば、猶ひそまりて見居るに、かの壞に投入れたりしが、胸のあたりに這上りて、襟にとりつきなどし、羽を打合せて飛ばむとする樣を見つけて、さてな。我や是か。是が我なるかとて暫時見居りしが、手に取据ゑて、かの羽がひの傷みたりし所を見付け、これこそ夢のまに〳〵少しも違はねとて、膝を打ちて驚きうごく。さるは飛びそこなひて、空より落ちつる夢や見つらんと思ふに、をかしくなりければ、口を塞ぎて逃げかへりしとなむ。

○眞間の手兒奈の考をいふ條

眞間のてこなが事をよめる歌、萬葉集には彼是見えたり。さて此てこなといふは名にあらず。果の子と

いふことにて、今いふ末の子なりと、古きよりいひ教へしとなり。さ言はむも宜なれど、我友何某、これを戯にいとをかしう考へたる事侍り。さるは陸奥の人、なべて蝶の事をてこなといふ。又是をかはひらごと言ふは、新選字鏡といふ書に侍る和言なり。されど何所にても是をかはひらごといふ人更になし。てこなといふは、今も專みちのくの人はいふなれば、若此方が古きより言附きし名なりけむ。唐言入交りてこそ蝶とはいへ。それが前に和名（やまとな）の無き事やは侍らむ。さて考へたるは、眞間の手兒奈は此女の名なるべし。これをてこなどいふは、今女の名に蝶といふ名の侍るが如しと、此考、戯れたる樣には侍れど、いと安らかに聞え侍る。

○蝶（てこな）に命とられし武士の條

陸奥の人の語り侍りき。或國の守につかはれける武士の、生れながら彼のてこなを嫌ひて、常に曰く、春は面白きものなれど、蝶の飛步くぞうたてあるかな。何所行くべきとも思はずとて、よき日には籠り居り、雨のしとゞに降暮す日には、花見むとてぞ出步きける。友どちこれを怪しみて、異物かな。實に癖ならば惡しき性なり。ためしてや見んとて、春の雨つぎて降る頃、花見て酒飮せばやといひ遣りぬれば來れり。みな醉ひすゝみたるはしに、かの男をば謀りて一間に入置き、戸をさし固めて、蝶三つ四つ取置きしを放ち入れければ、此男大聲を出し、あなや赦してよと叫びて、彼方此方逃步く音しけるが、しばしゝて音も無くなりにたり。さこそ癖は直りつらめとて人きて見れば、仰樣に倒れて死にゐたり。人々呆れて搔起し、藥などいへども、手足氷りて死入りぬ。さて見れば、放放ちたる蝶共は鼻の孔に這入りて、此等も共に死せりけり。甥弟なども侍る人にて、後は斯る事と知りけれど、敵と言出でむ筋にもあらねば、其儘になりにけり。

○よし野山をいふ條

名委（なぐは）し吉野とさへ詠めるは、いと古きよりの事なれば、昔ゆ此山は爾ありけるに、世に千本の花、かく

れ松などいふ邊は、峯も谷も唯花にのみ埋れたりしが、近頃行きて見れば、さる所もはらゝにて、松にぞ櫻は隱るべく侍る。まして遠近の谷峯は、吉野と思ふばかりの花は無し。此木は齡の甚短きものにて、四十年の雪霜に堪がたき木にぞといふ、實にさることなるべし。又詣づる人のあれば、此山の童共が櫻の若苗を賣りて、旅人に是植ゑさせよといふ。さる心なき人までも、此山の名にめで、かの苗をも買ひ、もとの老木につがむ椿をば、仕置きて通るなり、今とても爾すれど、人の心良からずなりにたるげにや、買求めて植ゑさすれば、眼前に植ゑおきて、さて其旅人の行過ぐるを待ちて、其をば引拔き、後よりきたる旅人に又爾言うて賣るなり。二度も爾すれば、苗は終に枯れて侍るに、又異所の若苗を引來て斬くする程に、此所も彼所も若木の櫻は無くなりにたり。なくて年月の經行かば、吉野は名のみになんなりくだすべきなめり。こゝぞ古は行宮も侍りて、代々の天皇のいでましてける所なり。さるよりぞ古き路は遠近に侍りて、其事としも殘らねど、奈良より上つかたの歌によめる所々いと多し。これは萬葉集に侍れば、普く人の知らぬなめり。名のみさへ其所と殘りたるは少なし。又建武の天皇は此山に都を建てまして、曆應の初までおはしましぬれば、是等につきて新しく言傳へし所ども遠近に侍り。さて此山の名委しき所々ども記したる冊子共にも侍る儘に、そこといひ立てゝ、吉野にて委見たまはぬ事やはあるなど言ふ。其一つはいかなる所にかと思へば、清き川原と名づけたる所なり。此詞は吉野にも詠める歌なり。又何所にてもさる事なれば詠める歌あり。然るに此所とのみ名に留めて言繼ぎしは愚なり。おのれが近頃參りて侍る時、其所にては歌よみなど言噎る人にも逢ひき。其歌人も、かの萬葉にも見えて侍る清き川原は見たまひしやなど、問ひたまひしぞをかしかりし。これ越の中の國に、荒磯海といふ名所の侍るが如し。さるは大伴の家持の卿、越中の守にて此國に下りたまひし時、天平十八年長月廿五日、弟の君、京にて失せたまひしを嘆きたまへる歌に、

かゝらむとかねてしりせば越の海ありその波も見せまし物を

と侍るなどにて、萬葉集も其所ばかり見おぼえし人の、荒磯は越中にこそあなれと思ひ、又物にも書きて傳へしならむ。ありそは荒磯の詞を約めて言ふなれば、何所にまれ荒磯に向ひては爾詠むなり。ありその言葉は、なべて萬葉の歌には多く、此所にも彼所にも詠めるなり。都べて其詞の原も辨へず、今を以ておぼえ違へたるは、海といへば鹽海の事とのみおもひ、島といふも磯といふも、皆鹽海の邊の事なりと思ふ故に、古の歌を見ては思惑ふ事いと多く、さるは荒山中に海とも詠み、大和の國に海原ともよめり。さはいかにとなれば、うの言葉は大なる事を言ひ、みは又水の事なれば、大なる水をうみとはいふなり。島は又水中に侍る陸をいひ、磯は石なれば庭の島輪とも是を詠み、「君が家の池の白波磯に觸り」なども詠めるなり。沖も邊も又さの如くて、沖は奥なれば水中の彼方をいひ、邊は方にて岸方をいふ。後の物なれど土佐日記にも、「鹽海のほとり」などは書けるならずや。其外かゝる事の多き中に、源氏物語に侍る事を、名所として侍るこそ果敢なけれ。斯く罵れば、物知だちて我ながらいと醜なり。

〇赤間の關の阿彌陀寺并に平家蟹をいふ條

長門の國赤間の關の上の山に、阿彌陀寺といふ寺の侍り。こゝには治承の先の天皇の御像一柱を中の邊に据ゑ奉り、又周の壁には八十伴雄の像を繪書き、又外の邊の壁には、保元の御代の榮より、文治の御代の衰までを、審かに書いしるして侍り。又上なる山に御墓と覺しきには、いと小くして標の石の多く侍るが、崩えかけて文字も見えず。二月の初に詣でしかば、紫宸殿の形に立てわたしたる小き宮の前には、梅の花のかすかに咲きて侍るなども、昔思ふばかりなり。其所なる法師の出で、何くれといひはやす中に、

もゝしきのあれたる宮に咲く梅はむかしの春をわすれざりけり

花ちりしあとをあはれと言問へば袖もむかしにかへる波かな

其外いひけるがおぼえず。此所にて平家蟹といふものを賣るなり。其中にいと赤き物も必ず眦さかのぼ

ゆ、怒れる面ざししたり。又白きものは面ざしも又甚なだやかなり。おのれ此赤間關に、汐のかなふを待ちて五日六日侍りて、所につけたる古物語共聞きしなべに、此蟹の事聞きしが、淡路の海にも侍り。そこにては武文蟹(たけぶんがに)といふよしなり。其外にも西の海にはこち／＼侍りとぞ。さて其蟹の面の様を見分きて、白くもし赤くもす。赤きものは酒もて煮たるなりといふ。また面の怒れると和ぎたるとは、此蟹の雌雄なりと言ひし。さるは白き方をば公達蟹と名付けて、旅人には賣るなりと語りき。

○人を頼みて飛入りし雁をいふ條

二月十日ばかり、越の前の國坂鳥といふあたりを旅行しけるに、雪いと高し。此雪いかばかりの高さは侍ると問ふに、十丈あまりなりといふは、いかにしてさは測知れると思ふに、常見る大木の末(うれ)が、眞柴など見るばかりに、雪の積れる上に餘りて侍るを以て、其ばかりの丈なりとは言ふなり。雪は面白き物にて、松の小枝にかゝりたる曉、しのゝめのうら葉に降布く夕などは、花にも優りておもほゆるを、かく積りたる山路にては、人の命をもとるべき物は雪なり。かまへて二月ばかりは、春の萠下に芽ぐみて、かの積れる雪は氷ながら地を掻放れて崩落つる。是を雪國には雪なだりと云ふなり。さる時は麓の家村を埋もらし、柱梁などをさへ打倒し、數多の人、これに打たれて死ぬる事、年々にあなりといふ。さる畏き事を聞知る人は、宿をば早朝に出でゝ、氷の消ゆまじき時に歩み、日のさし昇りて暖けくなれば、さる高山の常陰ならぬ所を求めて、晝より先宿を乞ふとなり。又さる宿を乞ふにも、大路の雪は軒より高ければ、遙に人屋を見下して大聲を出し、やどりせむ貸したまへと言へば、泉下(よもつした)より打仰ぎて、道の伴は幾人にて候ふなど言ふを、唯見給ふばかりの伴なり。借代は幾ら進らすべきと亦大聲に言へば、かゝる雪の中に住居して侍るに、何進せむ物もなし。よき程にしたまへと言ふさへ微に聞ゆ。さて谷の底に遣下るばかりに家の外に下りて、先火を乞ふにぞ、眞柴は濡れに濡れて火つかず。煙は立ちこめて、いぶせき事いふ限なし。さて落間の隅に雁を三つ、眞鴨を二つなむ籠に伏せて飼ひおけり。是は

斯る旅人に食べさせむ構にやと言へば、さる事にはあらず。彼等はよく時を知りて侍る鳥なれ共、西南の國の早く春つきし年は、時を違へでまだきに北國を指して歸り來る故に、翼ありて空は行け共、ますがに八重山の雪のみを見つゝ飛越ゆるに、疾く下りて物食まむとすれ共、野も岡も川も直白にて、何食まむ所もなければ、飛去らむとしつゝ空に猶豫ふ時、かの雪國に侍る雪吹といふ嵐の吹出で侍るに、天路迷ひて、折しも人家のちかゝらん所に飛下りて休ふなり。日頃は人を恐れて高く飛ぶ鳥なれども、さる時は其人を思頼みて、斯く近づくも哀しく侍り。是も十日ばかり前の嵐に、我家の外にくだりにけり。此隣にも先の家にも、三つ四つ五つは落ちて侍るを、みな我が如くにして、稲を食ませて飼ひて候ふ。やう〳〵長閑けくならば、隣家なるも先のも、此なるも共にして、放ち遣らむと申合せてさむらふと語る。よき心かなとは覺えける。我友がらの語りき。上毛の國より越の國に越ゆる道に、三國峠といふが侍り。越國何某所の守江戸にて在せる間に、其所の者ことなる盗しつるを捕へて、春正月の末に國へつかはされて、責問はす事の侍るに、多く守部を附けて彼の峠を遣されしに、雪は高く道も無きに、又春の雪の彌降りに降布ける。斯る囚人連は、何所にて留り居るべきにもあらず。辛うじて行くに、山を下れば深き谷の有りて、そこは丸橋を打渡せる所にて、常さへも難しきといふ道なるに、かの二人かさなりたれば殊に辛きを、囚人は籠に伏したれば、人二人が荷ひて眞先に下る後に立ちて、十人あまりの人の下るに、山を下りつきぬと思ふ時、かの雪なだりぞ、山の崩えたるばかりに鳴響みて落來るに、人は皆深き谷の底に突落されたり。さる上になだれし雪の重りたれば、みな行衛も知らずなりぬ。かの盗人荷ひたる男も、二人ながら突落されて雪の下に失せけるが、如何にしけむ。盗人伏したる籠ぞ一つ殘りにたる。さてかの盗人は、今の騒に己も谷の底に入りけむと思ひて侍りしが、少し物の光明のしけるより見れば、堆き雪の上、我一人殘りて邊には人も無し。よき事と思ひて腰に取付きたる繩を押切り、籠籠をば踏破りて出でつゝ見れば、わづかに木の末の出でゝ侍りけるに、籠は懸りて止りゐにけり。さて

は幸き命を拾ひつるかなと喜び、日も暮るゝに、旅人の様に言ひかすめて其夜は宿り、明けぬれば心ざすカへ紛れ失せける。さるにても善からぬ癖なお直らで、それより三年ばかり經ちて、人も知るまじと思ひしかば、古郷に立歸りてある間に、又事にかゝりて捕られて、終に殺されぬといふ。かの因[illegible]にこもりてゐるまに、かゝる事に偶然命は免れたりし事の侍りしとなん。

○歌盜人とて追出されし條

東の二條に住みける若人の侍りしが、二親亡くなりてより心そゞろになりて、業の事共は捨置き、唯其所となく浮かれ歩きければ、親族共集ひて、さる心得にては家をも失ひ、終には身をも滅すべし。さる事も必ひとりにて侍る故なりとて、とにかくに聞きつくろひて、良き嫁を迎へて侍るに、暫時はさもせで居りしが、よき家主こそ出來にけれと思ふ様にて、今度は遠き野山に交り、夜も泊りて、雨などの降れば二日三日も歸らで侍るに、おのづから人も見捨てゝ、わたらひごとも疎くなるに任せて、家に在れば好からぬ事ども聞くとて、内には足も止めず出歩く。嵐山の櫻散過ぎて、小室の花よしと言ふ盛、一日も落ちつかず行きたりしが、或日、花の蔭に獨立伏して遊び居る側方に、帳打周してよし／＼しき女達の、男たるものは童共さへ遠ぞきて候ふに、只しめやかに汲交して「暮れなばなげの」など吟びつゝ、花の蔭を立去り難くしたまふ様なり。いとゆかしければ、帳の綻びたるに、目を少しさし寄せたるを、侍女と覺しき嫗の早速に見付けて、さな覗きたまひそ。あらはにて入りたまへ。苦しからずと聞ゆるに、かゝる事には馴れたる奴なれば、憚らで入りつ。よくこそとて御酒すゝめたまふに、こは猶しもなれば、心すさみになるべき節はをかしく言騷ぎ、そら物語交りて盃の數めぐるに、女達珍らかに聞きなして、打すゝろひたまふ中に、上坐におはすが年のほど、十まり八八つにも侍らむと見ゆるが、主の君ならむ氣高くにほやかにも、折々嫗が耳に物さゝやきたまひて、打笑したまふに、嫗領きなどす。彼のそゞろ人、いよゝそゞろに醉ひほこりて、聲をかしく歌ひなどするを、是彼と好みもしたまひて、似無く

珍らかにしたまふ様なり。夕暮にもなれば、花の下風も打薫りて、夕暮のさやかなるに、御人のけはひも照添ふばかりなるを、斯るも又世にはおはしけるよと、梢の花は無きものに思ひなりて有るを、嫗袖引耳おこしたまへといふに、心はしりして差寄せたれば、悪しき事はあらじ。明日の夕暮に斯う〱して参りたまへ。所は某の某なり。必違へたまはでよと聞くより、唯夢の心持して、今日は何の星にあたりて、斯く古きめを見聞くかなと口にさへ出づるを、嫗いよ〱密(みそか)なり。さかりては居れど男共もさむらひて侍るをとて畏がる。さて暮れやしやらん。人もこそ別れ散れ。さは歸らせたまひて、明日の夕ななととり〲に言へば、男は退出てぬ。翌の日は疾く起上りて、今夜はよき人の御許に歌よまむ人々を召すなり。おのれも詠人に採られて侍るなど、こと〲しく言ひなして、容貌は髮より始め、顔、手、足、耳の端までも搔洗ひ、湯には三度まで入りて、二なき懸想人となりて、衣などは有りのこと〲取出で見しも、新しからむを選り着て、夕暮のまぎれにと有りし某の門を指して走行くに、言敎へしに違はず。さて臣(たみ)の木の大やかなる垂枝の、いと暗き下に立隠れて侍るに、折々搔鳴す琴の響なども遠からねば、かの住みたまふ御邊にやなど推量らるゝに、門開きて迎へ入るゝ人もなし。今朝より晝ばかりまで降りつる雨の滴は、梢に殘りて、風の吹鳴す毎に、冷やかにこぼれ落つるにぞ、肩裾を濡して、今にか、唯今にかと立待つほどに、酉の三つばかりにならむ。なま嫗の聲音にて、門も明けず、おもてに某の人や立ちたまへると聞ゆれば、嬉しくて、先つ時より参りて、此森の雫に立濡れてさむらふと答すれば、いとよし。今少し待たせたまへとて入りつ。先事は違はざりけりと賴しくおぼゆるより、少し心も落居、かの濡るゝも何共せで待つに、又更に音もなし。月遅き夜半なれば、いと暗くて人は見付けねど、犬や吼來なむと思ひ畏みて居たり。さて戌の時二つを告ぐる時守の鼓の聞ゆるに、いよゝ心急かれて、風の音なひの颯と聞ゆるも耳傾けたり。扨あるに、奥の方よりしめやかに沓の音しのびやかにして、鏈にやあらむころ〱と鳴る音などもして、此方さまに來る人あり、これなめりと思ふに、かの聞

知れる聲して、よく待たせつる。上には靜らせたまふに、漸人氣も遠ぞきて侍ればとて、金戸をやをら開き、手を取りて引入るゝに、常世の洞に誘はれし人の心も、斯りけむと打すゞろきて、花の香くる林を回り、水鳥の立騒ぐ池の邊を行くと思ふに、土のいたくふみぬけぼ、裾をば高く卷さあげたれど、彼のよく研ぎ洗ひし脛なれば面無からず。又石をつたひ行く所の侍るに、沓もしとゞになりつれば脫捨てたり。又中の御門の侍るをも打越えて、唐垣おもしろく見わたしたるに、山吹の咲きひろごりて侍るに、眞砂の甚白く、玉なむ敷渡したると見ゆる庭の面を踏みて行けば、いと高く造りかまへたる家の欄には、光る金を延べて所々張廻したりと見ゆ。淸らかなるきざはしして、烏帽子樣のもの、又上の衣など見ゆるは、白き麻衣にてあるを持來て、其御姿にては人の見咎むるを、此めして此圓座の上に足組み、此はゝきを前に置きておはせよ。もしこの邊を官人達の來あはせたまひて、さむらはすは何人ぞとのたまはゞ、我は散る花を惜みて斯くさむらふ者なりと答へたまへ。さて後此嫗が謀り參らせむ。かく暗くしては人もこそ見咎むれ。燈まゐらせんよとて、火を前後にいと明くして立てたれば、今は懸想心も無くなりて、此は晴やかなる忍事かなと、をかしからず思へど、せむ術も無くて居るに、沓を高く引鳴らして、黑き上の衣着たる人の、こゝ過ぎたまふと見えつるが立止りたまひて、それに候ふは何の者ぞと聞えたまふに、かの敎へたまふは此所よと思ひて、散る花を惜みて、斯くさむらふ者なりと答ふるに、心有るかなとのたまひて、かたほに笑みて過ぎさせたまふほどに、先善くも仕たりと獨思ひて居るに、又彼方ざまより、赤き上の衣著たる人のこゝ過ぎさせたまふ樣なるが、又立止りたまひて、それに侍るは何の者ぞとのたまふ。是は散る花を惜みて斯くさむらふ者なりと答へ奉れば、心あるかなとのたまひ、振向きてほゝゑませ給へば、立て渡したる御格子の內には、女達の聲にてえも堪へず打笑はせたまふに、聲を押へて逃行く音も打聞えたり。さては女達のおはす所も近かりき。大かたに欺きつれば、今は來て見咎めむ人もあらじと思ひて居るに、今度は靑き上の衣着て、楚を持たせたる人の間近くおは

して、斯くさむらふは何の者ぞとのたまふ。是は散る花を惜みて、斯くさむらふ者なりと申せば、いと心あるかな。さは歌をこそ詠まめ。一くさ仕うまつれ。是にて聞くべしやとあるに、驚き惑ひて、いかに答へ参らせむと呆れたる面付を、御格子の内には哄と笑ふ聲す。男は汗に濡ぢて心には願を立て、一くさ詠得させてたまへと祈るに、遲くなれば楚持たる翁が、歌よみ得ずば紛れたる者なり。行ひてや見侍らむなどいふに、胸騒がれて身も慄ひ出づるに、古き歌にもあれ思ひ出でば、はし／＼搔直して言出でむ物をと思回らすに、熊野といふ謡物の中に侍るが胸に浮みたるを、斯るもの丶中に侍るは、貴き人達は知りたまふまじ。唯此際を逃れ侍らむ間なりと思取りて、詠得て候ふと申す。さらば詠め聞かむとあるに、

春雨のふるは涙か櫻花散るををしまぬ人しやはある

と、唯其儘に打上げたれば、さてこそ盜人よ。彼方の御門より追出し侍らむとて、楚持たる翁が刀を出して打つべくす。男あわて丶、何も盜しつる覺は侍らず。赦させたまへと詫れば、今の詠めりといふ歌は大伴の黑主の歌にて、古今集には選まれたり。さらば汝は歌盜人にあらずや。いで退れ／＼とて、着たる物をば剝取りて追へば、彼方此方に逃惑ひて倒轉ぶ様をば、男女の聲して今は包なく高聲に笑ひたまふに、心も附かねば、口をしき戀の敵人共なりと思ひながら、いたく追はれたるに、植込めたる木の枝に顏をば突傷られなどして、やう／＼に門の外に逃出づれば、金戸荒らかに締むる音して、又内には哄と笑ふ聲したり。いと辛しや。狐のしたるなめりと思ひて、帶なども解け亂れたれば結ばむとするに懷より銀にてあるが三枚までこぼれ出でたり。是ぞ彼の木の葉を以て誑かしたるなりと獨語ちて、袂に打入れて持ち歸へるに、なほも其重りすれば、是は石なり。狐の性を見顯さんとて、やがて家に歸へりて火を明くして見るに、なほに其なり。心深き奴かな。しからば物に入置きて、明日なむ見顯さんとていと草臥れたれば湯漬食べむといふに、女のあるじは、常の事なれば惡がりもせで、言ふがまに／＼

して寢させつ。其夜は屢々寢おびれなどして、いたく呻き臥し早朝起出でゝ、彼性見顯さむとて箱を開くに變らず。是は松の青葉にて燻らせたるには、耐へずして化顯すと言ふなれば、爾せむとて、竈の神に備へたりしを引きぬきて、火附けて燻らかすに更にも變らねば、此上は跗鞴にかけて見るばかりぞとて、鍛工の家に其借らんとて參りけるよしなり。

○梅が代といふ香の名を付けし條

香を聞くことを好める人、深く此道に惚惑ひて人の世の中は、唯此香爐の中に有り。さるは聞香悉能知といふことを常言に沈外といふ教を受けては、天が下の政も此外を漏れじなど愚に思迷へる人に、其友なりける人語りけるは、群芳譜といふ書の中に、苦棟樹に梅を接げば、又の年必ず黑き花を開くといへり。爾して見たき物にぞと言ふを聞き、何事もして見る癖なむ侍る上に、欲する心の深ければ、これ若し黑き花咲かば、市に出して黃金に代ふべしと、心の中に著く喜べど、其苦棟樹とふ木のおぼつかなくて、所の識者に問ひければ、それは楝の事なりと申さす。さる木は、何所に侍るやと問へば、玉水の里に多く侍りしと覺えつと敎ふるに、然らば玉水には我從兄弟の侍るに、今より參りて先一木接ぎて、試み侍らむとて、俄に足結締めて、小倉堤を南ざまに走り、唯一時といふに行著きて、大汗を拭ひてあるに、何事にかゆくりなくおはしたる。春日の御祭かなど言へば、さる事にはまゐらず、御庭に苦棟樹や侍る。少し接穗して試みたき事の侍るに、梅の穗もて參れりといふ。主おもひがけねば、是は何事ぞ。さる難しげなる名かたる木は侍らず、聞違へたまひつらむといふに、あまりに急ぎたりしかば、物しりの敎へたりし名は疾く忘れたるなり。誠に苦棟樹にては侍らざりしとて、頭をひねれども思出でず。其日は晩くなりつれば、夜は宿りて又の日の曉、人を仕立てゝ彼の物しりの許問遣りければ、楝と書きて來つるに、是なりしとて、楝や持ちておはすと言へば、さる木も侍らずといふ。御庭に有らずば、此所には多くある木なりと京の識者の曰ひつる。聞きて給べと言へば、遠近問合せて、此所の物しりの申さす

は、棟は栴檀の事にて侍る。苦楝樹と申す名は聞きも及ばずと申さすなり。いかに違ひて聞きたまへるならむといふ。さる所へ此所の醫師の來り合せて、苦楝皮といふ藥の侍る。其苦楝皮は黒き實のなりて、京わたりの女の童達は、是に羽子すげて突きたまふ木欒樹の生る木なりといふ。その木、こゝに侍るやといへば、否さる木は侍らずといふに、是も彼もいと紛らはしくなりて暫時いざよひしが、さるにても斯く參りて侍るに、先其栴檀にまれ。楝と心得て接ぎて見む。御庭にや侍ると言へば、栴檀ならば其等の木は皆共にて侍る。いづれなりとも接ぎて見たまへといふに、若木の一尺ばかり周るを、木の本を伐らせて、持て行きし梅の穗を、習ひしまに〳〵接ぎて、やがて黒き梅の花を見せ參らせんとて、其日も其所に宿り、此木の傍には、童どもは避きて給べなど言賴みて歸りしが、廿日ばかり過ぎて、いかに侍らむ。見て來ばやと思ひて、珍らかなる物を苞にして、先つ頃の禮も聞えまほしくて又下り候ふと言ふに、主かの先聞え侍らむは、曰ひし如く、人とては傍にも寄せず守りてさむらふに、はや十日ばかり前に皆枯れて侍り。來ん年の春接直して見たまへと言ふに力なく、さるにても其根の木を給べとて、自鋤もて行きて、太き根の所を挽切りて持て残りて、屋根に打上げて乾しおきたり。さて後打ちかきて是を燒くに、おかしき一ふしの薫をしたりければ、梅が代といふ名を付けて、みづから稱へて持たりけりとなむ。

○鶯の巢に時鳥の子持たるを見し條

江戸なる高橋といふ邊に、やごとなき君の御別莊の侍るを、守りて居らす人の語りたまひき。三月の末に木の間深き所に、鶯のしば〳〵行通ひけるを見れば、巢を作り置きて侍るなり。よき事したり。是の卵を捕りて飼はんと思ひて侍りしに、ある時時鳥のまた鳴立ちぬる一つ飛來て、其巢のわたりを窺ふ樣しけるを、此方に隱れて見居るに、鶯は出でゝ居らざりしかば、此時鳥、心のまゝに巢を覗き見て、まだ卵にて侍るを嘴にくはへて、四五の侍りけるを直呑みに呑みてけり。惡き奴かなと思ひて猶見居りつれ

ば、暫時して己が口より、甚赤き卵唯一つをかの巣に吐入れて飛去りぬ。是ぞかの「鶯のかひこの中の時鳥」と詠める事ならむと思ひて、此先いかにあらむと待つに、やがて月の晦がた、ひゝと鳴く聲のしけるほどに、鶯は猶行通ひて養ふ様なり。四月初にもなれば、體のいと大きくなるを、いと愛しくする樣にて巣には足をのみ据ゑて立居たり。かの親と思ふ鶯より見れば遥に大きくなるまにまに、巣に餘りて、小き蟲など食ひ持て來るに、子は大きなる羽を廣げ、長き嘴を打開きて、其餌を食はんとするに、鶯は我頭さへ口の中にさし入れて呑まるべうすれば、後は少し恐ぢてや。我は巣の上なる枝に居りて、餌は落し入れて食はせける。やう〳〵巣を這ひ出る頃になれば、鶯は先に木づたひて時鳥をならはせけるに、羽も長くなるさまなれば、飛びてや行かむとおもひて、やがて是をとりてやしなひけるとぞ。

○蜜の蜂になりしをいふ條

吉野の奥には蜜蜂といふ物を飼ひて、多くの蜜を採る事をす。是を養ひし人の語りき。先是を求めんには有るべく思ふ山の木蔭を求歩きて、やう〳〵見出でゝ、これ捕らむと思ふ時、衣をば脱ぎて、頭より初めて足の裏までも、殘る隈なく蜜を塗りたらはして行くなり。さて其巣を捕らむとするに、蜂どもの多く飛出て、其人を螫すとて身にひしと附けども、其蜜の香を嗅知りて、己が友とし思ふにや。少しも螫さずと言へり。さて其巣をば我家に持歸り、蜜の滴を採得るに便よからむ所を計りて、物に釣置けば、蜂は己が住所に定めて、年ごとに作り廣げて、後は釣鐘ばかりの大さにもすなりといふ。又其巣の中には、正に親とし敬ふ蜂の侍るにや。中のほどに住居る一つは、飛出づる事もなく穴も豐にして住むなり。口の片端の方には、數も知れず住居て、朝より夕に至るまでは遠近飛行きて、花の香を羽がひに付けて持て歸りて、巣の中に入るなり。これを巣に侍る蜂共の食ひて溺するが、其滴るぞ蜜なりといへり。よく馴れて見るに、飛行きたる蜂ども飛歸りて、巣の穴に入らんとする時は、穴の口に大なる蜂どもの守り居て、彼の花の香を持來ざるをば責めに責めて追歸すなり。少しにても持來たらんをば、たや

すく穴の中には入るゝなりとぞ。賈によく物おぼえて候ふ蟲なりといへり。爾言へば、蜂の花に附きてあるを見るに、皆其花の黄なる香を足に附けて飛行くものなり。これぞ彼等が役なりしよ。又かの蜜とふ物ぞ甚怪しき物になん。是は正に見き。已知りて侍る人の、良き蜜を久しく貯へて持てりしに、二重の蓋して侍るに、事ありて上なる蓋を挟放ちたるに、下なる蓋をば嚙破りて侍りけるにや。細き穴二つまで明けて、是が中より小き蜂其の這上りて侍るに、いと怪しがりて其蓋をも開きたれば、蜜は固り寄りて、其色ながら皆籠の形せる巣の穴になりて、高き低き甚多く打重りて、其中には蜂の子の幾つも附きて侍りしなり。又其底なるはゆた〳〵として漂へるに、半より上は皆斯く固りたり。此儘に置きなば、終には乾きて殘なく巣になむなるべき物なり、かへす〴〵も怪しき蟲にこそ。

折々草 夏の部

○姨捨山をいふ條

卯月のはじめ、信濃なる松本に往きて、久しく其所に侍りて、又越の國へと志して行くに、其所より伴ふ人も侍りて出でける。月の末なれば、花は皆無くなりて野山のいと青きに、杜鵑花といふ躑躅花のやう／＼咲出でたる、此面彼面、石の隈に火を鑽りかけたらむばかりにて、遠目に見るなむいと善き。唯山を昇り降る道なれば、休ひ／＼行くに、峯には白き雲の立居て、松の木群の見えみ隠れみするなどこそ心深けれ。呼子鳥の聲は我々に立添ひて鳴くばかりになむ甚近き。さるは「佐保の山路を上り下りに」と詠めるも、かゝる旅行の折にか侍りけむ。さて松本より善光寺までは、十まり六つの里を過行くなれば、一日には參り難うて、とにもかくにも道の中にて宿は求むべしと思ひて侍るに、急ぎても行かねば、日のいと長き頃ながら、未の後申の前にあらむ。西の空のみ赤くなりて、日影のいと暗きに、良き宿求めてしがなとて山を下る。何とかいふ山里の、並ぶとはあらねど家群の多く侍るが、若葉の森の隈々に立續きたり。田を見れば泥土かき平らし、畠を見れば麥のいと青く榮えたるに、穗などはいと白くて、夕風の吹くに戰ぎあへり。又家居近き庭の邊は、芥子の花の白き赤き、咲きわたしたるなど心遣なるに、見れば出居なども仕構へて、疊どもゝ敷きて侍りと見ゆる家のあるに宿を乞ひて、其夜は明し侍る。水の音のいと近きは谷川なるべし。更け行くまゝに聞けば、水鷄とも覺えぬ鳥のいと細き聲して枕べ近く鳴くなり。何にか侍りけむ。廿日まり一日の月は山の端を離れて、雲なき中空にさしのぼれば、姨捨山も程近きに、明日の夜の月をさへ思ひける。麥の秋といふ頃しもは麥を刈收めて、稻の刈場に收めて侍れば言ふなめり。さるのみにも侍らず。風の心雲の行來、月の光までも心づからや夏としも覺ゆず。もとより甚寒き國なれば、斯くして見るさへに葉月ばかりの夜の様なり。かの松本より率ひし

も風流好む男にて、今宵の月を詠むべく思ふなりとて、寢ねてありければ、臥居たまはむよりはとて格子どもを開けば、ねぶたげにて、頷押上げて起出でけり。酒好む男にて、斯る時は一盃食べて社よき歌もよみ得め。月も花も之無くてはと、さのみに面白がらぬを、物荷ひて參りし男の次に臥居けるが、さ言ふ聲に目を醒して、扨も熟睡しけることよ。空も白みて侍るに、主人どもはなどて支度はせぬぞなど罵りて、小便に出でゝ、つく〴〵と空を打仰向きて、今夜の月のまだ此所におはすれば、曉にはあらぬなり。格子の白きに欺かれたりとて又寢むとするを、かの酒好むが一盃求めてよと言へば、男が、何所も鼾の最中なり。いかにして得てむといふ。否得難き時に得るこそ得るなれ。月夜よし。いざ二人行きて酒賣る門を敲かむと言へば、是も「いな舟の」にや。むく〳〵と起きて帶しめなどす。さるにても此門を開きて出でば、此旅人は借代に乏しくて、夜に紛れて逃出でたりと、主人どもが立騷がんもうしろめたけれ。唯何となく時を違へたる顏にて、主達に朝食の支度したまへとて起さむが善き仕業なりと、二なき方便を思ひ得て侍るに、文殊なりと稱へて主共を起せば、此方の言騷ぐを聞きて、先つ頃より目覺して居りければ、かの文殊もあからさまに開居りぬらむ。いとむづかしき聲して、此邊は冬などは寒く侍るに、行來の旅人達のゆくりなく酒を乞ひたまふ事の侍るに、己等までも共用意して、濁れる酒などはいかにも造りて持ち候ふ。又よき酒を湛へて持てる家なども侍る。今より先は物のなづみて侍るに、さる用意どもしたる家は、まづ此邊の山中には侍らず。明日行きたまふ姨捨山の麓に、八幡などいふ家村のあるには、今も持たりし人侍らむ。今夜は堪へて靜まりたまへ。まだ曉までは時の三時ばかりも殘りたらん。己等は草臥れて候ふといひて、是も外に出でて小便まりて、入りて寢にけり。今は彼の方便もあからさまに聞かれたれば、かさねては唯ひそめきて寢にけり。曉にもなれば山霧打きそひ、小雨のそぼ降るに出でたり。同じ山道なれど、今朝は寒げなるに苦しくも侍らず。巳の時ばかりにも侍らむ。日の影のほのかにて、濡れたる草木の末葉にきら〴〵とさしわたりたり。されば蓑などは脫ぎて荷はせなどす。

山一つを回りて下る樣に行く道あり。人來たるに問へば、こゝぞ姨捨山なるといふ。打見ゆる山にこそと思へりしといへば、それは麓より登る道なり。是は後より下りたまふになむ。此山の半の程にて侍るが其山なりと、言教へて過ぎける。さて下り行けば唯圓き峯にて、岩など押立てたらむ樣にて侍るがそれなり。姨が石になりしなど、愚なる事言教へたる石も侍り。又寺ざまなる家も一つ侍り。何の見所も侍らね共下るに、こゝは田毎の月とて、都人も、おはして見たまふ名所なりといふを見れば、小山田の立ち重りて侍る所なり。此田面は向峯(むかつを)に月の上れば、こゝには影の幾つも映りて侍るなどいふなれど、是見むとてふりはへ來し人の、よく見とゞけて侍るが物語るを豫て聞きし。さるは無き事にぞと申せり。何事も聞きしにはと思ひて下り侍りて、麓より打仰ぎて見れば、實に面白き山の樣なり。かゝる高き所に姨を捨置きて、「慰めかねつ」と詠めりけむなど思ふなりけり。時にもあらねど、

　月見れば衣手寒し更科やをばすて山の峯の秋かぜ

と詠みたまへるぞ甚めでたき。月明き秋の夜にて見たらむには、此御歌はいかばかり光を增さまし。夕は此所にて此夜の月をと思ひたりしが、此長き日を徒に暮しなむと思へば苦しくて、先思ふ方へぞ急ぎて行きける。

○伊勢の能保野に石文を建つる條(並に倭建命の御歌を論ふ)

伊勢の國鈴鹿郡能保野は、倭建命の薨れませし所なり。其陵とて侍るは、龜山より道のほど一里あまりの北にあり。村をば長澤といふ。陵の事をば、所に久しく武備(たけび)の社とて申しつぎけり。何故に爾いふとふ由も侍らず。昔より此曠野の阜とおぼしき所に、松など生ひて侍る所を武備の御神と申して、葉月十日まり六日といふには、必所の人多く出でて、是の御前にて相撲をとり、即これを武備の御祭とせり。斯る事いと久しき間に、ある人のこゝは倭建命の陵なりといひ出でて、終に所の守より神祕樣の事も仕給ひ、松杉なども俄に植並み、拜殿、鳥居などまでもよし〳〵しくしたまひき。さてより後は、まれ〳〵

詣づる人なども出來、尊き君達よりも人遣はされて、事を祈らせたまふ時なども侍り。斯くなりてより僅に三十年ばかりには過ぎずとなむ。已等卯月の末、大御神拜み奉りて侍りけるなべに、妹等も率て此陵に詣で侍りけるに、道もあやしからず。川なども二所まで侍るが、いと淺くて徒歩より渉りき。さて詣で侍るに、幾多の年月を歴ねば、松杉などこそ若けれ。野は實に曠野にて、何處より何邊までを能保野といふ限りに侍らねど、唯三里ばかりの間は山もあらで、そこはかとなく今は家村も遠近に出來、高き岡は畠に墾し、低き谷は田に鋤きたれば、草のみ生ひたる野らにも侍らねど、陵のわたり見渡さるゝばかりは大野なりける。さすがに健くおはせし命の、斯る所に行難みたまひ、國忍びまさせて、

　はしけやし我家の方ゆ雲井立ち來も

とは詠ませたまひけるなめりと思ふに、時しもあれ。卯の花くだし降續ぎて侍るに、雨はりの雲も立迷ひて、空さへぞ哀なる。秋にも侍らねど、草のいと深ければ、細聲に鳴響む蟲までも、此所にしては心ありげなり。宮居の甚古く、神さびて侍る所々は何所にも侍れど、多くは作りかへなどし、或は幾多住繼ぎて侍る家どもゝ侍るより、名はいと古くて所の新しきのみぞ多かる。こゝは唯昔の樣なる大野の中に、御墓めきたる阜の侍るより外は、縱令あるもふつゞかにて、萬きら〳〵しからず。家とては藪原の中に、祝子のかすかに住なし給へるばかりなり。是彼いと尊く思ふに、祝子の許行きて、陵の廣前に「はしけやし」の御歌一くさを、石に彫付けて建てまくほりするに、所の守へも斯くと聞え上げさせよ。重ねて參り來んまでにさたし置きたまへと申して、其夜は長澤の村にあやしき宿して、昔思ふ歌ども詠むとて夜すがら寢ねず。曉人を賴み、關の驛まで出づる道を嚮道させて行きける。是は三里ばかりなりといふ。猶おぼつかなき道にも侍らず。雨の降出でしに、からうじて其日は坂の下に宿りて、明くれば近江路によびよる人の侍るに、あらぬ道を廻りて晦日になむ家には歸り侍りき。又の年同じ頃に參りて、いかにと問ひ侍りけるに、いまだ所の守より沙汰聞え侍らずとあるに、唯建て奉らむ石などは見

置きて歸りにけり。次の年五月に、沙汰は平かに果てしと、祝子の申しこし給へるに、また行きて、今度は七日ばかりも留りて、願ひしまに〳〵建て奉りける。五月十まり六日、かの千引の石を多くの人して川の邊より引上げて、此曠野を持て來るに、夜にもなれば、松點し連れてたちとよみ、御前に引寄せて侍りける時は、大なる篝を幾所はも燒きて、百餘八十の人ら庭前に居りて、御酒食べて此陵を伏し仰ぐ樣などぞ、昔此命、こゝに薨れませし折なども、斯る樣なりけむなど思續け侍りて、比なき有樣におぼえける。又此命、御足をあやまちたまひて、美濃の國にて今は醒が井といふに入浸したまひしかば、少し御心の醒めたまひぬるに、やう〳〵歩ませ給ひて、今は當藝野といふ邊、同じく三重の里杖突坂などを過ぎたまひて、小津の前にて一つ松の御歌詠ませたまふと侍り。又此長澤といふは、昔は長瀬といひけるにて、こゝを渡りまして薨りましぬと侍れば、正に此邊まではおはしましたりしならむ。さるを今それと言傳へ侍る所の名を以て、いでませし道の程を考へ侍るに、當藝野より三重の里、三重より小津の前といでましては後へ戻りませし樣なれど、甚古き御代の事なれば、山の崎岡の隈備は崩落ちて海となり、海は淺せて今ある道とも成りつらむに、何所を其いでましの道と定め侍らむ。さるを物しりだちて、彼やかく言ふ人の、或は道のほど心得がたし。後の樣いかゞなり。此所にては侍りし。彼所なるこそ其なれなど、今を以て言はむは事を好むなれ。こゝに高宮といふ邊に、陵立ちたる所の侍りて、そこには澤なども侍るを、周圍に池を掘らせて、白鳥を放ちたまふとあるによく適ひしなど言へば、それは日本紀にこそ爾あれ。古事記の方には、倭にます后たち御子達下りまして、陵作りますとのみ侍りて、かの池を掘らせたまふ事は侍らず。爾は何邊をそれとも別めがたし。唯熱田の記を考ふるに、

　　をとめの床のべに我置し劍の太刀其太刀はや

と歌ひ終らせたまひ、鈴鹿川の中つ瀬を渡りたまひ、たちまち行水に隨ひませり、時に三十年の御齡なりと侍り。其瀬を號けて後瀬といふは、今訛りていふ長瀬なりと侍り。其長瀬は今いふ長澤にて、已に

長瀨の神と申して其所に立ちませり。古き人の語るに、その長瀨の御神と申すは、近き頃までも倭建の命なりと申して侍りしとぞ。されば此熱田の記によりて見るに、此所に甦りませし事は著く、陵は又かの高宮に侍るが、其なる人々も知らねど、其も是も定れる印も殘らず。然るに此所なりと言ひて定りたる上は、何をか强言に言募らむ。又「はしけやし」の御歌は、日本紀をもて見る時は、御父天皇日向の國にいでませし時、野中の石に登りまし、京都を思ひませる大御歌とて、此片歌を發句とし、次の二くさの御歌を一連とし、合せて一首の長歌として出せり。又古事記の方には、此命、能保野に到りまし、國忍びまして詠ませ給ふと侍りて、「はしけやし」の片歌一首、又次なるは長歌にて二首なり。さるは此等も古の事なれば、いづれを其と別むべしといはむか。然れども地は海山と入變り、高き低きも移り行く物なれば、久しき跡などは今を以ては言ひがたし。詞の道は昔を以て今を明し、今を以て昔を別め侍る物なれば、書の面を以て正し侍らむに、何か違ひ侍らむ。ことに古事記は日本紀よりも前にて、倭言のまに〳〵記せる所多く、日本紀は其後にて、專に唐言を取り入れたまへば、倭言を沙汰せんには、古事記の方ぞ據所多からむ。ことに此三首の御歌は、一首々々と詠止めたまふ御詞の聞え侍るにては、古事記によりて三首の御歌とし、又命の御歌とするは、詞の上に於きては正に適へり。又其御歌の御心も、已に御病の劇しきに臨みて、國忍びませる御心もいと哀に、また「命の全けむ人は」と詠ませたまへるなども、かく御病に迫らせたまふ時の御詞なる事は、著く侍る。殊更此命の御歌、數多く記の中には見え侍るを、此彼對へて見るに、御口調も同じく侍るなり。さるは熱田の記の中に、御歌とて二首侍り。是はさも侍らむか。何にも其頃の調にて侍るなり。

　　鳴海浦を見やれば遠し直歩に此夕汐に渡らへむかも

　　年魚市潟ひかみあねこはわれ來むと床去るらんやあはれあね子は

上の御歌は宮酢媛の御許におはして詠みたまひ、次の御歌は甲斐の國にて此媛を戀ひたまひて、詠ませ

給へるなりと侍り。或人の曰く、此命の御歌に短歌の侍るはなし。皆長歌と片歌なり。其が上に此歌がらを見るに、言は古くて、調は御口調に侍らず。是竟宴の歌にも侍らむかと、されど是らの事を強ひて言難き旨は、柏原の天皇の御製に、

葦原の茂こき小屋に菅疊いやさや敷きて我ふたり寢し

と侍るは、ことに其頃の御歌がらともおぼえぬなり。まして伊須氣余理比賣の御歌に、

佐井川從雲たちわたりうねび山木の葉さやぎぬ風ふかんとす

うねびやま晝は雲と居夕されば風ふかむとぞ木の葉さやげる

此二首などは藤原の宮風俗とも聞え侍る。こは命の御時よりは、御代は十代ばかりの上つかたにおはしましぬれど、斯る御歌も侍るを思へば、かの熱田記に侍る命の御歌も、彼や是く強事には言消ちがたく侍らむ。さて事の序に言ふなり。古事に習れざる人は、近頃の事すらあるに、いと古き御代の事を、是は今めきたり是は古ばりたりなど、何をしるしに言罵ることぞとおぼさむ、さる界はいひがたし。唯野中の清水にて侍るなり。

○龍石といふ條

大和の國上品寺とふ里に行きて遊びて侍るに、此主物語しき。主の從兄弟は同國高取といふ城下に、土佐といふ所に侍り。久しく訪れざりしかば如何にと思ひて、水無月望ばかりに、いと暑き頃なれば寅の時に出でゝ往きける。道は三里ばかりなれば、明けむとする頃は參り著くべしと思ひて行くに、其所へは今五丁ばかりにて、やう〳〵東の空白みたるに、いと疾くも來りぬ。少し休はゞやと思へど、この邊は皆野らにて、芝生の露いと深く、直居りに居りかねたれば、と見かう見するに、草の中によき石の侍るを見出でて、行きて腰かけむと思へど、蚋などや多からむに、此所へ持て來むとて手を打ちかけて引くに、見しよりはいと輕らかに侍る。大さは二尺ばかりにて、鈍色せる石なり。此を道の眞中にする

て、淸らを好む癖の侍るに、手拭のいと新しくて持たるを其上に打敷きて、さて腰かけたれば、此石撓む様にて、衾などを疊上げて其上に居るばかりに覺えたり。奇しき事とは思へど、心がらにや侍りけんと、事もなく居りて、火打袋を取出て火を鑽りおこし、下部にも煙草食べさせなどし、稻共の快げに靑み立ちたるを打見やりて暫時ある間に、朝日のいと紅くさし上る。いざ歩まむとて立ちて、道二町ばかり行くに、汗のしとゞに流れて唯暑くおぼえけり。淸水に立寄りて顏など洗ひ侍るに、何となく臭き香の堪へがたくしけるを、何ぞと思へば、かの手拭にいたく染みたる香なり。何に似たるかをりぞと思ふに、小蛇の香にて、其が上にえも言はず臭き香の添ひたるなり。此はけしからぬ事かな。かの石の上に彼が居り侍りけむ名殘なり。さて洗落さむと思ひて、淸水に打漬ぢて洗へども中々に去らず。水に入りては猶臭き香の募りて、頭にも通るべく覺えけるに、手拭は捨て遣りける。さて手も體も物の移りたる、堪へがたければ早く行きて湯浴せんと、急ぎて從兄弟の許行きつけば、皆集會して朝食にかあらむ物食べて侍るが、主の曰く、久しく見えたまはざりし。斯る暑き時に曉かけて來たまはせて。かの日の盛には何しに出でおはしたると聞ゆ。此男聞きて、寅の時にいでゝ唯今麓にて夜の明けてさむらへ。主達も今朝食參るならずやと言へば、家の內の人みな笑ひて、何所にか午睡して寢おびれたまへるならむ。空は未の頭にてさむらへ。けふは晝飯の遲くて、只今食べ候ふと言ふに、少し怪しくなりて空を見れば、日ざしも實に然り。また暑き事も朝の程ならず。下部を見れば、これも唯怪しく思へる顏附にて、道には何も程過すばかりの事はしたまはず。火を鑽りて煙草二吸ばかりして侍るのみなりと申すに、主共が其は彼のにて侍らむ。山の麓には良からぬ狐の折々さる業して侍る事のあるにと言へば、いな狐とも覺えず。かう〳〵なむ侍る事のありて、其香のいまだ去らず侍るに甚く惱めり。湯浴せばやと言へば、主打驚きて、其は惡しきめに遭ひたまへり。かの石は龍石とて、此邊には構へて侍り。其化物は何に侍るとも知らねど、必小蛇の香のし侍るを以て、所の者は龍の化けて侍るなりとて、其をば龍石とは申すな

り。是に觸れたる人は、疫病して命にも及ぶ者多し。御心は如何に侍ると言ふに、忽に身の熱來て、頭も痛くいと苦しくなりし程に、從兄弟は藥師なりければ、心得て侍りとて良き藥を俄に煎させて、又體に香のとまりたるをば、洗ふ藥を以て拭はせなどしけり。此家に斯く病臥してあらむも如何に侍れば、歸りて妻子共に看護らせむとて、其日の夕つ方、籠に乘りて呻きながら歸るべくす。又主の曰く、かの休みたまふ所にて見させよ。必ず其石は侍るまじきにと聞ゆるに、下部ども心得て、かの石は道の眞中に取出て侍りけるとて、行きかゝりて見れども更に無し。人の取退けしにやとて遠近見れども、もとより石一つなき所なれば、有るべきにもあらず。扨は化けたるなりけり、己は下部だけに地に居りて侍れば、石には觸れざりけるとて、幸得たる面附して歸りにけり。かの男は葉月ばかりまで甚く病みて、やう／＼に癒果てぬと、さて後は、子供等にも誰にも、山に往きては心得なく石にな腰かけそと、教へ侍りきと聞えし。

〇野守とふ虫の事

信濃なる松代に住む人來て語りき。其邊の山里に名高き力雄の侍りて、相撲なども取步きけるが、水無月はかり、是が友どちと二人山に入りて、柴刈りて侍る歸途に、清水の流出でたる細道の、眞葛這蹟ごりて、怪しき木蔭の侍る所を來るに、一人の男は先に立ちて行き、かの力雄は後に立ちて、刈りたる柴どもは物に結附けて振り擔げたり。下る道なりしかば、彼の難しき邊を走り來るに、何にかあらむ物踏みたる心地するに、眞葛原驚立ちて、桶の丸さばかりなるが起返りて、足より肩に打掛けて、くる／＼と卷きておぼゆるに、見れば頭は犬などよりも大きく見ゆるが、眼の光異しく、我咽を狙ふにや。高々とさし上げたり。又尾とおぼしきは背を回りて、肩を打ちこして臍の邊まで卷きしめて侍り。此男、勇みたるものなれば、事ともなく思ひて、是は大蛇なり。いで口より引裂かむと思ひて、荷ひたる柴をば放ち、左の手を伸べて下の腮をひしと捉へ、右の手して上の腮をとりて引裂かむとするに叶はず。鎌を持

ちたりしなど、先の男の腰に挿させたれば此所には有らず。さるにてもいづち行きけなと思ひて、大聲をあげて呼べば、是はいと甲斐なき男にて、南見るより傍なる木に登りて、あや〳〵と見居たるが此所なりといふ。汝甲斐なき者かな。其腰に挿したる鎌なおこせよ。此奴責まなと言へば、なほも木の末に居りながら、鎌は抜きて投下したり。扨足を上げて下の腮を踏固め、左の手にて上の顎を持代へて、右の手に鎌を握りて、やと聲をかけて口より咽をかけて二尺ばかり斬り裂くに、苦しくや有りけむ。締められたる尾先を緩めて、ある限さし伸べて、地を打叩く事五度ばかりす。其響、木魂に答へて鳴動めり。さて見たる此僻物はいと弱りて侍るに、鎌を上げて三段四段に切離ちぬ。頭は常なる小蛇の様にて、指の六つある足なむ六所に附きたり。丈は一丈ばかりに足らず、周圍の太き所は桶ばかりも侍りて、頭の方尾の方は遙に細やかなり。扨頭よりはじめ尾の邊は傍なる谷に打込み、中にも太き所をば荷ひて、今日の名譽を親にも見せ、所の者共をも驚かせむとて持て歸りにけり。親は甚く老いて侍るに、待ちつけて、などて今日は遲かりしと言ふに、かの一丸なるを取出て、斯るめ見しが、悪く思ひて斯く斬責みて侍る。彼見給へとて出す。親驚きて、良からぬ事をばしつる。是は山の神ならむ。必ず祟いで來なむ。己が子とは思はず、家にな入りそとて追出しける程に、此男は譽められんとて持て來つるを、思の外にも侍るかな。何の山の神ならむ。人を食はんずる奴は、たとへ神にまれ、命は取るべし。さるを斯く懲らしたまふは、己が親にてもおはさじなど言爭ふを、里長の來り合ひて、彼や是く言宥めてけり。さて其切りて持たるをば見むと言ふ方へは遣はし、一日も二日も歷る程に、いと臭くありつれば捨てつ。此男もいと臭き香の移りて、着たる物どもをば取捨て、手も足も洗へども更に其香の去らで、これには惱みけるを、醫師の良き藥を與へて後は、其香やう〳〵去りしとぞ。又其醫師の言ふは、野守とて大蛇の類にもあらずと申せしよし。世に井守、屋守などいふ蟲の、野に侍るまゝに野守とは言ひけん。又此男には何の報も侍らざりしが、三とせ經て後、公より占置かれし山に入りて、官木を盜みたる

罪の顯れ侍るによりて、命をめされける。是は其が復讎したるなりと、人々いひはやしけるとなむ。

○女の靈、男に見えしをいふ條

いと暑き頃ほひ、音羽の瀧の邊なる寺に往きて一日涼せんとて、道の程も暑ければ、辰の時ばかりまでに寺には往著きなんと言契らひける。若人の二人は東の五條に住む者なり。一人は西堀川三條邊に住む者なり。又是が許へ、同じ年の程なる若人なるが浪花より昨夜上りてあるを、今日は斯る遊するに、行きなむやとて率て行く。道の程も遠ければ、巳の時ばかりやう／＼參り著きけるに、五條よりは甚近ければ、かの二人は先になん參り著きて居りける。さて浪花男を引合せて、同じ心に侍る人なれば率て參りつると言ふに、五條男共もよくこそとて、先酒を盛りてうらなく遊す。又一時ばかりも早く來て居りつれば、淋しかりけるまゝに、色よき遊女どもに來よと、申遣しぬるが唯今にも參りなん。其許もと聞ゆるに、堀川男も道にて知れる方へ立寄りて、申置きて侍る。唯今にも參りなんといふ。浪花男には如何にと聞ゆるに、斯う參ることは稀々に侍れば、京に知れる人は侍らず。君たちを仲人に賴み聞えむ、よき遊女を得させたまへなど答へて居たり。さてて遲しと待つ程に、やう／＼に來て彼や是く言騷ぎ、絲など調べて掻鳴す間に、又堀川男の言置きて侍りけるも來て、我友にて侍るが物申したき御人を見うけて侍れば、自身も參らむと聞ゆるに、率て參りつと言ふなり。いと好し、浪花男のさびしくなをしたるゝ物をと言囃して、何時が間に斯る知己は仕置きたまひけるなどそゝのかしたてゝ、何所にぞと言へば、かの遊女が言ふは、心ざす日にあたりて侍るに、上の山の御佛に詣でゝ、其許へと聞ゆるに、童女一人を附けて、自分は別れ參りさむらふ。此所はよく申聞かせ置きたりといふ。いな／＼人を遣して案内させむ。是はよく仕給ひつるなど言騷ぎて、女ども一人、上の山へ遣して、佛拜みておはさんを、來たまへとてやる。女どもの、誰にておはすと問へば、昔の名は荻と覺えつる。同じ里に居りしかば、折々往合ひて侍りしが、浪花の方へと聞きて後は、久しく打絕えて侍るに、先つかた甚瘦れたる顏色にて、つ

と入來給ひて、其許のおはする方へ自分も參らなむ。よく知り參らせて侍る人のおはしたる、物申したき事も聞えたまふにこそ、よき時なり。我知り參らせし御人の御伴にて、浪華人のおはしたるが共にておはさむ、物語は道々聞えまゐらせんとて、打連れて出で侍りしに、我家には、をぢをば達其外多く居て侍りしかども、誰も見おぼえねば互に物も言はで、我ひとり彼や是く言ひて出し、道すがら物語もして侍りしが、何を言ひつるか聞きつるか心も留め侍らず。猶今の御名も聞かず侍りき。いと氣高く細やぎて、髮のめでたく侍る、年の程も廿ばかりならむといふ。さて如何なる色をか著して侍る。帶は何にて侍ると問へば、其は覺えずと打笑ふ。是は浮きたる事かな。道の伴人の、何色著して侍るをも覺えたまはずは、あまりに浮かれて急ぎたまふけならんとて、女共も打笑ひつゝ、何にまれ程の侍るに、呼びて參らむとて行きける。斯く言ふを聞きて、浪花男は心得ぬ顏して傍に居りしが、其は我に會ひて物言はんとて來つるにかと問へば、足下の御事なるべし。此方の伴ひたまふ浪花の御方とて外にも侍らぬ物をといふ。誠に爾なり。いとも怪しきかなとて落ち居ぬを、友どち、是は人知らぬ節の、いと／＼深き御以所こそ聞かまほしとて打搖るに、浪華には侍れど、一節もなき無根事なりと言ひまぎらしてあるに、女ども歸りて、さる人は何所にもおはさず。もしや千手の御方便にて、隱し置きたまへるならむと言ふに、彼の附けて遣りつる女の童も來て、御佛の御前にて兵に拜み奉りしが、露の間に何所へかおはしたる。見失ひて侍るまゝに、此所は承り置きぬれど、彼人へは申さゞりしかば、何地へか迷ひ往來たまはむと、彼方此方幾度も尋ねて候へど、あまりに間も無き事なれば、怪しく人氣も少かりしにぞ、此堂守などに問ひても、さる伴ひつるとは覺えず。自身一人こそ見つれなどいふに、物の畏くなりつれば、先告げ參らするなりと言ふに、みな唯怪しといふ。かの浪花男は思合する事も侍るにや。外の方に向ひて佛の御名を唱へて、涙の直流るゝに、故こそあらめと思ふに、皆聲を打密めて、何事とは知らねど佛の御名など唱ふるもあり。女共は一つに攀りて袖引合ひなどして、息もせで暫時あるに、かの男は

室眺して甚く打嘆く様なれば、友どち共の、何事にか侍りつる。面貌も悪しく事も怪しく聞えつる、何事にもあれ。包なく語りて心を遣りたまへ。一人思沈む事は、よろづ善からぬなり。もとより心の罪は、口に申して滅すとなむ承れば、承りし上にて、われ／＼如何ばかりの事もせんと、わりなく聞ゆるに、今日なむ始めて逢ひ奉りては侍れど、この堀川なる男は従兄弟にて侍る縁に、是が御友垣と侍れば、何事も隔て参らする心もなく、其所には遊女だちの多く候はすれど、是も同じ業にて、誰上にも侍らむ筋なれば、これが始終聞え参らせむに、苦しくは思ひ侍らねど、これ申して侍らば、態々催したまへる今日の興は無くなりて、あはれならむかし。物語聞きたまふ様にも侍らむに、えこそ聞えまゐらせじ。己は退りて、これより志す弔事も侍ればなりといふに、ひたすら語りたまへ。大方に是らの事にもと推量りて侍れば、縦令隠したまふとも、今年遊は停めて、われ／＼も退出なむ。さるよりは語りたまへ。承りし上にて、わくらばに寺にても侍れば、如何ばかりの弔事をも共に仕奉らむと、わりなく責めければ、さらば聞え参らすべき間、其が上は御志の弔事をも頼み参らするとて、先涙を押拭ひて、思出で侍るに、月日も忘れず四年前に、己いと若くて、母刀自率て京にのぼりて、遠近見歩き侍りし時、此観世音に詣で侍るは卯月中の八日なり。此山の麓の家にいと貧しくて住みける男のあるは、其妻なん若かりし時、母刀自の傍にて召使ひて侍る者にて、今は其所に人の妻となりて侍るを、京へ参でたらば必訪寄りてと、折々言ひおこして侍るに、立寄りて侍れば、いと嬉しがりて主の翁も出でて、饗應二なくする程に、時も移りて暮れけるに、雷鳴り出で雨も甚う降るを、いかで歸さむや。陋くは侍れど今夜は此所にと、いと切に聞ゆるに、外の様にも思はで、母と己と召連れたるを此一人を留め、男どもは旅宿に歸して、明日は早朝迎へ來よと申して有る間に、雷も靜まり雨も小息みて、月のさし上る氣色いと面白かりしかば、若葉に映らふ月影に、夜の御寺の様殊にしめやかならむを、一人参りて拜まんやといふに、いかでさはとて、外に人もあらねば、娘のいと童だちたるが侍るを附けて嚮導させたり。何の心もなく手

携はりて、御山に登り後の御寺なども拜みに、古嫗の一人居りける荒亭の、伊豫簾垂れて侍る許へ立寄りて、暫時居りて、雨ばかりの軒の青葉の櫻が枝よりふり落るなど、いと面白く思ひ侍るに、此娘が鬼角顯想めきて侍るを、年は幾つにかと言へば十まり六なりといふ。丈は細やぎたれば高くも侍るに、いと童しくおぼえて侍るに、此は所がらにて侍る。早く世づきて侍るなど心に思ひて、淸げに侍りければ、心の外なる事も言響かしなどし、今宵ぞ物のまぎれになど、道すがら言契らひてけるに、甚あらはなる住居なりしかば、何事も語らはで、重ねては來むと言ひて明日は疾く歸りにけるが、母刀自率て參りつれば、已がまに〳〵出歩行くも叶はで、惜しき事したりと思ふに、古郷より迎來て、ゆくりなく浪花へ歸りき。さて後も、若葉の月見し夜半の事心にかゝりたりしが、其年の七月、京の便に聞けば、翁も妻も俄に病付きて死にければ、娘は從兄弟の方へ遣はして、其家も人に讓りてなど聞ゆるに、重ねて訪はむ方便も無ければ、憂しとなむ思ひしに、葉月になりて、業の事いできて京に上りしを、先此御山に詣でゝ、さる家の隣にて問ひしかども、娘の行きたる方は知れる人もなく、訪寄らむ知己も無きを、今は「歩人の涉れど濡れぬ江にしあれば」と打吟びて過ぎけるに、友どちに誘はれて遊女求めに行きける時、近頃より出でゝ侍る荻となむ聞ゆるが有りとて、我に得よといふ。荻ならば伊勢人にこそ善からめ。浪華人にはあしかるべしと言へば、あしともよしとも一よのがしに折伏したまへと言ひて、率て來るを見れば、其の處女なりけるに、いと耻しげにて顏も得上げず。已は觀世音のしたまふなりと喜びて、早く寢て語らむと言ふを友どち惡む、さるにても時移りぬとて、やがて人げも遠ぞきたるに、かの夜の軒に濡ちそめたりしより、隔りて侍りし月頃の事など語りて、行先をさへいひ出づるに、鷄の鳴けば離れがたくして歸り、京に留りて侍りし間は、一日一夜も落ちず相見て、さて業の事も果てたるに、今は爲ん術なくて別れて歸りしに、玉章の便も繁く往復ひて、いよゝ忘れ難かりしに、長月ばかりに終に浪花に下り來にければ、いと嬉しくて、其より二年ばかりは唯夢の樣にて相見しを、已も親に甚く徵

されて、一年ばかり東の方へ追遣られて侍りける間に、かの狭も據所なき事にて、人の隠妻となりて侍ると聞き、今は悪くなりしに彼の夢も醒めければ、人々もとりなし聞えしにや。穢戒も取り侍りて、此程浪華へ歸り侍るに、さる知己より聞けば、かの處女は其人にも從はず、さることに定りしより、物も食はで唯もの病に病みて侍るよしなり。さて忍びておこせし文共も數多侍るを見るに、唯哀なる事どもの聞えて、一度は逢ひて心の程聞えまほしくとのみ聞えしが、此頃京へ上るに、やがて歸りてあらば、ともかくもせむと申遣しけるに、其返事は、いと弱りて侍るにや。筆も取上げがたく侍るにとて、人傳に心弱き言傳して侍るに、昨日の夜舟にて上り侍りてけるが、夜すがら見る夢に、唯傍に附添ひ侍る様になほ覺え侍る。さる心がかりの侍るに、人々と交りて遊せん心も侍られど、此所へと來りしかば、昔を思出でて、少し心をも晴かさんと思ふばかりにて參りしに、覺えず人々ののたまふ事を聞きて、さては亡くなりたれど、一度は相見てと言ひし心の殘りて、慕ひ來しかと思ひて居るに、胸も塞りて、人々ののたまふ事さへ耳にも留めず、御寺の方を見て侍りしに、唯烟などの立上る如くにて傍に見えしかば、甚悲しくて、佛の御名唱えて侍るまに、消失せ侍りけり。哀なる事にとて、今は聲を放ちて泣きけるに、男共も頭を垂れて、さても爾ありしか。己等が立騒ぐに、そことも通ひ難くや仕たまひつらむとて泣けば、かの侍ひし乙女は、もと見し人なりとおぼして、我を賴み聞えて爰までおはしたる心か、いかにも／＼いとほしく侍るとて、眞袖を顔にあてゝ泣くに、誰々も身の上なりけり。深き縁かな。憐の御人の行衞かなとて、言出で／＼果し無きに、女どもが、斯く承りては暫時も默せんや。皆々佛の御名を唱へさせてよ。又上の山に人やりて、跡弔ふ業懇にせさせたまへなど立騒ぐ程に、をかしからむ面白からんと思ひつゝ集寄りしは、皆法の友どちとなりて、終日泣暮らして侍るに、遊女どもゝ目を摩り赤めしかば、夜に紛れてなむ離れ去りける。これは其日參りあはせたる五條の人の物語に聞き侍りき。

○越路を旅行せし條

おのれ若かりしより旅行を好みて、多くの旅はして侍りけるに、卯月ばかり旅路の旅行して侍るほど、世に面白く覺えたるはなし。さるは其所々の名も忘れて侍れど、心にしみて侍りける事は書附け侍るなり。彌生末の六日といふに、伴人京へ歸ると聞ゆるに、我も率ひて出羽の國久保田といふ所より、越の海邊を通りて行く旅路に出でける。此久保田には去年より行きて、雪の高く積りたるに歸るべくもあらで、其國に留り居りしなり。さて其日は秋田のさかひを本莊の國府に宿る。明くれば伴人の知れる山寺のあるよしにて、道もあらぬ所をとひもて往きて、其山寺に參りける。何とか申しける寺なり。同じ陸奥の中にも、此邊はなべて雪降る國なれば、彌生の初もまだ消えがてに侍る雪の、俄に月の中の程より、見るがうちに消渡りたれば、先梅の咲出でたる嬉し。そも〳〵長月ばかりより、雪嵐の絶ゆるひまなく打續きてしぐるゝに、此頃となれば、唯好き日のみ續きて風もふかず。いとのどけく打霞むばかりなるは、是らの國がらなり。さて柳もいと淺黄して萌出でたるに、赤き梅も八重の白きも咲出づるに、辛夷ぞ多く咲ける。此花をば是らの國には田打櫻といふなり。此木の咲くをみて田打返す時來ぬとすれば、爾こそ言へ。さるは彼御寺は、高からぬ山の邊に道有りて、其を入りて行く所なり。雪は高山には見ゆれど、此わたりは唯土のみ黑くて、細き流のあるに土橋打渡せるなどには、青き芝生のいと珍かに生出でゝ、野は陽炎の打ちきらひたるに、山の根方は霞亘りて、南うけたる山の邊なれば、殊更に暖なり。此頃となりては、久しく厩に繫ぎ籠めたりし馬共をば放ちたるに、小馬を打連れて、珍しげに大野に立遊ぶ樣こそ面白けれ。扨寺なりと思ふ麓に、かすかに山里の侍るが、皆山に片かけたる家なれば、雪のかゝりて打倒れたる柴垣などは、新しく締直しなどし、田畠の業も無き時なるにや。のどやかにさし入りたる日影には、男どもの匍匐ひ居て、何にかあらむ鼻聲にて歌ふなりけり。又家鳥雞は、いと麗しく光りたる垂尾を引きて屋の上に登りて、晝の時を告ぐるにや。羽根うちたゝきて、ふり出でゝ鳴く

なむ心よげなり。野鳥雉子は、木の芽の打煙りたる林の中に隠れて、是も劣らじとほろゝ打鳴して鳴く聲の聞ゆなり。なでふ事も無けれど、雪の中に籠りて百日まり埋れ居て侍りしを、かく雪も消えて日ざしも長閑けく、殊更心留めぬ旅には侍り。行く先は京なれば、是を見彼を聞くにも、唯面白きとは覺ゆるならむ。扨御寺に參り着けば、人氣も侍らず打靜まりて見ゆるに、鐘なむ打鳴す堂は、寺の傍に立ちて侍るに、啄木鳥といふ鳥の來て、かの鐘打つ木をば、何食はむとにや。こち〳〵とつゝき居るぞいと寂しき。格子の紙の甚く破れて侍るより隈なく見ゆるに、見れば老いたる法師の、奥の方に針袋を開きて、糸などたがぬるは物縫ふにやあらむ。又南おもての格子の内には、十ばかりなる童の、机に向ひて手習ふと見ゆるが、字は習はで、筆の尻を噛割りて房の如く打廣げ、格子に飛入りて侍る蛇を押へむとにや狙ひ居たり。内よりも人ありと見て、老法師の出でて、何所より來りたまふなる。是の主は此頃に參れり。今歸りて侍らむ。こゝにて待たせたまへ。牛よと呼びつれば、かの手習ふが、よき人のおはしたりと思ふ樣にて、○机を押しやりて來たり。湯のあらば參らせよと答へたまふに、それも沸きてあらぬにや。枯れたる杉の末葉を拾集めて持て來て、鍋の下にさしくべたり。我作人の、拙者は京に往く者にて侍り。此御寺の主はよく知りまゐらせて侍れば、唯今古里に歸る道の序なれば、訪ひまゐらせたりといふ。然は今夜は此寺に宿らせよ。ふつゝかなる山寺に侍れば、饗應申さむ樣も無けれど、旅なればとおぼして、一夜も二夜も明させたまへと、いと懇に聞えたまへば、主もおはさぬにといふに、已は主が法の師にて候へば苦しからず。おる御心遣はな仕たまひそと、いと切なりしかば、草鞋なども足結なども解きて、さらば今夜はとて打上がりたり。さる間に主も歸りたまひて、二なく懇にしたまふ。其日もまだ高かりしかば、少し休ひて、さて上の山に登りて見るに、海もいと近く、山は高からねば雪も皆消えて、躑躅なども萌みたるに、椿は色濃く咲きこぼれたり。又眞柴には黄なる花にて糀を取附けたらむ樣したるが、此所にも彼所にも咲きたるを、他の國にては見ぬものなり。名は如何にと其所なる人に問

へば、是は此邊にてはまんさくといふ。此花は正月といふには、雪氷の中より斯くにほやかに咲出づるといふ。さは今思へば、先咲といふことをまんさくとはいふならずや。又片栗といふ草の花は紫にて、是も雪の下より咲くといふ。是はいと盛にて、許多打亂れたり。鶯などは漸々昨より聲を引上げて候ふなどいふが、唯一つにてだに、峯に上り下りて面白く鳴くなり。日も入方になれば霧深く立亘りて、松の色なども甚異なり。入相の鐘を打鳴すに、山を下りて多食など食ぶ。さて此寺の主も近き程に旅行して、京には登りおはすと聞ゆ。よき作なれど、今七日ばかりは後れなむとのたまふに、此所には唯一夜宿りて退出ぬ。又主の今日は蚶潟に著きたまひなん。さらば斯くいふ寺に往きて宿れとて、文など附けてたまはるに、いと珍らかにて出でぬ。此日も長閑かにて、海の面も和ぎわたり、舟どもゝ多く浮かみて侍るを見つゝ、いと面白き山路を行くに、蚶潟に參り著けば、ならひて侍る御寺になむ參りて、其所にも宿かす。又の日は留り居て、蚶潟の江に舟浮けて遊び歩きける。櫻は今を盛にて、かの「花の上漕ぐ」と詠めるなどゝ老木なども咲揃りて侍り。櫻もさる事なれど、椿の花ぞ異所には此所に比ひて見む所もなし。鳥海といふ山はいと高く聳やきて、雪もまだ白くて殘れり。此江はこもり江にていと淺ければ、波風の畏も侍らず。多くの島々崎々ぞかのもこのもにさし出でて、見所の侍るに、躑躅は礒間に咲亘りて、櫻に立交りて侍る。松などは曲れるも直きも、唯自然の氣色になむ。餘りに長閑き日なりしが、中の時ばかりより打曇りて、・村雨の降出でゝ侍るに、舟をば蚶滿寺の庭邊に漕寄せて打上りつゝ、寺の松（マヽ）まして居りて見るに、花ぞ甚く散るめる。暫時して晴れたれば、虹のいと高く山の峯形に映ひて侍るに、夕影の霞を隔てゝ、海の面にさしわたる氣色ぞ言はん方なき。夜に入ればかの宿請ひたる寺に歸りてふしぬ。夜もやう〳〵更くるに、風吹起りて浪頭高く、岩に碎け散る波の音などは間近く聞えたり。夜の明くるに、見れば空もいと暗く、海の面も昨日に變りていと畏し。卯月の一日に侍れど、夏の衣取出む日ざしもなく、雨さへ降交りて寒けきに、此寺の主の切に留めたまひしかど、今日行く道は海をも

川をも渡らねばとて退出ける。此日はいと辛きめに遭ひて、夜に入りて酒田の湊に著きて宿る。又の日はいたく濡れたる衣をあぶり乾して、其所に留まる。次の日は空いと好く晴れて、温泉など温海の侍る所を通るに、櫻、山吹の八重一重なるが咲きほこりて、峯も岸べも今を春の最中と見るにぞ、鶯も高く鳴くに、蛙は山の下樋に這出でて、やう／＼忍音に聲立てたり。扨行くに、桃も梨子も、ありとある花は咲滿ちたるぞ樂しき。其邊にも花曇とて霞亘れるをばいふなり。今日はさる日にて、風も吹かぬなりと見れば、さすがに卯月の氣色も侍り。花を見れば又春の氣色も侍りて、言はむ方なき道の邊の様なり。出羽の國の境に何とか言へる濱の邊の侍るより、又道の伴二人まで添うたるに打賑ひて行く。念珠が關といふは、越の國と出羽の國の限にて、此所は五里ばかりの山路の、家もなき所を行くなれば、心得すべき路とて嚮導せん人をも頼みてけり。さて爰は葡萄越といふ山なり。實は深き所といふに違はず。春の雪とも覺えず降敷きて侍るが、しかすがに卯月なれば、南に向ひたる尾上は名残なく消亘りて、今ぞ初草の生出でたるに、かの此頃見つるまんさくの花、片栗の花など、田打櫻といひし花も心よげに咲滿ちたり。一重櫻は漸々に咲みたるなども侍り。又西北に向ひたる尾上の深き谷高き岨などは、木立も冬のまゝにて雪氷いまだ消えず、渡る風などもいと寒し。行きと行くに、葡萄といふ山里には侍れど、家群數並みたる所ぞ見ゆる。此所は此邊に續りて、雪の淺き所なりとて、春の氣色もいと早き山なり。眞に春の花は扱交ぜて侍るに、青葉の花なども咲續きたり。又先つ頃より燕なども渡りて候ふといふが、彼方此方飛交ひて鳴連れたり。其日は其所に宿り、明くれば村上などいふ國府を過ぎ、きのえ、きのと、寶寺などいふ寺に詣づ。こゝに八重なる梅は散過ぎて侍りける。此越の路は、片々に北海を見て、幾日も／＼行く所なるに、「八百日行く濱の眞砂」と詠みけむも、これらの濱邊を詠みしならむ。立後れて歸る雁がねは、いと多く飛連れて、思ふ事もなく唯北に向ひて行くとぞ見ゆ。行くも／＼眞砂路なれば、乾きたる所は甚く踏貫くに、白波の打ちかけたる磯間は歩みよくて、皆さる道を慕ひ行くに、種

々の色したる貝の來寄りて侍るを、都の苞にもと拾へば、道行の遲くなるに堪へて行くなんいと口惜し。何とか言ひて侍る野中を行くに、奇しく小き川に、舟長とおぼしき翁の一人居て、これに乘りて下りたまへ。此川は新潟の港に續きて侍るが、十餘の里を隔りて侍れど、此川水の下るにつきて舟の行くに任すれば、いと安く熟睡したまふうちに著くなり。斯る舟に乘らざる旅人は、おぞし〳〵といふ。何にまれ淺き川のいと狹きに、畏き事は侍らず。さらば是ばかりの舟代は參らせむ。乘せてよと言へば、いとも當らずといふ。是にてはと言へば、聞かぬ顏して居るが惡くて、己等は足てふものを持ちてあり。さばかりの舟代を出さむより、酒食べん人は食べ、餅食べん人は食ぶべし。彼見よ己共が足々をとて、殊に强く踏鳴らして、いと疾く步行きて見すれば、おい〳〵と呼びかけて、心早き旅人かな。さるは後にのたまひし舟代に、酒代少し取りかけて給べとて負けたれば、立戾りて乘りつ。野中の川成に、岸の高きがうるさけれど、打仰ぎて寢るに、雲雀の高く飛びて鳴くがよく見えて、心遣なりと言へば、舟長が聞きて、かの雲雀ぞ春は見たまふ如く高く上りて鳴けども、秋になれば萩薄が下に離れて、曉方には一聲づゝに面白く鳴くなり。旅人は都方の人ならば、深草は知りたまふべし。鶉鳴くなる深山とは諺物にこそ申せといふ。おかしかりつる。此外、所につけたるよしなしごと、語りて聞かすが尉にて、寢もし起きもして行くに、少し廣やかなる川になり行けば、かの港も近きにやあらむ。岸べの葛どもは萎いと高くなりて、穗なども打亂れ、茨の花どもはいと白く咲亂れたるに、頰白、鵐などいふ鳥の住み居て鳴くぞ面白き。夕日のいと赤くさしわたるに、「見れば打對ひたる方に、家どもの壁はいと白く塗りわたしたるが、數知らず川の邊に敷並みたる所ぞ、かの言ひつる港なり。此所には横樣に流るゝ川のいと廣かれど、よく馴れたるにや。小き舟にていと安く漕渡したり。さてその港に泊る。又の日は曉出づるに、打曇りて甚靜なる日なり。卯月の八日にて、佛拜む人の衣など著こめて、男女袖はへて行交ふも所がらに侍るにや。指月寺といふ寺のあるに立寄りて見れば、何所も今日は僞なる、花もて細やか

なる御寺を作り、其が中には佛の產子にておはすをなむ立て、かうばしき水もて養し奉る事を仕置きぬ。御寺の傍には花欝どもの薄紅に咲きて侍るに、姥櫻なども少し散方には侍れど、色よく咲交りたり。猶行きて彌彥の御神に詣づ。此所は木群いと高く茂りて、神さびませる宮居なりける。

彌彥のおのれ神さび青雲のたな引く日すら小雨そぼふる

と古き歌の侍るは、此宮居を詠めるなり。木立深く山もしめやかなれは、青雲打棚引きて、晴れたる日にも此所は小雨のそぼ降るなりとぞ。實に此森の樣なりける。其より此所に宿り彼所に留りて行く程に、面白き所々も多く侍りしかど忘れにけり。加賀國を通る頃は、卯花降の降續くに、蓑も乾しあへざりしかば、をかしき事ども覺えず。近江の國福原といふ港に宿りて侍るに、長どもが來て、今夜舟に乘れ。曉には大津には著くべしとたばかるを、實と思ひて乘れば、漕ぎもせず追ひもせぬ程に、水の上にうつかけたる油などの漂ふ樣にて、ゆたのたゆたに行くほどに、やう〳〵辛崎に着きぬ。此夜、時鳥の鳴きて過ぐるを聞きしぞ嬉しかりしか。

○寢言をいふ癖のあらはれし條

筑紫の國の守の射部の中に、寢言いふ癖の侍る男二人まで侍りける。寒き頃は寢も善く、さる癖ごと治まりてあるが、夏にもなりて殊に暑き夜などは、現の時にも增りて口利き物言ひ、いねなどは轉步くのみか。後には起惑ひ或は立步きなどするを、比なき癖なりとて國中に聞えわたりけり。されど常態善しき者共にて、私の心なく、又射部の技は此二人に並ぶ方もなく、之が司なる人の心にも萬適ひければ、其癖一つは苦しからぬ事とて許されたり。さるは後は寢言の名委し人となり、終には守にも聞しめしつけて、唯をかしき事におぼしたり。又此二人は友どちよく、兄弟の如く交りて、夜晝さして遊び居るまゝに、夜も互に宿りなどしてあるを、傍より彼癖を聞き、いと面白がりしかば、彼が二人宿り合ひてある時は、必知らせよなど其家人共に言置きて、皆行きて其寢言をなむ聞き居て笑ひけり。餘りにさる事

の名委しかりければ、其司人も、さる瓣は比なき事なり。聞きとゞけて置かばやと思ひ、其事も無く招きて、長雨のいと徒然なるに、酒一つ盛りて物語せん。今夜は打解けて遊ばせよと許して、よき肴魚ども取出て、次の竃に立振舞はせて、彌強に酒を盛りたれは、此二人もいと嬉しと思ふまゝに、引受け引受け數も重ねたれば、醉過ぎて禮無き事など言出でむも甚畏けれは、退りて候はんといふを、今夜は雨も甚く降るに、夜も更けぬれば、次の一間に宿りてあれ。夜の間の事も申附けたりなどあるが痛嬉く思ひて、然らは今一杯二杯過し侍らむとて、又打重ねて、今は眠げに見えしかば、我も入りて寢ね。ゆくらと寢ねてよなど聞えて入りて、さて宗刀自も此所に來て、かの瓣を聞きたまへとて、上の一間に皆集寄りて、かの寢入附くを待居りけり。此二人いたく醉ひ進みたれば、打傾くより先鼾合せて寢附きたり。さて唯今にてあらむと待つに、四郎といふ男の方より、五郎やおはする。五郎やおはすると言出でたるぞ先をかしき。五郎鼾を止めて、是に候ふ。何事ぞあわたゞしと答へたるも唯に物言ふばかりなり。四郎また鼾を止めて、頭の三つありて翼の片羽なる鳥が、彼見よ空に翔りてくる〳〵と廻るなり。翔鳥に射て落せ。己は醉過ぎてあるに、彼射當てむとも思はず。其許は一杯打覆したまひて食べざりし程に、其補には彼鳥を射當てよとぞ言掛けたる。五郎むく〳〵と起き出づる音するに、心得して甚明く立明したれば、此方より覗くに何事も隈なし。扨起上りたるを見るに、目は更に開かず。丸寢や仕つらむ帶なども堅く締めたりしが、枕に置きつる太刀を取りて挾み、つと立上りて、いでや我射中てん。眞に空を翔りてくる〳〵と廻るよ。我もし射中てたらば今一杯食べむやと言へば、四郎は鼾して熟睡したり。五郎獨言して、彼は居らざる。武士に翔鳥を好みて、己は何所にか紛れ失せたる。武士の禮は知らざるものなり。四郎よ〳〵と高聲に喚きつれば、耳にや入りけむ。是もむくと起きて、今何とか言ひつる。武士の禮は能く心得たり。いで見せんずなど甚猛びて言へば、五郎聞取りたる顔にて、此は面白し。唯今かの鳥を射中てゝ肴は作りて參らせん。其なる大椀に盛りて食べむや。その事を言間めてこそ此矢放つべけ

れといふ。四郎又聞取りしと見えて、已又射中てずんは如何にせん。我もし射中てずんば此弓矢は段々に折りて、重ねて武士の交際せじと言ふ。其善からむ。いは射よ〳〵と責むるに、五郎さらば其所にて見よと言ひて、物に立向ひて弓引挽め、かなぐる様などもいづ〳〵しく〳〵して、彼鳥を射當てたりと立踊り、桃を確と押えて、いと怪しき鳥かな。是を作りて食べさせむとて、羽など引抜く様に摸擬ひ、炙干す様などするを見るなん、堪へ難く、唯物狂を見るばかりなるに、四郎はいと疲れたるならむ。明日の夜〳〵と言ふさへ斯に紛れて打臥せば、五郎も立騒ぎたれば是も疲れたらむ。明日の夜〳〵と言ひて寝ねたり。けしからぬ見物したりと、とり〳〵言ひ騒ぎて、人々も静りたまふ。夜明けもて行くに、かの二人は早く起きて、昨夜よりの禮正しく聞え置きて退出にけり。さるにても比類なき有様なりしを、守にも聞え奉れば、見たくおぼしたるに、御成所にて片食したまふ時、彼等を下屋に宿らせたまひて、密に忍びおはして立聞したまひ、物のすけきにさし覗きたまふに、かの二人つと起上りて、國の守は國々におはしませど、我頼む君に勝りたるはおはさずと言出だしたるを守きこしめして、其後は聞かず侍り入らせたまひて、人々をめされ、彼等は罪人なり。召捕りて厳しく問はせよ。是迄多くの人を欺きつるぞと、御氣色のいと悪しかりければ、捕へて責問ふに、如何にも初の程は覺えざる寝言も申したりしを、人の名委しきと申すに乗りて、面白く覺えしかば、二人して申合せて候へと、事を明地に告りてければ、其罪は咎め給ひしかど、射部の技の勝りたるをば愛でおぼして、其儘にさし置きたまひしに、其詞人は詞にも居りがたかりしにや。斷聞え奉りて隠れにけり。已東に侍りし時、我友の中に寝言いふ人の侍りしが、人は何とも言はぬに、己みづから稱へて、我は寝言は申せど、世にある拙き筋は申さず。かりそめにも雅ごと申すなりと言ひしを、心淺き人なりと思ひ落したりしか。

○明和己丑より同じく庚寅に及べる夏の様をいふ條

明和己丑の年五月二日、曉より打曇りて侍ると見しに、辰の頃ほひより、細なる砂の小雨などの降落つ

る様にて降りける。空を見れば、雲にもあらで薄くて打曇りたり。手にも留り、屋根などにも、灰などを蒔散して侍る様にてなむ留り侍るに、油傘をさし出して置けば、いと多く積りにけり。何の故ともおばえず。文德實錄の中に、齊衡二年八月戊寅。安房國言。大雨二黒灰一。從レ風而來。委レ地三四分許と、昔も斯る事は侍りし。又立年の冬、江戸に下り侍りて、松前の守の御許に中津の君おはして御物語の侍るを、御傍にて承りし。守のたまふ、某の年某の月、京邊は黒き灰の降りて侍るよし綾足が申せり。拙者が知りて侍る蝦夷どもの境に、臼が嶽と申すが侍り、いと高き山なり。其いたく燒けて候ふ。さるは其烟の末は西の空にたなびきて侍り、地にて見ればいと遠き境に侍れど、天にて測らばいと近かるべし。是は其砂の風に隨ひて參りつらむならめと聞え給ひし。又庚寅の年は、夏になりて雨ふらず、川も池も水はいたく淺せて侍るに、後は井の水も侍らざりし。湖も淺せに淺せ、又淀川も徒歩より渉りき。さるは天が下の種物は、皆枯れて絶えけるなど、こと〴〵しく言ひ延るに、枯れし所も多かれど、良き所のいと多く侍るに、秋より後はめでたく豐けき年にぞと申しき。辛卯の年は、卯月の半より五月の末まで雨ふらず。是は如何にと言ひ騒ざしが、六月より雨も折々降りて、去年の様に池川井などに水の盡きたる事も侍らず。いよ〳〵豐年なりと稱へ侍る。又春より始まりて侍りし事は、伊勢の大御神に人々の競ひて詣づる事なり。さて彼の詣づる者は、童なる老いたる若き、唯物狂の様になりて、今年參らではと思ふ心になんなるまゝに、業をも忘れ身をも命をも思はで、拔け出でゝ詣づる程に、皆旅の心得もせで、居るがまゝ立つが儘に出でければ、道の程にて彷徨ひ苦しむ者多しと聞え侍りしによりて、京は家毎所毎に、是が旅行を助くる施をなむ仕ける。さるより伊勢までの道のへあるを、よきあしき所までおふな〳〵施しければ、遠近の國々よりなほ〳〵に詣でける。後は手づから馬を牽き、みづから駕を荷ひ、髮を結ひ湯浴などさする施共も、心々に仕構へて、暮れむず頃は立ちどよむ程に、往來は唯其騒に押されて、足弱に侍るなどは大路を通り兼ねて、小道より行來せむとするに、其さへ行通どもに立塞が

れて侍りき。大和、津の國、河内、丹波、但馬、若狹の人、百人ばかりづゝ打連れて通るに、後は施せむ手段も盡きて、をさ〳〵止みけれど、斯く施有りと聞えつる遠き國より、はる〴〵に志して詣で來る其中には、いと憐なる物參も侍りき。又牛など率きて參りしも侍り。犬などは犬かた引連れて侍るに、歩み兼ぬるをば肩にも打掛けなどして參るもあり。是らの事につきては、いろ〳〵神の御光共を言へど甚愚し。唯かく多くの人の思合ひて侍るこそ奇しけれ。昔も斯る事侍りしが、其年はめでたく種物も榮えにけりといふ。今年も長雨の頃は直照りに照りて、怪しき事と言ひしかど、かく豐年と聞えつるは又奇しきかな。

○若狹國に賴む主に代りて犬に喰れて死にける女をいふ條

明和六年己丑の年水無月十まり一日の事なり。若狹の國三方郡西津村といふ所に、小松原角左衞門なる娘つなと言ひけるが、三方郡の刀禰茂太夫とふ者の家に、愛子の抱守して居ける。年は十まり四つになんなりける。さて此日夕つ方ば外に出でゝ、主の子をば背に負ひて、遠近立歩き居りしに、病に中りていと苦しくしける犬の走りきて、負へる子を食はんとす。そゞろ事にて逃ぐべくもあらねば、主の子のみ甚じく畏く思ひ附きぬるに、子をば逸早く前に抱取りて、懷に推隱しながら、俯伺ひて伏しにけり。犬は思ふ儘に其乙女が膊腹を食傷り、猶も喰はむとするを、人の集寄りて打擲けば、犬は逃去りぬ。扱勞り抱へて主の家に連行きて、如何にか侍ると問ふに、いと苦しげなり。そも此子は何として助けしぞと問へば己御家の參りける時、親にて候ふ者の言教へけるは、御愛子を抱守りて仕奉らば、唯心を加へて畏み奉れと、聞きし事のみを思ひて日頃侍りけるに、不意かりしかば、己代りて斯く嚙はるべしなども思廻らさず、唯懷に隱し奉らば、過はおはすまじと思附きたるのみなりと申す。ある間に、熱病となりて苦しみけるに、人を仕立てゝ彼が里なる親に告げやりて侍るに、小松原が妻來りて、我娘の病は問はで、先御愛子いかにましましゝ。過や仕たまはざりしと問ひ侍りけるぞいといみじかりける。かくて醫

師も加へて落なく勞はりしかど終に癒えず、秋になりて死にけり。主も我子の命の親なりと言ひて、葬厚くして納めけるに、國の守きこしめして比類なき者におぼし、今年辛卯の六月、その葬所を改め、大路の傍に侍る西德寺とふ寺の內の、人見知るべき所に其墓を高くし、忠誠なる志の顚末を詳に書記させたまひてけり。又小松原には、住居の税を奉る事を長く免したまひ、寺には白銀五枚を賜ひて、その墓所を朝に夕に掃清めてよとなん仰せ下されしとなり。

折々草 秋の部

（一）明和七年庚寅の年の秋の事をいふ條

庚寅の七月十まり八日の夜戌の三つばかり、西の方より丸き二圍ばかりなる火の玉の飛出でて、北東をさして行く。月の影のいと白くてあるに、是が光ぞ殊に明く照り滿ちて、[illegible]たに見え別きつゝかゞよひわたりて通りける。さて是を見しといふ人々ぞ己が向々なる。或人は北野の方より光り出でゝ、室町の一條邊に落ちたりともいひ、或人は堀川の二條邊より飛上りて寺町東に落ちたりどもいふ。己等は何にかは紛れて見ざりき。又鴨河の邊より見し人は、唯東を指して比叡の山をも飛超えて通りつなどもいふ。其後、我友何某が語りき。此人は其頃伊勢の菰野に行きてありしに、かの光る物は、戌の三つばかりならむ。西北の角より飛出でゝ、地よりは十丈ばかりも、空を北東に向ひて飛行く。其月夜明かりしが、人みな寝難にして外に立ちて遊び居りし程に、大方の人は隈なく見き。殊にゆう〳〵と飛行きしかば、つら〳〵見しといふ。さて其向ひたる大さは菅笠ばかりなり。横様に見し時は、炎のひら〳〵と燃えて侍りしは、太き箒の末に火附きて侍るばかりに見えしとぞ。人皆怪しと見るうちに、遙に飛過ぎて北山の根方に落ちたる樣に見ゆ。さて暫時して、どゝと鳴る聲の反響の樣にてとよめきわたれり。是必彼が落ちたりし時の響なりけん。世に斯く光るものは稀々飛歩く物なれど、斯く奇しき光物は見も聞きもせぬ事と、口々に言ひて寝ねつ。然して翌々日の日、同國なる桑名の方より人來りて語る。一昨日の夜の光物ぞ怪しかりつる。西北の隅より照り通りて侍るが、太度山の岸の方に落ちたりし。さる時ぞ甚恐ろしき響にて、御山は吼轟きぬ。又昨日の朝になりて見れば、其御山の上ほどに、九尺ばかりにて立てる石の、打破れたる樣になりて、下を指して辷落ちたり。又御宮どもは其山の下に立ちませば、これが落ちかゝりたらむに、一つも殘るべきものあらず。さるを神のしたまふならむ。御宮の上の方に周圍

木はいと弱し。石は重く侍るに、斯く止りてむことに侍らず。先是を異靈の一つとも、又二つには其石の辷落ちたる下より、いと古くて太刀とおぼしきが一振、斧と見ゆるが一柄、陶の皿杯十枚まり二つ、花瓶にかと見ゆるもの一つ、又銹朽ちては侍れど、鏡とおぼしきもの、二寸三寸侍るもの、廿まり一つぞ出でたる。何も今の代に作れる物の形には侍らず。さる上は、そこの祝子達も捨置き難き事に思ひて、詳に有様を桑名の守に申し、窮めしめたまふべき御使をたまへと聞え侍るに、使來りて熟々打見、後はとあれかゝれ。今の間は普く人にな見せそ。祝子が藏に祕置きたまへとて歸りける由なり。此太度山といふは、桑名の國府よりは北にあたりて、いと高きが侍る是なり。昔伊勢の大御神此所にしばし鎭座ましける由など、所には言傳へ侍る。又一目龍と稱へ神なむ、此御山の主にておはするよし、これは生ける神にておはせば、折々飛歩きたまふなり。さるは或時は風を外し雲を卷きて、照りかゞよひたまふに、是に逢ひまゐらせては、舟をも傷ひ屋を破られなどするもの甚多けれど、よく人の祈る事を聞しめして、是は彼の光りて飛びし物も、一目龍にておはしけめと、所の人々は言へりけり。又かの樫の細枝に比りて田畠の時を失はせじと、雨につけ日につけて、さる護著しくおはす程に、人皆此を尊み奉る由なり。さる侍りける石の如何にも危く、今にも落下るべく見えつるに、取除けむ方便なくて、祝子等祝詞申して神の御心を問ひ奉りしに、是は唯直に上の方へ押上げよ。事もなく舊の如くならむと、神懸りて教へたまひしかば、多くもあらぬ人にて押上せたれば、輕らかにて甚易く上りて、舊の如く据りけり。石は二つに破れつると見えしかど、二つ竝びて押立つる石の、九尺ばかりなる片方が、さる響に連れて辷落ちけるなりしと言へり。さて其下より出でつるものは、寶物にして、祝子が許に祕置き侍れど、さる故有りて普く人に拜ませじといふなる。

○同じ七月の末の八日の夜の光をいふ條

七月末の八日、いと暑かりしかば、我友亘來りて、東山の高き所に行きて涼み響む。いざと聞えし程に、妹と率て參りける。其家は左阿彌といふ甚好き家にて、何邊も隈なく見渡さるゝに、少しき風の吹入りて、人々心地よく酒打飲みてあるに、戌の時ばかりにも侍らむ。此所にも麓にも人立騒ぎて、北の方の山に火附きて燃え出でたりと言ふに、欄に立出でて見れば、北と覺ゆる空は直赤くなりて、家村の中にはあらず、高山の林どもに火附きて、燃え上るならむと見ゆ。さは何方ならむ。鞍馬の山かと見れば少し遠き方なり。又若狹路の山かと見れば近しとて、とりどり言騒ぐ間に、かゞよふ光の幾條も立上りて、天の限は南をさしてたな引きたるには、火にはあらず、天の氣なりと言出づるに、此先いかならむと思ひ量られて人々怖ぢたり。さてをかしかりつる興も無くなりたれば、皆歸り去なむと思ふ心のみして走り出でける。かく赤き氣の立上りし例は、古き長にも見え、近き御代々々にも侍りし事とて、物にも書留め、又近き程なるは覺え居りつる翁どもゝ侍れとて、物語するなどは聞きしが、眼前に斯く見つるは、いと珍らかなりける。都の町々は殊更に立騒ぎて、人は西東に馳通り、時守は皷を早めて打歩く。是らも暫時して、かの天の光なりと思ひしより騒は止みぬれど、人皆外に立交りて、是は如何なる事ぞとて見るなり。我が家に歸りても、是が末を見まほしくて、寢ねて見てあるに、赤氣は東の峯にめぐる様に見えて、かの光り出でたる條も薄く成り行くに、此儘にて事もなく消失すなめりと思ひて、子二つばかり迄は起居て寢つ。そが後若狹人の來たりしに聞けば、その日の酉の時ばかりより、薄紅に侍る氣の北の方に見えて侍る程に、夕日の名殘にて侍るらむと思ひ居りしに、戌の前より甚赤くなるまゝに、彼燿ひ出づる條も彌增りて侍りき。河の上は唯血を濺ぎて侍る様なれば、北の海の様を見むとて、舟を出し漕出でて見れば、三里ばかりより此方の事にて、其より先へはさる氣も見え侍らざりしとなむ。又大和の人來たるに問へば、かの空の赤くなりたるを見しより、國中の人立騒ぎて、都は直燒けに燒失するなり。其中にいと赤く立上る光は、盧舍那佛の堂に火附きたるなりとて、氏族の京に侍るは、其訪は

なとて假に裝ひ立ちて、走り登らむ構す。又然無きは、火の雨といふ物の降來て、生きたる限は亡くなる時なり。果敢なく恐ろしき時ぞ來にける。是を免れむに、土の室に隱るゝぞ善きとて、古くて侍る穴どもの中に、幾日も〳〵隱れ居て、食べむ物の構へども、心ぎたなくして持運びつゝ立響む。これは異國には無き事にて侍るが、昔古に人の住ひける所なり。石もて打圍み、出入の便始めて、水など流入るまじき方便までも、只今作り立てたるばかりにて、幾所も侍るなり。それを人傳へて言ふ。昔火の雨の降來し時、人皆此穴に隱れて命を免れしなりと、又其火の雨の事は、書どもに確と記して侍るといふ。實に氷雨と侍る事と耳傳に、氷雨と覺えつるぞ理ぞかし。さて斯く泣騷ぐ間に、事もなき事なりとて、やう〳〵に靜まりしとなり。其外、東は松前の人の語るも、同じ時同じ樣なり。西は長崎の人の語れるも又然り。唯加賀の人の語れるぞ少し異なりける。そは其日暮れなむ頃、黑き雲の一群、海の上にたなびて侍るに、赤き色したる光のほの〴〵と見えけるを、夕日の影のさしわたるにもあらず、鳴神の光にもおはさずよなど見る中に、やう〳〵夜に入りて、かの光り出づる氣の、天に上り海に下ると見しより、北や南に立滿ちにけりとぞいふ。さは昔より斯りし事の例を物知りだちて彼や是く言へど、或翁の、己よく覺えて侍る。是に違はぬ氣の侍りし年は、稻善く榮えて、國中豐けく侍りしなり、いと善き事にて侍りしと語りき。

〇狐の母の來りて黃金を得て歸りしをいふ條

浪花の浦に、多くの財を持ちて家富み榮えて侍る男、秋の野ら甚面白くなりぬと聞き、數多友どち率て比良野の方に行くに、こぼれ口といふ邊を通り侍りける時、あやしき家に、何の子にやあらむ。甚小きを檻に入れて侍り。兎にかと見れば、狐の子にて侍るなり。珍らしく思ひて、是賣らむやと言入れさせたれば、主めく男、是は賣り候ふ物には侍らずといふ。如何にして得給ひつるぞと重ねて問はせたれば、先つ頃曾根崎の方に參りて侍りけるに、夕暮の程、彼の森の傍にて、犬二つが出でゝ一つの狐を喰殺して

侍りけるに、いと悲しく見しかば、犬をば打叩きて追遣り侍りけれど、其狐は痛く喰はれて、息出づべくもあらぬ様なるに、眼を開きて、我をば頼む心の侍りけむ。頭を振上げて、森の方に向ひて屢首を打領き、其方に心有りげに見えて候ひし程に、行きて見しかば、榎木の老いたる穴洞の中に、此子狐の隠れ居て侍るなり。漸々乳を離れて侍る程にて幼く侍るに、かの狐は此母と見えて、乳なども房やかに垂れて侍り。是は此子を思ひ顧むなりと思ひ取りしかば、其儘に抱き持ちて懐に隠し入れて、其母狐に向ひて己申しけるは、いと甲斐なき我にはあれど、此子は育立て、いかにも育し侍らむ。又よく生ひ立ちて侍らば、犬など住むまじき曠野に持ち行きて放ち遣るべし。若其間に善き人に會ひて、社の主ともせなずるなど聞ゆる筋も侍らば、如何にも善く計ひ侍らむ。今はうしろやすかれと、人に物申すごとく言ひて候へば、嬉しげなる様に見えて、幾度も領き、目も離たず懐なる子を打見て侍りしが、町の邊を痛く喰はれたるげにや。直に眼を閉ぎて死にける。さて憐なる事かなと思ひ侍るまに〳〵、其所なる薮原に入りて竹を打切りて、其を以て土を深く穿ち、彼が骸は隠して取らせぬ。又歸りては乳もあられねば、飯を練りて養ひて侍る間に、生立ちて候ふなり。彼見たまへ。我には善く馴れて候ふをもて、檻の口を開けば手に附きて戯みなどす。彼富人、是を見て頻に欲しくなりしかば、故ある御物語かな。善くも仕たまひつる。是は一向に我に與へたまへ。いと懇に飼ひ育てゝ後は、我家の守護神に祀ひて、社をも立て、神の御位をも申請ひて奉らむ。さて價は申したまふ儘にして參らせむと、わりなく言掛けしかば、主嬉しげに聞きて、見奉るに物遣へ給ふべき御人がらにも侍らず。然らば神に祀ひて社の主として給らな。唯持行きてよ。參らすべしとて、檻ながら手に渡しければ、こは甚辱なし。さまれ價參らせでは心ゆかずとて、様々に言ひしかど、斷厚く聞ゆるに、強ひて言へば腹悪しくしけるを、然らば仕うまつり様こそ侍らめとて、禮厚く言聞えて、下部に其檻を持たせ、今日の野遊は措きて、まづ行きて是を戯ませ遊ばんにとて歸りにけり。次の日とり〴〵にさたして、次の日、物よく言取るべき使に、禮幣ども澤山に作

らせ、彼の得たりし家に遣したるに、其人は昨日の日何所へか家を移したまへりといふ。何邊にかと問へども、其家主も判然におぼえずといふに、いひがひ無ければ使は歸りにけり。さる上は强ひて尋ね出でむ方もなくて、十日ばかり過行くに、かの子狐は人に馴れねば、たゞ戰き居て、物食ふ事も乏しくするに、彌瘠せに瘠せて侍るを、斯くては死ぬべし。如何にして好まむ物をなど、とり〳〵言ふなるに、戯舞まふ男の來り合ひて、是は狐釣といふ舞の侍るに、鼠を油に煮て食はせんは、彼が欲するもの之に過ぎたるはあらじ。爾して見たまへといふ。人々聞きて、其許の御家の事とて、をかしくも思附きたまひける。さて鼠はといふに、俄に捕へかねて、米ども積入れて侍る藏主にいひ遣りて、唯今の間に善く肥えたる鼠を取りて出せといひ遣りつるに、藏主等いと煩しとは思へども、主の仰なりと畏みて、俄に升を引掛けて、◯彼が飛附かん時打反りて、是を被り伏すらむ樣に仕構へて待つに、暫時ありてはたと鳴る音す。そはとて走り往きて見れば物ぞ入りたる。其奴打殺せとて、荒雄どもが取圍みて升なむ打反せば、鼬の子の走り出でたるに、怪しく臭き薫の息を放掛けたるにや。目口も溶がるばかりに惱みて、荒雄どもさへ逃げぬ。よしなき騷かなとて又仕構へ置きて、息をもせで待つに、今度は善き鼠なむ二つまで捕得て侍れば、俄に人走らせて遣したるに、かの油に煮て持て行きて食はせ侍れど、未さる物は食ひ覺えぬげにや。うち舐りたる儘に捨置き、唯暗き所に這ひ屈みてあるを、人々慰めかねて持煩ひける。さて夕暮方になりて、年のほど廿には過ぎまじと見ゆる色よき女の表に來たりて、物賴み參らせむと言入れて侍るに、何邊よりと問へば、いと微にて侍るものなり。何邊より其聞え奉らじ。是は先つ頃こぼれ口にて得させて歸りたまひつる者の所緣の者にて候へと、聞え次ぎてたまはらば、上にも思當りたまふ筋も侍らむ。これまで辛き道を越えて參りつれば、其志をおぼし量りたまひて、御次なる人をば除けさせたまひて正目に會せたまへ。必な畏みおぼしそと聞え上げさせてよと、懇に言入れて侍れば、あるじ人々を集はせて、彼が所緣と申せしからは人には侍らず。先其女は如何なる樣ぞ。何をか着たる。齡

は如何に侍る。手足は何とあなる。先事も無く一間に迎へ、格子などの穴には人々接足して差寄り、打覗きて有樣を聞くに、一人が來て申す。何ともあらず常の女にて候ふが、兎角に燈火に打背きてのみ侍る。面長に見ゆるぞ心故にやと申す。又一人が來て、よく覗きて侍るに事もなく侍るが、久しく見つめて侍りける間に、耳の動きて侍る樣に見えしといふ。又一人が來て、兎に角に鼻の程蠢めきて、物嗅廻す樣に見えて候ふ。是は彼の油の薫を聞きつけたるならむと覺え候ふといふ。時も移り侍るに、此家に古く侍る老人の出でて、なでふ事侍らむ。人皆格子の此方に集ひて候はむ間、うしろ安くおぼして、其女を此方に呼入れて、彼が申す事顛末聞取り給へ。狐汝いかばかりの業をかせむ。畏みたまふなど聞ゆるに、理聞えたりとて、さらば此方へとて、彼の女誘ひ來たるに、主立出で、甚珍らかにこそと答へば、女禮やかにして、自が上は彼が爲には姉にて候へ。妹にて侍る者初子擧けて侍るを、祖父が方へ參るとて、娘のまだ幼きを率ひて侍りけるに、先つ頃曾根崎の森にて、ゆくりなく命失ひて侍りける時、情ある御人の來り合ひ給ひて彼を助け、又妹が亡骸は土に隱したまひつる。其後生育てたまひつる間に、此方へと來り、斯る大宅に育てたまはど、おひさき賴もしく侍れど、此ほど煩ひて侍る由を仄に知りて侍るまゝに、なつかしく思ひたまへらるゝに、何事をも忍び得て參りつれ。密と會せたまへといふに、主聞きて、のたまふこと我聞くに少しも違はず。又煩ひて侍る事をも甚疾く聞したまひしよ。此方へ得て歸りし後、人にも馴れぬげにや。打戰きてのみ侍るまゝに、物も多に食べず、痩細りて侍るほどに、此程は我々も思ひ煩ひて侍る。彼のこぼれ口に住める人は、急に使を立てゝ禮ども聞え侍りけるに、是は行先知れず住居を移したまふに、返し遣らむ所もなく、兎角にもてあつかひて侍る時なり。よくこそとて、其檻を取寄せて口を開きたれば、其子は嬉しげにて飛び出で、女が懷を搔分きて、乳を打ちくはへなどするに、主も立覗く人々も、唯呆れに呆れて、實に僞なき所緣は侍るよとて、疑ひ思ひし打解けて、皆奇しき事になむ覺え居たり。女やゝ淚を拭ひて、母なき子の斯く知らぬ所に參りて居れば、何く

れど物思も侍るげにや。甚痩せて侍るなり。此上は我に任せ置きたまへ。生育て丶返し奉らむ。自が妹は乳細く甲斐なき儘に、外の子は皆死にて、唯是のみ残りて侍るに、自が乳にて育て上げて侍る程に、かく馴れては侍るなり。彼是聞え奉るも、妹が形見にて侍ると思へばなりとて、直泣きに泣入るを、人にも違はじとぞ皆憐になむ聞き居ける。さて暫時して、爰に一つの願の候ふを、申し難みて侍るなり。先つ頃曾根崎の森にて、此子を助けたまはりし人は、今事に係りて甚苦しく仕たまふを、我よく知りて侍れど、救ひ奉らむ方便もなし。其方便を我に貸與へたまはゞ、今夜の中に救ひ參らせて、此子が命を繋ぎたまひし禮と、妹が遺骸を隱したまひし禮とを、一時に報い奉りたう思ひ候ふと申す。何にもあれ承らむと聞ゆるに、女氣色よくて、世の人々に報い申す事は、善き事は善きを報い、惡しき事は惡しき報い、さる業は甚速に侍れど、自共が力に及ばぬ事の一つは、世にある寶の上に候ふ。強ひて報せんと思ふには、彼方を奪ひて此方に報し、此方を掠めて彼方に報する事の侍るは、果は己そが罪になむなりて、甚苦しきめを見る事の侍るに、爲む術無ければ此事を明地に聞え奉る。今黄金百枚を出して自に賜べてよ。是を持行きて報せば、彼の人忽に苦を免れたまひなむ。若しさる金の數にも及ばで、苦救ひ得て侍らば、餘れる金は持て參りて返し奉らむと、表面なく言放ちたるに、主いと安き事よとて、鍵主を呼びて、黄金百枚を封にしたる儘にて、取出させて女に遣せば、禮厚く聞えて、早退出なむ、時も移りにき。此子は今申す如く己率て參りなむ。さまれ道すがら畏き者の呪附きて侍らむ、己は兎も角もせむ。此子に思ひ難みて候ふと申せば、實にもとて籠輿設けさす。さる間に、舁まふ男の彼の油に煮つる物を、家苞にとて、持て出でけるぞ心付いとおかしき。女嬉しがりて、善き御賜かな。此薫に遭ひて命失ふる、數も知らず侍るなりなど答へて持たり。さて籠荷ひて來たるに、曾根崎の森まで送りなば早歸れなどいふ。女も人々に懇に禮聞え置きて乘らむとすれば、主暫時と留めて、契り參らせし如く、御社の事も近々に營み侍らむ、何時ばかりにか此子返したまはらむずると聞ゆるに、しか作りをさめ給はむ迄

にはいと安けれ。生育てゝ返し奉らむ。其事しわたし給はゞ、火を清くし水を清くして、粟、稗、稻、麥、大豆、小豆を煮て、玉笥には其を盛り、玉椀には白酒、黑酒を盛り、掃き清めて待ちたまはゞ、必ず自も共に參り來て、長く御家を守り奉らむ。又參り來つる證には、其社の內を見させよ。怪しき光の侍らむずるぞと、よし／＼しく聞ゆるに、いよゝ賴み聞えて籠を舁入れたれば、輕らかに飛乘りける。さて人々門邊迄立送りて、籠夫しづかに行けなど言ひて、又家の內の人には、今夜の事人にな語りそ。實無き人こそ斯る筋は怪しめなど、皆嬉しがりて入りて寢つ。さて行きと行くに、夜中過るばかり彼の森に着きぬ。爰にて候へと言へば、いと遠き道なり。苦しくおぼしたりけむ。爰は是より參る所あれば、はや歸らせよとて籠を出でけるが、子を掻抱きて藪原に紛れ入りぬ。物疑せぬ男どもなりしかば、其方をば伏拜みなどし、身の上をさへ賴み奉るなど言置きて歸りぬ。又家の內は、固く人の口を止めて、何事も漏すまじくしつれど、彼や是く奇しき筋ども言渡る間に、事もなきに其家の男一人、家出して行衛なくなりにたり。さるよりぞ浪花の事なれば葦垣の隔もなく、何某ぞ人に欺られて金百枚を奪られ、其か上に盜人をば籠に乘せて、伏拜みて送りたり。鈍き奴かなと、（本ノマヽ）いと事新く聞えわたりける。後によく聞けば、此女の乳にて飼ひ育てたる子狐より、種々の計略をしてわへたることなりと言へり。彼の姨と言ひつる女は、こぼれ口に居りつる男の妻にて、曾根崎の邊に住みてあるを、彼も我も見しとていとをかしがりつるとなむ。又、俄に家出しつる下部は、彼らと黨して萬端道したるなりとぞいへり。

○武藏、上毛の二國に水の溢れしをいふ條

武藏の國小林といふ所に行きて侍りし時、七月末の七日、人々集ひてあるに、多立の雨あわたゞしく降來ける。此日は人々碁打つとて物しけり。其が中に生物知が居て、夏は夕立つが宜しけれど、碁を圍むには吹入れて宜しからず。皆此方へ退きたへ。紙戸は破るゝ、戸は閉めよなど立騒ぎ、濡れたる壁をば

手拭様の物もて拭きなどす。俄なる常にも侍る物なれど、此日の雨は、唯天の川原の水口を切落したらむばかりにて、雨ともなく流下るに、大なる細小なる魚鼈などは、幾つも降落ちたれど、庭邊も又海をなせば取るべうもあらず。然するに唯一時にて名殘なく霽れぬ。是は龍の水を卷きたるなり。けしからぬ事なりしとて、夕つ方になれば人皆行別れぬ。又の日空よく晴れつ。卅日も同じ空にて暮れぬ。葉月朔日は朝より雲迷ひて、曇りみ晴れみ空さだかならず。さるを此日俄に旅行すべき心になむ成りてより、暫時も其家に居るべしとも思はず。家の主に對ひて、今日なむ思立つ事の侍り。秩父山に行きて佛拜まむやといふ。主、俄の事なりとてゆるさず。強ひて留むるを、種々言ひ斷りて出で行くに、熊谷といふ驛に着きて、此所にも心知れる友ども多かるに、宿せばやと思ひて或人を訪へば、よくこそとて打喜びたまひて、今日は田の面の日とて、縣邊は祝事する日なり。此所に宿りてあらせよ。餅飯ねりて饗せむ。先打なびきて寢よとて、枕ども取出て似なく饗へ聞えけるに、嬉しく思ひて、一間に入りて心よく寐つきて、中ばかりと思ふに起きて、思ふに、此夜此所に事あるべしと、何となく思附きて侍るに、けしからぬ事かな。物の迷にこそと押鎭むれど、さる心更に止まず。斯る時は必ず事あむなれ。云なばやと思ひて、主に、いも寐て侍る。さて此所に居るべく聞え參らせては侍れど、打忘れたる事の侍る。今夜の中に是より三里ばかり先なる、高原といふ所の何某寺まで、行かでは叶ひ難き旨の侍る。今參りなむ。明日なむ早く歸り來て、かの餅飯は食ぶべしと言ひさま、止むるをも厭はで、足結など笠など言ひ騷ぎて、禮ども荒々しく聞え置きて出づるを、主は腹惡くして、よき物狂にぞと思へる樣したり。日も傾くに足疾くして、其驛を出でつゝ道を左に取りて、秩父の方に向ひて行くに、よく馴れたれど、細き道を入りもて行く方の幾つにも分れて、尾花、刈萱などのみぞ生ひ塞りたり。そこをも踏分けて、今は一里餘も來つらむと思ひて、日影を見れば甚暗くなりて、雨さへ降來べき空の氣色なるに、西北の方に見ゆる八日見山とて甚高きが侍るに、黑き雲の靉きて侍る中より、又いと黑きが、帶など差下したらむ樣に見

えて、ゆう〱と彼の根方に下ると見しが、其邊の空は見るが中に、墨を磨り懸けたらむばかりになりて、先西の風ぞ吹出でたる。笠を奪らるまじくするに、唯後方に吹返さるゝ心持して、いと怪しき風かな。雨や降來なんと思ふに、あら山の上より、篠を切りかけて投下すばかりにぞ、甚太き雨の向様に降り出でたる、物にも似ず。是は徒事にはあらじ。龍などのする業なり。其が上に雷鳴り出でば命もあるまじきに、よしなき心迷に熊谷をば出で來つる事よと、今は悔しくなり侍るに、かの藪にも侍らず。かゝる事に打向ひて行くべきにもあらねば、歸り行きて、今夜は彼主が許に宿らむと思ひて、來し道に立歸り侍るに、又々心走して、熊谷へは行くまじく思ふに、今朝思立ちて出でぬる事どもより思回して、假令行く先にて辛きめ見む事の侍らむも、歸りて悪しきめ見むには勝らめ。素より行くべきとてぞ出でては來つれ。唯心を一つにして行くには如かじと思ひ定めて、立戻りて行方に向ひたれば、かの西の方より吹く〱風の、雨交に吹下して蓑なども添はず。笠は手に持たるを吹き奪られて、頭より濡れ徹りぬる上に、夜に入りぬれば、道も岡も見え分かで、唯早川の瀬を踏みなす所を渉りて行く程に、かすかに火の影の見ゆるぞ、彼の思立ちて來りつる高原といふ所なり。甚嬉しくて案内知りぬれば、小高き山に凭りて寺の侍る方に向ひて行くに、辛うじて着きぬ。門を打敲けど雨風の響に紛れて、打應ふる聲も聞えず。猶どゝと打てば、小便に出づる男にやあらむ。漸々に開附けて誰ぞといふ。常に參り來る者なり。雨にいたく濡れて侍るに、門を早く開きてよと言ふに、聞知りたる様にて、此雨風に物好の旅人やと言ひつゝ開きて、是も痛く濡るれば逃入りぬ。此山の主は老法師にて、悟立てたる人なれば、表面には物曰はず。若人、如何に寒くおはさむ。薪折りくべてあたり給へ。けしからぬ夜道をば仕たまひつる事よとて笑ひたまふ。斯く濡れ徹りて參りし事は、今朝より心迷の事侍りてなむ、何處にも留らで此御寺までは參着きぬと言へば、主聞こして、さる迷どもは有る事ながら、其中に神佛の引き給ひて、危き境をも免れ出づることの侍るものを、かく雨風の騒ぐ夜には、必ず怪しき事をも出來るものなれば、神佛の

手を引きて此所までは救取りたまふならむ。さこそ言へ。今夜此所に事あらむを、其許の命の限にて、世を果しにやおはしたるかも侍らむ。是言ふも彼言ふも、皆因縁ある事なれば、身をば心が使ふぞ宜しき。身に使はるゝ心は、女などこそあれ。男の上には無き事ぞとのたまふ。さて此ぬしは、六十餘六七つばかりの齢におはしける。また姉にておはす老女の、百足らず齢に老い傾きて、髪は落したれど、心も常ならず、猫またなどいふ化物の入代りて有りといふ樣にて、聲なども人並ならず打嗄れて、泣叫く時などは、實に鼠どもゝ畏むべき嘯附なり。眼皮は落凹み、手足は細くなりて、楚の白髪を打被りたるに、或時は這歩きて、物など掴み食ふことなどすなる。見る人畏み忌めば、今は因だつ家を二さやに作り構へて押込めたるが、今夜は殊に泣叫ちて、呻き響む聲のけしからず聞ゆるに、主も苦しく覺して、衣など焙り乾したまはど、方丈に來りて閑に物語したまへ。いと寂しき折に良き人得たりとて、入り樣に、其所は人少なり。火の過失や侍らむ。燃えさしたるは悉に消ちてよなどあるに、雨こそ降れ。風の烈しきに、斯る物の怠慢は善からぬ事ぞとて、水など灑ぎかけて、薪どもの火つきてある限、皆よく打消ちて、物なども食べしかば、湯の沸きてあなる鍋一つをば持ちて、方丈に參りつゝ暫時有るに、子の初にも侍らむ、一際荒き風のどゝと吹出でて、三度ばかり吹通ると覺えしに、厨の西廂に立添ひたる大なる椙の、ひし〳〵と鳴渡りて、先三本まで倒れ掛りつる程に、地震ふる音にて柱も梁も打歪みて、屋根は落ちかゝりたれば、かの因だちたる所にいと畏き聲して、我を打殺すよ。人や無きか。唯今死ぬるなりと叫ぶぞ先けしからず侍るに、下屋に臥したる男の起出でむとすれども、是も打潰されて出惑ふならむ、おい〳〵と答へながら出で來ず。此方よりは渡殿の屋根の、柱ながら打倒れたれば、行き惑ひてあるに、佛を居置き奉る方の屋根は吹放されて、雨の吹きかゝる音は瀧なす鳴り響くに、行かむとすれども油灸もさしあへず。風は横樣に吹入れて、方丈の壁はある限崩え落ちて、燈も皆消つ。兎にも角にも立騒ぐのみにて、人も我も爲む術無きに、麓の方より男女の聲にて、事も分かねど唯叫喧りて馳登る

音す。是は川水の溢れ入りたるを逃れて、此寺に逃登るならむとて、續松など言へど、火とては鑚り出ださむ方便も侍らず。今は如何にならむずる事ぞと言ひ居るに、大方に喚き登りて、御寺の主やおはする。唯今此地は海となりて、地の底に落入りにき。まだ此山の殘りて侍るに、生殘りて侍る者は斯く逃登りて候ふ。斯る間にも汐の立滿ちて、此所も海の端方に紛れ入り候はむ。さるにても露の間の命は免れ侍らめ。先是倉を作りて堂の上に這登りて侍らは、如何に深き海となるとも暫時は免れまし。いざ是倉をせよとて騒げど、いと暗きに雨風の吹止まねば、何せむともなし。其が中に親を呼び子を呼び、兄よ弟よなど尋ね惑ふ聲止まず。寺はいと高けれど、門邊間近く水のさし入りたるにや。泥の海といふものにやなりて侍る。波の卷反りて鳴響む音ぞ、如何なる荒磯にも比ふべくもあらず。いかにせむ。斯る世の極も侍ればこそ言傳へ侍るなり。斯くてありとも、夜明けもてゆかば、物の差別侍らむに、是も彼うもせむずるとて、人皆立集ひてある間に、倒れたる軒の下にて、曉を告ぐる鷄の聲の、三聲四聲打揚げて聞えたる、常はさもあらぬを、斯る時に聞きては甚頼もしく珍しげにて、何となく心も落居たり。さるは大御神天の岩戸に籠りませし時、世の中闇かりしかば、常世の長鳴鳥を鳴かしめしと侍るは、斯る時の事なりけむと、いと尊とく思ひ合はされ侍る。人々も是が聲を聞きてよりは、力得たる樣して、夜も早明けなむずとて待つに、東の空のやう／＼白みたるに、四方八表も見れば、遠き山のみは仄に見ゆれど、世は唯其所此處となく海と成り果てゝ、遠近玉藻なす浮み漂へるものゝ見ゆるぞ、森などの梢にかも侍らむといふなり。さて明行くに連れて物の顯れ出づるに、麓の家村は、秋の薄の山颪に吹萎へたる樣にて、ひし／＼と伏倒れたり。まして人氣も侍らぬに、親子妻兄弟親族も、不意く別れ失せたるが、今ぞ一時に聲を放ちて、男ともなく泣叫つなむ甚憐なる。昨夜までは住み榮えて侍る家の、跡も無く流れ失せつるもあり。稻粟は八束穗に伏垂れて、粟稗玉なす實生りて侍るも、何地持て行きけん。田も畑も淵瀬に變り、或はかゝるべき子に離れ、頼み思へる夫を失ひなど、果敢なき世の有樣に思ひ驚き

て、俄に髮を落して、國々を行き廻る行者となるも侍り。或は他の國に行きて使れむとて泣くも侍り。斯る眼の前なる世の樣をも見る事かなと、若き心にさへ甚憐に思ひ染みける。先人々の飢ゑ凍へて候はむを勞り仕へむとて、大なる鍋に粥を煮て食べさす。晝にもなれば、水は遠方に行き廣ごりて、此方は干潟になりしに、見れば男女とも分かぬが、木の末に掛り殘れる屍もあり。遠近殘れる溜水には、髮どもは搔亂れて「池の玉藻と見るぞ悲しき」と言はむもあり。其外石川の貝に交りて、打臥せる人の遺骸は、かき算ふべくもあらぬに、昨夜の果敢なくおどろ／＼しかりしよりは、物の顯著に憐なる樣を見るなむ立増りて悲しかりける。それが中に、物に取附きて辛き命を拾ひて、不意く歸りしもあり。或は屋根に乘りて、二人三人が逃歸りしなども侍れど、家も垣も無くなりにたれば、生きて世に乞食の者となりはてむことよなど、くれ／＼と言ひ出でて果しなく泣くも侍り。又その中には、思ひ外なる寶を拾ひて、やがて家も田畑も買求めて、門引廣げむと競へるも侍り。是等をや定なき世の習とは言ふならむかし。さて人の言ふを聞けば、是より下つ方の國所は、荒川などいふが利根川に流れ合ひて、若干の堤どもは有る限崩え落ち、十里ばかりの間は實に海となりて侍り。其中の家村より始めて、宮寺も多く流れ失せ、生ける者は野山に住める獸までも、生存へて侍るはあらじとぞ。此頃我居りし小林などいふ邊も、大方は流れ失せて、熊谷の驛も堤の崩えたりしかば、大方は水に漂はされて、人も多く死につと言ふ。爾は我斯く參り來しは、命を免れむとてなりけると思ふは甚尊かりける。其後は唯斯るいま／＼しき騷のみ、人々の言囀りしかど、書載すべき事にも侍らず。其中にさるべく覺えしは、利根の川畔に侍る寺の門に、力士の形をいと赤く塗立て作り入れて侍るを、岸の崩落ちたるに寺も崩れて、川中に流出でたりしに、かの力士は波に漂はされて、或時は立上り、或時は打仰ぎなどするが、日の影に照り耀ひて、眼なども殊に外に睨まへたれば、鬼こそあれ。山に籠りたるが今唯今流れ來て、岸に這上らばいたく人をや食はんず、辛きめを見て昨夜の水をば免れたりしに、又斯る鬼に會ひて命をば失ふならむ。嗟々と

で逃げ迷ひける由なり。

〇伊豫の國より長崎に下る船路をいふ條

六月初より、伊豫の松山に下りて侍りしに、豫ては長崎に住む人と言契らひて侍るに、下らむと思ひて、文月の末同國三の濱といふより舟出したるに、風の心良からずとて、近き邊なるみたらひといふ湊に舟泊てゝ、一日二日居るに、下るべき風吹かず。其が間に、此方に宿してよなどいふ人の侍るに、舟を打上りて、葉月も十日餘は其所になむ居ける。さて十六日の曉、よき風の吹出でしとて、舟人立騷ぎて其湊を漕離れたり。齋の灘と云ふは甚廣き所にて、漕入れむ湊も見えず。右の方は吉備の山、安藝の浦邊ぞ微に其方にかと打見ゆるに、左は土佐の山なりと云ふより外は、海原には草ばかりの物も見みず。何所を指して追ふぞと言へば、西の方に雲の如く見ゆる邊は、上の關といふ所なり。此波風の其邊まで平かにあらば善けむといふなり。秋のことなれば風よく進みぬれど、海路の遠きにや。日は波の中に入りて暮れぬ。潮も適ひたれば恐しげもなけれど、夜になり行くぞ心細く覺ゆるに、東の海ぞ打白みて、月の甚明く差昇るなむ又なく嬉し。眞砂を盛上げたらむばかりの磯山ぞ、若干見え來るに、松のいと青く立榮えたるまでも、月の光には隈なかりける。さは彼湊も近きにやと思ひて、此所はと問へば、彼雲の樣に見えつる上の關ぞといふ。今夜は此所に泊てばやと言へば、斯る波風のすむに追はずば、何時かは行く方に着かむ。いと面白き湊なれど、直に漕通るぞとて、帆は少し卷き下して、山に添ひて追ひ行く。こは心無げなれど、舟の上の靜まりたると、空のいと清きと、風の心の良きに、理にも侍るかなと思ひて、苫の中より見れば、いと賑びたる所にて、物賣る舟どもゝ漕步き、湯艚仕構へたる舟なども漕ぎ來て、浴せむやなど呼步くもいと珍らかなり。家並敷ける磯輪には、多くの舟どもゝ桟振立てゝ、火燒きに物煮るも侍れば、歌うたひて集ひたるも侍り。絃を彈き笛を吹きなどして、月の清きを相見て、思ふ事も無くて泊てたる舟どもを見れば、斯る宿はせで、又其所とも知らず追行くらむと思へ

ど、言に出でば、今度は懲されんと思ひて、舟の事は心得顏にして、今夜の波風に追はざる舟人は、此所の遊行女婦どもにや羈されたらむならむなど言へば、爾こそ候へと答へて、山も離り行けば、赤帆を卷上げて周防の灘といふに押出したり。此所は猶いと廣くて、月には見え渡らう近山も無し。かゝる海原にて、清き月夜を徒に見むやと思ひて、歌ども數多捻り出しては侍りしが、書載すべき口調にも侍らず。又唯今詠み加へむ事にも侍らず。

海原は舟こそ月の隈にぞありけれ

となん詠みつる樣にも覺えし。是までには大方の月をも愛でしかども、些の障は侍るものを、久方の天に昇りて見る月は、斯くこそ隈も無からめど、人の世の中にて復かゝる月をば見むや。さて愛で明さむと思ひて、心強く苫推上げたるに、曉方になりやしぬらむ、千鳥などの鳴連れて行くに、肌寒く覺えしかば、引入りて居るに、心違ひて寢ねつ。暫時寢つると思ふに、水夫共の見え來るぞ、急がせよと打競ふ聲の枕上に響くに、何の見ゆるなると言へば、下の關の山ぞ側には見ゆるなりと云ふ。牽見む。何方と問へば「西の方に曙の雲に紛ひて甚青きぞ其なる。道は幾許にと問へば、海の上にても八里餘は侍らむず、此風善ければ、唯今の間に其所には着きなむ。朝食まゐれ。魚を賣る船どもの彼方には漕來。旅人は錢こそ持たらめ。彼求めて我々に食べさせよ。酒は此方に持たり。およそ昨日より土踏みて參りたまはど、安藝の國より長門の國までは百里あまりなれば、舟代ばかりも幾許が致されたまはむ。其が上に日は十餘を歷て、辛きめを見ておはし着きなむ。さるを月を見て何やらむ面白げにし、苫被りて暖に寢ねて、事もなくおはしたるならずや。彼見たまへ。空を渡る雁がねだも苦しげに鳴連れては行くなり。今行く先には早鞆の瀨とて、いと恐しき汐合の候ふが、平家の公達軍に打負けて、海にはと言ひさしたり。海には如何に仕給ひつるぞと問へば、歌うたひ出でて搔紛らしつゝ、此海はいと荒き神のおはします。舟にては忌む言葉どもの多くあなり。口鋭く言すべらせたまふなと、何とも言出でぬ己をば獨く旬

ごとして、唯魚を言へ。酒を飲みて祝事せむといふに、錢を投げ出したれば、帆を緩めて舟は漂はしながら、かの魚舟を呼立て、魚は何にかといへば、釣人にやあらむ。唯今得て候ふをとて、三尺ばかりなる鱸の、口は袋を打開きたる様したるを、物に引掛けて差揚げたり。先是をば錢の數三十餘四つ五つになん代へつ。外には何かあると言ふに、蛸壺といふものに入居て生捕られしとふ蛸の、走り歩くを捕へて、是は老法師なりとて見す。足などは藤の花の打撓へたる様にて、持たる人の手に纏れつき、眼は深く光りて、甚惡げに此方をば睨まへたり。是は好からず。欲せずと言へば、いでや老法師をば此方にて致さむとて、水夫どもは米にとりかけて、いざとて捕へて引けども、此方の船には乘らじとて、足は船梁に打掛けなどして掻離れず。是は昔物語に、鬼界が島の事を書きし所にぞ、かゝる老法師の騒の侍るをと言へども、船人は聞知らず。妻木にやありけむ。竈の下より取出て荒けなく打てば、流石にしほしほとして此方の船には取られにけり。是をば物の底に打入れて、先かの鱸をなむ持出で、利からぬ太刀に掛けて切責む。さる間に火を吹きおこして、醤に酒など打合せて、事もなく打入れて煮つ。さて三里ばかり追ふらむ道を、よしなき騒に怠りつるなど言ひ散して、又帆を卷上げたるに、朝風の勢にぞ甚疾く進み行く。さる間に彼の煮つるをば、赤く塗りたる箭のくひちぎれたる様したるに、魚の肉をいと高く盛りて、飯にかてゝ食はす。折からにやよらむ。火々出見命の、海龍神の聟になりまして、種々の御饗物めし給ひしも是にはとおぼえて、數算みて打食ふ。さて行くに、かの早鞆の瀬戸なりと言ひて水夫ども打靜まり、畏き面付してはひ歩き、米をば舟の舳に持ち出でて打撒く。是は海の神を慰め奉る事とぞ。こゝは打窄りたる水戸なれば、渦潮高く卷反りて、此方彼方の岸の邊には、岩群こゞしく立重りたるに、是に觸れむ舟どもは、鐵を以て作りたらむも、保つべうは見えず。さればこそ畏むなりけれ。右の岸べには住吉の神社ぞおはします。今も和布刈の御祭とて侍るが、昔に變らず侍るとなむ。さて此瀬戸は百濟の海の汐合と、皇朝の海の汐合と流れ合ふ極とて、こゝを渡る舟どもの、ようせでは打回す事

の侍るよしなり。十まり七日の酉の時ばかり、平らかにて赤間に着く。此所には二日ばかり留りて、嚮導すべき人を備ひ、五十日餘ありとふ道をば、二十まり六日といふに長崎に行足らはしぬ。是等の道行觸侍りしかど記さず。

○ひともと薄の事をいふ條

大和の國に秋の頃居りて、奈良に行通ふなべに、石の山とふ所を通りて、其所にあなる石上寺といふに立入りて見れば、爰は種々言立つる歌物語の上も侍らむに、旅人に見するとて、堂の後に古井の侍るを、是は業平朝臣の童にておはしける時、「筒井筒井筒にかけし」と詠みたまへる井のもとなりと言ひ立てたり。又傍に一本の薄を植ゑ置きて、これを井筒といふ謠物に、一本薄の穗に出づるも、何時の名殘なりけむとある跡なりとて見す。世には此所のみならず。彼方此方果敢なき事を言立て、古き跡とて人に見する所々は侍るものなれど、一本薄と言鳴して、此大和にして人に見せば、八千鉾の神の御歌に、「ひともと薄頭傾し」と詠みたまへる古き跡なりと言はゞ、心ある人は愛で侍らむ。殊に此神は、言知主の命を始め美子達率てまして、大和の國に參上りたまひて、御後詠したまひしことは、古き記に見え侍る。その中に大和の一本薄と詠みたまへる句の侍るなれば、此所にてあなりと言はむは宜ならずや。又その謠物に、何時の名殘なりけむと作りしも、斯る事を思ひて言ひしならむとも覺ゆ。

折々草　冬の部

○若狹の國の老女をいふ條

若狹の國三方郡早瀬といふ所に、いと貧しくて住む女の名は糸といふが、舅の翁に事へ侍りしことの誠だちたるぞ、例なき操に侍るなり。此女、十まり四の年より他の家に入りて、甚むづかしき二人の舅を、其愛子なす勞り仕きて、童など馴睦びける程に、おのづから憐者に思ひ成りにけり。さて姑に死にて翁一人になりて後は、如何に賴なくおはすらんと思ひて、殊更に心を加へて事へけるに、翁は七十年ばかりにて、世にいふ老病などいふにや。心も愚になりて、稚なき子の如く泣叫ち、朝夕の食物などは時ならぬ物を好み出して、爲む術なき事數度なれど少しも其翁の言ふに違はず取作りて參らせける。冬の程なるに、風吹荒れ雨打時雨れて、海の上も甚荒く、漁夫共も業を怠りて、いと悲しく思ひ居りける頃、此翁、眞魚の甚良きを食べむと言出しけるに、七日ばかり日不獵けて侍るに、眞魚とては、是らの海邊には何方に行きて得む方もあらず。然はとて無しとも有らずとも言はむ術なければ、天地の神に請祈み、如何にもして眞魚を得てしがなと祈りけるに、驗もあらず。さまれ海畔を立ち步きて見むに、波に打寄せられて侍るなども無からましやと思附きぬれば、いと寒き朝風に吹かれて、彼行き是行き見けれど、さるものも得侍らず。是は我心の陋く侍るによりて、神の申すことをきこしめさぬなり。今は爲ん術無ければ、いかにも翁を言ひ慰めて、空の氣色、海の心の直り給はん迄は、ともかうも物作りて參らせなと思ひしかば、泣く〳〵家に歸れば、翁は告叫びて、眞逹食はむ〳〵とぞ泣き居ける。此女攙擦りて、唯今漁夫どもが、舟ども多く仕立てゝ釣に出でて侍れば、此夕和に乘りては多に得て歸りなむ。時も移りぬるに、朝食は心よく參りて待たせたまへ。良き物作り置きて候ふとて、乾魚など善き樣に作りて進めければ、さらば夕食には違はで、眞馬食べさせよとて、朝食は食ひ居たり。いと嬉しく思ひて、衣のい

たく放懸などして漏れ滋ぢて侍るを、今が間に洗ひて、焙り乾して著せ參らせむ。是めせとて、解きほどきて侍る物を著替へさせ、彼の臭き衣を持出でて、石井の侍るに行きて、濯ぎ洗はんと思ひてい立ちて侍るに、鳶の翔り來て、何にかあらむ目の前に取落したるに、魚の未生きてあるが躍回るなり。甚嬉しくて捕へて見れば、二尺ばかりなる鰤といふ魚なりける。唯夢の樣に思ひなりて、先其を持來て、煮もし燒きもして參らせければ、翁は限なく喜びてけり。そも〳〵此女の翁に事へて侍りける誠心の深きに、神々の賞でさせたまふと思ふ樣の事の、種々奇しき事侍る中にも、此事を專に人言流しける程に、終には國の守きこしめして、いと厚く被物賜ひて勞りたまふ。猶翁が天路しらして後も、追ひて仕奉る心は、生ける時にまさりて懇に聞えける。此女は今四十年ばかりになりて、其所に住みて侍りとなむ。

〇雪降る國のありさまをいふ條

陸奥の道の後に行きて、三冬づき春さる頃まで居たりし事の侍り。春夏の樣は、越の國に旅行せし條に書附け侍る。又爰に秋の景色より始めて書記せるは、文月などは秋とも覺ゆれど、葉月ばかりに年によりては雪も降來れば、是をさへ秋とて書殘さむや。さるは文月の末になむなり行くに、野分の風おどろ〳〵しく吹き出でて、見るが中に稻どもはあからみ行くに、蟲は蟋蟀などのみ有るが、是等も細聲に鳴き弱りて、土にも石などにも隱れ失せぬる。茄子、三角豆、靑爪なども、はや枯れ增りて、日にけに甚悲しく、細く少きのみ生殘りて侍るなり。此月さへさるを、況して葉月ばかりは草葉も果敢なげに色づき、森の梢黃葉づるなべに、雁がねいと寒く鳴きて渡れば、尾花咲亂れたる川の邊には、水蓼などいふ草の、薄紅にて憐げに咲殘りたる。是を食むとて雁どもの下り居るに、眞鴨、刀鴨、鴫なども此所を住處と構へて、遠江立走りて遊び居るなり。さるも雪降らぬ國に渡らんとて、是等の國をば飛越ゆるなれ。かくてぞ二日三日ばかりは留る樣にて、又高き空に飛上りて、南の國を指して渡り行く程に、此月の末には、さる面白き鳥どもは住まず。池めく沼などには、鷿鷉といふ鴨は翼のなき鳥なれば、空より

翔らむ事もかなはず、いと淋しげに留り居て、唯水を頼に搔潜りて人にも隠るゝを、獵夫どもには心易く捕られにけり。又鮭といふ魚は、子は海に入りて、おとなになれば川を指して上り來るに、築を打たれて河をさぐられたる、其所までは來て、網に掛りて捕らるゝぞ多かる。さて網代人の用知りて侍るが、彼捕らむを來て見よ、いかばかりも食べさせむと言ふに、友どち一人二人して、夜の事なれば、いと寒からぬにも衣など多く着こめて、川の邊に造り構へたる小屋に行きて宿りて見しに、草も木も枯果てゝ、見所もなき川の邊に、楚押曲げて、萱、尾花など刈葺きたるに入り居て、かはる〴〵網代打ちたる上に作りたる小屋の侍るに、一人づゝ守り居て、四手といふ網を引下し、かの鮭の上り入らむを待ち居るなり。いかに寒からむと思へど、是捕らむとて待つ程に、寒さもおぼえずといふ。己等は川の邊の假庵に入居て、先火を焼きて其得物を待つに、得たりとて人を呼べば、走り行きて甚大きなるを捕へて持て來たるを、直切りに切りて、様もなく煮焼きて食はすに珍らかなる。さて後は爲ん術なく、火焼く方に打靡きて寢ねんとすれども、火に對へたる方は暖にて、背きたる方はいと寒し。さる假庵なれば、暁近く成る程に、川原風いと高く吹鳴して先囂しきに、腹のみ膨ち肥えて肩裳の寒けきをいかにせむ。物語ども、大聲にすれば、魚なむ驚くとて懲さるゝに、密けば、かの吹鳴らす音と波の響に紛れて、互にえ聞かず。兎にも角にも慰め難き旅寐にぞ侍る。霜などの置渡るにや。いと堪へがたく覺ゆるに、さすがの獵雄共も間なく立代りて、かの網代を守るならむ。はや魚も上り來ねば、夜明けもて行くなりといふに、打白みたるに見遣れば、遠も近も山々は薄雪の降渡りたりとぞ見ゆる。さて禮ども聞えて歸るに、いと寂しき川の邊を行けば、川千鳥は是等の國にも住み居て、「川風寒み千鳥鳴くなり」など詠める様は侍るなりけり。長月にもなれば、菊などは移ろひて、唯時雨の雨のみぞ時なく降る。熟柿はいと美くてあれど、時しもの寒きに持囃すべくも覺えず。野らを見れば、土大根を引きて土を穿ちて、是が中に多く生え侍るなり。然無ければ氷著きて食べ難しといふ。然するに、小春とふ空の少し長閑やかにて侍る

に、男共も立集ひて、雪垣といふものをぞする。是は伊豫簾を編みて幾重も〳〵打重ねて、家とふ家を打圍みて軒深く仕置き、其が下を人の行通ふばかりに仕置くなり。いかなれば斯くすると思ふに、屋の上に積る雪を掻落して侍るが、軒より高くなる程に、人行通ふべくもあらずなれば、斯くして冬の中の構すなりとぞ。また庭の邊に生したる木などの高からぬは、雪の下に埋らさじと甚く物に圍みて、雪に中こじとす。素より善き柿、柘榴樣のもの、況して橘の類は、夢にだも見ぬ國なれば、珍らかならぬ松臣の木などを、理なく作り歪めて、是を見物とする故に、斯く玉の如もて囃すらん。雪に遭ひて枯るれば如何はかりの物かは。さて長月廿日ばかりになれば、今日も時雨今日も風雨などいふがまに〳〵、雪いたく降來て彼の雪垣ぞ所得たる。さる構しだれば、家の內には雪飛入らず、三尺四尺と降積りて、夜の間にも堆くなれば、人みな家の上に登りて、掻布とふ物を以て掻落すほどに、大路も庭の邊も直埋れに埋れて、往來も絶ゆべく思ふに、かの軒の下をば廊めく通所として、いかにも行交ふなり。さる時になりては、犬こそ打喜びて走り歩け。馬などは厩に弔込められて、麒麟などいふ毛ものゝ老いに老いたる樣して、より所無げに繫がれ居る。庭つ鳥は棟に飛上りて、足のみを毛衣に包み居れど、雨するに飢ゑておも〳〵しく飛下りて厩立歩けば、彼が糞まりぞ馬には善からぬなるとて、そこを追出されて住所なげに、後は家の內に歩み來るをば、其や〳〵と屢追離けられて、けうとき聲して鳴響むが、晝狐に聞かれて狙はれたるにや。夜に入りては不意く紛失する事などの侍り。さるをば厩なる奴が取食ひたるとて、家の若子に痛く懲されて、おのれ狐のしたるを、罪負ひたる口惜しとて、彼を打殺さむなど仕構へて待つをば、又晝狐に知られて、夜の雪の甚深く積る折に、色よき女などに化けて、かの殺さんと言ひし奴をば率て出でて、池の氷を踏み渡らせ、雪の山を越えさせなどして、はては高き岸より突落して、却りて打殺して侍るをぱ、雪國には吹雪倒と名づけて、斯る死をする人は許多ある事なりとて驚かず。又友垣集ひて、夜など遊歩くなむ甚苦しき。先頭をば甚く包みて、やう〳〵眼のみは掻閉がず、足には藁も

て作れる沓を穿きて、かの軒の下を彼方此方傳ひ行けども、橋など越えんず所、或は武士達の家こめたる邊は、さる廓めく所も有らねば、大路の中にいと細き道の踏固めてあるが一筋侍るを、轎は雪に揩當てゝ行けば、彼方よりも其細道を、此所をば踏違へじと來るに行合ひて、互に避けむとはすれど、忽深き雪の中に埋れ入れば、いと苦し〳〵思ひて、身をひとへに打開きて互に行過ぐる。さて參る門に到れば、主方より門開かんとすれど、今の間に雪の降重りて、押せども打てども開かず。しばし待たせ給へなど言ひて、內に入りて、いく熱く煮かへりたる湯を桶などに滿はし持て來て、門の閾に打灑げば、雪も氷も一時に消えて、さと開きたるに、是はむづかしくおぼさむに、御心深く物したまふかなと禮聞えたる、實に類なき禮なり。是等の樣も、異國には聞きも及ばぬ事にて有なるを、夜は物の隈も分かねば然も覺えず、晝なお鉾など持たせたる人の行交ふに、先乘りたる物ぞ甚珍らかなり。雪車といふものには、箱など見るばかりに作りたる下には、樫の細枝をば、先の方を竹の箆などの樣に削りて、よく辷り行くものに仕構へ、其上に侍る居所に入り居て、牽かれ行くぞ男々しからぬ。唐繪の卷物などには、夏の代の王の、溢れ出でたる水を治め給ふ形には、斯るものに打乘りて引かれ歩く形などこそ侍れ。さてある間に、年も暮るゝとて春の用意すなる。又はかなく珍らかなる。世に伊勢海老などいふものも無ければ、京方より下る舟の便に持て行きたるをば、遠つ親より持傳へ侍るなど言ひて、髭も足も打缺けたるをば、箱より取出て鏡餅に供へて、いと尊き物と飾り立てたる先珍らかなる。橘の類は下樣の供には飾るべき物にもあらねば、たま〳〵一つ得たるなどは、千尋の波間より取り得たる玉などの樣にて、持囃して飾附けたり。さて松竹仕渡すには、門べの雪を堀り穿ち、いかにも大きなる松は持來て立つれど、竹の侍らぬ國なれば、野竹とて侍る篠を取り加へ、注連繩引延へつゝ、斯く仕渡してば春の心持なんし侍るとて、長閑やかなる顏して立振舞ふに、其夜又いたく降重りて、松竹も倒れ注連繩も引切れたどするを、常ある事なれば甚惡しき祥などともせず。唯春になんなりては、いと〳〵氣色變りたり。霞

もたなびきて侍るなどいふは、雪降らむとて立來る雲にぞありける。

〇太刀かきの技を試むる人に伴ひて往きし條

武藏の事なりといひし。太刀掻の技を能くする人ありて、數多の徒ども侍りける。鎌倉に住むなる男、物好にて是が徒となりて、其技を學び究めて、天が下に名ぐはしき男とならんと、心を振起して勉めける程に、大凡の傳事も終へて、己も思ひあがりし頃、かの大人其男を傍に招きて、汝が技あふな〱心得て見え侍るに、いと樂しく侍れ、己是まで眞太刀を以て生ける人に立合ひ、太刀掻して我技を試みしこと折々侍るに、畏く思ひつる人には未行合ひ侍らず、此頃人の語るを聞くに、洲崎といふ邊を夜など行けば、怪しき人の立出で、理なく人を切殺すなど聞くに、さる者ぞ心得て侍らむ。己今夜夜ごもりに其邊を行通ひて、さる曲者を待つべし、其許を率ひ參らせん間、眞太刀もて掻き合せて、直に膚斷せむずる技をも眼前見習ひて、後の心得に仕置きたまへなど、懇に聞えたまへば、打喜びて、さる御心ゆかひに合ひ參らするは、御徒にしてはいかばかりの本意なり。今夜然るべし。御供仕奉りて、己も御太刀の後を一太刀二太刀試み侍らむと勇び立ちて申すに、大人も落居たる顔して、さらば然る心掛仕置きたまへとて、暮るゝを待つに、神無月なりしかば、時雨の雨の時も落ちず降るを、いかゞ物靜なり。外に行通ふ人も有らじなど低語きて、宿を出でて行くに、深川といふ邊を過ぎて、酉の時ばかりならむと覺ゆるに、洲崎といふ方に向ひて細き道を行けば、雨の降りしくにや行通ふ人もなし。此邊は葦のみ高く生茂りて、兎角に行分るゝ道もなく、唯一筋にて侍るを、南に向ひて行く所にて見れば、枯れ立ちたる葦間より、續松にやあらむ。振下げたる火の光ほのかにして、此方樣に來るとぞ見ゆ。さて聞けば、心よげに聲を振り出でて、歌うたひて來るなり。今夜人も無きに已一人したり顔に、斯る淋しき道を歩むは、かの人の言ふ其ならめ。こゝに待ち居て切掛けむずる。汝は此葦間に隱れて有樣を見よとて、脊など脫捨て、裳高く卷きて待つに、向樣に來る人は、斯くとも知らで行きかゝりけるを、かの大人、長き太

刀を抜きて、先續松を切落しぬるに、其人心得てありと言ひて、是もいと光るものを拔き出して、互に太刀掻す。しばし打合せたりと見しに、いづれにかあらむ後様に逃出でて、其所ともなく走り行けば、强ひても追はず。おのれ曲者かな。さる甲斐なき技を以て、己に太刀合さんとは甚おぞし。此邊にや隱れ居て侍らむとて、いと長く見ゆる太刀を以て蘆原を切り並み、とにかくに尋ね歩く様するに、いと危けれぱ、此方は蘆深く立退きて隱れ居る間に、惜しき事したりといひて、又もとの路に出でて、油傘など拾ひ取りて、是は暗き夜にぞなど言ひつゝ、歌うたひ出でて北様に行き過ぐる。さては逃走りたるは吾大人にあなりと思ひて、やをら蘆間を這出でて、何所にかと見遣るに、大人は物蔭より歩み寄りて、彼が技遙に我に優りぬ。今しばし打合はゞ我は斬られて死なむ。辛きめ見つるかなと言ひざま、其男を捕へて、理なくおぼさんが、其許の命は唯今に迫りぬ。我今汝が命を失ふべし。世に聞え置かまほしくする事は、包なく聞え給へといふに男驚きて、吾大人々々、何事をかのたまふ。己命をまゐらすべき所以なしといへば、さるは理由無しと申せしは是なり。己は太刀掻の技を人に傳へて、幾多の月日をか恥らひもせず。又過失も無くて、名をも天が下に稱へられて侍るに、今夜此所にて人と太刀掻し、打負けて逃げたりと言はれ侍らば、生けらむ甲斐も侍らじ。今夜斯る様の侍りし事を、眼前見たまふは其許一人のみなり。物疑深くすとな思しそ。藤戸の渡にて佐々木の三郎が、浦人を斬り殺して侍るも、己が名を惜みての故なり。今夜の有様は又藤戸の瀬踏には勝りて、我恥忍び難し。よて其所を殺して長く落居なと思ふばかりなり。斯く言出でては其儘に止り難し。立合て太刀掻し給はむや。直に頭を垂れて我に賜はらむやと、太刀をば拔持たる、所は人氣も離れたり。逃足らむ道も有らねば、其男、せん術なく確と聞えて、吾大人、いと〱道理なり。人のまさかを漏さじとする事を聞きて、白頭を斬放ちて死にける大人は異國の夷なり。我は神在す國の武家なり、何か理を聞きて畏み侍らむ。今唯今吾大人に命は奉るべし。こゝに一言聞えまほしき事の侍るを、大人聞得て給ぶべしやと言へば、大人涙を拭ひて、いと〱

清き心なり。何事も承らむと言ふに、其男、面を正しくして、今事に當ればこそ、命は甚輕しと申せ。是は唯世の道理に迫りて言ふなり。又さる筋も綾べて思へば、命に勝る重きものやは侍らむ。我今其重き方につきて聞え奉らむ。凡人の世に、志を合せて交ふは友なり。志を容べて交ふは兄弟なり。志を加へて交ふは夫婦なり。志を忘れて交ふは親と子なり。志をきそひて交らふは大人と徒なり。今我命を召さむ。吾又命を奉らむとする、是其きそひにて侍らずや。こゝに此きそひを止めて、志を忘れて交ひ給はる御心あらば、我既に大人の子なれば、吾父の恥を世に漏すべきや。人として語らふべきや。さるは命を輕しとせず。いと重くして天地の神の御心をも喜ばせ奉らんと思ふなり。吾又我命、今夜盡きぬと思はゞ、御心を以て生出でし禮の御報には、いかばかりの御仕も仕らむ。よく聞こし給べよと言ふに、大人いと善く聞得て、我わくらはに子無ければ、今ゆ志を忘れて相共に睦び侍らむ。よし／＼しくも曰ひけるかなと打喜びて、其後の年をも久しく重ねて終へけるとぞ。さて其事は其大人の親しき友垣のありて、共に老い並みて侍りけるに、斯りし事が親子の緒となりて侍るとて語りしとなむ。

○連歌よむを聞きて狸の笑ひしをいふ條

世に化物の出でつなどいふこそ、彼も是も人の物語るを耳傳に言へど、自其化物に遇ひつるといふ物語は必無き事なり。物に書附けて侍ることも、已斯る物を見しとて書きしは無し。然ても有ればこそ世には言へ。茲に自身三人四人まで居合ひて、其化物を見つるといふ物語、彼等が物語しけるを聞きし。是は武藏の國の事なり。秩父の郡鉢形とふ所は、古き大城の跡にて、今は民共の住みて家村立榮えたれど、古き堀の跡、築土などの跡も殘りて侍るに、おのづから狐狸樣のものも、住著きて侍るが多しといふ。扨師走ばかり、或寺に人々集ひて、夜籠に連歌詠みて遊び居たりけるに、其が友の中に口遲き男の侍りて、已がつぐべき際に當れば、つら／＼考へ入りて順の遲くなるに、自然夜の更渡りて、田舍なれば、饗應彼や是く取作らふ事もせず、火灯の影も薄くなり、おこし炭も大方に消えて、甚寒くなり增る

に、今夜は一折にて止まむと言へど、夜篭に詠むべしとて集ひたるに、朝鳥の鳴きて渡らむ迄は退き侍らじと言ひしこゑ友どちのありて、二のおもての折を詠み掛けて、又一順二順つぎゆくに、かの男の場に當りて考へ入りけるが、おもての見わたし善からずも、次句の意ばへ如何など言返されて、兎角に考へ煩ひて侍るに、口疾く言續ぎて渡しける友垣は、眠がりて次方に立ち來て打眠るもあり。或は小便に立ちなどして人氣も少く、かの火桶どもは氷なす冷えかへりて、丑二つばかりにも侍らむ。夜嵐いと寒く吹渡る音のするに、彼が口遲く考へ煩ひたるを笑ふにや。何所ともなく老いたる聲にて、はゝと笑ふ音す。初は友垣共の次方より笑ふなりと思ひ居りしに、打重ねて後高に哄み出でていと高く笑ふに、誰なりと見れども皆打靜り居たれば、互に怪しと見るに、よく聞けば火桶を埋めたる板敷の下にて笑ふなり。是は如何にと呆れてよく聞けば、人にもあらぬ聲なるに、狸ならむ。狐ならむ。何にまれ性見顯さむとて、やをら寄りて其火桶を拔きて見れば、いと黑き獸の、犬ばかりなるが飛上りて、先火をば吹消ちて、佛のおはします方へ指して、走り行きしと覺ゆるに、人皆驚き騷ぎて、俄に火を切出し、打殺すべき構して、爪木樣の物を引提げて、此方彼方と見るに然る物は見えず。戸も締め垣も固めたれば、何方へ行かん所もなし。人々甲斐無くて、然まれ夜の明けば見定めんとて、跡をば善く差固め、火桶なども舊の如く取り入れて、火を照し立てゝ皆一つ所に集ひ寄りてあるに、かの男は、化物に笑はれつる事のいと口惜しき。おのれ朝にならば此報せむ。友垣力を加へて給べとて居るに、夜も明け行けば、物の隈々見え渡るを待ちて、かの佛のおはす邊を隈々見れども更に無し。然は是も化したるなめりと言ひて、戸も格子も押開きて侍るに、佛に供へたる木實どもは何も殘らで、花瓶などは打倒れ、食ひかけたりと見ゆる物は打亂れたるに、さは此所に侍りし物を、今少し求むべきになどいふを、佛も可笑しくや思しけむ。頻羅果の唇を打開きて、はゝと大聲に笑ひ出で給ふに、人々昨夜の笑よりは打驚きて、魂弱き男は逃げ走り、強きは打進みて見るに、いく度も大聲にて笑ひ給へば、何にまれ化物なり。御首にも

せよ打扣きて見よとて、長き竿を取出て打たむとすれば、御首螺髪は甚黑き獸と變りて、飛駈りて逃去りける。あはやといふ間に、何所へか紛れて失せぬ。内にさへあるを止め兼ねつるに、まして野をさして逃出でぬれば、何所求めん方便もなく、寺の主を始め、彼に欺かれたる事を腹惡しく仕給へど、漫然なる事なれば、唯言ひ嘖りて止みにき。さは螺髪に化けて居つる毛の色黑かりしかば、狐に非ず。狸なりけるよと利巧は言へど、いたく狸が戯には逢ひけるなり。皆打寄りて、其跡を掻掃ふとて見れば、釋迦牟尼佛のうづの大御手には、いと臭き糞垂り置き、御頂にきすめる玉は、小便たれかけて置きつるに、うたて憎き奴かな。かの笑はれたる男は、とにかくに其事を言立てられて、口遲き事の名ぐはしく成りしかば、自口惜しく思ひて、連歌詠む事は止みにけり。是は其席に居合せて、狸を驅り廻したる人々の言ひける程に、人傳の空物語には侍らず。

○狐の傀儡をたぶらかせし條

是も其誑されし人の物語し侍りき。下總の國九久里といふ邊の縣に、傀儡どもが小さき人形を舞して、作物語を調に掛けて、三條五條ばかりづつ歌ひ囃して、田舍渡して歩くが集ひて、七日ばかり人を集めて業しけり。今年は作物豐榮えに榮えて、民ども裕けしといふ年なれば、男女老いたる若き入集ひて、其を見物にして遊びける。七日ばかりは人立込みて、甚賑びにけれど、一所なれば一度づつ見て侍りければ、珍らしからずなど思ひて人氣薄くなるまゝに、其所を立去りて、又異所に行きて業せむなど、言ひ牒して居たる夕暮方になりて、武士の下部率ひたるがつと入來て、さて此程は我々も立入りて見て侍りし。面白き事どもにて侍りし。さて近々には異所に移りたまはん由を人もぞ言へ。我仕へ奉る君の、密に此傀儡連汝招ぎて、一夜舞ひ歌はせて見たく思すに、參りてや給はるべき。賴み參らすると聞ゆるに此業の事には長だつ者答へて、我々業の事にて侍れば、何所へも參りて仕奉らむ。何所にて侍るといふに、密の事にて侍れば、所は聞え難し。是より南方にて、三里ばかりも山の方に入行く所なり。いよ

〱來り給はらば、明日の夜にせむ。猶好き時に迎の下部ども參らせむ。さて業の謝禮は如何ばかりの金を參らせむと聞ゆるに、さる貴なる方の召さるゝには善く馴れて侍る。傀儡ども善き伴持たる歌人、絃よく彈き合する男共迄、選り立てゝ參らむずる間、金ならば五枚ばかりも賜はらば、夜籠に物語を三條ばかりも歌ひて、人形立舞はせて御慰み仕奉らむなりと言へば、いと善かなりとて、懐の袋より金五枚取出て與へける。是は唯今に侍らず、とても仕奉り果てゝ後賜らむずると言へば、否苦しからず。さるは其人形の衣などの、淸らにあらむをのみ選り立てゝ持て來たまへ。明日の夕暮には迎おこさむなど言ひて、足疾く歸りにけり。さて斯る事を彼方此方へ言鳴しては、善からぬ障なども出來る物なれば、たゞ密めけとて、其夜も又の日も皆色にも出でずして、よろづ心構仕置き、夕暮にもなれば、御迎來むとて待つに、昨夜のが多くの火を點させて、先に立ちて來たり。今夜今參り給へとて急がせ立てつるに、仕構へ置きて待居つれば、畏まりて打連れて出でぬ。其邊にては覺えぬ所どもを、幾里も打過ぎて行くに、此所なりといふ所は少し山の裾回にて、松など生ひ茂りたる所なり。さて見れば門廣く立並べ、軒はいと茂く作り重ねて、檜皮工、手を盡して葺合せたり。さてかこみをながせる流あり。打渡せる玉橋あり。庭は隈も落ちず掃き淸めたるに、白く源らなる石共を、貝を伏せたるばかりに置き、並みたる木には、春の氣色に花咲き匂ひて、木村々々には、玉の火加木に火をともし立てたれば、高領りませる大宮所といふとも、かく侍ることの有りといふ事は承らざりしにと、心に思ひ驚きながら、かの籌導せるに附きて入れば、左の方に引放ちて建てたる殿のあるに、此所にと居置きて、舞歌ふべき構疾くせよ。唯今御主方、御客人方、彼方の殿に遷り給はむなど聞えて入りぬ。傀儡共は唯夢心地になたなりて、もし過失したらば如何なるめか見む。覺えたる限は、手を盡し聲を盡して舞歌へ。斯る殿に參らむと知りせば、己等も淸らを盡して參らむずる。あさましの袴や。礒の衣やなど、互に言合ひて待つに、此一間に參りて仕奉れなど聞ゆるに、入りて見れば、舞殿めける殿に帳打續け、胡床様の物も造りて、是に

て人形舞はせ、是に登りて歌へ。俄の事なれば取敢へぬ仕業なりなどあるに、畏まり聞えて、今唯今仕奉り初めむとて、絃を調べかけて歌ひ出すに、人形舞はし立てたるに、對の殿には貴なる人々男女居並みて見たまふ。下樣だちたると見ゆるは、禮正しく御次に侍はして、御酒進めなど立振舞ふも侍り。老屈まりておはすと見ゆるに、扶け參らせむとて、御傍に机奉りて、御肘置かせ給へと申すもあり。衣袴いと淸らかに打見え、いと奇しき薫など立滿ちて侍るに、心も空に成りて、こゝをまさりと歌ひ舞したり。二條ばかりも致し果てゝ侍るに、かの嚮導せるが出でて、君にもをかしく思召しぬ。夜も甚く更けぬるに、眠たくおぼせば、是までに果てゝ休ひ給へ。つれ〴〵ならむ。食を設けむとて、仕人たち恭かに折敷を持出づる。是は有難きまで辱しとて居並みてあるに、落なく据並べて退きぬ。先飯杯の飯ぞ甚淸く白し。汁杯は何にか侍る。魚の身を細摘にして、菁菜を細かに切りて掛けたり。皿杯には鯛を作りたるに、土大根を交盛にし、平栗を絲なす切掛け、鮭の氷頭をも氷なす切りかけ、於期菜を加へて盛り渡したり。壺坏には黑き茸白き芋に、鰒を扁平に切りて煮込めたり。次の汁坏には眞鴨の油皮附ける身に、午房を切掛けて、醬もて煮込めたり。平坏には魚の身磨丸め、葛を滑かにして盛りかけたり。又葉椀めく物には、鱸に鹿角菜を加へたり。葉盤には、押年魚乾烏內子鮭など、合せ盛にして据ゑ並べ。仕人は立代りて食を薦め、さて銚子に良き酒を湛し持て出でて、大椀を捧げて盛り足らはし、酒肴には雜魚を折敷に盛り、大鰯鮓を重箱に盛り、鮒の鱠を皿坏に盛り、腸漬の鰒を玉碗に盛り、黃菜の花の莟を炙物にしたるに、長門芋と慈姑を盛り加へて、物の蓋に搔乘せ、又熟柿、梨子、蒟子、削栗などを、かれたる長女柄を打敷きたる陶皿に盛りて出せり。其が間には蜆を汁にし、細螺を辛鹽に揉みたるなど、海鼠腸を皿杯に盛りたるなどを持ち來、大方に食べ果てたるに、高坏に、餅飯樣の物、木の實樣の物を盛り加へて出したり。傀儡等斯るめには未に逢ひも見もせねば、たゞ辱き事に覺えたり。さて御暇仕奉らむと言へば、夜も甚く更けたり。覺束なき道の程なり。皆泥醉きておはすれば、池などにもか倒れ入

り給はむと、我君達うしろめたく思したり。今夜は此儘に宿り給ひて、朝になりて歸らせとて、彼是揺作らふ様に見えて、夜の具の甚柔やかなるが、光滿ちて縫物せるをば幾つも取出て打著せたり。食は飽くまでに食べて腹の膨れたるに、御酒いたく食べて醉ひ進みたれば、禮も聞えず、打倒す様に枕も引寄せず寢附きたり。曉近く成りて侍るに、一人なま〳〵に醉ひて侍りける男が、そゞろ寒くなりて眼の覺めたるに、一寸見回したれば、立廻したる格子どもゝ無くなり、葦渡したりと見えし屋根なども無くて、星の光のきら〳〵と見ゆるに、寢相の惡くて御庭にや轉け落ちにけむ。恥かしの事やと思ひて搔探るに、醉人も高く鼾聲合せて、事も無く臥し居たり。いと柔やかに愛たき物著せ給ひつるがと思ひて、夜の衣を引立てゝ見れば輕らかにて甚小し。星の光に見れば、かの人形どもに著せたる袴肩衣を取剝ぎて、己が上に打掛けたるなり。是は怪しからずと思ひて、目を定めて見れば、松の高き低き、荊生交りたる大野らの中に臥し居たるなりけり。いでや起きよ〳〵と言ひて起せば、皆起き出でて、何事ぞ。我々が家にこそあれ。斯る殿に召されて、はしたなく物言ひ聲高にすなる事などは、提き事なり。立燈の消えつれば、夜の明けなむずる、間も無からむ。靜まれ靜まれと言ふを、此奴共何をか言ふ。此所は何所ぞと思ふなる。此松を見よ。此大野らを見よなど言ふに、やゝと驚き出でて見れば、霜いたく置渡りて、風の甚寒く吹渡るに、松などは響めきて、氣遠き荒野の中に、皆人形の衣狩衣を打被きて臥し居たるに、まづ飽くまでに恐縮を言ひて飲み食ひたる物の、胸に滯み來る樣にて、馬の糞や食べさせけむ。鹿の味氣や食べさせけむ。是は堪へずとて貰贊賜らむといふもあり。直に酒臭き嘔吐をするもあり。其が中には、何にまれ甘かりしに、古糞にもあれ味氣にもあれ。腹肥したるとて、事ともせで笑ひ居るも侍り。然まれ昨夜持て來つる黄金は、楓の紅葉にか侍りけむ、其所に持たらば取出てんよ。實によ取出て見むとて、袋より取出て見れば、正しに黄金五枚なり。然は甚怪し。是は化されたれと人にな語りそ。世にな漏しそ。宇計母智の御神の我々に幸福與へ給ふなりと言ふに、いと提く辱き心になりて、其

所となく伏拜みて、此度は眞の火を鑚り出して、枯れたる小枝など押折りて火燒きて、霜に甚く濡れたる肩裳あぶり乾して侍るに、夜のほがら〳〵と明くるに見れば、かの食べさせつる物は、其邊に打重りて侍るに、昨夜の物に何くれと違はず、然は嘔吐しつるは悔しからめなど、心强き男ぞ言ひ誇る。さて見やるに、林の遠方に家村と思しくて、かすかに煙の立上る所ぞ見えたる。彼人里ぞ、行きて見よとて、人形樣の物を荷ひ持ちて、道も無き所を直に行着けば、人あまた立響みて彼所よ此方よといふ。是は何の騷にかと問へば、今朝なん此五十家長の許へ嫁を呼ぶにて侍るが、昨日より仕構へて、つくり立て煮立て炙立てゝ侍る食の類を、昨夜の夜中ばかりに何者か入り來て、殘無く盜み持て行き、酒なども升の數を盡して奪られにたる。いかなる者か仕けむ。さる具共も行方無くなりて侍るに、此所は山里にて、眞魚ども求め得む所も無く、夜は旣に明けぬ。嫁は唯今にも入來む。何を饗應せむ樣も無し。依て斯く立さわぐなりと聞くに、思ひあたりて侍れば、皆目くばせて拔足をして其所をば行通りにけりとて、其年は業の事すゝみて、傀儡共は多くの寶を得て喜びしとなむ。其時に彼の野中に寢たる人が物語しけるなりけり。

○屁ひりの翁をいふ條

北國の事にや、折々京に行通ふ商人の侍るか、よく京の風俗に慣れて、歌ひ舞ひ踊る遊事よりはじめて、世に人の面白しといふ事は、何にも馴れて侍るによりて、商賣の筋にはあらず、人に賭られて多くの寶を失ひて、今は古里にも歸り難く、浪花の方に下りて、相知れる人の許に立入りて、月日を歷る間に、遊女どもと交らひたるに、黃金多く持たる富人の子が、彼男を面白き人なりと思ひて、俳優にして何所へも率ひける。さる頃遊女どもの中に人の惡まひけるがありて、恥かゝせんとて、屁放る藥を密に酒に紛らして飮ませけるに、けそふにも似ぬ恥らひどもして、終に惡き名の流れければ、身を退きにけり。是は彼の富人の子が、此男に敎へさせたるなりとぞ。其は如何なる藥にかと言へば、水花の增りて

流るゝ時、濁れる水の上に漂ひて侍る泡沫なり。其を取りて物に附けて、日に乾して蓄置けば、石の粉の様になりてあるを持ち居て、酒に浸ぢて彼の耻與へむと思ふ人に飲ますれば、屁に堪へで如何なるいみじき所にても、明地に屁の響み出づるといふなり。此男、是を試みて、奇しき薬かなと覺えけるが、其後、幸の事出來て、今は面目を興して古郷にも歸るべく思ひければ、二年ばかりして北國に歸り侍るに、親族友垣も喜びて、先彼が俳優ざまを、何ぞといへば望まひて遊びけるに、日頃業のことにつきて、親しく參り通へる武家の、二人三人催し立ちて、遊すべき家に入來、酒飲して心ずさみし給ふに、かの男ぞ參れる。さて彼の薬は隱すべくもあらぬ事なれば、日頃親しく參り仕ふる方へは、斯る奇しき品の物にてなど聞え置きけるに、何時の程にか彼の武家共薬を作りて置かして、持て來ておはすとも知らで、かの舞踊りて、俳優して居る間に、そと盃に入れて、此大盃にて一つ飲まむや。さる上にて、京の風俗一節歌ひてよなどあるに、何の心も無くて一つ食べたるに、みな醉すゝみたる折なれば、上中下ともなく打交らひて、男女入りみだれたるに、いざ舞へよ。いざ歌へと責められて、此男立上りて、さらば一手仕奉らむとて、扇を打開きて立てば、先怪しき音ぞ響き出でける。是は畏しといふに、たゞ竹など打ち割る音の様にて、はゝと響き、とゝと鳴りて放り出したるに、いと臭き香の立滿ちたる、是は如何なる過失ぞ。おかしからずと言出る人のあるに、已も呆きれて逃げ出でける。さて耻はかきつれど、暫時して其中に、物狂はしくなりたる人の出來て、太刀を拔放ち、直斬りに切殺す程に、其席に侍りけるは命を失ひ、疵を蒙りて難みけるとぞ。かの男、若し然もなくて侍らば、いかなるめにか遇ひ侍らむ。甚く屁を放りたるに耻ぢて、逃歸りしばかりにぞ幸侍りける。さて後、此男の思回すは、已京に行通ひて、よく勤めたらましかば、斯る薬の驗侍る事も知らじ。薬を知りたればこそ人にも教へつれ。教へ侍ればこそ我にしも飲ませ給ひたれ。飲みたればこそ若干の屁は放りたるなれ。放りたればこそ恥らひては逃げつれ。逃げつればこそ禍は免れたれ。是を因縁ある事とは申すならめ。とまれかうまれ、此薬は我命の

親なり。然は我ためには泡沫には侍らずよとて、命長く生きて、屁ひりの翁とは言はれけるとなん。神無月の晦日なりけるとぞ。（錯簡か）

〇大高子葉、俳人汀砂をつかふ

大江戸なる大河の邊の南に、大高子葉といふ人住みけり。此人、深く思ひ謀る事の侍りて、月頃名を變へ樣を變へて、家は甚あやしくして住み居ける。神無月のはじめ、時雨の雨しめやかに降りて、木の葉面白く紅葉し、菊の花衰へ行く頃、いと善かりし友の汀砂とふ俳人、其邊を通りけるが、沓の緒踏み切りて、いだく泥土の附きたるに、是洗はむとて子葉が家に入來、今日なむ人の許に連歌詠まむとて行くが、斯るめに遭ひけり、湯の沸きたるあらば賜べといふ。子葉出でて、足糟など物せさせて、先善う入りたまへ。賴みまゐらせむ事ありて、待ち附けし折なりと言へば、汀砂聞きて、何事なる、長きことならば明日聞かむ。短き事は今聞え給へとて、身をば不立舞の如くして急ぐに、子葉取押へて、先緩に居たまへ。いと長き事なれど、明日とては言はじといふに、汀砂早聞えたまへとて急げば、子葉包より旅裝の衣一具取うで、又杖笠なども出して、此事をなん賴み參らする故に、いと長ま事なりと申すなり。己俄の事ありて、山城の國山科の里へ、只今ゆ參らむとする時なり。行くは厭はず、行きてはこゝの事にもだもならぬ筋の侍りて、行かむや否や。居らむや否やと躊躇ひ思ふに附きて、其許のおはしましなば、何所にも事は濟み果つる筋なりと思ひて、待ち附けては居りし。かく申出でぬるからは、否にも諾にも强ひて賴み參らせん、此旅の裝して此所より道立し給へ。猶又御庵に申置き給ふ事あらば、拙者參りて善く聞え置きなん。さて此黃金五枚は、山科までの宿代どもの事に充てつ。又山科に着き給はゞ、奈良の邊へ行き給はむ事を、賴み參らする筋もあるべし。其は又其時に善きばかりに、御手當どもの事は仕り聞えむといふがまゝ、足結取うで草鞋なども差出して、偏に賴めば、汀砂聞きて、是は甚面白き御賴事なり。已は唯一葉の風散るなす輕きなりぞ、此道なれば然は思へ。さらば湯漬賜へ。食べて行か

んとて、おかしき片歌など書附け置きて、さて旅裝するに、子葉は唯短く明地にある文書きて、此文、持て行きて、かの山科の黒木もて結へる門を指して訪ひ行きたまへ。さて其主は、推ふに必友を集へて、碁打ちてあらむなど言ひ教へて、しばし送り出でて別れつ。汀砂は不意なければ唯面白き賴事と思ひて、宿代どもゝ心に任せたれば、馬にも籠にも乘りて、行き行く程に山科に着く。さて柴垣仕渡し、黒木の屋根葺きたる門のあるを、此所ぞと思ひて、訪ひて入れば、先碁打つ音の聞えたるぞ其なる。さて子葉が文を出せば、此方へとて引入れて、よくこそ來給ひつる、貧しき住居なれば、何も饗應も侍らず。たゞ斯うして居たまへ。一日二日の中には、賴み參らすべき事を申さんとて、物しみ〲とも言はず。唯碁に掛りて遊び居けり。次の又の日、友垣にやあらむ。一卷の下書なる冊子を持て來て、かの主に、此冊子の名は如何にせむと問へば、主、碁の一手を止めて、暫時思ひ回らしつゝ、これは二つの竹と名くるなん善かめれと言へば、坐中の人々宜なりと答ふ。さて其冊子を木に刻まん。此事を賴み參らせよとて、東の子葉が申しこしつるなり。我々斯る事に愚に侍れば、物善く書い改めて、木に刻みて世に出し給はれ。是刻まむ巧手人の事は、奈良の町にしか〲申し合せて置きつ。明日なむ其所へおはして、此を木に彫らし、さて冊子に作りて、其冊子五十卷を馬に着けて、此所まで歸り來たまへと賴みて、又黄金十枚を出して、是を持て往復の料と仕給へとて遣りつ。汀砂やす〱承引き、奈良に行きて暫時留りある間に、事果てにければ、賴み聞えし如、五十卷を馬に負はせて、我は其に打乘り山科に歸りつるに、かの賴みし人々は何所にか旅行せしとて、家は他人ぞ住みゐたる。汀砂、其家の隣に行きて、何所へかと聞き給ひしやと問へども、誰一人聞覺えず。汀砂も口休まず獨言ちて、我を甚く使ひたりな。善からぬ者共なり。されど黄金などおこして馬には乘せたり。いで東に下りして子葉に問ひなば、事は分ちなむと思ひ回して、さて霜月ばかり馬いたく憊ちて下り着き、先子葉が許を訪ふに、是も行方へか移りけむ。隣にだも知らず。是は欺られたるなり。さるにても此冊子は、また彼等に逢はむまでの證と思ひ

て、我家に持て來て隱し置きつ。或日芝の方を通るに、遇然く子葉に行逢ひぬれば、斯ら〳〵の事なり。今は何所に住み給ふぞ。かの五十卷の册子(本ノマヽ)はかりに有り。御宿を聞き得て參らせんと言へば、子葉今住む所はしか〳〵の町なり。必ず來たまへ。逢はで其册子をおこしてよなど聞えて別れけるに、一日二日過ぎて、汀砂みづから彼の册子も持たせて、教へける宿を訪ふに、さる人、此方には移り來給はずといふ。いよ〳〵怪しくなりて、此方彼方問ひ歩けども、其に似たる事もあらねば、汀砂は腹立てゝ歸りにけり。斯くして後、師走十五日の曉方に、武士のいみじき姿にて芝の方へ通るなりとて、人々走り出でゝ見るに、汀砂も馳せ附きて見れば、かの子砂も然る並の中にあり。又山科にて主と覺えし男は、其並を統へて後方に立てり。汀砂これを見て涙を落し、さるは此本意を遂げむとて、深く人々の蔑したるなり。何にまれ何所までも行き、的を見むとて附きて行けば、たゞ芝を指して行く。いと寒き曉なれば、酒參せたく思ひて、知りたる酒屋に走り入り、大なる酒壺に湛へ持て、おひいたゞき、その後を求め行けば、ある寺に引入りて、門なん固く鎖して、他人を入れざれば、力無くて、泣く〳〵其壺は荷はせ歸りしとぞ。また斯くて思ひ回らすに、二つの竹と名づけたる册子の名は、うちをさまりしといふ謠物の言葉借りつらめと、人にも語りきとぞ。

折々草　大尾

折々草四卷東奥建綾足大人所著。而浪華森川竹窓所藏也。享和壬戌初冬郵致諸東都。手自謄寫藏于家。癸亥季夏念六。

杏華園

難波江

難波江目録

巻之一

卷之二

巻　之　三

卷之四

卷の六

巻之七

岡本保孝著

○於烏の假字

於烏もと一字にて烏の象形なり。〔割註〕說文卷四上、烏部烏に、昔此音開合いかに呼びけんしられず。〔割註〕鴉、雅、鵶、みな烏の事にて、今も開音に呼ぶなれば烏も開なるべし。唐韻哀都切とあり〔都は模韻にて韻鏡十二轉開合にありてこゝは合なり〕。されば音はヲ也。〔小學の書にては、玉篇に此字兩音にわかれ、古文の於は開に、篆文の烏は合によびし也。たゞ歎息の時は於を烏にかよはし合にいふ。陸德明釋文みなしかり。長大息して歎ずるには、おのづからアヽとなりて開なるべきを、ヲヽといひても歎くめれば　歎聲は合にあらずときはめてはいふべからず。〔割註〕於の字合によびて、はじめて歎聲となるにかぎれるならんには、於邑を伊邑といふことはあるべからず。此伊邑、於邑の事は、おのれ命癡符卷十一（第十六）於邑の條に詳にいへり。漢成帝紀贊に於邑みえて、顏師古注に、讀如本字、又音烏といへば、李唐の時開合兩音いづれにても歎聲なることしられたり。陸德明の歎辭のとき必音烏といふはいかゞなり。廣韻に、模韻語辭といひ、魚韵於語辭とあり。これ兩音いづれにてもよろしき證なり。〔此於烏開合のけじめ、はじめのほどはいとかすかなるたがひにこそありつらめ。開合二かたにわたりて歎聲なるにて、しかおもはる。それより字書韻書いで來て、きはやかに開合わかれ、中に付ても、韻鏡または四聲等子などは、開轉合轉判然たれば、〔割註〕伊、爲、衣、衞の假字などは、これにて詳にしらるれど。〕くはしきにすぎ人爲にいでて、天地自然の音聲をうつすには、なかなかにうとき事もまじりぬべし。趙岐の孟子注に、（告子下）、於音烏とあれば、玉篇よりもはやく、開合兩音にわかれしやうなり。

しからざれば、於烏同字音注にはなりがたげなり。〔割註〕楊氏の方言卷八にも、虎或謂之於䖘とある。郭僕の注にも於音烏といへり。」於と烏と音わかれたる後よりは、かゝる音注もあるべき也。されど趙注他例にたがひたれば、孟子音義より竄入したるにはあらざるか。〔割註〕狩谷掖齋もしかいへり。」そはとまれかくまれ。廣韻に、〔廣韻烏〕、古は於戲、今は嗚呼とあるにて、むかしは於も烏も同音にて歎聲なることしられたり。〔割註〕歎聲は自然のもの故に、古今にて開合かはるべき理なし。」烏を嗚とかくは後世のこと也。〔割註〕段玉裁說文の字の注。」烏呼連熟したる呼の字にひかれて、烏に口邊を加へて嗚呼とかけるにも有るべし。おのれ諺擬符卷九〔割註〕第八於烏の條。」に詳にいへり。そも〳〵本邦にて於を阿行の開に、烏を王行の合に用ふるは、西土にて此一字篆、古二音にわかれてよりのさだめなることは云もさら也。本居氏字音假字用格に、於の字阿行に用ふるは、玉篇の央闇反の音にて、倚乎反のかたにあらずといへる、〔割註〕こゝは用格の趣意をかくかき付たるなり。本居氏のいはれたる文詞にはあらず。」さる事ながら、此字もと一字なるが、篆體と古文と後にて世開合兩音判然なるにより、その開のかた阿行に屬したりとまではいひとかざれば、此字の濫觴を一わたりしるして初學にしめす。

○烏呼乎矣

此四字、をの假字に用ふること誰もしれり。烏は異論なし。呼は吳音ワ行の格なれば、をともいふべけれど、例推すればうの音也。をの音とせんには轉音也。ことさらに耳遠き轉音用ふべきにあらず。されば契沖は物をよぶにをの聲を出し、をめくより呼ををの假字に用ふるよしにいへり。〔割註〕萬葉二、額田王歌、哭耳呼トアル、代匠記ニミエタリ。叫ノ字ヲモをトヨム。同ジ意ノヨシ、契沖コヽニイヘリ。」本居氏は吳音ワ行の例にすがりて、音なるよしにさだめたり。〔割註〕字音假字用格。」孝は契沖にしたがはんとおもふなり。乎は呼の字と同韻にて、呼とは曉匣淸濁のたがひはあれど、吳音ワ行三等の例なれば、是も呼とおなじく音とはいふべからず。本居氏は音也と、〔割註〕字音假字用格。」いはれたれど從ひ

がたし。乎は呼の省にて意、(憶ノ省)、支、(伎ノ省)、只、(枳ノ省)、寸、(村ノ省)、建、(健ノ省)、などの〔割註〕古事記傳十(四十オ)に此省字をのす。」例なるべし。〔割註〕狩谷棭齋ハ意ハ憶ノ省ニアラズ。建モ健ノ省ニアラズ。建中湯ト云藥方アリ、スゴヤカニスル意ナレバ、建ニスゴヤカナル意アリトイヘリ。建中ト連續センニハスゴヤカナル意アルベケレドモ、建トノミニテハイカヾアラン。太田全齋ハ姫ニ居、忌ニごノ音アルカラハ、意ニをノ音アルベキナリトイヘリ。此兩氏、宿學ノ人ナレバ、シカアルベキコトナラントモオモヘド、オノレノオモヒヨリタルモ、邊ニハステカネテシルスナリ。」矣は音にあらず訓なりとたれもいふめり。今おもふに、西土にて此字、語辭にのみ用ふれば、こゝにてもてにをはの詞にあてんとならば、矣の字を用ゐる語氣のてにをはにあらざれば、はじめ用ひそめけん心いかゞなれば、げに訓には有るべき。是によりて此矣の字の意味を考ふるに、柳宗元が杜溫夫にあたふる文に、矣耳焉也。者決辭也といへることとあり。〔割註〕本集三十四、」こはいとおほよそのことわりなめれど、ふるくかゝるつたへなどの有て、柳氏もいへるならんかと思ふにより、それにすがりて考ふるに、こなたにて物をいひさだむるに、をといふ詞は決辭ともいふべければ、その邊よりして矣の字をあてそめたるにはあらぬか。〔割註〕今物にみゆる所にては、古事記上卷に、天香之五百津眞賢木矣根許士爾許士而。とあるなどやはじめなるべき。」しからば耳焉也。いづれをも用ひてよろしからむにとうたがふべけれど、耳焉也などは、おの〱字の本義あり。此矣の字のみは別に本義あるにあらず。さるにより決辭のをの詞にうけばりて、あてそめたる物にやあるらん。まことにおしあての强言にあらむか。猶よく考ふべし。たゞし柳宗元の時代よりふるく、本邦に矣ををの假字に用ふれば、柳宗元の此解よりといふにはあらず。そのいひさだむるをの詞といふは、よにかよはしてきこゆるをの詞のこと也。本居氏の言葉玉緒卷七に、よに似たるをといふ一條あり。又卷五に、やすめ辭におくをとてあげたる一條、おち〱はよに通ふ也。〔割註〕同人の石上私淑言上にも、」このいひさだむる心、矣の字の意に近し。千字文也字、李

還の注に、也者絶辭也といへり。是も決辭といふにちかし。されど也の字ををの詞にあてざることは、上に辨じたるがごとし。しからば萬葉卷二の長歌に、形見何此焉とみえ、卷九の長歌に、悲慷別焉などとあるは、焉ををとよめる、是はいかにといはんに、これはたゞ句末におきたるまでにて、焉の字なくてもをとよむべき語勢なり。されば焉ををと用ひたるにはあらずとおもふ也。〔割註〕諭癡符卷六第廿六不□焉ノ條考フベシ。」又萬葉三、〔割註〕略解上卅四オ、」其山之水乃當焉、千蔭云、當下知字落しか。烏は曾か焉の誤なるならん。同書四、〔割註〕略解上十九オ、」小歴木莫刈烏(焉ノ誤)、千蔭云、焉は集中そともやともよむべき多しといへり。〔割註〕今本萬葉卷三ニハ烏、卷四ニハ烏、サレド烏ハ焉ノ誤リトスベシ。」されど莫レ刈レ焉莫レ刈焉などは漢文の句法にてかける也。焉の字たゞそへたるまで也。莫刈の二字にてもなかりそとよむべき也。同卷、〔割註〕略解四十五オ、」不相夜多烏、〔割註〕元暦本焉トアリ。」あはぬ夜おほみとよむ。是もたゞ句末に焉の字おきたるのみにて、みと云詞にあたるにはあらず。多の字におほみの詞はある也。同十、〔割註〕略解上十六ウ。」鸎鳴烏とあり。一本焉に作る。これも烏は焉にて添へたるのみ也。又卷十、吾乞悲烏一本焉と有り。これもそへたるまでにて、焉の字をもとよめるにはあらず。悲の字にもの詞はよみつくべき也。同妻之眼乎欲焉とあるなどは、愈唯そへたる事たしか也。七の卷なる細谷川之音之清也と有る也も、同じ清の字にサヤサケの詞はある也。二の卷なる朝露乃如也。夕霧乃如也抔の也の字も、たゞ添へたるのみ也。矣ををとよむ例たがへり。混ずべからず。卷八黄葉早續也とある也もおなじ。〔割註〕谷川士清の和訓栞に、焉の字を萬葉集にヲとよめるよしあるは、ふかく考へざるよりいふなればとるにたらず。」この焉の字、也の字などに例して考ふれば、此矣も此字の上の字にをとよみつけて、たゞ意義なくそへたるものとすべく、おもへど、矣の字はまさしくをとよまねばかなはざる所あれば、その例ひとしからず。古事記の眞賢木矣など、かならずをとよむべければ也けり。〔割註〕萬葉十二、袖乾日無吾戀矣などのみなれば、上の字によりつくべきともいふべけれど、さ

はいふべきにあらず。」

〇撥假字

音韻の學をするもの十六攝と云事を傳へたり。今世はこれによることなく、書籍の[illegible]になりたり。流布の韻鏡には、毎轉分賦してあれども、僧文雄、本居宣長、太田方、いづれもこれにすがりたる攷なし。さるを余が方外の亡友若狹國妙玄寺住持義門のみ面白き考あり。其大概は、

臻（韻鏡第十七、十八、十九、廿）　山（韻鏡廿一、廿二、廿三、廿四）

この二攝の字の韻は、（舌）ナニヌネノ、ラリルレロ兩行に通じ用ふ。

深（韻鏡三十八）　咸（韻鏡三十九、四十、四十一）

この二攝の字の韻は、（脣）マミムメモの一行にのみ用ふ。

かくの如し。しかるに皇國古書の中に、寒カ(ム)、難ナ(ム)、因イ(モ)、散サ(ム)、文フ(ミ)、顚ト(ミ)、身シ(ミ)、丹タ(ム)、旻ミ(ミ)、但タ(ム)の十字、例にはぬよしいひおこせたるを、おのれつら〳〵考ふるに、深咸は臻山に通ぜず。臻山は時として深咸に通ずとおもひ定めてみるに、この十字みな臻山の字共なり。〔割註〕但これは西土の事にてはなし。皇國の撥假字の上にて通ふを云ふなり。」いかなればかゝる理あるぞと云に、舌音に唇音を攝すべきなり。されば深咸〔割註〕マミムメモ、」を臻山〔割註〕ナニヌネノ、ラリルレロ、」にて攝する也。たとへば舌音は本家の如く、唇音は分家の如し。分家にて本家をおのがまゝにはならず。本家にて分家をば心のまゝにするが如き理にぞありける。五つにわくれば唇舌牙齒喉也。三つにわくれば喉舌唇なり。二つにすれば喉舌なり。又其始は喉の一つより出づる也。

このことを義門に答へてやりたれば、此説に從ふべきよしいひおこせたりき。此頃其書、板にゑりて男信と云三冊あり。ひらきみるに、この説を不用して通はざるよしに說をたてられたり。若狹國へ其由たづねやらんとおもふほどに、上人、黄泉の人となられたればいかゞはせん。されどおのれの說もす

こがたくおもへば、こゝに書付けおくなり。又萬葉集卷七の旋頭歌に、雜豆臘漢女乎とある雜は、咸の攝にてサフの假字の例なれば、サニとは讀みがたし。雜は誤字にて散の字などにやと疑ひたりしを、關政方と云もの傭字例と云書をかけるが、其中に佐比豆留夜辛碓、〔割註〕萬葉十六卅一オ、」に習ひて、サヒツル漢女とよむべしとあり。いとよろしき攷なれば、これもかき付けおくなり。

附　入聲假字

臻山（チ、ツ、加行奈行羅行ニ活ク）

深咸（ム、フ、麻行波行ニ活ク）

この說は義門の男信上（七オ）に詳にみえたり。この頃、男信を讀むついでによろしとおもへば、此にかきつく。本居氏の地名字音轉用例を見て、其例證のあやまらぬをさとるべし。戴震文集卷四に、段玉裁にあたへたる文ありて、其中に舌齒音とあるは、此に云ふ臻山のナニヌネノ唇音とあるは、此に云ふ深咸のマミムメモなり。舌音とのみ大らかにおもひ居たれど、詳にいはゞ舌齒音と云ふべきぞよろしき。〔割註〕戴氏の聲韻表の首にも、この文をのせたり。」

○遷都攷見

寛文年間。平本定智作遷都攷刊二行于世一。今抄二其要一。且附二一二管見一。其所レ附者置レ圏以識別焉。

（大和）橿原宮　〔割註〕神武一（鸕鶿艸子）天孫瓊々杵尊初天ニ降日向襲之高千穂峯ニ至ニ彦火々出見尊、鸕鷀艸葺不合尊ニ三世都ニ於日州一。畝傍山東南。」

高丘宮　〔割註〕綏靖二　葛城ーー

浮孔宮　〔割註〕安寧三　片鹽ーー

曲峽宮　〔割註〕懿德四　輕ノ地ーー

○（マガリヲトヨムコト、古事記傳九（廿五葉）ニアリ）

池心宮　〔割註〕孝昭五　掖上ーー

秋津島宮　〔割註〕孝安六　室地ーー

廬戸宮　〔割註〕孝靈七　黑田ーー

境原宮　〔割註〕孝元八　輕地ーー

率川宮（割註）開化[九] 春日之地ーー（○率當レ作レ率）
瑞籬宮（割註）崇神[十] 磯城ーー（○仁德紀傳聞之纏向玉城宮御宇天皇 ○古事記
ニハ玉垣トアリ。）
珠城宮（割註）垂仁[十一] 纏向ーー（○平本氏云。景行帝改ニ珠城ー曰ニ日代ー。孝未レ知ニ
共詳ー。四年自ニ美濃ー還則更都ニ於纏向ー。是謂ニ
日代宮（割註）景行[十二] 纏向ーー 日代宮ー。五十四年自ニ伊勢ー還ニ於倭ー居ニ纏向
宮ー。〔見ニ景行紀ー。〕）

（近江）高穴穗宮（割註）景行[十二] 成務[十三] 志賀ーーー
（長門）豐浦宮（割註）仲哀[十四] 推古[三十三] 穴門ーー（穴門後改ニ長門ー。）」
（○仲哀又訶志比宮。筍飯宮。德勤津宮ナドニ居
給。附錄ニ出ス。）
（大和）若櫻宮（割註）神功[十五] 履中[十八] 磐余ーー（若或作レ稚）。」
豐明宮（割註）應神[十六] 輕ノ島。」
（攝津）高津宮（割註）仁德[十七] 難波ーー（○仁德紀都ニ難波ー。是謂ニ高津宮ー。（萬葉二、同
四難波天皇○續紀廿六難波高津）
（若櫻宮（割註）履中[十八]」 （河内）柴籬宮（割註）反正[十九] 丹比ーー
（大和）遠飛鳥宮（割註）允恭[二十]」 穴穗宮（割註）安康[二十一] 石上ーー
朝倉宮（割註）雄略[二十二] 泊瀨ーー （○萬葉卷一）
甕栗宮（割註）淸寧[二十三] 磐余ーー 八釣宮（割註）顯宗[二十四] 近飛鳥ーー

廣高宮　〔割註〕仁賢[二十五]　石上――

(山城)筒城宮　〔割註〕繼體[二十七]。〕

(大和)玉穗宮　〔割註〕同上　磐余――

入野宮　〔割註〕宣化[二十九]　檜隈廬(ヒノクマノイホリ)――

幸玉宮　〔割註〕敏達[三十一]　譯語田――

雙槻宮　〔割註〕用明[三十二]　磐余池邊――

倉梯宮　〔割註〕崇峻。[三十三]〕

豐浦宮　〔割註〕推古。[三十四]〕

小墾田宮　〔割註〕同上。〕

岡本宮　〔割註〕舒明[三十五]　飛鳥岡傍。〕

板蓋宮　〔割註〕皇極[三十六]　飛鳥板蓋。〕

(猶岡本ノ地ナレバ同處ナルニヨリ(ヲ加ヘテ別處ナラヌコトヲ知ラスルナリ。)

列城宮(ナミキ)　〔割註〕武烈[二十六]　泊瀬――

弟國宮　〔割註〕同上　或作ニ乙訓一。〕

勾金橋宮　〔割註〕安閑[二十八]。〕

(○平本氏引橋誤レ橋)

金刺宮　〔割註〕欽明[三十]　磯城島――

(○續紀廿八池邊雙槻宮)

(○萬葉三挽歌聖德太子ノ御歌アリ。縣居翁ハ後人擬作トサレタリ。仲哀所都――同異之辨詳ニ於本書。)

(○萬葉卷一高市――(續紀廿七(十左)

(○皇極紀注呼ニ豐額天皇一爲ニ高市天皇一。)

(○平本氏云。皇極久都ニ飛鳥一改號曰ニ――一。孝云。飛鳥指ニ岡本一耳。但非レ言ニ即舒明所レ居之宮一。平本氏意蓋如レ此。友人狩谷掖齋云。板蓋ト云ハ地名ニァラズ。コノ前カヤフキナルコトシラレタリ。飛鳥ハ地名ニテ山アリ岡アリ。サレバ岡本ト云ナリ。コノ説ヨロシ。)

（攝津）豐崎宮　（割註）孝德[三十七]　難波長柄ーー（大化元年）。」
（○續紀廿七難波長柄朝廷）

（板蓋宮　（割註）齊明[三十八]（皇極重祚）附、明日香川原宮。」
（○孝云。此見ニ齊明紀元年、萬葉卷一ー。（遷都攷不レ錄。孝今補。）

（岡本宮　（割註）同上二年紀後飛鳥ーー
（○續紀廿七（十左）後ーー朝廷）
（○平本氏云。於ニ飛鳥岡本ー更起ニ宮室ー。孝云。亦非レ言ニ舒明所レ都岡本宮ー也。別於ニ岡本之地ー造レ宮耳。

（土佐）朝倉宮　（割註）同上　朝倉橘廣庭宮。」
（○平本氏云ーー在ニ土佐ー。其證云々。孝云。神遊考以爲ニ筑前ー。按古事記傳四十一（二右）亦以爲ニ西國ー。）

（近江）大津宮　（割註）天智[三十九]六年以下　滋賀ーー

（大和）淨御原宮　（割註）天武[四十]　飛鳥ーー
（○續紀廿七（十一右）飛鳥淨御原御世持統[四十一]七年マデ、萬葉二ー日並皇子尊殯宮之時、柿本人麿歌有。在ニ淨之宮之事ー。）
（○飛鳥ヲバアスカトヨムベカラズ。トブトリトヨムコト也ト、國號考（四十六ウ）ニアリ。其說ナガケレバコヽニ略ス。但其地ハアスカ也。）

(〇天武紀元年營宮室於岡本宮南。即是謂飛鳥――――アレバ、岡本宮トハイサヽカ同所ナガラ別也。南トアレバ也。)

藤原宮 〔割註〕持統[四十一](八年十二月以下) 文武[四十二] 元明[四十三](至和銅二年)。〕

平城宮 〔割註〕元明[四十三](和銅三年三月以下) 元正[四十四] 聖武[四十五]。〕

(〇平本氏云。自元明元正至聖武天平十一年。其後天平十七年以下又都于此。)

(山城)恭仁宮 〔割註〕聖武[四十五] 天平十二年相樂――(續紀天平十二年十二月戊午經略山背國相樂郡恭仁鄕云々。丁卯皇帝在前幸恭仁宮。始作京都矣。太上天皇皇后在後而至。」又云。同十五年十二月己丑。始運平城器杖收置於恭仁宮。辛卯初壞平城大極殿幷歩廊遷造於恭仁宮。四年於茲其功纔畢矣。用度所費不可勝計。至是更造紫香樂宮。仍停恭仁宮造作云々。)

(〇天平十三年十一月天皇勅曰。號急大養德恭仁大宮(續紀卷十四)萬葉卷六(五十四右)久邇新京ノ歌、又(下文)三香原荒塘ノ歌、又卷十七上(八右)三香原新都ノ歌アリ。此宮ヲ又布當宮トモ云、卷六久邇新京ノ歌ニミエタリ。)

(攝津)難波宮 〔割註〕聖武[四十五] 天平十六年。〕

(大和)(平城宮 〔割註〕聖武[四十五] 天平十七年 孝謙[四十六]。〕

(近江)保良宮 〔割註〕廢帝[四十七]。〕

(大和)(平城宮 〔割註〕同上 稱德[四十八] 光仁[四十九] 桓武[五〇]。〕

(山城)長岡宮 〔割註〕桓武[五十]。〕

平安城 〔割註〕桓武[五十]。〕

(〇桓武至今日都于此。但除治承四年福原安德[八十一]。但第五十一平城天皇讓位之後。復都於平

城一。其陵在二大和添上郡一。稱曰二平城天皇一。又
曰奈良帝見二日本文一。)

(攝津)福原宮 (割註)高倉。」

(讃岐)屋島 (割註)安德。」

(大和)吉野 (割註)後醍醐(南朝)後村上 長慶院 熈成王(於北朝號二後龜山一。)」

以上 大和(割註)二十三京 (平本氏シカイヘレド、三十三京ニハアラズヤ。」近江(二京)
長門 攝津(二京) 河內 山城(五京) 土佐(○有說見上) 讃岐(屋島 安德) 大和(芳野 南朝)

附

(筑紫)橿日宮 (割註)仲哀。」
(○仲哀紀八年幸二筑紫一云々。居二橿日宮一トミエ
タリ。コレニヨリ孝、コノ一條ヲ補スルナリ。
古事記ニモ仲哀ノ條ニ、座二穴門之豐浦宮及筑
紫訶志比宮一トアリ。)

(越前)笥飯宮 (割註)仲哀。」
(○仲哀紀二年二月幸二角鹿一。即興二行宮一而居之。
是謂二笥飯宮一。谷川氏云。越前敦賀郡氣比神社
見二神名式一。)

(紀伊)德勒津宮
(○仲哀紀二年三月至二紀伊國一而居二于德勒津宮一。)

○齋宮(齋院)

延喜齋宮式、凡天皇即位者、定二伊勢太神宮齋王一。仍簡二內親王未レ嫁者一トレ之。(割註)若無二內親王一者。依二世次一簡二定女王一ト之。」訖即遣二勅使於彼家一告二示事由一。凡齋內親王定畢。即卜二宮城內便所一爲二初齋院一。祓禊而入。至二于明年七月一齋二於此院一。更卜二城外淨野一造二野宮一畢。八月上旬卜二定吉日一。臨レ河祓禊即入二野宮一。自二遷入日一至二于明年八月一齋二於此宮一。九月上旬卜二定吉日一。臨レ河祓禊參二入於伊勢齋宮一。

〇同齋院式。凡天皇即位定二賀茂大神齋王一。仍簡二内親王未レ嫁者一卜之。〔割註〕若無二内親王一者。依二世次一簡二諸女王一卜之。」凡定二齋王一畢。即卜二宮城内便所一爲二初齋院一。即先臨二川頭一祓禊乃入。凡齋王於二初齋院一三年齋畢。其四月始將レ參二神社一。先擇二吉日一臨レ流祓禊云々。訖即廻歸便留二野宮一。

此式文によるに、齋宮は初齋院にあくる年の七月迄居て、八月に野宮に入り、其あくる年の九月に伊勢に下り給ふ。齋院は出入三年。初齋院に居て、夫より野宮に行也。〔割註〕野宮と云詞はおなじことながら、齋院の野宮はこれ本院の事にて、賀茂の神社に近き所也。齋宮の野宮は京よりは西嵯峨に近き處なり。」源氏物語、狹衣物語にのする處を、こゝにのせてこの式文の證にせんとす。

源氏物語葵。（湖月二ウ）、まことや彼六條の御息所の御はらの前坊の姫宮、齋宮に居給ひにしかば、〔割註〕孝云、此卷は源氏君廿二歳より廿三歳の春までの事あり。たゞし此事は去年にて廿一歳の時也。兼良公の花鳥餘情、また年立に、その說有て、本居氏の玉小櫛卷三の年立にも、兼良公を引て此事をいはれたり。」〇同（十ウ）、齋宮の又もとの宮におはしませば、さか木のは計にことづけて、〔割註〕孝云、いまだ初齋院に入らせ給はずして京極に居給ふよしなり。」同（十八ウ）、齋宮はこぞうちに入給ふべかりしを、さまざまさはること有りて、此秋入給。九月にはやがて野の宮にうつろひ給べければ、ふたゝびの御はらへのいそぎとりかさねてあるべきに、〔割註〕孝云、去年初齋院に入らせ給ふべきが例なるに、今迄のび給ふよしあるによりて、去年卜定有し事と、兼良公はじめ本居氏もいはるゝなり。」同（廿八ウ）、かの御息所は、齋宮の左衞門のつかさに入給ひにければ、いとゞいつくしき御きよまはりにことづけて、〔割註〕孝云、左衞門のつかさを初齋院とし給ふなり。」同（卅ウ）、里におはするほどなりければしのびてみ給ひて、〔割註〕孝云、母御息所は初此院に居給ふことも有るべく、又里に出て居給ふことも有るべき也。」同（卅一ウ）、野の宮の御うつろひのほどにも、〔割註〕孝云、上文に九月にはやがて云々といふ此事なり。」同（卅二ウ）、しぐれくらしてものあはれ云々。〔割註〕孝云、源氏君廿二歳の冬のはじめなり。」同（榊二

オ〕、おやそひてくだり給ふ例もことになければ、いとみはなちがたき御行さまなるにことづけて、〔割註〕孝云、此卷は源氏君廿三歳の事よりしるす〕同(三オ、)九月七日ばかりなれば、むげにけふあすとおぼすに、〔割註〕孝云、伊勢に下り給ふ事ちかしとなり。〕同(四オ、)こしはを大垣にていやどもあたり〱いとかりそめなめり云々。ひたきやかすかにひかりて、同(八ウ、)十六日かつら川にて御祓し給ふ。つねの儀式にまさりて、長奉送使などさらぬかんたちめも、やむごとなくおぼえあるをえらせ給へり。同(十ウ)、さるの時にうちにまゐり給。同(十一オ)、みかど御心うごきて、別の御くしたてまつり給。同(十一オ)、くらういで給て、二條より洞院のおほぢををれ給ふほど、二條院のまへなれば。同(十一ウ)、またの日、關のあなたよりぞ、

以上齋宮の證なり。續紀卷二(大寶元年)、齋宮司准レ寮。屬宮准二長上一焉。同十六〔割註〕天平十八年。〔置二齋宮寮一。以二從五位下路眞人野上一爲二長官一〕

狹衣物語卷二下、(卅七オ)、皇太后宮の齋院の御かはりには、一條院の后宮の姫宮こそゐさせ給ひにしが、大膳に渡らせ給にしを歸らせ給ひて、〔割註〕孝云、嵯峨院の皇后なくなり給ひて、女一宮おり給ふにより、一條院の姫宮たゝせ給ひて、初此院に入給ひしを、又一條院かくれ給ふにより、又是もおりてもとへかへらせ給なり。こゝに大膳と有は、初齋院とし給ふ故に、そこにわたらせ給ふ也。式に占二宮城内便所一爲二初齋院一とあるこの事なり。さて源氏物語などにみゆる、皆大膳なれば、後には占ふ迄もなく、大膳のやうになりぬるならん。榮花物語殿上花見(卄一ウ)、にも、御禊の日、やがて大膳にいらせ給ふとあり。〕同(卅九ウ、)大やけをはじめ奉り、殿の御為にも行末とほくめでたかるべきやうにのみうらなひ申ければ、とかう誰もおぼし定むべき事ならで、さだまり給ひぬるを。〔割註〕孝云、上にいふ齋院おり給ふにより、源氏宮齋院にさだまりぬ。〕同(四十オ、)三月に成りぬれば、くだりにし大貳の家に齋院のわたらせ給ふべきことなど、〔割註〕〔傍注、三河へ下りし也と有るは誤なり。大貳の子式部大輔が三河になりしなり。こゝ

に去年つくしへ大貳が下りし跡なり。」〔割註〕孝云、卜ニ宮城内便所ニ爲ニ初齋院ニコレナリ。」同（四十六ウ）、齋院の御わたりの日に成りぬれば云々、例のさほふの事どもおもひやるべし。〔割註〕孝云、光臨川頭祓潔乃入ナド云フコトヲ省キテカヽザル也。初齋院ニワタルナリ。」同（四十六ウ）、宮司參りて御はらへつかうまつりてさか木青やかにさしつる。〔割註〕孝云、て文字アレバ榊ヲサスモ川頭ノヤウニミユレドシカラズ。齋院ノコト也。神祇官中臣進レ麻。宮主讀ニ祓詞ニ訖云々。既而廻歸入ニ初齋院ニ。即卜ニ定供膳ニ幷立ニ賢木ニナド、齋院式ニアルヲミルベシ。」同（五十二ウ）、霜月の十餘日なれば、同三上（卅六ウ）、二月には今姫君云々。同三中（十五ウ）、八月十日の程と、同三下（八オ、）としかへりぬれば、ことしは齋院わたらせ給ふべしとて、本院つくりみがかせ給ふに、大宮わたりのしづがかきねまで心ことにおもひまうけ。〔割註〕孝云、コレ三年初齋院ニ居テ、四月神社ニ參リ給フトアルコレ也。又云、初齋院ハ宮城内ニアリ。上ニ引キタル式文ニテシラル。夫ヨリ賀茂ニ行カンニハ、大宮ワタリ通行ニナルナリ。」同（十三ウ）、宮司參りて御はらへつかうまつる。同、歸らせ給ひてはいとくるしきに、誰もみなやすみ過して、又の日とくおきさせ給ひて、めづらしき池の有さま云々。御まへにながれたるはありす川となんいふと聞かせ給。同（十四オ）、まつりの日の事ども、例のさほふなり。つかさのつかひは云々。以上齋院の證なり。

今昔物語一條院天皇御代、九月中ノ十日ノ夜、雲林院ノ不斷念佛、雲林院ニ行テ返リケルニ、齋院ノ東門ノ細目ニ開タリケレバ、〔割註〕コレ齋院ハ雲林院へ京ヨリ行ク道ナルベシ。雲林院ハ紫野ニアリ。」〔割註〕孝云、サキニアリタルハ初齋院ニウツリ給フトキノコト、コヽナルハ本院ニ下リ給フトキナリ。」三代實錄〔割註〕貞觀三年四月十二日。」賀茂齋内親王臨ニ鴨水ニ修禊。是日便入ニ紫野齋院ニ。〔割註〕コレ齋院ハ紫野ニアル證ナリ。〔割註〕孝云、コレ訖即歸便留ニ野宮ニトアルコレナリ。」八雲御抄、有栖川〔齋院御所〕、〔割註〕コレ狹衣ニ御前ニナガレタルハ有栖川トアル證ナリ。」〔割註〕孝云、八雲御抄ニ

有栖川齋院御所トアルコレナリ。」江家次第、擇ニ吉日ニ臨レ流祓。訖遷ニ野宮ニ。（紫野也）。〔割註〕コレ野宮ハ即本院ノコトニテ、紫野ニアル證也。伊勢齋宮ノ野宮トハ大ニコトナルナリ。」〔割註〕孝云、齋院野ノ宮（即本院）ニ留リテ後ニ祭ハアルトミエタリ。」コヽニ引キタル四書ハ、山城名勝志ヨリ引抄スルナレバ、後日原書ヲ見テ淨書スベシ。今假ニシルシオクナリ。

○大歌所（附歌所　御書所）

拾芥抄（宮城部）、大歌所。〔割註〕在ニ圖書東上西門内ニ也。新嘗時供奉有ニ親王大納言非参議六位別當案主ニ。給ニ年官ニ。〔割註〕案主トハイカナル事カ可レ攷。」古今集卷廿大歌所御歌、打聞に云、神樂風俗等のうたひ物をつかさどる官人、その外歌人等をめしおかるゝ所也。江次第に大歌小歌みゆ。大歌は公朝に用ひ給ふをいふ。おほやけならず、世に專らうたふを小歌といふ。雅樂寮はもはら糸竹の類をもて雅樂音樂をなす事をつかさどれるなり。此大歌所は御神樂にて、糸竹も御國の風俗なれば別に所をおかるゝなり。本居氏いはく、雅樂寮トハ別ニテ大歌所ト云ガアル也。意バヘハ似タコト也。後世歌所ト云ハ大ニ異也。昔ノ大歌所ハ樂曲ノ歌ナリ。後世ノ歌所ハヨミ歌ノ家ヲ云フ。コレハ誤リテ云ヒソメタルコトナリ。〔割註〕小篠敏ト云モノ、本居氏ノ門人ニテ宣長ノ古今集ノ講釋ヲキヽタルトキ、契沖餘材抄ノカシラニ其口授ヲカキ入レオキタル也。」本居氏ノ玉勝間十三（卅九ウ）、（大歌所）、文徳實錄に、從四位下治部大輔興世朝臣書主卒云々。弘仁七年云々。能彈ニ和琴ニ。仍爲ニ大歌所別當ニ。常供ニ奉節會ニ。三代實錄（卷十二）貞觀七年十一月十五日壬辰。天皇御ニ紫宸殿ニ。賜ニ宴群臣ニ。大歌所五節舞如ニ常儀ニとみえたり。大歌は續紀〔割註〕三十六、桓武即位之時。」に、天應元年十一月丁卯。御ニ太政官ノ院ニ。行ニ大嘗之事ニ云々。己巳宴ニ五位已上ニ。奏ニ雅樂及大歌於庭ニ。また江次第の五節ノ帳臺ノ試條に大歌小歌とあり。

孝按、雅樂寮は高麗諸越の樂と、又此方にてそれにならへる右方左方の樂曲どもをつかさどるなり。大歌所は神樂をはじめ、催馬樂、風俗歌等をつかさどれるにて、わが國のもののみなり。〔割註〕高

麗諸越にあづからぬもの共なり。」一わたりにかんがへては、雅樂寮にむかへて、かの唐の玄宗が教坊めかしく思はる。大歌といふ事、天應元年の紀にみゆるが始なるべければ、唐の玄宗よりは時代もおくれたれば、しかおもはれむもよしなきにはあらねど、きはめてあしきなぞらへなるべし。猶よく考ふべし。三代實錄貞觀七年なる大歌所〔割註〕玉勝間には疑はれざれども。」の所の字は衍文なるべし。同書貞觀十一年十一月には所の字なし。十二年にも、又元慶三年にも、四年にも、(以下傚レ此)。

御書所、拾芥抄(宮城部)、式乾門內在ニ侍從所南一。有公卿別當預并書手契食書也。〔割註〕間書一本、進公家進月奏仁王會咒願。」

孝云、こゝにいへる事ども、おのれよく解えず。人にたづぬべし。一本式上有ニ在字一。契作レ熱。〔割註〕拾芥抄一本有ニ侍從所一條分注ニ有ニ膳部熟食等之文一。」

和名抄(居宅類)、蘭林房、〔割註〕在ニ式乾門東一。今分爲ニ御書所一是也。」

孝云、拾芥抄に蘭林在ニ玄暉門北一と有り。大內裏の圖にてみれば、玄暉門の北はすなはち式乾門の東也。此兩書たがへるにはあらず。古今打聽云、秘書を藏る所也。又云、上文に引用したる拾芥抄は、みな西宮記〔割註〕臨時五所所。」よりかけるもの也。拾芥抄は人おほくみるものにて、刊本にてもあればこゝに引きたる也。その實は西宮記によりて考ふべき事なり。

○丹生

ひと日とはせ給へる萬葉集卷七羈旅歌に、斐太人之眞木流云爾布乃河事者雖通船會不通とよめる爾布乃河は、大和のにぶにはあらで、すなはち飛驒の國にある也。今もなほ飛驒に爾布川といへるが有るよし、其國の事かけるものにみえたり。そこの定めきかまほしとの給へる、保孝按ずるに、先此萬葉の歌は、相聞(後世の戀)の歌にて、羈旅の歌にはあらずかし。新千載戀二に、讀人不レ知とて、此歌を入れたるも思ふべし。旅の歌にあらぬよしは、橘千蔭の略解にもはやく云へり。千蔭又いはく、まのあたり

みるさまならば、眞木流云とはよむべからずといへり。そも〳〵、木工の飛驒國よりいへるはさらなることにて、杣人をもひだ人といふめり。この歌の飛驒人もたゞ杣人といはんがごとし。飛驒に川なし。さればこそ、此歌をとりて、後鳥羽院の宮内卿は杣人とよみたれ。〔割註〕宮内卿の歌、下にのす。」さて今現に飛驒に爾布川有りとて、此歌を證にして、古跡とはいひがたかるべし。此歌、飛驒にてよめるのにはあらぬこと、上にいふごとし。爾布を歌によめるは、玉葉集夏五十首の歌の中に、

杣人のとらぬまきさへながるめり丹生の河原の五月雨の頃　後鳥羽院宮内卿

〔割註〕孝云、丹生は山川なるに、河原とよめるはいかゞ。」續後拾遺戀二、

題しらず

ことかよふ便もあらばしらせばやにふの川舟こがれこひぬと　源邦長朝臣

新千載戀二、

寄船戀

いかにせん丹生の川浪よるだにもかよはぬ舟のうきなながさば　源兼康朝臣

同雜中、正中二年百首歌奉りける時、

河上の丹生の杣人心せよみじかき木をも捨ぬならひに　大納言師賢

これ撰集にみえたる限なり。〔割註〕家々の集はたづぬるにいとまあらず。」此歌、いづれも〳〵、萬葉を本歌にとりてよめるまでにて、大和の爾布といふ證もなけれど、たしかに飛驒國なる證さらになし。大和の丹生は續日本紀卷廿四、〔割註〕刊本廿一左。」奉㆓幣帛于四畿内郡神㆒。其丹生河上神者、加㆓黑毛馬㆒。旱也。又卷廿七(八左)、奉㆓幣帛於大和國丹生川上神及五畿内郡神㆒とみえ、又寛平十七年太政官符。大和國丹生川上雨師社といひ、(三代格一)、又延喜式卷九、大和國宇智郡丹生川神社、吉野郡丹生川上神社、宇陀郡丹生神社ともみえたり。式によれば三郡にわたれる地名にして、丹生川の源は吉野郡

ならむ。吉野郡に丹生川上とあれば也。萬葉十三、斧取而丹生檜山木折(コリ)來而機爾作(ツクリ)二梶貫(マカヂ)礒榜回乍(タミツヽ)島傳雖見不飽三吉野乃瀧動々落白浪、これよしのゝ瀧をよみ合たる上からは、大和なること論なし。又八雲御抄に、「爾ふの川、大和のよし注せさせ給ひて、萬葉十三の歌を引給はで、萬葉七の飛驒人の歌を引給へり。これらによるに、大和にあるはおほくみゆれど、飛驒にありといふこと古き物にみえず。今飛驒國に此名の川のあるは、萬葉七の歌によりさかしら人の後におほせたる名にはあらざるか。此たぐひ、後世いとおほし。〔割註〕駿河なる隅田川に眞乳山をよみ合せたるによりて、下總と武藏とのさかひなるすみだ川のちかきほとりに、近き頃眞乳山つくり出たるが如し。かのするがなる隅田川に眞乳山よみ合たるは萬葉にありて、新勅撰旅にも入れたり。類聚名所和歌集に、武藏と下總とのさかひの隅田川としたるはあやまりなり。勝地吐懷篇に辨じたるがごとし。」かゝれば爾布川の飛驒にありといふは、俄に信じがたかるべくや。

右一條は友人内藤心齋〔割註〕通稱莊助、小十人組をつとむ。今は歿。」の問にこたへたる文也。

○位　山(イチヒ　イチヒノ木　一位(イチヰ)ノ木)

位山は人々飛驒の國なるよしいひて、〔割註〕八雲抄、山、くらひ(飛いやたかの峯、六位笏木伐之)。」物にみゆるもおほくはしかいへるを、契沖阿闍梨の勝地吐懷篇に、六帖第二、山の題、よみ人しらず、

衣手の色まさりつゝ信濃なる位の山は君がまにまに

といふ歌を引て、信濃なるべき由いへり。〔割註〕寛保年間無名氏、夏山雜談卷五にもかくいへり。契沖によりたるなり。」此吐懷篇の冠注に、伴蒿蹊みづからの說をしるして、「位山、今は飛驒に屬すとなん。木曾山美濃と信濃、古今たがひあるごとくにやといへり。さて此位山の歌は、六帖を親として拾遺賀、同雜賀、千載雜中二首、新古今雜下、その外世々の撰集、また元輔集を初として家々の集にもおほくよめり。梅宮の祠官橘氏が梅窓筆記上(三ノオ)に、三玉集〔割註〕三玉集の原文未レ考。」を引て、飛驒國司にて

基綱卿、位山の一位の木を笏の料にのぼせられし時、御答へに、

　位山みねちかきまで我こえし道をば君が手にとりてみよ

とあり。一位の木、今飛騨の國より箸などに作りて、都に來る木をイチヰと云へど、櫟にあらず。アララギ也。物産者流の說に、廣東新語にある水松と云ふものに形似たり。位山に生ずるよりイチヰの名ある也と云へり。又櫟もイチヰにあらず。ドングリの類也といへど、これは後世に物産の精しくなりしよりの論にて、旣に和名抄に、櫟をイチヒと云ふが俗なるべし。今更に改むべきにあらず。イチヒの假字、昔はイチヒ、中比よりイチヰとかけり。とみえたり。げに橘氏のいはれたるやうに心得てあるべき也。此木、イチヒなるを、一位にいひかけてもてはやす事はこゝろよからず。位山といふにより、その山木にて笏つくらんはさもあるべし。その木たまたまイチヒならんには、イチヰとよび、一位にとりなす事いかゞなり。もしその木イチヒにはあらず、こと木にて、その木の本名は本名として、假に一位といはんはおもしろからねどいかゞ、さる方もあるべし。しかいはゞたとへ、其木イチヒならんにも、その名はその名として、別に一位の木といはんは害なかるべきに似たれど、今此名は假名のたがへるに心つかず。古にくらきものゝいひそめけん物とおもはるれば、心あらん人はことばにかくべからず。〔割註〕卷三第十七條笏の下併考ふべし。」

和名抄（菓具）。櫟梂。爾雅云。櫟。其實梂。〔割註〕音求。和名以知比乃加佐。」孫炎曰。菓之臼裹者也。同（木類）。梂。唐韻云梂。〔割註〕音求。漢語抄云佐久木。」不可レ爲レ笏也。新撰字鏡。杞。（一比乃木。又一比乃木）。櫟。（一比乃木）。枸。（一比乃木）。〔割註〕考云、日本紀允恭七年食ニ于櫟井上ニ、谷川氏通記云。有職問答所謂布久良之婆。」尾張水谷豐文物品識名（以部木、イチイ、飛州、アララギ）、水松（廣東新語）、〔割註〕物品識名ハ文政乙酉ト卷末ニアリ。正續二篇四冊、巾箱本ニテ刊本也。」

○御

本朝文粹巻一、(慰ニ小男女ニ詩。)後跳彈ニ琴者。閭巷稱ニ辨御ニ。〔割註〕俗謂貴女爲レ御。蓋取ニ夫人女御之義ニ也。藤相公兼辨官、故稱ニ其女ニ也。」大和物語(第一)、弘徽殿のかべに伊勢の御のかきつけゝる。縣居翁(直解)云く、御息所といふを略きたる也。月齋先生〔割註〕淸水濱臣直解補注ニ」いはく、文粹の說によるべし。されば皇子うまぬ女房をも某の御といへり。某の子也とて、淸みてよむ說あるはいかゞ。同(第卅八)、平仲かむゐんのごにたえて後ほどへて、同(第六十四)、承香殿にありけるいよのごをけさうしけり。(同第百五)、故きさいの宮のごたち、市に出かける日なん有りける。伊勢物語(第十九)、むかし男、宮仕へしける(ひける一本)女のかたにごたちなりける人を、〔割註〕古意に文粹をひく。」後撰集戀ニ、たいふ(大輔)のごといふ人、源氏物語(はゝきゞ)をとこきゝつけてなみだおとせば、つかふ人ふるこだちなど、河海抄にいはく、古後達、御、〔割註〕白氏文集、日本紀。」後漢書注、鄭玄曰、禮記云、后之言後、言在ニ夫之後ニ。故以レ女謂ニ後達ニ。

保孝按、此注は後漢皇后紀にみえたり。曰の字は注の字の誤なり。故以より以下は河海抄の說なり。契沖(源注拾遺)、縣居翁(伊勢物語古意、)いづれも故以の六字をうたがはれたり。同(をとめ、)おいこたちなど、こゝかしこの御木丁のうしろに、

保孝按、文粹を證にして一わたりはきこえたり。されど夫人女御の義よりして、貴女を御としもいひそめけん。人の意たどりがたくなん。猶よく考ふべし。

○平　仲

むかし名だかき色ごのみに平仲といへるあり。名はなにとかよべる。時代はいつぞととへるもの有り。今按、平仲は貞文が字なり。貞文は好風が子にて、茂世王の孫也。茂世王は人皇五十代桓武天皇の御孫なり。好風にいたりて平氏をたまふ。その貞文を平仲ともいへること多く物にみえたり　大和物語(百五段)に、平仲が歌とてわきておもひの色ぞ戀しきと有るを、續後撰和歌集戀一に、平貞文とあり。宇

治拾遺卷三（十八段）、今はむかし兵衛佐平貞文をば平仲といふ。色ごのみにて、源氏物語末摘花に、平仲がやうに色どりそへ給ふなとみえ、其河海抄に、宇治大納言物語を引て、平仲定文女のもとにゆきて、なくまねをしてとあり。尊卑分脉にも、貞文と本文にのせ、傍に平仲とあり。契沖古今餘材に、茂世王の子にして、好風の弟とあるはあやまりなるべし。打聽にもしかしるしたるは、契沖をうけたるものなり。紹運錄、尊卑分脉、作者部類、拾芥抄、いづれも好風が子とあり。（割註）大和物語直解は、李吟抄によればあやまらず。」此名を貞文とも定文とも、二かたにかきつたへて、紹運錄、拾芥抄等には、定文とみえたり。後成恩寺關白兼良公の古今集童蒙抄には、貞應本に貞應本とかけり。定の字正說なりといはれし。今昔物語卷卅二にも平定文といひ、卷三十（割註）第一條すなはち宇治拾遺卷三と同話なり。」もおなじ。」十訓抄（割註）可施人惠事第二十九條。」在五中將とてつかひて、世のすきものといはれけるが云云。平中といふは中將にはあらず、兄弟三人ありけるが、中にあたる故なりといへり。兄弟三人の證はいづれの書にみゆるか。兄弟四人までも伯仲叔季ならんには、仲といふに害なかるべし。中の字にすがりて、ゆくりなくおもひよりたる說にや。猶よく考ふべし。

○おほつふね

作者部類に在原棟梁女とあり。此名の事、定家僻案抄（後撰）に、此集作者おほつふね、清輔朝臣本にはおほつ少將、家本にはおほつふね也。敦忠中納言の姨、中納言おさなくてよびつけられたりける名を、やがてかくかきたりといふも、まことにむげにうちとけ事なり。名なくば棟梁がむすめともかくべけれど、勅撰作者にかくてのせたれば、よくさだまりにける名ときこゆ。大納言本（割註）大納言ハ行成卿ヲサス。コノ書ノ上ニアリ。」にもおほつふねと有り。とみえたり。亡友披齋曰く、和名抄（微賤類）、奴僕和名豆布禰とあり。轉じて宮づかへする女の上にもいひ、その休息する所をもつぼねといふ。人につかはるゝものはまろねする意よりの名なるべし。こゝのおほは大の意なり。つぼねは局なり。おひ〳〵に

轉じたる詞なりといへり。〔割註〕後撰戀二に、二首此女の歌有て、その中元良（一本貞元）親王への御返しは、古今戀三元方の歌なりけり。」

○神道獨語

天明年中に伊勢貞丈がかける神道獨語といふものを、このごろ聞きみるに、中古以來神職のあやまりつたへたることどもを、これかれわきまへいはれたり。貞丈が時には、契沖、眞淵などの說も、今のやうには人々崇ひ尊まざりけんを、此ぬしはいと〳〵いちはやきまなびにこそ、そのわきまへられしをぢをぢ、

唯一神道　神道　政字之訓　兩部習合神道

日本無文字　神道三部書〔割註〕先代舊事本紀、日本書紀、古事記。」

先代舊事本紀七十二卷〔割註〕一名先代舊事大成經。」

神道三部神經〔割註〕天元神、變神妙經、地元神、通神妙經、人元神、力神妙經。」

神道五部書〔割註〕倭姬世紀（一名大神宮本紀）、寶基本紀、阿波羅命記（一名御鎭座次第紀）、飛鳥本紀（一名御鎭座本紀）、太田命本紀（一名御鎭座傳記、一名猿田彥命記）、谷川氏日本紀通證卷一葉言（神語）、云神宮五部書、間有二古傳明說一。固不レ可レ不二講究一。但其可レ惑者亦不レ少矣。蓋後人添竄之也。讀者宜二審擇一焉。」　神國　千度祓（萬度祓）

六根淸淨祓　拍手（カシハテ）　天逆手　木綿襷（ユフダスキ）　鈴

無上靈寶神道加持　三光印　幣　鏡　二所宗廟〔割註〕伊勢、賀茂。」

三社詫宣　日本紀訓點　高天原　天神七代地神五代　八ツノ數　伊勢神宮茅葺　本地垂跡

安坐巡行〔割註〕唯一神道ニアリ。佛ノ座禪ト行道トノ眞似也。」三種大祓　五十鈴川

これらなり。そが中にはいかにぞやとかたぶかるゝもまじれど、大方はよろし。高天原などは鈴屋の翁

の說とはいたくことなれど、翁の說をかならずよろしともおもひさだめねば、貞丈をわろしといかでき
はむべき。

附　唯一宗源　兩部習合　東迹緣起

右東見記上(四十一オ)

神道加持〔割註〕加持、即梶也。無レ梶則舟不レ可レ行之意。」

右同上〔割註〕孝云、貞丈ノ無上靈寶神道加持トイヘルコノ事ナリ。」

兩部唯一〔割註〕玉勝間二(十一オ)ーーーート標目アリ。コレハ兩部神道ト唯一神道トヲナラベイヘル標目也。」

兩部神道〔割註〕同四(廿八ウ)、コレハ兩部習合ノ神道ナリ。」

兩部習合　同二(十一オ)

〔割註〕安齋隨筆後集(第八十五)ーーーーハ神道ニ佛道ヲ交合ニテ本地垂跡ト云コトヲ拵ヘテ云々、又別ニ一種ノ兩部習合ノ神道アリ。神道ニ儒道ヲ交合テ周易ノ道理ヲ以テ神代ノ事ヲトク。○孝云、兩部習合神道ト云ベキヲ略シ、ーーーート云ナリ。又ハ兩部神道トモ云ナリ。兩部トハ胎金兩部ナリ。儒ト神ト兩ナルニアラズ。サレバ兩部ノ二字ハ佛道ト云コトナリ。思ヒマドフベカラズ。儒ヲ神道ニ交ヘテ兩部神道ト云トキハ、兩部ト云コト儒ト神トニツニテ、胎金二部ノ兩部ノ義ニアラズ。サラバ部字ノ義モキコエズ。國史略二(廿二オ)ノ說ハアヤマリナリ。」

天人唯一〔割註〕同二(十一ウ)　○此名目アヤマリナルコトヲ云。」

三部神經〔割註〕同十一(廿三オ)〔割註〕孝云、神道獨語ニモ、」

舊事大成經〔割註〕同　○孝云、コ、ニイヘルコト、伊勢氏ノ神道獨語ニヨレルナラン。況齋雜記ニ、

舊事大成經ノ條ヒラキミルベシ。又古事記傳一（廿二オ）ニモ、」
右本居氏〔割註〕此外ニモ玉勝間三（廿一葉廿二葉）
唯一宗源　兩部習合　本跡緣起　本元和平　理當心地
右林羅山ノ梅村載筆　平維章ノ續不問談　貝原篤信ノ和漢名數、〔割註〕貝原氏ハ名法要集ト云モノヲ引用サレタリ。孝、未見ノ書ナリ。」
五部神道〔割註〕上文ノ五部ヲ云ト、平維章イヘリ。」
三部神道〔割註〕上文五部ノ中ニテ唯一兩部本迹ノ三ツヲ云ヨシ、平維章、林羅山、貝原篤信イヅレモイヘリ。」
唯一三元〔割註〕太宰氏辨道書（七ウ）ニ、今ノ神道ト云ハ一一一一トイヘドモ、皆佛道ニ本ヅキテ、」
山王神道〔割註〕兩部神道ヨリ出タルモノナリ。祭典開覆章ト云モノニアリト、前田夏蔭、日吉山王辨ニ引用シタリ。」
神別本紀〔割註〕僞書ナリト、本居氏ノ天祖都城辨々ニアリ。」
神記語〔割註〕古事記傳十五（卅七オ。）」
神皇實錄〔割註〕古事記傳五（四十八オ、）十五（卅七オ。）」
神名秘書〔割註〕古事記傳八（廿八ウ、）九（五十二ウ。）」
吉川惟足履歷〔割註〕平田篤胤俗神道大意三（四十八オ。）」
俗神道〔割註〕コノ名目ノコトハ下ニ云ベシ。」
俗神道大意〔割註〕平田篤胤ノ著述ニテ四冊アリ。卷四（五ウ）ニ俗神道ト云ニモ、諸流アリテ云々トミエタリ。サレバ俗神道ト云ハ正シキ名目ニハアラデ、今平田氏辨駁スルヨリ建タル名目ナリ。神道者ノ方ニ本ヨリアリタル名目ニハアラズ。」

三部本史〔割註〕谷川氏和訓栞加部、つこノ條ニ云、神道三部書トオナジコトカ。」

神　令〔割註〕伊勢貞丈ガ安齋隨筆前集九（第七十二）神令ト云書アリ。是モ神ノ教ノ道也ト云テ、儒道ヲモツテ教ヲ書キ、其文詞ハ祝詞ノゴトキ詞ヲ用テ偽作シタルモノナリ。」

○太田道灌家集（慕京　慕景　暮景）

此家集を慕京集とかき、〔割註〕塙氏群書類從二百六十。」或は慕景集と有り。（群書一覽）、いづれよろしからむ。此集、流布の刻本に慕京集としるしたり。〔割註〕塙氏ト合ス。」武藏志料に、慕京樓、太田道灌東海道紀行〔割註〕文明十二年六月。」慕京樓の午夢のたやすきにもとみえたり。〔割註〕コノ外ニモ、慕京樓ト云コトハアレドモ、名義ノコトハナシ。○オノガミタル本ハ朽木氏ノ挿架本ナリ。」今の江戸の御城内に慕景といへる所あり。と白石氏のかけるものに有りと或人いへり。尋ぬべし。孝思ふに、慕景、慕京もしは誤字にて、暮景樓といふ居室にて、夕方のけしきのよきよりの名にはあらずや。白氏六帖巻一、同桑楡（暮景）とあり。ふるく物にみえたるは、世說傷逝注に、韓詩外傳を引て、莫景之間志在ニ流水一とみえたり。〔割註〕今本の外傳巻九に、莫景之間の四字なし。脱文なるべし。」文選巻廿八（樂府）豫章行に、促促薄莫景〔割註〕李善注、景之薄暮、喩人ーー之將老、孔安國尚書傳曰薄、迫也。」といへる暮景なるべし。〔割註〕但李善注によるに、此時にては薄莫連熟してよむべきなり。」莫は暮の正字なり、ナシ、ナカレの訓を用ふる處にあらず。夕暮のクレと云字なり。松屋與清の考證あり。〔割註〕門人藤原好秋、文政五年校刻したり。」其よし、與淸の序にあり。「かねてなき身とおもひしらずはの歌は、よの中に辭世のやうにいへど、本集にては討死したる人の手向によめるなりけり。

○二人秘抄（人丸秘抄）

太田全齋が人丸秘抄といふものありときけり。いかなるものぞととへるに、いまだ人丸秘抄といふ書名をきかず。二人丸秘抄の誤なるべし。その證はとてかき遣したる、

類字假名遣序、それ二八丸秘抄は、河内前司親行朝臣述作有りしに、同甥の定家卿御合體のものとぞ。仍かく號するならし。

此書は荒木田盛徵といふものゝ著述にて、定家假字遣を增補したるものなり。林春齋の跋あり。〔割註〕跋ノ末ニ庚子仲秋白陽子トアリ。庚子ハ萬治三年ナリ。〕さては定家假字遣をさして、二人丸秘抄とは云ふなり。定家と親行とふたりなれば、二人丸といふなり。

附平維章が不問談に、假字遣は定家卿より始ると人丸秘抄にみえたりと有るも、二の字を落しておぼえまがへたるものなるべし。

○正月(むつき)

正月をむつきといふことは、たれしらぬ人もなし。されど正月をむつきといふたしかなる證文は、いかにと考へてみるに、古今集、後撰集のはし書に、正月と書き、或はかなにてむつきと有るなどは、其かみ正月と字音にのみよべるを、後世よりむつきとかきひがむる事も有るべければ證となしがたし。萬葉集五の卷、〔割註〕天平二年正月。〕武都紀多知波流能吉多良婆、また十八の卷、〔割註〕天平勝寶二年正月。〕牟都奇多都波流能波自米爾とあるは、假字なればむつきといふ詞はたしかなれど、春といふ冠辭のやうにもきこえて、正月をむつきとよむ證には猶心ゆかず。詞花集賀部、

めづらしくけふたち初るつるの子は千世のむつきをかさぬべき哉　伊勢大輔

と有るは、襁褓を兼たるにて、其はし書に、正月一日子うみたる人にむつきつかはすとてよめるとあり。此歌によるに、正月のことをむつきとよぶ事たしか也。むつきと正月とおなじことにあらずは、此歌、證なかるべし。正月をむつきといふことたしかなる上からは、正月とかきてむつきとよむべし。又はし書などには、字音のまゝによみて歌にむつきといふもとより害はなかるべし。〔割註〕月の名の語釋は、縣居翁詳に考へられて、萬葉考卷四別記にみえたり。〕

○つはり（つひゆ　つひえ　つえ　つゆ　梅雨　黴雨）

つはりとつひゆとは別語なれども、時としてはおなじこゝろばえにかよふ事もあり。げにおもひしはわろかりき。〔割註〕金葉ノ歌ニ、梅雨ノ頃、ツハリトツヒユト兼テヨメルヤウニオモヒタルナリケリ。下ニ云ベシ。」まづつひゆとは、〔割註〕谷川氏云、卒消ノ意也。」物のやせそこなはれあしくなる事なり。新撰字鏡、疒部瘠瘦也。豆比山とよめり。つはりとは、〔割註〕谷川氏云、衝張ノ意ナリ。」物のやう〳〵にそだちゆく意なり。新撰字鏡肉部、腜孕始兆也。豆波利乃登支とよめり。是はよろし。又腜豆波留と有るは、豆上脱二伊字一にて、別語なること論もなし。婦人の子をはらみて、二月、三月と月の重なるまゝに、懐胎の子のそだつ〔割註〕コレツハリナリ。」ころは、その母、青くやせそこなはるゝなり。その形状そこなひつひゆるなり。されどつひゆといはず。榮花、花山に御つはりとて物きこしめさゞりけるに、月比すぐれどおなじやうにつゆ物きこしめさで、いみじうやせほそらせ給とみえて、〔割註〕瘠ハヤスト云字ニテ、コノ字ヲツヒユトヨメルコト、上ニ載セタル如シ。サレバツハリヲツヒユト用ヒタルコトモ、アルベクオモヘドシカラズ。」たしかにつはりといへり。〔割註〕源氏物語、女三宮懐妊の條に、たちぬる月より物きこしめさで、いたく青みそこなはれ給ふ。と若菜の巻の下に有りて、是もつひゆといはず。」源氏蓬生に、としごろいたくつひえたれど、〔割註〕末摘花の女房侍従といふがおとろへたるさまなり。」とみえたるは、かたちのおとろへをいふなり。是はたしかにつひえと有てつはりといはず。詞の源委おなじからねばなるべし。扨又つはりといふ詞、はらめる女にかぎらず。そだつことには泛く用ふることにて、兼好がつれ〳〵草に、木の葉のおつるも先おちてめぐむにはあらず。下よりきざしつはるにたへずして落るなりと有り。金葉雜にも、俊頼の散木集にも、擇食〔割註〕子をはらむ時は、その女たべ物にすききらひあり。されば和名抄に、擇食をつはりとよめり。」をかねてはいへど、物のそだつをよめる歌也。金葉集雜、たゞならぬ人のもてかくして有りけるに、子をうみてけるが許より、うみたる梅をおこせたりけ

れば、讀人しらず。

葉がくれにつはるとみえしほどもなくこはうみうめになりにけるかな　女ノ擇食ト梅實ノ成長ト兼タリ　此ト子ト兼タリ　産ト熟ト兼タリ

〔割註〕詞書ニもてかくしト云意ヲバ、初句ニ見スル也。」散木集九雜、(恨躬耻運雜歌、)

つはりせしふたこの山のはゝそ原よにうみ(倦熟)すぎて消えぬべきかな

〔割註〕夫木秋、柞ニモノセタリ。」これそだち行くさまをいへる也。梅雨を俗につゆといふは、〔割註〕雅言ニハ未レ見。」梅の實の熟する頃は、しめじめしくなりてかびたち、よろづの物そこなはれつひゆる故なるべし。〔割註〕ツヒユノ略語カ。」黴雨とも其頃をいふは、黴の字かびとよむ故、五月雨をしかいふなり。梅と黴とたまたま音の通ふまでにて、梅と黴とは關渉する名目にあらずかし。本草綱目卷五に、梅雨或作二黴雨一とあるは、この名の折合たるをあげたるものか。又心得たがへして混同したるものか。慥ならぬ書きざまなりけり。斯る詞は誤りやすきものゝ故に、くだくだしけれどよくわいためおくべき事也。

宋陸善が捫虱新話に、北人不レ識二梅雨一。南人不レ識レ雪。蓋梅至二北方一則變而成レ杏。今之江湖二浙四五月間。梅欲レ黃而雨。謂二之梅雨一。轉淮而北則杏。亦地氣然也。

○むすこ(むすめ附　むすびの神　むすぶの神)

むすこ、むすめ、古き物にみえず。されど古事記中卷なる此建內宿禰之子　幷九(男七、女二)とあるを、本居宣長は男をむすこ、女をむすめとよめり。〔割註〕古事記傳廿二(十八ウ。)」むすは生の意にて苔のむすも同じ詞にて、古事記上卷なる高御産巢日神、神産巢日神のむすもおなじ。その産巢を日本書紀には産靈とかゝれたり。靈の字よくあたれる文字にて、物の靈異なるを比と云ふ。久志毘の毘も同じ。古事記なる産巢日は借字なり。日本紀なる産靈は本字也。拾遺集に、君みればむすぶの神ぞうらめしき。空穗物語樓上、上、人しれぬむすぶの神をしるべにて、狹衣物語に、むすぶの神さへうらめしきなどあ

るむすも、同く生の意なり。〔割註〕古事記傳三（十二オ。）」紀記にむすびとあるを、拾遺、空穂、狭衣にむすぶといふは、ヒフの通用と知るべし。むすこ、むすめともに、源氏帚木〔割註〕湖月本三オ卅五ウ。」にみえたり。その中にむすめは、古今賀のはし書にもあり。〔割註〕和名抄神靈類ノ狩谷氏按注ニ詳ニアリ。」平田氏の古道大意〔割註〕同本上（四十五オ。）」にも、我むし生たる子と申すことゝで云々。

○壻（婿）

日本釋名（巻中）、壻、むつまじき事子の如し、つましを略す。からの書に、むこを半子といへるが如し。〔割註〕上文に婿の語釋を載せていはく、よわめなり。よわは、わかくしてちからよわき意、たをやめの意也。」和訓栞むこ、めすこなるべし。めすの反むなり。めすは聘なり。こは子なり。〔割註〕婿ノ解ナシ。」萍の譚、壻といふは女の父母よりよぶ名にて、わが女に對るよしもて、向子の中略ならむ。又女をよめといふも、男の父母よりよぶ名にて、淑女のよしなるべし。僧慈延が隣女晤言にいへるは、いづれもおだやかならず。燕石雑志巻四〔割註〕曲亭馬琴著。」むこはむかへ子なり。よめは世つぎ女なり。

孝云、古事記其父大神問ニ其聟夫一、本居氏ノ傳〔割註〕巻十八、卅八葉。」ニハ、和名抄ニ無古、字鏡ニ毛古トアリトイヘルノミニテ語釋ナシ。新井氏ノ東雅ニモ語釋ミエズ。狩谷棭齋ノ和名抄考證ニ牟古、蓋匹敵子之義、猶訓レ嫡傳ニ无加比女一也トイヘリ。サレドムカトイハズシテ、ムノ一言ニテ向ノ義ニナルコトイカヾアラン。猶ヨク考フベシ。ムコハ源氏ニ見エテ、紅葉賀ニむこにたなどはおぼしよらで、女にてみばやトアリ。モコハ蜻蛉ニアリ。今本ノ本文ニハナクテ附錄ニアリ。もことりせんとするに、をとこのもとより云々。〔割註〕解環ニモむこハムコナリ。」貝原氏ノイハレタル半子ハ唐書ニアリ。新唐書巻二百十七上回鶻列傳ニ、是時可汗上書恭甚、言昔爲ニ兄弟、今壻半子也トアルコレナリ。半子トハ、我子ト全然同物ニハヤラネド、十分ノモノナラハ五ツト云フ意ニテ、半分ハ子ナリトノ心バエ

ナルベシ。

○まけといふ詞

すべてまけといふに三種あり。設(儲同)の意、向の意、任の意との差別なり。其設の意なるは、萬葉二(卅ウ)、春冬片設、〔割註〕縣居云、片當作取。」四(五十二ウ、)屋戸閑設、七(廿七オ)裏儲。八(卅二ウ)、紐解設など也。〔割註〕ゐみまけて、落窪二上(廿四オ、)二下(二一オ)」向の意なるは、萬葉五(十七ウ)、波流加多麻氣、〔割註〕略解云、春方向也。」八(廿六オ)夏儲。〔割註〕儲假借字。向地。」十(十九オ)櫻花之時片設〔割註〕設假借字。向也。」同(卅一ウ)夕片設。十一(四ウ)夕方枉。〔割註〕枉假借字。向也。」十五(十ウ)秋加多麻氣。十九(九オ)春儲などなり。〔割註〕萬葉類林云、かたまけてとは、時にさきだちてもうけおきて、待やうの心なり。片は半の意なり。その時に十分にならぬ心なり。片は、一向に心なしといふべからず。設は儲なり。孝云、儲也といふはいまだし。用ふべからず。片は方の假借なり。」任の意は、人々おほくまどはねばしるさず。〔割註〕任ハマカラセノ約リタルニテ、京官ニハイハズ。本居氏ノ詔詞解巻一(十七葉)、古事記傳巻九(四十七葉)考フベシ。京官ナラバメショサシナドヨムベシト云ヘリ。」

○ひらみ(うはも　したも　しひら　ひらおび)

衣服にひらみといひ、ひらおひといひ、うはもといひ、下もといひ、しひらといふものあり。今世は此ものども皆たえてその別よくしられず。されば中世以後の人々の云ふ事どもは、おしあて多かるべし。うはも、したもといふは、西土の人の上衣下裳の裳にはあたらず。うはぎ、したぎの裳なり。そのうはもといふと、ひらみといふと、おなじと人々いふは、褶を和名抄に宇波毛とみえ、衣服令の集解に枚帶といへばなり。されど神祇式に、表裙一腰、褶一條とみゆるは、彼と是と兩品なり。又うはも、ひらみ、しひらを、ひとつものに人々いふに、縣居翁はしひらとひらみとしたもとをひとつとし、褶字をあてゝ、うはもには裙字をあてられたり。その說どもを合せかうがへて、いづれよからむとするに、こゝに

よければかしこにあはず。今此四種の名さだめかねたり。たゞ其説どもをあつめてしるしおくのみなり。〔割註〕女の裝束、ひとへ、いゝ、はかま、唐衣、上着〔唐衣裳〕と次第に着用するなり。玉勝間六〔六オ〕に、上着二つあり。唐衣と裳との外に、小打着のあるなどは、座敷のかざり付にてこと有べし。狩谷氏いはく、唐衣と裳とを略して、小打着を用ふることあり。」衣服令〔皇太子禮服〕、深紫紗褶、〔割註〕義解、謂褶者所三以加二袴上一。故俗云二袴褶一也。」同〔内親王禮服〕、淺緑褶。〔割註〕孝云、親王、諸王、諸臣又女王内外命婦ニモ有リ。今略。」和名抄〔衣服〕、袴。蒋魴切韻云、袴〔八賀萬。〕脛上衣名也。釋名云、褶、〔割註〕音邑、宇波美、見二本朝令一 ○狩谷氏攷證、下總本、作二宇波毛一。」襲也。襲二袴上一之音也。〔割註〕狩谷氏攷證原書無袴字褶與レ襲同。按諸書褶訓レ襲、無下襲二袴上一之義上。衣服令義解云々。蓋源君所レ見釋名衍二袴字一。抑依二義解一。增袴字亦未レ可レ知也。衣服令褶即袴褶。釋名、褶、謂二重衣、非二袴褶之義一。源君引二釋名一。增袴字以停二袴褶一非。」同裙裳。〔裙帶附〕、釋名云。上曰レ裙、下曰レ裳。〔音常、毛、〕白氏文集云。靑羅裙帶。〔割註〕裙帶。此間云如レ字。〔狩谷氏攷證、釋名原書、裙下裳也。裙羣也。聯接羣幅也。與二此所レ引不レ同。按下曰レ裳。見二詩緑衣及東方未明傳一。皆上曰レ衣之對也。上曰レ裙之訓未レ知レ所レ出。此恐釋名云レ裙下裳也之誤。又、按說文云。帔繞領也。又載二裙字一云。[illegible]或從レ衣。方言云。繞衿謂二之帬一。廣雅云。繞レ領帔帬也、然則裙或云二繞領一。或云帔、可レ知圍繞領披之、是可下以充中皇國婦人所レ着裳上也。云々。婦人之裙、不レ得レ謂レ裳也。是裙在レ上。裳在レ下。釋名云二裙下裳一也者、亦誤。」〔割註〕孝云、延喜式に帔をひれとよめりと、和訓栞にみえたり。」源氏ものがたり（夕顔）〔割註〕湖月本〔八ウ。〕」しひらだつもの、かごとばかりひきかけて、かしづく人侍るめり。河海抄〔割註〕延喜式、褶、襲袴之衣也。内藏式云。駕輿丁褶（ウハミ）。〔勘文、〕榮花ものがたり、女房四五人ばかりうす色のしひら、かごとばかりゆひつけたり。しひらは上裳なり。〔割註〕孝云、榮花物語は中宮定子の御里伊周公のわびしく、すぐさせ給ふ所なり。初花の巻、寛弘七年に見えたり。こゝも夕顔のわびずまひなり。」新釋、褶は令集解に枚

帯也といへば、裳の腰に、又うはもとて、ひらめなる絹をまとふを、こゝは裳を略して、其枝帯のみ引きかけて在る故に、かごとばかり引きかけてとはいふなり。催馬樂に、上ものすそぬれ、下ものすそぬれなどいへり。〔割註〕孝云、催馬樂は、我門に、みえたり。」同〔割註〕末摘花廿三オ、」しひらひきゆひつけたるこしつき。同〔割註〕浮舟四十ウ、」あやしきしひらきたりしをあさやぎたれば、そのもをとり給ひて君にきせ給ひて、「〔割註〕コ、ハ女房（侍從）ノ着タルヲ、匂宮ガ取テ浮舟ニキセ給フナリ。」枕冊子（裳は）、〔割註〕萬歳抄ニテハ第百五十一段、」おほうみ、しひら、〔割註〕萬歳抄云、裳はからぎぬの時、必服するなり。おほうみ、うはもなり。水波の如く成る織紋の有る物也。しひらうはも也。是も大海のやうなる織物也。延喜式褶襲袴之衣也。」〔割註〕孝云、おほうみは裳にかゝるおりもの有るよしならん。しらひは一種の名なるべきを、大海とならべあげたるはいかなる事にか。夕顏の卷の河海抄にも式を引きたり。」和訓栞しひら、梁塵抄〔割註〕孝云、一條禪閤ノ梁塵愚按、貫河の條にみえたり。」に褶也といへり。源氏にしひらだつものとみえたり。うは裳の事也。男は袴の上にきる。女はから裳の上にきるなりといへり。〔割註〕孝云、袴の上から裳の上といふこと、同書うはみの條に束帯色目と云ふ書を引きたり。」和名抄にうはみと見え、日本紀にはひらひとも、ひらおびともよめり。同ひらび、日本紀〔割註〕孝云、推古紀十三年及天武紀十一年に褶アリ。推古紀ニハヒラビトヨミ、天武紀にはヒラオビトアリ。」に、褶をよめり。ひらおびともみえたり。平帯の義なるにや。倭名抄にはうはみとよめり。衣服令集解に枚帯とみゆ。男は袴の上に褶をきるが故に、俗にはかまのひらみといへり。同うはみ、倭名抄に褶をよめり。日本紀にひらびとよめり。催馬樂にうはもといへり。梁塵抄にしひらともいふとみえたり。りうはもは上裳なるべし。束帯色目に男は袴の上に着し、女はからぎぬの上に着すとみえたり。神祇式には表裙一腰、褶一條とみえて二物とせり。賀茂翁家集卷五（紀行）、西歸、催馬樂の貫河のうた、うはもとりきてみやぢかよはん。うはもは裙をいふ。下裳は褶をいふ。褶を衣服令の集解に枚帯とあるは、ひらみとい

ふにおなじ。ひらおびとひらみとは詞かよへり。是を後にしひらともいふ。源氏物語に、しひらだつ物け
しきはかり引かけてといふは、夕顔の宿のしのびたること故に、上裳をばそぎて、下裳ばかり引きかけ
たる也。此下にもうはものすそになどもよめり。〔割註〕孝云、に文字衍なり。催馬樂我門爾、わがかど
にやわがかどに、うはものすそぬれ下ものすそぬれ、「又男は袴のうへに褶を着るが故に、俗にはかまの
ひらみといへり。或説に褶はうはもとよむとあるは、男のひらみにまがひたるなるべし。〔割註〕孝云、
褶ヲウハモトヨムコトハ和名抄ニアリ。」

難波江 卷之一下

○劍(太刀 刀 附)

日本釋名(武具)太刀、たつ也。物をたちきる也。劍つるはするどなり。やいばの利をいふ。つとすと通す。きはきるなり。するどに切なり。東雅(武器)、劍ツルギ、舊事、古事、日本紀等に、伊弉諾神十握劍の事みえて、その劍の事どもしるされたる多かれども、その草薙劍の事をしるして都牟刈の太刀といひけり。ツムキといひ、ツルキといふは、其語の轉じたるなり。應神天皇の御歌もツノギノサヤと讀み給ひしをば、日本紀釋に劍の鞘なりと注したりけり。又古語にツルといひ、ツノといふは、相轉じていひけり。越前敦賀郡を、古は角鹿國といひしごとき是なり。角をツノといひしは尖事あるの謂なり。また凡物の鋒刄あるはキといひけり。(割註)鐃といひ、錐(キリ)といひ、釘(クギ)といふの類は、其鋒あるをいふなり。鑽(ヒキリ)を讀てキリといふも、又此義によれり。鐇(タツチ)といひ、斧(ヨキ)といひ、鋤(スキ)といふ類は、その刄有るをいふなり。斬を讀てキルといふも、此義によれる也。(割註)櫻井政保云、鐃ハ鑱ノ誤ニテ、サキト讀ムベシ、和名抄農耕具ニ、耒鑱ヲ佐岐トヨメリ。」さらば劍をツムキとも、ツノキとも、ツルキともいひしは、其鋒刄ありて突くべく斬るべきをいひしなるべし、日本紀通證卷五、都牟刈之太刀。今按。都牟刈與二都留岐一通。倭建命歌云、都流岐多知。亦見二古事記一。多智、截也。(割註)孝云、東雅之說也。」和訓栞つるぎ、劍をよみ、文選に屬鏤を讀めり。銳利の義といへり。一說につるは角也。角鹿をつるがといふが如し。きは刄をいふ詞也。(割註)孝云、用二貝原氏說一也。一說、是東雅之說。」冠辭考つるぎたち、劍は諸刄、太刀は片刄と覺ゆる人もあれどしからず。片刄なるは後の物にて、古は皆諸刄也けり。古事記に、大蛇の尾より出たるを都牟刈之太刀と有るに、日本紀には同じ太刀を叢雲劍、草薙劍と書けり。其都牟儀利といふことは、遠江の方言に、何にても尖りたる物をつむ

がりといへり。〔割註〕孝云、尖りたる物をいふといひ、下には刈斷の意といふ。前後矛盾なり。されば本居氏これを辨ぜられたり。」是も紀に、劍の名を大葉刈といふをあはせみるに、鋭利反伎にて、都流伎と都牟賀利はおなじ語なれば、尖りたる太刀てふ意にて、つるぎのたちとはいふなり。されば彼かりは葉刈草薙などいひて、物を刈斷こゝろ、太刀は斷の意にて名づけしむねおなじ。さてこゝを略きてはつるぎとのみも、たちとのみもいふを、くはしくはつるぎのたちといふ。古事記に、〔倭建御歌〕、都流岐能多知云々。古事記傳卷九都牟刈之太刀、刈を伎と訓めるは由なし。又羽と作る本も誤なり。書紀にはたゞ劍、また神劍とのみあり。都牟賀理とは物を利く截斷貌を云言にて、今世語に豆加理など云即是なり。大神宮神寶に須我流横刀と云あるを、〔割註〕式又儀式帳などにみゆ。」須我利劍とも云へり。又式に出雲國出雲郡都我利神社と云あり。是等も同意也。さて都流岐と云ふも、此都牟賀理の約りたる名〔割註〕賀理は岐と切り牟と流と通ふ。」なれば、都牟刈之太刀は劍之太刀といふに同じ。太刀は師の考に斷の意にて名けたりと云はれたる如し。物を斷具なればなり。さて古書には多知とも、都流岐とも、ただ同じ物を通はし云へり。〔割註〕多知はなべての名、流都岐は、其用を稱たる名也。」師の冠辭考つるぎたちの條に、此事みえたれども、其説まぎらはしく、又たがへることとあり。其は都牟刈は尖りたる意と云ひながら、又刈は葉刈草薙など云ひて、物を刈斷意なりといはれたるはいかゞ。今おもふに尖りたる意にはあらじ。又大葉刈、草薙なども刀の利きを云へる名なれども、大葉刈の刈は木草の葉を刈斷と云ひたるなれば、都牟刈の刈とは異なり、都牟賀理は利く截斷貌を云ふ言なれば、刈は借字なり。

(附)和名抄征戰具、刀〔割註〕太刀、太知、小刀、賀太奈。」狩谷棭齋ノ攷證ニ賀太奈、是不二兩刄一之名。非二大小之別一。此所レ訓非二古義一。

〇薄雲の卷の中の考

過し日とはせ給へるむらさきの物語薄雲の卷、女院はかなくならせ給ひし後、なにがし僧都よひゐのつ

いでに、女院と光君との御しのび事を、冷泉院に奏したる、こはいかでかたみにしのばせ給ふかくろへ事を、僧都のしりて申上けん。僧都の詞に、光君の須磨へさすらへの御時、女院御いのりあり。又光君のこの事きかせ給ひて、冷泉院の御位につかせ給ふまじく御いのり有りしよしなどはみゆれど、かばかりのふしにておしあてに奏すべき事とも思はれじと疑はせ給ふ。いとよくこまかにもたどり給ふよ。げにしのび〳〵の御いのりあればとて、これをのみふまへてはかゝる事奏すべきことにあらずかし。この僧都のしりたることは、僧都の奏するさまを草子の地よりいへるに、そのうけたまはりし様とてくはしく奏するをとあれば、そのしりたることは物語のかげになしたるものなり。これひとつの文體なり。さて此僧都は若紫の巻にみゆる僧都にあらず。又此女院入道し給ふ時にみえたる僧都にもあらず。又宇治にて手習の君をみつけたる僧都にもあらず。別にひとりの僧都なり。ことのついでなればおどろかしおき侍るなり。

此一條は、太田全齋の女千枝子にこたへたる消息なり。

○夕顏履歴（源氏君年立諸抄一年の違あり。今本居氏の玉小櫛によれり。）

源氏君十二歳　帚木巻に頭中將といふ人、（葵上ノ兄）、此とき、藏人の少將なり。〔割註〕桐壺（湖月本卅ウ）。」

同十三歳

同十四歳　頭中將此頃より夕顏にかたらひつきたり。官は猶少將なり。〔割註〕夕顏（卅四ウ）。」

同十五歳　此春夕顏出產、〔割註〕夕顏卅四ウ。」帚木巻、雨夜のとき頭中將の詞に、おさなきものなどもありしにといふは、此ときうまれたる姫君をさすなり。後に玉かづらの君といふ是なり。こぞことし二とせの間に中將に轉ず。されば雨夜のとき中將とあり。

同十六歳　此秋頭中將の北方より、夕顏の方へおそろしき事をかすめいはせたり。〔割註〕帚木二十五ウ、

夕顔四十四ウ。」此秋頭中将と夕顔と撫子床夏の贈答あり。〔割註〕帚木廿六オ、」西の京にめのとのすみけるやどりに夕顔逃げかくれしは、此秋より冬の初つかたの事なるべし。〔割註〕夕顔〔四十四ウ〕、帚木〔廿じオ〕にいへる所によりて、しかおもはるゝなり。」

同十七歳　夏　五月西の京より五條わたりへうつろひしなり。〔割註〕夕顔八オ四十四ウ。」夏　五月雨あすはれんとするよべ、源氏君とのゐ所にて女の品定あり。その時頭中将此夕顔のことといひ出でて、今なほ世にありやいかにといひ、又今やう〳〵わすれんきはになりぬともいへり。〔割註〕帚木雨夜の所。」此翌日の夜、中川のやどりへ源氏の君旅ねし給ひて空蟬にあへり。〔割註〕帚木卅四オ。」夏　大貳のめのとを源氏の君とひ給ふたよりに、夕顔が假りのやどりを見初め給へり。夕顔の花の贈答あり。此家は大貳のめのとの隣なり。〔割註〕夕顔三オ。」夏　惟光の源氏の君にいふやうは、夕顔のやどりをひそかにかいまみたるに、ふみかくとてゐて侍りし人の顔いとよし。物思へるけはひして人々もしのびてうちなくさまなどしるかりけりとあり。按ずるに、これはたゞ惟光のかいまみたる時のさまにて、ふかくそこゝにてらしみるべき筋事にはあらず。物おもへるさまとあるは、すべて此比のわびしさもあるべし。人々のうちなくさまもたま〳〵頭中将の事などいひ出てなげきしなるべし。然るに湖月抄の此處の解に、是は頭中将中絶えたる折節なり。又四の君の方よりおどしいはせしうつりなればなりとあるは詞たらず。まがひやすし。四の君よりおどしいはせたるは其秋の事にて、そのときは西の京へこそうつりしが、こゝは其後西の京にすみわびて、山里にと覺したるに、方のわろければとて、假りに物したる間の事なれば、ひたぶるに四の君よりおどして轉りたる住家とのみはいふべからず。秋　惟光が手引にて源氏君しのびて夕顔にあひ給ふ。〔割註〕夕顔〔十五ウ〕、此上文〔十一オ〕に秋になりたる事みえたり。逢給ふ時は初秋と思はるゝ也。」八月十五夜源氏君夕顔のやどりとひ給ひて、その曉河原院にいざなひ給

ふ。〔割註〕夕顔十八ウ、〕十六日終日河原院にてかたらひ給ふ。その夜夕顔はかなくなりぬ。〔割註〕夕顔廿三ウ。〕十七日の夜夕顔送葬なり。源氏君は二條院へかへり給ふ。〔割註〕夕顔卅八オ、〕九月廿日後右近を召出て物語し給ふ。その所に西の京に御めのと云々。こゝの湖月抄に細流を引て、揚名介が妻と有るはいかゞ。さきに惟光の尋ねたるに答へたるは、一時のゝげれ詞にて事實にあらず。今こゝは實事を申べき所なり。

同十八歳　夕顔のうみたる姫君ことし四ツにて、夕顔のめのとの夫は少貳になりてつくしへ行くにいざなはれてゆく。〔割註〕玉かづら（四オ）に、かの若君の四になるとしぞつくしへはいきける。〕その後少貳任はてゝ〔割註〕源氏君廿二歳、〕のぼるべきを、はか〴〵しき勢もなくて出立たざるに少貳まかりぬ。男子三人、太郎は豊後介なり。女子二人、あねは類ひろくなりてつくしに住つきぬ。おとゝは兵部の君といふむかしあてきといへる是なり。姫君はたちばかりになり給ふとき、大夫の監がけさうにのがれかね給ふを、豊後介とかくかまへて京にのぼり、九條にむかししれる人の有るを尋ねてやどりとはしたり。〔割註〕玉かづらの巻にくはし。〕扨夕顔を此女の名とするは、玉かづらの巻〔割註〕湖月本卅二オ。〕にかたちなどは、かのむかしの夕顔とおとらじやとあるもおもふべし。玉かづらの容貌を問ふ故に、ことさらに顔といふにはあれど、その女をさしたるなりけり。その巻の上文（廿七ウ）さりとも姫君をかのありし夕顔の五條にとゞめ給へらんとぞおもひしと有るも、やゝ此女君の名とすべきようすがなりけり。

○秋好中宮（附、後悔大將）

秋すきの中宮とも、秋このむ中宮とも、二かたにいはるゝやうなり。秋すきとよぶ時は、すき人などのすきなるべし。堤中納言物語に、虫めづる姫君あり。むしすきといはず。これによれば秋このむといふかたやまさらん。さて此名目は、葵の巻の河海抄にはじめてみえたり。さるはをとめの巻に、女君秋に

こゝろよせ給ふよしの御歌を、紫の上に奉り、小蝶の卷に、その御かへしの歌みえたるよりの稱號なりけり。又榮花物語に、後悔大將といふ卷の名ありて、その卷に、げにこのころぞ後くやしき大將とも聞えつべしとみえたり。活字本にはしかあれど、此本文一本には後くいの大將ともかけりとぞ。是等も二方によみて、いづれにても聞ゆるやうにおもはるゝ卷の名なり。本居氏の玉勝間卷十一に、此卷の名を後悔大將とかける所あり。本居翁は後くいとはよまれざりしなり。此大將といふは、御堂殿の二郎右大將教通なり。北方物の氣にてうせたるをくやみたるより、此名をおふせたるなり。又嶺月の卷に、後のくいといふことのやうになんと有るは、小一條院女御嬉子のなくなり給ふ時のこと也。今此卷の名を、後のくいとは讀みがたかるべけれど、隱語に後くいの大將とよみても害はなかるべくおもはるゝなり。いづれかそのかみの名目なりけん。人にたづぬべし。

○かはたけのながれの身

今の俗に遊女の事を、かはたけのながれの身といふは、謠曲班女にみゆるよりさきには、此ことば古書はさらなり。近き物にも所見なし。しひて案ずるに、平家物語一の卷に、近衞院かくれ給ひて後、皇后多子の幽なるさまに世を渡らせ給ふに、今上(二條院)より入內有るべきよし、宣旨被レ下たるを、多子あさましうわびしき事におもひつゞけ給ひしとき、

うきふしにしづみもやらでかはたけの世にためしなき名をやながさん

とあそばしたることとみえたり。〔割註〕二代后の段、此御歌などを、此詞の起ともいふべきか。されど遊女の事に轉しいはんはいともかしこく、かつは似つかはしうもあらぬやうに、一わたりはおもふべけれども、二人のをとこに逢事をうきたる事におもひ給ひしよりの御すさびなれば、枕さだめぬ遊女の身にうつしいはんも、よしなしとはいひきりがたくや。さてかはたけのよといふつゞけはよろしきに、かはたけのながれといひては、ことわりたがへり。しかはあれど、中昔にははやくいへることとみえて、金

葉集賀、長治二年竹不ㇾ改ㇾ色といふことを、

　よゝふれどおもかはりせぬかわ竹はながれてのよのためしなりけり　堀河院御製

俊頼口傳集（第廿九）、かはたけといひてはながれての末の世、ひさしかるべきことをつゞくべきなりとあり。〔割註〕此書を一名無名抄といふ。」おなじ朝臣の散木弃歌集七の卷に、さゝくみといふ物を、女のもとより見せにおこせたりければ、かへしつかはすとて、

　君とわれむすぼほれなばかはたけのながれてもみようきふしやある

とつゞけられたり。和名抄に、苦竹を加波多計とよめり。笋竹を久禮太介とよめり。

〔附〕苦竹〔割註〕和名抄カハタケとあれど、」今マタケ、これクレタケ也。（狩谷氏）〔割註〕〔森立之は、クレタケは淡竹と云。」

笋竹〔割註〕和名抄クレタケ、とあれど、」これ一種別也。クレタケは苦竹也。（狩谷氏）〔割註〕〔森氏は即淡竹なり。」

兼好つれ〴〵下（第六十四）、呉竹は葉細く、皮竹は葉ひろし。御溝に近きは皮竹、仁壽殿の方によりて植ゑられたるは呉竹なりとあり。〔割註〕狩谷氏の說にては、男竹、女竹を植られたる也。其女竹は漢名しらず。かはたけと云ふ、は川の義にはあらず、皮のあるより也。」和名抄淡竹（オホタケ）、これ今ハチク也。（狩谷氏）〔割註〕〔森氏クレタケなりと云、即笋竹なり。」枕册子、〔割註〕あはれなる物。」かはたけの風にふかれたる夕暮、〔割註〕これはさす處詳ならず。川邊の竹か。皮竹か。」夢溪筆談六（藥議）、證類本草十三（竹葉）などに、種々の說あり。廣韻上聲四十九敢韻に、笋竹名、簣中と云ふ。是れはいかなることにか。證類十三には甘竹の外に、簣中竹と別種にしたり。古今集物名にかはたけ有り。契沖、縣居翁は苦竹の事なりといはれ、本居氏はくさひらの名にて、うつぼ物語、〔割註〕孝云、宮穗物語（細井氏定本）國讓下（廿六葉）、お前のくちきにおひたるくさひらどもあつ物

にさせ、にがたけなどてうじてとあり、流布本嵯峨院の卷とす。」にみゆといはれき。〔割註〕古今物名にがたけ、和名抄長崗箏、箏靑、最生、味大苦也、契沖、縣居以二此物一充レ之。本居則加波多介、仁賀多介並爲二菌茸一。」に遊女は舟中の事とみえて、榮花物語、扶桑略記、遊女の記〔割註〕群書類從百卅五、文筆遊女記をのせたり。」など、みなしかるよし、亡友狩谷棭齋いはれき。げにしかるべし。神崎江口の兩所名高し。江口といふ謠曲に、ことにためしすくなきかはたけのながれの女となる、前の世のむくいまでおもひやるこそかなしけれ。上に引出たる遊女といふ謠曲のうきふししげきかはたけの流の身こそかなしけれとある、かれこれをおもひ合すれば、皮竹の詞をかりて、皮は河によせ義をとらず。竹はうきふしといはんためによせて義を用ふ。扨河といふよりながれとつゞけたるならで、女竹の本義は用ひざること更なり。上にのせたる散木集の歌も、口傳集にいはれたるも、此心にあらばおだやかに聞ゆべきか。同じ朝臣の集卷五祝部に、堀川院御時竹契二遐年一といへることをよめる、

　うれしやな御代ながはしのかはたけのそよとこたへて風わたる也

とあるは、橋といふより河とよせたるか。それまでもなくその長橋のたもとには女竹の有て、有りのまゝによまれたるのか。さて順德院の御歌、

　九重や名にも涼しき河たけの風にしらるゝよゝの行末

と有るは、河をそへられたることとしるし。〔割註〕順德院の御歌未だ原書をみず。和歌分類竹の注より引く。」但し俊賴同時のうたに、國信が、

　木枯にそのゝかはたけかたよりになびけど色はかはらざりけり

とよめる歌、堀河院百首にみえ、又元輔が、

　わがやどの千代のかはたけふしとほみさも行末のはるかなる哉

と有るなどは、河をよせたるにはあらぬ事いふもさらなり。かれとこれと混同して誤解すべからず。

〔一〕かつらぎの歌

萬葉集七(寄草)、

かつらぎのたかまのかやぬはやしりてしめさゝましをいまぞくやしき

同十一、

はる柳かつらぎ山にたつ雲のたちても居てもいもをしおもほゆ

〔割註〕拾遺集戀一、又人丸集にも入。」新古今戀一、

よそにのみみてややみなんかつらぎやたかまの山のみねの白雲　よみ人しらず

新拾遺戀一、(光明峯寺入道前攝政家百首歌に名所戀)

かつらぎやたかまの山にさすしめのよそにのみやはこひんとおもひし　從一位家隆

家隆卿の歌は、新古今にのせたるを本歌とのみしたるにあらず。萬葉七の歌にもよれる也。新古今なるもよみ人しらずとあれば、古き歌なるべきか。これは萬葉十一のによれるならむ。〔割註〕家隆卿の歌、玉二集にみえず。光明峯寺入道は藤原道家なり。四條院曆仁元年に出家し給ふ。」さて新古今の歌に二說あり。ひとつには、かつらぎの峯の白雲のごとく高くして、手のとゞかざる故に、よそにのみ戀つゝあらんと也。ひとつには、よしたかねの花なればとて、よそにのみやはみてすぐすべき。末遂にわがものにせんとなり。季吟の抄に、此歌は初戀の歌なれば、我心をかくる人をば、よそにのみ見てややまん。いかゞあらんとふかくおもひ入たるなるべしといへり。此季吟の說分明ならねど、前說にちかゝるべきか。一日友だちのよりあひて歌のさたする時に、此事をいひ出たれば、若狹國妙玄寺義門のいふには、後說をよしとす。今の泊酒舍のあるじ(光房)は、前說をよしといへり。げに新古今の歌のついでをみれ

ば、前說に心ひかるゝもさることながら、前說にては不及戀の心にちかゝるべくや。思ふに、初戀なればおふけなき事なりとも、ふとこゝろにうかぶるまゝの眞情を、そのまゝにいはんもとがあるまじきなり。しかれども、よろづ小より大になりゆくものなれば、初戀におふけなく領じがほによまむもいかゞあるべき。猶こゝろあらん人にとはまほしきなり。太平記卷七〔割註〕千劍破城軍事、」こゝに何なる者か讀みたりけん。一首の古歌を翻案して、大將の陣の前にぞ立てたりける。

よそにのみみてややみなん葛城のたかまの山の峯の楠

とみえたり。是は前說のやうに解したるにこそ、楠正成の千はやの城に籠りたるを、出羽の入道道蘊、責めあぐみたる時の事也けり。

○すくろ略說

萬葉八、

春山之開乃乎爲黑爾春菜採妹之白紐見九四與四門

此歌の二の句開を闕と見まがへ、せきををきと又あやまり、をきのをすくろと讀みたがへたるより、〔割註〕ヲスクロとよむは、あやまりなりと縣居翁萬葉考別記二、生乎烏禮流の條にみえたり。」基俊などが春山のをきのすくろとよみたるなり。〔割註〕この歌、堀河百首にあり。萬葉の歌を袖中抄には、春山のせきのすくろとあり。風雅春、夫木などには、サキノ、スクロとあり。せきはさくのあやまりなり。上に辨ずるごとし。」さてこれは基俊が初てあやまるにはあらず。曾禰好忠、〔家集〕、權僧正靜圓〔後拾遺春〕等はやく誤てよめる歌あり。村上、冷泉の頃には、冬野やきし草の葉末黑きことゝしてよめるなりけり。そも〳〵萬葉の開乃乎爲黑とあるは、これもと誤字にて、開乃手烏里とあるべし。さきは山の出崎の事なり。たをりは曲岸の事にて、新撰字鏡に、垰〔太乎利〕とある字の意なり。山の出さきのたをみたる處に、未通女のわかな摘居たるを見てよめる歌なり。今あやまりの上にあやまりて、遂にひとつの詞

を生じ、ヲキノスクロとやうにいひならへるは恐るべき事なり。すべて學問は本源を窮めざれば、常にかゝるあやまりいでくべし。萬葉の誤字を攷へたるは本居氏なり。〔割註〕略解に引く。」すくろの事を攷へたるは、先師清水氏なり。先師の成書あれば、こゝはたゞ略說して初學の者に見するなり。

○小町があなめ〳〵の歌（附、小野小町履歷、俗に七小町といふこと、おなじ名の事、小町盛衰記の事、アナメノ語釋）　正造

江家次第卷十四〔割註〕后宮出車事、」在五中將爲レ嫁ニ件后一。〔割註〕保孝按、上文云、二條后（高子ナリ。）」出家相構。其後爲ニ生髮一。到ニ陸奧國一。向ニ八十島一求ニ小野小町尸一。夜宿ニ件島一。終夜有レ聲曰。秋風之吹仁付天毛阿那目阿那目。後朝求レ之髑髏目中有ニ野蕨一。〔割註〕袖中抄六（第十九）、從レ目生レ薄。引ニ此文一蕨下有ニ薇字一。」在五中將涕泣曰。小野止波不成薄生計里。即歛葬。範兼和歌童蒙抄卷七（草部薄）、

アキカゼノフクタビゴトニアナメ〳〵ヲノトハイハジスヽキオヒタリ

小野小町集ニアリ。〔割註〕孝云、今本小町集ニ、コノ歌ナシ。」昔野中ヲユク人アリ。風ノオトノヤウニテ此歌ヲ詠メル聲聞ユ。立ヨリテ尋ネキヽケレバ、白クサレタルヒトカシラノ中ヨリスヽキ生出タルガナガメケル也。ソノスヽキヲ取捨テ、其カシラヲ淸キ所ニオキテ歸リヌ。其夜ノ夢ニ、我ハ是昔小野小町トイハレシ者也。ウレシク恩ヲ蒙リヌルト云ヘリケリ。サテ此歌ヲ彼集ニイレケルトゾ。〔割註〕孝云、此歌ヲ云々、別本校フベシ。詞トヽノハヌヤウニオモハル。」アナメ〳〵トハアナメイタト云也。古事談卷二（臣節）、業平朝臣盜ニ二條后一。（官任以前）、將レ去之間。兄弟達（昭宣公等）追至奪返之時。切ニ業平之本鳥一云々。仍生レ髮之程。稱レ見ニ歌枕一發ニ向關東一。〔割註〕見ニ伊勢物語一。（孝所レ據本。向作レ而。今意改。）」宿ニ奧州八十島一之夜。野中有下詠ニ和歌上句一之聲上。其詞云。秋風之毎吹般穴目穴目。就レ音求レ之無レ人。只有ニ一之髏一。明旦猶見レ之。件髑髏ノ目穴ヨリ薄生出タリケリ。毎風吹薄ノナビク音如レ此聞ケリ。成ニ奇怪之思一之間。或者云。小野小町下ニ向此國一。於ニ此所一逝去。件髑髏也云々。爰業平垂ニ哀憐一付ニ下

句云。小野トハイハジ薄生ケリ云々。作ノ所ヲ小野ト云ケリ。〔割註〕本朝書籍目錄、雜抄、古事談六卷顯兼卿抄、作者部類從三位藤原顯兼（新刺戀五）。」此事見日本記式。〔割註〕孝云、式是私記之誤乎。記モ紀トカクベキ也。言ニ从ヒテハワロシ。別本宜捨按。按長明無名抄、日本紀ノ式トアリ。」清輔袋草子卷四〔割註〕亡者歌。」

秋風のうらふくごとにあなめ〳〵をのとはいはじすゝきおひたり　　小野小町

人の夢に野途に目より薄おひたる人あり。稱小野。此歌を詠ず。夢さめて尋見るに有一髑髏。目より薄生出たり。取其髑髏閑所に置きぬ云々。此に知りぬ小野屍也云々。顯昭袖中抄卷十六、〔割註〕あなあ〳〵）

秋風のふくにつけてもあなめ〳〵をのとはならじすゝき出けり

顯昭云、あなめ〳〵とは、あな目いた〳〵と云也。凡此歌の心は、江記云、〔割註〕孝云、上文江家次第の文なれば略す。」童蒙抄云、〔割註〕孝云、上文範兼和歌童蒙抄の文なれば略す。」私云、〔割註〕孝云、以下顯昭の說なり。」此兩說之心相違。江記は到陸奧留八十島。求小町屍。童蒙者行野中。風聲吟。夢想示小野。江記は連歌也。終夜有聲唱上句。後朝に業平付下句。童蒙は一首聞于風聲。江記には髑髏有野薄。童蒙は薄生出たり云々。古今目錄云。小野小町者出羽國郡司女也云々。數十年〔割註〕孝云、塙本古今目錄ニ、數十年以下ノ文ナシ。コレハ顯昭文也。」在京好色也。然而歸本國死去。故屍在八十島歟。小野者姓歟。住所歟。古今有小町姉。其歌云、

時すぎてかれゆくをのゝあさぢには今はおもひぞたえずもえける

私云。此歌有小野之詞擧我名。只又自然出來歟。「鴨長明無名抄下〔割註〕小野小町が事、」ある人いはく、なりひらの朝臣、二條のきさきのいまだたゞ人におはしましける時、ぬすみとりてゆきけるを、せうとだちに取りかへされたるよしいへり。この事、又日本紀の式〔割註〕孝云、私記ノアヤマリ歟。但古事談

ニモ日本記式トアリ。」にあり。ことのさまは、彼物語に〔割註〕孝云、伊勢物語ヲサス。」いへるごとくなるに、取りてうばひかへしける時、せうとだち、そのいきどほりやすめがたくて、業平の朝臣のもとどりを切りてけり。しかあれど、たがためにもよからぬ事なれば、人もしらず心ひとつにのみ思ひて〔割註〕孝云、人もしらずの句おだやかならず。」すぎけるに、業平の朝臣、髮おふさんとてこもりゐたりけるほどに、歌枕どもみんとて、すきにことよせて、あづまのかたへゆきけり。みちのくにゝいたりてやすじま〔割註〕孝云、すハその誤カ。他書八十島トアリ。」といふ所にてやどりたりける夜、野の中に歌の上の句を詠ずる聲あり。その詞に云く、「秋風のふくにつけてもあなめ〳〵といふ。あやしくおぼえて、聲をたづねつゝこれをもとむるに、さらに人なし。たゞ死人のかしらひとつあり。あしたに猶これをみるに、かのどくろのそのかしら目の穴よりすゝきなん。」もとおひいでたりける。其すゝきの風になびくおとのかくきこえければ、あやしくおぼえて、あたりの人にこの事をとふ。ある人かたりて云く、小野小町、このくにゝくだりて、この所にていのち終にけり。すなはちかのかしら是也といふ。こゝに業平、あはれにかなしくおぼえければ、なみだをおさへて下の句をつけゝり。「をのとはいはじすゝきおひたりとぞつけゝる。其野をばたまづくりのをのといひけるとぞ侍る。たまづくりの小町と、小野小町とおなじ人か。あらぬ物か。人々おぼつかなき事に申してあらそひ侍りしとき、人のかたり侍りし也。

附　古今集春下、

花の色はうつりにけりないたづらにわが身よにふるながめせしまに　　小野小町

と有り。注に契沖〔餘材抄〕、縣居翁〔打聽〕ともに、小町の履歴、詳にしられざるよしいはれたり。たゞし文徳より清和までも有りし人ならん。康秀、遍照などの贈答あれば也といはれし。

俗に七小町とて、卒都婆小町、鸚鵡小町、通小町、關寺小町、草子洗小町、雨乞小町、清水小町といふあり。そのなかに上の五つは謠曲にあり。後の二つは謠曲にもなし。されど芭蕉の

明月や湖水にうつる七小町

といへば、今は誰も〳〵名高き事に人はいふ也。〔割註〕近隣朽木氏の藏に、印本にて小町歌あらそひといふもの二卷ありと、その家の書目にみえたり。おのれ未見の書なり。又玉造小町といふありて、その事をかける書もあり。此玉造を小野小町にまがへるつたへあり。徒然草〔割註〕鐵槌本卷下第三十七條、」小野小町が事きはめてさだかならず。おとろへたるさまは玉造といふ文にみえたり。此文、清行がかけりと云説あれど、高野の大師の御作の目錄にいれり。大師は承知のはじめにかくれ給へり。小町がさかりなることは、其後のことにや。猶おぼつかなし。袋草子卷二〔小野小町〕、如壯衰（○一本ナシ）形傳者、其姓玉造氏也。小野ハ若住所名歟。且或人云。件傳弘法大師所レ作云。小野ハ貞觀之比也。彼壯（一本ナシ）衰伦（一本作）人歟〔割註〕孝云、袋草子卷二に、大師の作とあり、下に引くがごとし。大師著述の目錄といふもの今も有るにや。人に尋ぬべし。」玉造小町の書といふは今現に存して、塙氏の群書類從百卅六〔文筆〕に、玉造小町子壯衰書とて一卷〔割註〕眞僞はおのれよくしらず。」あり。古今著聞集卷五〔和歌〕壯衰記を引き、又同じ文を十訓抄〔割註〕可離憍慢事、」に引て衰紀と有り。これは衰記の誤にて、壯衰記の壯の字を脫したる也。寺社展閣書目〔割註〕栂尾高山寺。」玉造小町子盛衰書一卷とみえたり。いつ比の寫本にか。壯衰は盛衰といはんがごとし。おのれ寛文三年刊本を架藏す。冊皮玉造小町といひ、開卷に玉造小町子將衰書といふ。將は壯の誤なり。卷末壯褻書とあり。前後互に照してその誤字改むべし。褻は衰の誤也。

今世歌仙家集とて歌人の集をあつめたる中に小町集あり。アナメ〳〵の歌、範兼は小野小町集に入れたるよしいへれど、今本にはなし。

小野小町の晩年におとろへたる由は、平家物語卷九〔小宰相〕、中比小野小町トテ、眉目像嚴ゥ、情ノ

道有難カリシカバ、見人聞者、魂ヲ不レ傷ト云コトナシ。サレ共、心強キ名ヲヤ取リタリケン。終ニハ人ノ思ノ積リトテ、風ヲ防グ便モナク、雨ヲ漏サヌ業モナシ。宿ニ〔割註〕孝云、盛衰記宿作容。〕曇ヌ月星ハ涙ニ浮ビ、野込ノ若菜、澤ノ根芹ヲ摘テコソ露ノ命ヲバ過シケレ。源平盛衰記巻卅八、〔割註〕平家物語とおなじ。〕鴨長明四季物語〔三月〕、小野小町は世にしさすらひて、さそふ水のありて、人の国にてむなしくなりしかど、〔割註〕孝云、此書は僞書のよし、先達さだめおかれたり。刊本には此文なし。朽木氏所藏古寫本二通有り。おのれも一通藏せり。今此三本による。〕四季物語にかくいひたるは、古今集雜下、文屋のやすひでが三河のぞうに成て、あがた見にはえいでたゝじやといひやれりける返りごとに、

わびぬれば身をうき草の根をたえてさそふ水あらばいなんとぞ思ふ　小野小町

と有るによりたる也。打聽に、かくのみいひてえゆかぬよしをいはぬぞよきとあり。保孝按、やすひでの集に、三河に下りたる後の事なれば、出立ちたる證もなければ、縣居のえゆかぬ由に定めらるゝも、必ず確證あるにはあらじ。さては口強くは定むまじきことゝぞ思はるゝ。アナメと云ふこと、遊仙窟、酒巡到ニ下官。飲乃不レ盡。五嫂曰。何爲不レ盡。下官答曰。性飲不レ多。恐爲ニ顚沛。五嫂罵曰。何由𠯆耐。女壻是婦家狗。打殺無レ文。終須傾使レ盡。新撰字鏡、喧、〔割註〕𠯆也。惱也。責也。阿也、爾久。〕友人太田全齋曰、アナニク、アヤニク如ニ同語ニ也。サレバ遊仙窟アナニクアナメトヨメル𠯆字ハ、字鏡ニアヤニクトヨメル喧ノ字ノ注ニ𠯆也。トアルコレナリ。何由𠯆耐ノ四字ヲアナニクアナメトヨメルニテ、何由ノ二字ヲアナニクトヨメルニハアラズ。友人枝齋先生は、遊仙窟ノ𠯆字ハ叵字ノアヤマリニテ、喧ノ字ノ注ノ𠯆トハ別ナリといへり。枝齋の說よろし。枝齋又云、コノ歌ノ四ノ句オノハ、字鏡呼〔於乃〕トアルコレナリ。小野ニイヒカケタルハ假字タガヘリ。孝思ふに、其假字のたがへるも、この物語の虚誕なるの一證なり。但しこの四の句、假字たがはずとしても、十分にはきこえ

ぬなり。〔割註〕友人黒川氏云、アナメハアナ、メノ約言ニテ、遊仙窟ハ無禮ヲ呵嘖シルナリ、類聚名義抄嘖アヤマル、咢ノヤマルトミエタル咢ノ字ナリ、叵ノアヤマリニテハアルマジキナリ。」荷兮が曠野集卷七に、一原野にてと題し、

おく露や小町が骨の見事さよ

とあり。一原野と有りては何れの所にかしられず。さるを七部集大鏡には、市原野は貴布禰の下也。小さき庵の南の方にあなめの薄といふて繁茂せり。小町が骨とは則薄なるべしとあり。是は傅會中の傅會なるべし。谷川士清が和訓栞〔割註〕中編あなめ」に、總州古河にばけ物屋敷と云あり。そこに移住む夜の夢に、

哀しれあなめといはぬ糸薄

といふ句を見たる由の一段あり。其人は櫻氏とあり。いかなる人にか。扨士清がいふやう、列子の從者見ニ百歳髑髏一、攓レ蓬而指云々の條、及述異記にみえたる陳留周氏が婢によりての造り事なるべしといへり。

○後久我のおとゞのわすれぬ夢の歌

新古今集雜上、寄風懷舊といふ事を、〔割註〕左衛門督通光、

あさぢふや袖にくちにし秋の霜わすれぬ夢をふくあらしかな

み渡したる庭の淺茅生は、いつしか霜にかれはて、むかししのぶわが袖は、はやく涙に朽はてゝ、すぎにし事のうつゝには、跡かたもなくなりゆくを、たま〳〵うれしくむかしへの夢みる折から、なにのおもひくまもなく嵐の吹來ておどろかすよと也。上ノ句淺茅生の枯わたるをもて、袖の朽はつるをいひ起し、さてそれを三ノ句にてひとつにいへるなり。四ノ句わがむかしわすれぬ夢なれど、その夢を一つの物にして、昔わすれずしてわれに過ぎこし事をみする夢なるをといひて、五ノ句につゞくなり。新續古今秋

上、水鄕月をよめる、

みなせ川玉をみがきし跡とめてわすれぬ里と月やすむらん　權中納雅緣

此四ノ句も、むかしわすれぬ里といふ也。月がむかしわすれずとひ來て、すむやうによめるおなじこゝろばえ也。此水無瀨には鳥羽院の離宮ありし所なれば、なごりあるさまにいふなるべし。本居宣長がみのゝ家づとにいはく、二三の句は、涙の露の霜となりて、つひにその霜に袖も朽はてぬれば、霜もともに跡なくなりぬるよしをつゞめていへる也といへり。しかるべし。宗祇が說〔割註〕此歌、月讚歌にも入たり。〕季吟が說、いづれもくだ〳〵し。一說に、四ノ句、實に夢みたるにはあらで、過ぎこし事の思ひいでられたるを、わすれぬ夢とはいへる也。秋の夕など軒の松が枝にあらしのさとおとづるゝに、そゞろかたしり過ぎこし事思ひいでたるをいふなり。これあらしにふきおどろかされてむかしおもひ出たるなれど、夢をあらしのふきおどろかしたるさまにいへるなり。〔割註〕源氏末摘花に、八月卄餘日、よひ過ぐるまでまたるゝ月のこゝろもとなきに、星の光ばかりさやけく松の木末ふく風のおと心ぼそくていにしへのことかたり出て、〕此說、一わたりきこえぬにはあらねど、猶さにはあらざるべし。

○椎之葉

萬葉集卷二、有間皇子、

家有者笥爾盛飯乎草枕旅爾之有者椎之葉爾盛

とある椎はシヒと、誰も〳〵よみ來れるを、亡友岡金平といふ者〔割註〕春海翁門人、〕の說に、ナラとよむべし。その葉のさま飯をもるにシヒよりは似つかはし。新撰字鏡に、椎をナラとよめりといへり。げに字鏡には椎を奈良乃木と讀みたり。〔割註〕此外楢また柞、また樕などをも、ナラノ木とよめり。〕されど椎をナラとよめる事、他書にいまだみず。たとへナラとよめるが有りたらんにも、集中の例シヒとぞよめる。〔割註〕卷六香椎瀉尤顯證ナリ。〕むかしはおほらかに漢字を用ひたれば、人々おなじくのみにもあ

らず。今の物産家の説のごとく精細ならねば、字鏡にナラとよめりとも、かならずそれにしたがはずとも有りぬべし。和名抄(菓類)、椎子(和名之比)とあり。此上、字鏡には柞の字などは、奈良乃木、又志比と二かたによめり。是古はおほらかなるによりてなり。そも〱飯をもるに、椎の葉のかた椎よりは似つかはしくも有るべけれど、有間皇子あはたゞしきをり、時にとりての御まうけなるを、後世よりとにかくさたすべきことにあらず。すべて讀書に此心得有るべきこと也かし。

○ほろゝ(ほろ〱　おどろ)

古今集俳諧、

題しらず　　平貞文

春の野のしげき草葉の妻ごひに飛立雉子ほろゝとぞなく

玉葉集、釋教、

山鳥のなくをきゝて　　行基菩薩

山鳥のほろ〱となく聲きけば父かとぞおもふ母かとぞ思ふ

二條大皇太后宮大貳集、たかどりにきゞすのうちなきてとび立しみしあはれにこそ、

みかり野に飛立きゞすほろ〱となくなくわれもかなしとぞみる

雉子と山鳥とは種類の物にて、そのなく聲は別にありて、羽音のはた〱とするを、ほろゝともほろほろともよめるにこそ。山家集上、

さわらび

等閑に燒すてし野のさ蕨は折る人なくてほとろとやなる

和訓栞、ほろ〱

雉子なく朝たか原を過行けばさわらびあさりほろゝうつ也

此歌、（出處未考）、士清はいづれよりこゝに引出たるにか。山家集のほとろは狼藉の事ときこゆ。そのほとろと此ほろゝとかよひて又きこゆ。雉子にほろゝとよむことゝ、上にみえたるなるが如し。されど上の句に雉子なくとあれば、又鳴聲とはいふべからず。雉子のさわらびをくひちらして狼藉にすることゝきこえたり。ほとろとよまばおだやかなるべきに、雉子にはほろゝとよむが常也とのみ思ひ込みて、よみあやまるにはあらざるか。兎に角に出處たしかにして後に猶考ふべし。〔割註〕ウツハスルト云コトナルベシ。別ニ説アリ。言靈ニアリ。」

萬葉集四、

夜之穗杼呂吾出而來者吾妹子之念有四九四面影二三湯

代匠記、（管見抄云）、ほとろは夜のほがらかにあくるの心はり。ものゝひかりのあかきをほてりといふにおなじ心なり。今案、夜の程といふに、ろの字は助語にくはゝれるにや。こゝろは夜をこめてなり。略解よのほとろは、宣長の說、曉がたうす／＼と明くる時をいふ。まだほのくらきうち也。ほとゝほのと同語なり。〔割註〕孝云、ほとゝほのほとゝ同語なりとあるべきを、文字落たるか。」あわ雪のほとろ／＼にふりしけばと有るも、うす／＼と降敷也。夜のほとろにもなきわたるかもとよめるも同じといへり。友人原久胤〔割註〕後ニ契月ト云。」いはく、夜のほどなり。呂は助辭なり。雪にいふは別語にて、是はハタレと同語なるべしといへり。契說にしたがへる也けり。

同、

夜之穗杼呂出都追來良久遍多數成者吾智裁燒如

同八、

秋田乃穗田乎鴈之鳴闇爾夜之穗杼呂爾毛鳴渡可聞

同、

沫雪保杼呂保杼呂爾零敷者平城京師所念可聞

略解ほとろは、集中はたれとよめると同く斑ら也。孝云、こゝにかく千蔭のいふをみれば、ホトロとハタレと同語のよしは、契沖と同意なれど、夜のほとろは契説にしたがはず。宣長の説をのせたり。されど宣長は、かれもこれも同語になして、別に説をたてはたれと通ふよしにいはねば、千蔭と宣長とその説おなじきにはあらぬなりけり。宇津穂物語(思乞)、おとゞなみだをほろ〳〵とおとし給ひて、和訓栞、〔割註〕ほろ〳〵、清輔歌とて。」

旅づとにもてるかれいひほろ〳〵と泪ぞおつるみやこ思へば

孝云、塙本清輔集にみえず。考ふべし。さて此歌は伊勢物語(第九段)に、皆人かれいひのうへになみだおとしてほとびにけりと有るよりよめる也。かむのくだりの詞どもを合せて考ふるに、すべてほろ〳〵と云ふ詞、四種にわかる也。一には聲にいふ。一にははたれに通ふ。一には程の事にて呂は助辭なり。一には狼藉をほとろといふ。そのほとろをほろ〳〵といふ。

○さくさめのとし

後撰(雜四)、人のむこのいまゝうでこんといひてまかりにけるが、文をおこする人有りときゝて、久しうまうでこざりければ、あとうがたりの心をとりて、かくなん申けるといひつかはしける、女のはゝ、

今こむといひしばかりをいのちにてまつにけぬべしさくさめのとし

返し、むこ、

かずならぬ身のみものうくおもほえてまたるゝまでもなりにけるかな

今按、さくさめのとしといふこと、先達考へおかれたる説に多くあれど、淺學いかで其よしあしさだめいふべき。只おの〳〵の所詮をこゝに書付けおく也。そも〳〵かゝる解きにくき事は、今更とにかくい

ひさわぐべき事にあらず。すべて平易にしてよみとかるゝ事にて人はあやまらざるを、おのれのみあらぬ事におもひいふは、いとはづかしき事なりかし。さればかゝる難語をば、其まゝにさしおくぞ、初學のものゝこゝろえなる。俊頼口傳〔割註〕一名無名抄第五十九さくさめ。」行成大納言のかゝれたるには、はてのとしを刀自と有り。又匡房卿はさくさめは姑の名といへり。されば母の刀自といふことなり。清輔奧義抄卷中(後撰卅七)、或物に江都督はしうとめの異名なりと有り。刀自は女の惣名也。さればさくさめは姑おのれの事をいひて、わがむすめといふことなり。刀自はむすめにあたるなり。範兼童蒙抄、(卷四、姑)、さくさめのとしとは、姑の年老たる也。委見二東古語一。又老母を負といふこと、劉向の列女傳にみえ、俗に刀自とかくなり。あづまにさくさめといふ所ありとぞ。さればさくさめといふ所にすむ老女と云事なり。母の自稱なり。定家僻案抄、讃岐入道頼綱〔割註〕此人ノコト、三代集之間事ニクハシクミエタリ。」の説に、早蕨早苗のさ、若草初草のくさ、未通女初瀨女のめ、としは年なり。さればむすめの年と云事なり。同三代集之間、僻案抄と同じ。さて清輔所注追考の中に、十年にて死しよしあり。〔割註〕考云、清輔追考といふものおのれしらず、十年にて死すはむすめか。此處文義未レ詳。」爲家後撰正義、僻案抄におなじ。顯昭袖中抄(卷八)、あづま詞につきてさくさめはしうとめ、とじは老女なり。此袖中抄に能因歌枕といふものを引きたり。又古き髓腦どもにも云といへり。又行成大納言、終の七字を丁年とかゝれたりと或物にありといへり。〔割註〕コヽニ或物トサス、今ハシラレヌナルベシ。」又俊頼無名抄に、行成の刀自とかゝれたる事を引出で、或物に丁年と行成かゝれたると云と彼此相違したるを辨じ、又童蒙抄、奧義抄などをも引。但童蒙抄にふたりの心をとりてかけりといへる、今の童蒙抄にはみえず。顯昭所見本にはしか有りしならん。あづまの古語風俗に姑をさくさめと云ふことのあればといへれど、別に證はのせず。〔割註〕奧義抄には所の名とはあれど、あづまにてしうとめをさくさめといふことはなし。」顯昭の所レ據考ふべし。

以上の諸書皆全文にはあらず。所詮を節取してしるしたれば、おの〳〵の原書をみてつまびらかなることはしるべし。

(附)あとうかたり、俊頼、清輔は說なし。範兼はあづまうたとあり。〔割註〕顯昭所見本ニハふたりの心(袖中抄引)。」定家、爲家はなぞ〳〵かたりとおなじ意かといへり。顯昭或本にはあづまかたりとあり。是をよしとす。〔割註〕孝云、谷川士清和訓栞ニハ、あとうかたりはあとなしごとゝ同義なるべしトアリ。サレドイカヾアラン。所詮ハ早クヨリシラレヌナルベシ。サレバ彼此ト異同モアルニコソ。」師說(清水濱臣)、さくさめは小草等にや。刀自は女の通稱、わが女を小草とあとふかたりにいふにや、刀自を老女といふは順より誤來るなり。〔割註〕孝云、順トハ和名抄老幼類、負和名度之トアルヲサス。」〔割註〕孝云、本居氏モ刀自トヨマレタリトミエテ、言葉ノツカネ緒ニ、トジト濁リテアリ。サクサメハイカニヨマレケンシラレズ。」似類のこと一ツ二ツ、〔割註〕さくさみの神、さくさめの戸、さくさの里、佐草壯命、佐草壯丁命、佐久佐神。」

山家集下、

題しらず

みをよどむ天の河ぎし波かけて月をばみるやさくみめの神

〔割註〕夫木集秋(月ノ題)にものせたり。」和訓栞、貞德が說に、出雲の國造、公事にて上京の時に語られし稻田姫の歌とて、

日もくれぬさくさめのとをはやとぢよこゝろのやみに我まどはすな

此神詠佐草記にみえたり。天淵記にも素盞嗚尊搆ニ八重墻於佐草里ニ隱ニ女於其中ニ。出雲風土記に、神須佐能袁命御子青幡佐草壯命。文德實錄に青幡佐草壯丁命。朝野群載に熊野佐久佐神とみゆ。

○はきにあけて(附、孀迎舟)

古今集俳諧、七月六日たなばたの意をよみける、

いつしかとまたくこゝろをはきにあけて天の河原をけふや渡らん　藤原かねすけ

契沖(餘材)云、あすこそわたるべきを、はやかくいそぐ心にけふよりまたげてやわたらん。又云、和名抄に牽牛をいぬかひぼし、又はひこぼしといひ、織女をたなばたつめといへり、萬葉これにおなじ。彥星をたなばたといへる事なし云々。此集より後通はしてよめりとみえたり。本居氏(遠鏡)云、人に物をかくと顯はしみすることを、古の語にはきにあくといふ事の有りしなるべし。土佐日記にいへるも其意也。右の如くみざれば心をといへる詞きこえず。今日ハ六日ナレバ、天ノ川ハ明日ワタルヂヤケレドモ、牽牛ガ此イツカ〲ト待カネテ居ル心ヲ、織女ニ見セウタメニ今日渡ラウカシラヌ。〔割註〕コノ歌ノ解、二樣ニキコエテ、一ツハ星ノ意ヲ、他ヨリ察シテ云、一ツハ直ニ星ノ意ニナリテ云ナリ。契沖シカイヘリ。(餘材ノ解シカリ。)今オモフニ織女ノコトヲ他ヨリ察スルハ、白脛トオノレオモヒヨルヨリハ似ツカハシ。サレド題ニ意トノミアリテオモヒヤルサマノ端書ニアラネバ、獨星ノ意トスル方マサランカ。見ン人ノ心ニマカスベキナリ。」

保按考、兩氏の說うけがたきことあり。こは織女のあすの逢瀨をまちわびて、天の川原にしろき脛をまくりあげておりたゝむとおもへるよしなり。土佐日記なるも女の脛なり。久米仙人の墮落したるも女の脛のしろきをみてと物にみゆ。〔割註〕元亨釋書、徒然草、」これらによるに、男のはぎならむにはめづらしからぬを、女の脛なるにいよ〲趣もありぬべし。〔割註〕たゞし落くぼ物語に、(秋成本一上卅ウ)、くゝりを脛にあけて來つるにとあるも、少將の事にて、姬君に志ふかきことをみするにはあるべけれど、こゝは織女とあるなれば、かやうにおのれはおもふなり。又十訓抄可專思慮事(古本第六十五今本第十七)、上の袴を高くかりあげてほそきはぎを出してとあるも、猿樂の處なれば別義なり。」

附萬葉八、

同十、

七　夕

牽牛之迎嬬船已藝出良之漢原爾霧之立波

七　夕

吾世子爾裏戀居者天河夜船榜動梶音所聞
天漢霧立度牽牛之檝音所聞夜深往
牽牛之嬬喚舟之引綱乃將絕跡君乎吾念勿國

堀川院百首、

七　夕

彥ぼしのあまの岩ふねふな出してこよひや磯に磯枕する
天の川浪たつなゆめ彥ぼしのつまむかひ舟きしによるなり

〔割註〕孝云、塙本ニハムカヘトアリ、コレヨロシ、ムカヒ、ムカヘノ辨別ハ、オノレ八衢ノ補正ニクハシクイフベシ。」

保孝按、これらのうた、牽牛が織女にあはむとて、舟出するさまによむ常のことなり。但つまむかへ舟といふからは、彥ぼしの織女のもとにかよふにはあらで、織女をつれて又かへるさまなり。もしはかへる迄にはなくて舟中にてあはんとや。さて萬葉十の卷に、

天漢棚橋渡織女之伊渡左牟爾棚橋渡

〔割註〕之ハ乎ノ誤カ。然ラザレバ四ノ句オダヤカナラズ。先哲コレヲ疑ヒタルモノアリヤ考フベシ。牽牛ノ意ニ織女ヲワタサントオモヒテ下知スルナリ。」とあるは、織女より牽牛のかたにゆくなり。是は舟中にて逢ふにはあらず。六帖、

七日

彥ぼしのつまゝつよひの秋風にわれさへあやな人ぞ戀しき

躬恒の歌也。〔割註〕拾遺秋に入る。」是も棚橋の歌とおなじく織女のかたよりなり。〔割註〕ツマヽツヨヒノ歌ハ、彥星ノ舟出ノ時刻ヲ待コトニシテモキコユベシ。若シ然ラバ棚橋ノ歌ト同例ニアラズ。見ン人ノ心ニマカスベシ。」西土の本文にも織女よりゆく事あり。おのれ詒擬符卷七〔第廿二〕牽牛織女の條に詳にのせたり。

○慈圓の松を時雨の歌

新古今戀一、〔百首歌奉りし時よめる〕　　前大僧正慈圓

わが戀は松をしぐれの染かねて眞葛が原に風さわぐ也

解云、わが戀しとおもふ人はとにかくとこゝろをつくしていひよれど、更に〳〵こなたへなびきよらぬ事よ。たとへばとこはの松の木を、いくたびも〳〵しぐれの雨のおどろかしおとづれても、そめかねてもみぢせぬがごとし。おひしげる眞葛原には、あしたゆふべおだやかならず。そよ〳〵と風吹たてゝさわぐなり。今われもそのごとく、つれなき人のみうらみられて、心のおちつかぬ事よとなり。四ノ句風ふけば葛の葉のうらかへりて葉のうらのよくみゆるものなれば、うらみにいひよせたり。眞は發語たり。葛の多くむらがりはへたる所を葛原といふなり。地名にはあらず。今東山祇園の南門の前に眞葛が原といふ所ありとぞ。僧六如が葛原詩話は、その眞葛が原より名づけしにて後の地名なり。〔割註〕岩垣彥明ノ詩話ノ序ニ、六如上人葛原ニ居タルヨシミエタリ。

○きのふこそ

友人原久胤〔割註〕後ニ契月ト云。」しはすのつごもりの日雪ふりけるつとめて、

きのふこそ雪はふりしか雨降山梢をしのぎ霞棚引く

とよめるよしあしさだめいへとあつらへおこせたるかへりごとに、一二ノ句いかゞ、一首の意も珍しげなしとこたへやりたるそのあかしども、

萬葉十、

きのふこそとしははて（くれ古點）しか春霞かすがの山にはやたちにけり

同十七、〔割註〕太宰帥大伴卿被任大納言。上京之時。陪從人等。別取海路入京。於是悲傷羇旅各陳所心。〔

きのふこそふなではせしかいさなとりひぢきのなだをけふみつるかも

古今秋上、

題しらず　　讀人しらず

きのふこそ早苗とりしかいつの間に稻葉そよぎて秋風ぞふく

詞花春、〔割註〕寛和二年内裏歌合に霞をよめる、

藤原惟成

きのふかもあられふりしかしがらきのとやまの霞春めきにけり

此歌どもをあぢはへてみるに、おもほえぬまに月日のおしうつりたるをおどろきたるさま也。さてぞこそ詞もちからありて聞ゆる。いづれも〳〵まことのきのふをいふにあらず。契沖の萬葉十なるは、まことのきのふなりといへるうべなひがたし。元日によめる證はあるまじきなり。こゝしかいはゞ、元日によまざる證はいづくにあるといふべけれど、この詞の例をおしておもふべき也。もし又昨日年はくれていさゝかも間のなきに、いつしかけさはとく霞のたつことよとおどろくよりして、きのふこそといふことわりきこえざるにもあらねば、まことのきのふにもあらむか。さては久胤のうた、一二の句の難はまぬかれぬべし。一首のうへにていはゞ、上の句は、こゝにならべたる詞をとり、下の句は萬葉十、

子等我手を巻向山に春さればこの葉しぬぎてかすみ棚引く
と有るを川ひたるやうにみゆる也。されば珍しげなしとおのれことわりたる也。〔割註〕詞花集の歌こそといひてよろしきを、かもといふ中々にわろしと、本居氏玉の緒巻五こその條にいへり。」

○まつにもかゝる

後撰戀一、あひしりて侍りける人のもとにかへりごとみんとてつかはしける、

くや〳〵とまつ夕暮と今はとてかへるあしたといづれまされり　　元良親王

かへし、

夕暮はまつにもかゝるしら露のおくるあしたやきえははつらん　　藤原かつみ

此かつみが歌のまつを、季吟注して松を待に兼たるよしにいひ、岸本由豆流が校定本には正しく松とかけり。孝按、此歌二の句にて切るゝ也。三の句はおくるの冠辭なり。五の句は露の縁語なり。かくさまに冠辭の縁語を用ふるもつねなり。かゝる露ともつゞくやうにおもふべけれど、さてはしらべとゝのはず。松を兼たるにはあらず。かゝるといふ詞物によせずして用ふることいくらもあり。うつほとしかげ〔割註〕おのが挿架の古抄本にては〔四十六ウ五十二ウ、〕」榮花月宴〔割註〕活字本〔小印本廿一ウ、〕」源氏夕顔〔割註〕湖月本卅七オ。」など開きみてしるべし。堀河院百首、

藤

春來てはこゝろのまつにかゝりつる藤の初花咲そめにけり　　俊頼

〔散木集同〕、此歌は松と待とを兼たり。〔割註〕松間藤などといふ題もあり。」今かつみが歌は、露と松とかけ合たる物にあらず。されば二の句にて切りて、しら露は冠辭なりとさだめつ。同じ後撰戀五、

わびぬれば今はたおなじ難波なるみをつくしてもあはんとぞおもふ　　元良親王

此歌も二の句にて切りて、三の句はみをつくしの冠辭なるよし、契沖、縣居翁はやくいはれたり。おな

じ名といひかけたるやうに、二三の句を解するはわろしかし。かつみのうた同例なり。

〇あしつゝ

後撰戀二、おのれをおもひへだてたる心ありといへる女の返事につかはしける、

なにはがたかりつむあしのあしつゝのひとへも君をわれやへだつる　兼輔朝臣

清輔奥義抄〔割註〕巻中後撰第十七、あしつゝ」あしつゝとは、あしのよのなかにうすやうのやうにてあるかはなり。よくうすきものなり。さればあしつゝばかりのへだても、わが心にはなしとよめるなり。顯昭袖中抄〔割註〕巻十三、あしつゝ」あしつゝとは、蘆管なり。竹のつゝの事也。しかれば此歌を考ふるに、後撰證本はひとよも君にとあり。奥義抄云々、私云、其かはゝ竹にも有り。竹帛といひて、むかしそれをとりあつめてふみをかきけり。その帛の字をばきぬとよめり。つゝといふべきやうなし。ひとへといふ僻書に付て如レ此云歟。定家僻案抄、〔後撰〕、あしつゝはあしのよのなかにうすやうのやうなる物なり。それほどもへだてずといふよしなり。

孝云、僻案抄は清輔の説とまたくおなじ。さて顯昭の證本といふものおぼつかなし。清輔、定家などはしらざるにや。定家たとへその本をしらずとも、顯昭しかいふからは、共斷決有るべきに、一言をもいはざるはいかに。顯昭の竹帛の説あやまりなるべし。それをとりあつめて、むかしはふみをかきたりといふ根なしごとなり。竹帛は竹と帛とにて、西土の古書にみえたる限りを、おのれ論擬符巻十四〔第廿二〕にあつめおけり。唐章懷太子の竹謂二簡冊一。帛謂二縑素一。〔割註〕後漢書和熹鄧皇后紀注。」といふぞよろしき。顯昭の帛の字は、つゝとはよむまじきよしいふはうべ也。さて竹のつゝを歌によめるは、俊頼散木集巻九〔雜上〕、肥後君が歌をよみて、かやうなるふるうたやあるとたづねたりしかばつかはしける、

呉竹の簡をのみ見るせはしさにもよも此ふしはあらじとぞ思ふ

といふ歌あり。管見のわれなればめづらしくのみおもはれて、かゝるたぐひは他にはあるまじくおもふとなり。

○なゝつさや（なゝつこのさや　ふたさや　もろさや　附、入子サヤ　クリサヤ　俗ニヒトヤノサヤ）

日本紀〔割註〕神功五十二年、「久氐等從二千熊長彥一。詣之則獻二七枝刀一口七子鏡一面及種々重寶一。〔割註〕河村氏集解、栽二藝文類聚天部梁簡文帝望月詩一曰、形同七子鏡。影類九秋霜。」萬葉集卷四、

人事繁哉君乎二鞘之家乎隔而戀乍將座

契沖（代匠記）云、日本紀第九に、七枝刀一口、七子鏡一面、などあり。七鞘あらば七鞘と有るべきに、七枝としもかけるは、鞘の惣體を一ツにて、刀七口さゝせりとみゆ。たとへばもとの木よりなゝつ枝わかれ出たるやうなれば、七枝と有る也。かやうの鞘は今はきこえず。ひとりして刀七ツさゝんは用なし。これは今の世にかたな筥とて入れおくを、昔は七ツこの鞘有りてさしおきけるにや。これに准ぜば七口にかぎらず。多くも少くもさすべし。さればこそふたさやともよめれ。刀二腰をひとつさやに內をかけごのやうにへだてゝさしおくを、家をへだてゝとはよみけり。

孝云、萬葉類林、日本紀通證等に、古事記仁德天皇の御製の文漏邪夜をひき出たれど、文は久の誤にて、別事なり。古事記傳卅五に詳にみゆ。

千蔭（略解）云、二さやは二重にかこみたる家をいふか。今ひとやのさやと云ふもしかり。人のさがなさにさゝへられて、逢難きにたとへしなるべしと翁いはれき。宣長はふたさやは隔の枕詞なり。家にはかゝはらずといへり。

孝云、六帖さやの題に、此歌をのせたり。古事記傳卅五（卅三ウ）には、六帖にもろさやとして入たれど、猶ふたさやとこそ訓むべけれといはれたり。印本の六帖には、ふたさやと有り。〔割註〕近來山本明

清の校定本ニモモロサヤトイハズ。」本居氏は古本にふたさやともありて、共に據られてかくいへるものか。疑ふべし。略解に云、ヒトヤノサヤとは、今俗に獄屋にいへることにて、人をいましめて入れ置く牢の其まはりを、又一重かこひたるをいふ。是は牢を身として鞘あるなり。此歌、二鞘とあるからは鞘二ツなり。鞘のかさなりたるにあらず。人の身を刀としたるにはあらず。これを引くはわろかるべし。二鞘には入子サヤを引くべきか。是は刀劍のさやに木をくりぬきたる鞘あるもの也。其時に用ふるものなり。常のさやは掃除するに木をわりてなかをはらふなり。クリサヤはわることの出來ざるもの故に、兼て入子ニサヤを入置きて、それを取出して掃除する也。されどくりさや、入子さやなどむかしはきかず。御當家のことならんか。古書の證には引くべきかぎりにあらず。一說に、人の身を刀劍の身にたとへ、我方にも人の方にも家有るものなれば、その家をさやとみて、彼と此と家をへだてゝ居るをいふにや。但二重の義にはあらず。〔割註〕年山紀聞卷六、二鞘の刀七枚、刀にもこれかれいへど、發明もなければこゝにのせず。」

古今六帖、

か た な

あふことのかたなさしたるなゝつこのさやかに人の戀ひらるゝかな

同

さ や

なゝつこのさやの口々つどひつゝ我をかたなにさして行くなり

〇ものあらがひ(はすなは)

後撰集戀五、消息かよはしけれど、まだあはざりけるをとこを、これかれあひにけりといひさわぐを、あらがはざるをと恨みければ、

はちすばのうへはつれなきうらにこそものあらかひはつくといふなれ　よみ人しらず

〔割註〕孝云、此はし書は季吟の抄によりて、かく岸本氏標注本には異同を多くしるしたれど、くだ〳〵しければ今よらず。」定家僻按抄、此歌はすなはとかきて、それを譯したる人あり。家の本には何事もおろかにやすき説につきて、はちす葉と書きたり。はちす葉池にあれど、かひつくべき物ならずとて、はすなはにかひを付るもいはれあるべけれど、かひつくはすなはゝうらある物にあらず。うへはつれなきうらにこそと二句までよみすゑたる歌を、うら表なき物といはんこと、歌の本意なくや。池のはちすにも水のなかにはかひに似たる物も有り。うへつれなくうらある物やかなふべからむ。大納言もはちす葉とかゝれたり。〔割註〕大納言は行成卿ヲサス。コノ書ノ上ニアリ。」

孝云、はすなはといふことのいかなる物にか。おもふに、ぬなは、ねぬなは〔割註〕此二ツは六帖第六草の部の題にあり。」の類にて、蓮莖に似たるより、はすなはといふにや。定家はその物をしりてある書きざま也。他書にもみゆる物か。ふるきものならば、六帖にもあるべきを、そのものゝみえぬをおもへば、たしかなる物にはなきならん。さるにより定家も猶はちすばのとあるによれるなり。扨物あらがひといふは、彼四十二の物あらがひとひとつ詞にこそ。〔割註〕一首の意は、本居氏詞のつかね緒に、あらがはずしてつれなくて有るこそ、言にいでてあらがふにはまさりて、あらがふにはあれといふなりとあり。」

○かたみ

伊勢物語(廿八段)、むかしいろごのみなりける女いでていにければ、

などてかくあふこかたみになりにけん水もらさじとむすびし物を

契沖云、かたみといふに笭箵を兼たり。桶などに汲水のもらぬごとく、ながくありてあひみんとこそ契りし物を、籠に汲入る水のあとなきごとくちぎりをそむきいでていにけるよとなり。いでていぬる

を、水のもりいでてゆく心によめるなり。後撰戀一、人をあひしりて後久しう消息もつかはさゞりければ、

うれしげに君がたのめし言の葉はかたみにくめる水にぞ有ける　よみ人しらず

先師(清水濱臣)云、くけに椀を兼たり。孝按に、上下のかけ合さも有べし。金葉戀下、

題しらず　よみ人しらず

あふことの今はかたみのめをあらみもりてながれん名こそをしけれ

此歌の論下にいふべし。新古戀四、〔割註〕入道攝政(兼家)。」久しくまうでこざりける比びんかきて出けるゆするつき、〔割註〕季吟抄に花鳥餘情云、泔器有ニ蓋井蓋一。弄花抄云、髪だらひのたぐひなり。」の水入ながら侍りけるをみて、

たえぬるか影だにみえばとふべきをかたみの水はみくさゐにけり　右大將道綱母

孝按、かたみとは目のこまかき籠なり。かたま(マミ通音)とおなじ。あらこにむかへみるべし。和名抄籠竹器也。和名古。笭箵小籠也。漢語抄賀太美と有り。扨かくさまに小籠をしもかたみといふは後の轉なり。〔割註〕大小ニワタルコト論ナシ。」古事記に、造无間勝間之小船〔割註〕カツマハ即カタマナり」とあるかつますなはちかたみなり。竹と竹との間のかたくしまりて目のなきをいへり。〔割註〕以上古事記傳十七(十二葉)ニヨル。」新古今によめるかたみなどは、小籠をかたみとなしたるより、又一轉して水などたくはへおく小器をもいへるなり。〔割註〕泔器は、竹にてあみたる物にてはなし。類聚雜要に圖あり。」目のつまりたる籠なればとて、水を入るべき物ならねば、しか思はるゝ也。金葉によめるは、心ゆかずかたみの目をあらみとよみては、めのあらき故にながれ出るなり。目のつまりたるにては水もらじや。目つみたりとて水もれぬべし。されば古事記には无間といふ詞をそへていへり。うちまかせたるうへにては、かたみにてながれ出るもとよりのことにて、伊勢物語、後撰集の歌ども

をみるべし。〔割註〕目ノツマリタルヲカタミト云ナレバ、カタミノ目ヲアラミトハイヒガタシ。サレバアラキ故ニ水ハモルトハイカデ云フベキ。モシアラキ故ニ水ノモルナリトイハヾ、カタマハ水モラヌ物トセンカ。サテハ他ノ歌解キカヌルナリ。

附金葉のうた、いかに引直さばその難のがるべきかといふに、今はかたみにくむ水のとあらばしかるべしとおもはる。

難波江　卷之二上

○復古學之譜

羽倉春滿（アヅマロ）　姓荷田　俗稱齋宮　元文丙辰七月二日歿（春葉集跋）

御風碑云。僧契沖在二元祿寶永之際一。唱二萬葉集訓詁之學一。春滿府君與レ沖同時。レ信詮文子。（春葉集跋）○深草元政草山集卷廿五。答二荷田信詮一書云。丹楓一枝併詩惠來。蓋稻山紅葉和歌之家雖二見者希一。而世之所レ稱不レ減二吳江楚岸一。又卷廿八題二詩軸後一一篇。復二荷信詮一一篇可二併看一。近世畸人傳卷三有二本傳一。○春葉集ト云家集アリ。

僧契沖元祿十四年歿ス。元文丙辰ヨリ逆推スルニ三十五年ノ昔ナリ。サレバ契沖ノ說ヲモ必ズ一ワタリハ聞知タルベシ。澤元愷ノカケル御風ノ碑文ニ、固非レ取二于沖一以二厚殖一也トカケル、コレハ文ノ主客ナルベケレドモ、コノコトハイハデモアルベキコトカ。同時ニモセヨ、卅五年ノ久シキ年月ニ其說ヲシラデアルホドニテハ、春滿ノ學問狹キニナルベキ也。春滿ノ享年幾歲トハシラネド、立國學校ノ上書ニ年六十ニ未レ滿トアリテ、コノ上書ノ後程モナク歿シタルヨシ、春葉集ノ跋ニ荷田信鄕イヘバ、大方ニハ推シテシラルベシ。

在滿　仲父春滿養爲レ子　○近世畸人傳卷三附二於羽倉春滿傳一。
字東進、號仁良齋、寬延辛未八月歿、年四十六。
○大嘗會便蒙、元文五年九月十日雕刻ニヨリ閉門、大嘗會具釋、國家八論

御風　在滿子、天明四年八月歿年五十七、碑文見二泊酒筆話一。
字子玄、別稱東藏、後ニ縣居ト申アシクナリタルヨシ、泊酒筆話ニミエタリ。
○伊勢物語傍注ノ序ニ、荷田ヲ圍田トカキタルハワロシトイフ事、琴後集十三ニミエタリ。碑文ニハ蚊田トアリ。

蒼生（タミ）　在滿妹　天明六年二月歿六十五　○校正古今集、杉のしづえ
春滿ハ京都ニテ歿シタレバ江戶ニ墓ナシ。在滿、御風、蒼生ノ三人ハ淺草金龍寺ニ葬アリ。

縫子　世ニ大縫子ト云、小縫子ニムカヘテ也。琴後九ニミユルハ此女ナルベシ。小縫子ニハアルマジキナリ。○うけらが花六雜、たみ子が十三回に縫子がよませけるにトハシ請

シテ歌アリ。同縫子が夫の十七年の忌によみておくるトハシ書シテ歌アリ。コレニテ縫子、夫アルコトシラレ、蒼生ノ門人ナルコトモタシカナリ。

岡部　眞淵　姓賀茂　俗稱衞士　號縣居　明和六年晦歿年七十三或七十二
寛保三年江戸ニ參リ、延享三年田安殿ニツカヘ、寶曆十年仕ヲ辭ス。
遠江國敷智郡伊場村ノ百姓ノ子也。濱松ノ宿ノ本陣梅谷市左衞門ノ養子トナラレタルガ、故アリテ其處ヲ去リ、遂ニ東都ニ下ラレタリ。擁書漫筆卷一ニミエタリ。○碑銘ハ、うけらが花第二編卷四ニアリ○近世畸人傳卷三羽倉春滿傳附○平田氏ノ古道大意上(十四ウ)ニモ一ワタリ家ノ起リヨリヲシルス。鴨建角見命(カモタケツノミノ)子孫トアリ。建角身命古事記傳十二(四十五ウ)引山城風土記。賀茂、孝云、神名式不收○春海氏ノ琴後集十三自寛ニオクル書ニ賀茂と鴨もその祖は同じかれど、かく書分け來ぬれば、そねみたがへる人はあらず。

本居　宣長　出藍　字春庵　中タビ舜庵ト云
享保十五年生享和元年歿、年七十二、見年譜一卷(刊本)、古道大意ニモ七十二トアリ○宇云、齋藤彥麿傍廂三非理法權天ニ享和五年七十一トアルハ誤ナルベシ。

春　庭　○宣長子、失明○詞八衢、詞通路
大　平　宣長義子、遵奉家學。
藤井高尙　遵奉師說。
平田篤胤　僻學

加藤　千蔭　枝直ノ子ナリ。枝直有家集曰東歌。列行于世凡三卷。
文化五年歿九月八日也。○家集うけらが花、萬葉略解、有寛政三年三月自序○本居氏ニ對面ナカリシコトモ、本居氏ナクナリタルトキヨメル歌、うけらが花六雜ニアリテタシカナリ。其歌「わくらばにおなじ世にしも在りへつゝおひもみざりしことのくやしさ」

一柳　千古　○華族ノ一柳氏ヨリ出テ、後ニ小笠原侯ニ聘セラレ臣トナル。晩年無嗣。稻垣某ノ次子ヲ納レテ爲子。是ヲ靜江ト云フ。亦小笠原侯ニ仕フ。靜江無嗣。佐田某ノ次子ヲ養テ爲子。是ヲ直方ト云フ。今唐津ニ仕ス。

縫　子　小縫子ト云ナリ。岡金平ト云者ノ妻ナリ。歿年尋ヌベシ。琴後九ニミユル女ニハアルマジキナリ。

清原　雄風
　　正木千幹

野村　素行　琴後集十三ニミユ

木村　定良　弘化三年歿　○草野集

岡田　眞澄　○假字考

袖　子　菊池氏號菊園、伊豆人　天保九年歿年五十四　有レ集刊本也。曰二菊園集一。
　　由　子　飯田氏　嫁於木域氏　袖子歿後從二木村定良一。定良歿後substitute於岡本保孝之門一。號二花野一。後枯野有レ故又復云二花野一。

村田　春郷　春海兄、有二家集一。　明和五年九月歿

村田　春海　姓平氏、號織錦齋　○琴後集（文化七年十月自序）　文化八年二月歿　○少二於千蔭一十有一歲（琴後集十五祭芳宜園大人墓文ニミエタリ）

たせ子　春海養女　薙髮稱二寶樹一。　弘化四年十二月歿

清水　濱臣　議高　號月齋　或曰泊洦舍主人　文政八年閏八月十七日歿、年四十九　○泊洦舍集

光　房　濱臣義子　○越後高田榊原氏臣中村至誠子也。至誠亦善二國歌一。
　　光　世　光房義子　學中途而廢家風隨矣

前田　夏蔭　其體雨微　號鶯園
　　夏　繁　夏蔭子　惜乎學中途而廢家風隨矣

岡本　保孝　號况齋。或稱麻之天之屋。或曰歲計草堂。或云拙誠軒。晩稱二戎得居士一。無二入室之弟子一。逐清水氏一派絕。

—小山田與清　雜博　號松屋

—岸本由豆流　雜而不レ博　號椎園

—井上文雄

—加藤千波　此二人乖レ師而僻

—伊能魚彦　○古言梯、縣門遺稿有レ集

—藤原宇万伎　美樹　○源氏物語たみたとば

—上田秋成　乖レ師而僻　○古今集打聽（加ニ小注ニ刋ニ布於世ニ）。靈語通

—小野古道　盲人　縣門遺稿有レ集

—荒木田久老　○萬葉槻落葉（自序履歴アラ〳〵有）信濃漫錄

—しげ子　琴後集十二涼月遺草跋ニミエタリ

—よの子　紀州ニツカヘ瀬川ト云　○涼月遺草（琴後集十二ニ此集ノ跋アリテ顛末クハシ。）

—山岡俊明　雜而不レ純　○類聚名物考　通稱左治右衛門、薙髮稱阿彌陀佛、柳營侍臣後ニ離門トナル。泊酒筆話ニアリ。

—賀茂季鷹　美濃國中臣親滿ト云モノ、カケル作歌故實ト云書（寫本ニテ一册、書中ニ春海ヲ吾師トイヘルコトアリ）ヲミタルニ、縣居門人ニハアラデ獨立ノ人ナリトアリ。

—源躬弦　曾丹集校刻ノ序、又季鷹ノ正語假字遺ノ跋ニ季鷹ノ門人ノヨシアリ

補遺

○僧契沖　元祿十四年寂年六十二、或六十三、後ニ於長流之死ニ僅十五年。

—安藤爲章　水戸光圀卿使ニ其臣爲章入ニ於沖師之門ニ受ニ其學ニ。

—今井似閑　近世畸人傳

—海北若沖　同上

○長　流　貞享三年歿（五年改元爲元祿元年）　年六十三
先於契沖而死　近世畸人傳

○涌　蓮　安永三年歿　親鸞宗高田派　近世畸人傳

○土　滿（割註）縣居門人ナリ。宇氣良が花第二編卷四ヲミルニ、此人ノ集をかの屋の集トイフモノアリテ、ソノ序ミエタリ。遠江人栗田氏、ソノ國八幡ノ社人ナリ。コノをかの屋ヲツクリケル時ノ長歌、菅根集ニ見エ、藤原氏トアリ。」

○小澤蘆庵（割註）七十九歳ニテ歿ス。うけらが花七長歌　（夏蔭云、コノ人ハ古學ノ人ニアラズ。」

このごろ古學道統圖と題したる一帖、坊間の刊本あり。その書、蕪雜にて古學にもあらぬ人々もおほくまじりて、人まどはしなれば、今かく物したるなり。されど道統のものども、こゝに限れるにはあらず。ちかくは彼道統圖にみえたる人にて、こゝにのすべきもおほくあるべけれど、たゞ大凡を書出したるなり。いとまあらむときによく物してむ。

○したがひのつま（したがへのつま）

伊勢物語（第百十段）、むかしをとこ、みそかにかよふ女ありけり。それがもとよりこよひ夢になんみえ給ひつるといへりければ、をとこ、

おもひあまり出でにし玉のあるならん夜ふかくみえばたまむすびせよ

源氏（葵）、かくまゐりこんとも、さらにおもはぬを、物おもふ人のたましひは、げにあくがるゝものになん有ける。となつかしげにいひて、

なげきわび空にみだるゝ我玉をむすびとゞめよしたがひのつま

狹衣三（下、）

あくがるゝわがたましひもかへりなんおもふあたりにむすびとゞめよ

など手習にかきすさびてそひふし給へるに、宮の中將參りたまへるに云々。此御手習をみるまゝに、

玉しひのかよふあたりにあらずとも結びやせまししたがへのつま

千載集戀五、題しらず、

君こふとうきぬるたまのさよ更けていかなるつまにむすばれぬらん　太皇太后宮小侍從

新勅撰戀二、つれなかりける女につかはしける、

狹衣のつまも結ばぬ玉の緒のたえみ絶ずみよをやつくさん　右近大將道綱

清輔袋草子卷四、（見人魂歌）、

玉はみつぬしはたれともしらねどもむすびとゞめつしたがひのつま

三返誦レ之。男ハ左、女ハ右ノツマヲ結ビテ、三日ヲ經テ解レ之云々。簾中抄〔割註〕略頌、人だまをみたるおりの歌、」

たまはみつぬしはたれともしらねどもむすびとゞめつしたがへのつま

此うたをとなへてきたるきぬのつまをむすぶべし。拾芥抄上〔割註〕諸頌部第十九、見人魂時歌。」

玉ハミツ主ハタレトモシラネドモムスビトドメツシタガヘノツマ

誦二此歌一結二所レ著衣妻一云々。〔割註〕男ハ左ノシタガヒノツマ、女ハ同右ノツマヲ結云々。」

保孝按、ぬしはたれともの歌を、契沖、縣居みな吉備大臣のよめる由にいふは、袋草子の上文に、吉備大臣夢逹誦文歌とて、歌一首をのせ、その次々にさま〴〵誦文の歌をあげたる。それみながら大臣のよめるなりと見あやまれるならん。終篇大臣の歌とは、淸輔のいはぬものを、源氏の抄物にもこれかれ大臣の歌也といふ。みな袋草子をよみあやまりたるにこそ。狹衣物語にしたがへと有るは傳寫の誤なるべし。〔割註〕袋草子はあやまらず。簾中、拾芥はあやまれり。」したがひのかひは、鴨之羽我比爾〔萬葉卷一〕などある、鳥の羽がひのかひにて相交の意にて、衣のえりの下になる所のつまをいふなるべし。男は左、女は右などいふは、後世陰陽家の云出たるさかしらにぞあるらん。儀禮士喪禮、升

レ自ニ前東榮一。中屋北面。招以レ衣。曰。皐某復。三。降ニ衣于前一。受用レ篋。升レ自ニ阼階一。以衣レ尸。鄭注。衣レ尸者。覆レ之。若レ得ニ魂反一レ之」とあるは、一人は屋上に昇り魂を呼び、其死たる人の衣をもてまねく也。扨別に一人庭前に出て、簷より其衣をおろすを、はこに入れ、又室の内に持かへり、死たる人のうへにきする也。庭に衣をいだすは、かへりこん魂に着せんとてなりけり。かゝる西土の故事により、衣のつまにてむすびとゞむるなどと云ふことの出でたるか。又問らこゝにその習はしの有りて、彼と此と似かよへるか。さてこのしたがひといふ詞は、古くは空穗物語俊蔭の巻にも、借の御したがひのおくびにつぶ〳〵とゝある是也。〔割註〕おくび、谷川氏小領の義なるべし。衽をよめりといへり。さてはヲの假字也。」又かげろふ日記(下)、かとりのひゝなぎぬみつぬひたりしたがひとんこ。〔割註〕解環巻十六もにトァリ。」からぞかきたりけるは、いかなる心ばえにかありけん。神ぞしるらんかし。

から衣なれにしつまをうちかへしわがしたがひになすよしもがな

とみえたるもおなじ詞なり。〔割註〕此處、歌三首あり。あと二首には此詞なし。是によつて略す。」

〇稱　謂

公式令に喚辭とあるは、天子の御前にて授位任官するものにむかひて、傍よりその人を呼ぶときの稱謂也。義解によるに、官省にて授位任官の時も是にならふなり。今こゝに公式令の義解により其例をいはゞ、

一位　二位　三位　〔先名後姓〕秦萬呂宿禰　四位　五位　〔先姓後名〕秦宿禰萬呂
　以上天子御前任授ノ例
一位　二位　三位　〔直稱姓〕秦宿禰　四位　〔先名後姓〕秦萬呂宿禰　五位　〔先姓後名〕秦宿禰萬呂
六位　〔去姓稱名〕秦萬呂
　以上天子御前平常ノ例

一位 二位 三位（稱大夫） 四位（稱姓）秦宿禰 五位（先名後姓）秦萬呂宿禰 以上太政官ニテノ稱謂ナリ。〔割註〕八省モ同ジカランヲ、其文レ不見。」續日本紀卷八太政官處分云々イヘルコト、此トヨクアヘリ。此ニ大夫トイヒ、彼ニ卿トイフ。大夫モ卿モ加美ト訓ムハ同意也。

四位（稱大夫） 五位（稱姓） 六位（以下稱ニ姓名一） 以上寮ニテノ稱謂ナリ。〔割註〕義解ニコルニ、寮ノミニハアラデ、太政官所屬ノ辨官モ、コノ稱謂ヲ用フル也。〇コレヨリ以下公式令ノ文義オノレ解キカヌル處アレバ、大凡ニ云フナリ。ヨク考フベシ。」

五位（稱大夫） コレハ司ニテノ稱謂也。又外官國守四等アル中ノ中國以下モコノ稱謂ナリ。〔割註〕大國アリ、上國アリ、中國アリ、下國アリ。コレ四等ナリ。」コヽノ義解ニ、一位以下通用ニ此稱一トハ、司ト云フ役所ハ位ヒクキ故ニ、五位ヲ加美ト云フナレバ、コレヨリ上ニ位ト云フトモ、加美ト云フヨリハアガムベキ詞ナケレバ、オシナベテ大夫ト云フナリトゾ。但シコヽモ公式令ノ文ヨク解キカヌルナレバ、大凡ニ言フナリ。〔割註〕外官ノ中國モ位ヒキク五位ヲ加美トスルナリ。」

職原抄（參議）、四位任レ之者猶稱ニ某朝臣一。三位已上稱ニ姓朝臣一也トアリ。是ハ何レニテノ稱謂カ。未考ヘザレドモ、太政官ニテノ稱謂ニハアラデ、天子御前授任ノ例ナランカ。私記トイヘルモノニハ某朝臣トハ、タトヘバ業平朝臣ト云如シ。姓朝臣トハ在原朝臣業平ト云如シトアリ。三代實錄卅七〔割註〕元慶四年三月。」載ニ喚辭一。（文長今略）

續日本紀三十四（詔）、今詔ニ佐伯今毛人宿禰。大伴宿禰益立一、〔割註〕詔詞解（第五十六）益立ハ五位ナリ。今毛人ハ四位ナリ。〇コレハ天子御前平常ノ例ニ合ス。」古今集（春）、藤原因香朝臣巳子ノ打聽ニ云、典侍因香朝臣とかける所もあり。典侍は四位なれば姓を下に書く也。萬葉と此集は、四位の人はかならずしかしるせり。

孝云、四位の者に先名後姓するは、御前にて其人を呼ぶの稱謂にて、天子にたゞに奏するにあらず。

されど歌集などは、うち／＼の事にてあれば、勅撰にてもいさゝか詞づかひおほらかにて、かしこまりおかぬ所よりかくは書くにこそ。

源氏浮舟〔割註〕湖月本五十四ウ。」出雲權守時方朝臣、式部少輔道定朝臣、〔割註〕隨身ノモノ、薫君ニ申ス詞ナリ。時方、道定ハ匂宮ノ家司ナリ。」同（五十七オ）道定朝臣は猶仲信が家にや。〔割註〕薫君ノ詞ナリ。仲信ハ薫君ノ家臣ナリ。」

かばねはみづから稱するを禮とし、人よりも稱するを禮とす。公式令の喚名をみてもしるべし。勅撰の歌集などにも、四位には某朝臣といふめり。四位と五位とはたゞ一階なれど、四位はこよなうかしづかるゝより事をそがずかばねをいふなりけり。〔割註〕日本後紀大同二年九月乙巳。幸ニ神泉苑ニ琴歌間奏四位已上共挿ニ菊花ニ。（類聚國史第三十一帝王部）、續日本紀卷三、慶雲三年詔曰、四位有ニ飛蓋之貴ニ。五位無ニ冠蓋之重ニ。不レ應レ有ニ蓋無蓋同在ニ位祿之例ニ。儀制令（蓋條）云、一位深綠、三位以上紺、四位縹トアリテ五位以下ノコトナシ。」自らは無位無官といふとも、かばねかくべきこと也。いかにといふに、一たびその氏にたまはりたるからは、おのれひとりにあづからず。その氏族にひろくかゝる事にて、もしかばねいはねば、おほやけよりたまはりたるを、おろそかになすやうにもとりなさるゝなり。人よりよぶにも、四位よりはかならずよぶとかぎるべきにはあらず。五位にてもいふべきなれど、上作にのせたるごとく、四位は五位よりはこよなくかしづかるゝ故に、その四位にかばねいはねば、なめげになりぬべければ、おのづからさだまりのやうになれるなりけり。三位以上にいはぬは、いふまでもなくたふとくいます故にいはぬなり。五位以下はいさゝかはしたなめてはぶきいはぬにこそ。天子に申さんには、一位太政大臣といふとも、かばねいはねばなめげなれど、うち／＼のことなどは、おのづからおほらかに、その官位のみにて姓氏をはぶくになん。山本北山孝經樓漫筆二（朝臣）、名の朝臣は四五位の事なり。宣命なんどには大臣といへど、某朝臣と書侍べる。是は天子の勅命を奉宣する故に、朝臣を名の下

にかく事、執筆の故實也。又後撰集に、中納言兼輔朝臣、中納言長谷雄等書けるも、梨壺の五賢、綸命を奉じて撰びし故にや。定家卿の奥書に、此集故者公卿皆書名朝臣〔割註〕古今又此體也。」是非二書寫之誤一。此集之本說也。不レ可二直改一といへり。拾遺集の以後は勅撰といへども、公卿に朝臣の字なし。是名分をたゞし給ふ叡慮なるべし。臣下の書きし物に、公卿に朝臣と書かんこと忌憚なきの甚しきなり。姓の朝臣は尸を以て姓氏の品をしることなれば、格別の子細なり。但家長日記に、新三位定家朝臣と書けるも、釋阿九十の賀給るべきに、昇殿の事をかくとて、入道やゝまたれて、新三位定家朝臣等にたすけられてまうのぼると記せし、これ其事により君を崇ぶ文法にかく言葉もあるべし。

孝云、こゝにのせたる一條、その意明かならず。猶よく考ふべし。

御當家にて年每の御例とて、正月十一日御連歌あり。御句を太政大臣とか。左大臣殿とか〔割註〕そのときの御官名。」かけど、此稱謂いかゞあらん。京都の雲上月客などともろともに連歌し給はばこそあらめ。みな御家の人どもめしつどへての事なれば、御とのみかくが、それわろしとならば、殿下などかくべき物にあらずやとかたぶかれたるを、友人前田夏蔭のいへるに、これは古例のまゝにかく書來したらん。室町、鎌倉などよりの事かちて三代將軍あたりまでは、御同格位にて天朝につかへられし大名も有るべきなれば、その人々と連歌などし給へる書法なるべしといへり。げにさも有るべし。

〇服部(吳織　穴織)

古事記(應神)又科下賜百濟國若有二賢人者一貢上上。故受レ命以貢上人名和邇吉師。即論語十卷。千字文一卷。併十一卷。付二是人一即貢進。又貢下上手人韓鍛名卓素亦吳服西素二人上也。日本紀(應神三十七年。)遣二阿知使主都加使主於吳一。令レ求二縫工女一。爰阿知使主等渡二高麗國一。欲レ達二于吳一。則至二高麗一。更不レ知二道路一。乞下知レ道者於高麗上云々。王乃副二久禮波久禮志二人一爲二導者一。由レ是得レ通レ吳。吳王於二是與二工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女一。同(雄略十四年)、身狹村主靑等共二吳國使一。將二吳所レ獻手末才伎漢織吳織及衣

縫兄媛弟媛等。泊於住吉津。姓氏錄(山城神別)、服部連、〔割註〕天御中主命十一世孫天御桙命之後也。」同(攝津神別)、服部連、〔割註〕漢之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也。允恭天皇御世任織部司、總領國織部因號服部連。」同(河內神別)、服部連、〔割註〕漢之速日命之後也。」本居宣長云、はとりは機織也。日本紀應神天皇卅七年の條にいへるは、またく雄略紀と同じければ、こは雄略の時の事を、古事記にみゆる吳服西素のことにまがへつたへたる也。さるは吳國と通初めしは、雄略の時はじめならむとおもへばなり。さて古事記に吳服といへるは、吳服の服織を凡て吳服といひ習はせる後の詞にて、追てかけるものなり。吳をクレといふことは、久禮波久禮志の二人吳國への導きしたるより、その國をクレといへるか。又吳といふ國へ導きしたる人故に、此二人の名におへるか。本末今しりがたし。〔割註〕孝云、くれト云國ヘ云々ト云說ニヨランニハ、本居氏ノ云如ク、吳ハ江南ノ北ヲサスナレバ、くれト云ハ其江南ノ中ノ一處ノ名ニテアラント思フベキナリ。」漢をアヤとよむこと詳ならず。但穴織漢織と一つものなることは疑なし。服と一字かけるは部を省けるなり。〔割註〕以上古事記傳卷卅三にいへることを、彼此取合せてかくかけるなり。此成文あるにはあらず。原書には所々に散見してあり。こゝは摘意なり。」

孝云、ハトリをハツトリと云ふは音便也。終夜をヨヒトヨとよみ、俗にはヨツヒトヨと云同例也。今日人々の苗字と云ふものに服部といふは、こゝに引出たる氏の人々の住居したる處より出たる人々なるべし。兵亂の後は、他氏の人のそこに住居するも多かるべければ、今服部といひても、古の服部の族のみにはあらずかし。大和國山邊郡服部(波止利)、伊勢國奄藝郡服部(八止利)、因幡國法美郡服部(波止利)、備前國邑久郡服部(波止里)、備中國賀夜郡服部(波止利)、これら和名抄にみえたる鄉名也。延喜神名式伊勢國奄藝郡服織神社とあるを、和名抄奄藝郡なる服部と云ふに照らして、ハトリのハタオリなることをしるべし。

孝又云、呉服と云ふ謠曲に、呉服の二字をやはらげて、くれはとりあやはとりと名付けさせ給へばとあり。これにては呉をクレとも、アヤとも通はしよむ也。かゝる傳もありしならん。本居氏いはく、其書記に呉織漢織とて、此を二人にせられたるも誤也。實は一人にて、漢織と云ふも即呉織のこと也。其故はまづ漢と呉と分て云ふときは、漢とは彼三國の時、魏の有てりし地をいひ、呉とは江南の地をいへり。然れども、皇國などにて、呉をも合せて一ツに漢と云へること多し云々といへり。〔割註〕古事記傳卅三(卅三ウ)。」此說にて謠曲もよくきこえたり。孝又云、續日本紀十三(天平十二年正月戊子朔)、天子御大極殿受朝云々。奉翳美人更袍袴とある奉翳を、ハトリとよみたるは、執翳の義にて別義なり。和名抄調度部に翳和名波とあり。混ずべからず。

〇さやの中山(さよの中山)

さやの中山の事を、さよのなか山ともいへるは、いかなるよしぞといふに、是は古く顯昭法橋の說に、さよの中山といふは誤なるよしわきまへられたり。〔割註〕袖中抄卷十、古今集注戀二。」さるを定家朝臣は此說をうべなはずして、さよの中山ともいふべきむねをわきまへらる。(顯注密勘)、今こゝろをおだやかにして考ふるに、顯昭のいはれたるごとく、さよの中山は誤なるべし。むかしよりいひつぎ來たれる地名を、いかで通音なればとて、わがまゝに引直し用ふべき。定家朝臣の說したがひがたし。もと詞のなまりよりたれいふとはなしに、さよの中山ともいひならへるにより、その詞に付て、風情のよりこむにはさよと歌によまんこと、時としては害なかるべし。さるをさはいはずして、通音の事などをたてゝいへるは、父五條三位の歌をたすけんよりの僻說とぞおもはるゝ。今顯注密勘の攷證と紕謬とをあげて、初學のまどひをとくことと左の如し。

顯注、さやの中山(袖中抄卷十)　師仲卿(千載集の作者)

五條三位(俊成卿也。定家の父)　古今(卷十)

おくにしるせる（戀四）

密勘、亡父（左條三位）あさなけあさけに、にけの誤か。なとにと通へるをいふ。

（古今離別）あさなけにみべき君としたのまねば

（萬葉三）朝爾食爾恒見杼手

あしからあしかり、すべて地名を通音なればとて、心有りてかよはし用ふべき理なし。こはたゞ詞のなまりより、終に二方になりゆく也。いさや川と萬葉にいふを、後に（源氏抄ナド）いさら川といふ。これ心ありての事にはあらず。おのづからの事にこそ。

日數ゆく　新千載羇旅に入る。印本は大本も小本もさやとあり。又おのれ挿架の古抄本もさやとあり。されどそはみな傳本の誤にて、此歌さよなる事、本書にて明白なり。

同字のこゑと訓とを　夜（音ヤ、訓ヨ）、按ずるにさや、さよわづかに一轉なれば、そのかみなまりのまゝに、時として歌によまむも、その品によりてはゆるさるゝふしもありぬべし。されば風情のよりこんまゝには、なまりの詞もよむことなどかなからんとやうにいはるべきを、さはいはで、音と訓とかよはし用ひんことは、難なかるべしといはれたる、いかゞあらん。もろこし文よまむには、音によむも訓によむも、そのこゝろ通ふべきを、（割註）それすら雲夢をくものゆめとよまば人わらへなるべし。」すべて文字をかり來て、こゝの詞をうつすに、そのあてたる文字を、けふは音によみ、明日は訓によむといふやうなるうきたる事はなし。そも〳〵此山は遠江國佐夜郡に有りて、夜はたゞヤと云ふ詞に、夜の字の音を假借したるまで也。夜の字の意をかれるにはあらず。いかで後世より其訓を用ふべき。たゞこの地名さやさよ僅に一轉なれば、なまりも出來ぬべし、夜の字の音訓にはあづからず。

關の戸を（拾遺愚草上）

忠岑が（新古今旅）

○李嶠雜詠（或曰百詠、或曰百二十詠）

人見氏幽齋が東見記卷下（卅七オ）に、三井寺ノ謠ニ桂ハミノル三五ノクレ、李嶠一夜百詠ノ月ノ詩ニ云、桂生三五夕。蓂開二八時云々とみえたり。その後寶永年間に、仙臺の僧梅國がかける櫻陰腐談にも、寶暦の比に、谷川氏が和訓栞、かつらにも此句を李嶠一夜百詠の月の詩のよしいへるは、いづれも人見氏の東見記を襲蹈したるものなり。ちかごろ林氏、西土にたえてこゝにのこれるをあつめて、佚存叢書六十冊を編輯し、その叢書に唐韋述が兩京新記一卷と李嶠雜詠二卷とを一冊として載せたり。是は欽定四庫全書總目に此書どものみえぬより、彼に佚し此に存したりとおもひよれるなりけり。こゝにうたがはしきは、阮元かの總目にのせざるものにて、珍らしき古書を得るときは、かならずその書に解題をそへて奏進したるを、阮元が男福と云ふ者、父奏進のときの提要をとりまとめ、四庫未收書提要と名づけ、すべて五卷編錄して揅經室外集としたり。その中に韋述が兩京新記は、佚存叢書より拔て奏進したるよしはあれど、李嶠の詩はなし。同じ一冊の中の事なれば、取りおとす事はよもあるまじき也とかたぶかるゝなりけり。然るに、かつ〴〵うたがひのはるゝこともあり。そは正德年間刊本の雜詠にそへたる伊藤長胤の跋をみるに、文苑英華注中所レ引草題詩者是也とあり。さては李嶠雜詠は彼土に歸然獨存すれば、奏進せぬにこそあらめ。いとまあらん時、英華を比校すべし。そはとまれかくまれ。一夜百詠といへることは、更に證文あるべからず。是は後世一夜百首などいふことの有るより、おもひまがへたるにはあらぬか。人見氏の東見記は、林道春の說を多くのせたるものなれば、道春より師資相承のつたへにもあらんか。應保年間に信阿といふものゝかける朗詠集私注といふものあり。柳の詩の注に、百詠月詩とて彼句を引きたり。此稱よろしかるべし。〔割註〕百詠といふは成數にていふなり。その實は百二十首あり。一夜百首といふことといよ〳〵うけがたし。」猶いはゞ、源平盛衰記卷廿三〔割註〕眞盛上京

附平家逃上事。」に、小兒共の讀む百詠と云小文に、鴨集て動すれば成雷と云事ありとみえたり。〔割註〕平家物語にては卷五富士川といふ所にあたれども、此文はなし。」ふるくより百詠といふことしられたり。〔割註〕盛衰記に引たる所は、百詠の鳧の歌にあり。鴨の字はなし。翔集とあり。されど盛衰記の誤謬にはあらじ。鳧の題なればしかいへるにて、翔の意は集の一字にてもしらるれば、鴨の詩なることをしかとみせんとて、鴨の字を加へてかけるなりけり。」又おもふに、白氏文集卷五十二に、目試詩百首といふこともあれば、李嶠もさるたぐひにや。道春博識なれば別に據あるにや。猶よく尋ぬべし。又おもふに、清吳雀蘭が藝海珠塵に雜詠をのせて、校語に倭本作レ某。中華本作レ集などとあるをみれば、單行本も人間に有るを、たま〳〵四庫總目に漏れたれば、林氏の珍らしと思ひたるにか。さては遼東家の笑を林氏はうけぬべし。已れはた三大書といはるゝこちたき文苑英華などによりて、兎に角いふは、牛刀を用ふる類とや物しり人はいふならん。康熙年間の全唐詩にはのりたりや。おのれ書に乏しくしていまた檢閲せず。抑もそも、舊唐書經籍志別集に李嶠集三十卷とのせ、新唐志には李嶠雜詠詩十二卷とあり。〔割註〕林氏佚存叢書本の跋に、「十字衍文ならんと云へり。」郡齋讀書志には李嶠集一卷、有唐李嶠巨山也。贊皇人、武后時同鳳閣鸞臺平章事。集本六十卷未見。今所レ錄一百二十詠而已。或題曰單題詩有張方注といへり。本邦には夙く傳播したるものとみえて、日本國現在書目に李嶠百廿詠一卷とみえたり。寬平の時也けり。讀書志にのする數と合す。又宋史藝文志に、李嶠新詠一卷とあるも〔割註〕林氏新は雜の誤りならんといへり。」此書なるべし。但本邦の傳本いづれも二卷なり。その二卷は注本の卷數にて注佚しての後も二卷となしたる物にや。〔割註〕昌平學校に古抄本あり。卷首に梅洞二字篆印あり。梅洞は林春齋の長子春信の號なり。ちかくは先哲叢談にもみえたり。春齋は道春の事なり。」佚存叢書本には張庭芳天寶六載の序をのせたれど注はなし。讀書志に張方と有は誤脱ならんか。〔割註〕古抄本には此序なし。」林氏の跋に、朗詠集注往々引二百詠註一而今已亡。宋志載二庭芳註一。哀江南賦而不レ及二此註一。

則遁亡之久可レ知。といへり。〔割註〕集注と有るは林氏の誤也、私註ことなり、刊本にあり。」諸越はいざしらず。本邦にては上にのせたる盛衰記にもいへるやうに、昔は小兒輩もてあそぶほどに、もてはやされながら、いつのほどよりか此注をうしなひけん。中むかしには蒙求和歌、漢故事和歌などとひとしなみに、百首詠の和歌も有りし也。今は全書いづくに有るかしらず。おのれ各帖をもてり。二帖の內の下卷也。撰者はしらず。筆者は正和三年にかけるものなりけり。後醍醐天皇御即位より三四年前にぞあたる。黏牒にて卷末の腦に年月をしるしたり。

此一條は、或人の雜詠の顚末をとへるに、おもひ出るまに〲しるし付けたれば、文義あとやさきやといとみだりがはし。後に書きあらたむべし。

追考　本邦上毛河世寧ノ纂輯シテ、男三亥ノ校訂シタル全唐詩逸ト云フモノ三卷刊本アリ。此雜詠ノ事ヲイヘリ。其イヘルヤウハ、雜詠詩百二十首。全唐詩所レ載缺文頗多。今照ニ此邦所レ傳古本ニ補ニ書之ニ以附ニ此トイヒテ、六首校譌アリ。サテハ彼土ニ存スルコトタシカナリ。林氏ノ佚存叢書ニ收錄シタルハイカヾナリ。サレド河世寧ノ校譌ニテ、本邦ニ全詩字シ、缺文ナキヨシヲイヘルニテ、イサヽカ面目アルベキカ。

○あいなく（あいなだのみ）

源氏桐壺、かんたちめうへ人などもあいなく目をそばめつゝ、〔割註〕桐壺の更衣を帝のめでさせたまふを、かんたちめうへ人などのかくおもふ處なり。」河海抄、無愛（アイナシ）、湖月抄、あぢきなき意也。愛なきなり。新釋、古き物語にも、此物語にも、あいきやうなくとも書きたる所を思ふに、愛敬なきを略して愛無といふなり。玉小櫛、何といふわきまへもなしに、うちつけに物することなり。こゝもその意にて、おのが身にかゝらぬ人までも、何といふことなしに目をそばむるなり。注に無愛なり。あぢきなく也などいへることとみなかなはず。同箒木、つらき心をしのびておもひなほらんをりをみつけんと、年

月をかさねむあいなだのみはいとくるしくなん。細流（湖月抄引）、かひなき頼みと云ふ意なり。あぢきなき心なり。新釋、あいなとは、此頃の文どもに皆愛無の意にいへり。桐壺にもあいなく目をそばめつゝといへるおなじ意なり。しかれば、こゝは男のつらく愛なき方より出でてかくいふなるべし。或說にかひなきなりといへど、かひなきを、あいなきといひし例なし。又あぢきなきといへるはいと誤れり。此文にあいなきと云ふは愛無、あへなきといふは饗無、かひなきと云ふは易無にて、本の理各皆ことなり。されど共を轉して用ひたれば、轉用の意をしらではまどふべし。迂言あへなきにてはかなきおもひたのみ也。あへなきは遮無にて、こなたより物云ひても、遮答ふる人なきをいふ。あひしらひ、あひさつなどのあひ皆同じ。すげなさといふも似たる事ながら、すげなきはよすがなきを略ける也。よすがなきはたよるべき所なきをいふ。玉小櫛、いかにせんもしりがたき行末の事を、其わきまへもなく頼みに思ふことなり。たみ詞の說いみじきひがことなり。弄花、細流にかひなき頼みとあるもたがへり。同夕顏、われなりけりとおもひあはせば、さりともつみゆるしてんとおもふ御こゝろぞあいなかりける。同、頭中將をみ給ふにもあいなくむねさわぎて、同、榊、孝云、此末の卷々におほく此詞みえてみな同意なり。古書に假字の證となるべき事はなし。しばらく縣居翁の說にしたがひて、アイウヱオのいの假字とするなり。愛の音になさんも心ゆかねど、枕冊子などは愛無の意にてよく聞ゆるなり。枕冊子（木の花は）、梨の花よにすさまじくあやしき物にして、めにちかくはかなき文つけなどだにせず。あいきやうおくれたる人のかほなどみては、たぐひにいふもげにそのいろよりして、あいなくみゆるを、もろこしに限りなき物にて、「此詞の譯、ナンデモナイ、センモナイ、メアテノナイなどといふ俗言にあてゝよろしと、先師（淸水濱臣）いはれたり。此詞いづれもみなよろしからぬことに用ふるに、又よきことに用ふるも有る也。そは榮花物語（煙後）、齋院をとこみこうみ奉らせ給へれば、あいなくよの人よろこび申す。〔割註〕こゝは後三條の東宮にてまし〳〵ける頃、女御の前齋院禖子といふが、をとこみこうみ

給ふ時のことなり。」源氏物語榊、院もかくなべてならぬ御こゝろばえをみしり給へれば、たまさかなる御返などは、えしももてはなれ聞え給まじかめり。少しあいなきこと也かし。〔割註〕院權の齋院なり。御こゝろばえは源氏君のなり。今神につかへ給ふ時にもてはなれ給はぬは、かへり有りても取かへす事ならねば、すこしセンモナイ御情なりと地より云なり。」女君は日頃のほどにねびまさり給へる心ちして、いといたうしづまり給て、世中いかゞあらんとおもへる氣色の、心ぐるしう哀におぼえ給へば、あいなき心のさま〴〵みだるゝやしるからん。〔割註〕コレハ源氏ノ意ニナンデモナイセンモナイメアテモナイコトニテ、サマ〴〵オモヒミダルコトノアルガ、自然ト共サマシルクミエテ、紫ノ君ニミトガメラレント源ノオボスナリ。日比トアルハ雲林院ニ逗留シタマヘバナリ。」

○又一說、友人淸水光房ハ、ワア橫通無ニ分別ニナリ。音便キヲイト云フ常也。アニ通ヒテアイナクナリトイヘド、常ニワキナシト云フコトアラバ、サモイハンワキナシト云フ詞、常談ニモアラヌ上ニ、又橫通シテアキナシ、アイナシトセン事从ニカタシ。

○夕づく夜（夕附日　朝づく夜　朝附日　星月夜　三伏一向　茯三向　一伏三仰）

萬葉集八、暮月夜心毛思努爾白露乃置此庭爾蟋蟀鳴毛、〔割註〕六帖一、夕月夜に此歌を入れたり。」同十（詠月）、春霞田菜引今日之暮三伏一向夜不穢照良武高松之野爾、〔割註〕六帖一、夕月夜に此歌を入れたり。又赤人集にも。」橘千蔭略解に、三伏一向と書けるは心得がたし。翁は三夜伏いねて一度むかふ意をもてかければ、四日の夜の月をいふべし。さる義をもて暮三伏一向夜をゆふつくよと訓るかといはれつれど、强言なるべし。猶よく考へてん。同、春去者紀之許能暮之夕月夜欝束無裳山陰爾指天〔割註〕一云、春去者木陰多暮月夜。」〔割註〕六帖一、春の月に此歌を入たり、又後撰春中にも、」同十一、暮月夜曉闇夜乃朝影爾、同十二、夕月夜五更闇之、菅家萬葉下、夕三里夜於保呂丹人緖見手芝從天雲不晴心地許會爲禮、〔割註〕刊本某氏冠注、人の三里ばかり行ほどある意にやとあり。谷川氏和訓栞にもかくいへ

り。〔六帖一、夕月夜〕。」古今集秋下、なが月のつごもりの日大井にてよめる、

　夕づく夜をぐらの山になくしかの聲のうちにや秋はくるらん

契沖云、夕づく夜は小倉山といはん爲の枕詞なり。打聽云、ゆふづく日、朝づく日、又朝づく夜、夕づく夜といへるは、朝の方、夕の方に附てふ心なり。秋つけばなども、同じ月の事にはあらず。同羇旅、但馬の國の湯へまかりける時に、ふたみの浦といふ所にとまりて、夕さりのかれいひたうべけるに、ともにありける人々、歌よみけるついでによめる、

　夕づくよおぼつかなさに玉くしげ二見の浦はあけてこそみめ

同戀一、

　夕づく夜さすや岡べの松の葉のいつとしわかぬ戀もするかな

〔割註〕六帖一、夕月夜、又猿丸集にも又六帖一、てる日初句あさひこが、」打聽云、一木に夕附日とあるをよしとす。遠鏡云、アレアノ夕日ノ影ノサス岡ノ、千秋云、此初句、夕づくよ、夕づくひ、昔より兩本有りしとみゆ。千五百番歌合に、公經卿、

　さびしさをいかにとはまし夕づく日さやす岡べの松の雪をれ

季經判云、萬葉集にはゆふづくひさすやと侍り。古今の歌を思ひて、松をよまば夕づくよとぞ侍るべき云々。かゝれば公經卿は、夕づく日と有る本によりてよまれ、季經は夕づくよとある本につきて判せられける也。今師も譯は日と有る本によられたり。大井河行幸和歌序、夕月夜小倉の山のほとり、六帖一〔春の月〕、春くれば葉隱おほき夕月夜云々。〔割註〕コレハ萬葉十ノ歌ナリ。後撰春中ニモ入ル、」〔割註〕上文、てる日に初句あさひこがとありて入る。」同〔夕月夜〕、夕づくよさすや岡べの云々、〔割註〕コレハ古今戀一ノ歌也。」春霞棚引く山の夕月夜云々、〔割註〕是ハ萬葉十ノ歌ナリ。コヽニハ赤人トアレド、萬葉ニテハ作者シラレズ。」夕月夜おぼろに人を云々。〔割註〕コレハ菅家萬葉ノ歌ナリ。」夕づくよ

こゝろもしらぬ云々。〔割註〕コレハ萬葉八ノ歌ナリ。」同（てる日）、あさひこがさすや岡べの松がえの、〔割註〕下文、夕月夜ノ條ニ初句夕づくよとて入る。古今戀同じ。」源氏桐つぼ、夕月夜のをかしきほどに、下文に云、月も入りぬ。又云、うしになりぬるなるべし。同榊、はなやかにさしいでたる夕月夜に、〔割註〕上文云、九月七日ばかり、」同蓬生、えんなるほどのゆふづくよ、〔割註〕上文に卯月ばかりとのみあり。」同かゞり火、五六日の夕月夜はとく入りて、同藤のうらば、七日の夕月よかげほのかなるに、

附（夕附日　朝月夜　朝月日　星月夜）

萬葉十六、夕附日指哉河邊構屋之形乎宜美諸所因來。古今戀一、夕づく日さすや岡べの、〔割註〕今本ハ夕附日トナシ、夕ツク夜トアリ。上文ニクハシク諸說ヲ引キタリ。可レ攷。」金葉戀下、夕附日入山の端も。玉葉秋下、定家、

　夕附日むかひの岡のうす紅葉まだき淋しき秋の色かな

〔割註〕萬代集秋下にも入る。」

萬葉一、朝月夜清爾見者〔割註〕略解云、在明月ナリ。縣居云、曙月ナリ。曙ヨリ朝トモイフハ例也。」

同九、朝月夜明卷舊視。

同七、朝月日向山月　立所見。同十一、朝月日向黃楊櫛。

今昔物語廿七（第五）、翁和ラ立返テ行クヲ、星月夜ニ見遣ケルハ、

　孝云、ゆふづくひは夕附日也。〔割註〕ゆふつけてノつけナリ。源氏若紫（湖月本四十九オ、）ゆふつけてこそはむかへさせ給はめ。又常夏（五オ、）夕つけゆく風いとすゞしく、トアルコレナリ。」ゆふづくよは夕月夜也。上弦前後の月をいふなり。古今戀一なるは、げに一本の夕附日よろしかるべし。秋下の夕づくよを、打聽に、夕のかたに附くこゝろとあるはいかゞ。夕月は月の光うすければ、小倉とい

はんにもおぼつかなさといはんにも、似つかはしくきこゆ。夕のかたに附くといふはきこゆれど、よと云文字いかゞ。まつ夜とせんに、夕方につく夜といひてはことわりきこえず。夜といふは深夜を本として、よのふけざるを夕づく夜といひ、曉ぢかくなるを朝づくよといはんが、おだやかにも思はれず。ことに源氏にも、夕月のことゝなし、六帖に、夕月夜といふ題も月のことゝきこゆ。萬葉の夕月夜きよくてるらんことと夕月にあらずや。されば打ぎきにしたがひがたし。朝づくひは朝附日也。月とかくは假字也。冠辭考（あさづくひ）に、朝日かげは、あしたにこなたへむかひ來る物なれば、向ふといはんとて冠らせたるなりとあり。これしかるべし。朝月夜は有明月也。星月夜は星を月としていふなり。萬葉十なる三伏一向と有る、げにうたがはしきことなり。萬葉十三に、一伏三仰とかきてころとよめるあり。十訓抄（割註）可專思慮事第六條」に、一伏三仰を月夜とよみて、その末に、わらはべのうつむきさいといふ物に、一つふして三あふむけるを月夜といふよしいへり。千蔭の一伏三仰の注に、上に出たる（卷十ヲサス）三伏一向は神佛をぬかつくより出て、つくの言に借りたるにやあらん。十訓は此一伏三向ととりちがへて、つくよといふに一伏三仰と書けるか。（割註）孝云、コヽハ千蔭ノ筆誤ニテ、此一伏三向ヲバ此三伏一向ト改ムベシ。卷十ノ田菜引今日之暮三伏一向ヲサスナリ。又ハ十訓ニ、卷十ノ三伏一向ヲ、此卷十三ノ一伏三仰トヽリチガヘテト云フニテ、筆誤ニハアラザルカ。試にいふのみとあり。

○南　鐐

金銀圖錄（附言）、南鐐ハ、爾雅ニ、白金謂二之銀一。其美者謂二之鐐一トアリテ、最上ノ銀ヲ指ス也。本邦ニ傳ル南鐐ノ名ハ古キコトナリ。源平盛衰記治承二年ノ條ニ、砂金千兩、南鐐百トミエ、八島大臣ヨリ仲綱ヘ送ラレシ馬、フトク逞ク、キハメテ白キ馬ナレバ、南鐐ト名付ケラレシ由モ、同書（卷四競）ニ見エ、コレヲ平家物語ニハ、煖廷ニ作リ、同ク異本ニハ軟丁ト書キタリ。東鑑ニ南廷（割註）一本ニ、煖

廷トモアリ。」ト云ヒ、砂石集ニ軟挺ト見エタルモ皆同ジ。永享行幸記ニモ南鐐ノ延盞アリ。然レバ鎌倉、室町ノ時ヨリ、専ラ南鐐ノ名アリシ也。〔割註〕南ノ字、疑クハ詩ノ大賂南金ノ南ヲ假借スルカ。又按篇海類編ニ外夷語音之殊ヲ載ス。珍寶部ニ金孔加尼（メコカネ）、銀南者錢惹尼トミエタリ。南者ハイカナル音ニヤ。〔櫻井政保云者恐寮〕。」同鎌倉ノ時南廷幾ト云モノ、其重サ今知ルベカラズ。東鑑建長四年ノ記ニ、砂金百兩、南廷十兩トアリ。コノ十兩ノ兩字衍文ナルベシ。

孝云、大賂南金ハ魯頌泮水篇ノ句ナナリ。鄭箋ニ、荊揚之州貢ニ金三品ヲ。孔疏ニ、荊揚之州於ニ諸州ニ最處ニ南偏ニ。禹貢揚州厥貢惟金三品。荊州厥貢惟金三品。僖十八年左氏鄭伯始朝ニ于楚ニ。楚子賂ニ之金ニ。既而悔レ之與レ之盟曰無ニ以鑄ニ兵〔割註〕以上孔疏ノ文。」トイヘルニヨルニ、南方ノ金ハ他方ニスグレタルコトシラル。鐐ハ銀ノ美ナルモノナレバ、南方ノ鐐ト云意ニテ、愈最上銀ヲイヘル也。金三品ヲ金銀銅ト王肅ハ解シ、鄭玄ハ禹貢ノ金ハ銅ノコトニテ、銅ニ三品アルコト也トイヘリ。〔割註〕コレモ孔疏ニアリ。」皇國ニテハオホラカニ、南方ハ金ノヨロシキヨシノ本文ニスガリテ、銀モヨロシトオモハンモ害ナカルベク、又王肅ノ説ニ从ヒテ、南鐐ト名目ヲオホセシニモアルベシ。〔割註〕僞孔傳ニモ金銀銅トイヘリ。」漢食貨志ニ、金有ニ三等ニ。黄金爲レ上。白金爲レ中。赤金爲レ下。孟康注ニ白金銀也トアリ。李時珍本草綱目巻八ニ、寶藏論ト云者ヲ引テ、外國四種新羅銀。波斯銀。林邑銀。雲南銀。並精好トアリ。〔割註〕林邑、雲南ハ南方ナリ。」後漢劉陶傳就レ使。當今沙礫化爲ニ南金ニ。瓦石變爲ニ和玉ニトモミエタリ。

附草茅危言巻三〔金銀幣〕、南鐐八片以換ニ小判一兩ニトカ、ネハ文義ワロシ。又ハ南鐐ト大書シ兩行ニ以ニ八片ニ換ニ小判一兩ニトカ。又ハ南鐐八片小判一兩トカアルベシトイヘリ。

○七夕

たなばたとかくべき時に、七夕とかくはいみじきあやまりなり。七夕とかく時は、なぬかのよといふこと

ばにのみなるなり。たなばたは西土にいふ織女星のことなり。萬葉集巻十秋雜歌に、一年邇七夕耳相人之戀毛不過者夜深往久毛、巻八に、牽牛者織女等天地之別時由などあり。谷川士清が和訓栞に、七夕を義訓するは、後世の俗也理なし。萬葉集にはなぬかの夜とよめりといへり。孝おもふに、此あやまりいつばかりよりのことにか。慶長板節用集に、(太ノ部)七夕とあれば、御當代御一統よりはさきにあやまれることとしるし。

〔割註〕此一條ハ立原氏春子の問に答へたるなり。」

○神館

後拾遺(夏)、祺子内親王賀茂のいつきと聞えける時、女房にて侍りけるを、年へて後三條院御時、齋院に侍りける人のもとに、昔を思出てまつりの歸さの日、神館に遣はしける。皇后宮美作、

きかばやなそのかみ山のほとゝぎすありしむかしの同じ聲かと

祭のつかひしてかんたちに侍りけるに、人々多くとぶらひにおとなひ侍りけるを、大藏卿長房みえ侍らざりければつかはしける、備前典侍、

ほとゝぎす名のりしてこそしらるなれ尋ねぬ人に告げややらまし

千載雜上、まつりの使にて神館の宿所より、齋院の女房につかはしける、藤原實方朝臣、

千早振いつきのみやの旅ねにはあふひは草のまくらなりける

新古今(夏)、齋院に侍りける時神たちにて、式子内親王、

わすれめやあふひを草に引結びかりねの野べの露の曙

北村季吟抄に野州云、賀茂のまつりの時、假屋をつくり葵にてかざりて置奉る也。同雜上、左衞門督家通中將に侍りける時、祭使にてかむたちにとまりて侍りける曉、齋院女房の中より遣しける、讀人不知、

立出るなごり有明の月影にいとゞかたらふほとゝぎすかな

返し、左衞門督家通、

いく千世とかぎらぬ君が御代なれど猶をしまるゝけさのあけぼの

新拾遺（夏）、上西門院いつきときこえ給ひける時、待賢門院かんたちめ（ナシ古本）にわたらせ給ひたりけるに、御供にさぶらひて齋院の女房の中にあふひにつけてつかはしける、兵衞、

もろかづらかゝるためしはあらじかしけふ二葉なるちよをそふれば

契沖云、賀茂の社の後に神館のあと殘れり。今もかうだちといへり。

孝按、神館の事くはしくかけるものあるべし。已れいまだしらず。おもふに本社のちかき所に館をまうけて、神事にあづかるもの、女に男に此所につどひて神事をはからふなるべし。印本の新拾遺に、かんたちめとあるめは衍文なり。和訓栞に、かんたちめとも云ふといへるは、印本にすがりたる僻說なり。さて女院記にてみれば、上西門院は待賢門院の御子なり。齋院にあひ給はんの御こゝろもかつはあらせ給ひての御詣なりしなるべし。〔割註〕山城名勝志卷十一愛宕郡ニ、神館ノ條ニ、花鳥餘情ヲ引テ、神館はたゞすと御祖との間、おきみちといふ所にありといへり。トノセ輿路在ニ河合社西北。是神館舊跡。社家町南松一村所云々。有ニ拜石ニトシルシタリ。」

○へむつき（へをつく　へむをつかす　附、ゐむふたぎ）

枕册子（とりもてるもの）、なげしのしもに火近く取よせて、さしつどひてへむをつく。北村季吟の春曙抄、女房達篇突してある也。稱名院殿御說〔割註〕孝云、盤齋抄には逍遙院殿トアリ。實隆ナリ。稱名院は公條ナリ。逍遙院ノ子ナリ。此名、オノレ疑アリ。稱號攷ニ云ベシ。」篇つきとは、文字のつくりと篇とを分て、つくりを隱して篇をもつて何といふ文字といひあつることとの、たとへば嫁かくのごとくなるべし。〔割註〕孝云、いひあつる以下誤字あるか。文義詳ならず。」橋姫卷に、恭うちへむつきゐとあ

り。同(したりがほなるもの)、ゐむふたぎの明けとうしたる、春曙抄掩韵、孟津抄云、古集の詩の韵字をふたぎて、何の字と推して勝負をする也。その何の字と推あてたるを明と云ふ也。〔割註〕孝云、こゝに孟津抄を引くは後也。孟津は河海抄よりとれるなり、季吟の抄は人々おほくみゑものなれば、こゝに又季吟の抄を引て、そのよしをことわりおくなり。」源氏物語(葵)、たゞこなたにて碁うちへむつきなどし給ひつゝ、北村季吟湖月抄(孟)、篇突、篇築、篇をみつけ勝負にする也。夢庵老人御説に、篇つきとは何篇の字にても、書の中にて早く見付たる數を勝負とするにや。〔割註〕孝云、夢庵は牡丹花老人の事なり。湖月抄發端にみえたり。」同(榊)、はかせどもめしあつめてふみつくり、ゐむふたぎなどやうのすさびわざどもをもしなど、河海抄古集の韻字をふたぎて、何文字と推して勝負をする也。上古掩韻を爲レ宗、不レ好ニ連句ニ云々。見ニ家範朝臣記ニ。同、夏の雨のどかにふりてつれ〴〵なる頃、中將さるべき集共あまた持たせて參り給へり。殿にもふどのあけさせ給て、まだ開かぬみづし共の、めづらしき古集のゆゑなからぬ、すこしえりいでさせ給て、その道の人々わざとはあらねど、あまためしたり。殿上人も大學のもいとおほうつどひて、ひだりみぎにこまとりにかたわかせ給へり。かけものどもなどいとになくていどみあへり。ふたぎもてゆくまゝに、かたき韻の文字共いとおほくて、おぼえあるはかせどもなどの、まどふ所々を時々うちの給ふさま、いとこよなき御ざえのほど也。いかでかうしもたらひ給ひけん。なほさるべきにてよろづのこと人にすぐれ給へる成けりとめで聞ゆ。遂に右まけにけり。二日ばかりありて、中將まけわざし給へり。こと〴〵しうはあらで、なまめきたる檜わりごどもかけ物など、さま〴〵にてけふも例の人々おほくめして、文などつくらせ給。同(をとめ)、學問をたてゝし給ひければ、ゐむふたぎにはまけ給ひしかど、おほやけごとにかしこくなん。〔割註〕コヽハ榊の卷ナル中將ノコトヲ云フ處也。」同(橋姫)、碁うちへんつきなどはかなき遊びわざに、河海抄篇突、(玉篇)梁大、同九年三月廿八日、黄門侍郎兼大學博士顧野王撰云々。湖月抄(細)、玉篇などのやうに、字の篇をそろへ

て見ることにするなり。(師)篇のおなじきをおほく見あてゝ勝負などにするなり。同(東屋)、ごうちゐんふたぎなどしつゝあそび給ふ。湖月抄(三)、韻ふたぎは常に人のめなれぬ詩集の韵字をかくして推すること也。同(浮舟)、ゐんふたぎすべきに集どもえり出て、こなたなるづしにつむべきことなどの給はせて、榮花物語(月宴)、つれ〴〵におぼしめさるゝ日などは、お前にめし出て碁すぐろくうたせ、へんせつかせいしなとりをせさせて御覽じなど。同(本雫)、はかなき御碁へんつかせ給。

孝云、深草元政草山集卷十六に、遊二稱心庵一作二掩韻戲一。因信レ筆次下吳國倫訪二露上人一韻上とて、五言律の詩八首みえたり。さては近き世迄もゐんふたぎのすさびは有りしにこそ、榊の卷にいへる趣にて大方はしらるゝ也。へんつきの事、上件の抄物どもにいへることとまぎらはしくおもはるゝ也。猶よく考ふべし。篇突、篇筑、みな假字書なり。へむは文字邊傍の邊なるべくおもはるゝを、河海抄に扁を本字としたるにか。玉篇を引き證されたれどいかゞあらん。又思ふに、玉篇は韻書にあらで、邊傍にて編輯したるものなれば、その玉篇を主にしてのすさびゆゑに、篇嗣の意にもや。しかれども、篇嗣にては義理明了ならず。師(清水濱臣)のいはれしには、タトヘバ曼ト云字ヲ出シ、十ノ邊ヲツクレバ何トヨム。慢(アナドル)、水の邊ヲツクレバ何トヨム。漫(オホミヅ)、言ノ邊ヲツクレバ何トヨム。謾(アザムク、)カヤウノ問答ニテ答ヘカメレバ負也。といはれき。げにさも有るべし。さらば邊嗣の意なり。たとへばはじめ某の字に人邊をそへては、何とよむといひ、その次には言邊をそへては何とよむと、つぎ〳〵かくいひもてゆく故に、邊を次第に續ぎゆくの意にや。物しれる人にたづぬべし。〔割註〕邊傍とも、偏傍とも物にみゆれば、邊ノ字にのみも限らず。」

〇懷妊の女の帶すること

古事記 其政未レ竟之間。其懷妊臨レ產。即爲レ鎭二御腹一。取レ石以纏二御裳之腰一。而渡二筑紫國一。(中略)、亦所レ纏二其裳一之石者。在二筑紫之伊斗村一也。日本書紀(神功)、適當二皇后之開胎一。

皇后則取レ石挿レ腰而祈レ之曰（オホキサキイシヲトラシテミモノコシニハサミテイハヒタマハク）。事竟還日産二於茲土一（マツリコトヲヘテカヘラムヒコヽニアレマセ）。其ノ石ハ今在二于伊都縣道邊（ミチノヘニ）一。既而則撝二荒魂一爲二軍先鋒一請二和魂一爲二王船鎭一。〔割註〕〇舊事記亦載之。今略。」萬葉集卷五、筑前國恰土郡深江村子負原臨海丘上有二二石一。（中略）、古老相傳曰。往者息長足日女命征二討新羅國一之時。用二茲兩石一。挿二著御袖之中一。以爲二鎭懷一。〔割註〕實是御裳中矣。」所三以行人敬二拜此石一。〔割註〕〇八雲抄卷四[illegible]言ノ條ニモ引ク。」筑紫風土記〔割註〕釋日本紀卷十一引、」逸都縣子饗原有二石兩顆一。（中略）、俗傳云、息長足比賣命欲レ伐二新羅一。閲〔割註〕原作レ圖今依二古本一改。」軍之際。懷娠漸動。時取二兩石一。挿二著裙腰一。遂襲二新羅一。凱旋之日。至二芋湄野一。太子誕生。筑前風土記〔割註〕釋日本紀卷十一引〕與二筑紫風土記一文相似、今略。」源氏寄生〔割註〕湖月本四十五ウ、頭書本五十六ウ。」いとはづかしとおもひ給へりつるこしの（ほした首書本）しるしに、〔割註〕一條禪閤の花鳥餘情にいはく、懐妊の女のしるしの帶の事也。」同〔割註〕湖月四十八オ、首書六十ウ。」かのはらみ給ふしるしのおびのひきゆはれたる程など、〔割註〕前田夏蔭いはく、いづれも裝束のうへよりいへるなれば、後世のゆはた帶ならんにはみゆべきにあらず。衣のうへより帶をゆひたる事いふもさらなり。其帶はかならず定めありて、孕婦の用ふるならひ一樣なりけん。故に誰もさぞとみしる故に、しるしの帶とはいひならはしけん。此文に中君のふかく此帶をはぢ給ふ如く、人々のはらめるしるしみゆるものゆゑ、肌につけてゆふことゝ成ぬるは、やう〳〵後のしわざにて、いにしへより此ほどまでは、いまだ衣のうへに結ぶ定めなりしならん。猶よく考ふべし。又帶ははらにこそ結へ。腰にはいかゞとおぼゆれど、こは腰のしるしをさげたるにやと、うたがはるれど、裳に大腰引腰といふもあり。腰ゆひといふも、その紐をゆふなれば、それらのたぐひにおほよそに腰のしるしなどもいふなるべくや。」榮花（嶺月）、ふたあゐの御ぞにすかせ給へる御むねのほど、御乳のあたりなど、わざとつくりたらんものめきてをかしげにらうたげにおはします。御おびぎはけざやかにみえたるなど、さま〳〵御ぬのとまりをかしくみたてまつらせ給。〔割註〕コ、ハ後朱雀ノ女御嬉子懷妊ノスガタヲ、後朱雀

帝ノ見給フ處ナリ。」同（楚王夢）、しろき御ぞのうすらかなるひとかさねたてまつりて、また御おびもせさせ給へり。〔割註〕コヽハ嬉子産後三日ト云ニハカナクナリ給フ時ノサマナリ。」同、御乳のさきはうちあかみたるに、御おびのほどいとけざやかなりしなど、よろづにこひしく、〔割註〕コヽハ嬉子ナクナリタル後ニ、帝ノ戀シクオボス處ナリ。」平家物語卷三（許文）、六月一日ノ日中宮御着帶有リケリ。源平盛衰記卷九〔割註〕宰相中預丹波少將軍。」中宮五月ニテ御帶賜御座テ、六月廿八日吉日トテ御着帶アリ。

孝云、今懷妊の女腹帶するは、昔神功皇后御懷妊にて、三韓征伐し給ふ時に、御帶せさせ給ふより事起れるよし云ふは、あらぬひがこと也。さるつたへ、物にみえず。石をこそ御腰につけられたれ。帶したまふことはなし。たとへ證ありといふとも、その書、僻書にあらざれば僞書にこそ。源氏にみゆるしるしの帶、これ着帶のはじめなりけり。されども是は懷妊したるよしのしるしの帶にて、更に實用の物にはあらず。のち〳〵女のはづかしとおもふより、裝束の下にむすべるが、いつしか腹をくゝりておくものゝやうになれるならん。中頃の作物語に、取かへばや物語と云ふあり。此物語、作者不レ詳よしは、安藤爲章が年山紀聞にもみえて、時代はたたしかならねど、文永年中にかける風葉集に、此物語をひけば、むげにちかき物にはあらじかし。其物語の中に、いとあやしく心えぬさまの御こゝちと見奉りし侍りて、〔割註〕ツハリノコトナリ。」おぼえなくあさましながら、例せさせ給ふ御事（月事ノコト）などはからひて、〔割註〕幾月トサハリニナラヌ月ヲカゾヘテ考フル也。」御帶の事をせさせ奉りては侍れど、いかなりける事とも、おもひわかれはべらず。〔割註〕密通ノコトヲ女房共シラネバイブカシクオモフナリ。」とあり。前後の文によるに、着帶したる月かならず五ケ月とはさだめかぬれど、月事の滯などをかんがへて帶したるは、今のよの心ばえにこそ。扨此頃は裝束の下に結べるが常はれば、こゝもかく帶したるなり。もし裝束の上ならんには、人目をしのぶ帶はすべからず。

但此頃猶裝束の上に、しるしの帶するならひなれど、こゝはしのびたるかくろひ事なれば、たゞその儀式をのみとて、世にはたがへて裝束の下にしたるにか。その實はしらねど、しばらく前說のかたによりてこゝにのす。

東鑑卷二、養和二年四月廿日。圓淨房依レ召自ニ武藏國一參上。（中略）、武衞御胎内之昔加ニ持御帶一者也。〔割註〕孝云、寶石類書引東鑑養和二年三月條下文別揭。」中右記、元永二年正月五日。中宮御懷妊之間。初帶令レ著給也。先以ニ大進淸隆一。件御帶遣下仁和寺寬助僧正許上。令ニ加持一。後主上令レ結御云々。中宮御產部類記、令レ著ニ御帶一給事及五箇月擇ニ吉日一令レ著給。園太曆、貞和三年二月九日〔割註〕足利直義室著帶條、」成一點著帶。今月七箇月。鎌倉年中行事下卷、くわいにんのとき帶めされ候事、五月に成候時なり。人によりて七月にもめし候。帶の長さ八尺一はたばりなり。呉竹集〔割註〕孝云、群書一覽にいはく、作者詳ならず。」いはた帶、纐帶と書く。女のはらみてはだにする帶也。五月といふに結ぶ也。

萬、

人しれぬはだへにむすぶいはた帶心づくしの月をこそまて

〔割註〕孝云、いはた帶の事、和訓栞の所に云べし。（與淸云、尾崎雅嘉校訂本にも、類葉集にも、萬葉の歌といへど、萬葉になし。」

あふ事はかたむすびするわきも子がいはたの帶をいつかとくべき

〔割註〕與淸云、續後拾遺戀二、寂俊ノ歌也。四ノ句ゆはたの紐よトァリ。」心ぐるしく月をこそまてと云ふ句に、人しれずはだへにむすぶいはた帶、讀人不知、〔割註〕孝云、補遺に紹巴の句出す。併見るべし。」」子玄子產論卷四、鎭帶論、〔割註〕右七條擁書漫筆四第七條引、」玉海、承安三年四月十五日丁丑。天晴。此日有ニ著帶事一。〔割註〕帶家中儲也。」（中略）吉時午刻也。陰陽頭在憲朝臣衣冠參候。施藥院使憲方（布衣）、同以參上進ニ御藥等一。〔割註〕仙沼子十五丸此中一別加レ之。

（孝云、仙沼子見二本草和名一。）以二件藥一縫下裹帶中上。即帶之。〔割註〕向吉方辛方也。」（中略）其儀如レ恒。治承二年三月十九日（癸丑）。今日關白送レ書。云明日女房可二著帶一。（懷姙云々）殊有二所存一所レ申也。若可レ然者可レ有二恩賜一云々。申二可レ進由一了。（中略）廿日。今日中務權大輔經家朝臣爲二關白使一來。即給レ帶。〔割註〕納二手筥一懸子掩レ蓋。是不レ知二先例一。而建春門院給レ帶之時如レ此也。思二被例一可レ爲也。」白生絹長一丈二尺六重折帖レ之。裹白薄樣。〔割註〕下下繪盡二小松貝等一有二洲濱一。」（櫻井政保云、下々可レ疑。）其上下押折也。經家朝臣取レ之。歸參了以二女房二條殿一（無レ障人也）傳給レ之。經家依レ非二疏遠一之者也。東鏡、養和二年三月九日己卯。〔割註〕孝云、擁書漫筆引二東鑑養和二年四月條一見レ上。」御臺所御著帶也。千葉介常胤之妻依二殊仰一。以下孫子小太郎胤政上爲レ使。獻二御帶武衞一。奉レ令レ結レ之給。丹後局候二陪膳一。薩戒記、應永卅二年十月廿六日。女房有二著帶事一。〔割註〕日時兼勘解由小路三位有方卿勘レ之也。」於二東面庇南一有二此事一。〔割註〕其方依二勘文一也。」先女房南面著座。予跪二其所一。（女房右方）取二生帶一。〔割註〕精好帖帶也。納レ筥。自レ是先以二大炊助重兼一遣二加持所一也。」自二端方一指下入女房左袖中上。〔割註〕孝云、據下文、在字衍。」女房取レ之。自二小袖下一付レ身引廻。後自二右袖一出レ之。予取レ之如レ元納レ筥。又取二右帶一。（加二同筥一）指下入女房左袖上。女房取レ之。帶レ之結レ之。次予退。次有二盃酌一。此事雖下本儀上。爲レ後註了。山槐記、治承二年六月廿八日。中宮御懷妊當二五箇月一。仍有二御著帶事一。初度也。于レ時閑院爲二皇居中宮一。傳聞內大臣（宗盛）大夫（隆季）（中略）、殿上人等兩三人參入。母儀二品被レ候。又獻二御帶一。後右大將北方被レ參云々。大進基親（束帶持レ笏）（中略）、臺盤所中將局〔割註〕左中辨重方朝臣女、未レ嫁人云々。其裝束著二物具一。」取二御衣筥一。〔割註〕其上以二打裂一云々。亮新調進之。蒔繪松舍有二白織物折立一。」賜下基親上令レ持二仕丁一。（著二紅衣一。）聽宮右衞門志上野資時（衣冠）、相二副右大將亭一。（八條北高倉東）大將（冠直衣）出逢二客亭一。取下御衣筥上入內、方納二御帶一。〔割註〕練絹一丈二尺也。幅自レ半折。又三倍帖以レ耳爲二與方一。總六陰也。以二檀紙二枚一裹レ之。上下押折之。細切二檀紙一片鉤結レ之。」授二基親一。（中略）主

上令レ奉レ結二御帶一給。主上令レ座二宮御左方一給。〔割註〕求レ男人其夫居レ左。求レ女人居レ右云々。」取二御帶二一倍（六尺也）御天。自二御小袖左方袖一引入。御後方引廻。諸輪奈御被レ奉レ結云々。〔割註〕此事被レ奉レ問二關白一。諸輪奈之由令レ申給。仍今日被レ尋二中院一之處。皇太后宮之度。片輪奈結之由令レ申給。二品聞二此事一驚忌。今度被レ用二諸輪奈一。皇太后宮者、盧姫之人也。抑雖レ有レ記二內事一之恐一偏存二後代之義一。此事輕不レ出二口外一。」次宮主（中略）、御著帶之後、典藥頭和氣定成朝臣〔割註〕衣冠男主税頭定長相具參入。」持二參仙沼子一。〔割註〕□□粒。其果裂様藥裹也。也（マヽ）納二折櫃一不レ居二土高坏一。」自二□盤所方一獻レ之、中將局取レ之。縫二付御帶左方一。〔割註〕孝云、據二玉海一則粒上脫二十五二字一。據二上文則盤上脫二臺字一。」同治承二年十一月十二日辛未。天晴。寅刻。自二中宮一召使走來。告下御產氣候之由上。則馳參候二寢殿東面一。云々。皇子降誕令レ奉レ著二御持帶一給。〔割註〕不レ解二本御帶一。其上令レ著給云々。右四條寶右類書卷卅八引、」

本草和名下（本草外藥）、仙沼子、〔割註〕生二仙人沼池一故以名レ之。」一名救疾子、〔割註〕帶二於身上一、治レ病。故以名レ之。」一名預知子、〔割註〕帶入二蠱毒之家一。藥自鳴故以名レ之。」神變子、〔割註〕服レ之、變レ容益レ氣故以名レ之。」一名惣持子、〔割註〕此藥神驗、萬不レ失レ一。故以名レ之。」和名。之多都岐。拾芥抄〔割註〕諸事吉凶日部。」懷妊著帶吉日。甲子（春忌）、丙子戊子庚子（秋忌）、壬子戊戌丙戌辛酉己酉寅〔割註〕但相當月殺副日伐日不レ用レ之。更不レ可レ向二塞方一。」〔割註〕櫻井政保云、丙子ノ下ニ、夏忌ト小書スベク、壬子ノ下ニ、冬忌ト小書アルベシトイヘリ。此說ニヨレバ子ノ下ニ、土曜忌ト小書アルベキカ。戊戌以下イカナル理アリテ忌ムニカ。」和訓栞（山部）、ゆはたおび、いはた帶ともみゆ。懷妊五月に帶するをいへり。齋肌の義なるべし。鳥羽院の頃よりみえて、東鑑にも五月着帶の事をのせたり。

孝云、先師淸水先生（濱臣）いはく、基俊の歌、腹帶の事とはみえず。〔割註〕基俊のうた、吳竹集の條にいへり。上文にのす。」くゝりぞめのひもなるべし。顯季集に、

年久にゆはたの帶をくりしでて神にぞまつる妹にあはん爲

とある、これもたゞくゝりぞめのおびなり。〔割註〕孝云、堀河百首(祝)顯季、

君が爲ゆはたのきぬをとりしでて神をぞまつる萬代までに

家集にも入れたり。」ゆはたのきぬとよめるにななじかるべし。腹帶にいふはユヒハタの意なるべし。いはた帶は後の轉語ならんといへり。〔割註〕孝云、和名抄(膠漆具)ニ纈ヲゆはたトヨメリ、同(錦綺類)夾纈アリ。」

草山集卷廿一、木幡地藏堂(俗號腹帶地藏)

孝云、並川氏の山城志、又山城名勝志抔に此稱みえず。

倭板書籍考(卷五)、婦人產帶論一卷アリ。陳朝喈ガ作、奚囊便方ヨリ拔出セリ。妊婦ニ帶ヲサスル論也。和事始(衣服門)、結肌帶(ユハダオビ)、〔割註〕〇今略惟引ニ神功皇后之事及源氏寄木一。又載ニ奚囊便方第六一有ニ此事。」本朝醫談〔割註〕官醫那須氏著、文政五年大石千引序アリ。刊本也。」妊婦の帶は、斯邦の風俗にして、唐土になき事と聞けり。然るに淸國に似たる事あるは、吳舶の往來して聞見のまに〳〵、彼國の人、我に習ひてするなるべし。保產心法、受胎三四月後。宜レ緊ニ收其腹一。勿レ令ニ胎則易レ產。又云。孕已知覺。即宜レ用ニ布幅六七寸一。濶長視ニ人肥瘦一。約纒兩道。橫束ニ腰腹一。直至下臨產之時上解去。

肥前彼杵(ソノキ)郡平敷鎭懷石碑銘

鎭懷石者。神功皇后所ニ夾以鎭ニ其胎一者。事見ニ萬葉及古事記諸書一。當ニ此之時一。仲哀既崩。應神未レ降。而熊襲餘孽再熾。其勢非下擣ニ新羅一奪中倚據上。則磐根終不レ拔也。皇后雄略神斷。直與ニ大臣建內宿禰等一謀。決レ策而西。時后有レ娠。適當ニ產月一。乃取ニ平敷之石一。以鎭ニ其胎一。誓レ師而發。遂獲ニ大勝一。既旋誕ニ皇太子于筑前蚊田一。後即レ位是爲ニ應神天皇一。其皇后以ニ深宮窈窕之質一。身親執ニ鈇鉞一。屬ニ弓弩一。蹈ニ洪波一而征ニ狂胡一者。蓋祖詰廟謨。所ニ相傳承一。不下敢以ニ大事一諉中之群下上也。石之所レ出平敷屬ニ肥前

彼杵郡。今長崎府北數里浦上村有平野宿。側有一小池。稱鏡川。相傳后嘗容于此。皆其地云。此間婦人妊子者。多賽其處。以禱胎孕平安。或獲其石。挿之衿紳。若葆嗣之。至于今不渝。謂若此則產泰。又以其光瑩麗澤類玉。好事者或礎爲佩玩。若燧。土人因呼其處曰稜崎。蓋因音稜通燧也。要之神明之陳。與其流風餘韻偕同悠久。所謂靈光巋然。永存不絕也。天保中文恭廟命邑之縣令高木君忠篤采之。縣令獲石以輸焉。平敷之石繇是復著于世。抑長崎之爲港。山海雄偉。號爲天下要鎭。朝議因爲漢蠻津筏之場。二三百餘年于今。爲海西繁華第一。疇昔蠻夷爲歌吹市阓。往時藜莠轉爲綺亭榭。皆其遺烈所由而致也。及至近時。又爲英吉利羅開賈局築商館。貿易之事滋殷盛焉。然千古之迹。與世變遷。荊棘莽然。人莫復顧想皇后征韓之時。凄涼縹緲。不啻秦月漢關焉。故老過之憑弔。往々有嘆息涕下者。鎭臺荒尾明府成允行部抵此。西南瞰海。慨然頗有憂世之心。於是低回不能去。乃與賓佐僚吏議。立碑其處以永傳于不朽。永持君毅明首應其議。慫慂以成其事。實今上一十二年安政五祀著雍敦牂之歲春王正月也。嗚呼此舉也。不獨爲遊觀之具。固足使後之駁諸蕃者。想皇威與國體之偉焉。豈惟永區々一小故蹟之傳而已哉。熈故叙而論之。又繫以銘。銘曰。皇后有身。娠斯神人。聖表有異。允武允文。龍種且降。履海督戎。何以鎭之。維石璁瓏。仰天誓神。金甲玉鎧。一衝巢穴。永安土宇。聲教所被。三韓奉職。磐石鞏宗。金甌固國。后曰還歸。居然擧兒。天日之表。龍鳳之姿。天祚神明。世膺寶籙。千子萬孫。帝此九服。邦家之祥。何獨金璋。天生神物。獲吾帝王。深江之西。璘瑞其石。不唯可佩。維此靈蹟。官命儒臣。勒銘于原。毋俾蕪穢。沒厥舊痕。開市居貨。孰非帝力。於萬斯年。誦斯所刻。

長崎府學助教長川熈世偉拜手稽首謹撰

〇萬葉集に似つかはしからぬ事

巻一、幸二于伊勢國一時留レ京。柿本朝臣人麻呂作歌、

朝左爲二五十良兒乃島邊榜船荷妹乘良六鹿荒島回乎

千蔭略解にいはく、島は波あらく舟あそびなどすべき所にあらず。是は京にておほよそにきゝておしはかりによめるなるべし。〔割註〕孝云、縣居翁の萬葉考によれる說なり。」保孝云、人麻呂ほどのものいかでおしあてによみたるらん。同藤原宮之役民作歌、

我國者常世爾成年宋圖負留神龜毛新代登泉乃河原

略解にいはく、我國者といふより新代登と云ふ迄、ほぎ言をもて出といふ序とせり。〔割註〕孝云、萬葉考によれる注なり。」保孝云、序歌にいひ下したるはさることながら、その序の中に義理をこめて壽詞のあるは、後の手ぶりめきてきこゆ。

〔割註〕是より下の巻々にも斯る類有るべし。暇あらん時に書出しおくべく思ふ也。」

○鰯

四季物語(十二月)、つゐなの夜は、(中略)、いわしのはさみ物、ひゝらぎのほこは、なやらふ家には百敷ならでもある事なれども、古今著聞集巻十六(興言利口)、妙音院入道殿仰らるべき事有て、孝道朝臣のわかゝりける時、けふたがはで祗候すべきよし仰ふくめられたりけるに、孝道、仰を承りながらうせに(當カ)けり。ひねもすあそびありきて、ゆふべに歸り參じたりければ、入道殿、大にいからせ給ひて、御掛發の餘に、贄殿の別當也ける侍を召て、麥飯に鰯あはせて(ナシイ)にて只今調進すべきよし仰られければ、則參らせたりけるに、孝道にくはせられけり。日暮しあそびこうじて物のほしかりける時にて、かひ〴〵しく皆くひてけり。そのときいよ〳〵しかり給ひて、三千三百三十三度の拜をせよと仰られければ、孝道本よりすぐよかなる者にてはべるうへに、只今物よくくひて力も有て顏(腹カ)こゑけるまゝに、いとやす〳〵としはてにけり。その時入道殿、かしらかきをせさせ給ひて、やすからぬものかな。法師はしなばやと仰られ

たりける。上﨟しかりける御かん當なりかし。此飯菜をうとましき事に思召取りたる事は、御遠行の時しろしめしたりけるとかや。さなくては誠にいかでか、さる物ありともしろしめすべき。後水尾院年中行事（正月元日、）先あしたの御はしを供す。鱠とか云御まなを白き土器に入れて、同じかわらけをおほひて奉る。〔割註〕舊注是をきぬかつぎと云ふ。至極衰微の時節に奉り、初て其嘉例をうしなはで今に奉るとか、蓋をおほふは彼御まな、下ざまに專用ゐるものなればおほひかくすにこそ。」

孝云、江家次第卷七（六月忌大御飯）、御菜四種〔割註〕薄鮑、干鯛、鯖鯵、」といふ事もあれば、いわし追日の魚とおもふべからず。和名抄に、鰯（以和之）とみえ、新撰字鏡に鰯（伊和志）とのせたり。新井氏の東雅に、此魚、水をはなるればたやすく死するなり。されば弱にしたがふ。堅魚の堅とかくと同例なるよし、詳にいへり。鰯字未レ攷。

〇白波（綠林　附、立田山）

後漢靈帝紀（中平五年二月）、黃巾餘賊郭大等起二於西河白波谷一。寇下大原河東上。同九月南單于叛、與二白波賊一寇二河東一。同獻帝紀（中平六年）、白波賊寇二河東一。〔割註〕章懷注、薛瑩書曰。黃巾郭泰等起二於西河白波谷一。時謂二之白波賊一。」同劉玄傳、王莽末南方飢饉。人庶群入二野澤一。掘二鳧茈一而食レ之。新市人王匡王鳳爲平理二諍訟一。遂推爲二渠帥一。衆數百人。於レ是諸亡命馬武王常成丹等往從レ之。共攻二離鄉聚一。藏二於綠林中一。〔割註〕章懷注、綠林山。在二今荆州當陽縣東北一也。」新古今（釋敎不偸盜戒）、寂然法師、

うき草の一葉なりともいそがくれおもひなかけそおきつしら波

〔割註〕寂然集ニ此歌ナシ。塙氏ハ新古今ヨリ類從本ニ補入シタリ。」名寄橫田山、鴨長明、

はやすぎよ人のこゝろもよこた山みどりの林かげにかくれて

〔割註〕鴨長明ノ海道記ト云モノ、刊本ニアリテ此歌ヲ載セタリ。」右あづまのかたへまかりける時、あふみの横田山をこえける時よめるとぞ。

孝云、古今集におきつしら波たつた山とつゞけたるは、たつた山といはんの料にて冠辭なり。顯昭の注、定家の密勘、契沖の餘材、巴子の打聽、宣長の遠鏡、みなおなじ。されど盜人の事に解きたる說もふるきことにて、いづれの注にも、又袖中抄卷一、おきつしら波たつた山の條にもみえたり。拾遺雜下に、旅人のぬす人にあひたるかたかける畫を、藤原爲賴がよめる、

ぬす人の立たの山に入りにけり同じかざしの名にやけがれん

と有る歌などを引て證とする也けり。〔割註〕羽倉東麻呂翁の說とて、淸水先生のいはれしに、もとは盜人の異名をしら波と思ひて、しら波のと有りけんを、後にうつしあやまれるかといはれき。〕

○交割

（說郛局十八）畫墁錄（宋張舜氏著）、翁肅閩人。守二江州一。昏耄。代者至。旣交割。猶居二右席一。代者不レ校也。罷起轉レ身。復入二州宅一。代者攬レ衣止レ之曰。這箇使不レ得。棠陰比事〔割註〕常語叢引宜下就二原文一校上。〕交二割常住物一。譯文筌蹄卷三（替）、大切ノ寶物ヲ交割モノト云フモ、寺院ナドニテ前住ヨリ後住ヘウケトリワタスコトヲ、交割スルト云ヨリ展轉シテ誤レル也。睡餘探筆下〔割註〕山岡氏類聚名物考引、〕寺の什物を交割といふは、唐には寺を番々にかはりて住持せしに、代りさまに各あつまり竹の割符をあはせて、器財を先住より後住にわたす故に、割符をまじふるといふ義にやと、林春齋の說なりと或人のかたりはべる。武藏鐙（第二十、）交割物ト云フハ、佛寺ノ什物ノコトナリ。什物ヲ寶物ト云フコト、アヤマリ、寶物ヲ交割物ト云フナリ。安齋隨筆前集十四第八ニモ、寺社寶物展閱目錄（南禪寺ノ條、）交割物目錄一卷、

友人太田全齋云、水滸傳に交割の字ありとおぼゆといへり。又狩谷棭齋は東海寺〔臨濟派〕に交割式といふことあり。これは寺の重器を前住より後住にわたす時の事にて、交割帳と云物有りて、その品物を一々にかきつけてわたす事也といへり。續演繁露卷六（下搭得替例物）に、會要（六十九）を引て、

大中五年奏刺史交割及初到レ任。下擔得替後賞裝。天下州郡。自有二規制一といへる交割もおなじ事ならむ。

(說郛局百十六)博異志(唐鄭還古著)、一無二遺闕一。並交割訖。後三日會淸化宅井。無レ故自崩。兼延及二堂隍東廂一。一時陷レ地。雜字類編卷四(字類人事)交割(ウケトリワタシ、)所策五ニ、交割而不二相憎一トアル交割ナドハ、更ニ別事也。混殺シテ其義ヲ致フベカラズ。全唐詩(第十一函第七冊、)李曜贈二吳圓一。(割註)抒情詩曜罷二歙州一。與二吳圓一交代。有二酒錄事一。名媚川明慧。曜頗留レ意。托二圓令一存郵。有レ詩云。」經年理郡少二歡娛一。爲習二干戈一間二飲徒一。今日臨レ行盡交割。分明收取媚川珠。

○法諡曰某某院

院ノ字、諡ニアヅカラズ。書院ノ院ニテ誰某ノ建立シタル院ナリトノ意ニコソ。浮屠家ノ法諡ハ何々居士ナド云フ、居士ノ上ノ二字ヲ云フ也。コレモ浮屠家ニ典故アルニハアラズ。流俗ノ浮屠家ノスルコト也。古昔ハ平素住居シタル家ヲ、ヤガテ浮屠ノ道場トナシ、何某院ト院ノ名ヲオホセタルモノナリ。今日ハ其人品高下ニヨリ、院號ヲツクルトツケザルトノ辨別アレド、サラニ證モナク、コトワリモナキコトナリ。浮屠家ノ諡號ト云フコトハ、唐土ニハミエズ。本朝ノ古ニモキカズ。今日ノ俗風ナレバ、文人墓誌墓碑、又ハ傳ナドカクベキ時ニアタリテ用意アルベキコトナリカシ。

附伊藤長胤刊謬正俗(碑碣)、諡曰二某院一。本天子脫屣之後。居二于其院一。故前後仍稱レ之。臣下貴者亦或稱レ之。今斗筲之人。父母旣歿。必稱曰二某院一。尤不可也。蓋所謂竊レ禮之不レ中者也。有レ志者。忍三以レ此稱二其親一也哉。

○一節截(尺八)

今ノ尺八ト云フモノハ、曲尺ニテ一尺八寸也。是ハ寬永ノ頃、大森宗薫ト云フ者ノ造リ初タル也。(割註)西土ニテ尺八ト云ハ、周尺ニテ一尺八寸也。周尺ハ今ノ曲尺ノ七寸六分ナリトゾ。」其已前ハ一節截

ト云ヒ、今ノ曲尺ニテ一尺八分ニテ製シタルヲ用フ。〔割註〕誰人ノ製シ初タルニカ。」足利ノ頃、連歌師宗長ノ吹キタルモ、野田ノ城ニテ芳休ガ吹キテ、信玄是ヲ聞クトテ殺サレタルモ、〔割註〕藩翰譜十一菅沼傳。」ミナコノ一節截ナリ。所詮ハ短キ尺八ト心得テヨシ。今ノ尺八其名ハ古名ニ復シタレド、西土ノ寸尺ニアハズ。本邦法隆寺ニ傳フル洞簫ト云フモノアリ。コレ眞ノ尺八也。洞簫ニハアラズトゾ。〔割註〕コノコト亡友狩谷棭齋ノ度量考ニ詳也。」サテ和名抄ニ、兩節間俗云レ與トアレバ、竹ヲ截リ兩節ノ間ニ製シタル故ニ、一節截ト名ヲ負ハセタル也。〔割註〕其實ハ節ハ和名ハ布之トアリテ、與ニハアラネド、兩節マデニハナクテ製シタル故ニ、一節トハ書シ詞ニハヒトヨト云也。」古事記（應神ノ段）ニ、河島一節竹トアル節モ、ヨトヨム也。〔割註〕古事記傳卅四（四十一ウ）ニ詳ニアリ。」和名抄音樂具ニ尺八ヲ載セタリ。尺八ヲ唐山ニテハ洞簫ト云フヨシ、心越禪師カタラレタリト、安藤爲章ノ年山紀聞卷二（尺八）ニイヘルハワロシ。心越オノガ故郷ニ、古ク尺八ト云フモノアルコトヲシラヌ云ヒザマナリ。尺八ハ尺八、洞簫ハ洞簫ナリケリ。林羅山文集十九ニ、尺八記ト云フモノ二篇アリ。ミナ一節截ノコトナリ。大森宗巫トアルハ宗薫ノコトカ。尋ヌベシ。

三寸七分七寸一分

齋藤彦麻呂ノ傍廂一ニ圖ヲ出シ、（短笛）トアリ。コノ短笛即尺八ニテ、一節アレバ一節截トカキタリケントオモハル。兩節マデニハアラズ。サレバヒトヨキリノ名モアルナリ。

○十市

和名抄大和國郡名十市（止保知）と有り。十はとをの假字なるに、いかにとかたぶく人もあるを、我師（清水濱臣）は、和銅六年の詔により、本居氏の轉用例に倣ひて、十は登の假字、保にあたる字は省けるなりといはれき。〔割註〕答問雜考にみえたり。」師說面白きやうなれどうけとれず。いかにといふに、古事記（孝靈）に、十市縣主とかけり。又（崇神）、十市之入日賣命とみえたり。和銅六年五月の詔より

は、はやく和銅五年正月に奉る古事記に十市とあれば、中略の例とはなしがたかるべし。されば轉用例かける本居氏も、こゝに心づかれたるにや。古事記傳廿一(四十ウ)に、十市縣主十市、和名抄大和國十市郡止保知これなり。十は登袁なるを、止保とあるは假字違へり。地名なればなるべし。されどそはやゝ後の訛にこそあらめ。十字をしも書來れるは、本は登袁とぞ唱へけんといへり。但地名なればなるべしといふはこゝろえず。又古事記傳廿三(六ウ)、十市之入日賣命には傍訓トヲチとかき、さていへるやう、十の假字は(登袁)なるに、和名抄十市(止保知)とあるは地名なればなるべし。凡て地名の假字には、尋常に異なることのまゝあるなり。此は常のまゝに登袁と訓つといへり。地名なればなるべしといふは、例のこゝろえず。地名は尋常に異なることはあれど、假字はたかはず。本居氏はじめはトホチとよみ、後なるはトヲとよめるもいかゞ。されど十市と中略とさだめざるは、よろしくおもはるゝによりて、こゝに引出し、師説のうけがたき左證となすなりけり。師説は何故に和名抄をたすけて、トホチとせられたらむとおもふに、十市(トホチ)を遠路(トホチ)にそへたる歌の、やゝふるくみゆるよりのことにはあらぬか。今おもふに、やゝふるくみゆる歌も、和名抄に誤られたるものとさだむべくや。其歌とは拾遺雜賀、一條攝政、

くればとく行てかたらん逢事のとほちの里の住みうかりしを

新古今秋下、式子内親王、

更けにけり山の端ちかく月をみてとほちの里に衣打聲

狹衣物語卷四(中六オ)、露ばかりみゆづるかたなき人のこゝろめたさに、ゆきもやられ侍らぬを、かゝる十市の里も、たづねさせ給ひぬべかりけりと見おき侍ぬるこそ。〔割註〕式部卿宮ノ北方ノ處ヘ大將トハレ給フトキ、我姫君ノコトヲ北方ノタマフナリ。」堀河院百首、蚊遣火、師時、

雲かゝる十市の里のかやり火はけぶりたつともみえぬなりけり

これらなり。すてゝ證とすまじきなり。

附十ヲとトノミ云フハ、十カヘリノ松。

難波江　巻之二下

小　　侍　　従

〇女の世なれてあるとなきとは初めてあへる男の心にしらるゝ事

狭衣物語巻一上(四十七オ、)うとましかりつるかしらづきになれつらんかしとおもへば、猶心つきなけれど云々、ものぎたなくうたがはしかりつるいのりの師の、こゝろきよきも見あらはしては、〔割註〕コレハ狭衣大将ノ御意ニ、初ニハ飛鳥井姫君ヲ疑ヒテ、威儀師ニシタシクナレツラントオボシタルガ、サニハアラザリケリト、オボシウルコトノアリシナリ。」取替ばや物語巻四(廿八オ、)いかなりける事ぞとなまごころおとりもしぬべき事ぞまじりたるや。おとゞのあながちにもてはなれ、あらぬさまにもてなしゝもかくてなりけり云々。むげにあさはかなるわかき人だちなどにやあらむとくちをしけれど、〔割註〕コレハ帝ノ内侍督ニシノビテアヒタマヘルトキニ、世ナレテアリシヲオボシワクコトノアリテ、カクオボシメスナリ。」

〇しきみ

萬葉集巻廿、　於久夜麻能之伎美我波奈能其等也之久之久伎美爾故非和多利奈無

橘千蔭略解に、奈能二字を、一本によりて異たり。六帖木部に、此歌をのせて此二字あり。古今六帖、〔割註〕木部しきみ、萬葉の歌一首をのせたるのみなり。」清少納言枕冊子(あはれなるもの)、こゝにかうさぶらふといひて、しきみの枝を折てもて來たる、〔割註〕孝云、こゝは寺にこもるとき清少の局に、法師の持て來るなり。」壬二集下、山家の心を、

あさごろもまだおもなれぬおく山のしきみの花の露にぬれつゝ

新古今雜中、山家の心を、

しきみつむ山路の露に濡れにけりあかつきおきのすみ染の袖

新撰六帖、しきみ、

しきみつむ竹のはなこのはかなきも誠の道にいらざらめやは　　衣笠内大臣
あはれなるしきみの花の契哉ほとけのためと種やまきけん　　爲家卿
しきみつむ時の間もなく山寺にわきゝ一たび花たてまつる　　知家卿
枝ながらみねのしきみの葉をしげみこるとはいはでつみにこそつめ　　行家卿
あか水にしきみの青葉きりうけてさゝげもたればぬるゝそで哉　　光俊朝臣

現存六帖、〔割註〕しきみ、新撰六帖なる爲家卿の歌一首のみのせたり。」謠曲(三輪)、是は和州三輪の山陰に住居する玄賓と申沙門にて候。扨も此程いつともなく、女性一人毎日樒あかの水をくみ來て云々。又此山陰に玄賓僧都とて、貴き人の御入候程に、いつも樒あかの水を汲みて參らせ、〔割註〕コ、ハ此女玄賓ノ佛前ニ供養セン料ニ奉ル處ナリ。」同(東僧)、

あたご山しきみが原に雪積り花つむ人の跡だにもなし

〔割註〕正治百首、冬沙彌生蓮の歌によるか。」同(須磨源氏)、我等は賤しき身なれども、有りし雨夜の物語聞くにも袖をうるほしてうるおして山の薪のおもきにも、思ひ樒を折りそへて彼古墳ぞとゆふ花の手向の梢、折々にこゝろをはこぶばかりなり〳〵、〔割註〕孝云、重ト思ト詞ノ通フニヨリ、カクカサネテアヤナシタルモノナリ。」同(樒天狗)、我はいまだあたご山しきみが原に分入らず候程に、只今おもひ立て候。あたご山しきみが原の雪の中に花つみ添ふる袂かないつものごとく山に入り、樒を手折らばやと思ひ候。〔割註〕樒天狗條、孝云、通行本ニナシ。今田安殿校訂新刊本ニヨル。」本草和名、莽草。(和名、之岐美乃木)、〔割註〕孝云、葬俗葬字見ニ干祿字書一。」和名抄、樒、唐韻云、樒。〔割註〕音蜜、漢語抄云之岐美、香木也。〔割註〕友人狩谷棭齋云、按樒即蜜香。證類本草上品引陳藏器載レ之。又千金翼方、證類本草下品有ニ莽草一。是樒莽草二物不レ同。而漢語抄以レ樒爲ニ之岐美一。本草和名以ニ莽草一爲ニ之

岐美一。二家共說不レ同也。源君兩載ニ樒莽草一並訓ニ之岐美一。非レ是。」莽草。山海經注云。莽草、〔割註〕「木草云之岐美。」可ニ以毒レ魚者也。〔割註〕孝云、廿卷本本草上有ニ和名二字一。狩谷氏云、下總本之岐美作ニ安世美一。按本草和名木部云、莽草和名之岐美乃木。則作ニ安世美一非レ是。蓋上文樒訓ニ之岐美一。故後人改ニ此之岐美一爲ニ安世美一以避ニ重復一也。恐非ニ源君之舊一。」延喜式莽草。〔割註〕元日御藥臘月御藥。中宮臘月御藥。此外猶多今略。」

孝云、シキミト訓アレバ姑クコヽニ出ス。是ハ草子ナルベシ。〔割註〕先師清水先生ノ雜考ノ内ニ、草子ノコトアリ。ソコニオノレ書加ヘオキタルコトアリ。併考フベシ。」

此一條は、狩谷多佳子が人の墳墓にしきみを供ふるは、いつばかりよりのことぞといふに、齋曲須麿源氏をかき出てやりたるついでに、おもひいづるまに〳〵、しきみの事を書付けたるなれば、引用の書もあとやさきやになりて、いとみだりがはしうなん。又西土の文どもをも、ひとつふたつ附錄となして此下にのす。

證類本草卷十四(木部下品)、莽草味辛(白字)、一名葞。一名春草生上谷及寃句五月採葉陰乾(黑字)、陶隱居云。莽茵字亦作レ茵。晉茵字今俗呼爲ニ茵草一也。〔割註〕孝云、陶氏注恐有ニ誤字一。」本草綱目卷十七下(草部)、莽草〔割註〕自ニ木部一移入レ此。」弘景曰。莽本作ニ𦵹字一。俗訛呼レ爾。時珍曰。此物有レ毒食レ之令ニ人迷罔一故名。山人以ニ毒鼠一謂ニ之鼠莽一。法華方便品。梅檀及沈水木樒並餘材。〔割註〕文句。木樒者長安有レ木名レ樒。記云。木樒者。字林云。香木。切韻作レ櫁。玉篇云。其樹似レ槐而香。有レ人云研經ニ五年一始有ニ香氣一。玄應音義木蜜字體作レ樒字一。林亡一切香木也。其樹形似レ槐而香極大。伐レ之五年始用。若取ニ眞香一皆當預研之久乃香出。」慧琳音義卷二十七、〔割註〕法華用玄應音義。」同卷三十五、〔割註〕一字頂輪王經。」樒木似ニ白檀一。香非ニ白檀一也。欲レ取ニ令〔割註〕孝云、令恐其。」香一者。皆須レ斫經ニ多年一久乃香出。其樹白檀之類也。同卷三十八、〔金剛光燄止風雨陀羅尼經〕樒木。〔割註〕經本從レ心作レ憹亦通

俗用也。」

亡友岡村氏云、櫁即木香也。但非ニ今藥所レ用之木香ー也。謂白字本草。〔割註〕證類本草卷六、木香、本草綱目卷十四木香。」所謂木香也。沈香一名蜜香。亦可ニ以證ー矣。〔割註〕木草和名(草上)云、木香一名蜜香、同書(木上)沈香一名蜜香と、いと簡便にのせたるにて、岡村氏の說を信ずるにたよりよろし。」

○書籍沿革

卷子本——摺本（折本トモ）——旋風葉
　　　　　　　　　　　　　├胡蝶裝┐
　　　　　　　　　　　　　└粘葉──┴袋草子今ノ册子

書籍ノ起源ヲ攷フルニ、西土ノ上古ハ皆竹簡ニテアリタルガ、〔割註〕韋編三絕ナドトアルモ、竹ヲアミツラネタルヨリノコトナリ。」其後、蔡倫紙(今ノ紙)出來タルヨリシテハ、其紙ヲ幾枚モ／＼ツギアハセ、クル／＼ト卷キオクコトヽナレリ。是ヲ卷子本ト云。〔割註〕今ノ卷物ナリ。」唐ノ世マデハ、此卷子本ニテアリシナリ。サテコレヨリ今ノ折本トナル。〔割註〕宋板ノ折本ノ經ノ末ニノミ表紙ヲ付テ、始ノ方ニハ表紙ヲソヘズシテ、帙ノ眞中ニ其始ノ處ヲ粘付ニシタルアリ。コレ卷物ヨリ折本トナル次第ナリ。帙ヲ左右ニヒラケバ經文ノ屋ノ方ノ表紙ミユルナリ。」宋板ノ佛經皆折本ナレバ、唐末宋初ヨリノコトナラン。コレヲ摺本ト云。〔割註〕コノ名目ハ出處未レ考。藤貞幹ノ好古日錄第四十五ニ、摺本ハ印本也。一說ニ、折本ナリトアリ。孝云、印本也ト云コト、下文ニ云ベシ。コヽハ折本ノ證ニ日錄ヲノスル也。聽雨紀談(續說郛十五)、今之書籍每冊必數卷、或多至ニ十餘卷ー。此僅存ニ卷之名ー耳。古人藏書皆作ニ卷軸ー。鄴侯家多書挿架三萬軸是也。此制在レ唐猶然。其後以ニ卷舒之難ー。因而爲レ摺久而斷。乃分ニ簿帙ー。コノ摺モ折本ノコト也。サテ摺本ト云コトアリ。ウツス也。佩文齋畫譜十三ニ詳ニアリ。コレハ摸本ノコト也。

正字通ニ摸磨トアレバ、楷ノ字ト云ヨリハ板本ノコトヲ榻本トイヒケンヲ、字形モ近ケレバ搨本トカキヒガメタルモノナラン。字音モ搨ニテハ左行ナリ、榻ナレバ多行ニテタカシ。」搨ハタ、ムト云字也。〔割註〕廣韻搨々疊也。之渉切。」一卷二卷トハ計ヘズシテ、一帖二帖ト云フベキ也。〔割註〕本邦ニテ古抄本ニ搨本某作某ナドトアルハ、板本ノコトナリ。コレヲバ楷本ト云ベキヲ、字形相似タルヨリ誤テ搨トカケルナリ。廣雅釋故三ニ楷磨也トアル、コノ字ヲアヤマリタルモノナラン。好古日錄ハ字義ヲトハズ、印本ノコトニ搨本ト人々イヘバ、印本ナリトイヘルナリケリ。別ノ意ナシ。」此後、旋風葉ト云モノアリ。此ハ折本ノ裏ヨリ紙ヲアテ、初ノ處ト終ノ處ニ粘ヲ付ケタル者ニテ、ヒログレバワナニナリテ、一帖コト〳〵ク廣ガリテ唯一葉ノ如シ。風ニ旋轉スル一葉ノ紙ト云事ナルベシ。何ニヨリ裏ヨリ紙ヲ添ツル事ノ起レルカト云ニ、折本ト云モノハ、トカクニ斜ニ曲リ、折目ウルハシクノミハ常ニアラヌ者ナレバ、カクハセサセジトノ爲ニゾアルラン。〔割註〕天台宗ニテ日夜朝暮ニ用フル例時ト云モノアリ、當今モカヤウニ仕立テタルヲ常ニ見ルナリ。」又其裏ヨリアテタル紙ニオシナベテ、粘ヲ付ケタルアリ。〔割註〕紙ニノコラズ粘ヲ付クレバ、」上ニ言フ如ク、ワナニナリテハ廣ガラズ。コレ一轉ト云ベシ。サテ別ニ紙ヲ幾枚モ〳〵重ネテ、一マトメニ二ツニ折リテ、其折タル處ヲ粘付ニスルアリ。コレヲ粘葉ト云。〔割註〕藤貞幹ノ好古小錄雜考第廿一ニ、粘葉ハ胡蝶裝也トアルハワロシ。」タトヘバコノ重ネタル紙十枚アラバ、物ヲカキ付ルニ第一紙ノ半分ハ最末ノ處ニナルナレバ、モシ粘ハナル、時ハ文段混淆シテ讀ミツヾケガタシ。古昔ノ紙ハ厚キ故ニ、文字ヲバ一枚ノ紙ノ表ニモ裏ニモカク也。コレモ又一轉シテ紙五七枚程ヅ、ヲカサネ、コレヲ一ツカネニ二ツニ折リ、其ヒトツカネヲ三ツ四ツ重ネ折タル方ニ、表紙ヲアテ粘ニテツクルアリ。サラバ第一紙ノ半面ガ最末マデニハナラズシテ、五七枚ノ一ツカネノ末ノ處トナルナリ。粘ハナル、トキハ混淆スルコト猶同ジキナリ。〔割註〕天台ノ例時ヲコノ仕立ニシタルヲモ見タリ。」コレラハ鈔本ノ上ニテノコト也。シカルニ今ノ天台ノ例時ナド、板本ニテ粘葉ノ仕立ナ

ルニ、裏表ニ文字ノアルハイカニト云フニ、是ハ彫刻セントスルニ其心ガマヘヲナシ、其程合ヲ考ヘテ書寫シ彫刻スルニコソ、近日ノ蘭書モ此姿ニテ、表裏ニ文字ヲカケリ。ソモ〳〵古昔ハ、今日ノ如ク其程合ナド考ルコトモナク、板木ヲバカクナシガタキニヨリ、板ヲスリタル紙ヲ一枚一枚ニ、本文ヲ内ニシテ二ツニ折テ重ヌル也。サレバ二枚アケテハ文字ヲヨミ、又二枚アケテハ文字ヲヨムナリ。此仕立端ノ處、ヒラ〳〵スルニヨリ、コレヲ胡蝶装ト云フナルベシ。〔割註〕本邦ニハコノ仕立ナシ。」此胡蝶装〔割註〕折目ヲ蝶ノ身ト見ナスナリ。」ハ、粘葉又ハ旋風葉ヨリ轉ジタルニハアラズ。摺本ヨリ分レタルモノナランカ。サテ此胡蝶装ト粘葉トノ二ツヨリ轉ジテ、今ノ冊子トハナレルナラン。ソモ〳〵粘葉盛ニ行ハレタル時ハ、假初ノ物ナドニノミ、今ノ冊子ハ用ヒタルナラン。清輔ノ袋草子ト云モ、假初ノ物ナレバトテ、此冊子ニカキ付ケタルガ、終ニ書名トハナレルモノナラン。今ノ冊子ノ綴ザマ、一枚々々ニ袋ノ如クニ見ナサル丶、邊ヨリ袋冊子ト云ナルベシ。〔割註〕藤貞幹ノ好古小錄雜考第二十一條ニ、嚢草子ハ旋風葉ナリトアレド、コレハワロカルベシ。」

以上ノコトカキツラネテ枝齋ニ見セタレバ、ゲニシカルベシト印可サレタリ。シカレドモ後賢ノ猶補正ヲ竢ツ也。

葉子、〔割註〕孝云、葉子ハ冊子也、草紙トモ造紙トモイヘド、コレハ假字也。冊子ハ正字也。」程大昌演繁露十(葉子)、古書皆卷。至ニ唐始一爲ニ葉子一。今書冊也。同十五(葉子)、古書不レ以ニ簡策一。縑帛皆爲ニ卷軸一。至ニ唐始一爲ニ葉子一。今書冊也。然古竹牒已用ニ韋簡一爲レ名。顧唐始以ニ縑紙一卷レ軸。改爲ニ冊葉一耳。正字通(葉)、歐陽修曰。唐人藏書作ニ卷軸一。後有ニ葉子一。似ニ今策子胡蝶装一。本邦ノ装潢ニハナシ。宋板ノ宋初集ヲコノ装潢ニシタルヲ、枝齋狩谷氏目撃シタルコトアリ。今ノ十竹齋書譜ノ製コレナリトイハレタリ。宋板烈女傳胡蝶装ニアリタルヨシハ、阮福ノ跋ニミエタリ。

四周外向、明史藝文志ニ、先レ是秘閣書籍。皆宋元所レ遺。無レ不ニ精美一。装用倒摺。四周外向。蟲鼠不レ能

レ損。〔割註〕明史稿裝用作レ一皆字向レ下。有レ該蝋遭三字不能作二嚙而中末四字一。」トアルハ、即胡蝶裝ノコト也ト狩谷氏イハレタリ。五雜俎ニモ四周外向トイヘリト同人イハレキ。〔割註〕亡友小島春庵阮稿ノ跋ニヨリ、其烈女傳ヲ胡蝶裝ニシタテラレタリ。森養竹モ同ジク裝潢ニシタリ。マコトニ四周外向也ケリ。イカニト云ニ、阮稿本ノ烈女傳ノ綴ヲホドキ、一枚々々ニ表ヲ內ニ、竪ニ二ツニ折テ、幾枚モ幾枚モカサネ、其折リタル處ニ一枚々々ノリヲツケテカサヌルナリ。サテ開テミレバ、四方ニ白紙ノ處アルナリ、コレ外向ト云ベキナリ。近日ノ蘭書ノ裝潢コレニ近シ。知不足齋叢書ノ第一集ニアル韻石齋筆談ニモ、內府秘閣ノ宋人ノ諸集三十四周外向ナレバ、蟲鼠ノ損ナキヨシアリ。」

草紙、朱子文集五十二(答吳伯豐書)ニコノ字面アリ。詳文義猶レ言二草稿本一。謂未二淨書一者。袋草子、清輔袋草子ノ跋〔割註〕建久二年無名氏、」ニ云、此名者智袋也。又才學袋也。入レ袋常隨身。仍有二此名一云々。〔割註〕孝云、ミナ僻說ニシテ採ルニタラズ。サレバ全文ヲノセズ。」

近聞寓筆(篁墩著、漢官學儒著)、宋王洙談錄云、〔割註〕孝未見之書ナリ。明人ニ王洙ト云人アリ、宋変質百卷ヲ撰シ、提要史部ニアリ。宋人ニハ王洙ト云ヲシラズ。」作二書冊一黏葉爲レ上。雖二歲久一脫爛苟不二逸去一。尋二其葉第一足レ可レ抄二錄次叙一。初得二董氏繁露數卷一。錯亂顚倒伏讀歲餘。尋繹綴次。方稍完復。乃縫綴之弊也。嘗與二宋宣獻一談レ之。〔割註〕孝云、宋宣獻ト云人未レ考。」公悉命二其家一。所錄書作二黏法一。按黏葉每葉以レ糊黏二其腦一。疊摺成レ冊者今謂二之列綴一。〔割註〕孝云、通雅卅二(粘葉)引王原叔、乃是文但略二於此一。」〔割註〕古時書冊往々如レ此。仁和寺所藏古本醫心方亦此式也。今之葉子是其遺法。黏葉黏摺折處爲レ腦。葉子反レ之。且代レ糊以レ絲縫レ之耳。密宗僧多用レ之。或是唐代遺法。」〔割註〕孝云、密宗ノ僧ノ用フルモノハ、二ツニ折タル紙ヲ五七枚ヅツカサネテ、ソレヲイクツモ〳〵ヒトマトメニトヂタルナリ。吉田氏ノイフヤウニテハ、粘葉ノヤウニキコエテワロシ。」縫綴今謂二之大和綴一者。蓋上半屬二首葉一。下半屬二末簡一。一致二縫斷一。錯亂尤甚。又有二胡蝶裝〔割註〕見二通雅一〇孝云、通雅見二卷卅一二、器用)」

旋風葉〔割註〕見二讀書敏求記一。」等之名一。未レ詳二其制一。據二其名一。胡蝶裝是列綴。旋風葉是大和綴。約略當レ是已。

○尉佗（尉止　尉繚子　尉遲敬德）

南越王尉佗ノ尉ヲウツノ音ニ、古賀精里ツネニヨマレタリト、千坂千里カタリキ。今攷ルニ、姓ハ趙、名ハ佗ト云モノ、南海尉任囂ノ遺託ヲ受ケテ尉ノコトヲ勤メタリ。是ヨリ尉佗トモ云ヘル也。尉ハ從レ上案レ下ト訓シテ、ナグサムル意ノ官ナレバ、本音井ノ音ナリ。ウツノ音ニヨムハワロシ。字書韻書證スベシ。〔割註〕史記列傳五十三、漢書列傳六十五ニ尉佗ノ傳アリ。」精里ノアヤマラレタル來由ヲオモフニ、唐ニ尉遲敬德ト云高名ノ人アリ。〔割註〕新唐書列傳第十四。」コノ複姓ヲ昔ヨリウツチトヨミ來レリ。宋董衝ノ唐書音義尉遲（上紆物切）トミエタリ。萬姓統譜ニ、複姓ヲ入聲勿韻ニ收メタリ。是ヨリ尉佗ノ尉モ姓氏ナラント心得タガヘラレタルナラン。サレド複姓ハウツナリ。單姓ハ井ナリ。襄十年左氏ニ、鄭人ニ尉止ト云モノアリ。陸德明ノ音ナシ。本音ニヨム故ナリケリ。コレヤガテ井トヨム證ナリ。但尉繚子ノ尉ハ昔ヨリウツノ音ニヨミ來レリ。是ハ廣韻入聲物韻ニ尉繚子ヲ收メタル故ニヤアルラン。同書去聲未韻ニモ姓也トイヒ、上文ニ引キタル物韻、又虜複姓有二尉遲氏一トアレバ、廣韻ニテハ單姓ノ尉ヲ兩韻トシタルナルベシ。ツラ〳〵思フニ、漢書藝文志尉繚二十九卷〔割註〕六國時師古曰、尉姓、繚名也。」トアルハ、史記始皇十年紀。大梁人尉繚來說二秦王一曰云々。秦王覺固止以爲二秦國尉一。正義曰。若二漢太尉大將軍之比一也トミエタル尉繚ノコト也。尉トナシタルヨリ、後ニ尉繚ト云フ。前ニメグラシテ司馬遷ハ大梁人尉繚トカヽレタルニハアラズヤ。サテハコノ人ノ本姓イカニト尋ヌルニ、ソハ卑賤ノ人ニテ詳ニ氏族シラレザリシニモアランカ。サルヲ廣韻入聲ニ收メタルハイカニ。左證尋ヌベシ。若ハ廣韻偶々誤レルカ。王應麟姓氏急就ニ、尉以レ官爲レ氏。鄭大夫尉止。秦尉錯尉繚。又趙佗稱二尉佗一トミエ、尉遲尉音鬱尉遲氏。後周尉遲迥勤運。唐尉遲敬德ト云テ、單姓ノ尉ニ入聲ノ音ナシ。萬姓統譜モ廣

韻ニ従ハズシテ、去聲未韻ニ尉繚ヲ收メタルハ、王氏ニ從ヘルモノナラン。トニカク尉佗ヲウツトヨムコトハ、古今ニ渉リテアルコトナシト知ルベシ。

○范雎

史記ニ本傳アリ。雎ハ廣韻魚韻ニ收テシヨ也。コノ雎ヲ睢ニマガヘテ誤呼ブ者アリ。睢ハ脂韻ニ收メテスヰ也。韓非子外儲說左上ニ范且ト云フ辯士アリ。此人ナランカトオモハル。〔割註〕睢且ハ同韻也。」東周策鮑彪注ニ、唐且ヲ史記ニ唐睢トアリ。〔割註〕宮他亡西周章。」トイヒ、後漢崔駰傳ニ唐且トアルヲ、注ニ即唐睢トミエ、魏策四（第廿七章）唐且ヲ鮑本ニ睢トカキ、說苑奉使第四章ニハ、魏策ノ文ヲ用ヒテ、猶唐且トアルナドヲ考ヘワタシテ、シカ思ヒヨリタル也。史記主父偃傳ニ、尉佗屠睢、索隱晉雖〔割註〕漢書ニハ注ナシ。」トアレド、是ハ目ニ從ヒタル睢ノ字ナレバ證トナラズ。胡三省ノ通鑑卷五〔割註〕周赧王四十五年。」魏人范睢ノ注ニ音雖トアレド、コレハ胡氏ノ睢トマガヘテ音ヲミタルニテ、〔割註〕同四十七年四十八年共ニ睢息隨翻トアリ。」今本通鑑ニハ注ノ音ヨリシテ本文ヲ睢トカケルナリ。〔割註〕余、通鑑ノ類本ヲ多クシラズ。本文ニ文字ノアヤマラザルモアルベキナリ。」吳師道ニモコノ誤アリ。同日ノ論ナリ。秦策、范子、鮑注、名睢、吳注。睢注音雖ト云フコレ也。サレバ證トナラズ。十八史略（春秋戰國秦）魏人范睢トアル注ニ七余切トアリ。〔割註〕コヽニ注トサスハ、我藏本ニ元末明初トオボシキ本アリ。コレニノセタル注也、睢ハ誤リテ睢トアリ。」流布ノ本ノ注ニハ音蛆トアリ。又一種十九史略ト云モノアリ。コノ注ニハ千余反トアリ。〔割註〕余ガ藏本ハ明萬曆板ナリ。」コレラノ音ハヤマラザルナリ。梁玉繩古今人表攷卷五（范睢）、通鑑胡注秦策吳注音范睢爲レ雖。錢宮詹曰、范睢音雖。是誤爲二目旁一耳トイヘリ。コノ說ヨロシ。〔割註〕胡三省通鑑卷三赧王十六年、昭睢注ニ睢息遺翻又七余切トアルヲミレバ、スヰショト兩音トオモヒ、其字モ睢雎ノ判然兩字ナルニ、心ヅカデユクリナク注スルモノトオモヘバ、目旁ト誤認テ音雖トイヘルニハアルベカラズ、サテコノ昭睢ハ、史記楚世家ニテカケ

ルニテ、史記ノ注ニハ音ヲ載セザルヲ、胡氏ノ意ニテシカ兩音ヲ出シタルマデニテ、其本ヅクモノハナキナルベシ。綱目ニモ昭睢ハアレド、其末疏ニコノ字ノ音ヲバイハズ。」

附橘春暉ガ北窻瑣談ニ、「雪隱ノ坪皿ヲ出ルサイナレバ苑デ雎マケテ張祿デカツ。トアルヨシ友人千阪千里カタリキ。〔割註〕コノ橘氏ハ文化ノ頃迄存生ノ人ナリトゾ。」此狂歌、長半ノ秀句ナリ。ハンスヰト云テハ句調ト丶ノハズ。ハンショナルコト論ナシ。范雎更二姓名一曰二張祿一ト云フヨシ、本傳ニアリ。

○食

食、クヒモノト物ヲクフトハ入聲ニテ、シヨクトヨミ、人ニ物ヲクハスト飯トハ去聲ニテシトヨム也ト區別スルコトハ、後世ノコトナリ。說文ハサラナリ。玉篇モコノ分別ナシ。陸德明ノ釋文ニ、始テ酒食ノ食ニ音嗣トアリ。〔割註〕論語爲政篇、有二酒食一先生饌。釋文禮記曲禮上、食居二人之左一釋文。」サレド音ヲ出サヾル處モアレバ、〔割註〕小雅斯干、唯酒食是議釋文、禮記曲禮上、爲二酒食一以召二鄉黨僚友一釋文。」其頃ハイヅレニヨミテモ宜キコト丶オモハル。人ニ物ヲクハスルニハ、別ニ字ヲ造リ飤トカキテ、食字ヲクハスルコトニ用フルトキハ飤字ニ通ハシタルモノナリ。飤ハ說文(卷五下食部)糧也。從レ人食トアリテ、玉篇ニ女恣切。食也トミエ、廣韻去聲志韻ニモ食也トアリテ、玉篇、廣韻トモニ次下ニ飼字同上トアリ。コレ人ニ物ヲクハスル方ニ用フル字也。コノ飤ノ字ハ、後世ノ字ニテ說文時代ノモノニアラズ。後人ノ妄ニ說文ニ增入シタルヨシ、段玉裁詳ニ考ヘテ飤ノ字ノ注ニイヘリ。〔割註〕飤或作レ飼。經典無レ飤。又糧也トアルモヨロシカラヌヨシ、其注ニミエタリ。」飯ノトキ入聲ニ讀マザルモ後世ニ出ルノ證ハ、小雅信南山ノ篇ニ、疆埸翼々。黍稷彧々。曾孫之穡。以爲二酒食一。畀二我尸賓一。壽萬年トアル翼或穡食ト叶韻ニテシルベキナリ。

○皇國ニテハ小說ニモ雅文ヲ用フ

和漢トモニ雅文アリ、俗文アリ。西土ニテハ後世小說ナドニハ、俗文ヲ用フルコト多シ。〔割註〕小說トイヘバイツモ俗文ノモノト思フベカラズ。欽定四庫全書小說類ノ書ヲヒラキミテ、雅文モアルコトヲ知ルベシ。」雅文ニテイヒトレザル處モ、俗文ニテハイヒトホスモノナレバ、人情ニ切ナラシメンコトヲオモフ故ニ、小說ニハ俗文ヲ用フルガ多キナリ。〔割註〕小說ハヨミガタシト儒者ノ云フハワロシ。俗文ノヨミガタキ也。小說ニ雅文ノアルコト上ニ言フ如シ。サレバ槪シテ小說ハヨミガタシト云フハ、クハシカラズ。」皇國ニテハタトヒ小說ナリトモ雅文ヲ用フル也。勢語、紫談ヲ開キミテ知ルベシ。儒者、浮圖家ナドノ假字ニテカケルモノヲミルニ、古昔ナルハ源氏、伊勢ナドノ文トコソコトナレ。今日ノ如キ平言俗調ノ文ニアラズ。漢文ヲ顚倒讀ニカケルヤウナルモアレド、コレハ平日漢文ニ見習テアルヨリノコトニテ鄙俚ナルコトナシ。玩味シテ知ルベシ。スベテ文章ハツヾケガラ雅ニテモ、詞ノ俗ナルト、詞ハ雅ニテモツヾケガラノ俗ナルト分別シテ筆ヲトルベシ。〔割註〕近來京傳、馬琴ナドノカケル冊子ハ、鄙俚猥雜ノ俗言ヲ其儘ニカキ付タルモノニテ論ズルニタラズ。施耐庵ノ水滸傳ハ西土ノ京傳、馬琴ナリ。サレド水滸傳ハ其文ト、ノヒ、京傳、馬琴ノカケルモノハ、言語ノ過現未ト語格ノ彼此主客ヲ辨別セザレバ其文ト、ノハズ。イカニト云ニ、西土ノ人ハ過現未ト語格ノ主客ナドハ、元來雅俗ニカ、ハラズ、甚オホラカナルモノニテ、文勢語勢ナドノミニテ通辨シキタリタル者ナレバ、其文ト、ノヒヤスシ。」儒者トイハンカラニ、皇國ノ詞ヅキニカ、ントナラバ、コノ心得アルベキコトナリ。〔割註〕サテハ俗文ニカ、ンニモ、てにをは語格ニ心ヲ用ヒザレバ、其意ウラウヘニナリテ、キコエザルコトモ出來ベシ。」

此ノ條ハ、文政庚寅ノ夏、一堂東條氏孝經兩造簡孚ヲカキ畢リテ、其誤ヲ糾シテヨトアツラヘラレタルトキニ書付ケテヤリタル案ナリ。

〇邇と遠とのてにをは

易未濟、震用伐ツ鬼方ヲ。三年有レ賞スルコト于大國ニ。〔割註〕大國ニトヨミテハキコエズ。」〔割註〕王注以ニ大國ヲ

賞レ之也。晏子諫下昔者先君莊公之伐二于晉一也。」尚書大禹謨。玆用不レ犯二于有司一。〔割註〕有司。ニトヨミテハキコエズ。」〔割註〕〇論語學而篇孝弟而好レ犯レ上者鮮矣。」同益贊二于禹一曰。惟德動レ天。〔割註〕禹ニトヨミテハキコヱズ。」〔割註〕孔傳、益以レ此義佐レ禹　〇禮記明堂位、卿大夫贊レ君。命婦贊レ夫。人各揚二其職一。」列子黃帝過レ宋東之二於逆旅一。〔割註〕〇韓非說林、過二於宋一東之二逆旅一。」論語(先進)、由也升堂矣。未レ入二於室一也。〔割註〕〇禮記喪服小記、虞杖不レ入二於室一。祔杖不レ升二於堂一。」文公十五年(左氏)己則無レ禮而討二于有禮者一云々。己則反レ天而又以討レ人。〔割註〕〇魯語下自是齊楚代討二於魯一。」莊公三十一年(左氏)、王以警二于夷一。〔割註〕杜注以警二懼夷狄一。」尚書武成師渡二孟津一。〔割註〕孟津ニトヨミテハキコエズ。」〔割註〕〇淮南覽冥訓、武王伐レ紂渡二于孟津一。」同(盤庚下)、無レ總二于貨寶一生生自庸。〔割註〕貨寶ニトヨミテハキコエズ。」〔割註〕孔傳、無下總二貨寶一以求上レ位。」禮記(檀弓下)、五十無車者、不レ越レ疆而弔レ人。〔割註〕〇同下文弔二於人一。是日不樂婦人不レ越レ疆而弔レ人。」同(內則)、與レ子見レ父之禮。無二以異一也。凡父在。孫見二於祖一。祖亦名之。禮如レ子見レ父。世說(客止)、居然有二羸形一。雖レ復レ終日調暢一。若レ不レ堪二羅綺一。〔割註〕注西京賦曰、始徐進而羸形似レ不レ勝二于羅綺一。」通鑑〔割註〕後漢光武建武二十八年〇綱目、遂附二於匈奴一。於レ是鄯善車師復附二匈奴一。」

附法華化城喩品、哀愍一切。轉二於法輪一。〔割註〕法輪ニトヨミテハキコエズ。」〔割註〕〇下文請二佛一轉レ法輪。」同、爲是等故。說二於涅槃一。〔割註〕涅槃ニトヨミテハキコエズ。」同、常雨二於天華一。以供二養彼佛一。〔割註〕天華ニトヨミテハキコヱズ。」同、法師品如來所レ遣行二如來事一。〔割註〕事ニトヨミテハキコエズ。」〔割註〕〇下文我遣三在下人中上行二於如來事一。同提婆達多品、發願求二於無上菩提一。〔割註〕菩提ニトヨミテハキコエズ。」同安樂行品、不レ輕二蔑於人一。〔割註〕人ニトヨミテハキコヱズ。」

上件につらねのせたる句法のたぐひ、下より上にさかしまによむ時、ヲのてにをはにてきこゆるも、於

乎等の助字、そのさかしまによむ中らに有るには、下の字の末、必ニのてにをはにてよむものあり。於乎等の助字はさめるは、ニのてにをはにてきこゆるがおほかれど、かならずしかなりとはさだむべからぬことにて、御國の文にて西土の書の訓點にて、所によりてはニとヲとたがひにかよふ事もあれど、〔割註〕その例證は、本居氏古事記傳卷八（六十二）、古今遠鏡離別（千秋ノ說）、言葉玉緒卷五（爾に通ふ違）、藤井氏佐喜竹廿四などにみえたり。但これはいづれも御國の文の事どもなり。猶卷五（第十四條）にいふべし。」助字はさめるには、かならずニのてにをはにて、さかしまによむと定むべきことかは。さるをかたくなにしかこゝろえ居らんは、人わらへにて、その文義の通じかぬる處もなどかなからむ。斯るひがよみはたれしそめけん。そのはじめはしらねど、寛政のころ伊豫より出たる儒者に二洲尾藤良佐といふものあり。その門人の讀法をきくに、おほくかくのごとし。此二洲はその頃の儒者の中にては、御國の事いさゝか心得居たるよしきゝたれど、あさまなるまなびにこそ。

頃日安井衡がかける管子纂注といふものをみるに、その卷十四水地篇、涸川之精者生レ蟜とある注に、生二於蟜一即生レ蟜也。古人文有レ不レ以二於字有無一。殊其義者不二獨此一也といへり。安井氏の學問甚好し。げにしかり。是にてもおのれのいへるニとヲと說のあやまらさるを知るべし。

○世間（出世間）

伊勢貞丈が安齋漫筆卷一に、釋門正統曰、若百日與二大小祥一之類。皆託二儒禮一。修二出世之法一耳。出世の法とは世俗の法を云ふ。出家は世を捨つるものゆゑ、世事に拘るを出世といふなりとみえたり。是は貞丈が誤解なり。世間、出世間は釋門の常談なるを、此ぬしは釋門をいさゝかもうかがひみざりしことゝおもはる。貞丈の著述は尊信する人々多ければ、今こゝに書出しおきて、初學のものをおどろかしおくなり。

おのれいまだ釋門正統をみず。〔割註〕釋門正統ハ良渚沙門宗鑑集ト、松下氏ノ異稱日本傳上之三ニア

り。」明和年間日高といふ僧のかける沙彌訓（巻四累七追福）に此文を引きたり。世間とは世俗の事なり。出世間とは世間を出はなれたる心にて、佛道と心得てよし。

〇徂徠集（附、太宰氏親族正名）

頃日物茂卿ノ集ヲ檢閲スベキコトアリテ、巻々ヲクリカヘシタルトキ、目ニカヽリタル誤ドモヲ一ツ二ツコヽニ載スルナリ。終編ヨミタランニハ何程モ見出ベキナリ。

巻八（三ウ）、勝國時豐王所レ都居處也。〔割註〕勝國ノ用ヒザマワロシ。周ニテ殷ヲ云、明ニテ元ヲ云。周禮士師ニアル文字ニテ、賈疏ニ字義アリ。」同十一（十一ウ）、周諸侯八千雖レ夥乎。〔割註〕諸侯八千アリシコト證ナシ。」同十二（三オ、）孟軻造二五常一。鄒衍推二五勝一。〔割註〕孟子ノ五常ヲ造ルト云、何典記ニミユル。」十四（一オ、）日本國夷人。〔割註〕コノアヤマリヲバ村田織錦齋（春海）モ早ク難ゼラレタリ。時文摘批ニミエタリ。」同廿二（二ウ、）令荊令郎〔割註〕人ノ妻ヲサシテ令荊トハ何ノ典記ニ出ル。但コレハ令閨ノ誤寫ニモアランカ。荊釵ト自分ノ妻ヲ言フヨリノ筆誤ニテモアルベキカ。」同（五ウ、）迺以二東夷之人一。而得二聖人之道於遺經一者。〔割註〕オノレノ國ヲサシテ東夷ト云、上ノ夷人トアルト同科ナリ。亡友東條一堂コレヲタスケテ、夷人ハ平人ト云コトニテ、昭公廿四年左氏ニ、大誓曰、紂有二億兆夷人一トアル孔疏ニ、孔安國云、夷人謂二平人一トアリ。コレト同ジ。夷狄ニハアラズトイヘリ。シカラバシバラクコノ夷人ハサシオクベシ。東夷トアルハイカニ。又物氏ノ釋文筌蹄後編論文法ノ條下ニ、華人ト相對シ夷人トイヘルコトアリ。本邦ノ人ヲ指シテ云ナリ。サレバ上文日本國夷人ヲ、平人ノコトナリトタスケテ云マデモナキコトヽオモハルヽナリ。」

附太宰氏ノ親族正名自序ニ、我東方之俗。夷言之習トアリ。序末ニ信陽太宰純トアリ。コノ書、正名ト名ヲ負セナガラ、コノ濫稱アルハイカニ。信濃ノ國ハ陽ト云ベキ地理ニハアルマジキナリ。コノ頃ノ人、ヤヽトモスレバ、地名ニ某陽トカケル多クアレド、皆ワロシ。今太宰純、書名ニタガヘテ信陽ト云

ソニヨリ、事ノツイデナレバ咎ムルナリ。ソモ〱太宰氏ハ物氏ノ高足弟子入室ノモノナリ。師資相承オモヒヤラレタリ。

○龍頭鷁首

晏子外篇、昔者秦繆公乘龍舟而理天下。〔割註〕皇國刊本脫此章。」淮南本經、龍舟鷁首浮吹以虞。此遁於水也。〔割註〕高誘注。龍舟大舟也。刻爲龍文。以爲飾也。鷁大鳥也。畫其像著船頭。故曰鷁首。舟中吹籟與竿以爲樂。故曰浮吹以娛。」司馬相如子虛賦。〔割註〕史記、漢書、文選。」怠而後發游於淸池浮文鷁。〔割註〕漢書、無發字。」〔割註〕張揖曰。鷁水鳥也。畫其象於船首。淮南曰。龍舟鷁首。天子之乘也。師古曰。鷁音五歷反。」同、上林賦。〔割註〕史記、漢書、文選。」濯鷁牛首。〔割註〕張揖曰。牛首池名也。在上林苑西頭。師古曰。濯者所以刺船也。鷁即鷁首之舟也。濯音直孝反。」〔割註〕文選濯作櫂從木。韋昭曰櫂今棹也。並直孝切。保孝按。師古讀濯爲櫂。故載直孝切。濯正字。櫂俗字。見新附。」方言(九)、船首謂之閤閭。或謂之艗艏。〔割註〕方言九注船字今意增。原書上下並有船之具。推文而知之。今此節上下之文故補船字。」〔割註〕郭璞注、鷁鳥名也。今江東貴人船前作朱雀。是其像也。音亦。」拾遺記卷六、帝常以三秋閑日與飛鷰戲於太液池。以沙棠木爲舟。貴其不沈沒也。以雲母飾於鷁首。一名雲舟。抱朴子(博喩)、餘艎鷁首。涉川之良器也。文選(張協七命)、乘鷁舟兮爲水嬉。〔割註〕文選李善本、作鳧舟。今以五臣本。」〔割註〕張銑曰、鷁舟。舟名。」三輔黃圖卷四(影蛾池)、刻飛燕翔鷁。飾於船舟。

孝云、艗郭音亦。師古音五歷反。晋唐異音耳。鷁正字。艗俗字也。

榮花物語(御賀)、ふねの樂龍頭鷁首こぎ出たり。紫式部日記(傍注本上卅ウ)、その日あたらしくつくられたるふねどもさしよせて御らんず。龍頭げきしゆのいけるかたちおもひやられてあざやかにうるはし。十訓抄(可庶幾才能事)、龍頭に惟季笛をふく。鷁首には笛吹なくて。謡曲(自然居士)、扨又天子の

御舸を龍舸と名付奉り、舟を一葉といふ事、此御宇よりはじまれり。又君の御座舟を龍頭鷁首と申も、此御代よりおこれり。濱松中納言物語卷一、れうとうげいすのふねつれてみなかくしつゝ。〔割註〕孝云、鷁ハゲキノ音也。ゲイハ音便ナリ。」群碎錄、鷁、水鳥、能厭二水神一。故畫二於舟首一。〔割註〕孝云、據二文選西京賦薛綜注一。」〔割註〕祕笈、說郛、廣百川學海。」下學集（器財）、龍頭鷁首、〔割註〕共船之異名也。又云。龍頭。鷁也。懸レ鐘處也。或云龍首也。（龍首也。此恐有レ誤）。鷁者水鳥也。船頭畫二其形一者。欲二船不一レ溺二波浪一也。」

孝云、龍頭一舟。鷁首一舟。十訓。下學可レ證矣。西土之書未レ見下船稱二龍頭一者上。本邦龍頭鷁首。速熟而稱者不レ知二其所一レ本。蓋誤用二淮南本經文一。

文選卷二（張平子西京賦）、浮二鷁首一翳二雲芝一。〔割註〕薛淙注、船頭象鷁首厭二水神一。故天子乘レ之。翳覆也。爲レ畫二芝草及雲氣一。以爲二船覆飾一也。」源氏（胡蝶）、龍頭鷁首をからのよそひにこと〲しうしつらひて、白氏文集廿七（徘徊江南物）、蘇州舫故龍頭閣。王尹橋傾鳫齒斜。〔割註〕千載佳句。懷舊及朗詠懷舊。舫作レ船。」塵添卷八（第廿七、鷁首事）船ニ龍頭鷁首アリ。〔割註〕鷁鶂同字ノコトニイヘリ。」

○のこりの雪

こぞふれる雪の春かけて消のこりたるをいふべき事なるに、六帖に、此題の歌七首ありて、みな春の雪をのせたり。堀河院百首には、こぞの雪をも春の雪をもよめり。されどこぞの雪をよめるが多き也。今此題詠をなさんに、例あればとて春の雪をよむはいかゞ有るべき。或人、是を難じて、餘寒、殘暑などの類例となし、雪は冬を本として、春ふるをのこりの雪といはんに、なでふ事かあらむといへり。此難一わたりきこえたるやうなれど、しからず。殘雪を字にすがりてのこりの雪ともいふにて、その殘の字は殘暑の殘とおなじ文字なれど、暑は目にみえぬもの、雪は目にみゆる物にて、そのけじめあるなり。殘星、殘月、殘黴などの殘、みなその物、目の前にわづかにのこれるをいふ也。殘雪もおなじ心ばえにこそ。殘

暑の例に餘寒をも殘寒といふべきを、しかはいはず。これはおのづからしかいひなれぬなるべし。されば餘寒の春寒に、殘暑の秋暑に混ずるとはいさゝかことなるべし。その實は餘寒と春寒と、殘暑と秋暑とおのづからさす所けぢめあれど、先はちかきものなり。殘雪と春雪とは、形有と形無と一日にはいひがたきなり。後拾（春上）、後冷泉院の御時后宮の歌合に、殘雪を、

花ならで折らまほしきは難波江の蘆のわか葉にふれる白雪　　藤原範永朝臣

○菊一枝

太田全齋が菊は一本といふべく、一枝といはんはいかゞあるべきとうたがへるに、難あるまじきよし答へたるその證、

源氏寄木、三番にかずひとつまけさせ給ぬ。ねたきわざかなとてまづけふは、この花一枝ゆるすことの給はすれば、御いらへきこえさせておりておもしろき枝を折てまゐり給へり云々。〔割註〕薫に女二宮をゆるさんと、今上のほのめかし給ふなり。」

しもにあへず枯れにしそのゝ菊なれどのこりの色はあせずも有るかな

〔割註〕今上の御歌なり。」

○日ぐらし

萬葉八（夏雜）、大伴家持、晩蟬歌、

こもりのみをればいぶせみなぐさむといでたちきけば來鳴日晩

同十（夏雜）、詠蟬、

もたもあらむときもなかなんひぐらしのものもふときになきつゝもとな

同（夏相聞）、詠蟬、

君カ本居氏

日倉足はときとなけどもわがこふるたをやめわれはときわかずなく

同（秋雜歌）、詠蟬、

ゆふかげにきなくひぐらしこゝだくもひごとにきけどあかぬ聲かも

同（詠風）、

はぎがはなさきたるのべにひぐらしのなくなるなべに秋の風ふく

同十五（至筑紫館遙望本鄕悽愴作歌）、

いきよりはあきつきぬらしあしびきの山まつかげにひぐらしなきぬ

新勅撰（夏）、石山にて曉ひぐらしのなくを聞て、　藤原實方朝臣

柴をしげみと山のかげやまがふらん明くるもしらぬひぐらしの聲

新續古今（夏千五百番歌合の歌）、　大納言通具

わすれては秋かとぞ思ふ風わたるみねよりにしのひぐらしの聲

枕册子（日をしき物）、それはひぐらしなりといらふる人もあり。そこへとて五日のあした、〔割註〕上文によるに五月五日なり。」源氏物語（幻、六月の條）、いとあつき頃、すゞしきかたにて眺給ふに、池の蓮のさかりなるをみ給ふに、いかにおほかるなど、〔割註〕いかにおほかる、抄物どもに說あり。今略こ先おぼし出らるゝに、ほれ〲しくてつく〲とおはするほどに、日もくれにけり。日ぐらしの聲はなやかなるに、御前のなでしこの夕ばえをひとりのみ見給ふには、げにぞかひなかりける。

つれ〲とわがなき〱らす夏の日をかごとがましきむしの聲かな

螢のいとおほうとびちがふも、夕殿にほたるとんでと、例のふることもかゝるのみくちなれ給へり。〔割註〕下文に七月七日とあり。上文に五月雨また時鳥花橘あり。その上文に加茂まつりあり。四月なり。」

孝云、六帖には蟬とひぐらしと二題にして歌をのせたり。萬葉集此外にも日倉足をよめる歌あれど、

季節詳ならぬをば除けり。古今、後撰は秋に入れたり。萬葉集は、夏にも秋にも、清少納言、紫式部は夏の景物にしたり。のぼりては賓方、くだりては通具、皆夏の部によめり。さて新撰六帖、ひぐらし、

あくるよりなりもたゆまず山里にげにひぐらしの聲ぞ聞ゆる

此歌によれば、終日なきくらすの心也ともいふべし。又古今、秋上、

ひぐらしのなきつるなべに日は暮ぬとおもふは山のかげにざりける

とあれば、かならず夕に近くなりてのみなく物にはあらで、太陽をおそれて木蔭にてなくならんともさだむべきか。されど打聽にいはく、日をさふる木暗になくなる日ぐらしとは名けつらん。さればおのづから夕にちかくなれば多くなくめり。古今に、日ぐらしのなく山里の夕ぐれはなどもよみ、萬葉に、夕かげにきなくなどおもふべしといへり。さては夕かたになくにこそ。

附蟬、〔割註〕和名世美、爾雅注云々。」蚱蟬。〔割註〕本草。啞蟬不レ能レ鳴者也。和名奈波世美。」馬蜩。〔割註〕爾雅注、蟬中最大者也。和名無末世美。」寒蜩。〔割註〕兼名苑。似レ蟬而小。月令曰、寒蟬鳴是也。和名加無世美。」蛁蟟。〔割註〕本草注。八月鳴者也。和名久豆久豆保宇之。」茅蜩。〔割註〕爾雅注。小青蟬也。和名比久良之。」右六名、和名抄にみえたり。源白石東雅にいはく、なませみは大なるをいふ。〔割註〕孝云、大ナルヲ馬ト云コト、例アリ。」白石、又或說をのせていはく、奈波世美は名は蟬なれど不レ鳴といふ。

孝今思ふに、歌には夏にも秋にもよむべし。さて此むし、終日時わかずなくか。夕つけてのみなくか。又太陽をおそれて木蔭にのみなくにて、朝夕の別はなきか。此二種いづれよけん。おのれさだめかねたり。日ぐらしは蟬といふべく、蟬をば日倉足とのみ限りていふはわろし。和名抄の六名をてらしてしるべき也。

○寒山拾得（豐干）

仙傳拾遺〔割註〕太平廣記卷五十五、神仙、寒山子引。」寒山子者。不レ知二其名氏一。大歷中。隱二居天台翠屏山一。〔割註〕考云、王士禎以爲此寒山子別是一人。見二居易錄下文。別提一。」其山深邃。當レ暑有レ雪。亦名二寒岩一。因自號二寒山子一。好レ爲レ詩。毎レ得二一篇一句一。輙題二於樹間石上一。有二好事者一。隨而錄レ之。凡三百餘首。多述二山林幽隱之興一。或譏二諷時態一。能警二勵流俗一。桐柏徵君徐靈府序集レ之。分爲二三卷一。行二於人間一。十餘年忽不二復見一。咸通十二年毘陵道士李褐性褊急。好凌二侮人一。忽有二貧士一詣レ褐乞レ食。褐不二之與一。加以二叱責一。貧者唯々而去。數日有二白馬一從二白衣者云七人一詣レ褐。〔割註〕云恐五字或六字。」褐禮二接之一。因問レ褐曰。頗相記乎。褐視二其狀貌一乃前之貧士也云々。五燈會元卷二、天台山豐干禪師因二寒山問二古鏡未レ磨時如何照燭一。師曰。冰壺無二影像一。猿探二水月一。曰此是不二照燭一也。更請道着。師曰萬德不將來教我道甚麼。寒山拾得俱作レ禮而退。師欲レ遊二五臺一問二寒山拾得一曰。汝共レ我去遊二五臺一。便是我同流。若不三共レ我去遊二五臺一。不二是我同流一。山曰爾去遊二五臺一。作二甚麼一。師曰。禮二文珠一。山曰。爾不二是我同流一。師尋獨入二五臺一。逢二一老人一。便問莫二是文殊一麼。曰豈可レ有二二文殊一。師作レ禮未レ起。忽然不レ見。〔割註〕趙州代曰文殊文殊。」天台山寒山子因二衆僧炙レ茄次一。將二茄串一向二一僧背上一打一下。僧回レ首。山呈二起茄串一曰。是甚麼。僧曰。這風顚漢。山向二傍僧一曰。爾道這僧費二却我多少鹽醋一。因趙州遊二天台一。路次相逢。山見二牛跡一。問レ州曰。上座還識レ牛麼。州曰。不レ識。山指二牛跡一曰。此是五百羅漢遊山。州曰既是羅漢。爲二甚麼一却作レ牛去。山曰。蒼天蒼天。州呵呵大笑。山曰。作甚麼。州曰。蒼天蒼天。山曰。這廝兒宛有二大人之作一。天台山拾得子。一日掃レ地。寺主問汝名拾得。因下豐干拾二得汝一歸上。汝畢竟姓箇甚麼。拾得放二下掃帚一叉手而立。主再問。拾得拈二掃帚一。掃レ地而去。寒山槌レ胸曰。蒼天蒼天。拾得曰。作甚麼。山曰不レ見。道東家人死。西家人助レ哀。二人作舞。笑哭而出。國淸寺半月念戒衆集。拾得拍レ手曰。聚頭作想那事如何。維那叱レ之。得曰。大得且使。無レ嗔即是戒。心淨即出家。

我性與偈合。一切法無差。書言故事卷五（割註）身體類指多言曰饒舌。」傳燈錄。閭丘胤。出牧丹丘。豐干禪師謂曰。若到任謁文殊普賢。在天台國清寺。執爨洗器。寒山拾得是也。閭丘胤至寺訪之。二人在厨圍爐笑語。致拜。二人連聲叱咄。寒山執胤手曰。豐干饒舌。（割註）釋文註云、豐干是阿彌陀佛。寒山拾得是文殊普賢化身。」釋氏稽古略卷三（割註）唐高祖豐干禪師寒山拾得。」豐干垂跡天台山國清寺（割註）宋高僧傳十九封干傳大同小異。」庵於藏殿西北隅。乘一虎。遊松徑。見一子。可年十歲。扣之無家無姓。師引之歸寺養于厨所。號曰拾得。有一貧士。從寒巖來。曰寒山子三人相得歡甚。是年豐干雲遊。適閭丘胤來守台州。俄患頭風。豐干至其家。自謂善療其疾。閭丘見之。師持淨水灑之。即愈。問所從來。曰天台國淸。曰彼有賢達否。干曰寒山文殊。拾得普賢。宜就見之。閭丘見之三日到寺。訪豐干遺跡。謁二大士閭丘拜之。二士走曰。豐干饒舌。彌陀不識。禮我何爲。遁入巖穴。其穴自合。寒拾有詩。散題山林間。寺僧集之成卷。版行于世。（割註）國清寺碑刻。」居易錄（割註）淸王士禎著。」卷二十二。寒山子有二。皆載天台山志。其一即寒山拾得。文殊化身。（割註）化上。恐脫普賢二字。原書宜再檢。」其一道士李褐遇貧士。去數日復乘白馬來。謂褐曰。頗知寒山子乎。即吾是也。見續仙傳。

孝云、太平廣記五十五神仙寒山子引仙傳拾遺。乃李褐所遇者也。孝未見續仙傳。今存乎否。淸史臣則一人二人無定說。見寒山詩提要。（卷百四十九）

困學紀聞卷十八（上）寒山詩、（割註）抄出佳句。文長今略。」通志藝文略（釋）寒山子詩七卷。宋史藝文志（別集）僧道翹寒山拾得詩一卷。讀書敏求記卷四（割註）集寒山拾得詩一卷。」豐干語閭丘胤。寒山文珠。拾得普賢眞爲饒舌矣。胤令國清寺僧道翹纂集文句成卷。而爲之序讚。（割註）阮福本、讚作讃是也。」附著拾得錄。于詩之前。惜乎傳世絶少。此從宋刻摹寫。考南北藏俱未收。余謂應同龐居士詩並添入三藏目錄中。庶不至泯滅無傳耳。四庫全書總目卷百十三（子部藝術）寒山帚談二卷、拾遺一

卷。附錄一卷〔割註〕明趙宦光撰（）孝云、斯書論篆法。不關寒山拾得。惟其名相似。初學或迷惑焉。故截之以識其來由如此。同卷百四十九（集部別集）寒山子詩集一卷附豐干拾得詩一卷〔割註〕提要引王士禎居易錄文按。今觀居所作以下清史臣之語。然居易錄原文未檢。宜就原書校訂而後正言。」孫星衍祠堂書目卷四寒山子詩集二卷〔割註〕孝云、四庫總目。二作一未知孰是。」附豐干拾得詩一卷（皆貞觀中台州僧）容齋四筆卷四寒山子詩云。吾心似秋月。碧潭清皎潔。無物堪比倫。教我如何說。人亦有言。既似秋月碧潭。乃以爲無物堪比何也。蓋其意謂。若無二物比倫。當如何說耳。〔割註〕孝云、上文有杜甫一段。故此云亦。」傳燈錄卷二十七〔割註〕有豐干及寒山拾得傳。今上文既引五燈會元。故不復贅。」參天台五臺山記〔割註〕成尋法師。延久年間入宋筆記也。凡八卷。元亨釋書卷十六。有成尋傳。予所見本有謬誤。今一從原文。宜以別本校訂。（辛酉秋以昌平學校本對校）」卷一國清寺。隋朝開皇十八年戊午歲。正月廿九日奉勅左司馬王弘依智者大師遺旨建立。至大唐武宗皇帝會昌五年乙丑澄廢。至貞宗皇帝大中五年辛未正月勅下。從此重建殿堂屋惣八百間厦。寺在天台縣北一十里。參禮三賢院。三賢者。豐干禪師拾得等（井昌本）寒山等（井昌本）。彌陀普賢文殊化現。〔割註〕孝云、菩薩省作𦬇。」禪師傍有廊一大士〔割註〕或云廊恐虎。孝云此說是也。下文唯見虎跡可以證。」是俗形也。三賢。唐太宗貞觀年中。相次垂跡於國清寺。豐干禪師先泊於寺大藏西北隅庵居。乃一日遊松徑。赤城道側見一子而啼。可年十歲問無家亦無姓。師引歸寺庫收食號（義昌本）爲拾得。復有一賢子〔割註〕或云賢恐貧。孝云此說是也。下文狀如貧子。可以證。」從寒岩而來。遂號爲寒山子。貞觀十七年朝議大夫使節台州諸軍事守刺史上柱國賜緋魚袋閭丘胤問豐干禪師曰。未審彼地當有何賢堪爲師仰〔割註〕閭丘胤封干禪師問答。見宋高僧傳十九。封干師傳與此異。」師曰。見之不識。識之不見。若欲見之。不得取相。乃可見之。寒山文殊。遁跡國清。拾得國清拾得〔割註〕或云國清拾得四字恐衍。」普賢。狀如貧子。刺史遂至國清寺。廚中竈前。見二人向火大笑。刺史禮拜。二人連聲喝刺史。自相把手。呵呵叫喚。乃云。豐干饒

舌饒舌。彌陀不レ識レ禮我何爲。二人乃把レ手出レ寺。急走而去。二人更不レ返レ寺。刺史至ニ豐干禪師院一。乃閉レ房唯見ニ虎跡一。乃問ニ僧寶德道翹一。禪師在日。有ニ何行業一。僧曰。豐干在日。唯切春レ米供養。夜乃唱レ歌自樂。豐干詩。余自レ來ニ天台一凡經ニ幾萬廻一。一身如ニ雲水一。悠々任ニ去來一。委旨在ニ傳錄。寒山在ニ天台縣西七十里一。號爲ニ寒岩一。國淸寺大門前過一町松林東在ニ拾得巖一。〔割註〕孝云、在恐有、一沙石集六下（新ニ請シテ母之生所ヲ知ル事）、唐國淸寺ニ拾得ト云ヒシハ、豐干禪師ノ行者也。或在家人客人ヲモテナサントテ、禪師ニ申テ拾得ヲヨビテ、カヨウナンドセサセケルニ、寒山子モ伴ヒテユキテケリ。サテ酒ヲノミ肉ヲクラヒテ娯ミ遊ビケルヲ、寒山拾得二人傍ニシテ、ケシカラヌ程ニ笑ヒケレバ、主モ客人モ興サメテゾ覺エケル。主其後禪師ニ此由ヲ申ケレバ、禪師、拾得ヲヨビテ、何ニカヽルケシカラヌ事アリケルトイサメラレケレバ、爭デカワラヒ候ベキ。彼ガ先生ノ親共、癡愛ノ因緣ニヨリテ、畜類ノ身ヲ受ケテ、今食物トナレルヲ、親ガ肉トモシラズシテ、是ヲ愛シ遊戲レタノシミシコト、アマリニ悲シク覺エシカバ、寒山ト共ニ此コトヲイヒテナゲキ侍リシヲ、彼等ガツタナキ眼ニテワラフト見テ侍ルナリトゾ申ケル。同卷九下（靈之託ニ佛法物語ノ事）、大唐ノ國淸寺ハ、天台大師ノ舊跡ナリ。唐ノ代ニ豐干禪師ノ行者拾得、ツネニ寒山子ト伴ヒ狂セルニ似タル人也。マコトニハ普賢文殊ノ化身也ケル。寺ノ僧布薩說戒シケルヲ見テ、幽々タルカナ頭ヲアツメテ、何事ヲカナストイヒテ、牛ヲ駈テ堂ノ外ニテワラヒケルヲ、老僧イカリテ、風狂子我說戒ヲ破ストイヒケル返事ニ、無瞋即是戒、心淨即出家、我性與汝合、一切法如是トイヒテ、牛ヲカリテ昔ノ僧ノ名ヲヨブニ、牛イラヘホエテスギケリ。前生ニ戒ヲタモタザレバ、人面ニシテ畜ノ心ナリ。佛恩大ナリト雖モ、如レ是物ヲバイカニトスルコトナシト云テ、ナク〳〵牛ヲカヒケリ。〔割註〕同ジ無住ノカケル聖財集上ニ、唐代豐干禪師ノ行者拾得ト云者アリ。狂セルガ如クニシテ國淸寺ニアリテ、牛ヲ飼テ先生ノ寺ノ僧ノ名ヲヨビシニ、皆イラヘホエケリ。拾得、是ヲ憐ミテ、先生不持戒人面畜心ナリト云ヘリ。」一通憲書目、寒山詩一帖。下學集寒山拾得。〔割註〕散聖也。即

文殊普賢化身也。」節用集。〔割註〕用ニ下學集一。文今略。」草山集卷九(銘拾得)、掃帚兩忘。芒々獨立。人言普賢。却愚ニ傑特一。元來路傍窮棄兒。豐干拾得呼ニ拾得一。同卷廿二(詩、次拾得韻五十八首)今略。」谷響集第三(豐干、寒山、拾得今略)、寒山詩闡提記聞。〔割註〕凡三卷、寛保元年辛酉闡提衍中、国學寒士著、延享年間刊之。今略。」

孝云、淸人忠雅堂文集に、世にいふ和合神の繪樣あり。民間に掛物となして壁にかけおく由みゆ。是寒山拾得の像なるべしと、棭齋氏いはれたり。此文集に和合神といふ名はなけれど、よく似たるにより、よにしからんといふ人のあるはよろしからずとおもはれたるなりけり。

孝云、宋通慧大師贊寧ノカケル宋高僧傳卷十九感通篇、唐天台山封干師ノ傳ニ、寒山拾得ノ二人ハ附傳ニテ、顚末詳悉ニテ文甚長シ。シカノミナラズ、傳ノコトナレバ、誰モ讀ウベケレバ此ニ載セズ。

○長恨歌(攷異及略解〔以ニ馬元調本一爲レ主〕)

漢王〔割註〕活字本王作レ皇。太平廣記同。」深閨〔割註〕活本、閨作レ窓。」難ニ自棄一。〔割註〕孟子ノ自棄自暴ノ自棄ニテ、ミヅカラステ難シトヨミテ、自重自愛ノ意ナリ。一説ニオノヅカラスタリ難シトヨミテ、自然ニウモレハテザルコトナリトモイヘリ。」囘頭〔割註〕活本頭作レ眸。」百媚〔割註〕媚ハマドハスル意アリ。」春寒〔割註〕以下四句、一氣ニヨミテ帝ノ御カヘリミウケ初メシ頃ノコトヲ云。」嬌無力〔割註〕嬌。姿也。見ニ說文新附一。姿也ト云意ハ、意姿ニテ、オモムキノアルヲ云。活本嬌作レ媚。コレモヨロシ。但シ下文ニモ、金屋粧成嬌侍夜トアリ。」步搖〔割註〕首飾也。康凞字典ニ諸書ヲ引ク。」芙蓉帳〔割註〕蓮華ノ縫アル帳ナラン。」金屋〔割註〕漢武故事ニ、若得阿嬌。當作ニ金屋一貯レ之トアリ。」和春〔割註〕春ノ氣象ハ凞々トシテウラヽカナルモノナリ。酒宴ヤミテ陶然ト醉ヒ、意ノビ〳〵トシタルヨリ、春ノ氣象ト同クナレルヨシナリ。」謾舞〔割註〕活本、謾作レ緩。イヅレニテモ假借字也。謾、欺也。緩、緰無文也。廣記ニ慢トアリ。琵琶行ニ慢撚トアル慢ト同ジ。」漁陽鼙鼓〔割註〕安祿山漁陽ヨ

リ、イクサノツヾミヲウチテ攻上ルナリ。釋名ニ、鼙、裨也。裨助鼓聲也トミユ、周禮大司馬ニモ旅帥執鼙トイヒ、中軍令以レ鼙令レ鼓。鼓人皆三致トモアリ。」霓裳羽衣曲〔割註〕唐樂史ノ大眞外傳上ニ詳ナリ。〔龍威叢書ニ、コノ書ヲ收メタリ〕、又宋李昉等ガ太平廣記廿二羅公遠傳ニ詳ニアリ。又宋王灼碧雞漫志ニ詳ニアリ。〔說郛十九〕ニコノ漫志ヲ收ム。」翠華搖搖行復止〔割註〕貴妃、玄宗ニ從ヒ都落ノ時道路サカシクテ行ヤラヌスガタヲ云フナリ。」西出都門〔割註〕都ハ長安也。都ヨリ蜀ハ西ニアタル。」翠翹金雀玉搔頭〔割註〕搔頭ハ櫛也。翠ハ鳥名也。翹ハ鳥ノ羽也。雀一本鈿トアリ。是ナリ。康熙字典鈿字ニ、說文、金華也。六書故、金華爲レ飾、田田然庾肩吾詩、縈鬟起照鏡、誰忍去金鈿トアリ。他日原書ヲ閲シ再訂スベシ。」〔割註〕搔頭ハ頭ヲ抓ナリ。首ニ挿ノ義ニハアラズ。挿ハサシハサム。搔ハカク也。別義ナリ。首ヲカクニ櫛ヲ用フレバ、轉ジテサシグシトナルナリ。西京雜記卷上ニハ、取ニ玉簪一搔レ頭トアリテ、櫛ニハアラズ、簪ナリ。簪ニテ頭ヲカクハモトヨリノコトナリ。」夜雨聞レ鈴〔割註〕寛永板長恨歌作レ猿。」天旋地轉〔割註〕活本、地作レ日、廣記同。」沾衣〔割註〕活本、沾作レ霑。」東望都門〔割註〕上文西出都トアリ。今ハカヘリタマフ處ナリ。」信馬歸〔割註〕玄宗ハ貴妃モヲラヌ都ニ、今更御意ハス、マズ。只々馬ノアリクニマカスト也。」宮葉〔割註〕一本、宮作レ落。廣記同。」鴛鴦瓦〔割註〕瓦ニコノ鳥ノ形アルナリ。」霜華重〔割註〕源氏葵卷重作レ白。」翡翠衾寒〔割註〕衾ニ此鳥ノ形アルナリ。翡翠、此鳥ノ雌雄也。此四字、源氏葵卷。作ニ舊枕故衾一。新撰朗詠戀同。按林氏梅村載筆亦有レ說。」臨卭道士鴻都客〔割註〕地理志ヲ攷フルニ、臨卭郡ハ唐ノトキ劍南道ニ屬シテ、コレ蜀ナリ。劍南道ノ初ニ、成都府蜀郡トアリ。サレバ長恨歌ノ傳ニ、道士自レ蜀來ト云フ也。太平廣記卷二十楊通幽本名什伍。廣漢什邡人〔出仙傳拾遺〕トアリ。前漢地理志。廣漢郡。有ニ汁方縣一屬ニ益州一。蜀郡。有ニ臨卭縣一屬ニ益州一トアリ。同處ニテ小名ノツタヘコトナルナリ。鴻都トアルハイカナルコトニカ。前漢地理志。蜀郡有ニ廣都縣一トアレバ、鴻都ハ廣都ニヤ。又蜀成都ト云フコトヲ、鴻都ト云フニヤ。鴻ト成ト共ニ美稱ノ意近カルベシ。」展轉思〔割註〕毛詩關雎篇。悠

哉々々。輾轉反側。毛傳悠思也。」縹緲〔割註〕文選木華海賦。群仙縹緲。李善注縹緲遠視之貌。「一字太眞
〔割註〕活本、太レ作玉。」叩玉扃〔割註〕方士尋來テオトヅル、處ナリ。傳ニ抽簪叩扉トアリ。」轉教ニ小玉一
報ニ雙成一。」〔割註〕小玉モ雙成モ二婢子ノ名也。雙成ニトヨムベシ。」夢魂驚〔割註〕活本、魂作レ中。イツ
レニテモヨシ。傳ニ玉妃方寢トアリ。コヽニテ夢サメントスルナリ。」半偏〔割註〕活本、偏作レ垂。」飄颻
〔割註〕活本、飄颻。」闌干〔割註〕活本、闌作レ欄。從レ木。」梨花一枝春帶雨〔割註〕梨花ハ白シ。今寢起ノ素
顏ニ物思ヒタルサマノ、シメリカヘルヲ形容シタルナリ。スベテノ花、雨ニアヘバ一入趣キノ添ハル
ヲ、コノ梨花アハレニサミシキナルベシ、枕冊子（木の花は）なしの花、よにすさまじくあやしき物にし
て、目にちかくはかなき文つけなどだにせず。あいきやうおくれたる人のかほなどみては、たとひにい
ふもげに其色よりしてあいなくみゆるを、もろこしにかぎりなき物にて、文にもつくるなるを、さりと
もあるやうあらむとて、さめてみれば、花びらのはしに、をかしき匂こそ心もとなくつきためれ。楊貴
妃、帝の御使にあひてなきける顏ににせて、梨花一枝春雨をおびたりなどいひたるは、おぼろげならじと
おもふに、猶いみじうめでたき事は、たぐひあらじとおぼえたり。盤齋抄、春曙抄、はるの雨とよみ、
御句は帶春雨と引きたり。されど新撰朗詠妓女に、此句をのせたるにも春帶雨とあり。塙本枕冊子にも、
本文に此句のまゝに春帶雨とかけり。盤齋李吟わろし。」凝涕〔割註〕活本。涕作レ睇。廣記同。一本作
レ眸。」表深情〔割註〕太眞ノ道士ニ對シ、帝ニ證ヲ奉ル也。アラハサントヨミテ後ヲ兼テモヨシ。アラハ
ストヨミテ、今此ニアラハス意ニテモヨシ。」寄將去〔割註〕道士ニ託寄シテヤルヲ云フ。」釵留一股合一扇
〔割註〕蝶ツガヒノアル合子ナリケン。コレヲハナチテカタ〳〵奉ル。上ノ句ニ奉ルコトヲ云終リテ、子
細ノコトヲコヽニ云フナリ。」天上人間〔割註〕太眞ハ天上也。客ハ人間也。」詞中有誓兩心知〔割註〕道士ニ
別ル、詞ノ中ニ、昔帝ト誓ヒタルコトヲ云フ。其誓ハ帝ト太眞ト兩人ノ心ニノミシレルコト也。下ノ四
句コレナリ。」天長地久〔割註〕此四字、老子ノ字面也。此二句ハ白樂天ノ帝ト太眞トノ御契ヲ思遣リテ云フ

也。此恨トハ再度逢給フコトモナクシテ、七夕ノ御チカゴトモ空クナレル恨也。此恨ハイツ迄モ盡クル期ハアルマジキナラント也。活本、絕作レ盡。」

▲白氏文集卷十二〔割註〕感傷、活本、馬元、調本、汪立名本。」▲太平廣記卷四百八十六〔雜傳記〕▲龍威祕書第四集（晉唐小說）▲說郛▲唐人說薈▲唐人小說是等ニ皆長恨歌傳ヲ載セタリ。

駿臺雜話卷四（室鳩巣著）、玄宗貴妃との密語をきゝて還報じければ、一旦首尾よかりしが、玄宗、方士をうたがひそめられしよりおもはるゝは、此密語は貴妃とわれふたりより外、他人しるべき事にあらず。然るを方士しりてかくいふは、兼て貴妃と通じたるにやと、遂に方士を誅し給ひしとなり。孝云、此事、何書にのせたる事にか。鳩巣のよれるものたづぬべし。

〔割註〕頭日、長恨歌トノミ標題シテ、眞片假字ノ俗解ヲ見タリ。一冊凡三十一頁序跋ナシ。半頁十二行也　撰者ノ名モナシ。刊刻シタル年月モナシ。琵琶行モアリヤシラズ。寬永頃ノモノナルベシ。又一種長恨歌琵琶行野臺詩トヲ合刻シ、イサヽカ字句ヲ漢文ニテ釋シタルアリ。コレモ撰述ノ人ノ名氏ハナク、タヾ寬永廿年仲秋吉辰ト卷末ニアリ。」

臨漢隱居詩話（宋魏泰道輔著）〔割註〕知不足齋叢書第五集。」唐人詠ニ馬嵬之事一者多矣。世所レ稱者。劉禹錫曰。官軍誅ニ佞倖一。天子捨ニ妖姬一。群吏伏ニ門屛一。貴人牽ニ帝衣一。低回轉ニ美目一。風日爲無レ輝。白居易曰。六軍不レ發。爭奈何。宛轉蛾眉馬前死。此乃歌下詠祿山能使ニ官軍皆叛一。逼ニ迫明皇一。明皇不レ得レ已而誅ヒ楊妃上也。噫豈特不レ曉ニ文章體裁一。而造語蠢拙。抑已失ニ臣下事レ君之禮一矣。老杜則不レ然。其北征詩曰。憶昨狼狽初。事與ニ古先一別。〔割註〕一本云。惟昔艱難初事與前世別。」〔割註〕孝云。杜詩別下有ニ兩句一。此略引。」不レ聞夏商衰。中自誅ニ褒妲一。乃見明皇鑑ニ夏商之敗一。畏レ天悔レ過。賜ニ妃子死一。官軍何預焉。〔割註〕按ニ苕溪漁隱曰。予觀ニ冷齋夜話所レ論。與レ此相同。但隱居詩話。乃魏泰道輔所レ撰。道輔與ニ覺範一

爲二前輩一。必覺範述二其說一耳。然老杜謂夏商誅二褒妲一。褒似。周幽王后也。疑夏字爲レ誤宜レ云二商周一也。〔割註〕孝云。漁隱叢話卷十二（杜少陵七）引二隱居詩話一而有二此論一。故有二與レ此相同之文一。按覺範冷齋夜話見二卷二一。」唐闕史載二鄭畋馬嵬詩一。命意似矣。而詞句凡下。此說無狀。不レ足レ道也〔割註〕按畋詩云。終是聖明天子事。景陽宮井又何人。」藝林伐山卷九〔割註〕楊愼撰凡二十卷。（李調元函海收レ之）。」范元實詩話。白樂天長恨歌。工矣。而用事猶有レ誤。峨眉山下少二人行一。〔割註〕隨園詩話卷一ニモ、三餘編ト云フモノヲ引キテ峨眉山ノコトアリ。」明皇幸レ蜀不レ行二峨眉山一也。當三改云二劍門一。七月七日長生殿。夜半無レ人私語時。長生殿乃齋戒之所。非二私語地一也。華淸宮自有二飛霜殿一。乃寢殿也。當下改二長生一爲中飛霜上。則盡レ善矣。按鄭嵎津陽門詩。金沙洞口長生殿。玉蕋峯頭王母祠。則長生殿乃在二驪山之上一。夜半亦非二上レ山時一也。又云。飛霜殿前月悄々。迎風亭下風颸々。據レ此元實之所レ評信矣。升庵詩話卷五〔割註〕與二藝林伐山所レ載全同。故不二復引一。」

一日以二此諸評一。示二於男信一云。汝試裁二當否一。信唯々而退。其明日信告レ余云。峨眉山作二劍門山一。長生殿作二飛霜殿一。事實宜レ然。而尋二詩人之本旨一。則未二必改一也。蓋事實愈合。而國醜愈露。失二詩人忠厚之旨一。不レ然。元和之去二天寶一。未二甚遠一。豈失二其事實一而傳二會之一者乎。嗟夫白詩之存二溫厚一如レ此。猶不レ免レ有下不レ曉二文章體裁一。失二臣下事レ君之禮一之酷論上。〔割註〕汪立名白詩注。引二隱居詩話一。」況改以詳二其事實一乎。淸汪立名註二白詩一。不レ置二疑于此一。亦可レ見二其不一レ足二必改一也。此與三程大昌、緝祖璧質二杜牧之阿房宮賦事實之戾一自別耳。〔割註〕阿房宮賦之事。見二王阮亭池北偶談卷十二卷十三一。余聞二此說一。未三必中二肯綮一。然亦可三以爲二一說一。因錄二之於此一。

○琵琶引（攷異及略解以二馬元調本一爲レ主）

元和十年〔割註〕一本十下有二五字一。寬永板同。」聞舟中〔割註〕活本。舟下有二船字一。寬永板同。」娼女〔割註〕活本。娼作レ倡。從レ人。寬永板同。」穆曹〔割註〕陳氏樂書卷百二十九。胡部琵琶康正元中。有曹綱

裴興奴並善其藝トアリ。高齋詩話ニ、元和中曹保有ニ子善才一。善才有ニ子綱一皆執ニ琵琶一トアリ。コノ詩話ハ、寛永板ノ注ニ引用シテアルヲ、コヽニ引ク也。胡子ノ漁隱叢話十六（韓退子）ニ載セタル高齋詩話ノ文ト同ジ。コレヨリトレルナラン。今高齋詩話ハ傳本ナキナルベシ、穆ハ未レ攷。」惆然（割註）活本作ニ惆然一。」予出官二年（割註）舊讀ワロシ。出デテ官スルトヨムベシ。」凡六百一十二言（割註）二當レ作レ六。」命曰琵琶行（割註）題ニ引トアリ。コヽニ行ト云フハイカヾ。」

潯陽江頭（割註）新撰朗詠。頭作レ畔。」瑟々（活本、索々）、移船相近（割註）コレマデツナギオケル處ヨリ離レテ、其彈ズル方ニヨリウツル也。」不得志（割註）活本、志作レ意。」慢撚（割註）長恨歌ニ、一謾舞トアリ。コノ謾ヲ太平廣記ニ慢トカケリ。」六么（割註）活本、作ニ綠腰一トアリ。寛永板ノ注ニ、樂譜、琵琶曲有轉圓六么獲索梁州、皆其名也。コノ六么ノコト、漁隱叢話卷十六（韓退之）ニ詳ニ辨アリ。綠腰、錄要、六么、コレ字異而義同ジキナルベシ。」切切（割註）家語六本、孔子與ニ之琴一使ニ之絃一。切々而悲。」水下灘（割註）活本、水作レ氷是ナリ。一本灘作レ難是ナリ。寛永板ニ灘トハアレド、ナヤムトモヨメリ。コレ難ノ字ニナシテミタルモノナリ。」水泉（割註）活本水作レ氷。」刀鎗（割註）活本、鎗作レ槍。」如裂帛（割註）ザラザラト云フ聲也。聲ノ大小ノ形容ニハアラズ●裂繻字子帛ト云フ人、隱二年左氏ニアレバ、コヽモ裂繻ト云テヨケレドモ、韵ヲ押ス故ニ帛ト云フ也。」東船西舫（割註）寛永板舫作レ船。新撰朗詠同。」放撥（割註）一本、放レ作收、是也。寛永板同。」整頓（割註）史記陳餘傳ニアリ。」名屬教坊第一部（割註）教坊ハ歌妓ノ居處也。五雜俎卷八ニ、西京教坊、官收ニ其稅一。謂ニ之脂粉錢一。隸ニ郡縣一者。則爲ニ樂戶一。聽ニ使令一而已。トアルヲミレバ、京師ニテハ、教坊トイヒ、他處ニテハ樂戶ト云フ也。其樂戶ノ方ヨリハ、稅錢ヲバトラズ。相應ノ御用ヲツトメテスム也。今コノ婦人ハ京都ナル教坊ノ第一ナリト也。」曲罷長教善才服（割註）活本、長作レ會。服作レ伏。コヽハ琵琶ニ堪能ナル善才モ心服スルト也。」秋娘（割註）人ニ棄ラレタル女ヲサスナラン。」銀篦（割註）活本銀作レ雲。クモガタノアル篦也。篦ハ櫛ノ屬也。」阿姨（割註）母ノ姉妹

也。襄廿三年左氏可レ考。」「明月〔割註〕活本、月明トアリ。文字ヲ、ウヱアヤマリシモノナラン。」「紅闌干〔割註〕血ノナミダナガル、也。」「唧々〔割註〕歎息ノ聲ナリ。木蘭詩、唧々復唧々、木蘭當戸織トアリ。郭氏樂府詩集ニミエタリ。此唧々ト同ジ。」「地僻〔割註〕活本作二小處一。」「遶宅〔割註〕活本、遶作レ繞。一本。宅作レ家。」「嘔啞〔割註〕活本嘔作レ歐。同。」「嘲哳〔割註〕一本嘲作レ啁。同、啁哳ハ、鳥聲ナリ。嘔モ啞モ聲ノコトナリ。」「江州司馬〔割註〕唐志江州潯陽郡上本九江郡、天寶元年更名トアリ。コヽノ序ニ九江郡ト云フモノハ、舊名ニ因循スルカ。」

▲白氏文集卷十二（感傷）▲洪邁容齋五筆卷七（琵琶行）、唐世法網、雖二於レ此爲一レ寛。然樂天嘗居二禁密一。且謫官未レ久。必不三肯乘レ夜入二獨處婦人船中一。相從飲レ酒。至三於極二彈絲之樂一。中夕方去。豈不レ虞三商人者他日議二其後一乎。樂天之意。直欲レ攄二寫天涯淪落之恨一爾▲同三筆卷六（白公夜聞歌者）白樂天琵琶行。蓋在二潯陽江上一。爲商人婦所作。而商乃買茶於浮梁。婦對レ客奏レ曲。樂天移船夜登二其船。與飲了無所忌。豈非以其長安故倡女。不以爲嫌邪。集中。又有二一篇一。題云夜聞歌者。時自二京城一謫二潯陽一。宿二於鄂州一。又在二琵琶之前一。其詞曰。夜泊鸚鵡洲。秋江月澄澈。鄰臨有歌者。發調堪愁絕。歌罷繼以泣。泣聲通復咽。尋聲見其人。有婦顏如雪。獨倚帆檣立。娉婷十七八。夜淚似眞珠。雙々墮明月。借問誰家婦。歌泣何凄切。一問一霑襟。低眉終不說。陳鴻長恨傳序云。樂天深於詩。多於情者也。故所遇必寄之吟詠。非有意於漁色。然鄂州所見。亦一女子獨處夫不在焉。瓜田李下之疑。唐人不譏也。今詩人罕談二此章一。聊復表出。

〇修

修ノ字、廣韻（去聲諫韻）集韻五音集韻、五音篇海、古今韻會、龍龕手鑑等ニ見エテ、イヅレモ僞物ト訓解シタリ。韓非子ニ眞鴈相對シタル文アリ。鴈ハ正字ナリ。修ハ俗字ニテ贋トオナジ。サレバ種彥ガいゝニセト云フ詞ニアテタルモノナリ。

この一條は、狩谷多佳子がとひに答へたる案なり。柳亭種彥といふ戯作者の偐紫田舍源氏と云ふ書若干篇かけるより、此問の有りしなり。おのれ論擬符卷十五第十二條にも、此偐字の事をのせたり。

○あはぢ島かよふ千鳥

金葉集(冬、) 關路千鳥

あはぢ島かよふ千鳥のなく聲にいくよねざめぬすまの關守　　源　兼　昌

或人云く、千鳥は海ひとつ飛わたりてはなくまじうおもふなり。されど此歌、須磨より海飛わたりてあはぢ島へ行通ふ千鳥の聲物かなしう、須磨の關守、夜をあかしわぶらん事をおもひやれるさまかくれなし。此さだめいかにといふ。おのれおもふに、千鳥海飛渡りて行きかよふべし。その證は、夫木(冬、)

風さゆるやそのみなとのあくるよにいそざきかけて千鳥なく也　　信　實　朝　臣

これやそのみなとよりいそざきへとび行くよし也。此兩所、むげに近き所とみえず。いかにといはゞ、萬葉集卷三、

磯前榜手回行者近江海八十之湊爾鵠佐波二鳴

〔割註〕玉葉集旅にも入る。」千蔭の略解、近江國坂田郡に磯崎村といふ。今もありて湊なり。彥根に近し。八十湊は今、八坂村といふ所也と云ふ。八十は數多をいふ詞なれど、こゝのは一所の名ときこゆるよし、本居宣長いへりとあり。信實朝臣、此兩所を取合はせてよめるをみれば、海飛びわたりてもなくべし。〔割註〕八坂村いづれのあたりにか。尋ぬべし。

○屠蘇(屠蘇　屠酥　𢈘蘇　酴酥〔次序混雜淨書之時時代相序本邦之書宜附錄之〕)

多紀桂山屠蘇考一卷。天明年間。門人片倉元周校刻之。卷末有二片倉氏附錄一。又桂山氏醫賸及附錄凡三卷。文化年間。弟元昕上梓。屠蘇攷在二此附錄中一。與二片倉氏所一レ刊有二出入一。蓋醫賸所レ載爲二定說一。今抄二出其一二一。又載二或嘗余之所記一。加レ圈以識別焉。其加レ圈者多見二兩書一。甚服二兩氏强記一耳。

唐韓鄂（歲華紀麗）、俗說。屠蘇乃草菴之名。昔有レ人居二草庵中一。每歲除夜。遺二閭里一藥貼一。令三囊浸二井中一。至二元日一。取レ水置二於酒樽一。合家飮レ之。不レ病二溫疫一。今人得二其方一。而不レ知二其姓名一。但曰二屠蘇一而已。

多紀氏云。案王士禎居易錄云。歲華紀麗。海鹽胡震亨所僞撰。〔割註〕胡震亨、是編祕册彙函者。」而錢曾讀書敏求記。〔割註〕記下宜レ有二云字一。」章丘李中麓藏宋刻本。則王說誤耳。

龐安時〔割註〕孝云、甕牖閒評時作レ常。」傷寒總病論。通俗文曰屋平。曰屠蘇。多紀氏云。袁文甕牖閒評引龐說〔割註〕孝云二見卷六一。」云。屠蘇平屋也。〔割註〕孝云。原文此下。有可以禦風寒。則歲首屠蘇亦取其禦風寒而已。十九字。」

趙彥衞雲麓漫抄。正月旦日。世俗皆飮二屠蘇酒一。自レ幼及レ長。或寫作二屠蘇一。〔割註〕案恐屠酥誤。」一▲洪邁容齋續筆卷二〔割註〕孝云。續筆文長宜通看。」〔歲旦飮酒〕、今人元日飮二屠酥酒一。自二小者一起。相傳已久。然固有來處。後漢李膺杜密以二黨人一同繫レ獄。値二元日一。於二獄中一飮酒曰。正旦從レ小起。時鏡新書。晉董勛云。正旦飮酒。先。從二小者一何也。勛曰。俗以二小者一得レ歲。故先酒賀レ之。老者失レ時。故後飮酒。〔割註〕多紀氏云。莊綽鷄肋編。作罰之。」一初學記云々。

多紀氏云。從二小者起之說一。未二的確一。因攷蓋此藥。有二大黃烏頭有毒之品一。故不レ宜二多服一。即本草用二毒藥一。先起如黍粟之意。肘後方屠蘇酒法後云。從レ小至レ大。少隨レ所レ堪。千金外臺亦云。屠蘇之飮。先從二小起一。多少自在。可レ知小非二年少之義一。千金方。小金牙散。外臺。暴癥。虎杖酒之類。亦並云。自レ少起。可二以證一也。

盧仰南小簡。正旦飮二屠蘇酒一。必自二卑幼一始。是教二卑幼不遜一也。月正元日。一歲始不レ可レ不レ正二長幼之分一。故余家必先二長者一。君旣二余屠蘇一。余敢以飮二屠蘇之禮一爲レ君告。」一▲古今韻會（上平虞酥）、博雅、屠蘇。庵也。廣韻。又酒名。元日飮レ之可レ除二溫氣一。〔割註〕朝鮮本如レ此。（他本未レ考）。小補溫作レ瘟。

與二廣韻一合。」四時纂要作二屠蘇一云。思邈庵名。一云。屠者屠二絕鬼氣一。蘇者蘇二醒人魂一。

多紀氏云。事文類聚。引二四時纂要一云。屠蘇。思邈庵名。一云。屠割也。蘇腐也。月令廣義同。

▲廣雅卷七（釋宮）、〔割註〕各本作レ室。今从二王念孫本一。」廜䣝。庵也。王念孫疏證載廣韻引通俗文太平御覽引魏略。▲廣韻上平（十一模）、廜。〔割註〕廜䣝。草庵。通俗文曰。屋平曰廜䣝。」䣝。〔割註〕廜䣝草庵。又廜䣝。酒。元日飲レ之。可レ除二瘟氣一。」▲魏志（曹爽傳注）、魏略李勝字公昭云々。累二遷滎陽大守江南尹一云々。爲レ尹歲餘。廳事前屠蘇壞令人更治レ之。▲荊楚歲時記（正月一日）、進二椒栢酒一。飲二桃湯一。進二屠蘇酒一云々。飲酒次第從レ小起。注按二四民月令一。進二椒酒一。從レ小起。椒是玉衡星精。服レ之令二人身輕能老一。」董勛云。正月飲レ酒。先二小者一以二小者得一レ歲。先レ酒賀レ之。老者失レ歲。故後與レ酒。▲本草綱目卷二十五。（穀部屠蘇酒）、陳延之小品方云。此華佗方也云々。以二三角絳囊一盛レ之。除夜懸二井底一。元日取出。置二酒中一。煎數沸。擧家東向。從レ少至レ長。次第飲レ之。藥滓還投二井中一歲飲二此水一。一世無レ病。〔割註〕孝云。世恐レ歲。」

▲延喜典藥式及齋宮式。▲江家次第一（供二御藥一）神明白散〔割註〕片倉氏引二千金翼一。」度嶂山（同上、）▲土佐日記〔割註〕十二月廿九日。」屠蘇白散酒。▲壒囊抄卷四第廿二。屠蘇白散事。〔割註〕運添卷七第五。」本朝月令〔割註〕片倉氏云。按此書恐係二後人僞撰一。」▲公事根原（供二御藥一）▲世諺問答（正月）、▲同（爆竹、）▲通雅三十六（衣服、）四十一（草）、黑川道祐（雍州府志）舊記、屠蘇之屠字、加二一點一作二屠字一。蓋忌二尸字一而冠者歟。是本邦之故實也。

孝云。此說恐出二於柰與一。蓋三古書有二从レ尸之字一。或尸之上加レ點者。猶从レ冖之从レ宀。从レ厂之从レ广。〔割註〕干祿字書、歷々寘々、上俗正下。」屠之作レ屠亦同日之論。

▲熙朝樂事（十二月）、醫人亦送二屠蘇袋一同心結及諸品湯劑於常所往來者。▲楊升庵文集卷七十二。〔割註〕丹鉛總錄六宮室。亦載二屠蘇一。」肅子雲雪賦杜子部冷陶詩。廣雅。通俗文魏略。孫思邈屠蘇酒方何遜

詩。大冠亦曰ニ屠蘇一云々。晉元康中。商人云々。古樂府挿ニ腰銅匕首一云々。

以上。按ニ瑯邪代醉編卅七一。（屠蘇）及通雅卷四十一（草）、並用ニ此文一。〔割註〕但代醉別引ニ古樂府一條一。

通雅亦別引ニ二三書一。今略。」

▲酉陽雜俎續集二。有レ人長三尺黃羅衣。步虛止禪師屠蘇前。狀如ニ天女一。酉陽雜俎實歷中。長樂里門。有ニ百姓刺レ臂。數十人環矚レ之。忽有ニ一人一。白欄屠蘇。少頃微笑而去。

多紀氏云。屠蘇。蓋亦亦大冠耳。

楊時偉洪武一韻箋。今吳中童男女。髮外蓄髮寸許者。爲ニ屠蘇頭一。訛爲ニ多蘇頭一。甚似ニ屋外屠蘇一。田藝衡留靑日札。屠蘇。一作酴酥孫思邈庵名。▲酒譜（宋竇苹著）〔割註〕孝所見本是說郛九十四所レ收也。四庫全書簡明目錄。作ニ竇萃一。注云萃或作レ苹。蓋字之誤。」今人元日飲ニ屠蘇酒一。云可ニ以辟一癘氣一。亦曰藍尾酒。或以ニ年高最後飮一レ之故有ニ尾之義一爾〔割註〕孝云。藍尾是最後之義別有ニ考證一。」王莽以ニ臘日一獻ニ椒酒於平帝一。其屠蘇之漸乎。▲續博物志五月令曰。椒是玉衡星精。服レ之身輕能老。栢是仙藥。又云。進酒次第。當從小起以年少者起先〔割註〕孝云。荊楚歲時記注可レ考。」古樂府〔割註〕瑯邪代醉卅七引。」挿腰銅匕首。障日錦屠蘇〔割註。」孝云。錦屠蘇又見杜工部冷陶詩。」

森養竹ノ屠蘇考ノ中ヨリ抄スルコト左ノ如シ。

千金方卷九（辟溫第二）、屠蘇酒方。〔割註〕懸ニ沈井中一令レ至レ泥。（醫方十四用ニ此文一。令上有ニ勿字一是也。」▲外臺祕要方卷四▲醫心方卷十四〔割註〕玉箱方云。屠蘇酒治ニ惡氣溫疫一方云々。（玉箱方未レ詳ニ何人著一。蓋唐時俗間方書耳。」一▲傷寒總病論▲今本肘後方卷八〔割註〕（屠蘇疊韻成語。蓋謂ニ屠蘇之字一。又作ニ屠蘇一。今本肘後方治一切瘴烏梅丸方後云。搗篩蜜丸蘇屠臼搗一萬杵。」

難波江 巻之三上

○國 號（摘二本居氏國號考之意一。）

大八島國（割註）八ハ、彌ノ意ニアラズ。其數八ツアル也。○此名目、古事記又日本紀ナドニアリ。」（割註）古今序あまねきおほんうつくしみの浪、やしまのほかまでながれ、同眞名序、仁流二秋津洲之外一。」

淡道之穂之狹別嶋　伊豫之二名嶋

隱伎之三子嶋　筑紫嶋　伊伎嶋

津嶋　佐渡嶋

大倭豐秋津嶋（割註（神武紀雖二内木綿之眞迮國一。猶如二蜻蛉之臀呫一焉。由レ是始有二秋津之號一也。」

倭嶋（割註）海ヲヘダテヽ、大和國ノ方ヲサシテ。（一葉ウ。）」

倭嶋根（割註）大八島ヲスベテ（一葉ウ。）」

夜斯麻久爾（割註）大八島ヲサシテ（三葉オ。）」

大八洲（三ウ）

葦原ノ中國（割註）天上ニシテ云フ言ニ多クミエタリ。」

豐葦原之水穂國（割註）豐ハ美稱也。水ハ借字、物ノウルハシキヲホムル詞也。穂ハ、稲穂也。

夜麻登（割註）本ハ畿内ナル大和一國ノ名ナルヲ、神武コノ國ニ都シタマフヨリ、後ノ御代々ニモ、コノ國内ナリケル故ニ、天ノ下ノ大名ニモナレルナリ。仁徳ノ時ハ、ハヤク大名ニナレルナリ。雁ガ卵ヲウメルトキノ御歌ニテシラル。（六葉オ、十葉オ）、名ノ意ハ、萬葉考ノ一ツノ考ニ、四方ミナ山門トアル説宜シカルベシ。オノレモ攷アリトテ、ナガ〳〵ト説アリ、今略ス。（十六ウ。）」

倭（割註）夜麻登ニ、倭ノ字ヲアテヽ、書クコト、イト〳〵古シ。前漢地理志ニ、東夷、天性柔順、異二於

三方之外一。故孔子悼レ道不レ行。設浮ニ於海一。欲レ居ニ九夷一。有レ以也夫。樂浪海中。有ニ倭人一。分爲ニ百餘國一。以ニ歲時一來獻見トアリ。班固ノ意ハ、東夷柔順ト書出シ、倭人トツラネイヘバ、倭字ノ本義、順貌ト說文ニ見エタルト同クテ、柔順ナレバ、倭人ト心得タルナラン。皇國ノ舊說ニ、（釋日本紀、元々集ナド）此國之人昔到ニ彼國一。唐人問云、汝國之名稱如何、自指ニ東方一答云。和奴國耶云々。和奴猶言レ我也。自ニ其後一謂ニ之和奴國一トアリ。コノ說ワロシ。倭奴國ヲ唐音。」（孝云、唐音トイフ說ハ、物氏譯文筌蹄ニ見エタリ。）ニテイヘバ、於能許ニテ、儆馭盧島トイフコト也トイヘルモヒガコト也。オノコロ島ハ淡路島ノ邊ニアル一ノ小島也。倭奴國トイフ名ハ後漢書ニ見エテ倭國ノ極南界也トアレバ、皇國ノ內ノ一國ノ名也。」

倭奴國（ワヌ）〔割註〕倭ノ下ニ詳ニアリ。」

大養德國（オホヤマトノ）〔割註〕續紀十二、天平九年十二月丙寅、改ニ大倭國一爲ニ大養德國一。同書卷十七、天平十九年三月辛卯改ニ大養德國一。依レ舊稱ニ大倭國一。」

和〔割註〕倭ハ、唐土ニテツケタル字也。和ハ皇國ニテ倭ト同音ニテ、美字ナレバ、改メタル字也。（卅五オ、）コノ字、古事記、日本紀ニナシ。〔古事記中卷（崇神）千千都久和比賣命ノ和ノ字ハ倭トアリタルヲ、フトアヤマリタルコトナラント、古事記傳廿三（八オ）ニアリ。田令、又書記（崇神）、續紀卷八（廿六オ、卅三ウ、卅四オ、卅五オ）、萬葉七ナドニアルモ後人ノアヤマリ也。萬葉卷一慶雲三年ノ歌ニアルハ、縣居翁ハ家ノ字ノアヤマリナリトイハレ、千蔭ハ田令ナドノ例トナシタリ。萬葉五卷十六ノ目錄ニアレド、目錄ハモトヨリ後人ノ添ヘタルモノナレバ論ニオヨバズ。コノコトハ石上私淑言、又古事記傳十二（卅二ウ）ニモイヘリ。又十八（廿四オ）〕續紀ニアリ。天平寶字二年己巳ノ勅ニ、大和國トアリ。（コレヨリ後ハミナ和ノ字也。）コノ勅ヨリサキ、天平勝寶四年十一月乙巳ニ、以ニ藤原朝臣永手一爲ニ大倭守一トアルナレバ、コノ間ニ倭ヲ和ニ改メラレタルナリ。齋部正道ノ神代

口決ニ、天平勝寶改爲ニ大和ト、ミエ、拾芥抄(中本六十九葉)ニモ、天平勝寶年月日、改爲ニ大和トアリ。萬葉集モ、十九卷ニ至リ、天平勝寶四年十一月二十五日、大和國守、藤原永手朝臣ト始メテカキ、二十卷ニ賦ニ和歌ニトアリテ、天平勝寶五年五月トシルシタリ。サテハ天平勝寶四年十一月乙巳(二日ナリ)ノ翌日ヨリ、同月二十四日マデノ間ニ、改メラレタルナリケリ。其改メラレタル詔命ハ史ニモレタリ。カノ大養德ト改メ、又依レ舊トキモ史ニアレバ、カナラズ倭ヲ和ニアラタメラレタルニモ、詔命アリタルナルベシ。年號ノ和銅ハ、ヤマトニアヅカラヌコト、云フモサラナリ。(孝按、萬葉集廿ノ卷ナルコトハ、コタヘ歌ナルベキヲ、本居氏アヤマラレタルナルベシ。原書ヲ見テシルベシ。」

大和(オホヤマト)〔割註〕畿內ノ國名又其鄕名ナド、カナラズ大ノ字ヲソヘテカキ、オホヤマトヽ云フベシ。和名抄、城下郡大和、(於保夜末止)、續紀天平寶字二年同ジ。後ニ山邊郡ニ入レルナルベシ。神名帳ニ、山邊郡大和坐大國魂神社トアリ。(神名帳ハ、和名抄ヨリハヤケレドモ、奈良ノ朝ノ頃、シルシタルモノアリテ、其儘ニカキタラントオモハルヽニヨリ、今カヤウニサダメラルヽヲシカイヘリ。)此鄕ヲ紀ナドニ、ヤマトヽノミアルニ、和名抄ニオホヤマトヽアルハ、今ノ京ニナリテノ唱ナラント、縣居翁ノ萬葉考ニイハレタルハワロシ。一國ヲオホヤマトヽ云フヨリ、此鄕ノ名ニモオホト云フナリ。(第十二葉ニ其證ヲイヘリ、)冠辭考ニ、一國ノ名ヲ、都ニ負セテヨベルヨシニイヘルハヨシ。サテ書紀神武紀(十八ウ)以ニ珍彥ニ爲ニ倭國造ニトアルハ疑ハシ。神武ノトキ倭ト云フ鄕名アルベカラズ。(第十三葉ニ其證アリ。)鄕ノ名ニ倭トアルハ、仁德ノ大后石姬命ノ御歌ニ始メテミユルナリ。」

日本〔割註〕神代紀訓注、日本此云ニ耶麻騰ニ。)古事記ニナシ。書紀孝德ノ大化元年ノ詔ニミユルナリ。高麗ニ賜フナリケリ。(皇極ノ卷ナルハ追書也。)二年ノ詔ニモアリ。(異國ニ賜フニハアラネド、此號ヲ建ラレテ始テノ詔ナリケリ。)(公式令詔書式、明神御宇日本天皇詔旨義解、謂以ニ大事ニ宣ニ於蕃

國使二之辭也。」隋ノ世マデハ、彼國ニテ倭トノミイヘリ。唐ニハ日本ト倭ト別種ノヤウニモカケリ。シカト此號ヲ其比シラザリシナリケリ。其證ハ新唐書ニ、日本古倭奴國也云々。咸亨元年遣二使賀二平高麗一後稍習二夏音一。惡二倭名一更號二日本一。使者自言國近日所レ出。以爲レ名。或云。日本乃小國爲レ倭所レ并。故冒二其號一。使者不レ以レ情。故疑焉。舊唐書ニハ、倭ト日本トヲ別ニ擧ゲテ、日本國者。倭國之別種也。以三其國在二日邊一。故以二日本一爲レ名。或曰。倭國自惡二其名不一レ雅。改爲二日本一。或曰。日本舊小國併二倭國之地一トイヘリ。東國通鑑、新羅文武王十年ニシルシタルハ、唐書ヲトレルナレバ、別ニ論辨ニオヨバズ。文武ノ時粟田朝臣眞人ヲ使ニツカハシタルトキヨリ、シカト彼ニテシレル也。續紀ニミエタリ。唐ノ武后ノトキ、彼ヨリ名ヅケタリト云フハワロシ。サテ日本トツケタマヘル號ノ意ノ攷、二ツアリトテ詳ニシルス。(四十四ウ)、今略ス。○續紀廿八ニアル詔ニ、日本爾坐テトアルハ、大和國ヲイヘルナリト詔詞解ニアリ。〔史記夏本紀正義、引二括地志一云。倭國武皇后改曰二日本國一。在二百濟南一。隔レ海依レ島而居。凡百餘小國。〕」

比能母登〔割註〕萬葉ニ日本之トアルハ、ヤマトノト四言ニヨムベシ。但三ノ卷ナル不盡山ノ長歌ニ、日本之山跡國乃云々トアルト、續後紀十九ノ卷ノ長歌ニ、日本乃野馬臺能國遠云々、日本乃倭之國波ナドトアルハ、ヒノモトトヨム也。コレハ國號ニイヘルニハアラズ。枕辭也。孝云、冠辭考ソラミツ日本ト書キタルモ、專ラヤマトトヨミテ云々。サテ日本ト書初シハ、イツノ頃ヨリゾヤ。萬葉ニ一二首ヒノモトトヨメル歌モアリ。藤原ノ都ノ頃ヨリヤイヒケン。今本ニ日本トアルヲ、皆ヒノモトトヨミタルハ誤レリ。多クハヤマトト讀ムベキ也トアリ。コヽニ藤原ノ都ノ頃ヨリヤトアルハ、考ノタラヌ也、孝徳紀ヨリミユルヨシ本居氏イヘリ。日本ノ條ニ詳ニ云フ。(縣居ハ二首トアレド、本居ニヨレバ一首ナリ。)」

秋津嶋〔割註〕ヅハ、古書ミナ濁音ノ字ヲ用タリ。」孝安ノ都ノ名也。神武ノ猶二如蜻蛉之臀呫一ト詔ヘリ

シ處也。大和葛上郡也。百餘年ノ京都ノ名ナルカラ、秋津島倭トツヾケ、又其倭ニ引カレ、天下ノ大名トナル也。師木島ト同例也。コノ島ヲ洲トモカケルニツキ、アキツスト云フハ誤也。洲ヲ須ニ用フルハ常ナレド、秋津洲ノ時、シカ云フコト例モナシ。(廿四左、廿六左)、秋津島倭ト云フハ、秋津島京ト云フガ如シ。(倭一國ノコトト、タレモオモヘド、神武ノ掖上嗛間丘ニノボリテノコトナレバ、モシハ此掖上ノアタリヲノタマヘルニモアルベシト、古事記傳廿一ニ(三十五ウ)見エタリ。古事記傳十五(八オ)ニモアキツスト云フハ後ノ誤ナリトアリ、小夜時雨(廿九ウ)ニモイヘリ。」

師木嶋(割註)欽明ノ都ノ名也、倭國磯城郡磯城島也。師木島倭ト云フモ、大和一國ヲサシテ云フニハアラズ。京師ヲサシテヤマトト云也。師木島京ト云フ如シ。歌ノ道ヲシキシマノ道ト云モ、ウツレルモノ也。崇神モ古ク爰ニ都シタレド、欽明ノ都ヨリイヒナレタル也。(廿九葉オ、ニクハシ。)(一本云、伊勢貞丈ハ、歌ヨム事ヲ貴クセントテ、シキ島ノ道ト云出セシナルベシ。日本ノ道何ヅ歌ヲヨムコトニナランヤト、舳艫訓(第八十九)ニミエタリ。ゲニ歌ノコトノミ、磯城島道トオモヒテハ、ワロカルベシ。「新勅撰　冬

しきしまのふるのみやこはうづもれてならしの岡にみゆきつもれり

契沖難勅撰にいはく、古き歌にしきしまとのみいひてやまとゝしたる歌は見えず。萬葉十九に、

立わかれ君がいまさばしきしまの人は行れじいはひてまたん

是はじめ也」。」

浦安國(割註)畿内大和、神武紀ニ日本者浦安國トアリ。細戈千足國(割註)畿内大和、神武紀ニアリ。細戈ハ知ノ枕詞也。玉矛ノ道ト云フト同ジ。古ノ戈ノ柄ニ知ト云處ノアリシナルベシ。細ハ、クハシトヨミテ褒辭也。道ノミハ添ヘタルノミナリ。應神ノ御歌ニ、毛々知陀流トアリ。古事記傳十四(四十一オ)登陀流トアル詞ノ注ニ、コノ知陀流ヲ引テ、同ジ意ノヨシイヘリ。富(トミ)ヲツヽメテ

知ト云フナラン。百千足ノ意ニハアラズト云ヘリ。」
礎輪上秀眞國〔割註〕畿内大和、神武紀ニアリ。礒輪ハ皺ニテ、波ヲイヘルカ。古今壬生忠岑ガ長歌、立浪ノ、浪ノ皺ニヤオホ、レントアリ。上ハ浪ノ立上ル也。浪ノ立ヲ波ノ秀ト云意ナルベシ。コレハ枕辭ノツヾケハサノ如クニテ、秀眞國ノ意ハシカラズ。秀ハホ、マルナドノホニテ、ツ、マレテアルヲ云フ也。」
以上本居氏ノ國號考ノ大意ヲ摘錄シタルナリ。

○寫書有式

延喜圖書式、凡寫レ書者。發首皆留ニ二行一。卷末留ニ一行一空紙。然後題卷、其裝裁者、界之外上一寸一分下一寸二分、惣得ニ九寸五分一。拾芥抄卷下〔割註〕三寶以下部第十五。」經寸法高九寸五分、上堺一寸□分、下堺一寸分云々。〔割註〕孝云、拾芥抄、用ニ圖書式一文。今本有ニ脫文一也。□宜レ塡ニ一字一。下堺一寸下。亦宜レ補ニ二字一。今本無□。蓋古本有□而後人刪去。」
孝云、後世の意より思へば、下界よりは上界の空紙ながかるべきをしからざるものは、すべて下方は人の手にて打かへし引かへすに、おのづから汚穢になるなれば、かくは裝潢して本文をそこなはじとの料なりけり。

○澣〔上澣　中澣　下澣〕

楊升庵文集七十一。俗以ニ上澣中澣下澣一。爲ニ上旬中旬下旬一。蓋本唐制十日一休沐。故韋應物詩。九日驅馳一日閑。白樂天詩。公假月三旬。然此乃唐制。而今猶襲ニ用之一。則無レ謂也。琅邪代醉卷二、三七日。〔割註〕○孝云、用ニ楊升庵文集文一。故不ニ別提一。」金石萃編卷百卅三〔宋十一〕、慈恩寺塔題名〔王詳漢卿〕元祐三年八月上澣題。按漢制。公卿以下。五日一休沐。唐會要。永徽三年。上以天下無レ虞。百司務簡。每レ至ニ旬假一許レ不レ視レ事。以便ニ百僚休沐一。則唐時十日一休沐矣。休沐亦謂ニ之休澣一。唐書劉晏傳。

質明視レ事。至ニ夜分ニ止。雖ニ休澣ニ不レ廢。是也。宋時百官旬假。循ニ唐故事ニ故有ニ上澣中澣下澣ニ。周益公撰ニ光堯丁亥本命道場滿散朱表ニ。有下日逾ニ中澣ニ之句上。攷ニ其日ニ。乃十月二十一日。又撰ニ四月十八日丁亥本命道場朱表ニ。亦云日近ニ中休ニ。然則毎月之二十日爲ニ中澣日ニ。上澣必月之十日矣。一旬之中。止一澣日。今人以ニ上澣中澣下澣ニ。當ニ上旬中旬下旬ニ。既失ニ其旨ニ。又休澣惟有ニ官人ニ乃可レ用レ之。不レ當レ通ニ於士庶ニ也。漢卿當ニ是駙馬都尉詵之昆弟ニ。〔割註〕潜研堂金石文跋尾。」〔割註〕孝云。萃編此次條。載ニ駙馬都尉王詵題名ニ亦引ニ潜研ニ云。王詵晉卿宋初功臣。」

下學集　上澣中澣下澣。上旬中旬下旬之義也。凡百官在ニ朝廷ニ而勤仕時。毎月一旬一度。出ニ私宅ニ澣ニ衣服ニ。謂ニ之上澣ニ也。澣洗也。浣同。又云。上浣中浣下浣也。往來書狀之畢。所レ用之語也。

○錦繡段（續錦繡段　新選集　新編集）

倭版書籍考ニ云、錦繡段一卷アリ。建仁寺大昌院ノ天隱ノ作也。門類ヲ分チ、唐宋大明ノ詩三百二十四首ヲ採レリ。初メ建仁寺靈泉院江西ノ作ニ新選集、又江西ノ弟子瑞岩慕哲兩人ノ作ニ新編集アリ。二千首アリ。〔割註〕孝云、新選集ト新編集ト今傳本アリヤ考フベシ。」コノ錦繡段ハ右二集ノ拔粹ナリ。三百二十八首アリ。〔割註〕孝云、上ニ三百二十四首トアリ。イカヾ。」今ノ刊本ニハ文明十五年天隱ノ自序アリ。又寫本ノ天隱ノ集ニ、〔割註〕孝云、天隱集今アリヤ。考フベシ。寫本トコヽニ云へば刊本モアリトミエタリ。」此集ノ序アリ。其序ノ文章今刊行ノ本ノ文ト異也。其序ニハ明應五年天隱七十五歳ノ作トアリ。明應五年ハ文明十五年ヨリハ十四五年以後也。刊本ノ跋ハ、文明十五年ヨリ二十七八年以前康正二年天隱ノ作也。畢竟刊本ノ序跋共ニ誤有リト知ルベシトアリ。又同書ノ次條ニ云、續錦繡段一卷アリ。〔割註〕孝云、續錦繡段ノ龍崇ノ序ノ末ニ、大永初元重陽トアリ。友人小南常八郎ノ挿架本ヲ觀タリ。」詩三百首アリ。建仁寺靈泉院月舟ノ作ナリ。月舟諱ハ壽桂、幼雲子ト號ス。〔割註〕櫻井友云、幼恐幻。」博覽無雙ノ僧ナリ。序ハ建仁寺靈源院常菴和尙ノ作也。常菴諱ハ龍崇、東野州常緣ノ子ナリ。正宗和尙ノ

高弟ナリ。正宗ハ東野ノ兄ナリ。

孝云、人見氏ノ東見記ヲミルニ、天子勅錦繍段板本賜ニ五山僧永雄及古硐ニ。作レ詩奉レ謝レ之。永雄云。恩風高自ニ楓宸ニ起。分入僧衣錦繍紅。古硐云。洛涯叢社賜之後。要見坡翁錦繍才トアリ。羅山何書ヨリ此詩ヲシラレタルニカ。今ハ羅山ノ口授ニ傳ハルノミ。攷フベシ。

○荒木田氏麗女著述目錄

月のゆくへ(三卷)三鏡の文體になぞらへて、高倉帝、安德帝二代の事をしるす。いや世つぎの今世にうせたるを補はんの心なるべし。

池の藻屑(七卷)增鏡のつぎを、慶長までかきつゞけたり。

ふじのいはや(一卷)　遊仙窟をうつしてかけり。

桂中將(三卷)　野中淸水(一卷)　ならしば(五卷)　しの竹(八卷)　安達原(三卷)

五葉(五卷)　常陸帶(三卷)　桐の葉(六卷)　常葉(七卷)　ならの葉(十六卷)

此外も有りしとぞ。伊勢山田御師慶德三郎太夫の妻にて、荒木田武遇がむすめなり。江北海野公臺などとまじはれる女丈夫なり。

此事、吾師淸水月齋先生の遊京濁錄にみえたり。今此書存在して其家にありやきかまほし。近代著述目錄の續編をせがむ人あらば、此書目をのせまほし。

〔三槐集(金槐集　山槐集)

此名義はいかにと問ふものあり。是は中院通村公、同く通茂公、同く通躬公の歌どもを類題にして、かく名をおほせたるなり。わづかに一卷なり。この通躬は通茂の子にして、通村は通茂の祖父なり。いづれも三公にのぼられたる人なり。〔割註〕ちかくは、智譜拙記にてしらる。」されば三槐とはいふなり。職原抄に三槐者。周世外朝植ニ三槐ニ。三公班ニ列其下ニ。槐者懷也。懷ニ遠人ニ之義也とみえ、その原本する

所は周禮秋官朝士の條に、面三槐三公位焉といふ是なり。蔡邕の獨斷に、三槐三公之位也といふも、周禮によれるなり。今此集の三槐の三は、三人相つゞきて槐の位にてあればいふなり。三公一人にて三槐集とはいひがたかるべし。かの鎌倉右大臣の集を金槐集とおほせらるゝも思ふべし。鎌倉の鎌の金邊をとりて金槐集といふなりけり。〔割註〕三槐といはず。邊傍を省くは扶桑集といふべきを夫木集といふ同例なり。又中山内大臣忠親の日記を山槐記といふ。中山の中の字を修し、内大臣なれば山槐といふなり。近衞院の御宇なれば、是槐とおほせたるはじめなるべきか。

〇珍書考

近隣朽木氏の所藏に珍書考といふ三卷の寫本あり。開卷に水戸史館珍書考と題し、その次に目錄をのせたり。本編には和漢雜笈或問と題し、下に元祿昭陽岳春把觚於武陵小石街。鵜飼氏信興答之。としるしたり。世俗に云ふ處の諺、または古くより異論のあることどもを委しく辨じたる隨筆なり。珍書考とある故に著錄の書ならんと思ひたるが、さにはあらで、いろ〳〵の珍書を引て事物の攷證をしたる書なりけり。此信興の父は舜水に儒學を學びたる由書中にみえたり。堤朝風の近代著述目錄に、鵜飼石齋。名信之。字子直の著述に、和漢珍書考三卷とのせたり。必此書なるべし。たゞその名信之と有りて信興とはなし。曲亭馬琴の燕石雜志卷三〔第二蟬丸〕に、かの珍書考といふものは、あらぬ事どもを物ありげに書きしるして世を欺きたる也。されば其說くところ一つとして古書にはなき事なりとみえたり。保考つら〳〵その書をくりかへしみるに、げに取り所なき說どもにて、人まどはしの書なり。引證の書名いづれもきゝなれず。されどおのが管見測蠡の故にや。今こゝに書出して博覽强識の人にとはんとす。上卷には、

歷史通考〔割註〕〇謠曲蟬丸ノコトアリ。スベテ〇ノ下ニシルシタルハ保考ノ詞也。〇ノ上ニアルハ珍書考ノ詞也。」

黄昏抄追補（割註）○謡曲富士太鼓ノコトアリ。」　通鑑集考（割註）○家々ノ紋ノコトアリ。」
百官老（割註）○老ハ考ノアヤマリ歟。別本ミルベシ。」
百川學海翼（割註）○百川學海ハ左圭ノ編輯ナレド、翼ト云フモノヲシラズ。」
百丈錄（割註）○月中ノ兎ノコトアリ。卷中ニハ皇明百人錄トアリ。」
望雲錄（割註）明板靑甫著トアリ。」　太平廣記集異（割註）○卷中ニハ異ヲ考トカケリ。
太平廣記ハ李昉ノ編輯ナレド、集異ト云フモノヲキカズ。」
聖賢通志（割註）全部百八十三卷○孟子生卒ノコトアリ。」
拾塵集（割註）大江匡衡著○塵ノ字、一本ニ麈トアリ。世ニ云オンボウノコトアリ。（一本ト云フハ日尾荊山ノ藏本ナリ。」
宇治隨筆（喜撰）
詩林法記
南齊書辨義（割註）○辨義ト云フモノヲキカズ。」
册府玄龜續篇（割註）○續篇ヲシラズ。玄龜ニハアラズ元龜也。」
文苑英華續（割註）續ノアルコトヲキカズ。」
和歌式（割註）○小町花色歌ノコトアリ。」
歷朝殊璣（割註）○殊ハ珠ノアヤマリカ。」
古史考（割註）○蟬丸ノコトアリ。サテハ西土ノ古史考ニハアラズ。」
扶桑仙歌集
詳節
續不求人全書（割註）○卷下ニ不求人全書ト云モノヲ引ク。」
金御嶽記（長明著）　百川通略　百鬼大辨錄
芥隱筆記　續學本志　摭言別記
中卷ニハ、
西陽纂要　禁詞要略　史記後拾遺
人代記要（割註）○卷下ニ人代記要續篇ト云フモノヲ引ク。」　日格學史　王臺辨疑

震澤長語吳者〔割註〕「四書全書總目百廿二雜家類ニ、明王鏊震澤長語二卷ヲ收メ、陳耆公ノ祕笈ニモ、其外ノ叢書ニモアルモノナレドモ、異考ト云フモノハキカズ。吳ハ異トオナジ。」

姓　氏　錄〔割註〕〇明ノ姓氏錄ノヨシニイヘバ、本邦ノ書ニアラズ。宋明ノトキニコノ書名キカズ。」

史　綱　辨　疑〔割註〕〇辨疑ノコトアリ。」　扶　桑　異　志

太平御覽異考〔割註〕〇異考ト云フモノヲシラズ。」

梁　溪　謏　志〔割註〕〇梁溪漫志ト云フモノハ、宋人ノ著述ニテ、四庫全書總目百廿一雜家ニアレド、謏志ト云フハシラズ。

儌　睢　錄〔割註〕虎關著〇傚字誤寫カ。」　大　虛　錄　唐　評　林

偶　座　漫　筆〔割註〕明張介賓著。」　秦　漢　異　事　南　朝　政　異

石　虎　錄〔割註〕後趙ノ石虎錄トアリ。」　朝　鮮　筆　記〔割註〕〇謠曲班女ノコトアリ。」

閒　閻　異　考　歷　史　辨　要　王氏笥稿異者　北　山　全　書

下卷には、

溫　公　漫　錄　藻　參　記〔割註〕陶子ガ藻參記トアリ。」　周　書　類　要

韓　詩　雜　集　皇明張美錄　石　山　語　錄

兩潔博聞別錄〔割註〕〇北愼言梅園日記三（第廿三條）に、兩漢博聞といふ書十二卷あり。一より七に至て、前漢書の語、八より十二卷に至て、後漢書の語を分て抄錄したる書也。されども別錄といふもの有る事なしとみえたり。保孝いまだ兩漢博聞と云ふ書をみたることなし。何人の藏にあるか。尋ぬべし。」

副　筌　錄〔割註〕明盧末子ノ副筌錄トアリ。〇豫讓呑炭ノコトアリ。」

醫　林　類　要　通　鑑　要　纂　和　俗　活　浩〔割註〕〇浩ノ字誤寫カ。」

扶桑釋志〔割註〕〇中將姫トカクベシト云說ナリ。」
三昧經　前漢武備錄　晉軍談志
百荅萬花谷〔割註〕〇鳩杖ノコトアリ。孝云、錦繡萬花谷ト云フ類書アリ。四庫全書總目ニモ入ル。
百荅ト云フハキカズ。」
百堂漫錄〔割註〕唐杜審言ノ著述ニテ五十七卷アリトイヘリ。」
續副墨〔割註〕近來渡リシ續副墨トアリ。下文ニ、皇明續副墨トモアリ。〇莊子ノ末疏ニ、副墨ト云フモノ八卷、明人ノ著述ニテ四庫總目ニモアレド、續編ヲシラズ。」
詩華十二家詩〔割註〕明ノ詩華十二家詩トアリ。」
扶桑蜜史〔割註〕〇蜜ハ密ノアヤマリカ。巴女ノコトアリ。」　金櫃摘要

以上すべて七十二部なり。その攷證の精粗當否などはしばらくすてゝ、その引用の書名をたゞさんとて書きつく。西土には唐の馮贄といふ者のかけるよしにいひつたふる雲仙雜記十卷の書有りて、唐宋叢書、龍威秘書、說郛などに載せたる四庫全書總目小說家にも收めたれど、古來史志にはのせざる書どもを引て攷證したる書なり。唯其書にはまれ〳〵著錄にみゆる書名もまじりて、みなゝがら、その書名のなきにはあらぬぞ、この珍書攷と聊かはれる。大かたはおなじ伎倆にこそ。

〇奈行の言を添へてかゝざる例〔なくにノ條可ニ併考。〕

萬葉集二〔割註〕略解〔四十五ウ〕、入不勝鴨、〔割註〕契沖云、入ガテヌハ入アヘヌナリ。物ハ是ニシテ皇子ハ非ナル故ニ悲ニタヘヌ意ナリ。」同三〔割註〕略解下〔十七ウ〕。」寢乃不勝宿者、同四〔割註〕略解上〔五オ〕、有不得勝、〔割註〕不得勝モ、不勝モ同意也。」同〔略解上〕、宿不勝家牟、同〔割註〕略解上〔卅九ウ。」寐不勝鴨　同七〔割註〕略解〔十四オ。〕」去不勝可聞　同〔割註〕略解〔五十七オ〕、出不勝鴨　同〔割註〕略解〔六十五ウ、〕菅根將見爾月待難　同〔割註〕略解〔六十九オ。〕」過不勝者雉爾絕多

倍」以上の歌どもにヲハンヌ〔割註〕不ノヌニハアラズ。」をはぶきてかゝれは、いかにといふに、もと虛語なれば本字なし。されば其處の前後字義をもてかける歌には、かならず此ヲハンヌのヌは、別に文字なくてよみつけておくなり。前後文字の音のみかれる假字なれば、そのナニヌネノにあたる假名をかく也。たとへば萬葉五〔割註〕略解(四十一オ、)」須疑加五奴可母とあり。〔割註〕過行難クト云フコト也、」又萬葉七〔割註〕略解(十三ウ)。」宿不難爾とある難は勝の字の誤なるべし。萬葉十〔割註〕略解下(卅九オ、)」宿不勝爾とあるこれ證也。古事記傳十二(廿二ウ、)に此句を疑ひたり。されど文字の誤とまでは考得られされば、その說くはしけれどうけがたきことあり。こゝにまぎらはしき事あり。勝はカツ、カテとよむべければ、不勝の意の時に勝とかけるあり。是はたゞカテとよむ字なれば、不勝の意のかての詞の假字に勝を用ひたるなり。されば勝の意にはあらず。その例は萬葉二〔割註〕略解(七ウ、)」佐不寐者遂爾有勝麻之目〔割註〕堪マジキ也。」同(九ウ)後心乎知勝奴鴨〔割註〕知リガタキ也。」同四〔割註〕略解上(十八オ、)」此月期呂毛有勝益士(堪ジト也、)同十一〔割註〕略解下(五ウ、)」戀乃增者在勝申目〔割註〕ナガラヘンヤ也。」これらにてさとるべし。〔割註〕義をもてかけるには虛語をよみつけておく也。ヲハンヌのヌのみにはあらず。卷四略解上(四十オ、)有不勝などの不勝は義にてかける故に、マシにあたる文字別になし。」本居氏は契沖のアヘヌの說を駁して加弖麻志とあるに、かなはずといへれど、今こゝにおのがいふにてかなはざる事のなきこと明白なり。

○しのぶ

したふ事に用るあり(慕)、かくす事に用るあり(隱)、たふる事に用るあり(堪)。

此活、四段と中二段と二樣にはたらくなり。

四段、隱　慕

中二段、堪　隱　慕

忍戀といふはかくす（隱）也。永久四年百首にみゆ。そのかくす事をしのぶるとよめる二首あり。是れ中二段にもかくす事にいへる證也。千載戀一に、しのぶる戀といふ端詞もあり。源氏松風、例のしのぶる道には、狹衣卷一〔割註〕刊本下（十オ、）」しのぶるからにいとかしがまし。同例なり。是等隱す意にあらずや。慕ふことを四段にいふは誰もしるめれど、又中二段にもいふなり。その證は源氏幻〔割註〕湖月（十八ウ、）」なき人をしのぶる宵の村雨に、山家集上（兵衞局、）いにしへをしのぶる雨とたれかみむ。是等慕ふ意にて中二段なり。堪ふる意は中二段にのみいふ。新古今戀一、

玉の緒よたえなばたえねながらへばしのぶることのよわりもぞする

とあり。

伊勢貞丈いはく、人目をしのぶ。又しのびてかよふなど云ふは淩の字なり。昔をしのぶ。又うき人をしのぶなどと云ふは慕の字なり。又たへしのぶ、恥をしのぶなどと云ふは忍の字なり。淩のしのぶは犯しのぐなり。慕のしのぶは戀したふなり。忍のしのぶはこらへて堪忍するなり。〔割註〕武藏鐙第三十、」孝云、淩の字はしのぎ也。〔割註〕カキクケコの活。」ハヒフヘホの活にはあらず。古事記傳十四（廿四葉）、卅九（六十七葉）に詳に見えたり。扨したふ事、むかしのみにあらず。現在にもいふ。萬葉七〔割註〕略解（九オ、十八ウ、）」など是なり。

（）かひな（たゞむき）

萬葉集三、木綿手次可比奈爾懸而（ユフタスキカヒナニカケテ）、伊勢集、屛風に夜ひとよ物思ひたる女のつらづゑつきたる所、

よもすがら物おもふときのつらづゑけかひなたるさぞしられざりける

後撰戀三、かの女の子のいづゝばかりなるが、本院の西の對にあそびありきけるをよびよせて、母にみせ奉れとてかひなに書付け侍ける。千載雜上、二月ばかり月のあかき夜、二條にて人々あまたゐあかして物語などして侍けるに、周防内侍よりふして枕をがなとしのびやかにいふをきゝて、大納言忠家、これを

枕にとてかひなをみすの下よりさしいれ侍ければよみ侍ける。

春のよの夢ばかりなる手枕にかひなくたゝむ名こそをしけれ　周防内侍

源氏物語(紅葉賀)、大刀ぬきたるかひなをとらへて、同(常夏)、をうしけなる手づきして扇をもたまへりけるながら、かひなを枕にてうちやられたる御くしの、同(總角)、いとらうたげにてかひなを枕にてね給へる御くしの、〔割註〕中君晝寢ノサマ也。」平家物語九(忠度最期)、薩摩守の右のかひなをひぢの本よりふつと打おとす。〔割註〕盛衰記卅七ニハ、妻子ノ腕、射講加(コテクハヘ)ニ打落サルトアリ。」源平盛衰記卅三(源平遠矢)、三浦石左近ト云フ者ガ弓手ノ小カヒナ射通ス。〔割註〕平家物語十一ニハ、弓手ノ肘ニトアリ。小ノ字ナシ。」

孝云、かひなと云詞、此外いくらもあり。上代よりある詞にて、古事記中巻(景行)、多和夜賀比那袁麻迦牟登波とあり。本居氏古事記傳廿八(八ウ)に手弱腕(タワヤカヒナ)をなりといへり。又云、和名抄には腕、手腕也。和名太々无岐。一云。宇天。また臂。謂ニ之肱。また肘臂節也。和名比知など有て、加比那と云ふ名はみえず。字鏡に肱。臂也。加比奈。臂。太々牟伎とあれば、加比奈と多陀牟伎とは同きなるべしといへり。狩谷棭齋の和名抄の攷證には、字鏡に臂、太々牟伎と訓じ、肱、加比奈と訓ずる。是よろし。廣雅に、肱、謂ニ之臂ー者混言なり。靈異記〔割註〕巻下第十七條」訓釋に、臂可比那といひ、後撰戀三はし書など、みな中古混同したる也といへり。孝按、狩谷氏の說は、本居氏の解よりは精密といふべし。今しばらく是にしたがふ。和名抄に、腕、手腕也、太々无岐。俗云宇天。〔割註〕是俗ニ云ウデクビ。」臂謂ニ之肱ー。〔割註〕狩谷氏コレヲ渾言トイフ也。」肘、臂節也。比知とみえたり。棭齋の攷證によりて猶詳にいはん。

神武紀、有ニ流矢ー中ニ五瀬命肱脛ート有テ、傍訓ヒヂハギ、釋日本紀祕訓、肱脛引合ヒヂト可レ讀レ之トミエタルヲ、河村氏の集解本ニハ脛ノ字ヲ刪去シタリ。古事記ニ御手トアルニ據ル也トイヘリ。キレド釋

肱〔割註〕カヒナ　字鏡俗カタカヒナ　說文厷〔或从肉〕臂上也、肩ヨリ肘マデ、

肘〔割註〕ヒヂ　字鏡、醫心方　說文臂節也、ヒヂト云フハ曲ル處。

臂〔割註〕タヾムキ　字鏡、俗ニノウデ　說文臂手上也、肘ヨリ腕マデ。

腰〔割註〕ウデ　和名抄俗ウデクビ　說文堅手堅也。〔割註〕玉篇擥腕同、急就篇注。腕手臂之節也。

日本紀ニモ肱脛ト連熟シテアレバ、脛ノ字ヲ妄ニ際クベカラズ。古事記傳十八(卅五オ)ニ、神代紀肱脛ヲ引キタルニ、連熟シテミヒヂト訓ミテアリ。孝按、肱ハカヒナナルヲヒヂトヨムハ、彼廣雅ノ肱謂ニ之臂ニト同例ニテ渾言也。文字ニヨレバカヒナニ矢ノ中リタル也。古事記ニ御手トアルハ傳ノコトナル也トイハンカ。又傳ハカハラズシテ、文字ヲアツルニ偶〻渾言シテ肱字ヲ用ヒタルニテ、猶カヒナトハ云ハザルニモアルベシ。後撰ナドカヒナト云テタヾムキノコトヽスル時ハ、渾言ノシカタウラウヘニコソ。

○あさごろも(あさぎぬ　あさのころも)

萬葉集七、麻衣着者夏樫木國之妹脊之山二麻蒔吾妹

同、　今年去新島守之麻衣肩乃間亂者許誰取見

新島とかきてニヒサキとよむ。契沖の說なり。許は衍文なりと云ふ說あり。本居氏は阿の字の誤ならむといへり。孝云、三國蜀志麗統傳。先生謂曰向者之論。阿誰爲ㇾ失ㇾ統。對曰。君臣俱失とある阿誰はた

れとよむべきなれば、本居氏の説よろしかるべし。

同、

千名人雖云織次我二下物白麻衣

この外にもあさごろもとよめるありぬべけれど、さのみはとてなむ。麻きぬといひてもおなじ意なり。その證は白麻衣の歌を、拾遺集雜上に入れたるにはしろきあさぎぬとあり。又人丸集といふものにも此歌ありて、拾遺とおなじ。古今六帖の題にあさごろもといふあり。それには萬葉七なる歌三首とものせたり。新撰六帖には、

山かゐのしづのあさ衣みしふつき草とる田井にたゝぬ日はなし　衣笠

しづのをがあづまからげの麻衣ふたまた河はさぞわたるらん　信實

我身には又うへもなきあさ衣あさましげにも人のみるかな　光俊

かくよめる歌どもの麻衣、たとへ假字にあらで麻衣とかきてつたはらむにも、麻のころもとはかならずよむべからず。歌によりては麻のきぬとはよまるゝもあるべし。新勅撰秋下、

嵐ふく遠山がつのあさごろもころも夜寒の月に打なり　眞昭法師

と有るもおなじことわりなり。扨は麻の衣とはよまぬかといふにしからず。上に引きたる新撰六帖のおなじ題にて、

まどほなる賤がうみをのをさいれにこゝろとうすきあさの衣手　知家

ともよめり。こゝろはおなじかるべし。

此一條は、丸山本妙寺の上人のあさごろもはつねなれど、あさぎぬはきゝつかぬこゝちすれど、難あるまじくおもひ定めて、このごろ歌によみたり。いかゞあるべきといはるゝに、實に難あるまじくおもふよし、そのかみ答へたれど、猶そのあかしきかまほしといはるゝによりて、書付けてやりたる案なり。

〇待遠といふ詞

ひと日友人と、白河少將殿のかゝれたる關秋風をよみたりしに、故郷にかへる日をのみ待遠にといふ所にいたりて、此待遠といふ詞、俗にちかきやう也。さは侍らぬかといふ。おのれこたへてしからず。そのちかりし書出てみせんといひてその日はやみぬ。けふかきてつかはす。

後撰集　春、

やどちかくうつして植ゑしかひもなく待遠にのみにほふ花かな　　兼輔朝臣

〔割註〕此歌、家集にのせたり。大和物語（第七十三段）にもあり。五ノ句、みゆる花哉とあり。」同夏

ほとゝぎすきゐる垣ねはちりながら待遠にのみ聲のきこえぬ　　讀人不レ知

拾遺愚草　員外下、

夕立のきくのしほれ葉はらふとて花待遠に人やあざける

新葉集　春、

雪げこそなほのこるらめよしの山花まち遠にかゝるしらくも　　前大納言光任

〇ひき（ひく　ひき〳〵　ひく〳〵　ひいき）

落窪物語卷二下〔割註〕秋成本（一オ。）」是かれにつけつゝひく〳〵に參れば二十餘人ばかりさむらふ。（十一オ、）少納言かくおちくぼの君ともしらで、辨の君が引きにて參りたり。永久四年百首　賭弓、

あづさ弓ひく〳〵たれもいのるらむかたわくけふの雲の上人　　兼昌

拾遺愚草卷上〔割註〕刊本（卅一オ、）」子日、

子日する野邊の小松のひき〳〵にうら山しくも春に逢ふかな

同員外上　春三十首、

これまでもこゝろ〲はわかれけりなはしろ水もおのがひき〲

山家集下雜（釋放十首）、きりきわうの夢のうちに、ひき〲にわうとてつるとおもひける人の心やせばまくのきぬ。〔割註〕孝云、此題此歌未レ解。二ノ句誤字アルニヤ。刊本如レ此。別本可レ考。」尺素往來、將亦奉行若耽ニ賄賂屬託ー最ニ負(ヒイキセバ)一方。太(ハナハダ)以不當也。」太平記卷十一、天下草創ノ功、偏ニ汝等最屓ノ忠戰ニヨレリ。

孝云、最屓は玉篇に作力也とみえ、李善は作力之貌と云。〔割註〕文選西京賦最屭注。」最屭とかくも皆俗字にて、奰屓とかくを正字とす。〔割註〕說文、大部、尸部、段玉裁注、」本邦のひきといふ詞に、最屓の字、その意よく似かよへば、此字面をあてたるなり。人に荷擔するもおのが力を用ふべし。人を推擧するにもおのが力を用ふべし。されば最屓を引伸してひきの詞にうめたるなり。ひいきはひきの音便なり。ひきは休語、ひくは用語なり。

○あけくれ

拾遺戀二、女のもとよりくらきにかへりてつかはしける　順

あけくれの空にて我はまどひぬるおもふ心のゆかぬまに〲

〔割註〕順集にみえず。花鳥餘情總角、此歌を引きて能宣とせり。二ノ句道にぞとあり。能宣集になし。」

同雜（上）山寺にまかりけるあかつきに日ぐらしのなきはべりければ、

あさぼらけひぐらしの聲きこゆなりこやあけくれと人のいふらむ　左大將濟時

源氏物語（野分）さやかならぬあけくれのほど、いろ〲なるすがたはいづれとなくをかし。同（若菜下）わたどのゝ南のとのよべ入しが、まだあきながらあるに、まだあけくれの程なるべし。ほのかに見奉らんの心あれば、同（御法）明けはつるほどに消えはて給ひぬ云々。めづらかにいみじくあけくれの夢にまどひ給ふほど、同（同、）

いにしへの秋のゆふべのこひしさにいまはとみえしあけくれの夢

〔割註〔夕霧大將の紫上をかなしむ歌也。いにしへとは野分の時、見初しをいふ。いまはとはこゝの終焉をさす。まことの夢にあらず。」同〔總角〕例のあけゆくけはひに、鐘の聲などきこゆ。いぎたなくて出給ふべきけしきもなきよと、心やましくこわづくり給ふも、げにあやしきわざ也。

しるべせしわれやかへりてまどふべき心もゆかぬ明くれの道

〔割註〕薫大將の歌也。匂宮のしるべをして也。まどふとは大君のつれなき故也。」

考云、あけくれとは、夜あけむとして又一たびうすくらくなるものなるが、そこをさしてかくいふ也。

○きかく

古今集戀五、〔題しらず〕

それをだにおもふことゝてわがやどをみきとないひそ人のきかくに　よみ人しらず

大和物語〔割註〕師說第十三段、」うまのぜう藤原のちかぬといふ人のめにはとしことといふ人なん有りける。子どもなどあまたいできておもひてすみける程になくなりにければ、かぎりなくかなしとのみおもひありくほどに、うちの藏人にて有りける一條の君といひける人は、としこをいとよくしれりける人也けり。かくなりにける程にしも問はざりければ、あやしと思ひありく程に、此とはぬ人のずさの女なん、逢ひたりけるをみてかくなん、

おもひきや過にし人のかなしきに君さへつらくならむ物とは

ときこえよといひければ、返し、

なき人を君がきかくにかけじとてなく〳〵しのぶほどならうらみそ

同〔割註〕師說第廿六段、」かつらのみこ、みそかにあふまじき人にあひ給ひたりけり。男のもとによみておこせ給へりけり。それをだにおもふことゝて〔割註〕古今戀五ノ歌ナリ。」六帖二一　山川

山川の瀧つこゝろをせきかねて人のきかくになげきつるかな

ひとりぬる人のきかくに神無月俄にもふるはつしぐれかな　　よみ人しらず

後撰集冬　題しらず

萬代集雜五〔割註〕大和物語第十三段とおなじ。」新千載集戀一〔割註〕六帖の歌をのせたり。」

孝云、きかくはきくといふに同じ。カクの約めクなり。萬葉集十三に、速川之往文不知と有るを、縣居翁はこのきかくの例によりユカクモシラニとよめり。冠辭考(はや川)にみえたり。千蔭、此說をのせて又云、往の下、方を脫したるにて、ゆくへもしらにならむかと略解にいへり。〔割註〕眞木ニハ、往ノ字ニユクヘト假字アレド、ヘノ詞ニアタル文字ナシ。」同十三卷に、日向爾行靡闕矣と有るを、千蔭はユキナビカクヲとよめり。されど縣居翁の靡は紫の誤にて、紫闕ミヤとよむべし。行紫闕イデマシノミヤとよむべしといふ說をも、千蔭の略解にのせたり。兎に角に萬葉なるはしばらくさしおきて、此詞をばキクを延べたるものと解くべきなり。さて契沖も縣居も、

なき人を人のきかくにかけじとてしのぶるほどぞわするとなみそ

といふ歌を、後撰とて引證したれど、後撰にはみえず。若は大和物語(第十三段)なる歌をおぼえたがへるにはあらざるか。源氏物語帚木の卷に、よし今はみきとなかけそとておもへるさま云々。紫式部のみたる古今集と今本とはたがへるなるべし。

○さきくさ

萬葉集卷五に、三枝之中爾乎禰牟登とみえ、催馬樂に、このとのはむべもとみけり。さきくさのあはれさきくさの花、さきくさのみつ葉よつばのなかに、とのづくりせりやとのつくりせりや。とあるを、古今集の序に、六にはいはひうたといふ所に、後人、其祝歌の例とて、このとのはむべもとみけりさきくさのみつばよつばにとのづくりせり。と直して入れたり。〔割註〕又古今集の序にいへるやうなる歌を直して、

催馬樂にとれるにも有るべし。」縣居翁の説に、さきくさは瑞草にて常あるものにあらず。神祇令三枝祭の注に、以三枝花一飾二酒罇一祭。故曰二三枝祭一也。とある此率河の祭は四月なれば、さゆり花を挿て神に奉るなるべし。彼百合は莖朱く、末に三つ枝わかれて似たればなりといはれき。枕草紙〔割註〕第四段木は、「ひの木人ちかゝらぬ物なれど、みつばよつばのとのづくりもをかし。とあるにより、檜といふ説あれど、取るにたらず。檜は最棟梁に用る木なれば、其用あることをめでて、此殿は云々の歌の詞をかりていへるなるべしと、先師清水月齋翁はいはれき。その檜なりといふ説は、梁塵愚案抄などにもみゆる説にてあれど、よろしからぬ由に縣居翁もいはれき。氏に三枝と云ふは、新撰姓氏錄に、禁庭に三枝の花生出しを採りて奉りし故に、三枝氏を賜ひきと有るも、百合ならんと縣居翁いはれたるを、上田秋成は此説に從はず。三枝は瑞草にてよにめづらかなるものならんを、とかくに培養し、率河の祭にも用られ、三枝の氏賜りしも、その瑞草を奉りしよりならむ。今時まれ〱にもつたはらぬよりして、百合ならむなどといふは、中々にしひごとならむ。後よりはいにしへのことさだめがたしといへり。〔割註〕冠辭考、古今集打聽、催馬樂、枕草紙などを鈔錄したる也。」

(笏(附、方丈))

笏は和名抄調度部服玩具にみえ、狩谷棭齋の攷證に、事みなつきたればいふべきふしもなし。ただ二のまひにひとつふたつ、續日本紀卷八に、諸國の史生に笏を把らしむることあれば、おもき人には古くより用られたることといふもさら也。塵添卷七〔割註〕第四十七持尺由事。」日本ニ百官笏ヲ持ツ事ハ、人王第四十四代元正天皇御宇ニ定メラル。五位已上ハ牙笏、六位ハ木笏と見えたり。出處考ふべし。續日本紀卅八には、七位のものに牙笏をゆるさるゝことあり。

本品は裝束要領抄上(笏)に、或はいちひ、又はふくらの類名ふるくみえたり。近世或は櫻、柊、人々の意匠定まらざるか。〔割註〕孝云、和名抄菓具、櫟、梂、爾雅云、櫟其實梂、(和名、以知比乃加佐、)又木

類、椋、唐韻云椋(漢語抄云佐久木)木、可レ爲レ笏也、新撰字鏡、杷、比乃木、又一比乃木、櫟、一比乃木、拘、一比乃木、などみえたり。卷の一第八條、位山の處にいへる事とも、通考すべし。」思對命を書くといふは、禮記玉藻に、將レ適二公所一。宿齋戒居。外寢沐浴。史進二象笏一。書二思對命一と有り。これなり。但し此文に付ておのれ疑あり。此玉藻にしるしたるは、周の世のさだめなるべし。その比いかなる墨にてかきけん。添書にてや有りけむ。玉や象牙などにいかにして書きけむ。竹笏は皮のまゝなるべければ、その事はてゝ後にのぐひてきえぬべきを、木にて製したらむには、たはやすくはのぐひすてがたからむを、其たび〳〵に別に笏をあらたむるにや。物しれらん人にとはまほし。裝束要領抄に笏、異朝には臣有三致命及所二啓白一則書二其上一。備二忽忘一云々。(釋名文也、一(臣)作君、(致)作教、)本朝の古例も亦かくのごときの事あり。(江次第)又笏紙を押事あり。任二納言一之時。着二笏紙一參入。若不レ具之人。仰二外記一令二書押一。のよし古記にみえたり。但し是は常の儀にあらず。公事行はるゝ時の事也と有りて、冠注に異邦以レ紙粘二笏上一事。事文類聚續集。(笏本記事)、今官員執レ笏。最無二道理一。笏者只在二君前一詔事恐二事多一。須三以レ紙粘二笏上一記二其頭緒一。或在二君前一不レ可三以二手指一人物便用レ笏。とのせたり。是等の文にて後世の笏はうたがはれたり。周の世のころの事は猶かたぶかれしを、ふたゝび思ふに、玉は天子に限り、象牙は諸侯に限る。〔割註〕玉藻笏天子以二球玉一。諸侯以レ象と有りてしらる。」彼の思對命の用意は、大夫の身に有るべき事なるに、其大夫以下は竹にて製して、飾るに魚須、また象牙などを用ふるよしなれば、〔割註〕玉藻。大夫以二魚須一文レ竹。以レ竹本レ象とあるにてしらる。」のごひがたき疑ひは有るまじきか。しかるに六典。禮部。三品已上笏。前詘後直。五品已上前詘後挫。幷用レ象。九品已上任用二竹木一。上挫下方など有るをみれば、五品以上純物象牙を用るなり。〔割註〕玉藻。大夫以二魚須一云々の鄭注。不三敢與レ君竝用二純物一也。」されど李唐の時は、上にのせたる以レ紙粘二笏上一の事もなすべければ、うたがふ事なしとはおもへど、墨と筆とはふところに別にやもたりけん。猶おぼつかなし。

笏を簿といふは、蜀志秦宓傳。宓曰。仲父何如。宓以レ簿擊レ頰〔割註〕注簿手版也。」曰。願明府勿下以二仲父之言一假中於小草上民。〔割註〕陳仁錫本。草作レ章。非也。小草民。秦宓謙辭。自喩二小草一也。案。廣漢大守夏侯纂也。故宓稱レ纂曰二明府一也。仲父齊桓公尊二管夷吾一比二已仲父一之辭。案今以二仲父一呼レ宓。謙云レ爾。」〔割註〕此注蓋裴松之注也。陳仁錫本。注文亦單行大字。但每行低寫起。而此四字雙行小字。或是後人之所レ加。別刻可レ攷也。毛晉本概而來注無二識別一。則不レ可二以證一。」

唐笏。書㙛錄。〔割註〕宋張舜民著。」に唐笏短厚不レ屈。今往々見レ之。王欽臣所レ執是也とあり。本邦の制度は、李唐の時を多く用られたれば、其製造をうけたらんか。古の笏を考ふべし。〔割註〕說郛十八にのせたる書㙛錄をみたり。その他本未レ考。」〔割註〕大塚耆梧といふもの丶笏考一卷あり。近代著述目錄にあり、此人は裝束の事に心入れたる人にて、いろ〳〵の著述あり。橘嘉樹、字敏卿といひ、俗に市郎右衞門とよべり、此笏考といふ者、おのれ未みたることなし。」

附方丈釋迦方誌（釋道宣撰）卷中（吠舍釐國）に、寺東北四里許塔。是淨名故宅基。尙多二靈神一。其舍疊甎一傳云。積石即說法現疾處也。近使者王玄策以レ笏量レ之。止有二一丈一。故方丈之名因而主焉。〔割註〕櫻井友云主恐生。」釋氏要覽卷上。〔割註〕北宋僧道誠集。」方丈。蓋寺院之正寢也。始因二唐顯慶年中一。勅差二衞尉寺承李義表前融州黃水令王玄策一往二西域一。充使至二毗耶黎城一東北四里許。維摩居士宅示疾之室遺址疊レ石爲レ之。王策躬以二手板一縱橫量レ之。得二十笏一。故號二方丈一。〔割註〕王下脫二玄字一。或修二複名一者歟。」

梅齋の攷證にも大凡にはのせたれど、書名をいはざれば、今かく物したるなり。文選王簡栖頭陀寺碑文に、宋大明五年始立二方丈一とある方丈是也。

○ひたゝれ

空穗物語（藤原君）布のひたゝれ着て立給へり。〔割註〕孝云、コヽハ重キ人ノカロキモノヽ姿シタル繪ヤ

ウヲ、シルシタル繪詞ナリ。物語ノ詞ニハアラズ。」玉藻〔割註〕建暦二年三月廿二日、」かなの新制〔割註〕六位ノ法ナリ。」にいはく、ひたゝれ水干葛袴の類きるべからず。」保元物語〔割註〕上皇三條殿に御幸の事、」義朝を御前にめさる。赤地の錦の直垂に打烏帽子引立。玉海〔割註〕文治六年（八十二代後鳥羽）正月十一日、」此日攝政太政大臣長女。有二入内事一。（中略）、主上撤二御裝束一。御袴御衣。北方押二遣之一臥御。其上先着二紅御直垂一。其上奉レ着二御衾一。後京極殿新十二月往來（七月）、染付直垂一具。扇三本。七日料獻レ之。布衣記、染直垂に大帷を重ね。袴には大口をかさね、建武元年五月七日武者所輩可二存知一條々。鎧直垂。蜀錦呉綾。金紗金襴紅紫之類。細々警固之時。不レ可二著用一。建武二年三月一日大番條々。鎧直垂以下武具事。各存二儉約一。可レ止二過差之儀一。所詮於二直垂一者。蜀錦呉綾。金紗金襴。紅紫之類、不レ可二着用一可レ爲レ布。親長記、〔割註〕長享元年（後土御門）九月十二日、」征夷大將軍從一位行權大納言源朝臣義尙（尊氏九代）進發。江州佐々木六角御退治、（中略）、權大納言殿金襴鎧直垂。（中略）公家號藤中納言入道（高倉、）政資朝臣（日野、）諸大夫二人。各着二鎧直垂一。永康朝臣〔割註〕高倉○鎧直垂。」守光〔割註〕日野別流○鎧直垂。」冬光（同、）各召二具軍兵一。兵部卿範輔卿記、直垂、元武士之服也。爲二直仕一聽レ之。文門直衣相同也。宣旨部類記、天慶度、平貞盛聽レ着二直垂一。宇治拾遺卷一（利仁將軍、）錦のふくらかに入たるひたゝれをきたる。〔割註〕孝云、此成文なし。こゝは意を取かけるなり。」明月記（婚之卷、）舞君直垂、同御枕二、姫君御小袖、置二其右一。續古事談、貞信公記、天慶度云、征夷大將軍參議右衛門督藤原朝臣忠文赴二東軍一。予使時名贈二金錢百文及精好綾一一端一畢。件綾着二甲介表一之料也。色以二紅梅一ツ綠一ツ一以々。貞信公御餞のひたゝれとて、右衛門督紅うすきひたゝれきて、あづまにも下られける。野府記別記、寬和元年十一月三日、召二覽彼祖父貞盛朝臣之直垂一（萠黃）、爲二甲介一裏悉損。

○橡

萬葉集七（寄衣）　橡衣人者事無跡曰師時從欲服所思（ツルバミノキヌキルヒトハコトナシトイヒシトキヨリキホシクオモホユ）

略解、賤女を戀ふること有てよめるなるべし。和名抄、染色具。橡〔割註〕和名、都流波美、」櫟實也。衣服令に黄橡とあれど、こゝはそれにはあらず。四位の服となれるも後の事にて、古は然らず。

同　橡解濯衣之恠殊欲服此暮可聞

同十二〔寄物陳思〕　橡之袷衣裏爾爲者吾將強八方君之不來座

略解、橡は今どんぐりと云ふ物也。染種には其子につきたるよめが合器といふ物を煮て、其汁もてす。衣服令に依るに、橡墨染などは家人奴婢の衣の色也。然れば是は賤き人の我着る衣もてよめり。

同　橡之一重衣裏毛無有兒故戀渡可聞

　　橡之衣解洗又打山古人爾者猶不如家利

　　久禮奈爲波宇都呂布母能會都流波美能奈禮爾之伎奴爾奈保之可米夜母

同十八

源氏物語〔夕霧〕、大和守のいとうこなれば、はなれ奉らぬうちに、をさなくよりおほしたて給ひければ、きぬのいろいとこくて、つるばみのもぎぬ一かさねこうちぎきたり。〔割註〕孝云、落葉宮ノ御母ナクナラセタマフトキ、落葉宮ノ御從弟ノ少將ト云フ女房ノ服ナリ。」榮花物語〔割註〕日陰のかづら。」よの中みな諒闇になりぬ。殿上人のつるばみのうへのきぬのありさまなども、からすなどのやうにみえてあはれ也。續世繼物語〔割註〕はら〲の御子。」ある人の申されけるは、つるばみの衣は、王の四位の色にて、たゞ人の四位と王五位とはくろあけをき、たゞ人の五位あけの衣にてうるはしくはあるべきを、今の人心およずけて、四位は王の衣になり。五位は四位の衣をきるべし。けびゐし上官などは、うるはしくて猶あけをあらためざるべし。堀河院百首〔更衣〕

　　つるばみの衣の色はかはらねど一重になればめづらしきかな　　顯仲

〔割註〕孝云、袍ノ色ハ、冬モ夏モ同ジケレドナリ。顯仲ハ四位ナリ。ツルバミノ色は四位以上ナリ。」

孝云、つるばみの色は、萬葉にては賤人の服色也。後世藤の衣の色に似たるより、喪服の時に打まか

せてつるばみといへり。源氏、榮花是なり。されば一條禪閤桃華蘂葉喪服橋に橡をのせられたり。四位以上のうへのきぬの色、是に似たれば、つるばみといへること、續世繼、堀河百首是なり。〔割註〕青橡、白橡などいふは、染かたの濃と薄とにて、名のかはれるなるべし。萬葉類林にもしかいへり。つるばみは略解にいふごとく、俗にドングリと云ふ橡の實によく似たるよし、されば江戸近邊にてはかしの實をドングリといふとぞ。」

○あを

あをは襖の音なり。襖は素襖の襖にて賤人の服也。狩襖と云ふは狩衣の事也。狩衣と云ふは、牛飼の服にて、賤人の服なるを、後世は貴人も着る也。位襖と云ふは武官の服にて、位により色を定めあればしかいふ也。衣服令にみえたり。織襖と云ふは、染めずして綾を紋がらに出して織りたるにて、しかいふ也。襖袴といふは、狩襖のときの袴なるべし。藤井高尚が伊勢物語の新釋に諸書を引出たれば、今まづ、それをこゝにのせんとす。

伊勢物語〔割註〕師說六十二段。」もとみし人のまへにおきて物くはせなどしけり。藤井高尚新釋の本文には、朱雀院塗籠本によりて、此下にながき髮を袋に入れて、遠山ずりのながきあをゝきたりけると云詞を補入したり。さて新釋にひける條々、宇都保物語嵯峨院の卷〔割註〕刊本かくのごとし。古本吹上。」山ごもりの御料に云々。ぬのゝあを綿あつく入れて、いとおほくもたせ云々。山ぶしどもめしあつめ、いひさけくはせほしひあをひとつゞつとらす云々。あやのさしぬきにおりものゝあを云々。御さうぞくどもは白きあを綿入れて、しろがねのでいしてゑがきたり云々。御ともの人は薄色のあを露くさして遠山にすれり。〔割註〕露くさは、月草なり。鴨頭草といふものなり。」わたみないれたり。しも人は朽葉色のあをなど心にまかせてきたり。〔割註〕高尚云、山ごもりなどやうのうち〳〵の事には、上中下の人みなきること也。わた入れたりとあるをみれば、寒き風をふせぐ爲めにきるよしなり。」日本書紀〔允恭〕甲服襖

中。續日本紀〔割註〕天長十年五月、」天寒衆人多着二襖子一。三代實錄(三十三)、送二綿一千屯於出羽國一爲レ充二造襖料一。雜令。凡官戸奴婢三歲以上。每年給二衣服一云々。春布衫(ヒトヘ)云々。冬布襖。高倘云。江家次第五卷。春日祭使途中次第の條に、諸大夫着二織襖一といひ、前日出立儀には、諸大夫各着二色々狩襖一と有るをもてみれば、此二ツおなじものなり。狩襖によきあしき品有りしなるべし。

以上新釋にのする所なり。

續日本紀卷卅三〔割註〕寶龜五年四月己未。」以二京庫綿一萬屯。甲斐相模兩國綿五千屯一。造二襖於陸奥國一。同卅六〔割註〕寶龜十一年七月甲申。」征東使請二襖四千領一。仰二東海東山諸國一便造送レ之。同(十月己未)、夏稱二草茂一。冬言二襖乏一。縱横巧言。遂成二稽留一。太平記廿四。左宰相中將忠季卿薄色ノ織襖ノ裏無ニ、蔦ヲ紋ニゾ織タリケル。桃華蘂葉、狩襖事、たゞあをとも云也。ぬひ物(なもし(マヽ))もくゝりぞめにもする也。(新釋引)又織物をも用ふ。織襖といふ此事にや。或說織襖と號する狩衣二重綾也。狩襖。隨身等著レ之。舍人牛飼等用又此事也。然而又號二狩衣一。比金襖(ヒコン)(火色)、裝束拾要抄下(布衣)織襖トハ、狩衣二重織物ト見エタリ。〔割註〕文長今略ス。」襖ノ袴、狩袴ナドニ同ジ。

難波江　巻之三下

○百千鳥（百鳥　千鳥〔與湖潮別〕）

百千鳥を鶯の事也といへるは、古今集春上なる

百千鳥さへづる春は物ごとにあらたまれども我ぞふりゆく

といふ歌を、一わたりに見なして、春は鶯を多く人のよむなれば、しか思ひよせたるにて誤也。〔割註〕俊頼口傳（第九十四）、奥義抄（第廿四異名）などみな誤なり。八雲御抄（鳥部）鶯もゝちどり、是は不レ限レ鶯。是春百千鳥之囀なり。但し鶯に詠有レ例。」との給へり。」おほくの鳥を百千鳥とよめるなり。その證は、萬葉十六の卷に、

わが門の榎の實とりはむ百千鳥ちどりはくれど君はきまさず

とみえ、榮花物語つぼみ花〔割註〕活字本（十三オ）長和三年の春、「日のけしきうらゝかにひとりさやけくみえ、もゝちどりもさへづりまさり云々。谷の鶯も行末はるかなる聲にとあり。たゞに千鳥とのみもいふ也。そは萬葉十一、

あけぬべく千鳥しばなくしきたへの君が手枕いまだあかなくに

〔割註〕千蔭云、千鳥は百千の鳥にて明るを待て、必鳴くなり。」又十六に、

わがかどに千鳥しばなくおきよ／＼わがひとよづまひとにしらゆな

〔割註〕神樂歌、庭鳥はかけろとなきぬ云々とあるは、此歌をあやまれるなりと略解にいへり。」是なり。

又百鳥ともいへり。萬葉五に、

うめの花いまさかりなりもゝ鳥の聲のこほしき春きたるらし

などあり。扨水邊に千鳥と名におへる鳥あり。此鳥を百千鳥ともよぶかと人の問により、これ

かれかうがへみるに、此鳥、萬葉よりみゆれど、百千鳥とよめる事絕てなし。和泉式部家集に、水のほとりに千鳥のたゞひとつたてるをみてとはし書きして、

友をなみかげせるのみぞたちゐけるもゝちどりとは誰がいひけん

夫木卄四（河、よみ人しらず）

百千鳥やすのかはらにむれ居つゝ友よびかはすこゝち有るらし

など有るをみて、百千鳥ともいふならんと心得たらんにはあやまりといふべし。これらは千鳥といふ名よりおもひよせたるまでのことにこそ。百千鳥といふ鳥なりと心得てよめるにはあらずかし。そもく水邊なる千鳥は、閩書南產志に呼潮といへる是なりと、其筋心得てあるものはいふなり。この鳥種類多くてならべみるときは、ひとつとしておなじきはなしとかや。されば千鳥とむかしより名にもおひけんかし。その名、千鳥といはんには、百千鳥といはんも咎あるまじうおもはるゝよしに、ことわりて百千鳥ともよばんは無念たるべし。すべて彼と此と共名の意かよふとて、右に左にかよはしいはんには、よろづの稱謂みだれぬべし。一たびこの名とさだまらんには、心のまゝにいはんことは有るべき事かは。今もし呼潮をもゝちどりとよまむには、一首のうちにその心しらひ有るべき事いふもさら也。このちどり（呼潮）は、古事記神代、沼河日賣の御歌をはじめとし、日本紀等にもみゆるを、字鏡にも、和名抄にもみえぬは、いぶかしき事なりと、本居氏いへり。〔割註〕古事記傳十一（十九オ）

○むろの木（天木香樹　檉檉）

新撰字鏡にも、和名抄にも、檉をむろとよめり。さて檉は河柳ともいひて、字鏡にはやがて加波也奈支とものせたり。萬葉三の卷、十五の卷、十六の卷に無呂の歌みえて、三の卷の歌と、十六の卷の端書には天木香樹とかけり。此木を天木香樹といふこと、何の書にのせたる事にか今しられず。新井氏東雅に無呂の義不ㇾ詳といへり。谷川氏和訓栞に、萬葉集に室木とみゆ。訓義知るべしといへり。谷川氏又云

く、榁とかくは二合の假字なり。

附萬葉十一、礒上立回香瀧心哀（イソノウヘニタチマフタキノコヽロイタク）とある歌の注に、〔割註〕解略上（卅ウ）、千蔭のいへるは、此二の句むろの木と有るべく覺ゆ云々。瀧は樹の誤ならんか。天木香樹と云ふ。是は回香樹と書ける故も有るべく覺ゆ。友人森氏云、檉は御柳又は觀音柳といふもの也。むろは後世杜松といふものなり。俗にネヅサシと云ふこれなり。鼠の出る穴に、この木をさし入れておくときは、鼠、これを嫌ひて出ぬなり。

○山たちばな

今いふ藪柑子（ヤブカウジ）なり。萬葉におほくよみ、六帖にも草の處に此題みえたり。古今戀三、

わが戀をおもひかねては足引の山橘の色に出ぬべし　友則

と有り。此草の事、契沖の餘材抄に詳にいへり。古今物名たちばなと有て、あしびきの山たちばななどとよめるを、上田秋成のいふに、是は山たちばなと題のありたるが、ヤマといふ文字落ちたるならんとて其說あり。（打聽小注）、今考ふるに、秋成の說うべなひがたくや。さて清少納言の枕册子には、木はといふ條に、山たちばなをのせたり。おぼつかなき事なりと契沖も云へり。〔割註〕第二十四牡丹の條あはせ考ふべし。」〔割註〕安藤爲章の年山紀聞四（山たちばな）にも、清少納言をおぼつかなしといへり。」

○牡丹

亡友狩谷棭齋の說に牡丹に二種あり。今いふ牡丹は、唐の開元天寶の比よりみゆるものなり。それよりさきには謝康樂の詩にみゆるばかり也。ふかみぐさと和名をおほせたるは、開元天寶の比よりのうつくしき花のかたにはあらず。今いふ籔柑子の事なり。一名山橘とも云ふ也。本草和名抄には、牡丹にふかみぐさとやまたちばなとのふたつの和名をのせたり。然るを和名抄に、女郎花、瞿麥などの次にのせて、今の牡丹とおもへるは誤なり。その上にやまたちばなといふ名を落し、ふかみぐさとばかりいふも

いかゞなり。ちかき世に鉢植にするたちばなも、此の山橘の種類にこそ。されば牡丹皮湯は、かならず藪かうじといふものにうたがひなしといはれし。此說いとよろし。これによりておもひつゞけたる事どもこれかれあるを、こゝに書付く。

萬葉集に山たちばなをおほくよめり。六帖にも草部に山たちばなといふ題あり。古今戀三、

わが戀をしのびかねては足引の山橘の色に出ぬべし　友則

と有り。僧契沖の餘材抄に詳にいふ。こは古今物名たちばなと有りて、あし引の山たちばななどよめるを、上田秋成の說に、此歌のつぎ〳〵を、かたまの木山かきの木などついでならべたるをおもへば、山たちばなと題の有りしが、後に脫ちたるにはあらざるか。〔割註〕古今打聽小注。」といへり。清少納言枕册子には、木はと云ふ所にのせたり。おぼつかなき事也と契沖もいへり。是等は藪柑子なり。今のぼたむといふは、好古小錄〔割註〕藤原貞幹著。」(第五十六條)、獅子牡丹ヲ取合セテ錦ニ織ル者、西土ノ古錦ニアリ。本邦古昔此ヲ用ヒ、此間マデ摸織シタルモノ古物マヽ傳ハル。畫家此ヲ繪ク。今猶多シ。獅子牡丹ヲ取合スルコト、何ノ意義ナルコトヲシラズ。五獅子ノ如意ノ鈒鏤(ケボリ)モ牡丹也。

亡友狩谷掖齋云、五獅子如意、今東大寺ニアリ。延寶ノ頃ニ、舊跡幽考トテ大和アタリノコトヲカケル物、刊本ニアリ。是ニモ見エタリトイヘリ。又友人鶯園前田氏云、維摩會ノ講師ハ、此如意ヲ必持ヨシヲ聞オケド、何ノ由來アルニカシラズトイヘリ。又友人大淵玄滴氏ハ、小刀ノ柄ニ百兩金(古ノ牡丹)ヲ取合ハセテ、後藤氏ノ先祖ノホリタルヲ珍藏シタリ。アヤシキコト也。好古小錄ニイヘルニハ、今ノ牡丹ナルヲ、後藤氏何ノ據ニテ藪柑子ヲホリタラン。孝云、太眞傳上卷ニ、〔割註〕太眞外傳、龍威祕書。」上命採ニ藍田綠玉一。琢戈レ磬。上方造レ簴。流蘇之屬。以ニ金鈿珠翠一飾レ之。鑄レ金爲ニ二獅子一。以爲レ趺。綵繪縟麗。一時無レ比。先開元中。禁中重ニ木芍藥一。即今牡丹也トアリ。〔割註〕開元中云々。見ニ漁隱叢話卷三十一。引ニ李翰林集後序一。」先開元中トアルヨリ以下ハ別段ニテ、上文ニハアヅカラヌヤウ

ニオモハルレドモ、若クハ心得ヌモノ、、上文ト混同シテ獅子ト牡丹トヲ取合ハセタルニモアルベキカ。是ハオシアテト云フマデモナキ根ナシゴトナレド、後ノ攷ノタヨリニト書出シオク也。五師子ノ事ハ涅槃經梵行品ニ引出タリ。止觀六ニ、手出二師子一令二彼調伏一トアル處ノ輔行ニモ、梵行品ニシカジカアル事ヲ引キタリ。サレバ如意ニ師子ヲ付ケタルナリ。

余ノ著述牡丹考ヲ可レ見。委シク載ス。

〇鷂

和名抄に、鷂を波之太賀とよめり。似レ鷹而小者也と、顧野王のいへるを證にのせたり。秋は小鳥をとる故にはしたかを用ひ、冬は大鳥を取る故におほくははしたかを用ひねど、冬も小鳥取るときは波之太賀を用ふる也。されば冬のたか狩にも、歌がらによりてはしたかをよまむこと咎なかるべし。夫木、冬鷹狩、安嘉門院四條、弘安三年新熊野宮百首歌の中に、

衣手もさぞさむからしはしたかの雪うちはらふかたの狩人

といふ歌あり。不盡谷氏の歌袋に、冬は大鷹、秋は小鷹といふは、專にする所よりいふことにして、其實は冬も小鷹を用ふる也といへり。時代不同歌合、〔割註〕歌合部類にも、群書類從にも入れたり。」

ぬれ〳〵も猶かりゆかむはしたかのうは毛の雪を打はらひつゝ　源道濟

ともみえたり。〔割註〕群書類從三百五十二道濟集あり。此歌ありや。未レ撿。」

〇大工〈小工　飛驒匠　附、細工　公文司匠〈造物所匠〉

古事記下、〈淸寧〉意富多久美、表遲那美許曾。〔割註〕古事記傳四十三〈卅三オ〉に、意富多久美は大匠なり。契沖、久の字を又に誤れる本に依て、大疊なるべしとて、其事を云へるは非なり。」古語拾遺。令二手置帆負彥狹知二神一作二天御量一。伐二大峽小峽之材一。而造二瑞殿一。〔割註〕古語、美豆乃美阿良可。」書紀卷十

四〔割註〕雄略十二年、」命木工鬪雞御田始起樓閣云々。橫琴彈曰。云々。伊比志拖俱彌皤夜。同（十三年）、木工猪名部眞根以石爲質。揮斧斲材。云々。作歌曰。云々。偉儺謎能陀俱彌。同二十三（舒明）、今年造作大宮及大寺云々。以書直縣爲大匠。續紀卷一、（文武三年）、遣大工二人於越智山陵。大工二人於山科山陵。同四、〔割註〕元明和銅元年。」從五位下坂上忌寸忍熊爲大匠。同四十、〔割註〕桓武延曆八年、）」造宮大工正六位上物部建麻呂。三代實錄卷十二、〔割註〕貞觀八年二月廿九日、」飛驒國年貢匠丁一百人。三箇年間。停四十人貢六十人。同卅六、〔割註〕元慶三年十月八日、」大極殿成。右大臣設宴於朝堂院含章堂。賀落也。饗預作事四位已下雜工以上及飛驒工等。親王公卿百寮群臣畢會。喚大學文章生等。令賦詩。雅樂寮奏音樂。闕一典之間。飛彈工等二十許人。不任感悅。起坐拍手歌舞。令坐大爲唉樂。安竟賜祿。延喜民部式上。凡飛彈匠。丁役中身死者。勿貢其代。役畢還國者。免當年傜役。同内匠式。凡每年元正前一日。官人率木工長上雜工等。裝飾大極殿高御座。萬葉集卷七、斐太人之眞木流云爾布乃河。〔割註〕此歌、新千載集戀二にも入る。」同十一、云々物者不念。斐太人乃打墨繩之直一道二、〔割註〕此歌、拾遺集戀五にも入、六帖五たのむるにも入。」賦役令。凡斐陀國庸調俱免。每里點匠丁十人。一年一替。今昔物語卷廿四。〔割註〕百濟川成飛彈工物語第五。」其比、飛彈ノ工ト云フ工有リケリ。東鑑卷二、〔割註〕治承五年五月廿三日、」今明日可召進工匠之旨。被仰遣安房國在廳等之中。同、（五月廿八日、）安房國大工參上。同、（七月三日、）於鎌倉中。無可然之工匠。仍可召進武藏國淺草大工字鄉司之旨。被下御書。同、（七月八日、）淺草大工參上之間。同十四、〔割註〕建久五年七月十四日。」工等預祿。大工馬三疋、（一疋置鞍。）野劍一。小工各馬一疋。白布十端也。同廿九、〔割註〕嘉禎元年二月十日、」大工矢坂二郎大夫也。同卅一、〔割註〕嘉禎二年四月二日。」大工著束帶參入。同、〔割註〕嘉禎三年四月十七日、」番匠大工大夫長宗依召自京都參著。同、〔割註〕四月十九日、」大工散位長宗（東帶）相具引頭（東帶）參上。事終有祿物等沙汰。安齋隨筆、大工ノ

聖徳太子ヲ尊敬スル故ヲ、工匠ノ徒ニ尋問ヒケレバ、太子、工匠ノ道ヲ教ヘタマヒシ故也ト答ヘケリ。然レドモ、其事古事記、日本紀等ニ見エズ。又太子傳ニモナシ。按ズルニ、太子ハ佛法ニフカク溺レテ、四天王寺其外、佛寺ヲ幾多建立シタマヘリ。其建立ノ度ニ工匠ノ徒大ニ貨財ヲ得シ故、太子ヲ貴ビシ遺習ノ後代マデ傳ハリシナルベシ。或人ノ說ニ、今世紺屋ノ愛染明王ヲ尊崇スルハ、藍染明王ト心得タルナリ。工匠ノ聖徳太子ヲ尊ブモ、太子ノ太ノ字、大工ノ大ノ字ト心得タルナルベシトイヘリ。工匠ノ太子ヲ尊ブ事近代ノ事ナラバ、サモアルベキモシラズ。

附源氏宿木〔割註〕湖月本（八十四オ、）」宮のわか君のいかになり給ふ日かぞへとり給て、そのもちひのいそぎを心に入て、こものひわりこなどまでみいれつゝ、世の常のなべてにはあらすとおぼしこゝろざして、ぢんしたむろがねこがねなど、みちぐの細工どもいとおほくめしさぶらはせ給へば、われおとらじとさまぐのことどもをしいづめり。〔割註〕コヽハ六君ノ子産ミ給フ時、匂宮ノシタマフ處ナリ。六君トハ夕霧ノ女ニテ匂宮ノ北方ナリ。」徒然草上（第百廿二）、人の才能は文あきらかにして云々。次に細工よろづに要おほし。竹取物語くもんづかさ、〔割註〕つくもどころ塙氏群書類從本、」のたくみあやべのうちまろ、〔割註〕小山氏抄云、公文司。」

○脇息（曲录　繩床　曲几　胡床　交床）

源氏物語（若紫）、いとしのびたれど、すゞのけふそくにひきならさるゝおとほのきこえなつかしう、河海抄に枕草子云、すゞのけふそくなどにあたりてなりたるこそこゝろ憎けれ。同（末摘花）、けふそくをおしよせて、遊糸日記〔割註〕解環本（中十、）」けふそくにおしかゝりて、榮花物語（初花）、御けふそくにおしかゝりて、空穗物語〔割註〕國讓上（板本（四十三オ、）」けふそくをふみたてゝ、御屛風のかみよりのぞけるに、和名抄、（坐臥具）、几（脇息）、西京雜記云、漢制。天子玉几。公侯皆以竹木爲几。〔割註〕和名於之萬都岐、今案几屬又有脇息之名。所出未詳。」狩谷棭齋和名抄攷證曰、脇息。見大安寺資

財帳一。西宮記親王元服條。御堂關白記。新儀式奉レ賀二上皇御算一條。及後撰集慶賀部仁教僧都歌。空穗物語菊宴卷。藏開上卷。國讓下卷。源氏物語若紫卷。榮花物語玉臺卷玉飾卷。〔割註〕孝云、既見二初花卷別提一一

孝云、於之萬都岐、狩谷氏無二語釋一。本居氏云。押レ座几之義。詳見二古事記傳四十二一（五十二左、）孝云、下學集器材門に、脇息 靠レ身机也）とある、すなはち此事にて、今曲彔ともいふなり。下學集（器材門）の下文に、椅子曲彔とのせたり。〔割註〕椅子を椅子、曲彔を曲椽とかくは、いづれも俗字なり。」節用集〔割註〕饅頭屋本、慶長板、無二異同一。」に曲彔とあり。彔は說文卷七上部首にみえ、刻レ木彔彔也とあるは、曲几の欹形奇邪にして截然ならず。出入のある形狀なれば、曲彔といふにこそ、徐諧の彔々猶二歷々一也。一一可レ數之貌といふを思合はすべし。太神宮神寶圖に脇息みえたり。深草元政の草山集卷十一に、僧明兆のかける十六羅漢圖樣をのせたる。その第九戍博伽尊者倚二曲椽一握二拂子一とみえたり。いかなる形にて有りけん。沙石集二上〔割註〕佛舍利感得人事。」ニ、助老ト申テ老僧ノ坐禪ノ時苦シケレバ、脇ヲカケテヤスミ候。大體脇足ノ風情ナリト、柳宗元斬曲几文（文集卷十八）に、末代淫巧不レ師二古式一。斷レ兹揉レ木。以限二肘腋一。欹形詭狀。曲程詐力。制類奇邪。用絕二繩墨一。勾身陋狹。危足偏側。支不レ得レ舒。脇不レ遑レ息。余胡斯蓄。以亂二人極一とある曲几、すなはち脇息なり。脇不レ遑レ息といふをみれば、柳宗元、この吏几をこゝろよく思はぬなりけり。〔割註〕脇ハ腋下ニテ、ヨリカヽリテモ休息ニハナラヌヨシヲシカ云フナリ。」〔割註〕唐類函（百七十三）ヨリ引用ス。原文ヲ點撿スベシ。」語林曰。任元褒爲二光祿勳一。孫翊往詣レ之。見二門吏憑レ几一。視孫入語レ任曰。吏几對レ客爲二不禮一。任便推レ之。吏答曰。得レ罰體痛。以二横木一扶持。非レ憑レ几也。孫曰。直木横施植二其兩足一。便爲レ憑レ几。何必狐蟠鵠膝。曲木抱レ腰。（北堂書抄）とあるも、曲几也。演繁露卷二一、（几）、几與レ案自是兩物。几者坐具也。曲レ木附レ身以自捧抱。故釋名曰。几庪也。所二以庪レ物者也。其音軌。其義則閣也。漢武內傳。帝受二王母眞經一。庪二黃

金之几一。是以レ几而貯二閣經文一。鄴中記曰。石虎所レ坐。几悉彫畫。爲二五色花一。則几者所二以坐一也。非二案類一也。〔割註〕續百川學海本鄴中記不レ見。別本未レ考。」語林曰。〔割註〕語林云々見レ上。按二上文一無二馮字一。原書宜二再撿一。」孫馮翊往見二任元褒一。門吏憑レ几見レ之。孫請レ任推二此吏一。吏曰得レ罰體痛。以二横木一扶持。非レ憑レ几也。孫曰。直木横施。植二其兩足一。便爲レ憑レ几。何必狐蟠鶴膝。曲レ木抱レ腰。用レ此推レ之。則几之形象可レ想。大率如二今之胡床一。頂施二曲木一。而俗以抱身交レ床名レ之是其象矣。第古無二繩床一。既爲二坐具一。必是施レ板。竹林七賢論曰。阮籍在二袁孝尼家一。醉起。扶二書几板一爲レ文。王逸少見二門生家棐几滑淨。因書二眞草一。其父刮去。是皆有二板可レ書也。孝子隱レ几而臥。南郭子綦隱レ几而坐。荅然似レ喪二其耦一。皆其事也。必以レ几閣二其手一。故得三以寄二其逸一也。若二周禮玉几漆几一。用レ材設レ飾則有レ別。若其形制無レ二一也。同書卷十四。交床。今之交床。制本自レ虜來。始名二胡床一。桓伊下レ馬據二胡床一。取レ笛三弄是也。隋以二讖有レ胡改二名交床一。胡瓜亦改二黃瓜一。唐柴紹擊二西戎一。據二胡床一使二兩女子舞一。即唐史臣追二本語一以書也。唐穆宗長慶二年十二月。見二羣臣於紫宸殿一。御二大繩床一。則又名二繩床一矣。とあるなどは、みな西土の事にて、本邦はこれにならへるものなり。

附佩文韻府にのせたる高唐賦、李白詩、唐書酷吏傳などの脇息は、歎息の事にて別義也。又淸畢沅校定本墨子兼愛中篇。脇息然後帶とある校語に、脇舊作レ肱。據二太平御覽一改とあるは、疲勞して息のたえ〴〵になるといふにて是も別義也。〔割註〕こゝに引きたる墨子の文は、楚策吳師道校語にものせて脇とかけり。御覽のかたふるき故に、畢沅は吳注をいはぬなるべし。」

○女の名におノ字を冠らしむる事

太平記卷十、〔割註〕龜壽殿令レ落二信濃一事、」御乳母ノ御母ト申ス者ハ云々。御妻今ハ誰ヲソダテ誰ヲ憑テ可レ惜命ゾヤトテ、アタリナル古井ニ身ヲ投ゲテ終ニ空ク成リ給フ。

コ、ハ高時ノ子龜壽ヲ、諏訪三郎盛高ノ忍テ信濃ニカクサントテ抱取テ出ルトキ、乳母ノ御妻ト云フ

モノ哀ミニタヘズシテシヌルナリ。

同巻廿二、〔割註〕佐々木信胤成ニ宮方ニ事〕」其比菊亭殿ニ御妻トテ、眉目貌無レ類。其品賤カラデナマメキタル女房アリケリ。元來心輕ク思定メタル方モナケレバ、何トナク引手數多ノウキ網ノ、

孝云、谷川士清和訓栞(於ノ部)ニ、婦人ノ名ニオヲ冠ラシムルハ、太平記ノ御妻始ナリトイヘリ。伊勢貞丈ノ秋草〔割註〕女ノ名於ノ字、」ニ、今世ノ女ノ名ニオトメ、オサヨナド卜付事、中昔モ如レ斯ノ名アリシナリ。太平記廿二御妻トテ云々、オシナベテ付シニハアラズ。タマ〳〵ハ如レ是ナル名付シ人モアリシナリトミエタリ。谷川氏ハ某ノ巻トイハザレバ咎ムベキ事ナシ。伊勢氏ハ何故ニ第十巻ナルヲ漏ラシケン。女ノ名ニ冠ラシムル於文字ノ事ヲ捜索スルニ、コノ御妻ト云フ名ニ始リテ、一ハ貞節、一ハ妖孽ニシテ、同書中同名ナルハ奇ト云フベシ。曲亭馬琴ノ燕石雑志巻一ニ、三代實錄巻八ナル藤原朝臣御康ヲ始ナル由ニイヘド、イカヾアラン。原文ヲ考フルニ、コノ處上下多ク女房ノ名アレド、此外ハミナ某子トアリ。其中ニ御井子ト云フアリ。モシ是モ御康子ナドトアリタルヲ、子ノ字落タルニハアラヌカ。コレハトマレカクマレ、馬琴ハ御井子ヲモ引出ベキ事ナラズヤ。今ヨリハ其讀シカト定メカヌレバ、シバラク谷川、伊勢ノ兩氏ニ从ヒ、太平記ヲ始トナスベキ也。下リタル世ニハ信長公ニツカヘタリト云フ小野ノオ通アリ。十二段ノ淨瑠璃ヲカケル女ナリケリ。〔割註〕但小野オ通ノコトハ時代ニ異說アリ。」

○看　行

古事記ニ看行ヲミソナハストヨム。〔割註〕書紀、續紀ナドニモ、看行ヲシカヨメリ。但眞假字ニカキタルハナシ。古今集序ニ、今モミソナハシ、榮花物語本雫ノ巻ニ、此度ノコトハ、ミソナハサントアリ。」本居氏云、美志淤許那波須(ミシオコナハス)ノ約マリタルナリ。〔割註〕看ヲ美志ト云フハ古言ナリ。志淤ハ曾ト切リ、許ハ省カリタルナリ。又志淤許ヲ約メテモ曾トナルナリ。」許那波須ハオモホシメス、キコシメスノメスト

同ジ意ナリ。龍田風神祭祝詞ニ思志行波須トモアリ。コノミソナハスノミハキコシメス、シロシメスナドノ例ニヨリテ、美志賣須トイハヌハイカニトオモフニ、賣須ハ即看スナレバ、看タマフ事ヲシカ云ヒテハ、美志ト賣須ト同言ノカサナル故ニ、コレハ後世マデミソナハストノミ云フ也。〔割註〕メスハ即オコナフト同ジキ證ハ、所念行（オモホシメス、）所知行聞行（キコシメス）ナド、ミナ行ノ字ノ添ヘテカケバナリ。」

右古事記傳廿七（五十四オ）ニ、詳ニ云ハレタルヲ略抄シテ、或人ニ答ヘタル案ナリ。

〇産婦よこにふす

榮花物語（楚王夢）、いまひとつの御ことにより、いまひとよみのゝしりたるほどに、程もなくたひらかにせさせ給へれば、かきふせたてまつるほどに、〔割註〕道長公の女嬉子御産の時なり。後朱雀の女御也。」取替ばや物語〔割註〕孝藏本第二冊二オ、」こもちの君いみじかりつる事のなごり、わたなどうちかづき所せきにくゝみふせられてね給へるに、〔割註〕こゝは男のまねして權中納言といはれ給ふ時、北の方宮の宰相に心かよはして、その宰相の子をうみたる所なり。」同〔割註〕孝の藏本第四冊（卅九オ、）」こもちの君と、てづからかきふせてあつかひ給ふさま、〔割註〕こゝは男のまねして右大將といはれ給ふ君に、宇治にて權大納言（宮ノ宰相ノコト、）子うませ給ふ時に大納言がかきふせてなり。」狹衣物語一（上）、いとう成はてぬれば、心ちすこしゝづめてあるにもあらでふさせ給へる大宮を、こもちのやうによろづにしふせ奉りて、〔割註〕女二宮ノ御産ノ處ナリ。」空穗藏開（上）、くるしきこともなくておきゐ給へり。中納言の君あしかめり。なほふさせ給てきこしめせと申給へば云々、風ひき給ひてんとてさわぎふせたてまつり給ひつ。同國讓（下）、のちのものたひらかなり。ふせ奉りて大將やがてそひふし給ぬ。

〇産婦わたかづく

取かへばや物語〔割註〕孝藏本第二冊（二オ、）」こもちの君いみじかりつるなごり、わたなどうちかづく云

々、いとどさゝやかにほそうをかしげなる人の色はくまなく白きに、しろききぬどもにうづもれて、かしらにきゝのうへおぼえわたひきちらされたり。こちたくながきかみをひきゆひてうちやりたるなど、

○追號天皇（類聚國史卷廿五、帝王部追號天皇條可レ考。）

▲長岡天皇　草壁皇子也。天武太子。文武父。（割註）見ニ簾中抄上卷帝王一。」日並知皇子是也。
岡宮御宇天皇（見ニ類史一）同上（見ニ續紀卷廿一一。（割註）淡路廢帝天平寶字二年八月戊申追崇。」

▲崇道盡敬天皇（見ニ類史一）舍人親王也。天武第八子。廢帝父。（割註）見ニ簾中抄上一。」

▲田原天皇（見ニ類史一）施基皇子也。天智第三子。光仁父。（割註）見ニ簾中抄上一。按續紀卷卅一光仁即位前記、天皇諱白壁王、田原天皇第六之皇子。」（割註）孝云、萬葉八志貴皇子御名火乃磐瀨、新勅撰夏載ニ此詠一。作ニ田原天皇一。又萬葉卷一志貴皇子。「葦邊行鴨之羽我比。新勅撰羇旅載ニ此詠一。作ニ田原天皇一。並可ニ以證一。」
春日宮御宇天皇　同上（割註）續日本紀卷七元正天皇八月二品志貴親王薨。天智天皇第七之皇子也。寶龜元年追尊稱ニ御春日宮天皇一。」

▲崇道天皇　早良親王也。光仁第二子。（見ニ簾中抄上一）（割註）孝云、平家語卷三許文、早良ノ廢太子ヲバ崇道天皇ト號シ云云。」

▲後高倉院　守貞親王也。後堀河父。（見ニ紹運錄一）（割註）孝又云、群書類從卷廿四ニ載セタル藤森社緣記ニモミエタリ。大鏡三、師尹うせ給ひて後に贈太上天皇と申して、」
附辭ニ東宮一之後、有ニ院號一。」

▲小一條院　諱敦明。三條院皇子。長和五年爲ニ東宮一。寬仁元年辭ニ東宮一。賜ニ院號一。（割註）見ニ簾中抄上卷帝王一。」

○閑院（閑院大君　閑院の御）

古今集戀四、中納言源ののぼるの朝臣の近江介に侍りける時によみてやれりける、

逢坂の木綿つけ鳥にあらばこそ君がゆきゝをなく〳〵もみめ　　閑院

同哀傷、藤原のたゞふさ、むかしあひしりて侍りける人の身まかりける時に、とぶらひにつかはすとてよめる、

さきだたぬくいのやちたび悲しきはながるゝ水のかへりこぬなり　　閑院

後撰集秋上、源昇朝臣とき〴〵まかり通ひける時に、ふん月の四五日ばかりに七日の料にさうぞく調じてといひつかはして侍りければ、

あふことはたなばたづめにひとしくてたちぬふわざはあえずぞ有りける　　閑院

同戀三、五節の所にて閑院のおほい君につかはしける、〔師尹朝臣〕、〔割註〕師尹は小一條なり。下文に出たる小野宮の大臣の弟なり。」

ときはなるひかげのかづらけふしこそこゝろのいろにふかくみえけれ

（かへす）、

たれとなくかくるおほみにふかゝらんいろをときはにいかゞたのまむ

同雜三、人のもとよりひさしうこゝちわづらひて、ほと〳〵しぬべくなんありつるといひて侍りければ、

もろともにいざとはいはでしでの山いかでひとりはこえんとはせし　　閑院大君

〔割註〕大和物語にみえたり。」拾遺集戀五、小野宮のおほいまうちぎみにつかはしける、〔割註〕實頼なり。上に出たる師尹の兄なり。」

君をなほうらみつるかなあまのかる藻にすむゝしの名をわすれつゝ　　閑院宮

續古今集戀二、題しらず、

むかしよりおもふ心はありそうみのはまのまさごの數もしられず　　閑院大君

〔割註〕大和物語にあり。」新拾遺戀四、平貞文たえて後、程へてあひて露のおきゐてと申ける返事に、

〔割註〕露におきゐての歌、大和物語にみえたり。」

白露のおきふしたれをこひつらむ我はきゝおはず磯のかみにて　　閑院

〔割註〕大和物語に見えたり。」大和物語〔割註〕師說第卅六、」平仲かむゐんのごにたえて後、ほどへてあひたりけり。さてのちにいひおこせたる、

うちとけて君はねつらんわれはしも露のおきゐて戀にあかしつ

（女かへし、）

白露のおきふしたれをこひつらんわれはきゝおはずいそのかみにて

〔割註〕新拾遺戀四に入る。」同、

むかしよりおもふこゝろはありそうみのはまのまさごはかずもしられず　閑院の大君

同、おなじ女にみちのくにのかみにてしにし藤原のさねがよみておこせたりける、やまいとおもくしておこたりける比なり。いかで對面たまはらむとて、

からくしてをしみとめたる命もてあふ事をさへやまむとやする

といへりければ、おほいきみかへし、

もろともにいざとはいはでしでの山などかひとりはこえんとはせし

〔割註〕後撰雜三に入る。」

孝云、閑院といふも、閑院大君といふも、閑院の御といふも同じ女なり。されば大和物語には閑院の御とあるを、新拾遺には閑院とのみのせたり。尊卑分脉卷二（源氏）、宗干の女を閑院大君といふよしのせたり。古今集目錄（庶女）、閑院、延喜頃之人、命婦としるしたり。〔割註〕此書、群書類從和歌部に

入る。」此命婦源氏にて、此藤氏傳領の閑院にすむこと、その因縁たづぬべし。作者部類には、閑院と閑院大君とを別提してあるにより、別人のやうにみゆれば、こゝにかきいだしおくなり、さて閑院といふは、もと冬嗣公の舊跡にて、のちもその所の名となれるにて、此女、そこに居たるよりの稱なるべし。拾芥抄中卷〔割註〕諸名所部第廿」に、閑院は二條南、西洞院西町冬嗣大臣家云々。公季公傳領とある是也。平家物語一の卷、內裏炎上の條に、火に燒けたるよしみえたり。凌雲集に、夏日左大將軍藤冬嗣閑居院とあれば、むかしは閑居院ともいひしにこそ。榮花物語花山の卷に、ことし〔天元三年〕內裏やけぬ。みかど閑院に渡らせ給ふ。閑院は故堀河殿の御領にて、朝光の大納言がすみ給ひけるほかにわたり給ぬ。とみえたるを見れば、冬嗣公よりつぎ〳〵つたへて師輔公にいたり、夫より兼通公、朝光とうけ來りたるなり。榮花に故堀河殿といふは兼通をさす。朝光は兼通の子なり。されど上に引きたる拾芥抄に、公季傳領と有り。此公季は兼通の弟にて、命ながく御堂關白道長公より後になくなり給ふ。その公季に師輔よりつたへたらんには、兼通の御領にはあるまじきを、猶よく考ふべし。此つたへはあやまりかとおもふに、公季は閑院と號すればさにはあらじ。若ははじめ兼通、朝光とつたへ來たりて、後に公季公位のすゝませ給ふにより、わが方に閑院を所領とし給ふか。拾芥抄はあとよりかくもの故に、兼通につたへ來たることをいはぬにも有るべし。

○五十音圖は悉曇に本づく

縣居翁の萬葉考〔割註〕卷首(十一オ)頭書に」、皇朝と天竺は言の體似たるが如くなれば、天竺の言を少し學べる人、五十音は悉曇より出しとおもへり。是をよく學びし人は、各別有ることをしりて、却てこゝの五十音もて、彼方の音を解く便りにもせりとみえたり。

孝按ずるに、五十音の次序、悉曇の摩多體文遍口とよくあへり。もしこゝに別に此五十音あらむには、その次第いかでかくまでは、かの悉曇と符同すべき。天竺の言をよくまなびたるものとは暗にこ

れをさすか。

〇齊魯優劣の辨

縣居翁の萬葉考〔割註〕卷首〔三オ〕頭書」に、周公旦は儒もて魯を治めむとせしに、終に弱魯とさへ世にいひあ□〔所見本摸糊〕られて亡びき。太公望は武もて齊を治めつれば、後もいよ〳〵勢有りて長く傳へたりとみえたり。此論いかにと問ふ人あり。おのれ答へていふやう、萬葉考の本文の意味をあぢはふるには、本邦のむかしたゝけくをゝしきに、後世はおとろへてたよわくなり行きしを打なげかるゝより、かの兩國弱強ひとしからぬを引出て、本邦の人々をおどろかして、上つ御代の手ぶりにかへさんとなれは、その意あしからねど、その詞には咎むべきことあり。今詳にいはんとす。

周安王の廿三年に太公望之後絶祀。また夫より百三十年程すぎて、周ははやくほろび、秦莊襄王の元年に楚滅レ魯と、史記六國年表にみえたり。そも〳〵魯國の列國にすぐれたることは、漢高祖本紀に、追殺二項羽東城一。斬レ首八萬。遂略二定楚地一。魯爲レ楚堅守不レ下。漢王引二諸侯兵一。北示二魯父老項羽頭一。魯乃降。遂以二魯公號一。葬二項羽穀城一とみえたり。〔割註〕項羽本記亦おなじ。」こゝによるに、齊は太公の餘烈にして、血氣の勇とやいはん。魯は周公の遺澤にて義理の勇とやいはん。そはとまれかくまれ。魯國よりも齊國をまさりざまにいはれたる、おのれはうべなひがたくこそ。

〇呂后千夫

蒙求和歌〔秋部袁盎〕却蓆、文呂公昔呂后ヲミテ云。〔割註〕史記高祖記、呂公因目固留二高祖一。呂公曰臣少好相レ人。無レ如二季相一。索隱引二相經一云。魏人呂公名文、字叔平とあり。此呂公は即呂公の父也。この書にいふ傳おぼつかなし。文は名なるを文呂公といふいかゞ也。呂后の相をみたるものは別に一老人なり。おのれ本文に高祖紀を引て辨じたるごとし。」幸貴ノ身ナレドモ、千夫ノ相アリトイヘリ。高祖一人ガ外ミエタル人ナクシテシニヌ。墓ニヲサメテ帳床屛風ノカザリイキタリシ時ノゴトシ。次ノ日狩獵人

千餘人、鷹ヲスヱテ犬ヲ引テ雨ニ逢ヒテ日クレヌ。塚ノモトニカヘリテ各アツマリヤドレリ。内ニ美人アリ。モノ云フ事ナシ。其身ヲマサグルニ膚アタヽカニシテ、ナツカシキニホヒナリケレバ、一人二人チカヅキアヒニケルホドニ、見ウラヤミツヽワレモ〳〵トアラソフ程ニ、九百九十九人ニアタルタビ、ソノ身トケウセニケリ。カリ人、誰ト云フ事ヲシラズ。後ニコソ呂后トハシリニケレ。高祖ヲクハヘテ千人ノ相ムナシカラズアリケル。

孝按。此事未詳出典。今本蒙求注不載焉。後漢書劉盆子傳。入安定北地。至陽城番須中。逢大雪。坑谷皆滿。士多凍死。乃復還發掘諸陵。取其寶貨。遂汙辱呂后屍。凡賊所發有玉匣殮者。率皆如生。〔割註〕漢城注曰。自腰以下以玉爲札。長尺廣二寸半。爲匣下至足綴以黄金鏤。謂之爲玉匣也。」故赤眉得多行淫穢。孝謂、蒙求和歌、蓋翻案此文者。別無證。但本於史記。載高祖微時一老父相呂后之事而敷衍耳。友人松崎滿太郎云。呂后與辟陽侯通。則似相者之言無驗。孝謂。史記呂后紀以辟陽侯審食其爲左丞相。左丞相不治事。令監宮中。如郎中令。食其故得幸太后常用事。公卿皆因而決事。此惟云幸。則未必私通。然古人亦以爲辟陽侯私通。唐范攄雲溪友議(稗海)卷六、載李群玉過湘妃廟、二女見曰。二年後。當郎君爲雲雨之遊。群玉述此於段成式。段氏云。足下是虞舜之辟陽侯也。但未知何人始爲此說也。一說。史說云。得幸是私通之證。余未遑信。問曰。諸書所謂幸者無解爲私通者乎。答曰。否不然。宜詳味上下文義而辨別其所指也。漢東方朔傳。主寡居。年五十餘矣。近幸董偃。是私通也。下文顯然有明文云。主卒。〔割註〕主。景帝女館陶公主也。傳見上文。」與董君會葬於覇陵。今如辟陽侯似闕其證。故云余未遑信。

〇鳩杖

散木弃歌集卷一(春部)、七日卯杖にあたりたりける日、常陸守經兼がもとよりわかなにそへておくりけ

る歌、

老らくのこしふたへなる身なれども卯杖をつきて若菜をぞつむ

かへし、

鳩のゐる杖にすがりてつみければそのしるしさへたのもしきかな

清輔倘歯會記、はとのつゑにすがれるすがた、林下集（雑）〔割註〕後德大寺實定公著。」大將になりて後、賴政朝臣のもとへ申おくれる、

ゆきつもるとしのしるしに花のさくこのはやしをばなどかたづねぬ

かへし、

鳩のゐるつゑしもたへばはなのさくそのはやしへもいるべきものを

新後拾遺（神祇）、石淸水社の歌合に、

やはた山神やきりけんはとのつゑおいてさかゆくみちの爲とて　源家長朝臣

增鏡（あすか川、）鳩の杖をつきて、（中略）、白金にてひだうちにしてさきは金にて鳩をすゑたり。夫木集卅二、〔割註〕杖、正治二年百首。」

をとこ山はとのつゑにはたづさひぬならさかのぼるしるしあらせよ　土御門內大臣

題しらず、

はとのゐるつゑにたづさふ身をもちてこえまほしきはあふさかの關

百首御歌、

いかにしてはとてふ杖にかゝるまで君につかへてこのよくらさん　慈鎭和尙

〔割註〕古今類句に此歌みえず。さては拾玉集にはのらぬにや。考ふべし。」古今著聞集卷五（和歌）、鳩杖をつきて、〔割註〕淸輔倘歯會ノ時ノコトナリ。上ニシルス。」同十三（祝言）、建長元年十二月十八日日吉禰

宜成茂宿禰七十賀をしけり。家に例あるとかや云々。藤大納言爲家卿鳩の杖をつくりておくるとて、

神山の千世に榮ゆるさかきもてつくれる杖も君がためとぞ

東鏡十六〔割註〕正治二年三月十四日、」岡崎四郎義實入道懸二鳩杖一參二尼御臺所御亭一。八旬衰老云々。太平記卷六、老翁ノ年八十有餘ナルガ、左手ニ梅花ヲ一枝持、右ノ手ニ鳩ノ杖ヲツキ、平家物語卷四（大衆揃）、乘圓房の阿闍梨慶秀は鳩の杖にすがり宮の御前に參り、源平盛衰記十五萬（萬秋樂曲、）腰二重ニテ鳩杖ニ係リ、〔割註〕平家トオナジ處也。」

孝云、西土鳩杖は博古圖卷廿七にみえ、本邦なるは徵古圖錄にのせたり。

○想夫憐（相府蓮　想夫戀　相夫戀）

▲國史補〔割註〕太平廣記二百四十二謬誤引。」〔割註〕唐李肇著凡三卷小說。孝云。此書津逮學津並收レ之。後日宜レ檢。又唐宋叢書說郛等亦採入。然抄略本也。今偶讀二廣記一因姑從二廣記引一。」唐司空于頔以下樂曲有二想夫憐一。其名不上レ雅將レ改レ之。客有笑曰。南朝相府會有二瑞蓮一。故歌爲二相府蓮一。自レ是後人語訛乃不レ改。▲樂府詩集八十（近代曲辭）、〔割註〕宋郭茂倩著、凡百卷總集。」相府蓮。右解題曰。相府蓮者。王儉爲二南齊相一。一時所レ辟皆才名之士。時人以レ入二儉府一爲二蓮花池一。謂如三紅蓮映二綠水一。今號二蓮幕一者自レ儉始。其後語訛爲二想夫憐一。亦名之醜爾。〔割註〕白氏見卷卅五想夫憐。」又有二簇拍相府蓮一。樂苑曰。想夫憐。羽調曲也。白居易詩曰。玉管朱弦。莫二怨催一。客聽歌送十分杯。長愛夫憐第二句。倚君重唱夕陽開。〔割註〕漁隱叢話載二蔡寬夫引此詩一。」王維右丞詞云。秦川一半夕陽開是也。夜聞二鄰婦泣一。切切有二餘哀一。即問緣二何事一。征人戰未レ（一作レ骨）廻。簇拍二相府蓮一。莫レ以二今時寵一。寧無二舊日恩一。看レ花滿眼淚。不下共二楚王一言上。閨燭無二人影一。羅屏有二夢魂一。近來音耗絕。終日望二應門一。

孝云、莫字未二解去一。按六如葛原詩話後編卷四。引二此詩及王昌齡閨情一。昨來頻夢見。夫婿莫レ應レ知。朱琳閑緘怨。年々得衣慣。且試莫二裁縫一。之句云。此三箇莫字。皆艶詞。蓋當時方言。

阮元揅經室外集〔割註〕四庫全書未收書提要、唐宋千家詩選。」惟中多錯謬。如杜甫王維趙嘏諸人。傳誦七律。往々截去半首。改作絕句。甚至名姓不符。然放郭茂倩選古樂府。如風勁角弓鳴一律。截其上四句。題爲我渾。莫以今時寵一絕。加作八句。題爲簇拍相府蓮。則古人多有此例。不足以掩其瑜也。〔割註〕孝云。王維詩。又見本事詩。下文別提。」

唐孟啓本事詩。〔情感〕寧王曼貴盛〔割註〕一卷〔詩之評〕寧王曼。未詳其系。按玄宗兄憲玄宗時王寧見新唐書八十一睿宗諸子傳又檢宗室世系表卷下。有寧王房乃是也。名憲非曼也。王維亦同時見文藝傳卷上。因知曼是憲之誤。」寵妓數十人皆絕藝上色。宅左有賣餅者。妻纖白明媚。王一見屬目。厚遺其夫取之。寵惜逾等。環歲因問之。汝復憶餅師否。默然不對。王召餅師使見之。其妻注視。雙淚垂頰。若不勝情。時王座客十餘人。皆當時文士。無不悽異。王命賦詩。王右丞維詩先成。莫以今時寵。寧忘昔日恩。看花滿眼淚。不共楚王言。〔割註〕孝云。此絕句後人加作。八句爲簇拍相府蓮。阮元詳辨之、見未收書提要。既別提。」〔割註〕楚王。宋玉高唐賦楚襄王也。今借喩寧王。」

▲漁隱叢話卷一〔割註〕國風漢魏六朝。」蔡寬夫詩話云。如相府蓮訛爲想夫憐。揚婆兒訛爲揚叛兒之類是也。〔上下略〕、」同卅一。蔡寬夫詩話云。樂天聽歌詩云。長愛夫怜第二句。請君重唱夕陽關。〔割註〕樂天見白氏卅五。關作開樂府詩集引此詩。」注謂。王右丞辭秦川一半夕陽關。此句尤佳。今摩詰集載此詩。所謂漢主離宮接露臺者是也。然題乃是和太常韋主簿溫陽寓目。不知何以指爲想夫怜之辭。大抵唐人歌曲。本不隨聲爲長短句。多是五言或七言詩。歌者取其辭與和聲相疊成音耳。予家有古涼州伊州辭。與今遍數悉同。而皆絕句詩也。豈非當時人之辭爲一時所稱者。皆爲歌人竊取而播之曲調乎。同後集十三〔醉吟先生〕、〔割註〕宋嚴有翼著。凡十卷詩文評、」藝苑雌黃云。古樂府。有相府蓮者。其後訛而爲想夫憐。〔割註〕孝云。樂府詩集。有此說。」▲古夫于亭雜錄卷一〔割註〕淸王

士禎著。所謂漁洋三十六種之一。」唐于鵠以樂府有二想夫憐一。其名不レ雅。或曰。南朝相府有二瑞蓮一。因レ歌爲二相府蓮一。〔割註〕或是因王儉蓮幕耳。」至レ今詩餘有二相府蓮一。鵠所レ改也。余昔與二鄒程邨一(祗謨)、同定倚聲集長調有二秋思耗者一。余嫌二其名不一レ雅。改爲二畫屏秋色一。今詩餘遂有二此名一。余所レ改也。▲教坊記(曲名)、〔割註〕一卷、唐崔令欽撰予見唐人小說所收又古今逸史、百名家書格致叢書、續百川學海、古今說海、唐人說薈等並收二此書一。」想夫憐▲口遊(音樂門)、〔割註〕一卷源爲憲撰、有二天祿元年自序一。」想夫戀(有レ舞、有レ詠)、〔割註〕拾芥抄、有レ舞作二無舞一。未レ知二孰是一。」▲和名抄(音樂部平調)、〔割註〕十卷本無此部、廿卷本有。」相夫憐、〔割註〕狩谷棭齋考證、相當レ作レ想從レ心。」▲拾芥抄(音樂部)、〔割註〕洞院中園相國公賢公所レ著也。是松下見林手澤本、載二天文廿三年僧某跋一。又刻本上卷跋語亦是二以證一也。人間相傳洞院左大臣實煕撰。故辨レ之。口遊無作有。」想夫戀(無レ舞)、▲節用集〔割註〕饅頭屋本、及慶長二年本。」想夫戀、源氏(常夏)、さうふれむ、さうふれむばかりこそ心のうちに思てまぎらはす人もありけめ枕册子(しらべは)、さうふれむ、平家物語六(小督)、樂ハ何ゾト聞キケレバ、夫ヲ想ヒテ戀ノト詠ム想戀夫ト云フ樂也ケリ。源平盛衰記廿五、〔割註〕小督、平家物語と同じければその文をのせず。」徒然草下(第七十八)、想夫戀といふ樂は、女をとこをこふる故の名にはあらず。もとは相府蓮文字のかよへるなり。晉の王儉、大臣として家にはちすをうゑて愛せし時の樂なり。是より大臣を蓮府といふ。

孝云、王儉は南齊の人にて、南齊書に本傳あり。晉にはあらず。但し本傳に此事なし。宋郭茂倩が樂府詩集にのせたり。かんのくだりに引出たるがごとし。朗詠(山家)に、菅三品が王尙書之蓮府といふ此人の事なり。〔割註〕本朝文粹九に、菅三品が暮春藤亟相山莊尙齒會序をのせたり。その序に此語あり。」平家物語二(教訓)に、所謂重盛が無才愚闇ノ身ヲ以テ、蓮府槐門ノ位ニ至ル。〔割註〕盛衰記六にもみえたり。」とある此王儉の故事により、大臣といふことに用ひたゞなり。

謠曲（梅枝）、女のをつとを戀ふる想夫戀の樂のつゞみ、

孝云、今伶人山井氏傳ふる譜には想夫戀とかき、東儀氏傳ふるには相府蓮といふとぞ。雜祕別錄〔割註〕嘉祿三年、音樂生散位藤原孝道著、群書類從三百四十六管絃部收＝此書＝」想夫戀　妙音院入道殿、この樂の名をいみて、御大ばむ所にをしへまゐらせられざりき。それに尾張へながされさせおはしましたりしに、譜をかきて猶いかでをしへまゐらせざりき。此譜にていかにも〳〵たう（當時）じはひかせ給ふべきよしを仰せられつかはしき。譜などにて遠き所より人にもまづをしふる事はあるべくもなけれども、是を例にては祕藏のものなどならざらんとの一二はあながちの事あらじ。さればとておほくはゆめ〳〵あるべからず〳〵。

孝云、誤脫有るにや。よくきこえかぬること多し。大意尾張に流され給ひて後に、譜かきて御臺所につかはし、此譜にて今はひけとなり。是を許して遠方より譜のみおこせて、是にてひけといふは事ゆかぬことなり。されば此ためしをもて、すべて大切の曲などは、ひとり二人にはつたへおくべきことなり。さればとて、多く人につたふべきことは、ゆめ〳〵あるべからずといふことゝ思はる。猶よく考へ、又善本もみまほしきなり。

○御手洗

賀茂にみたらし川といふあり。神前にて手あらひ口そゝぐの意にて、そこにあるきよき流をいふなるべし。手洗にて、テアの約めタとなり、ヒとシとは横通にて、ミは御の意也。さればみたらし川といふにこそ。これは谷川氏もいへるごとく。いづくにても神前の川をばかくいふべきなり。貴船にもあり。後拾遺（神祇）に、きぶねにまゐりてみたらし川に螢の飛び侍りけるをみてといふはし書あり。〔割註〕和訓栞にも、賀茂にかぎらざる證歌どもをのせたり。」されば御手洗とかくは、假字書にはあらぬなりけり。

附今俗の謠ものに、田舍神子といふあり。その中にみたらし貴船がこひてくるとあり。これは貴船

川をいふなれば、貴船をといふべくおぼゆ。若は船をやがて今のれる船にいひかけてかくいへるものか。

以上おのが舊說なり。此頃櫻井友これをみていへらく、しからば此川、貴人參詣を主にしておほせし名にや。御考いかにといふ。已れ此問をきゝて、ふたゝび考ふるに、貴人を主にしていふことおだやかならず。こはたゞ賀茂の小川と心得て有るべきなり。御手洗の三字は、その川の名の假名とのみ思ふべし。山城名勝志十一、愛宕郡御手洗川の下に、河海抄云、みたらし川は神山より流出て、賀茂の社、貴布禰、片岡の杜の中より流れとほれる川なりとあり。同書同卷片岡の下に、新撰六帖

かたをかの木がくれすぐるみたらしの川音涼し夕やみの空　衣笠

とあり。同書同卷社の下に、袖中抄云、中賀茂は片岡社也とあり。古今集戀一、戀せじとみたらし川にせしみそぎと有り。契沖の餘材、巴子の打聽、共に河海抄の說を引用られたるのみにて、別にみたらしの解なし。さて貴船にいふみたらし川も、やがて賀茂のみたらし川なること、河海抄にてたしかなり。谷川氏のひかれたる淺間、春日、嚴島などに、みたらし川といふは、名にたかき賀茂のみたらし川にならひて、そのほとりの小川をよぶなるべし。又はおのづから同名も有るべきなりと、おほらかに思ひ居るべし。若し又後日みたらしの名義たしかにしられたらんには、おひつぎて書加へぬべし。〔割註〕強て前說をたてんとならば、御の義にはあらで、みたらしのみは、發語也といはゞ難はのがるべけれど、後說のかたよろし。」

橘千陰香取の日記に、鹿島の神宮に詣づ云々。みや居の前よりやゝくだりてみたらしあり。みどり深きところに淸水いときよらにすめりとあり。神前の小川をいへるなり。是もいつのほどよりの名にか。賀茂にならへるにはあらぬか。

○春日局

大猷院殿ノ乳母也。明智光秀ノ家臣齋藤内藏助利三ノ女ニテ、稻葉内匠頭正成ノ妻ナリ、丹後守正勝ヲウメリ。正成ハ筑前中納言秀秋ノ家臣ナリ。秀秋卒シ、嗣ナク家滅ビタレバ、遂ニ御家人トナレリ。利三ハ光秀ニ從ヒ討死ス。男子三人、女子一人アリ。コノ女子スナハチ春日局ナリ。イカナル故カアリケン。此妻、家ヲ出テ遂ニ御乳母トナレル也。台德院殿若君二所マシ〳〵テ、太郎ハ竹千代殿、スナハチ大猷院殿ナリ。次郎ハ國松殿、スナハチ駿河大納言殿トゾ申シヽ。御臺所、コノ國松殿ヲ御寵愛アリシカバ、御世繼ニモナラセ給ハンノ御勢ナリシヲ、春日局ノ計ラヒニテ、神祖ノ御愛妾於梶局ト云フニ就テ愁訴シタレバ、神祖スミヤカニ江戶ニ御成アリ。事故ナク太郎ノ御家督ユルギナクナリニケリ。大猷院殿此コトヲ深ク思召テ、イトホシミ給フコト限リナシ。慶安二年ニ死ス。コレヨリサキ、寬永二年城北ニ一宇建立セラレテ天澤寺ト號ス。コノ寺ニ葬ル。墓所ヘモ御成アリキトカヤ。上件ノコトハ新井氏ノ藩翰譜卷六稻葉氏、太田氏ノ兩傳ニ載セタル趣也。寬永廿年ノ御日記ト云フ者ヲミルニ、九月十六日ノ條ニ、一昨十四日春日局死去。七日之間御精進也。寺ハ天澤寺。二百石御加增有レ之。都合三百石ノ寺領ト成ル。トアリ。死去ノ年異同アルハ考フベキコトナリ。〔割註〕江戶沙子（江戶名跡志トモ云フ。）卷三（湯島本鄕之內、）天澤山麟祥院（妙心寺末臨濟宗）寺領三百石、本願ハ御乳母春日局、依二鈞命一寬永二乙丑建立。」嘉永元年刊本武江年表ニ、寬永二年ノ條ニ、湯島麟祥院、此時ハ報恩山天澤寺ト云。寬永十一年天澤山麟祥院ト改ム。春日局御葬所也。局ハ寬永廿年九月十四日逝去アリ。從二位麟祥院仁淵了義大姉ト號奉ルトミエタリ。コノ卒年、御日記ト符同ス。新井氏ノ云ヘルヲ謬傳トスベシ。又新井氏藩翰譜卷十一、駿河殿ノ傳ニモ、卷六ニシルシタルト同ジヤウニアリテ、白石氏是ヲ斷決シテイヘルヤウハ、台德院殿ハ篤恭ノ御德マシ〳〵テ、近代ノ賢君ニマシマセバ、御嫡子ヲ廢シ給ハンノ結構ハアルベシトモ思ハレズ。シカ〳〵ノ證モアリトテ、國千代殿、〔割註〕即國松君ノコト也。」アルトキ江戶御城近邊ニテ鐵砲ウタセタマヒシヲ、台德院殿御立腹アリシ物語ヲコマ〳〵ト載セタリ。案、コレニヨリテ攷フレバ、春日局ノ

御寵遇ヲ得タルハ、御乳母ニテ唯アツク御養育申上ゲタルヨリノコトナルベキカ。〔割註〕元祿二年ニカケル京羽二重織留ト云フ書卷五ニ、春日局墓、妙心寺麟祥院ニアリトアレド、是ハアヤマリナルベシ。コノ書、刊本ニテ近隣朽木氏所藏本ヲ見タリ。老人雜話ニ云ク、慈照院殿ノ時春日局ト云フ女アリ。彼ガ所爲ニテ應仁ノ亂起レリ。天下騷動ス。近來ノ春日局ノ號ハ是ヲカンガヘズシテシカル歟トイヘリ。春日ト名ヲオヘルオコリヲ考フベシ。

附豐臣勝俊ガ稻葉内匠ニツカハシタル詞、又春日局餞別ノ詞、又稻葉丹後ヲ悼メル詞、イヅレモ扶桑拾要第廿九卷ニ載セタリ。

〔割註〕老人雜話云、内藏助ハ元來稻葉一徹ノ臣也。日向守呼取テ一萬石ヲアタフ。一徹イカリテ信長ニ訴フ。日向守コレヨリシテ二萬石アタヘシトゾ。植田氏ノ日光山志卷五ニハ、利三ハ明智光秀ノ妹ノ子也。殊ニ光秀ノ家ノ老也トアリ。内匠頭初ハ佐渡守トイヘリトアリ。老人雜話ニハ、内藏助生捕ラレテ大路ヲ渡シ誅セラルルノヨシアリ。新井氏ノ傳ヘトハ異ナリ。」

難波江 巻之四上

○北條氏略譜

―經時 寛元四年歿、年三十三
―時頼 康元元年辭職落飾號ニ最明寺ト、弘長三年歿、年三十七
―時實
―時定
―定頼―宗方
―時輔 在京シテ時茂ト兩六波羅ヨリ南方ニ住ス 弟時宗家督シタルニヨリ逆心アリ、文永九年義宗コレヲ殺ス
―時宗 實光寺ト號ス弘安七年卒 妻秋田城介泰盛ノ女
　―貞時 最勝園寺ト云 慶應元年十月卒年四十一
　　―高時 入道シテ崇鑑ト云 妻秋田城介時顯女 正慶二年五月廿二日滅 ト藩翰譜九ニアリ
　　　―時行 郎龜壽相 二郎（太平記十及十三）
　　　―邦時 高時長子也、母五大院右衛門宗繁妹（太平記十一） 高時敗、時爲誘殺
　　―時興 右近大夫入道ト云 郎泰家不レ知レ所レ終（太平記十及十三）
―宗政―師時

新井氏の讀史餘論に云く、北條九代といふこと、執權の世次にていはゞ、時氏、父に先て死にたり。九代にはあらず。もし血統をもていはゞ、時經、時頼兄弟なり。九代にはあらず。いかで九代とはいひ習ひけん。

孝云、げに白石のいはれたるごとくなれど、此詞もふるくよりの事とみえて、太平記卷十に、元弘三

年五月廿二日平家九代の繁昌一時に滅亡といへり。

すべて此譜、某書によるにもあらず。こゝろにおぼえ居たるまゝにしるしたり。己れ讀史餘論を壯年の時はやくよみたれば、おほく此書に有る事、胸中にのこりとまりて有るならむ。後日諸書にわたりて比校すべし。兄弟の次序もみだりなり。弟を上に兄を下にしるしおきたるもあるべし。

尊卑分脉第四冊〔割註〕第三十七葉ウ。」に時政みえたり。日本外史（賴襄著）卷四（北條氏、）讀史餘論（新井白石著）卷二（北條氏、）

〇足利氏略譜（據二尊卑分脈一也。孝雜記者、必揭二其書名及姓氏一。且冠二白圈一。以識二別之一。）

（第一）尊氏（等持院）

（第二）義詮（寶篋院）〔割註〕〇不智ノヨシ白石イヘリ。延文三年任二征夷將軍一（見二太平記卅四一）貞治六年十二月薨（見二太平記四十一）」

（第三）義滿（鹿苑院）〔割註〕〇薙髮稱二道義一。」

（第四）義持（勝定院）

（第五）義量（長得院）〔割註〕〇應永三十年將軍ニ任ジ、卅二年頓死シタリト、白石イヘリ。」

（第六）義持（再聽レ政）

（第七）義教（普光院）〔割註〕〇太田氏ノ梧窓漫筆ニ、嘉吉元年赤松滿祐ニ弑セラレ云々。

（第八）義勝（慶雲院）

（第九）義政（慈照院）〔割註〕〇太田氏云、應仁ノ亂ニ、細川勝元ノ陣中ニ囚虜同然ナリトイヘリ。

（第十）義尙（常德院）〔割註〕〇延德年間六角ヲ征伐セントテ、江州ニ三年在陣シ、其地ニ歿スト、太田氏イヘリ。」

（第十一）義植（惠林院）〔割註〕〇長享年間ニ、畠山ヲ征伐セントテ河內ニ出陣シタルガ、事ナラズシテ

果ハ淡路ニ出奔シ、島ノ公方ト稱スルハコノ人ナリト、太田氏イヘリ。

（第十二）義晴（萬松院）〔割註〕○近江ノ朽木谷ヘ出奔シタリト、太田氏イヘリ。」

（第十三）義輝（光源院）〔割註〕○永祿年間ニ、三好ト松永トニ弑セラルト、太田氏イヘリ。伊勢氏武藏鐙（第六十七、）義輝自殺、永祿八年五月十九日ナリ。尊氏嫡流十三代ニテ滅亡セリ。」

（第十四）義榮〔割註〕○改正後風土記卷十云、義榮は將軍宣下は蒙り給へども、京都も引つゞき動亂にて、いまだ入洛なく、播州富田の庄普門寺に在て、三好方の人々主君とあがめおきしに、義昭上洛により、阿波國へ落給ひしが、程なく腫物にて身まかり給ひぬ。」

（第十五）義昭（靈陽院）〔割註〕○太田氏云、永祿年間ニ信長ニ立ラレ、天正年間ニ逐ハレテ、足利氏亡ビタリ。

右十五代

- 尊氏（延文元年薨）
  - 義詮（延文三年將軍）
    - 義滿
      - 義持—義量
      - 義教
        - 義勝
        - 義政
          - 義尚
          - 義澄—義晴
            - 義輝
            - 義昭
          - 義榮
        - 義親—義植
  - 基氏—氏滿
    - 滿兼—氏持
- 直義（延文三年贈從二位（太平記卅三））—直冬

室町〔割註〕中井氏逸史卷一云、義滿創ニ室町第一。第ニ極ニ莊麗一。故呼曰ニ華第一。六世居レ之。後居第雖ニ屢

改。而稱以₌室町₌云。

○御當家略譜（共一）

清和天皇 — 第六皇子 貞純親王 — 六孫王（依レ爲₌第六親王子₌）經基 平將門ヲ征伐ノ時ハ忠文ニ從ヒ純友ヲ征伐ノトキハ好古ニ從フ — 多田滿仲

- 頼光 攝津守 綱、公時、貞道、末武トテ四天王ヲ被レ仕。 — 頼基 出羽守
- 頼信 河内守 — 頼義 伊豫守兼陸奥守 貞任（栗屋河次郎）宗任（鳥海三郎）、コノ兄弟謀叛ノトキ討手ノ使ニ任ゼラル。
  - 義家 八幡太郎 武衡宗衡謀叛ノトキ討手ノ使ニ任ゼラル。日本外史ニハ私鬪トイヘリ。
    - 義親 平正盛受レ命殺レ之。天仁元年也。 — 僧 延朗（見₌太平記八₌）
    - 義忠
    - 義國
    - 爲義 保元ノトキ崇德院ニ被レ召。逸史マタ日本外史ナドニハ義親ノ子トシタリ 男女スベテ四十六人アリ
      - 義朝 下野守左馬頭 保元ノトキ内裏ニ被レ召。後白河ナリ
        - 義平 即惡源太 妻ハ新田義重ノ女也。頼朝丞セントスルニ從ハズトテ義重勘氣ヲ蒙ル。（梧窓漫筆上ニミユ）
        - 頼朝 右兵衛佐 正治元年薨

義重 ○○新田太郎 上野國住コノ女義平ノ妻ナリ。
善康 足利陸奥判官
家氏—宗家—家貞—頼氏—家時—貞氏
頼氏 治部權大輔足利尾張守
尊氏 本名高氏、天子賜ニ御諱ヲ改曰レ—、延文三年四月廿九日薨年五十四。
直義 高倉入道ト云フ。太平記廿ミルベシ。
直冬 實ハ尊氏ノ子ナリ。
立川腹女房—湛增 嫁于熊野別當教眞
義賢 帶刀長號帶刀先生 平家物語六、同文方トアリ「別本可レ考。義平ニ殺サレタリ。
義仲—義基 清水冠者 母今井四郎兼平女
為朝 伊豆大島配流
仙覺僧都 孝云、萬葉集ヲ校訂シタル僧トハ別人ナリ、別ニ其說アリ、時代タガヘバナリ。
義兼 妻ハ時政ノ女ニテ頼朝ト相婿ナリ。梧窓漫筆上ニアリ。
義房—政義—政氏—基氏—朝氏
義貞—義顯 太平記卷七ニ八幡太郎義家十七代ノ後胤トアリ。十代ニアラズヤ。七字衍文カ。
義季 得川四郎 世良田三川守
頼氏—教氏—滿義—政義—親季—有親—親氏
義兼 足利上總介
義氏 最明寺入道コノ人ノ許ヘ參リタル物語フル〳〵草下卷第八十條ニアリ
泰氏 右馬頭從四位下 寛永七年卒

―泰親―信光―親忠―長親―信忠―清康―廣忠―家康

右尊卑分脉卷十三〔割註〕源義家流によりてしるす。頼襄の日本外史卷十八々代にしるしたるには、致氏、滿義の所に異同あり。よく考ふべし。

○御當家略譜(其二)

一 東照宮 家康 元和二年四月十七日薨年七十五

二 台徳君 秀忠 寛永九年正月廿四日薨、年五十四、

三 大猷君 慶安四年四月廿日薨、年四十八、

義直 尾州 ― 光友

頼宣 紀州 ― 光貞

頼房 水府 ― 頼重 讃岐

― 光圀 ― 綱方 實ハ頼重男

―慶喜君 水戸中納言齊昭卿七男 母御簾中童名七郎麻呂御簾中一條殿女千代 天保八年十月二日生、弘化四年九月朔一橋家御相續被仰出、同年十月五日一橋館へ御引移、同年十二月朔御加冠叙任從三位中將刑部卿實名稱慶喜。

八 有徳君 吉宗 寶暦元年六月廿日薨、年六十八、

九 惇信君 家重 寶暦十一年六月十二日薨、年五十一、

十 浚明君 家治 天明六年九月八日薨、年五十、

宗武（田安）――治済

宗尹（一橋）

十一 文恭君（家斉）天保十二年閏正月晦薨年

十二 慎徳君（家慶）――十三 温恭君（家祥後家定）安政五年八月八日薨年

斉順（紀州）――十四 昭徳君（家茂）

四 厳有君（家綱）延宝八年五月八日薨、年四十、

綱重　清揚院　領甲斐國十五萬石　延宝六年九月廿四日薨――六 文昭君（家宣）正徳二年十月十四日薨、年五十一、――七 有章君（家継）享保元年四月晦薨、年八、

五 常憲君（綱吉）寶永六年正月十日薨、年六十六、

一母水野氏傳通院　二母西郷氏號寶臺院　三母淺井氏號崇源院

四母增山氏號寶樹院　五母本庄氏號桂昌院　六母田中氏號長昌院

七母勝田氏號月光院　八母巨勢氏號淨圓院　九母大久保氏號源徳院

十母梅溪氏號至心院　十一母岩本氏號慈徳院　十二母押田氏號香琳院

十三母跡部氏　十四

○立田川（附、神奈比　三室）

神奈比（山社、）山城名勝志（乙訓附錄）、神南備社（割註）自＝山崎＝一里許西南也。」孝云、攝津志島上郡山崎、神南備森これなり。

立田（川）、山城志（乙訓）、山崎立田川、これは山城乙訓郡なり。

本居氏古今集遠鏡（秋下）神奈比山は山城乙訓郡にて、立田川は其西にて、津國島上郡なり。山崎のあたりなり。〔割註〕孝云、攝津志ニ、島上郡、北至二山城乙訓郡一トアレド、立田川ヲ島上郡ニノセズ。本居氏ハ大方ニイヘルニモアランカ。島上ト乙訓ト疆域相接シテ有リ。」

立田（山）、大和志（平群）、龍田山、龍田川、これは大和平群郡也。飛鳥川、大和志（高市）、神奈比（山）、

大和志（高市）

〔割註〕孝云――川トモ云、萬葉八厚見王、河津鳴甘南備河爾陰所見今哉開良武山振乃花トアリ。新古今ニモ入ル。又六帖ニハ、初句ちはやぶるトシテノセタリ。」

三室（即神奈比）、大和志（高市雷岳(カミヲカ)）、これは大和高市郡なり。

縣居翁萬葉考別記二、神岳（九ウ）、千陰の略解二〔割註〕卅三ウ、卅四ウ。」三上（一オ、）詳にいへり。

〔割註〕萬葉三（略解上卅七ウ、）三諸の神名備山爾トアルハ、登神岳山部宿禰赤人作歌ト端書アリ。コレコノ處ナリ、同八（略解六ウ）神奈備の伊波瀬の杜、千陰云、いはせ、大和同七（略解廿六ウ）、神名火の淵者淺而瀬二香成良牟。」

三輪〔割註〕三室トモ云フ。」これは大和城上郡にあり。〔割註〕萬葉七ニ卷向山ニヨミ合ハセタル歌アリ。卷向山ハ城上郡ナレバナリ。」

神南〔割註〕音ニテ、今日唱フレバ神奈比トハ別ナリ。」これは大和平群郡にあり。〔割註〕縣居翁云、式に平群郡に神なびの神社といふあり。これは今京以後、飛鳥の神社をうつせしならん。今法隆寺のちかくにかみなびといふ小岡ありて、そこに神南寺といふ寺あり。是今京にうつしたるかみなびか。その岡のまはりに川あり。是を今立田川といふ。此事、本居氏萬葉の疑はしきふしぶしと縣居翁に上るものあり。その中にあり。友人木村正辭の藏本にて七冊あり。外題なかりしを、萬葉疑條奉問と外題を木村氏かゝれおく。」

これによれば神奈比〔割註〕兩處、山城ナルハ立田川ニ近シ。大和ナルハ三室トオナジ。飛鳥川ニ近シ。」

立田〔割註〕雨處、山城ナルハ川ナリ。〔玉勝間卷二に、水無瀨川といふ名は後にて、此河は古の立田川なるべきといふ考あり。〕大和ナルハ山ナリ。〔コノ山中ニ川アレド、名ニ立テ、歌ナドニハヨマザルナリ。〕〔割註〕龍田山、萬葉略解七〔四オ〕」かやうに心得らるゝ也。契沖、縣居翁、これにつきかれにつきては發明もあれど、取すべての明解なし。本居氏詳に考へられたるやうは、山城乙訓郡に立田あり。是は川とのみ歌に讀めり。神奈比山ちかく有りてよみ合はするなり。又大和の立田は、萬葉集に十四五首あれど、みな山とのみよめり。又そのちかきに神奈比山といふあり。是は飛鳥川を讀合はするなり。〔割註〕孝云、出雲國造神賀詞、飛鳥の神奈備爾坐天トアリ。」さて高市郡の神奈比は三室の事なれば、神奈比の三室とつゞけ云ふ也。山城なるは神奈比の三室とつゞく事なし。立田川とよめるは、みな今の京になりての歌にて、山崎のあなたなる也。もみぢみだれて流るめりの歌、若しまことにならの帝の御ならば平城天皇なるべし。以上玉勝間卷一に、くはしくいへるを節略して、こゝにのする也。もみぢ流て〔亂カ〕の歌は、古今序にならのみかどの御歌とあり。平城天皇は桓武の次なれば、今京になりてなり。同卷二〔八ウ、〕五〔卅七ウ、〕古事記傳十一〔六十六ウ、〕十二〔卅八オ、〕などにもいへること有り。考ふべし。又縣居翁の初學〔割註〕あらし吹く三室の山」みるべし。狩谷棭齋のいはるゝに、立田山の中にも川あれば、本居氏の說のごとくにもいひきりがたしといへれど、思ふに、その川は歌によむほどの名高き川にはあらじ。されば三室をよみ合せたるには、かならず山とのみいひて川といふなし。本居氏の說うごくまじき也。〔割註〕後撰戀六、

立田川たちなば君が名ををしみいはせのもりのいはじとぞおもふ　元方

といふ歌あり。いはせのもり大和なり。立田川を大和によめる證にあらずやと或人いへり。されど此歌、六帖第二、もりの題にみえて、立田山とあり。後撰は誤寫なりと云べし。或人又いはく、兼輔集に、秋、くぜにまうでたりける比、もみぢのながるをみて、

からにしきあらふとみゆる立田川やまとの國のぬさにぞありける

とあり。はつせ、大和なり。立田川を大和によめる證にあらずやといふ。此歌、夫木雜六に三の句、はせがはやととあり。詞書にも、はつせ川にもみぢのながるゝをみてとあり。さては兼輔集今本誤寫なり。證となりがたしといふべし。」〔割註〕兼輔集を夫木によりて誤寫ならんといへるは、前田夏蔭の考なり。」

萬葉十（大和）、

あすか川もみぢ葉ながるかつらぎの山のこの葉はいましちるらん

〔割註〕千陰云、かつらぎの木の葉飛鳥川へながれんようなし。たゞおもひやりてよめる也。」同十三（長歌、大和）、味酒を神名火山の帶にせる明日香の川の、同（長歌、大和）、神なびの三室の山の帶にせる飛鳥川、古今秋下、（題しらず、大和）、

立田川もみぢ葉ながる神なびのみむろの山に時雨ふるらし　　よみ人しらず

（左注是也、）又はあすか川もみぢ葉流る、同神なび山を過て立田川をわたりける時に、紅葉のながれけるをよめる、〔割註〕此はし書は縣居翁とらず。本居氏はしらず。」（山城）、

神なびの山を過行く秋なれば立田川にぞぬさはたむくる　　清原深養父

同別（詞書、山城）、山ざきより神なびのもりまでおくりに人々まかりて、六帖二（大和）、

あすか川もみぢ葉ながるかつら木や山には今ぞ時雨ふるらし

考云、是は萬葉集十なる歌をすこしかへてのせたるなり。

同六（紅葉、人丸）、立田河もみぢ葉ながる神なびの云々、〔割註〕古今秋下には、よみ人しらずとあり。」〔割註〕古今秋下左注飛鳥川よろし。」源重之集、山ざき川を立田川といふをつくしへいくとて、（山城）、

しら浪のたつたの川を出でしより後くやしきは舟路なりけり

平家物語四（宮御最後、山城）、神南備山ノモミヂ葉ノ峯ノ嵐ニ誘ハレテ龍田河ノ秋ノ暮、井關ニ懸リテ流モアヘヌニ不レ異。これらの歌どもの讀合をよく考へて、本居氏の說にしたがふべし。又よみあやまれる歌ども、後拾遺秋下、

あらし吹く三室の山のもみぢ葉はたつたの川のにしきなりけり　能因

拾遺物名、（高向草春）、

神なびの三室のきしやくづるらんたつたの川の水のにごれる

新勅秋下、

たつた川みむろの山のちかければもみぢを浪にそめぬ日ぞなき　關白左大臣

此たぐひいくらも有るべけれど、思ひいでねばやみつ。〔割註〕縣居翁は深養父の歌の神なびを、三室山とおもはれて、誤りよめるなりと打聽にみゆれど、そはなか〳〵にわろし。神なみの雨處あるに心づかざりしなり。」

附神奈比、祝詞考〔割註〕出雲國造神賀詞。」大御和乃神奈備爾坐、〔割註〕神なびちふ言心得がたきを、此ほどおもふに、神の毛理ちふ言なり。毛理の約美なれば、神なみといふぞ本なるを、美と備は常に通はしいへり。萬葉に、毛理ちふ事に神社とも云しかば、こゝも三輪の神社ちふ意となりぬ。されど今京このかたの歌に、神なびのもりとよみしかば、言重りぬとおもふ人有るべけれど、萬葉に、神なび山の歌、三十首餘りあれど、神なびのもりとよめるは、すべてなし。今の京こなたには、物の實を忘れて、たゞ歌をつくらんとして遺ふこと多ければ、論ふにたらず。」

本居氏後釋に、神なびのもりといふこと、今京となりてのころは、神なびは地名となれるうへなれば、そこの森といはん、ひがことにはあらず。萬葉の比すら、既に神なび山とて地名の如くなりしをや。近江は淡海（アハウミ）といふことなれども、既に國名となりたるうへにては、その海をばあふみの海と古め

歌にもよめるにあらずや。萬葉七に、

三毛侶之其山奈美爾兒等手乎卷向山者繼之宜霜

とある、此三毛侶は三輪にて、大和城上郡なり。さればその郡の卷向山をよみ合はせたるなり。千蔭の略解に、みむろは三輪山なりと有る、うべなり。

○おとなしの瀧

紀州にあり。拾遺以下撰集にもおほくみえたり。おとなしといへど、音のなきにはあらぬことといふもさら也。名のみして岩浪たかくきこゆとも、都人きかぬはなきをなど〔割註〕上は藤原忠資、下は能因法師みな勅撰の集どもに入たり。」よみ來れり。さはいふもの丶、まことに瀑布に音のなきもあるもの也けり。そは明の陳繼儒が太平清話に、天下瀑布皆有レ聲。唯雁蕩者無レ聲といへり。〔割註〕秘笈に入る。」清の勞大與宣齊のかける甌江逸志にも、太平清話を引きたり。〔割註〕詑鈐に入る。」本邦にも無聲もの有りや。人にたづぬべし。

○萬葉集、漢字と假字と別々に書きし事

天暦のころ、源順におほせて漢字の傍に假名を付けられたるを、法成寺入道殿下、萬葉集を上東門院に參らせんとせられける時は、藤原定經朝臣におはせ假名にて歌を別にかゝれたるよし、古老の傳説にいへり。仙覺の心におもふやうは、道風の〔割註〕小野道風は篁の孫にて、醍醐、朱雀、村上三代につかへたるよし、ちかくは日本史本傳にあり。」かゝれたる本も、眞名と假名と別々なれば、古老の傳説に、順勅を受けて、しか〴〵といふはきゝひがめたるにはあらじやと疑ふなり。されど仙覺は、古老の傳説にいへる源順の故事により、漢字の右に假名をそへたるが、後に六條本をみるに、叡慮にいでて漢字の右に付けられたる假字よく符合したりとて、千悦萬感なりとよろこべるとあり。以上仙覺の跋にいへる趣なり。〔割註〕萬葉集傳來の條と合せてみるべし。」

○今假字と古假字との事を辨じたるもの

權少僧都成俊が文和二年に書る萬葉集の跋に、所謂當集者。遠近之遠字之假名者登保登書之。草木枝條之撓乎者登乎登書之。當世遠近之遠者和音者登乎登書之。又云、書二字惠一者殖也。書二字遠一者上也。とみえたれば、彼定家卿なくなられて百とせ許の後、早く〳〵よの人、二様におぼえて、物にかき付置くことゝ思はる。按ずるに、遠近の遠〔割註〕古トホ、今トヲ。」殖〔割註〕古ウヱ、今ウヘ。」これいはゆる定家假名遣の定めなり。但し草木枝條之撓とは、撓の字音の事にや。字音には古と今との分別はなく、その上にトヲと云ふ假名はなし。こゝにいへるこゝろ未レ詳なり。

○定家の假名遣はいつ比よりさかりなるぞと人の問ふに、

權少僧都成俊といふ僧のかける萬葉集の跋に、天下大底守二彼式一。而異レ之族、一人而無レ之。とあるによれば、此ころははやくよの中ゆすりて、この假字用ひたるにこそ、文和二年の跋あれば、彼卿かくれ給ひて、八九十年ばかりになりにけん。彼式とあるは、上下の文を推して考ふれば京極黄門をさす也。

○け　に(げに)

古今集戀二、

夕されば螢よりけにもゆれども光みねばや人のつれなき

菅家萬葉夏部、六帖第六(螢)にも此歌あり。同戀四、

わすれむと思ふこゝろのつくからに有りしよりけにまつぞ戀しき

伊勢物語(第廿一段)、此歌あり。曾禰好忠集、

なけやなけよもぎが杣のきり〳〵す暮行く秋はけにぞかなしき

遊糸日記上、

けにけにやけに冬ならぬ槇の戸におそくあくるはわびしかりけり（も解環本）

大鏡卷五に入る。

孝按、けにと淸みてよめるは、歌に多くよめり。殊の字の意也。げにと濁りてよめるは、おほくはみえず。現の字の音なり。文詞にはやゝふるくげにといふ詞みえたり、土佐日記〔割註〕正月十一日。」此歌、よしとにはあらねど、げにとおもひてとあり。

〇古道が歌を縣居翁の歌とあやまりたる

賀茂翁家集（哀傷）、妻の身まかりけるに、

わがのちをたのみし人はさきだちてふりにける身をいかにしてまし

あるゆふべ、

色かはる秋の下葉をながめつゝひとりある身となりにける哉

夜をふかして、

唐衣たちぬる人もあらなくに秋は夜寒になりまさりけり

こゝかしこありきつゝ家にかへりて、

妹が門いでいるごとにはや行きてはやかへりことといひし人はも

八月十五夜には、を花などかめになして月めでつるをさるわざもなし。

先だちし人のたもとか花すゝき今はそれだにみえずなりにき

草野集雜部をみるに、此歌みな、小野古道の歌とせり。あやしむべしとうたがふ人あり。おのれ答へていへらく、これは今の賀茂集に誤りて載せたるにて、そのよしは先師淸水先生（濱臣）校刻されたる古道の集の、このうたの處にはやくことわられたれば、ひらきみるべしといひて、古道の集をその人にみせたり。

〇ツトメテ（ツト　附、ツトム）

ツトメテノツトハ初時ノ略語也。サレバ夙興夜寐ヲ、ツトニオキヨハニイネト讀ミ、ツトト同ジク早朝ノコトナリ。一日ノ上ニテ朝ハ時ノ初ナレバナリ。萬葉巻十、

朝爾往鴈之鳴音者如吾物念可毛聲之悲

トアルコレナリ。メテハ添ヘテ云フ詞也。サテ此メテヲ添フルトキハ、タヾ朝ノコトニハアラズ。朝ノ方ニナリテト云フコト也。イカニト云フニ、メテノメハマケノ約メナレバ也。其マケト云フハ、夕方枉ノマケナレバ也ケリ。萬葉十一、

何時不戀時雖不有夕方枉戀無之

〔割註〕之ハ爲ノ誤ナリ。」トアル、コレ夕べニ向ヒテト云フコト也。秋方マケトハ秋ノ方ニ向ヒテナリ。萬葉十五秋、加多麻氣氐トアリ。コノ語釋ハ、伊勢物語古意四（十一オ）五（廿三オ、）萬葉略解十下（八オ、）ナドニアルヲ取合ハセテシルシツ。又勉强シテツトムナドト云フハ、其語オノヅカラ別ナリ。ソハ尋覓ノ義ニテツキモトムノ略語ナリト、和訓栞ニイヘリ。〔割註〕言靈ニ、コノ詞ノツカヒザマヲアツメオキタリ。」

〇上　久

或人の問に、忠度百首に、八幡臨時祭、

上久てなほやさしきはもろ人のあさくらかへす春のあけぼの

とあり。此初句はいかによむにかといふ。己れ答へて、神さびてとよむ也。其據は群書類從本の忠度家集に、神さびてとあり。此家集すなはち忠度百首なり。群書一覽に、刊本誤りて家集といふよしあれば、塙氏本の誤にはあらず。やゝふるくより家集と呼來しなり。平忠度詠草と題したる一卷あり。これにも神さびてとあり。此詠草と有るも即百首なり。〔割註〕近隣朽木氏の藏にあり。」季吟の拾遺集（神樂

歌〕の抄に、神さびは上久と書き、年ふりて久しき事にいふ詞なりとみえたり。

〇賜（被賜）

自他の分別あり。被賜を賜とのみかけるあり。省文と心得べし。

古事記、即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而賜天照大神而詔之、汝命者所知高天原矣事依而賜也。本居氏云、賜は多麻比弖と訓むべし。凡て多麻布といふ言は、此の御頸玉の故事よりぞ出つらむ。故其物を玉物とは云ふならむ。タマハリテと訓むは非也。たまはるは被レ賜にて、其物を受る人に就て云言也。〔割註〕孝云、被ハカフブル義ニテ、賜物ヲ受ル人ニカヽル字ナリ。〕萬葉十六に、被給而〔割註〕萬葉十六、てら〳〵のめうき申さく、おほみわの男餓鬼被給而其子將播。〕とあるは、即たまはりてなり。故に被字を添へたり。これも受る方より云ふなり。此たまふとたまはるとの差別は、生と被レ生との如し、うむは親に云ひ、うまるは兒に云ふ言也。〔割註〕古事記傳卷七（四ウ、）卷卅七（卅一ウ、）〕本居氏又云、凡てたまはるといふは受る方に付ていふ言なる故に、古書には多く被賜と書けり。そをたゞ賜と書けるは略也。〔割註〕大祓詞後釋附錄（龍田風神祭、）名古事記傳卅二（七十三オ、）〕

續日本紀卷三、是以令文所載乎多流跡止爲而隨令長遠始今而次次被賜將往物止、食封五千戸賜止久勅命聞宣。本居氏云、凡て賜ふは與ふる方をいひ、賜はるとは受くる方をいひて、彼此のたがひあり。四十五詔に、此賜布帶乎多麻波利弖と有るにて知るべし。故古書どもには、賜はるには多く被字を添へても書けるなり。こゝは此大臣の子孫の受くる方をいへり。後の世に至りては、此けぢめをしらず。賜ふをも常に賜はるといふはひがことなり。〔割註〕詔詞解卷一（第二詔、）〕

孝云、此詞の分別は、本居氏の玉霰（四十三オ）釋義門の山口栞卷中（十葉以下）にもいへり。〔割註〕又本居氏の古事記傳五（十一オ、）七（十六ウ、）廿（卅五ウ、）廿七（十四オ、）卅二（七十三オ）などにもみえたり。今略してのせず。〕

此詞、げにつかひあやまる人々おほければ、猶くはしくいはんとす。詞のやちきたに是をわかたば、授る方に付て賜〔割註〕波行四段　タマハン　タマヒ　タマフ　タマヘ、佐行下二段　タマハセ　タマハスレ（佐行下二段多クハ敬詞、）」

コレハハ行ヨリサ行ニ移リ

受る方に付て賜〔割註〕羅行四段　タマハラン　タマハリ　タマハル　タマハレ

佐行下二段　タマハラセン　タマハラス　タマハラスル　タマハラスレ（左行二段多クハ敬詞、）」

コレハ、ハ行ヨリラ行ニ移リ、夫ヨリサ行トナル。

かく四種にはたらくなり。例證をひとつふたつかきつけむとす。

▲授る方四段〔割註〕波行ナルハ。」玉霰〔割註〕クレル　トラス　下サル。」

古事記、賜ニ天沼矛ニ而言依賜。〔割註〕本居氏傳四（八左、）下の賜は上の賜とは異りて、たゞ尊みて申す附辭なり。」萬葉八、

吾君爾戯奴者戀良思給有茅花乎雖喫彌痩爾夜須

枕冊子〔割註〕季吟春曙抄九の巻（五オ、）これ見給へ。是はたがかきたるぞときこえ給ふを、うれしと思ふに、給ひて見はべらんと申給へば、猶こゝへとのたまはすれば、

孝云、コヽハ伊周公ノ清少納言ヲトラヘテタテ給ハヌヲ、定子ノ心得テ、伊周ヲノケントオボシテ呼寄セントシタマフナリ。伊周ハ御側ニユカジトオモヒテ、コヽヘ下サレヨ。コヽニテミント云フナリ。定子猶ワガ側ニ來ヨトノタマフナリ。〔割註〕孝云、イサヽカ疑ハシキハタマハリテ見ハベラント云ヒテモ、キコユルヤウニオモハル。別本ヲモ校スベシ。確證ニハシガタカランカ。人ニタヅヌベシ。」

〔割註〕源氏宿木（十四オ、）みかどの御むすめを給はんと、おぼしおきつるもうれしくもあらず。

〔女二宮ヲヤラント帝ハ薫ニノタマヘド、薫ハヨロコバズトイヘリ〕。」

同下二段〔割註〕佐行ナルハ、」

枕冊子〔割註〕季吟本四の卷（廿二ウ、）」きぬひとつ給はせたるを、〔割註〕季吟云、后宮のきぬを給へるなり。」源氏藤裏葉、きくのいとおもしろくてうつろひたるを給はせて、

▲受る方〔割註〕四段雜行ナルハ、玉霰云被レ賜。モラフ　イタダク　拜領スル、」

四段

榮花月宴〔割註〕活本（卅一オ、）」もし非常のこともおはしまさば、東宮にはたれをかと御けしき給はりたまへば、源氏花宴、春といふもし給はれりとの給ふ。同若菜下（六オ、）これはしばし給はりあづからむと申給。枕冊子〔割註〕季吟本卷の一（十一ウ、）」うへにさぶらふ御ねこは、かうぶり給はりて、源氏蓬生、侍從の君ときこえし人にたいめん給らんといふ。竹取、祿いまだたまはらず。これたまはりてわろきけこにたまはせん。古今哀傷（はし書）、その父のとし、みな人御ぶくぬぎてあるは、かうぶりたまはりなど、後撰春（はし書）、元日に二條の后の宮にて白大うちきをたまはりて、保元物語〔割註〕新院御謀反。」御怠狀を遊ばして、彼等にたぶ。恐をなして給はらざる時に、我好思召怠狀なりたゞ給り候へ。一の上の怠狀を臣下取傳ふる事、家の面目にあらずやと仰せられければ、畏て賜りけるとかや。平家物語四、（鏡）、仲綱ト名乘テ參ジタルニ、此蛇ヲタブ。〔割註〕孝云、少松殿が也。」給ツテ〔割註〕孝云、仲綱がなり。」弓場殿ヲヘテ云々、小舍人ヲ招テ是給レトイハレケレバ、〔割註〕孝云、仲綱がなり。」

同〔割註〕下二段佐行、〕

枕册子〔割註〕季吟本四の卷（廿一ウ、）〕それたまはらするぞ、きぬすゝけたり。しろくてきよとて、

源氏若菜上〔割註〕季吟本（十八ウ、）〕御けしき給はらせ云々。御けしきせちに給はり給ふ。榮花本のしづく〔割註〕活本（廿七ウ、）〕春日禰宜はかうぶり給り位たまはらせ給ひて云々。寺の別當僧どもにみな祿給はす云々。かみなき位給はする。いとかしこきおほせなれど、

○東　宮（春宮）

東宮と春宮との辨別よくしられず。むかし枝齋先生のいはれしには、春宮は太子の御殿をさし、東宮は太子の御身をさすなり。傅學士などは御身にあづかるものなれば、東宮傅、東宮學士などといひ、大夫、大進は御殿にあづかるものなれば、春宮大夫、春宮大進といふなるべしといへり。本居氏歷朝詔詞解卷二（第十一詔、）皇太子ノ宮の官人は、東宮職員令にみえたるが如し。和名抄に、職員令云、春宮坊、美古乃美夜乃豆加佐と有り。さて東宮職員令に、傅と學士とを擧げて、次に東宮坊官とて大夫以下を擧げられたり。是によりて傅と學士とをば、東宮官といひて東宮坊官とはせず。かくて令には坊官をも東宮坊と作れたるを、常には傅と學士とには東宮と書き、坊官には春宮と書きて分つ。こは後の事かと思へば、はやく持統紀にも十一年の所に、東宮大傅、春宮大夫と見え、此紀にもかく書分けられたり。又右の和名抄にも、職員令云とて、春宮坊とあれば、令ももとは然有りけむを、後の人さかしらに、東ノ字には書きなせるにこそ」とあり。孝云、本居氏和名抄によりて、今の令には春を東に誤れるならむといはる。まことに然り。近日塙氏にて刊行したる令義解には春宮坊とあり。集解にも春とあり。但枝齋のおもひよられたると、本居氏の斷然と東宮と春宮とわかたれたる。いづれも識見は敬服したれば、何故御身には東宮とかき、御殿には春宮とかくにか。こはいつの程よりの事ならむ。西土にては春宮とかける、唐

人にはじめてみえたり。焚秦以上の書どもにある東宮、かならず御身につけて云ふにもあらず。所詮は方角にて東にあたれば東宮といふ也。前後の文勢により、こゝは御殿をさし、こゝはたゞちに御身を指斥すといふことは有るべし。東宮と春宮とにてわかつことは、西土にきこえず。本邦のさだめにや。

古今集春上、二條の后の東宮のみやすむ所と聞えけるとある所の打聽に、皇太子のおはせる宮をさして申す時は春宮と書き、御身の上を申せば東宮と書く事、後世のならはせなりとあり。

孝云、枝齋の説は此説を敷演したるなり。後世のならはせと有るはいかゞ、本居氏の辨別されたるいとよし。

本朝文粹卷七、〔割註〕報ニ頼光ニ書大江匡衡、」春宮大進東宮學士同時爲ニ美濃尾張之守一とあるなども、春宮、東宮と書分けたり。元祿十一歲としるしたる刊本に有識小説といふものあり。〔割註〕開卷に駒谷散人郁輯と書して、三卷三冊なり。」其卷一に、凡東宮春宮文字何レヲモ用フトイヘ共、御身體ノ上ニテハ東宮ト書キ、御居所ノ時ハ春宮、是故實也トゾと見えたり。盧文弨云、春坊之名。隋書百官志不レ載。唐六典注云、北齊有ニ門下坊、典書坊一。龍朔二年。改ニ門下坊一爲ニ左春坊一。典書坊爲ニ右春坊一。據レ此則唐已前專未下以ニ春坊一爲中官名上。以ニ其東宮所在一。故以レ春名レ之。是時俗所レ呼。後來即以爲ニ署名一。〔割註〕顏氏家訓趙盧注本卷末。載ニ北齊書文苑顏之推傳一。其傳有ニ觀我生賦一。其賦有ニ遵春坊而原始之句一。盧文弨注之有ニ此説一。今記ニ其全文一如レ此。」

西土にみゆるをおもひいづるまゝにこゝにかきつく。〔割註〕新古不次序。」

▲淮南齊俗　武王既沒殷民叛レ之。周公踐ニ東宮一。履乘石〔割註〕高注、人君升レ車有ニ乘石一也。」攝ニ天子之位一。負レ扆而朝ニ諸侯一。〔割註〕高注、戶牖之間謂ニ之扆一。」▲呂氏審應　魏味王問ニ於田詘一曰。寡人之在ニ東宮一之時。〔割註〕高注、東宮世子也。」▲隱三年左氏　衛莊公娶ニ于齊東宮得臣之妹一。曰ニ莊姜一。〔割註〕杜注、得臣齊太子也。太子不三敢居ニ上位一。故常處ニ東宮一。孔疏、按、齊世家、莊公生ニ僖公一。東宮得臣未

レ知二何公太子一。云常處二東宮一者。四時東爲レ春。萬物生長在レ東。西爲レ秋萬物成就在レ西。以レ此君在二西宮一。太子常處二東宮一也。或可レ據二易象西北爲一レ乾。乾爲二君父一。故君在二西東方震一。震爲二長男一。故太子在レ東也。」▲莊十二年左氏 遇二大宰督于東宮之西一。又殺レ之。▲毛詩衛風碩人 齊侯之子、衛侯之妻、東宮之妹。〔割註〕杜注、東注、齊太子也。孔疏、太子居二東宮一。因以二東宮一表二太子一。」▲白氏文集 卷五十九）〔割註〕論承璀職名狀。」臣伏以。陛下自二春宮一以來。▲漢書劉向傳 今王氏一姓、乘二朱輪華轂一者二十三人云々。依二東宮之尊一。假二甥舅之親一。〔割註〕師古注、東宮、太后所レ居也。」▲同田蚡傳、御史大夫趙綰請レ母レ奏二事東宮一。竇太后大怒曰。▲同夏侯勝傳、光以爲二羣臣一奏二事東宮一。太后省レ政〔割註〕師古注省視也。」宜レ知二經術一。白令下勝用二尚書一授中太后上。遷二長信少府一。▲同貢禹傳、臣禹嘗從之二東宮一。〔割註〕師古注、從二天子一、往二太后宮一。」見レ賜二杯案一。盡文畫金銀飾。非下當所三以賜二食臣下一也。東宮之費。亦不レ可二勝計一。▲同伍被傳、今臣亦竊悲大王棄二千乘之君一。將レ賜二絶命之書一。爲二群臣先一。身死二于東宮一也。〔割註〕如淳曰、王時所レ居也。」▲楚辭（離騷）溘吾遊二此春宮一。〔割註〕王逸注、溘、奄也、春宮、東方青帝舍也、溘一作レ搕。」

孝云、離騷なる春宮は、太子の事にあらざるは云ふも更なり。方位によりて東とも春ともいふにて、是後世東の方に太子すむより春宮坊ともいひならふ濫觴なりけり。

○東鑑曆算改補

東鑑曆算改補ト云フ者一冊ノ刊本ニアリ。目錄如レ左。

年闕者十三。月闕者三十七、誤者九重、出者二。月大小闕者百十七、誤者二十一、日支干闕者四百十二、干闕者一、干闕支誤者一、日誤者四、支干誤者百八十一、支誤九十四、干誤者六十五、日重出者三。日食闕者五十三、差者十二。月食闕者六十二、差者二十六。

自跋左ノ如シ。

東鑑、起ニ高倉院治承四年庚子一。盡ニ龜山院文永三年丙寅一。凡八十七年之事也。月大小。日支干。及閏月。日月食。皆以ニ唐長慶宣明曆書一焉。今以ニ其法一私考レ之。間有レ差者如レ此。其闕者補レ之。誤者改之。備ニ後來覽者之參考一云爾。延寶四年丙辰六月甲子、安藤氏討有益。

孝云、此書昌平阪學校ニアルヲ見タリ。群書一覽ニハ載錄セズ。近代著述目錄ニ安藤氏ト題シ、東鑑曆考一冊トアリ。名字爵里ヲバイハザレドモ、必コノ書ナルベシ。

〔寶貨沿革

大判沿革　近藤氏金銀圖錄ヲ攷フルニ、天正、慶長、元祿、享保、凡テ四度也。享保ノ時ヲ新金大判ト云ン。金七兩二分ノ積也。大判ノ上ニ拾兩ト云フハ、小判拾兩ノコトニアラズ。黄金十兩ナリ。黄金十兩トハ銀一枚〔割註〕銀一枚ハ、目方四十三匁ナリ。」ヲ黄金一兩トスレバ、銀十枚ノコト也。大判一枚〔割註〕孝云、大判目方四十八匁、小判目方四匁八分ナレバ、拾兩ハ小判十兩ト云テ害ナカルベキヲ、近藤氏ノ銀一枚ノコト、イハル、コト未レ考。ソモソモ兩ト云フハ目方ノ名ナルニ、目方四匁八分アル小判一ツヲ壹兩ト定メラル、コトハイカナル事ニカ。」ハ銀四百二（三歟）十目ナリ。昔黄金幾兩ト云フハ砂金ノ掛目ナリ。大判ノ目方四十四（八歟）匁、信長ノトキニ始マリ、慶長六年通用ノ法ヲ定メラル。

白石氏ノ寶貨略ニ、天正十六年ニ新ニ大判小判ヲ造ラル。其十三年ニ秀吉公金賦ト云フコトアリ。金五十枚銀三萬枚トアリ。〔割註〕コレニヨレバ、大判モ丁銀モ、ハヤクヨリアリタルニテ、天正十六年ヨリ初マリタルニハアラジ。但其製造コノトナル也。」

小判沿革　慶長ノ時、豐太閤始テ後藤光次〔割註〕足利家ニ代々ツカヘテホリモノヲ業トス。」ニ仰セテ小判ヲ造ル。〔四匁八分〕、其後元祿ノ時、常憲院殿用度不足ニヨリ、小判、小粒、二朱金ノ三品ヲ造ル。金ノ位ワロシ。〔割註〕コレ迄ハ慶長金、」寶永時、常憲院殿又位ノワロキヲ嫌ヒ給ヒテ改造セラル。〔割註〕位ハヨシ。形ハ小。」乾金ト云フ。〔割註〕近藤重藏云、易乾爲レ金、トアルニ本ヅケルニヤ。」用度不足

ニテ慶長ノ舊ニ復シ兼ネタリ。サルニヨリ、御拂ノ時慶長金ヲ出スモノ少シ。享保ノ時、有德院殿慶長ノ時ト同ジ目方、同ジ位ニテ造ラル。〔割註〕コノ度ハ、位同ジキニヨリ印ナシ。公邊ニ御德分ナシ。」コレハ慶長金ヲ取出サンノ爲メトゾキコエシ。元文ノ時、有德院殿又小判ヲ造ラル。目方三匁六分ナリ。〔割註〕眞ニテ文ノ字ヲ付ル。享保ノ時ナルヲ古金ト云ヒ、コレヲ眞金ト云。」其後目方モ位モ同ジク、形ノミヲ小ク造ラル。〔割註〕折レザル爲也。」コノ度ハ文ノ字ヲ草書ニカキタリ。

右亡友狩谷棭齋ノ說話テシルスナリ。

豐家ノ新製幣關東マデハ行ハレザル故ニ、東照君陳請セサセ給ヒ、京師ヨリ金工後藤光次ヲ召下シ、別ニ大小鈑金ヲ鑄造シ、關東ニ行ハセ給ヘリ。其時ノ金イカナル者カ今ハシラレネド、光次ノ名判アリタルベシ。天下通用ノ者ニアラズ。豐家ノ製ニ別タセ給フコトナラン。慶長御治世已來豐金廢シ、東金專ラ天下ニ行ハレシモ、最前ノ勢ニヨリテナリ。〔割註〕櫻友云、豐金と東金と地を易へてきこゆといへり。此說よろし。さてはおのれの疑もなし。傳本のあやまりにて、中井氏のあやまれるにはあるまじき也。その家の原本と比校すべし。」

右中井積善ノ草茅危言卷三ヨリ摘錄シタリ。但コヽニイヘル處已レ解シカヌルコトアリ。イカニト云ニ、御治世已來東金專ラ行ハルトイヘル東金、今ノ慶長金ナラバ、其時ノ金、今シラレズトハ云フベカラズ。光次ノ名判アリタルナルベシトモ云フベカラズ。若今ノ慶長金、是豐太閤ノ金ナラバ、御治世以後猶太閤ノ金行ハルヽニテ東金ニハアラズ。豐金廢ルトハ云フベカラズ。東金專ラ天下ニ行ハレタリトモ云フベカラズ。中井氏ノ所レ據ヨク考フベシ。」

元文眞字小判品位十六、〔割註〕目方一匁ニテ代銀十六匁也。」一兩ハ目方三匁五分ナレバ、代銀五十六匁ナリ。四匁ハ雜費ナルベシ。サレバ金一兩ニテ銀六十目ト云フ也。〔割註〕十六匁ヲ三ツ半合併スレバ五十六匁トナル。」〔割註〕近藤氏ノ金銀圖錄七ニ、小判一兩ヲ、銀五十目ト定メラレシハ、慶長十四年也。

銀一兩ヲ四匁三分トスルコトハ、何レノ時ヨリ起リタルカシラレズトアリ。」慶長小判品位廿五、〔割註〕目方一匁ニテ代銀二十五匁ナリ。」一兩ハ目方四匁七分〔割註〕孝云、四匁八分ニハアラズヤ。上文狩谷氏說話ノ條考フベシ。」ナレバ、代銀百十七匁五分ナリ。〔割註〕二十五匁ヲ四ツ七分合併スレバ百十七匁五分トナル。」

右亡友遲塚九二八ノ說話ヲシルス。〔割註〕コノ品位ヲ幾双ト云フハ、相雙ノ意ニテ、タトヘバ、目方一匁ニテ代銀十六匁ナレバ、一匁ガ十六相雙ナリ。幾增ニテモ聞ユベシ。幾增ノ意ナリ。サレド双トカキ來ルコト古シ。銀ニモ云フ也。金ニハカギラズ。」

判(板) 金銀圖錄ニ、判ハ板ニカキシヲ、後藤ノ判ヲスルヨリ判金ト書クナルベシ。進退記ニ板金トアリ。(足利ノ末)土佐軍記ニ、判金〔割註〕天正十三年條、」ト云フコトアリ。

吳座目 中マデ表面ノ純金ト同ジトノ徵ナリ。〔割註〕金銀圖錄一、」

切賃 古時ハ目方ノ一定シタル金銀幣ナク、延金ヲ入用ホド鏨、或ハ鋏ニテ切テ秤ニ懸ケテ遣ヒシナリ。今兩替ニ切賃ト云フモ、コレヨリ出シナルベシ。〔割註〕金銀圖錄一、」

一分判 慶長四年始造〔割註〕白石氏寶貨略、」

孝云、伊勢氏ノ舳艫訓ニハ、續武家閑談ト云者ヲ引テイヘルニハ、コヽニ云フヨリハハヤク出來タルヤウナリ。ヨク考フベシ。〔割註〕安齋隨筆前集卷十三(第一)ニモ載セタリ。又後集十四(第百三十)壹分判之事、庄三郎云、慶長五年ヨリ出來仕候トアリ。」

砂金裹 〔割註〕狩谷棭齋云、砂金は世になきものにて、蝦夷より出たるを見たり。練金は石をわりて出す。これは自然と有り。粟粒ほどの物也。」小判金十兩ヲ木形ノ香合ノ如キモノヽ中ヘ入レテ、其上ヲ色々ノ紙ニテ包ム也。〔割註〕金銀圖錄卷五尙古品ニ詳ニミエタリ。圖ヲモ載セタリ。」〔割註〕御日記、慶長四年八月十八日(將軍宣下ノ時、)砂金二十兩二袋、但小判十兩ヅツ紙ニ包ミ、袋ノ內ニ入、覽箱ニ入

ル。」

金賣〔割註〕金商人、金銀行、兌舖。」今ノ兩替師ナリ。西土ニテ金銀行ト云ヒ、兌舖ド云フモ兩替屋ノコトナリ。〔割註〕金銀圖錄附言。」

匁　錢ノ俗字也。宋板ノ醫書ニ此字アリ。篇海類編ニ錢俗作匁トミユ。丹鉛總錄ニ、錢ヲ匁ニ作リテ省訛ノ俗字トイヘリ。〔割註〕金銀圖錄。」

桐ノ紋　ユクリナク思ヘバ、豐臣家ノ紋ヨリ出タルコト、オモフベケレドモ、豐臣家ヨリ古キ金銀ニモ桐ノ紋アレバ、此說受ケガタシ。但秀吉公ノ紋タマ〳〵桐ナレバ、因循サレタル邊モアル也。ソモ〳〵菊桐ハ、其初禁中ヨリ出タルコトニテ、御裝束ノ紋ガラニ桐竹八葉ノ菊〔禁秘抄〕ナド云コトノアルヨリ起リテ、イツシカ天子ノ御紋ノヤウニナリユキケン。サレバ調進ノ金銀ナドニハ、是ヲ付テモ奉リシナラン。〔割註〕家ノ紋ト云コトハ、武家戰場ニテ家門同族ヲ互ニ見ワカタン爲メニコソ。」コレラノコト、友人前田夏繁考ヘテ別ニ成書アレバ、其大概ヲノスルナリ。

附周〔割註〕黃金ト錢帛トヲ幣トス。重一斤ヲ一金ト云。」秦〔割註〕黃金ト銅錢トヲ幣トス。」漢〔割註〕黃金、武帝元狩四年白金三品ヲ造リ、王莽銀貨ヲ制ス。」三國晉齊梁〔黃金銀〕唐宋金元〔割註〕金幾兩幾錠ナド云、金少キ故ニ一斤ノ大餅ヲ止メ、一兩ノ小錠ヲ作ル。唐ノ時銀ヲ通貨トセズ。五代ヨリ宋ニ至リ民間ニ用フ。宋仁宗賦ニ銀ヲ徵ス。」明〔金〕清〔割註〕金ヲ用フルコトヲキカズ。銀ヲ通貨トス。」

右近藤氏ノ金銀圖錄七ニ詳ニ載セタルヨリ、聊抄出ス。

○鮓

今江戶ニアル鮓（スシ）ハ、延寶ノ頃、御醫師ノ松本善甫ト云フモノヽ新製也。〔割註〕コノ家ハ、其後亡ビタリシガ、近來再ビ召出サレテ、高百俵ナリ。」サレバ世ニ松本鮓（ズシ）ト云フ。彥根ノ鮒ノ鮓、尾州ノ鮎ノ鮓ナド

ハ、魚ト飯トヲマゼテ五六日モ經テ食フ也。吉野近邊ニテ粟ノ飯ニテ造ル。二三ケ月モカコハル、ナリ。コレ等ノ鮓ハ、右ヨリ左ニハ出來兼ル故ニ、商フ者ニアツラフルニ、今日ヨリ幾日經テ取リニ來給ヘト云フニヨリ、コレヲオチヤレズシト云フ。松本鮓ハ直ニ出來ル故ニ、マチヤレズシト云ヒ、又早鮓(ハヤズシ)トモ云フナリ。元來スシハ、上件ノ如ク飯ト魚トヲマゼテ置クニ、日數經レバオノヅカラスミノ出ルモノニテ、鮓ヲ加ヘテ製スルモノニアラズ。鮨ノ字ノ方ヨロシ。字書ヲ觀テシルベシ。

コノ一條ハ、亡友狩谷棭齋ノ說話ナリ。〔割註〕和名抄飯食部、魚鳥類、鮨、(須之)トアル處ノ棭齋ノ校注ニ、鮓鮨ノ辨別アリ。ヒラキミルベシ。」

沙石集卷七下、大ナル鮎ヲ三十バカリ取テ歸テ、少々ハ煮テクヒ候。殘リハスシニシテ置候トミエタリ。コレモイハユル待チヤレズシニハアラズカシ。

○鴨頭草（鴨跖草　押赤草　露草　月草　ちくさ　ほたる草　附、はなだの帶）

ほたる草といふは俗偁なり。つきくさと云ふぞ雅名なる。古今戀五、

よの中の人の心は花染のうつろひやすき色にぞ有りける

とあるを、六帖五(いろ)には、古今とおなじけれど、第六(つきくさ)には、花染をつき草とあり。花染といふもつき草といふも同じ。輔仁本草和名、〔割註〕下卷、本草、外藥七十種、」順の和名抄にも、鴨頭草和名都岐久佐とあり。冠辭考(つきくさ)に云く、月は借字也。衣を摺るにたやすくいろのうつり付く故に、つきくさとはいふなるべしといへり。本居氏の玉勝間卷四に云く、月草は今世に露草と云ふもの也。國によりてボウシ草とも、べゝシ草とも云ふ。世にボウシといひて物を染むる紙あるは、此草にて染めたる故の名也。又古き歌に花色衣とよめるも、此月草染也。今の世に青色を花色と云ふ是也。又それをチクサとも云ふは、月草を訛れるなりと或人いへり。といへり。證類本草卷十一には鴨跖草とあり。〔割註〕宋嘉祐ノ新添也。」〔割註〕輔仁本草和名に鴨頭草、出二新撰食經一とあれど、西土にて鴨跖草

ども云ふにこそ。」和名抄には、本條に鴨頭草と揭て、辨色立成に押赤草とのせたり。鴨跖草の假字なるべし。和名抄に染色共に載せたるにても、物を染むるものなる事しるべし。〔割註〕跖の字の義は、證類にみゆれど今略す。」上に引きたる冠辭考の分注に、源氏物語には露草とかき、或ものには都伊草と書けり。今考るに、月立をついたちと唱ふるごとく、音便にてつき草を都伊草とも唱へつらん。つゆ草といふは其比の俗言なるべしとみえたり。源氏横笛の卷をさす。〔割註〕此横笛の卷の事は、おのれ上代小兒剃髮有無の辨といふをかけり。卷五第五條に載せけり。合せみるべし。」湖月本には露くさ、頭書本には月草とあり。本居氏は月草をよしといへり。げにふたつの中ならば、月草に心をそむべき事にこそ。されどむげの俗言にあらず。うつぼ〔割註〕古本吹上、刊本嵯峨院、」枕冊子〔割註〕みるにことなることなき物の文字にかきて、こと〴〵しきもの、」に露草とみえ、堤中納言物語、小大君集などには歌にもよめり。萬葉集卷十、朝露爾咲酢左乾垂鴨頭草之日斜共可消所念とあると、又同卷に、朝開夕者消流鴨頭草可消戀毛吾者爲鴨とあるを、契沖の代匠記にはつゆくさとよまんといへるも、むげの俗言にあらねばなりけり。但千蔭は和名抄の訓によりてつきくさとよめり。此つきくさの色をはなだともいへり。催馬樂〔石川〕、いしかはんのこまうどにおびをとられてからきくいする、いかなむるいかなんるおびぞはなだの帶のなかはたえたる。谷川氏和訓栞に、はなだ草は月草の異名也。〔割註〕うけらが花三、秋、鴨頭草、」

おく露のいろこそことにさやかなれ秋をときなる月草の花

〇筘〔筬〕

清ノ鮑鈖辛甫ノ稗勺〔割註〕賜研堂叢書ニアリ。」ニ金仁山論麻冕云。三十升布則爲二筘一千二百目一。見二四書說約一。按筘音扣。布筘也。今裁縫謂二之筘線一トアリ。此筘ハ和名抄ニイヘル筬ノ意ニテ乎佐ノコト也。其ヲサト云フモノハ織機ノ具ニテ、櫛ノサマシタル者ニテ縷ヲハサメルモノナリ。〔經糸ナリ、〕八十縷ヲ一升トスルモノナレバ、三十升ニテハ二千四百縷トナル。筘ノ一目ニ二縷ヅツトホス故ニ千二百

目トハイヘルナリ。〔割註〕金仁山ハ宋人ニテ、論語集註考證十卷アリ。四書說約ト云フモノハ、明ノ鹿善繼ト云人ノ撰也。此兩書共ニ四庫總目ニ入レタリ。」康熙字典竹部六畫ニ筘ノ字ヲ載セ、字彙補ヲ引キタリ。今吳任臣ノ字彙補ヲ檢スルニナシ。〔割註〕竹部、手部、口部、卩部ヲタヅネタリ。他部未レ考。」字典コノ字ノ上ニ筃ノ字ヲ載セテ、コレニモ字彙補ヲ引キタリ。試ニコノ字ヲタヅヌルニ、コレモナシ。サテハ字典コノ兩字、他書ヲ引カントシテ、タマタマ誤レルナリケリ。ソモ／＼筘ハ、後世ノ會意包諧聲タル字ト云フベシ。乎佐ハ竹ニテ造レバ竹ニ从ヒ、此乎佐モテハタ／＼タヽク故ニ、扣ニ从ブナリ。扣ハ牽馬ト云字ナレドモ、同音假借ニテ敂ノ字ノ代リ、古クヨリ用ヒナレタル故ニ、扣ヲタヽクコト、思定メテヨリ、筘ノ字ハ造リタルナラン。但扣ノ音ヲ筘ノ音ニスル、コレ諧聲ナリ。〔割註〕タヽク意ノミヲトリテ、扣ノ音ヲカラザル時ハ、會意ナレドモ、意モ取リ音モトル。コレ包諧聲也。」サテ和名抄ニ、唐韵織具也。楊氏漢語抄ニ乎佐トアリ。廣韻ニ筬、筬篧、織具トアリ。今按ニ、織具ニ篧ト云フベキモノナシ。コノ乎佐ハ上下ニカマヂアレバ、コレ比擬スベシ。其實ハ筬ハ簆ノ誤ナルカモシルベカラズ。簆ハ廣韻去聲候韵ニ、織具トイヘル字ニテ、品字箋ニ乎佐ナルコトタシカニシラル、注アリテ、近クハ伊藤氏ノ名物六帖ニモ引用サレタリ。狩谷氏和名抄攷證、筬ノ下ニモ品字箋ヲ引カレタリ。

難波江　巻之四下

○かぞいろの歌

或人いはく、古き歌に、

　かぞいろはいかにあはれと思ふらむ三年になりぬ足たゝずして

とあり。此歌の出處いかにといふ。おのれ答へていふ。是は太平記廿五卷に出たり。其文に、蛭子と申は、今の西宮の大明神にてまします。生れ給ひし後三年まで御足たゝずして、かたはにましませしかば、いはくす船にのせて海に放ち奉る。

　かぞいろはいかにあはれと思ふらん三とせになりぬあしたゝずして

と讀める歌是也。とみえたり。さてこの太平記なる歌は、もと朝綱の歌をとなへあやまれるなり。その謌は、日本紀竟宴歌（天慶六年）得二伊弉諾尊一。（割註）從四位下行民部大輔兼文章博士。」大江朝臣朝綱。

　加會伊呂波阿波禮度美須夜毗留能古婆美斗勢偭那理努阿枳多々須志天

とある歌の二三の句をよこなまりてつたへたるなりけり。村田春海翁の説に、枳は軹の誤なりといへり。蛭子の事は、古事記、日本書紀等に詳なれば、すべてはぶきいはず。

○ま　に

古今集春下、題しらず、

　花の色はうつりにけりないたづらに我身よにふるながめせしまに　小野小町

同戀三、題しらず、

　こりずまに又もなき名は立ぬべし人にくからぬ世にしすまへば　よみ人しらず

續詞花集雜下、傀儡にかはりて、

いづことも定めぬ物は身なりけり人の心をやどとするまに　能因法師

此歌どものまにのま、みな助語なり。小町の歌、先達多くはそのあひだといふ事に解かれたれどくはしからず。さては外の歌にてきこえず。

（梅の香をかしきをみいだす

源氏末摘花、またかうしもさながら梅の香をかしきをみ出してものし給ふ。〔割註〕早蕨に、梅の香をめでおはする。」新勅撰春上、

誰となくとはぬぞつらき梅の花あたら匂をひとりながめて　殷富門院大輔

契沖云、にほひは香にも色にもいへど、梅は色よりも香こそあはれとよまれたる花なれば、香にこそ、

ひとりのみながめてちりぬ梅の花しるばかりなる人はとひこで　八條院高倉

とある歌は、かゝる難なければ、歌合ならば勝の字をつけらるべきなり。

縣居翁〔割註〕契沖新勅撰冠注にみゆ。」いはく、「高倉が歌のながめはよし。此歌はわろし。たれとなくとあれば、みだりにおもひてながめせんもいかゞなればなり。又匂は色の事なるを、後世は香の事を云ふ。こゝも色をいふにはあらじ。たゞし色とせば、此歌、少しはたすかりなんか。

孝云、縣居翁の少しはたすかりなんといふは、色はみるもの故に宜しく、香はかぐもの故にながめてといひてはいかゞと思へるにか。しからば源氏末摘花なるは、縣居翁いかにとかし給ふ。源氏をよしとせば、大輔の歌も香にて害なかるべし。但したれとなくといひて、ながめとつゞけたる難はうべなることなりかし。又おもふにぬしさだまらぬ戀せらるるともいへば、ながめの難も十分ならず。

○勝手

太平記廿六〔芳野炎上、〕主上〔後村上、〕勝手ノ宮ノ御前ヲ過ギサセ給ヒケル時、寮ノ御馬ヨリ下サセ給テ、御泪ノ中ニ一首カクゾ思召ツヾケサセ給ヒケル。

憑ムカヒ無キニ付テモ誓ヒテシ勝手ノ神ノ名コソ惜シケレ

謡曲〔二人静〕、是はみよし野勝手の御前に仕へ申者にて候。〔割註〕田安殿ノ校訂本ニハ、御前ヲ明神トアリ。」同〔嵐山〕、名におふよし野の千本の櫻をうつしおかれし、其ゆゑに人こそしらね。折々は籠守勝手の神ともに、此花に影向なる物を、〔割註〕コレハ吉野ナル籠守勝手ノ夫婦ノ神ノ嵐山ノ櫻、モト吉野ノ種ニ生ヒタル花ナレバ、其縁ニヨリ、コヽノ山ニ影向アルナリ。コノコト下文ニテシカトシラル、ナリ」鴨長明四季物語巻三、〔割註〕三月○古抄本ニハコ、ニ引ク處ノ文ナシ。」〔割註〕此書偽ナルヨシ、先哲イハル、ニヨリ、姑クコ、ニツイデタリ。」惣門勝手の方にはまたちりのこりはべる。〔割註〕文義詳ならねど、吉野の事ときこゆ。さては勝手も、勝手の神をさすなるべし。」谷川氏和訓栞、人に對して我に自由する事をすべてかつてといふ。四季物語に、惣門勝手の方とみえたり。〔割註〕孝云、四季物語を味ふるに、自由する所ともおもはれず。谷川氏の見解考ふべし。」吉野に勝手明神あり。祭る神を受鬘命といふ。此神名、三部の本史には見あたらず。式にいふ吉野山口神社是也とぞ。

○浮舟の巻なるまぎらはしき人々〔湖月抄にて夫々の葉數をしるす。〕

道定〔割註〕匂宮家司也。薫君家司仲信の聟也。五十四ウ、」 大内記〔八ウ〕 式部少輔〔割註〕五十二ウ、五十四ウ、」 少輔〔割註〕五十二オ、五十七オ、」

時方〔割註〕匂宮家司也、」 大夫〔三十オ、〕 左衛門大夫〔五十二ウ、〕 出雲權守〔五十四ウ、〕 からの君〔割註〕時方の従者より時方をさして、五十二ウ、」

時方の従者〔三十オ、〕 をのこ〔割註〕五十二オ、五十四ウ、」

時方のをぢ〔卅八オ、〕 因幡守〔卅八オ、〕

仲信〔割註〕薫君家司也。匂宮家司大内記道定の舅也。十七オ、五十七オ、」 大藏大夫〔四十六オ、〕

○大　目〔少目〕

新井氏ノ藩翰譜卷二（荻生）ニ、荻生ノ少目ト云フ事アリ。イカナルコトゾト人ノ問フニ答ヘテ、コレハ大目ニムカヘテノ名目ニテ左官ノコトナリ。上文ニ三河國荻生ノ地ニ住シケレバ、世ノ人、荻生ノ松平トハ申シケルトアル。サテハ三河國ノ左官ナルベシ。但左官ニ大ト少トヲ分別スルコトハ、大國ノコトノヨシ、職原抄ニミエタリ。今三河國ハ上國ナレド、大少ノワカチアルベカラズ。然レドモ王道漸々ニオトロヘ行クコロナレバ、古例ノマヽニアラヌコト常ニ多シ。コレモ其一ナランカ。又ハ筆ニマカセテ荻生ノ左官トイフニ少目トカケルモノカ。猶考フベシトコタヘテ止ヌ。

○鐵掃帚

俗にヤハズ草と云ふ。或人、歌にもよむかといふ。昔より歌によめることをしらず。固より和名もなし。此草の葉のかたち矢の筈に似たれば、俗にヤハズグサと云ふなり。救荒本草の雞眼草といふは、此草なりと、本草藥名備考、和訓抄にいへり。ヤハズ草に鐵掃帚をあつるはいかゞあるべき。綱目十五、蠡實の條に救荒を引て、鐵掃帚と云ふ名を出だしたり。よくたづぬべし。

○金銀ヲ寶トスル

近藤重藏ノ金銀圖錄附言ニ、太古ノ世ニハ珠玉ノミヲ寶トシテ、金銀ヲ寶トセシコトハ聞エズ。金銀ヲ寶トセシハ、異朝ノ往來アリショリ始マレリ。天平廿一年陸奧國始テ黃金ヲ貢上セシ時ノ勅ニ、此大倭國者天地開闢以來爾黃金波人國用理獻言波有登毛、斯地者無物止念部流仁云々ト見エタレド、其進獻ノコト「國史ニ明文ナシ。魏志明帝景初二年倭王ニ金八兩ヲ賜フトアリ。コレ始メナリ〔割註〕神功三十八年」トミエタリ。〔割註〕孝云、續日本紀十七ノ巻ニ、コノ詔勅アリ。」

○輪　囷

石山月見の記〔割註〕藤原公條天文廿四年所ㇾ撰也。扶桑拾葉卷廿五に此文をのせられたり。」

りんきんとみわたす軒の古寺にさし入る月のかげのくまなさ

孝云、初五文字、字音にて輪囷か。さきくさのみつばよつばにたてつゞけたる家を云にこそ、こゝは浮屠なれば、いかにも其堂塔のいかめしく莊嚴高大なるを、儒者詞に輪囷といふなるべし。禮記檀弓下、晉獻公成ㇾ室。晉大夫發焉。張老曰。美哉輪焉。美哉奐焉。鄭注、心譏ニ其奢ー也。輪、輪囷、言ニ高大一、奐、言ニ衆多一、とみえたり。鄒陽の上書に、蟠木根柢、輪囷離詭、而爲ニ萬乘器ー者。臣左右先爲ニ之容ー也。〔割註〕史記、漢書並本傳にのせ、新序雜事三にも入る。」〔割註〕史記に詭とあり、新序と漢書には、奇とあり。」と有りて、張晏注に輪囷離奇、委曲盤戾也といふおなじ詞の轉じたるなり。異韻の文字にこそ。

此一條は、水府の御家臣鱸半兵衛といふものゝとへるに答へたる案なり。

○つ ま

萬葉集仙覺抄〔貝原氏引〕、つはつゞくなり、まはまとはるなり。詞林采葉抄〔貝原氏引〕つはつゞくなり。まはまとはるはり。夫婦枕をならべてまとはりぬると云ふ詞也。日本釋名卷中〔人品〕、仙覺と采葉との兩說いぶかし。只むつましの上下を略せりと見て可なるべし。或上古の自語なるべし。倭訓栞、夫妻互に稱してつまといふ。むつましきの義なりといへり。古事記傳卷九〔割註〕都麻恭微爾。」すべてつまと云ふは、夫にむかへて妻を云ふのみならず。妻にむかへて夫を稱ふにて、夫婦の間を互にいへば、〔割註〕俗に都禮阿比といふにあたれり。」此は夫婦をかねて云へるなり。

○秦都理

江家次第卷六〔松尾祭〕、大寶元年。秦都理始造ニ立神殿ー。天平二年、預ニ大祖ー者貞觀始祭ㇾ之。公事根源卷中〔松尾祭〕、此祭も貞觀年中にはじまる。大寶元年に秦の都理といふ人、始て神殿を建立しけるとかや。神社啓蒙卷二〔松尾〕、〔割註〕初以ニ秦氏ー爲ニ神宮ー事、」大中臣定好松尾鎭坐記云。元明帝和銅二年四月十一日。秦良兼。同正光。荒子山松尾爲ニ守護ー留。〔割註〕孝云、啓蒙上文松尾南殿亦引ニ鎭坐記ー。可ニ

通攷。」本朝神社考卷一（松尾）、大寶元年秦都理始建ㇾ社而祭ㇾ之。以呂波字類抄（松尾）、本朝文集云、大寶元年秦都理建ニ神殿ㇾ。〔割註〕社家說云、秦都理始建ㇾ社。」年中行事祕抄〔割註〕前田氏稻荷神社考下引。」」〔割註〕塙氏群書類從卷八十六に入。」舊記云、大寶元年秦都理始造ニ立神殿ㇾ。つれ〴〵草、ことにをかしきは伊勢、賀茂、春日、平野、住吉、三輪、貴布禰、吉田、大原野、松尾、梅宮。

孝云、大寶は文武の年號にて、續紀のはじめ也。續紀に此事みえず。秦都理も別に所見なし。社家の秦氏の先祖なるべし。都理はいかによむにか。拾芥抄に理はヨシとよめれど都はなし。こゝはトリといふ名にや。都の字、古事記をはじめ、ツの假字に多く用ふれど、書紀にはトの假字に用ゐたるあり。延喜神名式〔割註〕山城國葛野郡。」松尾神社〔割註〕甲斐國山梨郡。」松尾神社とみえたり。」萬葉集八に、刀理宣令と云ふものゝ歌あり。

○木枯の女（源氏はゝきゞ）

神無月のころほひ月おもしろかりし夜、うちよりまうで侍りけるに、あるうへ人來あひて、〔割註〕大內より馬頭退出の時に、懇意のうへ人に、行合たる也。」〔割註〕來あひてと云處にてよみきるべし。句也。このと云詞三ツ、いづれもうへ人をさす。」この車にあひのりて侍れば、〔割註〕うへ人の車に、馬頭相乘也。このとはうへ人也。」大納言の家にまかりとまらむとするに、〔割註〕馬頭の意に、父大納言の家は、此うへのかへる道なれば、たよりあしからずとおもひて、同車して、父の家のほとりにて、此うへ人にわかれて、父の家にとまらんとなり。」この人のいふやう、こよひ人侍らむやとなんあやしくこゝろぐるしきとて、〔割註〕うへ人の、詞衍也。とての下にさま〴〵の物語をしつゝなど云ふ詞を含めてみるべし。人まつらんの人は、うへ人みづからをさすなり。」〔割註〕うへ人のかよふ女と云ふ意也。馬頭もかよふ女なれど、下の句うへ人の意をいふ所なれば、うへ人につきて詞をたてたる也。」この女の家はたよきぬ道なりければ、〔割註〕こゝにたれの詞と定めず、大凡にいふ也。記者の詞也。此時馬頭の意に、う

へ人の立よらんといふ女は、おのがあひたる女とははじめのほどしらず。今そのうへ人、女の門に入るをみて疑おこりしならむ。」あれたるくづれより池の水かげみえて、月だにやどるすみかをすぎむもさすがにて、〔割註〕馬頭なり。」しばしゆきやらぬなり。」おり侍ぬかし。〔割註〕上の心ぐるしきよりつゞきて、うへ人車よりおるゝ也。馬頭のおるゝは、いふも更なり。此車、殿上人のものなればなり。こゝさすがにゆかしくてたゝずむ也。」もとよりさる心をかはせるにやありけん。〔割註〕馬頭推しはかりおもふ也。但此のうへ人あゆみ入り、すなはち馬頭がやうにふ思にはあらず。此下文にのする歌などよみかはしたるまでを、うかがひおほせて後に也。馬頭の意に、わがおもひかはす女の家に、その人入りし故にあやしとははじめよりおもひて、うかゞひ居たるなるべし。」

此處の詞のつゞきまぎらはしきまゝに、鈴の屋のあるじも、文字を改め、先達の讀を用ひられざりしかど、よろしともおもはれず。此頃はゝきゞの卷を講ずる時、ねむごろにたづぬる人あれば、講說したる趣旨をしるしてやりたる案なり。

この人のいふやうとある人のを人にと改めて、本居氏はよまれたり。其說に、これを殿上人の語とする時は、下にもとよりさる心をかはせるにや有りけんといへることとたがへり。その故は侍やどのあると初にいひたらんには、心かはせるはもとよりの事なれば、にや有りけんなど疑ふべくもあらず。其上殿上人の語にては、とてといふ辭も下にかゝる所なし。これは馬頭が殿上人にいふ語也。とては下の下り侍ぬかしと云ふへかゝれる辭なり。この人のはこの人にの誤なりといへり。孝按、にや有りけんといふ所によれば、この人にと改めて、馬頭の詞とする方よろしと本居氏おもはれたる也。おのれはこれよろしともおもはれず。いかにと云ふに、さては此殿上人も馬頭も、ともに此女の處に入來るべし。馬頭も殿上人も、此木枯我ものとおもへばなりけり。しかは解くべからず。されば本居氏の意には、此女の家に行きつかざるさきに、車より馬頭はおりて靜にあゆみ、殿上人は車に乘りながらさきに進行きて女の家

に入りたるを、馬頭跡より、その始末をみとゞけたるなりとするなるべし。とてといふよりおり侍ぬと云ふにかゝると云ふは、本居氏の思寄よられたるがよろしきなれども、おるゝ人は殿上人なり。但此車もとより殿上人の車なれば、其時馬頭もおりたるなり。是はいふ迄もなきことなれば、その詞なし。人まつらん云々と殿上人のいひたらむには、心かはせるはもとよりの事なり。と本居氏いはる。理におきてはさることなれど、今日の人とても、詞と心と異なる事もなどかなからん。こゝも殿上人の詞のみにては、しかとせざりしを、よくなる和琴などかきあはするにて、おもひかはせる事をしれる也。にや有けんの詞、すべて下文の女のあひしらふさまゝでかけてみるべきなり。殿上人、馬頭に對していふには、たとへ契りおきし事ならで、おのれと心すゝみて女のもとにゆかんとおもふ共、さはいひかぬるものにて、契おきし事あれば、是も心ぐるしきまゝになめげにはあれど、こゝにてわかるゝよしをいふも人の常なり。されば其詞のみにては、馬頭の意にその女眞實にこよひ待つといふことは、しかとしられず。しばし心みて、げに心かはして有りしならんと推量るなり。湖月抄に、馬頭の車といふわろし。木枯の女のあたりちかくなりて立よる所有りとて、殿上人おるゝ也。馬頭ひとり、その車に居るべきいはれなければ、ともにおりてこゝにてわかるゝ也。はじめのほどは馬頭大納言の家ちかくなりて、わかれんとおもひたるを、殿上人のかたより立よる所有りとておるゝによりて、木枯の女の家ちかくしてわかれたるなり。先達の注解いづれも說得たりとおもふはなし。後の人猶よく考ふべし。

○萬葉集傳來（卷一及卷廿仙覺跋文可ニ通攷ニ）

源親行、寛元元年征夷大將軍藤原卿ノ命ヲ受ケテ萬葉集ヲ校正ス。〔割註〕將軍ハ賴經ナリ。」コノ時三本ヲ以テ校ス。〔割註〕寛元元年ハ定家卿逝去後二三年ナリ。僧日蓮ノ頃ナリ。」松殿入道本〔割註〕師中納言伊房卿筆。」光明峯寺入道本、鎌倉右大臣家本。」

僧仙覺〔割註〕仙覺萬葉注釋、塙氏ノ所藏ノ寫本ニハ卷一ノ末ニ、文永六年孟夏二月於ニ武藏國比企郡北

方麻師宇鄉政所ニ註レ之了。權律師仙覺在判トアリ。其次ニ建治元年十二月二日以ニ作者仙覺律師自筆本一敎ニ人書寫ニ訖。同日一校畢。玄覺在判トアリ。尊卑分脉卷三（藤原道長ノ裔師實ノ子）玄覺（大僧正興福寺別當）トアレド、建治ヨリハ、百四五十年モサキナレバ、此人ニハ非ズ。建治元年ハ文永十二年ナリ。」寛元四年親行一人ニテハ見オトシアルベキカノ疑アルニヨリ、又上ノ三本ヲ以テ校訂ス。其後校正數箇度ナリ。其次第ハ眞觀本〔割註〕尙書禪門眞觀。」基長本〔割註〕中納言基長、弘長元年仙覺校之。」六條本〔割註〕大宰大貳重家、弘長二年仙覺校之。」跋云、承安元年以ニ平經盛本ニ書寫。件書之二條院御本書寫本也。他本假名別書レ之。而起レ自ニ叡慮ニ。被レ付ニ假名於眞名ニ。」忠定本弘長三年（同上）、左京兆本（亦伊房筆）、文永二年（同上）、忠兼本（肥後大進）、文永三年（同上）、是本ハ讃州本、〔割註〕コレヲ藍本トナシ、其他本ヲ校。」江家本、梁園御本、孝言朝臣本。

一本〔割註〕孝云、未レ詳ニ何人校本ニ。」文永三年（同上、）是本ハ前左金吾本、〔割註〕コレヲ藍本トナシ、其他本ヲ校。」〔割註〕孝云、略解引或本記仙覺跋文之同異、其或本末云仙覺生年四十五、」中務大輔本、宇治殿本〔割註〕千蔭云、道長公ノ子賴通公ヲサス。」通俊本、〔割註〕孝云、コレハ後拾遺ノ撰者ナルベシ。」

此外保安二年以ニ數本ニ校。〔割註〕保安ハ鳥羽院ノ御時也。」

寂印、應長元年ノ跋アリ。〔割註〕文永三年ヨリ應長元年マデ四十五六年也。應長ハ北條高時ノ頃ナリ。」

成俊、文和二年ノ跋アリ。〔割註〕應長元年ヨリ文和二年迄四十年バカリ也。文和ハ足利尊氏ノ頃ナリ。」

以上四人傳來シテ、寛永二十年ニ整板トナル。スナハチ今ノ舊刊素本コレナリ。〔割註〕尾崎氏ノ群書一覽ニ、寶永六年三月上本トアルハ、イカナル本ヲサスニカト年來疑ヒタルニ、友人木村莊之助ノ藏本ノ卷尾ニ、告寶永六丑季春吉辰、御書物屋出雲寺和泉掾トアリ。サテハコノ本ヲ云ソナリ。寛永板ノコトヲイハザルハ、尾崎氏ノ粗略ナリ。オノレ寛永板ノ藍本トオボシキ板本一部ヲ藏セリ。大方ハ板式オナジ。卷九ノ廿八葉ニ其津於指而ト寛永板ニアルヲ、其藍本トオボシキ本ニハ、於トハナクテ乎

トアリ。又校異本ト云フアリ。文化二年トシルシタル刊本ナリ。元暦本、拾穂本ナド校シタルモノナリ。（木村氏藏レ之。）又一種、天正以前ノ寫本アリ。溫故堂塙氏藏書目ニミエタリ。」元暦本〔割註〕後鳥羽院ノ御時ナリ。」塙氏藏書目ニアリ。コレハ上文ニ記シタル文和二年ヨリハ百六十年サキ也。寛元元年ヨリモ六十年前也。其書目ニ模古寫本、第三、第五、第八、第十、第十五、第十六闕、世稱ニ元暦本ニ、題元暦元年六月九日云々トアリ。橘千蔭萬葉略解ノ凡例ニ、伊勢國人ノ持テル古本ニ、元暦元年校合セルヨシ奥書シタルアリトイフ。塙氏、是ヲ模寫サレタル者カ。又其原帙ヲ購求メラレタル者カ。亡友狩谷棭齋云、元暦本ハ縣居翁ミラレタルコトナシ。サレバ萬葉考ニ、此本ノコトヲイハズ。扨此本ハ攝津神戸ト云フ村人藏シタリ。コノ中五六冊、禁中ニ出シタレバ御返却ナシ。本居氏ノ門人和泉屋權太郎ト云フモノ、方ニ、〔割註〕神戸村ノ人ノ本、」質ニ入レテアリトキ、タリトイヘリ。」塙氏ハ誰ヨリカ得ラレケン。

附一萬葉あつめたる人の攷は、縣居翁の萬葉考のはじめに、集めたる人と題したる所にみえたり。

一後拾遺序にならのみかどは、萬葉集廿卷をえらびて、つねのもてあそびものにし給へり。かの集のこゝろは、やすき事をかくしてかたきことをあらはせり。そのかみのこと、いまのよにかなはずしてまどへるものおほし。

一本居氏の言葉の玉緒卷七〔割註〕てにをはたがへる歌。」萬葉はよき歌とてえり出たる集にもあらず。たゞきくにしたがひてかきあつめたる集なるすら、四千五百餘首の中に、とゝのはぬはわづかに云々。

○蛙

源眞楫と云ふもの河蝦（カハヅ）考を著す。本居大平序あり。其書の大意、今の世にかはづといへば、春の田沼などにうたてかしがましきまでなくものとのみおぼえて、秋の頃なくものとは思はざる人おほし。いにし

へにかはづとよみしは、山川の清き流にすみて、夏の末より秋かけてさかりに聲めでたく鳴くものをいひて、〔割註〕萬葉十詠レ蛙、かみなびの山下とよみゆく水に川づなくなり秋といはんとや。」春の田溝すべて湛水（タヽリ）になくものをば蛙といひて、かはづとはいはざりけん。〔割註〕本草綱目ニ、錦襖子、六七月山谷間有レ之。又一種小形善鳴者名ニ鼃子ートアルモ、コノ河蝦ニ似タリ。」古今序、

花になく鶯水にすむかはづ。これは春と秋とをむかへて云ふなり。萬葉八、

河津鳴甘南備河爾陰所見今哉開良武山振乃花

古今春下、

かはづなく井手の山吹ちりにけり花の盛りにあはましものを

〔割註〕六帖ニモ入」〔割註〕孝云、此例ニヨルニ、萬葉九ニ、河蝦鳴六田乃河之川楊トアルモ冠辭ナリ。」是等は冠辭なり。蛙をかはづとのみ後世よむは、後撰に二首、山吹によみあはせたるよりや誤り來つらん。〔割註〕後撰春下、橘公平女」

みやこ人來てもをらなんかはづなくあがたの井戸の山吹のはな

同、よみ人しらず、

しのびかねなきて蛙のをしむともしらずうつろふ山ぶきの花

〔割註〕孝云、二首の內、都人のうたは今なくといふことにはあらず。冠辭なり。」又伊勢物語にも、蛙のあまたなく田にはとよめり。萬葉十に河蝦の歌五首あり。〔割註〕孝云、此五首の外に、おなじ十の卷にゆふさらずかはづなくなる、三和河の清瀨音乎、きくしよしもといふ歌もあり。」皆山川にのみよみて、田沼によめるはなし。河蝦（カハヅ）と河鹿（カジカ）とのけぢめは、久老（槻の落葉）、立綱（萍の跡）などさまざまにいへり。かじかはいにしへにきこえず。古くは石伏（イシブシ）といへる魚のことなるべし。和名抄鮖（伊師布之）、此も

の、石の間に伏て、うべも石伏といふべきもの也。かじかと云ふ名は、此魚、無鱗にして皮黒く斑文ありて、皮の縮みたるやうにみゆる物なれば、皮縅(カハシボ)の義にて皮縮といふなるべし。〔割註〕かじかは、連歌師宗長の九九の記といふものに、石ぶし、かじかやうの聲きこゆれば、

　　せきいるゝ庭の山水ころ〳〵と石ぶしかじか雨すさむなり

と云ふ是なり。いしぶしかじかとは、まぎらはしきいひざまなれど、今の世に、かはづをかじかといひ、又かじかかへるといふ類にて、石ぶしかじかともいへるならん。」

蛙の字、萬葉にはかはづとよまず。〔割註〕河蝦、川津、河津、ナドトカケリ。」字鏡、和名抄には、加倍流といひてかはづといはず。長明無名抄に、井手のかはづと申事云々とあり。こゝに井手のみとあるは誤にて、井手のみにはかぎらず。萬葉三の長歌に明日香川にもよめり。ちかくは武藏多摩郡玉川にて、鰍(カジカ)をも河蝦をも聞きもし見もしたり。扨かはづも春なかぬにはあらず。たゞ秋かけて聲のよろしき故に古人秋によめるなり。〔割註〕孝云、こゝに聞きもし見もしたりとは、鰍は見もしといふにかゝり、河蝦は聞もしといふにかゝる。

以上河蝦考を抄出したるなり。

友人前田夏蔭いへらく、昔天明の比、坂昌周といふもの、蛙の說をかけり。此考は、その坂氏の書にまたくよりたるなり。又云、今題詠には、春の景物にて田に居る所のかへるをよむなり。但かはづといふべし。是年久しくかへるをかはづと誤來れるものなれば、名目をあらためむことかたし。〔割註〕孝云　勢語にはやくかはづの田溝にてなくことあれば、ふるきよりのことおして知るべし。」先師清水先生〔濱臣〕のいはれしに、かはづはかへるとよまず。かへるをばかはづとよむなり。〔割註〕孝云、上にも引きたる後撰春下しのびかねの歌も、かへるをかはづとよむ證とすべし。」かはづは形黒く細きものにて、聲のいかにも清亮なるものにして、清潔の早川のかちわたりするばかりの淺き所にてなくなり。今時うたによむ

やうなる庭の池などには居らず。これはかへるにこそ。友人丸山本妙寺上人云く、河鹿の鳴く聲はシュウ〳〵ときこゆ。鹿の鳴くもシュウ〳〵ときゝなさるゝものなれば、川にすむ鹿といふ意にて、河鹿とは俗に名をおひけん。蛙はカウ〳〵となきて田にあり。

孝云、かじかの名義、眞楫と上人とはいひたくかはれど、此詞古くみえれば、とてもかくてもありなん。伴蒿蹊が續近世畸人傳卷三に、藤堂樂庵の傳あり。河鹿の說をかけりとあり。天明八年に死たる人なり。

先師の語林類葉加の部に、(夫木)、

山川に小石ながれてころ〳〵とかじかなくなる秋の夕ぐれ

とあり。夫木とはしるされたれど卷數なし。若は傳聞にきかれたるまゝにて、夫木をばみられざるにや。考ふべし。

天明年間秋原元克ノ甲斐名勝志ヲカキテ、其卷四巨麻郡ニ人口ニアル歌トテ、

山川に小石ながれてころ〳〵とかじかなくなり水の落合

トアリ。

附錄　蜻蛉日記下(割註)解環本、下卷之九(十九オ、)」ニあめうちみだるくれにて、かはづの聲いとたかし。(割註)上文ニ三月トアリ。下文ニ賀茂祭アリ。」(國カ以下同)孝云、田溝に居るかへるなるべし。晉書卷四(惠帝紀)、帝又嘗在ニ華林園一。聞ニ蝦蟆聲一。孝云、此間に古くいふかはづにはあらずかへるなり。南史卷四十九(孔珪傳)、不レ樂ニ世務一。居宅盛營ニ山水一。憑レ几獨酌。傍無ニ雜事一。內庭之內。草萊不レ剪。中有ニ蛙鳴一。或問レ之曰。欲レ爲ニ陳蕃一乎。(割註)後漢書陳蕃傳、蕃年十五、嘗閒ニ處一室一而庭宇蕪穢。」珪笑答曰。我以レ此當ニ兩部鼓吹一。何必效レ蕃。王晏嘗鳴ニ鼓吹一候レ之。聞ニ群蛙鳴一曰。此殆聒ニ人耳一。珪曰。我聽ニ鼓吹一。殆不レ及レ此。晏甚有ニ慚色一。孝云、本草綱目卷四十二、(割註)蛙、時珍曰亦作レ蛙。」

保昇曰。鼃。蝦蟇之屬。居ニ陸地一。青脊善鳴聲、作レ蛙者是也とあれば、これも此間に古くいふかはづにはあらずかへる也。清芬堂詩集、〔割註〕清潘際雲ト云フ人ノ詩集ニテ、嘉慶乙亥ノ自序アリ。倭刻ナシ。〕蝦鼓。閣々聞ニ鼃鼓一。官私何處鳴。秋田喧ニ兩部一。柳岸聽ニ三更一。漏點蝦蟆急。池塘青草生。夕陽誰和レ汝。蚓笛韻淒淸。孝云、晉惠帝紀と南史の孔珪傳とを據にしての詩なれば、これも此間に古くいふかはづにはあらずかへるなり。譯文筌蹄卷三、〔更字〕、明方桝ヲイクラモムザト打ツヲ蝦蟆更ト云。孝云、これもかへるなり。古くいふかはづにはあらず。續畸人傳三〔藤堂樂庵〕、晩年八瀬の山川より蛙を取來たり、盆水に愛養す。其聲冷亮として凡ならず。これよに井手の蛙と稱する種類なり。其說に、河鹿といふも是にて、杜父魚の事といへるは甚非也。河鹿の說を著す。此奇癖により蝦蟇先生など人いふ。癸亥隨筆、〔割註〕癸亥享和三年也。石原正明著。〕蛙をかはづとのみ歌によみて、かへるとはをさ〳〵いはねど、萬葉集に、楓を蝦手とかける所あれば、いと古よりいひ來しなり。後撰集に、をとこの物などいひ遣はしける女の、ゐなかの家にまかりてたゝきけれども、きゝつけずやありけん。かどもあけずなりにければ、田のほとりにかへるのなきけるをきゝて、

　足引の山田のそほつ打わびてひとりかへるの音をのみぞなく

淸輔朝臣集に、女をうらみて今はあはじたゞちかごと立て後、もとよりけにこひしかりければ、青きすぢある紙にてかへるのかたをつくりて書いつけてやりける。

　ちかひしをおもひかへるの人しれず口から物をおもひけるかな

孝云、かへると歌によめる證どもなり。

孝云、杜父魚は、本草綱目卷四十四にみえたり。溪澗小魚ともありて、魚なればなき聲あるべきにあらず。されば俗にかじかの名ありても、源委自から別物なれば樂庵しかいへるなり。かじかに虫と魚と二種ありて、相關渉せぬものと心得べし。但いづれも俗稱なり。水谷氏物品識名に、かじかに杜父

魚をあてたる、是今俗の稱謂なり。森養眞云、杜父魚は說文鮀といふ魚也といへり。本草綱目には、杜父魚とは別條にしたれど、鮀魚(即鯊魚)と相ならべてのせたり。ふるくはおなじくて、後々に種類をこまかにわかちて、二條にしたるものならん。

かんのくだりのことゞも、後のかんがへにもとかきつくる時に、友人來あひていふやう。扨は古人歌によまれたるかはづは、西土にてはいかによぶものぞ。その文字いかにかくぞといふ。おのれ答へていふやう、いまだ考へず。物品識名(蟲の條)カジカ、錦襖子カハズ、〔割註〕メツタカヘル。」蝦蟇、同書、魚の條、)カジカ杜父魚とあり。杜父魚は魚の類にもあれば暫くおく。錦襖子は綱目に蝦蟇の條にみえて、その上文陳藏器の說にては、水田中溝渠側などにもあるよしいへば、山谷淸亮の所のみにはかぎらぬやうなり。さるをぬきいだしてかじかにあて、かはづに蝦蟇をあてたれば、かへるもかはづも一つものになりて、そのわいだめなし。眞楫は錯襖子をかはづにあてたり。是にてはかはづとかへるとは分別あれど、錦襖子をかはづとさだむることおぼつかなし。さればおのれ未考へずとはいふなりと答へてやみぬ。〔割註〕萬葉六又九に、河蝦とかける本據考ふべし。」

〇たとひ(たとへ　たとふる)

源氏帚木〔割註〕湖月本(四十五オ、)」もてはなれてうと〳〵しう侍れば、世のたとひにてむつれはべらずと申す。同胡蝶(十七オ、)さらば世のたとひの後のおやを、同若菜下(五十一オ、)世のたとひにいひあつめたるむかしがたりども、同夕霧(五十二オ、)むかしのたとひのやうにあしき事よき事を、同橋姫(十六オ、)耳ちかきたとひにひきまぜいとこよなくふかき御悟にはあらねど、同浮舟(廿五ウ、)よのたとひにいふ事もあれば、枕册子(木の花は、)なしの花よにすさまじくあやしき物にして、目にちかくはかなき文つけだにせず。あいきやうおくれたる人のかほなどみては、たとひにいふもげにそのいろしてあいなくみゆるを、以上たとひと用ひたり。

古今集序、よつにはたとへうた、同、たとへば繪にかける女をみて、伊勢物語〔第九段〕、その山はこゝ一本をにたとへばひえの山をはたちばかりかさねあげたらんほどして、源氏末摘花〔二ウ、〕つれなう心づよきはたどしへなう情おくるゝまめやかさ、榮花物語〔割註〕さまぐ〵のよろこび、」よの中にいふたとへのやうにおぼすにやと、千載集雜下、〔俊頼朝臣〕、たとへばひとりながらへて、〔長歌ナリ。〕徒然草下卷、〔第五十四、〕よき女ならば此男をぞらうたくして、〔割註〕孝云、をはこの誤か。さてはてにをはもとゝのふなり。をにては女のかたより、男をあが佛とおもふよしになる也。小君がわたくしの主といへるも、紀伊守が父伊豫助より空蟬をなり。竹取の翁がかぐや姫にあが佛といひ、又空蟬のとしかげの卷には、若子君が女君にあがほとけといふ。みな男より女をさすをもおもふべし。」あが佛と守ゐたらめ。たとへばさばかりにこそと覺えぬべし。〔割註〕孝云、男にたもたるゝ女を、他より評していふなり。此男にたもたるゝにより、その女こゝろおとりせらるゝなり。その心おとりの事、くさぐ〵あるべけれど、一ツぬきいだしてたとへばと云ふなり。兼てしらぬ女なればこゝろふかさあさゝはしるべきならねど、今このをとこにたもたるゝからは、たゞその打みたるばかりの女ならんと、さみしたるなり。よき女とは、上にいへることとなる事なき女の反對にて、容貌をのみはいふまじくおもはるれど、その女をさみしていふ所なればよきといふは、容貌を主にしていふべし。」以上たとへと用ひたり。

信明集、

　　ほどもなくやみぬる雨にたとふるはいかにかなしきなみだなるらん

〔割註〕山口栞に引。」拾遺集〔哀傷〕、

　　みな人の命をつゆにたとふるはくさむらごとにおけばなりけり

〔割註〕山口栞に引。」以上たとふると用ひたり。

孝云、此詞、中一段と下一段との活にやとおもへど、此二方にはたらく詞は、同意なるはなき由、やちまた

にいへり。又山口栞中卷（廿一ウ）に、たとはゞと云ふ詞も、何やらにありしやう也といへり。四段とおもふ也けり。さらば四段と下二段との活かとおもふに、タトへとのみいひて、下知に用ひし詞いまだ見あたらず。さればにや。やちまたには下二段にのみのせたり。これにしたがはんとおもへば、タトヒといふ詞おほくあれば、四段にあらずといひきりがたく、かにかくにたどられしをよくおもへば、此活は八衢には入ざる詞なりけりと治定したり。

後に同僚黒川氏にみせたれば、賀茂保憲女集にたとへりといふ詞あれは四段の活なり。さては下二段と四段と二方の活なりといへり。此説にしたがふべし。上件の説は刪去るべし。

附和訓栞に、たとふ、たとひ、二方にわかちのせていへるは、共に設くる詞なれど、たとひは未來と云意也とあり。孝按、たとへばと云詞を、發語のやうに用ひたる事、太平記の頃の物に多くみえたり。西土にも後世には、意義なく發語のやうに用ゐたるあり。それより轉じて本邦の書にもみゆるにて、和文の體にあらぬなり。古今集の序に、たとひ時移云々とあるも、後世の發語のやうなれど、いさゝか變りて、是は若(モシ)などと云ふごとくきこゆ。〔割註〕譬喩といふ意にはあらず。〕和訓栞に未來をいふと云ふも、此古今序のたとひ時移と有るたとひなどをさしていふにこそ。

〇寸（分段刻）

古事記（神代）打折三段而(ミキダニウチヲリテ)、本居氏云、段を佉陀と訓むは、和名抄、筑前國鞍手郡新分、爾比岐多とある。此分字を岐多と云ふに同じ。豐後大分郡もヲホキタ也。景行紀碩田と書きて於保岐陀と訓註あり。〔割註〕傳七（四十九オ、）廿（五十五ウ、）同（垂仁）、御身長一丈二寸(ヒトツヱフタキ)、御脛四尺一寸。本居氏云、寸は刻(キザ)の意なり。萬葉に、たまきはるを玉刻春とも書きて、佉に刻ノ字を借れるにても知るべし。〔割註〕傳廿四（十一オ、）同（反正、）御身之長九尺二寸半、御齒長一寸、廣二分。本居氏云、寸分の分を佉陀と訓める例は未見及ばざれども、必然るべくおぼゆ。さて寸(キ)も刻の意なるときは、分と同くして別なきに似たれ

ども、凡てかゝる類の名は意は同じけれども、いさゝか言のかはれるを以て別ち云ふ事例ある事なり。

〔割註〕傳卅八（卅八ウ、）」

孝云、神代紀なる三段は寸尺の事にあらず。されば寸分の分をキダと云ふ例には、なしがたきに似たる故に、本居氏かやうにことわられたるなり。

亡友枝齋狩谷氏云、キはかぎる意也。キハ（際）、キル（切）、キハマル（極）、皆おなじ。モノサシも一寸々々にて限る。されば寸がキの詞を專らにするなりといへり。

沙門春登の萬葉用字格に、寸をキとよむは、樹の省にて、伎を支己とかけると同例といへり。〔割註〕たゞし是は寸尺の時の事にはあらず。」此說うけがたし。寸をキとよむこと、本居氏のいはれしにて明白なり。さて寸をキとよむよりして、寸尺の事にあらぬ所にも、キと云ふ詞には寸を假借する何の疑もなし。忌寸などの寸も、たゞキノ詞にかり用ひたるなり。〔割註〕忌寸は、齋置の義なるよし、細井氏姓序考にあり。オは輕く省く。キといふに寸をかれるなり。」

附　寸をレとよみ、スとよむこと、

寸をレとよむことは、村の省字にて淵源各別なり。混ずべからず。〔割註〕僧春登ノ萬葉用字格禮部ニ證ヲ多ク栽セタリ。」寸をスとよむこと、其例すくなし。萬葉集八、

誰聞都從此間鳴渡雁鳴乃嬬呼音乃之知左寸

千蔭云、寸を集中きのかなに用ゐて、すに用ひたるはまれなり。宣長云、乏蜘在可と有りしが誤れるならん。ともしくもあるかと訓むべし。孝云、萬葉十一玉垂小簾之寸雞吉仁入通來根と有るも、寸をスの假字に用ゐたるなり。すきをのべてすげきといふなり。〔割註〕卷三解上（八オ）鈴寸（スヾキ）釣、十三解下（十一ウ）釋而寸（テキ）」

（日本國見在書目錄〔藤原佐世履歷〕

梅窓筆記〔割註〕文化年間所刻、梅宮祠官香葉橘經亮撰、」

河海抄ニ、日本見在書目錄藤原佐世撰トアリ。書目ハ世ニ全篇ノナカリシモノトオモヒシガ、大和室生寺ノ印アル古本粘葉一冊、書肆ガ買得セシヲミルニ、五六百年前ノ古本、

日本國見在書目錄、正五位下行陸奥守兼上野權介藤原佐世奉勅撰トアリテ、部門ヲ立テ書目アリ。

佐世ハ藤氏儒士ニテ、宇多、醍醐ノ朝ノ人ナリ。希代ノ書ナリ。得テミラルベシ。予寫シオカザリシハ遺恨ナリ。

孝云、佐世ノ事跡ハ三代實錄ニミユ。日本史ニ本傳アリ。下ニ云フベシ。十訓抄可レ誡二人上一事(第十四段)ニ載セタル事跡ハ、其人ノ爲ニ面ブセノコトナレバ、本傳ニイハズ。今昔物語卷十五(第四十九段)ニイヘルコトハ、佐世ノ妻ノ事ナレバ、コレモ本傳ニ錄セズ。サテコノ書目錄ハ、孝ノ亡友棭齋狩谷望之買得ラレタリ。其後塙氏續群書類從(卷八百十四)ニ入テ今ハ刊本アリ。棭齋買得ラレザリシサキニ、京都ノ書肆某ウツシツタヘテ、江戸ニモ傳播シタルガ脫簡アリ。其寫本ヨリ又ウツシテ持タラン人ハ、今ノ刊本ニテ補入スベシ。余ガ師泊洦舍先生ノ近代著述目錄ノ序ニ、カヽレタル趣ハイタクアヤマラレタリ。其書ヲ未見ザリシヨシイハレタレバ、其體裁ヲシラズシテ、オシアテナレバアヤマレルコトウベナリケリ。棭齋云、藤原敦光狀ニ、〔割註〕續本朝文粹、」寬平三年任二陸奥守一トミユ。此書目ニ陸奥守ト題署アレバ、寬平年間ノ輯錄ナルベシ。唐ノ昭宗ノ時ニアタリタリ。舊唐書ハ石晉天福年中ニ成レバ、佐世ノ書目ヨリハ四十餘年オクレタリ。新唐書ハ嘉祐五年ニ成レバ、佐世ニオクルヽコト百五十年バカリナリ。隨志ノ下舊唐志ノ上ナリ。イトメデタキ書目錄ナリトイヘリ。

三代實錄、貞觀十四年五月廿三日。勅遣二文章得業生越前大掾從七位下藤原朝臣佐世於鴻臚館一饗二渤海國使一。元慶元年十一月廿一日。授二正六位上民部少丞藤原朝臣佐世從五位下一。二年二月十五日。從五位下藤原朝臣佐世爲二彈正少弼一。三年四月廿六日。天皇始讀二御注孝經一。ムム侍讀、民部少輔從五位下藤

原朝臣佐世爲都講。七年正月七日。授右少辨藤原朝臣佐世從五位上。八年三月九日。從五位上右少辨藤原朝臣佐世爲大學頭。九月十四日。勅以新錢三十貫相分給左右京職出擧。以其子錢送大學寮。充學生菜料。先是。大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世奏言。云々。仁和元年九月十四日。造幕四條料。紺絁十四匹六尺。緋絁十四匹六尺。緋絲一絇。生絲一絇。造幔四條料。黃絁十六疋。賜大學寮。先是。式部省修解偁。大學頭從五位下兼守右少辨藤原朝臣佐世言曰。云々。二年正月十六日。以大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世爲左少辨。二月廿一日。大學頭從五位上兼守左少辨藤原朝臣佐世爲式部少輔。四月廿日。式部省奏銓擬郡司簿。天皇不臨御。右大臣奉勅於近仗下。令式部少輔從五位上藤原朝臣佐世讀之。大臣下筵。點定後奏。六月廿五日任相撲司。以ム々從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世ム々並十二人爲左司。八月十四日。任伊勢齋內親王行禊次第司。以從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世爲御前長官。三年五月廿日。式部省奏諸國銓擬郡司擬文。云々。令從五位上守左小辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世讀其擬文。六月廿五日。任相撲司。以ム々從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世ム々並爲左司。

大日本史卷二百一十六列傳一百四十三(文學三)、藤原佐世。式部卿宇合之裔。父菅雄民部大輔。佐世初爲攝政基經家司。貞觀中。對策及第。藤原氏獻策。始於佐世。(江談抄)、學文章得業生。補越前大掾。十四年與大學頭巨勢文雄。燕饗渤海使於鴻臚館。元慶中叙從五位下。爲彈正少弼民部少輔。陽成帝始讀御註孝經。佐世爲都講。既而進從五位上。爲右少辨。八年遷大學頭。奏貸新錢三千貫於左京職。以其子錢。充大學寮學生策資。仁和元年奏令云。凡學生公私有禮事。令觀儀式。又承和十二年宣旨云。車駕行幸之日。官人引文章生等陪從。然則朝堂之儀公私之禮。節會宴享之日。巡狩遊獵之時。必須率學生縱觀陪從。而寮本無幕幔。臨事多闕。諸司例。給二張。領四百之生徒。非兩幕之可容。望請。四張以爲儲備從之。二年爲左少辨。遷式部少輔。(三代實錄)寬平三年任陸

奥守。兼大藏少輔。(割註)續文粹藤原敦光狀。至從四位下右大辨。(朝野群載)、昌泰元年卒。子文貞對策及第。至文章博士式部大輔。正五位上。子俊生亦献策爲文章博士。(系圖)、子孫相繼業儒。世稱式家云。台記。康治二年五月十四日。於大納言伊通卿。送練故借古今集注孝經。(爲書寫)、付使被送之。佐世(我朝博士)所撰也。(九卷)、其七卷佐世草本也。了皆有點也。世之寶物如之。第九卷奥以朱書云。寬平六年二月二日一勘了。于時謫在陸奥多賀國府。

○以手加額(擧手加額)

東都事略卷八十七司馬光傳。神宗崩。光赴闕臨。衞士見光入。皆以手加額曰。此司馬相公也。民遮道呼曰。公毋歸洛。留相天子。活百姓。(割註)上文云、凡居洛十五年也。朱子文集卷八十一。(割註)書張氏所刻潛虛圖後。因出畫像及敎語之屬示之。則皆以手加額。旣而俯仰嘆息。水滸傳(楔子)、聽得心中歡喜。以手加額。在驢背上大笑。宋學士全集卷(平江漢頌)(割註)明宋濂著、入於總目卷百六十九別集存目。都人聚觀。擧手加額。同四(割註)渤泥入貢記。王大悟。擧手加額曰。皇帝爲天下主。即吾之君父。欽定四庫全書總目卷四十九史部。(割註)欽定臺灣紀略七十卷。提要中外臣民。誦讀御製紀事詩一篇。以手加額。謂軒轅之戮蚩尤。猶在行間。武丁之克鬼方。非踰經海外。

孝云、源氏物語葵卷に、手をつくりて額にあてつるとある所に、一條禪閤の是は司馬溫公の故事にて、通鑑と云ふ書にみえたりと(花鳥餘情)いはたれるを、細流にこれを辨じて、花鳥に司馬相如といひ、通鑑と有るはあやまり也。司馬相公にて溫公の事なり。通鑑も宋朝通鑑ならんといはれたり。孝が藏本の花鳥餘情には司馬溫公と有り。細流のよられたる花鳥は誤寫なるべし。割註)たゞしおのれ細流の原書はいまだみず。湖月に引きたる細流によりていふなり。」さて又わが師淸水先生の雜考(割註)此雜考を、見ざる人の爲に、師のひかれたる書名のみをこゝにしるす。土佐日記、源氏葵、同玉か

つら、榮花みはてぬ夢、同楚王夢、同鶴林、すべて六條なり。」ひたひに手をあつるの條に、細流に溫公の通鑑を引きて云々といへるは、宋朝通鑑といふべきを筆のまどひなりけり。げに細流のいはれたるごとく、宋元通鑑卷三十六にこの事みえたり。宋朝のみならず。後のよにもいふことゝおもはるゝは、上に引きたる諸書にてしらる。本邦にても末のよにも用ふることゝみえて、十訓抄卷一（第七條）、宇治拾遺六（第七條）、おなじく十二（第三條）にもみえたり。此三條は師の攷證にのせざれば、後の物ながら書出おく。

○蕎　麥（蕎麵）

續日本紀卷九（割註）元正天皇養老六年七月。「詔曰。朕以ニ膚虛ー紹ニ承鴻業ー。尅レ己自勉。未レ達ニ天心ー。是以今夏無レ雨。苗稼不レ登。宜レ令下天下國司。勸ニ課百姓ー。種ニ樹晩禾蕎麥及大小麥ー。藏置儲積、以備中年荒上。」續日本後紀卷八（割註）仁明天皇承和六年秋七月。「令ニ畿內國司勸ニ種蕎麥ー。以下其所レ生土地。不レ論ニ沃瘠ー。播種收獲。其在ニ秋中ー。稻粱之外足ニ爲レ食也。」先哲叢談卷一（林春齋傳）、續日本紀、養老六年七月、勸ニ課天下ー。種ニ樹晩禾蕎麥ー。繇ニ是言ー。則世啖ニ蕎麵ー也尙矣。意者當時獨給ニ農食ー耳。其上下通用之製。殊極ニ精巧ー。以代ニ珍饌滋味ー者。蓋始ニ于韃靼以來ー。春齋戲答レ惡ニ煙酒ー文曰。近歲多嗜ニ蕎麥麵ー者。盛器成レ堆。放飯流歠。張レ口脹レ臉滿レ腹擁レ喉。更ニ十餘椀ー。果然不レ厭。非レ消ニ麵蟲ー則不レ及レ此乎。蓋是田舍野人之食也。然侯伯之席。文雅之筵。往々以レ是爲ニ頓點ー。流俗之化無ニ奈之何ー。煙酒之行既五十餘年。蕎麵之行殆三十年。其是雖レ無レ益ニ於人ー。亦無レ害者必矣。

附大觀證類本草卷廿五、蕎麥。（割註）新補見陳藏器孟詵蕭炳陳士良日華子。」本草綱目卷廿二（蕎麥）、王禎農書云。北方多種磨而爲レ麪。作ニ煎餅ー。配レ蒜食。或作ニ湯餅ー。謂河漏以供ニ常食ー。滑細如レ粉。亞ニ於麥麪ー。南方一種。但作レ粉餌食。乃農家居冬穀也。

（度（量權衡）

此一條ハ、狩谷棭齋先生ノ撰述シタル本朝度量權衡考ヨリ抄錄ス。但先生ノ意ニ本ヅキ、聊敷演シタルコトアレバ原書ニナキコトモアリ。

曲尺（マガリカネ） 唐ノ大尺ノ三分訛長シタルモノナリ。〔割註〕京六條念佛尺ヲ精好トス。江戸本町四丁目締具屋ニテウル。」

鯨尺（クヂラ） 曲尺ノ一尺二寸五分、鯨ノ鰓ヲモテ造リタルガ本ニテ、木ニテモ其長サナルテバ鯨尺（クヂラザシ）ト云フナリ。伊勢ハ鯨ノ多キ處故ニ、伊勢ヨリ多ク出ルナリ。

呉服尺 曲尺ノ一尺二寸、〔割註〕江戸柳原ニテ用フ。俗ニカジケ尺ト云フ。鯨尺ヨリ五分短キ故ナルベシ。一說ニ、コノ呉服尺、平日用ヒ來レルヲ、或呉服アキナフモノ、五分長クシテ、多ク利ヲ得タルヨリ、人々コレニ倣テ今ノ鯨尺出來タリトモ云フナリ。」

コノ鯨尺ト呉服尺トハ、明ノ裁衣尺、〔割註〕曲尺ノ一尺一寸三分。」淸ノ裁衣尺、〔割註〕曲尺ノ一尺一寸七分五厘餘、コレヨリ少シ短キモ長キモアリ。今其中ナルヲコヽニ載ス。」ナドヨリ出テ訛長シタルモノナリ。」

文木 襪尺ナリ。襪ノ長サ錢ヲ以テ度リ何文ト定ムル故ニ、是ヲ俗ニ文木ト云フ。然レバ此尺ハ即寛永錢尺ナリ。寛永錢ノ徑ハ開元錢ト同ジケレバ、暗ニ唐ノ小尺ニ合ヘリ。

門尺 居家必用ニアリ。俗ニ唐尺ト云フ。李唐ノ尺ト云フコトニアラズ。西土ノ尺ト云フ意ナリ。〔割註〕孝云、方外友了阿攷證千典甲集、門八八字ノ條ニ、居家必用ノ外ニ、聖道衣料編（卷下）ト魯般尺法ト兩書ヲ引キタリ。孝未見ノ書ナリ。」

右鯨尺以下ハ皆私尺ナリ。

竹尺（タケバカリ） 〔割註〕和名抄裁縫具、尺、魏武上雜物疏云、象牙尺、辨色立成云、尺、竹量也。太加波可利。」曲尺ノマガラヌ也。外ニ異ナルコトナシ。竹ニテ作ル。故ニカク云フ也。曲尺ト長サ同ジキ證ハ、弘安元年

靈山ノ定圓ト云フ倂、法隆寺ノ寶物共ヲ皆歌ニ詠ミタリシニ、彼象牙尺ヲタカバガリト云ヒシニテシラル。〔割註〕此歌、太子傳玉林抄ニ載セタリ。」

大尺（唐大尺）　今ノ曲尺九寸七分。

小尺（唐小尺）　今ノ曲尺八寸〇八釐三毫三三不盡。

コノ二尺、大寶令（文武）ニアリ。〔割註〕唐則天ノ書ニアタル。」サテ唐大尺ハ唐ノ小尺一尺二寸ナリ。其唐ノ小尺ハ一黍ノ廣サヲ以テ一分トナシ、夫ヨリ度ヲオコスナリ。シカレドモ其實ハ隋以來ノ尺ナリ。別ニ黍ヲ以テ起シタルニハアラズ。

和銅六年以後大尺ノミヲ用ヰラル。〔割註〕タヾ日影ヲ計ルノミ小尺ヲ用ヰラル。」コノ證、イカニト云フニ左ノ如シ。

　和銅五年ニ寫シタル佛經小尺ノ寸法ニ合シ、養老三年ノ制、絹絁ノ寸法、（續日本紀）、雜式ニ據ルニ大尺ナルコトシラレタリ。天平十二年ヨリ貞觀ノ頃迄ノ寫經ノ寸法ミナ大尺ニ合ス。寶龜元年ニ造リタル無垢淨光經ノ小塔（續紀）モシカリ。和銅六年二月始制二度重一。四月頒二下新格及權衡度量於天下一。トアレバ、必コノトキ、大尺ヲ常用トセラレタルナラントオモハル、ナリ。

唐ノ大尺小尺ノ度ヲ造ラントスルニ、聖武御璽ニヨル。〔割註〕天平感寶元年勅書、今遠江國相良平田寺ニ藏ス。天平感寶元年ハ、天平勝寶元年ナリ。一年ニ兩度改元アリタルナリ。スナハチ天平廿一年ナリ。」コノ御璽曲尺二寸八分五釐ナリ。公式令天子神璽内印トアル原注ニ方三寸トイヘリ。〔割註〕大尺ニテ三寸ナリ。」コレニテ度ヲ造レバ、其一尺（大尺）ハ今ノ曲尺九寸五分ナリ。コレ一ツ。又法隆寺ニ洞簫トテ傳フルモノアリ。洞簫ニアラデ尺八ナリ。唐貞觀ノ時呂才黄鐘九寸ニ倍シ一尺八寸ナリ。コノ尺八ハ今ノ曲ノ一尺四寸五分五釐也。〔割註〕東大寺三倉寶物圖ニ載セタルモ、尺八、一尺四寸五分トアリ。」コレニテ度ヲ造レバ、其一尺（小尺）ハ今ノ曲尺八寸〇八釐三毫三絲三忽不盡ナリ。サテ唐ノ小尺ノ一尺

二寸ハ、唐ノ大尺ノ一尺ナルコトナレバ、其大尺ハ今ノ曲尺九尺七分也。コレ一ツ。御璽ニテ起シタル尺ハ、尺八ニテ起シタルヨリ二分短シ。〔割註〕上ニシルシタル如ク、御璽ノ大尺、今曲尺九寸五分ナリ。尺八ナレバコヽニ云フ如ク、以曲尺九寸七分餘ナリ。」イカニト云フニ、印面實ニ三寸ナルモ紙上ニ捺ス時、ソノ輪郭ノ紙ニツク間ニテイサヽカ出入アルモノナリ。コレニヨリ尺八ニテ座ヲ造ル。

周尺〔割註〕曲尺七寸六分。」コレハ王莽ノ錢ト、清ノ沈彤ノ周官祿田考ナル周尺ノ圖トニヨリテ造リタルナリ。コノ圖ハ宋ノ秦熺ノ鐘鼎款識ノ册ニアルヲ摹録シタルナリ。

宋朱熹ノ家禮ノ首ニ、後人ノ添付シタル尺式アリ。コレニハ浙尺三司布帛尺〔割註〕即省尺、今京尺ナドヽ云。」ナドノ幾寸ニアタルトアリ。コレニヨリ算ヲ布ケレバ、イサヽカヅヽノ長短ハアレド、大凡ハ曲尺七寸五六分ニスギズ。明ノ徐光啓ノ農政全書ニ浙尺鈔尺ノコトアリ。鈔尺ハ寶鈔ノ紙ノ横幅寸法ニテ、即三司布帛尺ナリ。其鈔尺ノ圖ハ朱載堉ノ律學新説ニミエタリ。〔割註〕棭齋ノ原書ニハ摹録シテアリ。」銅尺ノ孔廟ヨリ出タルコトアリ。康熙ノ時也。居易錄、畫舫錄、金石萃編等ニミユ。アハセ考フベシ。〔割註〕周尺ト同ジト、コレラノ書ニアルハワロクシテ、曲尺七寸八分四厘四毫アルヨシ、棭齋詳ニ考ヘテ剖析明白ナリ。今コヽニ略シテノセズ。」

漢　尺〔周尺ト同〕　　漢官尺〔後漢章帝時〕

銅　尺〔割註〕清曲阜衍聖公廟ニアリ。上ニ辨アリ。慮虒銅尺トモ云フ。漢地理志大原郡ニ慮虒縣アリ。」　　魏杜夔尺

荀勗尺〔割註〕晉前尺トモ、江左ノ後尺ニムカヘテ、西晉ナレバ前尺ト云フ。」

玉　尺　　晉後尺〔江左〕　　劉曜尺〔趙〕

宋氏尺〔南齊梁陳〕　　梁法尺　　梁表尺

梁俗間尺　　拓跋魏初尺　　拓跋魏中尺

拓跋魏後尺　東　魏（北齊）　後周玉尺

後周鐵尺〔割註〕西魏ノトキ、蘇綽ト云フモノ、宋氏尺ニテ定メタレドモ、當時用ヒラレズ。北齊ヲ平ゲシ後、樂律ノ尺トス。隋ノトキモ樂律ニ用フ。」〔割註〕考六、薛應旂宋元通鑑宋紀、徽宋半六年、以樂尺竹量其贏則拘入官。」

後周市尺　開皇官尺　唐大尺（隋開皇官尺）

唐小尺（後周鐵尺）、シカルトキハ小尺、〔割註〕漢尺、漢官尺、魏尺、晉前尺、晉後尺、宋氏尺、後周鐵尺、隋開皇調律尺。」大尺〔割註〕拓跋氏尺、後周市尺、隋開皇官尺ト心得テヨシ。」

五代　王朴ノ尺〔割註〕律ヲ定ムルニノミ用フ。」

宋（从唐制。）大尺、〔割註〕三司布帛尺又大府寺尺トモ云フ。大府寺ニテ造ル故也。省尺トモ、京尺トモ、」小尺、〔割註〕司天監ニテノミ用フ。」南宋　淮尺（唐大尺）、官尺〔割註〕唐小尺、省尺トモ、浙尺トモ、小尺トモ、北宋ノトキハ、大尺ヲ省尺ト云フ。コヽト混同スベカラズ。」

金〔割註〕宋ノトキ、京尺ト云モノヲ用フ。京ハ汴京ニテ、北宋ノ都ナリ。」

元（官尺）

明〔割註〕營造尺、量地尺、裁衣尺即鈔尺。」

清〔割註〕古尺、律尺トモ、黍ヲ横ニカサネ、今尺、黍ヲ縦ニカサヌ。」コノ圖ハ律呂正義ニアリ。〔割註〕量地尺、明ノ量地尺ヲ用フ、裁衣尺、明ノ裁衣尺ヲ用フ。」

コレラ度ノ大略ナリ。原書ヲ讀ミテ委細ノコトハ覺悟スベシ。

○量

六典ノ金部ニ、凡量以秬黍中者。容一千二百爲龠。二龠爲合。十合爲升。十升爲斗。三斗爲大

斗一斗。十斗爲レ斛。トアリ。〔割註〕通典賦稅、舊唐書同ジ。舊唐書ニ、龠ヲ籥ニ作ル。」
龠ハ黃鐘管ヲ云フ。〔割註〕竹ニテ作ルモノ故ニ、俗ニ竹ニモ从フ也。說文ニ書僮竹笘ト訓ミタル籥トハ別字也。」龠ノ積八百一十分ナリ。〔割註〕上下四旁均ク一分ノモノ八百一十箇ヲ容ルヲ云フ。」十斗ヲ斛トス。其積一千六百二十寸ナリ。唐ノ小尺ニテ作リ、今斛法六千四百五十五寸。〔割註〕徑四寸九分。深二寸七分ヲ升トス。所謂京升ナリ。」ニテ除スレバ、一三二五五三有奇ヲ得。コレニテ量ヲ起セバ、
唐小量　斛、今一斗三升二合五勺五撮餘。」〔割註〕考云、サテハ古量ヲ今時ノ量トクラブレバ、今ハ四倍半餘分ナリ。」斗、今一升三合二勺五撮餘。」升、今一合三勺三撮餘。」合、今一勺三撮餘。」龠、今六撮餘。カクノ如シ。コレ小量ナリ。其大量ハコレヲ三倍シタルナリ。〔割註〕四分律行事抄ニ、唐朝以ニ周古尺一定ニ衡量一、無事不レ平トアリ。」
唐玄齡ノ管子國蓄篇ノ注ニ、古之石準、今之三斗三升三合。
四分律行事抄ニ、唐朝雜令、用ニ姬周三斗一爲ニ一斗一。今此俗中例用ニ唐斗一。
ソモ〳〵後魏ニテ、古ヨリ無キ大量ヲ用ヒ、後ニ古ニカヘシタレドモ、民間大量ヲ用ヒナレテ古量ヲ便トセズ。サレバ官ニテハ小量ナレドモ、民間ハ大量ヲ用フ。サレバ周漢ノ時ハ大量アルベキコトナシ。後周ヨリ大小並用フ。唐ノ時、大小並用フレドモ、湯藥ノ外ハ小量ヲ用フルコトナシ。昔日周ト漢ト量必同ジ。精細ニ計レバ、コヽニノセタル唐小量ヨリイサヽカ漢ノ量ハ小ナリ。周ハ又漢ヨリイサヽカ小ナリト心得テヨシ。尺ノ過長スルガ如シ。
サテ明淸ニテハ斛ト云フハ五斗ナリ。石ト云フハ十斗也。〔割註〕石ハ、モト量名ニアラズ。權衡ノ名ナリ。十斗ノ重サ石ナレバ、此字ヲ十斗ノコトニ用フルマデナリ。昔ハセキナリ。コクノ音ニアラズ。サテハ石ヲコクトヨムハ俗人ノアヤマリナリ。補遺ニ詳ニ云フベシ。」律學新書ニ、古人未ニ嘗以ニ五斗一爲ニ斛一。二斗爲レ斛者。蓋自ニ唐宋一始也。トアレドモ、六典、通典、唐書、皆十斗爲レ斛トアレバ、唐ノ斛ハ

十斗也。算學啓蒙。〔割註〕大德三年ノ序アリ。〕ニ、斛ト云フハ皆十㪷ニテ、元ノ丁巨算法〔割註〕至正十五年ノ作ナリ。〕ニモ、石斗升合勺トノミ量リテ、斛ノ名無ケレバ、元ニテモ五斗ヲ斛トスルコトハナシ。明ノ董穀ガ碧里雜考ニ、今官制五斗爲二一斛一。蓋取二其輕一而易レ擧耳。實當二古斛之半一也トミエ、正字通ニモ、今制五斗曰レ斛。十斗曰レ石。トアリ。サテハ明ヨリノコトナルベシ。又算法決統宗ニハ斛古一石。今五斗。或二斗五升トアレバ、明ニハ二斗五升ヲ斛トスル俗量モアリト思ハル。スベテ宋元明淸ミナ大凡同ク、唐ノ大量ノ聊カ大ニナリヌルモノト心得テヨシ。本邦ハ唐ヨリ受ケタレドモ、十龠ト二龠トノ異同ニヨリ、西土ノ量ヨリハ餘程大ナル也。十龠ト二龠トノコトヲアラ〳〵イハン。本朝雜令ニ、量十合爲レ升。〔割註〕本注三升爲二大升・升一。〕十升爲レ斗。十斗爲レ斛トアリテ、義解ニ、十龠爲レ合トアリ。是ハ唐令ニヨリテ十龠ト云フナリ。唐令ハ今ナシ。唐律疏議ニ引キタルニテ知ルベシ。十龠トアルハタマ〳〵ノ誤ニテ、六典、通典（賦稅）、舊唐書等ニ、二龠爲レ合トアルヲ正トスベシ。サレバ本邦ハ十龠トアルヲ用キラレタルナリ。〔割註〕コノ攷證ハ本書ニ讓リテ、今略ス。〕コレニヨリテ量ヲ起セバ、

斛（積小尺八千一百寸）　今六斗六升二合七勺六撮餘
斗（積小尺八百一十寸）　今六升六合二勺七撮餘
升（積小尺八十一寸）　今六合六勺三撮弱
合（積小尺八寸一百分）　今六勺六撮强
龠（積小尺八百一十分）　今六撮餘

コレ小量ナリ。

斛（積小尺二萬四千三百寸）　今一石九斗八升八合三勺弱
斗（積小尺二千四百三十寸）　今一斗九升八合八勺三撮弱
升（積小尺二百四十三寸）　今一升九合八勺八撮强

合（積小尺二十四寸三百分）　今一合九勺九撮弱

コレ大量ナリ。〔割註〕小量ヲ三倍スルナリ。」

交替式ニアル天平六年七道租税ノ斛法ハ、常用トハ異ナレドモ、三十龠ノ大量ヲ、古昔穀ヲ量ルニ用ヒタルヲ證スルニ足ルナリ。和銅六年ニ度量權衡皆大ヲ用フベキ制ニ改メラレタレドモ、量ハ大ニ過ギテ不便ナレバ、〔割註〕コレ三十龠ノアヤマリニヨルナリ。」市中ニテハ穀ヲ量ルニハ、十龠ノ小量ヲ用ヒタルナラン。〔割註〕攷證ハ本書ニ讓リテ略ス。」後遂ニ官ニテモ十龠ノ小量ヲノミ用ヒラレタリ。〔割註〕延喜式ナドコレナリ。」延喜式ニ、度量權衡官私悉用レ大者トアルハ、其比權衡モ尺モミナ大ヲ用フレバ、量ヲ大ナラントオシアテニオモヒ取リテカケルナルベシ。量ノミハ小ヲ用フルコトニハ意ヅカザリシナリケリ。民部式、典藥式ナドニ大升小升アルハ、スデニ小量ヲ大量ト思ヒアヤマレルヨリシテ、常用ノ量〔割註〕小量ナルヲ大量ト思フナリ。」ノ三分ノ一ヲ小升ト心得タルニモアランカ。其後追々王綱弛ミ衰ヘ、官量遂ニ絶テ各莊園ノ私量ノミニテ一定ナラザリシヲ、寛永ノ初ニ方四寸九分、深サ二寸七分ノ升ハ造ラレタルナラン。〔割註〕攷證ハ本書ニユヅリテ略ス。」寛文九年十二月廿九日ニ江戸升不同アルニヨリ、京升〔割註〕上ノ方四寸九分ノ升ノコトナリ。」分量ニ改メ、樽屋藤左衛門ニ新升アリ。相求向後可レ被レ用ト命ゼラレタリ。

附（十龠、二龠）、史記五帝（堯）紀正義、引二漢律歷志一云。十龠爲レ合。又尚書舜典孔疏引二漢志一亦作二十龠一。按二唐律疏義一引二唐令一。亦作二十龠一。又枝齋所藏宋本漢書律歷志。亦作二十龠一。惟六典戸部作二二龠爲一レ合。然不レ曰二漢志一。通典（賦稅）。舊唐書。與二六典一同。北宋皇祐新樂圖記亦辨二十龠之誤一。

〔割註〕此書入二于學律討源一。」

又（大量、小量）、大量、小量、大尺、小尺ナドハ、拓跋魏以後ニコノ名目出來ルコトナルニ、漢貨殖傳ニ黍千大斗トアリテ、師古注ニ、大斗者。異下於量二米粟一之斗上也。今俗猶レ有二大量一トイヘルハ疑ハシキ

コトナリ。貨殖傳上下ノ文ニ量稱多クアレドモ、大小ノ別ヲイハズ。モシハ大ハ誤寫ナルヲ、師古ハ當時大（小）、小トアルヨリ、カヤウニ注シタルニハアラヌカ可レ考。棭齋ノ本書ニコノコトヤナシヤ。再閲スベシ。

難波江　巻之五上

○源氏物語新釋

縣居翁自跋　これははやくより仰ごとたうべつれば、とし月にしるしもて來て、寶暦八のとしの四月ぞいつそまり四の巻までをはり、それが中にやむごとなき御おぼしの事を書きしも多かれど、わざとまらはしるしはべらず。こと物にはそのよし書けるもあり。」清石問答（濱臣答）、新釋は翁やむごとなきおほせをうけたまはりて、姫君の御料に日數百五十日をかぎりて書きて奉られたるにて、湖月抄の說どもをけづりもしそへもして物せられしなれば、たどしき注釋といふまでのものにもあらぬを、後に別にかきしたゝめて新釋とて世にひろごらしたるなり。

孝云、縣居翁の跋にては、歲月をかさねてかゝれたるよしなり。我師淸水氏の答にては、百五十日のほどに物せられたるなり。兩書一様ならず。そも〳〵わが師はいづれに證ありて百五十日と云ふ事をばしるされけん。こはたしかなる口碑の傳說にて、物にみゆるにはあらぬなるべし。其縣居翁の跋は、今本新釋の末に、後人の妄增したる物にも有るべし。猶よく考ふべし。」姫君といふは田安悠然院殿の姫君にて、庄内の酒井侯によめ入し給ふ御時の御料なり。孝が友人に蜂屋某と云ふ者あり。田安の殿人なり。此人の父かの姫君の御用人にて有りしが、文化年中姫君の仰にて、かの縣居翁の湖月抄に添削されしを書改むるよしきけり。吾師の說に符合す。

○葵

此題を歌によむには、賀茂の二葉のにても、俗にヒマハリといふにてもよろしきはさらなり。賀茂の二葉なるは細辛の異品なりとか。ヒマハリと俗に呼ぶは、漢名向日葵にこそ。賀茂まつりには二葉のをの

みよむべくおもはるれど、堀河院百首夏の題葵には、皆賀茂まつりをよみて向日葵をも用ひたり。名のかよへばなるべし。

○マナビノ語釋（マネビ）

マナビトハ眞コトニ似スル意ナランカ。マナバン、マナビ、マナブ、マナベト、波行〔割註〕ハヒフヘホ」ニ活用ス。其波行ハ皆マナノ語ヲウゴカスマデニテ、語意ハハヒフヘホニナシ。マハ眞ノ義、例多シ。ナハナクコナスノナスノナト同ジク似トナト通音ニテ似ノ義ナリ。コノ似ヲ古ハ似ト云フ。又マナビヲマネビトモ云フ。或人マネブハマネフム意ニヤト問フモノアリ。サニハアルマジトテ、カクハ答ヘタルナリ。〔割註〕貝原氏日本釋名、谷川氏和訓栞ニモマネフムト云フ釋ハナシ。」與似スルコトヲナニネノト通ジイフコト上ノ如シ。タヾヌト通ジ、マヌルト云フ詞未見アタラズ。必アルベキ也。サテハナニヌネノ五音ナガラ通ズル也。本居氏ノ紐鏡ニズヌネト三轉スルコトヲ載セタレド、ズハニトアリ、タクオモハル。古人シラズヲシラニト云フコト多シ。コレナ行ニテニヌネ、活用ニハアラズヤ。サルヲ紐鏡ニズト載セタルハ、今世ハシラニト云フ詞ハイハザレバナルベシ。マヌルト云フ詞ノ、今カクレタルヤウニシラニモ今人用ヒザルニコソ。扨マナビ、マネビ同語ナレド、コレヲ物ニカキツクルニハ、イサヽカ心得アリ。マナビハ學ノ意ニテ重ク、マネビハ似スル意ニテ輕シ。言靈ニ例證ヲ出ス。併考フベシ。〔割註〕源氏はゝきゞ（卅一オ）、わざとならひまなばねども、」初音（二オ）、御かた〴〵のありさままねびたてんも言の葉たるまじくなむ、」若菜上（七十六ウ）そのほどのぎしきなども、まねびたてんにいとまあらんや。」

○しぎたつ澤（三夕の歌）

三夕の歌は、新古今集秋上に、題しらずと端書有りて、三首ならびて秋の夕ぐれととぢめたる歌有りていづれも感情ふかきよりして人々もてはやす事とはなりにけり。」そのなかのしぎたつ澤は地名にはあ

らぬを、〔割註〕西行の山家集に秋ものへまかりける道にてと端書あり。」今はところの名になして、東海道なる大磯（相模國）のあたりに鴫立澤といふ名所あり。〔割註〕傍廂卷二（圓位上人の杖）、相模國淘綾郡に、鴫立澤といふ出來て、小庵をつくり西行庵と名づけて、とあり。」或人の、是は御當代になりてさかしらに建立したるものなるべし。俳諧師の三千風なりともいふ。そのわたりに地福寺とかいふ小寺ありて、西行法師の木像あり。石碑もあり。彼こゝろなきの歌をその石に刻したりといへり。〔割註〕道中袖かゞみなどいふ俗書にも此由記して、三千風中興とあり。俳家奇人談卷下、大淀三千風の傳にも、勅勘の事を知りながら取立るとあり。」又關東へ參向の雲上こゝにて、

　あはれさは秋ならねどもしられけりしぎたつ澤のむかしたづねて

とよまれしを、中院通村卿きゝ給ひて、〔割註〕通村卿は承應二年に薨ぜられたり。」

　こゝをのみしぎたつさはとながめおかば君心なしと人やいふらむ

とよまれしを、はやく時のみかどきこしめして、根なしごと歌によめりとて、その雲上は勅勘にあへるよし古老にきゝたり。こは人の口碑にのみ有ることとか、そのころの書にもみゆることかたづぬべし。」宗祇が回國雜記〔割註〕群書類從卷三百卄七。」といふものに、〔割註〕上文に大磯とあり、下文に小田原とあり。」しぎたつさはといふ所にいたりぬ。西行法師こゝにて心なき身にもあはれはしられけりと詠ぜしより、この所をかくはなづけゝるよし里人かたり侍れば、

　あはれしる人のむかしをおもひ出て鴫たつ澤をなく〳〵ぞとふ

といへり。今おもふに、宗祇がしぎたつさはといへる所と、かんのくだりの參向の雲上のよまれし所とおなじ所なり。さては御當家になりて三千風が建立したる地名といふはわろし。〔割註〕上に引きたる俗書に三千風中興とあり、さも有べし。」宗祇は文龜年中に死にたる人なればなり。されど回國雜記は宗祇にはあらぬよしにいふものもあり。おのれ未眞僞を辨ぜず。」さてしぎたつと云ふに二說あり。飛立の立

か、〔割註〕千載集秋下、わがかどのおくてのひたにおどろきてむろのかり田に鳴ぞたつたる。」動かで立て居の立か、寂蓮のまきたつ山はそこにうごかで立て居のたつなれば、鳴たつもそこに止まりてをる意か。」本居氏の玉勝間五の巻にも、しぎたつ澤といふ地名はうけられぬよしみえたり。」正治百首、（丹清鳥）、

よはの床時雨れてすぐる跡にまたしぎたつ庭のあかきつの聲

是は飛立こと決なし。〔割註〕新古今秋上、寂蓮、

さびしさはその色としもなかりけりまきたつ山の秋の夕ぐれ

同釋教、傳阿耨多羅、

三みやく三月たいの佛たちわがたつ杣に冥加あらせ給へ

千載雜中、慈圓、

おふけなくうきよの民におほふかなわがたつそまに墨染の袖

○上代の小兒髮を剃る剃ざる〔割註〕あまそぎ、附、ふかそぎ、かみそり、かみそぎ。」

友人前田夏蔭の說に、小兒の生れたる程に胎髮を剃る事は、太古にはいかにか有りけむ。其證とすべき事古書にみえざれば考へしるべからず。續紀卷廿四、天平寶字七年冬十月紀に、綠子一人乳母一人とみえ、萬葉集卷十六〔割註〕竹取翁長歌、」綠子之若子蚊身庭垂乳爲母所懷とみえたる綠子と云ふは、新撰字鏡に、阿孩兒（彌止利古）、又和名抄卷二、老幼類に嬰兒、蒼頡篇云、女曰レ嬰。男曰レ兒。始生小兒也とみえて、美止利といふは、胎髮を剃去りたる頭の蒼くみゆるよりいへる稱なれば、此頃はおしなべて小兒の胎髮を剃りけむこと、此美止利子の稱あるにてしられたり。又和名抄卷三、毛髮類に鬌、文字集略云、鬌、〔割註〕丁果反、和名須々之呂。」小兒剪レ髮所レ餘也とみゆ。これは禮記內則篇、三月末擇レ日剪レ髮爲レ鬌とありて、鬌所レ遺髮也と注にあり。これを須々之呂といふは、小兒の頭上に剃遺したる髮の、

蘿蔔の葉の地に亂敷きたる樣に似たる故の名也。皇國の古俗も、小兒の髮を剃遺したる故に譬にあてゝいへるものなり。又、源氏物語横笛の卷に、〔割註〕薰君の幼きさまをいふ。」かしらはつき草して、ことさらに色取りたらんこゝちしてとみえたるも、剃りたるあとの青きを鴨頭草の花にて色取りたる如しといふなりといへり。孝つら〳〵かむがふるに、西土にてはかならず小兒の髮をそり、本邦にてはたゞそぎすつるを本にして、中むかしよりはそりすつることゝさだむべきか。〔割註〕西土本邦とも、いと上つ代のことは、しかとしられず。中むかしの上にていふなり。」其證ども、紫式部日記、けふぞはじめてそひ奉らせ給ふ。〔割註〕前田夏蔭云、そひはそりの誤也。はじめての下、若宮の御くしとあるべし。」榮花物語初花、〔割註〕活字本、〔四十ウ〕。」その日ぞわか宮の御くしはじめて奉（そぎ一本）らせ給。〔割註〕前田夏蔭云。はじめての下に、そりの詞を脱せしなりともいふべけれど、物語文にはかく詞をはぶくも例多かり。」

孝云、此初花の卷は、紫式部日記を取りてかける也。一條帝の中宮道長公の息女彰子後に上東門院と申す皇子をうみ給ふ。後一條是なり。寛弘五年九月十一日の御產にて、此下文に五十日は霜月一日とあり。前後の文によるに御產後わづかなる日數なり。日本紀略によるに十月十七日なり。一本といふは、おのが或人の校本をみたるにかく有るなり。日記に合はせて考ふれば、ソギ本語にてソイと音便にもいふを、今本の日記には傳寫のもの音便にはイとかくといふことをしらず。ソヒとかけるならんか。〔割註〕上にのせたる前田氏のそりの誤といふ說にしたがふべくや。猶下に云ふべし。」

榮花物語つぼみ花、〔割註〕活字本〔五ウ十四ウ〕。」わかみやの御くしあさましくながくふりわけにおひさせ給へり。やがてかくておぼしきこえさせむとさだめあり云々。御くしをそがせ給へれば、おしかへし今こそちごなりけれとて、それにつけてもあならうつくしと。」

孝云、三條帝の中宮道長公の息女妍子、長和二年七月六日皇女をうみ給ふ禎子是なり。御くしそがせ

給ふは長和三年の春なり。こゝにもそりとはなくそぐといふ。

榮花物語音樂、〔割註〕活字本(十九オ)。」御くしはむまれさせ給ひての後二三どばかりそらせ給へれば、いみじうすぢ細うめでたうなよ〳〵とよりかけたるやうにおはします。〔割註〕小兒の髮をそるといふこと、たしかにみえたるは此處はじめなり。上にはそぐとのみあり。僧の頭をそることは、榮花物語鶴林にきのふ御くしなどそらせ給ひて、御けさころもなど奉らせとあり。道長公入道後の所なり。」

孝云、こゝも禎子の御有さまを申すなり。今は一品宮と云ふ。長和二年にうまれ給ひて、ことし治安二年なれば十ばかりになり給ふなり。

榮花物語殿上花見、〔割註〕活字本(四十八オ)。」二宮ゐさせ、〔割註〕齋院よりなり。」給へしみかど后思召しなげかせ給ふことかぎりなし。ことしぞ三つにならせ給ひける。御くしほどよりも長くおはしましけり。さだまらせ給ひなばえそがせ給ふまじければ、そぎ奉らせ給ふ。御くしいとながうつくしうおはします。

孝云、後一條帝の皇女馨子、三つにてはかなくなり給ふ其御さま也。御母は中宮道長公の息女威子也。うまれ給ふとし月は物語のかげになりてしられず。

此ほかにはおのれいまだしらず。伊勢貞丈(舳艫訓)いはく、髮置の祝する事、國史、鏡類、繼類、其外古物語等にみえず。武家にては東鑑に見えたり。京都將軍の比には、將軍家の若君に此事あり。蜷川親元殿中日記にみえたり。後水尾院年中行事の御抄に、皇子御髮置の事あり。〔割註〕安齋隨筆前集十一(第六十五)ニモ載セタリ。」と云へり。これらによるに、本邦にて古人はしらず、中世よりはそる事になれるならん。〔割註〕榮花の比よりを中世と姑くさだむ。」そらずは髮置といふ事もあるまじきなり。西土にはやゝ古くよりそりたるならん。韓非子顯學篇に、夫嬰兒不レ剔レ首則腹痛。注首病不レ治。則加レ痛也。」保坂氏增讀韓非子云。剔讀爲レ鬀。音替。剃髮也。不ニ剃髮一則氣結。故致ニ腹痛一。〔割註〕剃ハ鬀ノ俗

ナリ、剔ハ鬄ノ俗ナリ、鬄髮ト說文ニアリ、讀爲鬀ト云フハワロシ。」といへり。また周禮卷三十四、秋官序官薙氏鄭注、薙讀如レ鬀。小兒頭之鬀(賈疏無レ說)、段玉裁漢讀考に、鬀ニ小兒頭一といふ語の出處をのせざるは、誰もしれることなればか、たま〳〵おとしたるにも有るべし。說文卷九、髟部に鬀、鬄レ髮也。大人曰レ髡。小兒曰レ鬀。とみえたる是なり。髡と種とは相むかへて用ひる詞にて、齊民要術卷五第五十に、種ニ柳千樹一。歲髡ニ二百樹一。五年一週。といへり。明の崇禎壬午に黃國珍と云ふ人、冊府元龜の序に、未レ種レ髮。從ニ先子一授レ書。とかきたるをみれば、中昔のみならず。朱明の末までも、猶小兒のほどは髮をおかずそりすてけんことしられたり。抑禎子の御くしあさましきまでにおひいでさせ給へば、やがておほし(生)きこえさせん、(割註)つぼみ花の卷。」とあるをみれば、よの中おしなべてそりすつるが常なるを、やがておほしたてんとなり。又おなじ禎子のうまれさせ給ひての後、二三度そらせ給ふ、(音樂の卷)とあるも、よの中なべて小兒のほどはそりすつるを、わづかにたゞ三四度なれば、ほそくてよろしきよしなり。たび〳〵それば髮ふとくなれば、そらぬかたほそきためにはよけれど、もしうぶげあらからんには、そり〳〵ての方よろしき故に、なべてはそる也。しからんにははつ花の卷も、殿上花兒の卷も、そがせは共にそらせの誤とすべき。又おの〳〵本のまゝに、そぎはそぎ、そりはそりにても有るべし。あまそぎのそぎなり。淸少納言枕冊子に、尼にそぎたる乳兒、(割註)和訓栞あまそぎの條に引く。」とみえ、榮花嶺月、(割註)嬉子病おもりて入道し給ふ所。」の卷に、かぶろにおはしましゝをりは、あまそり(ぎカ)ゐたけこそ(と一本)みたてまつりしが、ともいひ、同じ物語衣珠、彰子入道し給ふ所の卷に、あまそぎたるちごどものさまにぞともいふ。いづれも小兒のさま也。されど胎髮のまゝにて、初よりそらぬといふ諺にはもとよりなしがたし。又源氏薄雲の卷に、この春よりおほす御くしあまそぎの程にてとあるは、明石の姬君三つばかりの程のことなりけり。是にては中むかし胎髮をそりすつることもとよりにて、いとけなきほどはそりすつるならはしとこそ思定めらるれ。但しかみそりといふ物、和名抄作坊具

にみえて、剃刀〔割註〕和名加美曾利。」とあれば、僧具なることしるし。さては出家ならぬものは、いにしへ小兒も髮はそらぬものにや、若しむかしよりそらば、剃刀は僧具に入るべからずと思はるゝなり。中世よりそることとなれば、僧家の物を假借するとさだむべきか。〔割註〕簾中抄（目次）かみそぎ、二月、四月、六月、十一月、十二月よし。うしとらむまの日もよし、とりの日もよしと見えたり。」

附武家にて男女ともに幼少のとき、深除（フカソギ）といふ式ありとぞ。〔割註〕萬葉十三（縣居翁定本卷三）、歲乃八歲叫鑽髮乃ノ縣居翁注ニ、兒ノ四歲バカリノ時、髮ノ末ヲ切ソメテ是ヲ深ソギト云。サテ八歲マデ其髮ノ末ヲ肩ト均ク切ルメリ。コレヲ放髮トモ、振分髮トモ云フ。」和訓栞〔割註〕ふかそぎの條。」に、管見記〔割註〕永享十一年。」其外の書共を引置きたり。御當家にても、寳暦十一年巳八月姫君うまれ給ひて、萬壽姫君と稱し、明和二年酉十一月深曾幾の御いはひあり。五つになり給ふ。家治公の御二女なり。此前後にも、此御式有りたるが、おのれ今とみにおもひいでず。その御式は外樣卑賤のわれらしるべきならねど、おしあてにおもふに、女は殊に髮をほめたゝへするものなれば、御くしのこちたきをそぎへらすこゝろのいはひなるべし。〔割註〕男君にも有るよし、管見記にみゆれど、女を本にして男にも此式あるにや。御當家にて、男君に此御式ありやたづぬべし。」是等胎髮をそりそらぬにはあづからざる事ながら、小兒の髮のちなみにかきしなしたり。

本文は友人山田昌榮の問にこたふる也。附錄は及門木村敬藏の問に答へたるを、今添刪して此本條の附錄とするなり。

伊藤貞丈が安齋隨筆前集十一、〔割註〕第六刈胎髮。」後代にはうぶそりとて、かみそりにて胎髮をそれども、古代には髮そる事なし。欽明天皇、敏達天皇の御代に佛法始めて渡來りしより、法師になる者始めて髮をそりし也。

孝云、古代になしといへれど、その證はなし。されば本條に前川夏蔭のその證なしといへる也。たゞ

剃刀、和名抄に僧坊の具にあるをみれば、そらぬ事たしかなるやうにおもはる。又續紀、萬葉などに、みどりこと有るによりて、そのかみそりたらんには、和名抄の比、剃刀を僧具にのみのせたらん、おもひさだめがたくなん。

○ミイラ

和訓栞、みいら、質汗をいふ。蠻名也。〔割註〕質汗ト云フハコレ蕃語ナリ。字義ハナシ。」又馬みいら、猿みいら有り。是獸皿に諸香をねり合せたる也。元祿のとき持來れるに、全體人なるありとぞ。僞作なるべし。彌勒所問經に蜜人あり。是も一種なり。今髑髏骸骨の內にあるを見しものあり。さらば輟耕錄に載する天方國の蜜人にや。又蕃人所謂大熱國のひすはんやの焦れ死たる者にや。〔割註〕孝云、輟耕錄卷三にのせて回回と有り。こゝに天方國と有るは、本草綱目より引きたるにて、陶氏の原文は見ざるにこそ。」

本草綱目卷三十四。質汗。(宋開寶)、釋名時珍曰。汗音寒。蕃語也。」集解。藏器曰。質汗出二西蕃一。煎二檉乳。松淚。甘草。地黃、幷熱血一成之。番人試レ藥以二小兒一斷二一足一。以レ藥納二口中一。將二足蹋一レ之。當時能走者良。」同五十二。木乃伊。集解。時珍曰。按陶九成輟耕錄云。天方國有レ人年七八十歲云々。陶氏所レ載如レ此。不レ知二果有否一。姑附二卷末一以俟二博識一。」陶九成輟耕錄卷三。木乃伊。回回田地。有二年七十八歲老人一。自願二捨レ身濟一レ衆者。絕不二飲食一。惟澡レ身啖レ蜜。經レ月便溺皆蜜。既死國人殮以二石棺一。仍滿用レ蜜浸。鐫二志歲月于棺蓋一。瘞レ之。俟二百年後一。啓レ封則蜜劑也。凡人損折肢體。食少許立愈。雖彼中。亦不二多得一。俗曰二蜜人一。蕃言木乃伊。〔割註〕孝云、李時珍引二回回一作二天方國一。蓋指二回回一或曰二天方國一歟、俟二續攷一。又引七十八作二七八十一。似レ是。又引則下有二成字一。亦似レ是。」

孝云、此みいらの事、渡邊幸庵對話にもみえて、交趾と暹羅（シャム）との間四百里の砂原にありといへり。〔割註〕道光年間の皇朝輿地略に附添したる地球の全圖には、南北極より東によりて暹羅、交趾とのせた

り。洪亮吉乾隆府廳州縣圖志卷五十には、南境と西南境とに暹羅をのせたり。是は清國より方位をさだむればなり。」伊藤貞丈の安齋漫筆卷一には、この藥はアラビヤと云ふ國より出すとあり。又同人の赤烏〔割註〕第三百十八。」に采覽異言をひく、又安齋隨筆後集十五〔割註〕第百卅七。」にも、又新見氏八十翁昔語、〔割註〕天保年間刊本。」には、六七十年已前みいらといふ藥大にはやりたれど、何の益もなきよし云へり。〔割註〕寶延年間ノ書ナレバ、六七十年以前トハ延寶天和ノ比ヲサスナリ。」

○たばこ

慶長年間南蠻僧傳二于本邦一。と櫻陰腐談にみえたり。〔割註〕此書は仙臺の沙門梅國といふもの丶かけるにて、寶永七年の自序あり、正德二年刊行したり。漢文にて二卷なり。」慶長十年種を蕃船より得たりと大和本草にみえたり。〔割註〕此書は、貝原益軒の撰なり。」慶長十年長崎櫻の馬場にはじめて植うと、江戸名勝志にみえたり。」慶長十四年御禁制仰出さるとおなじ書にみえたり。」慶長十四年七月十四日莨菪を吸飮ぶ事を禁ぜらると、太平年表にみえたり。〔割註〕莨菪は下にいふべし。」慶長十七年禁斷のよし、安齋隨筆後集七（第八十八）、にみえたり。」元和元年六月廿八日禁烟草と和事始にみえたり。〔割註〕此書は貝原好古の撰なり。」伊藤長胤の秉燭談卷四にいはく、タバコハ南蠻ノ產ナリ。百年前ニ日本ニ來ル。ソレカミハ本草ノ莨菪ナリトイヘリ。〔割註〕莨菪ハ證類本草十（草部下品）綱目十七ニアリ。史記倉公傳菑川王美人懷而不レ乳ノ條ニ莨菪アリ。」此ハアヤマリナリ。其後沈穆ガ本草洞詮ト云フ書新ニ渡リ、其九卷ニ烟草ヲ出ス曰、煙草一名相思草。言人食レ之則時々思想不レ能レ離也ト、ソノ說甚詳也。是ヨリ世間ノ人タバコハ烟草タルコトヲシル。四五十年前ニ朝鮮人ノ撰スル芝峯類說ト云フモノアリ。〔割註〕大槻氏の蔫錄に芝峯類說を引きて、韓人撰者未詳といへり。」ソノ十九卷ニ曰。淡婆姑。草名。亦號二南靈草一。近歲始出二倭國一云々。或傳。南蠻國有二女人淡婆姑者一。患二痰疾一積年。服二此草一得レ瘳。故名。ト、コノ書ハ、朝鮮ニテ何人ノ撰ト云フコトヲシラズ。相國寺自長老ノ從子ニ松村昌庵ト云フ老人アリ。先子ノ

舊門人也。タヾ此一段ヲ寫シテ傳フ。全部ハ何ホドアルコトヲシラズ。對州ヨリ携來ルナルベシ。予弱年ノ時ニ寫シオケリ。コレヨリ淡婆姑ノ名世ニ弘マリ。比日市店ヲミレバ、招牌ニ此字ヲ書ケリ。近年清人陳淏子ガ花鏡一套東來シ、金絲烟、擔不歸等ノ名サマ〴〵ノセオケリ。擔不歸モタバコノ唐音トミエタリ。又行厨集ヲミレバ蔫ノ字ヲ書ケリ。〔割註〕蔫録に行厨集（李三洲注、健封）トアリ。」是モ日本ニテマシノ木ヲ槇トカキ、ムロノ木ヲ控トカクト同ジコトニテ、烟ノ音ヲカリテ草冠ニ從ヒ、棲ノ字ヲ用タルトミエタリ。此外近年ノ本草ノ末疏ニハ種々詳ニ載セオケリ。又嘗テ記ス唐詩記ノ内李白ガ詩ニ、相思如㆓烟草㆒。歷亂無㆓冬春㆒。〔割註〕孝云、唐詩選七絕。賈至。桃花歷亂無㆓冬春㆒ト云ヘリ。相思草ト名クルハ是ヨリ出ルニヤ。偶然ニ符合セルニヤ。李ガ詩ハ本ヨリ烟ト草トノコト也といへり。」こゝに長胤の引きたる芝峯類說といふものは、平維章の不問談に引きて蓬溪類說とあり。上にのせたる櫻陰腐談にも引きて、それには長胤と同じ。」さて此腐談にひろく諸書をのせたり。その目錄のみをしるさんとす。本草洞詮（明沈穆）、食物本草（時珍）、錦囊祕錄（淸張楚瞻）、〔割註〕蔫録に錦囊祕錄馮兆張楚瞻とあり、さては馮楚瞻と有るべし。」醫道本草逢原（淸張潞）、新增本草備要（明汪昂）、本草彙言（淸倪朱謨）、物理小識、博學彙書、食物本草會纂（淸沈雲將）、花鏡（淸陳淏）、漳州府志是等なり。」箕作氏の坤輿圖識卷四（北亞墨利加）に云く、今ヲ距ルコト三百五十年前、伊斯把泥亞人ロマンハネト云者、此地ニ於テ始メテ異草ヲ得タリ。因テ之ヲタバコト名ヅク、本邦煙草乃チ是ナリ。ダバコハ萬國ノ通語ナリ。」とあり。この他これかれ見出たる書どもゝあれど、此頃書估玉巖堂主人願素堂叢書なる煙草錄を翻刻し、友人海保氏其書にもれたるを拾ひあつめて成書あれば之をもらしつ。たゞその拾遺にもれたる事ひとつふたつこゝにかきつく。御當家御制禁なれば、今にその御用の職人なし、さもあるべきことなり。こゝにうたがはしきは、營中御連歌のときは多葉粉盆その座にありときけり。又笑ふにたへたるは利休好の多葉粉の具あり。天正十九年二月十五日自双する千利休、いかで慶長年間渡來の多葉粉の具にこのみあ

るべき。又案頭におぼゆるは、明史に淡巴といふ蠻國あり。こゝよりいづればタバコといふと人あり。タバはきこゆ、コの文字をいかゞせん。たゞ多葉粉は蠻名とのみ大らかに思ひて有るべき也。又此たばこ佛世にあらましかば、二百五十戒、五百戒などのいとこちたき戒の中に入るべきを、今此いましめにまぬかれたるいとをかし。」本邦には、こちよりてのもてあそびなれば、勢語、紫談などにもみえず。鈴の屋のあるじ、おもひ草一卷を書出したるのみなり。文章おもしろからねど、一わたりひらきみるべし。又石川雅望が吉原十二時にけぶり草くゆらかしつゝとある、たばこの事なりけり。これら上に引出たる相思草、烟草などを字にすがりて、そのまゝにいふなり。」天子大樹より奴僕にいたるまで、夜晝となく手すさび云々、と安藤爲章が年山紀聞卷六にみえたり。天子の手すさび給ふことは、何の書にみゆるか考ふべし。」又西土の書にては、童山文集卷一に、烟賦幷序。烟草名。即淡巴菰也。乾二其葉一而吸レ之。有レ烟故曰レ烟。と有りて、その賦をのせたり。清乾隆、嘉慶の比の李調元といふ高名の者の文集なり。その人編輯の函海に入れたり。又本邦と漢土と西洋諸國とをひろくかうがへて、その器物の圖をまでのせたるは蔫錄なり。寛政年間大槻茂質、俗に玄澤といへるものゝ著述にて三卷刊本なり。國府と云ふは薩州の地名ときけり。とめと云ふはトメ葉の義にて、極末に摘葉をいふとか、京都にては服部と云ふ、丹波の服部より出る故なり。トメとはいはずときけり。」

○つる、ぬる〔割註〕玉霰(十一ウ)つる、ぬる、たる、けるの條可二通攷一。」

或說に、つるは使然なり。ぬるは自然なりといへり。此說によりて古歌を試るに、おほく此さだめにてきこゆ。今おもひいづるまに〱こゝにかきつく。〔割註〕本妙寺〔〕(善カ)の詞玉緒延約卷一第廿段云、つるとぬるとは輕重の違ひとしるべしといへり。孝云、此說おぼつかなし。使然自然の說のかたまさりざまにおもはる。」

古今秋上、秋きぬ〔○自然也〕と目にはさやかにみえねども風の音にぞおどろかれぬる〔○自然也〕。」同春下、さくら花ちりぬる〔○自然〕

也本居氏云チルトキニ

風のなごりには水なき空に波ぞ立ける。」同秋上、今はとてわかるゝときは天の川わたらぬさきに袖ぞひ○自然也ぢぬる。」同、いとはやもなきぬる○自然也雁かしら露の色どる木々もみぢあへなくに。」同戀五、わが袖にまだき時雨のふりぬるは君がこゝろに秋や來ぬらむ。」うゑていにし秋田かるまでみえこねばけさ初鴈の音にぞなきぬる。」おもふともかれなむ人をいかゞせむあかずちりぬるはなとこそみめ。」同戀四、こゝろをぞわりなきものとおもひぬる○本居氏云オモハレルみるものからや戀しかるべき。」同戀二、わびぬればしひてわすれむと思へども夢といふ物ぞ人だのめなる。」同哀傷、朝露のおくての山田かりそめにうきよの中をおもひぬるかな。」これらぬるとよめる歌共なり。みな自然なり。

古今秋上、鳴渡る鴈のなみだやおちつらむ○カヤウニオモヒナス也物おもふやどの萩の上のつゆ。」同秋下、吹風の色のちくさにみえつる○人ニミスル也は秋のこの葉のちればなりけり。」同羇旅、われはけさうひにぞみつる○此方ニテミナス也花の色をあだなるものといふべかりけり。」同戀一、あし引の山下水のこがくれてたぎつこゝろをせきぞかねつる。」同戀二、思ひつゝぬればや人のみえつらん○人ガミスル也夢としりせばさめざらましを。」〔割註〕コノ方ニテ、オモヒオモフ精神ガ、先ノ人ニ通ジテ、先ノ人ガ涕ヲ、コノ方ニミスルヤウニヨメルモノ故ニ、先ノ人ヨリハ使然ニナル也。」君をのみおもひねにねし夢なればわがこゝろからみつる○カヤウニミナス也なりけり。」はかなくて夢にも人をみつる○カヤウニミナス也夜はあしたの床ぞおきうかりける。」同戀三、よるべなみ身をこそ遠くへだてつれ○カヤウニスル也こゝろは君がかげとなりにき。」同卷上、誰しかもとめてをりつる○カヤウニスル也はるがすみ立かくすらん山のさくらを。」同秋上、ひぐらしのなきつるなべに日はくれぬとおもふは山の陰にぞ有ける。」〔割註〕相場氏云、ナキハツルト云フコトナラン。時

鳥ナキツル方ト云フモ、ナキハツル方ト云フナラン。」同秋下、あらねどもかねてぞをしきもみぢ葉は今はかぎりの色とみつれば○人ガミナス也。」同賀、萬代をまつにぞ君をいはひつる○人ガスル也千年のかげにすまむと思へば。」後撰春上、鶯のなきつる聲にさそはれて花のもとにぞわれは來にける。」〔割註〕鶯ノ意アリテナリ。古今春下ニモ鶯のなきつる花をト云ヒツヾケアリ。」同、ふく風や春たちきぬとつげつらんぬ一本枝にこもれる花咲にけり。」〔割註〕一本よろし。」千載夏、ほとゝぎすなきつるかたをながむればたゞ有明の月ぞのこれる。」同戀三、人はいざあかぬ夜床にとゞめつる○ワガトヾメオキタルわがこゝろこそわれをまつらめ。」これらつるとよめる歌共也。みな使然なり。千載雜中、谷の戸をとぢやはてつる鶯のまつにおとせではるもすぎぬる。」〔割註〕鶯ガ意アリテ閉ルヤウニイヘルナリ。」源氏物語若紫、いづかたへかまかりぬる○自然也いとをかしうやう〳〵なりつるものを。」〔割註〕人ガ雀ヲカハユクオモフ方ヨリ云フ故ニ使然ナリ。」同、すぎ給ひぬる○人ガスル也もよとゝもにおもほしなげきつる○自然也もしるきことおほく。」〔割註〕死ハ自然ナリ。ナゲクハ求メテカナシクオモフ事故ニ、使然ナリ。」同花宴、かの有明出やしぬらんと心もそらにて云々、只今北の陣よりかくれたちて侍りつる○ワザ〳〵也事どもまかり出る御かた〳〵のさと人侍りつる○ワザ〳〵也中に、四位少將右中辨などいそぎいでておくりし侍りつる○ワザ〳〵也や、弘徽殿の御あがれならむと見給つる○コノ方ニ心アリテ也。」徒然草卷下第一、くるゝほどにはたてならべつる○ワザ〳〵車共、所なくなみ居つる○ワザ〳〵人も、いづ方へか行きつらん○ワザ〳〵程なくまれになりて、車共のらうがはしさもすみぬれば○自然也簾も疊もとりはらひ。」〔割註〕若紫ノ方ハ鳥ナレバ分別ナキ故ニ自然也。コヽハ人ニテ分別アレバツラント云フ也。使然ナリ。」同〔第七十九〕、此酒をひとりたうべんがさう〳〵しければ申つる○ワザ〳〵也なり。さかなこそな

けれ。人はしづまりぬらむ。○自然也 さりぬべき物やあると、いつくまでももとめ給へ。」これらツルい、ヌルい相ならべてあやつりたるなり。

○にとへとのわかち

伊勢物語(第七段)、京にありわびてあづまにいきけるに。○へ墻本」同(第八段)、京やすみうかりけんあづまのかたにゆきて。」拾遺離別、小貳命婦、豐前にまかり侍りける時。」源氏物語夕顏、二條院へおはしまさなむ。」同初音、姫君の御方に渡り給へれば。」同、西の對へわたり給ふ。」同、あかしの御かたにわたり給ふ。」古今秋、僧正遍昭がもとにならへまかりける時に。」古今離別はし書、あひしれりける人の越の國にまかりて年經て京にまうで來て。」同、こしの國へまりける人に。」同、人の花山にまうで來てゆふさりつかたかへりなむとしける時によめる、僧正遍昭。」同戀五、仲平朝臣あひしりて侍りけるを、かれがたになりにければ、父が大和守に侍りけるもとへまかるとてよみてつかはしける、伊勢。」

へとにとのわかちをかうがへてみるに、まづ古今離別のはし書相ならびてかけるに、一つにはにといひ、一つにはへと有り、かよはしいふにやとおもへど、にとへとはそのこゝろばえいさゝかかはれり。たしかに治定の詞には、にといひ、おほらかにいふにはへといふなり。古今にていはゞ、こしの國よりふたゝび京にまうで來しにて、はじめこしの國にゆけることとたしかにしられたるよりしてはにといふなり。今旅立ときには、おほらかに行先をいふによりへとはいへるにこそ。すべて詞はさしつまらずゆるやかにつかはるゝ所は、優におほらかに用ふるぞ宜しき。藤井氏の佐喜草(廿六ウ)にも、にとへとの差別を辨じおかれたり。物へとはいへど、物にとはいはぬよしも、此書にみえたり。今おもふに、すべてへといふをにとは云ふべし。にといふをへとはいふべからずと心得て然るべし。花山にと有るを、花山へとは決していふべからず。僧正花山に有りての歌の詞書なれば、おほらかにいふ

べき所にあらねばなりけり。されど源氏なるはにといふべきにへといへる也。猶考ふべし。〔割註〕一わたり考ふれば、二條院といひ、西の對といへば汎く、姫君といひあかしといへば詞狹く治定するにも有るべきか、古今戀五はし書、大和守に侍りけるもとへ、これらはにと有るべくおもへど、へとあり。猶考ふべし。」

文のうはがきに何の君へ何のぬしへとかくはわろくて、必何の君に何のぬしにとかくべきよしを、藤井氏の消息文例上（十八オ）、うはがきの事といへる所に詳なり。

うちかへし深く考ふるに、其實はにもへも大方にいひてしかるべし。いかにといふに、萬葉集卷廿に、安倍沙美麻呂が美也古爾由伎弖、波夜加弊里許牟といふ歌のさしつぎに、大伴家持のおなじ時よめるには、美夜古敝由可無とあり。是にとへと相かよふ詞なるを覺悟すべきなり。

〇太平記

太平記四十卷、寛永板（片假字）、貞享板〔割註〕片假字、黒川眞賴藏之。」活字本（片假字）、活字本〔割註〕平假字、黒川氏藏之。」小本、横本、平假字本、元和寫本〔割註〕塙氏藏之、予未レ見。」天正寫本〔割註〕朽木氏藏之、予未レ見。」大全五十卷、評判四十卷、理盡抄四十卷、賢愚抄二卷、系圖三卷、音義二卷、參考四十卷、無極抄五十二卷、年表四卷、劒卷一卷、綱目六十卷、頭書四十一卷、難太平記二卷。右イヅレモ印本ナリ。〔割註〕孝所藏本刊本ナレドモ、開彫ノ年月姓氏ナシ。半面十二行眞トモ假字ナリ。每行字數定ラズ。廿三四字位也。昌平黌ナルハ平假字半面十一行開雕ノ年月ナシ。卷末ニ筆者里兵衞トアルノミ也。繪アリ。」淺田宗伯皇國名醫傳卷上、五十川了菴傳。慶長七年了菴初刻太平記。神祖嘉レ之。〔割註〕孝云、是本予未レ見。」伊勢貞丈安齋隨筆前集卷四（第九十九）、太平記作者玄惠法師ノ作ト云フハ誤也。作者不レ知云々。

〇稻荷

稲荷のまつりは、兼良公の公事根源に四月上の卯日としるされたれば、此祭四月なる事しられたり。江家次第巻十六に、此祭の事しるされたれど、今は十六の巻かけたれば、とかくのこといひがたし。又兼良公の尺素往來に、二月初午稲荷詣とみえたれば、稲荷祭と稲荷詣とは別事とぞおもはるゝ。御社にまうでんことゝいつとかぎるべきにはあらねど、打まかせては祭のあるに付てぞおほくは詣もすべければ、むかしはひとつにてありけんかし。公事根源に、此祭の始たしかならずといへば、今よりは考へがたし。たゞ大鏡は、小松帝いまだ御子にていましたるきさらぎの三日はつむまといへど、甲午〔吉一本〕最中日つねよりも世こぞりていなりまうでにのゝじりしかば、〔割註〕孝云、中ハ一本吉トアルヨロシ。甲午ヲ最上トスルハ、六甲ノ一ナレバナルベシ。小松帝ハ光孝ニテ、ソノ御子ノ比ハ陽成帝ノ元慶年間ナルベシ。」貫之集に、延喜六年月次の御屏風に二月初午詣したる所といふ畫の題あり。清少納言の枕草子〔割註〕第八十二段うらやましきものゝ條。」に、二月うまの日の曉にいそぎしかど、坂のなからにてとみえ、永久四年百首にも、春部に稲荷詣といふ題あり。さては元慶の比より永久の比までは、二月に祭もありしにやと思ふに、中右記には寛治八年の條に、四月卯の日稲荷祭の事みえたり。寛治より永久までは二十年ばかりなれば、其比はゝやく稲荷詣と祭とはたしかに別事なりけり。」初午と歌に讀めるは、新撰六帖なかの春といふ題にて、光俊、

　二月やけふ初午のしるしとていなりの杉はもとつ葉もなし

とよめる始なる。寛元年中の事なりけり。かの兼良公の公事根源にかゝせ給へる事どもは、有りしむかしの古事をのせられたるにやとおもへど、中山大納言定親卿の薩戒別記に、永享九年にも十年にも、四月の祭の事みゆれば、兼良公の後にぞ四月の祭はたえにけん。兼良公と同じ時なればなり。」稲荷をイナリとよむ事、むかしはかならずイナニといへるを、ニとリとは横通にていなりとよび來にし也。神の御すがた稲荷なひ給へばなりけり。」稲荷の歌に杉をよめるは、験の杉とて社の傍にあるを、詣づる人その

枝を折採りてかへる也。そはその杉の久しくかれずあれば、いのりのしるしありとし、はやく枯るれば納受なしとさだむるならはし有りしなり。はじめて遊糸日記、康保三年九月道綱のはゝ稲荷詣の條にみえ、夫よりは更科日記、永久四年百首等にあり。〔割註〕九月に詣でたるは、よの中おしわたしての事にあらず。」此御社に詣づるを二月初午とさだむるは、神祇拾遺に此神顯形のとき、二月初午にあたれるよしみえたり。」稲荷山は山城國紀伊郡にあり。永久四年百首には稲荷坂とも歌によめり。」三つのともし火とよむは三社あればなり。

大鏡八、きさらぎの三日はつむまといへど、甲午最中日つねよりも世こぞりていなりまうでにのゝじりしかば、父のまうで侍りしともに、したひまかり、さては中せどをさなきほどに、さかのこはきをのぼり候ひしかばこうじて。

○もみぢ

此詞、本居春庭の詞のやちまたのさだめによりていはゞ、古くは四段の活にて、後に中二段の活に移れるならむとおもはるゝなり。其よしは萬葉十四〔割註〕略解にては、下卷(十四ウ)、加敝流氏能毛美都麻氏までといふ詞は、續く詞より受くるが定りなり。中二段下二段ならむにはる文字よりうくる也。萬葉は〔割註〕略解にては五十五オ。」加此曾毛美照、第四音のてよりるとつゞくは四段の活なり。中二段、下二段ならば、俗言の外は第四音よりる文字にはつゞかぬなり。此外に萬葉十黄變山〔割註〕略解下(十八オ)。」將黄變〔割註〕略解下(十九ウ)。」赤〔割註〕略解下(廿オ)。」黄變及〔割註〕略解下(卅六オ)。」これらいづれにもよまるべけれど、古讀今讀みなかくのごとし。萬葉八〔割註〕略解(三十オ)黄反木葉(キバムコノハ古本(刊本)モミツコノハ今讀)千蔭のもみづとよみたるは、かんのくだりの例にならへるならむ。又萬葉八〔割註〕略解(五十四オ)黄變蝦手(刊本古讀)、これをば千蔭も刊本古讀の儘にしたがへり。あだし處々の例にたがひてわろし。おのれは源稲彦

が萬葉梯に、モミヅカヘルデとよめるに從ふべく思ふなり。十四の卷の加敝流氐能毛美都麻氐と、同八の卷の毛美照とを證とすべし。十の卷なる黃變及は傍訓にて、眞字の假名ならねど、これも切るゝ詞よりまでといへば證とすべし。黃變山これももみづるといはず證にあらずや。モミヅル何々とよめるは、萬葉集の中にみえず。扨は後世になりて中二段の活となれるならむ。春庭の中二段の證に黃變蝦手をひかざるは、稻彥とおなじく黃變蝦手をモミヅカヘルデとよまむと思ひて、やちまたにはのせずや有りけん。問はまほしけれど、春庭いまはみみぢ葉の過にし人なればいかゞはせむ。此ごろ釋義門の山口栞をみれば、此詞は中二段の外に四段にも活くならんとて、その例證をかつ〴〵引出たり。義門しかいふからは、此四段に活くといふ說は義門にゆづるべきなれど、義門は中二段と四段と二かたにはたらくといふを、己れは古く四段の活にて、後に中二段にうつれるなりとおもへば、いさゝか義門とはこゝろかはれり。若しむかしも中二段にはたらきたりといはゞ、その例證有るべきに、みな四段の活のかたのみ也。しからばいつのころより中二段にうつれるならむといふに、古今六帖〔割註〕第六かへで。」に、讀人不知「わがかへるでのもみづまで、といふをのせたるは、四段の活なるに、かの萬葉八の卷なる黃變蝦手の歌を、もみづるかへてと後の格に直してのせたり。扨は此頃より中二段にもやゝ活かしたるものとみゆ。いはゆる萬葉の古讀は、萬葉梯によめる如くもみづかへるでといひしものとおもへば、上にいふごとく刊本の古讀には、おのれはしたがはず。語釋は縣居翁の萬葉考別記一〔黃葉〕にくはし。その說よしやあしや。〔割註〕萬葉十、春日山乎今黃物者とあるを、古くはモミダスモノハとよめり。後撰秋下に入りてもおなじ。元暦本には、にほはすものはとあるに千蔭はよれり。略解にもみぢといふも紅は揉出して染むるものなれ、もみ出しの約言なり。されば、もみだすものはと訓むべしと、翁はいはれたりとあり。縣居翁の說は、いづくにてもかはれることとなし。」

○國分寺

僧寺(金光明四天護國之寺)、尼寺(法華滅罪寺)

續日本紀卷十二(割註)聖武天皇天平九年。」三月丁丑。詔曰。每國令造釋迦佛像一軀。挾侍菩薩二軀。兼寫大般若經一部。」同卷十四(割註)天平十三年。」三月乙巳。詔曰。宜令天下諸國。各敬造七重塔一區。幷寫金光明最勝王經。妙法蓮華經。各十部。云々。僧寺必令有二十僧。其寺名爲金光明四天王護國之寺。一十尼。其寺名爲法華滅罪之寺。(割註)卜部兼夏所傳本。一十上。有尼寺尼三字。(楓山藏此本)、類聚三代格。一十上有尼寺二字名幷作名。」元亨釋書卷二十二(割註)聖武天平九年。」三月。詔。每州造丈六釋迦及菩薩像。幷寫大般若經一部六百卷。是國分寺之權輿也。」同(天平十年)、詔曰。去年天下諸州營寺宇。置像經。」同(天平十四年)、秋七月。納宮租于國分寺。」神皇正統卷三(聖武)、諸國に國分寺及び國分尼寺を立て。」濫觴抄上(尼寺等)、聖武十八年辛巳(天平十三)、始造國分尼寺。號法華滅罪寺。置十尼。即藤原太后宮爲寺。云々。同造四天王護國寺。別金光最勝法華經。各一部。令安之。又帝別令寫三部經。各一部給。」類聚三代格卷三(割註)國分寺事○孝按、此所載。與續日本紀合。今略。但文詳於紀。」日本史卷十六(割註)聖武天平十三年。」三月廿四日乙巳。詔天下。每國置金光明四天王護國之寺。法華滅罪之寺。

○にとをとおなじ意に通ふ例

古事記下卷(割註)高津宮(仁德)。」許登袁許曾須宜波良登伊波米、阿多良須賀志賣。」本居氏傳卅七(三右)にいはく、後世には爾と云言を古は袁とも云へる例猶あり。遠飛鳥宮(孝云、允恭也)、段、輕太子の御歌に、許登袁許曾多多美登伊波米とあり。契沖云、言にこそ疊よゆめといへ、實には我妻よと云て云々。同、阿布夜袁登賣袁。」本居氏傳卅八(十五左)をとめにと云べきを、をと云事、古此例おほし。書紀仁德卷歌にわれをとはすな、(割註)我に問はすな也。」萬葉十五(廿四丁)、いづらとわれをとはゞいかにいはん。同、朝倉宮(雄略)、本都延波、阿米袁淤弊理。」本居氏傳四十二(卅二ウ)、ほつえは秀枝にて上

枝なり。阿米云々は天を覆へりなり。〔割註〕大虚奎に、おほふばかりの、袖もがな云々。」萬葉集六、吾背子爾戀者苦暇有者拾而將去戀忘貝。」拾遺集雑戀に此歌をのせて、わがせこをとあり。〔割註〕萬葉二に、古爾戀流鳥鴨、略解古を戀る也。妹にこひといふも、妹を戀るをいふ例なり。」但馬禦、已止乎已曾、安須止毛以波米。」古今集雑體(短歌)、「春がすみよそにも人にあはれとおもへば。」契沖云、よそにも人をといふべきを、古歌にはかやうによめること多し。源氏明石(源)、をちこちもしらぬ雲ゐにながめわびかすめしやどの木末をぞとふ。」同、(入道)、ながむらんおなじ雲ゐをながむるはおもひもおなじおもひなるらん。」古今集離別、相坂にて人をわかれける時によめる。〔割註〕千秋云、をとにと同じ云々(遠鏡分注)。」同、人をわかれける時によめる。」同、おとは山のほとりにて人をわかるとて。」萬葉八、わがをかにさかりにさけるうめのはなのこれるゆきをまがへつるかも。〔割註〕千蔭云、雪にといふべき詞なり。」

孝云、此例いくらもあるべけれど、只二つ三つ書出したる也。卷二(第廿八)爾と遠とのてにをはといふ一條引合せてみるべし。萬葉集卷八、吾岳爾盛開有梅花遺有雪乎亂鶴鴨、とある略解に、今雪にといふべき詞なりとあり。此千蔭の解には、古言にをといふは、今はにといふにあたれるといへるやうにきこえていかゞ、卷六なるは、にといふを拾遺にをとあり、うらうへに用ひたり。此詞、彼と此と相通ふにこそ。〔割註〕本居氏の解のやうにいひて、有るべきなり。古事記傳にあり、よにひく。」されど千蔭もしらぬにはあらじ。いかにといふに、萬葉九、振山從直見渡京二曾寐不寐戀流遠不有爾とある略解(四十一オ)に、京にぞは京をぞの意なり。集中妹にこひといへるは、妹をこふるなり。此例外にもあり。〔割註〕たゞしこれは契沖、みやこにぞは都をぞと心得べしと代匠記にいへるによれるなり。」とみえ、上に引きたる萬葉卷六の略解にても、その意しられたり。又萬葉十五、伊豆良等和禮乎等波婆伊可爾伊波牟と有るに、千蔭の略解に後に我にといふべきを乎といへりとあり。」是も古今にて詞の

かはるやうにきこえてゐろし。源氏桐壺の卷にいふ、うへつぼねにたまはすのにもをとあらばよくきこゆべし。そのかみは是にてよくきこえし也。

○さときとの辨

さ　その様子を云　　き　直ちにその事をさす

キは現在にて、サはいさゝか過去なり。その様子をいはんには、その事その物十分に見さだめての上の事なれば、サは過去になるなり。〔割註〕不盡谷氏のあゆひ抄卷五、美隊何さ考ふべし。さは過去現在ともに用ゐるなり。きは現在なり。」

萬葉集七、木綿懸而齋此神社可超所念可毛戀之繁爾、〔割註〕古點モ、略解モ、同ジ。きさいづれにもいはるべし。」源氏夕顔、そゝめきさわぐもほどなきを。」〔割註〕さとはいはるまじ。」同、らうがはしきとなりの用意なさを。」〔割註〕きとはいはるまじ。」同、夜のあくる程のひさしきは、〔割註〕湖月本かくの如し、首書本サ。さのかたおだし。」同葵、大將の御こゝろばえもたのもしげなきを、かくをさなき御有さまのうしろめたさに、〔割註〕きのかたおだし。」ことづけて下りやしなましと、〔割註〕本居氏云、サはキの誤なるべしと玉小櫛にみえたり。」同、女のうらみなおひそとの給はするに、けしからぬ心のおふけなさを、〔割註〕さのかたおだし。きこしめしつけたらん時とおそろしければ。」同常夏、こゝろのまゝにあらば、世の人のそしりいはんことのかろ〳〵しさを、〔割註〕きとあるべし。」わがためはさるものにて、〔割註〕本居氏云、サはキの誤なるべし。」新勅撰集秋下、在明の月の光のさやけきは、○さ一本〔割註〕きのかたまされり。」やどす草葉の露や置きそふ。」唐衣ほせどたもとの露けき○さ一本はわが身の秋になればなりけり。」同冬、さびしきはいつもながめの物なれど雲のみねの雪のあけぼの、〔割註〕いづれにもいはるべけれど、さのかたまさされるべきか。」

孝云、すべて斯る詞、サとキとの分別たしかなるやうなれど、傳本に互に異同も有りて、いとまぎらはしきもあり。心すべし。吉野拾遺下(第廿三)、よの中のつゝましきにふと思ひ立て。堀百(七夕)、かせるころもの露けきに、(割註)舊刊本如レ此。塙本及慈抄、露けさに、金葉、枕もサとあり。」本居氏の言葉の玉緒七(古風部)に、てにをはの訓を誤れる歌とて、卷十五「もみぢ葉のちりなん山にやどりぬる君をまつらん人「之」かなしも、といふ歌をのせていへるやう、此結句の之ノ字、のと訓めるは誤也。のなれば下をかなしきとか、かなしさとか結ぶ格なり。これはかなしもと結びたれば、之ノ字しとよむべしといへり。(割註)人のかなしもとむすばむは誤也と、本居翁のいはれたるは心得ず。このところにてはとまれかくまれ、てにをはのうへの論にてはさまたげなし。」眞云、かなしきとよむこと庶幾しがたし。これは人しかなしもとよみて論なし。」孝おもふに、本居氏の說にかなしきとか、かなしさとかいふときは、キとサといづれにても、さまでのけぢめはなきなるべし。しからざれば、本居氏此歌をよみ試て、一かたにうたがふべきに、キとかサとか有るべき格とおほらかにいふべき事にあらず。さては本居氏も、此キとサとのけぢめはよくわかちかぬるにこそ。

○ぬぎかへて

夫木集夏(更衣、正治二年百首)

はるのきぬをなみだながらやぬぎかへてをしみけりとも人にしられむ　慈鎮

この歌、ぬぎかへての下に、詞を含て心得べし。此頃の歌に例有る事とみえて、此次にのせたる後京極の歌にもみえたり。一首の意、春のをしきまゝに袖になみだのかゝれるを、そのまゝにぬぎかへて、夏の衣とならば、そのぬぎかへてすてし衣を、人にみられて慈鎮も執着心は有りけり。出家に似つかはしからず。春の別れをかなしめるよとわらはれむと、かねてみづから心得てよめるなり。二ノ句のや文字、にと有りてもきこゆべけれど、人にしられむの句に打合せて、人がかくおもはんと疑ひたるいひなしな

り。此歌、拾玉集にみえず。群書類從卷百七十に正治二年百首といふものをのせたれど、此題此うたみえず。猶考ふべし。

同御集　更衣　　　　後京極攝政

棹姫にすれし衣をぬぎかへてこひしかるべきはるの袖かな

此歌、ぬぎかへてしらかさねをば、そのあとにてこひしかるべしとなり。上にのせたる慈鎭の歌にも、此三の句有りて、下に詞をふくめり。同時の人なり。相證すべし。此四ノ句古今物名、後拾遺雜一、金葉雜上、みな同意也。ぬぎかへばといひてもきこゆべけれど、さてはタラバと云ふ意のみなり。ぬぎかへてといへば、いかほども餘意をふくむべし。又此頃の口づきにも有るべきなり。

○むろのはやわせ〔割註〕附、むろのをしね、むろのたね、わさだのをしね、山田のをしね。」

六帖五(しめ)、

津の國のむろのはやわせ出すともしめをばはへよもるとしるがね

千載秋下(題しらず)、　　　　源兼昌

わがかどのおくてのひだにおどろきてむろのかり田に鳴ぞたつなる

榮花物語根合、　　　　少納言源兼房

さをとめの山田のしろにおりたちていそげやなへむろのはやわせ

堀河院百首(早苗)、　　　　肥後

田子のとる早苗をみればおひにけり諸手にいそげむろのはやわせ

拾遺愚草上(文治五年百首)、(早苗)、

たねまきしむろのはやわせおひにけりおりたつ田子の雨もしみゝよ

孝云、和名抄に早稻をワセ、晩稻をオクテとよめり。はやわせといふも、やがてわせの事也。わせの

中にていよ〳〵早しと云ふ名にはあらざるべし。〔割註〕堀河院百首、（苗代、）

わきも子が門出にうゝるはやわせの苗代水をいかでひかまし　基　俊

さて六帖に、津の國と有るは誤にてきの國なるべし、和名抄、紀伊國牟婁郡牟婁とみえ、玉葉集神祇にも、紀の國やむろの郡とつゞける歌もあり。この牟婁郡は、他所よりも早稻の多き所にて名だかくや有りけん。夫よりしていづれの所にても、はやわせといふべきを、その地名をかねよびて、むろのはやわせともいひ、又はわせの事をたゞちにむろとのみもいへるか、千載集なるむろのかり田はたゞわせのかり田なるべきか。但しむろのわせとのみいへるつゞけはいまだ見あたらず。〔割註、萬葉十四、下總國歌に、爾保杼里能可豆思加和世乎、ともあれば、むろのわせとも、いふべくおもふなり。〕

〔附〕むろのをしね、なろのたね、〔割註〕わさだのしね、山田のをしね。〕

堀河院百首、（苗代、）

秋かりしむろのをしねをおもひいでゝ春ぞたなゐに種をかしける　俊　頼

貞德の肝要抄に、顯昭の說を引ていはく、むろは早苗なり。おしねは晩稻なり。むろのおしねとつゞけんことといかゞ。若し紀伊國むろの郡のおしねをよめるか。肝要抄に又云く、わせの種をひたすなろへ、去年とりかへておしねをまきし故、當年あやまらじといふ事をいはんとて、おもひ出てとはよめるなり。〔割註〕孝云、此解いかゞあらむ。こゝは隱者などの體にて、時節におどろきて、秋かりおきしたねをおもひいでゝ、田の中にひたして、苗代にまかんと也。當年あやまらじなどいはんは、理窟にてわろし。〕

同、（同）、

そろひ生る野澤のあれ田打返しいそげるしろはむろの種かも　隆　源

肝要抄にいはく、そろひは燈心にひき、疊の面におる藺といふ草なり。ほそさもたけもおなじやうにそろひて生る故にそろひといへり。

孝云、をしねのをは發語也。しねは稻也。おしねとかきて晩稻と心得るはわろしとの考證、村田春海翁の假字拾要にくはし。顯昭の說にては、紀伊牟婁郡のむろとみて、わせの事にはせず。さればむろのおしねとつゞきてもよろしとの說也。されど牟婁郡の稻の他處よりもしはやからんには、此說用ひがたし。猶考ふべきなり。貞德の說にては、わせうゝべき所におくてをうゑたるよしなれどしたがひがたし。わさだのをしねと俊頼よめり。（堀百散木）、爲家もよめり。（新初秋下）、俊頼の歌をふまへてなるべし。さて山田のをしねおしこめてと俊頼のよめる、〔割註〕新古今に入る。」このおしこめてとつゞけたるをみれば、おの假字にておくてならんといはんも、むげにおとしめがたくや。されどわさだのをしねともよめれば、俊頼の意に晩稻とさだめたりともいひがたし。さればいよ〳〵春海翁の說にしたがひて、しばらくをの假字とさだむ。

○遣被レ遣〔割註〕玉霰云、遣ハ使ニヤル、被遣ハ使ニ行クナリ。」ツカハシハ遣レ人ヲウヘヨリ云、ツカハサレハ被レ遣ニテ行ク人ノ上ヨリ云フナリ。〔割註〕行ク人ニアラザレバ、ツカハサレトハ云フマジキ事ナリ。」ツカハシノ下ニ賜フト云フ崇詞ヲ添ルコト、四五百年ノ語也。ツカハシト云處ヲツカハサレト云フハ近代ノ語也。是等ノコト、古事記傳十三（十一オ）、四十三（六十七オ）、廿（卅五ウ）、廿六（廿八ウ）、廿一（六十ウ）、十四（十一ウ）、又玉霰（四十三ウ）、又藤井高尙ノ伊勢物語新釋卷五（廿四ウ）、消息文例下（六オ）、等ニ委クイヘリ。開キ觀ベシ。今タヾ其大旨ヲシルスナリ。遣ハ八衢四段ノ活ナリ。
ツカハスハ使ヲ延ベタルニテ、立ヲタヽスト同例ナリ。〔割註〕古事記傳卅四（六十二オ）、所遣トカキテマケトヨム。マカラセノ約メマケナレバナリ。令レ罷ナリ。遣シト同意ナリ。〔割註〕古事記傳廿三（八十五ウ）、
孝云、遣ト同意トアルハイカヾ。被レ遣ノ意ニテ臣下ニカヽル。主人ニハカヽラズ。被遣トアルベシ。

萬葉集五(好去好來歌)、唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢、〔割註〕略解、天平五年多治比眞人廣成遣唐使ニテ出立時、憶良ノヨミテオクレルナリ。」萬葉集三、長田王被レ遣ニ筑紫一渡ニ水島一之時歌、〔割註〕孝云、此ハシ書長田王ヲ主ニシテカケルナリ。縣官ヨリ詞ヲウケタルニアラズ。卷十六ノハシ書ニ、昔者有ニ壯士一。新成ニ婚禮一也。未レ經ニ幾時一。忽爲ニ驛使一被レ遣ニ遠境一。公事有レ限。トアル被遣ノ二字、傍訓ナケレドモ、コヽモ壯士ヲ主ニカキタルニテ、ツカハサルトヨムベキコト、卷三トオナジ。又同ジ十六卷ノ下文ニ(十六ウ)、葛城王遣ニ于陸奥國一之時。云々トアル、被ノ字ナケレバツカハストヨムベシ。縣官ヨリ云フナルベシ。」漢文ノ法ナラバ遣ノ字葛ノ上ニアルベキナリ。詞通路ニ自他六種ノ例ヲ載セテ、他に然せらるゝノ條ニツカハサル、ノ詞ヲ收メタリ。孝云、コレ本居氏古事記傳ニイヘル說ニ从ヘルナリ。」古今集序(左注)、かつらぎのおほきみをみちのおくへつかはしたりけるに、〔割註〕孝云、此左注は、縣官を主にしてかけるなり。葛城王より詞をたてたるにはあらず。」

平家物語二(一行阿闍梨)、彼一行阿闍梨ハ大犯ノ人ナレバトテ、暗穴道ヘゾ被レ遣ケル。〔割註〕孝云、コレハワロシ。盛衰記五(十一ウ)、遣ハシケルトアリ、ヨロシ。」同、(少將乞請)、何事モテ候ヤラン、今朝西八條亭ヨリ急度具シ奉レト候ト宣ヒ遣サレタリケレバ、少將此事心得テ、〔割註〕孝云、コレワロシ。盛衰記六(一オ)、被ニ申遣一トアリ。ヨロシ。本書ニハサレト云詞ヲ添テアレバ、ヤラレトハヨメズ。但コレハ余ガ藏本萬治二年ノ刊本ナリ。別本考フベシ。サレノオクリ假字ナキ時ハ、盛衰記ト同ジ。」同、(阿古屋松)、宣ヒ被レ遣タリケレバ、〔割註〕孝云、コレハワロシ。盛衰記七(七オ)被レ申ケレバトアリ。ヨロシ。」同、(卒都婆流)、是ヲ小松大臣ノ許ヘ遣サレタリケレバ、〔割註〕孝云、ワロシ。盛衰記七(廿一オ)、賜リ下サレタリケレバトアリ。賜ヒ下シタレバトアルベキコトナリ。キレバ盛衰記モワロシ。」同三、(醫師問答)、小松殿ヘ被宣遣ケルハ、〔割註〕盛衰記十一、被レ仰ケルハトアリ。本文モヤラレトヨメバヨロシ。別本考フベシ。」同(法印問答)、入道相國ノ許ヘ被レ遣被ニ仰下一ケルハ、〔割註〕ヤ

ラレトヨメバ誤ニアラズ。盛衰記十一、遣サルトアリ。ワロシ。「平家物語ニハ、コノ外ニモ多クアリ。當否ハコレニナゾラヘテシルベキナリ。古今哀傷（はし書）、めのおやの思ひにて山寺に侍りけるを、ある人のとぶらひつかはせりければ返事によめる。〔割註〕孝云、ツカハセリノセリノ約メ、シナリ。「源氏わか紫、山ざと人にも久しうおとづれ給はざりけるをおぼし出て、ふりはへつかはしたりければ。「榮花うら〳〵の別、ちからもとほうもつかはさんかたに。「落くぼ二〔割註〕秋成本二ノ上（十二ウ）。「格子上させよとて帶刀をつかはしつ。」鴨長明發心集五〔割註〕正算僧都母爲子志深事。「常ヨリモ細ヤカニテイサヽカナル物ヲ送ツカハサレケリ。〔割註〕本居氏ノイヘル、ツカハシト云ヲツカハサレト云ハ、近代ノ語ナリトイヘルハ、コノ書ナドモ共ニツナルベシ。上ニ引キタル源氏若紫ノ卷ノ詞ニテモ、ツカハシト云フベキコト、タシカニシラルヽニアラズヤ。」釋迦譜卷三、我於此時隨從太子。永無歸意。太子見遣。終不聽住。〔割註〕刊本ニカク國譯ヲ添ヘルハワロシ。太子ニ見遣トアルベキ處ナリ。コヽハ車匿ヲ太子ノ追ハラヒ給フ處ニテ、太子ヨリ詞ヲ立テ云處ナレバ、ツカハサレトハ云フマジキコトナリ。「續日本紀廿〔割註〕天平寶字二年。」德來五世孫惠日。小治田朝廷御世被遣大唐。學得醫術。〔割註〕是ハ惠日ヨリ詞ヲタツレバ是ニテ宜シ。「古事談二、兵官一人申云。雖被返遣輔道於有國者早可被召也。〔割註〕十訓抄下、可庶幾才能事（古本第五十六今本第五十七）、輔道一人はかへしつかはさるゝといへどもトアリ。此二書何レモ近代ノ語也。「圓光大師行狀卷四十五、狀をつかはしてたづねこゝろみ侍らんとて、ふみをかきてつかはされたりければ、〔割註〕孝云、こゝもつかはしたればトイハネバ古格ニアハヌナリ。」太平記劍卷、一條大宮ナル所ニ賴光聊有用事ケレバ、綱ヲ使者ニ遣サル。夜陰ニ及ビケレバ鬚切ヲ帶セ馬ニ乘テゾ遣シケル。〔割註〕孝云、遣サルハ、ツカハシトアルベシ。」

○中宮

續日本紀卷十〔割註〕聖武天平二年四月。」辛未。始置皇后宮職。「同三十六〔割註〕桓武天應元年五月。」乙

亥。始置中宮職。以參議宮內卿正四位上大伴宿禰伯麻呂爲兼中宮大夫。衞門督如故。從五位下大伴宿禰弟麻呂爲亮。左衞士佐如故。外從五位下伊勢朝臣水通爲大進。外從五位下上毛野公薩摩、外從五位下物部多藝宿禰國足並爲少進。」孝云、聖武紀始置皇后宮職。此又云始置中宮職異也。中宮、即皇后、同三十七、〔割註〕桓武延曆二年四月。「甲子。詔立正三位藤原夫人爲皇后。〔割註〕孝云、桓武之皇后也。同三十八〔割註〕桓武延曆三年十一月。「甲寅。先是皇后遭母氏憂。不從車駕。中宮復留在平城。云々。辛酉。中宮皇后。並自平城至。」孝云。說見下。同四十〔割註〕桓武延曆八年十二月。」庚寅。勅曰。云々。又勅。頃日中宮不豫。稍經旬日。云々。乙未皇太后崩。壬子葬於大枝山陵。皇太后。姓和氏。云々。天宗高紹天皇龍潛之日。聘而納焉。今上即位。尊爲皇太夫人。九年追上尊號曰皇太后。〔割註〕孝云。天宗高紹是光仁天皇也。」同〔割註〕九年三月閏。「丙子。皇后崩。〔割註〕桓武后也。「三代實錄卷二〔割註〕文德天安二年十一月。「廿五日。改先中宮職爲皇太后宮職。」孝云。稱帝母曰皇太后宮。其官曰職。故曰先中宮職。今改曰皇太后宮職。先云者猶言前也。「官位令。從四位中宮大夫從五位中宮亮從六位中宮大進〔上階〕中宮少進。」職員令。中宮職。〔割註〕義解、謂皇后宮。其太皇太后。皇太后宮亦自中宮也。」職原抄。中宮職。中宮者即皇后也。本朝並置二宮。太無其謂。光仁御宇被置此職以來。代々並置。仍今號四宮也。四宮ノ中。中宮皇后之司。尤擇其人。太皇皇太后等宮司。强不清撰。〔割註〕辨疑云。中宮皇后幷置。始于一條。終于近衞。」

孝云。非光仁之時。桓武時也。乃上文所引天應元年夏五月始置中宮職是也。天應元年四月。光仁讓位。何得言光仁御宇。一條帝始並置皇后中宮。何得言光仁以來代々。聖武之時既置皇后宮職。乃中宮職也。續紀天應元年書。始置中宮職者誤也。職原抄。襲蹈其誤耳。按、桓武帝指親母皇太夫人曰中宮。〔割註〕續紀卅八及四十。「是一時之稱謂也。文德實錄仁壽二年正月庚午。帝朝中宮於冷泉院。齊衡元年正月癸丑。帝觀於中宮。並謂文德帝朝母藤原順子也。則亦從桓武時稱謂也。」

嘉祥三年順子爲二皇太夫人一。又文德紀。齊衡三年。高子今中宮也。亦陽成帝尊レ母爲二皇太夫人一。稱二中宮一。故云爾。抑中宮之稱泛就二居處一而立レ目。故用二之於皇太夫人一。亦可也。皇后之稱。是就二正身一而立レ目。決不レ可レ移二此名於他一也。桓武一時之稱謂。不レ至二於濫一レ名。後世一條帝逼二於臣下權柄一。並置二兩后一。一稱二皇后一。一稱二中宮一。然詳文。皇后尊二於中宮一。亦不レ亂レ名。但檢二西土之書一。中宮即皇后。如レ無二尊卑一。唐人多稱二皇后一爲二中宮一。固當時之風俗。非レ有二別意一也。本邦則有二差別一。然不レ乖二於名義一。職原抄云。無二其謂一者反非也。若然桓武一時尊二母氏一曰二中宮一。亦無レ謂乎。如レ斯之事。出二於天子持意一。固無レ害二於名實一。」一(割註)岩垣氏國史略三(後一條)位號之尊方在二皇宮一。而寵幸之渥。多歸二中宮一。故上東門院爲二中宮一。定子更號二皇后一。」

(附)、周禮內宰。以二陰禮一敎二六宮一。(割註)鄭玄注。不三敢斥二言之一。謂二之六宮一。若今稱二皇后一爲二中宮一矣。」漢書哀帝紀。立二皇后傅氏一。詔曰。春秋。母以レ子貴。尊定陶太后曰二恭皇太后一。丁姬曰二恭皇后一。各置二左右詹事一。食邑如二長信中宮一。(割註)應劭曰。成帝母王太后居二長信宮一。李奇曰。傅姬如二長信丁姬一如二中宮一也。師古曰。中宮、皇后之宮。」一孝云。哀帝定陶恭王子。母曰二丁姬一。哀帝今立二皇宮一。遂尊二祖母與一レ母也。定陶太后者。乃李奇所レ謂傅姬。乃傅昭儀元帝昭儀生二定陶恭王一。(割註)李奇指傅昭儀一曰二傅姬一。未レ知二何據一。檢二外戚傳一不レ曰二傅姬一。」是也。

後漢書鄧禹傳。元興元年。和帝以二訓皇后之父一。使下謁者持レ節。至中訓墓上。賜レ策追封。謚曰二平壽敬侯一。中宮自臨百官大會。」同光武十王傳(東平王蒼)。陛下至德廣施。慈二愛骨肉一。既賜二奉朝請一。咫二尺天儀一而親屈二至尊一。降レ禮下レ臣。每レ賜二讌見一。輒興席改容。中宮親拜。事過二典故一。(割註)通鑑卷四十六漢紀卅八章帝建初七年。」引二此文一中宮作二皇后一。

○數奇

下學集(言辭門)、數奇(辟愛之義也)、節用集、數奇(花ー、茶ー)、同(慶長二年)、數奇(ー通ー多ー杯)、

同（慶長十六年）、數寄（一通一杯一多）、同（正保三年）、數寄一通一杯一多）」、〔割註〕以下寄ヲ寄トカケリ。」同（慶安四年）、數寄（一通一杯一多）、同（萬治二年）、數寄（一通一杯一多）、同（寛文十年）、數寄（一通一杯一多）、同（元祿四年）、數寄（一通一杯一多）、同（寛保二年）、數寄（一獻一杯）」、考云、下學集より慶長十六年の節用集迄は、寄偶の寄の字をかき、正保三年の節用集より今日までは、寄附の寄の字をかく。いかなることにか。〔割註〕寄偶の寄にては、よろしからぬ字とおもふなるべし。」御當家の御數寄屋、御數寄御門など考ふべし。〔割註〕御老若衆の若も、弱の本義本字にては、いかゞとおもはれて、杜若の若をかくにや。」

抑々すきといふ詞は、數奇の字音にあらぬことといふもさらなり。史記李廣傳（漢書にも）に、數奇の字面あれど、こゝによしあることにあらず。只すきといふ詞を數奇とかけるまでの假字なり。字義をとるにあらず。すきといふは物に執着する事、其事にかたよることにて、好色の事のみにあらず。歌にも、繪にも、佛事にも、何にもいへば、茶の道にかぎらぬこともおしてしるべし。物語文などに好色の事におほく用ふるは、人々の好みさま〳〵あるが中に、好色はおしわたしてあるものなれば、おのづから所々に多くみゆるなり。枕草子にみかどの女御に、古今集の歌試給ふ所、又大臣の誦經せさせ給ふ所に、すき〳〵しとあるは、歌と佛事となり。源氏物語の繪合の卷に、すき〳〵しといふは繪なり。同じ物語の松風の卷なるは、風流の事にいふにて好色のことにあらず。鴨長明が發心集六の卷なる永秀法師のすきは、横笛のことなり。又ひとつ源氏の物語わかむらさきの卷に、かれたる聲のいといたうすきひがめるもあはれにとあるは、世の人には物遠くかたくなにかたよりて、打ひがめるを、すきひがめるとは云ふ也けり。老人の齒落て聲のすくと云ふ說はとるにたらず。和訓栞（すきごと）に濱成筆記を引て、數奇人とは秀人とみゆと云ふ。考、未だ濱成筆記といふものをしらず。藏書家にたづぬべし。〔割註〕齋藤彥麿が傍廂後編上、すきもの好色よりおこりて、末はすき〳〵し、すきがましなど俗言にいふ物ずきなる云々

とあり。これは此詞の本末たがへり。」

松永貞徳が戴恩記下に、〔割註〕續群書類從九百五十八雜部ニ入。」むかしはすきといへば、歌の事に人のこゝろえ侍り、忠盛すいたりければ、かの女房もすいたりと平家にもうたへり。〔割註〕平家物語卷一、鱸。」好事といふも歌人の事なり。しかるを今茶の湯をおし出してすきと云ふは、歌道の世にすたれたるなり。〔割註〕此一條、おのれいまだ原文をみず、山岡氏の名物考による。」

附錄　いさゝか漢學のあるものゝおのれにいふやう。李廣傳なるは數の字入聲にて所角反と、師古の注にあり。されば此すきは、此字面にあらじといへり。おのれ答へて、本邦のすきの詞と、李廣故事とは關係せぬことは更なり。されど李廣傳なるをサクの音とおもふは誤なり。史記李將軍傳の索隱に、師古注を引て所具反とあり。〔割註〕諸本異同なし。」今本の漢書注は誤字なり。宋景文公筆記〔割註〕說郛十六、收ニ此書ー。」云。漢書李廣傳。數奇。注所角反。故學者皆曰ニ數(音朔)奇ー。孫宣公奭當世大儒。亦從曰レ數。(音朔)後予得ニ江南本ー。乃所具反。由レ是復觀ニ顏注ー。乃顏改レ朔從ニ所具反ー云。世人不ニ知覺ー。」とみえたりといへれば、その人げにといへり。〔割註〕孫奕示兒編卷十二、數奇にも宋景文の筆記をのせたり。又蔡條西清詩話を引ていはく。嘗謂王摩詰詩。衞靑不レ敗由ニ天幸ー。李廣無レ功緣ニ數奇ー。不レ敗由ニ天幸ー。乃霍去病。非ニ衞靑ー也。至ニ于數奇ー。獨不ニ以爲ニ誤對ー。則蔡條亦知下王維讀ニ數字ー從ニ去聲ー之爲ヒ當也といへり。史記の注に、所具反と有るはよけれど、その說なし。漢書注には、孟康曰、奇隻不耦也と、上にのせ、下に師古注に孟說是矣と有るは、その說しられてよけれど、傳本師古の音所具切を誤りて、所角反と有りこれわろし。史記注なからましかば、具眼の人にあらざれば、音をあやまるべきなり。文選卷二十二、徐敬業詩、寄言封侯者數奇可レ歎と有り。此數の字注所具切とあり。六家大にあり。李善注には、所具反とあり。是も證とすべし。」

難波江五卷の下

○本朝續文粹撰者

本朝續文粹十四卷、季綱撰と本朝書籍目錄にみえたり、東見記に今は十三卷つたはるよしいへり。此比はじめて此書をみるに〔江戶丸山本妙寺藏書〕凡て十三卷にして、序跋もなく、撰者の姓氏もなし。寫本なり。一わたりくりかへしみるに、古きは寛仁〔後一條〕新しきは保延〔崇德〕の年號みえて百七十年ばかりの詩文をのせたり、十一の卷に陰車讃と云ふ一篇あり、戲笑の文也。はじめに戲名をのせ、末に嘉保元年藤原季綱と題したり。嘉保より保延までは四十年あまりなり。此讃かける季綱やがて此書の撰者ならむか。本朝書籍目錄に藤原といはざれば、たま〳〵別人にて同名なるもしるべからず。尾崎雅嘉の群書一覽には藤原季綱とたしかにしるしたれど、確證あるにや。又文粹と名をおほするに、おのが文章はのすまじくおもはれ〔割註〕朝野群載は、三善爲康の撰にして、みづからの文をものせたればあやしむべき事はなきに似たれど、文粹とは、名文の事なれば、いさゝかこゝろばえかはれり〕正編に明衡の文なきにてもしるべきなり。されどおのれ思ひよれるは、季綱の文たゞこの陰車讃のみにして、終編他の文みえず。狂文なれば、文粹の中に戲れに此一篇をのせたるにはあらぬか。うべうべしき文どもにまがふべくもあらねばなるべし。さては藤原季綱と撰者を定むべき也。又これによりて考ふるに、正編に鐵槌傳といふ狂文ありて作者の名なし。〔割註〕此文を活板にはのせたれど、整板に删去したり〕もしは明衡の戲作にて、ことさらに名をかくしまじへのせたるにはあらじや。しからむには正續同じ伎倆にこそ、たゞ正編には明衡の名をのせず。續編には戲名の外に實名をいへるが異なる也、此季綱は、

醍醐天皇の御代に撰まれたる續後拾遺集冬部に、藤原季綱「なつみ川さゆる嵐も更くる夜に山陰よりや先氷るらん」と有る人なるべし後光嚴院の御代に撰まれたる新拾遺集春部に、藤原季綱「ちりぬればくやしき物を大井川岸の山吹けふさかり也」とみえたるは、秀經の誤にて別人也。いかにと云ふに此大井川の歌は、古く大和物語〔師說百二段〕にのせて秀經朝臣とあり。季綱秀經、文字ちかくてまがひたるなりけり。然れども、世に小世繼物語といへる物語〔第廿條〕に、大和物語とおなじさまに此歌をのせてすゑつなとあれば、新拾遺集をむげにおとしめがたくやと一たびはかたぶかるゝに、こは早くあやまれる小世繼を本文にして新拾遺集に入れたるにこそ。〔割註〕もし小世繼は新拾遺より後の物ならば、新拾遺集の誤を、小世繼うけたりとすべきなり。そも〳〵小世繼のたのみがたきは、大和物語に此小將の病にわづらひたる一段〔第百三段〕を、小世繼にも新古今集哀傷にものせて、新古今集には藤原季繩とあり。是にてもすゑつなを誤とさだむべし。又宇治拾遺十二の卷に、そのわづらひたる一段をのせて季直とあり。是はなはといふべきをなほと誤り、はて〳〵は直と文字にさへかける也。又此續文粹のおのがみたる本に、年號の文字あやまれる、心の付きたる限をこゝにしるす。

第二の卷ニ永曆四年トアルハ承曆ノ誤也。第四の卷ニ文治元年トアルハ大治ノ誤ナリ。第五の卷ニ永和トアルハ康和ノ誤ナリ。永曆ハ四年ナシ。文治ハ敦光ノ文ニアレバ誤ナルコトシルベシ、且又其次篇ニ同ジツヾキノ文アリテ大治トアリ。永和ハ敦基ノ文ニアレバ誤ナルコトシルベシ。

この年號をこま〴〵とかくいふことは、此年號によりて季綱の撰とさだめかぬる事もいでくればさしおきがたくて〔割註〕但尊卑分脈に季綱といふ名、これかれ有り、時代とみに定めかぬるもあり、其中に卷七、冬嗣公の長男長良の末にみゆる季綱には、陽明門院判官代とあり。この陽明門院は嘉保元年にかくれ給へば、時代も似つかはし。作者部類に季綱みえず、近來分韻作者部類には、藤原季綱五位とあり何によれるにか考ふべし。」

今本の續文粹の首卷に、全編中の詩文の作者をのせて、藤季綱は實範の子、從四位下にて越前守とみえたり。さては尊卑分脈卷八、武智麿四男巨勢麿の裔に、實範の子に季綱、參河越前備前等守、從四位上とあるこれなるべし。

此一條を友人前田夏蔭にみせたれば、實範の子の季綱ならむの考をしるしておこせたり、補遺に載せおく。

此書人間におほくも流布せねば、總目をこゝにしるす。

本朝續文粹卷一　賦詩
卷二　詔　勅答　位記　勘文
卷三　策
卷四　表上〔割註〕賀瑞　辭關白攝政　辭太政大臣　辭准后
卷五　表下〔割註〕辭大臣　辭隨身　狀〔割註〕辭封戶　辭大將　辭檢非違使別當　僧綱辭狀
卷六　奏狀〔割註〕申京官　申受領　申加階　申學問料
卷七　書狀〔割註〕施入狀
卷八　序上〔割註〕譜序　詩序　天象　帝道　人倫　人事　講書　地儀　居處　聖廟　法會〔孝云、上字宜レ移ニ于詩序下一〕
卷九　詩序中〔孝云、此宜レ有ニ子目一〕
卷十　詩序下草　和歌
卷十一　詞　讃　論　銘　記　牒　都狀　定文
卷十二　祭文　咒願　表白　願文上　修善
卷十三　願文下　追善　諷誦文

續文粹にのせたる詩文の作者の姓氏ども、卷首にあり。後人の添加にもあるべし。今こゝに抄出。

藤敦宗　實綱姪、實政子、叙二正四位下一、任二大學頭一天永二年卒、年七十一

橘國成　永承六年、任二式部大輔一。

藤前都督

藤義忠　贈三品

源頼義　頼信子、爲二鎭守府將軍一、相摸陸奥出羽伊豫守永保二年卒、年八十六。

藤明衡　敦信子、武家、叙正四位下、任文章博士、兼大學頭爲二出雲守一、著二本朝文粹一。

藤基敦　明衡子、叙二正四位下一、爲二文章博士一、任二式部大輔一、嘉承元年六十一。

藤敦光　敦基弟、叙二正四位下一、任二式部大輔一、爲二文章博士一、天承二年卒、年八十三。

菅清房　定義子、叙二從四位下一爲二相摸守一。

菅是綱　清房弟

菅在良　是綱弟、歿後、從二祀北野廟一。

菅宣忠　是綱子

花園赤〇恒卷三、策亦トアリ。

平定親　高操弟孫、後朱雀院侍讀、叙二從四位一、任二式部大輔一、江匡房師レ之、康平八年卒。

江佐國　朝綱曾孫、叙二從五位上一、爲二掃部頭一。

江匡房　匡衡曾孫、自作二暮年記一。所謂幼穎悟壯而馳二才名一、爲二太宰帥一、兼二大藏卿一、故稱二江都督一、又曰二江帥一、又曰二江大府卿一、叙二正二位一、任二權中納言一、天永二年卒、年七十一。

江隆兼　匡房子、叙二從四位下一、爲二式部大輔一。

江匡輔　匡房孫

江匡時

藤實範　能通子、南家儒、叙二從四位下一、爲二文章博士一。

藤季綱　實範子、叙二從四位下一、爲二越前守一。〔割註〕〇孝云、卷十一陰車讃、嘉保元年十二月越後守藤原季綱トアリ。

藤友實　季綱子、叙二從五位下一、爲二勘解由次官一、承德元年卒。

藤廣綱　正家子、叙二從五位下一、爲二勘解由次官一。

藤資光　有信庶子、叙二正五位下一、爲二大學頭一。

以上一わたりみるに、猶八九人たらはぬやうにみゆれば、本書をくりかへして九人を得たり。ここにかきつく。

藤原忠貞〔割註〕卷二、位記、萬壽二年八月廿九日。

家經朝臣〔割註〕卷五、僧綱辭狀、永承三年八月十四日。

正家朝臣〔割註〕同上、延久二年三月二日、孝云、末有二藤原朝臣正家者一、與レ此同人乎、可レ考。

菅定義〔割註〕同上、康平三年八月

實綱朝臣〔割註〕卷四、表、康平五年美作守同七年七月八日。

紀朝臣貫成〔割註〕卷三、策、從四位下、和歌博士。

藤原朝臣正家〔割註〕同、文章得業生、正六位上行近江大掾、孝云、上有二正家朝臣者一別人乎、可レ攷

爲政〔割註〕卷四、寛仁三年文章博士。

廣業〔割註〕同、寛仁二年式部大輔。

以上九人也。猶もれたるもあるべきか、再讀をまつ。

〇鐵槌傳

本朝文粹卷十二鐵槌傳　羅泰〔割註〕前鴈門大守　或說博文作云々。此傳付レ心而可レ被レ讀者也。」
予鴈門散吏蝸舍閑居、寓二目縑緗一、遊二心文籍一、鐵處士有レ名無レ傳。處士採二藥嵩高一。〔割註〕嵩高山多仙靈神草也」潜二身袴下一　老病痿躄　不レ好二出仕一。是以前史闕而不レ錄。夫以生二育我一者父母。導二引我一者鐵槌。陰陽之要路。血脈之通門也。吁嗟。吾生之所二因出一也。予綴二集見聞一。粗叙二行事一。非レ備二自記一。以資二盧胡一云。
鐵槌者、簡笠袴下毛中人也。〔榊原氏云簡下宜據二猿樂記作上レ蘭〕一名磨裸。其先出レ自二鐵脛一。身長七寸。大口尖頭〔割註〕相經云、有二狼口鯖頭也。」頸下有二附贅一。少時隱二處袴下一。公主頻召不レ起。漸及二長大一。出仕二朱門一。甚被二寵幸一。頭之擢爲二開國公一。〔割註〕國當二作二黑一字也」性甚敏給。能案二賦樞一。風夜吟翫。切磨無レ倦。琴絃麥齒之□無レ不二究通一。〔榊原氏云麥宜下據二黃素妙論衛生秘要方一作上レ菱〕琴絃麥齒、賦樞篇名」爲レ人勇悍。能破二權貴之朱門一。天下號曰二破勢一。少時名二卑微一。同郡人兩公友善レ之。朝夕相隨。　不二敢離貳一。召爲二門下掾一。身居二脂膏之地一。潤澤居多、　雖レ有二外交一。而不レ俱二內利一。故號二不俱利一。一名下重、常嬰二沈痾一。能豫知二風雨之氣候一。時人謂レ之爲二巢處公一。鐵槌子汲水、汲水子哀沒。　哀沒子走破勢。走破勢嗣襄。　鹿猪代立。淫溺益盛。然猶二偶人一也。
論曰、鐵處士者、袴下毛中之英毫也。　動無二常度一。□□矩步。觀二夫一剛一柔一、體二陰陽之氣候一。或出。或處。類二君子之云爲一。況復治二淫水一而有レ功。掬二熱湯一而無レ傷。屬二大階之叔平一。吐二元氣之精液一。當二此之時一。偃二側房內一之術。無レ不二窮施一。人倫大道之方。於レ斯備矣。蓋六籍闕而不レ談。先聖得而靡レ言。若余者□分未レ得二一端一。故略舉二其梗槩一云。
論曰、鐵子木强[illegible]剛。老而不レ死。屈而更長。已施二陰德一誠號二摩良一。精兵曉發。突騎夜忙。襲二長公主、破二少年娘一紫殿長閑、朱門自康、腐鼠搖動、鴻鴈翱翔、非レ骨非レ肉。親二彼閨房一。　鐵槌妻者、同郡朱氏女也。好爲二啼粧一。閨門之內、　軌儀不レ脩。□□天下常事產業、初就二彭祖一學龍飛虎步□□切磨未レ畢、殆過レ所レ教、容色漸衰。是居二袴下一□□鐵槌結二同穴之義一。吁夫婦之愛。天然之至。□□每レ見二鐵槌之老容一。未三流涕而不二悲思一後

朱門落魄、著二一端之犢鼻一。年及二五十一。杜レ門不レ處二人事一云。

論曰。朱門不レ扃、白日闌入。日火陰也。非二一夫之猩一。月水陽也。能陷二萬人之敵一。於戲是有高峙。望夫之口難レ禁。琴絃急張。防淫之操不レ脩。况亦一淺深取二法於龍飛一。或仰。或臥、施二術於蟬附一。至二于徒犢鼻夜濕鳳頭氣衝一。此是淫奔誰稱二矩步一。

右一傳三論。在二卷十二一暗渤海國中台省牒上一。道場法師傳下。正保年間再刊本刪二去之一。蓋以二其猥褻之故一也。然寛永年間羅山所レ序之活板、既存錄焉。後輩何捨棄。近日活版罕レ見。故今特抄出。

○陰車讚

本朝續文粹卷十一讚　陰車讚　嬌水掾尉高鴻撰〔孝云、姓氏錄廿四、有二鴈高宿禰一。和名抄羽族部、鴻鴈大曰レ鴻。小曰レ鴈。和名加利〕世有二陰車一。傳レ自二宗朝一。〔孝云、宗當レ作レ米。論語雍也篇、宋朝之美〕其莖鍊二銅鐵之精一。其貌刻二鹿車之用一。唯無輗軏之相奥一。〔孝云、輗軏、見二論語。〕猶有二輪軸之克諧一。夕入二來門一。〔孝云、來恐レ朱〕有二禮遇一而守二軌躅一。曉渡二泉水一。依二嬌供一而漸憔僾。物之有用。感以爲レ讚。其詞曰。

有車磨已輾。愛翫不レ輟レ嬌。轉蓬名相類〔孝云、續輿服志、上古聖人見轉蓬、始知爲輪〕如木有自任、故載二痿躄贇一忽表二剛强心一、韙階先通レ事、衡陳既志禁〔衡恐衝、志宜レ作レ忘〕〔孝云、文選卷三、張衡東京賦皇輿凤駕藿於東階、薛綜注藿之言却也、謂却於東階下、天子未レ乘之時也。李善注、轂音柴。〕爲吏轝螢視〔孝云、疊不レ成レ字恐褻、鄭風有二褰裳篇一。〕入魔推轂吟、指南何要路〔孝云、指當レ作レ指〕只在二陽與一陰。

嘉保元年十二月日越後守藤原季綱作

○智仁勇三幅對

天智天皇を智となし、あさか山の歌をかき、仁德天皇を仁となし、たかきやの歌をかき、武將實朝を勇となし、なすのしの原の歌をかけり。此歌どもの出處、いかにととふに答へて。

天智　此帝の御名葛城と申すよし、紹運錄にみえ、萬葉集十六の卷なる淺香山の歌の左注に葛城王云々と

あるを取合せて附會したるものなり。又主客をもたがへてつたへたる也。いかにといふに、萬葉の左注なる葛城は、天智の御事にあらぬを天智となし、釆女が葛城王に奉りしを葛城王の歌となしたるなり。智にあてたるは天智天皇と申御名に智の字あればなるべし。萬葉集十六、安積香山影副所見、山井之淺心乎、吾念莫國」右歌傳云。葛城王遣二于陸奥國一之時。國司祗承緩怠異甚。於レ時王意不レ悦。怒色レ顯面。雖レ設二飲饌一。不レ肯二宴樂一。於レ是有二前釆女風流娘子一。左手捧レ觴。右手持レ水。擊二王膝一而詠二其歌一。爾乃王意解脫。樂飲終レ日。

孝云、葛城王といふは、たれをさし奉るかしれがたし。千蔭の略解には、天武紀八年四位葛城王卒とあるこれならんと、縣居翁のいはれたるにしたがへり。

附　謠曲難波に、そも／＼難波津の歌は、帝の御始、又あさか山の言の葉は、うねめのかはらけ取りてなりとあり。是は葛城王を天智天皇とおもへるにや、何のゆゑにあさか山のうたを此謠曲にいふか疑はし。

古今集序、大和物語、古今著聞集卷五和歌、十訓抄〔可撰朋友事〕古本今昔物語卷三十〔大納言娘被取内舍人語〕これらにあさか山のうたの事あり。ひらきみるべし。

仁德　延喜帝の御とき、時平のおとゞのよめる歌を、此帝の御製と新古今集にあやまりてのせたるよりのことなるべし。仁とあてたるは仁德天皇と申御名に仁の字あればなり。日本紀竟宴歌〔延喜六年〕得二大鷦鷯天皇一。〔左大臣從二位兼行左近衞大將〕藤原朝臣時平、多賀度能兒、乃保利天美禮波安女能之多、與母爾計布理弖、伊萬蘇渡美奴留。」新古今集賀部、みつぎ物ゆるされて國とめるを御覽じて、仁德天皇御歌、たかきやにのぼりてみればけぶりたつ民のかまどはにぎはひにけり」顯昭古今集序注〔跋云壽永二年〕水鏡上〔仁德天皇〕源平盛衰記卷四〔賴政歌事〕

孝云、仁德天皇と申すは、大鷦鷯天皇の御諡號也、日本紀竟宴の時に時平のよめるを新古今に御製と

あやまり、水鏡はそのあやまりをうけたり。盛衰記には古歌とのみいへり。東野古今序の注に、仁德天皇の御歌としたるがはじめのあやまりなるべけけど、勅撰なれば新古今を引出してかくはいふなり。實朝　此君征夷大將軍なれば勇となしたるまでなり。歌は家集にもみえてよき歌なり。金槐集冬、霰、もの丶ふの矢なみつくろふこての上にあられたばしるなすのしの原」

孝云、此金槐集と云ふは、鎌倉右大臣實朝の集也。單行の刊本あり。塙氏の群書類從にも入れたり。そもそも、此集を金槐と稱し奉るよしは、職原抄に三槐者、周世外朝植二三槐一。三公面二列其下一。槐言懐也。懐二遠人一之義也とありて、その事は周禮秋官朝士の條に、面三槐二三公位焉といふによれるなり。蔡邕の獨斷に、三槐三公之位也といへるも、周禮によれるなり、實朝公は三公にのぼられし御方なればかく御集を名づけしなり。金は褒美の詞にて、故事はたゞ槐の字にのみあり。中院通村公、おなじく通茂公、おなじく通躬公、此公だちの御集をあつめて三槐集といふ。いづれも三公にのぼられたるよりの事なるべし。又或人のいふやう、金槐は鎌倉の鎌を省く、金とかけるにはあらじやといふ。是も捨てがたし。

此一條は、今の奈良奉行の根岸肥前守が、すぎしとし問へるに答へたる案なり。

○傳通院殿

逸史卷十「慶長七年八月廿九日」水野氏卒「年七十五、六君出母」葬二于礫川一。諡二傳通一。詔贈二一位一。

孝云、嘉永四年ハ二百五十年ニ當ラセ給フ。無量山傳通院ヨリ御贈位ノコトヲ申タリ、寺社奉行ニテ今日マデハイカナル御取扱ヲ致シタルゾト問ニ、無位ニテイマシタマヘド、神祖の御實母ナレバ、御代々ノ御裏方同様ニイツキカシヅク、コレヲ答トゾ。

頼氏ノ日本外史ニハ、八月生。母水野氏。卒爲建二傳通院一トノミアリ。中井氏何ニヨレルカト攷フルニ、木村氏「名高敦、字世美、稱彌十郎」ノ武德編年集成卷四十九、慶長七壬寅年八月廿九日神君ノ

御母公御大方殿逝去。春秋七十五歲。是ハ水野右衛門大夫忠政ノ息女也。武江小石川無量山壽經寺ニ葬リ、一位ヲ贈ラル。傳通院殿一品大夫人光岳容譽智香大姉ト謚ス。且壽經寺ヲ改メ傳通院ト號ス。葬供料三百石ヲ寄附セラルトアリ。此書ハ人間ニ流布多ケレバ、是ニ據ルナランカ。嘉永三年庚戌ノ年従一位ヲ贈ラル、位記宣命天朝ヨリ到來シタレバ、武德編年集成ニ一位トアルハアヤマリナルコト顯然タリ。

附　傳通院記錄ニ、慶長七年八月廿九日於二伏見一御逝去。同九月御尊骸江戸へ御下向。於二大塚一御火葬。〔御火葬地、建二二寺一。一曰香岳寺、一曰智光寺、今當山末寺〕御七回忌マデ、當山ノ舊地吉水〔今號二宗慶寺一。在二極樂水一。當山末寺〕ニ於テ御法要有レ之。慶長十四年本多上野介、土井大炊頭、成瀬隼人正ニ上意有レ之。當山地所見分被二仰付一。同十八年ノ頃マデニ御造營ナル、同十九年御十三回忌於二當山一御執行トアルヨシ、嘉永三年庚戌十一月、傳通院幹事智曇オノレニ書付ケテミセラル。又同年傳通院ノ學頭寮ニテ〔學頭コノトキハ隆眞ト云フ僧也〕此山ノ舊記ナリトテミセラレタルニハ、伏見ニテ御逝去ノ後洛東智恩院ニテイカメシキ御葬送アリタルヨシアリ。其坐ニ二老行誡和尚モ居ラレタルガ、行誡ノ云フニハ智恩院ニテ德泰院ト御戒名ヲ奉リテ、今ニ智恩院ニテハ傳通院トハイハズ。德泰院ト稱スル由イハレタリ。孝按ズルニ、是ハ武江ヘ下ラセ給フ迄ノ假ノ御法號ニコソ。疑ハシキハ智恩院ニテイカメシキ御作法アランニハ日頃モ經ベキニ、中川氏ノ柳營略譜ニ、九月十三日江戸御着棺トアル。アヤシムベキコトニアラズヤ。又御用部屋ニアル御年曆ニハ八月二十九日於二江府一逝去トアリ。柳營略譜ニハ、於二伏見城一逝去。同晦日御發棺〔水野日向守勝成、松平隱岐守定勝、以レ爲二御一門一、旅中供奉〕九月十三日江戸御着棺。同十六日御二入傳通院一〔小石川〕同十八日御道葬。〔伏見城ニ逝去ノ事、京御見物トテ、御上京ノ所御病氣ニテ、被レ爲レ入二伏見城一、逝去也〕トミエタリ。孝云、中川氏ハ晦日云々トイヘド、御年譜ニハ八月小トアリ。佐久間氏〔享保年間自序アリ〕ノ東遷基業卷廿一ニモ、八月廿九日神君ヲ所レ生ノ水野氏ノ女卒シ給

フ。江戸小石川ノ上ニ葬リ奉レリ。今ノ傳通院是也トアルノミニテ、晦日ノアリナシシラレズ。柳營婦女傳「作者未詳」ヲミルニ、是ニテモシレズ。慶長日記ニハ八月ト題シテ大小ヲイハズ。晦字ナルベシ前後ノ月ニ大小ヲ記セバナリ。「別本可レ考。予唯朽木氏ノ本ヲミルノミナリ」廿八日ニ大御所ノ御母公傳通院殿薨御。御年七十五トアリ。廿八日ト記シタルハ誤ナルベシ。他書廿九日トアレバナリ。大御所ト云フハ追書ノ詞ナリ。コノトキ大御所ニハアラズ。

○古筆鑒定平澤氏略譜

初代 了佐 平澤氏 大閤秀吉公賜琴山之印 ── 二代 了榮 ── 三 了祐 ── 四 了周 ── 五 了珉 ── 六 了音 ── 七 了延 ── 八 了泉 ── 九 了意 ── 十 一作範 了件 ── 十一 了材

此譜天保十年岡田氏顯忠に借てうつす。(後拾遺集古寫本北畠親顯卿眞跡、古筆了仲、貞享甲子七月上旬之證狀アル本ヲ、友人前田夏蔭見タルヨシイヘリ。了仲ト云フモノコノ譜ニナシ。尋ヌベシ、貞享ハ天和次元祿ノ前ナリ。○雍州府志大應寺ノ條ニ平澤了佐ノ事アリト、友人靑藍氏イヘリ。(後日原書ミルベシ)

○四智圓明

つくし琴の曲に明石といふあり。此明石の曲にしちゐむみやうのあかしがたまよひの雲もうちはれてといふ詞あり。このしちゐむみやうとはいかなることぞと人のとふにこたへたるその案。是は佛家の語なり。成唯識論卷十に、智とて大圓鏡智、平等性智、妙觀察智、成所作智と四の智をならべあげて、そのあとに、究竟位と云ふ名目ありて、性淨圓明と見えたり、とはこの四智の究竟したる所なり。その四智の圓明

は眞如の月の明になるなれば、あかしがたと秀句にいひうつしたるなり。ひろく釋典をたづねたらんには、四智圓明と四字連熟の句もあるべけれど、いまとみに見あたらず。さて此詞謠曲源氏供養に、四智圓明のあかしの浦にといふよりとれるにて、佛典に迄もとづきてかけるにはあらざるなり。

○泉涌寺

山城國愛宕郡にあり。齊衡三年〔第五十五代文德〕左僕射緒嗣の建立にして、後堀河院〔第八十五代〕の御時に宮寺となりたり。四條帝〔第八十六代〕はじめて此寺に葬り奉る。それより十三代を經て後光嚴〔第九十九代〕叉をさめ奉りてよりは、世々此寺に葬り奉る。

此事山城名勝志卷十五〔愛宕郡〕山陵志などに詳にみえたり。

○沙羅雙樹

沙羅雙樹ノ花ノ色、盛者必衰ノ理ヲ顯スト、平家物語ノ初ニアルハ、本文アルコトニヤト、人ノ問フニ答ヘタル其案。此語ハ源平盛衰記卷一ニモ、同ジサマニ記シタリ。コノ盛衰記ヨリ平家ニトレルカ、平家ヨリ盛衰記ヲカケルカ、兩書ノ前後オノレ詳ニシラネドイヅレニモ本文ハタシカニアルコト也。今其本文ヲオロ〱イハン。昔釋迦如來此樹下ニテ涅槃ニ入リ給フ。東西南北ノ四方ニ此樹ナラビテアレバ雙樹ト云、沙羅ハ梵語ニテ、此ニハ堅固ト譯ス。カク譯スルコトハ、此樹冬夏不レ改トテ常葉木ナレバ也。シカルニ佛涅槃ノ時ハ、皆悉變レ白トテ其樹カレハテタレバ、コレ盛者必衰ノ理イカニモ顯然タル事ニアラズヤ。コノ事後分ニミエタリ。後分トハ涅槃經ノ續補ト心得テヨシ。サルハ始メ唐土ニ涅槃經ワタリテ其後猶遺リタル涅槃經ノワタリタルヲ、初メノ涅槃經ニ對シ後分トハ云フナリ。以上ノコト、近クハ宋人ノカケル翻譯名義集卷三林木沙羅ノ條ニ見エタリ

○京の水

京都の地理をかける書なり。京の水としも名づけたるよしいかにと問ふものあり。それに答へたる案。

是は皇朝の都を、西土の都の有りし所の名になぞらへてよぶ事の有るよりおこりたるものなり。かの周の代、漢の代などに洛水といふ水のほとりにみやこしたるより、こゝに借來て、上京の事を上洛ともいふなり。水に緣あれば都の花といふやうなるいひなしに、京の水と名をおほせたるなり。水は地理の第一のものなれば、地理の書名にはにつかはしき名にこそ。史記項羽紀に、古之帝者、地方千里、必居ニ上游一といひ、集解に文頴の說をのせて、居ニ水之上流一也。游或作レ流、とあり。

○旗

源白石が東雅〔卷十器用〕に、萬葉集抄といふものを引きて、ハタといふは、古語にハといひしは長なり。タといひしは手なり。手の長くしてかゝれるをいふとみえたり。古の手といひしもの、後にはまた足ともいひけり、倭名抄にハタアシとみえし脚是也とあり。白石がひける萬葉集抄は仙覺抄なるべしとおもひて、豐旗雲〔萬葉卷一〕の注をみるにみえず。〔猶ひろく尋ぬべし〕谷川氏の和訓栞には、旌旗の義ならむといへり。兩氏の說何れもうけがたし。はたははためくものにて、翻るかたよりの名にはあらぬか、白石がはは長なりと訓ずるおぼつかなし。但しはるか遙、はら腹、原など、いづれも長く廣き意なきにはあらねど、旗はこの詞とおなじ意にはあらじとおもふなり。〔辨疑書目卷下書寫書目の條に、萬葉集抄二十卷宗祇作とあり。白石此抄をひけるにや。おのれいまだ此抄をみず。後日檢閲すべし。〕

○班女扇

漢成帝のおもひものに班倢伃〔班は、その女の姓なり。倢伃は女の官名なり、女御更衣の類なり〕といふ有りけり。御子をも二人までうみて時めきはなやぎけるが、後に趙飛燕と云ふ女に御こゝろうつりて、御かへりみいたくおとろへゆくを、世のさがぞとおもひとりて、人をそねむ事もなく、たゞあらぬよしなしごといひいでられて、いかなるうきめにかあはんと、其こゝろしたくして、帝の母君のすませ給ふ長信宮にうつりて、母君につかへ奉らむ事をねがへるに、みかどゆるし給へり。それより母君の御もと

にぞさぶらひける。此ときみづからよめる詩は、漢書の本傳にのせたれど扇のことはなし。文選卷二十七に、怨歌行一首班倢伃とて、新裂二齊紈素一。皎潔如二霜雪一。裁爲二合歡扇一。團々似二明月一。出入君懷袖。動搖微風發。常恐秋節至。涼風奪二炎熱一。棄捐篋笥中。恩情中道絕。と云ふ詩をのせたり。この詩より名高く、班女が故事に秋扇を云也。「齊紈とは。齊の國よりいづるうすものにて、名產なり」

謠曲に班女と云ふあり。是は美濃國野上の宿の長に花子といふうかれ女あり。吉田少將といふ人東へ下向のときしたしうなられたるが、わかるゝ時逢ひみんまでのかたみとて扇を取りかへてゆかれたるを此女待遠になりて狂人となれるよしをつくりたり。此謠曲に此故事をも引きたり。「扇を取りかへてわかるゝ事は、源氏花宴の卷にもあり。弘徽殿のほそどのにて、源氏君と朧月夜とあへる時の事なり。」

〇日本史不レ立二神功紀一

水府の日本史には神功紀をのせず。仲哀紀より應神紀にうつる。日本紀にたがへるは、其意いかにと問ふものあり。つら／＼日本史應神紀の贊を味ふるに、應神帝軟弱にて母后の擅政したまふにはあらず。英氣あらせ給へどよろづ母后の指麾うけ給ふは孝道の至極なり。後世よりそのかみを評するときは、儲君とひとしき位に居させ給ひても、猶萬機の政をすべられたるとひとしくあれば、神功紀を別にかゝせ給はぬにこそ、彼司馬遷の惠帝紀をかゝずして、高后紀のみをしるし、班固が惠帝紀と高后紀とをならべのせたるとは霄壤のたがひにこそ。但し西山公は古事記によられ、神功紀を別にかゝせ給はず。舍人親王は班氏にならひて、神功紀と應神紀とをかゝれたるなり。

〇荷田閩田

荷田御風がみづからの氏を閩田とかけることを、織錦齋のうしの琴後集七の卷なる自寬へあたへられし書に、いとあるまじきことにいはれたる、うべなることなり。されど閩の字をかとよめるはあるまじきことといはれたるは、いさゝかうたがはしとて、友人前田夏蔭のいはれたるは、一切經音義卷十九蚊

の注に、蚊或从レ䖵作レ蟁。又作レ閩。或レ作𧕴。并古字也。とみえたり。斯ればはやく蚊䖵通用せし例もあらむとおぼゆ。䖵を省て虫とかくは、常におほく書きならふ所なれば、閩蚊同義にて、蚊を閩に作る例なしとはいひがたかるべしといへり。げに前田氏のかうがへられたるよろし。猶いはば、禮記月令仲秋、鄭玄注、白鳥也者、謂閩蚋也。とみえ、陸氏の釋文には、閩音文、依レ字作レ𧕴、又作レ蚊とあり。集韻平聲〔文韵〕閩𧕴東南越名或从レ䖵といふ、かゝれば閩を蚊にかゝれるいとふるきことなり。さて繊錦齋のうしは、時文摘紕にも此事をいはれたり。前田氏のひかれたる音義は慧琳の音義なり。

〇文ノコヽロハ　附、言コヽロハ

コレラノ詞ハ、和文ニ交ヘテハ用フベカラズ。コレハ博士、又ハ佛家ナドニ注脚ニ云フ詞也。サレドヤヽ古クヨリ文章ニモ注解メキタルニハコレカレミユル也。日蓮上人ノ兄弟抄〔録内十六〕ニ、傳教大師責伏サセ給フニハ、雖レ讀ニ法華經一還死ニ法華心一等云々。言フ心ハ。彼人ノ心ニハ、法華經ヲ讀ト思ヘドモ、理ノサス所ハ、法華ノ心ヲコロス人ニ成リヌトアリ。又佛者ノ書ニ文ノコヽロハト云フ詞多シ。上文ニ經論ナドヲ引置キテ、其注解ヲスル處故ニ文ノコヽロハト云フナリ。サレド本邦ノ語路ヲヨクシリタラン人ハ、注解メキタル文ニモセヨ、カヽル手筒ノ詞ハカクベカラズ。筆トラン人心アルベキコトナリ。カクイヘバトテ、文ト打マカセテ云フヲワロシト云フニハアラズ。ツヾケガラノ上ニ、其詞ハ雅ニテモ俗ニナルコトヲ云フナリ。文ト云フヲ俗ニアラズト云フハ、其證イクラモアルベケレドモ、其一ツヲイハン。漢書外戚傳ニ、王夫人又陰使人趣大臣。立ニ栗姫一爲ニ皇后一大行奏レ事、文曰、子以レ母貴。母以レ子貴。今太子母、號宜レ爲ニ皇后一トアリ。コレハ隱公元年公羊傳ニ、子以レ母貴。母以レ子貴トイヘルヲ本據ニシテ、文曰トイヘルナリケリ。コレニテ文トノミ云フヲ俗ニアラズト知ルベキナリ。注ト本文トヲナラベイハントキニ、本文ヲ文トノミイヘルモノアリ。此ゴロ劉子玄ノ史通ヲ讀ミタルニ、清朝人ノ注カ通釋ノ卷首ニ擧例ト云フモノアリ。其中ノ六日雜按ト云フ條下ニ、注ハ混レ文。文ハ混レ注トアリ。コ

レヲ本編ノ卷十一史官補ノ注ニ、此注一本混作ニ大書ニトイヘリ。コレニテ文トハ正文ナルコトヲシルベシ。

○日本紀略

コノ書二十六卷アリ。卷三、卷九、卷十一、卷十二、卷十三、卷十七、卷十八、スベテ七卷亡佚シタリ。編輯ノ著ノ姓氏シレズ。文武帝ヨリ後一條マデノコトヲシルシタリ。是マデハ寫本ナルヲ、近日刊本ニナルヨシヲ聞キタリ。六國史ノ後、陽成、光孝　宇多ハ缺佚シ、醍醐ヨリ後一條マデ九代、是ヲ九代紀トイヒテ、國史ニアル處ヲ除キ、人間ニ單行モスル也。楓山ニアル日本紀類ト題シタルモノコノ書ナリトゾ。御本日記ニ載スルモノニテ、駿府ヨリノ御物ニコソ。鴨祐之ノ日本逸史ト水府ノ日本史トニ、日本紀略トコノ書ノコトヲイヘリ。其頃カヽル名ヲ負セタルナリケリ。光圀卿ト祐之トハ同時ナリ。イヅレカサキニイヒ初メケン。古書ニ日本紀略ト云フ名ナシ。孝ガ藏本ハ棭齋狩谷氏ノ帳秘ヨリ影抄シタリ。編年紀略ト題シ、コレモ文武ヨリ後一條マデアリ。缺佚ノ上ニシルスト同ジ。近隣朽木氏ノ藏ニ兩通アリ。其一通ハ末ノ九代ノ處ノミナルガ、後一條帝ノ長和五年五月廿九日ヨリ七月廿日マデノ文アリ。棭齋ノ本ニ佚シタル處ナレバ、今コレヨリ補入シタリ。又其朽木氏ノ本ハ宇多ノ一卷アリテ卷一トスレバオノレ審察スルニ、扶桑略記第二十二卷宇多紀ヲ摘錄シタルモノ也。後人ノ妄增ナリケリ、又其朽木氏本ニ清和貞觀十一年［正月至八月］光孝元慶八年、仁和元年［秋以下ナシ］ノ文アリ。コレハ三代實錄卷四十四、四十五、四十七ヨリ抄出シタルモノナリ。コレモ後人ノ妄增ナリケリ。

○婦德の大むね

紫の上のらう〳〵しくおほどかに心やすき物から、おもりかに用意ふかく、明石の上の心たかき物から、よくへりくだり、花散里のこゝろしづかに物ねたみせず、朝顔のふかく名をしみ、玉かづらの人の掛想をさまよくいひのがれ、總角の君の父宮の遺言を守り、空蟬の强て貞節をなし、末摘花のすゝめられ

ぬものから心ながくしのび過して待えたる。是らみな婦徳をあらはして、早く品定にすきたはめるをしりぞけ、まめなるをあげ、その外よきかとすればあしきことあるをあげ、その害をあらはしたるは、古へ人をいふやうにおもへど、實は式部がこゝろをしるしたるなり。

右縣居大人の源氏物語新釋の惣釋にみえたり。その論簡易にしてよくいひとほされたり。此ごろ女子の規則をといふものあり。その答に抄出してあたふ。

○拾芥抄撰者

拾芥抄ハ實熙ノ作ノ由イヒツタヘタリ。東見記上〔八ウ〕倭板書籍考六〔八ウ〕琴後集十一〔一ウ〕何レモ同ジ。唯獨松下見林ノ手澤本天文廿三年ノ跋ヲミルニ、此抄洞院中園相國〔公賢〕秘書也トアリ。サテ拾芥抄卷上ノ跋尾ニ、杲守〔印本ニハ、杲守トアリ、尊卑分脉ニ杲トカケリ〕ト云フ僧ノ名見エタリ。此僧ハ公賢ノ子ナレバ、松下氏ノ公賢ノ作ノヨシイヘルハ面白キコトナリ此二人ノ間オホヨソ出入百年程ノタガヒナリ。カヽル髓腦メキタル書ハ、聊モ古キ方コノマシケレバ、コヽニ書出シオクナリ。實熙ハ名目抄ヲカケリ。公賢ハ園太暦ヲカケリ。公賢ハ足利尊氏ノ時ナリ。實熙ハ一條禪閤兼良ト同時ニテ、足利ノ義勝〔第六〕義政〔第七〕ノ頃也。但此コトヲ口強ク云兼ヌルコトモアリ、卷上ニ撰集ヲナラベノセテ、新續古今ニ永享トアリ。永享ハ兼良關白シタマフ七八年前ナリ。サレバ公賢ニアラズ。杲守ノ名モカレトコレト同名モアルベキナリ。杲果ノ異同モアリ。卷上跋尾ニヨルニ、杲守ハ石山僧正ナレバ、其筋カケル者ニテ猶ヨク攷フベキコト也。孝又按、上卷〔唐家世、立部第二十一〕大明〔已下私加、云々、此帝隆慶元年當ニ本朝永祿十年ニ〕トアルヲミルニ、明ノ洪武元年ハ、本邦後村上帝崩ジ給フ年ニアタル。實熙左大臣ヲ辭タル長祿年間ヨリ九十年バカリ前ナリ。公賢ノ作トセンニハ大明ノ洪武ヨリサキニ薨タルナレバ、コノコト書クベカラズ。實熙ノ作トセンニモ、永祿十年ノ年號イカヾナリ。實熙ナクナリテ九十年バカリスギヌベシ。然レドモ已下私加ト云フ文アレバ、コノ處ハ公賢、實熙ナド

ヨリハ、遂ニ後添加シタルモノナリ。奈佐氏關東ノ本ニハ此條ナシ。古本ニコソ。」公賢集ハ塙氏ノ續群書類從ニ入レタリ。嘉永三年溫故堂主人公賢自筆ノ家集ヲ携來リテミセラレタリ。草稿本ニテ傍ニナホサレタル處アリ。カネテ藏シタル家集ハ、其ナホサレタルト合スル處アリトイヘリ。古筆了範ヨリカリタルヨシナリ。」

サテ兩公ノ略譜ヲコヽニシルス。

公賢 洞院
　公卿補任、觀應元年（貞和六年二月改元）三月十八日、上表辭太政大臣、年六十延文四年出家、年六十九」
　尊卑分脈、九條師輔九男公季流、延文四年出家、同年薨。

├實夏──公定──滿季
├杲守
└實煕
　公卿補任、長祿元年（康正三年九月改元）四月十一日、上表辭左大臣、年四十九、同年六月出家」尊卑分脈ニ薨ズル年ヲシルサズ。

○松蔭日記

此日記は三十卷あり。卷每にその卷の名あり。「下にしるす」柳澤出羽守吉保が妾正親町大納言實豐卿の女のかけるものとぞ。貞享二年の比より寶永六七年までの柳澤家の繁榮なりしを、榮花物語、續世繼などの文體にかけり。筆たけて源氏物語よむこゝちす。常憲院殿の御代のはじめより文昭院殿の御代のはじめにて筆をとゞめたり。三十年ばかりなるべし。吉保退隱して駒籠のなり所にうつろひすむまでの事どもなりけり。其大凡は、貞享二年叙爵任出羽守。同四年九月太郎生。「吉里、母染子」同月出羽守父歿。號正覺院。葬於月桂院。〔元祿七年、正覺山月桂寺ト改ム、初ハ平安山月桂院トイヘリ。〕元祿三年五月

次郎生。〔母染子〕十二月叙ニ四位。〕四年將軍御成。〕五年二月息女市姫嫁ニ于松平右京亮輝貞。〕三月次郎歿。五月三郎生。〔母染子〕十一月北方父沒號ニ節操院、葬ニ於龍興寺。〕六年九月正覺院七回忌。〕七年川越城主トナル。三郎歿。染子ノウメル姫君アリ。イタク煩ヒテアマニナル。右京亮輝貞四位ニナリテ、右京大夫ニ轉ズ。四郎生ル。コノ日記カケル女ノ腹ナリ。〕八年常憲殿五十御賀。女子生。〔母重子〕九年三ノ丸七十御賀、〔常憲院殿ノ姉君ナリ〕五郎生〔コノ日記カケル女ノ腹ナリ〕十年吉保四十賀〕十一年東叡山、建ニ根本中堂。〕十二年正覺院十三回忌。太郎叙ニ四位ニ任ニ越前守。年十三。〕十三年北方ノ母歿ス。〕十四年賜ニ松平稱號。且賜ニ御諱一字。〕十五年三ノ丸叙ニ一位。吉保北方登城。四月自火。〕十六年正親町大納言實豐卿薨。コノ日記カケル女ノ父也。コノ女年十六、江戸ニ下リ十年アマリニナル。正覺院十七回忌。大地震大火。〕寶永元年依ニ去年變災ニ改元。侍從〔太郎ナリ〕迎レ妻。十二月甲府中納言殿爲ニ將軍家養子。〔文昭院殿是也〕吉保ニ甲府中納言殿ノ封祿ヲタマフ。〕二年常憲院殿六十御賀。任ニ右大臣。法性院遠忌。〔信玄也〕染子歿。〔太郎母也。靈樹院ト云、龍興寺ニ葬ル〕侍從北方出産〔女子生〕吉保連署ヲユルサレ、右京大夫一人ニテ萬事ヲナス。麻疹流行。〕三年西御所御成。〔風流使者記ヲミルニ、是年自撰碑文、造ニ壽藏於甲府ニナリ〕四年吉保五十賀。〔四郎任ニ刑部少輔、五郎任ニ式部少輔。〕五年六郎生。〔母大膳君〕西御所麻疹。〕六年御所麻疹。正月十日薨。臺上剃髪淨光院ト云。二月九日薨〔麻疹〕五ノ丸剃髪瑞春院ト云フ。鶴姫ノ母也。〔渡邊幸庵對話によるに、五ノ丸は、卑賤の者の女にして、父は權兵衛といふ〕北ノ局剃髪壽光院ト云フ。〔常憲院殿ノ妾ニテ大典侍君ト云〕女子生。〔母柳子〕五月吉保母八十賀。北方五十賀。六月三日致仕。同日四郎。五郎兩人分地。同月十八日駒籠別業ニ移ル。〕孝云、松蔭と云ふ名は、松平の稱號給はりたる柳澤家に身をよせてをる女なれば、其日記をかくは名をおほせけん、第十九ゆかりの花の卷に、松蔭のたぐひなきにもと云ふ詞もみえたり。おのが身の上をかけるなり。此日記を三王外記〔憲王〕に引合せて讀むべし。さらばそのかみの時勢をろ〳〵しらるべし。此日記のみにてはへつらへること多け

れば、事實を得がたかるべし。扨その卷々の名は、卷一むさし野、卷二たびごろも、卷三ふりにしさと、卷四みのりのまこと、卷五千代の春、卷六としのくれ、卷七春の池、卷八法の燈、卷九わかの浦人、卷十から衣、卷十一花待諸人、卷十二こだかき松、卷十三山ざくら、卷十四玉かしは、卷十五山水、卷十六秋の雲、卷十七昔の月、卷十八深山木、卷十九ゆかりの花、卷二十御賀の杖、卷廿一夢の山、卷廿二悟のまき〳〵、卷廿三おほみや人、卷廿四六種の園、卷廿五千代のやど、卷廿六二本の松、卷廿七いはた帶、卷廿八惠みの露、卷廿九つま木の路、卷三十月花、

今此家譜をこゝにしるす。

吉保 出羽守
- 吉里太郎　越前守　染子所生
- 次郎早世　同上
- 三郎早世　同上
- 經隆四郎　刑部少輔　正親町大納言實豐女所生、分地一萬石
- 時睦五郎　式部少輔　同上　分地一萬石

○鐵　炮

コノ器ノ製造、コノ器ノ濫觴、コノ器ノ外國ヨリ渡來ノ年月ナド、此レヤ彼レヤト記シ置キタルモノアレド、コノ頃トナリテハ、天下必用ノ兵器ニテ、武士ハ大方ニ心得ザルモノナシ。サレバソノ書キシルシ置ケルモノハ、皆反故ニナシテカキ棄テタリ。タヾ初メテ物ニミユル年月一様ナラネバ、見聞ノ限ヲコヽニシルス。

文永二年〔太平記卅九、自二大元一攻二日本一事、○孝云、宋度宗元世祖ノトキナリ〕

元應二年〔坤輿圖識二歐羅巴洲〕
大永年中〔鈐鍊十一(比較)〕
天文八年〔日本紀通證、天武六年、引二後太平記江源武鑑、九州記、及南浦文集一〇孝云、南浦文集、
不レ言二八年一。其他書未レ檢二原文一、竢二續攷一。[illegible]後編卷中云、天文八年南蠻ノ牟羅叔舍ト云
モノ、大隅國赤尾木湊ニ來リ、多禰島時堯ニ炮術ヲツタフ。
天文九年〔日本外史十(後北條氏)關東之有二鳥銃一。自二伊勢氏一始。〕
天文十年〔良齋間話下(天保年間安積信著)引新井氏采覽異言、〕
天文十二年〔伊勢平藏鐙具足〇孝云、伊勢氏據二南浦文集一〕
天文癸卯〔建長寺文之南浦文集〇孝云、癸卯、是十二年也、〕
天文十三年〔中井氏逸史一〕
天文十四年〔岩垣氏國史略(引中井氏說)〕
弘治二年〔青社帋〕
永祿三年〔成島司直改正三河後風土記七(今川義元尾州發向)、〇孝云、是年ニ始マルトハナシ、コノ
合戰ニコノ器ヲ用ヒタル事ノアルナリ
天正四年〔逸史卷三、是歲蠻舶抵レ豐、貽二大熕一於大友宗麟一、其傳遂廣。〇孝云、天正五年ノ條可レ考、
天正五年〔良齋間話續下〇孝云、中井氏ノ逸史ニ、天正五年トアルヲ、天文十年ヨリ始ルヨシノ說ヲ
出スナリ。天文十年ノ條合併スベシ。孝此頃逸史ヲ檢スルニ、天正四年ニ蠻舶抵レ豐、貽二大
熕一於大友宗麟一トアルヲ指シテ四年ヲ五年ト筆誤シタルモノナラン。サテ中井氏ハ天文
十三年ノ條ニモ、外國ヨリ鐵炮ヲ傳ヘテ、十數年間、卒徧二天下一ト載セオキテ、天正四
年ニ至リ、其傳遂廣トカケルナリ。遂ノ字味フベシ。良齋タヾ此條ヲノミ咎メテハワロ

カルベシ。然レドモ天文十年ニ云フベキヲ十三年ニ係ケタルハ、中井氏ワロシ、友人栗原氏柳葊雜筆卷一ニモ十三年トアルヲワロシトイヘリ。岩垣氏ハ中村氏説ヲ引キナガラ天文十四年ノ條ニノセタルハイカナルコトニカ、」

西土ノ書ニテハ宋元通鑑、宋理宗紹定五年ニ、震天雷飛火槍トアル、コレ鉄炮大筒火箭ノ始也ト、艮齋閒話卷下ニアリ。上ニ引證シタル文永二年ヨリハ三十年アマリ前ニゾ當ル。陔餘叢考ニモ詳ニ攷證アリ。

附 鐵炮〔太平記壒囊抄一（第十三）〇孝云、南浦文集ニ、鐵炮記ト云フ一篇ノ文アリ。〕小筒〔唐荊川文集（艮齋引）〕倭銃〔即小筒同上〕大熕〔逸史〕中筒〔朝鮮物語、大河内秀元慶長七年記引〕炮熕〔癸辛雜識前集〕紙炮〔壒囊抄一（第十三）〕鳥銃〔通證懲毖錄卷二〕種嶋〔通證〕火毬〔闢邪小言卷一ニ明人ノ火毬ト事フハ、鳥銃トハ制コトナルベシ、太平記ノ鐵炮コレナラントアリ〕連城銃〔羅山文集二十八――〕

コノ一條ハ、兒輩の銃炮ハイツヨリ初マレルモノゾト問フニ、オノレ筆テカキシルシタルモノヽ内ヨリイサヽカ拔出シオキタルヲ、今又カキ改メテ答ヘタル案ナリ。安齋隨筆前集卷四〔第十四ヨリ第廿三マデ〕鐵炮ニ關係スルコト多シ。

難波江六の巻上

○權柄宜レ在二皇統一といふ事

源氏桐壺の巻に、光君を一世の源氏になし、權柄あらせんと帝のおぼしめす所の新釋にいはく、本朝の昔は親王、こそ政をしり給へれば、御門も盛にませしを、後には臣下のみかはるがはる政を執る故に王威おとろへ給ひて、遠き國の者すら、我意をおこしつゝ、その比よりぞかの平將門が亂も、又ほどなく貞任が亂もおこりにけり。しかればいかで古にかへして、皇子を執政の臣とし、后をも皇統をたてゝ、皇親に威あらば御門の榮えまさむとおもふ也。臣下のわがまゝせしあまりは、終に平家にうつり鎌倉におよべりといひ、又いへるに、紫式部の意に、臣下を我儘のいかにぞやおもひてかくせまほしといふ意より、表にはなだらかに大凡の事にかけれど、意は此理をさとさんの爲といへり。孝按、物語の旨趣々、勸善懲惡などの道々しき筋の事にはあらぬを、縣居翁のころは、しかすがにいまだ淸くはおぼしえられず。勸懲の書とおぼしけん。されど權柄の皇統にとの說はおもしろしとおもへば、こゝに書出しおくなり。翁は郢書燕說のそしりをおひ給ふべし。いかゞはせん。已れ書出しおく意は、たゞおもしろしといふのみにて、今の時勢にてむかしにかへさむなどとは、人もわれもゆめおもふべからず。中々に物そこなひとなりてやくなき事なればなりけり。

○保元之亂

第七十二 白河院 — 第七十五 堀河院 — 第七十四 鳥羽院 — 第七十五 崇德院 母待賢門院

第七十七母同　第八十　　第七十八　第七十九
後白河──高倉院──二條院──六條院
第七十六
近衛院母美福門院

鳥羽帝ノ崇德院ニ御讓位アルハ、白河帝ノ御意ニ出タルナリ。崇德院御母ハ待賢門院ニテ、其實白河院ノ御胤ナレバナリケリ。〔古事談卷二、臣節ニミエタリ。日本史八十一后妃ハ、鳥羽中宮〔即待賢門院ナリ〕傳ニ、古事談ヲ引證トス〕其後鳥羽帝美福門院ヲ愛シ給ヒテ、崇德ヲ廢シ、近衛院ヲ立テ給フ。美福門院ノウメル故ナリケリ。鳥羽ト崇德ト御父子ノ間ヨロシカラズ。程モナク近衛院カクレ給ヘバ、崇德院重祚モアルベキニ、鳥羽ノ第四宮ヲ立テ給フ。後白河院コレナリ。美福門院ノ御ハカラヒ也ケリ。後白河ト崇德トハ同腹ナレバ、美福ヨリハ同ジ繼子ナレドモ、崇德ヲ惡ミ、其一宮重仁ヲソネミ給フ故トゾ、〔保元物語上ニアリ。〕其後鳥羽帝崩御ノ後、崇德院御企アリ、其時ニ宇治惡左府賴長、源爲義、其子ノ爲朝、御身方ニ參ル。後白河ノ內裏ヘハ、賴長ノ兄忠通ノ關白ヲ始トシ、武士ニハ義朝〔爲義ノ子ナリ〕清盛ノ輩多ク从ヒテ、遂ニ崇德敗レタマヒテ讃岐國ニ流シ奉リ、爲義ヲ戮ス。賴長ハ流矢ニテ死シ、父ノ忠實ノ相國ハ配流ニナルベキヲ、關白ノトリナシニテ其事ヤミ、知足院ニ住マセ給フ。年八十四トゾ聞エケル、保元元年ヨリ三年マデヲシルシテ保元物語トイヘド、崇德院初ノ程ハ讃岐院ト申シタルヲ、高倉帝ノ安元ノトキ、崇德院トアガメ、義朝ノ弟爲朝モ高倉帝ノ嘉應二年ニ遂ニ自殺シタルコトマデヲシルシタレバ、前後廿年ホドノ物語ナリ。

太田錦城〔梧窻漫筆後編上、〕云、保元ノ亂ニ爲朝ノ策ヲ用ヒ、其夜御所ヲ燒打ニセンニハ、爲朝ノイヘル火ヲ逃ル丶モノハ箭ニ逃レズ。箭ニ逃ル丶モノハ火ヲ逃レズ。夜ノ明ケザル內ニ、崇德院ノ帝位ハ定マルベキニ、賴長ノ翌日南徒ノ僧兵五千人來ルヲ待受テ合戰ヲ始メントテ其策ヲ不レ用。翌日義朝

ニ逆寄セラレテ院方滅ビタリトイヘリ。錦城是ヲ評シテ又イヘルヤウ、人事ヨリミレバ如此。サレド崇德院實ハ鳥羽ノ子ニアラズ。叔父ナリ。コノコト御存知ノコト也。白河院崩御ノ後崇德ヲオシオロシ、近衞院ヲ立テタマヒ、近衞崩御ノ後ハ文ニモアラズ武ニモアラズ。後白河ヲ立テ給フハ美福門院ノ惡所行ナレドモ、天ヨリミレバ不正ナル崇德重祚マデハスマジキ理ナリ。輔佐ノ賴長ハ父〔忠實〕ノ愛子ニテ、兄ノ法性寺〔忠通〕ヲ蔑侮シタル人ナリト云ヘリ。

附錄 十訓抄可レ撰二朋友一事〔第十五〕にいはく、崇德院の八重のしほぢまでさすらへ給ひしも、みなもとは女房兵衞佐ゆゑとかや。

○平治之亂

藤原信賴ハ權中納言兼中宮權大夫右衞門督ニテ、後白河ノ寵遇ヲ得タル人ナリ。入道信西ハ後白河ノ御乳母紀伊二位ノ夫ナリ。後白河讓位アリテ二條帝即位シタマフニ、此兩人ナラビニ權威愈盛ナリ。其頃信賴ノ大將ヲ望マレタルニ、信西コレヲ拒ミタルニヨリ、此兩人不快ノ中トナレリ。左馬頭義朝保元ノ亂以後ハ、平家ニ覺劣リテ不平ナルヲ信賴カタラヒトリテ方人トナシ、二條帝ノ御外戚新大納言經宗、又今ノキリ人越後中將成親、又御乳人ノ別當惟方〔二條帝ノ御乳母ノ子ニヤ、尊卑分脈卷七ニハ顯賴—惟方女（信賴室）トノミアリ、コノ御乳人ト云フコトハシラレズ。〕〔平治物語ノ下文ニ母方ノ叔父トアリ。〕ヲモカタラヒ、清盛熊野詣ノ隙ヲウカヾヒ、後白河ノ三條ノ御所ニ押寄セテ、內裏ノ御書所ニ取コメ奉リ、其夜信西ノ宿所ヲモ燒ハラフ。義朝ノ嫡子義平〔イハユル惡源太ナリ、〕都サワガシトテ登リ來リ、信西ヲ獄門ニカケ、子息等ヲ流罪ニナシタリ。コノトキ清盛モ急ギ歸京シ、主上ハ六波羅ニ、上皇ハ仁和寺ニ潛幸ナサセ、大內ヲ責メテ信賴ヲ殺シ、義朝惡源太ヲモ殺シ、賴朝モコロサルベキヲ、清盛ノ繼母池禪尼ノ取成シニテ伊豆ニナガシ、義經ハ母ノ常盤美女ニテ、清盛ノカクシ妻トナルニヨリ命タスカリタルヲ、金商人吉次ニ付テ奧州ニ下ル。コレヨリ賴朝ハ二十一年配所ニ春秋ヲ經テ、遂ニ後白河

ノ院宣ニヨリ、治承四年義兵ヲアゲ平家ヲホロボシ、建久元年上京シタリ。ムカシ頼朝ヲタスケシ池殿ヲ初メ、恩アルモノニ共報ヲナシ、正治元年五十三ニテ逝去ス。凡テ四十一年程ノ事ヲシルシテ平治物語ト云フ。

太田錦城〔梧窓漫筆後編上〕イハク、悪源太ノ議ヲ用ヒ、淸盛熊野ノ途中ニテ變ヲキヽテ狼狽シテカヘル所ヲ、阿部野ヘ馳向テ一擧ニ平家ヲ滅スベキヲ、信頼其議ヲ不レ用、淸盛六波羅ニカヘリ、天子ハ六波羅ニ、上皇ハ嵯峨ニ潜幸アリタレバ、源家朝敵トナリテ滅ビタリトイヘリ。錦城又是ヲ評シ、人事ヨリミレバ如レ此。サレド天ヨリミルトキハ、信頼ハ文モ武モナキ愚昧ノモノヲ上皇寵シ、天子上皇ヲ幽囚シテ、自ラ大臣大將トナルホドノ妄人ナリ。又義朝ハ父爲義ノ首ヲ刎ネ、諸弟ヲ殺セル人ナリトイヘリ。

○諸氏學問所

淳和院　弉學院　コノ二ツハ源氏ノ長者ガ別當スルナリ。御當家代々ノ始ニハ、必源氏長者タルベキ旨ト、淳和弉學兩院別當タルベキ由トヲ命ゼラル。既ニ長者タル上ハ、源氏學問所ノ別當モトヨリノコトナレバナルベシ。

學館院　コレハ橘氏ノ長者別當スルナリ。

此三院ハ職原抄拾芥抄等ニミユ。〔西宮記臨時ニハ淳和院ナシ、〕

勸學院　コレハ藤氏ノ長者別當スルナリ。

弘文院　コレハ和氣氏ノ學問所ナリ。

此二院ハ西宮記〔臨時〕拾芥抄ニノミアリ。

▲淳和院　拾芥抄卷中〔宮城部諸院〕天長ト上皇離宮、今西院、或云橘大后宮〔圖ニハシルサズ。〕西宮領トアル處コヽナルニヤ。京ノ水ノ圖ニハ、淳和院天子離宮、橘太后家西院トアリ。孝云、續日本後

紀卷一、天長十年二月戊午朔乙酉、皇帝於二淳和院一讓二位于皇太子一トミエタリ。太子ハ仁明天皇也。

▲奬學院　拾芥抄、在二勸學院西一。壬氏諸生別當也。在原行平卿中二置之一云々。有二源氏長者一公卿幷奬學院別當トアリ。本朝文粹卷五ニ、高五常爲在納言建二立奬學院一狀ト云フモノ一通ヲ載セタリ。其文ニ宗室苗緒、志道齡德者、當レ得二休舍一。號曰二奬學院一ト云フ。此宗室ハ天子ノ御一族ノコトナルベシ。拾芥抄ニ壬氏トアルハ王氏ノアヤマリニテ、王ハオホキミノコトナルベク思ハル。壬氏ナランニハ在原氏ノモノ、トニカク周旋ハスマジキコト也。壬氏ハ壬生氏ニテ、古今集ニ壬生忠岑ト云フ人モアレド、父祖モシレカヌル也。行平ハ平城天皇―阿保親王―在原行平トアリ。王氏ノコトヲトニカクアツカフベキコト似ツカハシキ也。後來源氏ノ長者ニテ別當スルモ、其勢ヒシカルベキカ。

▲學館院　山城志、二條西南大宮東、文德實錄〔卷一〕曰、嵯峨太皇后橘氏嘉智子。與二弟右大臣氏公朝臣一議開二學舍一。名二學館院一〔實錄館作レ宮〔是館。俗〕、〕勸二諸子弟一。誦二習經書一。」西宮記云、嘉祥三年建トアリ。江次第ニ橘氏諸兄公右大臣中二立之一。〔白石ノ讀史餘論ニ引ク、〕コノアリ處ハ、拾芥抄ニモ京ノ水ニモナシ。

▲勸學院　拾芥抄、三條北壬生西。」山城志、西宮記云、三條北壬生西。藤氏書生別曹也。貞觀格云。勸學院第一區。院是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣弘仁十二年所二建立一也。後世爲レ寺。今在二四條大宮西一。號二更雀寺一。故趾唯有二清泉一。曰二勸學水一。〔名勝志亦引貞觀十四年十二月十七日格〕

▲弘文院　拾芥抄、在二勸學院北一。日本後紀云、和氣朝臣清麻呂以二大學南私第一。建二弘文院一。

附　勸學院〔南曹〕淳和院〔飯山〕

夏山雜談卷一〔無名氏著、寬祿辛酉自序〕勸學院ハ藤原氏ノ學文所ナリ。大學寮ノ南ニアリタル故ニ南曹トモ云フ。拾芥抄ニ、三條ノ北壬生ノ西ニアリト見エタリ。其跡ハ今若狹ノ酒井家ノ亭地トナレリ。古老云、勸學院荒廢ノ後、春日ノ社猶殘レリ。其傍ニ或僧草庵ヲ結ビ居住ス。寬永年中此地ヲ酒

井家ニ賜ハリテ亭宅ヲ造ラル。此時ニ彼庵主ヲ四條ノ北大宮ノ西ニウツシ、院號モ勸學院トシテ、春日ノ社モトモニ遷シマツリテ、彼院ノ鎭守ノ神トセシト也。」淳和院ハ源氏ノ學文所ナリ。今西村東ノ傍、四條ノ北西大宮ノ東ニ其舊跡猶殘レリ。土人是ヲ飯山ト云フヨシナリ。

○婁宿

八月十五日、九月十三日は婁宿也。此宿清明なる故に月をもてあそぶに良夜とすと、兼好法師の徒然艸〔下卷第百四段〕にみえたり。林道春の野槌に、その星のめぐりかたをのせたり。淺香山井の諸抄大成〔貞享五年上木〕に、一日瞭然に見やすき圖あり。その圖下文にのす。考うたがはしく思ふことくさ〴〵あり。第一には正月元日を何故に室宿と定めけん。これは八月十五日と九月十三日とに婁宿を先あてゝ夫よりかぞふれば、たま〳〵かくは配當せられたるものならむ。第二には內裏回祿せんからに、牛宿をのぞくの理あらむや。附會といふべし、おもふに八月十五日を婁宿にあて、九月十三日を又婁宿にあてむに、その間に牛宿あらましかば、九月十四日に婁宿とならまし、さては此說やぶれぬべければ、かくはおもひよりたるなるべし。第三には內裏回祿牛宿にあたれるといふこと、いづれの書にみゆることかおぼつかなし。第四には牛宿をひとつのぞけばこそかく配當も出來たれ、若し大內裏回祿せざらましかば、八月十五日も九月十三日も良月はなしとにや。第五には每月大盡小盡ひとやうにあらぬを、ひらおしにして天象をうかゞはんとするは、曆算家のわらひとなるべし。そも〳〵八月十五夜は、本朝のみならず。九月十三日は寬平法皇明月無雙とのたまひてめでそめられしよりおこりける。後々は嘉蹤をしたひて、文苑中の典故なるを仰て、天象をさたするこそをこなれ。諸抄大成の圖なにのやくにもならねど、徒然草の本文を文面のまゝにとかんとするには、益なきにもあらねばこゝにうつしつたへむとす。さて婁宿なれば何故に清明なるか。靑木宗胡の鐵槌〔寬文十二年上木〕には未考とあり。うべなることなり。諸抄大成には倚惠齋が參考を引て、婁宿は西方七星の中にして、又金狗の性なれば、水性の月に和して清明也

といふ取るにたらず。伊勢貞丈が小車錦〔第百三段〕に、牛宿、或人云、牛宿は鬼門に當る故、これを避くべしと。壺井氏又云、陣幕の乳は二十八宿に象どるなり、廿八乳結ぶべきを二十七乳あるは、牛宿を避くる也。とにかく牛宿を除くは、禁避にいでて人爲なり。天象をうごかすべき事にあらねば無用の辨也。

〇三番叟〔風流、開口、アヒ、四坐、尉、姥、烏焉範、花傳書、觀世代々の名、會我之舞、笛、囃、アド、謠曲有數種、五番爲一冊〕

千歲（センザイ） 老人ノ意也、面ナシ、

翁 面白シ

三番叟 面黑シ、〔叟ハ老人ノコト也。〕

イヅレモ老人ナリ。三番叟ト云意ハ、千歲ト翁トノ舞アリテ三度目ニ舞フナレバ、シカ云フナルベシ。イヅレモ一人舞也。千歲ト翁トハ能役者ナリ。三番叟ハ狂言師也。コノ三人連立チテ舞臺ニ出、サテ一人ヅツ舞ヒテ舞終ヘタルモノサキニ樂屋ニ退ク。〔夏山雜談三ニ、三番叟ハ反閉ノ意ナリトアレド、イカヾアラン、〕

風流 コレハ狂言ノ初ニスル也。廿番程モアリトゾ。

開口 コレハ御能ノアルトキゴトニ、林家ヨリ新詞ヲ奉リ、御役者博士ヲ付ケテ謠フナリ。〔ワキノ役ナリ。〕

アヒ コレハ能ノ間ニ狂言師出テ、其能ノ一番ノ大概ヲ物語スルナリ。能ノ間トハ裝束ナド付ケカフル間ノコト也。サル故ニ能役者ハ狂言ヲシテモヨロシ。狂言師ハ能ノコトヲオロ〳〵ワキマフベキコトナリ。

四座〔古ハ四座猿樂ト云今ハ五家アリ。〕▲觀世〔コレヲ上カヽリト云、上ノ京ニ居也。〕▲金春〔是ヨリ

下四家ヲバ下カヽリト云、下ノ京ニ居ル也。」△金剛△喜多〔金剛本ヲ用フ。」△寶生〔一橋儀同樣御好ミニテ內、外二百番、板本トナリタリ。」

尉　老人ナリ。〔サレバ白髪ヲ尉髪ト云フ。」〇伊勢貞丈云、尉是丈之假借。見三上峯一〔第百八十一〕又安齋隨筆前集八〔第百六〕ニアリ。

姥　老女ナリ

鳥駕籠　亡友吉見鐵一ノイヘルニ、鳥駕籠〔クロヌリ」ハ士人ニマガハザル爲ナレバ、誰ノリテモヨシ。サレバ目玉觀世ハ〔觀世大夫元章ノコト也。目ノ玉甚大キクアリタレバ、世ニシカ云ヒシナリ。晉觀院ト云フコレ也。今ヨリ五六代バカリ以前ナラン」常ニコレニ乘テ吉原ナドヘモ遊ビニ往キタリトゾ。目印ニナリテ用辨ヨロシトテナリケリ。今ハコノ高名ノ乘リタルモノ故ニ、コレニ乘リタキナドト云フモノモアリ。或御役者ノ其鳥駕籠ニ乘リタシトイフヲ、或一貴人キヽテ、汝ハ年モワカク藝モ未熟ナレバ今少シ稽古シテノレトイヘリトカ、主客コノ駕籠ノ由來ヲシラズ。タヾ目玉觀世ノ乘レルヲシリテ規模トオモヒタルゾヲカシキ」トイヘリ。

花傳書　同ジ人又イヘルヤウハ、コノ書群書一覽ニモミエタリ。活字本モアリ。〔吉見氏コレヲ藏ス。」花ハタヾ藝ノコトニ用フ。別ニ意ナシ。能ノ心得ヲカキタルモノナリ。コノ書ニ文句ノ間違ナド咎ムベカラズト云フ一條アリ。サルヲ田安殿ニテ文句ヲ改正サレタルハ中々ニワロシ」トイヘリ。

觀世代々ノ名　左近トカ織部トカカナラズ。俗名ヲ云フナリ。三十郎ト云フハ童名也。

曾我　コノ謠曲ノ舞コレマデハランモンヲ用ヒタリ。文句ニハ蝶鳥トアレバ、田安殿ヨリコノ直垂ヲタマフ。サレド芝居ニテハ早ク蝶鳥ナルヲ、田安殿ニテハシラセ給ハヌ故ナリケリ。御役者ハ芝居ニ混ゼンコトヲ恐レテタマハリタルヲ不レ用ナリトキケリ。

笛　一々シラズトモ、十番モオボエヲレバヨシ。タヾ音ノイルト不レ入トニテ巧拙ワカル。

囃　番組次第アリ。但シ能トハ別也。

アドト云詞　跡くしカ、シテノアト、云フコトナルベシ。ド文字濁リテ云フ。

謠曲有ニ數種ニ▲光悦本〔一番一冊ナリ。コレ最第一ノ古板本也。内外五百番アリ。〕▲元祿板〔○挿架本(外百番)〕▲寶永元甲申板〔○挿架本(内百番)〕▲正徳六丙申卯享保元板▲享保十八癸丑板▲寛政十一己未板〔板燒失ノヨシ友人根岸氏所藏〕▲天保十一庚子板〔寛政板トハ、ヨホド文句カハリアリ。〕

能ハ先五番ヲ一日ノ定メトスルナリ。公邊ハイツモ五番ナリ。狂言二番アリ。謠曲ノ書モ五番ヲ一冊トスルコノ意アルナルベシ。其五番モ彼ト此ト組合セテ、一日ニ興行スルニ便リヨキヤウニシタリ。サレド共書初ノ程ハヨロシケレド、末ニナリテハ入リミダレタルモアリトゾ。列ヘバ一冊ノ第一ハワキ能、二番ハカケリカハタラキカ、三番ハ上ノ舞カ、中ノ舞カ、四番ハハヤマヒカ、神樂カ、五番ハ祝言〔半分スルナリ。〕或ハ一番全アリテ附祝言トテ別ニ祝言ヲ付クルモノアリ。但シウタヒバカリ也。

附　改正三河後風土記卷十ニ云ク、義昭將軍宣下御祝儀御能あり。脇能弓八幡觀世大夫是をつとむ。十三番たるべしと仰出されしを、干戈の中なればとて五番とさだめらる。二番〔八島〕、三番〔定家〕、四番〔道成寺〕、五番〔呉服〕トミエタリ。コノ處ニ五番トアリ。今五番ヲ一冊トナシ、公邊ニテモ五番興行シ給フ濫觴ニヤ、脇能ハ一番ナリケリ。

或人コノ箇條ヲ問フニ、オノレサラニシラヌコトナレバ、昔シ聞キオキタルコトヲイサヽカ書付ケテヤル共案也。

○姓氏文字不畫一

すべてこと葉かよへば、文字はいづれの文字をかきても、元より假字なればよろし。されど古事記には此詞をば此假字、日本紀には彼詞には彼假字、とやうにその書毎におのづから分別もありげなれど、おの

れいまだ一々にはおしきはめず。そも／＼姓名などは、彼此自他混同すまじき爲に、其名目もあるものならむに、こと葉かよへばとて、いづれの文字書きてもよろしといふべからずとおもへど、それはた通はしかけるあり。今そのひとつをいはんに、續日本紀卷二〔文武大寶九年〕令二僧辨記還俗一。代度一人。賜二姓春日倉首名老一。授二追大壹一。同六〔元明和銅七年〕授二正六位上一。春日椋首老從五位下。〔懷風藻、從五位下常陸介春日藏老。

倉、椋、藏、文字はかはれど、いづれもクラとよむ也。〕扨、略稱する時は、他姓と混同することあり。此春日倉首を春日とのみ〔懷風藻〕いはんには、たとへば姓氏錄右京皇別に春日眞人といふみえたるを、眞人の二文字略したらむには、春日倉首を略して春日といふ分別しがたかるべし。されどそのかみは、おのづから互ひにわいだめも有るべくまがふべくもあらざりけん。又略稱しており合ひたるのみにあらず。文字おなじくて譜系の異るが多けれど、彼と此とは同姓也などとは、後世よりは言切りがたきことといふもさら也。同姓氏にて譜系の異るもの多きことは姓氏錄にてしるべし〔西土にもかゝる例あり〕又兄弟にても姓氏おなじからぬもあり。鎌足は中臣氏を改め藤原にせられ、弟意美麻呂は猶中臣氏なること、續紀文武二年にみえたり。又續紀元明和銅五年には多治比眞人嶋が妻、家原音那に連姓をたまひ、其六年にいたり、家原河內、家原大眞〔家原音那の父兄ならむか〕に連をたまふ。さてはしばしの程にはあれど同宗ながら戶のひとしからぬもあり。〕いづれもまぎらはしき事なれば、ついでにおどろかしおく。

○告　朔〔視告朔〕

續日本紀卷二〔文武天皇〕大寶元年正月乙亥朔戊寅。天皇御二大安殿一。受二祥瑞一。如二告朔儀一トアル告朔ハ、何カナルコトゾト問フ人アリ。是ハ下文二年九月戊寅制。諸司告朔文者。主典以上送二辨官一。惣納二中務省一トアル告朔ニテ、即天武紀五年九月丙寅朔。雨不二告朔一トアル告朔ナルベシ。〔天武紀此下告朔數出〕谷川氏ノ通證ニ類聚國史ヲ引キタルニテハ其事跡タシカニシラレズ。延喜式ト弘仁式ト公事根源ト

ヲ引キタルニテシラレタリ。〔公事根源云、是ハ百官ノ行事上日ヲ記シテ、月毎ニ天子ノ御覽ゼラルナリ。〕サテコノ告朔ノ讀ミヤウニ異ハシキコトアリ。告ハ、コクト、コウ、ト兩音ナルヲ、コウト讀ムハ何カナル子細ゾト攷フルニ、コノ告朔ハ兼良公〔公事根源正月〕ノイハルル如ク、言惣意別ニハアルベケレド、爲秀卿〔年中行事歌合判詞〕ノ唐ノ文ヨリ起レル事ニテトイハル丶、ウベナルコトナレバ、西土ニテ告朔ヲイカニ讀ムニカト尋ヌルニ、告ノ字入聲、コクトヨム也。〔オノレノカケル諺擬衍卷九班曆、卷廿告字去入兩音無二別議一、コノ二條併考フベシ。〕シカレドモ古來ヨミクセト云フコトアリテ、其義ノ當否ニ膠泥セヌコトナドモアリテ、是シカシナガラ、一ツノ典故トナルコトモアルモノナリ。今コノ告朔ハ、爲秀卿ノ云フ視告朔ト書キテ、タヾ、コクサク〔塙本如此〕ト二文字ニ讀ムガ口傳ニテ侍ル也。兼良公ノ云フ視告朔ト書テ、只、カウサク、ト二文字ニ讀ムガ口傳ニテ侍ル也。コクサクトハ不レ讀也トイヘリ。又舊刊ノ名目抄ニハ、視告朔〔視ノ字不レ讀之例也〕速水氏校刊名目抄ニハ視告朔（コウサク）〔視ノ字不レ讀之例也〕トアリ。名目抄ハ東山左大臣實凞公ノ撰ナリ。視ノ字ヨマサルハ、死ノ字ニ音カヨヘバナラン。告ノ字ヲ、コウトヨムハ入聲コク、去聲コウノ分別ニハアラデ、コクヲナダラカニ、ユウト音便ニイヘルニテ〔法師ヲホウシト云フモ入聲ヲ去聲ニ呼ブニハアラヌト相似〕四聲ノ去入ニカ丶ハリタルニハアラジカシ。兼良公ハ爲秀卿ノ語ヲ其儘ニ用ヒラレタルヤウニミユレバ、塙本ノ年中行事歌合ノ判詞ハ誤寫ナラン。〔古寫本ナドアラバ校對スベシ、〕兼良公詞ヲソヘテ、コクサクトハ不レ讀也トサヘイハレタレバ、コウト讀ムコトハタシカナルベシ。舊刊ノ名目抄ハ、ユクリナク、コクト傍訓シタルヲ、速水氏ハ兼良公ノ指南ニヨリテ校訂サレタルモノナルベケレバ、必コウサクトヨムベキコトナリ。實凞公、兼良公同時ナレバ、當時ノ名目ニ同異ハアルマジキ理ナルニヨリ、速水氏ハ兼良公ニ據テ改正アリタルナルベシ。文武ノ大寶元年ニ太政官處分。王臣五位已上上日。本司月終。移二式部一。然後式部抄錄。申二送太政官一トミエ、同二年制二諸司一告朔文。主典以上送二辨官一。官惣納二中務省一トアリ。コレ上日ヲ告朔ト

云フ證也。視告朔ノ字ハ類聚國史七十五〔歲時部〕淳和天長元年四月庚辰朔。天子御ニ大極殿一。視ニ告朔事一トアルゾ始ナラン。又視朔トノミモ云フ也。コレモ類史ニ桓武延曆十九年、四月己巳朔。御ニ大極殿一視レ朔トアリ。

○紅葉爲媒妁

古今集秋上、〔題しらず、よみ人しらず〕「天の川もみぢを橋にわたせばやたなばたづめの秋をしもまつ」〔六帖(七日の夜)ニモコノ歌アリ〕

顯昭の本にはもみぢを舟に顯昭の注にいはく、新院〔孝云、密勘ノ本ニハ、新院ヲ崇德院トアリ、同ジコトナリ。著聞五(和歌)新院讃岐國に云々ト云ヘリ。孝云、實方ノ歌ハ新古今雜中ニ入ル。〕の御本にはもみぢを橋にとかゝれたるに、橋を直して舟と被レ書たり。但考ニ實方集ニ「天河かよふうきゝにこととはんもみぢのはしはちるやちらずや、此歌、若以ニ古今一爲ニ本詠一歟。然ば實方が所見本は橋と有りけるにや。

定家密勘にいはく、舟橋唯一說也。船とも橋とも風情よりこんとき共にか詠用なり。

孝云、友人木村莊之助のいふやう、此二の句は橋のかたよろし。紅葉を媒妁にすること、書言故事にみえたり。仲人をさして橋をわたすなどゝいふこと、本邦にてふるくよりいふ也といへり。此說一わたりおもしろし。其書言故事卷一媒妁類にのせたるは、唐の代の故事にて、唐孟棨の本事詩にのせたる顧況の事、唐范攄の雲溪友議の盧渥の事、みな同じ趣なり。明の瞿祐の歸田詩話にも、御溝流葉といふ一條あれども、後世の書なればさしおくべし。そもそも本邦のむかし、此故事にすがりてよめるか、又はさるこゝろなくおほらかによむまじきにもあらず。作者のこゝろたどりがたし。書言故事なる唐干祐の故事を、貝原氏の諺草には、太平廣記に出たりといへり。さては書言故事も廣記よりとれるにこそ。已れいまだ廣記を檢閱せず。澠隱叢話後集卷十六唐人雜紀と題したる所に、流紅記といふものを

引きて干祐の事をのせ、又藝苑雌黄を引出、名賢詩話に有りとて、顧況の故事をのせ、又盧渥の故事を藝苑雌黄に有りとてのせたり。其顧況の事は本事詩と合し、盧渥の事は雲溪友議〔卷十〕と合す〔藝苑雌黄は宋人の著述にて今傳本あり。提要詩文、評類にも入りたり。名賢詩話は今傳本ありやおのれしらず〕清康凞のときに、蕭穀といふものゝ著述に、古今類傳といふあり。その卷三〔秋令〕に、干祐の故事をあげて、雜記にみゆるよしなれど、おのれいまだ雜記といふものをしらず。尋ぬべし。上に引きたる流紅記とおなじ文也。たゞ一二の少異同のみなり。よつて又思ふに、雜記は上文漁隱叢話に唐人雜紀と有るを、書名と心得て引きたるにはあらざるか。〔古今類傳といふ書は俗書也。引用にはたらねど、しばらくこゝにのする也。但し四庫全書總目六十七時令部に此書收めたり。〕此ほか類似のことふたつみつ有りとて鈴木氏の撈海一得の下の卷にくはしくいへり。さて古今の歌をとりて、容穗物語菊宴〔六ウ〕いつばかりそは女御の君いさやたなばたの心ちせしところよりなむ、宮うちわらひ給て、もみぢのはしはいかにぞと」とあり。是も橋といふ。

〇魂　魄　〔魄靈　幽靈　幽魂〕

謠曲〔實盛〕我實盛が幽靈なるが、魂は冥途にありながら、魄は此世にとゞまりて「田安殿の改正の本には魂と魄と地をかへたり。何故に彼と此と所をかへけむ」同〔朝長〕梓弓木の身ながらたまきはる魂は善所におもむけども、魄は修羅道に殘りつゝしばしくるしみを受くる也。

同〔忠度〕はづかしやなき跡にすがたをかへす夢の中、さむるこゝろはいにしへに迷ふ雨夜の物語、申さん爲めに魂魄にうつりかはりて來りたり、〔田安本には、魂魄のかりにあらはれ來りたりとあり。〕

同〔楊貴妃〕帝歎かせ給ひ、急ぎ魂魄のありかをたづねて參れとの宣旨にまかせ、上碧落下黃泉まで尋申せども、更に魂魄のありかをしらず候。〔田安本には、急ぎ魂魄のとあるを幽魂のとあり、更に魂魄のとあるを、更に幽魂のとあり。〕

同〔同〕その身は馬鬼にとゞまり、魂は仙宮に至りつゝ、
同〔經政〕くらまぎれより魄靈は失にけり。魄靈のかげはうせにけり。
同〔八島〕落花枝にかへらず、破鏡ふたゝび照らさず。然共なほ妄執の瞋恚とて、鬼神魂魄の境界にかへり。我と此身を苦しめて、
同〔井筒〕亡婦はくれい（魄靈）の姿はしぼめる花の色ならで
同〔佐用姫〕其魄靈をまつりて佐用姫のやしろと申候。〔流布謠曲に、佐用姫といふ曲なし、こゝは田安本による〕
同〔松虫〕あら有難の御弔やな、秋霜にかるゝ虫の聲聞くは閻浮の秋にかへる心、なは郊原に朽殘る魄靈是まで來りたり。うれしくとぶらひ給ふものかな。
日蓮開目抄下、日蓮トイヒシ者ハ、去文永八年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラレヌ。此ハ魂魄佐渡ノ國ニイタリテ、カヘル年ノ二月雪中ニシルシテ有緣ノ弟子ヘオクレバ云々。〔孝云、コノ開目抄ヲサス也〕

〔〕己巳〔攺改之改、又訓更之改、並見説文卷三下攴部。而訓更者、从戊己之己、攺改之改、从巳辰巳之巳、兩字別音、段本其字體不明了。攺改音余止切、訓更者、音古亥切〕

己（キ）〔オノレ、ツチノト〕説文十四下部首戊己之己。[illegible]〔古文〕

巳（シ）〔ヤム、スデニ、ヘミ〔スデニヤムノ訓ノトキハイノ音ナリ〕〕説文十四下部首〔辰巳之巳、〕段玉裁云上實下虛[illegible]

㠯（イ）〔モチテ〔ヤム、ガウラカヘル故ニ、モチテ、トナルナリ。持ハ事ヲスル也ヤムハ事ヲセザル也。コレウラウヘナリ。〕〕說文十四下巳部、㠯、用也从反巳、段玉裁云、上虛下實[illegible]

㔾〔花ノツボミ、說文七上部首、弓

卩〔シルシ、說文九上部首、号

邑字从卩〔部首〕印字从卩〔部首〕卷字从レ卩在二卩部、厀曲也〔段注、卷之本義也、〕節字从レ卩〔節
字見二竹部一、从レ竹卽聲、卽字、見皀部、从レ皀卩聲、段注、此當云从卩皀卩亦聲〕〕

考いはく、已、㔾、巳の三字、篆書にて混同せねど、隷書以下にてはまがひやすし。その下にしるしたる已卩も、その字體上の三字とまがはぬやうなれど、卷ノ字の下體は、いづれにしたがへるかなどとおしあてにはさだめがたくやあらむとて、こゝに書出しおくなり。

輟耕錄卷廿五〔院本名目〕巳己已とみえたる、その字體分曉ならず。おの〳〵別字にや。又同字相濫ものにや、考ふべし。又本邦俗間に、小野篁歌字盡、㔾（フデーカミ）己（オノレハシモニ）巳（ミハミナ）㔾（ハナシツチハミナツク）とあり。是は後世の書にて、此分別は何の書によれるものか考ふべし。〔天和年間の刊本ヲ、オノレ弁職ス〕說文によるに文字四つはなし。オノレとツチノトとは同字なり。

沈括夢溪筆談十七〔書畫〕古文己字從レ一從レ亡。此乃通二貫天地人一。與二王字一義同。中則爲レ王。或左〔或右。則爲レ己。僧肇曰。會萬物爲一己者、其惟聖人乎。子曰。下學而上達。人不レ能レ至二於此一、皆自成レ之也。得二己之全一者如レ此。」とあるは僻說にして採るにたらず。〔或左或右トハ、此字體、「コレ右ナリ」「コレ左也、王ノ字ハ、左右ニ偏ヨラズシテ天地中央ニ一ヲカキテ、丨ヲ貫ク也。己ノ字ハ、上畫ハ右ニ、下畫ハ左ニ、コレ左右ニ偏ヨルトナリ。サレド亡ノ字ハ、說文十二下部首ニ、亾逃也、从入トアリ。亡ト書クハ隷變ナリ。隷變ノ字體ヲ以テ、古文ノ己ノ字ヲ解說セントスルハイカガナリ。其ノ上ニ其ノ說モ分曉ナラズ。誤寫ナドニテモアリヤ。津逮秘書本、稗海本、カクノ如シ、別本ヲ比校スベシ。〕洪邁容齋續筆卷二、錢大昕養新錄卷三、阮元挍勘記〔論語憲問、隱二年左傳〕說文段玉裁注〔卷十四下、戊己之己、辰巳之巳〕など辨別明白なり。ひらきみるべし。阮元ノ經籍籑詁上聲紙韻に、辰巳の巳ノ字を載せ

て、説文を引き、又蛇也などの訓を引く、又同韻〔上文〕に辰巳の巳ノ字ありて止也。竟也。癒也。語終辭也甚也。與以同などと云て、爰に説文を引用せず。引用せざる意は説文の巳ノ字とは別字と云ふにあらず、俗字としたるにあらず。是はもと一字なれども、説文の訓の引伸轉注なれど、後世音韻精密になりて、此義のときは某字母、この義のときは某字母と分別あるを知らせんとて也。おのれ詒擬符十九〔第三十〕に詳にいふ。〔此二字廣韻上聲止韵ニ入レテ辰巳ノ巳ハ、祥里切ニテ、邪母也、止也ト訓ズルハ、羊巳切ニテ喩母ナリ。コノ止韵ハ、後世紙韵ニ入ル。サレバ纂詁ニテハ紙韵ナリ。羊巳切已ハツチノト、ト云フ字ニテ、此二字トハ別ニシテ同韵ナリ。〕

郭忠恕ノ佩觿〔上聲去聲相對〕己巳巳已〔上居里翻。身也。二羊止翻止也。三詳里翻辰名。四下感翻、草木之華發〕トアレド、字體モ第二第三ノ體混殽シテ分別ナシ。善本ヲタヅヌベシ。其解モ心ユカズ。居里モ、羊止モ、詳里モ、下感モミナ上聲ナリ。上聲去聲相對ト標目シタルハ、イカニ猶ヨク考フベシ。

○戒　壇

本邦ニ古ク戒壇ノ勅許アリシハ三所ナリ。大和ニ東大寺、筑紫ニ觀世音寺、下野ニ藥師寺ナリケリ。戒壇建立スルニヨリテ、此三寺ヲタテタルニアラズ。モトヨリアリシ此三寺ニテ戒壇ヲハジメタルナリ。其後延暦寺ニ大乘戒壇ヲ建立セントシタリシトキ、東大寺ニテコレヲイナミテ、戒ニ二樣ナケレバ不要也ト云フ。ゲニ名目ハ大乘トテカハレル事モナキナルベシ。傳教歿後ニ勅許アリ。顯戒論ト云フモノ三卷、傳教ノ著述也。ヒラキミテ圓戒ノ大旨ヲシルベシ。サテ三井寺ニテ戒壇ヲ建立セントスルニ、延暦寺ニテウベナワズ。延暦寺ノトキニ東大寺ニテ爭ヘルニ同ジスガタニコソ。其後三井寺ニテ皇子降誕ノ御イノリノコトアリシニ、效驗アルニヨリ勅許アリタレド、比叡山ニテ猶從服セザリキトカ。其後遂ニ黑谷ノ法然ノ弟子某大勸進職ニナリテ、三井寺ニモ受戒修行アリタッ。ソモ〳〵コノ勸進職ト云フモノ

ハ重キコトニテ、後々ハ宮家ニテ兼帶シタマフトカ。コノ三井寺ノ圓戒ナリケリ。
十二年ノ山ゴモリト云フコトハ、淸少納言ノ枕草子ニモミエテ、叡山ニテ十二年山ニコモル。コレ定法ニテ、五十八戒ヲ守ル梵網經ニアリ。大乘律ナリケリ。同山ニ安樂谷ト云フアリ。コヽニ別ニ小乘律アリ、四分律ヲ主トス。二百五十戒ナリケリ。コノ四分律ハ三聚戒ノ中ナル攝律儀戒ニコモリテアルヨリイヘバ、三聚戒ニ隷屬スルモノニ似タレドモ、元來ハ四分律一種ノモノニテ隷屬スルモノニハアラヌナリケリ。傳敎ハ定慧ノ二ツニ大小乘ノ別アレバ、戒ニモ何ゾ二ツナカラントテ、大乘戒壇ヲタテントシタルモノナリ。ソモ〳〵假受小戒トテ、化他ノタメニハ小乘戒ヲ受クルコトモアレバ、彼安樂谷ノ小乘律モステガタシ。
カンノクダリノコトドモハオノレ古老ノ物語ヲ聞テ、耳ノソコニホノ〴〵ノコリトヾマレルヲ、今カイツケテオクニコソ。固ヨリ學ノ藕モスクナク。マシテ出世間ノコトハウケバリテトヤカクヤトイフコトモシラヌ凝人ナレバ、キヽヒガメテアランコトハコレヲミン人敎ヘタマヘ。
▲眞言密敎ニ二途アリ。傳敎慈覺等ノ所傳叡山ニ弘通スルヲ舍那業ト名ケ、世ニ稱シテ台密ト云フ。弘法大師已下ノ傳ヲ東寺ノ流ト名ケテ、今ノ眞言宗ノ密敎ナリ。其戒律ニ二途アリ。大乘戒小乘戒ノ中ニ五部ノ傳アリ。
五部トハ曇無德〔四分、〕蒲婆多〔十誦、〕彌沙塞〔五分、〕迦葉遺〔解脫、〕婆麤富羅〔未至於此、〕大乘戒ノ中ニ梵網經ト瑜伽論トノ二部ヲワカツ。鑑眞和尙ハ大乘ニハ瑜伽ノ𦬇戒ヲ傳ヘ、小乘ノ中ニハ四分律ノ戒本ヲ傳ヘラレタルヨシナリ。法然上人ハ天台大師ノ所傳、梵網ノ𦬇戒ヲ傳受セラル。
此一條方外ノ友福田行誡ノ說ニヨル。
攷證
▲續日本後紀卷十八、仁明嘉祥元年十一月己未。下野國言。藥師寺者。天武天皇所ニ建立一也。云々。望請。

准ニ太宰府觀音寺一。簡ニ擇戒壇十師之中。智行具足。爲ニ衆所レ推者上。充ニ任講師一。便爲ニ受戒之阿闍梨一。勅。講師依レ請任レ之。」▲拾芥抄下〔諸寺部〕招提寺。〔鑒眞和尚爲ニ戒壇一。〕孝云、日本後紀〔桓武延暦廿三年〕條ニアリ。又云、此戒壇即東大寺戒壇也。下文物茂卿太平策條。予有レ說可ニ通考一。〔觀音寺在ニ筑紫一在ニ戒壇一。〕藥師寺在ニ下野國一在ニ戒壇一。▲濫觴抄上〔戒壇〕孝謙六年甲午〔天平勝寶六年四月〕東大寺建ニ立之一。天皇登壇受ニ菩薩戒一云々。▲同下〔延暦寺ノ條戒壇〕弘仁十年三月十五日傳教上表云々。同十三年壬寅。勅許右大臣宣。奉レ勅東大寺戒壇立後經ニ六十九年一。▲初例抄下、延暦寺受戒始。」弘仁九年戊戌。中ニ置戒壇於延暦寺一云々。東大寺受戒始。」天平勝寶七年鑒眞持ニ來五臺山土一。東大寺盧舍那殿御前立ニ戒壇一云々。▲釋家官班記〔臨時受戒事〕山門受戒者。弘仁十三年六月十一日可レ傳ニ菩薩大戒一之由被レ下ニ官符一。依レ之築ニ戒壇一行ニ授戒一云々。▲叡岳要記上、戒壇院。▲物茂卿太平策▲僧綱補任抄出〔上〕天平勝寶六年正月十二日。鑒眞自レ唐來云々。別作ニ戒壇一持ニ來五臺山之土一加レ之。〔本朝受戒ノ始也〕▲同天平寶字五年正月廿一日ノ勅宣。▲太平記卷十五〔園城寺戒壇ノ事〕▲平家物語二〔賴豪〕▲源平盛衰記卷三十〔賴豪〕▲塵添壒囊抄卷十三〔第三條〕壒囊抄卷十三〔第三條、本朝戒壇ノ事〕▲沙石集卷三〔下、〕律學之學興行相讓事

以上ノ書ニ載ス。ツイテ可レ見。

追加▲錄內御書四、撰時抄上　孝謙天皇ノトキ、鑑眞和尚天台宗ト律宗トヲ渡ス。律宗ヲバ弘通シ、小乘戒壇ヲ東大寺ニ建立セシカドモ、天台法華宗ノ事ヲバ、名字ヲモ申出サセ給ハズ。桓武天皇ノトキ、傳教我ト立給ヘル國昌寺、後ニ比叡山ト號ス。コヽニテ圓頓ノ別受戒ヲ建立シタマフ。」同書十七、諫曉八幡抄、園城寺ハ叡山巳前ノ寺ナレドモ、智證大師ノ眞言ヲ傳ヘテ、今ニ長吏ト號ス。叡山ノ末寺タル事無レ疑。而ルニ山門ノ得分タル大乘戒壇ヲ奪取テ、園城寺ニ立テ叡山ニ不レ隨ト云フ。譬ヘバ臣ガ王ニ敵シ、子ガ親ニ不孝ナルガ如シ。カヽル惡逆ノ寺ヲ新羅大明神猥シク守護スル故ニ、度々山門ニ寶殿ヲ

燒レヌ云々。」△翻譯名義集〔寺塔篇第五十九、〕招提。唐言二四方僧物一。後魏大武始光元年造二伽藍一。創二立招提之名一。

孝按、出家ノモノハ、一所不住ニテ雲水ナレバ、寺塔モ一人ノ僧ノ永住ノタメニアラズ。モト建立ノ趣旨モ四方ノ僧侶ニ施與スルコトナレバ、其施ス品物モ多ク僧ダチノ物ト云フ意ニテ、四方僧物ト云フ譯モアルナリケリ。

△續日本紀卷十八　聖武天平十九年正月癸卯。制令三七道諸國沙彌尼等一。於二當國寺一受戒不レ須二更入京一。コレハ別ニ戒壇トテ建立ナカリシ以前ノコトナレバ、其國々ニテモ受戒アリタルナリ。入京トアルカラハ、コノ比迄ハ京師ニテ受戒ハアリタルナリケリ。

同卷廿四　天平寶字七年五月戊申。大和鑒眞物化云々。孝謂、戒壇ハ何レノモ今ハタエテアトカタモナクナリユキタリ。頃日方外ノ友西教寺潮音師ノカケル無用閑談ト云フモノヲヨメルニ、龍海和上字寄乘。但馬人。文政三年庚辰化二於西京寓舍一。曾求遊之日。至二下野藥師寺一尋二戒壇趾一。榛樹成レ林。蔓艸埋レ路。賦二一詩一曰。昔日江左八州僧。此地戒壇无レ不レ登。法律陵夷人自少、榛林探趾淚沾レ肱。悲嘆大法衰廢。其志厚哉」トミエタリ。下野ノミナラズ。其他兩處ナルモ推シテシルベシ。洪歎ニ屬ス。

○するがの海のはまつゞら

萬葉集卷十四〔駿河歌〕駿河能宇美、於思敝爾於布流、波麻都豆夜〔千蔭云、夜當作良〕伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、〔一云、於夜爾多我比奴〕

千蔭云、いそべを東言におしべといふ。出雲風土記に波万都豆良毛毛夜夜爾といへる如く。廣くはひたるかづらなり。〔孝云、縣居翁定本にては、此卷を第六と定められて、此歌の注に、出雲風土記をひかれたるを、千蔭そのまゝにこゝにのせられたる也。さておのれ風土記をみるに此文みえず。翁のみられたる出雲風土記は今本とは異なるにや。又翁たま〳〵他書をあやまりひかれたる猶よく考ふべし。〕

いづれといふ名は定めがたし。さくその濱つゞらの如く長く絶えず、賴みわたりて母がことびとにあはせんといふをうけひかずして心にはむけるといふ也。いましは汝也。〔孝云。いそへトおしへト通音也。いおハ、あいうえおノ通ナリ。そしハさしすせそノ通ナリ。〕

新拾遺戀四【寄海戀、從二位行家】「つらかれとするがのうみの濱つゞらくるよもまれにひとぞなりゆく、新後拾遺戀一〔題しらず、權律師桓輸〕「こひしねとするがの海のはまつゞらくるよもなみの袖ぬらすらん。

孝云、此二首いづれも、萬葉集の歌を本にしてよめる也。律師のくるよもなみのとよまれたるは、行家朝臣のくるよはまれにといふを、今一際つよくよまれたるなりけり。つゞらはつる草の總名也。ツラ、ツル同語也。カツラのツラも同じ。カは添へて云詞の由、萬葉類林〔ツラノ條〕にいへり。葛をタズカツラといひ、馬鞭草をクマツヾラといひ、防已をアヲカツラと云ふ由和名抄にあり。併考ふべし。〔ツヾラノツヽヲ約レバ、ツナリ。サレバツヾラ、ツラ、ツル、同語ナリ】本居氏の古事記傳卷六〔十九葉〕に、葛もつらが本語にて、何にまれ蔓草（ヅラクサ）をもて頭の飾にかくるを髪葛（カツラ）と云ふ。是鬘也。さて然（シカ）鬘に用ふるから立かへりて草の葛をもかつらとは言ふならむといへり。〔孝云、かハ、物ニかヽルナドノかニテ、タヾ發語ニ添ハリタルモノニハアラジ、ツル草ハ物ニハヘマヅハリ、引カヽルモノナレバ、シカオモヘド、本居氏ノ說ニテハ髪ノかナリ。又オモフニ飾ノかニヤ。髪ヲオロスヲ、落飾ト云フヲモ攷フベシ。かざりノかざヲ約レバかノ一言ニナル。りハ上ノ詞ノ活キニテ、義ハナシ〕

○女郎花

誰モ〳〵ヲミナメシトロニハ呼テ、ヲミナヘシト物ニカクハイカナルコトゾト問フモノアリ。コレハ麻行ト濁音ノ婆行トハ、通用スルモノトノミ妄リニ思ヨリカヽル問ハアルナリケリ。本居氏ノ詔詞解卷五〔六十七ウ〕ニ新嘗ハ爾比那閇ト訓ムベシ。閇ハ淸音ナリ。辨ト濁ルハワロシ。又ニヒナメト訓ムモヒ

ガコトナリ。〔本居氏ノ意ヲタドルニべトめトハ、詞ニヨリテ通ヘド、今べトヨマヌカラハ、めトヨムマジキナリトナリ。〕其委キヨシハ、古事記傳ニイヘリトアリ。〔古事記下卷、朝倉宮ノ段ニ爾比賣閇トアリ、傳ノ八(七ウ)ニ其辨アリ。〕此ニヨリテモ、今コノ女郎花ノ乎美那閇之ト、和名抄ニ清音ノ閇ノ字ヲカケレバ、ヲミナメシトハ云フマジキコトアキラカ也。古今集物名ニヲミナヘシヲ隱シテ糸ヲミナヘシトアル。此ヘト云フ詞清音ニテ、織ト云フガ如シ。イヒカケニハ清濁モ混用アレド亦證トナルベシ、又問テ云、萬葉ニ娘部思〔卷八〕佳人部爲〔卷十〕美人部師〔同上〕トアルニ、同ジ萬葉ナル射目立而跡見乃岳邊〔卷八〕射目人乃伏見〔卷九〕抔ノ射目ハ、其意必射部ナルベキヲ〔縣居翁ノ冠辭考イメタテ、イメビトノ條併考フベシ。〕照シ考フレバ、べトメトハ通フベクオモハルトイヘリ。コレハ部ハムレノ意、故ニメトヨムナリ。字音ニハアラズ〔ムレハメトツヾマル、〕コノ詞ノ例ヲ推シテ、女郎花ヲバ解キガタシ。ムレノ約メノトキニ部トカク例ハ、駿河國益頭郡物部〔毛乃乃倍〕ト和名抄ニアルナド地名ナレド、其起ハ一部ノ武士ノ集リ居ルヨリノ名ナルベケレバ、ムレノ意ニテ音ニアラズ、べ也。女郎花ノべハ、ムレノ意ニアラズ、字音也、又問、和名抄ニ清音ノ閇ヲカクナラバ、濁音ノ部ノ字ヲ萬葉ニカクマジキヲバ、イカニト云フ。萬葉ニテハ清濁混用ノモノ多ケレバ、是モ混用トスベシ。若ハ萬葉ナル部ノ字ハ混用ニアラデ、女郎花ノべハ濁ルベキヲ和名抄ニハタマ〳〵清濁混用シテ閇ノ字ヲカケルナラントモイフベキ歟。タトヘシカランニモ、其文字麻行ノ假字ナラネバ、メノ音ニハナラヌ例也。イカニト云フニ、字音ノ例ニ清濁音ノ字漢ニテハ、バビブべボ、呉ニテハ、マミムメモナレド、清濁音ナラヌ濁音ハ、麻行ニ呼バザルコト也。本邦ノ詞モ、バビブべボハ皆必麻行ニ通フト云フベカラズ。其詞ガラニテ一定セズ。女郎花ノべノ詞濁音ナランニモ古書ニ清濁音ノ文字ニテべノ字カキテアルヲ見アタラヌ限ハ、遽テ、麻行ニカヨフベトハイハレズ。麻行ニカヨハネバ、固ヨリメトカ、レスコトサラ也。サラバ口呼ニメト云フハ俗ノナマリナリ。雅言ニアラズトシルベシ。采女ヲ和名抄ニ宇禰倍トアリ。倍ハ清濁音

ニアラズ。俗ニウネメト云フハ音便ノナマリニテ、うねへト平假字ニテモカク也。古事記傳四十二〔廿五ウ〕ニモシカイヘリ。コレ的證ナリ。職員令ニ采部トアルハ、采女ノコトニアラズ男也。サテ古事記傳四十二〔六ウ借五ウ〕倍ハ部ノ意也ト云フハトラズ。語釋考ニ云フベシト答ヘテヤミツ。〔別ニ波麻二行ノ假字ノ條アリ考フベシ〕

○三本の帆柱を禁ぜられたる趣意

御當家にて大船を禁ぜられ帆柱一本を限れるは、外國へ本邦の人渡來すれば切支丹宗門を自然尊崇する族も出來べく、又外國へ內々通信通商もあるべしとの遠慮あらせられての事とおもひ居たるに、嘉永六年九月大艦製造免許となりたるときの令條にも、いよ〳〵切支丹制禁のむね書加へられたれば、內々の通信通商はいふまでもなき事なれば、切支丹の事のみいはれたるものならむと心得られたり。然るにこのごろ佐藤玄海が西洋列國史略をみるに、元來本邦の人の外國へゆかぬ事になし給ひしは、西洋諸國よりのこのみにまかせられたるにて、帆柱一本なれば、自然大洋に舟出しがたきゆゑにて、切支丹のため、又は通信通商におそれられたるにはあらずといへり。こゝに佐藤氏の西洋列國史略卷下の全文をあぐること左のごとし。

日本の士民國君より罪を得し者、或は領地をうしなひ放逐せられし者ども、及無賴の惡奴等舶に駕し海に航して諸國を侵掠し、或は婦女人民を略し、或は城邑を落入れ西は大明國、臺灣島、安南、東京暹羅、呂宋、瓜哇、渤泥等すべて嶋邊の諸州、みな倭冠に困ぜざる者なし。諸國より使を日本に奉じて海盜を禁止せん事を請ふ者甚おほし。是に依て、海邊の諸國に令を下して海賊を禁制す。然れども天草島原の亂の後は、罪人海外にのがれ出て、瓜哇、渤泥、呂宋等の諸國倭寇益甚し。諸國の日本へ使して禁止を請ふ者數度におよべり。於レ是人の外國に出るを禁じ、遂に海船の制をさだめ、帆柱一本を限りとし、唐船造りの舟をばかたく制する事をとゞむ云々。〔孝云、諸國より禁止を請ふといふ事は、

いかなる書にしるして有るにか、出處尋ぬべし。」

○駿河大納言殿御事

渡邊幸庵對話記　駿河大納言樣御身代果、御家來の分召返さるべきの旨、家光公上意ありと雖も、歷々は一人も立返り申さず。輕き身上の者共四十人召返さる。大納言樣御謀叛の御心の有無は不レ知。但御幼少より天下を讓らるべきと、秀忠公御內證にて御約束有之由、しからば御謀叛有まじとも申されざる也。

孝云、幸庵は領知一萬石にて、駿河大納言〔三代將軍の御弟〕忠長卿へ附させられたる人にて、老後の物語かくのごとし。筑後守源君美が藩翰譜卷十一駿河殿の御傳には、秀忠公の御こゝろにさることはおぼしもかけ給はぬよし、かへす〴〵かけり。己れ識見淺く紙背に透らず、その上に今よりは年久しき事にて、いづれをまことゝし、いづれをまことならずとさだめがたし。

○御當家御軍法

改正三河後風土記卷廿二〔石川數正岡崎退去〕德川家にては、古老の數正御家の軍法は熟練せし事なり。數正大坂へ降參して謀主となり、關白大軍攻くだらば、ゆゝしき御事ならむと、御家人大に憂へける所、神君は例よりも御氣色うるはしく連日御たか野にわたらせ給ひ、其上にて甲州郡代鳥居彥右衛門に仰遣はされ、信玄の軍法の書物武器兵具類、甲州に殘りたる者は悉く召集めらる。井伊萬千代、榊原小平太本多平八郎、三人惣奉行になり、成瀨吉右衛門、岡部次郎右衛門二人下奉行とせられ、兼て御家人に召出されたる甲州武士を集め、信玄の軍法共遍く穿鑿をとげ給ひ、十二月上旬に至り、御當家御軍法今より後は悉く武田流にあらため給ふ。御家中末々の者まで共旨心得申べしと觸れわたさる。

附　石川數正の大坂へ降參したるは、神祖の內命ありたるにて、間者につかはしたるなりと、亡友推易堂某のいへることあり。その說も長々とありたれど、今多くはわすれたり。されど此考その理なきにもあらず。おもしろくおぼゆれば、こゝにおどろかしおく。

○關東八州神祖御領

改正三河後風土記卷廿八　秀吉より此たび德川家に八州を進ぜられし事、快活大度の擧動にあらずといふべからず。其實は駿遠三甲信の五ヶ國を關にうばはんとの姦計に出しもの也。關八州と雖も、房州に里見、上野に佐野、常陸に佐竹、下野に宇都宮那須等、其外國人多し。全く八州御領となりしにはあらず。駿遠三甲信は久しく德川に□せし地なれば、是を秀吉の手に入れて、甲州は尤要地なれば、始に加藤遠江守を置、後に淺野を置、東海道要樞の清洲に秀次、吉田に池田、濱松に堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府に中村を置て、これらは皆秀吉が股肱腹心の者どもなり。この輩を要地に置て、實は關東の喉を押へて動かすべからずとせし姦謀明らかなり。然るに關八州版圖に入て後、我國勢彌々盛大におよぼ、終に一統の基業をひらかせ給ふに至りては、天意神慮の致す所、私智私力のおよぶ所ならず。

○上﨟〔小上﨟　中﨟　下﨟〕

禁秘抄下〔女房〕上﨟　不レ謂二是非一。二三位典侍、號二上﨟一。着二赤青色一。」小上﨟　不レ謂二善惡一。公卿女號二小上﨟一。着二織物并表着一也。」中﨟　内侍ノ外不レ着二織物一類也。下﨟　諸侍ノ賀茂日吉社司等ノ女也。」孝云、此名目は職原抄後附にもみえたり。﨟は臘と同じ、集韵にみえたり。此次第は禁中につかふる女房の階級なり。浮屠氏に法﨟といふは年數の事にいふなり。源氏蜻蛉に〔四十九ウ〕きたなげならでよろしき下﨟なりとゆるして、人もそしらず。〔コレハ浮舟女房侍從が明石中宮ニ宮ヅカヘスル處〕これをかりて、今は貴賤上下の次第に用ふるなり。源氏物語帚木の卷、または濱松中納言物語などに、男子にも下﨟といへる事あり。源氏蜻蛉の卷に、薫君のみづから上﨟といはれたるあり。法師にもいへり。手習卷〔二ウ〕にあり。さてはふるくも女房にはかぎらぬなり。榮花物語若水の卷〔活字本七葉ウ〕に、いまはおぼろげならざらんは上﨟なりともとぞおぼしめしたると有るは、その女房の父兄をさすにか、此處文義おのれよく解きえず。しばらく書出しおくのみなり。

○舟〔貨狄〕

謡曲〔自然居士、〕そも〳〵舟の起りをたづぬるに、水上黄帝の御宇より事おこつて流れ、貨狄がはかりごとより出たり。爰に又蚩尤といへる逆臣あり。彼を亡ぼさむとし給ふに烏江と云ふ海を隔て〔田安殿ノ本ニハ、烏江を中に隔てければ、トアリ〕責むべき様もなかりしに、黄帝の臣下に貨狄といへる士卒〔田安本謀士〕あり。あるとき貨狄庭上の池の表をみ渡せば、折節秋の末なるに、寒き嵐にちる柳の一葉水にうかびしに、又蜘といふむし、是も虚空に落けるが、其一葉の上に乗りつゝ、次第〳〵にさゝがにのいとはかなくも、柳の葉を吹きくる風にさそはれ、汀によりし秋霧のたちくる蜘のふるまひ、げにもと思ひそめしより、たくみて舟を造れり。黄帝是に召されて烏江をこきわたりて、蚩尤をやすく亡ぼし、御代を治給ふ事一萬八千歳とかや。然れば船のせんの字を〔田安本ニハ、舟の船（セン）の字をトアリ〕君にすゝむと書きたり。〔孝云、きみにすゝむト云フハ、文字ノ體ヲイカヤウニカクコトニカ、船ノ字公ニシタガヘド、ススムト云フコト、心得ガタシ〕扨又天子の御顔をれうがむと名付けたてまつり、舟を一葉と云ふ事〔天子のト云ヨリ以下ヲ、田安本ニハ天下の水路をわたるに、船を用ひつゝ、民の愁をのぞく事トアリ。〕此御宇よりはじまれり。又君の御座舟を〔田安本ニハ御ふねには、〕龍頭鷁首と申すも此御代よりおこれり。〕同〔藤栄〕〔流布本ハ、自然居士ト文句同ジ、今ハ田安本ニヨリテ、コヽニシルス。〕さて唐土の船をば、黄帝の時に貨狄庭上の池をみわたせば、折節秋の末つかた散りうく柳の一葉に蜘蛛ののりて自吹きくる風にさそはれみぎはによりし、其時貨狄げにもとおもひつゝ船をつくりて、逆臣の蚩尤をやすく亡ぼして代を治め給ふ事一萬八千歳とかや。〕同〔遊行柳、〕彼皇帝〔田安本、黄帝トアリ、黄皇古人通用、〕のくはてき〔孝云、貨狄ノ字音ナレバ、くわトカクベシ〕が心聞や、秋吹風の音に散りくる柳の一葉の上に蜘蛛の乗りて、さゝがにの糸引渡るすがたより工み出せる舟の道〔田安本、くものりつゝさゝがねに、糸引きわたすすがたより、たくみいだせる舟なれば、トアリ、〕是も柳の徳ならずや。〕説

文八下〔舟部、〕舟、船也、古者共鼓貨狄刳レ木爲レ舟。剡レ木爲レ楫。以濟二不通一。〔段玉裁注、共鼓貨狄、黄帝堯舜間人、貨狄疑卽化益、化益卽伯益也〕〔化益卽伯益、詳二於梁玉繩古今人表攷一。初學記舟條、引束晳發蒙記、伯益作舟〕世本〔王謨集本、漢魏遺書鈔收焉。〕共鼓貨狄作レ舟。〔山海經、番禺是始爲レ舟。注、引世本共鼓貨狄作レ舟。〕宋忠曰、黄帝二臣〔類聚〕

附 謡曲自然居士と藤榮といづれはやくつくりたらんとおもふに、田安殿御本には謡目錄と云ふもの一冊附刻あり。その目錄をみるに、自然居士には淸次作とあり。藤榮には作者未詳とあり。淸次は結崎治部秦淸次、應永十三丙戌五月十五日死五十二歳とおなじ、目錄にのせたり。淸次よりふるき作者みえず。されば藤榮は自然居士より後なるべしとおもひ定めて、自然居士の文をはじめにかゝぐ。田安殿にて改正のときもそのこゝろしらひや有りけん、藤榮の文を改められたり。

難波江六の卷上終

難波江六の卷下

○源氏香　十炷香　五炷香　系圖香

夏山雜談五〔無名氏著、寛保辛酉自序、〕香ノ式ハ十炷香ヲ本トシテ、サマ〳〵ノ法ハ皆後ニ出來タルナリ。源氏香ノ圖ハ、最初ヨリ其圖アルニアラズ。五炷ノ香ヲ試覺エタル次第ヲカキシルスニ、自然ト其圖出來タル也。圖ノ作リヤウ大概左ノ如シ。源氏香ハ香五炷也。五炷ノ内一ノ香五包、二ノ香五包、三ノ香五包、四ノ香五包、五ノ香五包、合二十五包ヲ打交テ、何レナリトモ其内五包取出シ、香木ヨリ一包ヅツタキ出ス。譬ヘバ一二三四五、皆カワリタル香トキケバ、[図]如此圖ヲ名乘紙ニ書キ、一四カワリ二三五同香トキケバ[図]如此書キ、〔[図]櫻友云、當改作[図]、孝云、此說是也〕一二同香ニテ三四五カワリタル香トキケバ、[図]如此書キ、〔[図]櫻友云、當ニ改作ヒ[図]、孝云此說是也〕一三同香ニ四同香五ハカワリタルトキケバ、[図]如此書キ、一三同香ニテ二四五同香トキケバ[図]如此書ク也。餘ハ是ニナラフベシ。如此キ、タルオボエ、次第ニ圖ヲ作レバ、自然ト五十二ノ圖出來ルナリ。系圖香ハ四炷ナリ。一炷ヲ四包ヅツニシテ合十六包ヲ打交テ、其内四包ヲ次第ニタキ出ス。キ、ヤウ、圖ノ作リヤウ、源氏香ニ同ジ。是モ自然ト十五ノ圖出來ルナリ。

孝云、此圖建立おのれよくわいだめず。猶よく考ふべし。群書類從三百五十九卷に薰物の事多くみえたり。ひらきみるべし。源氏物語は五十四帖あることをここに五十二の圖と云ふ心得ず。

○西湖のうつし水戸殿のみそのに有りといふ事

歸化したる舜水に、水戸光圀卿おほせて、西湖のすがたを園中にうつされたるを、渡邊幸庵是を難じて、

舜水は朝鮮人にてたゞ繪圖をみておしあてにしたればあやまりあり。おのれは實地を見たればとて、そこゝ模樣をかへて奉りしよし、渡邊幸庵對話記にみえたり。幸庵は島原一揆の後、かの土に遊歷したるなれば、さもあるべきか。されど舜水は明末浙江の人也。西湖もそこにあるを、幸庵難じて朝鮮人實景をみずと云ふはいかに、此對話も虛言おほきにや。舜水は朝鮮人にあらぬ事上にいふごとし。原念齋の先哲叢談に、舜水の傳あり、みるべし。

〇氷獻上

毎年六月朔日加賀侯より氷獻上のよし、人みないふ事也。椋齋氏のいはるゝには、氷を奉るにはあらず。此時鮮鯛を奉ることのあるに、その魚の損ぜぬ爲に添へて奉る也といへり。その筋の人にたづねて實否をさだむべし。六月朔日氷奉る事も有る事とみえて、此ほど渡邊幸庵對話記といふものをよむに六月朔日には、富士の大宮より一里奥●(一本宮)山ニ申所より氷を獻上致し候。五月晦日の夜より山を排出申候。三尺四方ばかりに切り候。氷駿河の御城へ朔日に上り申候刻は、六七寸四方許に成申候。江戸へ獻上の氷は上り申候刻、二寸四方許に成申候よしに候としるしてあり。

〇伊勢のうめる御子

宇多院の御子を、伊勢守藤原繼蔭が女伊勢うみける。御年八ッにてはかなくならせ給ふ。此事伊勢の集にみえたり。紹運錄に行明親王母伊勢とあれど、塙氏校訂本には、母時平女の由に改めたり。是は同書醍醐の條によれるにてけにしらるべし。いかにといふに、行明の母を伊勢としては伊勢集にもあはず。編年紀略に、行明の事をしるしたるにもあはず。その證は、拾遺集哀傷うみ奉りたる御子のなくなりて、又のとし郭公を聞きて、伊勢「しでの山越て來つらむほとゝぎす戀しき人の上かたらなむ、伊勢集、うみ奉りし君は八ッにてうせ給ひにける云々。かへりくる年の五月に時鳥の鳴くを聞てしでの山云々。」編年紀略、〔醍醐延長五年八月廿三日、行明〔今上第十二皇子〕爲二親王一。同〔朱雀天慶

三年二月十五日〕行明親王〔先帝第十四、與天皇同胞〕於殿上加元服。同〔村上天暦二年五月廿七日〕上總大守行明親王薨。」

孝云、こゝに今上と有るは醍醐也。先帝と有るも朱雀の時よりいふなれば、是も醍醐なり。第十三と第十四との異同後日考ふべし。天皇と同胞と有るいかゞ、朱雀の母は穩子也。行明の母は褒子なり。

紹運錄

宇多―醍醐
- 敦慶親王―中務 母伊勢守藤經藤女 ○塙本此一行作母伊勢二字
- 雅明親王 母從二位藤褒子左大臣時平女
- 行明親王 四品上總大守○醍醐條四品作一品、母伊勢守藤經景女 伊勢○塙本此一行作「母同雅明四字、孝云、塙本是也、
- 雅明 母從一位褒子時平公女、實寛平御子依御出家後、爲延喜御子、
- 保明 母穩子、昭宣公女、諡文彦〔孝云、昭宣公基經ナリ、時平ハ基經子也〕
- 朱雀 母同文彦
- 行明 母同雅明、二品上總大守、實宇多子
- 村上 母同朱雀、

これらを併考ふるに、紹運錄には伊勢のうみて八ツにてなくなり給ふは、たまへもれたるなり。行明の母といふは誤とさだむべし。大和物語段第一に、亮子院のみかどいまはおりゐ給ひなんとする比、弘徽殿のかべに伊勢の御のかきつけゝると有るところに、北村季吟注して行明親王をうめりといふは、紹運錄の宇多の條を一わたりみて記したるにてとるにたらず。縣居翁は此注をあらためて、此院のみかどの

男子(ミコ)をうみし故に云々とあり。さて伊勢は宇多にもつかへてみこをうみ、宇多の御子の敦慶親王にもつかへてみこをうみたれば、日本史烈女傳にのせさるうへなりけり。

此かうがへを人にみせたるに、その人いふやう、家集にて八ツにてなくなり給ふよしあれど、今の家集といふもの、そのかみの集にや、跡より物したるかさだかならず。行明の母こせんにもさはり有るべしとも思はれずといふ。おのれ答へて、紹運錄に、宇多と醍醐と行明の母の名おなじからず。されば此書をしひたすらには證となしがたし。又伊勢がうめるは、十にもたらでなくなり給ふにたがひ有るまじく思ふは、紀略によるに、行明元服より薨じ給ふまでは廿年ばかり星霜をへたり。猶いはど、榮花物語根合の卷〔活字本卅七ウ〕に、近江守實經の君のむすめ候ひけるも、おとこみこうみ奉りたりける。四五にてうせ給ひにき。伊勢がこゝちぞしけると有り。是は後三條の東宮にてましましたる時の事也。伊勢は八ツにて御子をうしなひ、此女は四ツ五ツにてうしなひたり。さるにより伊勢がこゝちぞすると有るにあらずや。是幼童の御子のなくなり給ふ顯證ならずやといへば、その人げにとうなづきぬ。

○賀年　附二條

賀年ハ天長年間ニ起ルヨシキケリ。誠ニヤト問フモノアリ。孝云、天長年間ニ太上天皇ノ寶算ヲ賀シ奉リタルコト物ニ見エテ、藤明遠ノ學山錄、講習餘筆ニモ、天長ニ始マルヨシイヘリ。編年紀略淳和天皇天長二年十一月丙申。奉レ賀二太上天皇五八之御齡一ト類聚國史卷廿八ニ載セタリ。編年紀略淳和天皇天長二年ノ條ニモ見エタリ。此事ハ日本後紀ニアリシナレドモ、今其書殘缺シテ、此文ノアル卷ハ傳ハラズ。サルニヨリ菅家ノ類聚國史ヲコヽニ引出スナリ。編年紀略ハ世ニ日本紀略ト云フコレ也。鴨祐之ノ日本逸史ニモ、類史ヨリ抄錄シタリ。濫觴抄ニモ寶算賀ノ條ニ、淳和二年乙巳〔天長〕十一月四日丙申。朝家奉レ賀二嵯峨太上法皇四十御算一トアリ。

サレド其實ハコレヨリハヤク、懐風藻ニ賀年ノ詩兩首アリ。コノ書ハ天平勝寶三年ノ序アリ。天長二年ヨリハ七十餘年ノ昔ナリ。

正六位刀利宣令ノ賀五八年ノ詩一首、從五位上上總守伊支連古麻呂ノ賀五八年宴ノ詩一首、イヅレモ五言也。

コノ懐風藻ノ撰述スラ七十餘年ノ昔ナルニ、コノ詩ノ作ハ幾年バカリ又サキダチテアリケン。抑此書ハ貴賤ヲ以テ次第ヲナサズ。年代ニテカキツラヌルヨシ、目錄ニミエテ、此詩ノ作リヌシ刀利宣令ハ、〔割註〕萬葉集卷三ニ歌アリ。刀利ヲ土理トアリ。」長屋王ノ上ニノセタリ。長屋王ハ聖武天皇天平元年ニ死ニ給フ。又刀利宣令ハ養老五年ノ紀ニミエタレバ、三十年ホドハ必古シ。通計スルニ嵯峨太上皇ノ御賀ヨリハ、百年以前ノコトシラレタリトイヘバ、又士庶ノ間ニハ、イヅレノ時ニ初マルゾト問フ。孝思フニ下ノキザミト云フキハニナレバ、物ニ記スコトモナシ。イカデ昔ノコトヲシルベキ。只懐風藻ナル二首ノ詩モ貴人ニ奉レルヨシモミエザレバ、オノガドチノ賀年ナルモシルベカラズ。サレドオノガドチ寒鄕ニシテ、儋石ノ設モナキモノヽ、イカデ中昔マデハカヽルコトヲセントゾオモハルヽト答ヘタリ。

附、同條　八十八歳ヲ米壽ト稱スルハ、イカナルコトゾト問フニ答ヘテ、僧六如ノ葛原詩話ノ後編卷一ニ、八十八ヲ米年ト稱ス。吾邦バカリニテ云フヿナリヤ。未詳ト見エ渡邉幸庵ノ對話記ニ、「人八十八齡ニシテ米ノ字〔一本字ヲ守トアリ〕ヲ俗家ニカクコト誤也。堂上方ハ八十歳ニテ書クナリ。米ハ八十ノ人トカクトイヘリ、コノ二書ニ據テ考フルニ、八十八歳ヲ米年ト云フハ典記ニナキナルベシ。」備前文學井四明八十八ノ時、米壽ノ二大字ヲ書キテ、詩文ヲ四方ニ請ヘルコトアリ。例アルコトニヤト問フモノアリ、是ニ答ヘテ、杜撰千万ト云フベシ。太宰純ノ斥非ニ委曲ニ辨論アリ。聞キミルベシ、井四明ハ近ク原念齋ノ先哲叢談ノ序カキタル人也ケリ。」西土ニハ何時ヨリ物ニミユルゾト問フモノニ答ヘテ、本文ニ載セタル學山錄、講習餘筆ナドニ、南宋

紹興浮漚ノ比ヨリ慶壽ノコトアリトテ、宋史ヲ引證シタリト云テ止ミヌ。」

元祿年間刊刻ノ書ニ有識小說ト云フモノ三卷アリ。其書ニ本朝ニ於テ天子四十御賀ハ、仁明帝ノ嘉祥年三月ニ起レリトミエタリ。本據撿出スベシ。

○天祖降跡以來年歷

或僧ノイヘルニ、日本書紀〔神武〕ニ、自二天祖降跡一以逮于レ今一百七十九萬二千四百七十餘歲ト見エタルハ、我佛道ノ常談ナル成住壞空ヲ思ヒヨセタルニテ、釋尊ノ說給フ年歷ノ久シキ、昔ヨリ本邦ノ開闢モアリタルヨシニ聖德太子ナドノ說アリテ、コレヲ舍人親王ノカキタルナランイカニトイヘリ。孝コレニニ答ヘテ、ソノカミノコト詳ニシルベキコトニアラズ。後世ヨリサカシラニ暗推スベキコトニアラズ。タヾ古傳說トノミ心得ルヲ平穩ト云フベシ。若四劫ノコトニ相對シテイハンニハ。比喩筭數ノハカルベキナラズ何ゾ僅ニ一百七十九萬二千四百七十餘歲トイハン。佛說ニヨルニ、四劫循環シテ始モ終モナシ。其一劫ニ小三災二十增減ナド云フコトアリ。今シバラク其小三災二十增減、一番ニ付キテ云ハンニ、人壽十歲ノ時

百年ニテ一歲ヲ增　　千年ニテ十歲
萬年ニテ百歲　　二萬年ニテ二百歲
十萬年ニテ千歲　　二十萬年ニテ二千歲
百萬年ニテ萬歲　　二百萬年ニテ二萬歲
八百萬年ニテ八萬歲ヲ增

サテ人壽八萬歲トナルトキハ、又百年ニ一歲ヅツ減ズルコト、增益セシ時ノ年數ト同ジ。佛氏ノ年數ハカヤウニ多キヲ、何ゾ僅ニ百七十九萬ト云フベギ。唯本邦ノ古傳トノミオホラカニオモヒテ有ルベシト答ヘテヤミタリ。

○醫者剃髮

和事始卷一〔貝原氏、著人倫門〕薩戒記〔割註〕荷田氏家記所繫考にいはく、中山大納言定親卿の薩戒記は、後小松御宇より後花園にいたる、」に、永享五年九月廿日法皇御惱危急、醫師昌龍法眼剃髮すことあり。是を以てみれば、此時すでに剃髮して僧位にすゝむ事有りしなり。和氣雅忠剃髮して、武家の醫に准ずと和氣系圖にあり。これによりて考へみるに、昔は武家の醫師多くは僧のなせしを、雅忠始めて武家の醫に准て剃髮し僧位に進みければ、是醫者の僧位にすゝむ始ならむ。「雅忠は是利家の末世の人ならむ。」續不問談〔篠崎氏著〕醫者剃髮、薩戒記にみえたり。此書應仁年中〔應仁ハ應永ノ誤ナルベシ、〕の日記也。典藥頭和氣某薙髮して准武家醫とあり。是は亂世の僧徒は、閑暇故醫療を業として、終に是に倣し髮を剃る事也。」梅窓筆記上〔梅宮祠官橋氏著、〕法師の醫の御療治にて勸賞ありし事、後愚昧記、〔荷田氏の家記所繫考に、後押小路内大臣公忠公の後愚昧記は、後光嚴御宇の事を記す由みえたり、〕永和三年正月二日〔取要〕主上喉痹御惱之時。醫道之輩篤直卿繁成朝臣典藥頭雖レ被レ召レ之。不レ能二其驗一。令レ及二難儀一給。仍雖レ爲二沙汰外者一。士佛法師被レ召之間。以二針治一令レ屬二御減一給了。舊院文和年中。御腫物之時。小松房悲阿彌と號法師參二御療治一御平愈了。彼度被レ行二勸賞一被レ叙二法印一了。藝苑日渉卷一〔村瀨氏著〕竹田昌慶者。正慶中剃髮攻二醫術一慶安中西二遊明國一。永龢四年歸。孫昌慶應永中叙二法眼一進二法印一又正四位典藥頭龢氣明重後剃髮號二宗鑑一特旨不二特旨一不レ歷二僧綱一著二直綴白袴一。龢氏之剃髮、蓋始二于宗鑑一。耳袋〔根岸肥前守著、〕後小松院の御宇半井驢庵事、和朝の醫師僧侶官始の由、右は最勝王經大女品に。聊沐浴するの藥劑有レ之。其比は右の經文、比叡山の佛庫に封じありしを閲見の望ありて奏聞ありし故、叡山へ勅令ありしに、俗體の者拜見を禁じければ、半井驢庵法躰して僧官を給はり、右最勝王經を一覽いたしけるとや。往古はかゝる事もありしなり。最勝王經の藥法利益あるものにもあらずとおもふよし、さる老醫の物語なりし。

孝云、貝原氏の引かれたる蔭戒記の永享年間よりは、橘氏の引かれたる後愚昧記の永和は、凡四五十年もふるかるべし。源氏物語若菜の上の卷〔湖月抄七十三ウに〕おのづからほころびのひまもあらむにくすしなどやうのさまして、とあるは明石の姫君の見つけ給はん事をこゝろぐるしくおもふ處なり。こは剃髪の醫者に似たるなりけり。宿木の卷に、くすしなどのつらにてみすのうちに云々とあり。この文は剃髪とたしかにはしらねど、常人のすがたとかはりあることゝはしられたり。

○以上

今世俗尺牘の末に以上と書くは、目錄の書法の轉りたるものなり。以上と云ふは已上と書くもおなじ。スデニの意なり。史記仲尼弟子傳に、已右三十五人と有り。已右も以上の事なり。今本の家語弟子解に、右夫子弟子七十二人と有るも同じ事なり。さては單に右とのみいふもおなじ。但目錄書は二品よりの事にて、一種のときは以上とはかゝず、伊勢家の說にもはやくいへり。右の字にては一品にても害なかるべきか、されどその事は今ここにいふべきにあらず。以上の用方をいふ所なればなり。

酌井記卷三貞丈抄　貞丈增抄

進上

御太刀　一腰

御　馬　一疋

以上

名字

名乘

貞丈云、すべて以上と書く事は、物を二色三色以上書きつらねたるときは、かならず終に以上と書くものなり。一色の時は以上とはかゝぬものなり。

條々聞書（第三、折紙調候樣の事、）武家は進上と端に書きて、以上の奧に名乘をかき、肩に苗氏官途受領をも書き候。又、岐殿一人名乘をばかゝれ候はで、土岐左京大夫と候。又私にては色ばかり書きて、以上の奧に名乘をかき、肩に苗字官途など書き候は、一段賞翫の義にて候。

貞丈云、色ばかりとは、進物の色品計書きて、進上をばかゝぬなり。

孝云、伊勢家の傳説は、鎌倉足利のころのならはし也。そのはじめはたしかにいつよりとはしられず。轉訛して尺牘の末にかくも、たしかにいつよりしかるぞとはいひがたし。暗推していふまでなり。心して古文書などひろく捜索したらむには、古き目錄折紙、または轉訛して以上と書きたる尺牘などあるべし。

○安藤爲章家譜

今據二安藤氏年山紀聞卷六所載長松軒傳。及皇胤紹運錄、及親王譜一作二其略譜一。

崇光院（人皇第九十八、建武元年降誕）――榮仁――貞成（號後崇光院、號伏見宮）――貞常

　├邦高（號安養院）――貞敦――邦輔（永祿六年薨、號後安養院宮）

　　以上見紹運錄

　├貞康

　└邦房――貞清――邦尚

　　　　　　　├貞致（元祿七年薨、年六十三、）

　　　　　　　├顯子（大樹家綱公室、年山紀聞云憲廟室非也、親王譜不レ載、）

　　　　　　　└邦道

―邦茂

親王譜云、隱遁者

年山紀聞云、庶子而兄也、童名喜多麻呂、享祿三年生、母内藏權頭安藤宗實女、宗實避三好細川亂、奉邦茂一匿於丹洲桑田郡千年鄕尾口里、乃宗實之所領之地、邦茂終身權髮長髮方袖、元龜元年歿、年四十一、邦茂復改曰惟實、號惟翁、又號長松軒、孝云、邦茂以下は親王譜にみえず。他書のするにや、ひろくたづぬべし。今はたゞ年山紀聞のみによるなり。

―定實 慶長十年歿、母安藤修實女(修實是宗實子)

―定高 早世

―定吉 生涯病身

―女 伏見貞致王母、少納言局、定明養女

―定明

―爲定 從五位上、按伏見宮諸大夫也元祿十五年歿、年七十六號朴翁

―爲實 母山田氏

―爲章 母同上

―督子 同

―久子 同

―爲興 繼室湯川氏所生

―定賀

―定繁 內匠頭

―定則

―祖溪 東光寺中興

―女 定中川兵庫室

━━爲　宣同
━━艶　子同
━━留　子同

○自稱太閤

澤三郎ト云フ者ノイヘルニ、賴氏ノ日本外史〔卷十六豐臣氏天正十九年〕ニ、秀吉自稱ニ太閤トカケルハ、大ニアヤマリタルニテ關白ノ父ヲ太閤ト云フ例ナレバ、他ヨリ稱スル詞ヲ、自稱トカケルハ典故ニ闇シトイヘリ。孝云、攝關ノ父ヲ太閤ト云フコトハ誰モシレル事ニテ、賴氏モ誤ルマジキコトナリ。秀吉不學ニテ自ラ太閤ト云フ故ニ、其趣ヲシルシタルマデナリ。攝關ノ父ヲ太閤ト云フコトハ、古今同ジコトナレバ其人ノ傳ニコトサラニ載スベキコトヽモオモハレズ。自ラ稱スル故ニ一ツノ傳ヘニモナレルナラン。西土ノ昔、楚ノ項羽自立爲ニ西楚霸王ニトアルヲオモヘ、コレモ霸ト王トハヒトツ〱ノモノナルヲ、項羽不學ニテ、コノ名目ヲ立テタレバ、司馬遷モ其趣ヲシルシタルマデニテ、司馬氏ノアヤマリニアラズ、賴氏ノ日本外史モ、全書ニ渉リテ誤謬ナシトハイヒキリ難ケレド、コノコトハ誤ニハアラズカシ。明ノ王折ノ續文獻通考第二百三十四卷ノ四裔考日本ノ條ニ、秀吉自稱ニ太閤ニ猶レ言ニ國王ニ也トミエ、又下文ニモ關白姓平、名秀吉、今稱ニ太閤王ニ〔割註〕〔孝云今恐自下同〕トアリ。明ノ張燮ノ東西洋考卷十一ニ福建巡撫都御史ノ許孚遠ト云フモノヽカケルモノヲ載セテ、關白平秀吉今。稱ニ太閤王ニトアリ。サテハ賴氏ノヒガ耳ニハアラズ。海外明人ノキケルニモ、自稱シタルヨシニ傳ヘタルナリケリ。〔タトヘ。今ハ自ノ誤トナサズトモ、秀吉自稱太閤トアル文ヲ證トスベシ。閤ト閣トハマガヒヤスク、サレバ通用シテカクコト康熙字典ニモミエタリ〕ソモ〱賴氏ノコノコトヲアヤマルマジキナリト、オノレ上文ニ辯ジタルヲ、猶イハバ、日本外史ハ文政年間ノ著述ナリ。中井氏ノ逸史ハ明和年間ノ撰ナリ。後學ノ賴氏同シ筋ヲカヽントテ、コノ書ヲ見ザルコトハアルマジキナリ。サレバ外史ノ引用書目ニモ逸史ヲ載セタリ。

匪逸史文祿四年ノ條ニ、俄上表乞レ老。請以二秀次一襲二關白一、然軍國機務。太閤皆躬處決。秀次無レ所レ預焉。故事、父歷二關白一、子亦關白。則稱レ父爲二太閤一云。トアリ。賴氏コレヲシリナガラ、自稱太閤トカキタレバ、必當時所據アリタルモノナリトゾオモハル、。」

附　父關白ニテ退隱シ、其子モ關白トナリタル時、其父ノ太閤ト云フガ本ニテ、後世ハ其子關白ニナヌニモ云フ也。扨閤ノ字ナランカノ疑アレド、閤ハ吉祥閤抔ノ類ニテ、上ニバカリ居ベキ處アリテ、其下ハカラリトアキテアルヲ云ヒ、閤ハ人ヲ引入レテ應接スル處ノ小門ヲ云フ。續列女嚴延年傳、延年出至二都亭一謁レ母。閉レ閤不レ見。延年免レ冠頓二首閤下一、トミエタリ。〔漢書酷吏延年傳同〕漢書公孫弘傳二於レ是起二客館一、開二東閤一、以延二賢人一。」師古注。閤者小門也。東向開レ之、避二當レ庭門一、而引二賓客一、以別二於掾史官屬一也。トアルヲモ考合ハスベシ。五雜俎卷三ニ、此二字ヲ詳ニイヘリ。サテ閤下ト云フハ別義ニテ、閣从レ各トハカクベカラズ。日知錄卷廿四ニモ說アリ。混同ズベカラズ。萬葉集卷五ナル尺牘ノ閤下ハ、閤下从レ合ノアヤマリ、千蔭モハヤク意付キタリ。起頭聲類閤下ノ條詳ニ云フベシ。

○佐部之加美〔久那斗乃加美　太岐介乃加美〕

佐部乃加美ト云フ神ハ、道饗(ミチアヘ)祭ノ祝詞ニアル大八衢爾湯津磐村之如久塞座(サマリ本居、フサカリ縣居)皇神等ト云フ塞座皇神ニテ、和名抄ニハ道祖トアリ。〔道祖某ト云フ戸アリ下ニ云フベシ〕此道祖ノ字ノ出處ヲシラズ。祖神ト同義ニヤ和名抄ニ、風俗通ノ祖神ヲ引證シタリ。コノ祖神西土ニテ道路ノ神ナルヲ、八衢爾座トアルニ相似タレバ、祖神ノ二字ヲ借用シタルモノニテ、其實ハ同ジカラズ。」此佐部乃加美ヲ布奈止乃加美トモ久那斗乃加美トモ云。和名抄ニハ岐神トアリ。岐神ハ神代紀ニモ出タリ。サテ神代紀ニ自レ此莫過(クナト)トカキ古事記ニハ船戸トアルヲ取合ハセテ考フレバ、布(フ)ハ經(ヘ)、久(ク)ハ來ナリ、此處ヲ經テ來莫ト云フ意ニテ、障留ル處ニ坐ス神ナリ。神代紀口決ニ、岐神(フナトノカミ)ハ道祖神(サヘノカミ)ト云フ。コレニテ布奈止、久那斗ノ同名ナルコトヲ知ルベキ也。此岐神ハ西土ニ本文アルニアラズ。道路ノ上ノコトナレバ造語シタルモノナリ。〔岐ハ、

チマタナリ、續紀ニ道祖首ミエ、姓氏錄ニ道祖史アリ。イカニ讀マントオモフニ、孝德紀ニ紳魚戸直アリ。コレヲ照ラシテミレバ、道祖ハフナトト讀ムベキコトタシカ也。」又コノ布奈止乃加美ノ大屯介乃加美トモ云フ。和名抄ニ道神トアリ。但シ和名抄ニ、唐韵云禓音觴、道上祭トアルヲバステヽ、一云道神也トアルヲ用フベシ。源　蓬生河海抄ニ道祖神、世俗號佐部乃神。又云ニ手向神トアリ。旅行人幣帛ヲ手向ケテ祭ルヨリシカ云フナリ。越行山ノ坂路ノ登リ極タル處ヲタムケト云フモ、其處ニテ神ニ手向ノスレバナリ。タウゲト云フハ音便ナリ、コレモ西土ニ祭ル道路ノ神トハ其實ノ異ナルハ固ヨリナレドモ、旅行人ノ幣帛ヲ奉ルガ相似レバ借用ヒテ道神ト云フ也。」此ニ神同ジキヲ、和名抄ニ道祖神〔佐倍乃加美〕岐神〔布奈止乃加美〕道神〔太無介乃加美〕ト三件ニシタルハワロシ。

コノ考ハ、木居氏ノ古事記傳六四十六及詔詞解詔第十九狩谷氏ノ和名抄考證トニ本ヅキテ、孝ノ標幟ハアラズ。タダ一ワタリツヾメテツルシタルナリケリ。

附　古本今昔物語十三第卅四、只道祖神ノ形ノ造リタル有リ、其形舊ク朽チテ多ク年ノ經タリト見エ、男ノ形ノミ有テ、女ノ形ハ无シ。」同十九第十二佛ノ道ヲ行フ僧アリケリ。鎭西ニ至テ流浪シケルニ、□ノ國ニ坂ト云フ所ニ道祖神有リケリ。此ノ僧其道祖神ノ祠ニ宿リニケリ。」同廿第三、延喜天皇ノ御代ニ、五條ノ道祖神在マス所ニ、大キナル不成ヌ柿ノ木有ケリ。〔宇治拾遺ニ（第十四）ニモ、コノ物語アレドモ道祖神トハナシ。」同卅一第廿五、道祖神ヲ祭テ狂フニヲソ、〔宇治拾遺十（第七條）ニモ載セタリ、サヘノ神トアリ、」宇治拾遺一、第一、五條の齋いはく清くてよみまゐらせ給ふときは、〔刻木かくの如し、齋はサへの誤なり」同九第五、たゞ佛つくり奉れといへば、たゞまろかしにて齊の神の冠もなきやうなる物を五はしらきざみたてゝ、〔刻木かくの如し。齊はサへの誤也。

○祖（祖道之祭、送行之祭、祖道、行神、祖神、祖送、道神）

毛詩大雅烝民　仲山甫出祖〔鄭箋、祖者、將行犯軷之祭〕同韓奕　韓侯出祖、出宿ニ于屠ニ顯父餞レ之、清酒百

壺、〔鄭箋、祖、將レ去、而祀軷也孔疏、韓侯出二京師之門一、爲二祖道之祭一、爲祖若訖、將欲二出宿一于屠一也、於二祖之時一王使二卿士之顯父以レ酒餞送一レ之〕昭公七年左氏　公將レ往。夢襄公祖〔杜注、祖、祭道神〕梓愼曰、君不レ果レ行、襄公之適レ楚也、夢周公祖而行、今襄公實祖、君其不レ行、子服惠伯曰、行先君未二嘗適一レ楚、故周公祖以道レ之、襄公適レ楚矣、而祖以道君、不レ行何之〕史記五宗世家〔臨江閔王榮〕上徵榮、榮行祖於江陵北門一〔索隱曰、祖者、行神、行而祭レ之故曰レ祖、風俗通云々、又崔浩云、黄帝之子纍祖好二遠遊一而死二於道一、因以爲二行神一、亦不レ知二其何據一、蓋見三其謂二之祖一、因以爲二纍祖一非也、云々〕漢書景十三王傳〔臨江閔王榮〕上徵レ榮、榮行祖二於江陵北門一、〔師古注、祖者、送行之祭、因饗飮也、昔黄帝之子纍祖好二遠遊一而死二於道一、故後人目爲二行神一也〕同劉屈氂傳　其明年貳師將軍李廣利將レ兵出擊二匈奴一、丞相爲二祖道一、送至二渭橋一〔師古注、祖者、送行之祭、因設宴飮焉〕同疏廣傳公卿大夫故人邑子設二祖道一、供二張東都門外一〔師古注、祖道、餞符也、解在二景十三王及劉屈氂傳一〕風俗通〔祀典祖〕謹按禮傳共工之子曰レ脩、好二遠遊一、舟車所レ至、足跡所レ達、靡レ不二窮覽一、故祀以爲二祖神一、祖者徂也〕小爾雅〔廣言〕祖送也〕文選卄八〔雜歌荊軻〕燕太子丹使二荊軻刺秦王一、丹祖送二於易水上一〔李善注、崔寔四民月令曰、祖道神、祀以求二道路之福一〕

〇獸肉を喰ふ事〔エトリ　穢多〕

友人山田呂榮の說に、近日人多く獸肉を喰ふ。よからぬことなり。攝生にわろし。いかに禁斷の御令もがなといひて、道三翁養生物語と太田氏の梧窓漫筆後篇とを證とす。道三翁養生物語に云く、天照太神ノ御慈悲ト、大巳貴尊ノ知惠ニテ、肉食ハケガレニタテ、戒メテクハセ給ハズ。〔孝云、不根之說〕太田氏梧窓漫筆後編上にいはく我邦ハ四面大海故、魚類極メテ多シ、故ニ人獸肉ヲ食フコトヲ不レ好。四足ヲ食ヘバ穢レ也トテ、國家ノ令甲ニモアリ。〔孝云、令甲、未レ見。蓋今日京都所用服假國非雜穢之候、行子人間、豈指レ此乎。其國、蓋本二於簾中抄觸穢、及拾芥抄觸穢等一、按喫獸肉則觸穢幾日、既在二令甲一、乃非二平日一、獸肉之顯證乎。〕世人モ斯ク覺エテ忌嫌ヒツ。是モ佛法仁柔ノ餘功ナルベシ。然ルヲ香川修德トイヘルモノ、那

人ハ獸肉ヲ食ハザル故ニ虛弱ナリナドト云ヒオドセシ故、近年ハ山國ノ人ノミナラズ。海邊ノ魚肉多キ處マデ、皆々好テ食フコトニハナリタリ。」

孝云、香川修德太沖父ト云フ者、本堂藥選三卷ヲカキテ、其下編鹿ノ條ニ、本邦ニテハ獸肉ヲ忌避クト云フハアヤマリニテ、古人禁忌シタル事ハキカズトイヒ、其證ニ仁德紀。三十八年、天武紀四年、持統紀五年、延喜式ナドヲ引用シタリ。〔延喜式ハ、下文附錄ニ詳ニ出ス。〕孝云、香川氏說無レ可レ聞然ル者。太田氏駁レ之者、蓋太田氏晚年佞レ佛之餘臭、」

サレド猶古昔ノスガタヲ、孝ニ詳ニ聞カマホシトイフ。孝ツラ〳〵考フルニ、本邦ノ昔獸肉ヲ食ヒタルコトハ、猪甘首ト云姓アルニモシラレタリ。〔姓氏錄ニアリ〕古事記下卷安康ニ、我者山代之猪甘也トアリ。〔甘ハ養ナリ例アリ、古事記傳四十(四十七葉左)ニ詳ナリ。又古事記(中卷崇神)ニ弓端之調ト云フコトアリ。本居氏云、上代ニハ獸肉ヲ食シ、又其皮ヲ衣褥ナドニセシコトモ多カリシ故ニ云々、〔傳廿三(九十ウ)トイヘリ。〕扨又コレヲ食ハザルヤウニナレルハ、必佛氏ニマドヘルヨリノコトナリ。續日本紀(卷十、天平四年七月丁未詔。和買畿內百姓畜猪四十頭、放ニ於山野ニ令レ遂ニ性命ニトアルヤ始ナラム。サテ又獸肉ヲ食ヘバ穢ルト云フハ、後世ノアヤマリ也。コレハ今世獸皮ヲ取リシタヽムルモノヲ穢多トカキテ、字ノマヽニ心得ル故ナリケリ。ソモ〳〵穢多ト書クハ、假字ナリ。サテエタハ餌取(和名抄、屠兒、和名、惠止利)ノ訛レルナリ。〔此事ハ誰モシリタルコトナガラ、本居氏ノ玉勝間卷八(四十七オ)、谷川氏ノ和訓栞惠ノ部ナドニモアレバ、ヒラキ見ベシ〕サテ又今世人間ノ交ラヒモセヌヤウニ迄ナリユキタルハ、穢多ト云フ假字ノ字面ニスガリタルヨリノコトナラン。餌取ノ餌ハ詞ニテ食物ノコトナルヲ、穢ト書クニヨリ汚穢ノ義ニトリナシ、ケガルヽコト多シトオモフナルベシ。笑フニタヘタリ。サテ又穢多ト云フ字面ハ。下學集上人倫部ニ穢多、屠兒也、河原者、トアリ。〔此書ハ、文安元年ノ自序ナリ〕エタト云フ詞ハ、七十一番職人歌合〔第十番〕ニアリ。〔此歌、合時代シカトシラレネド、好古小錄ニ東坊城和長卿ノ書ケル本ア

ルヨシナレバ、萬延元年ヨリハ、三百五六十年ノ昔ナリ。コノ卿ハ、享祿二年ニ七十歳ナルヨシ物ニミユレバ、シカオモハルルナリ。又享祿二年ヨリ、文安二年マデハ、八十五年ノ昔ナリ。コノヱトリト蕃別ノ人ノ皮革ノコトヲトリシタ、ムルト混雜シタル者也。イカニト云フニ、三韓等ノ人ノ歸化シタルヲ蕃別ト云フ。姓氏錄〔弘仁ノ時ナリ〕ニミエタリ。三韓等ノ人ハ特ニ皮革ヲトリシタ、ムルコト上手ナレバ、本邦ニテ其人々ニ履ナドヲ掌ラスルコト、延喜式ニミエタリ。ヱトリモ屠ニ牛馬肉ニ〔和名抄人倫〕モノナレバ、遂ニ混ジタルナリ。扨其歸化ノ人々、自然同處ニ伍ヲナシテ、別種ノヤウニテ居住モシタランヲ、後ニハ人間ノ交ラヒモセヌヤウニナリタル者ナラン。ソモ〳〵奈良ヨリサキハ蕃別ヲイヤシメタルヤウナレドモ、後ニハ蕃別ノ人ノ大臣ニノボリタルモアリ、今ハタヾ一偏ニツキテ云フ也。又穢多彈左衛門由緒〔世ニ傳本アリ、孝ガ近隣ノ朽木氏ノ藏ニ、叢書ト標題シタルモノ百餘卷アリ。其十七卷ニモ載セタリ。コノ叢書ハ朽木氏ノ編輯ナリ〕ヲミルニ、コレモ先祖卑賤ノモノニアラズ。サテ上件ニ反復丁寧ニ穢多ノコトヲ云フハ、獸肉ノケガル、モノト心得テ食フモノナク、又コレヲトリシタ、ムルモノヲイヤシム習ヒトナルヲ、イカニゾヤトオモフアマリニコソ。

附錄　祈年祭祝詞延喜式ニ、御年皇神能前爾白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氐、」縣居翁ノ考ニ、猪ハ豚ニテ御饌ノ料ナリ。儀式ニ豚一頭トシルシテアレバ、野猪ニアラヌコトシラル。古ハ神ニモ天皇ニモ御食ニ猪鹿ヲ奉リシナリ。獸肉論〔多田義俊著〕尾崎雅嘉の群書一覽〔割註〕神書部寫本ナリ〕に、猪鹿を神事にいむと云ふことを論じて、神代より五十六代清和天皇の御宇までは、天子の御饌にも奉りし證文どもをあげて是を辨ず。」孝いまだ此書をみず、藏書家をたづぬべし。市井要覽にいはく、穢多は燕の國の太子丹が末孫也。昔難風に流漂して日本へ着岸したるが、朝夕いとなみなくて、山林に入て鳥獸を取て食事をしける。其地神道盛成故、人是を忌みて穢多といひ習はしけるなり。故人家の交りならずして町並をはなれ住みける故に町離とも云ふと、貞觀儀式にみえたり。」

孝云、此書は享保年間に、江戸町年寄或三芝居、或新吉原、或彈左衞門等より書付に申上たるを記しとゞめたるもの也。編輯の人の名氏はしらず。按ずるに、此一條は彈左衞門よりの書上にはあらで、後人の附會なるべし。若し彈左衞門より奉りたるにても、其家傳のあやまりなること辯をまたず。貞觀儀式にいかでかゝることのあらむ。町離は長吏の假字か、是もまた長吏の假借字にはあらで、不根の說を釀してかゝる文字を造語したるなるべし。

古今著聞集一〔神祇〕にいはく、大學寮廟供には、昔は猪（イノシヽ）、鹿（カノシヽ）をもそなへけるを、ある人の夢に、尼父の宣く、本國にてはすゝめしかども、この朝にきたりし後は、太神宮來臨同體、穢食供すべからずとありけるによりて、後には供せずなりにけるとなん。

孝云、獸肉を穢食といふ事たしかにこゝにみえたり。著聞集は橘南袁の著述にて、建長六年の自序あり。〔跋には成季と有り、本朝書籍目錄には季成と有り、序に南袁と有るはいかなる事にか、〕

辛酉隨筆〔石原正明著、〕食肉に穢なりや否、いまだ勘定めず。穢ならんとおもふよしは、内七言の忌詞に宍謂レ菌と云るは、穢をさくるよしにぞ有るべき云々。又穢にあらじかとおもふよしは、日本紀に、又獵レ海則鰭廣鰭狹。亦曰レ口出。又獵レ山則毛麁毛柔。亦曰レ口出、云々。〔以下仁德紀、天武帝などを引く、〕

孝云、延喜齋宮式の忌詞などは、早く佛に侫し給ひて、魚肉をもくはぬやうになりたるよりの定にこそ。けがるけかれぬといふ論にはなりがたし。若是をけがるゝ證とせんには、其他内外十三の忌詞、皆けがるゝものとせんか。けがるゝより忌むにはあらず。本邦神をうやまふ國なるに、佛の道をもてはやすよの中なれば、齋宮にては佛道の詞を表に用ひじと用意したるよりの忌詞也。もしけがるゝものならんには、詞をかへてもその物ひとつものならんにはけがるまじきや。今こゝに美女あらんに、醜女と名をおふせても、美女は美女なり。その名のみかへて、いかでその物のすがたかはるべけむ。石原氏不明にて、斯る人まどはしの事どもをかきつくるわらふべし。猶いはゞ選子内親王ニおもへと

もいむとていはぬ事なればそなたにむきて音をのみぞなく、〔詞花集〕とよませ給ふも、齋院にてはことばに佛のことをいはぬみさだめ故に、そなたにむきてうめかるゝ也。けがるゝにはあらず。佛を念ずるがけがるゝならんには、うめかでも内親王の御意には、佛を念じてたはけ給ふことなれば、御身けがるとすべきが、さにはあらず。たゞこゝの葉にかくるかけざる迄の事なりかし。齋藤彦麻呂が傍廂〔卷一〕に云く、皇朝にて五畜といへるは、牛馬犬猿鷄にて、人の家に畜置て人の用にあつれば、産死の穢も人につきてあり。されば食ふは甚しき穢なり。外戎の六畜は牛馬羊犬豕鷄なり。是は畜置て次第に殺して食料にあつるなりといへり。これも石原氏と同じく不明にて、人まどはしの說なりさるにたらず。さて穢多としかと書きたるもの、ちかくは埃嚢抄卷三〔第十條〕餌取事といふ所に、河原者ヲエツタト云、穢多ト書クケガレオホキ故とあり。〔塵添ニテハ卷五（第十ナリ）、〕これ證とすべし。エタの夕の詞未ㇾ詳。もとよりエタは雅言にあらねば捨ておくべし。文安三年の自跋あり。

○撲拾撲撈（給禬禱禕）

此四字いかによみ、いかなる意にかと問ふものあり。知らずと答ふれど、強くとふ。斯る奇僻の事は、おのれ好ます。輪池屋代弘賢が遺書をみたるに、此事をおろ〳〵書付けたるものあり。今こゝに抄錄しておきたるがきりを下にいふべし。

江城年錄〔寛永二年三月晦日〕公方樣台德君葛西へ御成、其日無雙之大鷹一羽、御鷹取候て參り候。右の鷹の胸に文字形四ッ有り。其文字者給禬禱禕。如斯之文字有ㇾ之。誠に不思議成事也。」大久保西山筆記紀州御家中にて殺生に罷出、鐵砲にて雉子を打申候處、中り不ㇾ申。後每度打候へ共、中り不申候に付、後には其雉網にてとらへ吟味いたし候處、羽がひの下に左の通りの文字有之、札付け有之候由、依ㇾ之右文字的角のうらに張り、弓鐵砲にてためし被ㇾ仰付ㇾ候處、兎角當り不ㇾ申不思議なる事と申候由、矢除の字にて可ㇾ有ㇾ之哉と被ㇾ存候。

撡拾撡撈

或人云、此文字文昌帝君の覺應篇にあり。讀やうサンバラサンバラ、「平田篤胤いはく、此文字感應篇になし。」兼葭錄卷下〔寛政年中尾張岡田挺之著、〕筑前福岡の封内にて鶴を捕へしに、其趐に小牌あり。撡拾撡撈の四字あり。これ長命の符字なるべしとて寫して佩びたり。又淡路の何がしとやらん云ふ寺に、齋藤實盛の位牌ありて、その背にも此四字あり。いかなる故といふ事をしらずと、其國の人語れり。近き頃江戸にて此符を佩びたる人、馬より落ちて堀の内へまろび入りしに、少しも毀傷せず。それより此符おぶる事世にはやりしなり。」

屋代弘賢いはく、江戸にて此符を佩びたる人と云ふは、凌明院樣御小姓新見愛之助〔伊賀守ノ父〕也、當番の出がけに、馬共に牛が淵に落入候節、怪我なく出勤いたし候。」同人云、淺間山の山人に仕候寅吉に承候へば、山にても此符の文字有之、ジヤクカウ、ジヤクカクとよみ申候由、」同人云、明人陳元贇が傳へし柔術の流を汲める人の傳來して、カンタイカンキとよむよしいへるによれば、唐傳來にて有るべきか。

扁額軌範二編卷下〔文政四年速水春曉齋輯〕一說に、淡路の一梵刹に齋藤實盛が牌を安ず。牌陰に撡拾撡撈の四字あり。何と云ふ事をしらず。一年筑前福岡の封内にて鶴を捕ふ。其趐に小牌あり。勒して此四字をしるす。傳へ云ふ、賴朝公の放されし所の鶴かと、是長壽の符なりと。又說に此符を帶ぶるものは、轉倒の難なしと近世專ら符にしるし帶ぶるといふ。」耳袋卷二〔根岸肥前守著、寛政文化頃ナリ、〕怪我をせね咒札の事、〔新見愛之助一件なり、今略。〕

孝云、以上屋代氏の筆記の要丈を鈔錄したれば、原文のまゝにはあらず。

○阿倍仲滿卒年後　於李白之死

松本見林ノ說ニ、唐李白集卷廿五　阿部仲麿ヲ哭シタル詩アレド、仲麿ヨリ先ニ李白ハ死タル人ノヨシイヘ

リ。〔異稱日本傳卷上二、李太白詩ノ條又卷上三、文苑英華行邁ノ條 アリ、〕續日本紀卷卅、寶龜元年三月丁卯。初問新羅使來由之日。金初正等言。在唐大使藤原清河。學生朝衡等、屬宿衞王子金隱居歸鄕。附書送於鄕親。是以。國王差初正等。令送清河等書。〔日本紀略同。〕コレハ新羅ヨリ唐朝ニ宿衞シタル金隱居ト云フモノ歸國ノトキ、仲麿（唐ニテハ朝衡ト云、）其人ニタノミテ、本邦ノ鄕親ニオクリタル書翰ヲ、新羅ヨリ金初正ト云フモノニ持タセテオコセタルナリ、同卅五、寶龜十年五月丙寅。前學生阿倍朝臣仲麻呂在唐而亡。家口偏乏。葬禮有闕。勅賜東絁一百疋。白綿三百屯。〔日本紀略同。〕コレハ此前條ニ乙丑唐使僻見トアリ。此後ニ丁卯唐使歸國トアリ。サテ唐使ノ來テ仲麻呂ノ死ヲ告ゲシニヨリ、其使ニオホセテ彼土ニ居ル仲麿呂ノ家人ニ絁綿ヲ下サレタルナリ。

續日本後紀卷五、承和三年五月戊申。使附聘唐使。贈遣在唐故留學生從二品大使安倍朝臣仲滿大唐光祿大夫右散騎常侍兼御史中丞北海郡開國公贈潞州大都督朝衡可贈正二品。〔日本紀略同、〕コレラノ書ニテハ、仲麻呂ノ卒年タシカニハシラレズ。李白ノ歿シタルコトハ、イカニト者フルニ、李白ノ族人當塗令李陽冰〔三墳ノ碑ヲ書キタル高名ノ人ナリ、〕ノカケル李白集ノ序ニ、寶應元年ニ死シタルヨシミエタリ。曾鞏モ此ノ文ニヨリテ、李白集ノ序ニイヘバ、聞ヨリウキタルコトニハアラズ。寶應元年ハ肅宗ノ末年ニテ、其翌年代宗即位廣德元年ナリ。本朝ノ天平寶字七年ニアタリ。大炊王〔即淡路廢帝ナリ〕ノ御代ナリ。李白卒年ヨリ七八年歷テ、本邦ノ寶龜年仲麻呂ヨリ消息アレバ、李白ハ仲麻呂ヨリ先ニ死シタルコト知レタリ。

新唐書卷二百二十、日本傳。聖武立。改元曰白龜開元初。粟田復朝。請從諸儒授經。詔四門助教趙玄默即鴻臚寺爲師、獻大幅布爲贄。悉賞物貿書以歸。其副朝臣仲滿慕華不肯去。易姓名曰朝衡。歷左補闕儀王友、多所該識。久乃還。聖武死。女孝明立。改元曰天平勝寶。天寶十二

載朝衡復入朝。上元中擢ニ左散騎常侍安南都護ー。
孝云、開元ハ唐玄宗ノ年號ナリ。栗川ハ前段ニミエテ、今又復朝スルナリ。白龜ハ靈龜ノアヤマリ也梁王繩ノ元號略ニ、靈龜未レ知ニ何主ートイヘリ。風濤萬里ノコトナレバウベナルコトナリ。白龜ト云フ年號ハナキヲ、聖武ノ年號トアルハ、新唐書ノコノ誤ヲ襲踏シタルモノナラン。
コノ唐書ニテモ、仲麻呂ノ卒年シカトハシレズ。但上元三年ハ即寶應元年、李白ノ歿シタル年ナレバ、仲麻呂安南都護トナリテ程モナク沒シ、李白モ哭詩作リテ、ヤガテ死シタルナラントモイフベケレドモ上文ニイフ如ク、寶應元年ヨリ七八年モスギテオトヅレノアルヲイカヾセン。松下ノ考動クマジク面白シ。
古今目錄上。〔安倍朝臣仲麿〕國史云々。以ニ大曆五年ー薨。時年七十三。〔孝云。此書、塙氏群書類從ニ百八十五ニ入。〕顯昭古今集卷九〔羇旅〕國史云々、仲實朝臣古今目錄云々。又大曆五年薨。當ニ本朝寶龜元年ー〔孝云、コヽニアル仲實古今目錄ト、塙氏ノ類從ニアル處ノモノト、同異未レ考。〕コレニ據ルトキハ、仲麻呂ノ卒年シカトシラレタリ。然ラバ李白ノ哭詩ハイカニト云フニ、松下氏ノ說ニ、蓋衡掃ニ本國ー時風浪惡。白誤以レ衡爲レ死乎トイヘル。ゲニシカルベジ。其哭詩ノ轉句ニ、明月不レ歸沈ニ碧海ートアル漂溺ノ意ナルベシ。仲麻呂漂泊シタルコトハ、天寶十二載歸朝セントシテ、藤原清河ト同船ノトキノコトノヨシ、古今目錄ニモミユ。日本史ニハ日本紀略ニヨリテ其事ヲシルシタリ。〔孝未日本紀略ノバ、檢閱セズ。〕李白ノ誤リテ思ヒヨリタラント云フコトハ、松下氏ノミナラズ、契沖ハ餘材抄ニ、西山公ハ日本史ニイハレタリ。但卒年ノ李白ニオクレタリト云フコトハ、松下氏ノ獨見ナリケリ。ソモ〳〵天寶十二載歸朝セントシテ漂泊シタルコトハ、西土ノ書ニアリヤ。新唐書日本傳ノ天寶十二載ニ、復入朝〔上文引〕トアルト矛看スルヤウナレド、コレハ天寶十二載ニ歸國セントシテ舟出シタルガ、風波ノツヨキニ依リ日本ヘカヘリコズシテ、西土ニ留マルヲ、復入朝トカケルニテ矛盾ニハアムズカシ。

○梅雨（入梅、出梅、黴雨、梅霖、時雨、黄梅雨、黴天、梅天 附、入液、出液、液雨、藥雨、梅黄雨、斷梅日、梅霖）
肯綮錄（宋趙叔向著）今人謂ニ梅雨一梁元帝纂要（今佚）云。梅熟而雨曰ニ梅雨一。風俗占（今佚）曰。芒種日謂ニ之入梅一。夏至日午後爲ニ梅盡一。入時號曰ニ時雨一。合共三十日。」五雜組卷一天部、四時纂要（梁元帝撰、今亡、此所レ引見ニ肯綮錄一）曰、梅熟而雨曰ニ梅雨一。瑣碎錄（未見）云。閩人以ニ立夏後逢ニ庚日一爲ニ入梅一。芒種後逢レ壬爲ニ出梅一。（芒種五月節）按梅雨詩人多用レ之。而閩人所謂入梅出梅者。乃黴濕之黴、非レ梅也。（孝云、或疑壬下脱ニ日字一、今檢ニ皇國刊本及西土刻本一、無ニ日字一、謝氏所レ見瑣碎錄無ニ日字一亦不レ可レ知、）同　江南每歲三四月。苦ニ霪雨不一レ止。百物黴腐。俗謂ニ之梅雨一。蓋當ニ梅子青黄時一也。自ニ徐淮一而北則春夏常旱。至ニ六七月之交一、愁霖不レ止。物始黴焉。俗亦謂ニ之○雨一。蓋黴與レ梅同音也。又江南多ニ霹靂一、北方差少。」本艸綱目卷五（雨水、）梅雨或作ニ黴雨一。言ニ其沾ニ衣及物一皆生ニ黑黴一也。芒種後逢レ壬爲ニ入梅一。小暑後逢レ壬爲ニ出梅一。（小暑、六月節、）通雅卷十二（天文陰涯之色）曰ニ黴黰一。（梅黴黰音梅軫。一作ニ霉黕一。濕氣著ニ衣物一生ニ斑沫一也黰。又作ニ黴黕一。埤雅。（埤雅卷十三（梅）十九（雨）無此文、他卷未攷、）以ニ梅子黄時雨一曰ニ黄梅雨一。人遂以ニ黴天一爲ニ梅天一。（韻會、上平灰韻梅字、）今韻會是レ之。四時纂要云。閩人以ニ入夏逢レ庚入梅。芒種逢レ壬出梅。今江淮以ニ芒種逢ニ丙始入。小暑逢ニ未乃出。（四時纂要、韻會梅字引、與レ此同、五雜俎併引纂要與ニ瑣碎錄一、而此文係ニ瑣碎錄一）長曆便覽、入梅五月ノ節ヨリ後ノ壬ノ日ニ當ルヲ入梅トシ、出梅五月ノ中ヨリ後ノ庚ノ日ニ當ルヲ出梅トス。

孝いはく、諸書にみゆる梅雨の日數一樣ならぬは、もとおしあてにいひそめたることなれば、あやしむにたらず。四五月の頃は、連雨にてしめやかなるを、こと〴〵しう名目をさへつけたる也。いかで某日より某日までといふさだまりあるべき。みな附會なりけり。さて今こよみに出梅をしるさぬもあるはわろし。補入してよかるべし。上に引きたる長曆便覽と云ふ書は、安永年間に中西如環といふもの丶著述にて刊本なれど、故ありて今は絶板なり。その筋のもの、此書を規則にするよし、亡友諸葛二郎大夫い

いへり。多紀桂山の醫賸の附錄に、梅雨考あり。諸說をおほくのせたるまでにて折中はなし。桂山も強ひて辨說するものにあらじとおもはれたるならむ。

附　本草綱目卷五雨水、立冬後十日爲㆑入液。至㆓小雪㆒爲㆓出液。得㆑雨謂㆓之液雨。亦曰㆓藥雨。」孝いはく出梅入梅は聞きなれたるに、神無月のしぐれに出入の名ある事は、いとめづらし。西土の文に、梅雨には時雨の名あれど、冬の雨に此名みえず。さるを本邦にてしぐれに時雨とかくは、いかなるよしにか。萬葉集類林にも、今時雨とかくは、いつの頃よりの事にかといへり。西土にて梅雨に云ふも、ふるくはみえず。月令みな春にのみいへり。孟子〔梁惠王下騰文公下〕にへいるは、時を得てふる雨をいふめれば耕作を主にして夏に屬するやうなれど、いつの雨とかぎる名にはあらずかし。東坡詩に、三旬既過黃梅雨とあれば、〔王狀元分類本卷七風雷、〕まづは三十月と定むべし。宋袁文が甕牖閒評卷三、今人謂㆓梅雨㆒爲㆓半月。以㆓夏至㆒爲㆓斷梅日㆒非也。梅雨夏至前後各半月。故蘇東坡詩云。三旬已過黃梅雨。爲㆓三十日㆒可㆑知矣。佩文韵府上聲麗吳韵に、黃梅雨あれど、梅黃雨はなし。誤倒なるべし。

○三國大守

常陸、上野、上總の三國は、守かならず親王任ぜられて、介かならず從五位下に叙し、諸國の守と同等なるは、上代よりのことかと問ふものあり。おのれいつの頃よりしかさだまりたるか、そらにはおほえず。但上代には斯る定めはなかりきとおぼゆ。いかにといふに、此ごろ續紀をよみたるに、卷十八〔天平勝寶四年十一月〕從五位下大伴宿禰伯麻呂爲㆓上野守㆒とみえ、また卷廿四〔天平寶字七年正月〕在唐大使仁部卿正四位下藤原朝臣清河爲㆓兼常陸守。從五位上佐伯宿禰美乃麻呂爲㆑介。及正五位下日下部宿禰子麻呂爲㆓上野守㆒とみえ、〔此上文に、從五位上藤原朝臣宿奈麻呂、爲㆓造宮大輔㆒上野守如㆑故とあり。兩處上野守一誤あるべし考ふべし。〕又正五位下阿倍朝臣子嶋爲㆓上總守。從五位下大原眞人今城爲㆓上野守㆒とある。いづれも親王にあらず。またその人に位階たかきもあれど、伯麻呂も今城も從五位下也。これに

て上代て此定めなきをしるべし。中世以後の事にこそ。編年紀要村上天皇天暦二年の條に、上總大守行明親王薨ずとみえたり。〔日本後紀ニ、コノ定メアリタルヤウニオモハル。逸史ヲ點檢スベシ。〕今少し古く三代實錄四に、賀陽親王爲二常陸太守一。忠良親王爲二上野太守一とみえ、又四品行太守本康親王爲二彈正尹一。上總太守如レ故とあり。〔卷四ヨリ上ニ本康ノ大守ニナリタル年月可レ尋。紹運錄ニ本康ハ嵯峨皇子トアリ。〕又卷十四ニ、四品惟條親王爲二上總太守一。四品惟高親王爲二常陸太守一。二品賀陽親王爲二上野太守一トアリ。

○怜野集　首夏待郭公

清原雄風が怜野集夏部、待郭公といふ題をのせて、新勅撰の二條院皇后宮常陸の歌、「けふはまづいつしかきなけ時鳥春のわかれもわするるばかりに、と有るを入れたり。此歌ふるくより人々あやまりつたへたるを、雄風ふかくもかうがへずして、待郭公のうたとしたるはいかゞなりといふものあり。孝云く、此歌新勅撰なるはし書には、夏のはじめの歌とてよみ待りけるとあり。さては待にはあらず。先なり。なけはもとかならず字にて鳴と有りしを、よくも心得ぬものゝ、かなになけとかけるより待郭公歌とはおもひしならむ。契沖阿闍梨が難勅撰に、いつしかきなくとこそよむべけれ、きなけはいつしかにたがひてきこゆといはれたるは、さることながら、是は作者のあやまりにあらで、後世うつしつたふるものゝあやまりなるに心づかていはれたるをしむべし。首夏郭公と云ふ題にてかなひぬべし。そも〳〵後より古歌を類從などにせんとき、その本集なるはし書をその儘に用ふるよし、撰者の意にまかせてはし書をあらためて、おのが設けたる此題に、此歌よくかなへりなどと決斷してのせたるには、本集の意にたがへる事多し。怜野集、草野集など、此責にまぬかれず。今より後も勅撰私撰をいはず、心有るべき事にこそ。

○上局　下局

源氏桐壺、御つぼねはきりつぼなり。あまたの御かた〴〵をすぎさせ給ひつゝ、ひまなき御まへわたりに云々、いといたう思ひわびたるをいとあはれと御覽じて、後涼殿にもとよりさぶらひ給ふ更衣のさうじを、ほかにうつさせ給て、うへつぼねにたまはす。そのうらみましてやらんかたなし。〔下文うへの御つぼねトアルモ、同ジコトナリ。〕嶧江入楚、箋云、弘徽殿藤壺の外にはうへつぼねを給はる事なし。桐壺にうへつぼね給はる事非例也。うへつぼねとはまうのぼり給ふ時に、かりそめの休息などの局に給ふなり。中宮后のまうのぼり給ふ時は、清涼殿の御座のかたはらの二の間を、うへつぼねに給ふ定まれる事なり。〔孝云、湖月抄ニ引テ、一間トアリ、ワロシ。河海抄ニモ、二ノ間トアリ。圖ヲミテ知ルベシ。梅窓筆記上云、二間ヲ夜居僧ノ候所トセシハ、後ノ事ニテ、元ハ中宮ノ上御局ナリ。河海抄ニミエタリ。〕孝思フニ、二間ハ二間ニテハジメヨリ中宮ノ爲ニ設クルニハアラズ。臨時ニシカスルナリ。河海抄モ、此ニ云フ嶧江入楚ト同ジ、梅窓筆記語義タガヘリ。〕さて桐壺の更衣は、女房に〔孝所見ノ本カクノゴトシ。必誤寫ナリ。は女房にヲのつぼねはトアラバキコユベシ。別本ノ比校スベシ。〕もとのまゝにて、後涼殿をうへのつぼねに給ふなり。常に御前にのみゐたまへば、こゝにのみ御休息なるべし。〕孝云、藤壺弘徽殿の上局は、それ〴〵別々にあり。圖をみてしるべし。桐壺更衣に今別に一處をとおぼしめせど、その所もなし。是によりて後涼殿にもとよりさぶらふ更衣には、別に局給はりて、其跡を下さるなり。されど後涼殿なる曹子を下さる御本意は、桐壺更衣のまうのぼり給ふとき、はしたなき事の爲なれば、上局給はり給ふとて、常の上局の例にてはまゐり、まかでの道すがらの爲にならねば、上局をやがて桐壺更衣の常の住ひとなし給ふなるべし。藤壺と弘徽殿との上局のまうのぼり給ふをりの料のみなるといさゝか趣かはれり。さらば上局へいはでもあるべきを、桐壺をもその儘になしおかれて、更衣の下のつぼねのさまなれば、こたび給はりしを上局といふなり。たゞに後涼殿の曹子と桐壺とを取かへ給てもよきを、さはし給はぬは、藤壺弘徽殿などとひとしなみに、此更衣にうへのつぼねたまはらまくおぼす御

こゝろもありしならむか。

榮花〔日陰のかづら、(活字本四オ)〕かむの殿はうへの御つぼねにおはしませど、ひるはいまく\しくおぼしめされてわたり給はず。」孝云、此頃は弘徽殿にも藤壺にもすませ給ふ御かたのなき頃なれば、此ふたつのうちの上局を下し給ふのか考ふべし。かむの殿は研子をさす。帝は三條院なり。此とき一條院なくなり給ひて諒闇なれば、よなく\のみわたり給ふなり。

同〔きるはわびしとなげく女房(活字一オ)〕かくてのみはいかでかとて、御さとの殿ばらぞ、しもの御つぼねに御ぞにおしくゝみてゐておろしたてまつらせ給。」孝云、後一條帝はかなくなり給ひたる時、母みやの上東門院と中宮の威子こを御兄弟の殿原あつかひ給ふ所也。しもの御つぼねとは、清涼殿ちかき

大内裏攷證卷十一下　清涼殿

孫庇
額間
二間
弘徽殿上御局
壁
戸
夜御座
晝御座
萩戸
藤壺上御局
朝餉
御手水間
臺盤所
格子
中渡廊

上局にむかへて、上東門院と中宮とつねにすませ給ふ所をいふなるべし。威子は朝みどりの巻に入内の事あれど、それの所にすみ給ふこといふ事みえず。上東門院は、此巻の下文。〔二オ、〕倫子のおはします鷹司殿に出給ふ由あれば、常には京極〔鷹司もおなじ〕に居給ふべけれど、大内にてはそれの所御座になるにかしらず。いづれにも、此御ふた所、大内にて居給ふ所をさしてしもの御つぼねとはいへるなるべし。言塵うの部、うへの御つぼねの條に猶いふべし。

駿河大納言の秩祿

三王外紀憲王、昔者徳王次子忠長。侯レ駿而幷レ峡秩百萬石。」孝按。徳王指二臺徳院秀忠公一忠長乃駿河大納言。董名國松也。今以二尾紀兩家之秩一致レ之。決無二秩百萬石一。秀忠公賢君也。豈踰二於尾紀兩家之祿一而封二己之子一乎。此蓋甚言三大納言之得レ寵而失二其實一耳。門人木村敬藏云、甲州は小國也。駿州は小國にはあらねど、私領もおほく、しかとはしらねど、甲駿にて百萬石はいかゞあらむといへり。」一 太平年表元和六年、駿河大納言忠長公、元和三年信州小諸城十一萬石、しばしば御加増叙任等有て、同九年七月従三位中納言、寛永元年八月、駿遠兩國五十五萬石云々、〔同書、寛永元年の條にもみえたり、〕新井氏の藩翰譜巻十一に駿河殿といふ一傳あり。すなはち本傳なれど、秩祿のことみえず。同書巻五安藤氏の傳有て此君の事くはしけれど秩祿のことなし。

神君御遺誡之條々〔此書、眞僞未レ決、人間にもおほくあり、孝も架藏したり。〕にいはく、國恩事予隱居料駿河幷甲州のこらす充がはるべし。尤駿府在城して、参勤交代大名同様の事とみえたり。」武家除邑錄〔享保年間林篤信著、〕五十五萬石、〔駿河甲斐遠江半國、〕駿河大納言忠長、〔寛永八年大逆、上州高崎配流、〕

此一條は、或人三王外紀の不審の事どもを、質問したるに答へたる中の一條也。

難波江六の巻下 終

難波江七の卷終

(一)日吉山王

古事記　大年神娶天知迦流美豆比賣。生子大山咋神、亦名山末之大主神、此神者、坐近淡海國日枝山」
延喜神名式　近江國滋賀郡日吉神社〔名神大、〕同臨時祭式日吉神社一座。」廿二社本緣〔後世ノ僧著述シタルモノトミエテ、假字古格ニタガヘリ、〕大比叡波三輪乃神、小比叡波地主仁旦、」
前田夏蔭云、地主神トハ、後ニ神佛等ヲ坐シメタルニムカヘテ、本來其地ヲ領知ル神ヲ云フ。三輪ノ神ヲ祭ルコトハ山家要略〔傳敎大師著、眞僞未レ詳、〕ニミユ。〔本朝神社考引、〕
廿二社註式　山王號之事、嵯峨天皇弘仁十年、始崇敬之。」比叡山相輪塔銘。〔植田氏ノ日光山志卷九ニ載セタリ、植田氏ノ據トコロニ尋ヌベシ、〕山王一等恐存給孤、〔于時弘仁十一年九月中旬、沙門最澄撰。〕
前田氏云、最澄オノレガ祭初タル大比枝神〔本朝神社考引山家要略、又廿二社本緣〔上文引〕、〕ト、上古ヨリ有來レル比枝神〔小比枝ナリ、〕ニサヘ、山王ト云フ名ヲ奉リシゾ。唐國ノ天台國淸寺ニ山王祠アルニ擬ヘテノコトナリ。〔延久年間、入宋沙門成尋參天台五臺山ト云フモノニ、國淸寺ノ山王ノコトアリ。〕
三代實錄二〔貞觀元年正月、〕近江國、授從二位勳一等〔此恐脫三大字〕比叡神正二位從五位下小比叡神從五位上。」同三十七〔元慶四年五月、〕奉授正二位勳一等大比叡神正一位。從五位上小比叡神從四位上。
前田氏云、古事記傳十二ニ、大比叡神ノ神位尊ク、小比叡神トハコヨナクマシマス。小比叡ハ式外ニヤトイヘレドモ、小日枝神ノ方ハ、古事記ニ此神者坐近淡海國之日枝山。亦坐葛野之松尾トイヒ、神名式ニハ山城國葛野郡松尾神社坐二坐トアリ。松尾ニ坐ルスラ神名式ニアレバ、近江ナルハ式內ナ

ルコトヲシラレタリ。式外ノ神フ大社ニナルモ常ノコトニコソ。

以上友人前川夏蔭の日吉山王辨より抄出したるなり。此書は嘉永四年水戸前中納言どのゝ仰ごとを

承りて書きたるものなり。僅に一冊なれど考證該博なり。

附 平家物語二〔山門滅亡、〕山王ノ化導ハ受戒灌頂ノ爲ナリ。盛衰記八〔法皇三井灌頂〇平家物語と同じ文也、〕平家物語三〔法皇還幸、〕日吉山王七社、」盛衰記十二〔靜憲鳥羽殿參事、〕山王七社兩所三聖〔〇平家とおなじ物語也、〕十訓抄〔可存忠直事、〕光明山といふ山寺に老尼ありけり。いかなるにや日吉村なやまし給ひて、さま〳〵託宣ども聞えける時、或僧來あひて尼の身にうちあはず、心づきなくおぼえけるうへ、奈良の方には山王いとあがめ奉らぬ習にて云々。

〇刀劍むかしは鑄ものなりし事

刀劍は鍛冶の職なれど、西土の古書に鑄劍とあれば、本邦にても、むかしは鑄ものなりしもしるべからず。されど今つたはる書どもには鑄物なるよしはなきなるべし。西土の古書といふは、荀子彊國篇〔刑范正。〔楊倞注、刑與レ形同、范法也。刑范鑄劍、規模之器也。〕金錫美、工冶巧、火齊得、剖レ刑而莫邪已、〔楊倞注、剖、開也、莫邪、古之良劍、〕然而不レ剝脫一不二砥厲一則不レ可二以斷一レ繩〔楊倞注、剝脫、謂レ刮二去其生澁一〕これなり。周禮考工記、攻金之工、築、冶、鳧、㮚、段、桃、〔賈疏、築氏爲レ削、冶氏爲二戈戟一、鳧氏爲レ鍾、㮚氏爲レ量、段氏爲レ鎛、桃氏爲レ劍、〕とあれど、段氏は本條亡佚し、桃氏には鑄を、用ふるよしみえず。されば是はさしおくべし。欽定四庫全書總目一百十六子部譜錄類、存目銅劍讚一卷、梁江淹撰。齊永明中。掘レ地得二古銅劍一。淹因詮二次劍事一、考二古人鑄レ兵用レ銅。後世鑄レ兵用レ鐵原委一、以爲二之讚一。とみえたり。爰に後世鑄兵とあるは、いつ頃よりのことならむ考ふべし。扨本邦にては、新撰六帖第五太刀かちやなるたちのやきばのはやくよりおもひきりてし此よならずや、」同刀かぢごきのまだはもあはぬ小刀の世にたゝでこそおもひわびしか、」七十一番職人歌合第一番番匠、われ〳〵もけさは相國

寺へ又めされ候。暮てぞ歸り候はんずらむ。鍛治　京極どのより太刀かたなを御あつらへ候大事に候。」東北院職人歌合〔割註〕建保第二第三番、鍛治　番匠。」鑄物師といふものは、是も東北院職人歌合第四番刀磨　鑄物師」とみえたり。

附　今の刀劍は紀鐵なり。鏡などにはまぜかね有りとぞ。むかしなるははがねなし。〔割註〕古昔ハ鋼ノ字ナリケン。後世ハ鋼ノ字ヲ遣ルハネガト也。」すゞ〔錫〕あかがね〔銅〕などを、形范にて鑄るなり。泉志十二に。賓鐵と有。是ハガネなり。南蠻鐵といふものなりとか。

○親王之班次在二三公之下一

魏鄭公諫錄卷二〔割註〕諫貴臣遇二親王下馬、」王珪奏。准レ令三品以上。遇二親王於道一不レ下レ馬。今皆失二於儀准一。太宗怒。公諫曰。自レ古迄レ今。親王在二京師一者。班次三公。吏部尚書侍中中書令。並三品也若此等爲レ王下馬。王又不レ可レ安。〔割註〕貞觀政要卷七禮樂篇亦載二此事一」とあり。此頃源氏物語桐壺の卷をみるに、源氏君元服の條に、御子だちの御座の末に源氏つき給へりとあり。今王室をいでて源氏となり給ふときは、はやく臣下の列なり。いかで親王だちの座の末に居給ふべき。その上に諫錄にてみれば、親王といふとも、大臣の下に着座すべくおもふなり。紫式部女房なれば、朝廷の式にはおのづからうとかるべく。さるにより、かゝるあやまりもあるにこそ。

湖月抄に、源氏元服のとき、殿上にての盃酒に、仰によりて源氏四位親王の次に着座のよし、西宮抄にありとみえたり。おのが藏本の西宮記卷九〔臨時〕一世源氏元服の條に、此文みえず。季吟の所見本考ふべし。河海抄、花鳥餘情などにも、此文をのせず。

○蒲生氏郷毒殺の事

新井氏の藩翰譜〔割註〕十二上」蒲生氏郷の傳には、石田三成の讒言により、太閤ひそかに毒をあたへられたるよししるしたり。氏郷の辭世、「かぎりあればふかねど花はちるものを心短き春の山風、といふ歌

をものせたり。道三が配劑錄〔割註〕下文にのす」にてみれば、太閤も氏郷の所勞を心ぐるしうおぼしたる趣なり。表にはしかみせ給ひて、ひそかに毒殺されしにか、石川の讒言こいふこと、たれしりて毒殺の事をかたりつたへたらむ。そも〳〵御當家にては、たれとはなしに石川をばおしざまにいひ思ふなれば、不根の說を傳へたる事もありぬべし。かゝるたぐひ、後世よりはいづれをいづれと裁判すべきかは。心あらむものにかたりもあはせばや。英雄欺レ人といふことは、たれいひそめけむ。英雄は人を欺くものにあらず、とわが友羽倉外記いへり。太閤ほどのもの、氏郷を欺きて毒殺せずともありなんかし。

道三配劑錄　會津宰相氏郷、〔割註〕蒲生忠三郎也、御年三十餘歲。」朝鮮征伐之頃。於肥前名護屋ニ患ニ下血ニ。諸醫技既盡。而堺之宗叔治レ之而愈。予其時征ニ朝鮮ニ歸而上洛。故に後之。翌年秋法眼正統語曰、氏郷へ養生藥進上スト、時予曰、名護屋ニテ所勞ノ後、脈ヲ不レ見、面色ヲ候フニ、終ニ不レ調。色黄黒ニシテ項頸傍ノ肉瘦消シテ目下微浮。若腹脹肢腫生ゼバ、必大事ナルベシ。藥進上ストモ分別アルベシト。其後十一月ニ、太閤秀吉公御成ヲ申。予其供奉時ニ、又顏色ヲ候フ。腫彌甚、其後脹腫增、十二月朔、太閤民部法印ノ亭ニ座シ給ヒテ、藥院予一人ヲ召シテ、氏郷所勞如何ト問給フ。二人曰、終不レ能ニ診脈ニ。藥ハ誰ガ與フト問給フ。堺宗叔藥ト申。左右ハ大納言家康、中納言利家一人ニ仰テ、諸醫ヲ召シテ脈ヲ見セヨト。卽上池院、竹田驢庵、盛方院、祥壽院、一鷗、祐安某、凡上九人、氏郷ノ床下ニ至、家、左右ニ在テ諸醫脈ヲ見テ退。同月五日、利家予ト一鷗トヲ召シテ、氏郷脈ノ樣體ヲ問フ。予曰、十八九ツ大事也。今一ツカヽル年ノワカキト食ノアルトナリ。猶食減氣力衰テハ、十八廿モ大事ナルベシト。利家殘之醫ニ一人シヅ御尋アルニ、或ハ十ニ五ツ大事、或ハ十ニ七八大事ト申。宗叔ヲ召シテ曰、玄朔ハ十ニ廿モ大事ナルベシト、殘ノ醫ハ或ハ十ニ五六七八ト云如何ト。宗叔曰、十ニ一ハ六ケ敷存ト申。其後利家予ニ對シテ曰、氏郷所勞彌惡。宗叔藥止ムベシ。今日ヨリ療治セヨト予ガ曰、宗叔十死ト見テ放タラバ、五三日藥ヲ見可レ申。不レ然ハ斟酌ト申。宗叔ヲ召シテ其旨ヲ仰ラル。宗叔尙十ニ一ハ如何ト

申故ニ、翌年文祿四年ノ正月ノ末止宗叔也。次第ニ氣力衰、食減ジシ一鷗藥與テ、十餘日ニシテ果シテ卒。

○疊詞
り師說所見一本

あるとある人〔枕冊子第三段〕
ありとあるは〔濱松二（廿五オ）〕
あなかまといふ〳〵〔狹衣三上（卅八ウ）〕
いふ〳〵ねいりて〔源氏總角（廿九オ）〕
いひ〳〵て〔源氏葵（卅二ウ）〕
おもふ〳〵〔源氏宿木（卅三オ）〕
おに〳〵〔源氏夕霧（六十三ウ）〕
おい〳〵と泣給ふ〔落窪二下（廿八ウ）○假字未詳、姑錄ニ于此〕
おくれじ〳〵〔遊糸上ノ五（三ウ）〕
うみ〳〵て古事記吾者生子而（アレハモコウミくテ）、本居氏ノ傳七（二ウ）
かはる〴〵〔枕冊子六十八段なほ世にめでたき物、源氏浮舟（六十ウ）かはり〴〵、〕
かる〴〵しき〔源氏夕霧（廿二ウ）〕
かへる〴〵〔源氏手習（四十二ウ）〕
かへす〴〵〔古今雜上「白雪の八重ふりしけるかへる山かへるがへるもトアル顯昭本ニ、カヘスガヘスモ打聽從ニ此本」〕
きく〳〵〔源氏横笛（十二ウ）〕
さしにさして〔宇治六（第五）大なるくちなは也けり、ながさ二丈ばかりもあるらんとみゆるが、さしにさしてはひくれば、〕
こえにこえて〔榮花楚王夢（十六オ）若宮は、やがてこゑにこゑて、〕
たどる〳〵〔後撰戀四同雜二〕
まとふ〳〵〔六帖山〕
みす〳〵〔源氏葵（廿一オ）、同浮舟（四十八オ）、同手習（七ウ）、落窪三（一オ）、秋成本合視トカケリ、此四處イヅレニモ目にみすみすトアリ、〕
みる〳〵〔源氏手習（十ウ）かつみる〳〵あるものとも〕

めぐる〳〵〔源氏蓬生(十八ウ)〕　手をとる〳〵〔源氏若菜下(四十四ウ)〕
ひき〳〵〔難波江三の卷(第十五)ひきノ條ニ詳也、〕
ひく〳〵〔同上〕　なほ〳〵し〔源氏夕霧(廿八オ)〕
なへく〳〵〔蜻蛉三やちまたニ引ク〕
せくとせくとも〔萬葉四(素本四十四)ウ速河之雖塞々友(セクトセクトモ)〕
せきとせせくとも〔同千蔭略解本雖塞々友(セキトセクトモ)〕
かわきにかわく〔榮花楚王夢(十八ウ)風打吹き道などもかわきにかわく〕
やせ〳〵〔萬葉十六(素本、廿三ウ)〕
やす〳〵〔同略解やせ〳〵ハ俗也、やす〳〵ト云フベシト千蔭イヘリ、〕
きりにきりて〔宇治一(第十八)むねをきりにきりてやませ給ひしかば〕キリハ截也切也、胸ヲキリサクヤウニ痛ム也、〕
ふきとふきぬる〔古今戀五〕　すめばすみぬる〔古今雜下〕
ちらちらす〔拾遺集〕　ふつ〳〵と切て〔落窪二下(廿八オ)〕
わらふ〳〵〔遊糸中ノ一(一ウ)〕
さく〳〵〔宇治一(第十八)しろくあたらしき桶に水を入れて、此釜ともにさく〳〵といる、同三(第五)ゆふねにさくとのけさまにふす、孝云、重語にはあらねど同語なるべし、〕
たゞむつかりにむつからせ〔榮花初花(十二オ)空穗藏開上(八オ、七オ)ナシ本居氏所見一本〕
たゞこぼれにこぼれさせ給へば〔同(八オ)〕　たゞいできにいでくれば〔源氏若菜下(八十二ウ)〕
たゞなきにのみぞなき給〔源氏若菜下(八十三ウ)、野分(卅二オ)、ただなきになき給、〇行幸(十ウ)、なほ野分同〇同柏木(廿一オ)、なきにのみなきたまふ〕
たゞすくみにすくみ〔遊糸上ノ五(三ウ)〕

たゞわらひにわらはせ給〔榮花つぼみ花（十八ウ）〕
たゞにげにこそにげさりけれ〔平家九（重衡虜）〕
たゞうちにうてば〔榮花音樂（六オ）〕　たゞまさりにまさりて〔發心集四（十八ウ）〕
たゞきえにきえいらせ給〔榮花玉村菊（十オ）〕　たゞふけにふけもてゆく〔榮花鶴の林（十四オ）〕
たゞいひにいひおかりて〔落窪二下〕廿九ウ〕
たゞしゐ（ひ一本）れにしゐ（ひ一本）れて〔榮花うら〳〵のわかれ（四十一オ）〕
たゞすぎにすぎもて〔榮花鳥邊野（廿オ）〕　たゞわなゝきにわなゝき給〔源氏野分（七オ）〕
たゞいきにかみのゐたりけるまへにいきて〔源氏東屋（八ウ）〕
たゞまどひにまどひ給〔空穗あてみや（七オ）〕　たゞあきにあきぬ〔空穗藏開上（六オ）〕
降
ふりにふり〔榮花音樂（一ウ）七寶はふりにふり〕
き
せくともせくとも〔萬葉四、愛常吾念情速河之雖塞塞友猶哉將崩〕（セクトセクトモ古訓　セキトセクトモ千蔭）
ありとあり〔源氏わかな下（四十一オ）〕　みるともみるとも〔源氏東屋（廿四ウ）〕
ひそみにひそむ〔源氏東屋（五十五オ）〕　とひにとひて〔空穗としかげ（三オ）〕
いそがしにいそがして〔空穗としかげ（六十四オ）〕
はひにはひきて〔空穗藏開上（二オ）〕　なきになき給〔空穗國讓上（卅三ウ）〕
舟をひきつゝのぼれども川の水なければゐざりにのみぞゐざる〔土佐日記二月九日〕
もはら風やまでいやふきにいやたちにかぜなみの〔土佐日記二月五日〕

○官當　免官　見當　見當免　見免
免所居官　降至　降所不至

獄令ノ義解ニ、正七位上ノ者ニ就テ例ヲ出ス。疑ハシキ處モアレド、其大概ヲ知ルベシ。アラヘ出シタル名目ハ、獄令ト義解トニアル限ナリ。

官當　正七位上ノ者罪アリ、徒一年半ニアタル。コノ時正七位上ノ一等ヲ代リニ出シ、正七位下ニ減削シ、降リテ身分ヲサゲ、罪科ヲサシヒキニシテスマス。但一年スギテ正七位下ニナル。先ニハ正七位上ナリシヲ一等ヲ降タレバナリ。〔割註〕塙本ニ上トアルハ誤也、」

免官　正七位上ノ者罪アリテ其位ヲ免ズルナリ。官位モ同ジ。

見當　正七位上ヲサス。見ハ現ト同ジ。現在ニ其官位ニ當リテアレバ見當ト云フ。

見當免　現在ノ官位ヲ免ズルナリ。免官ト云フトハ聊カハリアリ。一ハ三年ノ後、一ハ一年ノ後ニハ復位ニ就クモノヲ云フ。サシアタリテ姑ク其官ヲ免ズルノ意ナルベシ。免官ハサシアタリタル處ノミニアラズ。

見免　見當免ニオナジ

免所居官　所居官ハ見當ノコトナリ。コノ名目ハ官當ノ者ニモ、免官ノ者ニモ通ジ云フベキナリ。

降至　正七位上ナルモノ罪アリテ官ヲ免シ、三年ノ後二等ヲ減シ、從七位上トナル。コノ從七位上ノ處ヲ降至ト云フ。降リテコヽニ至ルノ名ナリ。官當ノモノニハ降至ハナキ也。官當ハ一等ヲ減シサシヒキニスルナリ。

降所不至　二等サガリテモコヽマデハサガラザル處ノ位ヲ云フ。

附　三代實錄五〔割註〕貞觀三年、」清原眞人岑成卒。天長十年十一月。加正五位上。承和元年。授從四位下。十一年爲越前守。赴任之後。取暇入京。隱居不出。所司奏聞官當解任。免從四位下之階。十三年授正五位下。同七〔割註〕貞觀五年」官當解任例爵一階。云々。共座此事解官例倚。」孝云。官當解任乃解官也。」同四十八〔割註〕仁和元年」從七位下大石忌寸福麻呂云々。是徒三年也。所犯在降前。

又減二一等一。徒二年半。以二從七位下一當二徒一年一。又以二正八位上一當二徒一年一。餘半年徒。官當不レ盡二其官一。留官可レ收二贖銅十斤一。仍須二一年之後一。降二先位一等一。敍二正八位上一。孝云。」上恐下。

○神まつり

或人の家にて、四月の文題に神まつりといふを出したるに、そのさす所の神はいづれの神にかと問ふものあり。今考ふるに、四月にまつるべき神々いと多し。江家次第、公事根源などをみてしるべきなり。六帖に、卯月の下五月の上に神まつりをのせたり。四月の題なるべき證也。四月の題ならむには、かいなでの人々は賀茂にのみ心をよすべきか。さるは榮花物語玉のかざり〔割註〕萬壽四年四月の條」の卷に、かゝるほどにまつりなどすぎて、枕冊子〔割註〕季吟本一(五ウ)」にまつりの頃はいみじうをかし。〔割註〕一本には四月まつりの頃とあり」とあるみならけばりてまつりとのみいふ。又同書〔割註〕季吟本十一(十三オ)」神はと云ふ處に、松の尾八幡云々。賀茂は更なりとみえ、〔割註〕季吟の抄に、廿二社本緣を引ていはく、後一條院行幸の時、山城國を寄進し給ふによりて、當國の惣社にてましますなり」とあり。本緣は群書類從にも入れたり」六百番歌合にも神祭といふひろき題はなく、賀茂祭と云ふ題のみなれば也。されど六帖には、たしかに賀茂とおもはるゝ歌もなく、新撰にはみむろの神といふ歌もみえ、年中行事歌合には、四月に賀茂祭と三枝祭とつがへたり。是賀茂にかぎらぬ證なり。夫木集には神祭と賀茂祭と二題のせたり。おなじ神まつりにても、賀茂は更にもてはやすにより、こゝにわかちて出したるものなれど、これしかしながら、賀茂に限らぬ一つの證にこそ。かゝればひろく四月に祭るべき神々は、いづれにても風情のより來たらむまゝに取出てしかるべきなり。但し順集に、四月神まつる所といふはし書をみれば、公事のみならで、私のも有るなりけり。忠見集には、四月家の神まつると云ふはし書あり。貫之集に、いやしき人の神まつれると云ふはし書あり。〔割註〕四月とはなけれど四月なり。されば先師清水先生の假字百題を撰ばれしに、四月の條に、此題をのせられたり。」拾遺集には、

神まつるやどの卯の花と云ふ歌、貫之にてあり。〔割註〕家集にはなし」是官公事にあらぬ證なり、貫之集に神まつるとのみはし書して、卯の花のいろみえまがふと云ふ歌あり。又神まつる家とはし書して、「百とせのうつきをいのるこゝろをば神ながらみなしりませるらん、是打まかせて神まつりといふは四月なる證也。何の故に四月物するか、そのよしはしらねど、六帖〔割註〕神まつり、」素性の歌とて、神まつる卯月にさける卯の花とみえ、千五百番歌合夏に、讃岐が神まつる卯月の花もといへるなどを思へば四月は神まつるべき月にこそ、さるによりて卯月のいみ、卯月のみしめなど云ふ詞〔割註〕金葉集、續後撰夏、六百番賀茂祭、新勅撰一、新撰六帖神まつり」おほくみゆるなり。そも〳〵四月公にもまつらるゝ神々は、かならず此月に定めらるゝゆゑよし、其かみはたしかにしられたる事はいふもさらなり、わたくしの家々にては、四月とかならずさだめずしてもよかるべきを、こはおほやけの御まつりに、おのづから傚ひしの事か、又わたくしのも四月まつるべき御さだめにても有りしにや、おぼつかなし。夫木集〔割註〕神まつり、」に、六帖題社まつり、權僧正公朝とて歌あり。社は神の字の誤か夫木の別本考ふべし。」さて上のくだりにいふ公のまつりならで、私の家々にしまつるは、女神にて大宮賣命をさすならむと、前川夏繁いへり。夏繁又いはく、此神は古語拾遺〔割註〕天の岩門のくだり、」又大殿祭祝詞にみえて、此女神大宮のうちにいまして、皇御孫命を守り、御殿のうちに事あらせじと守り給ふよしなり。されば下が下までも、家あらむほどの人は、まつりつかへつべき神なり。此神公にては二月まつらる。神祇令義解に、庶人宅神祭と有るは、此神の事なるべし。拾芥抄に宮咩祭文あり。後のものなれど、ひらきみるべしといへり。此説おもしろし。夏繁は夏蔭の子なり。年わかけれど、家の風を吹つたふべきものなり。」夏繁が説によりて考ふれば、花山院よをのがれ給ふ時、宮の中のこりなくたづねさわぐを中納言義懐は守宮神かしこ所の御まへにてふしまろびなき給ふよし、榮花物語花山の巻にみえたる守宮神は、やがて此大宮賣命にこそ。伊勢貞丈は守宮神といふは神別になし、かしこ所の事なりと〔割註〕武

藏鐙」といへるは、大宮貴命をしらぬよりのおしあてなり。

○閑院宮尊號宣下

東山─┬─中御門─櫻町天皇[一]─┬─桃園[二]─後桃園[四]（安永八年崩）
　　　│　　　　　　　　　　　　└─後櫻町[三]（女帝　文化十年崩）
　　　└─直仁親王（閑院宮）─典仁親王（閑院宮）─光格

光格天皇ノ御代ノ初ノ頃、御實父閑院宮ニ尊號ヲ奉ラントセラルヽヲ、關東ニテコレヲ差留ラル。寬政四年所司代取次ニテ、老中ヘ再三ノ往復アリ。京都ヨリノ趣ハ、先蹤モアレバ尊號宣下アラマホシク、然ラザル時ハ、御實父ヘノ孝道盡シカネ、其上先蹤ヲ廢棄スルコトモ容易ナラヌコト也。但御時節柄ノコトナレバ、新院御殿ハ新造ニ不ㇾ及。タヾ閑院宮少々御建添ノミ。御領モ御例ハ七千石ナレド此度ハ四五千石モ進ゼラルベシ。思召立タセ給ヒシ時ヨリハ、年月モ推移リタレバ、閑院宮御高年ニモアラセラルレバ、此節ハ猶ナクオホシメサルレバ、關東ヨリ早々御返答アラマホシトノコトナリ。此方ヨリノ御答ハ、先蹤一々遵行スベシト云フコトハアルマジキコトニテ、是非ノ取捨アルベキコトナリ。其位ヲ踐マズシテ其名アランコトハ、シカルベカラザルコトナレバ、御無用ニアソバサルベシ。但シ外ニ何ゾ御孝心相立候御儀アルベシトナリ。コレニヨリ宣下ノコト停止セラレタルニヨリ、御會釋トシテ高家御使ニテ御進獻アリ。

行成卿朗詠集
猩々緋二十間　　禁訴へ
眞御太刀

篤家卿古今集　　仙洞ヘ〔割註〕孝云、仙洞ハ、後櫻町ヲサス、」

猩々緋十間

寛政五年丑ノ春、議奏、中山前大納言、傳奏正親町前大納言御呼下シニテ一件御尋ネアリ。二月十六日登城、御白書院上段ニテ公方樣御陰聞ニテ、老中ヨリ尋ネラル。若年寄三奉行等侍座、二月廿二日御老中松平和泉守殿ノ宅ニテ再應御尋ネアリ。三月七日老中戸田釆女殿ノ宅ニテ兩卿御答アリ。此日老中衆自身刀ヲ持テ出座。

中山前大納言

尊號御内意一件、取計不行屆、并今度下向之上、御尋共有レ之候處、不束之御答、并輕卒成取計、其外失體段候儀共、不埒ニ思召候。依レ之閉門被ニ仰付一之。

正親町前大納言

尊號御内意一件、取計不行屆、并此度下向之上、御尋共有之候處、失體ノ段候儀不束之取計御役柄別而不行屆之儀ニ思召候依之逼塞被ニ仰付一之。

所司代ヘコノ事仰セツカハサル、ニハ重キ御仕置ニモナサルベキヲ、コレマデ相應ニ召ツカハレタルモノナレバ、叡慮イカニトオボシ召シテ、カロクセサセ給フ。サテ堂上ニ限リ叡聞ニ達シ御處置コレアリテハ體段ヲ失スル也。イカニト云フニ、五位以上位記口宣ヲ賜ハル上ハ、ミナ王臣ナリ。サレバ公武隔ベキ理ナシ。昔ハ參議以上ニテモ、誅伐放流ノ時、一々叡聞ヲ經ラレタルニハコレナシ。況兩卿罪科不レ輕トハイヘドモ、重科ヲ宥メラル、上ハ、斷然ノ公裁アリ。コレ關東ノ御職掌ヲ重ゼラル、ヨリノコトナリ。コノ兩卿歸京ノ上、日數相立御免。即日萬里小路前大納言、正親町大納言、中山大納言、右三卿者、傳奏議奏御役御免被ニ仰付一。若京都ニテ出來ガタクハ、叡聞ヲ經スシテ御仕置可レ被ニ仰付一トノコトナリ。コノトキノ老中筆頭ハ白川ノ少將ナリ。

上件ノコト共ハ、寺社奉行ノ方ニテ、其一件ヲシルシタルモノアリ。京都ト江戸トノ書簡ノ往復多クアリ。又尊號宣下勘文ナドモカキノセテアリタルモノヨリ大概ヲシルス。太宰帥宮尊號宣下可否評議ト題シ二冊アリ。

宋英宗は僕安懿王の子にして、大統をつぎたる時、父の濮安懿王を崇奉せんとするに、司馬温公の是を拒みたる事有り。ちかくは薛應旂の宋元通鑑二十九卷、三十卷、治平二年三年のあたりにくはしくふえたり。和漢同日の論にこそ。東都事略世家濮王の條、又列傳司馬光の條にみえたり〔割註〕傳家集卅五、卅六、卅七に濮安懿王典禮狀、又言濮王典禮劄子ナド、コレカレ載セタリ。歐陽修モ論議ノ劄子アリ、六一居士外集ニアリ、近クハ沈德潜八大家文讀本卷十ニ載ス」又漢宣帝は戾太子の孫にて、戾太子の弟昭帝の嗣となりて、後元康元年に父史皇孫を追尊したることあり。史皇孫は戾太子の子なり。歴史綱鑑補卷八元康元年に、范鎭また程子坏の說をのせたり。ひらき考ふべし。〔後日此兩氏の原書より其說をこゝに書きのすべし。今はいとまなくて、綱鑑補を引きおく也〕尊號一件は寛政五年の春の事なり。寛政六年七月は閑院宮薨ぜらる。御年六十二と親王譜にしるしたれば、たとへ帝のおぼしのまゝにならむも、一とせばかりの御さかえなり。堅牢ならぬよの中。誠にはかなき物にこそ。

○黒田如水が事

老人雜話　高麗陣の時、太閤日根野備中を高麗へ使に遣す。備中甚貧にして支度なりがたく、三好新右衛門を介として、銀を黒田如水に借る。如永卽銀百枚を貸す。備中歸朝して、新右衛門と同道如水へ行て禮を云ふ。銀百枚の外に拾枚を持參す。〔割註〕利足ノ意也」如水對顔して暫有りて人を呼て、さきに人のくれたる鯛を三枚におろし、その骨を吸物にして酒を出せといふ。兩人心に不足す。酒終て三好銀を取出し禮をいふ。如水が云、はじめより貸心なし、合力の意なりとて、再三しひてもとらず。二人甚

感じて歸りけるとぞ。

孝いはく、今時のまじはり是に相反す。をしむまじきををしみ、はづかしからぬことを耻とおもふ。みだ見識の顚倒したるなり。亡友遲塚九二八のいへるに、古人と今人と榮辱を異にすといへり。げにしかぞおもはるゝ。誰も榮とおもふこともあるべく、辱とおもふことも有るべけれど、そのすぢを取違へて意得居るもの有るべし。賢愚にて榮辱のかはる事は、たとへば小兒のいと大事とおもふ事も、年とりたるものよりみれば、なにともなき事のごとし。猶いはゞ、雲の上の難波津をすら、はかぐ〵しくかゝせ給はぬほどに、おばのけふあすともしれぬあつさになり給ふをば、さまでおぼさで、ずゞめにがしたるを大事とおぼしたることとあり。賢人愚者とのけぢめにたとへつべし。

○蒲生氏鄕が事

老人雜話　氏鄕の近習の者、氏鄕に問ていはく、太閤以後關白殿に馬をつながむやと、氏鄕答へて、彼愚人にしたがふ者、誰か有あらむといふ。又問は、天下の主たらむ人は誰といふ。答へて云、加賀又左衞門なりと云。〔大納言殿の事なり、〕又問て云、又左衞門是を得ずばいかゞと。答へて云、又左衞門得ずばわれ得べし。東照宮の事をとへば云く、是は天下を得べき人にあらず。人に知行過分にあたふる器量なし。又左衞門は人に加增分に過ぎてあたふるものなり。

孝いはく、氏鄕の豪傑大度、此詞にてもしるべし。さて神祖は百尺竿頭一步を進むるの御手談本ノマヽにて、跡より崩るゝ事はなけれど、急速にその功驗みえがたし。七十餘年にて結局し給ふ。凡人のおよぶ所にあらず。氏鄕といふとも、御度量をうかゝふ事を得ずして、加賀大納言を天下の主にならむとおもへり。おのれより識のたかきをばうかゞひしる事はなりがたし。仲尼よりも子貢を賢者とおもひしもうべなりける事なりかし。

○名　目

むかし東山左大臣實煕公名目抄一卷をかゝれたり。名目是にてつくせりとにはあらず思いでられたる限にこそ。すべてよみくせなどといふものは、其意には害なけれど、しらず。よみにいはんは、いかにも手つゝにて、人わらへになること常に多きぞかし。いかでひろくかうがへてとおもへど、田舍にすむ身にては、はかゞゝしくしるべきたよりだになし。たゞ物にみえたるを目にかゝりたらむときは、かならず書きあつめたくおもふなり。

年山紀聞〔三條並引親長卿日記〕

天子追號の後の字、〔音讀〕但後深草院〔訓讀〕音讀にすれば御不幸の讀にきゝなさるゝなり」

大臣稱號の後の字〔訓讀〕但後京極　音讀にすれば言好（イヒヨキ）故なり。

梅雨〔割註〕サミダレ、」親長卿の記長享二年十月二日、和歌披講のとき、爲富卿は音にて讀むべしこいはるゝを、親長卿これを笑ひてサミダレと可レ讀。

附　名目抄補遺ご云ふもの寫本にてあり。正親町公明卿のかゝれたるものなりと。京都の人山科圖書いへり。いさゝかはかりの物とぞ。

〇五月可畏

正慶二年五月廿二日〔割註〕鎌倉北條滅亡、」　五月八日〔割註〕兩六波羅、」　永祿八年五月十九日足利、〔割註〕三好松永弑二將軍義輝、」　天正元年五月〔割註〕義昭滅亡。」　天正十年六月二日光秀弑二信長一。〔日向守ノ句、「時ハ今天ガ下知ル五月哉、　五月廿八日ノコトナリ、六月二日モ五月ノ節内ナラン。」〔孝云、皇和通曆ニテ考フルニ、天正十一年正月閏アリ、サテハ十年ノ五六月ノ頃ハ、月進ミ節退ク「疑ナシ。」　元和元年五月八日〔割註〕豐臣秀頼。」　五月廿六日〔割註〕頼政生害。」　五月廿五日〔割註〕正成生害。」　五月廿六日〔割註〕應仁兵亂。」　天明七年五月廿一日〔割註〕打コハシ。」

右太田錦城ノ梧窓漫筆上ニアリ

孝云、五月ヲワロシト云フハ、西土ノ書ニモアリ。モトヨリ俗説ニシテ、大人君子歯牙ニカクベカラヌコト言フモ更ナリ。錦城晩年陰陽五行ノ説ヲ信ジ、或浮屠ニ俊シタル頃ニカキタル隨筆ナレバ、コノコトヲ載セタルナリ。サレド錦城博覧強記ニテ、カク多ク書キナラベタルオドロクニ堪ヘタリ。ソモ〳〵桀紂ノ亡ビタル日ハ、湯武ノ興ル日ナリ。君子事ヲセンニハ、惟其善悪邪正ヲ辨別シテ、機會ニオクルヽコトナカレ。時ハウシナヒヤスク、再ハ得ガタシ。神祖ノ西フサガリ敬服ナリ。

〇のとにとちかし又をにもちかし

古今哀傷「時しもあれ秋やは人のわかるべきあるをみるだにこひしきものを、同離別、志賀の山越にて石井のもとにて物いひける人のわかれけるをりによめる「むすぶ手のしづくににごる山の井のあかでも人にわかれぬるかな

孝云、歌にはにとあり。詞書にはのとあり。

六帖（かなしび）「時しもあれ秋やは人にわかるべきさるは夜寒になれるころしも

孝云、時としてはのとにと相通ふ事、これにてさとるべし。北邊隨筆に、その人のをしげもみえずわかれいにしこゝろをのとは云ふなりとあるは、うけがたし扨をにちかしといふは、下にのせたるをみよ

古今戀四「かれはてん後をばしらで夏草のふかくも人のおもほゆるかな、六帖ニかれはてん後をばしらで夏草のふかくも人をたのみつるかな

孝云、歌のみにはかぎらず、文にもあるべし。千載集離別にみえたる詞書に、宇佐のつかひの餞しけるところにてとも、又人に餞し侍ける曉ともいへり。是れのにても、ににても、をにても聞ゆべし。古今春下の詞書に、志賀の山越に女のおほくあへりけるにと有るも、女におほくあへるなり。但し本居氏遠鏡に、女ノオホゼイ來ルニユキアフタトキニと譯あり。おほくの下に詞をふくみたるにて、女の

ノのは常ののともすべし。こまかき考へなれば、のとにとその意全くおなじこいふにはあらで、のはのにはにて語勢かはれるも、たま／＼同意に落つるにも有るべし。されば跡につきていはんには通ずる也とも、ちかしともいはるゝ也けり。藤井高尙のさきくさ〔割註〕廿四オ」今の世の心にはあやしくおもふてにをはこいふ所、併せみるべし。

○阿古屋の松

「みちのくのあこやの松に（の盛）木隱て（高に盛）出へき月の出もやしぬか（ナシ盛古）、と（な盛古）いふ古歌を、實方中將のおもひいでて陸奥にてその所たづねられたる事、平家物語二〔割註〕阿古屋松」源平盛衰記七〔割註〕日本國廣狭」古事談二などにみえたり。堀河院百首、藤原顯仲松の題にて、「おぼつかないざいにしへの事とはむあこやの松にものがたりして、」とよめり。あこやの松の事、おのれいまだその濫觴をしらず。博識にたづぬべし。

○諸大名の妻子を江戸におく

新井氏の藩翰譜八の卷島津家の條、家久妻子をたづさへて關東にうつる。是鎭西の大名妻子を關東にうつせし始にて、將軍家の御感なゝめならず。〔割註〕上文によるに大坂落城の時ときこゆ。」

孝云、さては諸大名の妻子江戸におくべしとの敎令はなかりし也。各々上の御意を休めんとて、この意よりたれも／＼嶋津家にならへるもの也。しからむには、德川家の御德ます／＼高しこおもへりしが、又思ふには、これは西國かたの大名よりして妻子をうつしたるを、御感あるのみにて、其他の諸侯ははやく此事のありたるならむ。そはいかにといふに、植田氏の日光山志卷五に、諸大名の證人いまだ台命無レ之已前、慶長十年に高虎の母堂松壽院を證人として、江戸へ差越さる。神君並新將軍家の御感に預る云々。高虎申上けるは、諸大名の證人を出させ、江戸へ被二差出一可レ然旨申達せる故、同十四年より諸家證人可二差出一旨命ぜらるとみえ、又上文に、慶長五年の春嫡子內匠を武州江戸へ證人に差下しけり。神君御感不レ斜。下總國の內にて三千石加恩せらるとのせたり。

○仰ノ字ヲスケトモヨマント思フ事

仰ノ字、人名ニテハイカニ讀ムゾト問フモノアリ。存按ズルニ、人名ハシカヨムト必サダマリ有ルモ如此ノニアラズ。名ノヨリ出ル處ノ本文ニスガリテ、其讀ハサダムベキコト也。サレド中世ヨリ、人名ニテハ此文字ヲシカ訓ミ、彼文字ヲカク訓ムトヤウニ、定リヲ文字ノ出處ノ本義叶ハザルトハ問ハヌ也。サレバ洞院太政大臣ノ拾芥抄ニ、人名錄トテ人名ノ訓ヲ載セラレ、林宗二ノ節用集ニ、名乗字トテ人名ニ多クアル字ドモヲ集メテ其訓ヲ載セタリ。コノ兩書ニ仰字ナシ。オノレ公卿補任ヲ考フルニ、上代ヨリ慶長元和ノ頃マデ、參議以上ノ人ニ仰ノ字ナシ。尊卑分脉全部ニ渉リテアルコトナシ。卬ノ字ハ仰通フ字ニテアルヲ、卬ノ字ヲマレマレ名ニシタルハアレド、皆法師ニテ音ニヨムナリ。仰ノ字名ニ付ケラレシ人ノナキモアヤニクノコトニテ、今ヨリコノ訓シルベキタヨリダニナシナドカキ付クル折節、余ガ友二郎傍ニアレバ、試ニ仰ノ字ハ人名ニハイカニヨマントスルゾ問ヘバ、スケトヨマント云フ。其證ハト云ニ答ヘテ、梅氏字彙ニ資也トアリトイヘリ。ゲニ友ガイヘルヤウニスケトヨムベシ。仰ハ恃也ト古人訓ミテタノム意ナリ。彼ヲタノミテ己ノ資（タスケ）トスル意ナレバナリ。其例ヲイヘバ、史記平準書ニ衣食仰二給縣官一ト云。コノ仰ノ字恃也。望也ナド訓ミテ、一句ノ大意ハ、軍人等オノオノ自ハ用度足ラザレバ、公邊ヨリタスケラレタリト也。コレニテ仰ヲスケトヨミテヨカラント思フ也。抑名ノ文字ハ、其出典ニヨリテ音ノカハルト云フハ、曾參ハシントヨムベカラズ。曹植ハシヨクトヨムベカラズ。人々シルヤシラズヤ

附 名乗字引ト云フモノ、俗ニ三種アリ。〔割註〕折本井上氏刊、巾箱本高井蘭山刊、又巾箱本朽木氏刊、」コノ他ニモアリヤ、オノレシラズ。トニカク俗用ナレバ採用ニタラズ。

○普光院殿の事

老人雜話 普光院殿北野參詣の時、先を拂ひけるに、或少年馬よりおりて、日とゝきの前にてつくばひけり。普光院殿見給ひて、福阿彌といふ同朋を遣はして問はしむ。問ふべき言葉なくて、「進みての後の

心にくらぶればと云ふ歌の下の句は何と申ととふ。少年答へていはく、「誰がまことより時雨れそめけんと云上の句は何と申ぞと答へけり。其よし申上ぐる。普光院殿おもしろき者也とて、めし出して寵愛はなはだし。依て前より寵愛の小姓にこゝろ遠ざかりければ、その小姓うらみて立退き、嵯峨の邊にかくれ居けり。方々たづねもとめけれどもしれず。又或時公方嵯峨へ遊行有りしに、伽羅の遠くかをるを聞給ひ、此香外に有るべからず。此邊に不審成者あり、よくたづねみよとて人を遣はす。或茅屋の内に、彼少年机の上に香を燒き、閑にして有りける。公方直に至給ひて、前々のあやまりをゆるしかへりつかへよといろ〳〵仰せけり。とかくにおよはず、頭を下げ泪落せり。公方悦びて酒を盛りて盃をさす。又かへさせ飲みて、日頃のめる諷一番所望ありければ、をばすての小諷をうたひしこそ、公方彌々感じて寵愛むかしに倍せり。

孝いはく、此二少年いうにやさしうはあれど、丈夫の意なし。普光院殿といふ將軍は、はじめ出家され、後に還俗したるほどの不見識なれば、かゝる頑童をこのみ給ふもうべなり。赤松滿祐に弑せられたるも、童を愛したるよりの事也。女色のみならず、男色またおそるべし。森蘭丸、井伊萬千代などは、泥中の蓮、別日と論也。續後拾遺定家、「僞のなき世也けり神無月、拾遺戀二敦忠、「むかしは物をおもはざりけり。

○おなじ詞のある歌

古今集「おもひ出るときはの山のほとゝきすからくれなゐのふり出てぞなく、「さつきまつ花橘の香をかげはむかしの人の袖の香ぞする、「木の間よりもり來る月の影みれば心づくしの秋は來にけり、「我戀を人しるらめやしきたへのまくらのみこそしらばしるらめ、「たきつ瀬の中にもよどはありてふをなどわが戀のふち瀬ともなき、「戀せじとみたらし川にせしみそぎ神はうけずもなりにけるかな、

孝云、歌はつゞけがらによるもの也。おなじ詞ありとて、あながちにいみきらふべき事にあらず。

よし(善)ト云詞〔割註〕萬葉三、」こゝろ(心)ト云詞〔割註〕六帖四雜の思、」おもふ(思)ト云詞〔割註〕後撰戀一つ(月)、」きト云詞〔割註〕續古今雜上、萬代集秋ニモ、」〇こ(來)ト云詞〔割註〕萬葉四、」これら歌ごとにひとつ詞五ツあり。句ごとにおなじ詞をたゝみたる、みな作者のことさらにしたるもの也。

〇日本紀竟宴歌の注

縣居翁祝詞考上〔十右〕首書に、日本紀竟宴の歌の鎌倉中務親王の注に云々、孝云、日本紀竟宴歌ノ契沖氏ノ跋ニハ、親王眞跡トノミアルヲ、イカデカクハイハレケン。一日コノコトヲ友人鶯園前田氏ニ質問シタレバ、其答ニ、これは賢按のごとく、圓珠菴主の跋にも親王の眞蹟本とは申しつれども彼左注を始めてかゝれ候よしには候はねば、縣居翁の説はふとおもひ誤られて忝しからぬ云々。」トイヒオコセタリ。サテハ夏蔭モ同意ナリ。

〇歌人捷見

長家（關白道長六男）——忠家——俊忠（初名親家）——俊成（初名顯廣〔顯廣ノ弟子トナレルニヨリテナリ〕〔尊卑分脉云、爲二顯頼卿子一改レ名顯廣、後又復二本流一〕後名俊成〔其後ノ弟子トナルニヨリテナリ〕五條三位トモ、〇千載集　六百番歌合判詞　古來風体抄　桐火桶　長秋詠藻）——定家（號冷泉　稱京極　〇詳案抄　顯注密勘〔爲家ノ弟子慶融集錄シタルヨシ、群書一覽ニアリ〕拾遺愚草）

為家 ○後撰抄 室阿佛東見記下(廿一左)詳ニシルス ○十六夜日記 阿佛口傳夜鶴抄

為氏 號御子左 稱二條 母宇津宮彌三郎頼綱女

為教—為兼 毘沙門堂

為相 母阿佛

顯季 堀川百首作者—顯輔 六男ナルヨシ著聞五(四十九ウ) ○詞花集

清輔 ○奥義抄 袋草子 今撰集 續詞花 清輔ノ意ニ詞花ヲ古今ニ比シ、續詞花ヲ後撰ニ比シタルナリ

重家 千載新古今作者—有家

顯昭 ○袖中抄 陳狀

●村上天皇—敦實親王—重信—道方 室經信卿母、有レ集入ニ於群書類從二百七十一ニ 道或作通

經信 難後拾遺伊勢物語知顯抄—俊頼 散木集—俊惠法師 林葉

●長明(後惠弟子見後撰正義)

●經衡(同時也袋艸子ニコノ人ノコトアリ)

家經

●基俊(子孫不聞於世) 堀河百首作者 悅目抄

●知家(法名蓮性 九條三位 新撰 六帖作者 陳狀寶治二年)

●後京極(良經 月清集 新古今序)

●西行（藤原秀郷（平將門ヲ追討ノ大將也）ノ末葉トゾ、俊成卿ヨリ先ニ寂ス、サレバ花ノモトニテノ歌ヲ長秋詠藻ニ引キタリ。〇山家集）

●四納言（十訓一（第廿））　齊信　公任　俊賢　行成

●梨壺五人（十訓一（第廿））

坂上望城　紀時文　源順　大中臣能宣

清原元輔（コレハ清少納言ノ父也）

●四天王（日本史二百廿二コノ四人ノ傳アリ）　頓阿（藤原春蒔ノ事也）　兼好　淨辨　慶運

赤染衛門

清少納言（元輔子也關白道隆（御堂關白ノ兄也）ノ女定子（一條院ノ皇后）ニツカヘタリ、

和泉式部　　齋院中將

以上四人紫式部日記ニ出

小式部内侍（〇世繼（第二條）和泉式部存生中にうせたるよしあり、）

小大君　　出羽辨

小　辨　　馬内侍

高内侍　　江侍從

新宰相　　兵衛内侍

中　將

以上十人、一條院の御時の女房、十訓抄一（第廿）に出たり。

紫式部（紫花殿上花見（廿ウ）、道長北方倫子乳母ノヤウニアレド、他書無ニ所見一。日本史二百二十五烈女

中宮彰子（御堂關白道長公ノ子也）ニツカヘタリ。）

伊勢大輔（紫式部ハ古參、大輔ハ新參ノヨシ世繼（第五十條）ニミエタリ、）

爲經———隆信———信實———少將内侍
寂超　　　　　　　　新撰六帖作者爲家ト同時也○今物語
　　　　　　　　　　———辨内侍

此一條は人の問に答へたるかたはしなり。後日增補點竄して淨書したらんには、搜索の一助にたらむこともおもへば、その反故をまづかりにこゝに書きあらためおくなり。

難波江七の卷上終

難波江七の巻下

〇四十二の物あらそひ

此書は本朝にては清少納言の枕草紙、もろこしにては李義山の雜纂などに似通ひたるものにして、ひとりの手に出たるもの也。書中にある作者ごもは、その人質にあるにはあらず。されば拾遺集に、題しらずとて入たる歌などをもひろひ出てかける所あり。いせものがたりの役歌を、此事にとりなしたる趣にこそ、四十二の數はたま〳〵あらそへる數を、跡よりかぞへていひしことならむとおもはるゝに、書中に四十二の物あらそひ有るべしとて云々といふは、いかなる事にか、さてはあらましに四十二の數さだまりて有りしごごくにきこゆる也。物あらかひ四十二にて盡きぬべきことにあるまじきを、人々のさだめきかまほし。本文にても有るにやとまでかたぶかれぬ。亡友日尾荊山のいふやう、四十二章經に、爲レ道者、如三牛負レ重行二深泥中一。疲極不二敢左右顧視一、といふことごあり。物をあらそはんには、おのが立てたるおもむきをおし、ひたすらにたてゝいふべき事、このたとへのごとし。今此四十二章經にちなみて、四十二の數は出來やしけむといへり。うけがたき説ながら書きしるしおく。

〇穂日命

縣居翁祝詞考下〔割註〕（四十一オ）出雲國造神賀詞、」穂日命はすさのをの命の御子也。」孝按、古事記上〔割註〕本居氏ノ定本ニテハ廿二葉左、」を攷ふるに、天菩比命は天照御神の子なり。本居氏古事記傳卷二に神代の譜第を誌るしたるも其趣也。されご出雲國造神壽後釋に〔割註〕廿一ウ、」その父の穂日命、祖父の須佐之男大神といへり。こゝは縣居翁の説にふとよられたるもの、神代の譜第をしるしたる所と矛盾のやうにおもはる。一日此事を友人鶯園前田氏に質問したるその答に、是は古事記にも、日本紀の本文に

も、此命の生坐る其物質に、天照大神の御物なれば、御子とし給ふよしにて、須佐之男命のなしませる御子なれども、其始より天照大神の御子と定給へれば、須佐之男命の御子とは申がたく、後釋にも三熊大人の事を說きて、父の穗日命祖父の須佐之男大神といへるはいかゞと覺候。然らば天孫は須佐之男命の御孫にて、今日の皇統は天照大神の御末にはあらずと申べし。これらの注かねてひが事と覺候。〔割註〕但此五柱の男神の物實をおすに、天照大神は父の如く、須佐之男命は母の如くとも申べくや。」といひおこさせたり。さては前田氏も同意にこそ。〔割註〕五柱は古事記傳の系圖に出たり。」

○冥　加

此語もと釋典より出て、顯加といふ詞と相對する也。本邦にては本義少く、轉義多し。三藏法數卷六に二加、〔割註〕出華嚴經疏」加即加被、佛於華嚴會上、以三業神力、或冥或顯。加被法慧等諸菩薩、各々說法、故有此二加也。〔割註〕三業者、身業、口業、意業也」一顯加、顯加者、謂佛以平等大慈、常鑑衆生、若有宿世善根成熟者、卽以神力加被菩薩、爲其說法、如身業摩頂以增其威、口業勸說以益其辯、顯然可見、故曰顯加、〔割註〕身業摩頂者、本以手摩、手屬於身故也」二冥加、冥加者、謂佛以意業神力、加被菩薩、增其智慧、於大衆中爲人演說、令無所畏、隱密難見、故曰冥加。とみえたり。〔割註〕こゝに華嚴經疏と云ふは、八十華嚴の末疏にて、唐澄觀疏をいふ。その二十六卷に顯加冥加のことあるを、今敷衍してかけるゆゑに、出處に華嚴疏と揭示したる也。三藏法數は、明の沙門一如の著述也。」冥加の字はいくらもあるべけれど、一ッ二ッいはん。唐善導の法事讃に智惠冥加、道芽增長、〔割註〕これは佛の智惠を衆生に加被冥加して、佛乘の萠芽增長するなり」觀經玄義分に、無礙神道力、冥加願攝受、〔割註〕これは佛の神通無礙力を加被して我等を攝受したまへと也。」また聖力冥加現益といひ觀經序分義には、自非聖力冥加、彼國何由得覩、ともみえたり。いづれも本義なり。本邦にて古今著聞集四文學、文道をおもんじ冥加を得給ひてかゝせさせ給ひけるやさしきこと也。保元物語二〔割註〕白

河殿をせめおとす事、」なんぢ兄にむかつて弓ひかむ事、冥加なきにあらずや。是等轉義にて、冥々の中に神佛照覽し給ふをいふ也。此外にも神代口決、〔割註〕貝原氏の諺草に引、」寶基本紀〔割註〕平田篤胤俗神道大意に引く、」にもあれど、あやしき書故にいはず。谷川氏の和訓栞に、梵網經、倭姫世記などからにやまとに引證あり、ひらきみるべし。

○明智光秀が事

老人雜話　信長明智に命じて、秀吉西國討手の加勢に遣す。此故に軍勢御目に掛くるといふ事よせて、丹波より上洛す。壬午六月二日也。實は信長を弑せむ爲也。出軍遲し（本ノマヽ）。大江坂を越えて川の水白くみゆ（一本、故に草々軍立して）夫より山の中ともいはず。眞直に早驅すと云。明智はじめ取みだす事ども有り。五月愛宕に登りて連歌あり。紹巴いたる明智遽て人に問ふていはく、本能寺の堀は深きかと、紹巴きゝて勿體なき事おぼし立やといへりこぞ。」明智謀反のとき、家老にはしらせ、諸卒にはしらせず。西國立と皆心得たり。龜山より堅木原まで出て、西國の方へおもむくと思へば、直に京の方へ武者を推す。夫故人皆不審す、桂川をわたりてはじめて觸をなす。未明に信長のおはします本能寺に〔割註〕今の茶屋か家ある所、西洞院通り三條貳丁くだる、」推よす。信長御自殺あり。〔中略〕、本能寺に火をかけてより、城介殿のおはします妙覺寺へ推よす。〔割註〕今の室町藥師町にあり。」

季いはく、明智妄りに機密を洩さずして事成就したるは、智のあまりある也。一言にて紹巴にしらるゝは智のたらぬ也。さはいふものゝ、思ひ内にあれば外にみゆる所にして、いかにおほはんとしても其意のもるゝは事の理なり。されば不正の事は、事跡にあらはすまでもなくとも、意にもおもふまじきものなり。心のとはばといふ歌もあるぞかし。なき名こ陳しても、其眼の者いかで見ぬかざらむ紹巴は連歌師なり。猶その胸中をさとる。まして地位高き人にむかひては

○すら　だに　さへ　附、まで

此三ツの詞、差別いかにと問ふものあり。今例證を引出て、おろ〳〵是をわかたむとす。

すら（割註）デサヘ、サヘ、ヤハリ猶（本居ノ譯）、スラハ語ノ下、ナホハ語ノ上必別アリ。縣居古今ニ秋ハ猶ト云アリ。古本ニハ秋來バトアリトイヘリ、（久老云、すらはそれながらといふ言の約言也（槻落葉）○萬葉十、略解下（廿八オ）、旅尙（スラ）襟解物乎、同（四十ウ）奈良山乃峰尙霧合、○孝云、古クヨリスラナホトヨミ添タリ。其意通亦可以知也。」

ダニト通フコト多シ、ト不盡谷氏いへり。古今以後はすらとだにと通ふ例也、と本居氏いへり。（割註）玉霰（十三ウ）だにさへすら、孝云、ダニトスラト本居氏ノイヘルヤウニ通フコトトミエテ、金槐集雜物いはぬよものけだものすらだにもあはれなる哉親の子をおもふ、すらだに連言したるをも思ふべし

だに（割註）ナリトモ（願ノ意、又ハ願ノ意ナキモアリ、）俗言ノサヘ、デモ直爾（タヾニ）ノ略（縣居）、コレハナクストモセメテコレナリトモト云フヤウノ意（本居）、

サヘト通フコトアリ。（割註）萬葉十二略解上（三ウ）、夢谷（舊注、或本夢左倍トアリ）、金葉冬、おこにだに、千載におとにさへトアリ、」スラト通フコトアリ。

さへ（割註）マデ萬葉十二、君ニ副而明日兼欲得（タクヒテアスサヘモガモ）トアルハ兼テ、サヘニアテタリ、其上（縣居）、」此事ノアル上ニ、又コノコトモソヒクハヽルヤウノ意也（本居）、（割註）榮花根合（活本五オ）、人のおもふらん事をさそへそへておぼしまどはせ給、（サヘソヘトカサナレリ、注脚トナルベシ、狹衣三下。三ウ　今さへはなでふ人はたをばとつねさせ給ふトアルハ一品宮ノ北方ニシタマフ上ニイカナル又ハダナス求メ給フト、狹衣ニ宣旨ヲ云フナリ、ハダハ膚也）、（萬葉二明日谷（一云左倍）、縣居翁ハ左倍ニテハキコエズトイハレタリ、契沖ハサヘノ意ヲダニト云ハ誤也トイヘレバ、縣居翁ト同意ナルベシサヘダニニ相通フ證多クアリ、萬葉十、能登河之水底幷（サヘ）爾光及爾（マデニ）三笠之山者咲來鴨、コノ歌サヘトマデトトモニアリ同意トオモハル、」

本居氏ノ玉霰ニ、コノ三ツノ差別アルコトヲイヘリ。サレド、三ツイヅレニテモ、ヨロシキガアルベキ也。互ニ通フ方ヨリハシカオモハル。

古今集「春やとき花やおそきとゝわかむ鶯だにもなかずも有かた〔願ノ意〕、「櫻花春くはゝれる年だにも人のこゝろにあかれやはせぬ〔願ノ意〕、「みやまには松の雪だにきえなくに都は野べのわかなつみけり「ちりとぬも香をたにのこせ梅の花戀しき時のおもひ出にせむ、「春霞なにかくすらん櫻花ちるまをだにもみるべき物を〔願ノ意〕、梓弓おして春雨けふふりぬ明日さへふらばわかなつみてん、咲そめしやどしかはれば菊のはな色さへにこそうつろひにけり、「白雪のふりてつもれる山里は住人さへやおもひきゆらん、「夕されはいとゞひがたきわか袖に秋の露さへおきそはりつゝ、「淺みこそ袖はひつらめなみだ川身さへながるときかばたのまん、曾丹集〔不盡谷氏引〕、「とけくすらぬほどもなき五月雨をねさめがちにて明すころ哉、御堂關白集〔同〕、「たきの音をいかにきくらん都すら物あはれなるころにはあらずや、後拾〔同〕、「君すらもまことの道に入ぬ也ひとりやながきやみにまどはん、榮花物語初花、「我すらにおもひこそやれ春日野のゆきまをいかでたづのわくらん、萬葉集三、輕池之、納回往轉留、鴨尙爾玉藻乃於、丹獨宿名久二、〔割註〕略解云、納、汭之誤、〔さへ　かろく用ひたるあり。萬葉「ますらをの小すゑふりをこしかりたかの野べさへきよくてるつくよかも、略解、さへは輕也意すべし、のべもいふくともいふがごとし。

以上の歌どもにて、おほよそにその差別をしるべし。縣居翁の萬葉考卷二別記に、此詞どもの語釋あり。但その語釋よしやあしやおのれいまだいひきりがたくなん。翁の集の二の卷山といふ題にて、「下野や神のしづめしふたら山ふたゝびとだに御世はうごかじとあり、孝云、此歌などはサヘこ通ふなるべし。〔割註〕俗ニイハヾ此天地一度ハウゴキタレド、神祖コレヲ靜謐ニシタマヘバ、モハヤ二度マデハ動カジ、中世一度ウゴキタルノミナリト云フコト也。コノダニキコエニクキヤウニ、一ワタリハオ

モハル故ニ、コノ諺解チシルス也」中島氏八衢補遺卷下〔八、ウ廿七ウ〕に、此三ツの差別をくはしく辨じたれど、いとくだ〳〵し。

○天台座主

座主御歷世

第一慈眼大師諱天海、〔慶長十八年住職、元和二任僧正寬永廿年十月二日入寂、慶安元四月十一日謚慈眼大師、〕

第二久遠壽院准三宮諱公海、〔前大僧正毘沙門堂門跡也、花山院左大臣定熙嫡孫、左少將忠長子家之猶子寬永廿受職、承應三辭職、〕

第三本照院一品宮守澄親王、〔初稱尊敬親王、後水尾院皇子、東福門院御養子、承應三受職、延寶八入寂〕

第四解脫院一品宮天眞親王、〔後西院皇子、延寶八受職、元祿三入寂、〕

第五大明院一品准后宮公辨親王、〔後西院皇子、元祿三受職、正德五辭職、〕

第六崇保院一品准后宮公寬親王、〔東山院皇子、正德五受職、元文三入寂、〕

第七隨宜樂院一品准后宮公遵親王、〔中御門院皇子、元文三受職、寶曆二辭職、〕

第八最上乘院一品宮公啓親王、〔櫻町院皇子、實閑院宮太宰帥典仁親王御連枝、寶曆二受職、明和九入寂、〕

第九再任隨宜樂院一品准三后宮公遵親王、〔安永元再任、同九年辭職、〕

第十安樂心院一品宮公延親王、〔桃園院皇子、實閑院宮太宰帥典仁親王第四子、安永八受職、寬政三辭職、〕

第十一歡喜心院一品宮公澄親王、〔後桃園院皇子、實伏見宮兵部卿邦頼親王第二子、寬政三受職、文化六辭職、〕

第十二當御門主公猷親王、今上皇子、實有栖川職仁親王之子、文化六受職、〕

右植田氏の日光山志卷一に臚列するを、此に抄出し、天台座主記〔割註〕群書類從五十七補任部十四ニ

アリ」の續編とする也。又公猷親王より今日までのを補入すべし。そもく御當家のはじめより叡山に座主なくして、日光の御門主にて兼給ふときく。

〇給ひといふまじきやうにおもはるゝ所に給ひといへる〔附、みづからの上に給ふと云へる〕

源氏夕顔〔湖月（四十四オ）〕、かうながかるまじきにてはなどさしも心にしみて哀とおぼえ給ひけむ。〔本居氏云、これはみづからのことなれば、給ひといふ言、いかゞなるごとくきこゆれども、然らず。すべておぼえはおもはれと云ふことにて、その中に人におもはるゝ意なるあり。こゝもそれにて夕顔の我にあはれと思はれ給ひけんといふ意なる故に、給ひは夕顔へかゝれり。

同玉かづら〔（廿六オ）、〕うへの御かたちはなほたれかならび給はんとなむみ給ふっ〔割註〕紫の上は比類なくうつくしきよしを、玉かづらの御もと人に、右近がかたる所なり。み給ふはみえ給ふと有るべくおもはる。〕やちまた渋行下二段、たるふるの條考ふべし。

附 源氏末通女 女御をけしうはあらず、なにごとも人におとりてはおひ出ずかしと思ひ給ひしかど、思はぬ人におされぬる云々、〔割註〕内大臣ノ詞也。母君ニ御娘ノ女御ノコトヲノタマフ處也。おもひ給へしトナルベキ處ナリ」

〔明經公

吉川篔墩ノ近聞寓筆卷四ニ、論語舊本、有ニ永正年ニ有ニ清原明經宣賢公父子跋ニ者、其舊人用ニ明經公本ニ影ニ寫古跋ニ、非ニ公眞蹟ニトアリ。〔割註〕下文ニ、明經公ト云コト、兩處アリ。〕或人コノ明經ハ、宣賢ノ父ノ名ニヤト問フニ、オノレ答テ、篔墩ノ此本ヲ秘藏シテアリタルヨシハ、太田錦城ノ九經談卷五〔割註〕ニモアリテ、傳云、環翠先生〔清原宣賢〕所ニ手挍ニトアリ。孝本日擧セザレバ、シカト云フベキコトニハアラネド、父子トイフハ宣賢ト宣賢ノ子ノ良雄也。〔割註〕衜界分脈清原氏、知譜拙記船橋」良雄ノ元名ハ業賢トイヘリ。サテ明經ト云フハ、四道ノ一ニテ、職原抄、大學寮ニ明經者、昔愛成爲ニ官平侍讀ニ聽ニ昇

殿。其後清中兩流。立二其家一以來、云々トアルコレナリ。〔割註〕紀傳、明經、明法、算道ノ四道也」清ハ清原氏ナリ。中ハ中原氏也。明經ニ公ノ字ヲ添テ云フベキコトニアラズ。算墩ハ好古ノ學者ナル聞エアルニ、イカデカバカリノ稱謂ヲアヤマラレケント、書付ケテヤリタル案也。

○丸部

丸部ハ和邇部也。丸ノ字ハワニノ假字ナリ。丸邇坂ト古事記ニアレバ、丸ノ字ヲワノ假字ニノミ用フルナリ。時ニトリテイヅレトモ假借スベキナリ。ソモ〳〵丸ハ桓ト同音ニテ、十六攝ノ山攝ノ文字ナレバニノ韻也。サレバ和邇ト書クベキニ、丸トノミカキテキコユル也。〔割註〕ハネカナノコト、別ニ委クカケルモノアリ、卷一第三條撥假字ノ處考フベシ」漢書酷吏尹賞傳ノ如淳ノ注ニ、陳宋之俗言桓聲如和トアルコレ桓〔丸同音〕ニ、ワノ音アルヨリノコト也。和名抄〔澡浴具〕ニ、波邇佐布ヲ半挿ト呼ト云ヒ、半ノ字ハ山攝ノ文字ニテ、ニノ假字ナレバナリ。本居氏〔割註〕古事記、傳廿一（卅三）、廿二（四十六）、廿三（七十六）ナド」丸部ト和邇部ト同ジコトトハイハレタレド、撥假字ニテ二種ノ分別アリテ、ナ行マ行判然タルヿヲシルシオカザレバ、今コヽニ其一端ヲシルス。學者三隅ヲシルベシ。〔割註〕續日本紀卷一元年九月ノ條刊本ノ傍訓ハトラズ。」古事紀丸邇池、日本仁德紀和珥池、萬葉八（卅七）相佐和仁、同十一（二三）相狹丸」

○水戸家三十五萬石の事

水戸家は三十五萬石とたれもいへど、藩翰譜には廿九萬石としるしたれば、七萬石はいつ御加増有りたるかとかたぶかるゝに、或人のいへるやうに、野史なれど三王外記に、憲廟の御時七萬石增して下されたるよしみゆといへり。げにしかぞ有るべき。新井氏は延寶八年までの事をしるし、憲廟繼統の後はしるさゞる例なれば、水戸家の秩祿まだ二十八萬石までの事を記しおけるにこそ、學問はひろく雜史にまでにわたらされば、漏洩のあるものなれば、いかにも博覽をつとむべし。〔割註〕瀨名氏書籍の藩翰譜、未

檢閲せず。後日考ふべし」

○大伴家譜（萬葉三卷末、大伴氏官爵ノコトアリ。御行卿（萬四略上十六大納言兼大將軍大伴卿トアルノ千蔭ノ說ニ安麻呂ガ御行カトイヘリ）、萬十九（略下十九オ）、大將軍贈右大臣大伴卿、千蔭云御行也、）

難波朝右大臣
大伴長德
萬葉二略解（廿ウ）三下（四十一オ）

安麻呂
從二位
萬葉三略解下第一二（四十一オ）

佐保大納言
室石川内命婦
萬葉廿略解下（十オ）コレハアヤマリ也
萬葉三下（四十四オ）同四下（六オ）同四上（十六ウ）元暦本佐保大伴大家

旅人
大宰帥大伴卿（萬葉十七上、天平二年）大納言大伴卿（萬葉三）大伴卿（萬葉四略解上廿六オ）太宰帥（萬葉五）タビ人ト讀ムコト東野州聞書（卅三ウ）
天平三年薨
室大伴女郎（萬葉四上十九ウ八十九ウ三下卅五ウ）

書持
家持弟也（萬葉三下四十四オ又廿一ウ十七上九ウ十オ）

家持
續紀十六（天平十八年）從五位下大伴宿禰家持爲越中守、同卅一、寶龜元年授正五位下、室宿奈麻呂第二女（坂上大孃是也、萬葉四○、續紀卅四、寶龜八年授從四位上、同卅五、九年正四位下、同卅六、十一年參議、同爲右大辨、同、天應元年爲春宮大夫、同左大辨、春宮大夫如故、同從三位、同卅七、延曆元年正月家持坐川繼事免任、同五月參議從三位大伴家持爲春宮大夫、同六月爲兼陸奧按察使鎭守府將軍、同二年七月爲中納言、
○同卅八年八月家持死有傳今略し

田主
萬葉二（略解十八ウ同十九ウ）字仲郎

庶弟　萬葉四
宿公
イナキミ衛門大尉（萬葉八、略卅八オ卅九ウ）
跡見庄（同上）

胡麻呂（萬葉四略解上卅一オ、十九下十九オ）

萬葉三略解下（十二ウ）

坂上郎女　同略（廿五オ）

初仕二于穗積皇子一、後嫁二于大伴宿奈麻呂一、田村　宿奈麻呂宅也、跡見　稻公所レ居、萬葉四略下（十七ウ）竹田　萬葉四略下（廿六オ）

大伴郎女　萬四略（上十八オ）大伴ノ下坂上ノ字落セルカ

妹　女郎坂上大嬢

（宿奈麻呂ハ藤原麻呂大夫トモ云フカ萬葉四（素本十九ウ）見ベシ、代匠記モシカオモヘルヤウ也可考、〇考云、竹田ト跡見トハ同處トオモハル、田村ト程近トミエタリ、萬葉四（略下廿五）里折ドヨメレバナリケリ、）

女郎田村大嬢

大納言兼大將軍卿第三子（萬葉二略解廿ウ）引元曆本注〇同四略上（廿ウ）引元曆本注云、佐保大納言第三之子也、考云、佐保大納言ハ安麻呂ニテ坂上郎女ノ父也、サレバコノ注ハワロシ、卷二ノ注ヨロシカラン、但其名未レ詳、

大伴宿奈麻呂　右大辨

即藤原麻呂大夫（萬葉四十九右）

妻坂上郎女　萬葉四略下（廿五ウ）上（四十一ウ、三十五オ）稻公ノ姉ニテアリ、師說姨カトアリ、考未レ知二然否一、

田村大嬢　駿河麻呂妻　萬葉四略解下（廿五ウ）

父居田村里故曰……萬葉十九略解上（十七ウ）ノ丹比家契說考フベシ

妹　坂上大嬢　家持妻　萬葉四下第八（十二ウ、十七ウ）千蔭アヤマル、母居坂上里因呼曰……

高市大卿　萬葉四略下（一ウ）

大伴道足　萬葉六略（廿四オ）

大伴駿河麻呂　萬葉三略解下（廿一オ）萬葉四略解四下（一ウ）高市大卿之孫、契云、未レ考、又云、吹戶自歟、續紀卅一寶龜元年授二正五位下一、

石川内命婦 ── 佐保大納言室 ── 坂上郎女大伴宿奈麻呂室

安曇外命婦 ── 安倍朝臣蟲滿
此一條見萬葉四略解下(六オ)、二略下(四十四オ)、

大伴宿禰百代〔割註〕萬葉三、略解下(十九オ)引續紀天平十五年外從五位下大伴宿禰百世、萬葉四上(卅一オ)」大伴宿禰三中〔割註〕萬葉三略解下(卅六ウ)」大伴宿禰伯麻呂〔割註〕續紀卅五寶龜九年(一右)」大伴宿禰人足〔同(三五)」大伴宿禰益立〔同(五左)」大伴宿禰千室〔萬葉四下(十一ウ)」大伴利上〔割註〕萬葉八(四十三オ)千蔭云利恐村」大伴村上〔萬葉八(廿三ウ)廿上(七ウ)」大伴宿禰清持〔割註〕萬葉八略四十六ウ)」大伴四綱〔割註〕萬葉四上(卅二ウ)三上(卅九)」大伴宿禰弟麻呂〔割註〕續紀卅五寶龜十年(十七左)」大伴宿禰古慈斐〔割註〕寶龜八年薨、吹刀自孫、續紀卅四、萬葉十九下(十九右)廿下廿二ウ)」大伴宿禰三依〔割註〕萬葉四下(十一オ又二十オ)契沖引廢帝紀寶字三年三依作御依」大伴宿禰像見〔割註〕萬葉四下五ウ)〇同下禰(十二ウ)〇同八(四十八オ)千蔭引續紀天平寶字八年作形見」

〇紫陽花

萬葉集卷廿(四十六オ)安治左爲能、夜敝佐久と有るを、六帖草の部にのせたり。さて萬葉集卷四〔左十七オ〕」事不問、木尚味狹藍と有り。これはたしかに木とよめり。〔割註〕但此歌一首の意解きかぬれば、六帖にのせぬにや、六帖の頃には歌はきこゆれど、草とさだめたるからは、木尚とあればのせぬにや。」和名抄廿卷本には、草部は紫陽花と題して、白氏文集を引證としたり。十卷本にはのせず。近日の本草藥名備考品訓抄には木部に入れて、花鏡を引て八仙花と有り。又物品識名にも木部に、遵生八牋を引て聚八仙と有り。本草にはみえず。新撰字鏡に、草部、莖(止毛久佐、又安知左井)と有れど、莖の字を安治佐爲にあてたる據、おのれいまだしらず。物産家にとはまほし。又一種ガクといふあり。アヂサイの種

類なるべし。漢名詳ならず。中世よりがくの花と歌によめり。字音にて額ノ字なるべし。神社の額に似たるよりの名歟。

○國々の風俗

つくし人〔割註〕そらことする、謠曲染川」伊勢人〔ひがこと〕上州〔馬ぬす人〕さがみ女〔つむりをたてにふる〕つひはつくしつひとて、〔著聞集十六興言利口〕まらは伊勢まらとて〔同上〕河内女糸よる〔割註〕東野州聞書（四ウ）手染の糸のよるとは河内女とて糸よるものあり。定家「伊駒山あらしも秋の色にふく手染の糸のよるぞかなしき（名寄引建保百首）」

○今俗とおもはるゝ詞のやゝふるくもいへる

とゞかず　發心集五〔刊本（一オ）〕京ノ夕ヨリコトニ文ヲヤレドトヾカズ、サハリガチニテ、

ぬし　發心集六（十二ウ）猶コノ弟ノヌシノ子ニシテ、イタホシミスベキ由念比ニ云オキ、

みゆる　發心集（二オ）人皆シリテ見ユルニシタガヒテアハレミケリ、

憚ながら　發心集四（十五ウ）憚ナガラ有待ノ身ハ思ハズナル物ゾ、跡ノ事ナド兼テ定置給ヘカシナド云

○管籥　クギ　カギ　ザウ

管籥〔籥或作レ鑰从レ金〕今ノ錠ノ鍵(ハト)ヲハサミテ錠ヲアクルモノ也。今コレヲカギト云。月令(孟冬)正義ニ管籥以レ鐵爲レ之。似ニ樂器之管籥一。搢ニ於鎖內一。以レ搏取ニ其鍵一也。〔割註〕鎖トハ今ノ錠ノコト也。錠ハ、鎖ノコトニアラズ。俗間誤テ錠ノ字ヲ用フルナリケリ」

牝牡　鍵閉ナリ。入ルカタヨリ牡ト云。〔鍵コレナリ〕受クル方ヨリ牝ト云。〔閉コレナリ〕閉ハ鍵(ハト)ヲ受クレバ閉塞スルニヨッテ閉ト云ナリ。俗ニツヽト云。穴ニナリテアレバツヽト云フナルベシ。

鍵閉　牝牡ノ下ニテ明白ナリ。

鑰匙　コレハ唐人ノ語ニテ、今ノカギニアタル也。鍵(ハト)ヲ搢(ハサミ)テ錠ヲアクル也。管鑰ト云フモ、單ニ鑰トノ

ミ云フモ同ジ。サレド和名抄〔居所部門戸類〕ニ鑰關具也トアリテ、別ニ和名ナク鑰匙ト出シ、門乃加岐トアリ。今ノカギニアテタルナリケリ。

鉤匙　胡三省ノ說ニテハ、鑰匙ト同ジ。シカレドモ鑰匙ハ鍵ヲ挾取モノヽ稱也。鉤匙ハ其形狀ノ句曲ナルヨリノ名也。門關府庫ニ用フルモノニアラズ。殿戸ヲヒラクモノ也。今ノ折加岐ナルベシ。サレバ和名抄ニ戸乃加岐トアリ。又同書ニ、一云加良加岐トアル加良ハ西土ノ義ナリ。

鏁子　和名抄ニ藏乃賀岐トアリ。今ノ錠ナリ。開クモノニアラズ。萬葉ニ櫃爾鏁刺トアルモ、カギサシトヨムベシト、狩谷掖齋ノ和名抄ノ校注ニイヘリ。說文新附ニ鎖、鐵鎖、門鍵也トアリ。今ノハネナリ上件ノコトドモ、狩谷氏ノ和名抄ノ校注ニ本ツキタル也。和訓栞ニカギハ屈曲ノ形ナレバ、カヾミノ義ニテ、ガミノ約メギナリトアリ。古昔ハ開クモ閉ルモカギト云ナリ。サレド其物ハトヂルモノト、トヂラルヽモノト、ヒラクモノト、必三ツアルベキコト也。古昔ハ二種ニテ事スミタリト云フコトニハアラズ今俗ニモカギヲカケテナドト云フハ、ヒラク方ヲサスニハアラズ。萬葉ナルモ、縣居翁ハクギサシ掖齋ハカキサシトヨメリ。コレハ掖齋ハ和名抄ヲ主ニイヒ、縣居翁ハ和名抄ヲ誤トシタルモノ也。各其理ナキニアラズ。但縣居翁ハ萬葉廿ノ卷ナル久留爾久枳作之トアルヲ據トセラルレドモ、久留ハ樞ナリ。他處ノカギヲ、コレニ依テ改メンコトハイカヾアルベキ。本居氏ハ縣居翁ニ从ヒタリ。〔割註〕古事記傳八（十六ウ）猶能考フベシ。

萬葉十六〔素本（十五オ）〕「家爾有之櫃爾鏁刺藏而師〔割註〕サラハサウノ誤也。千蔭ハ縣居翁ニ从ヒテクギトヨメリ」同廿〔素本（卅一ウ）〕「牟浪他麻乃、久留爾久枳作之、加多米等之」空穗國讓上〔十七ウ〕「じやうかぎとりぐして奉り給」源氏夕顏〔湖月本（四オ）〕「かぎをおきまごはし侍りて、いとふびんなるわざなりや」同末摘花〔湖月本（廿七ウ）〕「御車いづべきかどはまだあけざりければ、かぎのあづかりたづねいで」狹衣一〔刻本一之下（十五ウ）〕「かぎうしなひがちにもてなしつぶやく」落窪物語一〔秋成本一ノ

下（廿二ウ）」鎖つよくさして」同二（秋成本二ノ下（十一オ））鎖たついさしてかぎをばこりていぬ」宇治拾遺二（第九條）かなたこなたの門ごもをさしまはして、かぎ取おきて門のもとに走りよりて、錠をねぢて引ぬきてあくるまに」同六（第九條）門の錠をやがてさしつ。

此外におなじ下文にも、巻八第三、十五第十、又古本今昔物語巻十八（橘季通ノ條）同廿八第五、廿九第十二、平家物語六小督などにみえたれど、みなおなじ筋たればもらしつ。

和名抄（居處部、門戸具）戸鏁。唐韻云。鏁。銅鍱也（割註）楊氏漢語抄云。戸乃帖木」鑰　四聲字苑云。鑰。關具也。楊氏漢語抄云。鑰匙。（門乃加岐）鉤匙　楊氏漢語抄云。鉤匙。（割註）戸乃加岐。一云、加良加岐」鏁子　唐韻云。鎖（蘇果反）。俗作二鏁子一。」鍱鎖也。楊氏漢語抄云。鏁子。（藏乃賀岐）

孝云鎖を本邦の俗に錠と書く事、いまだ詳ならず。錠の字はふるくみえず。錢大昕の養新錄巻十九錠に古人稱二金銀一曰レ錠。今用二錠字一。按字按廣韻。錠有二兩音一云々。とあれば、唐よりふるくは此字なきなるべし。さて後世の書にても、鎖の事にはあらず。たゞし鎖、或作レ鏁、その鏁の字、巢に从ふ故に、鏁をもサウ（ジヤウ）の音也とおもひあやまり、又錠はヂヤウなるを、呼聲のちかきより錠とも書くにや。萬葉集の刊本に、鏁をサラと訓みたるはサウの誤なる事しるければ、かくおもひよれる也。又は戸鍱の鍱を鎖の事とあやまりて鍱を用ひ、ふたゝび鍱と、錠と本邦の人は音ちかしなどおもひて假借したるにや此二説の外には出じとぞおもはるゝ。さて戸鍱は、掖齋の説に、所三以徹二塞兩扉之際一者と、和名抄掖注にいへり。その考證はこゝに略す。谷川氏の和訓栞には、この鍱に混じたるよしにいへり。おのれは巢の音よりあやまれるならむとおもふ也。

○南北朝

第八十七　後嵯峨――孝云、此帝ノトキヨリ南北朝ト云フニハアラズ。後年兩朝ニワカル、コト、此帝ヨリオコルコトナレバ、揭出也。

第八十八 後深草

第八十九 龜山

第九十 後宇多

後宇多ノ時、後嵯峨崩御ノ後ニ、後深草ト龜山ト、御跡目ノコトニ爭出來タルヲ、關東ニテ兩皇ノ御流ヲ、カハルカハル立奉ラント、計リシナリ。

第九十三 後二條

第九十五 後醍醐

南 後村上

南 長慶

南 後龜山

第九十一 伏見

第九十二 後伏見

第九十四 花園

第九十六 光嚴

光嚴ノ次ニ後醍醐重祚九十七代トス、カヤウニカゾヘクレバ、光明ハ九十八代トナリテ、追々一代ヅツ世數ノビユク也。

第九十七 光明

第九十八 崇光

第九十九 後光嚴

第百 後圓融

第百一 後小松

後小松ノ明德三年、南北御和睦ナリ。兼約ノ如クカワル〳〵立奉ラント云フニヨリテナリ。南北分立五十六年也。南朝ニテハ後龜山ノ元中九年ニアタル

第百二 稱光

第百三 後花園

後醍醐重祚ヲ又一代トスレバ、第百四トナル。

明德ノ御和睦ノ後、御約ノ如クナラネバ、南朝方ノ人々又々軍ヲ始メタリ。長祿二年南軍利ナクシテ南朝ノ皇統絶エタリ、明德ヨリ五十餘年也。

コレハ皇胤紹運錄ニヨリテシルス。塙氏ノ續群書類從卷首七ニ後嵯峨院皇統系圖ト云フモノアリ。紹運錄ト異同アリ。

附　友狩谷掖齋ニ聞キケルコトヲ、一ワタリ書付クルナリ。

南朝　魏ヲ正統ニスル例ヲモテ、栗山潛鋒コレヲ正統トス。

北朝　蜀ヲ正統ニスル例フモテ、三宅尙齋コレヲ正統トス。

栗山ハ西山義公ノ時ノ十八學士ノ一人ニテ、日本史ノ修撰ノ史臣ノ中ナリ。保建大記ヲカケリ。〔保元建久〕宋ノトキ、范淳夫ガ唐ノ處ヲ引受ケテアツメタリ。コレ溫公ノ通鑑編輯ノ時ノコト也。オノレ議論ハ別ニカキテ唐鑑ト云。今モアリ。栗山ノ保建大記コレニヨク似タリ。

日本ニハ三種ノ神器ノアル處、コレ天子ナリ。南北朝ノ時吉野ニ引籠セラレテモ、南朝ハ正統也。〔割註〕京ヨリ南ニ吉野ハアリ。〕後ニ御和睦スミテ、三種神器ヲ北朝ニ渡サレテコリハ、北朝正統ナリ。サルノ京都ノ仕向ワロシトテ、吉野ニテ事ヲ起サレタルハワロシ。コレ栗山氏ノ說也。三宅尙齋ハコレニ相反シ、北朝ヲヨロシト云フハ、蜀ヲ主ニスル說ニテ、仁義ノアル處ヲ尊ブ也。カヤウニセネバ湯武ニサシツカヘアレバナルベシ。

○日光山

日光山〔在二下野國一〕延喜式神名、下野國河内郡二荒山神社〔名神大。〕林道春云。二荒日光音相近。蓋其是耶。又二荒和訓與二補陀洛一音相似。由レ是浮屠誘二國俗一。而遂號二補陀洛山一歟。〕元亨釋書卷十四勝道傳下州芳賀郡人。州有二補陀落山一振古未レ有二陟躋者一。道以二神護景雲元年四月一。企二跋渉一。

以上林道春の本朝神社考卷四にあり

開祖　勝道上人　　中興　天海〔割註〕慈眼大師、寛永二十年十月二日、於二東叡山一入寂。」

むかし弘仁十一年空海登山して、二荒を日光と改められしよしいひつたふ。又文明年中、聖護院宮准后道興法親王回國雑記に、日光山にのぼりてよめるむかしは二荒山といふとならむ「雲きりもおよばで高き山の端にわきて照そふ日の光哉、新和歌集、日光山にて神祇の歌よみ侍りける中に〔割註〕權律師謙忠、「世をてらす日の光こそ長閑なれ神の名におふ山のかひより。

以上植田孟縉の日光山志にのせたり。〔割註〕植田氏ハ、八王子千人同心也。文政七年甲申ノ序アリ。凡十卷平假字也。

孝云、空海登山して日光と改めたりといふ事、不根の説なり。回國雑記も僞書也。謙忠はいまだ時代不レ考此兩書群書類從に入たり。空海の事は何の書にみゆるか。

平家物語十一〔割註〕那須與一、」我國ノ神明日光權現宇津宮云々。」盛衰記四十二〔割註〕與一射扇、」別ケテハ下野國日光宇都宮御神云々。」拾芥抄〔割註〕諸寺、」日光藥師。」羅山文集卷卌七〔割註〕傳二、」二荒山神傳。」續日本後紀十八〔割註〕嘉祥元年八月、」甲寅奉レ授二下野國正五位上勳四等二荒神從四位下一。」三代實錄二〔割註〕貞觀元年正月廿七日、」甲申奉レ授二下野國從三位勳四等二荒神正三位一。」同四〔割註〕貞觀二年九月十九日、」詔下野國正三位勳四等二荒神社、始置二神主一。」同十六〔割註〕貞觀十一年二月廿八日、」進二下野國從二位勳四等二荒神階一加二正二位一。」文德紀九〔割註〕天安二年十一月庚戌、」在二下野國一從三位勳四等二荒神充二封戸一一烟一。」

○まぎらはしき假字

アレ我　　ワレ

アチコチ彼此　　ヲチコチ

アノ　　カ

アナタ彼方　　カナタ

安波治〔割註〕萬十四(十二)〕　可波治　川路
阿留皇子　輕皇子
阿蘭陀〔割註〕蠻語ナレドモ、シバラク揭出スル也、〕和蘭陀
川合〔割註〕和名抄甲斐巨麻郡川合(加波井)、○小字本如レ此、大字本、井作比、〕加波井
香椎〔割註〕和名抄筑前糟屋郡香稚、賀須比、○古事記傳卅(三葉)、須是志之傳訛、〕加須比
加久乃阿和〔割註〕和名抄飯餅類、結果和名加久乃阿和、○廿卷本如レ此、十卷本和作レ波。〕カクナハ〔江家次第〕
サワグ　サヤグ
タハゴト〔字鏡訛〕　タワゴト〔字鏡譃〕
ハツカ　ワヅカ
ハシル　ワシル
ハカレ〔萬葉廿(廿三)〕　ワカレ別

○蠱色　拆字、測字、破字、相字、相印、相手板、相笏、

相字破字の疑は、もと陰陽五行家のいひいでたる事にて、西土より傳播したることはいふもさらなり。明崔紫虛の相字心法〔割註〕百家名書、格致叢書などにも入、〕胡文煥の錢塘嗣書など、そのすぢをかけるものなり。欽定四庫全書總目に、神機相字法〔術數存目〕一卷あり。撰人未詳といへり。舶來有りやいまだしらず。錢遵王讀書敏求記卷三相法の條に、相字心易一卷をのせたり。是も撰者しれず。錢大昕が恆言錄卷六に拆字、隋書經籍志。有二破字要訣一卷一。顏氏家訓書證篇云。拭卜破字經及鮑照謎字。皆取二會流俗一。盧召弓云。破字卽今之拆字也。と有るにて、拆字、破字おなじことなるをさとるべし。又程省以三〔時代未考〕測字秘牒といふものあり。此書破字卜法を詳にしるす。〔割註〕漢鏡齊四種ノ一ナリ。清道光甲申程芝雲ノ序アリ。コノ人ノ同宗カ、猶ヨク考フベシ。〕隨志五行相手板經六卷。〔割註〕梁ノ相手板經、受版

圖韋氏ノ相板印法指略鈔、魏征東將軍程中伯ノ相印法各一卷欠、」とみえ、魏志卷九注に、魏氏春秋を載せて、允善二相印一、將レ拜、以二印不一レ善、使二更刻一レ之。如レ此者三、允曰、印雖二始成一、而已被レ辱、問二送レ印者一、果懷レ之、而墜二於廁一、相印書曰二相印一、法本出二陳長文一、長文以語二韋仲將一、印工楊利從二仲將一受レ法、以語二許士宗一、利以二法術一占二吉凶一、十可二中八九一、仲將問二長文一、從レ誰得レ法、長文曰、本出二漢世一、有二相印相笏經一、云々とあるなどをみれば、漢の比よりはやはくいひいでたる事とおもはる。

雑々拾遺卷一、〔割註〕此書元祿八乙亥刊、本六卷也。其後古今拾遺著聞集と題號を改め　弘化三年藤原行定自序あり。」安倍有宗判うらなひ付、明の大宗の事、」安倍晴明十五代の後胤從三位有宗入道は、天文博士にて兼好が友人なり。ことに判形を見て吉凶をいふに、ひとつもあやまらず。人みな歸依しけり。もろこしにも此ためしあり。異國の書には字を分つ者とあり。みな判うらなひの事也。明朝の大祖いまだ只人の時、行末の安否きかまほしくて、字をわかつ人の方へゆき案内して、庭に立ながら、しか〳〵の事をたづねらるゝに、あるじ立出て、何にても文字をかきてみせ給へといふ。大祖持たる杖にて、土上に一文をかき給ふ。あるじおごろきて、さてもめでたき御事なりと拜伏す。とてものついでに、今一字をみ侍らむといふ。大祖何ごころなく、又問の字を書きてみせらる。いよ〳〵うたがふ所なく、天子の御器量あり。土のうへに一文字を加ふれば王の字なり。後の問の字をわかつ時は、左につけても右に付ても君の字なり。たのもしくおぼしめさるべし云々　大明の史傳に書きのせたり。孝云、明耿定向權子測レ字、宋季有二謝石者一、善測レ字。高宗微行遇レ之。書二一問字一令レ測、石思曰、左看似レ君、右看亦似レ君。殆非二凡人一耶。疑信問請再書二一字一。高宗以レ杖卽レ地畫二一字一。石曰、土上加レ一王也。是吾君王乎。遂拜伏。高宗既歸、招而官レ之、後秦檜當レ國時、高宗書二一春字一命測レ之、其上半體墨重、石奏曰、秦頭太重、壓レ日無レ光、檜聞而銜レ之、中以二危法一、云々とみえたり。續說郛局第四十五に此書をのせたり。宋季といふは北宋の季をさすにか。さて此事を明の太祖とつたへあやまれるにか。〔割註〕秦頭ノ秦ハ

春ノ誤ナルベシ。檜キ、テ悪ムハ、自ラノ氏ノ秦ト、コノ春ノ字ト冠オナシケレバナルベシ。」
渭如が谷響續集卷一に、高文虎が蓼花州閒錄を引て、謝石の此事をのせたり。高宗といはず、秦檜こいへり。〔原文可レ檢。〕

○畸人傳

天明年中伴蒿蹊といふもの、ちかきころ名高き人々の顚末をしるし、近世畸人傳とよびて、正續各五卷を編輯したり。すべて刊本にて、人間に流布す。伴氏學識いまだしければ、取捨いかにぞやとおもはるゝふしいとおほけれど、しばらくその名氏をかきいでておく。○以下は本文によりて、搜索のためにおのれの添へたるつまじるし也。

近世畸人傳〔割註〕閑田子伴蒿蹊。天明八年戊申題言、花顚三熊思孝天明八年戊申跋。六如慈周序三熊氏請像伴氏作傳

〔一〕○中江藤樹〔割註〕附、蕃山氏○先哲叢談二、○先哲叢談三熊澤蕃山、」
貝原益軒　○先哲叢談四
僧　桃水　○天和三年沒。遺偈七十餘年快哉。
僧　無能　○或僧作二五僧紀事一。漢文也。今拔二此傳一譯以二國語一。
長山霄子　○此傳用二安藤氏年山紀聞所レ載。
甲斐栗子　○大水涌出。將レ避二水災一之時。負　假子十二歲一也。今眞子步行。八歲也。遂溺死矣。農夫某妻也。孝云。文政年間日吉社神主某氏撰二碑文一。與二此所レ言有二異同一。
若狹綱子　○負二主人幼稚一而遊戲。病狼突出。將レ食二稚子一。綱女覆レ之以二己身一。狼食二綱女一而稚子無レ恙。綱女年十四五。不レ記二年月一。但云。小濱侯令下二儒臣一撰中碑銘上。
樵者七兵衛妻　○夫爲二蚺所レ呑。妻以レ鎌殺レ之。先二於天明年間一凡四十年。

同　久兵衛妻　○夫爲猪所傷。妻報其讐。享保三年也。見東涯筆記。

伊藤介亭　○仁齋第三子

官　鷂圃　○東涯門人沒、年五十八。

駿府義奴　○寶曆之時

木揚利兵衛　○爲人所雇。以爲生計。俗謂之木揚。因爲號。享保之時。

河內淸七　○孝子也。不記年月。

大和伊麻子　○孝女也、寬文之時。

近江新六　○孝子也

龜田久兵衛　○孝子也

(二)三宅尙齋〔附、妻女〕　○先哲叢談五

僧　鐵眼　○一向宗僧故帶妻。嘗從本菴又欲刊一代藏經。進天下道俗以貯金銀、偶丁五穀不熟賑給貧民。其財蕩盡。其勸進旣壹頓。又遇五穀之不熟復散之。此後勸進。初果宿願。

米屋與右衛門　○攝津國今津人。節儉而行陰德。

內藤平左衛門　○陸奧白川農夫。富而慈悲。

寺井玄溪　○赤穗淺野侯醫。欲與義擧。大石氏以其醫而止焉。因使息玄達東行、療治義士之護病者。事竣上京。

大石氏僕　其名八助、義擧之時、大石氏賜金。八助大怒。因大石氏自畵肖像遺之喜說而去。

小野寺秀和妻〔附、秀和姉〕　○秀和是十內也、姉是大高源吾母也。賢婦人。

尼　破鏡〔附、曲翠〕　○曲翠是破鏡夫也。膳所之臣菅沼外記。號曲翠。遊芭蕉之門。

遊女大橋　○京都島原

同　某尼　○同上○續編卷末、記ニ異聞一。
石野權兵衛　○孝子也、伊藤東涯。松岡玄達。時々來訪。
同　市兵衛　○孝子也、權兵衛弟。
隱士石臥　○此傳、用ニ年山紀聞所一載。
賣茶翁　○寶暦十三年、沒年八十九。
江村專齋〔附、剛齋〕○先哲叢談後編一○剛齋是專齋子。青山侯文學也。○皇國名醫傳上
北村篤所　○仁齋門人○北村季吟氏族
西生永濟　○北村季吟著朗詠注。其釋詩則用ニ永濟之說一○近江浦生郡中山里隱士
岡周防守　○備前酒折宮神職
青木長廣　○肥前長崎某社神職、櫻町院詔令レ講ニ神代紀一。
僧別首坐　○白隱弟子
僧圓空〔附、僧俊乘〕　○生平攜ニ鉈一枚一、彫ニ刻佛像一、俊乘是飛彈袈裟山僧也。
中倉忠宜〔附、山中奇人〕
（三）隱士長流　○貞享三年沒。年六十三。此傳用ニ年山紀聞所一レ載一。
僧契沖〔割註〕安藤爲章所著、行實僧義剛錄遺事漢文也。今譯用ニ國語一且節ニ其事一。
　附今井似閑　海北若沖　野川忠肅〔以上三人門人〕　○寛永十七年生。元祿十四年寂。年六十二。
荷田春滿〔割註〕附、姪　在滿門人加茂眞淵　○春滿與ニ赤穗義士大高氏一交。見ニ續畸人傳卷三細井廣
　澤條一。
桃山隱者〔附、高倉街乞丐〕○伏見有ニ桃山一。
位田儀兵衛　○淡路神崎郡位田邑

手車翁　○享保年間

山科農夫

金蘭齋

加島宗寂　○岡白駒門人

文展狂女　○信長裔、小野於通女房千代女、商人喜藤左衛門妻。

長崎餓八　○續編卷末、載二異聞一。

相者龍袋

森　金吾　○安永九年沒、年八十。

太田見良〔附、僧覺芝〕　佃房　○沒年六十一。賣茶翁友人。○佃房是蒿蹊友人。○覺芝延享三年寂。淡路黃檗宗也。見良歸依。○皇國名醫傳下

猩二庵　○其角門人

僧佛行坊　○佃房友人、寶曆六年沒。

僧日初　○攝津池田寓居禪僧

僧涌蓮　○安永三年寂、學二國歌於冷泉家一。

(四)柳澤淇園　○大雅友人也。大和郡山藩士。名里恭。

池ヽ雅〔附、妻玉瀾〕　○安永丙申沒。年五十四。有レ名二於書畫一。○玉瀾母祇園茶店女百合也。下文有二百合傳一。○無名。〔割註〕アリナト唱フトアリ。コレラアリナトヨムコト心得カネタリ。」

求大雅僧　○不レ知二其名一。奥州僧。

澤村琴所　○元文四年沒。年五十四彥根藩士。

苗村介洞〔附、妻女〕　○近江八幡醫者也。寬延元年沒、年七十五。

手島堵庵　○心學之祖。富小路三條街人。俗稱近江屋源左衛門。檢㆓本傳㆒云、去年沒。蓋伴氏編㆓輯畸人傳㆒之前年。

高橋圖南　○若狹守宗直、寶曆十三年敍㆓從四位下㆒。年八十餘而歿。編㆓輯貴石類書凡百餘卷㆒。行㆓于世㆒。

北村祐庵　○好㆑茶。享保年間人。續編卷末有㆑補。

久隅守景　○探幽弟子、仕㆓於加賀侯㆒。

土肥二三　○茶人花押業、作㆓土岐㆒。

廣澤長孝　○有賀長伯師也。天和元年歿。年六十三。

僧似雲　○學㆓國歌於儀同三司實陰公㆒。

僧惠澤　○年六十八歿。不㆑記㆓年月㆒。

矢部正子　○二十八出家。翌年歿。凡正直（マスク）與㆓涌蓮法師㆒相友。

祇園梶子〔附、百合子〕　是池大雅妻。玉瀾母。

室町宗甫　○年七十餘而歿。嘗賣㆘家財㆒得㆓二萬金㆒、施㆓之困苦者㆒、以㆘男子二人並無賴㆓不㆑可㆑爲㆑嗣之故也。

惟然坊　○芭蕉門人

近江狂僧

表太　○貞享元祿之間。京都表背師也。通稱太兵衛。故曰㆓表太㆒。

（五）並河天民〔割註〕附、馬杉亨安○先哲叢談六○亨安初入㆓于仁齋之門㆒。後從㆓天民㆒而學。年九十四歿。

○皇國名醫傳上

北山友松子　○醫也。續編卷末有㆑補。

戸川旭山　○醫也。病家限㆓十人㆒。與㆓香川太沖㆒相親。○近代著述目錄有㆓著述之目㆒。

隱家茂睡　○著二梨本集一。元祿十一年也。近代著述目錄登部戸田茂睡是也。

僧　丈艸　○元祿十七年歿。俗姓內藤氏。尾張犬山臣也。大山是成瀨氏。

安藤年山〔附、朴翁〕　○名爲章。初名爲明。本國丹波有二于年山一。故以二年山一爲レ號。○近代著述目錄○

朴翁是年山氏之父

井上通子　○讃岐丸龜士井上儀右衛門女。同藩三田茂右衛門妻。

有馬凉及　○自二伊藤仁齋父一四世相交。

甲斐德本　○永田氏。賣藥一服十六文。療二治衆病一。嘗著書、曰二海莽無盡藏一。○皇國名醫傳上

北村雪山　○細井廣澤氏學二書於此人一也。長崎人

僧　圓通　○黃蘗獨湛禪師法嗣○續編卷三亦有レ傳。三熊花顚原稿而删補者。非二與此重複一也。

龜田窮樂　○能書也。賣茶翁友人。

山村通庵　○寬延末年歿。八十歲也。

松本駄堂　○科醫也。通庵友人。

美濃隱僧　○歿年七十二三。本淨土宗知恩院靈巖和尙也。遁而幽二居于美濃山中一四十六年。

白幽子　○此傳本二於白隱禪師夜船閑話、闡提紀聞一。

○續編卷末有レ補

續近世畸人傳〔割註〕閒田子伴蒿蹊撰。寬政丁巳石見浦世纘序。花顚子稿。伴氏删補。花顚妹露香女書。」

〔一〕石川丈山　○先哲叢談二

佐川田喜六　○寬永二十年歿。年六十五。永井右近大夫直勝聞二其勇名一。招レ之爲レ臣。○羅山文集四十三〔碑誌中、〕有二佐河田壺齋碑銘一。卷四有下寄二佐昌俊一書上。

僧　元政　○元和九年生。寬文八年歿。年四十六。

佛佐吉　〇孝子也。信レ佛故曰レ佛。寬政元年亡。八十九。

山口莊左衛門　〇孝子也。目錄作レ左。本文作レ右。若狹與左衛門子兄弟〇兄名宗四郎。弟名儀八。並孝行。

以登女　〇孝子

高戸善七　〇孝子也。寬延之頃。

馬郎孫兵衛

（二）里村紹巴　〇連歌師也。慶長五年歿。〇紹巴子玄仍。玄仲嗣二其業一見二盍簪錄一。玄仲長女是伊藤東涯祖母〇時有二里村昌叱者一與二里村紹巴一齊レ名。

本阿彌光悅　〇年八十。寬永十四年歿。有下鑒二定刀劍一之識上。且能書也。當時近衞三藐院及八幡坊所謂松花堂。與二光悅一並有二書名一世謂二之三筆一。又加二粟田尊純法親王一爲二四筆一。

岡野左內　〇上杉侯臣任二越後守一。秩[illegible]萬石。

千松源內　〇出雲侯臣。長二於射藝一。

原田長兵衛　〇篤實

龍造寺平馬　〇大和郡山舊主本多侯臣

杉山撿校　〇元祿七年歿。江戶本所撿校總錄。以二此人一爲レ祖。〇皇國名醫傳上〇林[illegible]卷六有二杉山翁立志之碑文一。詳二其顚末一。

角倉了以〔附、息玄之〕　〇玄之。通稱與一郎。後號二素庵一。〇慶長十九年歿。六十一歲也。知二舟路一。有二奇功一。〔割註〕錄羅山集二、目錄曰、玄之、吉川與一郎、諱玄之、一名貞順、居洛西嵯峨、角倉後號素庵同四十三、吉田了以碑銘、諱光好、小字與七、後改二名了以一、

〇能順　連歌師也。寶永三年歿。年七十九。

村上等詮　○醫者也。蒿蹊幼年等詮既老。時代可㆓推而知㆒。

三輪執齋　○先哲叢談六

松岡恕庵〔附、稻若水〕　○或號㆓怡顏齋㆒。○稻氏精㆓於本草㆒。編㆓輯庶物類纂千卷㆒。

三宅石庵　○先哲叢談五

桑原爲溪　○能書也。學㆓書於鈴木正直㆒。正直號㆓臨池堂㆒。

下村道瑞　○宇都宮由的門人○著㆓詩家音律論辨双聲疊音之事㆒。孝云。近代著述目錄不㆑收。

奧田三角　○先哲叢談八

加々美櫻塢　○甲斐山科山王神職。信濃守源光章。歿年七十四。三宅尙齋門人。

一祚梨一　○仕㆓於越前丸岡侯㆒。好㆓俳諧㆒。嘗注㆓芭蕉奧細道㆒。

百井塘雨　○注㆓筑紫箏之曲詞㆒。曰㆓自在抄㆒。蒿蹊知㆓其人㆒。

其蜩庵杜口　○俳諧師也。年八十六死。寬政七年乙卯也。

瀧野瓢水　○俳諧師也。播磨加古別府村人。年七十六七而沒。酒井侯移㆓封於姬路㆒。巡覽之時問㆓此家㆒。

高森正因　○醫者也。嘗上㆓人丸像於靈元上皇㆒。本肥後大宮司阿蘇之家所㆑傳也。

端文仲　○書賈也。罹㆓天明戊申之災㆒其家衰。

氏家伯壽　○飄逸風韻。蒿蹊知㆓其人㆒。

僧幻阿　○或稱㆓蝶夢法師㆒。住㆓于京都阿彌陀寺子院歸白院㆒。好㆓俳諧㆒。歿年六十四。

古谷久諧　○伊勢農夫也。强記。嘗撰㆓述伊勢地理之書㆒。曰㆓古谷艸紙㆒。年七十三歿。寬政四年壬子也。

(三)粟田口善輔　○住㆓於粟田口㆒。生平貯㆓一釜炊飯㆒。謂㆓之手取釜㆒。豐太閤欲㆘獲㆓此釜㆒爲㆗茶宴㆖。善輔不㆑肯㆑獻㆑之碎破而棄。本傳有㆓其釜之圖㆒。

園木覺郎　○阿波人也。園中有㆑松。權貴求㆑之。斫㆑樹倒㆑之。不㆑從㆓其需㆒。

細井廣澤　○先哲叢談後編三
横井也有　○好二俳諧一近代著述目錄。
雲谷山人　○與二元政一別也
僧　法眼　○黄蘗獨湛法嗣
僧　圓通　○紀洲和歌山光明寺開基○正編卷五既有レ傳。此係二花顚舊稿一說見レ上。
叡山源七　放蕩無賴。後入二佛門一。明和四年堀二穴於比叡山樺生谷一。生飛墮二于其穴一入定。
僧義觀　○長崎福清寺知浴也。浴室失レ火。其時入二火中一而燒死。
幾多女　○備前岡山女也。當時埋レ海爲レ田。俗主埋レ人謂二之人柱一。是女爲二後世人々一有二大利一。不レ惜二
身命一廿而就レ死。
尼妙船　○法眼不角妹也。道心堅固。念佛者也。不角好二俳諧一。
川谷貞六　○土佐侯臣也。駁二駿臺雜話一。
僧　空蓮　○念佛者
僧　學信　○念佛者
僧　玄妙　○道心堅固年三十餘而歿。
廣瀨才二　○東涯弟子
藤堂樂庵　○天明八年六十八而歿。嘗著二河鹿之說一。
橘林由仙　○外科之醫。寬政七年乙卯歿。年七十五。
傾城吉野　〔割註〕井、灰屋某鍛冶屋某、僧日經、〕○京都島原遊女也○灰屋以二吉野一爲レ妻者也。鍛冶
屋是吉野爲二遊女一之時。僅一夜與二吉野一相昵。翌日投二身於桂川一。斯人困窮。手談萬方惟期遂本意而
死耳。日經僅一二見於吉野一而歸。斯僧鷹峰學匠。常慕二吉野一故如レ此。

栢原捨女　○丹波栢原田原氏也。夫死而爲尼。貞操信佛。
松住千代女　○加賀松住人。好俳諧。美濃盧元坊是俳諧有名者。行脚至於彼地。千代就而即之其道
愈進。
三國歌川女　○越前三國遊女。薙髪之後名歌川。安永六年歿。
(四)僧卍山(附、僧公慶、僧月舟、)○正德五正歿。八十歲。○月舟卍山師也。公慶再興東大寺大佛者也。
卍山復興曹洞派者也。
僧南谷(附、松下豐長、)○元文元年歿。年七十四。○豐長是南谷兒也。嘗爲父復讐。
雨森芳洲　○先哲叢談六
小萬女　○攝津某城主仕豐臣秀頼。小萬是仕其城主曰夫人有忠者也。
堀部金丸女　○赤穂淺野氏臣堀部彌兵衛女。雉髪曰妙海。金丸是彌兵衛也。
近江長女　○福永某後妻也。愛前妻之所生。勝於己子。安永六年歿。
日雇八兵衛　○有節操。
津和野清六　○至孝也。石見津和野城下人。
佐々木志津摩女　○志津摩有名於書。斯女嫁于高倉家粟津某。夫歿後以書爲活計。不再嫁。
雁人要助　○正直之人
室町婿
浪華節女　○本卷在堀部下近江上。此從目錄。
(五)英一蝶　○從狩野安信。後爲一家。有名畫之聞。有故流罪。後赦免。七十一而歿。初住攝州。後
在江戸。
熊斐　○長崎象胥也。熊代彦之進名斐。故修名氏曰熊斐。從清沈南蘋而學。

望玉蟾　○有ニ書名一俳籠山及水月等。出ニ于斯門一。

高田徵輔　○學ニ畵於淨福寺古澗和尙一。

大橋東堤

永田觀鵞

僧　惠南　○長ニ於聞香一。壽八十餘死。

宮津某　○丹後宮津青山侯臣。放蕩無賴。遂被ニ放逐一然貯ニ武器一備ニ于一旦緩急一青山侯聞レ之。令ヒ歸ニ參一增レ祿。不レ記ニ其時代一。

宇野醴泉〔附、望月氏〕　○近江守山驛之人。有ニ書名一。○望月氏名立三。無レ妻。四十三死。一奇人也。

建凌岱　○縣居翁門人綾足也。初言ニ凌袋一。○初出家後還俗。○初令ミレ妻學ニ于縣居之門一。○近代著述目錄〔大部〕

芥川貞佐　○親ニ炙于東涯一者也。安永八年歿。年八十一。父是備中笠岡丸山久右衞門者也。

峰　玄知　○出雲侯臣。以レ茶爲レ職。嘗訪ニ近松門左衞門一。時代可ニ推而知一。門左衞門是岡本一抱兒也。

津川一清　大雅門人

三井養安　○越前府中醫者

木下長嘯子　○丹後守家定嫡男。少將若狹守勝俊。慶安二年歿。○近代著述目錄

附錄

前編漏脫幷異聞、五條

遊女某尼第二冊

長峨饑人第三

北村祐庵第四

北村友松子第五
白幽子同

難波江七の卷下　終

小馬のおともひ

木からしに吹きちらされしさくらのおち葉にくらべては、さきにほふ花のいろ香もいとゞしくおぼゆめり。杯をうかぶといふなるみなもとにたくらべて、わだつみの深さはます〳〵思はるべし。いはゆる野蠻の世にてらして、開明の時をわきもふべし。文政天保といふ年頃の世のありさまをおもひて、今の大御代にあへる身のさちなることはさとるべし。されぱその頃と、今の世のいたくたがひたる事共しるしこゝろみばやとは、はやくより思ひしことなきにしもあらねど、おのれこの春よりやまひにかゝりて、何事も勞かはしきここはぶきすてゝのみすぐるほどなれば、くはしくかきつらねむことのものうさに、たゞたはぶれごとさへ打まじへて、一日二日のこゝろやりにかくはものしつるなり。もとより落葉の色なきこゝのは、みなもとのそこ淺き心なるはいかゞはせむ。

明治の十四年七月　伊勢國五十鈴川のほとりの家にありて秀成しるす。

うちみてはさかなきいろのことくさもねさすこころのなくてあらめや

題下馬之於登那比

才筆寫眞眞個奇。想看覇府暴横時。行間且寓勤王意。作者胸懷自可知。

正臣拜草

下馬のおとなひ目錄

下馬のおとなひ

琴舎主人戯著

○下馬所のかまへ

下馬といふもの多かれど、諸家の登城するは桔梗の下馬、櫻田の下馬の二所あり。桔梗の下馬〔割註〕（桔梗の下馬と云ふは、此城其往に太田道灌の居城たりしに、太田家の家紋は桔梗なりしが、其紋に因りて云ひ初めたる由なり。」といふは、東に向ひて常盤橋の内にあり。こゝを大手〔割註〕（大手は、愛に云所追手は常盤橋門を云。常盤橋とは松平の稱號の纖譜に因るなり。」といふ。櫻田の下馬といふは、南に向ひて、外櫻田和田倉などの内にあり。二タ所ともに金門の外にかけたる橋のたもとより、凡そ三十間ばかり放れて、文字ふつらかに下馬とかける札建たり。この城に登るもの、こゝにて馬よりおるゝ所とす。又鎗、挾箱、牽馬なども、必こゝに殘すことゝす。二タ所共に東にはなちて、供待などのまち居る所を設く。長さ六十間斗り、奥行六七間あるべし。柱いと太く建並べて、下は土間にて所々に要爐を設く。〔割註〕（測望また五節句など惣登城といふ時は、三家また老若の供の外は、こゝに入ることを許さず。」下馬はこの二タ所共にいと廣くはるかに見渡す斗りなるを、草の一ト本も立タせず。ちりをすゑぬまでいとも清々ときよめたるは、皆こゝの門衛の諸家にてものすることとなり。惣登城といふ日は、上ミ下モの麻衣きたるもの、またひとへの羽織に、其家々のしるしせるを着たる足輕といふものあまた、堀の端、こゝかしこに立ちていましめ守れり。上下着たるは下部を具し、そのかたはらに飾手桶といふものを並べ、足輕は六尺の棒を突けり。又足輕の長に下座見といふ者あり。こは諸家の鎗はさらなり。家の紋附輿丁陸尺と云の看板といふもののしるしなど、つばらかにおぼえゐて、諸家の城に登るを見て、其氏名を呼ぶを

これが職とす。この下座見男は、門衛を承るほど、其家に雇れ居て、交替の時は、また次の門衛に雇るゝを習とせり。

此日老若の人々〔割註〕(老とは老中を云、則閣老なり。若とは若年寄を云、則參政なり。」の邸よりは、つとめてより押足輕といふ者を、西丸城太鼓矢倉の下に出して、其時を候はしむ。諸家には早くより門內に供人を整へて、時に後れじと出るほどを待てり。

○諸家の行列

定の時を報れば、諸家皆その邸をいづ。大小の家に從ひて供連に格あれど、まづ國持といふ限は、最先に一人道見といふ者をたゝす。次に先箱といふものは、金もて家の紋を蒔き、太き組緒の紫の色はえたるをかく。此の追ひ繩といふ。越前家には赤革をおほひたり。次に徒士は三人立また二人立に、二十人より二十五六人並び立ち、はかまの裾高く引揚げ、はぎをあらはし、腰刀いかめしく、兩手を振りて、さはらばきらむ、よらばうたんの面構して練り行く。鑓は最先なるも、先箱の次なるも、乘物の前なるも後なるもありて、二本持するは常にて、三本なるもあり鑓の長さは、大船の帆柱に比して、頭の大なるは若き侍のたばねたる頭より大なるが多し。妾の枕にものする主人が、白くほそきうでには、この鑓たへじなど、やうなき思ひやりさへせらるかし。乘物はごさつゞみといふも、腰黑、あじろ打揚など品々あり〔割註〕(網代打揚は、許なくては乘ることをえぬものとす。」乘物の右左には十七八人、あるは二十人許り、上下の麻衣の裾引たをりて圍めり。この中に供頭といふ者もあり。さて乘物は丈高き男の子のせだけ同じ位なるをえらびてかゝす。また後箱といふも二ツ並べて、猶先箱に異ならず。其次に常の挾箱より横長の箱をもたす。これをみのばこといふ。簑をいるゝ箱なり。乘物にのりてゆく人の、簑の用はいつばかりかあるといといぶかし。茶辨當といふものは、銀もてつくり家の紋など彫り、黑塗の覆したるをかゝせ、これにかざりおろしたる人の袴をば着ず、すそのうしろ引をりたるがそへり。これを茶坊主と

いふ。坊主ならでは、宇治山の木の芽をばえ煮さるにや。かばかり多く人具したるを、ことさらに坊主具するは、これもまたいぶかしきことのひとつなりけり。次にみちのくだちのふとくたくましき駒に、丹つゝじ花の色に匂へる總をかけ、鬼のたぶさきにすといふ虎の皮の鞍覆せり、むらさき手綱のはしと立髮のふさやかなるが、朝風になびき、くつの音はゆきゝする人のあのとにひゞきあへり。また乘換へといふをも一疋、また二疋も引せり。これより後供といふまでは、長濱に海人が引はへたるたく繩よりも長く、引れゆくなはての牛のものするしたゝりよりも長かりけり。そも〳〵今の心もてこれを思へば着がへの衣をさむる箱を、いかめしく先にもたせ、鑓は二の手もて一筋こそつかへ、二本三本ももたせ又癲狂人かさらでもあつしくなやむ人などこそ乘るなれ。さかりなる人の乘物の内にかゞまりゐて、人の肩にたすけられ。またはぎをあらはすことは、違警罪の刑にあてらるゝ律なるを、從ふもの皆ことさらにあらはせり。いひもてゆけば、あやしからぬはあらざりけり。さて帝鑑間といへる花やかに、雁の間は目立たず、菊の間は小家のみなれば、おのづから其供立もおほからず。さま〳〵なるが中に、馬に騎り四人五人の供を具し、鑓一すぢなるもあり。たゞ二人斗りぐして、かちよりゆくもあり。あなたこなたよりゆきあひつゝ、げに大路もさりあへぬ斗りなり。

○老若登城

老若の人々は、諸家皆登城しはてゝ後登ることゝす。そはまづその時よりはやく主人はよそひして、駕籠臺といふ所にいでゝまてり。この駕籠臺といふはその出仕の時まつほど主人がをる一間どころなり。ここは障子一重へだてゝは外の方にて、そこに乘物を横にすゑて、供人皆揃ひて、やがていでたゝるへくものしてまてり。しかしてかの大皷矢倉にて、辰の刻〔割註〕（常は老若は巳の時に出仕す。）の時を告るやたゞちに、其下にたてる足輕は長き扇を開らき、さしあげてふり立つゝ、これをしめす。この扇はいと大きなるに、赤地に白く家のしるしをぬきたれば、はるかにもいちじるしかり。所々道の曲たる所

に居て、扇を合すれば、直ちにその邸に達するなり。邸の門に立てるが、内にはせ入りてこれを告ぐ。〔割註〕オタイコデゴザイマスと大聲に云。」このこゑをきくたゞちに、主人は乘物にのり、先供はくりいだす。道のほどは早足に足並を揃へゆく。〔割註〕（此をきざみ供と云。」かくはそのほどを合すれば、老若皆ひとしく、こゝの道かしこの道よりいであひ、つひに一ト行になりて、下馬に至る。門衞の家人は、兼ねて遠見を立ておきたるが、はせかへりきてこれを告ぐ。〔割註〕（某守樣、某頭樣、御揃御上りデゴザイマスと高聲にいふ。」此時足輕の長進みて、往來を止む。〔割註〕（トメサッシヤイと高聲にのる。」此を聞きて、足輕三四十人斗り棒をもち、四方に走りて、往來を止む。諸家の供人は、鑓を立なほし、こと〴〵く折敷きてある。こゝに群れる千萬の人鳴を鎭めて、火に木をそゝぎたるに比しかり。やゝ老若の人々の近くなるに從ひて、門衞の侍は、ありのこと〴〵下座臺に下りてつくばひぬ。この時門衞にも、百人番所といふ所にも、同音に制し聲をかくることいとかしましきまでなり。そのこゑはいはゆる進軍のエイエイごゑといふものに似たり。げに空飛ぶ鳥もおち、堀にうかべる魚もおどろく斗りなり。これを見れば、天の下の事執り申すこの人々は、いかばかりなる人人にかあるらむ。けだしいさめのつゞみをこけむさしめ、九かへりの洪水をもをさむべき器ある、さかし人にかあらんとおぼゆ。かくてこの人々のうち、今猶ながらへたるを見れば、思ひしには似るべくもあらず。よのつね人よりもなど、世にしりうごとするはさもあらんかし。御堂の關白ときこえたるが、川舟のりしづめたる。平の入道が五百人のかぶろに道おしさせしいきほひにもまさりて、みかどのみいづをおさへ、おのが家のあかしま風をよこさまにふかせぬる世は、今思ひいづるも、いとうれたきことになりけり。

〇供　待

大下馬に供待するさまは、大家のかぎりは鑓を正しく立させて、鑓持手代りしつゝみだりなるけはひなかめるを、小家なるは、挾箱の棒に手拭の布にてくゝりつけなどして、ゆがみ傾きて見ゆ。侍は供待〔割

註」（供待のもたする挾箱を云ふ」に腰打かけ、あるは土の上に下座敷といふものしきてあるもあり。辨當はしらげあしき飯を、長めの箱につめて、ひじきあぶらあげやきどうふなど、合せものとす。そのかたつかたにいろあせたる澤庵の香のもの、あつく切りたる二ッ三ッあるめり。茶は穴をうがちたる樽につめて木がらしにちりたるやうなるを煮て、日あたりの夏の水よりぬるかりき。雨などの日はおのがかぶれる笠のはしより、辨當の中にあまだりおちなどして、わびしさかぎりなし。駕籠脇の侍だにかゝりけるを、末末のものは思ひやられてなん。こゝは打霞む斗りいと廣き所なるに、立ならべたる鑓はむさしのゝ原といひしころの尾花の末にひとしく、馬はよそひしたれど、むさしの牧ときこえたるむかしにも似たり。侍は懐より詩歌の横綴本とりいでゝ、ひざの上にて見つゝあるも、芝居の番附といふもの、よし原の細見など見るもあり。下部は下座敷の上にひぢ枕したるもあり。國々より江戸詰めにものしたるが、下馬見物といふにいでたるを見れば、寺島龜戸の里あたりより、こやしとりにこし船のたわしに似たるかしらつきし、小倉の袴つばくらめの羽織きて、立並べたる鑓と、武鑑とてらし合せつゝめぐりけり。ござを着たる翁、白き袋かけたる老女など、この所のありさまにたまげはてゝ立つめり。立賣の商人はこんにやくのでんがく、あまざけ、すみざけ、すし、作菓子など、皆下部の買ふものなり。賣りありくこゑ一ト際高く聞ゆるは、江戸繪圖、年代記、よし原細見、御大名附、御役人附、御役替改り」といふは、ふし皆比しかりき、千萬人のもの談のこゑとよめき、こゝだくの馬いなゝき、中空にひゞきわたれり。

〇下馬のくづれ

巳の時すぐる頃にもなれば、その日の儀式はてゝ、まづ三家の（割註」（尾張、紀伊、水戸）小人（コビト）といふ者、日ノ丸の扇開きて、城門より走りいづ。これを見て、まちわびてたへかねたるあまたの供人、すはくづれよと皆立あがり、袴のもゝだちとり直し、衣文かいつくろひ、鑓をそろへ、牽馬の口とりなどして、さわぎたつ。しかするほどに、かの三家の人々は、先をおはせてくりいだす。これにつゞきて、諸家

先をあらそひてしぞきいづ。押足輕先に立ちて、相印の手拭の布をひろげて、某の退りでんとしらすることなり。其家の供人橋臺近く進まむとし、おくれたるはさきなるをおしのけむとし、さきなるはのかじとすまひなどして、いたくざわめきわたりつゝ、おのづから下部などものあらがひして、はて〳〵は打あふもあり。諸家皆本丸より西丸に廻り、それはてゝは、大廣間、溜詰などの人々は、西丸より直チにその邸にかへり、其他は皆老中の邸に廻勤することなり。

○廻勤

此日老中の家には、玄關前の短冊石、くり石など水そそぎ、下座敷に敷出しといふをものせり。〔割註〕(常は取次の者、某以上は、下座敷を離るゝこと何間まで出迎ひ、某以下は何間と格あるを、此日はすべて其例を用ゐず、皆敷出しの端にて取次ぐなり。」取次の侍は十四五人ばかり、上下の麻衣にて廣間に並び、其上座に取次頭取といふもの二人あり。かくて西丸の賀儀をへて、諸家の人々道の次第に從ひて老中の邸を廻る。この時横道などより行列ものして來るがありて、一ッ道につらならむとするときは、互におくれじと先をあらそひて、はしりいだしつゝすまふことあり。かくよそひ勇しくしつゝ、砂をけたてゝはしるなどは、いとも見るにたへず。また諸侯ともあるものの禮を失ひたるわざなれど、その世の習はしとなりて、かたはらいたしと思ふ人もなかりき。老中の門の外は、これを見る人、山なして群れるを先徒士こゑをかけ、道をひらかせて、乘物を門の閾によせておろせば、主人は乘物よりいでゝ門を入る。下座見この時客の氏名を高くのる。取次はかの敷出しの端に居て名簿を受く。かくして引きもきらず入り來れば、門の前ひしめきわたることいはむかたなし。客は草り取を先にたて、かろうじてそのあとよりゆく、草り取の男子は、草履をふりたてゝ道をひらく。〔割註〕(草履取皆渡りものといふものなり。これがよきを給分を惜まずあたへてかゝへたるは、かゝる所にて、主人の後を取ることとなし。給分のひくきをかゝへたるは、おのが乘物にとりいくことだにたやすくはなしがたし。こも又この頃のあや

しきことのひとつなり。」)主人はおのが乗物に近づくと、刀を手にもちてすゝみゆく。駕籠脇戸を引、打揚をすれば、主人乗物に飛入る、いと手際よきことなり。〔割註〕(乗り出しとて、初めに城に登りそねる時、乗物にのるわざを習ふことなり。」主人の乗りぬと見るたゞちに、戸を引たつと、たちまち乗物をかきあぐ。そのきは、いはゆる髪を容るゝひまなきがごとし。こなたの乗物をあぐれば、あなたよりまた乗物をさし入る。かゝりければ、駕籠脇速に乗物の戸を閉ぢざれば、主人のものにてあてられなどすることあり。乗物を損ふことはめづらしからず。〔割註〕(再云、おのれ昔朝家より位階給りたる貴人の身をもて、かく斗り老中の人々にものする卑屈さは、何の習らはし、何の心よりや起りけむ。」この頃國いでし侍など、あるはつかれてまろび、あるは上下の衣引さかれなど、見るもくるしかり。又より乗物の棒の先にあたりなどして、生れもつかぬ角のふくれものするもあるは、たとへもしのぶべけれど馬にけられて、ほと／＼息もたえむとすることなどもあり。そもそも火の災起りたる時、あるは敵の城戸みだれ入る時などにこそ、かくさまにはあれ。節の賀儀とて、禮ごとするに、いかなればか、かくはあらくることとならむ。靜に人まちあはせたらんは、何事もなからましものをや。すべてこの世の事、かゝる類のこと少からざりき。」

〇諸家の歸邸

諸家その邸にかへる時、邸の四五町こなたより、押足輕一人先にかけぬけて、その由玄關に告ぐ。これを聞て側用人、納戸役、小姓など玄關に出迎ふ。やゝ乗物門を入れば、先徒士いましめのこゑをかけ、乗物を玄關によこにつく。供人皆つくばひ居る。納戸役乗物の戸を引けば、側用人先にたち、小姓は乗物の内の主人が刀をふくさにてとりて、主人の後にしたがひゆく。間毎をすぎて、表居間の座につく。納戸役着替の衣を廣蓋にもりて、もていでゝ衣を改む。かくて主人は奥のかたにいたらんとす。鈴口といふ渡殿まで、納戸役小姓したがふ。」〔割註〕(こゝは表奥の堺にて、赤き組緒のはしに鈴つけたるを、

長く引はへたり。さてこそ鈴口とはいふなれ。表奥互にことを通はすとき、この鈴を引ならして、納戸役老女〔割註〕老女は女役の名稱。衆女の長なり。表奥よりいでゝことをつぐるなり。」老女中老などはじめ、妾お部屋と稱す。皆こゝに出迎ふ。妾は主人の邸にあらぬほどにけはひせむとて、まづ湯浴す。ゆあみの具は、ぬかぶくろ、あらひこ、ふすまのこ、ほうの木炭、蛇のぬけがら、螢のはこなど、博覧會所に藥種の陳列見たらむやうなるべし。うらむらくは、その頃シヤボンの一種いまだあらざりしを、その時にして、神ならぬ身のこを遺れる一ト種のうらみなりとは、いかで思はん。湯あみにみがきたつる時の間、いはゆる舊時の一時間あまりはすきぬべし。湯よりあがり、すがた見の鏡に向ひて、みづからこゝろのうちに、今の世に師直ありて、かいま見たらんにはと思ひあがれるもあるべし。さて髮結ひさすとて、はしためをよびてものせさする也。こよひは御狂言もありて、下方の人もまゐるぞかし。わらはも所作事の役にあたりたるを、けふはことにこころもちゐてものせよなどいふめり。さてゆひはてては、こゝすこしつゞめてよ。こゝははりだしてなど、飛騨工に大がむらのあつらへするにひとしからむ。髮ゆひはてゝは白いものゝ名あるをとりいでて、いやがうへにぬりたてたる。金藏の戸前ものするやうなるべし。かくばかりして、頭のかざり、衣のいろどりよそひつくして、えならぬたきものしめたる袖たれて、老女の末に手をつきて迎ひたる。主人一ト目見て、今日の賀のむしろのいぶせかりし心も、たちまちいづこにかかきうせけむ。いさゝか見やりて、奥の居間の座につく、本臺も出でゝ、けふのほぎことといふべし。この日奥の女ども、みな惣もようなどいふものきて、かいどりものせり。このゆふべは、町より狂言のものめして、あまたの女ども、琴引ふえふきつゝ、かの主人が思ひもの扇をとり、袖打ふりて立舞ふ。海山のもの所せきまでかいならべたり。〔割註〕〔再云、この山海のためつものよ、皆その預れる國の民のあぶらもて煮たるものなる。此味主人が口にはいかにか味はへる。」奥家老、醫師などもはべる。中老ゑひて、かほはもみぢ葉に匂ひ、くすしの頭の光りは、奥家老がかうべの白雪にてりあひ、おもひもの

のやなぎのすがた、小娃が夏山のまゆ、立まじりて、四の時の詠めつくしたるむしろなるべし。醫師はひそかに幇間のつかさ兼たるがおほかれば、丸きあたまに手拭の布打かぶり、みづしのかたより、すり木のいと太きをかつぎいだし、おたふくめんといふものつけてまひいでたり。老女はたへかねてわらひいだし、おのが入歯をおとして、ひそかに懐にをさめ、をとめは顔に袖をほひて打臥すは、もてつけたるやさしさなめり。去年の春の宿下に、俳優菓を茶やの一間によびたる。その小夜中には、やさしくもあらざりけんなど、さだすぎたるかぎりは、ねたさにしりうごといふめり。主人もとより春山にたなびく霞のおほゝしきかたにて、さきにほふ花の下かげ長しといふ類なれば、おのがむしろをたち、着てゐし羽織ぬぎて、此くすしにとらすめり。勝相撲の引出物のやうなりとは思へど、かの夏もお小袖の古語もあれば、かたじけなうおしいたゞきて、ほこりがほすめり。すべていひつゞくれば、言さがなきものから、いはゆる僭上のつみのがれぬふるまひならずといふことなし。天保といふ年の頃にかありけん或人のものしたる、田舎源氏といふものゝさしゑなど、まねびとりたるにやと、おぼゆることさへおほく、かたへははしたなう、かたへははらたゝるゝこゝちす。そもそもみかどにはかしこうも、かすかなるみありさまにおはしますを、かの名分といふ事のかくれはてたる世は、いともかなしき事なりけり。

この書名つけたるしたのこゝろを

ほたるなすかゝやく神のおとをなひもおもひやらるゝ世にこそありけれ　　秀成

貴族ときこえたる中には、かもの祭にはあらぬあふひ葉の匂を、今猶なつかしむたふれ人ありときくが、いきとほろしくてなん。

明治十四年七月十二日の午後すぎより十三日の夕までにかきをへぬ

下馬のおとなひ　終

松の落葉

松の落葉 序

かきつめて千世のかたみにともゝせられし此松の落葉の四卷のふみは、おのが學びのおやなる藤井の大人、松の屋にてこのとしごろなにくれの書どもひろく見わたし、ふかく思ひめぐらして、そのよけがたきふしぶしをときあきらめたまへるついでに、大かたの人のたどりぬべきふし、又はこゝろえおきて身のため人のためともなるべきことゞも、ものゝはしにいさゝかづゝかきしるしおきたまへる中より、こたびひとつふたつとりいでゝ、言くはへものしたまへるなりけり。

○此書に卷のはじめごとに、神のみうへの事、かむわざにかゝれるすぢをかきたまへるは、み國にては神わざをいと〳〵おもしとするならひなれば、見ん人のはやくめとゞめて、よくこゝろえてしがなとのこゝろしらひにぞ。しかのみならず、職員令、延喜式などやうのふるき書にも、神の御事にかゝれるすぢを、はじめにかゝれたるにならひたまへるにもあるべし。

○道歌文のまなびにかゝれることゞも、をり〳〵見えたり。此すぢの大むねは三のしるべといふ書をあらはしてよきをしへたまひ、もしくはしくは、そのすぢ〳〵のふる書のちうさくにかきたまひてはあれども、もれたるふしいひいたられざりし事、又は同じすぢのことも、こゝに言みじかくいひて、はやくさとさんとしたまへることもあればなるべし。此みつのことは心にふかくとゞめたまへるすぢたるからに、ものゝついでにはかきいでたまへるになん。

○まれ〳〵には有職のまなびのかたによれることも見えたるは、そのすぢの書まなびをたてゝして、ことさらに考へたまへるにはあらず。たゞなにとなく、いにしへぶみよみたまふに、そのことはかゝり、此ことはとめにも心にもとまれるふしの、じねんにありつるをいささかかきいでたまへるなり。

○儒佛のことの見えたるは、その道をとやかくやといひたまへるにはあらず。そのかたをわざとたてゝ、まなぶ人のこゝろのよしあしをさだめいひたまへるなり。こはあしきをいさめ、よきにおもむけんとの心しらひにこそ。

○師のつねにをしへたまへるは、がくもんするはひろくものしりて、身のおこなひをはじめ、まじらひのすぢ、世わたるわざなどのこゝろえにせんと思ひはげみてつとむべきことぞ。しかすれば、なしえてのち、人にもさるこゝろえをゝしへ、ものにもかきしるしおきて、わが身のためはさらにもいはず、天の下の人のためともなりぬべし。こゝろえあしくては、ものしればしるまにまに、身をも人をもそこなひなん、とやうにいひてをしへたまひき。それをこゝろえて、このふみをば見るべきことになん。しかにはあれども、からふみの隨筆といふものゝやうに、はかなきことゞもゆくりなくおもひよりてはかきしるしたまへば、うるはしくさるこゝろをたてとほしてものしたまへる書にはあらず。たゞ大むねをいふになん。

此松の落葉のふみは、もとよりいろなきにあらぬを、年經てもなほその色のあせずしてくちざらんことをねがひて、板にゑらせたるに、あはせて見ん人のたよりに、このもくろくの一卷をそへつるになん。時は文政の十とせあまり二とせといふとしの春。かく申すは吉備のみちの中なる二子の里の民、此頃はなにはの小柴の屋に旅居する。

中村孫三郎寛

松の落葉序終

松の落葉　目錄

一の卷

二の巻

合三十二箇條

三の卷

合五十三箇條

四の巻

松の落葉目錄終

合八十五箇條

松の落葉 一の巻

この書かきあらはせるやう

おのれとしごろ、何やくれやと思ひとれるふしのあるをり〳〵に、そのよしかきしるさんはものうくて、たゞわすれぬためにとて、いさゝかづゝ、此事かのことゝばかりものにかきとゞめおきしを、年へてみれば、われながらこはなにいはんとてにかありけんと、おやしうかしらかたぶけらるゝにつけておもふやう、今だにかゝり、ましてとし〳〵にわすれそはんには、はて〳〵はなごりなくやなりなんとおもふにくちをしくて、ほの〳〵おぼえたるかぎりを、

かきつめてちよのかたみとのこしおかむまつのおちばのいろはなくとも

とおもひて、そこはかとなくかきもてゆく、

松齋藤井高尚

大吉備津彦ノ命と申御名

おのれがつかへまつる神は、比古伊佐勢理毘古ノ命と申ぞ正しき御名なりける。古事記に、亦の御名を大吉備津彦ノ命としるされたる此御名は、吉備ノ國をことむけたまひしみいさをによりての事なるべければ、このきびのくにわたりにてはさ申もよかめれど、大といふもじをはぶきて、吉備津彦命と申ならへるはわろし。大といふもじをしももらすべしやは、いともかしこし。かつは若建吉備津彦命とまぎれもすべきなり。かくはぶくまじきもじなるを、日本書紀に、吉備津彦命としるし給ひしより、世々の國史、延喜式などにも、さやうにかゝれしはあぢきなき事なりかし。此わたりの人もそれにならひてなるべし。

兵器をもて神をまつる事

もろ〳〵の神之社の祭のやうを見るに、いさゝかづゝはかはれども、兵器もてものするさまは大かた同じきを、こはみだれたりし世のふりのこれるなりと、世の人のいふは、こゝのいにしへの事をしらざるゆゑなり。日本書紀垂仁天皇の卷に、令祠官卜兵器爲神幣吉之。故弓矢及横刀納諸神之社云々。蓋兵器祭神祇。始興於是時也。と見えて、天の下いづれの神の社にも、兵器もて神を祭るは、此御代よりはじまりける事なり。これよりさきにも、崇神天皇の御代に神のをしへによりて、盾矛もて墨坂神大坂神をまつりたまへりしを思ひわたすに、御國の神は兵器をこのみたまふ故ありとしられたり。されば延喜式の祝詞にも、もろ〳〵の神の社の祭に、神寶とては弓太刀楯戈などをいへり。

國の政は神事をむねとせしこと

御國はことに神をいつきまつるべきゆゑある事にて、いにしへは國の政も神事をむねとせしなり。職員令に、國の守の掌る事をかず〳〵いへる所に、守一人。掌祠社戸口簿帳字養百姓云々事。と見え、續日本後紀九の卷承和七年のところにも、勅。敬神如在。視民如子。國宰能事。古今通規。是以屢施條章。勸彼治道。と見えたるなど、みな神事をはじめにいひて、むねとせられたるよしなり。古事記中の卷には汝命爲上治天下。僕者扶汝命。爲忌人而仕奉也。とあり。天下の政をたすけたまふこゝろを、忌人となりて御神事をたすけたまふよしにのたまへるは、あるが中におもきみわざなればなり。さればもろ〳〵の神の社を、あれたるままにさておかるゝことはさらになかりき。日本後紀九の卷に、勅。修造諸國神社之状云々、其料度者以神税充。無封之社宜用正税。とかゝれたり。かくてもくにのつかさなど怠るをりは、いさめたまふ事にて、清和天皇の貞觀六年に、是以格制頻下。警告慇懃。今諸國牧宰。不愼制旨。專任神主禰宜祝等。令神社破損。祭禮疎慢。神明由是發祟。國家以此招災。今欲令諸社一時新加華餝。而經月踰年。未有修造。宜早加修餝勿致重怠。とあり。上のくだりにひきいでたる古書のやうを見わたして、みくにのいにしへは、神事のいとも〳〵おもかりしをおもひさとるべ

し。清和天皇の御代のことは、三代實錄に見えたり。

山城國はやまきのくにといひたりし事

日本後紀一の巻延曆十三年十一月のところに、此國山河襟帶。自然作レ城。因二斯形勝一可レ制二新號一。宜下改二山背國一爲中山城國上とあれば、山背國の名を山城國とかへたまへるなり。源ノ順朝臣など、新號とあるをいかゞ心えられけん。もじのみかはれる事として、和名抄に山城（夜萬之呂）としるされしは、いみじきひがことなり。此抄の郡鄕の名は、其時の人のいふまゝにしるして、住吉（須美與之）とかかれたるたぐひ、いにしへにたがへる事はほかにもおほかれど、これらはさはかくまじき事ぞ。延曆のみかどのみさだめにたがへる事なればなり。このひがごとよりおこりて、今の世には城をしろといへり。城と云もじは、日本書紀にはきと訓によみ、又さしともよめれど、しろとよめることは、すべて古書にみえたる事なし。山城ノ國のもじは、やまきのくにとよまんぞ正しかるべき。されど國の名などは、あやまりにても久しくいひなれては、今さらにわたくしにはあらためがたき事なりかし。

野

山のふもとに草の生たるところを、打まかせては野といふとこゝろうべし。古今集の歌に、野べちかく家居しせればうぐひすの鳴なるこゑはあさな／＼きく、といへるは、山近きところは、里よりも鶯のしば／＼來てなくものなればなり。さるを山のすそ野ともいふは、田にかへさすて、草の生たる所は、山のふもとならでも、むさし野のたぐひ、野といふことあれば、それにまぎれぬやうにとて、くはしくいへるなるべし。おのれかくことわるは、今の世の人は田畑をも野といふゆゑに、歌よむ人もあやまるがこゝろくるしさになん。和名抄におほねあをなを園菜とし、たけわらびを野菜としたるにても思ふべし。

すゝき

すゝきとはあつまり生しげりたる草をいひし事にて、和名抄にも、草聚生曰レ薄といへり。又日本書紀神

功皇后の卷に、幡荻穂出吾也。孝徳天皇の卷に、三河大伴直蘆とありて、荻蘆のもじをともにすゝきとよめるも、あつまり生るゆゑにこそ。さて乎花はものよりことにあつまり生しげれば、中むかしよりはおのづからに、此草の亦の名のごとくなれるなるべし。

雁がね

雁がねはかりが音なる事、古今集の歌に、さよ中と夜はふけぬらしかりがねのきこゆるそらに月わたる見ゆ、といへるにてしるし。音のきこゆるとつゞきたる詞なり。又同集の歌に、霞ていにし雁がねは、といへるは、たゞに雁をいへるやうなれど、末に今ぞ鳴なるとあれば、これも雁が音なることさだかなり。萬葉集の歌にも、雁鳴、雁泣、雁音とぞかきたる。新古今集の定家卿の歌に、霜まよふ空にしをれし雁がねのかへるつばさにはるさめぞふる、とよみたまひしは、たゞ雁のことゝ心えたまへるさまなればあやまりなり。

人をわかる　女のあへる

ふるき歌集の詞がきに、人をわかるといへるは、みづからはとゞまりて、人のわかれゆくをりのことなり。さるからに人にといはず。古今集に、あふ坂にて人をわかれける時によめる、あふ坂の關しまさしきものならばあかずわかるゝ君をとゞめよ、又おとは山のほとりにて人をわかるとてよめる、おとは山木だかく鳴てほとゝぎす君がわかれををしむべらなり、とあるを見るべし。君をとゞめよ、君がわかれをといへる、みな人のわかれゆくさまなり。

女のあへるといふは、そなたよりゆくりなく來てあへるをりの事なり。さるからに女にといはず。古今集に、しがの山ごえにて、女のおほくあへりけるによみてつかはしける、あづさ弓はるの山べをこえくれば道もさりあへず花ぞちりける、とあるを見るべし。かなたより來てあへるゆゑに、道もさりあへずとはよめるなり。むかし人の詞づかひは、かく正しくなんありける。

貫之主のかゝれたる古今集

高尙一とせ江戸にありけるに、加藤千蔭の家にて、あるじ貫之主のてづからかゝれたる古今集の秋の部をえたりとて、板にゑらせたるを紙にすりうつして、おのれにもえさせつ。うけがたきものとはおもひしかども、おい人のしたりがほにいふ事にしあれば、いとめづらしうなんといらへてもちかへりて見るに、思ひしもしるく、さらにをかしきふしみえざりけり。そも〳〵貫之主のかゝれたる本は、今の世にはたえてあるまじきなり。そのよしは榮花物語御裳著ノ卷に、つらゆきが手づからかきたる古今二十卷、道風がかきたる萬葉集などをぞたてまつらせたまひける。世になうめでたきものどもなり。圓融院より一條ノ院にわたりたりけるものどもなるべし。世に又たぐひあるべきものにもあらずなんとありて、そのかみはやく世にたぐひなきものなりしに、其後やけうせければなり。しかいふは、古今著聞集に、柿本ノ神のみかげをうつせしゑの事をいへるところに、兼房卿の正本は小野皇太后申うけて御覽じけるほどに燒にけり。貫之が自筆の古今も、その時同じくやけにけり。くちをしき事なりとあり。

定家卿のかきたまへる伊勢物語

甲陽軍鑑に、今川家の秘藏に仕る定家の伊勢物語を、酒にゑひたるふりをなされ、信玄御とりさふらふとてと見えたるに、松陰ノ記といふ書には、逍遙院の船ながしたるとよみたまひし、定家卿の伊勢物語は、御所よりたまはらせたまひて、こなたにありけるもやけぬといへり。定家卿のかきたまへりといふは、いたくふるからねど、今の世にある本にくらべては、よき事もおほからんに、うせぬるはをしきことになん。

爲家卿のかきたまへる百人一首の本

文曆のころ、定家の中納言のかきたまへる嵯峨ノ中院障子の色紙形の百首の歌を、爲家卿のはじめてうつしかきたまへるさうしを、江戸にもたる人ありけり。屋代弘賢のそれをすきうつしといふものにして見

せられしに、今の世につたはるとは、歌のもじのことなるところあり。そのことなるかぎりは、紀貫之の歌ふるさとの。大中臣能宣の歌よるはもえて、伊勢太輔の歌けふは九重に、良暹法師の歌ながむれど源ノ俊頼の歌山おろしよ、崇德院の御歌われてするにも、前大僧正慈圓の歌わがたつ杣のなどなり。此異なる所々の、みなよきを思ふに、今の世につたはれるは、つぎ〳〵にうつしあやまりたるものにぞありける。さてついでにいはん、御垣守ゑじのたく火のといふ歌を、岡部大人はみかきもりとよまれつれど、こはみかきもるとよむべきなり。みかきもりとよみては、すなはちゑじの事となりて、又ゑじとはいふまじきなり。

大中臣藤井ノ宿禰　松の屋

おのが家藤井氏なることは、世々つたへきつる家の書どもにも見えてさだかなり。めうじはなし。今の世にはおしなべて氏のほかにめうじあれど、まれ〳〵にはかく氏のみなる家もありけり。かばねを宿禰とかき、又大中臣ノ藤井ともかくよしは、賀陽ノ貞持が家につたへたるわが神の御社の記に、齊衡二年二月癸亥。庫内之釜鏡鳴一夜三度。於是。天皇勅正六位下備中大目大中臣藤井宿禰高雄。同三年六月壬辰。奉三品。高雄奉仕僕司。と見えたる此高雄といふ人は、おのれが家の遠つ祖なればなり。大中臣ノ藤井と云は、大中臣氏より出たる藤井といふことにて、かしこけれど、おのが家も天兒屋命を祖神とぞ申べき。また江家次第四の卷に、越前權大目從七位上藤井ノ宿禰奉武といふ人あり。これはこと家の人なるべけれど、藤井氏に宿禰のかばねありつる例とはすべし。又おのがすみかを松の屋といふは、ふる歌に千とせを松のふかき色かな、とよみたりし中山のふもとにて、松おほかるところなるに、庭にも五もと六もと年ふりて、いと大なるがあれば、屋どの名におふせたるになん。

吉備國のみつにわかれし時代

おのれがすめる此吉備ノ國の、かくみつ中しりとわかれしはいつのころなりけん。國史にしるしもらさ

れたれば、さだかにはしりえがたし。日本書紀の仁徳天皇の巻に、於吉備中國川嶋河派有大虬。令苦人。といふこと見えたれど、こは神武天皇の御船の難波之碕にいたるとしるされたるごとく、縣守が虬をきりしところ、きびの國のみつにわかれたるのちにては、みちの中なるがゆゑに、さやうにかきたまへるにて、仁徳天皇の御代にみつにわかれてありしるしとはしがたし。又同書の欽明天皇の巻に、遣蘇我大臣稲目宿禰等於備前兒島郡置屯倉。とあるも、かみに同じ。さて同書の天武天皇の巻に、吉備大宰石川王病之薨於吉備。又遣樟使主磐手於吉備國。と見え、又吉備國守當摩廣島ともあれば、此ごろまではわかれざりしことしりぬべし。續日本紀の元明天皇の巻に、割備前國六郡置美作國。とありて、和銅のころには、わかれてありし事さだかなれば、持統天皇の御代にわかれしたらんとおほよそにはしられつ。文武天皇の御代にてはあらじとさだめたるゆゑは、もしその御代にわかれたらんには、續日本紀にしるさるべし。此紀はかゝる事までももらさずかゝれたる例なればなり。

うちは

團扇をうちはといふは、和名抄に見えたり。うち〳〵のものにて、翳のかたちに似たればぞなづけつらん。宇津保物語の國讓の巻に、御そとりかけ御うちはなどまゐれといふ事みえ、狹衣物語にも、まだしきにあつさところせきとしかな、何しに常にめすらんとつぶやきたまふを、うちはなどせさせてものしたまへかし、とあるなどをおもふに、こはもとたかき人のために、さむらふ人のもてあつかひしものなりけり。さるからに、今の世にてもみづから手ならすとはすれど、門のとにもていでず、うときまらうどのまへにては手にとらぬにこそ。

扇にものかく事

むかしの物語ふみを見れば、扇にはふるごとをそこはかとなく〳〵つゞりかけることおほかりき。みづからよめる歌をもと末たしかにかきたるもあれど、そはいとまれになん。大和物語に、ひきかへしたるうら

のはしのかたにかきたりける。ゆゝしとていむとも、今はかひもあらじ。うきをばこれに思ひよせてんとあるは、みづからのをかきたるなれば、これによりて扇のうらのはしにかくべし。げにわれはがほにおもてのもなかにかきたらんはにくげなりかし。狭衣物語に、手になれし扇はそれと見えながらなみだにくもる色ぞことなると、かたかなにかきつけて、もとのやうにおきたまひつとあるも、みづからのなれど、かたかなしてかゝん事はよろしともおもはれず。又甲陽軍鑑といふ書には、扇にものかくは、たゞ人のわざならぬやうにいへり。そのころはさやうにぞありけん。今の世は、歌よみや、儒者やに、こゝのかしこの歌ども、扇にかゝする事おほし。もろこしも昔は扇にものかくことは、いと／＼まれなりしに、ちかき世におほくなりぬとぞ。さて歌かきたる扇を、ものにかけおきて見る事は、東山殿のころよりやはじまりけん。おし板のをりくぎにものかきたる扇をかけておきたること、かの軍鑑に見えたり。

かへるかはづ

かへるとかはづとは似たるものゝことなりとおもはるゝは、まづ和名抄、新撰字鏡などに、蝦蛙のたぐひみなかへるかひるとありて、又の名にもかはづといふ事なく、又後撰集に、田のほとりにかへるの鳴けるをきゝて、あしびきの山田のそほづうちわびてひとりかへるの音をぞ鳴ぬる、と見えたる。今いふかへるの事なれば、歌にもかはづといはず。かはづは、萬葉集にかず／＼みえたる歌ども、川にのみよみて、秋のものとし、聲のおもしろきよしにいひて、かへるのさまにあらず。よくわかれたり。文字も萬葉に河蝦とかけり。かへるに似たるかたちして、これは河にすむものなるよしをしらせたるかきざまなり。上のくだりにいへるぞ、かはづかへるの正しきさだめにはありける。しかにはあれども、かたちのよく似たれば、むかしよりまぎれて、かへるをかはづといひしも、これかれとあり。うつぼ物語俊蔭ノ卷に、けふの御あるじに、此御琴の音せねば、春の山に鶯のなかぬあした、秋の池に月のうかばぬ夕になんあるべき云々。なか忠が手つかうまつらんは、蓬の野べにかはづの聲するこゝちなんつかうま

つるべきと、聲のあしきものにいひ、伊勢物語に、よひごとにかはづのあまた鳴田には水こそまされ雨はふねらど、と田になくものにいへるなどは、かはづといひてかへるのさまなり。萬葉集の歌に見えたるかはづのやうとはいたくことなり。又中務集には、かへるのかれたるを人のおこせてと詞がきして、かれにけるかはづの聲を春たちて云々、といへる歌あり。これはまさしくかへるをかはづといへるなり。ふるくよりあやまりて、かくかよはしいひければ、さてのちの人は、みなかへるをかはづと歌によむならひとぞなりける。

松虫鈴虫

まつむしすゞむしは、秋の虫のおほかる中に、聲すぐれたりとて、これをふかくめでゝ、歌にもあまたよむなれど、むかしより歌にも文にも、その聲のやうを、から／＼とくはしくいひおかねば、かれは松虫、これは鈴虫と、たしかに聲をきゝわきまへたる人すくなく、たゞ名によりて人まつむしといひ、鈴むしのふりいでゝ鳴などいふ事にぞありける。さてもよろしきやうなれども、まことには、それと思ひわきまへしらでは、よめる歌のさまによりて、事のたがひもいでくべく、あかぬことになんあれば、おのれ今さだめいはんとす。りん／＼となくは松虫、ちんちろりとなくは鈴虫なり。さるを今の人は、松虫をすゞむしといひ、鈴虫をまつむしとこゝろうるもあめり。今やうのざれ歌にも、よるは松虫ちん／＼ちろりとうたふなど、ひがごとなり。そも／＼此ふたつの虫の聲は、いづれも鈴の音にかよひたれば、ようせずばげにまぎれぬべき事なりかし。源氏物語の鈴虫ノ卷にいへるやう、

げにこゑ／＼きこえたる中に、鈴虫のふりいでたるほど、はなやかにをかし。源氏君ノ詞、秋の虫の聲いづれとなき中に、まつ虫のなんすぐれたるとて、中宮のはるけき野べを分て、いとわざと尋ねとりつゝはなたせたまへる、しるくなきつたふるこそすくなかなれ。名にはたがひて、いのちのほどはかなき虫にぞあるべき。心にまかせて、人きかぬおく山、はるけき野の松原に聲をしまぬも、いとへだて心

ある虫になんありける。すゞ虫はこゝろやすくいまめいたるこそらうたけれ云々。こよひは鈴虫のえんにてあかしてんとおぼしのたまふ。

といへるを見るべし。はなやかにをかしといひ、心やすくいまめいたりといへる。ちんちろりとなく虫の聲のさまなり。これは女三宮のおまへの草村にはなちたまへる虫のことなれば、野べよりとりきたるに、すゞむしはえやすくておほく、聲はたはなやかにをかしく、松むしははなちたまへども、はかなくなりてこゑせねば、中宮のはなちたまへどなかざりし事をもかたりいでたまひて、こよひは鈴虫のえんにてあかしてんとは、源氏君ののたまへるなり。りん／＼となく虫は、あるが中にすくなければ、いとわざと尋ねとりつゝといひ、かよわければとりもてくるによわりて、野べにきゝつるやうにはえなかず。しになどすれば鳴つたふるはすくなし。名にはたがひていのちのほどはかなしなどいへるなり。今も野べよりとりきて、前ざいにはなつに、げにさやうにぞありける。今やうの猿樂のうたひといふものに、たれまつ虫の音はりん／＼としてといへるをおもへば、そのころまではまぎれざりけり。さてまつ虫と名におへるは、りん／＼と鳴こゑの、遠くては松風の聲のすめるにかよひてきこゆるゆゑにぞあるらん。とまれかくまれ、りん／＼となくはまつむし、ちんちろりとなくは鈴虫とおもひさだむべしとなん。

男女

男ををといひ、女をめといふ事は、いにしへより今にかはらず。男女とつゞけては、今はをとこをんなとのみいへど、いにしへはをのこめのことといひし事にて、日本書紀の皇極天皇ノ卷に、男女のもじをしかよめりき。神代紀に、少男少女ををとこをとめとよむべきよししるされて、をとこはわかきをのこの事にて、をとめにのみたぐへいふべきことわりなるに、萬葉集廿の卷に、秋野爾波伊麻己曾由可米母能乃布能乎等古乎美奈能波奈爾保比見爾、といふ歌ありて、ふるくよりをみなにもたぐへいへり。これはこ

とわりにたがひたれど、奈良の京のころは、かくもいへりしなり。古今集の序にも、をとこをんなの中をもやはらげとありて、中むかしにはをとこをんなといへり。されどしかつゞけず、はなちていふときには、物語ぶみなどにも、をのこみこをんなみこなどいひて、をとこといはず。源氏物語椎本ノ巻にも、子の道のやみをおもひやるにも、をのこはいとしもおやの心をみださずやありけん。をんなはかぎりありて云々、といへり。かゝれば、うちまかせて男ををとこといへるにはあらざりき。さてをのこめのこといふは、をめにことといふ詞をそへたるにて、うやまふ心こそあれ。いやしめていへるこゝろはさらになきを、中むかしよりは、よき人のうへにはいはず。すこししもざまの人にいふ事となれり。宇津保物語の吹上ノ巻に、舟どもにめのこどもおりたちて、そめくさあらへりといひ、又これはうちものゝところごだち五十人ばかり、めのこども三十人ばかりといへるを見るべし。ごだちはよき女房の事、めのこどもといへるは、すこししもざまの女をいへるよしなり。伊勢物語に、つとめてその家のめのこどもいでゝ、うきみるの浪によせられたる、ひろひて家のうちにもてきぬとあるも、家につかふ女をいへり、をのこもたゞに男のことをいふには、たかきいやしきにかよはしていへれど、江家次第二の敍位の條に、大臣召二男共(ヲノコドモ)一〔五位藏人一人參入〕、とあるを見れば、すこししもざまの人を、をのこどもといへるよしなり。詞づかひといふものは、かく代々にうつりかはりもし、ふるくよりことわりにたがへることのありもすれば、代々につかへるやうをひろく考へわたして、こゝろうべき事なりかし。さるをむかしより物知人たち、おほかたは詞のことわりをのみ考へてとけるからに、其說うべ〳〵しくはきこえても、さらにかなはぬぞおほかりける。

字(アザナ) 名字(ミヤウジ)

いにしへは名をいふをいむことはなかりしかば、神の御名など、ひとはしらにかず〳〵申もありつれど、あざなはなし。からぶみのわたり來て、よろづのこと、からのふりのうつれる世になりて、そのかたの

がくもんする人は、名をいふをなめしとして、あざなつくる事なりき。されどそのあざなのやう、もろこしのとはことにて、其人の氏かばねのもじによりてつけゝるを、高野天皇の御心にかなはずして、神護景雲二年のみことのりに、或取二眞人朝臣一立レ字以レ氏作レ字云々。自今以後。宜レ勿二更然一。とあり。これはひたぶるに、からのやうにせまほしくおぼしよりたるにて、御國こゝろにあはぬみことのりなれば、しばしこそあれ、つひにはみな人したがひたてまつらず。なほ氏かばねによれり。氏によれるは、菅原のおとゞの君の御字菅三、三善淸行の字三耀のたぐひぞ。かばねによれるは、氷ノ宿禰繼麻呂の字宿禰といひしたぐひなり。此繼麻呂の字は、文德實錄八卷に見えたり。高野天皇のみことのりは、續日本紀の二十九卷にあり。さてのちはからぶみまなびする人ならでも、たゞしき名のほかにつくる名をあざなとて、をのこもをんなもなべてつくる事となれりき。そのあざなのやうは、今の世に名字にあざなをつらねいふに似たり。今昔物語に、姓は文忌寸、字は上田三郞と云其人の妻あり。姓は上毛野公、字は大橋の女と云とあるをみるべし。たゞしこれは氏姓によらざれど、同物語に、源ノ宛といふものゝ字を田ノ源二といひ、藤原秀鄕の字を田原藤太といへり。そののちも梶原平三など、平氏にて氏によりて字つきたれば、氏姓によりてつくるならひは、後鳥羽院の御代までもひたぶるにはやまざりき。さて又名字といふもの、日本書紀の顯宗天皇の卷に、帳內日下部連使主云々。使主遂改二名字一曰二田疾來一。とかきたまへるは、正しき名のことなるに、中むかしにては字にまがへり。東鑑に、以二景季一令レ問二名字一給之處。佐藤兵衞尉憲淸法師也。とあり。又同書に、名字〔時連五郞〕と見えたるなどを思ふに、おほよそ八百とせのむかしよりは、すべて正しき氏のほかなる氏、正しき名のほかなる名を、ひとつにつらねてあざなとも名字ともいひしにぞありける。されど事のよしを考ふれば、中頃よりの名字は、その人のすみ所の莊名のなによりて、氏のやうなるものをものして、しかいひしぞ多き。さるは同じ氏のあまたになりてまぎらはしきゆゑにぞありけん。高綱が氏は源にて、近江の佐々木にゐつれば佐々木四郞高綱といへるにてし

るべし。むかしは郡のうちに某名といふありき。かゝればあざなと名字とは、わきていふぞ正しかるべき。たれもさおもへばにやあらん。今の世には、名字とは氏のほかなる氏をのみいへりしが、わきていはんには、名のほかなる名をあざなといふべし。今昔物語に、字太郎介、又は京太夫などいへるは、今の世のあざなと同じいひざまなり。

何右衞門何左衞門といふ事

今の世の人のあざなに、何右衞門、なに左衞門といふ事のよしを考るに、こはみかどにて左衞門右衞門、などのあまたありてまぎらはしきを、平氏の右衞門なるをば平右衞門、藤原氏にて内舍人かけたる左衞門をば、藤内左衞門などいひてよびつるにて、左衞門、右衞門はもと官なれど、かくつらねて字のやうにいひなしたるがはじめにて、のち〳〵はしもざまにて、その官ならぬ人にもいへるなり。甲陽軍鑑に、そも〳〵男が四十五十にあまり、赤口關左衞門、寺川四郎右衞門などゝ官途受領まで仕る侍が云々といへり。赤口、寺川は今名字といふものにて、それをもつらねいふさま、今の世と同じ。たゞし官途受領といへるを見れば、朝廷に申てなり。わたくしにものせるにはあらず。かゝれば今の世のならひにしたがふとても、むげにいやしきものつくる民、あき人などのあざなには、こゝろしてつくまじき事なりかし。

神の宮人を大夫といふ事

神のみや人を大夫といふは、むかしよりいひつる事なり。宇津保物語に、う月まつりの日、あふひかづらいといつくしうるはしきさまにて、禰宜の大夫かんのとのの御かたにもてまゐりたりと見え、住吉物語に、此わたりにさるべき人やすむとおほせられければ、かんぬしの大夫どのこそといへば、と見えたり。加茂の禰宜、住吉の神主をみな大夫といへり。公式令に、唯於二太政官一三位以上稱二大夫一。四位稱レ姓云々。司及中國以下五位稱二大夫一。〔謂一位以下通用二此稱一。〕とありて、大夫とは尊稱にて、一位より五位

までを、ところによりていへるをもとにて、うつりたる末にては、たゞ尊びていふことゝせり。かく神のみや人をたふとみていふは、神わざのかろからぬゆゑにぞありける。

大工　少工

今の世に木のみちのたくみをすべて大工といひ、鍛冶を少工といふはあやまりなり。日本書紀雄略天皇の巻に、木工(コタクミ)とあり。大工少工は木工のをさの職の名なり。職員令の太宰府のところに、大工一人。掌城隍舟檝戎器諸營作事。少工二人。掌同大工。と見えて、大工少工とも掌る事は同じくて、いさゝか職のたかきみじかきしなことなるなり、さて此令にも大郡小郡といへるやうに、大には小をむかへていふならひなるに、官職の名はみな大に少をむかへていへり。大納言、少納言、大貳、少貳、大進、少進のたぐひを見てしるべし。されば大工少工も職の名なることあきらけし。おほやけごとにめさるゝたゞの木工をば丁匠といへり。

琴　笛

ことゝいふは、ひきもののすべての名にて、文にはきんのこと、さうのことゝわきてもいへど、歌にはことゝのみいへり。堀川百首に、王照君をよめる歌に、ゆくすがら馬のうへにてひく琴の絃ごとに玉をぬくなみだかな、といへるは、琵琶をことゝいひたるにてしるべし。又ふえといふは、吹もののすべての名にて、文には笙のふえ、ひちりきのふえなどゝいへども、歌にはふえとのみいへり。職員令の雅樂寮のところにも、笛生、笛工などいひて、笙ひちりきの事をいはざるも、ふえといふにこもりたればなり。さてこのふたつをたぐへては、もとよりことふえといふべきことにて、後撰集の詞がきに、琴笛などしてあそびといひ、源氏物語の桐つぼの巻にも、ことふえの音にも雲ゐをひゞかし、といへるに、今の世の歌よみは絲竹ともいへり。こは漢語によりたるひがごとなり。笛を竹とは古歌にもよみたれど、琴を絲といへることなし。俊成卿のかきたまへる千載集の序に、いと竹と見え、ます鏡の秋のみ山の巻に、

いとたけのしらべはをりあしければ、とあるを見れば、六百年のこなたよりは、いと竹といへれど、こはいにしへによりて琴笛といふべき事ぞかし。

和笛

やまと琴は、神代よりやんごとなきものとせしかば、今の世にもつたへて、みやこわたりにはほのめけば、ゐなかの人までも、まれ〳〵には見しりきゝしりたるもあれど、やまと笛といふものは、さらに世に見えざれば、いにしへにさるものありきともしれる人なし。延喜式二十一の巻治部省のところに、凡諸樂横笛師等不レ解ニ和笛一。不レ得ニ任用一。とかゝれたれば、これもむかしは、から笛よりたふときものとせられつるにこそ

小篳篥

ひちりきのふえとて、今の世につたはれるはちひさければ、むかし小篳篥といひしふえにぞあらん。西宮記十六の巻に、吉永清貞大篳篥。良岑行正小篳篥。と見えて、いにしへは大なるとちひさきとありつるよしなり。

さみせんの琴

さみせんのことは、いつのころよりかこゝにはつたへてひきそめけん。中昔よりのちの書にも見えざれば、むげにちかき世のものならんとおもはる。五雜俎といふからふみに、有ニ所謂三弦者一。常合レ簫而鼓レ之。然多ニ淫哇之詞一。倡優之所レ習耳。といへり。こゝにても、むねとあそびどものひく琴となりぬるは、おのづからの事にて、きく人の心うきたつやうなるものゝ音がらゆゑなるべし。げによき人のひくべき琴にはあらずかし。

むかしの今様歌

昔いまやう歌とは、なにゝまれ、その時につくりいでゝうたへるをいひしことなり。むねとはふるきう

たのさいばらなどをうたひしかば、それにむかへて、今やう歌とはいふにぞありける。さいばらの歌はふるめかしければ、めづらしくはなやかにとて、今やう歌はうたへるなりけり。紫式部日記に、月おぼろにさしいでゝわかやかなる君だち、今やう歌うたふも云々。といへるにてしるべし。わかき人は今めかしきをこのめるよしなり。狹衣物語に、此ころわらはべの口のはにかけたるあやしの今やう歌どもを、いとしら〴〵しき聲にてうたひてすぐるけしき、とあるをみれば、うるはしくたゞしき歌にはあらざりけり。宇津保物語藏開ノ卷に、うなひども扇をたゝきて、名とり川にあゆつるおとゞのとうたひあへりといひ、住吉物語に、船にのりたるものどもあやしき聲々して、つまもさだめぬきしの姫松とうたひてといへるなども、今やう歌にて、はじめはもじのかずもさだまらず、そのかみおもふふしをたゞありにうたへるさまなり。さてのち今めかしきをなべてこのむ世のならひになり、あそびに白拍子といふものいできて、もはら今様歌をうたひまひあへるにつけて、うたふたよりのよきやうに、七五の句八句ともじのかずをさだめて、ひとつのふりとはなしけるなるべし。さればかく八句とさだまれるは、永久のころよりのちにこそ、承安四年に今様合のありつる事、百練抄に見えたれば、そのころはさかりにつくりいでけるなり。これもその同じ時代の事にて、平家物語に、佛祇王などがうたへる今様歌の詞をしるしたるをみれば、八句なればあはせられたるいまやうもさにぞありけん。佛がつくりてうたへるは、君をはじめて見るときは千世もへぬべし姫小松おまへの池のかめ岡につるこそむれゐてあそぶめれ。祇王がのはわすれたり。古今著聞集に見えたるは、ませのうちなるしらぎくもうつろふみるこそあはれなれわれらがかよひて見し人もかくしつゝこそかれにしか。今つくらんにはこれらによりて。

　　からさまにかきたるもじの讀やう

歌の題など、三もじ四もじにかきたるを、今の世には訓音まじへて、古砌薄(コセイノスヽキ)、露草葉玉(ツユハソウヤウノタマ)とやうによむ事なれど、むかしはからざまにかきたるもじは訓によむをりは、みながら訓に、音によむをりもしかよ

みたりき。北山抄一ノ卷釋奠の條に、都講先音讀發題。次座主訓讀。と見え、又宇津保物語藏開卷に、ひとたびくに、ひとたびこゑによませたまひて、おもしろしときこしめすをば、ずんぜさせたまふとあるは、俊蔭の集、その父式部ノ大輔の集をかうじたる事にて、かく集などをさへ、ひとかたによめり。ましてもじのかずすくなきを訓音まじへてよむはいときゝぐるし。歌の題のもじは、なべてくにによまんぞよろしかるべき。まれにさはよみがたきもじまじりたらんには、みながら音にこそ。

天狗

てんぐといふものは、からぶみには天狗星ともありて、よばひぼしをいひけむやうなるに、こゝにては樹神のたぐひをいへれば、むかしよりみな人のあやしむ事にて、ちかき世に物茂卿が天狗說とてかけるものも、さらにときえざれば、おのれくはしくときあかさんとす。まづ天狗といふもの、こゝにてものに見えたるはじめは、日本書紀舒明天皇の卷に、大星從レ東流レ西。便有レ音。似レ雷。時人曰流星之音。亦曰ニ地ノ雷ト。於是僧旻僧曰。非ニ流星ニ。是天狗也。其吠聲似レ雷耳とあり。こは史ノ天官書に、天狗狀如ニ大奔星ーといひ、山海經に、天門山有ニ赤犬ー。名曰ニ天狗ー。其光飛レ天流而爲レ星。長數十丈。其疾如レ風。其聲如レ雷。其光如レ電。といへるなどによりたる說にて、中むかしに天狗といへるものとはことなるやうなれども、さにあらじ。天狗はいろ／＼に變化するものなれば、かかることもありつるなるべし。日本書紀に、天狗のもじをあまつきつねとよめるは、天狐といふきつねは、よのつねのとはことにして、空をかけりもし、いとも／＼あやしきわざすれば、むかし人のそれならんと思ひてよみつるなり。てん狗もいろ／＼に變化するを思ふに、げに天狐やうのものゝもまじりてあらんかし。山海經に見えたる赤犬も狐なりしを、かたちの似たるものゆゑに、犬と見まがへてあやまりいひつたへたるにぞあらん、犬にはつきなし。五雜組には、俗云。天狗ノ所レ止。輒夜食ニ人家ノ小兒ー。故婦女嬰兒多忌レ之。とあり。これかれとからふみに見えたるやうを考へわたすに、山にすめるあやしきものゝいでゝ、そらをとびゆき、おほきなるよばひぼしのかたちを

見すれども、まことの星ならぬからに、たかくこゑをたて、とゞまるところにては、人の家のちごをとりくひなどするよしなるは、樹神、山鬼、天狐やうのものにて、こゝに天狗といふものとことなる事なし。さぬきの國萬能ノ池にすむ龍の、堤のほとりに小蛇の形となりてゐたるを、天狗のとりけること、今昔物語に見えたるも、食二人家小兒一といへる五雜俎の説とあへり。さて和名抄に、樹神山鬼をこだまといへり。此こだまのたぐひをてんぐともいへるにて、同じやうのものなれば、ものがたりふみには、てんぐこだまとたぐへてもいへりき。天狗の中むかしのふみに見えたるやう、宇津保物語には俊蔭ノ卷に、はるかなる山にたれかものゝ音しらべてあそびゐたらん、てんぐのするにこそあらめといひ、榮花物語には布引瀧ノ卷に、白川殿とて宇治殿のとしごろ領せさせたまひし所に、故女院もおはしましゝが、天狗ありなどいひしところを、御堂たてさせたまふ云々。供僧にやんごとなきそうがらなどなりて、くやうほうおこなひつとめけり。天狗えつくらせたまはじとねたがりいふときゝしかど、かくてくやうもすぎぬめりといひ、大鏡には一卷に、いとゞ山の天狗のしたてまつるとこそさき〲にきこえはべるめれといへり。これらを見わたして、樹神、山鬼、天狐やうのものなる事をいよいよ思ひさだむべし。さるからに、みやこわたりにては、むかしも今も、あたご山、くらま山、ひえの山などにあり。かたちはつねにはかくれて見えず。あらはるゝをりはいろ〱に變化すれば、それとさだまれるかたちはしられじを、今の世にゑにかくは山伏のかたちにて、翼と觜とあり。おもふに、おく山に住て人の如くものいへば、山伏のかたちとし、大ぞらをとびゆけば、翼ありとし、つばさあるものは觜ありとおしはかりにさだめて、ゑしのかきそめてより、つぎ〱さやうにゑがくにこそ。又さるすがたを、山にてまことに見きといふ人もあるは、ゑにかけるを見おぼえたる人の、かう〱のすがたならんと思ひをるこゝろのうちを、かなたにはやくもしりて、さやうのすがたをあらはし見するなるべし。へんぐゑのものは、いはでおもふ心のうちをしるとぞ。おのれははやうよりかく思ひとりてありつるに、ちかきころ天狗にさそはれて、

そのすみかの山にいたりてかへり來つるに人にあひて、天狗のやうをとひけるに、いらへけるは、天狗のかたちはいろ／＼にて、天狐もあり、はなの高き人もあり、又は翼觜あるもゐたりきといらへき。さてかたりけるは、はなの高きは人のなれるなり。翼觜あるは鷲鳶などのなれるなりとかたりき。まことにやあらん。もしさやうならば、ゑにかける天狗もおのづからのかたちなるべし。

すくなき軍して多きいくさとたゝかふ事

すくなきいくさしておほきいくさとたゝかはんには、たとへばかたきのくる道に、大なる川ながれて橋あらば、かなたへわたりて橋をきりたちてたゝかふべき事ぞ。吉川元春の羽柴氏といなばの國にてたゝかはんとて、わがいくさのかへるべき道の橋をきりたゝれしも、柴田勝家がいほりのうちなる水いれたるかめをくだきていでゝたゝかひしも、みないきてかへらぬ心を人に見するわざにて、それと同じことなり。しかすれば孫子といふからぶみに、投之亡地然後存。陷之死地然後生といへるおもむきにもかなひ、韓信が背水陣の心ばへなり。よきいくさのきみは、わがいくさのいたくすくなきときに、えさらぬたゝかひあれば、かならずさやうにぞしける。おろかなるはかたきのおほきをおそれて、わがいほりのまへなる川橋をきりたちてわたりこさせじとぞすなる。そのためしは天武天皇の御代のはじめに、大友皇子瀬田の橋の西にいほりしたまひて、いくさ人に智尊といへるが橋をきりたちて、東より來るみいくさをふせぎたゝかひしに、大分ノ君稚臣といふ人川をわたり來てのち、西なるいくさみだれて、智尊はきられ皇子はくびれうせたまひぬ。治承四年には、高倉宮平等院にいらせたまひしかば、頼政の三位のはからひにて宇治橋をきりたちしに、足利忠綱さきにたちてあまたのつはもの川をわたりこしかば、宮がたのいくさみだれて、頼政卿ははらきりてうせたまひつ。元暦元年には、木曾義仲の家人根ノ井ノ行親、楯ノ親忠など、かの宇治橋をきりたちてせめくるかたきをふせぎしに、佐々木高綱人よりさきに川をわたりて、木曾の軍をおひはらひき。これらをおもひわたして、しかすればかならずまくる事をさとるべし。

此まけつるいくさのきみたちの心には、六韜に、濟レ水可レ撃といひ、孫子に、令ニ半渡一而撃レ之利アリ。といへるなどをおもひて、かたきの川をわたらん時にと、かねてはかりし事ならめど、そはかなたこなたひとしき軍のたゝかひにこそ。わがいくさのいたくすくなからんには、いかでかは。高倚まだいとわかゝりし時に、六韜、孫子、呉子などいへるからふみをよみて、げにさることゝおもしろくおもひしに、その後にやまともろこしにありし、たゝかひのことゞもしるしたるふみをひろくよみわたして、つら〳〵おもへば、いにしへのいくさののりにのみかゝづらひては、あやまるふしぞおほかるべき。さればいくさまなびは、その法をしるししいにしへのからふみをよみて、むかしよりちかき世までに、あまたゝびありつるたゝかひのかちまけのやうを、かののりにからがへあはせ、もし國のさま、時代のやうをもおもひはかりて、まくまじきたばかりごとをば、みづからおもひさだむべきことになん。くすしのわざもそののりをしるしたる書にはなづまずて、くすりをやみ人にのませこゝろみてからがへ合るやう、これに同じかるべく、よろづのうへにおもひわたすべき事ぞかし。

いほり

營といふもじは、いほりとよむべし。日本書紀仁徳天皇の巻に、新羅軍卒一人。有レ放ニ于營外一(イデアルコトイホリノトニ)。と見えたり。和名抄にも〔營 余傾反、日本紀私記云伊保利〕、軍營也。といへり。今の世には、菴、廬のもじをもいほりとよむことなれど、和名抄に此ふたもじは、和名伊保とありて、いほりとはなく、日本書紀宣化天皇の巻には、遷(ウツス)ニ都于檜隈(ヒノクマ)廬入野(イホリノニ)一と見え、萬葉集十の巻の歌には、客乃廬入爾(タビノイホリニ)といへるなど、いほりといふには、みな入といふもじをそへてかけるにて、廬はいほにて、いほりにはあらざることさだかなり。さていほりといほとのけぢめをさだめいはん。もとは同じ詞にて、いほは體言、いほりはいほのはたらける言なるを、〔萬葉集の歌に廬入而見者(イホリテミレバ)といへり〕。又ひとつの體言として、いほよりはひときざみかろくつかひて、いほりてをるこゝろもて、人のすみかならず、たゞかりそめにつくりてやどる小屋

をいへり。軍營もさやうの小屋なれば、いほりとはいふなり。萬葉集十ノ卷の歌に、秋田苅客乃廬入爾四具禮零我袖沾干人無二、とよめるにてしるべし。こは同卷の歌に、秋田苅借廬作五百入爲而、ともいへるごとく、秋田にかりそめにつくれる小屋なれば、いほりともかりいほともいへるなり。されば軍營はいほりといへども、いほりといふは軍營にはかぎらざることなり。かくまぎらはしき言ゆゑに、和名抄にはわかちてあれども、今の京になりての後の歌などには、いほもいほりも同じやうによめり。清少納言枕冊子にも、廬山ノ雨夜草菴ノ中といふこゝろを、草のいほりをたれかたづねんといへり。いにしへまなびするともがらは、さるあやまりにはしたがふまじき事なりかし。

つはもの　いくさ

つはものとは、いにしへは兵器をいひし事なり。そは日本書紀神武天皇の卷に凶器、崇峻天皇の卷に兵仗などのもじを、しかよめるにてしられたり。さるを中むかしよりは、兵器をもつ人をいへり。宇津保物語俊蔭ノ卷に、四五百人のつはものにてといひ、源氏物語浮舟ノ卷に、くににもいみじきあたらつはものひとりうしなひつといひ、榮花物語浦々の別ノ卷に、おの〳〵つはものどもかずしらずおほくさむらふといへり。これらを見てしるべし。今の世には兵器もつ人の中にすぐれてつよきをいへれど、中むかしにはさやうにいへる事なし。いくさとは、いにしへより中むかしまでは兵士をいへりきとは、日本書紀雄略天皇の卷、欽明天皇の卷に、兵士のもじをしかよみ、水鏡に、みかたのいくさほかの道よりさきにいたりてといへるにてしられたり。今の世にたゝかひをいくさといふはあやまりなり。さてついでにいはん。垂仁天皇の紀に、兵器のもじをものゝぐとよみて、弓矢横刀をいひしを、今の世に甲冑をのみしかいふはあやまりなり。

みかた　かたき

今の世に人の見はやす軍書といふものに、我かたなるいくさをみかたといひて、もじを味方とかきたる

はいみじきひがことなり。みかたとは朝廷のみかたといふことなれば、もじも御方とかくべし。されば官軍のかたにのみいふべき詞なり。その例は水鏡下ノ卷に、大臣その夜にげてあふみの國へ行しに、みかたのいくさほかの道よりさきにいたりてといひ、「大臣はゑみの押勝にて、此人朝廷にそむきてきられけるをりの事なり」、眞須鏡新島守ノ卷に、あづまの代官にて伊賀判官光季といふものあり。かつ〳〵かれを御かうじのよし仰せらるれば、みかたにまゐるつはものどもおしよせたるに、のがるべきやうなくて、はらきりてけりといへり。かたきは、物語ぶみにあそびがたき、碁のかたきなどいへるは、さとび言にあひ手といふこゝろにて、これぞ此言のもとのこゝろなるべき、さてうつりては、あひての仇なるをもたゞにかたきといへるなり。さるこゝろにいへるむかしの例は、源氏物語手習ノ卷に、よくもあらぬかたきだちたる人もあるやうにおもむけりてといひ、大鏡一卷に、時平の左大臣の御事を、北野の御かたき、本院のおとゞの御事なりといへり。

よろひひたゝれ

かなぶみの軍書といふものに、つはものゝよそひをいふとては、あかぢの錦のよろひひたゝれに、しか〳〵といへるを、こはあかぢの錦はりたるよろひのうへに、ひたたれをきるをいふことにやと人のとへるにいらへけるやう、さにはあらじ。こはよろひひたゝれといふひたたれなり。たゝかひのをりによろひにたぐへきるものゆゑに、しかなづけたるにこそといらへき。あかぢのにしきのしか〳〵といひつゞけたるも、ふたつとは見えざるに、眞須鏡に、あかぢの錦のよろひひたゝれにひおどしのよろひきてといへれば、よろひとはことなる事いよ〳〵さだかなり。又同書に、大塔の宮もからのあかぢのにしきの御よろひひたゝれといふものたてまつりてといへるさまも、よろひとひたゝれとふたつにはあらざりけり

劍は身のまもりなる事

ものゝふはさらにもいはず。いやしき民、世をすてたる人にても、山道をゆくをり、さらでもよるなど

は、ちひさき劔をかたはらさけず、かくしもつべきことなり。身のまもりとなりて、わざはひをのがるゝことあるべし。ためしに申は かしこけれど、日本武尊みはかせる御劔を宮簀媛の家におきて、いぶき山にいりたまふをりに、山神大蛇となりて道にふしたるをかみざねなりともしろしめさずして、またがりこえたまひしに、かの神のあしきけにゑひてこゝちわづらひたまひしより、日にけにあつしくなりまさりて、つひに伊勢の國の能褒野にてかみさりましぬるも、みつるぎを宮簀媛の家においていでましつるみあやまりゆゑとぞおもはるゝ。此御劔は草薙劔なり。倭姫命よりつたへてつねにはかせたまひしかば、駿河にて野にかりしたまふをり、あだども火をつけてみこをやきころしたてまつらむとせし時には、此御劔おのづからぬけいでゝ、みこのかたはらの草をなぎはらひしものを、其まもりをうしなひたまひしかば、あしき神のけを御身にうけたまへるなり。こはみつるぎもたふとくことなれども、みこも又たゞ人にてはさらにましまさぬに、御身のまもりをうしなひたまひては、かゝる事なれば、ましてたゞ人の身にそふまもりの劔をはなちてよからめや。今昔物語に、ある人のもとに夏ごろわかき侍ふたり、南のはなちいでにて、太刀などもちていねずしてゐたり。鬼いでゝこのふたりの侍のもとにきけるに、太刀もちけるゆゑ、さりて出居にゐける侍をけころしけりといへり。今の世にもきつねたぬきなど人にあだすることあり。又たけきけだもの、ぬす人などのあだせんをりにも劔なくては、

白狗

わが家にしろとなづけてしろき犬をかふことたえず。さるは犬といふものは、門をまもりあやしきものゝいりくるをとがめてなくをつねにて、すぐれたるは心ありて、あるじのためによき事しつるためし、やまともろこしにおほければなり。それが中に、しろきはことに心うつくしげなりかし。しろき狗のいにしへいさをありしためしをいはん。景行天皇の御代には、日本武尊信濃のくにの山中にて道まよひたまひしに、しろき狗きて道しるべつかうまつるさまなれば、その狗のしりにたちて行まして、美濃のくにゝ

いでたまひきとぞ。又崇峻天皇の御代には、捕鳥部萬といふ人みづからくびさしてしにけるからを、八きだにきりてやつの國にわかちくしさせと、朝廷のおほせを河内ノ國のくにのつかさうけたまはりてしかせんとする時、いかづちなりひさめふる。萬がかひし白き犬なきからをまもりてなきをり、つひにそのかしらをくひもちて、ふるきはかどころにおきてかたへにふしてうゑしにけり。此事をくにの司よりみかどに申しゝかば、しにける犬をほめたまひて、のちのしるしにとておほせごとありて、そのからも萬がからもうづめてつかをならべつくらせたまひきとぞ。此ふたつのふるごとは、日本書紀に見えたり。

獅子狛犬

しゝこま犬のこと、近き世にものしり人どものとやかくやといへれど、よろしとおもはるゝ說なし。さるからに、おのれが思ひとれるふしをいはんとす。此もの大宮のうちにすゑたまひ、犬といふによりて、あるふみに神代紀に見えたる火闌降命のふるごとの狗人のよしにとけるはさらにうけられず。その狗形ならんには、獅子とも狛ともいふべきよしなし。和漢三才圖會といへる書に、高麗犬として、神功皇后の御代に、かの國の王まつろひて、わがすゑ／＼奴のごとく犬のごとく、君をまもる臣とならんとちかひし詞のしるしをとゞめて、狗形をつくれるなりといへるは、いみじきひがことなり。高麗人のさやうにいひしことはものに見えず。谷川士清の和訓栞に、獅子と狛犬とふたつなりとて、類聚雜要に左師子於色黄口開。右胡摩犬於色白不レ開レ口。とあるをひきいでたるは、あかしもありてげにさることのやうなれど、これは獅子狛犬といふにつきて、のちにさやうにつくれる形にて、むかしのにはたがへり。獅子形をこま犬ともいへるにて、獅子と狛犬とふたつにはあらず。そのよしはつぎ／＼にいふをまちてしるべし。高尙つら／＼考るに、獅子狛犬はもとより、こゝにありつるものにはあらず。さるからに、いにしへより奈良のみやこのころまでの書には見えざるなり。今の京のはじめつかたにやありけん。ひとの國よりわたりきて、大宮のうちにすゑたまふことゝはなれり。遊仙窟といふからふみの牀頭玉獅子の注

に、以レ玉刻爲二獅子一。安二牀頭一避二鬼魅一。並得レ鎭二押氈席一。といへるぞ、此ものゝゆゑよしなりける。からくにてかく獅子形をゆかのへにおくことなりしかば、その獅子形を高麗よりたてまつりて、大宮のうちにすゑたまふ。はじめ女房たちは、獅子といふことをしらず。高麗よりたてまつりて犬に似たれば、こまの犬なりとおもひあやまり、さやうにいひしなるべし。されど其中にも、こゝろえたるはしゝといふべく、しゝともこま犬ともいひあへるによりて、しゝこまいぬといひつゞくるやうにもなれるなり。さればこま犬とは女わらはべなどのいへるにて、まことは獅子なれば、物語ふみさうしなどは、そのかみ人のいふまゝにかければ、しゝこまいぬとも、こまいぬとのみもいへれど、たゞしき記錄の書には、獅子とのみいひてこまいぬとはいはず。江家次第十四卷踐祚上讓位の條に、次被レ渡二殿上新物等一藏人加二監臨一令レ立。〔於二殿上口一出納受二取之一。〕日記御厨子二脚。大牀子二脚。同御厨子二脚。師子形二云々。十七卷立后の條に、大牀子二脚。師子形一二。御挿鞋一足云々。御挿鞋〔置二鏡臺下一。〕師子形〔立二御帳南面左右一。〕大牀子二脚。立二帳東頭一。といへるを見て、內裏にて御帳のまへにすゑたまへるは、ふたつながら獅子なる事をおもひさだむべし。清少納言の枕册子に、宮はじめのさほう、しゝこまいぬ大牀子などもてまゐりて、御帳のまへにしつらひすゑといへるは、定子の君の皇后宮にたゝせたまふをりのこと、榮花物語に〔かゞやく藤つぼの卷〕、此たびはふぢつぼの御しつらひ、大牀子たて御帳のまへのこまいぬなども、つねの事ながらめとゞまりけりといへるは、ふぢつぼの君の后にたゝせたまふをりのことなり。みなかく御帳のまへにしゝこまいぬすゑられたるは、かの江家次第の立后の條に、師子形を御帳の南面左右にたつといへるに同じきを見て、師子形をしゝこまいぬといひなせるなり。とおのれがときたるはひがことならぬをしるべし。又榮花物語に〔きるはわびしとなげく女房の卷〕、御帳のまへにいとこと〳〵しくてむかひさむらひし、しゝこまいぬの人はなれたるかべのもとにすておかれたるを見るも、いとゞあはれにて、みるまゝにゆめまぼろしの世の中はしゝのはてこそかなしかりけれ、〔せじの君〕、さもこそはきみ

がまもりのうせぬともかくやはしゝのはてもあるべき、といへり。君がまもりとよめるは、安二牀頭一避二鬼魅一といへるこゝろにて、あしきものをふせぎまもるよしなり。御帳のまへにすゑたるは、几帳の風にうごかされぬためにて、竝得レ鎭二押氈席一といへるこゝろばへなり。されば遊仙窟にいへる牀頭玉獅子にして、火闌降命のふる事、神功皇后の御代にまつろひし高麗王のことゞもは、おもひよるべきすぢならぬを、女わらはべなどのこま犬といひしにまよひて、犬なりとこゝろえ、それによりて、ものしり人のとかくいへるはをかしかりけり。さるはものがたりふみをのみしんじて、記録のふみをこゝろとゞめてみぬあやまりにぞありける。かく獅子形をしゝこまいぬといふよりうつりて、獅子舞をもしかいへり。榮花物語布引瀧卷に、大つゞみかけたるさまことごとしう、しゝこま犬のまひいでたるほどもいみじう見ゆとあり。御堂供養の時の事にて、江家次第興福寺供養のところに見えたる獅子舞と、またく同じものなれば、これも獅子をしゝこまいぬといひし例とすべし。さて獅子形の神の社のうちにもあるは、内裏のをまねびうつしたるにてことなることなし。又高麗犬を狛犬とかけるもじのよりところは、三代實錄五卷に、欽明天皇ノ時。百濟以二高麗之寇一遣レ使乞レ救。狹手彦復爲二大將軍一伐二高麗一云々。珠敷天皇世還來獻二高麗之囚一。今山城國狛人是也。と見えたるにぞありける。催馬樂に、やましろのこまのわたりのうりつくりといひ、和名抄に、山城國相樂郡大狛下狛〔之毛都古末〕としるせるなども、高麗を狛ともむかしよりかきつることのあかしとすべし。

祇園祭の山鉾

京のぎをんまつりに山ほことて、いろ／＼のつくりもののひきゆくことゝあり。中原康富記に、嘉吉三年六月七日。祇園祭禮也。神幸幷鉾山已下風流如レ例。渡二四條大路一者也。とあり。こは應仁のみだれよりさきのことなるに、大かた今のさまならんとおしはかられぬ。山は大嘗會の月日の山をまねびたるものとぞおもはるゝ。鉾は神をまつるにいにしへはかならずもちゆくものなるを、山にならへて、これも

いろ／＼のつくりものをのちにはそへしなりけり。續日本後紀に〔二の卷天長十年十一月のところ〕、御二豐樂院一。終日宴樂。悠紀主基共立レ標。其標悠紀則山上栽二梧桐一。而鳳集二其上一。從二其樹中一起二五雲一。雲上懸二悠紀近江四字一。其上有二日像一。其山ノ前有二半月像一。其山前有二天老及麟像一。其後有二連理與竹一。といへるこれなり。主基にも山あれど、同じやうの事なればもらしつ。さてこの山むかしのもひきゆきしなり。榮花物語に〔きるはわびしとなげく女房の卷〕、大じやうゑれいの月日の山ひき、あやしのものまで、青ずりにあかひもなまめかしくいそぎあゆみ、たふれぬべくあしきみちをつゞきたちてゆくもをかし、とあるを見てしるべし。

京のまちのみち大路小路といひ分たる事

一條より九條までのまちのさかひのみちをば大路といひつるなり。江家次第五の卷、春日祭使途中次第のところに、梨子原在二一條大路南一といひ、又如二一條大路儀一といへるを見てしるべし。その條のうちのみち、又北より南へゆくみちをば小路といひし事にて、同卷列見のところには、宮ノ北ノ路ハ春日小路也といひ、同書六の卷石清水臨時祭のところには、舞人ハ於二師ノ小路西一騎馬とあり。今も富ノ小路、錦ノ小路などいふ名のこれり。いにしへはみなしかぞいひけん。さて又ひんがし西北みなみのまちの名をあはせてもいひき。同書五の卷に、於二七條大宮一。官人行二除目一。又於二七條堀川一。行二除目事一などに見え、大鏡八の卷にも、物見車ども一條大宮のつじにたちかたまりて見るにといへり。さてこの大路と小路とのひろさ、むかしはいたくことなりき。大路のひろさは十丈、小路のひろさは四丈なるよし、延喜式四十二の卷、左京職の京程のところに見えたり。

堀川東西にありし事

今は堀川といふは、ひとすぢのながれなれど、むかしは東西にありきと見えて、三代實錄十三卷に、天下大旱。民多飢餓。東堀河多二鮎魚一。京師人捕二噉之一。とあり。東西ともにみさとのうちにながれてあるに、

東なるをのみいひ、これよりさきに文徳天皇の天安二年に、さみだれいたくふりしかば、東堀川の水冷然院にいりて、庭のおも池のごとくなりきといひしをりも、西なるはいかにともいはざるは、いさゝかなるながれにて、いふにもたらぬ小川ゆゑにこそ、さるからにはやううづもれてたえにけん。今堀川とてあるは東堀川なるべし。みさとのまちむかしより東へよれゝば、ところもさやうならんとおもはるゝなり。かの天安二年のことは、文徳天皇實錄十卷に見えたり。

葛野河

かつら川をむかしはかどの河といひけん。西宮記十三卷齋宮禊のところに、先向二東河一解除云々。以二月晦一朱雀門大祓。當日西河禊。と見えたるに、國史には齋宮齋院のみそぎ、鴨川葛野河にてありつる例なり。されば東川はかも、西河はかどのとしられ、かつら川すなはち西河なれば、同じ川なることもしられたり。三代實錄五十卷仁和三年八月のところに、鴨水葛野河洪波汎溢。人馬不レ通。と見えたるも、かも川かどの河をひんがし西の大川にしていへるこゝろなれば、かどの川は今のかつら川なること、いよ〳〵さだかなり。源氏物語賢木卷に、齋宮の御禊をかつら川にてしたまふ事あり。そのころよりやかつら川とはいひはじめけん。葛野郡のかつらと云ところにながれたる川なれば、げにいづかたにつきていひてもあしからずかし。

大堰

みやこの西なる大井を、いにしへは大堰とかきたりき。日本後紀に度たびの大ゐのみゆきをしるしたる、みな大堰のもじなり。文德實錄五十卜の卷に、爲レ修二理大井ノ堰一使ニと見えたるは、仁和三年のことにて、はじめて大井とかきつ。これによりておもふに、大ゐはもと大なる堰のあるによりて、ところの名とはなれるなりけり。さればもとより大堰とかくべきことにて、しかかけれども、まことの大堰と、地名の大堰とまぎらはしきによりて、地名のかたを大井のもじにはかへたるものなるべし。

嵯峨帝芹河行幸の事

後撰集に、仁和のみかどさがの御時の例にて、芹川に行幸したまひける日、在原行平朝臣、さがの山みゆきたえにし芹川のちよのふる道あとはありけり、おなじ日たかゞひにて、かりぎぬに鶴のかたをぬひてかきつけたりける。翁さび人なとがめそかりごろもけふばかりとぞたづもなくなる。行幸の又の日なん、致仕の表たてまつりけるとあり。嵯峨の御時の例にてとあるを、袖中抄に帝皇系圖といふ書をひきて、さがの御時に芹川行幸なきやうにいへるはたがへり。日本後紀に、遊獵於芹河野と見えたるは、弘仁三年のことにて、嵯峨の御時なり。後撰集の撰者いかでかなき事をありしやうにかくべき。たゞし行幸の又の日しか／＼といへるはたがひたれど、これは又のとしとありけんを、つぎ／＼此集をうつしかく人のけふばかりと云歌の詞におもひなづみて、又のとしはとほし、年は日のあやまりならんとて、さかしらにかきあらためたるものなるべし。仁和のみかどの芹川行幸は、三代實錄に見えて、仁和二年十二月十四日なり。行平朝臣の致仕の表たてまつられたるは、同三年正月十四日なること同書に見えたり。されば又のとしとはいへど、ほどもなきことにてぞありける。

玉出島　わかの浦

紀のくにの玉津島は玉出島なるを、むかしよりいづるをはぶきていひもしかきもすることなり。續日本紀に、玉津島と見え、宇津保物語に、たまつしまにいりたまひてといへるにてしるべし。玉津島は玉の島といふ意なり。又はぶかずていへることもをり／＼あり。その例をいはゞ、日本後紀に、幸紀伊玉出島。三代實錄四十の卷に、紀伊國正六位上玉出島神並從五位下。など見えたり。又宇津保物語吹上の卷には、たまつしまにいりたまひて、そこにあそびせうえうしたまひて云々。あるじの君、年をへて浪のよるてふたまのをにぬきとゞめなん玉いづる島、侍從、おぼつかなたちよる浪のなかりせば玉いづる島といかでしらまし、とあり。

わかの浦ははじめは弱濱(ワカノウラ)といひしところなり。續日本紀に、神龜元年十月。幸二紀伊國一。至二海部郡玉津島頓宮一。詔曰。登レ山望レ海。此間最好。不レ勞二遠行一。足三以遊覽一。故改二弱濱(ワカノハマ)名一曰二明光浦(アカノウラト)一とあり。岡部ノ大人の此みことのりは、弱を明光ともじのみかへさせたまへるなりといはれたるはうけがたし。名曰二明光浦一とあるを。いかでかもじのみのことゝいふべき。こはわかのはまをあかのうらと地名をかへさせたまへるにぞありける。しかあれども、ひさしくいひなれたるはあらたまりがたきものなるに、わかとあかとはしたしくかよへる詞なれば、まぎれもして、たゞ濱を浦にかへたるが詔ありしるしのこれるにて、その後もわかの浦とはいへるなりけり。さてついでにいはん、六百年あまりもすぎしむかしの歌よみたちの、わかのうらを和歌によせてうたによみはじめられつる事はよろしともおもはれず。そもそも、うたをわかとはいにしへはよき人のさらにいはぬことにて、源氏物語玉鬘の卷に、肥後のくにの大夫の監といへるが、みづからよめる歌の事を、このわかはつかうまつりたりとなんおもひたまふるといへるは、ゐなか人のこちごちしきもののいひのまゝにかけるよしにて、みやこ人のさいはざりしこととしられたり。紫式部のころまでは、字音の語をいやしめたるをおもふべし。されば和歌をわかのうらによせてよまんはよからぬことなりかし。

祝園の森

歌によむ名所をしるしたる書どもに、柞の森を佐保山にありといひて、又いづみ川をよみあはするよしにいへるは、ところたがひてぞきこゆる。佐保山は柞の木おほかるよしにふる歌に見えたれば、柞の森はそこなり。こは柞の木のもりにて、森の名にはあらず。いづみ川のほとりなるは、祝園(ハフソノ)の森なるべし。山城國相樂郡に水泉(イヅミ)祝園(ハフソノ)といふ地名あり。神なみの森、生田の森のたぐひにて、ところの名を森にかけていひて、森の名とはなしつるなり。柞の木のもりならんには、いづくにもあるべく、いづみ川のほとりにかぎるべしやは、はふそのとはそといひざまよく似たるゆゑに、むかしよりひとつにまがひてぞ、

定家の中納言も、時わかぬ浪さへ色にいづみ川柞のもりにあらし吹らし、とはよみたまひけんかし。はやう京にて河本氏の家にて、ことのはの友だちなる加茂季鷹縣主に、此考をかたりしかば、おのれもさおもひをりきとぞいひける。同じころにおもひよれるはめづらしきことになん、さて此ところ、古事記に、亦斬波布理其軍士故。號其地謂波布理曾能。とあれば、はじめは神をまつれるによりてつけたる地の名にはあらねども、のちに祝園とかきなし、森ともいへるは神のやしろありとおもはる。

筥根路

萬葉集の歌に、足柄乃筥根飛起行鶴乃乏見者日本之所念、とよみたるをおもへば、はこねもあしがらにてはあれども、その足柄のうちに、ことに足柄といひし山ありて筥根とはことにいへり。そは日本後紀延暦二十一年のところに、廢二相模國足柄路一開二筥荷途一。以二富士燒碎石塞一レ道也。と見え、同二十二年のところには、廢二相模國筥荷路一。復二足柄舊路一。とみえたるにてもしられたり。筥荷路といふは、足柄路と同じくにのうちにて、ともに東にゆく道なれば、今の筥根路なるべし。いにしへははこねとも、はこにともいひたりけん。詞したしくかよへり。此路延暦のころひらかれてよりのちは、ちかくてたよりよきまゝに、廢二筥荷路一とはあれども、なほたえずして、やう〳〵に人のゆきゝおほくなれるさまなり。はこね路をわがこえくればいづのうみや沖の小島になみのよる見ゆ、と鎌倉のおとゞのよみたまひたれば、これも大路なりけり。又阿佛のいざよひの記に、廿八日伊豆のこふをいでゝはこねぢにかゝる云々。おしがら山はみち遠しとて、はこねぢにはかゝるなりけり。といへるを見れば、足柄路はとほくてたよりあしければ、はこね路にかゝれるにて、かなたはゆきゝのすくなくなりて、つひにみちたえぬべきさま見えたり。されど眞須鏡七の巻に、いらぬまの判官といふ者、さきの將軍登りたまひしみちも、まが〳〵しければ、あとをもこえじとて、あし柄山をよぎて登るなどぞ、あまりなる事にやといへれば、正應のころまでも、なほ足柄路をたゞしき道とはしけるよしなるに、いつのころにかたえて、今の筥根路ひと

すぢとはなりけん、くはしうはしられず。

歌よみ　うた人

うたよむ人を歌よみといふは、日本書紀に、書生畫師をてかきゑかきとよみ、萬葉集の歌に、笛吹琴引といへる例にもかなひ、ふるくは伊勢の御の亭子院ノ歌合ノ日記に、うたよみ是則、貫之と見え、又大和物語には、あなおもしろの下のうたよみやとなんのたまうけるとみえ、紫式部日記にも、はづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らずなど見えたれば、たゞしかりけり。さるをわが師の翁など、歌人とかゝれたることあり。そは拾遺集十七の卷に、三條太政大臣の家にてうた人めしあつめてあまたの題よませ侍りけるに云々、とみえたるによられたるなれば、おのれもしたがひて、さきにあらはしつる消息文例、佐喜婦などには、さやうにもかきつれど、歌よみとのみかくべきことゝぞ、此ころおもひなりぬる。拾遺集にこそ歌よむ人をさいひつれ。日本書紀天武天皇卷には、歌人等賜二袍袴一。職員令の雅樂寮のところには、歌師四人。掌レ教二歌人一。延喜大嘗祭式には、歌人二十人。江家次第五卷園韓神祭のところには、率二歌人歌女一著二南座一とみえたるなど、みな歌人といふは、あそびにうたうたふ人をいひて、歌よむ人をいへるにあらず。又萬葉集十六卷の長歌にも、歌人跡和乎召良米夜笛吹跡和乎召良米夜琴引跡和乎召良米夜といへり。笛吹琴引にたぐへいへば、これも歌うたふ人をいへることさだかなり。かく歌人とはうたうたふ人をいへる例おほきに、拾遺集のたゞひとつの例によりて、歌よむ人をさはいひがたかるべし。うたよみとのみいはんぞまぎらはしからず。例もおほくてよろしかるべき。

古歌のこゝろをとくべきやう

いにしへの歌のふかきこゝろをときうることは、いといとかたきわざにして、今の世にありとある古歌集、物語ふみのちうさくども、歌のこゝろをときあやまれる事いと／＼おほし。人のかしらかたぶくばかりの歌は、おほかたときえたるはなし。又こともなき歌なりとおもはるゝも、こゝろとゞめてよく見

れば、をかしきふしあるなどを、むげにえ見しらぬときごともすくなからず。歌は文とはいたくことにして、詞のまゝにこゝろえてはたがへる、あとさきにいへる、はじめに詞をあまたそへざれば、心えがたき、くふかき情をいへるものなれば、世のつねのことわりにたがひて、いと〳〵おろかなる事いへるを、さるかたのことわりにこゝろうべきなど、くさ〴〵ときやうあり。こまかにいはんには、ことたがくしてうるさければもらしつ。さるはおのがおらはせる歌書の注釋を、これかれとみればくはしうしらるゝ事なればなり。こゝにはかたはしをいさゝかいひておどろかしおくになん。

歌詞をもじにかくにひがことおほき事

なまうたよみのものかくを見るに、さはかくまじきもじを、さだまれるもじのやうにこゝろえて、いつもはらかくことあり。かたはらいたきことなり。今おもひいでたるかぎりをいはゞ、しをりを枝折、みやまを深山、いとゆふを絲遊、かくれがをかくれ家、やど宿、なごりを名殘、いづくを何國、そともを外面、あづまを東、たなばたを七夕、みそぎを御祓、やまとなでしこを大和なでしこ、さなへを早苗、もみぢばを紅葉々、かへでを楓、きゞすを雉子、たづを田鶴とかくなどなり。これらみなわろし。そのわろきよしをいはまほしけれど、ことながければもらしつ。そはわきまへしらずとも、かなにかきたらんにはなんなし。かゝるたぐひ此ほかにもあまたあるべし。心つくべきことなりかし。

色紙形

今の世にしきしといふは、むかし歌をひとつかきて、屏風障子におすために、ちひさくつくりたる色紙形といひし紙なり。されば今も色紙形といふべし。色紙とは異なり。小右記に、右大辨行成書二屏風色紙形一。華山法皇主人ノ相府。右大將。右衛門督。宰相中將。源宰相ノ和歌書二色紙形一。皆書レ名後代已失二面目一。但法皇御製不レ知二讀人一。左府歌書二左大臣一。作事奇怪事也。とあり。これは長德五年のことにて、八百年にもあまれるむかしなるに、そのしきしうたのやう、大かた今のごとくなりけんとおしはからる。又明月記に、文

暦二年云々、五月乙未朝空晴云々。予不レ知下書二文字一事上。嵯峨ノ中院障子色紙形故。予可レ書由彼入道懇切。熱染レ筆送レ之。古來自二天智天皇一以來。至二家隆雅經卿一。入レ夜金吾示送。と見えたるこの色紙形は、たれもみてしれるがごとく、今のとことなる事なし。いにしへしきしといひつるは、ひとくさの紙の名なり。和名抄に、紙有二色紙檀紙云々等名一。といへり。又延喜式一の卷散祭料の所に、白紙廿張、色紙四十張と見えて、しきしとはいろ〳〵の色の紙をいへるなり。そのいろ〳〵の中には白きもありけり。宇津保物語國譲卷には、きばみたる色紙にかきて、山吹につけたるはしんのて、春の詩、青きしきしにかきて松につけたるはさうにて、夏の詩といひ、源氏物語橋姫卷には、白きしきしのあつごえたるに、ふではひきつくろひえりて、すみつき見どころありてかきたまふといへるなどを見て、むかしの色紙のさまをしるべし。そのしきしのやうにて、ひとうたかくばかりにちひさくつくれる紙をしきしがたとはいへるになんありける。形といふは、たとへば人のやうにてちひさくつくれるを人形といふがごとし。

短籍

たんざくの事、玉かつまの十四の卷にいさゝか見えたり。こゝにくはしくいはんとす。此ものに歌をかきし事は、ふるき書にはさらに見えず。いにしへ短籍といひしは、もじいさゝかかきつけたるものになんありける。日本書紀齊明天皇卷に、取二短籍一卜二謀反之事一。とあるは、ひねりぶみとよみたるにても、もじすくなくかきたるものとしられたり。又續日本紀聖武天皇卷に、令レ探二短籍一。以二仁義禮智信五字一。隨二其字一。而賜レ物、得二仁者絁也、義者絲也云々。」とあるは、もじひとつづつかきたるばかりの、いと〳〵ちひさきものなり。西宮記三の卷に、史作二短尺一分二給使一。といひ、北山抄六の卷に、諸中文等各付二短冊一入レ筥。といへるは、ものゝしるしにつくるふだといふものに似たり。かゝれば短籍はふだのやうなるものにて、歌をかくものにはあらざりしを、何事もたよりよきをこのむ世になりて、歌をもかきつる、そのはじめは小短冊といふものゝごとくにぞありけん。さてのちたれも〳〵かきあへるによりて、いたく

ちひさくてはわろければ、今のやうにはつくれるなるべし。短籍に歌をかくは、いつのころよりにかありけん、くはしうはしられず。伊勢貞丈の隨筆にいへるやう、清少納言枕册子に、みまくさをもやすばかりの春のひによどのさへなどのこらざるらん、とかきて、これをとらせたまへとてなげやれば、わらひのゝしりて、此おはする人の家のやけたりとて、いとほしがりてたまふめるとてとらせたれば、何の御たんじやくにか侍らん、ものいくらばかりにかといへば、まづよめかしといふとあり。清少納言は一條院の御時の人也。此時旣に短册に歌かくことありしなり、といへる伊勢氏の說は、いみじきひがことなり。何の御たんじやくにかとは、さとび言に、何の御かきつけにかと云意なり。こは歌を紙のはしにかきて、あるをのこにとらせたるなれども、かたへの人の歌とはいはずして、たはぶれに家のやけたりとていとほしがりてたまふめるといふは、何にまれものゝえさするよしかきつけたるものゝやうにいひなしたるなれば、何の御かきつけにか侍らん、ものいくらばかりたまふよしかきてあるにかといらへたるなり。されば人にとらするものゝかずなど、いさゝかしるしたるものを短册といひし例とはすべく、歌かきたる例とはしがたし。歌とはしらでいらへたるをのこの詞なるをや。慈鎭大僧正の拾玉集七の卷に、短册とかたにかきて、立春の歌をしるせり。この歌は短册にかきたりといふごとにやあらん。これをはじめとすべし。たゞし拾玉集をはなちては、その世の書どもにさらにみえざれば、めづらしき事にて、なべてものせしにはあらず。頓阿法師のころにぞ、もはら短册に歌かきたりける。その短册のつたはりたるを見れば、ながさ一尺はゞ一寸五歩なり。今のよのにくらべてはちひさし。歌かきはじめしころは、これよりもいたくちひさかりけんを、やう〳〵大きにはなれるなるべし。

松の落葉　二の卷

神の人にかゝりたまふ事

眞須鏡新島守の卷に、夜すこしふけしづまりて、御社すごくとうろのひかりかすかなるほどに、をさなきわらはのふしたりけるが、にはかにおびえあがりて、院の御前にたゞまゐりにはしりまゐりて、たくせんしけりといへるは、後鳥羽院の御時にて、院の日吉の社にまうでたまひける夜の事なり。これをおもへば、あがりたる世にかぎらず、いつとても神の人にかゝりていひをしへたまふことはあるべきなれども、それによりて、おんやうし、かんなぎらのいつはりいふ事の世にしげれるぞいとにくきかし。高尙考るに、いにしへに神の人にかゝりたまひしは、崇神天皇の御代には、小兒に神のかゝりて、出雲人鏡と玉とをもてまつれといふ心を、詞にあやなしてのりたまへり。仲哀天皇の御代には、皇后に神のかゝりて、たからの國あることををしへたまひ、顯宗天皇の御代には、日神月神人にかゝりて、みおやの高皇産靈神のために田をこひたまふことありき。天武天皇の御代には、高市縣主許梅といふ人にはかに口とぢてえものいはず。三日といふに、高市社ノ神、牟狹社ノ神かゝりて、此神たちみいくさをまもりたまふにつきては、大君のこゝろえたまふべきことゞも、くさぐさいひをしへたまひ、同じ時に村屋神も祝にかゝりて、いくさ人どものくべきわが社の中道をふさげといひたまひき。みな日本書紀に見えたり。これらはまさしく神のかゝりたまひしにて、わが神ぐにのしるしと、いともいともたふとくなんおぼゆるを、のちにはかんなぎども神のかゝりたまふといつはりて、人まどはす事おほし。いともかしこき事のにくむべきことになんありける。皇極天皇紀に、大生部ノ多勸ニ祭レ蟲於村里之人ニ曰。此者常世神也。祭ニ此神一者。致ニ富與一レ壽。巫覡等遂詐託ニ於神語一曰。祭ニ常世神一者。貧人致レ富。老人還レ少云々。於レ是葛野秦造河勝惡ニ民所一レ惑。打ニ大生部多一。巫覡等恐休ニ其勸祭一。とあるをみれば、ふるき代にもかんなぎどもいつは

りて、神語（かみごと）にことよせいふならひのまれにはありけるなり。日本後紀弘仁三年のところに、太政官符、應レ檢二察神託宣一事云々。勅。怪異之事。聖人不レ語。妖言之罪。法制非レ輕云々。自今以後。若有下百姓輙稱二託宣一者上。不レ論二男女一隨レ事科決。但有二神宣灼然。其驗尤著者一國司檢察。定レ實言上。と見え、それよりさきにも、大同のころにか。禁二斷兩京巫覡事一云々。勅。巫覡之徒。好託二禍福一庶民之愚。仰信二妖言一淫祀斯繁。厭呪日多。積習成レ俗。と同紀にありしをあはせおもへば、大同、弘仁のころは、世の人の心やうやうになまさかしくわろくなりて、かんなぎどものいつはりもまさりけるなるべし。さるからに、かゝるおほせごとはありつるなり。一條院の御時にいたりては、神のけを人にかりうつして、ことのよしのたまふをきくことあり。榮花物語玉の村菊の卷に、かりうつしたるけはひいとらうたてあり。いかに／＼とおぼすに、きぶねのあらはれたまへるなりけりといへるたぐひなり。そはおんやうしかんなぎらのことさらにものをよりこさせて、それが神の御名をかりていひしことゝぞおしはからるゝ。大鏡五の卷に、そのころよきかんなぎ侍りき。かものわか宮のつかせたまふとて、ふしてのみものを申しゝかば、うちふしのみことぞ世の人つけて侍りしといへるは、神のつねにかゝりてましますよしにいへるにて、いつはりのいよ／＼さかりになれるさまなり。今の世にもいなりのつかせたまへる人なりなどいひて、人のやまひをまじなひなど、とにかくにあやしき事どもすめり。そも／＼神のかゝりたまふはなほざりならぬことにて、神代にちかきいにしへすらも、いと／＼まれにて、人にかゝりゆめに見えて、神のいひをしへたまふは、その神のみうへの事、あるはみかどの事、あるは天の下の人のうへにもかゝれるやうのかろからぬ事にこそありけれ。いやしき民のみづからのいさゝかなる事どもをとひ申すたびごとに、神のいひをしへたまふべきかは、かんなぎどものいつはりごと、人づてにきくもけがらはしうなん。

神主

かん主といふは、神をまつる人のあるが中に主なるをいひて、いと／＼おもき職なり。そのゆゑは、日

本書紀仲哀天皇の巻に、皇后選㆓吉日㆒入㆓齋宮㆒。親爲(ナリタマフ)㆓神主㆒。といへるを見てもしるべし。又日本後紀延暦十七年のところに、太政官符。應㆑任㆓諸國神宮司神主㆒事云々。自今以後。簡㆘擇彼氏之中潔淸廉貞堪㆓神主㆒者㆖補任。限以㆓六年㆒相替。とあれば、神主も國司と同じやうに、よき人をえらびなし、いくとせと年をかぎりてかはらしめたまふ事にて、くに〳〵の神わざをも、朝廷におもくしたまひしほどしられたり。みくにはあだし國とはたがひて、神事のおもきことかくなんありける。さてついでにいはん、神主をかばねにいへることもあり。荒木田神主某といへるこれなり。

神社にてはさきをおはすまじき事

いにしへ神の社にては、行幸にもさきをおはせたまはず。ましてたゞ人はやんごとなききはにても、さきをおはせらるゝ事なかりき。さるは行幸に御父おりゐの帝のおはしますところのあたりちかくなりては、警蹕をとゞめたまふと同じ心ばへにて、神をたふとみ給ひての事なり。北山抄八の巻大嘗會御禊のところに、神社行幸可㆑准㆓大嘗會御禊㆒。但至㆓于社頭㆒不㆓警蹕㆒。猶可㆑有㆑憚也。とあるがごとし。さるをつれ〴〵草に、久我内大臣通基公のものぐるひし給へる事をしるしたるついでに、よのつねにおはしましけるときは、神妙にやんごとなき人にておはしけりとていへるやう、東大寺の神輿、東寺のわか宮より歸座のとき、源氏の公卿まゐられけるに、此殿大將にてさきおはれけるを、土御門相國、社頭にて警蹕いかゞ侍るべからんと申されければ、隨身のふるまひは兵杖の家のしる事にてさふらふとばかりこたへたまひけり。さて後に仰られけるは、此相國北山抄を見て、西宮の説をこそしられざりけれ。眷屬の惡鬼惡神をおそるゝゆゑに、社頭にてことにさきをおふべきことわりありとぞ仰られけるとあり。此大將殿の説はうけがたきことなるを、兼好法師のうべなへるはいかにぞや。北山抄にたぐへて、西宮の説といひたまへれば、西宮記のことゝきこえたるに、此記には十二の巻に、神事時供奉人。不㆑著㆑靴。不㆑稱㆓警蹕㆒。又十五の巻に、不㆓神事㆒稱㆓警蹕㆒。とこそ見えたれ。社頭にてさきをおふべきやうのことは、さらにみえた

ることなし。おぼえたがへたまひしにやあらん。もしは西宮記にはあらで、西宮左大臣殿の神泉苑にて變化のものにあひたまへるに、さきの聲する時はひきいりけることのありつるを、おもひてのたまへるにやあらんとおもへど、それにてもなほうけがたし。眷屬の惡鬼悪神をおそるとならば、いよ〳〵其ぬしの神をうやまひこびしづめてこそよけれ。しかせばつきしたがへるおにかみのなすわざはひをば、おのづからのがるべき事なりかし。

神を一前二前と申しゝ事

續日本後紀五の卷に、奉レ授二无位酒解神從五位上一。无位若子神小若子神並從五位下一。此三前坐二山城國葛野郡梅宮社一とみえ、同紀に、何がしの神一前といふ事も見えたり。又延喜式五の卷二月祈年祭のくだりには、大宮賣神四前。御門神八前。忌火神一前。庭火神一前。竈神二前。御井神二前。地主神一前とあり。今の世にちひさき神のやしろの名に、なにのごぜん、くれのおんさきといふは、みな御前のもじにて、はじめは何のみまへといひしことにやありけん。

神の御使

今の世に鹿は春日神の御つかはしめ、鳩は八幡神の御つかはしめといふたぐひのこと、こゝかしこのやしろにありて、鳥獸のたぐひあまた人になれておそれぬは、神の御つかはしめといひておひだにせざるゆゑなり。つかはしめは使といふ詞をよこなまりたるにぞあらん。しかおもふは、日本書紀景行天皇の卷に、是大蛇必荒神之使也。とみえたるによれり。なにの神の御使とは、その神のおほせごとをうけたまはりて、來てことおこなふをいへる事なるに、かの鹿鳩などはさやうのさまならねば、御使とはいひがたきことなれども、これもはじめは、ひとつふたつ神がきのあたりに見えつるを、神の御使ならんといひて、人のおそれておひだにせざりしをよき事として、そのともがらのあつまりきて、あまたにはなれるなるべし。さ

てのちもいひなれたるまゝにみつかひといひしを、御つかはしめといひあやまれるにこそ。

散米

今の世の人、神の社にまゐりてよねをうちまきちらしてたてまつる。いと〳〵なめきさまにぞありける。こはむかしおんやうしのせしわざのうつりて、ことたがひたるにて、昔のは神にたてまつりしにはあらず。宇津保物語に、はらへすともうちまきによねいるべしといへるは、おんやうしにせさするはらへにて、そのはらへにはあしきものどものよることにて、よねをうちまくなり。又うぶ屋にうちまきせしこと、中むかしの書にこれかれと見え、今昔物語には、めのとの目をさまして兒に乳をふくめてゐたるに、たけ五寸ばかりなる五位どものわたるを、此めのとおそろしとおもひながら、うちまきの米をおほらかにかきつかみてうちなげたりければ、此わたるものどもちりて、そのなげたるうちまきの米ごとに血なんつきたりけるといへることあり。これを見ても、うちまきの米にはあしきものゝおそるべきゆゑあることをしるべし。いとけなき子どものほとりにうちまきするならひも、おんやうしのをしへしことにぞありけん。むかしよねを神にたてまつりしは、加之與禰、久萬之禰などいひて、あらひもしらげもしてこそたてまつりつれ。うちまきちらしゝことはなかりき。

拜

拜はこゝの詞にてはふるくはをろがむといひき。日本書紀推古天皇の巻の歌に、烏呂餓彌弖兜伽陪摩都(ヲロガミテツカヘマツ)羅武とあるを見てしるべし。さてのちはろをはぶきてをがむといへり。神ををがむには、いにしへよりまづ口手をあらひすゝぐ事にて、同紀欽明天皇の巻に、下ㇾ馬洗ニ漱口手一。祈(ノミ)請曰といひ、西宮記八の巻荷前班幣のところには、供ニ御手水一。天皇御拜。といひ、宇津保物語俊蔭の巻にも、たゞ御手をかいすまして、神ほとけにたひらかに身ことなしたまへと申たまへといへり。これらぞその證なる。さて今の世にはひたひに手をあてゝとかくするをもをがむといへり。榮花物語の鶴林の巻に、よるひるひたひに手を

あて丶ねんじ奉りたりとあれば、これも昔よりせしことにはあれども、いと／＼いやしき人、をんなわらはべなどの、神ほとけをねんじをがむとてする事にてこと／＼なり。うやまひてうるはしくをがむさまは、からふみに見えたる稽首跪拜などのやうに、ひざまづきて手にしたがひてかしらもたゝみにつくばかりにせしなり。ひざまづきたることは、延喜式四の巻伊勢太神宮四月九月神衣祭のくだりに、大神宮司宣二祝詞一。訖共再拜兩段。短拍レ手兩段。膝退再拜兩段。短拍レ手兩段一拜。訖退出。とみえたる膝退といへるにてもしられ、又江家次第には、九條殿記云。凡拜時。先突二左膝一。是爲レ令二懷中扇疊紙不一レ落也。とあるにて、いよ／＼さだかにしられたり。手にしたがひてかしらもといへるは、延喜式八の巻の祝詞に、宇事物頭根衝拔氐とあるを證とすべし。水にうかべる鵜のかづくやうに、かしらをたゝみにつくるさまをいへり。又同式十二の巻中務省のところに、女官降レ座再拜。〔用二拔地拜一。謂著二兩手於地一。首不レ至二乎地一。皆放レ之。〕といへるは女官ゆゑなり。首不レ至二乎地一とあるにて、をのこの拜は首の地にいたることとしられたり。又たちてをがむ事もありけり。西宮記一の巻には、小拜立再拜といひ、北山抄一の巻にも、小拜起而相共再拜といへり。さて拜のかろきは小拜にぞありける。一拜はつねのことなり。再拜といふはふかくうやまひてなすことなり。いと／＼ふかくおもくうやまひては兩段再拜、又八度拜などせしなり。神ををがむには、いにしへはむねと兩段再拜をせしことにて、江家次第に、本朝之風四度拜レ神。謂二之兩段再拜一。本是再拜也。拜四度故稱二兩段一。といひ、北山抄にも同じやうにいへれば、今も神の宮人の廣前にてをがむなどは、かならずさやうにすべきことなりかし。此四度拜、古事記の安康天皇の巻にみえて、いにしへよりありつることなり。八度拜も、ふるくは同記の同巻にみえ、神をがむにしかせし事は、大神宮儀式帳に見えたり。此八度拜ぞ拜のおもきかぎりなりける。又三拜といふあり。これは兩段再拜よりすこしかろき拜にて、西宮記には十二の巻に、仁和寺にて三拜のことみえ、北山抄には一の巻御齋會のくだりに、公卿以下置レ笏三拜。といふ事みえたるをおはせおもふに、此拜は佛ををがむかたにせし

なり。さるはみくにの神よりは、あだし國の神をばうやまひをひときざみかろくすべきことわりによりてなるべし。たゞし兩段再拜も、三拜も、神ほとけををがむにかぎれることにはあらず。さてついでにこゝろえおくべきことをいひてん。劒をおびたらんには神ををがむにはとくべきことなり。さおもふは、西宮記十二の卷に、諸社使帶劒人不レ解レ劒。詣二賀茂御社一者可二解放一云々。山陵使向レ陵拜禮同解レ之。とありて、帝の御使の人は、もろ〳〵の社にてはおびたる劒をとかずといへるに、さらぬ人はとくべきよししられ、又氏神の神事にしたがふものおびたる劔をとく事、北山抄に見えたるをおもへば、うやまふべき神のおまへにては、もののふもたちはさながらはをがむまじきことなりかし。

拍手

かみの宮人の神わざする時、さらでもひろ前にてをがむをりに手をうつは、いにしへよりしかせし事にて、大神宮の儀式帳にもみえたり。その拍ゆゑはつたへなければ、おのれ考あり。おくにいふべし。日本後紀に、延暦十八歳春正月丙午朔。皇帝御二大極殿一受二朝賀一。文武九品以上蕃客等。各陪位減二四拜一爲二再拜一。不レ拍レ手。以レ有二渤海國使一也。とあるは、ひとのくにの使も、ともにことほぎ中に、手うつことのそへるは、おもき禮儀なるゆゑにはぶかれたりとしられ、又延喜式五卷に、凡齋内親王在京。潔齋三年。即毎朔日著二木綿鬘一。參二入齋殿一。遙二拜大神一云々。別當大夫已下卜食者。共再拜兩段云々。再拜兩段。長〃拍レ手。齋王不レ拍レ手。と見えたれば、いよ〳〵おもき禮儀とおもはる。手うつこと、周禮といふからふみにも見えたり。九拜のうちのひとつに振動といふは、注に戰栗變動之拜。一云兩手相擊也。といへば、これはいたうかしこまりたるさまを見えて、しかするよしにて、こゝに手をうつとはこゝろことなり。そのことなるよしは、のちにいふをまちてしるべし。もとよりからのをまねびたるにはあらず。古事記下卷雄略天皇の御代のところに、天皇のものさゝげたまへるを、葛城之一言主大神手うちてうけたまふ事ありき。されば手うつことは、こゝにいにしへよりありつるわざなりけり。日本書紀には持統天皇卷に、

公卿百寮羅列テ。再ヒ拜而拍レ手。とあり。手うつに短拍レ手と長ク拍レ手とのふたつありて、古書に見えたり。うつかずは延喜式七卷踐祚大嘗祭のところに、五位以上共起。就二中庭版位一跪拍レ手四度。度別八遍(神語所謂八開手是也)とあるなん、三十二うつなればおほきかぎりなりける。八開手といふは、はやく大神宮儀式帳にみえて、手八うつことなり。又同儀式帳に、手四段拍といふことあり。これは四ッを一段として十六うつをいへり。江家次第六卷には、手うつこと四段とも、三段とも、一段ともいひ、延喜式四卷には、短拍レ手兩段。又長ク拍レ手兩段。といひ、北山抄一卷春日祭のところには、上卿以下拍レ手三度といへり。かくいろ／＼なるは、その事のおもきかろさによりて、おほくもすくなくも手はうちつるなり。

さて酒のむにはかならずよろこぶこゝろにて手うちてのむことあり。江家次第六卷平野祭のところに、諸司拍手三段。(先後稱唯)酒觴三行之後拍手一段。訖各退。といひ、同書十卷には、給二同酒一臣下(各一度稱レ名給レ之、拍レ手飮レ之、)ともいひ、延喜式二卷には、喚二宮内省一令レ賜二酒食一行酒三杯以後。拍二後手一退出。といへるなどを見てしるべし。又ものうくるにも手うつことあり。延喜式一卷賜二出雲國造一負幸物のところに、神部取二太刀一授レ之。拍レ手賜レ之。とみえ、西宮記六卷例幣のところには、先召二忌部一於上。自二南階一拍レ手取レ幣下。と見えたり。さて又禮儀にはあらで、おどろきよろこびて手うつこともありき。源氏物語玉かつらの卷に、われをば見しりたりやとて、顔をさしいでたり。此女手をうちてあがおもとにこそおはしましけれ、あなうれしともうれしといひ、水鏡下卷に、庭におりて手をうちよろこぶこゑおびたゞしくたかくしてといへるなどなり。かみのくだりにいへるたん、いにしへより中ごろまでに手うちつることのおもむきなりける、此ころの人のまじはりには、よろこびごとあるをりにのみ、しかするならひとなれり。いにしへより中ころまでに手うちつるやうを、今の世のならひにかけて思ひわたして、高尚つら／＼考るに、此手うつことはおどろきよろこぶをりにうつぞ、もとのこゝろなりける。今の世にもさるをりに、おもはずも手うつ事のあるは、おのづからの事なり。さきにいへる一言主大神の

手うちたまひしも、さやうにぞおもはるゝ。かくおのづからなるは、人にむかひておどろきよろこぶをりの事たりしを、しかするは人をふかくめで思ふこゝろのあらはるゝわざなれば、さきの人もよろこぶなり。人のまじはりの禮儀のこゝろをおもへば、うはべをつくりかざるは末の事にて、ふかくめでおもふこゝろをあらはし、さきの人のよろこぶやうにとなすぞ、本の事にはあるべき。かかれば此手うつことを拜むわざにそへて、これも禮儀の事として、ことさらにうつ事とはなれるなり。からふみに禮之用和爲貴とあるをも思ひあはすべし。拜むはかしこまりたるさまなり。そのかしこまりたるさまに、めでよろこぶ心をそへて、手うつはたらひたる禮儀なれば、おもきことゝはなしけるなり。周禮の振動とはこゝろことなり。さおもひとけば、古書にこれかれと事たがひて見えたるも、同じ事となれば、此考わろくはあらじかし。さて手うつこと、今はたふとき人のおまへに出てなすことはやみて、たゞ神のみまへにてのわざとなれり。高尚はつかへまつるみやしろの廣前にてはさらなり、すべてうるはしく神ををがむには、兩段再拜して八開手うつことゝす。朝ごとに何くれの神を拜みまつるには、いとまいりてさはなしがたく、なべてはふたつうつならひなれども、そはものに見えねば、かの儀式帳に四ッうつを一段とせしにしたがひ、江家次第に一段うちし例もあるによりて、かろきにつきて四ッうち、長短はおもきによりてながきかたをぞものすなる。よしやあしや。さて此拍手にさきなる拜をあはせて、いますこしいふべき事あり。此ふたつは禮儀のもとにぞありける。さいへばことく〳〵しくきこゆれど、おのづからなすことをよくせよとをしへて、それを禮儀となしたるなり。たふとき人のみまへにてかしらのたるゝは、おのづからのことなるを、いよ〳〵しかしてたゝみにいたるやうにとをしへ、人にあひてよろこぶに手ひとつうつは、おのづからのことなるを、かず〳〵うてとをしへて、此ふたつを禮儀のもとゝせり。おのづからもなすことを、いよ〳〵せよとのをしへは、げにさることゝたれも〳〵おもひしたがひて、禮儀はさだまりつることぞ。かくさだめたるいにしへ人ぞかしこかりける。

氏神氏子

うぢ神とはおのが遠つ祖神をいへり。伊勢物語に、二條后の氏神にまうでたまふ事見えたるは、此后藤原氏にて、遠つおや神の天兒屋命をまつれる大原野社にまうでたまへるをいへるにてしるべし。續日本後紀六の巻に、勅。聽下大春日布瑠粟田三氏。五位已上准二小野氏一春秋二祠時不レ待二官符一向中在二近江國滋賀郡一氏神社上。とあるは、祖神のまつりのいと〳〵おもければなるべし。氏子とは氏の祖神の子孫といふことなり。たゞし日本後紀に、大神宮にみてぐら奉りたまへる詞に、五十鈴乃河上爾稱辭定奉大神乃大前爾申給久。氏子親王乎大神御杖代止定弖とあり。天子に氏はなけれども、天照大御神の御子孫におはしますゆゑに、氏子とまをせば氏のしれざる人にても、その家の遠つ祖神をば氏神といふべく、其人をば氏子といふべきなり。これによりて高倚つら〳〵考るに、今の世にゐなかの里々にて、地主の神を氏神といふ。初はそこの家々のおや神をひとつにいはふとて、社をたてゝ春秋のまつりもいひあはせてなし、ひと里の氏神とせしを、やがて地主の神ともいはへるにこそ、又もとよりありつる地主の神の社に、里の家々の祖神をおはせまつりて、其神の社の氏子といひしもあるべし。かくいひならひて、後々は地主の神をみな氏神といひ、さるからに氏神といふは、地主の神のことなりと、里人のこゝろえて、ことのたがひはいできつるならんとぞおもはるゝ。いにしへはおのが家のおや神と、地主の神とは、ともにおもくうやまひて、ことにいつきまつるならひなりしかば、かならずさやうなるべし。ためしに中はかしこけれど、伊勢と加茂とに齋宮齋院とて、同じやうに内親王を御杖代となしたまへるをみても、いにしへの世のさまをしるべし。今の人のおもへるとは異なり。伊勢は天子の御祖神、加茂は大宮の地主の神なり。さて今は氏神社といふは名のみにて、もはら地主の神ばかりをまつるは、佛わざの世にひろごりて、祖神をば佛といひなして、家のうちに佛檀とて、くまひもろぎのやうなるものしつらひすゑてまつるならひとなりて、里の社にてまことの氏神まつる事はたえたるゆゑなるべし。むかしのさまになさまほし

きことになん。

雞をくふまじき事〔すべてのけだものも〕

今の世の人、雞をくふこと常にて、何ともおもひたらぬもあるは、けがらはしくいみじきあやまりなり。いにしへけだものをなべてくひあへる世にても、雞をくふ事ははやくいましめとゞめられし事ぞ。日本書紀天武天皇の卷に、莫レ食二牛馬犬猿雞之完一。以外不レ在二禁例一。若有二犯者一罪レ之。とあるを見るべし。たゞし五畜のうちに、雞は鳥なるからにやあらむ。むかしより死にたる處のけがれはなかりき。延喜式三の卷に、凡觸二穢惡事一者。人死限二三十日一。〔自二葬日一始計、〕産七日。六畜死五日。産三日。〔雞非二忌限一〕とみえ、北山抄四の卷雜穢のくだりにも、六畜死忌五日。〔雞非二忌限一〕と見えたり。さるからに、みな人かろくこゝろえて、雞をはゞからずくふこととはなれるなるべし。牛馬はさらなり、犬雞なども家にかひて、門をまもり時をしらせなど、ほど〳〵にいさをあるものなるを、殺してくふは、いと〳〵心なきわざになんありける。いにしへにいさめとゞめられしはことわりなりけり。六畜とは、からくにゝて馬牛羊豕犬雞をいへるを、羊豕はこゝになきけだものなればはぶきて、猿をいれられしは、人に似たるゆゑにぞあらん。こゝなるは五畜なれども、人の心得やすきやうにとて、からふみにて見なれたる名目をかりて、延喜式、北山抄などには六畜とかゝれたるなるべし。ついでにいはん。古語拾遺に、昔在神代大地主神營レ田之日。以二牛完一食二田人一。于レ時御歳神之子。至二於其田一唾レ饗而還以レ狀告レ父。御歳神發レ怒。以レ蝗放二其田一。苗葉忽枯損似二篠竹一。とあるを見れば、御國にては、神代より牛馬のたぐひをばくふをよからぬことゝしたりしを、よろづのことからのふりのうつれる世になりてはこゝろせずして、みな人のくひあへるゆゑに、天武天皇の御代になくひそといさめおほせられしなり。神武天皇紀に、弟猾大設二牛酒一。以勞二饗皇師一焉。とある牛酒は、漢文のかざりにてまことにはあらじ。御歳神の子のつばきはきしばかりのきたなきものなるを、いかでかまめごゝろの弟猾がみいくさにさるものをまゐらすべき。さて

のち孝謙天皇の御代のころにいたりては、五畜はさらなり。あだしけだものをくふもよからぬ事として、續日本紀二十の卷、此天皇の御代天平寶字のころの事記せるところに、以二猪鹿之類一永不レ得レ進レ御。と見え、いまはしもざまの人にても、心あるは何にまれ、けだものをばくはぬならひとなりぬるは、いにしへにまさりてよき事になん。から國は山多く海遠ければ、魚はえがたく、けだものはえやすきによりて、とりてくふにこそあれ。いかでかこゝにしかすべきけだものは大にして、死をかなしむこゝろふかげなるをころすこと、いといとわろく、くひものにてうじてもきたなし。さるからにけがれとせり。

人をよぶに昔は何がしこそといひし事

今の世には人をよぶに、なにがしさま、何がし殿といふを、むかしは何がしこそといひしなり。その例は源氏物語夕顔の卷に、北殿こそきゝたまふやなどいひかはすも聞ゆ。榮花物語さまざまのよろこびの卷には、みすのかたそばよりさし出させたまひてやおとゞこそと申させたまへば、宇治拾遺五の卷には、地藏こそとたかく此家の前にていふなれば、おくのかたより何事ぞといらふる聲すなり。今昔物語二十四の卷には、父こそとよべば忠行、何ぞといへば兒のいはく云々。

ものか　ものは

むかしの文にものかといふは、おどろきあやしむこゝろにつかひ、ものはといふもおどろく心あるところにつかひたり。榮花物語〔月の宴卷〕、いとあやし、御なやみのよしうけたまはりてなんまゐりつる事と申たまふものか、同物語〔花山卷〕、中納言や惟成の辨など、花山にたづねまゐりにけり。そこにめもつゞらかなるこほうしにてついゐさせたまへるものか、あなかなしやいみじやとそこにふしまろびて、同物語〔玉の村菊卷〕、十月一日びは殿やくるものか、あさましくいみじともおろかなり　源氏物語〔明石卷〕、月夜に行道するものは、やり水にたふれいりにけり。榮花物語〔見はてぬ夢の卷〕、さるべき二三人ぐしたまひて、此ゐんのたかつかさ殿より月いとあかきに、御馬にてかへらせたまひけるを、おどし聞えんと

おぼしおきてけるものは、弓矢といふものして、とかくしたまひければ、御その袖より矢はとほりにけり。これらの例を見わたして、おのが考のごとくなるをしるべし。

まがき　ついぢ

まがきは、和名抄に、籬〔和名末加岐、一云末世〕以柴作之とあり　水鏡一の巻に、此めの女おどろきおそれてえたへずして、野干になりてまがきのうへにのぼりてをりといへれば、むかしのは今の柴垣よりは、うへをすこしひろくつくれるものにぞありける。ついぢはむかしのは今の土手といふものゝやうに、土をつきあげたるならんとぞおもはるゝ。この頃のしらにぬりたるとはいたくことたり。和泉式部物語に、う月十日あまりにもなりぬれば、木のしたくらがりもて、いくはしのかたをながむれば、ついぢのうへの草青やかなるも云々といひ、大鏡五の巻には、なでしこのたねをついぢのうへにまかせたまへりければ、思ひかけず四方にいろ〳〵にからにしきをひきかけたるやうにさきたりしなどを、といへるを見てしるべし。

雨もよ　雪もよ

古歌に、雨もよ、雪もよといへるは、もはやすめ詞、よは夜なり、雨の夜、雪の夜といふべきを、ものやすめ詞にかへたるは、たとへば月のひかりのあかければといふべきを、月のひかりしあかければと、しのやすめ詞にかへたると同じたぐひにて、詞をさまりていうにきこゆればしかいへるなり、後撰集十四の巻に、をとこのまうでこであり〳〵て、雨のふる夜おほがさをこひにつかはしたりければ、これひらの朝臣の女いまき、

月にだにまつほどおほくすぎぬれば雨もよにこじとおもほゆるかな

源氏物語朝がほの巻に

かきつめて昔こひしき雪もよにあはれをそふるをしのうきねか

いりたまひてもみやの御事をおもひつゝ、おほとのごもれるにとあるなどを見て、雨の夜、雪の夜なる事を思ひさだむべし。みな夜の歌なり。さるをもよのふたもじをやすめ詞といひ、あるは雪雨をもよほすこゝろなりといへる説どもあり。みなひがことぞ。朝顔の卷なるは、雪はれて月あかき夜の歌なるをや。

あさがほ

あさがほとはあしたにさくかほ花をなべていへるにて、ひとつの草の名にはあらず。そのよしつぎ〳〵にときあかすべし。まづ新撰字鏡に、桔梗〔加良久波〕、又云〔阿佐加保〕とあるもその證なり。からくはといふが正しき名にて、あしたにさくうつくしき花なれば、あさがほともいへるなり。今の人牽牛子をのみあさがほとおもへるはたがへり。萬葉集十の卷の歌に、

　あさがほは朝露おひてさくといへどゆふかげにこそさきまさりけれ

といへるも桔梗なり。牽牛子はゆふかげに花のさくことなし。桔梗のはなはあささきひるしぼみて、ゆふかげに又はなやかにさくものなれば、夕かげにさきまさるやうにはいへるなり。源氏物語あさがほの卷に、かれたる花どもの中に、朝がほのこれかれにはひまつはれて、あるかなきかに咲てとあるは牽牛子なり。此草は野山におのづから生ることなきは、から國よりたねのわたり來てひろごれるにぞあらん。其わたり來つるは、今の京のはじめのころなるべし。さて朝がほといふこゝろをくはしくいはんとす。いにしへかほ花といひしは、かほのすぐれてうつくしきはなの事なり。かほといふは、今の世にかほかたちといふ意なり。かほかたちのすぐれたる人を、中ごろにはかたち人といひき。それと同じこゝろなり。されば何にまれ、朝さきてかほのすぐれたる花をめでゝ、あさがほといひはやしたるにて、花の名にはあらず。桔梗もはなのあしたにさきて美くしきゆゑに、めでゝあさがほといひしにて、此草の正しき名にあらざることは、新撰字鏡に、又云阿佐加保としるせるにてもしられたり。牽牛子のわたり來て

は、これもあしたにうつくしき花さけばしかいひ、槿花もさやうなればあさがほとはいへるなり。新撰字鏡に、木槿似ニ李花一。朝生夕殞。可レ食者也。保己又保己乃加良。又爾夫利とありて、あさがほとはあらねども、和漢朗詠集に槿と題して、あさがほの歌をいだせれば、しかいひしこととしるし。蕣も、和名抄に、和名木波知須。朝生夕落也。といへるに、毛詩にてはふるくよりあさがほとよめり。これらを思ひわたして、あさがほとはあささく花のかほばなをいへるにて、ひとつの草の名にはあらざる事を、いよ〳〵おもひさだむべし。拾遺集の物の名にも、桔梗、朝顔、牽牛子とみつ出せるは、あさがほは桔梗にも、牽牛子にもかぎらざれば、ことにしたるなり。かくさだかにしられたる事なれど、牽牛子は中ごろにひとの國よりわたり來つるものゆゑに、和名のなければ、あさがほとのみ世にいひあへれば、源順朝臣も此草の名なりとのみ心えあやまりて、和名抄に、牽牛子〔和名阿佐加保〕とかゝれしより、たれも〳〵さなめりとおもひてさとる人なかりしにやあらん。

鬼

鬼は和名抄に於爾といひ、中昔のかな文の書どもにもしかいへり。神代紀には、鬼といふもじをものとよみ、中ごろの書には、ものゝけといひしこと見え、今の世にもばけものといふは、術ある鬼といふこと、これらをおもひわたせば、ものともいひつるなり。さて此もの、和名抄に、人死魂神なりといへるは、からぶみによれるときごとにて、こゝにおにといふものはさやうならねばうけがたし。日本書紀神代の卷には、吾欲レ令下撥中平葦原中國之邪鬼上。と見え、同紀景行天皇の卷には、山ニ有ニ邪神一。郊有ニ姦鬼一と見えたるなどをおもふに、鬼といふはあらぶる神のたぐひにて、しなくだれるものなり。古事記中卷に、熊野山のあらぶる神は大熊になりしこと見え、建御雷神の天より降したまへる横刀にきりたふされたる事どもあり。景行天皇紀には、阿蘇都彦、阿蘇都媛の二神人に化しといひ、吉備ノ穴濟ノ惡神、難波ノ柏濟ノ惡神など、あしきいきふきて、道ゆき人を苦めしを、日本武尊のころしたまへる事あり。鬼もおなじく

人になり、ことものにも變化して、みちゆき人をくるしめしことゞもあり。それによりて、高尚つら〳〵思ふに、あらぶる神、鬼、天狗、こだまのよつは同じものなるべし。世にすぐれてかしこきかたにつきて神といひ、おそろしき形をあらはし、人をとりくふを見て鬼といひ、そらをかけるによりて天狗といひ、ふるき樹によるにつきて、こだまともいへるにて、そのをり〳〵のあらはるゝさまにしたがひて名はかへていへども、みなくすしきわざありて、かたちをあらはしもし、かくしもし、いろ〳〵に變化するをみれば、こと〴〵なるものにはあらざりけり。其中にたふときいやしき品はあるべく、すぐれたるを神といひしにもあるべし。同紀に、巧レ言調ニ暴神一。振レ武以攘ニ姦鬼一とあるにても、あらぶる神と鬼とのたかきみじかき品はよくわかれてあり。いにしへは天の下に人すくなかりしかば、かゝるものどもところえて、かたちをあらはすことのおほかりしなり。源氏物語手習巻に、鬼か、神か、きつねか、こだまかといひ、あなさがなのこだまのおにやともいへれば、中ごろの人ももてはなれぬものとはおもひき。同巻に、鬼のとりもてきけんほどは、ものおぼえざりければ、なか〳〵こゝろやすしといへるは、いときよげなる男のよりきていざたまへ、おのがもとへといひていだくこゝちのせしを、宮ときこえし人のし給ふとおぼえしほどより、こゝちまどひにけるなめり。しらぬところにすゑおきて、此男はきえうせぬと見しをとあるをりの事にて、浮舟君のものにとられしさまにて、きよげなる男と見えてとりもてきてくひはせざれども、おにといへるにてしるべし。てんぐ、こだまと同じきを、むかしてんぐの龍をとりし事ありて、一の巻にいへり。今の世にも、天狗の人をとることをり〳〵あり。鬼の人をくふよしにいへりしは、いせの物語に鬼ひと口にくひてけりといひ、宇津保物語藏開巻に、おにけだもののくふ山にまじりたる心地してといひ、三代實錄五十の巻に、仁和三年八月十七日夜亥時。或人告ニ行人一云。武德殿東緣松原西有ニ美婦人三人一向レ東步行。有レ男在ニ松樹下一容色端麗。出來與ニ一婦人一携レ手相語。婦人情感。共依ニ樹下一。數尅之間音語不レ聞。驚怪見レ之。其婦人手足折落在レ地。无ニ其身首一。右兵衛右衛門陣宿侍者

聞ニ此語一。往見无レ有ニ其屍一云々。時人以爲。鬼物變レ形行ニ此屠殺一。といへるなどなり。おそろしき形をあらはしたりしは、大鏡三の巻に、忠平の太政大臣貞信公の御事をいへるに、かの殿いづれの御時とはおぼえ侍らず。おもふに延喜朱雀院の御ほどにこそは侍りけめ。宣旨うけたまはらせ給ひて、おこなひに陣の座さまにおはします道に、南殿の御帳のうしろのほどとほらせたまふほどに、ものゝけはひして御たちのいしづきをとらへたりければ、いとあやしくてさぐらせたまふに、毛はむく〳〵とおひたる、手のつめは長くかたなのはのやうなるに、おになりけりといとおそろしくおぼしめしけれど、おくしたるさま見えじとねんぜさせたまひて、おほやけの勅定うけたまはりてかためにまゐる人とらふるは、なにものぞ、ゆるさずばあしかりなんとて、御たちをひきぬきてかれが手をとらへさせたまへりければ、まどひてもちたる手をはなちてこそ、うしとらのすみざまへまかりけれ。思ふによるの事なりけんかしといひ、今昔物語に、近江の國安義の橋は鬼ありときゝて、人のゆきて見たりしに、おに女になりてあり。さておそろしきかたちをあらはしけるやう、面は朱のいろにて圓座のごとくひろくして、目ひとつあり、たけは九尺ばかりにて、手のおよびみつあり、爪は五寸ばかりにて刀のやうなり。いろはろく青の色にて、目はこはくのやうなり。頭の髪は蓬の如くみだれてといへるたぐひなり。これらは今の世に繪にかくさまに似たり。かうやうのおそろしきかたちをあらはすをりもあれど、いろ〳〵に變化すれば、このかたちのものなりともさだめいひがたし。又たけたかき人にへんげしたりしは、三代實錄四十九の巻に、紫宸殿前有ニ長人一。往還徘徊。内豎傳照者。見レ之惶怖失レ神。右近衛陣前燃レ炬者。亦復得レ見。其後左近衛邊有ニ如レ絞者之聲一。世謂ニ之鬼絞一。とあるこれなり。こは仁和二年七月廿九日の夜のことにぞありける。足あとをのこせりしは、同書七の巻貞觀五年正月十九日に、侍從所庭中鬼足遺レ跡といひ、同書二十の巻貞觀十三年六月十七日に、太政官候廳前。晨ニ見ニ鬼跡一といへるなどなり。さて又ある人のかたりけるは、女の山にいりて鬼になりたるを見たる人ありとかたりき。これもひとくさの鬼なり。五雜俎といふからぶみ

にも、對筑有鏈鬼人能魅人至死といへり。上のくだりものに見えたることども思ひわたして、鬼のやうをしるべし。鬼のたぐひをこさせじとふせぐには、桃の木をもてとかくするぞいとよき。西宮記に、正月卯日。以桃杖作卯杖厭鬼也。と見え、同記十二月の追儺には、桃弓葦矢もて鬼をおふことあり。今昔物語には、鬼の来るをふせぐところに、門に物忌の札をたてゝ、桃の木をきりふさぎてといへり。かく桃の鬼をふせぎて人をたすくるゆゑは、神代に伊邪那岐命の桃子をもて、あしきものゝおひきたるをまちうちたまひしかばにげかへりぬ。さて桃にのりたまへることを、古事記にしるせるやう、汝如助吾、於葦原中國所有宇都志伎〔此四字以音〕青人草之落苦瀨而患惚時可助告、賜名號意富加牟豆美命〔自意至美以音〕。としるせり。これにてしるべし。さて桃は鬼のたぐひのもとよりきらひぬべきゆゑよしある事を、伊邪那岐命のよくしろしめして、そのみをもてまちうちたまへるなり。かゝるにつけて、世の人のためにもとおもほして、その桃にかくはのりたまへり。此大詔のしるしありて、よろづ代の後までも、いよ／＼あしきものをふせぎて、世の人をたすくるになんあなたふとしや。

三のみちの教

人といふものは、高御産巣日神、神産巣日神と申二柱の大御神の御靈のみたまによりてなり出れば、もとよりの心はきよくあかく、なほく正しきを、きたなくまがりもてゆきもするは、いかにといふに、たとへば、みづは清くすめるものなれど、みさびにとぢられ、きたなきもののおちいりなどすれば、にごるがごとく、世にふるわざのしげきおもひにつれて、きよきこゝろのやう／＼にきたなくなり、よからぬ身のおこなひもまじるになん。さるからに、神代よりはらへといふわざありて、きたなきけがれをばはらひすてゝ、清きにかへす事をし、身のおこなひのまがりゆくものをば、いさめてもとのなほきにとおもむけなほすをしへありき。これぞ神の道のをしへなりける。くはしくはおのがみつのしるべといふ書にいへり。こゝにはたゞかたはしをなん。儒道のをしへも同じこゝろにて、禮記といふからふみの中庸

の篇に、天命之謂レ性、率レ性之謂レ道。脩レ道之謂レ教。といひ、又同篇に、誠者天之道也。誠レ之者人之道也ともいへり。これらの天といふは、天に神靈のあるこゝろをいへるにて、こゝにむすびの神のみたまによりてといふと同じこゝろばへとぞおしはからるゝ。いともたふとき神のみたまによりてなりいづる人にしあれば、おのづから、きよくなほく誠あり。さあれば君親をうやまひ、め子をめぐみ、よき事このみ、あしきことにくむなる。その性にしたがひて道をものして、もとよりの心のまゝにあしかるわざなせそと、いさめをしへたるものぞといふこゝろなるべし。佛ノ道ノ教といふも、そのとけるやうはことひろけれども、はて〳〵は心ひとつのうへにとゞまりて、般若經といふほとけぶみに、知ニ我心一卽身成佛といへるなどや、佛のみちの大むねならんかし。心をしるといふは、まよひてこそあしかることはすれ。もとよりの心はよければ、其もとのよきこゝろをしりうれば、さとりたる人となるものなりといふこゝろにて、これも性にしたがふ道のをしへなるべし。かくいづれの道も同じやうなるは、むすびの神のみたまによりて、人はなりいづといふつたへ言にみなよればなるべし。此つたへ言よ、御國にのみかぎるべしやは、人の國にもさやうにいひ傳へけんを、御國とはやうたがひて、から天竺などは、いにしへの傳へごとをなほざりにおもひて、さかしらいふくにぶりなるからに、大かたはまぎれうせつれど、さすがになごりのとまれるに事とりそへて、聖人、または佛などいふかしこき人々の、その國ぶりにかなへて道をときひろめ、世の人ををしへたるものとぞおもはるゝ、さればいひもてゆく〳〵やうは、おの〳〵いたくことなれども、つひにはかくひとつ心となれり。身のおこなひは、こゝろよりともかくもなりゆくものなれば、げに心のあしきをいさめて、よきにすゝむるほかにまさるをしへはなきぞかし。

論語

からふみのもゝふみ千書あるが中に、ひとりぬけ出て、いはんかたなくをかしくめでたきは、此論語といふ書なりとこそ思はるれ。さるはかしこき心のいたらぬくまなき孔子(クシ)の身のおこなひど、弟子にをし

へていはれたる言とをしるしたる書なればなり。人の身のおこなひのあるべきやうを、こまやかにをしへさとしたるさまは、あめ地のうちに又たぐひなかりけり。よきすぢとあしきすぢとは、たれも大かたは思ひわくなれど、その中におもさかろさのある心しらひの、人のしりえがたきさかいを、のこるくまなくあきらかにいひさとしをしへたる書にぞありける。高尚まだいとわかゝりしほどより、身のおこなひのこゝろえにとて、をり／＼此ふみをよむたびに、そのをしへをげにさることぞと思ひしんじて、いかで／＼さやうにせばやとこゝろざして年へにければ、つたなくてなしえぬものから、わが身のためとなりぬる事のおほかるは、たれも同じ事ぞと人のためをも思ひて、よそのくにの書なれど、みつのしるべにもとり出て、これをよめとはいひつるになん。

孔子の湯武をあしといはれざりしことのゆゑよし

武王のその君をほろぼさんとて、いくさ人をひきゐて出たつをりに、伯夷叔齊といふふたりがいさめ止めしをきかずしてゆきて、その君をころして天の下をうばひしかば、さる道なき世にはすまじとて、かのふたりはなにがしの山にいりて、わらびを折てくひものとし、しばしこそめぐらひつれ、つひにうゑてしにけるを、孔子のほめて、仁をもとめて仁をえたりとも、又賢人なりともいはれたるは、げにさる事なるに、ひがわざせし武王をもよき人のやうにいはれたるは、ことわりたがひたる事にて、からごとのはかせの中にもうたがひおもへるあり。こゝのものしり人は、孔子のひがことぞといひおとしむれど、これはゆゑある事にぞありける。そのゆゑは、孔子の周の世の人にて、武王はかの人のつかふる魯君のしうの遠つ祖君なれば、その惡をいみかくしてほめられたるなり。こは父の惡をかくし、子の惡をかくすを直しといはれたるたぐひにして、臣子の情のふかくおもきによりて、かくはいはれたるになん。そのあらはせる春秋といふふみに、周魯のあしきふしをさらにかゝれず。魯昭公の禮にたがへるしわざあるをも、人のとへば禮をしれりとこたへられたると同じこゝろなり。伯夷叔齊をほめられつるにて、

武王をほむるはまことにしか思ひていはれたるにはあらずとしられたる事なり。さるは禮記に、居二其邦一而不レ謗二其大夫一とあるにもよりたるにて、すなはちみづからも惡下居二下流一訕レ上者上といへり。此こゝろばへをたてとほされたるになん。又湯王をほめられたるは、武王と同じしわざなれば、これをそしりては、周の遠祖の惡をあらはすすぢなるをいみたるにぞあらん。又孔子の家の遠つおやなるゆゑにてもあるべし。文王を至德ぞといたくほめられしも同じこゝろなり。さるを和漢明辨といふ書に、此至德といへるをそしれるは、孔子のこゝろをおもはぬゆゑぞ。孔子は心と詞と身のおこなひとそろひて、つゆのなんなく、はじめよりをはりまで、いさゝかもたがへるふしの見えざる人にて、世にありがたくなん。ついでにいはん、御國の儒者の湯武をほめ、からくにを中華といひてたふとみ、みくにをえびす國のやうにひがこゝろえして、むげにこゝのいにしへまなびせざるは、いかにぞや。そは孔子の詞にのみしたがひて、その心にはいたくそむくにぞありける。たとへばくしのみくに人ならんには、湯武のしわざをあしといひ、みくにのいにしへぶみをむねとよみあきらめて、古事記、日本書紀、萬葉集などの誤字ひがよみをあらため正し、禮儀などもここのふるき例にしたがひてともかくもし、そのすぢによりて人をもをしへ、みくにのたふときふしをいひあらはしほめて、からのよからぬ國ぶりをば、えびすなればかゝるぞといひおとしめらるべし。これぞ孔子のこころなりける。高尙は論語をよみてふかくしんじて、そのこゝろにしたがふになん。

信僞

神代のみふみに見えたるやう、よき神はかりそめにもいつはり言はいひたまはず。大穴牟遲神の兄弟の八十神はあしき神にて、しば／＼いつはり言いひて、大穴牟遲神をあざむきて、からきめ見せたまひしに、はて／＼はあざむかれし神はさかえまし、八十神はおとろへたまひぬ。人の世の中のさまもさやうにて、いつはり言いひて人をはかれば、そのをりはよきやうなれども、つひには身のためあしくなるさま、

たれも見てしれる事ぞかし。これによりておもへば、こゝろのまことこそ、うへなくたふときものにはありけれ。孔子もこれをいみじき事として、かへすがへすいはれたり。論語のうちに、主忠信といふこと數々見え、あるは人のまことなきは、車に牛馬をかくるところなきやうなりとたとへて、さては車のやりがたきがごとしといひ、あるは君子といふは信もてなすものぞともいひ、中庸には、誠者天之道也。誠之者人之道也。といへるなどをも思ひわたして、さきにいへる、こゝの神代のふるごとに合せ考て、人の身のおこなひは、まことをむねとすべきことをしるべし。佛もさやうにおもはれたるよしにて、孔子の文行忠信のよつもてをしへられたるごとく、殺生、偸盗、邪婬、妄語、飲酒のいつゝを、いみじくあしきことゝして、世の人になせそとをしへられき。佛道に戒はいと／＼おほかれど、これを五戒といひて、いたくすまじきことゝしたる中に、妄語はいつはりいふことなれば、これをいさめとどむるは、忠信を教ふるに同じ。かしこき人々の心は、かくかよへるぞをかしき。みくにの神代のやう、いにしへのことども思ひわたすに、まことなき神も人もありつれども、そはいと／＼まれなる事にて、大かたはまことあるさまなりしは、おのづからの國ぶりのよきにぞありける。さるからに、ことさらにいつはりないひそといさめおくをしへも聞えざりき。ふるごとに言あげせぬ國といひしはかゝればなりけり。こゝのはたゞ事實といふものかけるふみのうへに、いつはり言して、人はかるさがなものは、しばしこそ時めきてにぎはゝしくよきやうなれ、天地の神のとがめたまふすぢなれば、やうやうにおとろへてあしくまことあるはさびしげなれど、神のこゝろよせたまへば、つひにはさかえて、よかりし事どものあまた見えたるぞよきをしへにはありける。孔子の春秋もさるこゝろをも　ゝして、みづからの心しらへをそへてをしへたるものとぞおもはるゝ。

僧の身のおこなひのやう昔今ことなる事

ほうしの身のおこなひのやう、むかしとはかはれること多し。昔はよきほうしのうちにもつまもたるが

ありつれば、なみ〳〵のきはにいたりては、ましてさやうなりつらんを、今はかたくさはすまじきことゝなれり。酒のむことは今はふかくもとがめざれども、むかしはさやうならず。僧尼令に、僧尼飲酒食ニ完五辛ニ者。三十日苦使。とあり。ものたくはへ金銀を人にかして、年どしに利息といふものとりえなどするは、寺をよくまもるほうしざねなりとて、今はよき事するやうに人のいひなせど、むかしのさまはいたくことなり。同令に、凡僧尼不レ得下私畜ニ園宅財物一及興販出息上。とありて、義解に、興販者賤買貴賣也。出息者貸レ物生レ子。凡僧尼犯ニ此法一者。其物皆没官之。とみえたり。かくむかし今異なるをつらつらおもふに、いふべきこと多し。むかし妻もたることをおしとせざりしは、釋迦の身のおこなひにはたがへどもゆゑある事ぞ。此人はおのがえたる法をはじめて世にときひろめしぬしなるからに、かなしうする妻子をはなれ、家を出て山にいり、たへがたき苦行といふものして、なみ〳〵ならぬさまを世の人に見せたりしなり。その事を龍樹菩薩の智度論にいへるやう、若不レ行ニ苦行一而呵ニ責非道一者。無ニ人信受一故自行ニ苦行一過ニ於餘人一といへり。かしこにてはげにありがたくたふときことなれども、やまとごゝろにはかなはず。あだし人はさやうにせずともありぬべきことなるゆゑに、こゝにならひつたへたるには苦行をせず妻をもてるもありつるになん。たゞし今の世は、浄土眞宗の法師をはなちては、おほくはつまをばもたぬならひとなりぬるうへに、その道にてはもとよりたふときことなれば、さやうにてありぬべく、妻もつはあしき事にこそ、又酒のむこと、五戒のなかのひとつなれども、心のみだれぬほどにのみたらんには、あしきことゝもおもはれねば、むかしのやうにあらずともよかめり。たゞものたくはへてとかくする今やうのふりぞいたくわろき。諸經論にも見えたるごとく、貪嗔痴を佛道にはいみじうあしきことゝするに、田はたけを買とりたくはへ、金銀を人にかしてますわざするは貪なり。さるわざすれば、かへさぬ人ありていかりはらだつこと多し。嗔にあらずや。さしりつゝするは痴とぞいはまし。みづからかく三つのあしき事しつゝ、人にはなせそと教ふとも、きゝいるべしやは。いにしへにいさめありしは

うべなりけり。佛のみちにいるといふともがらの、かばかりのことわきまへぬはいかなる心か、いとかたはらいたく、にくゝさへおもはるゝわざになん。

ものまなび

ものまなびは神代のみふみをもとゝしてよくよむことにぞありける。さるは神のみうへのやうをふかく思ひ、ありし事ども心にとゞめて、その道のすぢをあきらめしるがむねなればなり。さて六國史、又はふるき記錄のふみをよみて、いにしへの事をひろくもしるべし。しかせざれば道のつたはり來つることのやうしられず。後を見てはじめをしることもおほきぞかし。ものがたりさうしにも、いにしへぶりののこりてあれば、ふるきをばことごとくよみ、しかしていにしへまなびをなしえてのちは、あづまかゞみより後かけて、家々の記錄ふみをも見るべし。北條より足利の末の世までのことをしらずしては、今の世にものするよろづの事の中には、其ことのこゝろのわきまへがたきふしもまじればなり。さて又ものしりても、心のきたなく身のおこなひのあしからんには、やくなきいたづらごとなり。此すぢも神代のみふみをよくよめば、よしあしの見えわかれて、あきらかにしらるゝことにてはあれども、しかして又、孔子のをしへのふみをもよむなんこまやかにこゝろえられていとよき。そは論語をむねとして、此ぬしの言行の見えたる書によりてまなぶべし。大むねは神のみをしへにたがへることなし。其よしおのれ三のしるべといふ書にくはしくいへり。見てしるべし。たのくだりにいへるなん、ものまなびの大かたのこゝろえなりける。

おのれあながちに儒佛の道をしりぞけんとせざる事

みくにのものまなびをし、神ノ道のこゝろを人にときをしふるには、み國の道のたふとくすぐれたるよしをとき、儒佛のみちのあしき事をいひあらはして、此ふた道のをしへをしりぞくる事をつとめとすべきやうにぞ、近き世のものしり人は思ひもし、いひもすなる。高尙つらつら考るに、御國のみちのたふと

くすぐれたるよしをいふべきはさる事にて、儒佛の道とはことなるふしをいふにつけては、そのふた道のあしきふしをいはでは、えあらぬすぢはいひもすべきことなれども、ひたぶるにそれもかれもあしといひて、はらひしりぞけんとするはわろしとぞ思ふ。其ゆゑは、しりぞけてよからんには、はやう御國のすめ神たちのしかしたまふべし。人のいふをまちたまふべしやは。大穴牟遲神の此みくにをつくりをさめたまふときに、外國より少名毘古那神の來たまひて、もろともにものしたまひつると、神道のあるがうへに、外國の道どものわたりきてそひておこなはるゝは、またく同じ事にて、みな神のみこゝろなれば、人のちからもてしりぞけえんやは、ふたみちのあしきやうに思はるゝふしをばさておきて、よしとしられたるところ〴〵を、わが神ノ道の教のうちにとりいれんぞ、あつき神のみこゝろにかなひて、ひろく大なる神のみちなるべければ、おのれは儒佛のみちをはらひしりぞけんとはせざるになん。

冠　字受

冠はかゝぶるといふ用言を、體言にかゝぶりといひ、それを音便にかうふりともいひ、又かをひとつはぶきてかふりともいへり。新撰字鏡には加々保利とあり。いにしへはさやうにもいひしなるべし。さて此もの神代よりありき。そは古事記に、伊邪那岐大神の御冠の事見え、出雲ノ風土記には、大穴牟遲命の御冠のこと見えたるにてさだかなり。日本書紀雄略天皇の御卷に、朝野衣冠未レ得二鮮麗一とあるをみれば、此帝の御時まではおろそかにはありつらめど、みくにぶりなりしを、同紀推古天皇の十一年に、始テ行二冠位一とあるは、からのをまなびていにしへぶりをあらためたまへり。あぢきなきことなりかし。そのさま大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、幷十二階以二當色絁一縫之。頂撮總如レ嚢。而著レ縁焉。唯元日著二髻華一。〔髻華此云二于孺一。〕とあり。こは北史といふからふみにみえたるからのさまなり。めづらしきをこのむ人の心のならひにつれて、つかさ〴〵の人たちさこそすゝめ申て、かうやうにはなりつらめ。されどさすがにこゝのをもすてたまはずして、いみじうことだつむ月ついたちの日

には著二髻華一とあり。これぞみかどのいにしへのさまなる。此于受といふものは、倭建命の御歌に、くまかしの葉を于受にさせとあるにて、そのさまおしはかりしらる。ちひさき木の枝葉をかうふりにさしかざれるものなり。のちには金銀をもて木の枝葉花などをつくりなしてもさせり。かゝればからざまたらざりし上古の御國のかうふりも、かしこのにおのづからかよひて、これもきぬにてものして、昔今の頭巾といふものゝ如くにぞありけん。于受は其巾を貫きて髻にさしたるものとぞおもはるゝ。さるからに文字を髻華とかけり。孝徳天皇紀に、なにの冠はくれの于受とたぐへいはれたるにても、さやうならんとおしはかりしられたり。そもそも冠のあるがうへに玉をかざり、宇受をさしなどしたるは、この上古の冠は、頭巾に似て見だてなき者なればなり。師の古事記傳六の卷に、上古に冠はなかりしやうなりといはれしはくはしからず。かざれる玉于受は、はなやかにてめにつくゆゑに、それをむねといひて、見だてなき冠のことは、をさをさいはぬ故に、なきやうにおもはるゝにぞありける。からふみの北史倭國傳に、至レ隋其王始制レ冠。以二錦綵一爲レ之。以二金銀一鏤レ華爲レ飾。とかけるは、推古天皇の御代の事を、ほのぼのきゝ傳へてかけるものにてたがへり。はじめて冠を制したまへるにはあらず。冠もて位のしなをわかつことをはじめたまへるなり。さるからに冠位とあり。〔こは推古天皇紀に、始行二冠位一と見えたるをいふ。〕こゝろをつくべし。以二金銀一鏤レ華爲レ飾といへるは宇受のさまにて、これはげにさやうにもしたりき。されどけづり華ならぬまことの木の葉、草の花など冠にさしつるぞ、いにしへのふりなる。今もかざしとて大宮人のさやうにしたまふは、いにしへのふりのゝこれるにて、いとをかしくたふとし。孝徳天皇紀には、制二七色一十三階之冠一とありて、又冠をあらためつくらせたまへるよしなり。そこに于受もいろいろ見えたるは、此時にあらたにつくられしぞ多かりつらん。又天智天皇の御代三とせといふに、冠位の階名をましもかへもしたまふ事ありて、これも日本書紀に見えたるやう、其冠有二一十六階一云々とみえたり。さてのち天武天皇の御代十一年に、男夫始結レ髮。仍著二漆紗冠一と同紀にあり。孝徳天

皇の御代の冠のみさだめにも、冠の背にうるしぬりのうすものをはりたること見えそめたり。それをよろしとして、なべてうるしぬりしたる紗の冠をきる事とはなれるなるべし。文武天皇の大寶のころにも、四十八階の冠をさだめたまへること、續日本紀に見えたり。これもみなうるしぬりなりき。そのころいできつる令に見えたるやう、冠は禮服につれて、親王諸王諸臣みな、そのしな位のきざみ〳〵ごとに、朝服のをりは一品以下五位以上、並皂羅頭巾、衣色同二禮服一。と見え、六位よりしも初位までは、皂縵頭巾〔謂縵無文繒也〕と見えたる此頭巾のいろにならひて、中ごろより後には、冠をみなくろきいろにしたまへるなり。つくりざまも、ここの上古の冠に似たるかの頭巾のかたに大かたはより、すこしはありつる冠のさまをもくはへあはせて、ひとやうにつくりなされしとぞ思はるゝ。さてこそ、頭巾といふ名はやみて冠とのみいひ、そのからふりも衣も、禮朝のわきをさ〳〵見えぬやうにはなりつらめ。かくなれるは、いろ〳〵の冠なかりつる推古天皇の御代より、あなたのみくにのいにしへぶりにたちかへれるにて、いと〳〵めでたくたふとし。これなんこゝの冠なりける。たゞ御卽位のをりの禮服の冠衣のみなん、からのふりなるとぞ。さて中ごろより後の冠も、なほきぬにうるしぬりてつくれるものゆゑにやはらかなり。古今著聞集に、御冠のひしけてえまゐらせたまはぬといふことと見えたり。今の世のやうにかたくつくりはじめられしは、いつのころよりにかありけん。

烏帽子

日本書紀天武天皇の十三年に、其會集之日著二襴衣一。而著二長紐一。唯男子有二圭冠一冠而。著二括緒褌一。とあるは、今の世にかりぎぬさしぬきのはかまきて、ゑぼうしをかかぶりたるさまに似たり。圭冠は、私記に今之烏帽子也といへり。圭は瑞玉にて、上圓下方といへば、今の世に大宮人のきたまふたてゑぼうしといふゑぼうしのかたちに似たり。たてゑぼうしといふ名は、をりたるがいできつるのちに、をらぬをしかいひなせるなり。はじめはたゞにゑぼうしとぞいひける。此ゑぼうしは、かく書紀にも見えたれば、いと〳〵

古きものにぞありける。さて烏帽子も冠と同じく、いにしへはきぬをぬひてなしたれば、うるしぬりにしても、なほやはらかなれば、をりてもきたるなり。折烏帽子のものに見えたるは、ます鏡月草のはなの巻に、別當は道のほどのわりなきに、をりゑぼうしに布ひたゝれといふものうちきてとあり。緒をかけたりしは、古今著聞集に、經家水干の袖くゝりて、袴のそばたかくはさみて、ゑぼうしかけしてとあり。このます鏡、著聞集などに見えたるにてしられたり。昔はゑぼうしを折て緒をかくるは、常のことにはあらず。遠きみちをゆくをり、又はいそがはしきをりなどにせし事なりけり。これによりて高倘つら〳〵考るに、風折烏帽子、侍ゑぼうしなどゝいふ名の定まれるは、いたく後の事にて、いにしへはことゝある其をり〳〵のやうによりて、ひとつ折てもき、をりに折てもき、かけたるをもひとつもむすびふたつもむすびて、さだまれることはなかりしを、かくするはたよりよきことなるゆゑに、よき人はしたまはねども、つぎ〳〵はつねにをりたるをきる世になりてぞ、何くれとゑぼうしの名もいできけん。かくてのち身のほど〳〵にあはせて、風折烏帽子をきる人と、侍烏帽子をきる人とは、しなもおのづからかはれるなるべし。ふるき職人盡歌合のゑやうは、しもざまの人のつねにをりにをりたる侍烏帽子をきる世になりてのさまをかけるなり。たゞしこはよそほひかざりてかける繪やうにて、ゑぼうしをつねにきたる時代にても、家にて人にあはぬをりはぬぎてをりき。此事はおくにくはしくいふべし。よき人ははしりありきしたまふことなく、遠き道はものにのりてゆかせたまへば、そのさはゝおきて、つぎ〳〵はげにひとつをりてゑぼうしかけもひとつむすびたるぞよかりなん。風折烏帽子これなり。下さまの人はいたく身をうごかすことのあれば、折にをりてかけたる緒も結びに結ぶは、おのづからさもあるべきことぞかし。侍ゑぼうしこれなり。今の世はそれをたかきいやしき禮服のさだまりとし給へり。さてゑぼうしをきること、むかしは門の外へ出るをりはさらにもいはず、家にてもゐるはふしたるにも、人にあふにはかならずきたりしことなり。榮花物語の初花の巻に、此姫君たちのおはすればかたじけながりて、

御ゑぼうしひきいれてふしたまへりとあるにてしるべし。ひきいれてといへるにて、そのかみの烏帽子のやはらかなりつることもしられたり。又古今著聞集十六の卷に、此山ぶしがふるまひ見ゐたるほどに、もとゞりとりはてゝねいりたる、いもじがゑぼうしをとりてきてけり。さて遊女がねたるぬりごめのもとに至りてとあり。いもじがゑぼうしをきてふしたるも、かたへに人のあればなるべし。おのが家にてかたへにうとき人のなきをりはきざりき。さおもはるゝよしは、これも著聞集の同卷に、前隱岐守永親がしたしきものに左衞門尉何がしとかやいふものありけり。永親が家とこのぬしが家と向あはせにて近かりければ、つねにゆきかよひけり。つとめてとくたゞひとり永親がもとへ行けるほどに、忘れてゑぼうしを世で、もとゞりはなちながら門をあゆみいりけるを、人々見てふしぎの事かなと笑ひあひければも、詞にいふこともなければ、わが事とは思ひもよらであるほどに、朝日のかげにもとゞりのうつりて見えけるに、はじめてさとりて頭をさぐるに、ゑぼうしなかりければ、あわてまどひてはしり歸りにけり。うしろ姿かげさこそをかしかりけめとあればなり。つとめてゑぼうしきずしてむかひなる家に行つるは、人にあはぬをりはきざりし故にぞありける。又人の見てわらひあへるよしにいひ、あわてまどひてはしりかへしりを思ふに、むかし人はかりそめにもゑぼうしをきずして、人にはあはざりしこととしられたり。此ゑぼうし今のごとくかたくつくりそめしは、いつのころにかありけん。續世繼物語に、此大將殿はことのほかにえもんをこのみたまひて云々、大かたむかしはゑぼうしもこはくぬる事はなかりしなるべし。此ころこそさびゑぼうし、きらめきゑぼうしなど、をり〳〵かはりて侍るめれといへり。大將殿といへるは、後三條院の御孫花園左大臣有仁公なり。そのかみこはくぬらせたまへるよしなれば、からふりゑぼうしなど、今のさまにやものせられけん。さだかにはしりえがたし。ついでにいはん、猿樂の狂言といふわざに、大紋といふものきて、たてゑぼうしのいみじうたけ高きをきることあり。此烏帽子は、猿樂にたてゑぼうしをことやうにつくりなせるにぞあらん。大紋は布ひたゝれにて、紋の大きなるにより

て、しかいふよし装束抄に見え、ます鏡に、ぬのひたゝれきてをりゑぼうしきたる事はあれど、さるたけたかきゑぼうしはものに見えたることとなし、ひがごとにこそあらめ

衣服

古事記の神代のみまきに、伊邪那岐大神の御冠にたぐひて、御衣みはかまのこと見えたれば、そのかみよりうるはしくとりよそひきることありき。同巻に、八千矛神のみうたに、くろき青き色の衣をふさはずとてぬぎすて、あかきいろの衣をよろしとのたまへれば、衣の色のよしあしをさだめいふ事もありつるなり。神代すらかゝれば、つぎ〳〵の御代々々に、やう〳〵にとゝのひて、よき人のみよそひはさらにもまをさず。宮づかへ人もたかきみじかきほど〳〵に、きぬはかまのやううるはしく、そめいろなどもうつくしく、よろづめでたくぞなりにけん。雄略天皇紀の歌に、おみの子はたへのはかまをなゝへをし、とよめるにてしりつ。そのころはよくとゝのひたるを、七重はたとへ言ならめど、したのはかまうへのはかまと、かさねきることのあるゆゑにこそかくはよみつらめ。はかまのかゝれば、きぬもうへしたこそかくたらひてあかぬ事なきを、めづらしきをこのむ人の心のならひにて、推古天皇の御代十九年といふに、諸臣服色皆隨冠色と日本書紀に見えたるは、からのふりにかへたまへるなり。されどもひたぶるのかしこのさまにはあらで、こゝのふりもそひつとしられて、同紀天武天皇の十四年のくだりに、初定明位已下進位已上之朝服色。淨位已上並著朱華。〔朱華此云波泥孺。〕正位深紫。直位淺紫。勤位深緑。務位淺緑。追位深蒲萄。進位淺蒲萄。と見えたり。明位は淨位の上にあり。此御代のははねず色を上のかぎりとしたまへり。はねずは萬葉集の歌に、はね受色の赤裳のすがたといひ、もじも朱華とかければあかき色なり。八千矛神のみうたに、衣のあかき色をめでたまへるにもかなひたれば、此みさだめ、いにしへのこゝろにて、こゝのふりなるを、あぢきなくも次の御代には、からのにならひたまひて、あかきを紫の次としたまへり。持統天皇紀四年のくだりに、其朝服者。淨大壹已下廣貳已上黒紫。淨大參已下

廣肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深綠。務八級淺綠。追八級深縹。進八級淺縹。とあり。此朝服の色のみさだめなん、後の御代々々かけて大かたはかはらざりける。衣服令なるも、延喜式に見えたるも、いたくたがはぬにてしるべし。たゞすこしづゝ異なることをり／＼まじれり。つぎ／＼にいふべし。そも／＼朝服は、からふみのわたりこざりしいにしへのさまにて、さてありぬべき事なるを、さきにもいへるごとく、めづらしきをこのむ世の人のこゝろのならひのまゝに、つかさ／＼の人々のすゝめ申て、からのさまにはなれるなるべし。かしこの隋唐などいふ代のに似たること多し。しかにはあれども、かしことこゝとおのづからかよへる事もすくなからず。八千矛神のみうたに、衣の緋の色をよしとして、みどりのいろをよからぬよしによみたまへるは、唐の世に紫につぎて緋をたふとび、みどりをばいやしめたるになかばゝかよへり。さればかしこのに似たるを、みなならへりと思ふはたがへり。もろこしはいたくは遠からぬ國なれば、大かたはこゝのと同じやうなるふりにぞありけんを、ことごとなるさまのまじりたる珍らしきふし／＼には、めうつるならひなれば、かしこのやうにと人々の申すを、ことかしこといたくはもてはなれぬことゆゑに、貴ききはにもうけひきたまひて、からさまにはなりしならんとぞ思はるゝ。さて衣服令にしるされたるは、一位深紫衣云々。三位以上淺紫衣。四位深緋衣。五位淺緋衣云々。六位深綠衣。七位淺綠衣。八位深縹衣。初位淺縹衣。とこまやかにしるされたり。かくしるされたるさまはうるはしけれど、時うつりてはさやうにのみもあらざりしよしにて、續日本後紀七の卷に、彈正臺奏。朝服之色明在ニ法條一。而今會集之時。有レ綠無レ縹。借上之輩。遂失ニ致敬一。稽ニ之朝儀一。理不レ可レ然。紫緋之品其灼然。易就而正ニ綠縹之次一。其類猥多。難ニ得而糺一。若非ニ早糺正一。恐流遁忘レ返云々。とあり。これを見て思ふべし。大寶令のみさだめを五位已上にはまもられつれど、六位よりしもなる人はみだりなりしなり。かゝればつぎ／＼の御代々々に、いさゝかづゝはかはりきぬるもことわりにぞありける。延喜式に見えたるやうは、かの令と大かたは同じくて、たがへるふしは、凡大臣帶ニ二位一者。朝服著ニ深紫一。諸王

二位已下五位已上。諸臣二位三位並著二中紫一。六位七位朝服同著二深緑一。と見えたるばかりなり。令と式とは、いさゝかなれどかくことなるは、年へてかはりきぬればなり。一位より初位までの服のいろは、さきにとり出てしるせる衣服令にてしられたり。無位の人の袍は黄の色なり。これも同令に、无位〔謂庶人服制亦同。〕皆皂縵頭巾黄袍。〔謂裁縫體制一如二朝服一也。〕云々。家人奴婢橡墨衣。とあり。これはやう持統天皇紀七年のくだりに、是日詔令下二天下百姓一服中黄色衣上奴皂衣。とあるみさだめによられたるなり。もろこしの隋唐の世には、その天子の服黄袍なるに、こゝにては無位の人の服とす、いたくたがへり。さればひたぶるの隋唐の世のふりにはあらざることをしるべし。さて無位人の黄袍をきるは、朝廷の公事にめしつかはるゝをりの事なるべし。すべて黄色衣皂衣きるは、公事にめしつかはるゝ時はさらなり。さらでもうるはしく身のよそひするをりのことにて、うち〳〵につねにものするにはあらず。つねにはたかきもみじかきもみな、そめぬしろききぬをきたりとぞおもはるゝ、そのよしはほうしはつねに墨ぞめの衣きるゆゑに、それにむかへて、天武天皇紀に、道俗のもじをおこなひびとしろきぬとよみ、持統天皇紀には、還俗のもじをしろきぬにかへすとよみ、續日本紀の詔詞には、出家人毛白衣毛相雜天、とあるにてしられたるなり。又たちかへり朝服の事をいはんとす。延喜式に、綾者聽レ用二五位已上朝服一。六位以下不レ得二服用一。とあり。今の世にも六位の袍は綾ならず、あさみどり色のこめおりといふきぬなるは、いにしへのみさだめののこれるなり。令も式も、六位の袍は深緑なるを、源氏物語をとめの卷に、ものゝはじめの六位すくせよとつぶやくもほのきこゆ云々。かれきゝたまへ、紅のなみだにふかき袖のいろをあさみどりとやいひしをるべきとあれば、一條院の御代のころよりは、今のごとく六位もあさみどり色の袍をきたることゝしられたり。いろのみかはつくりざまも、御代々にいささかづゝはたがひきにけるなるべし。續日本紀の元明天皇の和銅五年のくだりに、制。諸司人等衣服之作。或襟狹小。或袖大長。又衽之相過甚淺。行趍之時易レ開。如レ此之服大成二無禮一云々。と見え、榮花物語には、見はてぬ夢の卷

に、かゝる御おもひなれども、おべきことゞもみなおぼしおきて、人のきぬはかまのたけのべしゞめせいせさせたまふ。たゞ今いとかゝらで、しらずがほにても、まづ御いみのほどは過させたまへかしと、もどかしうきこえ思ふ人々あるべし云々。人のはかまのたけかりぎぬのすそまで、のべしゞめたまひけるを云々とあり。これによりて思へば、そのをり／＼の帝のおぼしよるまに／＼、あるはみだりになりつるを制したまへども、おのづからやう／＼にたがひもし、あるはいとまれにはあらたにものしたまふ事どもゝありて、御代々々をふるまに／＼、すこしづゝはかはれることのありつるなめり。

○袖は萬葉集の歌に、宮人の袖つけ衣といひ、ひろせ川袖つくばかりあさきをやともいへるを思ひわたせば、むかしのたゞ人の衣の袖は、つゝ袖といふやうにせばく、大宮人のは大なる袖をことさらにぬひつけ、たもとゆたかにして長くたれたりつらんとおしはからるゝ。たゞし袖口はせばし、續日本紀和銅元年のくだりに、制。自今以後。衣襟口闊八寸已上一尺已下。隨二人大小一爲之。と見え、延喜式四十一の卷には、凡衣袖口闊無レ問二高下一。同作二一尺二寸已下一。とあり。和銅のころより延喜のころにいたりては、袖口すこしひろくなりつれど、今のよりはいたくせばし、たもとのいと／＼ゆたかなりしにぞありける。

○したがさねは昔もすそながゝりしなり。大鏡八の卷に、頭中將したがさねのしりはさみて、うつしおきたる馬にのりてといへり。今の世の束帶の裾といふものは、此したがさねのすそをことさらにいみじうながくしたるにぞありける。　○帶は持統天皇の御代より文武天皇の御代までは綺帶なりつるよし、其御代々々の紀に見えたり。和銅四年に皮帶始用といふこと、西宮記十七の卷に見えたれば、元明天皇の御代よりかはれるなり。　○袴は持統天皇紀に、上下通用綺帶白袴と見え、續日本紀大寶元年のくだりには、直冠以上者皆白縛口袴。勤冠以下者白脛裳。と見えたるに、同紀慶雲三年のくだりには、又勅令下天下脱二脛裳一著中白袴上。とあり。今の世のうへの袴もしろし、かゝれば白袴はいにしへ今にわたりてかはらざりけり。和名抄に、白絲布大口袴［和名於保久知乃八賀萬。］一云表袴。とあり。續日本紀に、白縛

口袴と見えたるも表袴なめれば、げに大口袴、表袴同じもののなるべし。ただし布なるよしに和名抄にしるせるは、唐令によりたるにてたがへり。こゝにはきぬもてものせり。さてついでにいはん。古書に袴とのみあるはうへの袴なり。つぎ／＼に何くれの袴のことをいひてん。小口の袴といふものいにしへありき。西宮記十七卷に、小口袴。冬時主上著ㇾ之。深紅入ㇾ綿。〔或少〕と見えたり。大口袴とつくりさまかよへるものなるべし。さしぬきの袴は、かりぎぬにたぐへてきるものなり。ます鏡煙の末々の卷に、左兵衛のすけ親朝は、むすびかりぎぬに菊をおきものにして、紫すそごのさしぬききくをぬひたりといへり。和名抄に、奴袴〔佐師奴棋乃波賀萬、〕或云、〔岐奴乃加利八加萬。〕とあり。かりぎぬにたぐふものゆゑに、かりばかまともいへるなり。此はかまはすそをあげてくゝるゆゑに、そのさまいやしげなるによりて、奴袴ともじにかきたれど、むかしはむねとよき人のきたまへるものなりき。西宮記十七の卷に、指貫。王者以下衆人可ㇾ用也。古時有ㇾ制。臣下不ㇾ用。近代五位已上。昇殿六位皆用ㇾ之。とあり。さしぬきといふ名のよしは、袴のすそに狩衣の袖くゝりのごとく、組緒をさしぬきてとほすゆゑなりとものに見えたり。今のとはすこしことなり。布袴といふものあり。西宮記十七の卷に、布袴舊例上下著。近年法官人著ㇾ之。と見えたり。長袴といふもののむかしもありき。古今著聞集に、ぬす人は長袴をやきたるらんそばをとりてぞはしりさりぬる、といふ歌見えたるにてしられたり。すそながければ、むかしもあゆむにはそばをとりけるなり。小袴といふものは、今の世なほ人のきるはかまに似たり。榮花物語木綿四手の卷に、殿は小袴きてあしだはかせたまひて杖をつきてとあり。たよりよきまゝに、かくよき人もうち／＼にはきたまひしなり。むかしのしもさまの人は、大かた此はかまをぞきたりげなる。さて衣はさらなり。袴も袷と單とあり。和名抄に、袷衣〔和名阿波世乃岐沼、〕單衣〔比止閉岐沼、謂ㇾ衣則袴可ㇾ知ㇾ之。〕とあるにてしられたり。

狩衣

和名抄に、布衣をかりぎぬといふよししるせれば、布にてゝうじたる衣なり。袖口にくゝり緒あるは、たか狩のたよりあるやうにものせしなり。さればはじめは位高き人のきたまふものにはあらざりき。延喜式の弾正式に、きぬのたぐひを裁て狩衣とすることをとゞめられたる事見えたるをおもへば、布にてのみはせすべきものなることしられ、其ころにいたりては、みな人よきかり衣きまほしがりて、布にてはせざりし事もしられたり。かくとゞめられても、たよりよき衣なるからに、やう〳〵よき人のきたまふことゝなりては、よきかり衣をきることをせいしたまはぬやうにはなりつるなり。はじめは布に木草の花などすりたるをものして、すり狩衣といひしを、後にはいろ〳〵のぬひもの、おりもの、あやにしきのかり衣をぞきたる。ますかゞみうち野の雪の巻に、もみぢ御らんじに宇治にみゆきしたまふ上達部、殿上人、おもひ〳〵いろ〳〵のかりぎぬ、きくもみぢのときうすきぬひものおりものあやにしき、すべて世になききよらをつくしさわぐ、いみじきけんぶつなりといひ、煙の末々の巻には、しらぎくのかり衣云々。左兵衛のすけ親朝は、むすび狩ぎぬにきくをおきものにしてといひ、あすか川の巻には、さくらのむすび狩衣しろき絲にて水をひまなくむすびたるうへに、梅柳をそれも結びてつけたるなまめかしくえんなりといへり。かくます鏡の巻々にいへるを見わたして、狩衣のことやうにはなやかになりたるをしるべし。むすびかりぎぬとは、糸してものゝかたをむすびなして、それをぬひつけたるものとぞおもはるゝ。後撰集に、行平中納言の君のたかかひにて、かりぎぬに鶴のかたをぬひてとあるは、ぬひものゝかり衣なり　こはきぬのかり衣きることをとゞめられし延喜よりすこしさきのことなれば、布ならぬよきかり衣きるころならめど、いまだものゝかたをぬひなどするは、ことなるさまにぞありけん。人の見とがめやせんと思ひたまひて、翁さび人なとがめそとはよみたまへるなり。のちにはぬひものゝかりぎぬをたれも〳〵きたること、ます鏡に見えて上にしるせり。やうやうにかはりきぬるさましられたり。さてついでにいはん。今の世のさまを見て、かりきぬにはゑぼうしをのみきることゝ、みな人こゝろえを

れども、むかしは冠をもきたりき。大鏡八の巻に、布衣に冠なる御前したる車のいみじう人はらひ、なべてならぬいきほひなるがといへり。布衣はかりぎぬなり。

上下

いにしへかみしもといひしは、上にきるきぬと下なるはかまとをいへるにて、何とさだまれる事はなかりき。古事記應神天皇の御卷に、避二上下衣服一。量二身高一而。とあるにてしるべし。中ごろにいたりては、上下のいろひとしきをぞしかいへる。東鑑に、著二紺直垂上下一男といふこと見え、今昔物語には、あさぎ上下きたる翁といふこと見えたるを思ひわたすに、うへのきぬうへのはかまきたるを、上下きたるとはいはず。ひたゝれ、素襖、水干などに、同じ色の袴きたるをいふことゝしられたり。家忠ノ日記にも、慶長十年のことをしるせるところに、人のよそひにあさきこもんの上下ゑぼしといふ事みえたり。此日記には、ゑぼうしをたぐへいへれば、いよ〳〵さやうにぞ見えける。たとへばあさぎいろの素襖に、同じ色の袴きたりといふべきを、あさぎ上下とはぶきて言みじかくいふは、中頃よりのちかけての人のものいひのさまなり。東鑑なるは直垂といひたれば、よくわかれたれど、あさぎ上下、あさぎこもんの上下といひては、上は直垂にや、素襖にや、水干にや、今はしりがたけれど、その世にはきたるをりのやうによりて、さだかにそれとしられたる事にて、かくはいへるなるべし。此ごろ肩衣、小袴を上下といふは、むげに近き世よりのことにぞありける。慶長のころに上下といへるも、今のにはあらじ、ゑぼうしをたぐへきたれば、今やうの肩衣、小袴も同じいろならんには、何の上下ともげにいふべきことぞかし。しかいひて肩衣、小袴としらるゝは、今の時代のさまなり。されば麻の上下といふも、かみしもながら麻なれば、なほ中昔のいひさまなり。さて肩衣は、萬葉集五の卷の長歌に、綿もなき布肩きぬのみるのごとわゝけさがれるかゞふのみかたにうちかけ、といへり。袖もなきものにて、昔はいたくいやしくまづしき人の、衣をかさねきることかたければ、さむさをりに肩にうちかくるものなりき。かゝれば

かたぎぬといふにぞありける。さるをたよりよきまゝに、たれも〳〵きるやうになり、はて〳〵はよき人もきたまひ、大内ならぬところにては、つひに禮服のかずにいりたるはめづらしきことになん。

小袖

小袖は大袖にむかへたる名にて、西宮記一の卷朝拜のところの禮服に、大袖、小袖といふこと見えて、ふたつともいにしへの禮服にぞありける。今の世に小袖といふものとはことなり。同記十七の卷天皇禮服のところには、赤大袖。縫二日月山形虎猿等形一。同色小袖相縫云々。とあり。伊勢貞丈の小袖の考にいへらく、袖のしたをまろく縫たるを小袖といひて、裝束をきるに、まづ白小袖をしたにきるよしいへり。おのがおもひとれるは、小袖のぬひさま、かたちは、伊勢氏の說のごとくなるべし。白小袖をしたにきるといへるはわろし。今の世のふりはさやうなれども、むかしの小袖は、ひとつの禮服にして、裝束のしたにきるものならず、今の白小袖は禮服にてはなし。禮服ならぬつねの衣は、さきにもいへるごとく、むかしはみな白きをきたることにて、其ならひののこれるなり。大袖は袍に似てすこしことなるものなるべし。小袖もさやうにて、小といへるを思へば、袖のしたを丸くぬひてちひさくしたるものにてはありなん。今白小袖といふものは、そでのかたちの似たるゆゑにこそしかいひならひつれ。いたくことなり。北山抄八の卷野行幸の條に、舊式近衞大將以下著二小袖一。但大臣兼大將不レ著レ之。仁和以後總不レ著レ之。とあるを見れば、うへにきる禮服なることさだかなり。大袖のこと、西宮記十七の卷に、次著二褶裳一。白二表袴一三寸可レ上。次著二小裾大袖一。大袖上仁以レ帶天綏爾結天と。見えたり。小裾の大袖といひ、褶裳のかみにきるは、これもひとつの禮服なりけり。

中ゆひ　ゆまき

帶は裝束してゆふものにて、今の世の人つねにきるものゝうへにゆふは、むかしは中ゆひとぞいひける。宇治拾遺十四の卷に、かたびらばかりきて、中ゆひてあしだはきて、同卷に、僧正中ゆひうちして、高

あしだはきてといへるにてしるべし。

ゆまきといふもの、今の世には女のきものゝしたに、腰にまぐものをいへど、むかしのはことなり。宇津保物語梅の花笠の巻に、こゝは湯殿のところ、すけのおとゞすかしのうちぎゆまきして、湯殿にまゐるとあり。これはうぶ屋にちごにゆあみせさするところなれば、湯のかかりてぬるゝをいとひて、うちぎのうへにゆまきといふもののしたるなり。今の世にいやしき女のまへだれといひて、腰にまくものゝさまに似たり。

御國人の衣きるは左襟なりし事

みくにのいにしへ人は、かみしもなべて衣きるやう左襟なりき。續日本紀八の巻元正天皇の養老三年に、初令ニ天下百姓右レ襟。職事主典已上把ニレ笏ヲ。といふこと見えたり。日本書紀の推古天皇の十一年のくだりに、婦行ニ冠位一とて見えたるやう、からのさまなるに、同紀同天皇の十六年のくだりには、服色皆用ニ冠色ニとありて、衣服のさまもかへたまふことなれば、大宮人のはからのにならひて、はやくそのころよりぞ、右襟にはしたまひけん。されど百姓の衣はさておきたまひしを、養老三年にこれもかへよとおほせありしにぞありける。論語に、孔子の管仲がいさををほめて、此人なくば被髪左レ衽といはれしよししたるを、御國人の見て左衽をえびすのふりなりといやしみおもふはひがこゝろえぞ。右衽も左衽も、その國ぐにのならはしにて、まことにはよしあしのわきあることなし。からには右をかみとし、御國にては左をかみとするも同じことなり。もろこしにてはその國右衽なるゆゑに、うちをたふとむるすぢにて、ほかのくにをえびすといひ、左衽をいやしきやうにいひもすべく、御國のいにしへは左衽なれば、からのえびすの右衽なるをこそいやしみおもふべきすぢにはありけれ。されどかく右衽となりての世には、これもまた今のみくにぶりなれば、よろしと思ひてありぬべし。

松の落葉　三の卷

加茂の御社

かものみやしろは、伊勢の大御神の宮になぞらへて、朝廷におもくうやまひたまへり。いにしへは伊勢には齋宮、加茂には齋院とて、同じやうに内親王まゐりをらせたまひ、又延喜式十二の卷内記の條には、凡宣命文者。皆以黄紙書之。但奉伊勢大神宮文以縹紙書。加茂社以紅紙書。と見えて、もろ〳〵の神のやしろとはいたくことになんありける。かくことなるによりて、玉依姫、可茂別雷命のみにてはさやうにはあらじ、上社は神武天皇、下社は鸕鷀草葺不合尊をあはせまつれるならんといふ人あり　こはいと〳〵みだりなるおしはかりごとになん。高尙つら〳〵考るに、加茂のみやしろをいたくうやまひたまふは、大宮の地主の神にますゆゑなるべし。いにしへはかみなかしもの人みな、氏神につぎては地主の神をいたくうやまひまつるならひなりしかば、朝廷にては伊勢大神宮は御氏神にましませば申もさらなり。これにつぎては加茂の御社をおもくうやまひ祭りたまふにぞありける。祭る神のみうへは、山城風土記に、可茂社。稱可茂者。日向曾之峯天降坐神加茂建角身命也。神倭石余比古之御前立坐而。宿坐大倭葛木山之峯。自彼漸遷至山代國岡田之加茂。隨山代河下坐。葛野河與賀茂河所會至坐。廻見賀茂河。而言雖狹小。然石川淸川在。仍名曰石川瀨見小河。自彼川上坐。定坐久我國之北山基。從爾時名曰加茂也。加茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜日女。生子名玉依日子。次曰玉依日賣。玉依日賣於石川瀨見小河遊爲時。丹塗矢自川上流下。乃取插置牀邊。遂孕生男子云々。乃因外祖父之名。號可茂別雷命云々。可茂建角身也。丹波神伊可古夜日賣也。玉依日賣也。三柱神蓼倉里三井社坐也。玉依日子者。今賀茂縣主等遠祖也。とあるにてしられたり。皇大神と申は、三代實錄十八卷貞觀十二年のくだりに、奉幣加茂御祖別雷兩社。祈止霖雨。とあるところの告文の中に、皇大神御社爾といふこと見

えたるを例とすべし。ゐます屋は大かたは社とあれども、續日本後紀一の卷天長十年のくだりに、奉二幣於加茂大神宮一と見ゆれば。宮ともいひしなり。此御社上下といふは地によりていへることにて、北なるを上とし、南なるを下とせり。神の御品の上下にはあらず。下の御社は別雷神の御母神にませば、こなたをさきとしたまへり。ふるくは延暦のころ、敍二賀茂下上二社從二位一といふこと、續日本紀に見え、日本後紀弘仁十年のくだりには、山城國愛宕郡加茂御祖幷別雷二神之祭。宜レ准二中祀一と見えたるにてしるべし。下上幷になどかゝれたるは、おや子といふが如く、おやをさきとし、子を後とする朝廷のみこゝろしらひにしたがひたるにて、大神の御しなことなるにはあらず。ひとしく從二位になさせたまひしにてもしられたることなり。さるからに、續日本紀には下上二社とあれども、續日本後紀には、三ところまで鴨上下としるされたり。こはひとしきふた大神なるを、下上といふはことやうなりと、此紀かける人の思ひてかへたるにぞあらん。上下とあれども、此御時より下をのちにとさだめたまひしにあらずとは、同紀十一卷承和九年のくだりには、鴨御祖、鴨別雷と見えたるにてしらる。延喜のころにいたりても、式に加茂下上、又は下上兩社、下社上社などゝいふ事かず〳〵見えたり。加茂に行幸のことをいへるも、萬須鏡うち野の雪の卷に、中の時にまづ下の宮に行幸、くれはてゝ上のやしろにまうでさせたまふ。賞おこなはれなどして、くわん御はあけがたにぞなりにけるとあり。江家次第二十の卷賀茂詣のくだりに見えたるも、まづ下の社、つぎに上の社、加茂祭に齋王のまゐりたまふも、延喜式六の卷に見えてさやうになん。此祭の御使も下をさきに、それより上にまゐりたまふこと、昔今かはらず。かくよろづのこと下をさきとし上をのちとしたまへるに、たゞ江家次第十の卷に見えたる加茂臨時祭にのみ、次使捧二御幣一立。先上社。次下社。松尾等取二加之一。とぞありける。此臨時祭は、亭子の帝いまだみこと申ける時、かゝのみやしろのほとりに鷹つかひあそびありきたまふをりに、加茂の明神、翁となりあらはれて、冬の祭をこひたまへるによりて、寛平のはじめの年にはじまれり。かく翁とあらはれたまへるは、をの

こ神にて別雷皇大神ならんとおしはかりおもひたまひてや、此祭のみはまづ上社とさだめたまひけん。そはとまれかくまれ、上社をさきとしたまへるはことなることなれば、例とはしがたし。おほくの例と、おや子の大神のすぢとによりて、下の御社をさきに、上のみやしろを次にすべく、されども神のみしなはひとしくして、さらにかみしもなしとこゝろえつべし。しかいはんこそ、加茂のふたつの御社の正しきさだめにはあらめ。あなかしこ。

賀茂祭の勅使

賀茂祭はいと／＼おもきまつりにして、むかしの物語ふみ、さうしなどに、かもといはでまつりとのみかけり。さるはほかにたぐひのあらざればなり。北山抄四の卷神事のくだりに見えたるやう、朝廷にて神をまつりたまふに、大祀、中祀、小祀といふしなありて、大祀は踐祚大嘗祭令。中祀は祈年、月次、神嘗、每季大嘗祭。小祀といふはあまたあり。さて賀茂祭は、此中祀になぞらふべきよし、日本後紀弘仁十年のくだりに見えたり。あだし社はかろからぬも、みな小祀になぞらへたる祭なれば、ほかにたぐひなく、げに祭とのみいひてもさなりとしられたる事にぞありけんかし。北山抄四の卷に、賀茂祭爲二中祀一。諸司齋之。園。韓神。松尾。平野。春日。大原野等祭爲二小祀一。とあるを見てしるべし。さて此祭の勅使、いにしへは内藏頭なる人にて、内藏寮より出て大内にまゐり見え奉りて、かもにものすることとなりき。さいふは、續日本後紀五の卷承和三年四月乙酉の日のことをいへるくだりに、天皇御二紫宸殿一。閲二覽賀茂祭使等鞍馬調飾幷從者容儀一。賜二使等祿一。以二播磨守從四位下橘朝臣永雄一爲二内藏頭一。令レ供二祭使一。と見え、三代實錄三十三の卷に、賀茂祭如レ常。先レ是。左近衞官人之染二死穢一者。入二侍陣座一。是故祭使不レ受二辭見一。使自二内藏寮一赴レ社。と見えたるによりていへるなり。内藏寮にけがれなどあるをりは、かはりてこと寮よりまゐれる例もありき。かの實錄の五の卷に、修二賀茂祭一。先レ是。内藏寮有二人死穢一。仍勅使自二縫殿寮一進。と見えたり。かゝるに今の祭を見れば、内藏寮の人もまゐりてはあれども、みつかひざねのさまにおら

ず。御社のあたりにて勅使何がしの中將殿に、紅紙の宣命をまゐらするなん、いにしへのなごりとは見えける。

名神明神并大明神

名神とは、天の下に神社のあまたあるが中に、名たゝる神をまつれりといふこゝろにものしたまへるにて、すぐれたるかぎりをいへり。延喜式に名神大としるされたるこれなり。日本後紀に、何の神を名神とす、くれの社預二名神一などゝかゝれたるを見れば、はじめは名神ならざりし神の社も、ゆゑありてはをり〳〵に名神にあげなしたまへることもありて、やう〳〵におほくなりつるなり。延喜のころに至りてのさまは、式にしるされたるやうにぞありける。此名神を國史に明神ともかゝれしは、さやうにもいひつることとなるべし。日本後紀弘仁四年のくだりに、奉二幣於名神一報二豐稔一也。と見え、同紀の又の年のくだりには、奉二幣於明神一報二豐稔一也。と見えたるなど、またく同じやうにおもはる。しかのみならず、文德實錄仁壽元年のくだりに、詔。以二近江國散久難度神一列二於明神一。と見えたる同じ神の社を、延喜の神名式には、佐久奈度神社〔名神大〕としるされたるにて、名神、明神同じきことといよ〳〵さだかなり。國々に明神ときこゆるは、いと〳〵おもき神の社にて、世々の國史に見えたるやう、ことゝあるをり〳〵には、勅使まゐりて幣たてまつりたまひき。この吉備のみちの中に明神ときこゆるは、高尙がつかへまつる大神のみやしろにかぎりぬ。されば此國人のこゝにまうづるをみやうじんまゐりとぞいふ。いにしへよりのいひならはしなるべし。名神も明神も字音にいふべくかゝれし文字と見ゆれば、げに呉音にみやうじんといふべきことぞかし。又いとまれには明神に大といふもじをそへてもいひし例あり。三代實錄仁和二年の宣命の文に、松尾大明神と見えたり。おほといふ詞は、いにしへ大御神、大神などゝ尊みてそへいひつる例にて、しかものしたまへるなり。ただしこれは文字ごゑにだいみやうじんといひしにこそ、今もさやうにいへり。此ころはかいなでの神のやしろをみななにがし大明神、と世の人のい

ひふへるは、いとみだりなることになん。ついでにいはん。大明神といふこと、般若心經といふほとけぶみに見ゆるによりて、かしこのにならひたまへるならんとおもふはたがへり。こゝのは上のくだりにいへるがごとし。かの經なるは呪文をほめたる語にて、まことの神にはあらず。用ひたるやういたくたがへり。おのづからいひさまのかよへるのみなり。佛ノ道にはいかやうのこゝろにものすとも、こゝにとやかくといふべき事ならねど、それによりて、みくにの大明神をこゝろえあやまる人のありもぞするとて、かくさだめいふになむ。

神事には音樂をなさゞりし事

賀茂祭はいと〳〵おもき祭なるに、あづま遊はあれども、音樂はなし。いにしへぶりなり。神祇令に、凡散齋之內。諸司理レ事如レ舊。不レ得ニ弔レ喪。問レ病。食ニレ宍。亦不レ判ニ刑殺一。不レ決ニ罸罪人一。不レ作ニ音樂一。不レ預ニ穢惡之事一。致齋唯祭事得レ行。自餘悉斷。と見え、三代實錄五の卷には、九月に此月伊勢齋內親王。入ニ大神宮一。由レ是。不レ擧ニ音樂一。亦不レ著レ靴。とあり。かく穢惡と靴とにたぐへいはれたるは、音樂をなすはけがれとせしごとくおもはる、さるはいにしへは人の死にける家にて、棺の前にて音樂をせしゆゑなるべし。今はしかすることのやみぬれば、おのづからけがれともせざるやうになりつるにこそ。

星を祭る事

ほしをまつることは、わがみかどのいにしへにさらになきことにて、よその國のわざなれば、佛をきらひたまへる同じたぐひに、伊勢にます大御神はこれをもいたくきらひたまふにこそ。しかいふは、日本後紀十の卷に、禁下今日祭ニ北辰一。擧レ哀改レ葬等事上。以ニ齋內親王入ニ伊勢一也。と見え、續日本後紀四の卷承和元年八月のくだりに、禁ニ京畿之內來月供ニ北辰灯一。以ニ齋內親王可ニレ入ニ伊勢一也。と見え、延喜式五の卷には、凡齋王將レ入ニ大神宮ニ之時。自ニ九月一日一。京畿內伊勢近江等ノ國不レ得下奉ニ燈ヲ北辰一。及擧レ哀改上レ葬。とも見ゆればなり。擧レ哀改レ葬はいみじきけがれのわざなるを、そのたぐひとしもしたまへるは、まつる

まじき神をまつることを、天照大御神はふかくにくみたまふ御心なりけり。佛をきらひたまへるもさるゆゑにぞあらんかし。されば神の宮人のともはさらにもいはず。なべての人もこゝろして、星の神をばまつるまじき事なり。

齋女

伊勢の齋宮、加茂の齋院は、内親王のならせたまへば、みわざもいと〳〵おもくて、國史をはじめ、いにしへの記錄ぶみ、物語ぶみなどにも、かず〳〵見えたれば、みな人よくしれるを、春日、大原野の齋女のことは、しれる人まれなり。三代實錄十五の卷貞觀十年のくだりに、宣ニ詔内外一曰。春日。大原野兩社ノ齋女ノ藤原朝臣可多子、太政官貞觀八年十二月二十五日下ニ所司一符。注ニ藤原朝臣須惠子一。今追改焉云々。勅令ニ大和國ニ差ニ充騎兵四十人執杖ノ士二十人一。備ニ春日齋女參社之威儀一。と見え、同實錄二十七の卷貞觀十七年のくだりに、冬十月。藤原朝臣意佳子。爲ニ春日大原野齋女一。以ニ前齋女藤原朝臣可多子遭レ喪也。と見えたるにて、齋女のやうをしるべし。齋宮齋院に内親王のならせたまふ同じこゝろばへに、齋女には藤原氏の女のなれる例なり。

荒和祓

六月つごもりの日の大祓に、荒たへのみそ、和たへの御服を、縫殿寮よりたてまつり。それを宮主中臣などのとかくすることのあるによりて、荒和のはらへともいふを、むかしの歌よみそのゆゑをしらずして、荒和のもじを、こは荒ぶる神を和すことぞとおもひあやまりけるなめり。拾遺集藤原長能の歌に、

さばへなすあらぶる神もおしなべてけふはなごしのはらへなりけり

とよみけるより、そのあやまりを世々につたへて、さとる人なかりき。六月のつごもりの日のはらへに、荒ぶる神をなごすよしはさらになきことなれば、なごしのはらへといふはらへももとよりあることなし。延喜式一の卷六月晦日大祓のくだりに、縫殿寮置ニ荒世和世御服於席上一。と見え、又宮主披ニ荒世一授ニ中臣一。中

臣取授ニ中臣女一。即執ニ量御體一。總五度。訖次宮主捧レ坩。〔土器中入ニ小石等一如レ鈴。〕中臣轉執授ニ中臣女一。執奉レ御。訖退授ニ中臣一。轉授ニ宮主一。宮主取授ニ後取卜部一。荒世事畢退出、亦中臣引ニ和世一。進退如ニ荒世ノ儀一。其荒服者賜ニ卜部一。和服者賜ニ宮主一。訖皆退出。臨レ河解除而去。と見えたるにて、おのがいへるごとく、荒和祓といふは、荒和の御服によりたる名なることを考へしるべし。江家次第七の巻六月晦日のくだりにも、縫殿寮奉ニ荒世和世御服一事。神祇官奉ニ荒世和世御贖一事どもあり。

神遊巫舞

かみあそびを中ころよりはかぐらといひ、かみのこをなかころはかんなぎといへり。和名抄に、巫〔和名加牟奈岐〕。祝女也。と見えて、今みことといふものにぞありける。さて此かむなぎ、今もろ〳〵の神の社にして、かぐらに舞ふにひと手にはゝひさきさかきの枝、あるは竹のはをもち、ひと手には鈴をもてり。此舞は天鈿女命の石窟戸の前にて、竹葉飫憩ノ木葉を手草とし、手に著鐸之矛をもちて、歌舞したまひしをまねぶになん、北山抄一の巻園韓神祭のくだりに、祝師申ニ祝詞一。上卿以下拍レ手。次引ニ廻御馬七疋一引出。次神遊御巫舞。と見え、江家次第五の巻大原野祭のくだりには、和舞〔和舞取ニ賢木枝一舞也〕と見え、かぐらの採物の歌に、賢木篠のあるをおもふに、中ころの巫の舞も、大かた今の世のやうにぞありけん。

神わざするところに木綿つけたる賢木をたつる事

神のみまへに木綿つけたる賢木をたつるは、神代に磐戸の前のかみわざの中に、眞賢木の枝に青和幣白和幣をかけてさゝげたるぞ、ことの起りなる。古語拾遺に見えたるやう、青和幣は麻、白和幣は穀木してつくれる木綿なれば、麻と木綿とをつくべきことにぞありける。此ふたつをかねて木綿ともいひしことなり。そは古歌に、さかきの枝に木綿とりつけてとはいへど、麻とりつけてとはいはぬにてもしるべし、さて神にさゝぐる木綿のこと、布に織りたるあり。萬葉二の巻の歌に、木綿疊手取持而如此谷母吾波乞甞君爾不相鴨といひ、同集三の巻の歌に、木綿疊手向乃山乎といへるなどなり。布をたゝみ

手にとりもち、又はものにおきてもたてまつるをいへり。同集三の卷の歌に、寧樂乃手祭爾置幣者とあるをおもふべし。又絲ながらなるもあり。同集三の卷に、奧山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而齋戸乎忌穿居、とよめる歌の木綿は、しらがつくといへば絲とみゆ。賢木の枝につくる木綿のこと、齋戸のまへのは和幣とあれば、織たる布ならめど、ならのみやこのころよりこなたは、木神の絲をつくることゝおもはる。しらがつくといへる萬葉集の歌をはじめ、かぐらの採物の歌に、「さかき葉にゆふとりしでゝたが世にか神のみむろといはひそめけん、とあるゆふも、しでとはしげくたるゝをいへば絲なり。かく絲を賢木の枝につけたるは神にさゝぐるものなるを、はやうよりうつりてはさゝげものならで、神わざするときにきよまはりをるしるしのものともなしけるなり。萬葉集十九の卷入唐使にたまふ御歌に、四舶早還來等白香著朕裳裾爾鎭而將待、とよみたまひしぞそれなる。入唐使の舶はやくことなくかへるまでは、神をまつりいのりおはしまし、ものいみしてまちたまふそのしるしに、木綿の絲を御裳の裾につけたまふよしなり、かゝればしらがつけたる賢木も、神わざしいみきよまはれるところのしるしのものとす、延喜式四の卷伊勢齋王の卜にあひたまへる女王の家に勅使つかはしたまふくだりに、遣二勅使於彼家一。告二宗事由一、神祇祐已上一人率二僚下一。隨二勅使一共向。卜部解除。神部以二木綿一著二賢木一立二殿四面及内外門一。とあるこれなり。今の世にも神わざするところのいみきよまはりたるしるしに、賢木をぞたつる。たゞし木綿の糸にかふるに、紙をほそくきりてつくることゝす。糸しろなればほそく長くきりてしげくつけたらんぞよかるべき。しかすればさかきばにゆふとりしでゝといへるふる歌にもかなひて、

男女の髮

いにしへはをのこも女も、わらはのをりは髮をゆふことなくはなちて、うしろにたれてありしなり。伊勢物語の歌に、くらべこしふりわけ髮もかたすぎぬ、といへるにてしらる。さてをのこの髮、をとこになりてはひたひにゆひたりき。そのあかしは、古事記の景行天皇の卷に、小碓命の御事をいへるに、當此之

時。其御髪結額。と見えたるは、此命十六にならせ給ふ時にぞありける。又日本書紀崇峻天皇の巻にも、是時厩戸皇子束髪於額。〔古俗十五六間束ニ髪於額ー。十七八間分爲ニ角子ー。今亦然也〕。と見えたるにて、いよ〳〵額にゆへることさだかなり。束髪於額とあるもじを、ひさごばなにしてと讀めるは。瓠花にかたちの似たればなり。今亦然とあれば、舍人親王の御時もかゝりしなり。萬葉集の歌に、額髪結在染木綿とあるにてもしるし。さて十七八になりては、かしらにふた處にゆひつるなり。崇峻天皇紀に、分爲ニ角子ーとみえ、又同書神功皇后の巻に、解レ髪臨レ海曰。吾被ニ神祇之教ー。賴ニ皇祖之靈ー。浮ニ渉滄海ー。躬欲ニ西征ー。是以今頭滌ニ海水ー。若有レ驗者。髪自分爲レ兩。卽入レ海洗レ之。髪自分也。皇后便結ニ分髪ー而爲レ髻云々。然暫假ニ男貌ー。と見えたるは、ゆひたる髪をときたまひ、うしほにすゝぎたまふに、ふたつにわかれたるを、そのまゝにふたつにゆひて、男のかたちになりたまふよしなり。かゝれば上古には、女はかしらにひとつゆひ、男は十七八よりはふたつゆへるなり。さて女の髪、わらはのふりわけを、をとめになりてはかしらにてひとつゆひて背に長くたれたり。萬葉集の歌に、をとめ子がふりわけ髪をゆふの山、とよめるにてしるし。さて天武天皇の十一年にいたりては、日本書紀にしるしたまへるやう、詔曰。自今以後。男女悉結レ髪。十二月三十日以前結訖。唯結レ髪之日亦待ニ勅旨ー云々。男夫始結レ髪。仍著ニ漆紗冠ーとしるしたまへるをみれば、をとこの髪はかしらにふたつゆへるをときて、ひとつにあげゆひて漆紗冠をきたるなり。かくてふたつゆふことは、かうふりきぬわらはのことゝなれるなり。中ころのふみに、わらはをあげまきといへるにてもしられたり。又源氏物語桐壺の巻に、源氏君の元服のくだりに、此君の御わらはすがた、いとかへまうくおぼせど云々。いとかうきびはなるほどは、あげおとりやとうたがはしくおぼされけれどゝあるも、ふたつにゆひたる髪をひとつにあげゆへば、かたちのかはるにつけて、さやうにおぼしけるよしなり。さてはひたひにゆふことはやみにけん。をんなの髪はひとつゆひて背にたれたるを、さきにいへるごとく、天武天皇の十一年には、あげゆへとみことのりありつれども、同天皇の十三

年には、女年四十以上髮之結不レ結。及乘レ馬縱横。竝任レ意也。別巫覡之類、不レ在二結髮之例一といふみことのりもあり、つひに朱鳥元年には、婦女垂髮于背猶如レ故。といふみことのりありつ、みな日本書紀に見えたり。かゝれば髮あげは、たゞしばしのあひだせしことにて、もとのすべしもとゞりとなりしを、又慶雲二年に、令下天下婦女。自レ非二神部齋宮宮人及老嫗一皆髻髮上。と續日本紀に見えたれども、度々かはれるみさだめゆゑにやあらん。その世のならひのまゝに正しくはあらたまらずして、髮あぐるはたゞ大宮のうちにてことゝあるをりのことなりき。紫式部日記に、おものまゐるとて、女房八人ひとつ色にさうぞきて、かみあげ白きもとゆひして、白き御はんもてつゞきまゐる云々。もとゆひはえしたる髮のさがりは、つねよりもあらまほしきさましてといひ、榮花物語初花の卷に、その夜になりぬれば、れいのさとのもみなまゐりつどひたり、かたへは髮あげなどしてうるはしき姿なり。四十よ人ぞさむらひけるといへり。かくことだつをりは髮あげしたるは、慶雲二年のみことのりのなごりをさすがにのこせるなり。そのさまはからの女の髮ゆへるにぞ似たりけん。紫式部日記に、内侍二人いづ、その日の髮あげうるはしき姿、からゑをかしげにかきたるやうなりといひ、榮花物語にも、内侍二人いづ、かみあげうるはしき姿ども、たゞからゑかといへり。上のくだりふるき書に見えたることゞもおもひわたしなば、いにしへより中ころまでの男女の髮のさまは、大かたしられぬべし。ついでに此ころのをいはんとす。今は女のすべしもとゞりするは、よき人もことゝあるをりの事にして、つねにはあげゆふことゝす。そのさまいにしへの髮あげとは異にして、伊勢物語に、高安の女のさまを、今はうちとけて髮をかしらにまきあげてといへるやうに、いやしきさまなり。すべしもとゞりよりは、まきあげたるはたよりよければ、賤女のふりのいつしかよき人にうつれるなり。日本風土記といふから書に、こゝのことをいへるやう、女子富貴者。披髮維紛。貧者常以レ髮束髻。以便二一用一。といへるは、中ころの御國のさまなり。これを見て高安の女のみかは、そのかみ貧しき女は、みな髮をかしらにまきあげつることをしるべく、今はなべて其

ふりになりぬることをもしるべし。さて又、をのこの髪、大宮人のほかは大かたひたひの髪をそりおとし、髪の末をわげてゆふは、中ころのさまにいたくことなり。たゞし月しろのことは、西行法師の撰集抄、無住法師の砂石集などに見えて、やゝふるき代よりのことなれど、そは今の世の中そりといふさまにて、髪のうちをちひさき月のかたちにそりつるにて、ひたひ髪をばそらざりき。此ころのをのこのかしらのさまは、足利の末のいみじきみだれ世のころ、つねに冑きるものゝふのさかのぼるいきをもらすために、月しろを大くひたひがみかけてそりおとしつるもありしを見ならひて、たれも／＼しかするやうになりしにぞあらむかし。

いにしへの男女玉鈴を身のかざりとせし事

神代の書に、伊邪那岐大神の左右の御手の手纏の事見えたり。それも玉にぞありけん。萬葉集の歌に、わたつみのたまきの玉ともいへればなり。日本書紀仁徳天皇の卷に、勅二雄鯽等一。莫二取皇女所レ賚之足玉手玉一。と見え、又二女之手ニ有レ纏ニ良珠一。といへるをおもふに、手にも足にも玉まきてかざりとせしなり。同卷に、取ニ得田道之手纏一與ニ其妻一。とある手纏も玉なるべし。履中天皇紀に、是夜仲皇子忘ニ手ノ鈴ノ於黒媛之家ニ而歸焉。とあるにてもしるべし。いにしへは男も玉鈴を手にまきつることを、又くびにもまきつとおもはるゝは、神代にしたてるひめの歌に、をとたなばたのうながせる玉のみすまるのあな玉はやといひ、安閑天皇紀には、幡媛偷ニ取物部大連尾輿瓔珞一。と見えたればなり。

百姓

いにしへ百姓といひしは、大宮つかへせざる人をなべていふことゝしられたり。日本書紀持統天皇の卷に、詔令ニ天下百姓服ニ黄色衣一。とあるを見るべし。大宮つかへする人は、つかさ位のしなによりて衣の色もことなれば、さらぬなべての人をいへるよしなり。又職員令の左京職のところに、大夫一人。掌下左京戸口名籍。字ニ養百姓一云々事上。と見えたるは、京のまちにすむ人をいへり。かゝればものつくる民にかぎ

りていふ今の世のならひはかたよれり。

奴

奴は賤ともいひて、人の家につかはるゝものにて、人のしなことなり。今の世はからのふりうつりてわきなけれど、貴賤のしな正しかりしいにしへは、良民はまづしくても人につかはるゝことなし。これぞ御國ぶりなりける。續日本紀に、播磨國揖保郡大興寺ノ賤若女ハ。本是讃岐國多度郡藤原鄕女也云々。揖保郡百姓佐伯君麻呂詐テ稱ニ己奴ト。賣ニ與大興寺ニ。而若女之孫小庭等申訴日久。至レ是始得レ雪。若女子孫奴五人。婢十人。免レ賤從レ良。とあるにてしるべし。人につかはるゝものは、いたく人のしたことなりしを、又同書に、案ニ令條ニ。良賤通婚。明立ニ禁制ニ。而天下士女及冠蓋子弟等。或貪ニ艶色ニ而奸レ婢。或挾ニ淫奔ニ而通レ奴。遂使ニ民族之亂ニ。漫爲ニ賤隷ニ。公民之徒變作ニ奴婢ニ。と見えたるをおもへば、いにしへ奴といひしは、今の世しもざまにてゐとりをいふに似たり

はしたもの　めしうど

むかしはめしつかふいやしき女をはしたものといひき。狭衣物語に、のきのあやめをひとすおひきおとして、いそぎかきてはしたものゝをかしげなるしておひて奉るといひ、古今著聞集には、宇治入道殿にさむらひけるうれしさといふはしたものを、顯輔卿けさうせられけるにといへるを見てしるべし。又めしうどとは、むかし物語には妾のやうなるものをいへるに、今の世には囚人をいへり。囚人をばむかしはとらへびとゝいへり。

餌取

和名抄に、屠兒〔惠止利〕と見えて、屠ニ牛馬肉ヲ取。鷹鷄餌之義也。とあり。かゝれど牛馬の肉をみづからもくふものにぞありける。今昔物語に、此持來たるものをくふを見れば、牛馬の肉なりけり。僧これを見るに、あやしき所にも來にけるかな。我は餌取の家に來しなりとおもひて、といへるを見てしるべし。

今の世にゐたといふは、このゐとりをいひあやまれるなるべし。

遊女

つくしへゆく人のわかれに、いのちだに心にかなふものならば、といふあはれにをかしき歌よみし、江口のさとのしろはさらにもいはず。こゝろとむなとおもふばかりぞ、と西行法師にいらへたる、おなじ里の君、わたつみの中にぞたてるさをしかは、とすきものどもの歌の本をいひけるに、秋の山べやそこに見ゆらん、と末をつけたりし檜垣の子などは、すぐれたるきはなれば、すがたもこゝろもうつくしく、よろづたらひてはづかしげに見えけんと思ひやらるれど、かいなではさやうならず。源氏物語のみをつくしの卷に、あそびのやうをいへるは、おのが心をやりて、よしめきあへるもうとましうおぼしけりといへり。人にめでられんとて、ことさらによしめくさまのうとましげなるは、げにかゝるあそびものゝくせぞかし。いとはなやかなるよそひなりしことは、榮花物語殿上花見の卷に、江口といふところになりて、あそびどもかさに月をいだし、らでんまきゑさまざまにおとらじまけじとしたてまゐりたり、とあるを見てしられたり。いまもみさとなにはに、大夫といひてさるたぐひのものゝつねにかさゝせてありくは、このならはしのこれるになん。大和物語に、鳥飼の院にて、かしこきおまへにうかれめどもあまたまゐりてさむらふ中に、聲もおもしろくよしあるものははべりやととはせたまふこと見ゆれば、これをよびとりて盃とらせなどするは、今やう歌うたはせてきゝはやしこゝろをやるすさみになん。いまの世に遊女といふものは、名にたがひてよる〱かはるまらうどに枕かはしてぬるをわざとす。これはむかしのやぼちになん。むかしの遊女は、今の世の藝子といふものにぞ似たりける。平家物語には、あそびの中にをとこ舞まふを白拍子といへり。これは此ころの舞子といふものにかよへり。かく似もしかよひもするものから、むかしのはみなあてなるさまぞこよなきや。白拍子にもいづれか秋にあはではつべきといふをかしき歌よみしもありきかし。されどいにしへ人は、あそびのわざをいたくいやしみて、順

朝臣の和名抄には、遊女を乞盗のたぐひとしてかたゐにならべかきたり。か丶れば世にすぐれたるひがきのこも、そのわざのいやしければ、なみ〳〵のきはの人のめとだにえならずして、その家の集にかけるやう、おいの後すみかもなくなりて、手づから水くむきはになりて、をけをひきさげていづるにしも、國のかみしばし出らるる道にさしあひて、めかどなるもの見つけて、などかくはなど見とがむるに、名高き檜垣なりと人のいへば、はたかくる丶によびいづ。はづかしけれどかくれどころもなくて、をけをきしにおきて居たれば、いかでいとかくはありしぞ、あはれなどあればおもひわびて、

　老はて丶かしらの髪はしら川のみづはくむまでなりにけるかな

かくかけるを見れば、千とせの後にも、なほいとあはれにおぼゆ。此ころ今やう歌うたひ、さみせんのことひくあそびは、いにしへのにくらべては、こよなくおとりたるものを、まれにはよき人のをむなめともなりなどすれば、なみ〳〵の人のめとなるは多し。わが家うみの子の末々までもあそびを淡(ヲムナ)ともなせそ、かくいさめおくゆゑは、乞児(カタヰ)のたぐひを家あるじのやうにすれば、いみじきけがれとなり、氏神のきらひたまひにくみたまへば、よろづのわざはひおこりあひて、家おとろへぬべくおもへばなり。さてうかれめとも、あそびともいふは、人にさそはれうかれてありきあそぶをわざとするゆゑにこそ。

　あふ坂山のさねかづらといふ歌

一とせみやこのぬでの屋にて、百人一首といふものをかうさくしけるをりに、

　名にしおはゞあふ坂山のさねかづら人にしられでくるよしもがな

といふ歌をおのがとけるやう、むかし今ありとある注釋にあひて、さねといはんためにのみ、しかいひつゞけたまひしこと丶ときたれど、しかにはあらじ。もしさやうならんには、はじめの五もじ、わが中はとやうにいふべき詞のすぢにて、名にしおはゞとはさらにいふまじきことぞ。後撰集の歌にて、女のもとにつかはしけるとある、此ことばかき、例のこの集のくせにて、いひいたらざるにぞあらん。さね

といふ女のもとにつかはしけるとかきたらんには、ときあやまる人はあらじを、同集に、人の心のつらくなりければ、そでといふ人をつかひにてと詞かきして、人しれぬわがものおもひのなみだをば袖につけてぞ見すべかりける、といふ歌の例もありけるをや。さてさねといふ名の女ならんとは、名にしおはゞとあるにてさだかにしられたり。さねといふ名をさねかづらといひなしたるぞ歌なる。名にしおはゞいざこととはんみやこ鳥、といふうたおもひ合せてもさとりぬべきことぞかし。さて此御歌のこゝろは、いましが名さねといひて、さねかづらの名におふとならば、ちかきわたりなるあふ坂山のしたはふさねかづらのやうに、人にしられずしてしのびてくるよしもがな、とのたまへるなり。くるはかづらの縁語なり。かくときたるを、くすし畑の何がしきゝて、言の葉の名たゝる殿にまゐりて、かみのくだりのことゞもらしきこえしかば、いとめづらしげにさることとならんとのたまひて、かんぜさせたまひき、とかの人かたりき。

さをしか

故鈴の屋大人のいはれしは、萬葉集なる鹿の字は、みな加とよむべし。しかとよみては、いづれも文字あまりてしらべわろし。しかにはかならず牡鹿と牡の字をそへてかけり。心をつくべし。鹿の字をしかとよみてよろしきは、わづかにひとつふたつなりといはれき。此考によりて、ある人さをしかの事、をしかは牡鹿のこと、さはそへていへる詞にて、をは小のこゝろならんといへり。かの萬葉集に、左小牡鹿ともかきたれば、げにさることのやうなれど、よくおもひめぐらすに、さにはあらじ。さと小とかさねていへる例も見えず。さはそへていふ詞、をは男にて、しかは鹿なるべし。和名抄に、鹿〔和名加〕とあれども、昔よりしかともいひつらんとおもはるゝは、同書に、麋〔於保之加〕、新撰字鏡に、麐〔久自加、又於保自加〕、とあるは、皆大鹿のこゝろにて、大牡鹿の心にはあらず。又萬葉集八の卷〔三十八丁に〕、呼立鳴而奈流鹿之、同卷〔三十九丁に〕、猪養山爾伏鹿之、同卷〔四十八丁に〕、秋芽子師弩藝鳴鹿毛、同卷、

〔同丁に〕山下響鳴鹿之、同卷〔四十九丁、〕に秋野乎日往鹿乃、と見えたる歌ども、みなしかとよむべく、かとよみてはしらべとゝのはねば、鹿をしかともいひしこと、いよ／＼さだかにて、牡鹿にかぎりていふ名にはあらざるなり。萬葉集に、しかといふにをり／＼牡鹿ともかけるは、ことわりをもて牡といふもじをそへたるものぞ。さるは鹿を歌によむは、鳴聲をめでゝの事にて、すべてみな牡鹿のうへをいへればなり。故大人はこの事に心つかれずしておもひあやまられたり。かみのくだりにもいへるごとく、八の卷ひと卷にも、鹿といふもじを加とはよまれぬ歌五つあれば、萬葉集なるはみな加とよむべしとはいはれぬことゝなるをや。

菊

からくにの菊は、こゝのふぢばかまなり。そのよしあきらめいひてん。きくとよめる歌、ならのみやこのころまでは見えず。はじめてものに見えたるは、日本後紀延暦十六年冬十月のくだりに、皇帝歌曰、己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利曾之奴倍岐阿多良蘇乃香乎、とあるこれなり。かゝれば延暦のころ、からくによりきたりしにこそ。此菊のはなのいと／＼めでたく、こゝのふぢばかまとはことなるやうに見ゆれば、からくにの名によりてきくとはよみたまひしなるべし。さるゆゑに、これよりさきにきくとよめる歌はなきぞかし。この菊は、今の世までも家々のまがきのうちにうゑつぎ來て、もてはやす花なり。又秋の野におのづからあまた生出てさく菊のはなは、ならのみやこのころにもあるべく、そは萬葉集八の卷の歌に、なゝくさとかぞへしなかのふぢばかまなりけり。そのなゝくさは、山上憶良詠秋野花歌に、秋野爾咲有花乎指折可伎數者七種花、其一、芽之花乎花葛花瞿麥之花姫部志又藤袴朝貌之花、其二、とよめるにぞありける。かきかぞふればといへば、大かた秋の野に咲たる花のあるかぎりをいへる心なるに、あまた咲てうつくしききくの花をもらすべしやは、朝貌は桔梗、藤袴は菊なれば、げに秋の野のはなのこりなし。ものしり人はふじばかまを蘭なりといへど、らには生いづる野まれにして、七くさの

かずにいるべき花のさまならず。類聚國史卷三十一帝王部にも、平城天皇大同二年九月のくだりに、乙巳。幸㆓神泉苑㆒。奏歌開宴。四位已上共挿㆓菊花㆒。于時皇太弟頌歌云。美那比度乃曾能可邇米豆留布智波賀麻岐美能於保母能多乎利太流祁布、上和㆑之曰、遠流比度能己己呂乃麻丹眞布智波賀麻宇倍伊呂布賀久爾保比多理介利と見えたり。挿㆓菊花㆒とありて、御歌にふぢばかまとよみたまへば、菊はこゝのふぢばかまなることさだかなり。さきに延曆の帝はきくとよみたまひしかども、花はすぐれてめでたけれど、ここのふぢばかまと同じものなれば、かくもよみたまへるなり。さて挿㆓菊花㆒とある此菊は、蘭の字の誤を寫傳へしなるべし、と上田秋成はいひつれど、さにはあらじ。日本後紀に、同じ御代の此事をかゝれたるにも、挿㆓菊花㆒とあり。二書ともに、蘭の字を草の手にかきて、菊にあやまるべしやは。類聚國史は百卷にあまれる書にて、うつす人もかいなでならねば、ましてあやまらじ。しかのみならず、菊をふぢばかまとすれば、よくかなへること上のくだりにいへるがごとし。さてのち、かの延曆、大同、ふた御代のみうたによりて、みな人きくともふぢばかまともよみあへるうちに、言みじかきかたのいひよきまゝに、やう／＼にきくのうたおほく見えしらがへば、ふぢばかまはことものゝやうに、人のおもふ世になりて、ふぢばかまに香をむねとよめば、蘭蕙の香草なるにおもひまよひて、これならんとて、六帖にはらにの部にいれ、和名本草にも、蘭蕙の和名を布知波賀麻とはしるせるにこそ。かやうにみな人あやまるによりて、紫式部もひがごゝろえして、源氏物語匂宮の卷に、老をわするゝきくに、おとろへゆくふぢばかまとはかきつるになん。ふぢばかまに香をむねとよむは、袴といふ名によりて、むかしははかまにもたきものすることなれば、その香によそへて、いみじくいへる歌のならひなるを、そのよししらぬ人の、かく蘭とはさだめたるにぞありける。かくさだめてのちは、菊に和名のなくなりたれば、からよりわたりたる草の葉のかたち遂に似たるによりて、世の人のからよもぎといひ、又かはらよもぎともいひあやまれるを、そのまゝとりて、新撰字鏡にからよもぎ、和名抄にはかはらよもぎとしるしたるになん。此ふ

た書は、世の人のいふまに／＼考へずしてかけるひがごと多し。尚通は、かの字鏡に香艸乎支とかける
ぞ、もとの名にて正しくはあるべき。高尚ははやうよりかくおもひさだめたれば、ひとりむかしにたちか
へりて、菊のうたをふぢばかまともよむことゝす。よしやあしや。

菊のきせわた

菊にわたをきするは、花の香を綿にうつしとりて、そのうつしの香をもてはやすためにぞありける。そ
は清少納言の枕冊子に、九月九日は曉がたより雨すこしふりて、きくの露もこちたくそぼち、おほひた
る綿などもいたくぬれ、うつしの香ももてはやされたるとあるにてしられたり。さるを春曙抄といへる、
此冊子のちうさくに、きくに綿をきするは、菊をもてあそぶあまり、寒霜をふせがんとのこゝろざしな
りととけるやうのひが說もあれば、今くはしくときあかしてん。後撰集に、となりに住はべりける時、
九月八日伊勢が家のきくに綿をきせにつかはしたりければ、又のあしたをりてかへすとて詞がきあり
て、伊勢の御の歌をしるしたり。九月八日にとなりの菊に綿をきせにつかはすは、九日の重陽宴にうつ
せる香をもてはやさんとてぞ、又のあしたその綿をかへすにてもしるべし。折てかへすといへるは、き
くの花にきせたる綿を、枝ながら折てかへすにて、しかするは道のほどに、うつせる香のうすくやなら
んとおもふこゝろしらひにこそ。これを見てしるべし。はじめにいへるおのが考のごとくなることを。

蘆手

あしでは中ごろのたはぶれがきなれば、大かたはおとさだまれるやうなれど、ことさらにいさゝかづゝ
はかへもして、めづらしきを興じめでけんとおもはるれば、むかし人のかけるあし手のまことのふでの
あとを、ひとつさがしいでゝ見たりとも、かならずかやうなりとはいひがたかるべし。ふるき物語ふみ
に見えたるやうおもひわたして、考へさだむべきことになん。おのれまだはたちにたらざりしほどに、
京にまゐりて梅ノ宮の宮人橋本經亮の家にて、あるじにあし手のことを問しに、むかしのをうつしおけり

とてとり出て見せけるは、繪はなくてたゞ歌のもじをゆがめてあしくかきたるになんありける。これは西行法師のまことのふでのあとをうつせるなり。かゝればあしでは悪手(アシテ)なりといひき。今おもへばさらにうけられぬ説なりかし。こは和泉式部の歌に、ふでもちびゆがみてものゝかゝれぬはこれやなにはのあしでなるらん、といへるによりて、事好むものゝ、かの法師の名をかりていつはりかけるにぞありけん。此歌は悪手(アシテ)ももじゆがみ、あして歌ゑも、もじを繪にかきなすからに、ゆがめてものすればよそへていへるにこそあれ。こと〴〵なり。その後又みやこにて、蘆花小澤氏のかけるあしてうたゑを見しに、むかしのにたがひて、水をもゑがゝず、歌のもじのなかに、まれ〳〵に繪をまじへて、うめがえの枝といふもじを、しひて木だちのさまにかきなし、鶯といふに其鳥のかたをかきて、かの枝にゐさせたるやうのたはぶれがきなり。こは源氏物語あして歌繪の注に、あしてとは蘆などを下繪にかき、文字をかきそへたるなり。歌繪とは、やといへば矢を繪にかき、わといふに輪をかきといひ、中峰和尚の笹の葉かきといふ文字の體、笹の葉に似たるがごときなりといへるによりて、かけるひがことになんありける。注は湖月抄にして、此説わろし。蘆を下繪にかきたらんには、蘆繪とぞいはまし。なにのよしにか手といふべきやといへば、矢を繪にかきなどいへるも、むかしのあしてのさまにあらず。いと〳〵つたなくいやし。それにならひて、名だゝる人のかけるはいかにぞや。同じ人の篠の葉かきをまねびて、ひともじを繪のさまにかきなせるもわろし。さやうにては、物語ふみに見えたるにたがへり。その事はおくにいふをまちてしるべし。さておのれはさやうのみだりなるおしはかりごとにはよらず。あしてうた繪をもてはやしける、中ころの物語ふみに見えたるにしたがひてなん、あしては蘆手なるべし、水をゑがきて、かたへに歌のもじを、うす墨してほそくつゞけて、蘆の生たるやうにかきなせるをしかいひき。さるからに、ものがたりぶみに、蘆手歌繪とはいへるなりけり。昔より手といふは、もじのことにぞありける、かく文字を蘆のかたちにかきなして蘆手といひつるをはじめにて、のち〳〵は水のほとりなるいはほの

たたずまひ、家ゐのさまをも、歌のもじしてかきなすことゝはなりけるなり。それをもはじめよりのいひならはしのまゝに、あしでとはいふにぞありける。水をゑがきていへるよしは、むかしの蘆手のやう、かならずさやうなればなり。つぎにひきいづる住吉物語のことば、玉葉集の歌を見てもしらるゝことぞかし。歌のもじを蘆のやうにかきなすことなれば、ゑはげに水をものすべきことぞ。うす墨にかくゆゑは、うたのもじゝては、まことにそのものゝやうにはかきえがたければ、うす墨にかきまぎらしたるものにぞありける。住吉物語に、南は一むらの里ほのかにみえて、苫屋どもにみゆるめかりほし、蘆の屋にこゝろぼそくけぶりたちのぼるけしき、うすずみにかける蘆手に似たりとあり。遠くてほのかに見ゆる苫屋、あしやにみるめを屋のうへにあげてほしもし、けぶりのたちそひもしては、そのみるめけぶりにまぎれて、屋のさまのいよ〳〵さだかに見えわかれぬを、うす墨の蘆手に似たりといへるにてしるべし。うみべの繪に歌のもじして、あまの家をうすずみにかくならひもありけるを、玉葉集の歌には、夕ぐれになにはあたりをきてみればたゞうす墨のあしてなりけり、とあり。うみべのゑにうすずみして、歌のもじを蘆のすがたにかきたるに似たりといふこゝろなり。石のかたちにかきなせることも見ゆるは、源氏物語梅が枝の卷に、蘆手のさうしどもぞ、こゝろ〳〵にをかしき。宰相中將のは、水のいきほひゆたかにかきなしそゝけたる蘆のおひさまなど、なにはのうらにかよひて、こなたかなたゆきまじりて、いたうすみたるところあり。又いといかめしうひきかへて、文字やういしなどのたゝずまひ、このみかきたまへるひらもあめり、めもおよばず、これはいとまいりぬべきものかなときやうじめでたまふとあり。此蘆手歌繪よ、水のいきほひゆたかにといふは、ひろき海をゑがけるなり。そゝげたる蘆のしか〳〵とは、なぎさよりはる〴〵と、蘆の生つゞき出たる、末は遠くてものゝそゝげたるやうに見ゆるをいふ。さばかり蘆の生たるところは、なにはならんとおもはるゝよしなり。こはうすずみにかすかにかけるところ、又いかめしうしかしかとは、めに近きいそべの石は、こき墨にものして、一もじづゝの文字やうも、

それしてつくりかきなせる石のたたずまひも、そゝげたる蘆とはひきかへて、いかめしきをいへり。ひともじにて石をものしたらんには、草書といふゑのさまなれば、これはいとまいりぬべきものかなとあるにかなはず。しかのみならず、蘆も家もひともじしてかきうべしやは、鳥をかくこともありきとしられて、榮花物語根合の卷に、池のかぎり火ひまなきに、白き鳥どもの足高にてたてるも、蘆手のこゝちしてをかしとあり。此とりは鷺なるべし。池をゑがけるは、れいの水をものするならひなればなり。鳥のあしたかきをあしてのこゝちといへるよしは、蘆のもじをかきつくさんとしては、もの丶かたちのたけたかくなることの、をり／＼あるならひなればぞ。これもひともじしてかゝぬあかしとすべし。さて蘆よりうつりて、家石鳥とかけるを見れば、水のほとりにつき／＼しきは、なに丶まれかくべきなり。水をゑがゝずしてものするは、蘆手にあらずとしるべし。むかしのにならひて、こゝろみにひとつかきいでつ。いと／＼わろきはくはしうさとさんとして、なか／＼ものそこなひにこそ。

四方山

今の世の人のことゝひに、よも山のものがたりなどいふ。よもやまはさらに山のことにはあらで、ひろくこゝかしことといふこゝろなり。むかしもさやうなりき。榮花物語花山の卷に、世の中にもがさといふものいできて、よもやまの人、上下やみのゝしるにとあるは、天の下をいへるやうなり。木のしづくの卷に、よもやまのくすしをあつめ、よるひるつくろはせ給へどゝいひ、音樂の卷に、よもやまの佛神にもいみじきことどもありつれば、にやといへるなどは、みやこわたりをひろくいへるさまなり。又

神樂歌に、よもやまのまもりにたのむあづさ弓神のたからに今しつるかも、といへるは、花山の卷なると同じく天の下をいへり。さるを此神樂歌のよもやまを、梓取魚彦が、よもやもをうつしあやまれるものぞといへるはわろし。榮花物語の卷々に見えたるをみなあやまりともいひがたかるべく、しかのみならず、四方とはむかしよりあまたいふことなれど、八方といふことはきゝなれず。たゞ續日本紀の宣命に、天地八方調賜事者、といふひとつあれど、こはこゝろも詞もこゝのふりならずおぼゆ。岡部翁の神樂歌のよもやまの考に、山を楯とたのむやうにとかれつるもわろし。天の下のまもりにたのむといふこゝろなるをや。

歌まくら

ふる歌によめる天のしたの名どころを、世の人の歌まくらといふは、歌よみのまくらごとゝするこゝろにやあらん。源氏物語桐壺の卷に、やまと言のはをも、もろこしの歌をも、たゞそのすぢをぞまくらごとにせさせたまふと見えて、まくらごとゝはつねのことぐさをいふよしにおもはるればなり。又おもふに、しかにはあらで、まくら詞のたぐひにて、よむうたのたすけに名どころをするこゝろにやあらん。いひはじめたるこゝろは、さだかにしりえがたけれど、名どころを歌まくらといふことはものにも見えつ。大鏡左の卷に、六十よこくのうたまくらに、名あがりたるところ／＼などをかきつゝまゐらするにとあり。かくあればふるくもいひつることになん。

こまもろこし

歌よみのこまもろこしといふことは、源氏物語寄生の卷に、こまもろこしの錦あやをたちかさねたるめうつしにはといひ、同物語若菜の下卷に、もろこしこまと、此世にまとひありきといへるなどによりたるなめり。しらぎくだらのふたつをおきて、こまひとつをもろこしにたぐへていひならへるは、こまはあるが中に國もひろくすぐれたるに、いにしへ錦あや笛やうのもの、なにやくれやこまともろこしとよ

りわたり來れるをもてはやして、こまもろこしのなにとたぐへいひしをたらひとなりて、さるものゝうへならねども、こまもろこしとはいへるなるべし。

歌はいひつくさぬをよしとする事

うたは情をむねとすれば、こまやかにいひつくしては、情あさくなりてわろし。六百番の歌合に、稻妻といふ題にて、

左　勝　　　　有家

風わたるあさぢがうへの露にだにやどりもはてぬよひの稻妻

右　　　　家隆

ながむればかぜふく野べの露にだにやどりもはてぬいなづまのかげ

右方申云、左の歌よろしきか、左方申云、右の歌雖似左方。詞つゞき心ゆかず。判云、兩首の歌心詞已同等に見え侍るを、左は宵の稻妻といひ、右いなづまのかげといへる、ことの外おとれるにや、以左爲勝。

とあり。左の歌のまされるは、宵の稻妻といひて、影をばいはでしらせ、風わたるあさぢがうへといひて、見わたすことはいはざるによりて、あはれなる情うちにこもりて、いひしらずをかしければなり。

だに　さへ

だには、古今集の歌に、

ちりぬとも香をだにのこせうめの花こひしき時のおもひ出にせん

といへるにてしるべし。花のちるはせんかたなし、香をなりとものこせといふこゝろなれば、なり、ともといふこゝろぞとこゝろえてたがふことなし。

さへは、同集の歌に、

春雨ににほへるいろもあかなくに香さへなつかし山ぶきのはな

といへるにてしるべし。色にくらべて香もといふこゝろなり。萬葉集に、さへといふに副の字をかけるも、ものふたつをかねていふこゝろなればなり。このふた歌にても、だにとさへとはこゝろ異なることよく見えわかれたり。さるをちかき世のうたよみは、同じやうにおもひまがへて、ひとつこゝろによめるうたおほし。栂井氏のてには網びき綱、蜘のすがきなどいふ書にも、同じこころにときて、さへはおもく、だにはかろしと見えたるなどひがごとなり。かく歌よみのおもひたがふゆゑは、だにもさへも、ものふたつをかねていふは同じく、ふるき歌のあるが中に、だにもさへと同じやうに見えまがふもあればなり。ひとつふたつ例をとり出ていふべし。これも古今集に、

み山には松の雪だにきえなくにみやこは野べのわかなつみけり

春やとき花やおそきときゝわかんうぐひすだにもなかずもあるかな

雪とのみふるだにあるをさくら花いかにちれとかかぜのふくらん

はしは春くれば木陰谷がくれにはのこるとも、松の雪なりともきゆべきに、それさへ消なくにといふこゝろ、中はうぐひすなりともなきなばとおもふに、それさへなかじもあるかなといふこゝろ、おくはさくら花よしちるとも、雪と見るまでちることなりともせずもがな、とおもふにまかせず雪とふるなり。それさへあるに、此うへいかにちれとか風のふくらんといふこゝろなり。みななりとものこゝろにてはあれども、いにしへの歌のふかき情をだにといふにこめてよめるものゆゑに、みな人見しらず、一わたりに見ては、なりともといふこゝろとはおもはれず。さへといふに同じやうなれば、見あやまるもうべなりけり。

おぼろげ

源氏物語末摘花の巻に、おぼろげならでしいでたまへるわざなれば、ものにかきつけておきたまへりと

いへる、おぼろげならでは、此詞のもとのこゝろなり。又おぼろげならぬこゝろを、中ごろにおぼろげといふことありき。そはことなるいひざまなれど、中ごろのひとつの詞づかひにぞありける。うつぼの物語俊蔭の巻に、山はやしにまじるものは、世の中をおぼろげにおもひはなれて、身をなきものにおもひなしてするものなりとあり。おぼろげならずおもひはなれてといふこゝろなり。榮花物語浦々のわかれの巻に、此ものどもたちこみたれば、おぼろげの鳥けだものならずはいでたまはん事かたし。初花の巻には、殿あはれおぼろげにおもほせばこそ、かくものたまはめと見えたるなどを思ひわたしてしるべし。これらもおぼろげならぬ、又はおぼろげならずといふこゝろになん。

あゆ

血汗乳などやうのものは、いづをあゆといへり。文かく人の心えおくべきことぞかし。その例は、うつぼの物語梅花笠の巻に、つまもとより血をさしあやして、落窪物語に、ちあゆばかり、榮花物語鳥邊野の巻に、御はな口より血あえさせたまひて、本雫の巻に、御口はなよりちあえてきえいりたまひぬといへるなどなり。これらを見わたして、血はあえ、あゆ、あやすといひつることをしるべし。汗乳も同じことにて、清少納言枕冊子に、あせあゆるこゝちぞしける。同冊子に、乳あえずなりぬるめのとなど見えたり。

高殿　たか屋

此ころの歌よみの、たゞ人の家の樓をたかどのとよむはあやまりなり。殿とはよき人の家をいふことなり。日本書紀には、樓の字をよき人の家なるは、くにゝたかどのとよみ、たゞ人のをばたかやとぞよみたる。さればしもざまにては、たかや又はたかき屋などぞいふべかりける。

堤の柳

つゝみの柳とて、つゝみには柳おほかるさまに歌によむなるはゆゑあることぞ。雜令に、凡堤内外并堤上

多殖ニ楡柳雜樹一充ニ堤堰用一（謂レ堰所ニ以蓄レ水而流一者也）。とありて、堤には柳をおほくうゝることゝなりしかば、そのならひのこれるなり。

伊勢物語新釋の事

おのれ伊勢のものがたりの新さくといふ書六卷をあらはしつるを、みやこ人これかれいひあはせて、さくら木の板にゑらせつるより世にひろまりて、高尙が弟子なるも、遠きくになるは摺本をえてぞ、はじめて見ることとなりける。さる處々より、此新釋にあるはときもらせりとおもひえたる、あるはとき誤れりと見つけたるなど、とかくいひおこするもあるに、かへりてひがごとなるはおきて、その中にげにさる事なりとおぼゆるをばかきとゞめおきつゝ、おのがおひつぎ考えたることゞもとあはせて、新釋拾遺といふ書をあらはさんとはするなり。さてある人のいひおこせけるやう、此書に物語の詞をひがもじならんとて、いさゝか改めたまへるところのあるを、いとあるまじきわざなりとて、いみじうにくみそしる人あり。たゞしかゝることとは、みくにゝもひとのくにゝも例なきにしもあらず。たとへばからふみ孟子盡心章に、古本には萬子曰といふことのあるを、趙注とかいふ注釋には、それにつきてしひたることいへるを、朱熹といふ人にいたりては、あらためて萬章曰としたり。さて萬子曰恐非などやうのことをだにいひおかざりき。此たぐひちかき世には、岡部翁の壬生をにぶ、深養父をふかやほとやうに、うちつけにかゝれしためしもある事ぞとは、かねておもひをりつれど、よくおもへばよきならはしとはおもはれず、いかにといひおこせたりき。ひがもじとてあらためしといふは、一の卷に、おもひあらばをおもひなくば、五の卷にそれををその頃と改めたる類をいふにこそ。そもこれはひがもじなりとおのれはさだかにおもひ定めたれば、なにの心もなく改めて、新釋にそのよしことわりいひおきたれば、さてよしとおもひをりしは、よくおもへばおふけなきわざはさるものにて、學びのすぢにもさはすまじき事にぞありける。おのれはかゝらんとおもひさだめても、人は又異なる考もあるべきなれば、ひがもじと見え

ても、その詞はさておきて、たゞ注釋にこそしかぐ〳〵といひおくべきことなりけれ。こたみわが誤りをさとれるは、そしろ人のありけるゆゑとおもへば、さる人こそわが爲にさちえさせたる人なりけれ。此事をば京にいひのぼして、板のもじをゑりなほさせつれど、はやくもとのすり本をのみえてみるらん人のため、かつはそのさちえさせる人によろこびきこえがてら、こゝにはたかくなん。

湯淺元禎のかける書を見て思へるやう

元禎は湯淺氏、字を新兵衛とぞいひける。道の口の岡山の殿人にて、此わたりにては名たかき儒者なりけり。おのれがわかきほどにうせつる人にて、あひ見ざりしぞくちをしき。そのあらはせる書どもを見るに、からことのみかは、こゝのまなびもつたなからず。師なりし服部なにがしのもとにゆきても、みくにのいにしへのことをとひあきらめんとし、師のいへるも、わが國のふるき書をよまずば、いかでか此日本の萬國にすぐれてたふとき事をしるべきといひてをしへしことゞも見えたり。此人々よ、六國史はさらなり、かなのさうしをもあまた見わたし、榮花物語、三鏡、平家物語やうのものは、ことにこまやかに心とゞめてよみつるよしなり。世にすぐれたるからことのはかせなりかし。そのなごり見えて、今も岡山の里にからふみまなびする人は、かならずここのものまなびをもたぐへてぞしける。いともく〳〵よきならはしなりけり。はかせとあらんものゝ、まづむねとあきらめしるべきわがみくにのいにしへの事をばしらずして、ひとのくにのことのみしりてよからんやは、むかしの儒者は、今の世のかいなでのずさとは、こゝろざしのいたくことなるものになん。

龍雲禪師のいへること

三十とせばかりやすぎにけんとおもふむかしにきゝつる物語を、今おもひ出るまゝに、こゝにかきしるす。ちかきわたり、蘆守の里の難波何がしの家に、年ごとのむ月には、あまたの僧來て經よみといふことす。一とせれいのごとくものするをりに、その家の女あるじいでゝ、まらうとざねなる龍雲禪師に

むかひていひけらく、としごとのれいとて、かたじけなく御書をはじめこれかれ來まして、この事なしたまへば、家さかえ父はこゝにて身まかりしものどものため、よしとうれしう思うたまへをるは、まことにさやうにや侍るといひければ、ぜにしいらへけるやう、佛の經文といふは、よきをしへをかけるものなれども、ことのこゝろをえずしてよみたらんには、そのみづからのためにもなりはべらぬを、まして人にあつらへてよませたまふことなれば、さやうにかひあることには侍らじ。しかにはあれども、あしきわざなすにくらべては、こよなくよきことになんといらへきと。かの女あるじおのがもとに來てかたりき。世にすぐれたるぜにしなるかな。かりそめのことゝひのやうなれど、こは灌頂經といへる經に見えたる七分獲一の心をおもひつゝ、心のまことをいひあらはしたるらんぞおしはからるゝ。妄語戒をも弘法の志をもわすれぬ人にて、よにありがたくなん。そのかたいもも千の書をよみあきらめても、佛のいさめをおもはずして、おのが身のやすく世にへんことをのみねがふ法師どもは、いふかひなきことぞかし。龍雲禪師といふは、此きびのみちの中の井ノ山の寶福寺といふ寺の、そのところのほうしざねにて、世に名たかくきこえたる人なりき。

人の家にて神部の中臣祓辭をよむ事

おのれは名神のみやしろの事とりて、職のかゝからねば、人の家にゆきて神わざするやうのことはなけれど、大かたの神部はしかするなり。そのわざはみけみきをそなへて神を祭り、中臣祓辭をよむことゝぞ。此詞といふは、きたなきつみけがれをはらひきよむることのあるやうをいへる、いにしへのうるはしきみやび詞にぞありける。さる詞は、神のきゝよろこびめでたまふことにて、いはまくもかしこけれど、天照大御神の天の磐戸をさしこもらせたまひしをりにも、ふとのりごとのうるはしきをばきゝよろこびめでたまひしことのありつる、その例によりて、家のうちの人どもの事なからんをいのるにも、まづ神のきゝよろこびたまふことを申て、みこゝろをとるわざなれば、しかするもよかめれど、祓詞のみ

やびてたふとくうるはしきをよみひがめて、いやしくさとびたるさまにいひなさば、龍雲ぜにしのいへるごとく、これもよみてかひなきことなるべし。かゝれば神部は、岡部翁の祝詞考、又師のかゝれたる大祓詞後釋に、高尙があらはせる後々釋をくはへて、よくよみてことの心をわきまへしり、よみさまもそれにしたがひてこそ。

人は死にたらん後のためにも神をまつりいのるべき事

いける世のいのりのためには、みな人神をまつれども、なからん後のためにしかすべきことは、いにしへよりいひをしへたる人なければ、たれもしらざる事の心くろしさに、そのよしいはんとす。こゝの人は死にても、その魂みくにの神のしらせたまふせかいにいり、いやしき神となりてあり。よそにゆくものならず。しかいふは、いかりて死にたる人のたまの、あらぶるを神にいはひまつればしづまるにて、たしかにしられたればなり。そのゆゑは、世の人のいつきまつる神となるは、神のせかいにてたふとくすぐれたることなれば、よろこぶよりいかるこゝろのなぎてしづまるになん。いよの國なる和靈社のゆゑよしをきゝてもしるべし。はじめは佛わざしてしづめんとしつれども、いよ〳〵あらびまさるまに〳〵、神とまつりしよりしづまりぬとぞ。かゝる例いにしへ今に多し。さればなきたまは、高きみじかきしなのかはりはありなめど、みな神のしらせたまふせかいにいりて、そのほど〴〵にみな神となり、たふとき神の御はからひにしたがふものなれば、なからんのちのことは、神をのみひたぶるにたのみたてまつるべし。それを思ふにも、いける世にいよ〳〵神をいつき祭るべきことになん。此せかいのうちにて、いける人のめに見えぬぞ、神のせかいにはありける。又わらはの死にてこと家の子とうまれかはれることからふみに見え、ここにもをり〳〵あり。それもみな近きわたりの人どちなるは、なきたまの遠くよそへはゆかざればなり。此魂のありかよ、みつのしるべにもいひき、あはせ見るべし。高尙がおもひとれる事どもくはしういはまほしけれど、さてはいみじき長ごとゝなればとゞめつ。そはことにもの

すべく、こゝにはたゞかたはしをなん。

四大　五行

天竺の佛經に、地水火風を四大といひて、よろづのことわり、天地のことも、人の身のうへも、此よつのほかなきやうにいへるは、げにさることぞかし。から國には水火木金土を五行といひて、おなじやうにもの〻ことわりをこれしていふことなれど、かの四大にはおとりて、いと〳〵つたなし。こはたとへば五つにいまひとつ石をそへて六行としてもよからんをや。つら〳〵おもふに、佛書のからくにへわたり來てのち、四大をうらやみて、かしこの儒者のしひてつくり出たることなるべし。後漢よりこなたのずさのときごとには、佛書のふりなること、をり〳〵まじりてぞありける。

母屋　庇

むかし母屋(もや)といひしは、身屋ともかきて、今の世に家の本間といふところにぞありける。西宮記一の卷、二宮大饗のところに、垂二母屋御簾一。卷二庇簾一。と見え、又同卷臣下大饗のところには、下﨟辨進跪二庇二間一。〔去二身屋第二柱一〕とあるにてしるべし。母屋のほかはみなひさしといへり。同記に、又庇、孫庇、妻庇、などいへるは、母屋の次の庇よりつぎつぎをいへるなり。同記十の卷に、始講二日本紀一事といへるくだりに、東孫庇ノ小板敷有二聽衆幷云々座一。といへるを見れば、孫庇にいたりては板敷なるところもありしなり。妻庇は簀子のうへなり。同記十一の卷に、御座在二御簾前孫庇一之時。王卿候二簀子敷一。〔以二圓座一各置レ之云々。〕とあるを見てさなめりとしらる。

長押(なげし)　しきゐ

なげしは母屋と庇との中のへだてのうへしたにあるものにて、したなるははゞひろくぞありける。西宮記十四の卷に、跪二長押下一。兩三度膝行。昇二長押一。同記十九の卷に、獻レ盃者跪二於長押上一獻レ之とあり。のぼるといひ、うへにもゐたるを見て、せばかならぬほどをしるべし。母屋は庇よりはいたく高かりしな

り。さるゆゑになげしもたかくぞありける。源氏物語夕顔巻にも、例ならぬ事にておまへ近くもえまゐらぬつゝましさに、なげしにもえのぼらずと見えて、庇より母屋にいるにのみ長押にのぼるといへり。母屋のかぎりたかきほどしられたり。大鏡六の巻には、御病いたうせめて云々。御簾のとにゐざり出させたまひしにも、長押をおりわづらはせたまひてとあり。これにていよ／＼さなめりとおもはる。母屋よりはなげしにのぼりたまふことなく、たゞおりわづらはせたまへり。

しきゐはいにしへは坐席のことをいへり。日本書紀顯宗天皇の巻に、離レ席、天智天皇の巻に、磐城村主殷之新婦牀席頭端、一宿之間稻生而、穗其旦垂穎而熟、持統天皇の巻に、動レ坐而跪、とよめるを見わたしてしるべし。今の世にしきゐといふものは、むかしはしきみといへり。和名抄に、閾は門限也。和名之岐美。俗云度之岐美、とあるこれなり。清少納言枕冊子にも、なかのみかどのとじきみひきいるゝほどにといへり。

屋のうちの間

今の世に、家のうちのかみのま、しものまといふ間は、昔もさいひしことなり。増鏡秋のみ山の巻に、法皇もおなじまのうちにて、御しとねばかりにておはします、村時雨の巻に、寝殿の階のまに御しとねまゐりて、内のうへおはします。第二の間に后の宮、その次云々といへるにてしるべし。

障子　からかみ

いにしへ障子といへるは、へだてにものするたぐひをすべていへる名なり。今の世にしやうじといへるものをば、むかしはあかり障子といひたりき。そは古今著聞集に、あかり障子のやぶれよりきとみれば、といへるにてしられたり。紙ひとひらなるゆゑに、やぶれよりものの見ゆるなり。同書に、清涼殿の弘庇についたち障子をたてゝといへるは、今ついたてといふものゝさまなり。狹衣物語に、かみしやうじによべの御ぞをなんかけてさむらひつるとあるも、ついたちやうのものにこそ、かみしやうじとは紙も

てはれるをいふ。きぬにてもはるゆゑにかゝる名はあるなりけり。又江家次第五の巻に、候二於鬼間障子外一（暫閉二障子戸一）と見え、宇治大納言物語に、へだてのしやうじのかけがねをかけてきにけると見えたるなどは、今ひらき戸といふものとおもはる。されば何にまれ、へだてにものするをみなしやうじといへるになん。からかみとは、からの紙のめづらしきをもてはやして、いにしへはものゝへだてにかくることありしをいへり。うつぼの物語樓の上の巻に、三尺のから紙をかけたまへりとあるを見てしるべし。さて後は、此からかみを障子にはりて、今のさまにはなれるなるべし。長門本の平家物語には、から紙のしやうじをたてたりけるをほそめにあけてといへり。今のに同じ。

天井

今の世の人の天井といふは、承塵にぞありける。むかし天井といひしは、今の天井竿になん。その竿は井のかたちにくみたればいへるにこそ。延喜式七の巻践祚大嘗祭悠紀院の條に、悠紀院所レ造正殿一宇。搆以二黒木一。葺以二青草一。以二檜竿一爲二天井一。席爲二承塵一。とあるにて、天井と承塵とはさだかにわかれてみゆ。

むしろ

むしろはくさ〴〵あり。廣筵、長筵、狭筵、小筵は、その形によりていひ、出雲筵、信濃筵、あづま筵は、おり出す國によりていひ、たかむしろ、菅むしろ、綾むしろは、しなによりていへり。又張筵といふあり。これはとにはりて塵のたち來るをふせぐものなり。西宮記四の巻相撲のくだりに、三府佐著二胖子一。給二張筵一云々。有二飛塵一者。主殿灑レ水掃除。撤二張筵一。とあり。又細貫筵といふあり。江家次第一の巻相撲召合の條に、敷二滿廣筵並細貫筵一とあり。ほそくながき筵なめり。さてたゞ筵といへる中に、菅なるも絹なるもあり。こゝろとゞめて見ざればあやまりぬべし。西宮記十一の巻に、件廂敷二信濃廣筵四枚一。中敷二毯代一。とあるは、竹菅やうのむしろにてあら〳〵しければ、毯代をうへにしけるにぞあらん。同記十九の巻に、夏不レ敷二菅圓座一。敷二出雲筵一。とあるも同じやうの筵とおもはる。江家次第三の巻に、敷二藤実

小筵ニ爲ニ參議座一。とあるは、よき人の座なれば、よきむしろにぞありけん。源氏物語夕顏の卷に、御車よす、此人をえいだきたまふまじければ、うはむしろにおしくゝみて、惟光のせたてまつる。したゝかにしもえせねば、髮はこぼれいでたるも云々とあるは、きぬのむしろにて、萬葉集の歌によめる綾むしろのたぐひなめり。夕顏のうへのしきてね給へるものに、そのまゝつゝみたるさまにて、やはらかなるむしろと見ゆ。うはむしろといふは、したにものしきてうへにしくゆゑにさいへり。西宮記十八の卷に、設ニ冠者親王座一〈用ニ土敷一枚一并表席褥一〉とあるにてもしられたり。大鏡五の卷に、たゝみのうはむしろにわたいれてぞしかせたてまつらせたまふ。ねたまふときには大なるのしもちたる女房三四人出きて、かのおほとのごもるむしろをば、あたゝかにのしなでゝぞねさせたてまつりたまふとあり。たゝみとはたゝみかさねたるうはむしろをいへるにぞあらん。のしなでゝといへるやうきぬのむしろなり。又古歌に狹むしろに衣かたしきひとりぬるよしによめるは、ねやにいらず、うたゝねしたるさまにて、今の世に小ぶとんといふものしきて、まろねしたるさまなれば、これもきぬのならんとぞおもはるゝ。さればいにしへむしろといひつる中には、竹なるもあり、菅なるもあり、絹なるもあることをこゝろえて、ふるき書をば見るべきことになん。

たゝみ

たゝみといふ名は神代よりあり。されどそのかみのは、今のとはいたくことなり。古事記上の卷綿津見神之宮のくだりに、美智皮之疊敷八重亦絁疊八重敷其上とあるを見るべし。何にても、いくへもたゝみてしくものをいへる名にて、しなさだまれるにはあらず。さるを萬葉集の歌に、疊薦重編數といへるは、薦をたゝみかさねあみて、疊といふものにつくるさまなれば、いながらをたたみかさねあみてつくる疊のはじめなるべくおもはるゝ。奈良のみやこのころにかゝれば、今の京となりて後のは今のたゝみなるべし。西宮記に紫端緣端のたゝみ見え、榮花物語の木のしづくの卷にも、錦のはしさしたる長だゝみども

を、西ひがし北みなみとまはりてしかせたまへりと見ゆればなり。和名抄に、薦のことを細堅宜レ爲レ席といへるをおもへば、中ころよりはむねとものせしゆゑに、たゝみといふは、薦をおりたるをおもてにしてつくり出すをいふことゝなりつるになん。さるからに、薦疊、菅疊とはいへど、薦疊といへることはなきぞかし。たゞし今のやうに長さ大さのひとしくさだまれるにはあらず。和名抄に、本朝式云、掃部寮に長疊短疊〔和名太々美〕といひ、榮花物語煙の後の巻に、ちひさやかなるたゝみふたひらばかりしくほどにて、といへるをおもひわたしてしるべし。さて又中ころより後には、たかきみじかき人のしなによりて、その家にしける疊のはしのやう、いろ〳〵にかはれり。こはよろづのことこまかになれる世のさまなり。海人藻芥といふ書に、疊事。帝王院繧繝緣也。神佛、前半疊用二繧繝緣一也。此外更不レ可レ用者也。大紋高麗緣親王大臣用レ之。以下更不レ用レ之。大臣以下公卿小紋高麗緣也。僧中僧正以下同。有職非職紫緣也。六位侍黄緣也。諸寺諸社三綱等皆用二黄緣一云々。四位五位雲客用二紫緣一也。と見えたり。

砌

みぎりといふを、近世の歌よみは、庭のことのやうにこころえて歌によめるあり。ひがごとなり。これはのきのしたにかぎれり。西宮記に、至二仁壽殿西砌下一拜舞。以レ雨不レ立二庭中一とあるを見るべし。

さじき

いにしへさずきといひしを、中ころよりよこなまりてさじきといへり。はじめてものに見えたるは、古事記の上巻に、於其垣作八門(ソノカキニヤツノカドヲツクリ)、毎門結八佐受岐(カドゴトニヤツノサヅキヲユヒ)。とあり。ゆひといへるにてしるべし。かりにゆひてつくれるものなり。同じことを、日本書紀には、作二假庪〔假庪此云二佐受枳一〕八門(ヤマタ)一。と見えたり。假狹とかける文字にても、たゞかりそめにつくれるものとぞしられたる。此さずきを、なかころの物語ふみにはさじきといへり。それがあまた見えたる中には、かりにつくれるものながらに、いとよきもありきとおもはるゝは、榮花物語初花の巻に、殿は一條の御さじきの屋なが〳〵とつくらせたまひて、ひはだぶきか

うらんなど、いみじうをかしうせさせたまひてとあればなり。又いとかりそめなるは、たゞ車をならべてものしたるもあり。狭衣物語三の巻に、かねてきゝしにたがはず、一條の大路つゆひまなく河原までたちかさなりたり。車さじきの多さなど、すべてかちの人かしらさしいづべうもなきにといへるを見てしるべし。

せきと

關は和名抄に世岐度と見えて、しかいふぞ正しき名なる。さるを萬葉集の歌に、とをはぶきてせきとのみいひ、中ころの歌文にも、みなせきとのみよみもかきもするは、いふにたよりよければなるべし。此たぐひある事にて、猫もねこまといふが正しき名なれど、まをはぶきてねことのみいにしへもいまもいふなり。

飛彈ノ工

飛彈國には匠多くありつとは、賦役令に、凡斐陁ノ國庸調俱免。毎レ里點二匠丁十人一。毎二四丁一給二廝丁一人一。一年一替。餘丁輸レ米充二匠丁食一と見えたるにてしられたり。その匠のうちにやありけん。むかし飛彈工といふ名のたくみありけり。こは人の名にて、ひだの國なるたくみといふことにはあらず。今昔物語に、そのころ飛彈工といふたくみありけり。都遷の時のたくみなり。世にならびなきものなりとありて、武樂院はそのたくみのたてたりといへり。日本後紀延暦十三年。令下二天下諸國一搜二捕上逃亡飛彈工一。とあるも同じたくみなるべし。

かはら屋

なべての人の家瓦葺にするは、はやう聖武天皇の御代神龜のころにはじまれり。そは板屋草舍。中古遺制。難レ營易レ破。空殫二民財一。請抑二有司一。令二五位已上及庶人堪レ營者一。搆二立瓦舍一。塗爲二赤白一。奏可レ之。といふこと、續日本紀に見えたるにてしるべし。これよりさき、齊明天皇の御代に、大宮をさへ瓦葺にせんとしたまひき。冬十月丁酉朔己酉。於小墾田造二起宮闕一。擬レ將二瓦覆一。又於二深山廣谷一。擬下造二宮殿一之材上。朽

頽者多（クレタルオホシ）。遂止弗レ作。と日本書紀に見えたり。いにしへは寺をのみ瓦葺にせしことなるを、いともたふとき大宮をしかせんとしたまひしは、いみじきひがことになん。よきほどなる木の朽爛たるがおほかりしは、神のみこゝろにぞあるべき。さるからにやめたまひ、御代なゝよへて、上にしるせる神龜のころにも、大宮を瓦葺にとはたれもおもひよらざりしにこそ。延喜式五の卷に齋宮の忌詞をしるされたるに、寺稱二瓦葺一とあり。こはいとふるき代のさまをもて、かへ名つけたまへるなり。さて寺の瓦葺なりしこと、齊明天皇の御代にありつることどもおもひわたすに、いさゝかなる社にても、神のゐますところは、板屋草舍にすべく、瓦舍にはすまじきことになん。

ながらの橋

此橋のこと、おのがおもへるやうをいひてん。いにしへのならひ、ものゝつくりざま、いと〳〵おろそかなれば、橋などは久しくはたもちがたく、をり〳〵あらたに作ることにて、みやこわたりは板のくちぬるをさておかるることはなけれど、ながらは遠ければ、つくりて三そとせ四そとせもつくろはれねば、板くちて人も馬もかよひがたくなり、たゆることたび〳〵ありつるなり。それをふりぬとはいへるになん。ながらのはしは用ひらるるあひだはすくなく、すてられて久しくあるからに、ふりぬるものはそのはしとわれとなりけり、と歌にもよめるにぞありける。ふりぬとは用ひられぬやうになりたるこゝろぞ。さるからに、時よのおぼえおとろへたる身のたとへにはしけるなり。さて弘仁三年につくられしより延久のころまで、二百六十年のあひだのやうをものに見えたるによりていひて、さきにいへるおのが考のあかしとすべし。日本後紀に、弘仁三年六月。遣レ使造二攝津長柄橋一。とあり、文德實錄の仁壽三年には、冬十月。攝津國奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁斷絕。人馬不レ通。請准二堀江河一。置二二隻船一。以通二濟渡一。許レ之。とあるを見るべし。仁壽三年は弘仁に橋を造られて四十とせなるに、頃年橋梁斷絕といへれば、久しくはたもちがたかりしことをしるべし。仁壽より延喜の御代まで五十とせをふるあひだに、船にてわ

たすもたよりあしきにたへずやありけん。又あらたにつくられき。そは伊勢の御の歌に、

なにはなるながらのはしもつくるなり今はわが身をなにゝたとへん

とよまれしにてしられたり。此歌古今集に見ゆれば、つくられしは延喜よりさきにぞありける。その後天暦のころに、藤原清忠、

蘆間よりみゆるながらのはし柱むかしのあとのしるべなりけり

とよめり。今はわが身をと伊勢の御のいはれしは、延喜のさきにて、その造られしも天暦にいたりては五十とせをへぬれば、げに此歌のごとく、わづかに柱のかぎりのこるべきことになん。かゝれば伊勢の御の歌は、まことをよまれしなりけり。その事の國史に見えざるはもれたるになん。さて又榮花物語松のしづ枝の卷に、こゝはいづくぞととはせたまふ。東宮大夫ぞつたへとひたまふ。これはながらとなん申といふほどに、その橋はありやとたづねさせたまへば、さむらふよし申す。み船とどめて御らんずれば、ふるき橋の柱たゞひとつのこれりとあり。これは延久のころなり。伊勢の御のつくるなりとよまれし橋ならんには、百七十年をへたれば、柱ものこるべきかは、一條院の御代わたりに、又つくられて八十とせをへて、かく柱ひとつ殘りたるにこそあるらめ。かゝれば弘仁の後も、ふたゝびまでつくられしことしられたり。さてのこりたるひとつの柱もくちはてゝ、いにしへのあともながらとよみつる歌はあれど、つくられしにやあらんとおもはるゝこともたえてなくなりぬ。上のくだりにいへることどもをしりおかざれば、古今集に見えたるながらの橋のふた歌、よくはこゝろえられじかし。

文臺の筥

今の世歌のまとゐに文臺といふは、歌かける懷紙をうへにおくものなり。いにしへは文臺筥といひて、むねとは詩のまとゐにて、韻字を筥にいれおき、又とり出てそのふたのうへにおきつるなり。歌をもさやうにぞしける。古書にあまた見えたる中には、筥をはぶきて文臺とばかりもかけることあるによりて、

これは筥にはあらじとこゝろえあやまりて、中ころより後に、今のやうにはつくりなせるにこそあるらめ。今も筥にしたらんには、歌の懷紙たにさくをふたのうへにおき、なかにもいれていとたよりよきものなるべし。西宮記六の卷九日宴のくだりに、左少將兼村取二韻器一昇レ自二東階一。入二文臺筥一退下。といふことゝ見え、又開二韻器封一。置二筥蓋一。ともあり。同記十の卷、講二日本紀一竟宴のくだりに、取二文臺筥一置二博士前上卿座之上方一。次又外記秉レ燭。次上卿召二博士一人一。〔預定二其人一也。〕爲二講師一人人。讀二作和歌一。〔此開親王公卿出歌令レ入レ筥。〕披詠レ詩。と見え、北山抄二の卷就二文臺下一と見えたるなどは、文臺筥に歌をいれたる例なり。此くだりのはじめに、就二文臺一かみしもには、みな文臺筥とのみあればなり。又ます鏡老の浪の卷に、その後和歌の披講はじまる。爲道朝臣もとをしの袍につぼおひて、弓に懷紙をとりぐして、上達部の座のうへをとほりて、階の間より入て、文臺の上におく、其外の殿上人どもの歌は、ひとつにとりあつめて、信輔一度におくとあるは、筥といはねば、このころは今の世のさまにつくれるにやあらん。又これも筥をはぶきていへるにやあらん。しりえがたし。明月記には、榊の枝、松の枝を文臺として、歌合をおきたること見えたるは、建永二年三月五日賀茂歌合のをりにて、神のみまへなればことくなりかし。

をかしのかな

今はむかしの人なる田中道麻呂の考に、物をほめていふをかしは、おむかしのつゞまりたるにて、おのかななり。又笑ふべきことをいふをかしは、をことといふ言のはたらきたるにて、をのかななりといひつるを、故鈴屋大人のきゝて、いとよきかむがへなり。ほむとわらふとは、そのこゝろ大かたうらうへなるを、いかでか同じ言を通はし用ることのあらんといはれしを、はやうはうべなることにおもひしたがひて、さきにおのがあらはせる書には、みなさやうにわかちてかきつるを、今おもへばいみじきひがごとになんありける。萬葉集の歌にも、おむかしのおをはぶきて、むかしとはいひたれど、むをはぶけること

なし。さるは音をとゝいふたぐひ、おははぶく例おほかるゆゑなり。そのおをはぶかずて、むをはぶくべきいはれなければ、おむかしのつゞまりたるにはあらざりけり。しかのみならず、古歌につゝじのをかしからましと、おもしろきこゝろをも、をのかなにいへる例あるをや。又そのこゝろの大かたうらうへなるは、かよはし用ひがたしといはれしも、いかにぞや。たとへばかなしは、大かたは悲歎のこゝろにいへるを、古歌にうらこぐ船のつなでかなしもといへるは、身にしみておもしろくおぼゆるよしなれば、こゝろのうらうへなるにあらずや。をかしも同じことぞ。さればいにしへに例あるにしたがひて、をかしはみなをのかなにかくべしとおもひさだめて、此ころあらためけるになん。いとこころおぞしや。此書のしたがきを、あの人の見ていひけらく、をかしのかなをひとつにさだむることは、はやう久老、春海などいひし人々も考ていひおける事にて、ものに見えきといへり。そを見ましかば、はやうさとりて改めましものを、いと／＼くちをし。

神の御名のしか申すことのよしをいふ事

神のみふみをよみて道のまなびする人、よろづの神の御名のしか申すことのよしのしられぬを、とかくにからうがへていふ中に、からごゝろ、佛ごゝろにとけるは、さだめいふにもたらず。こゝのいにしへのこゝろをおもひていへるも、大かたはあたらじ。たとへば古事記中の卷、神倭伊波禮毘古命のくだりに、龜のせにのりて來れる國津神に、槁根津日子といふ名をたまひつるは、槁をさしわたして、御船にひきいれたまひつるよしなりとしらるゝは、その事しるされたればなり。もしそのよしをしるされずば、さることならんとはたれかおしはかりしるべき。その國津神のこゝろのなほきを、槁のなほきによそへて賜ひたる名ならんとか、又さはかろくそへたるにて、をは雄々しきこゝろ、はかりもじならんとかとくべきなれば、すべて神の御名のしか申すことのよしのあらはに見えてしられたる、はしか／＼ともいふべく、しられぬをしひてからうがへておしはかりごといはんは、やうなきことの槁おろかなるわざになん。こ

は神の御名のみにあらず。よろづの言のもとをかうがへて、あめとはかう〳〵いふ心ならん、つちとはしか〳〵とときたぐひ、みな同じことぞかし。

ものまなびする人のよしあし

ものまなびよ、こゝのはさらにもいはず、からのもかならずすべきことぞ。人の身のおこなひのよしあしをわきまへしるをもとゝして、いにしへのふみをひろくよみて、世の中のよろづのことにおもひわたしこゝろうれば、よきすぢにさとくかしこくなるものになん。いにしへと今とは、こと〳〵なることも多かれど、ものしれば智といふものゝほど〳〵に大になれば、おもひはかりせまらずして、いにしへかゝりつればいまはかうかうしてこそと、なみならぬをかしきかうがへもいできぬべく、よき人になるわざにしあれば、うへなくたふときものになん。かくめでたきものなるを、鳥けだものはすぐれたるもえせず。わくらはに人とうまれて、まなばでやはあるべき。しかにはあれども、まなびたるがなかなかにしらぬよりはあしきこともあり。おのがものしれるほどを見えしられんとして、かりそめのことゝひにも、人のえきゝせるまじきことをいひ、おもゝちけしきほこりかに人をばおとしめなどす。こはなまものしりのうへにあることにて、いと〳〵にくげなりかし。又からことまなびするともがらの、かしこのことやうなりし人のまねして、すぐれたる名とらんことを好みては、世にことなる身のおこなひをし、われよりかみなる人にへつらはぬをよきことゝおもふより、なめきことどもいひちらし、人のきずをもとめてはやくとはしりう言にそしるたぐひぞおほかる。かゝるをばみな人にくみて、がくもんは人をあしくするものゝやうにいひあへり。げにことわりぞかし。かのさがな人よ、そのまなびのおやともおやなる孔子のをしへを、いかにこゝろえたるにかあらん。其をしへに君子のにくむことゝて、悪㆘称㆓人之悪㆒者㆖。悪㆘居㆓下流㆒而訕㆑上者㆖。といひ、又年四十而見㆑悪焉。其終也已。ともいはれたり。こは論語といふ書に見えたり。たとへばなほき木にまがれる枝のあるごとく、きずなき人はありがたきを、そのきずをとめつ

ゝわろくいふぞはらあしき。さて又世の人ににくまるゝは、みづからはよしとおもひても、あしき人なればなり。易といふからふみに、柔順利貞君子所レ行。といひて、かしこのかしこきも柔順なるをよしとおもへりき。人はこゝろのそこつよくて、うはべはものやはらかに、大かたのことは世になびきしたがひて、おのがたてたるおもむきありても、あらはにけやけく人といひあらそはず、おもひのどめてやう〳〵にものすべくなん。かくこゝろえて、こゝのまなびに、孔子のをしへをとりそへてものしたらんには、つゆのなんなく、わが身のためはさらにもいはず。世のためにもなることぞかし。ものまなびといふものは、する人のこゝろえによりて、よしあしいたくことになん。

松の落葉 四の巻

神の宮人の於々といふ聲を高くたつる事

神の宮をあらたにつくり、みかたをうつしたてまつり、又は御饌たてまつるをりなどに、於々と聲を高くたてゝながくいふことあり。つかへまつる人ども、昔よりのならはしにてしかすれども、其ゆゑをばこゝろえかぬれば、おのれときあかしてん。於々とはいたくうやひたるいらへにて、昔の物語ぶみに見えたるやう、たかき人の御前にていらへ申にしかいひき。いにしへの祝詞に、稱唯といふもじをおゝとまをすとよめるもさやうなり。さて聲を高く長くいふは、いにしへもしかり。續日本紀十一の卷承和九年のくだりに、中務大輔從四位下高階眞人石川といふ人の、聲のよかりしことをいへるやう、除二兵部少輔一。俄遷二少納言一。父子相襲居二斯職一。以レ富二聲音一也。時論以爲。稱唯之音。細而且高。猶勝二於父一といへり。ながくいはざれば、細而且高とはきこえじ。少納言はみまへにさふらふ官にて、於々と申ことの多かるからに、聲よき人をなさせたまへるなり。かくしたまふにつけて、高尚つら〳〵考るに、於々といふはうやまひて申すいらへの聲なるよりうつりて、大御殿のうちにてこゝかしこへわたらせたまふをり〳〵に、かしこきおまへなる事を、かたへの人にしらせて、ものゝおとたかきをせいししづめ、かしこまりをれといふこゝろにものしつることにて、よき聲をえらせたまへるなるべし。いらへのみならんには、いかでさやうにやはあるべき。清少納言の枕册子に、おものまゐるにおし〳〵といふ聲たつることあり。これはもとお〳〵とかけるを、おし〳〵に見あやまりて、うつしひがめたるにぞあらん。神の御前にみけたてまつるをりに、於々〳〵といふによくかなへり。みなかたへの人にしらせて、もののおとたかきなどをせいしとゞめ、かしこまりをれとてするわざになんありける。於々といふこと、九重のうちにては、かしこきおまへならではなきことなれば、その聲を高くたつるは、おまへなることを人にしらする

わざとはなれるなり。ほそくてよくきこゆるやうにいひたらんは、つゝしめる心ばへもこもりてうへなくよければ、石川を少納言になしたまふは、うべなる事ぞかし。神のみかたをあらたなるやしろにうつしたてまつりて、於々と申も同じこゝろなり、かしこきおまへになぞらへて、いますがごとくうやまひて、神のこゝにおはしますことを人にしらすとて、しか申になん。ついでにいはん。稱唯を乎々とかくことは、日本書紀の訓點に越々とあるにならへるなれどあやまりにて、於々とかくべきゆゑよし、於乎輕重義といふ書に見えたり。

神にたてまつるものを祝詞によきやうに申す事

今の世には、たかき人にものたてまつるに、さゝぐる人のみづからは、其ものゝすくなくあしきやうにおとして申すならひなるに、いにしへの祝詞には、くさ／＼の物神にたてまつることを、横山のごとく置たらはしとおほかるさまにいひ、みそは明妙（アカルタヘ）、照妙（テルタヘ）、和妙（ニギタヘ）などゝほめいへるは心えぬことに、たれも／＼おもふめれど、ゆゑあることとぞかし。神をたふとみかしづくこゝろざしふかゝらんには、よきものをあまたたてまつるべきことなれば、其こゝろざしをいひあらはすにぞありける。光孝天皇の御歌に、君がため春の野にいでゝ若菜つむわが衣手に雪はふりつゝ、とよみたまへるも、みづからつませたまふやうにのたまへるは、めのとをふかくおもほしめすみこゝろざしをいひあらはしたまへるなれば、かしこけれど、此御歌のみこゝろをおもひ合せてもさとりぬべきことぞかし、今の世のならひはわろくぞありける。もろこしのいにしへ人も、さやうにこゝろえたりげにて、春秋左氏傳といふから書に、神にものたてまつりて申す詞をあげて、奉レ盛以告曰。絜粢豐盛。奉二酒醴一以告曰。嘉粟旨酒。としるせるを見れば、こはここのいにしへの心にかなへるを、左丘明の絜粢豐盛とは、謂二其三時不レ害而民和年豐一といひ、嘉粟旨酒とは、謂下其上下皆有二嘉德一而無中違心上といへるは、さかしらごゝろのひがごとなるべし。政よくて年ゆたけし、かみしもの人嘉德ありなどゝ神に申にほこらんは、むらいのことぞかし。さやうに

てはあらじ、たてまつるものゝおほくてよきよしにいへるにて、祝詞のおもむきに同じ。

板立ノ馬　馬代

神の社に馬をたてまつることは、いにしへの祝詞に見え、今の世にもたゆることなし。又木もてつくれるをたてまつり、馬しろのものたてまつること、此ころは多し。それも中ごろのものには見えたり。たゞしみなおほやけごとなり。北山抄一の巻に、天暦三年七月廿二日。月次祭「依レ穢延之」馬寮所レ進馬。腰損足蹇。已不レ中レ用云々。令レ奏ニ事由一以ニ板立ノ御馬一可レ令ニ率進一者。とあり。此板立馬ぞ、木してつくりたてまつりしことのものに見えたるはじめなりける。されどこれはえさらぬことにて、たゞかりそめにまことの馬にかへたまへるにて、つねにたてまつりおく今の世のさまとはことなり。又馬代は今は金銀なれども、昔はさやうならず。これも同書のおなじ巻に、承平四年六月。月次祭馬代進ニ調布八端一上卿令可ニ進見一レ馬之由。後後多此例。といへり。いにしへはさらなり、中ごろまでも、金銀をば人のなべてはこのまぬものなりしかば、布をたまひて、これして馬を買てたてまつれとおほせたまひ、すなはちしかしてたてまつりけるなり。そのころの調布八端は、馬にかへぬべきほどのものにぞありけん。かゝれば板立ノ馬もうましろも、まことの馬をたてまつることをやめて、かくしたまふにはあらず。今のはひたぶるにやめて、たゞそのまねびをなすにぞありける。

繪馬

ゑがきたる馬を神のやしろにたてまつるは、近き世のならはしになん。ふるき書には見えず。さるは神ののりたまふべきものにあらねば、いにしへ人はさやうのかひなきわざはせざりしなり。これは木してつくることもえせざるものゝ、さてやむべきをなほえあらで、いささかそのまねびをなすわざにて、そのなごりとはいふべく、少しはつみゆるさるゝかたもあるを、馬よりうつりて、今やうはいろ〳〵のもの繪にかきてたてまつるは、つゆばかりもかゝるところなさしわざなりかし。

神の宮人の笏をとる事

今はなべての神の社のはふりども、みな笏をとることとなれど、いにしへは把笏は、おほやけにいと／＼おもくしたまひて、續日本紀天應元年のくだりに、令賀茂神二社禰宜祝等始把笏。と見え、日本後紀延暦二十年のくだりには、始令住吉社神主把笏。と見えたり。かものみやしろの禰宜祝、住吉のやしろの神主などみな、かろからぬゆゑに、笏とることをゆるしたまへるなり。又續日本後紀承和五年のくだりに、春宮家令永預把笏とあるをみても、把笏のおもきことしらる。さてのち齊衡のころにいたりては、これをゆるしたまふもやゝことひろくなりて、文德實錄齊衡二年のくだりに、乙巳。制。大和國撿非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預把笏。諸國撿非違使把笏。始於此人。とあり。同書三年のくだりには、夏四月甲戌。詔諸國三位已上名神神主及禰宜祝等並預把笏。とあり。此齊衡三年の詔によれば、わが大神の宮人のともは、高倚らをはじめ、おの／＼笏とりてもよかめれど、名神ならぬやしろの無位のはふりどもは、ゆるしたまふことものに見えざれば、笏しろに扇をとりたらんぞ正しかるべき。

神にたてまつるものを初穗といふ事

初穗といふことは、延喜式の八の卷なる祈年祭の祝詞に、奧津御年乎八束穗能伊加志穗爾皇神等能依志奉者、初穗乎波千穎八百穎爾奉置氐、とあるを見てしるべし。つくれる稻穗を、まづ神にたてまつるゆゑに初穗とはいふにぞありける。神をたふとみおもくするになん。さてうつりては稻ならねども、つくれるものをまづ神にたてまつるをしかいへりき。三代實錄十八の卷貞觀十二年のくだりに、今神社件鑄錢所爾近久坐須。仍所鑄作之初穗二十文乎某乎差使天、と見えたるにてしらる。今の世には錢にまれ金銀にまれ、つくれるをはじめてたてまつるにはあらで、たゞなにとなくたてまつるをも初穗といふは、稻の初穗よりやう／＼うつりにうつりて、はつほしろなるをも、たゞに初穗といふになん。

小忌　大忌

なにゝまれおしなべて、大はおもきかたにいひ、小はかろきかたにいふならひなるに、小忌はおもく、大忌はかろし。そは西宮記十一の卷新嘗會の條に、小忌王卿以下著二青摺布袍日影縵淺履等一云々。但大忌王卿以下如レ恒。とあるを見てしらる。小忌は神事につきてことなるよそひせるはおもく、大忌はつねのごとしとあるはかろきにあらずや。北山抄新嘗祭のくだりには、小忌少納言若不參。大忌應レ召有レ例。と見え、また小忌五位以上在レ西。神祇官列レ之。次大忌東西相分如二常儀一と見えたるにても、小忌をさきとし、大忌は次としたまへること、いよ〳〵さだかにしられたり。

春田を祭る事

いにしへは稻たねを田にまきそむるときは、そこにしめひきはへいぐしたてなどして神をまつりて、たねはまくことにぞありける。神のまもりなくては、苗のよく生たゝぬよしあれば、げにしかすべきことぞかし。堀川院初度の百首のうちに、

見わたせば小田のなはしろしめはへてたねまくほどになりにけるかな

谷水をせくみな口にいぐしたていほしろ小田にたねまきてけり

とよめる歌どもを見て、いにしへのさまをおもひやるべし。しめはへいぐしたつるは、みな神をまつるさまなり。儀制令にも、凡春時祭レ田之日。集二鄕之老者一行二鄕飮酒禮一とあり。

千度祓

中ごろの世には、陰陽師のものすなるひとくさのはらへありけり。そはいにしへの大祓をまねび、それに人かた、大ぬさ、うちまきなどやうのものをかず〳〵くはへたることゝぞおもはるゝ。ふるき物語ふみに見えたるはらへは、みなそれになん。東鑑に、被レ始二行御祈禱一。大中臣賴隆勤二一千度御祓一。賴隆大神宮祠官後胤也。」とある一千度祓は、中ごろよりやゝ後のことなるに、千度といふかずをおもへば、はらへをうるはしくなしつるにはあらじ。ことをはぶけるはらへなるべし。人がたをながすなどはせで、川べに

ゆかずてはなしえがたく、いとまいるわざなればなり。こは今昔物語に、おひけん世もしられざる、古き大なる槻の木をきることのありけるに、きらんとする人死す。ある僧をしへていへらく、麻苧のしめをひきまはして、中臣祭文をよみてきるべしといひけることをいひて、さてその僧の申ごとく、麻苧のしめをひぎまはして、木の本に米散し幣たてまつりて、中臣祓を令レ讀て、杣立のものどもを召て、縄黒をかけて令レ伐に、一人死ぬるものなしとあるに同じきわざなるべし。米ちらし幣たてまつりて、中臣祓をよむなどは、陰陽師のなすはらへのうちをひとつふたつものせるにて、はぶけるわざながら、それをもはらへとぞいひけん。これは千度もなしつべし。今の世のはふりどものなす千度祓は、かの東鑑なる鎌倉時代のにならひたるものとおもはれて、しめひきまはしぬさたてまつりうちまきして、中臣祓詞をくりかへし千度ぞよむなる。今昔物語の槻の木のふるごとをおもへば、しるしあるわざにこそ。

穢

むかしはいさゝかなるけがれにても、朝廷の神事にはおもくいませたまひき。神のにくみたまふことなればなり。日本書紀履仲天皇の巻に、狩ニ于淡路島一云々。先レ是。飼部黥皆未レ差、時居レ島伊弉諾神託レ祝曰。不レ堪ニ血臭一矣。因以卜之。兆云。悪ニ飼部等黥之氣一。と見えたるにても、きたなきけがれをにくみたまふ神のみこゝろはしられつ。されば神につかふる人どもは、ことによくこゝろえていみさくべく、もしあやまりてものゝけがれにふれたらんには、きよまるわざしてのち、神事はものすべし。三代實録十四の巻貞觀九年十月七日のくだりに、大ニ祓於建禮門前一。去月内裏有ニ犬産穢一。不レ發下奉ニ伊勢太神宮幣一使上。明日可レ發故更齋修レ祓。とあるを見るべし。わづかなるけがれなれども、神事のあるによりて大祓をしもしたまへり。又同實録二十五の巻貞觀十六年のくだりには、四月廿一日己酉。賀茂祭。淳和院火穢之人入ニ於齋院一。仍停ニ祭事一。とあり。淳和院のやけつるは、同月の十九日のことなり。其けがれにふれし人の齋院にまゐりたるばかりのことにて、おきも賀茂祭を停めたまひし昔のやうをふかく考へて、なほざ

りにおもふまじきはもの丶けがれになん。

これは三轉の穢といひて、喪ある家のけがれは、三所にうつるよしなり。其さだめをしるされたるは、延喜式三の卷に、凡甲處有レ穢。乙入二其處一〔謂二着座一下亦同。〕乙及同處人皆爲レ穢。丙入二乙處一只丙一身爲レ穢。同處人不レ爲レ穢。乙入二丙處一同處人皆爲レ穢。丁入二丙處一不レ爲レ穢。と見ゆ。しかしたまへることのものに見えたるは、三代實錄二十六の卷に、貞觀十六年十一月十六日建禮門前に大祓あり。先レ是。十月二十七日。木工寮史生出雲島成死。喪家人入レ寮。寮官人參二入內裏一。由レ是。平野。梅宮。春日。大原野。園韓神。鎭魂等諸祭。皆從二停廢一とあり。內裏の穢となるは、すなはち三轉なり。諸祭やみ、大祓のあるにて、けがれのいと〳〵ふかきこととしられたり。さてつぎ〳〵の穢は、延喜式三の卷に、凡觸レ穢應レ忌者。人死限卅日。〔自二葬日一始計。〕產七日。六畜死五日產三日。〔鷄非二忌限一。〕其喫レ完三日。と見え、北山抄四の卷雜穢のくだりには、六畜死忌五日。〔鷄非二忌限一。〕產三日。六畜落胎三日。喫レ完及弔レ喪問レ病忌三日。と見えたるなどを、たれも〳〵つねにおぼえをりて、さばかりにはえせずとも、ほど〳〵に穢をいむ心おきてはものすべし。ついでにいはん。けだもの丶死にたる處も、二轉のけがれはあるなり。そのあかしは、西宮記六の卷に、天德四年九月十一日。藏人雅村申云。東宮廳有二犬死一。而候所人入二交內裏一云々。宣命紙幷不レ奏二草淸等一。と見ゆ。かくて伊勢の例幣使は、八省よりたてられき。ふた處まではうつりけがる丶事をしるべし。上のくだりにふるき書どもかず〳〵とり出てときあかしたるを見て、穢のなほざりならぬことをしりて、神につかふる人々はさらにもいはず、さらぬ人もこれをふかくいみさけ、もしおのが家のうちのけがれたらんには、ほかへうつらぬやうにすべく、きよまるわざをもたすべし。此けがれをなほざりにおもふ人をば、神はいみじうきらひにくみたまひて、家のうちにわざはひおこりぬべく、さる人のおほからんには、天の下にもおよぶべし。世のため人のためにかくくはしういふになん。

鹽湯してものをきよむる事

大神宮儀式帳に、御調櫃入氏鹽湯氏持淸氏御調倉進納畢。と見えたるをおもへば、今の世にしほ水してものをきよむることのあるは、古代よりのならはしなりけり。こは伊弉諾命のうなしほあみたまひて、よみのけがれをきよめたまひしにならへるにこそ。延喜式十三の巻に、宮主供ニ奉御祓一。〔御麻竝鹽湯案一前、解除調度如レ常。〕と見えたるは、中宮の御祓のをりのことなり。同式四十三の巻に、東宮下レ駕。神祇官迎供ニ神麻一。灌ニ鹽湯一。訖入就レ次。と見えたるは平野祭のくだりなり。又江家次第十二の巻伊勢大神宮へ勅使のくだりには、内人二人〔一人持ニ大麻一、一人持ニ鹽湯一、著ニ衣冠一〕灑ニ鹽湯一。獻ニ大麻一。と見えたり。かく古書にこれかれと見えたるみな鹽湯なるに、今はなべてしほ水にてものするやうに見えきこゆるは、たよりよきかたにうつりかはれるなるべし。水にいれたるのみにては、湯にわかしたらんやうにはしほのけみちざるべし。げにいにしへのぞよかりける。

わが大神の御饌たく竈殿の直會といふ米の事

おのが家遠つ祖より、鳴音たかく火の下にきこえたる、こゝの竈殿のこととりおこなふそくをかねたり。さるからに、此直會(ナホラヒ)の米の事をもいぶかしがりてとふ人のあるに、年老てそのをり〳〵いらへするもものうければ、おもひとれるよしをこゝにいはんとす。直會といふもじ、大神宮儀式帳の年中行事正月朔日の所に、白散ノ御酒供奉。次禰宜内人等直會殿被レ給畢。と見えたり。こは神にたてまつりたるみきをたまはりて、いたゞきのむところを直會殿といふよしにきこゆ。江家次第五の巻春日祭のくだりにも、直會殿といふあり。伊勢にかぎれることにはあらず。さてなほらひといふ詞は、師の考に、なほりあひのつゞまりたるにて、神事はてゝみなつねになほりあふといふこゝろなるべしといはれたるぞよろしき。延喜式四の巻に、凡三節祭解齋。直會之日云云。とある解齋の文字にても、げにさやうならんとおもはる。さてなほりあふ處にておろしのものたまはるからに、其物をやがてなほらひなにといへりき。

そのあかしは、これも儀式帳に、禰宜內人物忌川原に出てはらへする處に、川原に侍而、奈保良比酒并菜、從二禰宜一始皆悉給と見えたるにてしるべし。はらへは神をまつりみきなどたてまつりてものするゆゑに、はらへはてゝ奈保良比酒たまふにぞ。此奈保良比料稻六十束とあるをみれば、おろしのみならず、とりそへてもたまふにこそ。わが御社の直會殿にても、さやうになん。かく直會のことをときおきて、さて直會の米のゆゑよしをいひさとしてん。此吉備の國わたりのならひ、あるはやむ人ありて願たつるをり、あるはかへりまをしの時などに、御饌たてまつらんとてまうで來て、かねてその事かたらふわが神のみや人によりていへば、いざなひて廣前にまゐりことのよし申し、かへさに竈殿にいりて、もろともにをがむ。此處にかなへかゝれるかまふたつならびあり。西なるはみけたくかま、東なるはなるかまなり。あそめといふおうなふたりいでゝ、ひとりは東のかまにてかれたる松葉たく。今ひとりはそのかなへによりて、うへなるこしきのうちにて米ふりちらせば、なりとゞろくおとす。ことはてゝそのちらせし米をかきよせ、ものにいれてはふりのまへにもちく、はふりそれを紙につゝみ、直會とて願主にえさす。さるは御饌たきたてまつるには、何くれのさほふありて、時かはりゆくを、願主のまちかねてかへらんとするに、かのこしきのうちにちりたる米を、直會しろのこゝろにてえさす。ゆゑに昔よりそれを奈保良比といひならひたるにて、初穗しろのものをはつほといふがごとし。

なにはにてはらへする事

大和物語に、津の國といふところのいとをかしげなるに、いかでなにはにはらへしがてらまからんといへるを見れば、むかしはなにはのはらへとて、みやこ人のゆきてはらへするならひのありつるなり。さるははらへつものなどながしすつるに、うみべはたよりよければなるべし。三代實錄三十九の卷に、前伊勢齋內親王。來二月二十二日首途。自二大和道一經二山城河湯宮一到二攝津難波海一解除。而後可レ入レ都。とあるをもおもひわたすべし。

むかし人の木の枝にものつけつる事

今の世は貴き人にものたてまつるには、臺におくならひなれど、いにしへの木だくみは、臺やうのものつくらざりしかば、木の枝につけて、神にも、まき人にもさゝげたることゝおもはる。神代に天石屋戸のまへにて、神たちの賢木の枝に玉鏡和幣をかけたまへるも、さやうならんを、師もこゝろつかれざりしにこそあらめ。古事記傳にもときもらされき。神學とて、そのすぢのみたてゝする人のことわりふかげにときなすは、かへりていにしへのこゝろにあらじ。天石屋戸のまへにてのみゆゑありて、神たちのしたまひつることならんには、神わざするにもあらぬをりにならひて、人のをり／＼にすべしやは、これは神にまれ、人にまれ、たふときみまへにさゝぐるものは、地にならべおかんはなめげなれば、木の枝につくることにて、いにしへの禮義にぞあるべき。さるからに神代の神たちもしかしたまひ、さてのち、景行天皇の御代には、夏磯媛（カシヒメ）賢木の枝に劍鏡瓊をかけて、かしこきおまへにたてまつり、仲哀天皇の御代には、熊鰐といふ人、これも賢木の枝に劍鏡瓊とりかけて、みまへにたてまつりき。みな日本書紀にみゆ。伊勢物語には、そこばくのさゝげものを木の枝につけてといひ、大和物語には、さゝげもの一枝、ふた枝せさせたまへときこえたまひければといへり。さて又うつりては、木の枝に雉をつけて人におくりつることも、物語ぶみに見え、ふみをつけてやるは、中ころはつねのことなりき。これらも、皆あなたをうやまひてものすることゝろばへのこれるなり。されば神代に諸神の賢木の枝にみくさのものかけてさゝげられしも、敬ひてしたまへるわざなることさだかなり。此書の二の卷のものまなびのくだりに、後をみてはじめをしるべしといひつるは、かゝればぞ。神道者といふものゝ、神代のことときたる書を見るに、さる心えなくして、たゞそこに見えたることにのみより考て、みだりなるおしはかりごといへるぞおほかる。**なまどはされそ、ものまなびする人。**

阿曾女

直會の米のくだりにいひつる竈殿の阿曾女といふおうなのこと、こゝに昔よりいひつたへたるは、此國の岩屋山のふもとなる阿曾の村にて、むかしより竈殿のかなへはいろことゝす。そこよりまゐりつるおうなをあそめといひそめて、つぎ／＼はさならぬをもしかいふならんといへり。高尚おもふに、そはむかし人のおしはかりにて、まことは阿佐女をよこなまりていふにやあらん。江家次第十五の卷踐祚大嘗會のくだりに、天皇還二廻立殿一之後、采女進二南戸下一申云、阿佐女主水夕曉乃御膳乎備供奉止申。と見えたる此阿佐女は、主水とゝもに夕曉の御膳のことゝりおこなふものなれば、こゝによくかなへり。わが大嘗の宮所は、上つ代よりうごきなければ、直會のごとくふることをいひつたへたるたぐひのこれかれとあれば、阿佐女にやともおもはる。のちの人おもひさだめてよ。

比々奈

今の世三月三日に、女のわらはのいはひごとゝて、比々奈をかしづきまつることあり。此事おのれがおもひとれるやうをいひてん。上巳のはらへとて、いにしへ三月のはじめの巳の日にせしはらへを、はやうより三日にかぎりてなすことゝなり。中ころの陰陽師のはらへするやう、はらへどに神をまつり、人がたをおくなる。其人がたのちひさきを比々奈といひて、神をまつるかたへにおろからに、神のごとくおもひまがへてまつることゝはなりぬるなめり。めのわらはのものとすなるは、源氏物語の若紫の卷に、源氏君の詞に、いざたまへよ、をかしきゑなど、おほくひゝなあそびなどするところにといひたまふは、紫上のいとをさなきころにて、比々奈をもてあそびぐさにしたまふゆゑなり。さる世のならひより、めのわらはのものとはなれるなるべし。そのはじめをおもへば、しかるべくなんあらぬ。江家次第十七の卷立太子のくだりに、或幼宮時。以二女房一爲二陪膳一云々。奉二帳中阿末加津一云々。但有二常阿末加津土器一撫二、其後供二比比奈一とあるを見れば、比々奈は阿末加津のたぐひにて、をさなき人のかたへにおく人かたなり。これも陰陽師のをしへてなさしむるわざにぞありける。をさなき人のかたへにうちまきをおく

と同じく、はらへより出たることとなるべし。いとけなき子のれうなれば、ちひさきをつくれり。かたへにあれば、おのづからもてあそびぐさともなしつるになん。たゞしめのわらはの情にかなへるものなれば、そのかたにはかたよれるにこそ。さてこの比々奈、ふるくは紙にてのみつくれり、とみな人いへど、そはしもさまにては、むかしは絹もてえつくらざりしゆゑに、ふるきは紙なるがおほければ、しかおもふにてたがへり。江家次第に、東宮の比々奈の事をいへるくだりに、比比奈料絹。本宮給レ之。とあれば、絹にてもつくれることとしるし。上のくだりにときあかせるにて、むかし今の比比奈のやう、大かたにはしられぬべくなん。

小児のもてあそびもの

をさなき人のもてあそびものは、昔も今も大かたかはらず。榮花物語月宴の卷に、石などりせさせてといへる石などりは、今の世に石なごといふわざするに同じやうにおもはる。同卷に、今のうへわらはにおはしませば、つごもりのつゐなに、殿上人ふりつゞみなどしてまゐらせたれば、うへふりきやうぜさせたまふもをかしといへるふりつゞみは、今も名さへかはらず。大鏡五の卷に、此殿は小松ぶりにむらごの緒つけてたてまつりたまへりければ、あやしのものゝさまや、こは何ぞととはせたまひければ、しかゞゝとなん申す。まはして御らんじおはしませ、きやうあるものになどまをされければ、南殿に出させたまひてまはさせたまふに、いとひろき殿のうちに殘らずくるべきあるけば、いみじうきやうぜさせたまひてといへる小松ぶりは、今はこまといふ緒つけてまはすさまも同じことぞかし。をさなき人の情はさかしらのそはねば、いにしへも今も、たかきもみじかきも同じくて、其もてあそびものもかはらぬになん。

なゝつにならぬ子は服なき事

榮花物語月の宴の卷に、五の宮はいつゝむつにおはしませば、御服だになきをあはれなるおほんありさ

ま、よのつねの事にかはらず。すぎもていくと見えたるは、康保のころのことにぞありける。七つにもならぬをさなきは、ものゝわきまへなければ、かゝるもげにことわりになん。今のおほやけの服紀にもさやうにぞ見えたる。さるをわが宮の郷にては、神の宮人をはじめ、さらぬ家々までも、昔よりをさなきものに服ありとして、も屋にいれず。庭にのみすませ、何くれのことゞも、おとなに同じやうにす。そのおや、めのとなどたへがたくくるしけれど、昔よりのならはしなれば、ねんじてぞものすなる。人はさらなり、五畜のたぐひまでも、死にたる處はほど／＼にけがるゝことにて、おとなもをさなきも、共けがれこそ同じからめ。服といふものは、心ありてきることなるに、ものゝわきまへなきをさなき人の、さることとすべしやは。させざらんには、人のいみきらひぬべきことわりは、たえてなきことなるをや。わが里はゐなかなれば、むかしよりものしれる人なく、かゝるひがことはするになん。されど年久しくならはしとなりぬれば、今はあらためんことたはやすからず。おろかなる高尚がいさめたりとも、人のきゝいるべくもあらねば、たゞおのがおもへるやうをこゝにいひおくになん。

服衣は椎しばしてそめて黒き色なる事

今の世の人のきる藤衣といふものは、ねずみいろといふ色になん。これはむかしいとかろき服衣は、黒き色のいたくうすかりし共なごりになんありける。いにしへのおもき服衣は、椎柴してそめて色いとくろし。そは榮花物語玉のかざりの巻に、女房の日ごろきぬども、きくや紅葉やとしかさねたるうへに、藤のくろものかさなるほとぞ、まが／＼しきやと見え、同物語月の宴の巻に、おなじ諒あんなれど、これはいと／＼おどろ／＼しければ、たゞ一天下の人からすのやうなり。よもやまの椎しばのこらじと見ゆるも、あはれになんと見えたるにてしられたり。

敬ひては名をさきに姓官位を後にいふ事

人をよぶをり、又はものにかきしるすに、さきの人をうやまはんには、名をさきに姓を後にすべし。公

式令に、凡授レ位任レ官之日。喚辭。三位以上先レ名後姓一謂假令喚レ奏二萬呂宿禰一。之類、〕四位以下〔謂二五位以上一也、〕先レ姓後レ名。以外三位以上直稱レ姓。〔謂直稱奏二宿禰一之類也。〕若右大臣以上稱二官名一。四位先レ名後レ姓。五位先レ姓後レ名。〔謂喚云レ奏二宿禰萬呂一之類也、〕六位以下去レ姓稱レ名。〔謂直言レ奏二萬呂一。不レ稱二宿禰一也、即授任之日及以外幷皆通稱也、〕唯於二太政官一。三位以上稱二大夫一。四位稱レ姓。五位先レ名後レ姓。其於二寮以上一。〔謂二辨官以下一也、〕四位稱二大夫一。五位稱レ姓。六位以下稱二姓名一。司及中國以下五位稱二大夫一。〔謂一位以下通用二此稱一。〕とあるを見て、いにしへのさまをしりてよ。すなはち續日本紀の詔詞に、佐伯今毛人宿禰、大伴宿禰益立とみえ、續日本後紀の詔詞に、藤原常嗣朝臣、小野朝臣篁と見えたるなど、みな四位と五位とのけぢめにて、公式令に、以外云々とあるみさだめになん。授任の日ならぬをり、朝廷にてのことなり。あだし處にては、ことなることも令に見えたるがごとし。さて姓のみならず、官をも位をも、うやまひては名の後につらねてぞいひける。其例は源氏物語の須磨の卷に、かの行平の中納言と云ひ、ます鏡おどろの下の卷に、有家の二位、定家の中將といへるこれなり。いたくうやまはんに、さきの人にむかひては、官姓のみをいひ、又大夫とのみいひてもよからめど、ものにかきしるしおくには、さてはまぎれぬべければ、名をさきに官位姓などを後にかき、又はなにがし大夫ともかくべくなん。さてついでにとりいでゝいはん。大政官處分。唱考之日。三位稱レ卿。四位稱レ姓。五位先レ名後レ姓。自レ今以去。永爲二恒例一。といふこと、續日本紀元正天皇の養老五年のくだりに見えたり。

五位以上

今の世江戸にて布衣以上といふごとく、昔は位おもかりしかば、五位以上といふは、よき人のつらになん。六位以下とはいたく異なり。延喜式十八の卷に、凡於二太政官已下下國已上一。喚二諸王五位以上一辭稱二大夫一。同四十一の卷に、凡親王大臣及一位二位。於二五位以上一答拜。於二六位以下一。不レ須。五位以上於二六位以下一答拜。〔低頭高下、亦同レ上、〕同四十六の卷に、凡黄昏之後。出二入內裏一。五位已上稱レ名。六位已下

同稱ニ姓名一。然後聽レ之。とあるを見わたして、五位以上のかろからぬをしるべし。

公家

公家は呉音にくげと、昔よりいひき。其あかしは、榮花物語浦々のわかれの巻に、かくてたゞいまにおはしつきぬれば、國の守くげの御さだめよりほかにさしすゝみてつかうまつることおほかりといへるこれなり。さて又、續日本後紀に、幸ニ豐樂院一。觀ニ諸衛府騎射一。公家以ニ白布一賜ニ騎者一云々。と見え、三代實錄一の巻には、無レ益ニ於公家一。有レ煩ニ於職吏一。と見えたるなどをもおもひわたして考るに、公家といふは、朝廷のことおこなひたまふ所をさしていへるにぞありける。さるからに、朝廷のやうにきこゆるなり。又うつりては、公家にてことゝりおこなひたまふ御方をさしてもいひつ。甲陽軍鑑に、公家近衛殿といへるこれなり。今はひたぶるに此かたにかたよりていへり。

ものゝふ　さむらひ

世の人の武士をものゝふといふものなり、とひたぶるにおもふはたがへり。物部は武士の官の名にぞありける。さればものゝふは武士なれども、武士はみな物部にはあらず。日本書紀雄略天皇の巻に、物部兵士三十人と見えたるも、兵士にはものゝふならぬもあるゆゑぞかし。獄令に、凡徒流囚在レ役者。囚一人兩人防援。在京者取ニ物部及衛士一充。〔謂ニ三府衛士一也。〕一分物部。二分衛士。在レ外者取ニ當所兵士一分レ番防守。とあり。物部は衛士にたぐへいひ、ゐなかたゐは當所兵士といへるにてよくわかれたり。さるからに、いにしへのかな文には、ゐなかの兵士をばつはものとかきたりき。さてついでにいはん。今はかろき武士をみなさむらひともいへり。これはよき人につかへて、あたりにさむらふよりいひいでたることなるべし。大鏡八の巻に、此ころもさやうの人はおはしまさずやはある、とさむらひのいへばとあれば、ふるくもいひつることになん。

長上

なにの長上といふを、其をさなる人をいふ事と、おほかたの人のこゝろえたりげなるは、いたくたがへることにぞありける。日本書紀持統天皇の卷なる、神祇官の長上を、古訓にながづかへとよめる。そのこゝろなり。古書どもに、長上番上とならべいひたる其長上は、都に常に居てつかへまつる人をいひ、番上はをり〳〵にゐなかより京にまゐりて、かはる〳〵つかへまつる人をいへり。さるからに、むかし人の長上のもじを、ながづかへとはよめるにぞありける。

僧尼の巫術をなす事

なべてにこそあらね、世におほかる僧尼のなかには心えあしくて、人の病をまじなひやむることをすとて、其家のかきつのいづこにうづもれたるものゝありて、それがたゝりをなすといひ、あるは人のなきたまのうらみをなすよしなど、何やくれやとあやしきことゞもいひも、しなしもすなるは、からなぎのわざにて、いみじきひがごとになん。僧尼といふものは、佛の道を人にときをしへて、あしきをよきになさんとするを、おのがわざとしておこたらずつとむべきことになん。續日本紀の元正天皇の養老元年の詔に、僧尼輙向病人之家詐禱幻怪之情戾執巫術逆占吉凶云々。布告村里勤加禁止。と見え、僧尼令に、僧尼卜相吉凶及小道巫術療病者皆還俗。と見えたるにて、巫術をなすことのいみじうあしきことをおもふべし。中ごろにも、佛のみちによらず、ひがこととする僧尼のこれかれとありつるよしにて、同令に、僧尼上觀玄象假說災祥語及國家妖惑百姓云々。並依法律付官司科罪。とあるをみれば、今の世に人まどはす僧尼のおほかるもうべなりけり。よきほうしは心えたるやうことにて、和論語といふ書に、最澄やみふしてこゝちしぬべくおぼえけるをり、弟子のとへるにいらへたる言をしるせる中に、當山おとろへば奇妙をかたり、俗屋に徘徊し、名聞甚しくあるべしといへることあり。最澄は傳教大師の名、當山とはひえの山をさしていへり。奇妙をかたるは佛道のこころにあらねばしかいへるにて、僧尼令のおきてによくかなへり。

六六二

儒者の國政をとやかくやといふ事

くにのまつりごとを、今の世にとするはわろし。かくしてこそとおもふこゝろのさかしらを、儒者の人にもいひ、ものにもかきしるしたるを、をり／＼見きけり。其事とりおこなふそくにもあらぬ人の、とやかくやといふはかなはぬことぞおほかりける。さるはからとこゝと、いにしへと今と同じからざればなり。天の下をまつりごちたまふ、やんごとなききはの大なるみこゝろおきてはさらなり。國郡のこととる人々も、みなさき／＼の例にしたがひてものすなるは、いにしへよりの御國ぶりになん。此ひとふしもあだし國にすぐれてたふとく、からことのはかせどものおもふにはたがへることぞかし。しかのみならず、そのまなびのおやなる孔子も、不レ在二其位一不レ謀二其政一。といはれき。されば儒者は忠孝をはじめ、よろづ身のおこなひ正しくして、人にもさるすぢを教へてのみありぬべし。しかすれば、みづからはことなく世をへ、人のためにもなりぬべくなん。

男女の名昔やうにつくはひがごとなる事

近き世にふることまなびをし、いにしへぶりの歌よむをのこの、なに彦、くれ麻呂といふやうなる、いにしへさまの名をつくなるは、いと／＼心づきなく、さはすまじきことになん。名はまぎれぬためのしるしなるに、なに彦、くれ麻呂といへば、いにしへの人ときこえて、さにあらず。いとまぎらはしき事ならずや。しかつきてのち、名のをかしからずとて、たび／＼かふるはことにわろし。その人はこれかかれかとまがふべし。さて又、女の名、歌よむ人は、なに子といふをみやびたりとこゝろえて、たれも／＼なに子、くれ子とぞいふなる。いにしへにこそさやうの名はみゆれ。今の世のなべてのふりにあらねば、わろきことと、なに彦、くれ麻呂のごとし、しかのみならず、大同、弘仁のころよりは、皇后、內親王、女王のみ名、なに子、くれ子といふにさだまれるやうになりぬれば、下さまの人は、心してさる名はつくまじきことぞかし。さていやしき女は、むかしはなにめといへる多し。たゞし此ころのに同じきもあ

り。おもひいづるまに〳〵ひとつふたついはん。續日本紀に、八重、古今和歌集にまち、後撰集にそで大和物語にむつなどなり。かくいにしへに例あれば、からやうの名つくとて、何のさとびたることかあらん。

祖のあざなをつく事

今の世に、たとへばおやのあざな三左衛門といへば、子もうまごも、そのあざなをつくなるは、み國ぶりにして、いとよきならはしになん。しかすれば、其家のすぢよくわかれてまぎらはしからず。神武天皇は彦火火出見尊のうまごの君にして、神日本磐余彦火火出見尊と申ししも、さるみこゝろしらひにこそ、中ころよりのちも、人の名つくに、とほりもじとて、ふたもじのうち一もじは、さき〳〵のによりてものすなるも、いにしへよりのみくにぶりにしたがへるにぞ。から國のふりとことなりとて、何のわろきことかあらん。さるをみくにのふりをはなれて、からのによりたる一もじの名も、これかれと見えしらがへり。そはいみじきひがことする人どもになん。

男手　女手

むかしの書に、男手にかく、をんな手にといへること、をり〳〵見えたる。男手はまな、女手はかなをいへり。そのよしは、宇津保物語の國讓の卷に、その次にをとこ手はなちがきにかきて、同じもじをさま〳〵にかへてかけりといひて歌あり。はなちがきにし、同じもじをさまざまにかへてかけるは、まなとこそ見ゆれ。男手まなならんには、女手はかななることとしられたり。女はまなをばむかしもなべてはかゝぬことなりけん。榮花物語さまざまのよろこびの卷に、女なれどまななどよくかきければといひ、同物語殿上の花見の卷に、みくしげどのも、てかき、歌よみ、まなをさへかゝせたまふといへり。この女なれど、まなをさへといへるにて、女手はかななること、いよ〳〵さだかなり。

かな文の旅路の日記

かなふみのたび路の日記は、貫之主の土佐日記なんはじめなりける。さるからに、その日記に、をのこのする日記といふもの、女もして見んとてすなりとかゝれき。男のにきといふは、記錄のまな文にて、其をり／＼ありとありつる事を、うるはしく正しくかける文になん。それを女手してかゝんとて、女のしわざのやうにはいはれけるなり。さるは國の守の身におはぬすさみなればぞ、此日記の注釋ども、みなこゝろをときえず。かな文の日記は女のしわざなれば、そのこゝろざすやう、記錄の文とはうらうへのたがひにて、旅の情をかきあらはすをむねにて、あはれを人に見えんとては、ものはかなげなることをもいふことになん。すなはち土佐日記ぞさやうなる。さるは歌をかきまじふれば、ことさらにつくりてこそかゝね、歌物語のさまにかよへばなり。かゝるを、近き世の歌よみのこれかれとかけるを見れば、さらにそのこゝろをえずして、ものゝことわりなどを、われたけくいひ、名どころの考を、なが／＼といへることどもおほきは、いとこちなくぞ見ゆる。かな文の日記のふりにたがへばなり。歌よむ人のこゝろえにとていささかいふになん。

漢文はことにかざりおほかる事

文といふものは、人の見てさもあるかなとおもひ、こゝろをおこすやうにものせざれば、いさをのたちがたきゆゑあるによりて、ありのまに／＼かくとはすれど、こころをふかめていふとては、詞をかざるもならひにぞありける。からはよろづのことかざりおほかる國ぶりなれば、まして文の詞のいみじうかざりたるもあるを、からふみよむ人の、其心えなくてはいたくあやまりて、世にことなることをいひもしなしもすべし。たとへば禮記の內則に、子婦の父母舅姑のもとにゆくべしといへるはじめに、鷄初鳴咸盥漱。しか／＼の身のよそひして、父母舅姑につかふるやうをいへるは、おやは年老てはやくめさめ、子はわかくていぎたなきならひなれば、それをふかくいさめんとて、詞をかざり鷄初鳴しか／＼とはいへるになん。詞はかゝれど、こゝろは朝いせずとくおきて、おやのもとにゆかんにも、きたなからずなめ

げならぬやうにといふにぞありける。まことに鶏のはつ聲におきて、ことさらにうるはしく身をよそひかざりてゆきたらんには、おやはかへりてうるさくぞおもふべき。此こゝろえにてから文はよみてよ。儒者のことやうに、こち〳〵しきは、漢文のこゝろをよくおもはざるになん。

本　さうし

むかしほんといひつるは、みなまきものにて、のちにとぢたるがいできつるをさうしとぞいひける。かゝれば、まきものは昔やうにてうるはしく、さうしはうち〳〵のものにこそ。さるからに、いろ〳〵の紙してうつくしくもつくれるなり。清少納言枕冊子に、うすやうのさうし、むらこの絲してとぢたるとあるを見るべし。又紫式部日記に、おまへには御さうしつくりいとなませたまふとて、あけたてばまづむかひさむらひて、いろ〳〵の紙えりとゝのへて、物語の本どもそへて、所どころにふみかきくばる。かつはとぢあつめしたゝむるを、やくにてあかしくらすといへり。物語の本どもそへてといへるにて、此ころまでは、物語ふみもまきものなりしことしらる。かくはじめは本なるを、さうしにうつさせたまふは、見るにたよりよければなるべし。しかのみならず、めづらしきをこのむは人の心のならひなれば、かうやうにつくりいとなませたまふにこそ。かくてやう〳〵にさうしのかたおほくなりゆき、はて〳〵はこれをほんといひ、もとの本はかたはらになりて、今はまきものとぞいふなる。あすか川のふちせのやうにうつりかはる世の中のさまぞかし。

枕さうし

中ころになにがしの枕さうし、くれがしのまくらさうしといふ書見ゆれば、ひとくさのさうしにぞありける。そはいかなるものにかと、つら〳〵考るに、枕といふは、源氏物語の桐壺の卷に、やまとことのはをも、もろこしの歌をも、たゞそのすぢをぞ枕ごとにせさせたまふといへるまくらにて、つねのもてあそびぐさにするこゝろなり。これはものかゝぬさうしをつくりて、つねにかたへにうちおきて、見き

ゝすること、おもひえたることどもを、わすれぬうちに、そこはかとなくかきつくるれうのさうしにて、つねにもてあつかふものなれば、枕冊子といひならへるにぞありける。ことさらにかきあらはせりといふばかりのものならねば、書の名もなく、ただその人の枕さうしといふになん。さとび言にて、何がしのてびかへといふやうのことなり。清少納言のには、はやうより注釋もこれかれとあれど、枕さうしといふゆゑを、みなときえざりき。その書に枕にこそはし侍らめといへるは、枕冊子にこそはといふべきをはぶきていへる詞にて、そのかみの人のものいひには、枕とのみもいひたりけんかし。榮花物語わか枝の巻に、きぬのつまかさなりてうちいだしたるは、いろ／＼のにしきをまくらさうしにつくりて、うちおきたらんやうなりと見えたるも、ものかゝぬさうしをつくりて、つねにかたへにうちおくならひのあるによりて、かくはいへるにあらずや。

本のまゝ

ものをうつしかくに、もとの本あやまりて、いかにともよみえがたきを、そのまゝにうつしおきて、かたへに本のまゝとかきそふるならひは、ふるくもさやうになん。うつぼの物語の樓の上の巻に、かゝぬは本のまゝなりといふ詞みゆ。むかし本といひしには、今いふ手本のごとくおもはるゝもあれば、これは手本のまゝなりといふこゝろなり。同物語國譲の巻に、手などもまだならひたまはざめるを、本をこそまづものせさせたまはめとあるも、手本をこそのこゝろなり。

夾竿　鐵尺

けふさんを今の世にはけいさんとよこなまりいひ、見れば鐵尺にて夾竿にはあらず。鐵尺は、江家次第五の巻列見のくだり、請印の事いへるところに、外記授レ筥。史生開レ文。置二印盤上一。以二鐵尺一鎭レ之。と見え、同書十八の巻外記政のくだりに、史生取レ文置二案上一。以二鐵尺一置レ之。とあるなどをおもひわたしてしるべし。今けいさんといふものに同じ。けふさんは、同書四の巻に、置レ刀執レ筆書レ之。刻二夾竿一置レ之。

同巻に、次改ニ正名名一。〔削除刻ニ夾竿一儀准レ上。〕とあるを見れば、紙をはさむものにぞありける。其さまは、此巻の頭書に、夾竿長三寸。以レ竹作レ之。以レ絲結レ之。或以ニ紙捻一結レ之。兩說也。と見えたるにて、おほよそにはしられつ。又清少納言枕册子に、御さうしにけふさんしてといへるも、よみさしたまふところのさうしの紙を、けふさんにはさみおくことにて、江家次第に見えたるに同じ。

門松

かどに松をたつるは、千年のものなるからに、年のはじめのいはひのこゝろばへ、かつはかざりにとてすることゝ、たれもおもふなれど、さやうにてはあらじ。年のはじめは、ことさらに神をまつるとてするにこそ。しかおもふよしは、一とせ江戸よりかへるさに、小田原の里にて年くれて、はこね山をむ月ついたちの日にこえしに、此山里にては、しきみの木を門ごとにたてわたして、しめ繩ひきはへ、ゆふしでかけて、いとかう〴〵しくしなしたり。又しきみと松とまじへさしはやしたるところもあり。これを見てしりぬ。松をたつるもひもろぎとなし神をまつるになん。萬葉集の歌に、にはなかのあすはの神に小柴さしわれはいはゝんかへりくまでに、といへるをもおもひあはすべし。さてむかしさかきとて、神わざに用ひし木はしきみにて、豐受宮にては、これを花さかきといふよし、故荒木田久老神主のいひしも、ここによくかなへり。

錢　金銀

錢をもてものにかふるそのはじめは、いとふるき代のことにぞありけん。日本書紀に、顯宗天皇の二とせといふとし、としえて稻斛銀錢一文（イナヒトサカニゼニヒトツニカフ）といふこと見えたれば、此御代よりもさきにありつるなり。天武天皇の十二年には、用ニ銅錢一莫レ用ニ銀錢一。といふ詔ありて、又同年に、用レ銀莫レ止といふ詔あり。此御代より銅錢をむねとして、銀錢をもともに用ることゝはなれりき。されど都あたりこそ、天の下になべて用ひつるにはあらず。其よしはつぎにいふをまちてしるべし。續日本紀の、和銅三年に錢を蓄ふるも

のには位階をましたまふ詔あり。又同五年には、令下二行旅人一必齎レ錢爲上レ資。因息二重擔之勞一亦知中用錢之便上。といふこと見え、さて又同六年には、責二買田一以レ錢爲レ價。若以二他物一爲價レ田。并二其物一共爲二沒官一。とも見えたるをおもひわたせば、いにしへは米をもて布にかへなど、すべてものとものとかへて、さてことたりしかば、錢をばきらひて、世の中に用ひざりしゆゑに、天の下をまつりごちたまふ人々、心をつくさせたまひて、かく年々さま〳〵と、錢のいきほひそふべきおほせごとはありしなりけり。されば天武天皇の御代などに、ひろく用ひしことにはあらざりき。同紀の養老のころには、銀錢ひとつを銅錢二十五に、銀一兩を一百錢にあつべしといふみさだめあり。錢ならぬ銀をはじめてかけめにて用ひ、いまだあらざりし鐵の錢を鑄させたまへり。とやかくやして、世に用ふるやうにとしたまふになん。同紀の天平寶字四年に、錢文はじめて見ゆ。萬年通寶、銀錢のは太平元寶、金錢のは開基勝寶、みな此年に鑄させたまへり。金錢は此たびぞはじめなる。さて後をり〳〵新錢を鑄たまひては、度ごとにひとつをふるき錢十にあつべしとおほせごとありつるは、錢を貴くなさんとのみはからひとぞおしはからるゝ。さるはいやしみて人の用ひざればなり。續日本後紀承和五年のくだりに、勅。畿內諸國雜官稻代收レ錢。一切禁レ之。と見えたるも、民どものきらひて、貢に收めてしもざまに用ひじとするゆゑとしられぬ。今の京になりてすらかゝれば、さき〳〵は旅する人のかれいひをもちありき、かりいほつくりてやどりしもうべにぞありける。さて年をへてやう〳〵世の中に錢はさらなり、金銀をも用ふるやうになりても、たゞたからとして蓄へたむる人の、こゝかしこにいさゝかいできつるのみにて、今の世のさまとはいたくことなりき。やゝのちのものなる今昔物語に、金壹兩をもて米三石にうりて、それをもて家をかひてとあるを見るべし。金はこのまぬ人のおほかれば、それをもて家はかひがたく、たからこのむ人にうりて、價の米もて家をばかひけるなり。北山抄に、調布八端を馬代にたまへるよし見えたるも、錢金銀もて馬はかひがたきゆゑぞかし。上のくだりに、ふるきむかしをとりいでゝいへるにて、むかしの世々に

は、錢をはじめ、金銀をおほかたの人のこのまざりしことをしろべし。さやうにてはよろづたよりあしかれども、金銀をえまほしくて、よからぬ事どもすなる今の世の人にくらべては、こよなく心はなほく正しくありけんとぞおもはるゝ。かゝりける世のさまをしれば、ふるき書よむたよりとなることにしあれば、錢金銀のことのやうをかくながく\といふになん。

金百疋

今の世に壹歩金といふものひとつを百疋といへり。これは此金をはじめてつくらせたまへるとき、百疋にうりもし、かひもしけるによりて、いひそめたることゝぞおもはるゝ。百疋といふは錢壹貫のことになん。つれづれ草に、師匠死にざまに錢二百貫と坊ひとつをゆづりたりけるを、坊を百貫にうりて、かれこれ三萬疋を、いもがしらのあしとさだめてといへるを見てしるべし。百疋は錢壹貫にぞあたれる。さて又ついでにいはん。小判壹兩は、もと砂金一兩をもてつくりたるものにて、しかいふになん。壹兩ははかりにかけたるめなり。さるからに、黄金ひとひらを拾兩ともいへり。又天武天皇紀に、儲用錢一萬斤といふこと見え、今昔物語には、錢五千兩といへり。めづらし。錢をかけめにてもうりかひしつることのありて、かくはいへるなるべし。

かなし

かなしとは身にしみておもふことにひろくいへる詞なり。悲歎の意をいふやうなれど、これはことに身にしみておぼゆれば、おのづから、そのこゝろにいへるがあまたあるゆゑに、さおもはるゝになん。古今集の歌に、みちのくはいづくはあれどしほがまのうらごく船のつなでかなしも、といへるは、身にしみておもしろくおぼゆるこゝろ。伊勢物語に、ひとり子にさへありければ、いとかなしうしたまひけりとあるは、身にしみてうつくしむこゝろ、又同物語に、さりともとおもふらんこそかなしけれあるにもあらぬ身をばしらずて、といひ、古今集に、聲をだにきかでわかるゝたまよりもなきとこにねん君ぞかな

しき、といへるは、身にしみていとほしくおもふこゝろなり。かくいろ〳〵につかへるやうかはれども、身にしみておもふこゝろは同じければ、さるこゝろの詞とおもひて。

はやる

はやるといふ詞、はやり、はやしとはたらきいへり。中ころのふみに、これかれと見えたるをおもひわたして考るに、今の世のさとび言にていはゞ、いきほひにのり、拍子にのりてすゝむこゝろにいふ詞なり。その例おのがおぼえたるかぎりをとりいづ。みわたしてさるこゝろなることをしるべし。うつぼの物語樓上の卷に、よろづのがくふえの音をはやし、もろ〳〵のおもしろき聲をとゝのへたり。蜻蛉日記に、はしり井にはこれかれ馬うちはやして、大鏡二の卷に、みな人しろしめしたらめど、ものを中はやりぬればさぞ侍る。同三の卷に、いみじうはやる馬にて、同五の卷に、堀川の攝政のはやりたまひしときに、此東三條殿はつかさどもとゞめられさせたまひて、増鏡あすか川の卷に、さかづきは花にのるとかやはやして、

かひ〳〵し

かひ〳〵しとはかひあることに、むかしはいへり。今の世にいふとはこゝろすこしことなり。ます鏡老の浪の卷に、いとかひ〳〵しうわか宮うまれさせたまへれば、かぎりなくおぼさる。今鏡子の日の卷に、二人のひめ宮たち、二代の帝の后におはします。いとかひ〳〵しき御ありさまなり。又つりせぬ浦々の卷に、おのれなからましかば、われいかゞせましとぞ、かひ〳〵しくかんぜさせたまひけるとあるなどを見わたしてしるべし。

うたて

此詞をむかしよりよくときえたる人なし。古今集の歌のことばの說、餘材抄、打聽、遠鏡、みなよろしからず。師の古事記傳八の卷にとかれたるも、さてこの詞の古書や、古歌やに見えたるを、つら

〳〵おもひわたして考ふるに、かくてはよからず、思ふことのすゝみて、いよ〳〵あしくなるこゝろにいへりとこゝろえて、これかれにもみなかなへり　そのことのよしは、古今和歌集なるうたてにほひの補にとまれる、といふ歌の、おのが新釋にくはしうときあかせるを見てしるべし。こゝにはたゞおほねをいふになん。

いでや

古歌古文にいでとも、いでやともいへるは、心にかなはぬことありて、うちなげきて、その事をいひいづるをりの發語にぞありける。さるを六七百年こなたの歌よみは、これをたゞに發語とこゝろえて、歌によみ文にかくからに、かなはぬぞおほかる。古今集の歌に、いで人はことのみぞよき月艸のうつしこゝろはいろことにしてといひ、源氏物語箒木の卷に、いでやかみのしなとおもふにだにかたげなる世をと君はおぼすべし、といへるなどを見考へてしるべし。古歌集物語ふみに、此詞のあまた見えたる中には、いとかろくつかへるは、其こゝろとあらはには見えぬもあれど、よく見れば、おのが考のごとくにぞありける。

むかし人のものいひはことずくななりし事

いにしへのはさらにもいはず。中ころのふりなる文をかゝんにも、昔人のものいひは、言ずくなにみじかゝりしことをおもひてものすべし。たとへば今の世に庚申待をす。八月十五夜月見をすといふを、むかしは庚申す、八月十五夜すといふたぐひなり。榮花物語花山の卷に、わかき人々年のはじめの庚申なりせさせたまへとまをせば、さはとて御方々みなせさせたまふ。大和物語に、院には八月十五夜せられけるにとあるなどを見るべし。

歌をつくるといふ事

宇津保物語の吹上の卷に、歌つくりなどしつゝ、よみあげてきんにあはせて、もろこゑにずんじたまふ

といへるは、いとたゞしきいひざまなりとぞおもふ。そのゆゑは、よむといふは、はまのまさごはよみつくすともと、古歌にいへるごとく、つくりたる歌のみそひともじをひともじづゝよみあぐるよしにて、よむとはいふことなれば、歌はつくるといふぞ正しさ。日本書紀顯宗天皇の卷にも、詞人のもじをうたつくるひとゝ、むかし人のくにつけたるは、げにさることとぞかし。しかにはあれども、つくりてはよみあぐるものゆゑに、中ころよりは歌をばつくるこゝろをよむといひて、詩又は文をつくるといふかた正しければ、人のさかきたもわろからねば、さてありぬべきことなれど、ことわりはつくるといふかた正しければ、人のさかきたらんをあしととがむべきことにはさらにあらずなん。こゝろえおくべし。

記錄所　領家地頭

延久のころ、みかどに記錄所といふところをさだめたまひて、はじめは天皇の御みづからうたへごときゝたまひ、ことおこなひたまひ、さてのちもことゝりたまふ人々、そこにつどひてものしたまへりき。賴朝卿のころまでもさやうになん。そのかみ鎌倉より朝廷に申たまひしことを、東鑑にしるせるやう、領家は尋常にて、地頭不當無極之所多候。又地頭尋常にて、年貢不レ致二懈怠一所々も候而、領家の中にも地頭惡み乘レ勝て訴申事も候之由承及候也。然者記錄所へ被レ召候て、決二眞僞一御裁許候者。不當地頭は成レ恐て云々。九月三日賴朝と見えたり。領家といふは、もとよりその國郡をしれる人にて、公家業多し。地頭といふは、賴朝卿のはじめて國郡に國司領家のほかに、守護地頭とてことおこなふ人をそへたまへるにて、それが年の貢をもとかくして、國司領家にさゝげ、兵糧と名づけて、ことにもとりつ。されば民の貢は、此時よりぞおほくなりにける。今の世は領家あるところに地頭はなく、ことのさまたがひてたゞ領主地頭といふ名のみのこれり。

莊家　名主

莊家名主といふは、守護地頭のしたにありて、これもことおこなふものにぞありける。たゞし莊家は、

延喜のころにたてられてふるけれども、守護地頭いできては、其したにあればしたがひてものすべし。昔は郡のうちに莊ありて、その莊のうちに名ありしなり。そのしるしは、東鑑に、新屋莊ノ永平名、松永名とかけり。同書に、鹿島社領名主貞家といふこと見え、又同書に、子細莊家皆存知とあれば、此ころは莊家、名主、守護、地頭にしたがひて、貢のこととりつたへつとしられたり。さるからに、そのなごり見えて、今の世にも莊屋名主といふもの、貢のことおこなふになん。

五畿內

五畿內はいつゝのうちつくにとよむべし。はじめは大和、山城、河內、攝津にて四畿內なりしなり。日本書紀持統天皇の卷に、詔令下京師及四畿內一講中說金光明經上とあり。こは大和の飛鳥淨御原宮ちかきあたりの國をいへるなり。さてのち、ならの都のはじめのころ、河內國をさきて和泉のくにのいできしより、五畿內といふことにはなりぬ。今の京となりては、近江、丹波などをこそ、うちつくにとはいふべきに、さやうのことききこえず。

貢を進といふ事

今の世に、年の貢をえをさめぬを未進といふ。これはいにしへよりしかいひつることになん。延喜式十一の卷に、凡諸國例進地子〈仰二所司一〉。每年七月以前申二見進未進數一。隨即下レ符令レ催二進之一。と見えたり。東鑑にも、諸國莊園免二除兵粮米進一とあり。

えうといふ語

むかしのかな文に、えう又はふえうといふは、字音の語とは見ゆれど、要にや、用にや、さだかにしられず。要はえう、用はようにてかなことなれば、いづれとおもひさだめずは、ものかくにまどはしかるべし師の玉かつま八の卷には、菅原太政大臣の書齋記の適依レ有レ用。入在二簾中一といふ語をひきいでゝ、用にてもあらんかとおもはるゝよしにいはれたれど、日本後紀に、長門國部內不要ノ驛家とあるは、かな

文にふえうとかけるにこゝろもよくかなひ、台記には、依レ有ニ急要一とかゝれ、東鑑にも、尤可レ爲ニ御要人一之故云々。同書に、今朝武衛有ニ御要一。召ニ筑後守俊兼一。とかけるなど、みな要なれば、おほきにつきて、此字とさだめてえうとかくべし。さて要を用と同じこゝろにいひたるは、むかしの字音の語のつかひざまにぞあるべき。菅家の用の字をかきたまへるは、から書まなびをたてゝしたまひし君なれば、そのかたによりてものしたまへるにあらん。五雜爼といふからふみに、川中貢野蠶、所ニ吐成一レ繭。織以爲レ帛。大僅如レ紙。每供ニ御用一之後。卽使棄擲スと見えたり。こは近き世の書なれど、かしこに用の字をかきならひたるゆゑにこそ。

げかう

京よりことどころへゆくを、北山抄に下向とかゝれ、今もみやこ人の關東下向などいふこれなり。又ものまうでしてかへるをば還向とぞいふ、大鏡八の卷に、いなりまうでのことをいへるくだりに、えその日のうちに還向つかうまつらざりしかばとかけり。還向、下向、かなにはともにげかうとかくことなれば、おもひまどふ人のありやせんとてかくぞ

さうじみ

これは正身の字音を、なだらかにいへるなり。俗語にその本人といふ心なり、と師のいはれしはさることなり。三代實錄十三の卷貞觀八年のくだりに、深草御陵告文のうちに、正身固爭天不ニ承伏一止云止毛子幷從者等乎拷訊須留爾、事端既顯天。とみゆ。これは善男が應天門をやきし罪にて遠流せらるゝをりのことなり。善男をさして正身といへるなり。

印

印は日本書紀のふるき訓に、おして又はしるしとも見え、符をおしてふみとくにつけたるをおもへば、むかしより印はおしてといひしなりけり。此印といふもの、おほやけのやう、延喜式に、内印一面料

熟銅大一斤八兩。と見え、外印そのほかの印、みな料の熟銅いくらといふことをしるされたり。公式令には、內印方三寸。外印方二寸半。諸司印方二寸二分。諸國印方二寸。とあるを見れば、銅にてつくりて、內印のおもきはいと大に、つぎ／＼はことのさまのかろきにしたがひて、やう／＼ちひさくつくらせたまへり。さて今昔物語に、守硯をとりよせて文をかく、かきをはりてふうじて、うへに印をさして、それを文箱にいれて、その文ばこのうへにも、又印をさゝせてとあるを見れば、わたくしにもちひさき印をばもちひしことゝおもはる。又文をふうじて印をさすも、今の世に同じわたくしの印も、人のほどにしたがひて、ちひさきが中にも、大小のけぢめはありしにこそ。さてその印にゑりたるは、その人の名の文字なるべし。さおもふは、源氏物語橋姫の巻に、此袋を見たまへば、からのふせんれうをぬひて、上といふもじをうへにかきたり。ほそきくみして口のかたをゆひたるに、かの御名のふうつきたりといへり。御名のふうといへるは、ふうに名の印をさしたるをいへることなるべければなり。又日本書紀持統天皇の巻に、神祇官より木印ひとつをたてまつりしこと見えぬれば、さてのちはたよりよきまゝに、わたくしのは木にてもつくりけんかし。

白紙

ことのよしは、かきても印さゝぬを白紙といひき。續日本後紀十四の巻承和十一年のくだりに、主水司言。司家之政。觸レ類繁多。而本自無レ印。只用二白紙一。事渉二輕疎一。未レ免二嫌疑一。望請。准二內膳釆女等司一。被レ給二作印一者。勅宜レ宛レ之。これを見てしるべし。白紙といふは、ことのよしはかきてあれども、印なければ人のうたがふよしなり。

袖書

袖は衣のかたへによりてつきたるものなれば、わすれぬためにものゝかたへにいさゝかかきつくるを、むかしは袖書といひき。今の世にはそれを袖びかへといひ、又そをはぶきててびかへともいひて、いか

なることゝもしられぬやうになれり。江家次第四の巻に、可レ注ニ付今夜拜任官於申文袖一。其上合レ點。と見えたるにて、もの〻かたへにかくを袖にかくといひつることをしるべし。又同卷に、次攝政下ニ給申文一。〔各有ニ短册一〕。大辨置ニ勿於左方一。及レ給レ之置ニ硯前一。選下出可ニ袖書一申文上。と見え、又短册の袖にしるすといへることもあり。申文にはかたへに短册つきてあれば、それにいさゝかかきしるすを袖書といへるなるべし。

ふうに墨をひく事

ふうに墨をひくことむかしもありき。江家次第二の巻敍位のくだりに、以ニ紙一枚一卷ニ其上一。以ニ紙捻一結ニ其中一。其上引レ墨。と見えたり。ふうに印をさすばかりのものならぬをしかすること、昔今かはらず。

起請

續日本後紀十二の卷承和九年のくだりに、太宰大貳上ニ奏四條起請一。といふことあり。其四條を見るに、みなもとしか〳〵せしことを、あらためてかう〳〵せんとこへるなり。發起して請ふこゝろにぞありける。今の世にちかふこゝろにいふは、いたくたがへり。

酒のむさほふ三度三獻の事

ひと杯の酒のむを一度といひ、三度のむを一獻といひき。なみゐたる座にて、さかづきを一たびめぐらしのむをば一巡といへり。さてもの〻儀式にうるはしくのむは、三度と三獻とにぞありける。西宮記一の巻に、菓子著之。次供御第三度。と見え、大鏡六の卷に、御加茂詣の日は、社頭にて三度の御かはらけ空にてまゐらするわざなるを、その御時には禰宜神主も心えて、大かはらけをぞまゐらせしに云々。とあるなどを見れば、三度は酒のむさほふになん。西宮記一の巻臣下大饗のくだりには、三獻間。客人不ニ動座一。四獻以後。諸卿起レ座獻レ盃。と見えて、三獻もうるはしく酒のむさほふにぞありける。又同記五の巻定考のくだりに、三獻後居ニ粉熟飯一。數巡後居ニ餅餤一。と見え、北山抄一の巻二宮大饗のくだりには、

三獻後有㆓音樂㆒。數獻之後云々。とあるをみれば、三獻うるはしくのみをはりてのち、度々さかづきめぐらすこともありしなり。されどこれも大かたのさだまりはありとしられつ。北山抄に、節會酒巡不㆑過㆓七許巡㆒。而今日及㆓十一巡㆒。王公唱哥擊㆑笏。公宴酒興延長云々。と見えたり。酒といふもののめばられひをわすれくすりとなるをはじめとして、まじらひのむつびにもよろしく、何くれとよきことおほかるものなれど、ゑひすぎてはあやまちもしいで、身の病ともなれば、三度三獻とかぎりたるさほうありしはうべなりけり。酒のみかはすべてよしとおもふことも、すぎてはあしきことゝなるぞおほかる。胡廬山といへるから人の、酒飲微醉。花看半開。といひしはげにさることぞかし。

上戸下戸

酒をよくのむ人を上戸といひ、えのまぬを下戸といふは、いにしへ百姓の戸口をいふに、その口の多少によりて上戸、中戸、下戸といふことのありしかば、酒のむことの多少を、それになぞらへていへるになん。戸口のことは、日本書紀持統天皇の卷に、大臣よりつぎ〳〵宅地をたまふことをいへるくだりに、至㆑無㆑位。隨㆓其戸口㆒。其上戸一町、中戸半町、下戸四分之一。とあるを見てしるべし。

うちあはび

うちあはびはうす鰒とも、のしあはびともいひて、いにしへよりもちひたるものなりき。うちてのしてうすくなしたる鰒なれば、かくいろ〳〵にいひつるを、今はのしとのみいへり。延喜式七の卷踐祚大嘗祭のくだりに、薄鰒四連生鰒とあり。この薄鰒は生鰒とことにいへれば、のしてほしたるにこそ。西宮記七の卷に、御飯よりさきに鮑羹を供すること見え、又つれ〴〵草にいへらく、最明寺入道鶴が岡の社參のついでに、足利左馬入道のもとへまづ使をつかはしてたちいられたりけるに、あるじまうけられたりけるやう、一獻にうち鮑、二獻にえび、三こんにかいもちひにてやみぬといへり。此初獻のうち鮑なると、鮑羹を、御飯よりさきに供するとを合せておもふに、今の世めづらしききまらうどの來てあるじする

に、まづのし鮑をいだすことは、昔よりのならはしのなごりにぞあらん。さてついでにいはん。かの左馬入道の三獻のさまを見て、昔のあるじまうけのおろそかなりしをおもひ、今やうのいみじうおごれることをしるべし。のみくふものにいたく心をいれてとかくするは、いと〳〵いやしきわざなれば、むかしのやうにこそなりがたからめ、こゝろすべきことぞかし。おのれかへでの園にて、まらうどにかはらけいだすに、いにしへをおもひて、さかなはみつにかぎることゝす。

粥

むかしの物語ふみに、かゆといふことのあまた見えたるを、今の世の粥と思ひてはことたがひぬべし。江家次第七の卷解齋のくだりに、藏人供二御粥一。〔堅粥也。高盛之。〕と見え、又立二御箸一、粥上二入御。とあるにてもおもふべし。粥といふは今の飯なり。むかし飯といへるは、こしきにてむしたるものにて、今の世にいはゆるこはいひのことぞ。

もちひかゞみ

む月のもちひをかゞみとは、むかしもいひき。そは榮花物語つぼみ花の卷に、む月にもちひかゞみ見せ奉らせたまふとて、きゝにくきまでいのりいはひつゞけさせたまふことゞも云々。といへるを見てしりぬ。さるはむ月には、ことさらに神をまつれば、たてまつりもし、いはひのものともすとて、もちひを鏡のごとくまろく大に、むかしも今もものすればなるべし。

五節供

今の世五節供とて、一とせのうちに五度いはふ日あり。西宮記に、七月七日内膳供二御節供一。〔付二釆女一、釆女付二女房一、五七九日同之、但三月不レ入二内膳式一、〕とあり。五七九日とは五七も日といふべきをはぶきてかゝれたるにて、五月五日、正月七日、九月九日も、七月七日に同じといふことゝきこゆ。三月三日は内膳式にはいらねども、これも同じやうにいはふ日となりぬといふこゝろにこそ。これを見れば、今の

五節供の日を、昔よりいはふ日とせしことはしられつ。四節は内膳式にありて、またく同じからんには、正月七日をはじめにして、五七九日同之とあるべきに、七月七日をはじめにかゝれ、江家次第八の巻にも、七月七日のくだりに、同日御節供。内膳司付二采女一。采女付二女房一。入レ自二鬼間ノ北ノ障子一供二朝餉一と七月七日のことをしるして、ほかのせちをはぶきたり。しかあれば、ことにおもきにやとおもへば、延喜式なる三節、五節の中には、七月七日、三月三日は見えず。同式四十五の卷に、大儀、中儀、小儀をわかちていへるうちにも、正月七日中儀、五月五日、九月九日小儀とありて、これにももれたれば、さやうにてはあらじ。いかなることにかあらん。おもひえがたきは老のならひにて、見しこともわすれ、考へもらしてしられぬにぞあるべき、いとくちをし。老ほけざりしほどにかきたらましかば、つたなくともかうやうにものわすれはせざらましを、わが神の宮ところにものさわがしきことゞも、年久しくうちつどきさせざりしことよ、かくいふは文政十とせあまり一とせといふとしの冬、高尙六十五にてやまひおほかゝる身の、近きとしごろおもくわづらひて、ほけ／＼しうなりまされるになん。

鹽梅

むかしはものを煮るに、しほとうめとの汁をいれ、又煮たるものにそゝぎもして味をそふることにて、そのしるの加減のよしあしを、鹽梅よしともあしともいへるになん。今もさやうにはいへども、醬油といふものいできてのちは、かの汁をものすることはやみぬ。西宮記六の卷、九日宴給二氷魚一くだりに、采女一人持二氷魚一。一人執二鹽梅一度二御前一云々。以二在前器一分取。以レ汁加レ上。と見え、又各取二氷魚一。少許入下在二臺盤一之器上。次取レ汁波レ上。ともいへり。これを見てむかしのやうをしるべし。さて汁といふは、鹽梅のしるにて同じものなり。

かんばんといふ衣の色黑き事

今の世にめしつかふ奴にきする衣に、かんばんと名づけたるあり。其色くろきはいにしへのなごりなり。

日本書紀持統天皇の卷に、詔令下二天下百姓一服中黄色衣上。奴皂(クロキキヌ)。衣とみえ、儀制令にも、家人奴婢橡(ツルバミノ)墨衣とあり。

扇つかふはなめきわざとする事

檜扇をも、夏の扇のかはほりをも、ともに扇といへるによりて、いとまぎらはし。ひあふぎは冬も束帶のをりもつものにて、これはもつをなめしとせず。かはほりはもつをなめきわざとし、ましてつかふはいと〳〵むらいのことゝす。續日本紀二十四の卷天平寶字のくだりに、御史大夫眞人淨三以二年老力衰一優詔特聽二宮中持レ扇策一レ杖。と見えたるは、年老ては扇つかはずしては、夏のあつさのたへがたければ、むらいのことなれどゆるしたまへるよしなり。かはほりを夏の扇といふことは、清少納言枕册子に、見るにつけてすぎぬるかたこひしきもの、こぞのかはほりといひ、榮花物語音樂の卷に、いろいろのかはほりをひらめかしつかひたるけはひありさま、つき〴〵しうみゆといへるを見てしるべし。さて扇つかふをむかしの書になめきことにいへるは、北山抄七の卷に、著レ廳之間。與レ傍不レ語。輒無レ用レ扇。大鏡三の卷に、うち見いれつゝ、馬のたづなひかへて扇たかくつかひてとほりたまふを、あさましくおぼせど、同八の卷に、したりがほに扇うちつかひつゝ見かはしたるけしき云々。などなり。みな夏の扇のかはほりにぞありける。

笠

かさのしなくさ〴〵あり。よき人のはきぬがさおほがさになん。きぬがさのこと、衣笠内大臣ときこゆる人のおはせしによりて、衣笠(キヌガサ)と心うるはわろし。和名抄に、華蓋〔和名岐沼加散〕黄帝征二蚩尤一時。當二帝頭上一。有二五色雲一。因二其形一所レ造也。と見えて、いろ〳〵のきぬしておほひたるものにて絹笠なり。儀制令にも、凡蓋。皇太子紫表蘇方裏云々。親王紫大纈(ユハタ)。一位深綠。三位以上紺。四位縹。四品以上及一位頂角覆レ錦垂レ總云々。唯大納言以上垂レ總並朱裏。總用二同色一。と見えて、衣をおほひたるさまにあらず。

頂角覆レ錦とあれば、なべてはそめたる絹もてはれるなり。おほがさのこと、すぎにし文化八年のう月に、京にまゐりをりしかば、かもの祭見にゆきしに、勅使菅のおほがさをもたせられき。ことしよりはじまれるなりとぞ。みやこ人いひける。そは久しくすたれたりしを、おこしたまへるにぞありける。西宮記十一の巻に、菅簦。公卿及祭使御禊前驅持之。〔白鳳制云、三品已上聽二菅簦一〕とめるによりてものしたまへるにこそ。菅にてはつくりたれど、きぬがさにつぎては、これもいとやんごとなきかさなりかし。しもさまにては、むかしも今もなべてちひさき菅笠をぞきる。ひがさは檜にてつくりて柄あるかさなり。日笠とこゝろうるはわろし。菅笠のたぐひの名になん。今もこの國の山里につくりいだすところあり。人のゑさせければ、おのれもてり。扇につくるやうにものしたるなり。榮花物語御著裳巻に、おきないとあやしききぬき、やれたるひがささしてとあるをみるべし。又ぼうし笠といふあり。帽子に似たるつくりざまゆゑにこそ。さる名はおひつらめ。同物語音樂の巻に、ぼうしがさきたるものぞゐなか人なめりと見えたるとあり。いやしきかたちなるからに、みやこ人はきぬよしなり。さて又、世をすてたる人のきる笠にあやはがさといふあり。ます鏡春のわかれの巻に、すぎしころ資朝も山伏のまねして、柿の衣にあやはがさといふものきてといへり。なほなにかさくれ笠といふあれど、うるさくてもらしつ。

柳筥

柳筥は紙筆をいれもし、うへにおきもして、歌のまとゐのをりなどに、いとたよりよきものになん。今の世にやないばといひてほそき木をあみたる臺は、柳ばごをはぶきいひ、筥をだいにかへたるにぞありける。西宮記六の巻九日の宴のところに、內藏寮給二紙筆一。〔應和二十五不レ置二紙筆一。依レ無二柳筥一也。〕と見え、同記に、上卿以二在レ前紙筆一入二柳筥一。とも見えたるにて、紙筆をおきもしいれもするものとぞしらるゝ。たゞし紙筆のみにあらず。探韻をいれたる土器を居二柳筥一といふこと、同記に見え、ます鏡老の浪の巻には、しろかねの御へぎ柳筥にすゑてともいへり。

時もり鐘鼓をうつこと

今の世時をつげてうつに鼓をうつあり。又鐘をうつもありて、ひとやうならず。いにしへは時を鼓、刻を鐘と、しらせうつもの丶かはりてありつるに、刻をしらせうつことのやみぬるより、あやまりて時のかたに鐘をもうつにて、これは鼓ぞ正しかりける。貞觀式に、凡知レ時以レ鼓。示レ刻以レ鐘。以レ鼓者。擊レ九而畢レ九。とあるを見て、いにしへのやうをしるべし。日本書紀天智天皇の卷に、置二漏剋於新臺一。始打二候時一。動二鐘鼓一。とあれば、はじめより鐘鼓して時剋をうちけるなり。職員令にも、漏剋博士二人。掌下率二守辰丁一伺中漏剋之節上。守辰丁二十人。掌下伺二漏剋之節一。以レ時擊中鐘鼓上。と見えたり。此守辰丁をときもりといへり。

山もり

歌にやまもりといふことは、續日本紀五の卷元明天皇の和銅三年に、初充二守山戶一。令レ禁レ伐二諸山木一。とある其ころよりいひそめて、つぎ〳〵いひあへるなるべし。

星隕天文みだるといへる事

日本書紀天武天皇の卷に、昏時七星俱流二東北一。則隕之。庚午日沒ノ時。星隕二東方一。大如レ瓮。逮二于戌時一。天文悉亂。以星隕如レ雨。と見え、續日本紀の聖武天皇の天平七年のくだりには、五月己未。天業星交錯亂行无二常所一。ともみえ、同紀光仁天皇の寶龜二年のくだりには、有レ星隕二西南一。其聲如レ雷。といふことあり。同三年四年にも、うちつゞき星の隕ること見ゆ。いとも〳〵あやしきことなりかし。朝廷の正史にかくしるされたれば、うきたることとならず。そのかみまさしくか丶るさまの見えつるにはあるべし。しかにはあれども、七星まさしく隕たらんには、今あるべきやうなきに、さだかにそらに見えてあり。天文まことにみなみだれなば、なほるとももとのごとくにはなりがたからんを、いにしへのま丶なるをおもふに、かの僧旻僧がながれ星を見て天狗なりといひしごとく、天狗のさるさまを、世の人に見せたる

にぞあらん。むかしは天のしたに人すくなかりしけにや、天狗こだま鬼やうのもの、ところえてあやしきことゞもおほくありけんかし。おのれはしかおもひとりてあれど、天文まなびせざれば、こゝろもとなくて、みやこの小島氏にせうそこしてとひしに、いひおこせけるやう、星のおつること古き書にも見えたれど、これは星にはあらず。みな火氣の所爲なり。大流星、奔星なども同じ。常にみゆる流星も、地中より陽物登りて火際にいたり〔又熱際ともいふ。天地の間をみつに分て地に近きを溫際といひ、中天を冷際といひ、上天を火際といふ。〕て、火燃つきてとぶになん。したより見れば、星に似たるによりて流星と名づく。星のあまた隕るやうに見ゆれば、天文亂るともいひしならん。いにしへより名ある星のうせざるを見て、流星はまことのほしにはあらぬをしるといひおこせき。げにさやうなるべし。たゞし日本書紀に、七星俱流二東北一とかきたまひ、續日本紀に、天衆星交錯亂行无二常所一。と見えたるは、七星又は常所などゝ、こゝろとゞめて見しりたるよしをかけるさまなれば、火氣ともおもはれず。これらは火氣のしわざをまねびて、天狗のことそへてあやしきさまを見せたるにやあらん。さて小島氏は名を好謙といひて、天文まなびをなしえて世に名高し。一とせみやこにありつるころ、おのが旅のやどりをとひきてあひつるより、したしくなれる人になん。

化物

神代には草木石などものいひ、さて後も欽明天皇の御代に、禹武邑人採二拾椎子一。爲二欲熟喫一。著二灰裏一炮。其女甲化二成一人一。飛二騰火上一一尺餘許。經レ時相鬪。といふ事ありて、日本書紀に見ゆ。これらはあらぶる神、てんぐ、こだまやうのものゝより來て、あやしきさまをなすになんありける。又狐狸はさらなり、すべて年經たる獸は人になることあり。推古天皇紀に、陸奥國有レ狢。化レ人以歌之。と見えたり。此ふたくさを世の人化物とぞいふなる。

幽靈

世の人の幽靈といふものは、人になき魂のかたちをあらはすことにて、やまともろこしの書に見え、又今もまさしく見つ。かう〳〵のさまなりしなどかたる人もありけり。大かたはうらみもし、したひもし、又は何にまれ、ふかく心をのこして死にたる人のたまのあらはるゝにぞありける。されどまれにはさやうならぬもまじり、又いと〳〵ふかく心ののこるべきことありて、死につる人のたまの、さらにあらはれぬもおほかれば、たれもたれもあやしむことになん。高尚がおもへるやうをいひてん。人死すれば、その魂神のしります世界にいりて、ほと〳〵にたふときいやしき神となりてをれば、此世にあらはれいづるものにはあらず。神のめに見えたまはぬに同じ。しかにはあれども、いにしへよりいと〳〵まれには、神のあらはれたまふことのあるごとく、人のなきたまもゆゑありては、神のみはからひにてあらはれいづることにこそ。そのゆゑよしは、幽冥のことなれば、此世の人の心にはさらにおしはかりしられぬになん。春秋左氏傳に、趙氏の先祖のなきたまのあらはれて、晉景公の夢に見えていへることどもの中に、殺二余孫一不義。余得レ請二於帝一矣。といひて、壞二大門及寢門一而入。公懼入二于室一。又壞レ戶。公覺召二桑田巫一。巫言如レ夢。とあり。これは二とせさきに、晉侯の趙同趙括をころしゝによりてぞ、此事成公の十年のくだりに見えたり。かしこにて帝といへるは神のことにて、すなはち幽冥のことゝりたまふ神をさしていへるなり。こは大穴牟遲神にぞおはすなる。此神の幽事(カミゴト)しらせたまふこと神典に見ゆ。さて此祟りやまずして、景公はつひにうせにき。うきたることにはあらず。さればなきたまのあらはるゝは、神のみはからひになん。みづからはふかく心のこりても、幽冥のこととりたまふ神にこひて、ゆるしたまはねば、此世に來てとかくすることはなりがたく、神もたはやすくは然(サ)せさせたまはぬことゆゑにこそ。なき魂のあらはれ見ゆるは、いと〳〵まれなるらめ。人のなき魂は、幽冥の神のしります世界にいりて、身のほと〳〵の神となりてありといふことは、いにしへの物知人の、こゝにもからにもさらにいはれざりしことなれば、いかゞあらんとおもひうたがふ人のあるべけれど、こはかならずさやうなるべ

し。神のあらはれたまふは、おほくは夢に見え、人にかゝりたまへど、まれには加茂明神の翁となりて、冬の祭をこひたまへるやうのこともありき。人のなきたまも夢に見え、人にかゝり、かたちをあらはしもするさま、またく同じきは神なるにあらずや。さることわりと、得レ請ニ於帝一となきたまのまさしくいへるとをおもひあはせ、三のしるべをも見て、おのがいふことのみだりならぬをしりてよ。

屋形

やかたといふもじは、延喜式十七の卷に、腰車一具。屋形。〔長六尺、廣五尺、〕と見えたり。土佐日記には、船やかたとあり。かたは人形のかたと同じことにて、まことの屋ならず。たゞそのかたちをなしたるこゝろなり。月詣集の歌に、旅やかたとあるも、いにしへの旅には、かりに屋のかたちなるものつくりて、やどりけるよりいひそめて、させぬ世となりても、なほいひなれたるまゝにいへるなれば、これも車の屋形と同じこゝろなり。さるを甲陽軍鑑に、よき人の家を屋形といへり。こはうちは殿づくりにて、なほ人の屋のかたちしたるのみと、しひてよきかたにいひなしたるにこそ、これにならひて今もさいへり。いにしへより中ころまでの書には見えぬことなり。

一家

今の世に親族どち、かたみに一家といふは、ふるき世よりのいひならはしにぞありける。こはいと／＼ちかきうからの人どちいふべきことぞかし。北山抄三の卷に、左大臣跪ニ長押上一。右大臣跪ニ長押下一。兄弟之間其儀不レ同。一家之說何異乎。と見え、榮花物語衣の珠の卷には、此大納言殿入道殿は一家にてむつまじき御事ぞかしとあり。

猿樂

さるがくのはじめは、猿のまねしてをかしきわざしけるより、さる名はいひつらん。さてのち、此たぐひのをかしきわざ、何くれといできぬれど、そのおやなるゆゑに、すべてをかしきことするを猿樂とい

ふやうにぞなりにける。それは宇治拾遺に、陪從はさもこそはといひながら、これは世になきほどのさるがくなりといへるにてしるべし。陪從のをかしきことしたるを猿がくとはいへるにて、ことに猿樂といふわざしたるにはあらず。さてさるがくのたぐひのをかしきわざといふは、西宮記四の卷相撲のくだりに、種々雜藝とあるところに、左見二蛇樂。散樂一右犬。吉干。とあるこの四くさの藝などなり。同記に、散樂侍臣五位六位童相校走井弄玉。と見えたるにて、そのさまおほよそにはしられつ。をかしかりつるよしは、三代實錄三十八の卷に、右近衞內藏富繼伎善二散樂一令二人大咲一とあるにておしはかられつ。蛇樂犬は、蛇のまね、犬のまねをせしにぞあらん。吉干はそのやうさらにしられず。今の世には能といふわざをぞすなる。そのわざをかしからぬを猿樂といふは、此能にそひたる狂言の藝のいとをかしければ、それを猿樂といひしを、後に能のかたにはいひうつせるなるべし。

ならしば　椎しば

楢しば、椎しばのたぐひ、すべてなにしばといふは、大木ならずして、ひきくて小枝を折りとり、薪とすばかりの木をいへる名なるべし。さればちひさきなら、しひの木にして、別にさいふ木のあるにはあらず。しばを小枝なりといふあかしは、日本書紀に、折二取枝葉一のもじをしばをりとりとよみ、古歌にしばをりたくといひ、しば垣も木の小枝をあつめゆひたるかき、しをりもしばをりにて、木の小枝を折かけて、山路のめしるしとなすこゝろなるべし。これらをおもひわたしてしるべし。

をしね

をしねは小稻なり。をはかろくそへていへる詞にて、車を小車といふがごとし。稻をしねといふは、和稻、荒稻の例ならずや。さるを歌よみの、おくてのことゝこゝろえて、おしねとかけるををり／＼見たりき。續後撰集に、かたをかのもりの木の葉のいろづきぬわさ田のをしね今やからまし、と爲家卿のよみたまひしも、たゞ稻のことゝこそきこゆれ。

高砂のをのへ

山の峯を高砂の尾上といふは、はりまの地名にたかさごの尾のへといふありて名高ければ、山の尾のへのまくら詞のやうに、高砂とはいへるにて、津の國のなにはおもはず、石のかみふるとも雨にとどいへるたぐひなり。さるを後撰集に、兼輔の、みじか夜のふけゆくまゝに高砂のみねの松風ふくかとぞきく、とよめるは、はやく心えあやまりてよめるなり。みねには高砂といふべきよしなし、砂のつもりてといふ舊說は、いといとつたなし。さならば高砂の山とこそいふべけれ。

都のつと

うつぼの物語吹上の卷に、都のつとに何をせんとおもふに、かしこになきものなかるべしといへるは、京より紀のくにへもてゆくつとなり。又同卷に、もてあそびものなどの、京づとにしつべからん云々といへるは、紀の國より京へもてかへるつとなり。かなたこなたのたがひあれど、かよはしてともにみやこのつとゝいへり。

見きり

甲陽軍鑑に、山本勘介がいへらく、まけ軍にも見きりをよくしてふみとゞまるべしといへり。げにさることにて、たゝかひのみかは何事をなすにも、此見きりといふことを心えてあらんには、いたくあやまることはあらじ。

今の世の武士の兵家の書よむこゝろえ

いとようをさまりてめでたき今の大御代には、たゝかひのあるべきやうさらになけれども、よそのえみしの來て、いかなることをしいでんもはかりがたく、世にはおもひのほかなることのあるものなれば、武士は兵家の書をもよく見て、そのすぢをこゝろうべく、國々の守につかふるともがらのかろきかぎりは、太刀うちふり、弓ひくたぐひのわざのみならひても、さてあるべけれど、おもきそくなる人、何くれの

ことゝろきはのしらでやは。しかにはあれども、めのまへにさしあたりては、やうなげなるわざなれば、さおもひつゝも、あだしわざにうちまぎれ、なさずしてすぎぬべきことにぞ。さる人のために、おのれがおもひとれるひとふしをいはん。そは兵書にいへるすぢを、今の世のことにおもひわたしてこゝろうるになん。しかすれば、國郡のことおこなふにもさとくかしこく、めのまへのことのまなびとなりぬべし。孫呉の書によりて、そのよしひとつふたついひてん。まづ孫子に、令レ之以レ文。齊レ之以レ武。といひ、呉子に、内修二文德一。外治二武備一。といふことを、つねにわすれずものしたらんには、國郡の人どもなびきしたがひもし、おそれもしてよくをさまりなん。又孫子に、知レ彼知レ己。百戰不レ殆。不レ知レ彼不レ知レ己。毎レ戰必敗。といへるごとく、民のやうをよくしらざれば、ことおこなひがたく、おのれがなすことのよしあしをよくわきまへしらずしては、おこなひても民したがはず。又辭卑而益レ備者進也。といへるをおもひて、何事のうへにも、心をふかくとゞめ見しりて、人にはかられぬやうにせなん。國を治るは戰とはことなるふしありて、人はかるはわろけれども、人にはかられては心ならぬあやまちもすべし。同書に、鳥のたつを見、あつまれるをみて、つはものゝかくれたると、をらでむなしきとをしるといへるにならはゞ、心さとくなりぬべく、又餌兵勿レ食のいさめをわすれずば、來てはこゝろをとり、言よくいふ人にあざむかるゝことあらじ。呉子に、安二國家一之道。先戒爲レ寶。といひ、又不レ和二於國一。不レ可二以出一レ軍。といへるなど、げにさることにて、守のためにことゝる人のなに事をなさんにも、しかしてあやふくはあらずやと、ふかくおもひめぐらし、かみしもの中、そは〳〵しからぬやうになしえてのちものしたらんは、はじめははか〴〵しからず見ゆめれど、大なるいさをのたちぬべくなん。同書に、以レ見占レ隱。以レ往察レ來。といひ、三軍之災。生二於狐疑一。といへる此ふたつをかよはしおもふに、かみにゐて何にまれ、しもなる人にことよせてなさしめんに、以レ見占レ隱といへらんやうに、その人のつねのさま、から〳〵なれば、かばかりのことはなしえんとおもひさだめてのちは、ものうたがひせず、さしはなち

てなさしむべし。うたがはれては、よろづにおもひたゆたひつゝなすからに、えしをへぬぞかし。上のくだりにいへるやうに、かれをこれにかよはしておもひなば、をさまれる世のをしへにもなりぬべし。さて兵家の書あまたあれども、七書をむねとよむぞよからん。

驛路鈴

續日本紀三の卷の慶雲二年のくだりに、給ニ太宰府飛驛鈴八口。傳符十枚。長門ノ國ニ鈴二口ヲ。と見え、續日本後紀二十卷の嘉祥三年のくだりには、賚ニ天子神璽寶劔符節鈴等ヲ。奉ニ於皇太子ノ直曹ニ。とあるをおもひわたすに、鈴は天子のみしるしにたまふものにぞありける。おほやけごとにてものへゆくに、此鈴をならしゆけば、うまや〳〵より馬をも人をも出すことゝおもはる。さるからに、飛驛ノ鈴とも驛路ノ鈴ともいへるにぞ。延喜式四の卷に、凡驛使入ニ太神宮堺ニ者。到ニ于飯高郡下樋小河ニ。止ニ鈴聲ヲ。とあるにて、ならしゆくことしられたり。かくやんごとなきものゆゑに、公式令に、其驛鈴傳符還到。二日之内送納。とありて、おほやけごとをはりかへれば、すみやかにかへしたてまつることになん。いにしへはうまやぢのみのりのかゝりしかば、おほやけごとならでは、馬も人も出すことなく、うまやのをさもいかにこゝろやすかりけん。今も大かたのみのりはさやうなれども、いとことしげく、ゆきゝの人おほく、なまかしこくもなりて、おほやけごとによせて、とかくする人かずしらずあれば、うまや〳〵のものどもたへがたくくるしとぞ。

いにしへは死刑いとすくなかりしこと

六國史を見るに、わがみかどのいにしへは、おもきつみある人のきらるべきをも、大かたはなだめて遠流になしたまふことにて、死刑はいと〳〵すくなかりき。さるは人のいのちは、すめ神のみこゝろにふかくをしみたまふゆゑにもあるべし。獄令に、死刑をおこなふには三度覆奏するよしにいひ、その日は雅樂寮音樂をやめなど、いと〳〵おもきことゝしたまへりき。かくよきならはしなりしに、保元のみだ

れより、世のなかのさまいたくかはれるにつれて、この死刑もいとおほくなりぬ。さてのち、天の下をさまりぬれど、此ことのきようむかしにかへらぬは、世の人のこゝろやう／＼わろくなりて、なだめたまひてはあしきわざする人の數そふゆゑにこそあらめ。いとも／＼かなしむべきことなりかし。

ものしり人はことに善事をすべきこと

こゝの書はさらなり。からのにまれ、天竺のにまれ、書をよみあきらめたるを、その道みちのものしり人といふべし。さる人はあだし人よりすぐれて、わが世のかぎり、善事をなさんとおもひつとむべきことになん。さいふはいづれの道もあしきことなすをいさめ、よきことすべきやうをすゝめをしふるひとすぢなるに、それをあきらめしり、人のしるべをもするものゝ、みづからはさせざらんには、天地の神いみじうにくみたまひとがめたまひ、世の人もいたくそしるべきことなればなり。ましてあしきことしたらんは、そのつみかいなでの人よりは千重まさりなんかし。

此松の落葉よ、木かげにつもれるをかきよせいれしに、よつのかたみにみちて、なほのこれるおほし。庭のかきねくま／＼に、風の吹よせてあるをもかきあつめなば、いまいつゝむつのかたみにもといふやうなれど、さておきつ。其ゆゑは、めでたき玉や、めづらしき石やをひろひあつめて見るにさへ、かずおほければ、あくこゝちもまじるならひなるを、ましてかれ葉の年へてつもりにたるは、大かたはくちくろみてきたなきをや、いと／＼うるさくなりてぞ。

松の落葉 終

蛋の澆漓の記

蜑の燒藻の記　卷之上

森山孝盛著

新井白石翁の折たく柴の記を見て、此文つくり侍るべしと思ひ立て、筆をとり初しこそ、不敵にもおこがましけれ。さはさりながら、元來家の外に出すべき物にもあらず。子孫なんどの往々公につかふまつるべきにも、君の御惠みを忘れず。折々親のむかしを思ひ出る媒にもなりなん。よしや流れて傳ふるあとの、つたなきにもせよ。賢きにもせよ。いさゝか公の事心得る助にも殘さまほしくて、例の愚なる筆にまかせて記しもてゆくに、翁が六ツ成侍りける時、たらちめの文よむことをゝしへ玉ひて、十に餘れる頃までに、四書、五經、小學、三體詩、古文なんどならひ終りぬ。幼き心に、何のわひためなく、只坊主の經よむ如くにのみ覺え居たり。又朝々母のかたはらにて、古への聖賢の行ひ、或はやまとの名將勇士のふるまひ、忠孝仁義の道を草物語なんどに、語り聞せ玉ひて、

舌切すゞめ　枯木に花さかせぢゞ　猿とかに
兎狸　鉢かつぎ　ゆり若
楠　義經　爲朝
義貞　閔子騫　伯瑜
曾子　孟母

なんどの物がたりをいく度か聞たり。予耳に聞込て、今も猶思ひ出ぬれば、懷舊の涙とゞめ難し。さればかゝる故にや、いつとなく書をみることのいとはゞからで、假名文、記錄、軍談、淨瑠璃本の類ま

で、取當る書毎におもしろくて、日ぐれにも、ともし火立る間も待遠くて、月にむかひて見侍るごとくなりき。夫は然れども幼き心に和らげたるふみの見よく、おもしろく讀たるのみなり。誠の漢文なんどに至りては、心にもとまらず。又よき文選き書なんど見るべきたよりもなく、借もて來て見つべき方もなかりけり。史記なんどいふ文は、外祖父（諏訪秋扇、俗名伊織、元寄合）の方にありて、見たりしかども、幼ければ心も通ぜず、思ふ樣に會得もせず。十二の歲、弓馬槍太刀の業を學びはじめてより後は、彼の業のおもしろくて、日々あくがれ稽古に出あるきつゝ、荒きわざにのみ身をくだきて、月日を送り侍りぬ。されば幼き時習得し四書五經のたぐひも、四五年が内に忘侍りけり。其後十六になりて、いとまある時、彼書籍をとり出て見るに、いさゝか滯ることなくすら〳〵とよめたり。我ながら奇妙なることに覺えたり。昔習はざりし書なんども、滯りなくよめて、荒增は其心をも會得する樣に覺えたり。無點の書、唐本なんど人の持たるをかりて見るに、儒者なんどの如くにこそなけれ。よく〳〵考へ見れば、よみとくことも出來ぬ。されば幼き時、母の丹精ありしことの思ひあたりて、于今書を見る度に有がたく覺え侍りぬ。是翁がひとつの懺悔がたりなり。然るに四ッに成侍る時、乳母のあしくて虫を煩ひて、からふじて命助りたるよし、常にたらちねの語り玉ひける。其故にや。氣積の病有て、萬づ内氣にして、元より頑愚なる上に氣張なくて、伊達すること花やかなること、賑なることなんど好まず。扨て御番入なんどして、見も知らぬ大勢の相番に朝夕交るべきことなんどは、いと恐ろしきことの樣に心得居たり。其後父にもわかれて養兒の養子になりて、三十五の歲家督をゆづり請て、あくる年の春大御番へ御番入して、杉浦出雲守組にて、其秋七月大坂の御城の宿直に登りぬ。扨一とせが程御城のうちにありて、隊中のならはしを見るに、一組五十人を與頭四人に割て預れり（十一人十二人）。一と頬のうちに、年久敷勤むるものを伴頭とて、其十餘人をすべて萬のことを扱ふに、彼伴頭に向ひて頭をあぐる者さらになし。敬ひ恐ること神佛にも越たり。毎日彼に行て安否をとひ、九ッ時まで

皆打寄りて彼小屋に詰る。夜は茶講とて順を立て小屋に集りて、四ツ打頃までは互に雑談して退散する。此風俗はじめは、様なき俗習の様に心得たりしが、至極尤なることにて、昔より定め置きけることは、いづれ故有ることとなりけり。

朝夕彼伴頭にへつらふこと、権門の出入にも増れり。藝は下手なれども上手とおもねり、非は理と称してへつらひ敬ふ。是古よりの俗習なり。翁は左もなく實によきことはよきと称し、心に落ざることは手をおさめ口を閉て居たりしに、御城中東西の番頭二隊勤士百人、互に往來して日を送るうちに、西をみてもさのみ恐べき人もなく、貴べき德ある人もみえず。東を見ても哲人もなく、賢者もみえず。年頃恐れ思ひしには違ひて、こは心安きことかな。浮世の勤といふものは、かばかりのことにこそあれと思ひて、心にはほくそゑみて過ぬ。元より故郷を離れて一ヶ年程、大坂の宿直にくらすことは、へちまとも思はず。其後在番はてゝ江戸に下りぬれば、彌相番も心易く物言馴て、江馬某（平左衛門、後御納戸頭、又小十人頭）なんどには、屋敷も遠かりけれど、殊に懇なりければ往來するうちに、四書の素讀を教へたり。然れども俗人の習ひ、素讀は字を覺ゆる爲なりと心得たるこそ本意なけれ。其後、二條の宿直に登るべき前に成て、三月のことなりしが、相番の親類書を改て番頭へ納らるゝことなるに、彼も是もと頼みありて、十日が内に十二通り、親類書認て遣したることとありき。安永七年の比なりしが、先妻の兄石野忠右衛門（初荒之助、三百俵、御書院番）親の時より積り來りし借用金多くて、困窮等閑ならざるにより、其頃翁が身上とても十分にはなかりしかども、厄介もなく、三年に一度づゝ京大坂の在番に登りて、一倍の御宛行給はることなれば、内事も通閑、さのみ逼迫ならざりしかば、様々に手を盡して助たり。石野平藏（後備後守）、森川數馬（後長門守）、柴田七左衛門（後日向守、奈良奉行）なんど、忠右衛門が一類と申合せて、淺艸藏宿なんどへもあまたゝび言たよりて骨を折たり。當世の人情誰々もあるべき様は、口にはいへども打込て一臂を助くる者は少し。後は翁が拝領高（四

百石内百石御藏米）の內百俵をもて、劵契の證として、三十片に餘る金を借り出て、漸く石野が奉勤の連綿を補ひて遣したり、其後、十餘金は忠右衞門が持來りてつぐのひたれど、元より不足の身上なれば、持來て其後は返しもせず。此方よりもはたりもせず。今もよく算へたらば、二十餘金の負め侍るべきとぞ覺ゆる。かくても猶永月日に追れて後は、實に煙りの立かぬる際に至りければ、彼柴田森川なんどのひたすらに賴み乞るにより、翁が長屋の隅に明たる處のあるに、石野が家內を引移らせて、先差當りたる飢渴を凌がせけり。然るにさる柔弱なる男なりければ、一類の齋藤何某變死をしらずして、何心なく跡目判元の立合に加りたることによりて、評定に被ㇾ召て、山崎主税介に被ㇾ預たり。其程は翁が長屋なりつれど、石野が居たる所なれば、番頭より宅番を付られたり、思ひもよらざることになりて、翁が外聞もいかゞあらん、人口もいかにやと思へば、等閑ならず心苦しかりけり。其上に石野が惣領（武市十歲）虫を煩ひ出して死ぬ。彼と云是と云、たとへんかたもなし。樣々のくだきし心遣ひありつれどせんかたなければ、ふみこたへて居たり。太田駿州（石野が番頭なり）も、第一餘所ならぬ森山と云男がふみこたへて居れば、組の方に於て大に心易けれといはれたりとこそ。幸にして事分りて、石野も御預をゆるされ、元の長屋に立戾りぬ。其の內に翁が妻は、殊に病身なりしが、かゝる事なんどのよからぬことに、心をいためたる餘り、病つのりて失ぬ。石野も翁が許を出て、あそこゝ住たる家もかはりしが、今は音信も絕たり。

嫡子盛年を養ひにし侍りて、我許に呼とり侍りけるより、先手習學問をせよとて、みづから大學、論語なんどは敎へつ。手跡は父盛芳の習ひ玉へる俊章（須藤又右衞門）の手本多くありければ、是を與へて習せけり。其後、小普請與頭を勤たりし比、其中に加りて、支配衆の見分を請たるに、近き頃被二仰渡一ヶ條に、學問、軍學、天文學、手跡までの事を裁られたりければ、盛年は御家流を習ひ侍る旨ヶ條に入て書上たり、扨見分の時、盛年が手跡を見すべしとありければ、其席に於て認て出したるを、同役なり

し大久保矢九郎が、彼見分の取扱に出て、是をみて返す〳〵感心し、其後度々翁にも其事云て感心したりしが、我許にも來りて、わざ〳〵好みて首藤氏の手本ども見たる程の事なりけり。學問は其頃新山某（庄三郎、實名は獻と云、御先手與力の隱居なり）とて、近き渡りに篤實の儒者有けるを賴みて、四書、五經なんどは素讀を仕廻たり。不幸にして彼新山病して世を去りぬ。其後、あなたこなた師を求むれども、賴べき人もなくて空しく過るうち、中野左助と云者學者にて、鳥居家（丹波守于レ時御老中）を出て浪人したりけるを、羽太正養（左近、庄左衛門、後安藝守）、石川忠房（岩次郎後左近將監）なんど、何と辨へたる沙汰もなく、頻にもてはやして近きわたりの人々講會なんど立て、迎待扱ひしなり。盛年も其中に加りて往來する儘に、彼左助我許へも折々來りぬ。然ども思ふ處ありければ、盛年をば彼門には入ずして、折ふし講會なんどには加りたり。

彼中野、元鳥居家譜代の士なりけるに、學問を數寄て玩ぶまゝに、已が見識も後には募りて、迚も仕官しては思ふまゝに遊學もなりがたき間、いとま乞ふて出たりといへり。翁が內存には、學問は忠孝仁義の道をこそ辨ふる爲なるに、學問の爲に譜代の主人を捨て暇乞たるは、いかなる志にや。彼中野が學びたる所はいづれの學にや。聖賢の敎をば何と心得たるやいぶかしさに、盛年をば門下には入ざりけり。學問の募るに從ひて、今迄の遊學をも止て、奉公次第に深く可レ成箸なり。

共後盛年に、此頃は何をか學ぶと問へば、蒙求を承り候得と申侍る間、彼書の講釋を承り候と答ふ。あはれ翁が察したる如く、庸儒にてこそ有けれ。賴政の謠に、勸學院の雀は蒙求を囀ると云文句あり。雀さへ囀る蒙求の講釋を聞て、月日を費す如くにて、何の用をかなすべきとて笑ひぬ。とかくする內に、阿州の大儒柴野彥助栗山先生、公より被ニ召出一て江府に出たる由を、中川忠英（勘三郎、後飛驒守）が物語を聞て、是ぞ實の師なるべけれ。夫申入て玉はれとて、未阿州の屋敷（幸橋）の長屋に居られたる內に、尋行て始て對面し侍りぬ。翁は元より四書五經の素讀したるのみにて、何れの書一部と講釋

聞たると云こともなければ、先生と對話するにも、何を問何をか語り侍るべき力もなく、只自然此頭の荒增なんどかたりて、先生の物語をきくに、每日知もしらぬも尋來りて對話にいとまなく、きのふも去醫師の初て來りて對面しけるが、樣々の書籍の題號を言たてゝ、暫く問答して歸り侍りぬ。彼醫師は多く書をこそ見侍りつらめ。某も若時より品々の書を見侍りつれど、後は大體同じ樣なることに候まゝ、强て求ては左のみ通覽もし侍らずと語られ侍りぬ。翁其時に某は學問したりといふべき程の力もなく、元來書籍も多く見侍らず。然どもつく〴〵と考へ侍るに、落穗集に、神祖御他界の時、枕元に立置れたる三池のその御腰物にて人を切て參らすべき由被ㇾ命けるが、又重て若死罪に極りたる者なきに於ては、其儀に不ㇾ及旨被二仰出一たり。彼書の作者大道寺友山は、彼重て被二仰出一たる御仁心をかへす〴〵も深く感じ奉りて書置り。某が存るは、神祖の御仁君たることは申に不ㇾ及ことにて、四夷八蠻感じ服奉ることなり。夫よりは天下草創の君といひ、雙なき御方の今はの際に及ばせられて、諸寺諸社の御祈禱、貴僧高僧の十念稱名とて立騷ぎ、重罪の者ども免さるべき所なるを、わざ〳〵御臨終に至りて。人を切せて御覽有たる御心ばせ奉ㇾ感も餘りありて、思ひ出侍る每に淚のこぼるゝやうに面白く難ㇾ有感し奉れ。此一事にて御當家の御武運は、長久にわたらせらるゝと思はるれといへば、栗山先生、淚を流して實に左にこそ侍れ。返す〳〵も確論にて候とて、深く感ぜられ侍りけり。是翁が先生に初て物云ひ侍りし時のことなり。

此存念は、澁川時英先生も我許に來られし時、此事云出て問侍りしかば、澁川先生も足下の御物語を承り候得ば、實に左にこそ候へとて、屈服せられ侍りけり。

天明の末には、田沼家發行にて、賢愚となく權門賄賂をもて朝夕權家に往來して、追從する世の習しなり。

每朝對客登城前とて、我も〳〵と權門に出入す。其中、每日出入するを日勤といふて多く有たり。又

其中に朝夕或は日に二三度行いて　安否を諂ひとふものあり。

初めに記す如く、愚かなる翁が眼にさへ、右も左もさのみ心おくべき人もなく、又猶愚なる人々さへ大役仰蒙りて、馬駕籠いかめしく世を渡る有樣なれば、賢人達して埋はてんも口をし。實の賢者ありて名正しく、官其人に應ずる時こそ、中々翁なんど頭出すべきことは憚りもあらめ。はた人もゆるさるまじ。かゝる時こそ我等如き拙きものも、はからざる果報をも待得る時なめれと思ひて、古へ亂世の時、國々所々に一郡をとり敷、一城を構へて爭ひたる思ひ合せて、其時の人の心むべなり。權家にたよりて往來する程に、俗に云ふ燈心もて竹の根を掘如くにて、やう〳〵にして小普請與頭に成ぬ。其頃の同役のならはしは、世上にても知るごとく、筆紙に不ㇾ堪事なりけり。初めて同役を振舞ふ入目四十八兩を費したり。夫も古への奢侈といふ物にて、風雅に流れ、又は風流の物數寄なんどに費すならば心ゆきてゆるさるゝことも有ぬべし。只飲食の好惡、酒菓魚物の大小に心を盡し、數多なるに入目を費すなりけり。去上から下の情を汲知ことは、露計もなくて、支配組ともいさゝかの事に幾度も足を運ばせ、月日を費して事を濟す類の取扱のみなり。翁は組内に小給の者なんどの捧ろ書付は、毎々に印を押て出すこととなれ共、十俵或は二三十俵の祿もて命をつなぐやから、一片の券契とても、いかで思ふ樣になるべき。人に託して手習師匠などに賴みて、漸もて來て出すを、例文に違たり、書體分らずなんど云て、他の同役は返すをみるに、かへす〴〵有べき取扱とも思はず。にが〳〵敷思たる間、我組のやから持來る書付は、事分らざるはケ樣〳〵の次第なり。此書付は用ひがたし。然共足下の宅も近からず、認直す事も定て容易には出來がたかるべし。此方にて認直すべし、印判はもて來れりやと云て、持來れるやからは、夫を押させて書付は此方にて請取置ぬ。彼やからは又なく悅びてぬかづきて歸りぬ。大小の分限によらず。皆此類の扱にしたり。又支配の中にも百俵五十俵有餘の御目見以上の人は、僕一人つかふこととも叶はで、宅にてはみづから米薪をあつかふやから多し。彼輩は支配與頭の

逢對にも容易には出ることかたければ、病と號して朝夕をたすけ、不レ叶事ある時は、やとひ人して濟出來るを、同役なりし本目權兵衛なんどは、常に腹あしく云て、大方は對面もせで返しぬ。翁は彼人々の身の上を考へてみれば、實に左もなくては叶ふまじと思ふにつけて、折にふれてはせはしく、又は心に向ぬ時も、其人物の□相困弊をも見請侍るべき爲なれば、わざ〳〵出合て安否をたづね、高祿の人々よりも殊に懇に云て、此方にも繁雜には侍れど、足下なんどには、小身と云、我等方へ被レ訪ことも、容易には難レ成、荒增を察しぬれば、つとめて對面し侍るなり。よく困苦を凌ぎ賜へ。支配へもよきに申置侍りぬべしといへば、泪を流してこと〳〵敷謝詞をのべて歸りぬ。されば支配の人々組のやから取交て三百人餘りありけるが、本目に行者は少くて、皆翁が許に慕ひ來りて、思ふことと願ふことを云出ぬ。今も猶其人々のうちに寒暖を訪ひ來る人も多かりけり。

寛政元年十月の事なりしが、例の通、跡目被二仰付一比、いづこともしらず、山口春庵と云醫師、我許に來りて、家來の者に密に云ふは、某は麻布祥雲寺前に居候者にて候。元來牧野淸兵衛（御使番）知行所の者にて、醫者を業と仕候て、彼家にも出入、内外かへりみをも蒙り候所、淸兵衛殿去頃病死せられ、此度御息三之助殿へ跡目被二仰付一候。内々承り候所、酒井因幡守樣御支配に罷成候趣相聞へ候。然る所三之助殿實は幼年なる上に（其節十四歲と云ふ）、聢々世話被レ致候親類衆とても無レ之候。古淸兵衛殿伯父に三次郎殿とて厄介にて被レ居候人の、淸水御館に奉公被レ致、當時徒頭を被レ勤候が、此人兼々腹あしき人にて、淸兵衛殿存生の內より、我儘のみ云て度々無心抔被二申掛一、知行所百姓家來に至るまで、疎み果居候。又土屋何某殿とて、先々淸兵衛との異父兄弟の人御座候が、押付に何がな世話被レ致候樣子に相見え候所、此度跡目相濟候に付、親類衆寄合被レ致候上、淸兵衛殿奧方のはらからに森龜十郎（千五百石、小普請）殿と申人の候得ども、元來和らか成生質にて、後室の里方といひ、かいとり後見すべくとも被二申出一がたく、其外には坪内半二郎殿とて、（兩番）一人遠續の人有レ之

候のみゆへ、彼三次郎殿老功と云、家附と云、萬づ後見すべきに定り、土屋殿と二人にて世話可ㇾ被ㇾ致趣に相成申候。其上に三次郎殿惣領多門殿とて、成人の人（淸水御殿の近習）の候を、三之助殿より年がさに候へ共、心當養子に被ㇾ申上ㇾ積りの由、事極り候。依ㇾ之後室には甚心ならず思はれ、かくては三之助成長の程も計りがたく候とて、朝暮歎き被ㇾ居候。某多年出入仕候國屋敷の事に候間、彼様子見るに堪がたく、後室の辛勞も痛ましく候まゝ、卒爾ながら推參仕候。幾重にも御勘辨をあふぎ候とて、等閑ならぬ荒増をしみ〴〵と語りたり。終に見も聞もせぬ事なり。彼春庵もいかなる心立のものやらん、眞僞もいぶかしく、旁思ひ寄ぬ事もある物哉と思ひて、ともかくも承り置ぬる由答て返したり。案の如く二三日過て、かの土屋牧野三之助名代とて、明細書をもて來り、支配人の口上のべて、三之助續柄をも云、萬事三之助事に於ては、某こそ承り可ㇾ申ものに候とて歸りぬ。其後程過て彼三次郎來りて、三之助が親類書の下書と、心當養子願書の下書を持來りて、己が續柄をも云出て、萬づ土屋と二人して後見する由云て、心當養子の儀は淸水家老衆へも申立候て、某が惣領多門を願候よし申述たり。其様體何くれの模様、兼て春庵が云しに違はず、左もこそと覺ゆる事のみなりけり。抑人の看防後見と云ことは、誰々も十に八九は好まぬことにて、心遣と云他の人口も難ㇾ計、多くは人毎に斷云て進ぬことと成を。土屋と云、彼と云、己が後見する趣したり顔に申立る條心得難き一端なり。然る上に後見しながら他人の嫌疑をも避ず、我子を心當養子に願はすること夢々有べからざる事なり。是二つ。其上此方にて心も附ぬ淸水の家老を申立る條、旁一物こそあめれと思ひて、翁が心に春庵が内訴決定しぬ。かゝる振廻にては、いかにも彼扱ひの儘にして後室を初め、外の一類まで無心ならず思ふべし。三之助が成長もゆく〳〵危きことと成べし。知行方百姓共家來に至るまでも、難儀に可ㇾ及は勿論なりと思ひて、土屋にも三次郎にも逢もせず。親類書下書受取候ぬ。心當養子の事に於ては、諸書物相濟候上にて、此方より承る事なり。今日申立らるゝに及ぶべからずと云て返しぬ。かくて便りを

求め人を廻して沙汰を聞に、三次郎年頃の振廻、家來百姓まであぐみ果て、もてあまし侍る由、土屋も元來宜しからざること共、□□□□□名は忘れたり。後不相應小普請に入たり。□□□聞えぬれば、彌〻覺束なく覺へて、酒井因州にも彼荒増を委敷聞へ置て、扨彼後家の里なりける龜十郎をも呼寄て聞に、春庵が云ける荒増に違もなし。三次郎は色々に申出ぬれ共、毎事になじりつめて家附の續とは云ながら、厄介と云物なり。其上淸水の徒頭とても是又御目見以上には準ずべからず。何事ぞあらん時、立合證人には取がたし。土屋は又祖父の異父兄弟ならんに、今は續も絕たる同樣なり。是又自餘の續に準ずべからず。旁幸龜十郎親しき叔父のことなれば、後見せられて然るべき事なり。心當養子もわざ／＼年がさと云、三次郎惣領と云、多門を願に限るべからず。餘にも續柄の人あるべきなりとて、坪内が次男を申立させたりければ、三次郎大に怒りて、其後、內藤甲州の支配になられたるまでも、使を求めて內々訴へけれ共、彼荒増をば甲州へもよく／＼語り置たれば、其甲斐もなく終に事故なく三之助成長して、寬政十年の頃は又も翁が許に來りて、御番人の志あるよし、支配頭へも口を添て賜るべき由云たり。一件思ふ儘に扱ひすましたりし時、三之助母の心の內いかばかり嬉しかりつらめ。不幸にして早く世を去り侍りしよし聞へぬ。

又其頃日野大納言資枝卿和歌點削勅免ありて、關東にても門下に入る人多かりけり。實は冷泉民部卿爲泰卿の父入道爲村卿より連綿して門人數多ありて、家流繁榮するを、□□□入道爲村卿六十六ヶ國に門人ありしとなり。□□羨れて頻に門下に追從ありて、點削も又不ㇾ滯。褒詞多く加へて、人の思ひ付ことを第一にして、弟子を求め尋られけり。

いにし天明元年十月、春は障りありて年頭の勅使十月下向あり。其時爲泰卿、新女院使にて下向ありけり。日野大納言殿も同じく院使にて下向ありて、兩卿共に愛宕下靑松寺に旅宿ありけり。翁も入道爲村卿より、二代の御門人なりければ、旅館へ罷越て爲泰卿の對面賜りけるが、父入道より連綿して

門人數多関東に有ければ、晝夜尋訪の贈物引もきらず。大名小名ともに對面の爲、入來るやからの時を爭て絶る間なし。大名は日々夜々伺候の使者數をしらず。旅館は雜きたつるの席も無りしが、藩宰安藤喜内江戸門府中、晝夜眠ることあたはず。類なき繁昌のことなりけり。歸京の後徒是東満たれば、金千兩に餘りたりといへり。此時資枝公、同所に旅宿して、此有様を頗に羨れて、僕に和歌同精ありて、やう〳〵點削勅免ありたりといへり。

爲秦卿、父入道殿よりは、一際引しめて、花やか成ことは夢々なくて、實直丁寧を盡されければ、賞詞とても少く、事毎に念を入られける。點削も滯りがちなりしなり。宮部義正（孫八と云、松平右京大夫藩中）、横瀬貞臣（駿河守高家）、内藤甲州正範（元右野廣通が取立、冷泉家御門人）を始、年々しき冷門のぞから多く日野家へ移りて、剰へ宮部は爲秦卿より此道の勘當状を被ㇾ遣破門せられけり。花に染心の者は、次第〳〵に色みへてうつろひけり。其頃日野と冷門のあらそひ、世の中にも六しろいで、寺閑ならず中あへりしに付て、翁も二見の浦の記といふ一帖をつゞりて、（稿別にあり。）其に、

あらそひてひろふ心のうつせ貝二見の浦に何とよすらん

とよみて、安藤喜内が許に送りたりしが、其後、又詠歸奉りける序に、

二重には引ぬ習のあづさ弓八幡の神もかけてしるらん

とよみて奉りたり。月日へて三橋成烈（藤右衛門、于ㇾ時大御番、此頃は鐵作と云しにや、後御代官、其後小普請、直に組頭、御勘定吟味役、日光奉行、任二飛驒守一）が二條の宿直勤て下り侍りし時、彼二見の浦の事、安藤に尋侍りしかば、爲秦卿の彼一帖見玉ひて、二心をつかふことは武士のうへにはあるまじきなるに、又中にかゝる人もありけりとて、稱美有たるよし、安藤が語りたりとて、傳へ聞侍りぬ。

此二浦の記、大塚長桓（齋宮、元尾州家、後田安門付。）が見てさし置に不ㇾ忍、尾州君へ御覽に入侍

りけり。

天明七年六月、定信朝臣（松平越中守、奥州白河城主十一萬石、田安黄門君御三男なり）執政登職あり。

浚廟薨御の砌、天下の事御三家へ賴み被レ爲レ置よし、御病中被ニ仰遣一によりて、其時御使本郷大和守、（御側衆）御三家日々御會合あり。就レ中紀伊黄門公御老體と云、御病中成により、御兩家（尾、水）いつも紀館へ御出なり。溜詰をも被レ召て御内談有ける由、松平隱岐守（田安黄門公御二男）へ、執政の事被ニ仰合一けるに、隱岐守御答申されけるは、某儀は多病と申、不才と云、御用に立可レ申とも不レ奉レ存候。弟越中守に於ては、御政務を被レ任候ても、可レ然者に候由被ニ申上一たりと云り。尾州君被レ聞召一て、兼て越中守事は、御三家にも被ニ思召一寄りたる處なりとて、御歡ありて、則尾州より御吹擧ありて、此度越中守、執政に被レ任たりとかや。近頃田沼家弄權の時、則隱岐守は賄賂を以て御紋を願ひて、則御免ありければ、屋敷の棟瓦迄御紋を付させたり。此事、世間にて專ら沙汰しけるによつて、宜しからざる旨再び御沙汰ありて、俄に棟瓦の御紋を削らせたりとて、世上の巷説に逢たりし人なりしが、舍弟越中守を薦め申されたる所存、流石に田安黄門君の御遺明ありける人なりとて、或人の噂し侍りけるを後に聞たり。

同七月朔日、布衣以上の諸役人、一役一人宛御前に被レ召て厚き上意ありたる上、定信朝臣嚴重の口達あり。（公務の記に記し置に付て、是に略す。）しかりし後は、世の中俄に改りて、姦邪諂佞のやから次第に遠ざけられ、きのふまで惰弱遊樂にのみながれて、武家町人の別ちもなく見えし遊子少年、無レ據麤服短衣に樣をかへ、心にも起らぬ學問武藝に往來する有樣、腹をかゝへたることにて、にが〳〵敷振舞なり。其比の世の有樣、下かたとて歌舞妓芝居にて打はやす拍子を、戸々家々にて眞似て、夜に入と若き輩寄合〳〵はやしたり。歌舞妓狂言をも歴々の人々集り眞似興行しけること多かりき。元來、博奕

は云に及ぬことなりけり。又女藝者と云者、殊の外時花て、下町山の手いづくと差別なく、少しもみめよき娘は皆藝者にしたてたり。三味線とても少し計覺えたる計にて、琴引は稀なり。只淫業の女とするのみなり。あらはに記すべくもあらねど、竹内八郎（石野備後守五男）と云者者、路次にて藝者とみえて、怪しき少女のさも浮氣めきたるが通るに、かの八郎は袴も著ず、腰差一腰にて懐手して駒下駄はきて、彼少女の側にすろ／＼とよりて、何やらん同輩同樣の挨拶して、此程はしか／＼の由云を、翁は條所より歸るとて、行かゝりたるに、兼て備州の許へは和歌の道聞くべき爲に親しくまかりて侍れば、八郎も紛るべくもなく、知人にて向ふべくもあらぬに、八郎は翁をみて耻づべき氣色もなく、落付たる有樣、目を閉て通るべき樣もなかりき。惣じて其頃の世の中、かゝる有樣なりけり。ある藩中の人の雜談にいへるは、さいつ比諸國飢饉の時は、江戸中物貰體の者とも、こも莚をかつぎ、幾人ともなく市中を群て往來仕候ひき。此頃御政務改中候より、有體の者は見え候はで、御旗本樣方の御息方、弓を御持せ候て、毎日／＼ぞよ／＼と御連立被レ成、市中を御往來の樣子、品替り候こと共にて候とて、笑侍りき。

されば翁は、其比小普請與頭（始能勢帶刀與頭、後酒井因幡守、又内藤甲斐守）を勤居たりけるが、壯年の比、大御番つとめ侍りける時より、世務俗人の境界につけて、是はかゝるべき理にこそ有べけれ。彼振廻はかくてこそ理にも叶ひ侍るならめ。是はかくなくても有べきことなめれども、公務の俗習なれば、是非を分ず、仕來りたることにこそ、心ゆかぬことなめれと、事々に付てふづくみ思ひけること多かりけるに、定信朝臣執政あるより令を出されしこと共、悉く兼て心に含み侍るに違はず、改め行るゝことも日比かくこそ有たけれと、思ひ居たりしこと共なりければ、朝夕只心地よく覺えて、誠に齢のぶる樣に覺えたり。夜まくらとりても氣力の滯りなければ、夢心のよさ、日々獨樂して悦びたりけるが、隔ぬ人々に向ひては、はからずも我命の延侍るべき時にあひたる社嬉しけれと云て笑ひ侍りぬ。其比、住吉内

記（土佐家御畫工、盛年師）が來りて、宵の程語りける序、昔とは樣替りて、世上に文武の諸藝を玩び侍る有樣、且は定信朝臣のかしこき噂なんど語りあふにつけて、翁も此比まではかたのごとくほぞくり學問して、足下のしらるゝ通り、盛年（嫡子與一郎）なんどにも學ばせ、又未熟にはあれど、武藝も于レ今朝夕心がけ侍り、夫は近比の樣に米屋を打崩し、

天明七年五月の半より、市中米屋を打崩す事思ひしより夥し。徒黨の者大勢有て、江戸中大體米屋の分は不レ殘打崩したり。剰へ京大坂同時に騷動したり。其趣意は現米百俵に付て、（三斗五升入）二百兩の直段有、是田沼家の者共、利慾に耽り隱し米を致させ、町奉行與力同心同じく不正を行ふて、次第に米直段をあげさせたるによれり。

なんどする騷動もある上、武家は追レ日て、惰弱にのみ流れ行く世の中ゆへに、何事ぞあらん時、相應の振舞をもすべき心得にこそ有つれ。然るに今はた賢者の世に出られて、政を執行るゝに到りては、何をか疑ひ何をかあやぶみ侍らん。今より世上は彌々おだやかに治り侍るべきことと云ずして明らかなり。我等ごとき學問武藝心かけるにも不レ及、枕を高くして年月をこそ送り侍らめ。世の人は上の教令により、俄に學問武藝にも身を盡すらめ。翁は今よりこそ日頃の心がけ打止て、琴歎琴三味線なんどひかせて樂しみ日を送りてめと云たれば、内記をかしがりて、實に理りなりとて歸りけるが、其比、尾州にて神祖の御戰功を繪卷物に被二仰付一て、御宮へ可レ被レ納あらましにて、畫を内記承りて、日々彼御館へ罷出ける序、其夜の物語を聞え上けるに、尾州君（大納言宗睦卿）興に入らせ給ひて、頻に感じさせ給ひけるとて、其後來りてける時、内記が語り侍りぬ。

扨も定信朝臣、専ら人を尋ね下問を求められければ、聊心有ものどもは、年頃心得ず有し世の荒增、又は公の助に可レ成事、思ひ含みたることを思ひ〳〵に記して、うち〳〵の便りにつけて彼朝臣に見せ侍りける人多かりけり。最初植崎九八郎（小普請、後鳥居丹波守へ預らる）と云人所存の趣、並年頃世上

の流弊、御政務の悪増を悉く記し出したり。（半紙四五十枚程）此事、専ら世に聞えて、彼一帖も後は世に洩て人々もてはやし侍りけり。大體己が立身の種にわざと左までなきことを集めつゞりて、もて出るもやから多かるべし。翁も何心なく、日頃心にうかびぬるあらましを書付て見るに、中々成事ながら賢愚厚薄共にかゝることいとひ給はぬよしなれば、中川忠英（勘三郎後飛驒守）が彼朝臣の許に便あるにつけて、ともかくもし給へとて預置たり。其大要は、近來御書院大御番は在番先にて御合力へ引合により、高の者は多く被ㇾ省て、容易に御番入も成がたく、殊更取人代人も、近來は番頭家來に賄賂を送らざれば不ㇾ叶、何百石は何十両などゝ云如く、賄賂の高下定りて取人を極たり。是に付ては在番先御合力の割合を可ㇾ被ㇾ極哉の事、並御目見以上以下共、近來は御足高入候者は、容易には御奉公出不ㇾ被ㇾ仰付ㇾにより、御用に立べき者も、果は埋れ、佞奸庸愚のものも祿次第にて被ㇾ召仕ㇾに至りては、御要害に不ㇾ可ㇾ然ㇾ。右に付ては小祿のものも御足高不ㇾ被ㇾ下に、被ㇾ召仕ㇾべき主法、且此頃の諸役人並世上の風俗、其頃京大坂大火の後、又拝借の事、武家町家の金銀の通塞、善者たるべき者には拝借を被ㇾ免て身上を直させ、夫に習ひてまがれるものをも直からしむる手段、且御出頭より御取立大名不ㇾ可ㇾ然の譯なんど、愚案の趣く所、日頃含み思ひたることを認出したり。其稿も猶書櫃にあり。其後ほどへて便りにつけて、朝臣の見參に入けるよし、彼一帖、定信朝臣よく／＼被ㇾ見て、一二ヶ條感心ありたる樣子なりしが、先柴野彥助には見せざる樣に達し置べし。尤他へは猶可ㇾ憚旨申遣候樣、朝臣の申され候とて、かの家來用人中川が許へ來りて、云たりとて中川が傳へられけり。

御朝臣執政ありしより、潔白を行はるゝにより、自ら在番の取人代人等の賄賂の取扱ひ止たり。御足高入候ても、書上可ㇾ申旨、御足高入候者は書上不ㇾ申候樣にと申儀には無ㇾ之旨の御書付出、御目見以上の者も多く高の者御奉公出有けり。

扨もありし七月朔日の嚴命をもて、諸向の頭々其組其支配々々へあまねく傳へて、上の御趣意を示し、

總ては同役評議の上、組子麾下の族へ頭々の了簡、又は後々の愼方勤方の掟禁めの條目を示す事、一般なり。

就レ中其年御賄方よりは千兩の減金を申上たりしに、本多霜臺の聞れて餘りなることとなり。末々のことに至りては、葬儀に可レ及も難レ計とて、却て御趣意に反する趣の教諭を出されたり。御勘定奉行より年々の定式御褒美を可レ被レ止や。當時上の御逼迫につけて、定例の通り拜領仕候も恐入たる趣申上たりに、是又其儀に不レ被レ及よし、定信朝臣申出されけるとぞ。

酒井因幡守も、わざ〳〵與頭兩人（本目權兵衛、森山源五郎）を招て、去る朔日の嚴命を傳へて、後かゝる上は各存寄あらば勿論の事なり。何事によらず組支配の爲、公の御爲可レ成ことは云に不レ及、聊も思ひ寄たる事あらば可レ被二申出一。尤其宜しきに至りては、某が功名にも可レ致事にもあらざる由、申のべられたり。翁は扨も有難き事哉。かくてこそ思ふまゝなる御奉公もなるべけれと思ひて、日比含居たる荒增をとく答へまほしく思ひたれど、本目は古役の事なれば、先かれが方を見やりて控居たるに、本目畏りて同役共並も可レ有レ之候まゝ、申談候上御答申上べきよし答へたり。翁が思ふには、こは興ある答哉。一事一件のもつれたるを決定するか、又は何事にもあれ、一統一圓の存寄を聞るゝならば、同役相談も尤なるべけれ。此度の公命は別段の事にて、因州彼御趣意を含みて、匹夫匹婦といふ共、下問を求めらるる心なるを、同役の智をかりて人並にすべき了簡にては、何の事もなき事哉と思ひながら同じく頭を下て座を立ぬ。小普請支配十二人、皆彼嚴命を與頭に傳へられたる由聞ば、二十四人の（一組二人宛二十四人なり）いかゞ了簡するやらんと思ひて、二十日計り程、口をつぐみて樣子を伺ひ居たり。其後、同役定式の寄合ありしに、誰にても申出べきと云ものなく、一人二人拳を握りて可二申出一內存のものも見えたれど、同志のものなければ、互に伺ひて空しくもだしぬ。又は己が不才を顧み、不遜を憚りて謙退したるも有べし。かくて日數はふれ共、何といふ沙汰もなき樣子なれば、本目が許に

行て、さいつ比の因州の口上はいかゞ心得玉へる、ありやなしやの答もせでは、如何侍るべきと〻へば、本目が云は、此程寄合にも足下の見らる〻通り、後了簡ありとも見えず。可ニ申出ニ志の人もなければ評議もなし。我等何の思ひ寄たることもなし。其趣因州に申て玉はれと云により、某が内存には、扨も浅ましき心にもあるかな。我等が云出さずば、支配より重き厳命を傳へて被ニ申渡ニたる懇意を有無の答もせで、止ぬべきか、是式の事の心得のなきと云は、いかに生れ付たる心にこそと思ひながら、詞をあらためて、然らば某に於ては可ニ申出ニ事多く侍り。若御同意におゐては幸の事なるべし。たとひ御同心なくとも、某一人にて可ニ申出ニ存寄に候とて、其條目を荒増語りて聞せけるに、本目ともかくも我等思ふ所なし、同じ様によき様に申て賜へと云により、某に於ては此節に侍らば、いさゝか公私の爲に思ひよりたる事共、因州迄申出し侍るべしとて歸りぬ。其後彼々思ひ寄たる事共、一帖に認て因州に達し侍りけり。其稿今も猶殘れり。元其大要は、小普請組支配内にて、五六人づ〻相支配の世話を取次者あり。

世話役とも云、御用掛ともいひ、御目見以下の方にも世話役とて三人、是は御役にて被ニ立置ニなり。以上の御用掛の者は亡跡、或は御取立者の跡御番筋も無レ之者、又は御足高入候者にて、御奉公出仕兼たる者冥加の爲とて、支配中の世話をして、其上に自分當前の御役金をば出したり。尤中には御番筋の家の者も自分の好にて此役をつとめ居るものも有たり。夫はいかなれば、彼御用掛の中より間々吉役、又は與頭などへ支配の働にて、被ニ仰付ニ事ありたるゆへなり。然ども御用掛の内は支配切、陰の働にて、表向御役名御役場にてはなし。

御用掛と云、彼等は亡跡、又は御番筋のなくて、御奉公出の容易に成難き者共か、人もよく御用にも可レ立なれども、上より御奉公不レ被ニ仰付ニより、冥加の爲とて、自分の御役金をば出して、人をつかひ骨を折て、御用つとむるなり。已れ〳〵我儘にて小普請にて居ると云譯にてはなし。是には年々の勞勤見

るに忍びざる所なれば、勤仕並御役金を御免あるやうに有たき事なり。又今迄は支配の面々の弓馬藝術等、見分ありたることとなし。

小普請御目見以上の面々は、弓馬は五年目〳〵に上覽有なり。其前に至らざれば、支配業見分ありたることとなし。

以來はをり〳〵支配の見分ありて、藝術無二油斷一樣に心懸べき趣、且支配々々に、大的稽古の定日あれども、誰も無二懈怠一出席するものなし。是又與頭折々定日に至て、見分すべきあらまし、幷御目見以上の面々へも折々與頭見廻り、家の樣子一體の可否善惡をも見請おくべき事、且以下の者ども小給にて御足高あらざれば、御奉公出成がたき人は、よくても御足高あるゆへ埋れ居るやから、先持高のまゝにて、其家筋へ被二仰付一、勤振りによりて、漸々御足高給ろべき樣の主法、五ケ條を書上たりし、小普請支配業段々に評議ありたる由にて、追々不レ殘翁が存寄の荒增、上へも被二申上一皆被レ行侍りけり。就レ中樣々內談ある中に、御用掛の面々勤仕並に可レ被二仰付一事、石井勝之助御奉公出の事は、其與頭相勤候中は、幾度も可二相願一よし、因州へかたく申たりしが、寬政元年の六月、定信朝臣の御渡されにて、彼面々御役金御免、一組五人ヅヽに被レ定、不レ殘勤仕並に被二仰付一たり。是翁が人しらざる大功なり。又石井勝之助も、其年の八月、紅葉山火之番被二仰付一侍りけり。

此石井と云は、二十俵二人扶持にて同心の家筋なりしが、人物もよく志正しく、其比人の信仰せし本間播磨が門に入て兵術をよくつかひたり。御目見以下の者共の藝術を、因州見分ありたる時、何れも小給の者にて、藝とてもそこ〳〵のことなる上、心がけなんど云べき有樣もみえず。中に石井はしなへを純子の袋に入て持來れり。又場所に望む時、脇差をとりて側に置所を見るに、中々見事の拵に見請たり。劍術もよくつかひたり。こゝを以、翁が目にとまりて、因州にもひたすら申て、同心の家筋より上下格に、直に被二仰付一たり。紅葉山火之番は六十俵高なり。同役も多く誰も〳〵見分一覽よし、

人の美を見もし評するなれ共、かゝる所に心を付て、其人の心掛不レ宜は、益なきに似たるべし。

又徒勤仕並に被二仰渡一者ども、以來は世話取捨と號を付られ、改めて捷を可レ被二申渡一事なるにより、翁が存寄を記し出すべきよし、因州の被レ乞に付て、是又愚存差當りたる所、七ケ條を記して呈したり。因州殊の外悦喜ありて、同役衆相談の上、是も大儒愚存の趣を以被二申渡一たり。(其稿は因州の謝紙を添へて今もあり)。

又寛政元年、小普請支配菅沼主膳正病死せられて、其跡御役は不レ被二仰付一、支配組の面々は十一支配へ割入になり、同役二人(小栗又左衛門、山中市郎右衛門)は外支配の中へ過人に成たり。(小栗は因州支配、山中は坪内式部支配)是に付て、彼過人與頭の取扱はかくすべきや、並々たるべきや、過人たるべきや、猶又翁が了簡を申べきよし、因州の被レ申聞、内々は小栗と云ものよからぬものなり。又山中は劣りたる人物なり。かたがた押張て事を取扱ふに至りて、支配組の面々迷惑すべし。其うへ業掛書物等を臨時に納めさすること、不益のことなり。殊に重て同役のうち明跡あらば、夫へ被二仰付一べき由、被二仰渡一ある上は、夫迄の間の過人成べし、左あらば引渡なんと、改めて有べきこと成べし、大勢の人の諸書付、面々の臨時に認出すべきこと、是一同の費勞なり。かたがた過人にて可レ被二差置一方可レ然なり。明日にも欠役あらば、忽其跡へ可レ被二仰付一ことなり。然ればしばしが間は、入用の時は本日が我等が許に納めある諸書物を貸遣しても、御用は可レ辨ことなりと云ことを、愚存不レ殘記して呈したりければ、則其通りに小栗山中へ被二申渡一て、二人は浮人になり居たり。然る所彼二人迷惑がりて、内々便りを以聞え上けるにや、備前守高久朝臣(京極、于レ時若年寄)酒井因州に被レ申は、小栗事浮人にて有ながら御役料を頂戴仕候事、恐入たることにて迷惑に及ぶよし承りぬ。同じくは迷惑に不レ及樣取計可レ然旨、内意ありたる由、因州へ被レ申て、此上は不レ及二是非一、並々の通り支配組引渡ありて本勤たるべき旨、相談なりて即ち支配組引渡有けり。諸書物も改て追々銘々より納る樣子なりしが、案の如く十日計の内に、小栗不埒の行

ひある由、備前守高久朝臣、又因州に内意あり。

小栗七月になりて、吉原燈籠を見物に行たり。此後次第に舊惡顯れたり。高久朝臣此事内意ありたるとき、源五郎なんどは、いかゞ心得たるやと被レ申たりとて、因州はなされたり。よりて、本目と翁とを招きて、小栗は先病と稱して引込居たる方可レ然よし、可二申達一由内意あるにより、本目と申合て、小栗が許に行て、因州内意の趣達したるに、小栗樣々に陳じて、全く風說讒口のよしを云間、本目は左もこそと思ふ面色にて、有無を云かねて居たる間、翁側にて見計居るに、際限なき間、かい取て御陳じの趣承り候。去ながら因州の内意に、等閑ならぬ事なれば、容易には取成も聞入有間敷候歟、貴方の不埒成行ひ無レ之といふ證據あらば出し給へ、左あらば直樣今日歸り足にも因州に申開きて、明日よりも出勤有樣に、某が取計可レ申、何ぞ不正はなかりしと云證據を出し給へと云れて、小栗も屈服して、其日より病氣と號して引込て、終にほどなく退役し侍りしなり。其後追日御改正の御趣意の行るゝに至りて、御旗本一般の内小普請は、殊更人を仕立て御用に立べき筈の御場所なるに、左のみ聞えたることもなし、與頭共は何と心得たるやらんと、定信朝臣の被レ申たる由にて、一統申合、公の御爲め存寄あらば可レ申由、因州被二申出一により、此度は同役會合して、一帖の書付を捧げたり。

二十四人の内、存寄あるものあり、無もあり、漸六人所存を云出したるありけり。此時も翁愚存二ケ條を加へたり。其稿今も猶あり。就レ中小給の者の中には、三兩に一人半扶持、十俵に一人扶持の者あり。しかも御譜代にて屋敷をも先祖より被レ下て御家人なり。是等はいかで人柄をもたしなみ、藝術をも心がけ侍るべきと申事に付て、愚存をも記したりしに、因州返す〴〵感心有けるが、此事はほどへて和泉守乘完朝臣の許に被レ召たる時にも、申出て感賞有けり。彼愚存を記したる稿、こと〴〵く猶今もあり。

翁が外祖父を、諏訪伊織殿と云たり。（隱居剃髮秋扇と云）、其嗣を左京（御書院番、曾我伊賀守組）とい

ふ。翁が叔父なり。二代ともに文武の人にて、詩歌にも長じて、翁が幼なりし比は、度々面白き教訓をうけしこと、于レ今忘れず。懐舊の情止難し。其子を左近(初平吉)と云て、はらから(弟を大吉と云)有て、叔父は五十にたらずして世を早ふせられたり。我父盛芳の後見せられて、本家諏訪若狹守より心得たる者を附おかれて、左近生長したり。(幼少家督にて有しなり)かくて左近人となりて家來そだちと云、殊更情弱ものにて、遊樂好色にのみ流れて、正しき心ばへは露計も見えず。其上我まゝなるより、自然と異樣成病出て十年ばかりが間、人事を不レ辨ほどのことなりけり。翁なんど(左近が從弟)とぶらひても、茶もふるまはず、烟艸盆も出さず、何故にかくはするぞととへば、家來の者氣の毒の顏をして、殿のとゞめ賜ひて、烟艸盆のけがれ候間、洗候樣にとのことにて、無二是非一ひかへ候と云、こは興がること哉。或はいかにけがれたるぞといへば、何もむさきことと候はねども、此ほどは病にて何ごとも如レ此候と云。他の客來りても、左近出合て思ふさま侍れば、足下の刀を洗ひて賜り候へ、けがらはしきことなんど云。又火ばしにて、火をはさみて、家の內をそこら持あるくなんど、朝夕異樣の振舞重りたる上に、其中にも猶遊女狂ひやまず、妾なんど置て淫樂にのみ長ずるゆへ、左近が妻を始、弟の大吉并召仕ふもの共、心ならず思ひて、翁に每度訴ふるにより

左近近き續の者翁ばかりにて、外になかりしなり。左近が妻は竹中彥八家より來りたり。今の彥八は左近□の甥なれば、緣家と云、萬づ口を閉て居たり。

此病必定我まゝより出たることなり。迚も彼左近、此後御用に立べき生質にもあらず、(是迄三度歸番、小普請入したる男なり)。嚴敷とちめて養子させて、御奉公勤させ、上の御用にも立るこそ、實の理なるべければ、本家若狹守許に行て、左近があらまし等閑ならぬ樣子を語り、翁が內存をも委しく云たれば、若州大に驚きて、續柄と云、萬づ左近方の事、翁に任するよしなれば、終に一間をしつらひて、家老の者立合にこしたれば、翁も行むかひて、忽押込たり。かくて家取調させて、日數を送る內に、本家にす

ゝめて養子を極むべき荒増成しに、（弟の大吉は其頃は酒井家の養子に成居たり。）左近も是非に及ばずうけがひながら、元來當家の千石は、若狹守家より分れたるなれば、若州の次男千勝を貰て、家を讓るべき事本意など云。

左近兼て千勝を心當養子に申上置たり。夫共左近が放蕩なる上に、知行とてもよからざれば、若州好まず。其上に若狹守五千石に生れて、他を不ㇾ見。辛苦艱難を不ㇾ知そだち成故、其身の應對とても、常に百萬石も取たる如くの心持に見ゆる人なれば、千勝とても大名の養子にもせばやと思ふ心付なる故に、左近が養子に遣はすべきことはすゝまず。又左近が千勝を願ふ心も理り聞えたる樣なれども、實は餘所に年頃の養子入來りては、其手前も耻かしく、我まゝも思ふまゝにはならず。其上千勝は幼少なれば、たとひ隱居させらるゝにもせよ、本家も我子を養子にさせらるゝからは、よも嚴しくも扱ふまじ、又千勝幼少の間は隱居もあながちすゝめられまじ、さらば思ふまゝに好色狂ひもなるべし、多分は五六年がほどは、我まゝを働くこともなるべしと思ふ內存より申出たるなりけり。

翁は其頃、若州と相談して、諏訪左門、

左近初代を主計と云。諏訪備前守次男にて、六千石の內を千石、主計に分たり。主計早世して男子なかりしかば、諏訪左門が祖父の兄弟を養子にして、伊織と云、是翁が外祖父也。然れば左門が家も、左近には由緒のがれがたき家筋なり。左門于ㇾ時御小姓組與頭。

が次男を左近養子にすべき由を談合する中に、左近一室に被ㇾ入しより、忽異樣の病直りて、應對もたしかになりしかば、色々家來なんどに歎きて、麻布一本松の春桃院と云菩提所の和尙なんどを賴みて、本家へ樣々云て、一室を出されて、剩へ若州より用人を使者にたてゝ、翁が方へ申越るゝは、左近養子の事は先達延候存寄に候と申越れたり。翁も思ひ寄らず、いかなる內存には有らんと思ひながら

左門次男を左近に養子に貰ふべき荒增は、若州の賴みにて、翁が左門に談じ合たり。然ども千勝を左

近ひたすら乞趣を聞たれば、若干勝を左近養子に許諾せらるべきに決着あらば、左門方への斷には、

若州より可ㇾ然被ㇾ申て給はり候へ、左も無ㇾ之候ては、某左門へ對し可ㇾ申詞もなく候と申置たり。餘りのことに不審に思ひて、自分使者に出會て、御承り候ひぬ。左近が家の事は、御本家よりの御裁斷に於ては、何事も他家より可ㇾ申樣侍らず。乍ㇾ併某此ほど御同姓左門次男を左近養子に可ㇾ仕旨、貴命をうけて談合に及び候。未だ決着は不ㇾ仕候得共、今日被二仰下一候趣にては、左門方へは其方より被二仰聞一候ことと存候は、いかゞと問に、使者も使者にて用役をも勤ながら、其儀は何共不二申聞一候得き。只左近養子のことは、先見合候と計被二申越一候と云。扨も〳〵興なることと思ひながら、然らばいかにも仰承候。右一條のみの御使者に候上は、外に御答に不ㇾ及候と云て歸したり。頓て翌日若狹守許へわざ〳〵まかりて、任ㇾ仰是迄左近方の儀かへりみ候へ共、某も支配組大勢の扱にて、御用多にも候まゝ、行屆兼候條、左近方心付の儀及二御斷一候と云て歸りぬ。元來古若狹守迄は續もありて、互に寒暖を訪らひ、我父の許へも被ㇾ參たり。翁も元母の出賜ふ家元なれば、今の若州へも寒暖につけて訪ひけれども、夫より後は門前をば通ることあれ共、安否をも不ㇾ請、閾をこへず成ぬ。

左近は分地なれば、いかなる事も若州の被二申越一事は、畏り侍るべし。翁はいかに小身なり共他家なり。何ぞ若州の下知をうけ引べき。己が世間しらずにて、手高なるまゝ、自他一つに心得て被二申越一たる口上心得がたし。然（サ）る人の當時大番頭を勤らるゝはいかなる天命なるにや、翁は小普請與頭勤るうち、天明八年の事なり。其後左近が病頓ていへて、今十四五年に及べども、彼病再びおこらず。是を思へば、今一度一間に入てこらしめたらましかば、實の本性に成て、御奉公をも勤る人がらにも成なましと思ひて、獨り笑ひぬ。是翁が醫心はなかりしか共、一療治なりけり。

共頃は諸役御番共に奢侈に流れ、不正の振舞多かりし中に、小普請與頭は□□肩與文盲のやからのみ集り居たり。

大谷木吉之丞と云たりしは、年も若くて殊に一廉なりけり。持高は二百俵なりしが、貧窮のくせに奢侈を好み、義理も耻も不レ知男なりし。己が知音親類の類焼したるとて、同役に金を乞取て彼音物を送り、或は己が妻子の物見遊山芝居見物に行とて、同役をいざなひて、其費をつぐのはする如き、無慚を企て他人の助成をかくるなんど、物の數ともせず。或時かの大谷木が家にて、同役四五人出會て咄くらすとて、其頃世にもてはやしたる鄰松と云（鈴木某、小十人隱居なり）人を招て、繪を書せて、夫を出會の媒としたり。其時鹽入大三郎（于レ時小普請與頭なり）屛風の繪を好みて、唐人二人と坊主一人石橋の際にて、笑ふ所を書て給はれと云たりしかば、鄰松心得て、虎溪の三笑を畫きたり。墨をかはかす爲に、暫く側に置たれば、亭主の親類の由にて入來れり。席に入て繪をみんことを望まゝに、彼三笑を見て、是は酢吸の三教とやらんにて候かと云。森川七郎右衞門（于レ時同役、後不相應小普請）が、そこに居て、さればにて候。是は釋迦にて候へと繪をさし、これぞ孔子、是ぞ老子とて指さして、共に譽る人は頻に感心する樣子なれ共、翁が心の內には笑に不レ堪。扨も〳〵けしからぬ人かな。世にはかゝる人もある物哉と思ひて居たりしに、夕に成て興に乘じて、亭主一軸の掛物を取出して、久敷持傳へて候、源氏繪の掛物を見せ參らすべし。我物ながら繪も並々ならぬ樣に見え侍るなんと云て、人々に見する。一座の人々席をよせて、皆とり〳〵に見て譽る。いかなる繪かと思へば、土佐繪にて、伊勢物語の夜もあけばきつにはめなでくだかけのと云歌の心を書て、門の屋根に鷄を書、男女の起別るゝ所なり。古き繪にて心ある人の持たらば、いかばかり重寶すべきと思はるゝに、亭主ひたもの源氏繪源氏繪と云て吹聽する、側にて聞もにが〳〵しくて、三百人餘りの支配組の者を扱ふ身にて、其中にはいか計り博文多才の人の有べきも難レ計に、こはそもいかなる心ぞと思へば、後は腹だゝ敷、人の追從するうち、何となく烟草計呑居たり。又其後の會にすこやかなる稽古盛りの若き人、亭主の一族にて入來りけるが、同役の大勢居たる中を、臆する色なく取廻すを見れば、よき御奉公人にもなるべきと

思ひて居たるに、唐紙を出して、鄰松に桃の下に馬、櫻の下に牛を書て給はれと云。側に中川勘三郎が居て、これは〳〵と云出たりしが、無禮とや思ひけん、云も果さで止ぬ。鄰松何事にかまはで其通りに書出たり。彼若者其繪を持歸りしが、後の會に又持來りて、先頃の好申たる繪は違ひ侍りけり。花の下に馬、桃の下に牛を書て給はれとて、顏もあからめず、書直させても歸りたり。花馬桃牛の圖は、三尺の童子も知たることにて、たとひ書經の本文はしらずとも、いかほども昔より書古したる圖なれば、心得も有べきことなるを、無慙なる次第なり。其世のありさま、かゝることになん侍りけり。

然るに、定信朝臣登職ありしより、世中改り嚴令行はれて、專ら不正を糺され、貶黜せらるゝ族多かりし中に、松田勝十郎(于レ時小普請組頭)は、日比の不正、博奕の御吟味ありて、揚屋へ被レ遣て縲紲の中に死たり。ながらへたらんには、流罪に處せらるべき旨被二仰出一たり。此松田が同姓に松田新三郎と云(千百五十石)有しが、勝十郎が次男を心當養子にして置たりしに、新三郎若死して跡式を願ふに、一類家來のものまで彼勝十郎が常に不正の振舞あるを忌て、母の里なりける堀田隱之助(寄合五千石)が厄介靱負と云を急養子にして、跡目を願ひたり。彼心當養子に約し置る勝十郎が次男をば、斷云とて米百五十俵(二百五十俵とも云、其上年々五十俵ヅヽ送るべき由)金若干(三百金共云百金とも云)遣して、漸く勝十郎合點したり。剰へ靱負跡目被二仰付一たる上、又も靱負が心當養子に彼勝十郎が次男をさすべき約束なりと云。かくて酒井因州の支配に入たりしに、勝十郎より彼心當養子のこと約談ある間、某にも心得て扱ひ給るべきよし、あまたゝび申越たり。兼て勝十郎が惡事を含み、心當養子の事も心得居たる間、そこ〳〵に挨拶して、因州にも彼が常々不正の振舞、靱負が一類家來まで勝十郎を疎み果たる荒增、委く聞へ置て、兎角引しろひ居たり。勝十郎は彌云募りて、此事のみならず、世上にても取はやすごとくに成たり。されば彼が常々の振廻と云ヒ、此事と云ヒ、捨置がたき様になりて、因州も翁に內々相談ありて、公

聞にもせらるべきあらまし成し內に、日頃の積惡顯れて、終に身を果しぬ。彼牧野が孤を安んじたる如く、此扱も樣々に勝十郞が申かけしかども鬱かで、頓て一年にも及ぶ迄、引しろひて終に勝負が一類安堵する樣にありたり。其後森川七郞右衛門(于レ時小普請組頭)も、彼者に類する振廻多かりしかば、是も因州翁に內談ありて被二貶黜一けり。かゝる中に寛政元年夏の頃成しと覺ゆ。六月因州の許に公務の內談ありて行たりしに、對話の序、因州の申さるゝは、足下の事を此頃備前守高久朝臣の噂ありて、與頭に吝由なるものありと聞、などか相應の御場所へ申上ざるやとあるにより、因州の答に、いかにも源左郞と申者の候。御用にも可レ立者に候と答へられたれば、さらば相應の御場所へ申上たらんてと可レ然由被レ申聞、さればにて候。いかにもとくより心付居候得共、當時小普請組の向取締等扱ひ專らにて候。此節彼者抔を手放して候へば、小普請組向行屆兼、はか行不レ申候間、未彼者身分の儀は不二申上一候。追ては可二申上一候。當時は今少し綏擧を蒙りたく候と答へ置たり。かゝることはとくにもいはまほしかりつれど、何とやらん、そやしたてのやうにみへ、追從らしくて我らは好まず候まゝ、今までは足下にもかくとは聞せもせで過しなりとあるにより、先以貴意の趣忝き御ことなり、畏入候ひぬ。ともかくも宜こそ可レ被レ任二高慮一候と云てまかでぬ。其後も定信朝臣の噂有たる由語られ侍りぬ。又同じ七月廿四日逢對の定日なりしが、夫はてゝ御用ありて面談有しに、因州の、きのふも高久朝臣の又も足下の事申出られたるにより、此程申上ること答へたると有により、返す〴〵忝き御ことなり、とも角も畏入候と計云て過ぬ。因州かしこき人にて、實の內存は、日比御改正被二仰出一より、翁は因州に謀て、宅に於て經書の講會をたて、柴野彥助より門人を招きて、講釋をさせて、相支配組に至る迄、且自他貴賤を不レ選、志の有人々は來りて聽聞すべき由、申出ざれば、始のほどは、我も〳〵と入來りて、聽座群をなしぬ。折々は彥助も來りて講じたり、諸向頭々の宅にて講會をたてたるは、翁が宅より始りたり。又支配組諸藝見分ありたる時も、翁は年頃ならひ置たる弓馬槍術柔術學問算學まで記して出したり。一般の見分事

済たる跡にて、翁にも軍學を講ずべき由にて、要鑑抄の六感を一稿講じたり。因州何て越後流を學び聞けるにぞ。頻に被レ感けるが、後には内藤兼翁を師て、終に要門の會議を被レ學けり。されば翁にも記す如く、柴野彦助に分て懇なるにつけては、後世上の人の俗計のごとく、若彦助より定信朝臣に執して、上より押て某が事いはせで立身すべき計なるも知がたし、夫に於ては心ゆかぬことなりと思はれける内存一ツ、又高久朝臣の翁が噂被レ申出たるを、幸にうろたへて直に昔上る様にては、御納戸頭御腰物奉行の類に被レ轉て、思ひのまゝにはのぼせがたし、然る間兩端の間いづれにも、今しばしふみこたへてこそと、思案せられたる内存、かしこき慮なりけり。されば小普請組の方大むね取調も残所なき様に覺ゆるが、如何侍るらんと問るゝ間、されば大綱は早とゝのひ侍りぬ。されど未多く心にかゝり候といへば、夫は際限なきことなれば、算ふるに足らずといはれけるが、某が事御目付なんどにも吹擧可レ被レ申内存に見え侍りけり。然るにはからずも因州御小姓組番頭に被レ轉ければ、其日謁いはんとて、御城に出て逢たるに、足下をこそ見立侍るべきことと本意なるに、思ひ寄ざる仕合にて、晉に汗面の次第なり。去とて辭し奉ることもなりがたければ、けふ登城し侍りぬ。幸内藤甲州の被レ召たる様子なれば、定て某が跡にこそ仰も有らめ、年頃懇と云かた〳〵、足下の事委しく申送たり。又甲州も暫がほどは、思ふ様に扱ひも成がたし、去間前田安房守（于レ時小普請組支配）に足下の事委しく申送たる間、定信朝臣に申侍るべし。かへす〳〵も足下に對しては、詞こそなけれとて、泪を流して別られぬ。其後同じ年の十一月十三日、定信朝臣より奉札ありて、彼館へまかるべき由申來りければ、あくる日、御城より退出せられける頃を考て、まかりけるに、奥深く案内ありて、居間なんど云べき所にて對面賜はり、やゝ暫物語有て試られぬ。まかりかへりて、つく〴〵と思へば、何を答しやらん、左計世ゆすりて賢哲の聞えある人と云、執事と云、定めて某が才の程を識らん爲に招かれしならんと思へば、中々なる心地して、野原に火を放ちたらん様に覺へたりと計有て、同じ十八日に又和泉守乘完

朝臣の元へ招れて、やゝしばし物語ありて試られけり。著述の書あるべき間、見すべきよし强て責られけれ共、不才にして記置たる書もなき由申てまかでぬ。兼ては閑窓新話といふ書をつくり置しが、其後も請有たらんには、おこがましきわざながら、是なん見參に入侍らばやと思ひき。

かくて、あくる年の九月朔日になん、御徒頭に被ㇾ轉侍りぬ。某が昇進の跡へ、朝比奈市郎右衞門（阿部越前守支配、世話取扱）を被ㇾ仰付ㇾたり。此朝比奈よからぬさたのみある人にて、或人の語りけるは、內藤甲州の噂に、俗に牛に馬といへ共、朝比奈は馬に牛を乘かへたる樣なりとて、被ㇾ笑たりといふことを聞ぬ。御徒頭被ㇾ仰付ㇾたりしあくる年（寛政三年）正月廿四日、增上寺御佛參の御道固め勤て、還御の後拜禮を遂て歸るとて、切通の坂を登りかゝりしに、跡より若黨一人追かけ來りて、主人の家來と御供の衆と口論に及候間、暫く御扣あつて賜り候へと云。かく云は誰人の家來ぞと問へば、尾州殿小姓何某が若黨に候と云によりて、我供をかへりみれば、艸履取と長柄持と見えず。こは思ひ寄らぬ事の出來ぬる哉と思ひて、直に乘戾して、增上寺の裏門の下馬の邊りにて、能々聞ば、供の雜人共酒に醉て喧嘩し出けるなり。彼二人の下部は、町奉行の同心捕へて、（例も御成の日は町與力町同心相詰るなり）、自身番所に入たりと云。又彼小姓の若黨に、主人に逢對すべき間、其樣を申べしといへば、頓て宿坊へ戾りけるが、立歸りて、主人は先番に相詰候間、尾州殿御退散後ならでは、隙明不ㇾ申と云により、詮方なくて、暫く待居たりしが、町與力（池田筑後守組）に逢て、彼下部渡して給はらんやといへば、いかにも承り候得共、筑後守に申聞候上ならでは難ㇾ仕候と云。其內時も移りたる間、彼小姓の宿坊に行て尋れども、未隙明ざるよしにて不ㇾ出合、とかくする內、尾州の目付のよしにて出來りて、御自身御掛合の上は、下部共の事、申にも不ㇾ足爭論までとこそ存候へ、此方に於ては何も存寄無ㇾ之候といふ間、翁は小姓の方懸合事濟たる趣を、町與力に理りて宅に歸りたり。かく事濟たる趣をば知ず、かゝる事ありと云ことを宿へ申越たるにより、家來のもの驚て出來りけるが、途にて行逢たる間、とく行て下部兩人請取來るべしと云歸り

ぬ。彼與力も筑後守に伺たるやらん、又相手方事濟たるゆへにや、無事に下部をも渡して歸りぬ。さればどちらがよし共、あしく共分らで事濟たり。かゝる時あらぬこと考へて、延々に成たらんには、彌々六ケ敷なりなまし、其後殿中にて筑後守に逢たれば、此ほどは芝に於てはからざる事侍りきとて、よく決斷して早く埒明たると云ぬ計の面付して、挨拶せられ侍りぬ。かくて御徒頭九ケ月勤て、寛政三年五月十日、盛年が部屋にて人々招きて史記の會讀して居りしに、井伊直朗朝臣（兵部少輔、于ㇾ時若年寄）の奉書もて來りぬとて、おとなの者さゝげ出ぬ。思ひも寄らず、いかなる御用ありて、かゝることとやらんと思ふ計なるに、人々は皆悦云て座を立ぬ。あくる日、御城にのぼりたれば、神保喜内小普請奉行を奉りて、其監令の闕に被二仰付一たり。

寛政三年五月十八日、御目見になりて後は、樣々の下問に預りたり。定信朝臣の下げられたる封書のうちに、醫師減祿のことありけり。又近來甲州勝手小普請と云事を始められて、於二江戸一心を不ㇾ改やからは、甲州へ貶流せらるゝことになりたり。然れば血氣のやからは、わざと悦びて、江戸の大借の金子を其儘打やりて、重荷おろしたる心地にて、しかも〳〵事々敷引つくろひて、甲州へ趣由聞えたれば、是又御教戒にも當らず、詮もなきことなるべし、所詮減祿せらるべきや否、愚案を申べき由尋問れければ謹で案るに。諸醫元祖は名醫なりしに付て、高祿を給りしより、其子は親に不ㇾ及、其後は代々の祿に飽みちて、家業うとき者も飢ずこゞへず、妻子を養ひて罷過候より、自然と下手にのみ成行候。此頃家業にうとく御用に不ㇾ立者は、減祿有べき由被二仰出一候へ共、其證を見せられず候間、疲馬むちに驚き候ごとくにて、痛の止候へば、又元の如く怠りを生じ候。ひとり二人も現に其證を被ㇾ示候はゞ一般にひゞきて、自然と眞實に業をみがき候樣可二罷成一候。又甲州へ被ㇾ遣候者共、御嚴戒を物共思はざる趣聞え候に付、諸士減祿せらるべき趣のことは、暫御勘辨あるべきにや、何程不敵なる物にもせよ、夫は上部の血氣、俗諺に申候負（マケ）おしみと申物にて、一旦はわざとかさをとり、何とも思はぬふりを仕候得共、舊里を離れ

邊部へ罷越、永々罷在べきこと、其身は血氣にくるひ候共、妻子の歎き行末の成行、彼是以て内存には甲州勝手に進みて罷るべきは、一人も有間敷候はんか、又醫師は家業に疎く候ては、實に不益の祿にこそ候へ、諸士は弓引すべをしらず、太刀を取る作法も辨へず候共、何事のあらん時、何れ驅出して役に立ずしては候べき。殊に先祖は並びなき手柄をも顯し、二つなき忠をも奉レ存候者に候へばこそ、代々祿をも賜り候ことに候へば、醫師とはいさゝか差別も候様に存候なれ、先づ醫師滅祿の證を見せられて、其後諸士滅祿を被二仰出一ても、遅かるべからずと書たり。又其内都て古へは知らず、近來は放蕩不行跡のやからは、親類不レ殘通路を斷て、後は孤獨になして家祿を失ふを遠くより見つゝ居候こと、一般の俗習に成て、本意とも存候はず。大體の一類たらば、數多たび異見をも加へ、さるにても請引ざる上に義絶しなんは、左も有べきに、近き頃は語り傳へ聞傳へに、其ひゞきを聞や否や、急ぎあはてゝ義絶狀を遣して、知ぬ顏して過る事、定例に成候ひぬ。去放逸なる者あらんには、續がらの者は親類に不レ拘、幾度も禁め異見を加へて、何れ手にあまるに到りては、頭支配に内々申談て、其者をは一間に押込、或は退隱させて實子にもせよ、養子にもせよ、御奉公すべきものに家を讓らすべき事、一類たる者の身にしては、上へ奉レ對も本意なるべけれ、又親類とてもなき家ならば、其爲にこそ與頭世話取扱なんど云ものも立置れば、彼人々いかなる工夫も手段も有べき事なれ、然るを何事も踏止て、事を捌くことを僭上と心得るごときより、自然其人に不レ搆間、彌々いぶせく思ふ人もなくなりて、遠慮すべき心も失せ、よからぬ友も多く入來り、淫逸放蕩不レ至と云ことなく、終に家祿を亡すに至り候か、僭上にもせよ、差出たるにもせよ、御旗本の家一軒抑直して、永く祿を全ふさすると云は、大なる忠勤にこそ侍るべけれなんと認て、封事を奉りたりしに、其後醫師二三人、家業未熟なりとて滅祿せられ、諸士放逸のやから一類義絶の事むづかしく成て、通路を絶事、容易に成がたき趣被二仰出一たり。

小普請組は、元御留守居支配成しを、有廟の御時支配別に十組被レ定、御目見以下は、猶御留守居與頭と

云もの有て支配したりしに、其後又組をも小普請支配の組に被レ入、御留守居與頭を、小普請組與頭に被二仰付一支配二人宛に被レ定たりしに、後又事多くて行屆ざる由沙汰有て、十二支配には成たるなり。若御目付に成て後、中川森山は小普請與頭たれば、能心得てこそあるらめとて、度々執政より尋もされて、終に十組に被レ定、又與頭二人宛をも、一人づゝにて御用可レ辨由申上たるによりて、則被レ減て一人づゝに成たるなり。尤小普請支配へも、よく〳〵尋問れて事極りたることとなりけり。

前に記すごとく、其頃の與頭は、只數に加れるのみにて、實に御用に立べき人一人もなし。支配も內々は邪魔に思ひて居たる人も有べし。只威をとりて、事をむづかしく取扱ひ、下にたつ者を責るのみなりけり。

然るに、與頭一人に成たるにつけて、御役祿をまし給るべきよし、支配より申出て、二十人扶持づゝ增行れたりけり。(但五百石以下計なり)是は左も有べし。世話取扱五人づゝを勤仕並に被レ定、御役金御免、年始御禮出ること、前に記す如し。

古は五百石以上ならでは、小普請の面々正月三日の御禮に出る事、叶ひがたかりしに、先比世話取扱勤仕並に被二仰付一たる節、彼面々は高の高下によらず、年始御禮に出る樣に成たるなり。翁が酒井因州に申談じて、定信朝臣に訴へられ、ゆるし被レ定たる事なり。されば先しばしが程は、規あるべきを、是も又御役祿を給るべき由、小普請支配より申乞て、十人扶持づゝ出し被レ行たり。此事に付て翁が申すは、世話取扱は昔は己々が家筋不レ定、御番筋のなき家成故、奉勤の心は朝夕不レ怠、されば其上より勤を不レ被二仰付一故に、人並に御役金をおさめながら、冥加の爲とて、世話をつとめたるなり。又人々によりては、御番入にもなるべき家筋成が、己々が物好にて、小普請の世話を取扱て居たるもあり。然るに勤仕の號を加へられ、役金をゆるされ、年始の御禮を申上るにおゐては、不二存寄一公恩、永代の規摸と云物にて、措所なき惠みなれば、いかなることをも、此後は粉骨すべきこと顯然なるべし。面々只今まで

飢渇の所へ、ふかき御恩徳を蒙りたるなれば、小普請組何ほど事多候とも、粉骨あるべきことなり。かゝる所の役は、一體飢させて御つかひ有が宜候哉、近頃左計の大恩を蒙りたる上、間もなく役祿まで給り候ては、後は高恩にあまへ、本懷に存候間、却て怠りを生じ可ㇾ申候。うやしてつかひ候所に、意味面白き所候はんか、小普請支配は大旨差當たる所を以て、役祿を乞奉り候と察し候と云ことを書て、封事を奉りたれど、是は如何上評ありけん、小普請支配十人の願も重かりつらめ、終には役祿を出さるゝことには成たりけり。又小普請與頭二人のうち、今までは一人の御番方より被㆓仰付㆒、一人は其支配の内にて、多年世話を勤たる者を被㆓仰付㆒定なりけるを、翁が申は、支配内より與頭に成たる者は、多分切放れたる取捌は致し得ず候。元來支配のみの手元を伺ひ候て、諸向押廣げたる御奉公筋の事は、夢々不ㇾ存候間、支配のみを神佛の様に心得候て、大勢の入交りたる小普請のもの共を、一人宛よりをかけ候様なる取扱を仕候ゆへ、下に立候もの行詰り、迷惑仕候事多く候。他の御奉公場にて、辛苦艱難仕候て參候ものは、中々小普請一支配の箱の中にて、物をあつかひ候様成ことは不ㇾ仕候。押廣げ候て取扱候故、窮屈に不ㇾ被ㇾ成、組支配のものゝ身にとりて、甚宜敷候と云ことを申たれば、定信朝臣大に感得せられて、返すく〲被ㇾ感たり。其後小普請與頭一人勤に被ㇾ定たる時、以後は他場所よりのみ被㆓仰付㆒候様に、可ㇾ被ㇾ定かのよし被ㇾ尋により、支配の中より出候ものは狹く候とは申せ共、小普請内には、必定人傑なかるべしとも、難ㇾ決ことに候まゝ、大旨他を勤たるもの共を被㆓仰付㆒て勝れて器量も見定め候もの候はんには、やはり小普請より被㆓仰付㆒て、害あるまじきよしを重ねて答申たりき。

蜑の燒藻の記 卷之下

御目付被二仰付一たる際に、學問のこと定信朝臣の傳へられて、中華の及第に準ぜられ、大御番頭の嫡子以下、小給の俊秀に至る迄、於二聖堂一試らるべしとて、翁と中川に取扱ふべき由被二仰渡一たり。是に付て、第一芙蓉の間以下重職の人たちの學才なくて、不レ叶ことを申たりしかば、定信朝臣申さるゝは、惣じて布衣以上の面々は、有無共に學問有べき筈のこと云ずして定れることなれば、今更被レ試に及ぶべからず。中にも其聞えある輩は、追て講釋をも上聽あるべきことなり。其外詩歌をもめされて、才をも可レ被レ試とて、其としの八月(寛政三年)十五日に、遠江守久周朝臣(加納、于レ時御側御用御取次なり)をもて良夜といふ題を出されて、高家御奏者より以下日々中の間に相詰る面々、才に從ひて詩歌を奉るべき由被二仰出一たり。年頃彼道において世に聞え、弟子をもあつかひて數寄にかたぶきし、備後守廣通朝臣(石野)、横瀨侍從(駿河守貞臣)、內藤甲州正範を始、我も〳〵とよみ出て奉りたれど、秀逸も聞えず、皆こゝぞと思ひて凝案に落入たれば、却て不出來して見えたりしに、翁は御城に宿直したる夜に、思ひつゞけたる歌

もくづかく仕わざも今宵あらはれて、月にかしこきみる目をぞ思ふ

と云歌を、たて詠草に書て奉りけるに、定信朝臣の前に、御用のこと聞え上るとて出たれば、良夜の秀作とり〴〵なる中に、足下の歌はことに面白くこそ覺えたれとて、感賞ありき。此良夜の一帖世にもれて、人々もてはやしけるが、京都へも聞えたりけん。栗山先生(柴野彥助、其頃京に登り居り)文通に、彼地におきて、良夜の一帖披露ありて評ありけるに、もくづかくの歌第一たるべきよし、都人も申侍るよし、實に本意なることにこそあれとて、わざ〳〵申こされ侍りけり。されば此試學の扱ひにても、あまたゝび執政達に問答し、儒家とも申合たり。試學の評決は儒家へ被二仰渡一て、大學頭より以下柴野彥助(其

年、京都に登り居たり）岡田淸助、尾藤良佐等、聖堂に於て諸士の素讀講釋を試みたり。されど儒家にては人物人がらはいかにもあれ、其日に當りて講釋辨書の聖教に的當したるならでは上科とせず。されば血氣放蕩のやからは、不敵なる根情にまかせて、きのふまで淨瑠璃三味線に心耳をこらしたる者が、四五十日が內に、そこら講釋を聞覺えて、試學に出るやから多し。殊に去心より能ゃ師の云事を聞覺えて、一字一句も違へず聞とりに云ゆへに、儒家の評にはいつも上科にあたれり。又實學にて多年志有て書籍にもしたしく、人がらを愼みて、然るべき勤士にも進むべき者は、おいづから己が見識も交り、或は怠間に迷ふ所有て、云所いつも儒家の評には當らず、下等に成たり。ゆゑに選擧の評紛々として不レ決、終に其年は事不レ決して暮ぬ。下者よりは毎度ことゞ〳〵敷、試學の掟を嚴重に定て書上るを、執政より見せらるゝに、翁は毎度世上の人望と學問の御賞美と行違ひては益なきよしを申て、たとひ試學の掟は、嚴重ならずとも、何某は年來書籍も手馴、心ざまも廉直にして、常に文武の藝に遊ぶ人なり。あれこそ此度の御選擧にもあづかるべけれと、衆指のさす人を以て評的はよしや當らざりとも、其人を賞せられなば、衆人一般に進學の助と成べし。武藝の免許といふ物は、師たる者よく〳〵見おほせて、たとひ業は名人上手の位に至るとも、心だて人がらよからざればゆるさず。心體事理共に達せざれば、一流の免許はせぬ物なり。夫さへ勝負は時の運によるなれば、出來不出來もある物なり。まして武士の學問、儒家の評、的當せずともありぬべし。たとひ其日の試學の席にて、聖賢の胸中を見ぬきたる樣に論談し、儒家の評には最上に被レ定たりとも、平日の行ひ宜しからず。人の札を付たるものならば、夫に御褒詞ありては、第一世の人の望を失ひ、褒貶なきには却て劣り侍るべし。さらでだに當時の嚴令によりて、心よりもおこらぬ武藝學文をするやからに、御褒詞のありたるを見ば、彌々不敵の奴原は、上を譏り學問をかろしめて、終に不益のことに至りぬべし。只一體の風姿篤行、嗜學の力を試みられ、御賞賜を被レ行樣に、ありたき旨返す〴〵、攝津守正敦朝臣（堀田、于レ時若年寄）に申たれど、然る趣には難レ成よし、儒家一同に申

間、其後儒家より申上たる上科のものに、御褒美あるに至りて、岡田與四郎（御書院番）が名も加りたる間、彼は世上にて、人も知たる放蕩なり、何程儒家より申上るとも、心得すべきことなりとて、矢部彦五郎（于レ時御目付、後駿河守）が内々正敦朝臣に申て、品は給はらで、且御褒詞のみ被二仰渡一て事済たりしに、四五日ありて、岡田がかね〴〵放蕩なる上に、差當りて又仕出したる不埒のこと有て、不相應小普請に被レ入旨被二仰渡一たり。翁が愚案少しも違はざりけり。

儒者の世に用ひられざると、學問の行はれざると、兩條の事むべなる哉。試學の掟を嚴重に定むることとなんど、何の益あることとも思はれず。時に與四郎は、岡田清助が甥なりけるを、試學の列に伯父も加りて、祭酒を始、與四郎が講釋聖教に的當したりとても、元來聖賢の教は、何をか詮置れたるや、只明德を明らかにして、日々にあらた成をこそ、根本とはすれ。夫を上科に申上て、學問御褒詞ありたるは何事ぞや。案のごとく貶黜せられて、彌々世上の譏を招きたり。然れども清助も林學士も、物我相忘れたるごとく、何とも思はぬ顔付なるは、いかなることにや。彼古方家の醫師の、當時の人の性質を知らず辨へず、攻劇の劑を投じて、病人の死したる跡にて、命は天命なりせん方なく、病に於てはいやし候とて、へらぬ顔するも、同じこととなるべし。

寛政三年五月、御目付になりて、其年のことなりけり。曲淵景露朝臣（出羽守、初勝次郎、于レ時御目付）御作事奉行になりて、西丸吹上御門の升形の塀を修造するに、其比は定信朝臣の計ひにて、御城郭といへ共、故なき塀園なんどは廢し捨られ、又は御模様替とて、昔より板塀なりしを、此度は損益を考へて、練塀に作りかへて、長き所も直に短くして無レ害は改め作られて、専に費用を省かるゝこととなりしに、彼吹上御門の升形の時（俗に高石垣とて、外櫻田御門よりは高くそびへて見ゆる肝要の塀なり）練塀にすべき由沙汰あるにより、定信朝臣に逢てかゝる事承り候ひぬ。彼所は御郭外より見付第一の所と云、城郭の塀は元來矢狭間筒狭間を切候こと勿論に候得共、御治世の御在城左迄には不レ及ゆへか、御外郭の塀何處に

も狹間の事に見當り候はね共、既に筋違淺草の兩御門の升形には、于ㇾ今隱し狹間を切て候なり。御內郭とても、たとひ當時御內郭に狹間切たる所はなく候得共、何故御座城にはざまのなきやらん、實は狹間あるべきなれども、異樣にも見ゆるゆへに、ぬりかくしてもやあるらん、又はいか樣の利害あることやあらんと。諸人心あるも心なきも疑ひて罷過候所か、御要害にも候はんか、然るを練塀に被ㇾ仰付ㇾ候ては、必定狹間は切ざることに決し候はんか、夫を聞傳へ語り傳へ候はゞ、忽國々迄聞え可ㇾ申候。こゝに於ては、御要害の爲何如候べからんと申たりしに、補佐のさればよ織部正（松平、于ㇾ時御作事奉行）なんどにも其事糺したりしに、狹間は切に不ㇾ及由、非常のこと候はんには、塀の上より弓鐵砲などをも打なし候よし申なり。足下の了簡をよく認て見せられよと有により、思荒增認て重て封事を奉りたり。

塀の上より弓鐵砲にて防ぐといふことは、石川左近將監もしか心得居たり。惣じて近來武士よく武道の穿鑿することなくて、はたけ水練とやらんにて、俗談僞談を云傳へ語り傳へて、終に誤り心得居る樣には成たり。御大工の棟梁なんどが、昔の繪草紙なんどに、あるすがたを見覺えて云を、其通に奉行も實と心得たるなり。專ら當時軍學の弟子どりする先生たちも、大體誤り傳へたり。抑塀の上より弓鐵を打出すに至りて、塀際の者は下り玉になりて思はしからず、筒先持あふ樣にしては、遠くなりて塀際の防はならず。其上昔より狹間くばりと云ことは、何の爲に云傳へたるや、餘りのことに、いかにして塀の上より防ぐぞと問へば、扣ㇾ杭に板をわたして防ぐと云。其板へは何を傳へて上るや、梯も數多させずば叶ふまじ、又ふは〳〵する板の上に、よろふたる武士ども大勢上りたらんには、いか成板にてもせよ、こらへがたかるべし。籠城の理は折々打て出て、敵を追はらふことあれども、多く內なる者は身をかくして防ぐ故、城內は小勢にてもたもつことなり。攻手は大勢ならざれば叶はず。是古よりの定法なり。しかるを彼ふみ板に登り、半身は顯れて防ぐべき樣更になし、心得難し。忽攻手より鐵砲を以て打とり侍るべし。左もなくてさへ、寄手より城の狹間へ打込て、防ぐことならぬ樣に

するを、狭間をとづると云て、古への一ツの働に云傳へたり。

翁が利害宜しかりけるにや、其後彼所の升がた久しく持こたふべき爲なれば、練塀にしてかくし狭間能明おくべき旨、被二仰渡一たる由にて、出羽守景露(曲淵、于レ時作事奉行)が度々狭間の寸法を翁に問侍りしが、終に翁が申せしごとく、かくし狭間をうらに切て、于レ今其有様なり。

其時惣じて塀と石垣との境に、四角なる穴をほりぬきてあるを、地獄狭間とて、彼穴より弓鐵を打出す由、何の心得もなき御作事方の役人ども申出て、奉行も迷ひたりしが、井上美濃守是は北條流の軍學者蘭島傳兵衛(小普請)に尋て事分りたり。元來彼穴は雫ぬきにて、所によりては、棒などを通して、足代を組たつる便りまでなり。地獄にもせよ、極樂にもせよ、矢玉なんど打出すべき様はなきことなり。

當御代は男女の御子、度々に數多出來させ賜ひければ、御留守居衆御乳持に事欠て、様々に求め集められたりけり。むかしよりいかなる故にや、御乳を奉る者は、御目見以下の妻、(御徒與力同心、其外小給の御家人の妻)をのみ用ひられけるが、引續て御誕生多かりければ、こと足らぬまゝに、大御番小十人の面々の妻も、相應の乳持たらんは、御用ひ有べき由にて求められたり。

御乳母のあつかひ方、朝夕の食事は御上りの通りにて、美味なれども、自ら冷になりて賁立の様にはあらず。しかも御臺所に於て、御廣舗番頭同添番なんど立合て喰すること故、少しも能く育たる者にて、前後をたしなむ心の女は、快く食することはなし。其上部屋にても、湯茶を己が儘に呑こともならず、御茶所へ行て、目付立合て呑こととなる由、藥とても同じことなれば、中々氣血のめぐりて、乳をよくたもつことあたはずなり。夫によりて、小給の者の妻なんど、しかるすべをも何とも思はず辨へなきそだちならざれば、しばしも乳をたもつことあたはず。夫さへ小給の身にて己が生たる子は里にやりて、御乳に出ろに、君の御爲冥加とは云ながら、わづか三四ケ月の中に、己が乳をば失ひて、其間は

夫ち宗事の扱ひに差つかへ、又下りては、里にやりたる子の手當を出すべき設なければ、多く御乳に出ることを不ㇾ好により、彌々御用とゝのひがたくて、後は御乳に出たるものには、乳止りて下りても其子の四つに成迄、御扶持を給ることに成たりしが、猶御乳に出る者少かりしかば、近き頃は御目見に出る者には、有無によらず、銀三枚づゝ被ㇾ下べき旨被二仰出一て、漸く今迄御用を辨じたり。

すべて御乳に出る者、漸三ケ月、又はよく保ちて六ケ月餘りも乳を奉れば。はや乳細く成て里へ戻さるゝこと定例なり。孝順君の生れさせ玉へる時、定信朝臣も兼て含み居玉へる上に、御乳の扱ひしける矢部彦五郎（御目付）が申上て一體賤婦の乳を奉ること然るべしとも存候はず、大御番兩御番寄合迄も吟味せられ、乳を奉らしめ、平人のごとく御抱寐迄も仕樣に心得て、くつろぎ候て十分に養ひ奉る方可ㇾ然にや、たとひ御馴染付て、後々御側をはなたれず候共、ともかくも君の御爲なれば、當婦も夫たるものも、いかで其時迷惑にも思ふべき、左もあらば御幼稚の御爲にも甚可ㇾ然御事に侍るべき由、定信朝臣の含に叶ひて、御旗本の面々大身小身によらず、乳あるものを求められけり。御目付の中にも、間宮信好（諸左衛門、後筑前守）が娘と翁が娘と、其頃安產して相應なりければ、御吟味に加りけり。間宮は矢部と何やらん内談して、彼娘は御目見計にて被ㇾ省けるが、翁は日頃はからざる短才の某、かゝる重任を蒙りて、君恩可ㇾ措所なし、何哉粉骨して聊も報ひ奉るべきと思ひ居たる上に、曾我助造（伊賀守、于ㇾ時御留守居、大奥御取締の懸り）の哲人にて、定信朝臣の旨を懷て、女中の取締をとゝのへらるゝ頃なるに、翁が娘の乳むろこそ幸なれば、涯分御用に出し給へ、左もあるに於ては、彼扱ひに甚便りあり。足下の娘を入置て、翁と內弊行屆きがたき所も知べく、萬づ御爲にも成べき工夫少からざる間、曲て御乳に出さるべしとて、度々密談あるにより、盛年も進まず娘はなほいぶりたれど、よく〳〵教訓して、幸に乳もよかりければ、御乳に出したり。是ぞ翁がせめての忠志とも思ひ居たりしに、朝夕のあつかひ前に記すごとくなれば、やはかとらふべき、樣々の心づかひにやつれて、忽ち乳も細く成たる上、四五日ありて孝順君なくならせ

給ひければ、翁が寸志空しくなりて、彼も宿へ下りぬ。

是も翁が御目付勤たりし比のことなりけり。昔より諸組與力大筒鍛錬の者共は、五年目毎に鎌倉におゐて、大筒稽古被ニ仰渡ニて、我も〱と願ひてまかることとなりけり。

上より費用を被レ下、面々の願ひ次第、手頃の大筒を貸給りて、稽古をば遂るなり。第一目付四郎兵衛、井上左太夫、佐々木傳次郎、彼三人は御目付の見分被ニ仰付ニ以下は御徒目付を被レ遣て、見分させらるることとなり。

然るに、武州西の臺徳丸原に好地あることを定信朝臣の知り給ひて、彼所に於て、毎年三百目以下の六筒を稽古させらるべきことを思ひ立れて、此ことと如何侍るべき、御目付評議して決談を奉るべき由封書を下されたり。同役十人、西丸より助に來り居たる同役二人、都合十二人、山吹の間に居並て評議するに、一番森川俊尹(主膳、于レ時御目付、後越前守)が云出すは、武文の藝術專らに進めらるゝ時節なれば、尤可レ然ことながら、畢竟定信朝臣の執政あるよりこそ、末が末まで當時文武の業に身をつくし侍るなり、元來半ばに過て心にも起らぬ修行なれば、時移り事去ては、頓て怠り侍るべきは、目の前に云ずして明らかなり、惣じて大筒と云ものの假初にあつかふこと不レ叶、年々公の費用を多くかけて程なく廢すべき事、實に無益のことなり、左のみ事多く定め給はんこと、しかるべし共思はずといへば、十一人不レ殘同意の了簡に決して、此ことしかるべからざる由、聞え上べきに定る所に、翁一人云、されば[ ][ ]當時、補佐の職令によりて、貴賤ともに文武の藝に進み侍るは、一旦の人情にて、頓て怠り侍るべきは勿論のことなり、しかる間、彌〻此節人情の趣きたる內少しなり共、其術を傳へて殘し置、一人成共御用に立べき者を仕込置度ものなり、依て某におきては、時うつりて廢すべきは知れたること故に、此節少も習ひ得べきものゝ多き樣にあり度こそ存ずれといへば、闔宮が聞て中々面白き了簡なり、然らば九人は一同一趣の存寄を申上べし、足下は一人別意の趣を末に認て呈すべしとて、九人一人一紙の內に、兩端を分て書上たりしに、

四五日計有て、徳丸が原取立られて、諸組望みのもの共、年々願次第、三百目以下の大筒を彼地に於て、稽古すべき由被ニ仰出一て、師に隨て行ものは、布衣以上の御役人まで、ゆるされてまかりけり。

西の丸御太鼓櫓の下と、坂下御門の出郭の取付との間は、西丸の方高く、坂下の方はひきくて、外より見込により蔀（シトミ）の植物ありて、昔は面白きしげみなりけるに、植物も古木になりたる上、近頃の風雨に吹折て、悉く外より見透たりしを、（此所は小普請方の持なり）小普請奉行やがて木をも不ニ植付一、月日はたてども捨置たりしかば、奉行に逢てそこ〳〵の植物、風に吹折たり、以前肝要の御場所見透候て、如何に候とて、しげみを付給はんやといひたてしに、奉行神保長光（佐渡守、于レ時小普請奉行）も合點しながら、又半年計も捨置たるゆへ、此度は定信朝臣に其事申て、終に奉行より木を植込たれ共、要害 蔀と云ことをもしらざるか、又は太平の城郭急ぐに不レ及心得にや、昔よりはそこ〳〵に二三本木を植て、今も猶見すくなり。彼の御要害は肝要の所にて、かゝる所を蔀の植物と云て城取の習なり。

太田備中守資愛朝臣執政に成て後、西丸下の屋敷の裏長屋損じければ修覆せられけるに、此度は腰瓦を止て、腰板にせらるべき心なりつれ共、内櫻田の御門に向て、晴なる所なれば、如何あるべきや苦しかるまじきや否、猶重役の評を申べきよし、中川が承りにて、御目付部屋にて評議をするに、定信朝臣の屋敷は、資愛朝臣の隣にて、是も裏は内櫻田御門に向て同じ樣なる所なりしに、是は過つる頃、長屋そこねたりし時、修覆の序、瓦を改めて黑き腰板にさせられたり。是は定信朝臣の一存にて、御目付に問るゝこともなかりけり。既に定信朝臣の裏長屋も如レ此、尤資愛朝臣（備中守、于レ時執政）は裏門の方ともに被レ改ことなれ共、夫とも苦しかるまじきよしを皆云出たり。中に石川が云は、惣じて腰瓦にするは、暗夜に怪しきものなんどの身をひそめ、姿を隱しがたき爲なるよし云こともあれば、心得有べきにやと云。翁は側に聞て居たりしが、御内郭にて御場所がらと云、大名の屋敷にて夜廻りも絶ず、辻番を慥成に、盜人のひそみがたき爲計に、腰瓦にする樣有べきこととも思はれず。此度資愛朝臣の屋敷、腰板にせら

るべきあらまし至極のこと成べし。世の人は大旨表門の方なれば外見を飾るべき爲に、腰瓦にせねばならぬことに心得、又は桔梗坂下の下馬先なれば、腰板もいかが有べきなんど云けれど、果に於ては尤然るべしとこそ存ずれ。御改正以來專ら節儉を用ひられ、武家の風俗を糺さるゝ中なれば、彼屋敷御場所がらと云、執政の官宅と云、殊別て此所瓦を被レ止腰板にして、世上に示されなば、諸大名の屋敷追々是に習ひて、不益の瓦を不レ用腰板にして、自然と節儉に移り侍るべし。執職の長屋すら、腰板を用ひらるゝに至りては、何れの所か不レ至所あらん。返すゞゝも然るべからん由云出たれば、中川も感賞して、齋愛朝臣に同役一般に評議の上、腰板可レ然よし申上たるに、森山はこと更所存を申、感心仕由を申たるよし語りけるが、終に腰板にせられて、今も其儘なり。

腰瓦は盗賊の身をあらはすべき利害ありと云ことは、いかなる俗人の考出したることにや、ことの欠たる用心なるべし。大體腰瓦は火の用心より出たることにて、多くは奢のためなり。腰瓦の屋敷は火に逢ふて多くのがるゝと云證あらば可なり。近來は腰瓦の大名屋敷、火事と云や否一番に燒る物多し。殊更見付こそ腰瓦なれ。普請の入目はいかにも直段をつめて、大工手間を省く間、實に外見を飾る迄の奢なり。不益のことに成たり。又大名の屋敷は、腰瓦にすべきと云ことは、上より被レ定たる議定にこもあろや、何の比より誰が仕始たるやらんいぶかしきことなり。大手桔梗の下馬先、幷御内郭の内腰板の屋敷にては、朝鮮琉球等の來聘、又は御大禮の時、御外聞にかゝるべしと云評もあるべけれど、異邦の人も、御内郭の内質素の樣子をみて、本國に歸りて云んに、日本は華麗なりといはんよりは、思の外日本は節儉を守る國なりけり。殊に將軍の都城のめぐり、諸侯大夫の館舍に至るまで、聞しとは違ひて質素のこと共なり。嘸國の備もかたかるべしと評する方、然るべきにや。

寛政四年のはる、本多霜臺(彈正大弼)の仰を傳へられて、關東筋川々の御つくろひ出來榮を見にまかりぬ。あくる年のはる浦々御備の御用承りて(定信朝臣仰を傳へられたり)、睦月の七日といふに江戸を立

て、武相豆駿房總（上下）常陸の浦々見めぐり侍りける。爰に又一條の懺悔物語の侍りけり。久世丹後守中川勘三郎、其外（御勘定方、御目付方）支配の者共を伴ひて、またみぬ浦の磯傳ひ、そことも分ず見廻り侍るうちに、出島或は礒山なんどある毎に、中川は遠見番所たつべきことをいふ。彼の繼篝と云物にて、關羽が荊州の烽火臺の心なるべし。翁は御用は蒙りたれど、更に一體の趣向心に落ず、礒めぐり浦々所々の繼物見たてんことは、女童にても知たることとなり。いかが侍るべきと思ひ乍ら、奉行と云ど、古役と云ど、久世中川が尻につきて、めぐりありきつゝ、三月の始に歸りて、同じ月の十八日に、定信朝臣の巡見さるべき由事定りて、うち出られければ、中川と某は一日先だちて、十七日に江戸を立て、豆州の天城越（高山なり）して、下田にて定信朝臣を待受て對面有て、豆州柏久保に北條早雲の古城の跡あり。可レ然所と覺ゆるまゝ、御目付一人立戻りて、能々見定たる上、繪圖をも可レ奉由なれば、則某罷越べき由にて、下田より引返して、柏が久保見定て、箱根を越、三島に出て、補佐を待合すべき由申合て、頓て定信朝臣にわかれて、三島海道に出て、彼所を見るに、早雲の古城は小き山をかたどり麓に廣き平地有て、狩野川大見川と云を二重にうけて、實によき要害なりけり。城跡の土居なんどいさゝか殘りたれど、其めぐり岡山そばだちて、後は一里ばかり韮山に至る。右は三島海道に近く、左は海邊に遠からず。殊に天城山を扣へて、縱横自在の要地なり。爰に於て、忽ち日比の曚昧を開きぬ。今迄はいかに工夫しても、此度の要害のしめかた、いかにしてかよからめと心に落ざりしが、定信朝臣の雄略地理にくらからざることを、頻に感思ひて頓て日頃の疑ひを散じたり。是よりして此度浦々の御役の全體、心に落居たる樣に覺えて、道すがら感に堪ず。やがて箱根を越て鎌倉を通り、三崎に出る序、むかし甘縄の城跡ありしを、兼て下知はなかりしかども、立寄て見侍りけるに、大手は七曲とて甚嶮しく、右の方の間道をゆけば、わづかに十六七町にて、藤澤戸塚の間に出る。浦賀三島の出島に、昔三浦道寸が城跡ありつれど、是は海をかたどりたる計にて、左のみ自在を兼たる地にはあらず。彼甘縄のことを三崎にて、定信朝臣に聞え

たりしに、夫こそ見まほしけれとて、頓て鎌倉よりめぐりて一見ありけるが、大に悦び感ぜられて、よき所をこそ見立侍りつれとて賞せられけり。歸府有て、頓て此所取立らるべき由にて、其あたり領したる人々の所替なんどの沙汰ありけるが、程なく退職ありて、剰へ御要害の荒増、先見合せらるべきよし、氏敎朝臣(戸田采女正、于ㇾ時執政)の申出されたる上は、是非に絶て、今は面白き夢見たる如き心地ぞする。されば翁は短才庸愚なりつれども、定信朝臣のいかに執し申されけん、御目付つかふまつる内は、石川と翁は、十月に御前に召出されて、等閑ならぬ台寵に預りけり。親しく仰を蒙り、有難き御事共多かりき。今更思ひ出るも恐れ多く侍れども、生涯の思ひ出とや申侍るべき。其度毎に半時ばかりづゝ御閑談ありて、御前を退きたり。執政の人々も目をそばめて、心おかるゝ様にあり。定信朝臣の御目付など云御役は、御政務に預ることとなれば、老中若年寄にも心もおかで、公務の要領ある時は、構なく御前に出て、申すべきこと聞え上らるゝがよし、左あれば我等より始て同列の衆、若年寄まで自然と心置れ、すべての御締になりて、公の御爲然るべきなりと、常々申され侍りき。ある時有廟、浚廟、當御代の御書を御數寄屋に納めらるゝとて、石川と翁のみ拜見をゆるされたること侍りき。又ある時御前へ被ㇾ召たる時、御用談の序、有廟のさゝせられたる御佩刀なりとて、御手づから拜見をゆるされたること侍りき。すべて御目付勤むるうち、御前に召れて御閑談ありしこと十二度計、自餘の同役は、二度三度多きは漸五度ばかりも、御直談を蒙りたるやらんと覺ゆ。こゝに又懺悔物語の侍るは、初めて御前に被ㇾ召て物申たるより、抑もありがたきことかな。かゝる上は、せめて公恩を報ずる爲よしや忽ち御勘當を蒙るとも、兼々思ひ合たること共、御前に召あらん時、十分に申上べしと思ひたくみつゝ待居たるに、又重て召あれば、今日こそと思ひ込て罷出るに、とにかくして思ふ樣に心のすまで、たゞ恐入てつゝしみうづくまるのみにて、空敷まかりでぬ。退て考へれば、抑も〳〵殘念なることと哉。よしや重てこそは申上めと思ひて待に、又の時も同じ樣に恐入て、空しく退きぬ。是を以つく〴〵と考見れば、實に直諫なんど云こ

とは、かたきことにて、さる人は唐大和ともに百分が一もなきは理なりけり。まして其餘の人々斗藪の輩、いかで公の御爲。身を捨て言を出すことをなすことの叶ふべき。翁幸ある代に生れて、誠に古への聖賢の心をも思ひあたり、實學のかたき所をも思ひ知たるは難レ有幸なりけり。又定信朝臣にともなはれて、伊豆相摸の浦々めぐり侍りし時は、田安君の公子、天下の補佐たる人さへ、股引わらんぢにて國の爲に身を盡さるゝ上は、我等ごときが艱難苦行は、九牛の一毛にこそあれ。猶も〱苦難の足らざる樣に覺えてありくうちに、心を用ひつとめ行ふほどに、ある日旅宿に入てわらんぢときて上りたる時に、かくてこそ眞忠にも侍り當らめと、思ひしことの一度ありき。

大久保彌三郎と云し人は、御先手をつとめて翁が爲には、養母方の伯父なりけり。嫡子を益之助といふ(秋月長門守庶子、彌三郎養子なり)。未年若くて、世を辭しけるに、其子の賴母と云を伯父の嫡孫承祖に願ひて、其身は齡七十餘にて終りをとられき。妻は內藤綾之助(寄合五千石)のはらがらにて(今の甲州の伯父なりき)。今の甲州は養子にて養伯父なり。彌三郎はらから數多ありければ、末の妹を井伊家(兵部少輔、于レ時若年寄)の領地越後國與板の豪士三輪某に與へられけり(飛兵衛と云、井伊家の士)。其腹に男女の子出來て、惣領を飛兵衛と云(翁が從弟なり)。飛兵衛が娘を、幼きより伯父の養ひ置れて、後は賴母にめあはすべきあらましにて養育せられたり。彌三郎存在の頃は、家司に和田某と云もの老功のものにて、萬づ取賄て過ぬ。其後伯父もなくなり給ひ、和田も死して、其後和田が子德右衞門と云もの、打ついで內外共に萬づはかりけるが、此者宜しからざるものにて、賴母は幼若なる上、伯父の後室信敬院とて被レ居けるも、內藤家士五千石のそだちにて、久くみたることは露ばかりもしらず、人情の思ひやりもなき人なりければ元來彼家の知行(下野)宜しからざる上(高千五百五十石なりしが收納米千俵に足らず)、御役勤らるゝ內は、御藏米引かへに勤たり。德右衞門が放蕩なるより次第に負めも出來、借用の米金も多くは成ぬ。後は翁に後見すべきよし甲州の申越されけるに、養母のいます上は辭しがたくてうけがひ

たり。夫より後は萬づ彼家のこと、翁がかへりみることになりぬ。かくて賴母長ずるに從ひて、中々おとなしくはみえたがら、若きものゝならひ美服を好み、困窮の中に馬を飼なんとするやうなれど、誰も〱若き內は左もこそあれと思ひやりて打過ぬ しかるにかの德右衞門がすゝめけるにや、伯父の養ひ置ける三輪が娘を戾して、別に妻をむかふべきよしを信徵院もて言出たり。

初めかの娘を養ひとり侍る時、持參金百兩、支度金二百兩そへ侍るべき內約あり。然るをかの德右衞門がしわざに、まだ彼女の命の厚薄もしらざるに、いつしか內約の金をば追々に乞取てつかひはたし、わづかに殘金五十兩計になりたるゆへに、其後は、三輪も無二心許一思ひて、翁と甲州の印書なくば、何事も內用を辨へまじきの由云切て、其後は信徵院をそゝのかして、德右衞門が色々に申遣せども、三輪更にうけひかず。ゆへにはや殘れる金は少し、云やることはうけひかず。彼女を戾して、又餘所より金もて來りぬべき女を迎へ侍るべき工みなり。

こはけしからぬこと云出たる哉と思ひて、翁が答ふるは彼養女は伯父御存生の內より養ひとられて、末々は賴母にめあはせらるべき內約ありて、彼女は何もわかためなき比より、わざ〱遠國より呼出して養育せられぬ。殊更三輪は富豪なれば、父の許にてそだち侍らば、いかばかり榮耀の中に、心よく人となり侍るらん物を、ゆく〱當家とも重緣となり、且は陪臣より歷々の御旗本の室となすべき面目を賴みにこそ幼き比より父母の手を放して、かゝる困窮の家にも與へつらめ、然るをかゝるまづしきことたへぬ養ひをもて、漸成長せらるゝ上、剩へ未だ婚儀とも緣組とも云出ざる內に、過分の約金をも乞取てつかひはたし、今はた三輪が許に、送りかへさんこと、某はさら〱、尤とは思ひ侍らずと、にが〱敷云ば信徵院聞て、左は去ながら、彼子も今まで手元にて、そだちて侍るに、宜しからざる性質なれば、賴母が室に任せてこそ侍れ。內金のことは、追々返濟すべき由申侍るといはるゝによりて、餘り憎さに、未だ緣も結ばぬ內に、內約の金子を乞取てつかひはたすほどの仕合にて、行末返濟の手だて侍るべき。幼女差戾さる

ることに於ては、某はいつまでも挨拶に及びがたしと云切て歸りぬ。扨も〳〵にくき奴原かな。第一彼家の爲にも宜しからざることとなれば、捨置べきにあらずと思ひて、內藤甲州に其に語りて申合せ、甲州も賴母に意見せられけるに合點せず、若輩にも似ぬ挨拶したる由、甲州の語られける。殊更彼一件、信敬院の申出されけるよりして、翁が行ても、賴母は出合ず。不快と號して對面せぬゆへ、彌無二心許一覺えて、暫月日をまてども、何の沙汰も無ゆへ、彼許にゆきたれば、信敬院出合れて、四方山の物語する序に、彼一件を云出て、其後は某がまかりても、賴母對面もせられず候。いつ頃申侍りし通り、幼女差戾さるゝ一條に於ては、畢竟人面獸心と云物にて、某に於てはいかやうに被レ申とも承引いたしがたく、以來は某許へも賴母の久しく不レ被レ參候。旁義絶可レ被レ致存寄に候はゞ、此方も其心得にて、通路に及まじく候と、にがり切ていへば、信敬院七十ばかりの老女の涙を流して樣々に口說云るゝを、嚴しく道理をせめて云ちらして歸りたり。其後は絶て通路もせざりき。同じ年の十月(寬政七年)に至りて、久益と云盲目、

本多小彌太扶持人にて、元伯父の長家に寄食させられて、恩をうけたりとて、此盲人一人にて、氣の毒に思ひ、あなたこなたと行かひて取扱ひ、彼家を取直したり。

來りて賴母が過り入て、不所存を改め、又も翁を力に賴むべき由を云おこせたり。去に於ては。此後何事も翁が意見に背くまじき由、一筆認ておこすべき由云て、其書面を取て後は、元の如く萬づかへりみ遣しけるにつけて、甲州とも內談して、かの德右衛門を追出して、(翁引向ひて暇を申渡したり)石渡某と(直右衛門、彼久益が知たるものなり)云心利くきめやかなるものを召抱させたり。さて彼緣女と急ぎ緣組すべきよしすゝめて、公に申て事濟たれば、ほどなく婚姻を取結びて、女の幼きより親の元を離れて、辛苦の中に育ちたる甲斐をもみせ、三百兩の約金を適なくつかひはたしたる印をも顯したり。三輪も大に悦び、あつき幣物など送りて謝し侍りぬ。其上石渡がはからひにて、萬事足ぬことを歎きて、越後に

行て、三輪によく〳〵かたらひて、又も金三百兩かり出して、賴母が賄とりつくろひて、年久しくつぐのひ兼たる金なんど、すべよくことを分て、今は事故なく、賴母が奉勤をする樣には成ぬ。

すべて、親戚の後見看防とて、誰も〳〵することなから、目の上の人の不了簡云つのり、或は養母繼母の類、惣じて辨なき婦人の我儘いふには、女なれば相手には成難く、理り云聞せても、是非の辨へなければ、詮なきことなりとて爭はず、所詮斷り云てかまはぬもあり。或は治り兼て當主又は雄厄介家從なんどの苦しみながら、年ふるも多くあるなり。翁が內存は、畢竟女なりとて用捨し、辨へなきものなればとて不ㇾ構よりして、よき事にして、年々歲々不屆なる者絶ず、善人を苦しめ、家業もおさまらず、大なる費をなして、所によりては家をも亡すに至ることあり。女なりとてなどかゆるしてん。殊に信敬院は元五千石の娘にて、今番頭勤らるゝ內藤甲州の叔母なり。我爲には叔父嫁なり。旁斟酌あるべきことなれども、何とも思はで七十餘りの老女に涙を流させて、道理を責つめて、彼家を取鎭めたり。彼一件記し侍るべき程の事にはあらねど、かゝる理をも、後々我子孫の事取扱ふ心得にも申おかまほしきによりて、爰にかいつく。

寬政七年五月、加役つとめ居たりし長谷川平藏重病にかゝりて、危かりければ、翁を召て捜捕の役を被ㇾ命ぬ。彼長谷川小さがしき生質にて、八年の間加役勤るうち、樣々の計をめぐらしけり。たとへば加役組は御先手諸組より增人をとることゆへに、其增人に來りたるもの共に、長谷川が紋付たる高提燈を渡し置たり。若最寄々々に出火ある時は、其高提燈をともして、速に火事場に押立置せたり。されば愚なるものゝ目には、はや長谷川の出馬せられたると、驚き思はするためなり。又所々の寺院に墓塔を建立して刑死の菩提を弔らひ、道橋に菰かぶり居る乞食なんどに、折々鳥目を與へて、惠なんどしけるとぞ。去性質なりける故、定信朝臣の工夫ありて、長谷川に差圖ありて、石川島に人足寄場と云ことを新にくみ立られたり。是は其頃飢饉の名殘いまだ全く不ㇾ愈して、江戸中所々に無宿體のもの多く、へけがらは

しき有様なり）、其上極めて、刑條を附けらるべきほどにはなくて、さればとて又はなちやれば、いか成悪事をか仕出すべき溢れものとも、或はおのが主親の家を欠落して、寄べき所なき類ひ、皆召捕て彼島へ遣し、（是よりして江戸中怪しげなるもの徘徊せず、奇麗に成たり）大なる長屋をたてゝ、上より食を給りて、其者の仕覺えたる業をさせて、助成とさせられたり。（唐には此法ありて、諸のまがれるを直からしむる所なり）、頑愚放蕩にて仕業のなきものは、所々の普請の人足につかはれたり、（何方より何人と申來り次第、同心を付て逃失ざるやうにして遣すなり）、其人足には、水玉を染たる股引をはかせたり。其頃は水玉人足と云て、世上に皆沙汰したり。彼者共は仕業には米をつくもあり、大工もあり、小細工をするも紙をすくもあり、紙をすくもあり、紙は漉返しにて、島紙とて是も世上に云ならはしたりしかど、名の正しからざるをきらひて、多くは江戸にては不レ用けり。本多霜臺なんどは、反古をあつめて、島へ遣してすかせられけり。後は長谷川申乞て、錢の賣買なんとしたり。八年が間様々の奇計をめぐらしたるにより、世上にては口々に長谷川がことを批判したりけり。元來御制禁の目あかし岡引といふものを專らつかひたるゆへに、差掛りたる大盜强盜なんどは、忽ち召捕て手柄を顯したれども、世上は却て穩かならず。大火も年々不レ絶けり。されば本を正しくして、末をとゝのふることなく、萬づに付て彼性質を行ひたり。冬ごとに半年加役を被二仰付一に、勤方の荒增を敎へ傳ふることとなければ、太田運八（後志摩守）が加役被二仰付一たる時、大に難儀したることは、たれも〱よく知たることとなり。然るに翁思ひよらず、捜捕の職を命ぜられければ、つく〲と考ふるに、世上の不正を改め、刑罰を行ひ、人の生死を決斷する役目なれば、人を捕ふよりは、先己いかにも正しからざれば、他を制することかなふべからずと思ひて、先惡黨を捕ふることは、第二にして我組子の者どもの不正のふるまひなからんことをのみ、日夜嚴しく禁めて、いさゝかも宜しからざる趣あれば、忽其人を咎めて、他組より別人を入替る様にはからひたり。扨岡引目明しをかたく禁じて、色々所存のあらましを執政達に申達たりき。さらば召捕ものは少な

かるべきに、日々に罪につくもの多くして、彼奇計をめぐらしたら長谷川が手並に少しも恃ることなかりけり。大塚火付件

御代官荻原彌五兵衛手附渡邊彦右衛門と云者、小給の御家人從弟を切ころして、其宅に火を付て火事になりたり。其時驅付たる御使番寬助兵衛(後肥前守)怪敷樣子を見受て、若年寄衆に封印物を奉りたり。

小所追落しの騷動

小身の御旗本、よからぬ夜行の人をおびやかして、物を取たるなり。

なんどは、何れも御旗本御家人の仕業にて、其人も知候、加役の手よりは六ケ敷捕ものなるを、其頃坂部能登守が町奉行に成たる砌にて、涯分手並を顯すべき志にて、色々手だてをめぐらしけれ共、何れも町奉行の手にはかけず、加役方より申上たり。殊更長谷川の時のごとく、大火もなかりけり。ある時柴野彦助物語に、備前守高久朝臣に逢て、足下の加役勤ることを申出たれば、長谷川は覇道をもて加役を勤たり。森山は王道をもてつとむべきものなりと、高久朝臣の申されたりとて、栗山先生の語りて笑れ侍りき。されば長谷川より送りたる加役勤方の扣留帳と云は一冊もなくて、御仕置伺帳の扣の、昔より傳りたるをのみ引渡したり。さればこそ太田もこまりたるらめ。誰にもあれ、御役勤る者のさし當りて、公務の滯りある樣になしおくは、忠に於て當らず、義に於て有べきこと共思はれず。去間每日そこらめぐりありきながら、初め召れて加役被二仰付一たるよりのこと共、委敷書留て懷帳となし、半年勤の方は、元來書留なければ、太田が扣置る帳をもて一部となし、半年勤の者被二仰付一時は、速に貸遣すことに定めぬ。又加役代々記なかりければ、是をも求め寫して序を加へて、目錄を添て、

役所道具の類、是迄聊も付渡りと云物なし、よりて手鎖積石(罪人に抱する石なり)机硯屛風類まであらたにこしらへて、永く此役勤むるの人の滯りなからん樣に定置ぬ。

後來代々傳へ侍るべき樣になし置たり。今も加役勤る人は、彼品をもて公務を辨ずる成べし。然るに翌

年の五月某は、何の故なく加役御免ありて、鹽入大三郎に被二仰付一たり。組の者共精勤したるかひもなくて、かゝる仕合なれば、口をしがりて、さはげとも甲斐ぞなき。何とも面皮にかゝる樣に覺えたれども、捜捕勤中露ばかりのあやまちも覺えず、御目付つとめ居たりし森山主膳が、翁が立廻りをみて、百年ばかり加役勤たる樣なりとて笑ひたりしほどなりけり。召仕ふものなんど、餘りのことにあなたこなた内々聞合てみれども、聊障ることもなし、彼鹽入が内便につけて加役乞たるによれるなりけり。岩本石見守正倫（于レ時御小納戸頭取、後御先手）は、翁と無二の交にて、殊に近藤吉左衞門（奥御右筆與頭なり）にちなみありければ、森山はいかなることにて加役御免有たるやらん、心許なきことよとて問たりしに、近藤もさればにてこそ候へ、御不審尤なる事なり。去ながら何も森山にさゝはりのなし、只彼大男に加役させて見給はんの爲計なりとて笑ひたりとて、石州の心入に語り申侍りけり。

彼鹽入は大兵にて、無藝無學なれど、氣丈なるに任せて、人を押たる上に、松平久五郎家の長臣松倉主水が縁者なりければ、小普請組頭に成時も、松倉が田沼の長臣井上伊織に付て、御役を仰蒙りける。去間常に松倉を後楯にして物云男なり。定信朝臣の執政に當りては、翁は思ひよらず、しばしが程に、御目付にまでなりたれ共、鹽入は沙汰もなかりしかば、翁が前へうち／＼酒肴なんど持參りて、壁訴訟したる者なりしが、又松倉が計ひにて、終ひに御徒頭より御先手迄にはなりたり。當時執政ありつる采女正氏教朝臣は、久五郎伯父にて、彼家より戸田家へ養子に被レ參たる人なりければ、松倉が申□善惡となくうけひかける故に、終に何ごともなきに、加役引替て鹽入には授けられたるなり。出雲守種周朝臣（立花）、備前守高久朝臣（京極）などは、其後對面の序に大に痛み申されけり。其時も種周朝臣は、鹽入然るべからざるよし強て申されけるが、攝津守正敦朝臣（堀田）に兼て氏教朝臣の打合られけるにや、正敦朝臣の鹽入を執し申されて、事定りたるよし、度々種周朝臣の憤り申出られけり。されば鹽入は暴戾なりしがゆへ、罪人を强て責て打殺し、功利に走る心より、組子とても不正なること多

くて、己が組の引合ある者を召捕て、詮方なく深くつゝみかくし、無宿になりはてたるものを、昔を引出して高力修理（御使番）に無二是非一引取らせて、修理が行届ざることに付て、百日の閉門させたり。剰へ夜廻りする時、居酒屋へ入て酒を飲たりといへり。かゝる振廻する男なれば、すべてのことおして計るべし。さればこそ加役勤ながら、居間に置たる刀を盗まれて、例の強氣なれば口をしくたまりかねて、其盗人求るとて組の者も伴はず、夜深く獨り出て、意趣あるものにうたれて、這々歸りけるが、夫より煩ひ付て死したり共云。又俄に大熱を煩ひ出して狂ひ死したりともいへり。いづれが何れ、寛政八年の十二月に空しく成ぬ。

近藤が心入聞ても、翁は猶心ゆかずこと有けるが、鹽入が代りは池田雅次郎に被二仰付一ぬ。其後同役なりし桑山猪兵衛が翁に語りけるは、此ほど長屋の物見の窓に居たりしに、錫杖振てありく坊主のうたふをきけば、今は御役はなさりはせぬが、森山源五郎さまとうたひて通りたり。よきことかあしきことか、其跡は聞えざりし。かゝる奴原さへ、足下の事は申ありくとて語り侍り。

加役勤るころ、小十人頭の三浦和泉守が翁に密に語るは、此間鹽入が部屋へ來りて（加役は殿中に部屋なきゆへに、小十人頭の部屋をかりて休息するなり）いふは、森山が樣子はいかゞ侍るやらん。弱りにる樣にも見請侍らず。殊に其後はしみ〴〵と對面し侍らずと答たり。用心し給へ、例の松倉よとて笑ひたり。されば能はよく、あしきはあしきと知は、賢愚ともに人心の靈明にて、白黒のわからぬ者はなし。然るに、翁が本役被レ仰たる時、長谷川が跡を可レ勤由被二仰渡一たれば、本役には紛れもなし。去間増人を願ひて、與力十騎同心五十人を賜るべしと申出けるに、氏教朝臣、正敦朝臣の了簡にて、長谷川も初め十騎三十人にて勤たり。未だ足不足の所も明らかには知れまじきに、增人を願ふは見越と云ものなり。長谷川が例もあれば、十騎は申に任すべしと有により、翁も心ゆかず思ひながら、ともかくも高慮に任せらるべきことにこそ候へ、本役を相勤候に、わづか三十人ばかりの同心をもて、

江戸中の火附盗賊を改め可レ申樣有べきことも不レ存候。乍レ然某が物好にて勤候ことにもなく候儘、御用心の行屆候はでも不レ苦候はゞ、如何にも三十人にても不レ苦候。何れにも上の思召次第にて候條不足して不レ苦候はゞ、何が扨某が强て大勢□預るべきことにも候はずと云放ちたれば、後には正敦朝臣の餘り少くてはいかゞなりとて、同心十人增人を賜りぬ。扨其冬十月に鹽入に半年の加役を被二仰付一たりしに、鹽入强勢にても中々思ふ樣にはゆかず、召捕ものも少なくて、思ひの外なりければ、高久朝臣に內々歎きける由跡にて聞ぬ。高久朝臣は何心なく、伊豆守信明朝臣(松平)に申出られければ、信明朝臣然るべき由にて、鹽入に增人八人給りぬ。すべて世の中は內外御儉約とて、御要害の所さへ模樣をかへられ、下し賜る物も被レ減こと一般の中なるに、今迄聞も及ばぬ半年勤に、增人賜ることになりぬるは何ことぞや、(すべて加役同心一人に三人ふちづゝ賜るなり)加役は本役のくさびにて、冬になれば火早くもなれば、本役一人にては屆ぬ所も有べければとて、加役被二仰付一ことなれば、召捕ものはよし少くとも、何の害あるべきことにもあらず。かゝる利害の明らかに分りたることさへ、贔負偏頗によりて申賜る樣に成ぬ。信明朝臣、氏教朝臣、正敦朝臣ともに、定信朝臣の執し申されて執政に被レ成たる人の、いかなれば定信朝臣退職されて、まだ程なきにかゝること被レ行は、いかなることぞや、人の心は實に定め難き物なりけり。猶可レ笑は、元來理に發らぬことなれば、流石十分には成がたくて八人增を取たるは、いかなることぞや、迚も增人賜るべきながら十人可レ賜ことならずや。寬政五年に定信朝臣退職ありて、まだ噂も止ぬうちに、はやかゝることになりぬ。

思ひ出るに任せて、爰に記し侍るは、御目付勤たる比のことなりけり。萬事費を被レ省によりて、諸向の役々も當時不用なるは被レ廢被レ除も有けり。其中に大坂百日目付を、一年詰に被二仰付一可レ然よしを申上る者あり。

一年兩度の御暇の時、拜領物出ればなり。一年詰切に至りては拜領物一度被レ省なり。昔は春秋兩度

づゝ交代したり。

氏朝教臣の承はりにて扱はれけるに、中川忠英（勘三郎、于ㇾ時御目付）博識なりければ、昔も一年一度上使を被ㇾ遣たる例候まゝ、苦しかるまじき由答申たりければ、何のまゝに被ㇾ渡たり。翁は此事定りたる後に聞て、夫は愚案いさゝか思ふ所あることなりといへば、中川の答へられて、事定りたるよし皆云によりて、忠英に向ひて、抑大坂百日目付の趣意は、昔しよりケ様〳〵の思召有てこそ、一年に二度づゝ上使を立らるゝことには成たり。然るを一年詰切に被ㇾ仰渡ては、大御番の在勤同様に成て、いかゞ候べき。執事の足下に尋ありて被ㇾ定たるよしなれば申なりといへば、中川も初て足下の申さるゝをもて考ふれば、如何様にもさもあるべき理りにこそあれと云て止ぬ。かくてはや事定りて詮なき様に思ひ侍れど、心ゆかざりければ、頓て補佐の前へ出て、大坂の百日目付を一年詰に被ㇾ仰付たる由承り候ひぬ。彼百日目付は、一年に両度づゝ道中往來仕候をもて、海道の御取締にも成候ことを存候へば、如何に候と申せば、補佐の聞かれて、さればとよ、この度浦々（寛政五年春、浦々通行あり）伊豆相模のあたり巡見の所々にて聞すれども、所の者ども何ごとも云ず、聞出したることもなし。されば百日目付とても、旅中替りたることも有まじと思ふなりと有より、さればにて候。某が悪事あることを某に御尋あらんに、いかに正直に申べき、浦々にていか様に御尋ありとて、所の者どもいかであからさまには申傳ふべき、然ども御目付と號し、上の御目代とて、上下通行仕候に至り候ては、いかなる隠密の手だて計ㇾをもて、いかなることを聞出さんもはかりがたしと思ふ心ありて、所のもの共ふかく愼み可ㇾ申候。爰の所則御取締に成候か。去年川々見分に罷越候節も、御普請出來榮とても種々のこと有ㇾ之ことにて、主役の方にて、何れも念を入候は知れたることにて候。某とても御徒目付とても、數年川普請功者に見馴候と申にも無ㇾ之、見分仕候とても、大體のことには候へ共、御目付の見分通行と申所にて、國々の締りひびきに成候所等閑ならず候。この理を以て川々出來榮見分など申ことも、古より失却をいとはず被ㇾ仰付ㇾ候こ

とかの山、御徒目付（南條助七）なんども申候。至極のこと被レ存候と申たれば、定信朝臣初て悟りて、頻にうなづきて、彼一事は氏敎朝臣の取扱ひにて、中川に相談ありて、事定りたりと云ながら、かへす〴〵うなづきて被レ感たりけれども、公命出てかへらねば、卒歟其まゝにて、今に一年づゝ御使番の京大坂に詰切ことには成ぬ。

此事御使番衆のうちに、物の心辨へずして、近き比は御城內さへ御模様がへなど有り、御儉約の振合に乘じて、深きゆへ有ことをば思ひもよらず、追從に工み出して申出たることとなりとぞ。中川も傳聞とは云ながら、むかしも一年一度被レ遣たる例ありとて、事を定たる心はいかゞ侍るべき。孟子のいはゆる、悉く書を信ぜば書なきにはしかじといへるは、此ことにはあらずや。又是に類ひしたることありき。佐橋長門守が日光奉行勤る頃、定信朝臣の內意ありて、上野日光も改正あるべきなりけるが、年々鉢石町困窮して、おとろへぬることを、長州の定信朝臣に申て、貴賤によらず、日光參詣して苦しからざる旨、（御目見以上は拜禮、以下は拜見）被二仰出一て、我も〳〵と詣侍りぬ。さゝげ物にも、其員數を被レ定、萬づ事少に有べき旨にて、御役人御番衆に順次第、大體九口づゝの勤暇を給はりて、多く參詣したりけり。彼鉢石に旅宿させて、驛中の潤ひにすべき手だてなり。其上に奉行今までは半年代りなりしを、費を省くため、是も又一年在勤に改め被レ定たり。その是非は知らず、此御山は神威あらたにして、聊も不淨不愼をもとがめられ、天狗なんと云沙汰有て、參詣の往來のみさへ、甚心を勞すること、昔よりの習ありけり。されば奉行は殊更靈山の惣奉行なれば、折々の神事、朝夕の神務、旦暮の愼に勞して、長日に不レ堪ことなれば、半年代りとこそ、古へは定られたるならめ。然るを一年詰切ては、さのみ心をも勞せず、神助神罰の有無も知らず、京大坂の大御番の在勤するも、同じ樣成ことに成ては、次第に神威も衰へて、鄙俗凡夫のやから、御宮を何とも思はぬやうに成侍るべし。殊更諸人參詣を不レ禁は、後日には自ら汚穢のものも入交り、是迄神威の嚴なりしも僞りに成て、後は正一

位稻荷大明神も同じことにこそなり侍らめ。中條少將信敬朝臣（于ㇾ時高家）日光御名代に行て、歸府の後、於二殿中一いつも〳〵こはひぞこはひぞと云て居らるゝを見るに、扨も心ある人かなと思ひ居たり。百日目付も同じ理りなり。江戶を發するより、道路の高札制札をはじめ、在町山野海川ともに何事によらず、見およびて聞及びて記しもて歸り聞へあげることとなり。在京中は勿論、嘸事しげくこそあらめ、ゆへに半年づゝの交代には、古へより定め置れたる成べし。其上に一年が間在京する内には、心も弛ゆるみ、雜人原は獨怠りも出來る上、京大坂の町人なんども心安く成て、先落付て朝夕をはかるべし。然るよりこともあれ、又は贔負偏頗も出來ることあるべし。されば費多き樣なれど、百日目付とて、足を止る日數少き所こそ、面白き古への定なりけり。

寬政九年のことなりしが、奧御奉公の御吟味有て、閏七月其事あり。近き頃は御側衆の宅障りある由にて、吹上上覽所に於て、被ㇾ試事に成ぬ。依て何十人もあれ、彼所へ召集められて御用御取次衆對面あり。（平岡美濃守、高井飛驒守、龜井駿河守）、實は上にも被ㇾ爲ㇾ成、御透見ありて、可ㇾ被二召出一人物を被ㇾ定事なりけり。

古は何百人にもあれ、はじめ一統に若年寄衆御宅にて吟味ありて、よろしかるべきものを勝りて被二申上を（大抵六七十人）、其面々則御側御用取次衆にて、能々ゑらみて又すぐりぬきて、三四十人ばかり再吟味あつて、扨は誰々親類書を出すべき由にて、可ㇾ被二召出一員數定り、世上にても、誰々は親類書をめされたり。此度御小納戶にこそ出べきなれとて、評判したることとなり。去間親類書を出すまでの間、若年寄より初め、御取次衆川人には、內分手筋にての賄賂を送ること夥敷ことにて、大に權家は德付たることとなりしが、近頃の御模樣にては、其類は絕て聞ぐるしきことはなく成しかども、つら〳〵思ふに、若年寄御側衆の取扱にて選擧定るに至りては、賄賂によるよらざるはともかくも、擧らるべきものも、其沙汰なく、不ㇾ可ㇾ然ものも思ひの外、御恩にあづかること有とも、夫はかの人々の見損

じにて、御吟味に罷出たるものに、少しも批難はなかるべし。上の御透見御直裁に至りては、貴賤に限らず、内存はともかくも、忠を盡すべき心は同じかるべき物の、主人の御選に外れたる者の内存、身の治りは如何侍るべき部屋住のものならば、惣領除をもすべきか、家督のものならば、奉公もいかならん、隱居をも願ふべきか、何とやらん終のとゝのはざることとなるべきを、執政の人々を始として、諫め奉らるゝ聞えもなく、氣の付たる沙汰もなし、愚案更に落着せず。畢竟癖案の至り成べし。

同じく十四日、嫡子盛年も、かの吟味に可二罷出一旨、番頭(松平内匠頭、與頭松平作五郎)差圖有る由、與頭松平作五郎より申來りて、吹上に罷出ぬ。其日は梅林坂下の御門にて、柴田(三左衛門)、三上(因幡守)、岩本(石見守)云合せて、御先手勤方議定のしらべをするとて、會合ありけるまゝ、翁も(彼三人并翁議定掛りなり)、彼席に出るとて、赤坂見付より半藏御門を入りけるに、心に懸りけるは、今日は吹上にて、奥の御吟味ありて、上にも上覽所へ被レ爲レ成と云こと、内々誰も聞知たるに、馬に乘ながら打過るも恐あるべきことなり、されぱとて、御透見あることはうち〳〵のことにて打まかせて世に知べきことにもあらず、下馬せんもわざとめきて如何せんと思ひて、案じ煩ひける。よし〳〵何處にもあれ、馬に乘草臥たるか、又は尾いたみたらん時には、歩行にても市中を行ぞかし、去にても恐れあればと思ひて、西番所の邊りより馬を引せて、かちより行ぬ。上覽所の前には、其日召れたる面々、人々の供人雜人原大勢集り居たるに、見知たる鎗なんどのあるを打詠めながら、靜に梅林坂下に至りぬ。かくて幸ありて、同十七日、盛年御小納戸仰蒙りて後、しばしありて御小姓なりける松平九郎右衛門が盛年をかたはらへ招て、とくにも語らまほしかりつれど、其の折のなかりければもだしつ。さいつ頃吹上にて、足下なんどもの御透見のありつる時に、上の外面を御覽ありて、源五郎こそ通るなれ、我等が透見と云ことを知たるやらん、下馬して通るはと御意ありたり。みれば親父の栗毛の馬をひかせて、靜に通られ侍りきとて、わざ〳〵語り聞せける由、盛年が語りぬ。昔衛靈公の夫人南子が、蘧伯玉車の音の止けるを聞知たりし

故事に似たりけるも、おこがましくこそ。

されば翁は生得頑愚なるものに云なし、御番入したる後も、相番なんども、世にも似ず、愚なるものに云なしたりけり。元來翁も世の人のごとく、わが身智ありとは夢々思はず、頑愚の本性を常に悔侍りしが、愚なるも又上々のあるものなりけり、翁を愚なりとて笑ひ侍りし人の行末、博奕なんどの沙汰ありて、一組の內すら始終ひとつに勤兼て、頭替させられていましめを受るもあり、又大御番三十年あまり勤て、賄賂內金のことにて、小普請に入れられたる人もあり。

御番三十年も勤ぬれば、いかなることありても、立身こそせざらめ、大抵のことにて小普請入するほどのことはなき物は、殊更御改正の後に至りて、一統廉直潔白を示さるゝ最中、賄賂のことを拔いて世にも知れ、其理りの遁れがたく成て退勤したるは、いかなる發明なるにや、但し天命の然らしむる所か、はた智の餘れる所なるか。

或は淫酒に溺れ遊樂に耽りて、短命なるも多くあり是等は智の至れる所とや申べき。予レ今愚案に落す。されば短才庸愚の翁、定信朝臣の執政せらるゝ頃御先手に轉ぜられて、今の暇ある身なりせば、いかばかり汗面慙悔の心をいたましめ、あるべき心ちもせまじきに、小普請與頭に成たるには、賄賂數百金をあがなひて、樣々御役蒙りたる身の、定信朝臣の執政なりつれば、思ひもよらず登庸せられて、川々浦々の重き御用をも蒙り、しばしがほど君寵にもあづかりしに、彼朝臣退職せられて、あくる年三月、御先手に被レ轉ぬれど、我身の短長黑白明白なれば、心ある人は思ひ分べきこと明かなり。しかはあれど、かの翁を笑ひたる輩よりいはゞ、賄賂の內事仕そこなひて、小普請に入たる類ひをば不幸と云つべし。某が登庸せられたるは、果報とやいはん。是も又論の一條にて、むべなりと云べけれど、定信朝臣の遇不遇は、善事を以て遇たりとやいはん。俗事をもて遇たりといはんや。かの朝臣又庸人か賢哲か、こゝもて黑白又明らか成べきにや。

御先手に被ㇾ轉て後、御目付部屋の戸によりて物申けるに、内より中川が御座敷へ出ながら、そこ〳〵に挨拶して、あゝとかくして追出したる様な物なりと云ながら通りたり。心得がたき詞哉と思ひて、よく〳〵考へみれば、同役勤る内、小普請與頭被ㇾ止て、中奥御番に轉ぜられて勤たる、永井勘九郎と柘植平九郎は、中川が昔小普請與頭勤兼たる時、とかく取持て恩をかけたる者なりけり。ゆへに中川が執し申て、小普請與頭一人づゝになりたる時も、彼二人をば中奥に被ㇾ轉たり。然るにある時、兵部少輔直朗朝臣の、かの二人を尋らるゝ間、先勤中つとめは相應しながら、古役にのみ諂らひて、殊に柘植はよからぬ業をもしたる者なれば、翁はうけがひ申さゞりしに、又程へて對馬守信成朝臣の、彼二人のこと尋らるゝ間、翁も心附て、必定中川が執し申けるにこそあれ、いかゞせまじと思ひつれど、御目付に於て、私の斟酌露ばかりも有まじき事なれば、又元のごとく答侍りけり。ゆへに二人共に終に昇進をもせで退ぬ、遺恨なりけりと思ひあたりぬ。其年の春、御先手欠役ありけるに、本多肥後守(大御番頭)の與頭寛傳五郎を申上て、列座の尋ありければ、必定御先手の列座なめりと、皆人思ひたるに、又二三日有て、氏教朝臣の肥後守を呼て、山吹の間にて暫く對話ありけり。扨三月十七日に翁も召れけるが、思の外七十に近き寛を御目付に被ㇾ轉て、翁は御先手に被ㇾ召たるは、中川が申言云たりけりと、後に思ひ合せたり。殊に釆正女氏教朝臣は、正直にておうやうに物申よき人なりければ、わざ〳〵彼朝臣を見立て、己がこと申たるも奸計の至りなる上、寛何程器量あるにもせよ、七十に近き物を、御目付に進めたるは、いかなる所存なるにや、己が遺恨に任せて、上への忠信實意をば失ひたり。何をか博く見、何をか多く知たる。案のごとく寛も思ふ様につとまらで、本多が申上たる如く、ほどなく御先手に被ㇾ轉けり。すべて至仁は不仁の如く、大奸は賢者に似たり。抑中川は御目付勤る内は、殊に定信朝臣の寵遇ありて、用ひられつれ共、内心は烈直ならず、奸計を行ひ、浦々御用の節も、豆州の山々嶮岨にして旅宿も少なきよし悉しく聞え上げたる故に、定信朝臣は長持をも持せられず、執事

たる人の旅行さへ、具足櫃を一荷にして、家從の品々大方雨推挾箱に蓋のさゝぐる程押入て、定信朝臣は山駕籠の小[illegible]きを搾らへさせて旅行ありたり。大方は歩行にて巡行ありけり。若旅宿なからんに、野陣を張べしと、彼朝臣の申されけるを聞て、中川は野陣こそあれとて、わざと何をか工み搾けん、細長き長持箱、わざ／＼人足にかつがせて、浦々巡りあるきけり。是等は阿諂とやいはん、物好とや申べき。殊にむつきよりめぐりあるきて、浦々旅宿のあらましも聞及びたることなり、執事旅行あらんにいかばかり邊鄙なりとて、所の者共いかで野陣せらるゝ程の事を知ず籠してあるべき。又執事奉行御目付すら野陣するほどならば、其以下御徒目付御小人目付なんどは如何すべきや、剰へ上よりも沙汰なかりける大島渡海のこと云出たるより、さあらば浦々順見の序、島渡りすべき由下知有けるに、二月のむづかしき風合にかゝりて渡海もせず、三月になりて歸路の時もとやかく云て、終に逢ずして止ぬることは、諂ひとや云べき。不實とやいはん。中川を定信朝臣の寵せられしは、博物なりければ書籍にひろく、異國のことなんどよく知て、器物なんどもてあそび、近頃蘭學なんどして、様々の□□□とがましき言云たる間、爰をもて定信朝臣の重寶せられたるなりけり。善惡の眞僞分りがたき事今にはじめず、古今の通歎なりけらし。されば奸人の人をたぶらかすこと、狐狸よりも勝たり。今年の秋中川がはからひにて、唐船を作らせて、御船手頭向井將監に乘ためし被ニ仰渡一たりしが、舟の行事遲くして、思ひの外なりければ、徒になりぬ。是又中川がかゝること數寄にて、執政達をたぶらかして、造らしめたるなりけり。今節儉嚴敷被レ行て武用第一の御物頭の組子(諸向とも)、弓鐵の稽古料すら被レ減中に、唐船を造らしむるは何事ぞや。よし唐船の作り方宜しきにもせよ、日本國中の船を唐船に改め造らるべきや。近き比は藥種さへ可レ成たけ和藥をつかひ覺え、砂糖様の物すら和製を示されて、不用の異國物を制せらるゝことなるに、佞口を以て上をたぶらかし、己が慰にしたるは、忠臣と云べしや。尤古き舟を求めて試に造らせたるよしなれ共、不益の至り成べし。されば こそ石川左近將

監にあひて、唐船造られたる由聞えたるは、いかにと問たれば、將監さればよ、造りたるといへばいへと云計成ことよとて立たり。不用のことと云は誰も辨へたればこそ、同役の事なれば、あから樣には答へ兼たるらめ、又徒侈者にたぶらかされて、去儘に船作らせて、少ながらも御入用を費し、御船手頭に乘ためしさせられたるは、如何成ことぞや。

定信朝臣天下を補佐せられてより、選擧賢愚によりて親疎貴賤を分たず、芻蕘の者も往、雉兎の者もゆく、定信朝臣退職ありてより、人情忽戾りて、選擧賢愚を選ばず、親疎各別に分れて、芻蕘の者も往、雉兎の者もゆく。嗚呼何ぞや。つく〴〵夕の雲を詠め出して歎け共、天色無レ情、悠々たる蒼天、是我をいかん。かゝる世の中に成たれば、翁も此後いかばかり高き官職に至る事のありもせめ、誰か其心を味へ、何人か其本を辨ふることとありとも覺えねば、白石翁の折たく柴に書れたるごとく。今ははや見はてぬ夢の心地して、

世には猶たゞものぼらでみし昔、あまのたくもの烟とも見め

于レ時、寛政十年臘月、先鋒砲擊郎森山氏（源五郎）平孝盛六十一翁、爰に於て、晤窓下に筆を絕。

蛋の燒藻の記　終

闇乃あけぼの

闇曙序

夫以有州則有人。有人必有聖人。而教誨人之爲人之道。制作治天下之則。於是人倫五常之道立矣。禮樂刑罰之具備矣。上古之民淳朴。而能守教令。能愼自家。及世々悠久。則人氣漸漓。人情寖薄。異端起焉。將又遠澆季之世。則人情滋降。故乘其氣幾。而惑世誣民之賊。多々益多。因此等之左瑣雖不足齒牙。而今方世俗。爲彼被扇惑。迷敬惑信于猥拙妄作之徒轍者不少。親其輩。使猶入深山坐霧裏也。予不忍見之。亦不勝痛之。是故今辨其俾衆俗。喪心理之盜術。以示癡直。以喩闇醉。蓋欲以提省陷溺眩迷于邪路者。庶幾讀昏曉會醒解聖教之指焉。是編積塵始十年。或廼日履需。今于世。仍題一諸贈之耳。

新井祐登謙吉撰

寛政元年己酉夏四月

闇のあけぼの

讀書要語

○凡人始より書を讀んとおもふ志しのなき人に於ては、聖人とともに居るとも化して道に入事なし。是脉の絶たる病人に同じ。名醫有とも治方なきかごとし。少しにても書を好む志しの立より始る。

○凡書を讀は、かならず先自分の才智慢心を忘れ、心のひづみなく氣を平かにしおのれが邪智了簡は宿にをさめて出さず讀書面を一段くり返し〳〵深く味ひ、その書中をしへの本意をとくと得會、心の底に止め、聖教は人の道を知りて、人と成の正法といふ事を第一に通明すべし、何ほど書をよみても、草々の看をなし、早會點する人には、何ほどの金言多句ををしへ示すとも諺にいふ夢に饅頭食たるがことし。身に切ならず。何の益なし。

○世上にて誰々は器用發明、多能伶俐なごと美稱する筈の人を見るに、大抵十に六七までは、邪智の先ばしるものにて、正智なるはすくなし。故に事を遂て全ふ成就する人はなきもの也。みな素人劫威の間に合なり。此等はおのれとおのれが才を恃む故、何の益にたゝぬなり。鈍く不器用なる人の氣根つよく、精出すものには、却て勇有智ある者まゝ是あり。右のごときの發明人を指て、うちつけにいへ

ば、屹度馬鹿なり。むかしよりかたりもの山師などといふ人に癡鈍はなし。然して終すまりは極々の智拙漢なり。至愚ともいふ。他みな是に准して知へし。

闇の曙上巻

新井白蛾著

孟子曰、徒善不レ足ニ以爲ニ政、徒法不レ能ニ以自行ーと誠なるかな此言哉。大にしては天下國家、小にしては庶民一身に至り、かならず知へきの切要なり。先、徒善とは身の爲にもならず。また人の惠ともならず。善に似て善の實功なき事なり。徒法とは身に行ふて何の利益にならず。凡益なきのみにあらず。却それが道に惑されて、うろたへものとなる、いたつら事也。凡天下の政、人倫の行ふへき道に於は、聖人天に繼て極を立給ふ制度ならで、萬々世々にわたりて、法として守り行ふべき道は無ものといふ事を能々心に會得して、世上に品々樣々屑々碌こしたる事ともは、みな後世上凡俗ともの作り出せる私ごとなりと辨へしりて、惑され迷ひ溺れぬ樣に、常々心がけ、諸事正理を覺悟すべし。平生正しき人に親しみ隨ふものは、たとひ學問なすとも、正しき道理を知りて、左道の妄說にまどひ迷ふ事なかるへし。此徒善徒法より迷ひ初て、無益の事に明德を闇ますもの多く見へたり。

○或人問て曰、近き比さる所に、藏をこぼちて座敷を建ければ、愚盲なる陰陽者の樣なるものゝいふには、藏は土を主とし家は木を主とす。しかれは木剋土の剋にあたりて、主人に祟りてのしさといふ。此義いかにや、予答て曰、それは能く文盲なる人にそ聞受申へし。少しにても學問せし人などは、齒かけていふ事も恥べし。一向に取に不足事ながら、一寸辨して見は、先相剋する所と、其人のいふ所と相違す。木は盛勢にて、土は剋を受て衰ふ時建たる家は、ます〳〵盛にして藏は剋にあたりてこぼたれたるに、相應の事ならずや、家を毀て藏を建たらば、木剋土の剋にてあしきこもいふべし。是は取にたらぬ中の又取にたらぬ事の辨たり。右底の事をいふても聞にあふべき。田舎などの地面も廣く實地も有所にて、

愚盲なるぢゝばゝの悦へき事なり。三ケ津などの繁昌至極の大都會にては、間に合ぬ事なり。都にては家を毀て藏を建、または藏を徐きて家を建て、住居勝手の好やうにして住が善なり或人又問ふて曰、居宅より戌亥の方に隱居家を建るは甚たあしし、是又主人に祟るなり。それも本宅ならば宜しといふ。是又如何、予答ふ。これもまた大癡獃なり。未先天の方位、乾の父は正南に位し、坤の母は正北に位す。代を讓りて隱居するに、乾の位に離を置、坤の跡には坎を移し置て、父の乾は西北の間戌亥に隱居し、母の坤は南西の間未申に退く。是後天の易位也。卽ち乾をいぬゐと訓ずるに非ずや。是も戯れにいはゞ、本家を建るはあしけれとも、隱居には善といふべしと笑ぬ。

予おもふに、凡愚蒙の人のしりかたまるは、聖人もこまり給ふべし。是もと正理をしらぬもの故、誠の道を解をしゆとも、一向通せず。たとへば邪法耶蘇の門徒のごとき是なり。學問しらぬ人の集りて有難かるはみな邪道と知へし。邪道はかならず學文を嫌ふもの也。それは學問して理が明らかになれば、其邪なるをしりて、信仰せぬ樣になる故なり。凡愚盲の凝かたまりて信仰するは、一揆徒黨の初としるべし。國を保人は領内に入まじき事なり。

〇世間に愚俗を惑はす道具あらまし、左のことし。

家相　人相　墨色　字畫の占　金神及ひ佛　神の祟　劍相　日取星轉　附物　咒禁　不成就日　辻占　死靈生靈

此外にも求媚坊主が虛誕なる誣惑ごとより、猶も一向捕風捉氣こと共數をしらず。右庭の事に惑ひ出さば、後育もふられぬ樣になるべし。殆きのどく、

凡學問なくても、生得に見識有て、ものに惑はさるゝ事なく、道理に叶ふ人もあれども、それは稀にして、大概世事にもかしこく何も發明に見ゆる人にても、聖學をしらざる人は、右樣の事に及ぶと甚た描く狼狽まどふて信仰するもの也。右のうち一二の道理をわきまへ明らむれば、追々には不正愚盲な

る事とも合點ゆくものなり。今二三を辨し、人の惑ひを解こと左のごとし。餘は推て分曉すへし。且古例有ものは、後に擧て證明とす。

○人の相を見て、其好不好賢愚を論ずるは、孔子、孟子の說も見へたれば、聖人の道に於て據なきにあらねども、荀子に非相篇を載たれば、其比よりはや專ら人相をいふ者有と見へたり。それより後世に及て、佛書なと取合せ、似たる事共追々增益して今の相書ども多く作り出せり、然れども、當時人相を以て業とするもの、おほくは文盲にして正しからざる人もあれば、此等の輩のいふ事は取用ゐ難き事のみ多し、宋の鬼眼なごの場には及ふべくもなし、人相及び神の祟りなどいふ事は、予先年板行せし聖學自在に詳かに述置たり。善讀て分曉すべし。世俗此書を月に一兩度づゝ、信實心を以て讀味ふ事一年に及びは、人道の趣を知り得て、聖學の誠に有がたき事を覺り、無法の癡獸をつくす愚者にまごふ事なかるべし。愚者に品々有事も、聖學月在に詳なり。

我　朝にも舊くよりいふ事也。朱雀門のたふれたる時門下に休み居たるものゝ相を見るに、みな〳〵死相を現したれば、門のたふるゝ事をさとり、其門を出よくと呼し事、宇治拾遺に見へたり。

○家相の事は、俗本の占ひ書に八卦蓬萊抄といふものに始て述たり。是を種として、文盲なる者共樣々妄說を僞作して、衆俗を誑らかし惑はす事也。家相はむつかしき事なし、住居勝手好氣のぬけ過ぬ樣に、又闇く陰の過ぬやうに造りて足ことなり。今家相者といふものに溺たふらかさるゝ事なかれ。家相を信じ、家を建直して後、間もなく賣家に出したる人も多し。

家相の外に風水の考へといふ者有。是も二三十年斗り以前或人に此事を專らにいふもの有しが、予もしる人にて、後々は我もとへも折々の訪ひ來りぬ。一日其說を段々尋ねしに、實は何もしらぬ人なり。梅花心易を覺へて、それを以て風水の事を述て人を欺きし、地理風水は地理全書といふ唐本有。それを覺へられよ。此書を見ん事を欲せは借申へしと云て笑ひになりぬ。

○愚人を欺き誑かす道具には、金神の祟り尤世に多し。此金神にも六方金神などといふ化もの有。其說に曰、劍先向三ッ後三ッにて、六方づゝ每年の金神にて、又唐にしるす金神有。扨年のめぐり合にて、惠方の眞中へ劍先きのあたる年あり。彼輩がいふ、此事をしらず惠方とて宿がへすれは大に祟り有とて、衆愚を欺き威しかける也。三十年ばかり以前、大坂高麗橋壹丁目邊に金神醫者と異名せる醫者有し。或は山伏醫者ともいふて笑ひけり、病家へ行と、十に五ッは、此病人は金神の祟りあり。藥にては治しかたし、祈禱すべしとすゝむ。さなきだに病家は迷はして、心ぐらくおもふ所へ、たゝりをいふておどしかけるほどに、忽ちまどひ恐れて、祈禱を賴むもの多し。金神除の祈禱は、京都に大驗者有引合せ申へしとて、差圖する山伏京四條近所に有しとなむ。此事を知人は、あれは相棒なりと譏り嘲しめり。此醫者少し文字をならべる事もせし故、予が下坂の時なとは、文章の事など尋ねに來りし。今は死して其跡も斷絕せしと聞ぬ。然れども高麗橋邊に四十年も住人は覺へ有べし。尋ね問はかたるべし。

俗に傳へいふ金神は、八岐大蛇が靈を稱す。それ故金神の一名を蛇毒氣神ともいふなり。又陰陽者流にては、巨旦大王の精魂なりといふ。皆妄說なり。金神とは素盞烏尊を祭り奉り、歲德神は稻田媛なり。是神秘なれども、世俗の惑ひを解んか爲に記す也。一說歲神は稻田媛にあらずといふ說も有、右二神は常々祭るべき事なるに今世上に正月のみ年歲德神を祭れり。

○本願寺鬼門角を闕し事、其辨は若傳拾葉と云書に見へたり。

○坂井恒齋といふ人、有の金神醫と友たり。故に人々の譏り笑ふをきのどくにおもひ、さりとては見識なきのなり、人の誇りを恥て、病家にて金神のたゝりをいへる事にそさりとは止給へと度々異見せしがとも、終に止ざりしが、金銀の道にや有けんと、恒齋噂せし也。

○或田舍人云、我在所とは醫者をやまひ直しといひて、病ひさへなほし侍れば、學文は入ぬ事也と語りき。予曰、邊鄙なごにてはそれにてもすむべけれ共誠の醫門に在ては然るべからず。すでに歷史に

も醫政と見へて、天下國家の政事の一ツなり。予むかし醫生に示す文あり。今おもひ出て附記すならし。

蓋學聖人之道。化聖人之教。謂之明明德。明本是心之體也、故見正理。則知正理。開正理。則識正理。自然而不可搖焉。不學道者。則不能明明。塵埃汚染。如不磨鏡。故所見聞者。喪正理。反邪正。無以卓見定識。見邪黠幻妄。即心爲之眩昏。開張節細術。即心爲之惑亂。猶斷蓬轉風中。所謂明德何在焉乎。蓋又有雖未學聖道。而定見已堅。見邪妄小術。確乎不惑之人。此是良知之端。萬物之靈。自發彼明者也。古昔聖人作周禮。大醫院中。療病之正法有四。度鍼灸藥是也。然官下屬有呪禁。抑醫官用正法於病者。而有不得快起者。則或以呪禁禱禳。補助之。百得一驗。亦救天下之一蒼生。是聖人仁術之餘澤。愛而不惜也。如千金外臺載呪法者。周禮之遺法也。然漢以來。風俗年降。人情月陋。自魔魅和尚伏魔法師呪祝巫覡古兒醫相風鑑地理類。至捉拐兒鼠竊白撞勇絡之徒。誣淫妖妄之說。紛然競起。惑世誣民。其徒至今日既極矣。皆是頑愚凶惡。蠱惑頑愚爲鈍頑鈍汚下者。不幸遇之。則見迷惑扇動。且信而不醒。稱奇談妙。駸々然陷溺彼構設之中。不知爲知者之笑具。豈可不痛乎。余常云。斗筲庸凡何奇何妙之有。倘曰有之。自古賢哲君子此是蔑心漢耳。蓋古右軍妙書者。筆法之熟也。吳道子奇畫者。畫法之熟也。易曰精義入神是天下萬事。曰奇曰妙。皆如是而已。蓋如醫士以今論之。所謂聖制醫門之正法。用之病家。竭心盡才。猶未奏其功。則可辭而去也。惡求微々纖々。左術卑陋爲乎。昔在有行大宛者。至沙漠千里。忽焉見彩石如玉。下馬採之。如大麥粒。似瑠璃。喜愛尙求之。行五十步許。又得一枚。似珊瑚。進步尙求。又得一枚。似瑪瑙。情然漸進。行不覺百里。遠日沒。而心始驚。顧乘馬。莫所見。四面霧暗。反照亦已絕矣。仰天悲歎。不知前途。嗚呼世之輕短慣眊。喜愛卑々陋々賤物。欲喪成業之要。含靈龜朶頤。終弗悲歎於沙漠闇天者蓋鮮矣。自執自旄。而指庵門下之。雖何顧細沙乎。故古人曰爲學大端在於立志、

切哉。深哉。源祐登識。

又京都に何某といふもの節日も宜しき町人なりしが、後は甚だ衰へぬ。此もの右の六方金神をふかく呪み信じ、他人のいふ事は一向聞入ざりしが、段々貧乏し、所々宿がへす。其度々に金神に大になやめり。予が曰、足下又々宿替のさたを聞さひはひ衣棚押小路邊にかし家有。今そなたの商賣勝手には便利なる所なるべし。我世話し申べし。引越候へといへは、彼者曰、所柄は甚た宜しく候へども、六方金神の障り候故得變宅致しかたしとて得心せず。暫く過て丸太町へ移りたりとて來りぬ。予が曰、此度の家は金神の障りもなく安氣なるべし、なれども其家にて身代つぶさぬ樣にし給へといひしが、果してそこにて身代たゝみ、大坂へ流れ行ぬ。此類ひ外にも兩三人有。或人問ふて曰、右のごとくなれば、金神をいむといふは、決して無用の事にや。予答ふ。それは用共無用とも、其人次第にて定めがたし。予が家むかしより忌し事なし。先祖より然り。實に心に忌ぬなり。人々も信實にいまぬ心ならば、何の祟り何の障りのあらんや。おのれが心の底に恐れいむの念有は、おのが心より障りもたゝりも招き迎ふべし。占哥に

いめはいむいまねはいますいめはいむ　從己從心是忌といふ字なり
いむとは己か心なりけり

又是も三十年ばかり以前、北野の邊に世人能知りたる某和尙と稱する僧有。或日來りて方位の事如何と問ふ。予が曰、それは予に問はんより、釋迦に問ひ給ふべし。本來無東西。何處有南北。と經に見へたるにあらずや、わが家の西といふは隣の家の東なり。我家の北は隣の人の南なりと答へし。

或人曰、城は鬼門角を張出して作るといへりき。

〇字畫の占ひといふは、百家名書といふ書の中に、謝氏が相字法と云書有。其占ひ樣は、占ひを乞來る人に、何といふ字にても向ふの人のおもひ出の字をかゝせ、其字の偏傍、又は踏冠を、或增、或減じ、

種々話を用て、それ／＼に判斷するなり。占ひし例其書に詳に見へたり。

按ずるに、此事もふるく我　朝に傳へ翫ひしにや。雜々拾遺などにも見へたる雜占なり。

○墨色是も雜占なり。聖賢の法はなし。只墨の清濁る所を以て、それに因て吉凶をいふ。一文字をかゝせて見るも有、或は圓をかゝせて吉凶を述る也。其法八卦を割付て、それに因て斷る也。又圓にても一にても筆の始あしければ、病氣なれば首の病ひといひ、筆の止りあしければ、痔の病ひ有といふ。童蒙の取扱ふ重法記などにも、墨色の事有。學者の取あぐる事にもあらず。花押のすみ色も、大概同樣の事也

書家の傳に、陰陽話筆の墨色を見る事あり。和樣には別して秘妙の要なり。然れども後世俗間通用の奴書者流の知べきにあらず。是は右の占ひ者のいふ墨色とは雲壤の違ひなりと知べし。

○近年劒相とて、刀の燒刃を見て、是は吉劒、これは凶劒と名付て、俗人をまどはす奸巧妄曲の徒所々に多し。其劒相をいふは、後天の八卦を鉏より順にあり付、八卦の當る所疵にても、地あれにてもあれば凶をいひ、無疵なれば吉とす。譬ば坎の所に疵あれば住所の障り、震の所に疵有ば宗領に祟る兌は妻の不縁といふ也。扨此輩もとより刀の目利しるにもあらず。右のごときもの故、しなひ疵などは處にもしらじ。只燒出しよく地あれもなければ大觀有て、一向益にたゝぬ刀にても、右の吉劒の合紋さへ宜しければ譽立て、高直に賣付る惡徒有。尤道具屋と相組て賣付るとなん。然るや否やしらず。凡此類ひ奸曲の惡俗共人を誑惑て金錢を貪り取。此等を信してだまさるゝ人は、もと文盲鈍物なるが故也。扨吉劒を求めむとて、先祖より傳來の刀を賣替て吉劒を集むると、間もなく不首尾にて役儀取あげられたる人も有。又大吉劒出來の河内守國助の脇差。常に自負して帶せし刀にて、女に切殺されし人も有となん。猶もか樣の事多かるべし。又害尺とて、何やらん周尺古尺品々より、今の曲尺にもあらぬ尺を以て、刀の寸尺を論じ性に合ふのあはぬのといふ癡鈍漢も有。是も鉏より切先までを論じ、中心をば外のものゝ樣に

おもふ。此事は神田勝久が新刃銘盡に詳に辨有と覺ゆ。愚惑を開きをしふるには好書也。扨唐尺とて、有難取用ゆるものを見るに、今清朝に用ゐらるゝ京尺、一[illegible]ともいふ又曲尺、又[illegible]尺及び漢尺、又劍尺、又我朝上代の尺にも非ず。省尺にてはかれは八寸四分强有。曲尺にては九寸五分强ありて、何とも分らぬ尺也。右劍相も、唐尺說も、鉏より上の事ばかりいひて、中心の事は除ものにして論なし。誠に愚盲の至り呆鈍郎の翫び也。

むかし或老人のいひし相州大山の不動、遠州秋葉山など奉納の劍には、折に不祥の物有、是は所持するほどの人皆わざはひ有故、不吉の劍なりとて奉納する也。村正などは、なべて凶劍とす。此奉納の劍は、鍛冶の人品によらず、誰か作といふ事なくて、不吉の劍あり。是には燒刃に目利所有傳也と語りし。予奉納の物を見るに、不吉の劍といふ事はしらね共、見るほどの刀疵もの也。

近比吉劍流行に付て一話有。京都二條に大坂屋久兵衛といふ刀の拵屋あり、此男丹波守吉道作の刀、世上にいはゆる吉劍出來の寶物を得て、或諸士へ持參し御求め候へと見せければ、彼士の曰、是は何人の所持にて、何故にか賣侍るや。答て曰先方は慥成人にて候此節金子拂底當用差支に付て賣申され候といへば、彼士の曰、吉劍持ながら貧乏せらるゝなれば吉劍益にたゝぬ也。武士は骨の切れるにて事足なり。吉劍少しも望なしとて直に返されしと語りぬ卓見有武士とぞおもふ。

○或人生靈死靈の說を問ふ。予答ふ是もいろ〳〵有。口を糊せんが爲に、虛妄なる誑惑をいふて、金錢を貪りかすむる者も有。又生得愚鈍不才にて正理をしらず。をしへを聞ても心底に通せず己れが心より招き求めて煩ふもあり又は文盲白癡ゆゑ狐狸につまゝるも有て一樣ならず。理明らかなる人は。はやく其趣を知べき事也。爰に物語り有。話のやうなれども、語て聞せ申候べし。或豪家へ出入する山伏の樣なる事をいふふもの有。此者好て生靈死靈をいふて、愚人女子の心を惑はす。此等は人道を失ふて妖怪の奴となりたるもの也。扨右豪家の主人妾宅を作る。本妻聞て妬情甚しこなん。田舍の門人何某しか

〳〵の事を語る。予が曰、今の世に生れて、いにしへのごとく、夜半にや君が獨り行らん、などゝ吟じて居る人はなき筈の事なれば、さも有べし、それに付足下に晴道べき事有。能聞覺へて忌る事なかれ。其美女も石にもあらず鐵にも非ず人なれば、いつそは病る事有べし。もし病こそあらば、かならず女の生靈附べし。予が此言を當座の人も覺へて居給へ、是學問をして道を知理を明らめ志を立へき樣ならんぞといふて止ぬ。其後半年餘り過て、右の門生來り進て曰、扨先達て仰承り候とて、此間彼美女病氣にて候處、仰に違ず生靈附候、しかし仰に、違ひ候は女の生靈と仰候へども、男の生靈附候由承りぬとかたり侍り。予が曰、誠に我智の彼山伏のことく成ものに及ざる所なり。今おもふに、いかにも男と云へき事也。女といはゞさし障り有のみならず、自身の妨げとなるべきなり。扨是にて大抵世上にいはゆる生靈死靈の按排を能々曉會すべし。學問し正理を明らむれば、未來の機を知り、邪道に惑ふ事なるべしと、掌を拍て笑ひぬ。扨又能おもひ見られよ。おのれ怨恨有とて、生ては附、死しては附て、其うらみをさほど自由に報ゆへき事ならんには、大義にかゝる源の義經武藏坊辨慶などは、早速に梶原をとり殺し大義の本意を遂すべきに、さもせざりしは、偖々無思案なれ。此外此類ひの事共何ほども有。たま〳〵太平記に、楠正成が亡靈一條の戻り橋にて女に化て、大森彥七をおごしたりと見へたりさても〳〵正成も存生の時と違ひ、死ねればさほどまで鈍にはなりしものかな。正成かうらむべき者は、北朝方の大將より始て何程も有べきに、それをさし置て、彥七をおどしかけしは、何ぞ內證に怨むべきわけこそ有つらんと腹をかゝへて笑ひぬ。

猿丸大夫の評に云、正成も女に化ての幽靈なれば、定めて世俗話しのことく、中々とやはらかに彥七をよびかけたるなるべし、一笑々々。

○人死して後靈有しは、大義天地を感動すへきほどの正事有歟、又は何ぞ格別の變事に死して、氣凝結ぶべき子細も有ものゝ事なり。然るを凡愚の人の私の故を以て何の靈有べきや。左傳文公十八年夫

人妾氏哭而過レ市。又宣が四年若敖氏之鬼猶求レ食。又宋史文天祥奇靈の事多し。此類ひ猶多く見へたり。されども今世愚の話傳ふは過半虛妄の浮說なり。それを信ずる人は、愚夫愚夫の蒙昧なる身分の心惑ひ、たはれ入たるものゝ事にして、出しも目の明て道理をも聞わくるにはなき事也。又小說雜書に怪談多く載るものは小兒輩の夜話のみ、御伽ぼうこといふ草子に牡丹花の燈籠の幽靈ばなし有。これは剪燈新話といふ漢土の雜書に出たる事なり。

○凡世俗に學問にも立よらぬ人にも生得に志し高く、見識備はり、はやく道理に通し、物に惑はぬ人有又少し四書の素讀も習ひても生質愚鈍に見識なく、心理に闇く拙く道理にあたらぬ事をも信じ愚にして怪き事を悅び語るもの有。此輩には同氣相求め、同聲相應し好む。同類出て行も〱盲迷故阿呆を云事の常と成恥しともおもはず。

○日取星轉は軍配に二十八宿を書も有。又白黑半白などの星點を書て、白は吉、黑は凶、半白は半吉として、是を轉て其日〱の吉凶を定むる也。しかれば善星もあしき星も、日々定まりたる事なれば、萬民みな同じ事なるに、同日の中に幸する人もあれば、甚た難義に及ぶ人も有。たとへば軍家にていはば我黑星にあたれは敵も黑星に當る。我白星にあたれば敵白ほしに當る也。むかし往亡日に出陣の催し有時、或人とゞめて曰、今日は往て亡ぶといふ日なれは出馬無用といふ。大將聞てそれはあしきよみ樣なり。往て亡ぼすとよむべしとて出馬有しが果して利運せしといふ事、孫子にも見へたれば、大將の心にこそあれ、凡日取の吉凶などは、强に破るも好むべからず。又まどひ泥みおぼれまよふも短智漢なり、家屋敷を買ふ人には吉月なれども、賣人の身には凶日也。生るゝ人には吉日とすべし。死る人には凶日、物拾ひ、或は金まうけせしものゝ爲には吉日、物落し金錢にても損せし人には惡日、商人などは時にかくのごとし。此類ひ推て知べし。

元祿年中の比、山州伏見に鑓屋孫兵衛といふ人、星轉花月の占ひを專ら行ひし。其書世に有。是は重

鼠の尾薄に似て其立やう別也。誠に雜占なり。

○辻占といふは、むかし婦人小兒輩の翫びし事也。拾芥抄などに見へたり。今神社佛寺などの門前、或は川邊などに出てうらなひをする者の事にはあらず。

當時道の傍に出て占ひするものども、自ら易者などゝいふは、誠に猿に金の烏帽子よりも猶おかし。

○まじなひは、上古には大醫院の下屬に禁厭師有まじなひせし事也。故に醫書も古書にはまじなひを載たり。摩針灸業外療にても治せざれば、まじなひ祓除までも行ふものを、醫門の下に置給ふは、聖人民を救ひ憐給ふ仁政の餘惠なり。祥に前の醫生に示す文を讀べし。

今按るに、神代の巻に大巳貴命、少彦名命と力を戮心をひとつにして、天下ををさめ、民の病ひを療め、猶また鳥獸昆虫の災厄を攘んが爲に禁厭の法を定め給ふ事見へたり。蠱物と書てまじものと訓、易の蠱の卦の蠱の字のよみ也。又災眚の字皆わざはひと訓、又まじこりとよむ。此よみ轉じてまじなひの訓有。又世俗の悪き事は、何にかぎらずヒヨンなことといふ。是は凶の字の唐音ヒヨンなるを和語に用ゐ來れり。

○覡婆の口寄とて、死したる人を招て物語させ又生靈と呼あらはして、其怨を喋す。是固より儒道神道になき事にて、又佛家にも曾てなき事也。愚俗の老夫老婆の誠に佛のことなりとおもひまどひ悅ぶ事、さんく\きのどくなる事也。佛說に於て天堂に生れ地獄に墮するといふは、至て譯の有事にて、覡婆などが肉親不淨の身にて、小弓を取ひんく\ならすと、はや天堂より地獄より飛出來るべき様なるあさく\敷ことにあらず。予此事を書て、五山の長老達に序跋を乞ふて、愚盲の惑ひを助んとかねて長老達に囑し置しかど、他の筆用多くいまだ其事を不遂扨此口よせにも巧と拙と有。是に付一ツのはなしあり。大和明何某が曰、拙者只今の妻は後妻にて侍り、先妻は在六年の長病にて、身代かたふくほど費いたし色々養生を盡し侍る。或時妻が母しのびて、彼小北山へ行て、例のひんく\を鳴しに、生靈出て曰、われを妻

に背べき契約を變じ、今の妻に見かへられたる怨は、中々忘るべからず。必ず取殺すべしといふ。妻が母大に歎き歸り、婿大和田にしか〳〵の事をかたり、そなた直に行て右の段々聞て呉よとわりなく頼む故、大和田も是非なく右の聟子へ行、又ひん〳〵を聞に姑のいふに違ず、大和田答へていふには、それは近比好事を聞ぬ。一時もはやく取殺しくれなば、我等甚だ勝手に成事也。迚も本復なきことは、諸醫もかね〳〵申され、此方覺悟の事なれども、息の有んほごは、人情なれば捨置事もならず、五六年の病中物ゑ多く身代傾きたれば、此上又長く煩ひ居ては、看病人もつゞかざるに、取ころし呉んとは千萬嬉しき也。扨又我前々より女房にせむと約束せしもの幾人も覺へ有、其うちにて其方は何町の誰なるや、名は何といひしものぞ、早速尋ね行て直々物語すべし。町所又名も聞んと問かけければ、生靈返答に困りたちまち止ぬとなん語りし。か樣なる事を聞ても、かしこき人は惑ひを解べし。

江戸にて三月比箏笠を着て町々を過る女は口寄みこ也。それ故江戸の女子に、箏笠を着もの一人もなし今いかゞ有やしらず、裏借家などに住る愚なるぢゞばゞども、呼入て口よせさすれば、近隣同じ類ひの者共集り、かはる〳〵口よせ、涙を流し親じやの子じやのといひ、生活人にあふごとく悦びかたる也。予が若き時常々我宅へも來る。廿二三ばかりなる男の氣輕るなるおどけ者有。此もの老婆共あつまり彼口よせするを見てしほ〳〵としたる風情にて行て、手向の木をそゝきたれども慰ことなれば何と指ものもなし。然るに若き男なれば巫子推量し、妻の別れとやおもひ付けむ。寄り來もの戀慕の情をいふ也。此男おかしく思へ共、答て我少しも無情なごの事は露も覺へなし。何人が寄り來やことへは、いふ所そろ〳〵變じて姉と聞ゆ。是も覺へなしといへば、又かはりて母と聞ゆ。此男今兩親ともに堅固なりといへば、みこもせむかたなく止ぬ。此男はわれ能知りたる人にて、兩親ともまだ四十餘りにて、只ひとり子なりし。扨も下手なる巫子なりと、みな〳〵笑ひの具とせり。是は最初に程を取そこなひたる也。さればこそ寄を頼む人に返答せよといひていと口をくり出すなり。始に知りが

たき時、先祖など祖父などより喋りかける也。手向に非ずこいへば、手向にはあらねごも、水はさかさには流ぬ故也と答へて、後つ程を見合すなり。

○狐狸に化され、或は附るゝといふ事、屢聞こそなれども、此等は大抵かたちは人なれども、心は畜類に等しき故也。其中に一二は病後などにて、血氣おとろへ疲れたるを付込、食の爲に附も有。扨二條河東寺町本正寺住寺守善院日來といひしは、予が久年懇意の門人なり。此僧わかき時より日蓮宗の驗者にて、專ら祈禱を行ひしが、手寄ては祈禱も止たり。予狐の妖怪をなす事を問ふ。本正寺が曰、狐こいふ奴めは、向ふの人によつて或は神となり佛となり、或は生靈といひ死靈こいひて、人を誑惑なり。祈禱者どもが食物を以て飼なづくる也。狐は生得に疑ひ深く、兎角に虛言もの故、終には祈禱者ぐるめに欺くもの也。祈禱者も度々だまされ仕損ずるゆゑ、後には追放す。それよりにはかに飢を苦しみかの祈禱者に仇をする。それ故祈禱者の果は、大概あしきもの也と語りし。此外色々手段有ことを聞ぬれご、事長ければ畧しぬ。予一とせ伊勢へ下向の時、中の地藏といふ所の宗安寺に逗留す。着し夕べ法幢和向曰。當寺にふる狸の候が、何もあしき事は致さず候へ共、初ての宿客候へば、夜更には緣などへ出て咳ばらひなどし、座敷の邊りを過りて、客の目を覺し候。昨夜も松坂の某寺の和尙始てとまり候ひしが、夜半過に愚僧が臥房に來り、盜賊こそ忍び入たりとおもはるゝ程に、はやく皆々呼起し候へど驚きける。愚僧答て、それは狸にて候程に心安く寢給へと申せし也。先生も始ての御宿りにて候へば、さ覺しめし御休候へと申さる。予それは珍らしく面白かるべしといひけり。半月餘り逗留せしが、一度も出ざりし。近世は姦慝邪曲の惡僧惡俗ども、狐に神號を名け何々明神樣と稱し文盲無智の者をまごはし誑かし、金錢をむさほりかすめて取て、世渡りする奸惡人多し。それが爲に惑され是を敬ひ崇め、立願し祈り拜する者有。既に聖人も人は萬物の靈と述給ひ、人ほど貴きものなし。かゝる貴き人と生れて畜類を拜禮し屈むは、誠に憐むべく痛むべき事也。此等は佛家にいへる此世より畜生道に墮すこ云其一ツけり。或知識の曰、

此類は人に似たる人でなしといはれし。此比ひそかに承れば、貴門の中よりも、姉子なごは、人でなしの仲間入せらる人も有となん。苦々敷世の有さまかな。是もと學校のをしへなく、人民なべて文盲なるが故也。無學の人民正理をしらず唯幸福を祈り、求むる欲心より迷ひ初る事なれども、本心あらん人は恥る事なからんや、憐むべきこと也。是ほごの道理は文盲愚鈍なる人にても能おもひ見ば、無造作に解通ゆくべきことなれども、此うへに憶病心と云やまひに惱され、もし信仰をやめなば罸あたらん歟なごと、卑劣心の疑念を生じ、猶もうろ〳〵と醉人のことくにて、明德の本位にかへり、志を立る事不ㇾ能一生迷ひ死にすべし。右のことく狐を神と崇め祭る此類ひを邪神淫祠と云て、上古聖人の御代には、こと〴〵く打毀ち棄られし也。凡陰巧邪奸を以て人心をまどはし迷はし、邪路に引入る者は、是人心を蠧み害ふ隱惡の罪人なれば刑罸に行れ、人民を正道に導きをしへ給ふ也。人の心に蟲を生ずるは、即ち明德を喪ふの病根なれば、聖賢の閔ひ悲しみ玉ふ事の第一也。

右に、述ぶるごとく、狐を大明神など號し祭りしが、近比にていろ〳〵名を改め、地藏菩薩ともいひ或は不動又は觀音なごも有。此ころはむかしと違ひ、神にも佛にも畜生有るこそきのごくなれ。

○大坂上町に何右衛門とやらいふ寄祈禱をする者有。女に幣をもたせ狐を附せ、いろ〳〵の事を喋せ、人を欺き誑惑て金錢をかすめ取しが、後には寄女もやめ、己れが身に直に神々乗移り給ふとて、種々妄言を喋りける。扨も人は愚鈍の多きものかは、是を信ずる癡短漢共講中をむすび、衆盲集ひ、貴び悅ぶ。彼横道ものが喋り立聲にて、あの御聲は熊野權現さま、是は春日明神樣などと稱しておぼれ貴ぶ。此等は極々の馬鹿もの眞のきつねに化さらるゝよりも、今も三等も上なる大癡拙也。此講中といふ人に、余が知りたる者有しが、終に身代失ひうろたへし。

○凡神號を賜るは、先神祇官に命じて、其人の德行勳功を撰しむ。神祇官人勅を奉し撰論定まりて勘文を獻す。其上にて神號勅許有事なり。近代も其例有を見たり。かくのことく嚴重高貴の御事なるを卑々

下々の妄俗頑俗とも、畜類に神名を附る事、非禮の非禮私の私たり。其罪刑罰を遁るへからさるの罪人也。

闇の曙上卷 畢

闇の曙下巻

新井白蛾著

○種々妖怪また蛇狐などを神靈とし祭る事、漢土にも甚た多き事にて、一旦には中々辨じがたし。實に怪異なるも有、又一向の虚詐なるも有。此段は日本の俗も同じ事也。新井白石先生の鬼神論に至つて、委く載て詳に辨有。かならずよむべし。愚なる人の疑惑を解示し、迷溺の心を喚醒し、人々をして本心的明德に復しむる正教の書也。

○宋張南軒といふ人淫祠とて正しからぬほこらをこぼたる時、司戸に命して行しむるに、此役人臆病者にて、罰あたらんなどおもひけん、行んとするに、忽ち兩足硬し行事不能。やう〳〵輿に乘てゆき、神像を打こぼつに、其腹の中に香箱の樣なる箱有。打破は又中に如此なる箱いくつも有。終りの箱をわれば、中より大きなる白き虫はしり出るをとらへ、油に入て煎じ殺せり。右の虫の出るを見るより、其邪術なるを知りて、即座に足立たりと有。世上の人も是にて臆病を止て、明德を明らかにするやうに領解すべし。唐の狄梁公は、江淮といふ所の俗、淫祠を悦び祭りて、其祠の數凡千七百餘有し。此中にて夏の禹王の御廟と、吳の伍子胥の廟と、此二ツばかりを殘し、其外の千七百餘の祠、こと〳〵く毀ちすてられたり。誰も此氣象をもつべき事ぞかし。予が幼少の比、老人の物語りせらるゝを傍にて聞し。いつれやらん、寺社御奉行の時、江戸中の小祠とも、公儀に御存なきは、悉く毀ち拂ひ退申へきよし仰付られて、打つぶしたりといへりき。其節幼少にて、何のわき

まへもなく、うろ〳〵聞覺えしが、今おもふに、元祿年中歟、いつれに其前後の事ならん歟とぞおもふ。

○或人問ふ。我朝にて山姥天狗などいふもの、漢土にも有る物にや、答ふ。我國にて山姥と呼ものは、本草綱目猩々の條下附錄に載たる野女、一名は野婆といふものゝ類ひならん、癸辛雜識にも見えたり。深山絕谷の間にすむ獸なり。人の子共など引去。その親近隣の人をかたらひ、大勢にて罵り呼はり廻れば連來りて還すといふ。天狗は、山海經に天狗といふものあれども、此方の俗のいふものとは異也。是も本草狒々の附錄に擧たる、都山木客などいふ物の類ひ恠獸多く見へたる、其一物と見へたり。鬼魅魍魎の種類、本草に委く擧たり。往て讀べし。扨先年誰やらん天狗名義集といふ書有。天狗の事を書述たるが、僧の天狗となりたる事多し。沙門は天狗に化し易きものにやと笑ひて夜話せり。扨何にても、おのれか目なれぬは珍らしく、又あやしくおもふ。東國の奥より江戶上りせしもの共、牛を見て珍らしがり、江戶橋四日市廣小路にて、牛車の休み居を見ては、車の脇より畏怖角をつまみ見る者も有。又彼國の童などは、江戶には角の生たる馬有と語りあふなり。凡奇怪の類屬は、深山幽谷が其住所なり。人は里村市町が住家なれば類違ひ也。彼奇怪のものゝ住所へ人行たらんには、彼等か目にてはあやしきものこそ來りたりとおもふなるべし。

世に珍書考と題せし寫本有。其書に曰、天狗の事は古今の儒釋の學者、其正說をしらず。是は百鬼大辨錄といふ書に出たりとて、何やらん委しく述たり。人々其書を尋ねて見るべし。予もとより淺學いまだ其書を不レ見。故に唯我をおもふ所を述る事有のごとし。

○近年不成就日と云事をいひ流行、中には殊外に忌嫌ふ拙夫多し。先年長崎に何某といふ人有。彼地にておとなといふ役を勤む。京都の宿老といふに同じ。されども京の町々の宿老と違ひ、長崎のおとなは、公儀より役料被下、日々に御奉行所へ出勤する也。此人不成就日を忌事甚し。然れ共役中なれば、每日

御奉行所へお勤闕ことならず。式日など不成就日にあたれば、至て難義におもひ愁ひ、衣服も此日に着初たるはまた三度宥用せず。門を出で喪禮又は僧尼に逢ば、私宅へ歸りて出直しけり。予六年以前長崎へ遊行の時、此人訪ひ來り己が身しかぐ\の事をかたりて曰、自身も心ぐるしく侍れば、是迄諸先生の教訓にもあづけり、もつともとは存ながら、何分心底安魂する事なし。猶又鳥鳴のあしきも心かゝりなり。今度稀の御下向に侍れば、をしへを垂よと乞ふ。予が曰、心は一身の主なり。其主たるもの、さほどに凝りかたまりておもふ事ならば、此上は猶も彌忌給ふべし。しかし人の品位を以ていはゞ、御自分より年寄衆は上たるべし。年寄より御奉行は又上たるべし。それより段々御老中迄は、一段〳〵に高貴たり。扨高貴の極りに付て申さば、予が若き比なり。今其年はわすれぬ。伊勢の御遷宮十一月廿一日不成就日也又近世御即位四月廿八日、又延享の御代讓り、御本丸西御丸とあらたまり移ります九月廿五日、みな愚俗のいふ不成就日也。我朝に於て此上や有。それさへもかくのごとし。足下の身柄は何ほど貴く、何ほど大切なれば、さほどに日を撰侍るや。扨また予か若き時、老人の咄に、むかし禁裏炎燒の前日より南殿清涼殿より南門唐門の上まで、一面に鳥群り啼て眞黒に見へしとかたりき。いか樣一天の君の大宮作りの燒變なれば、天感前表を示し給はんもことわり也。其外諸侯は、其地〳〵の守なれば、是も亦前表も有なむ歟。何ぞ卑々下々の鄙人、救にもたらぬ斗筲の人に鳥を鳴せて凶事を示し給はむには、天道も御世話つゞき申まじ。且又鳶も雀も備て鳴せずば、鳥ばかりにてはゆき屆申ましと戲れければ、右の人甚だ感服解悟して退きしが、其日より妄惑の念一時にはれて、世上一樣の人と成し。予が逗留中度々訪ひ來り、此ころは扨々氣樂になりぬとて大に悅べり。其人の親類も來り悅びて曰、彼が身は父母離り、此度常人となり、安心に日を送る事は、先生新たに産給ふぞと謝して去りぬ。

○或人來り向ふて曰、拙者此度手代を召抱候に相定候處に、物しれる人の申され候は、此人は其元と相生あしく候へば、無用に致すべき由申され候。此事御示しに預り度といふ。予曰、其元には家來何人程仕

ひ申され候哉、彼が曰、是迄手代壹人小奴壹人仕ひ候。此度今一人召抱申度候。予曰、五人拾人の家來抱へ候は主從の相生を合せ、求めたりとも調ふべきなれ共、百人貳百人乃至千人萬人の家賴大名などは如何してか、主從の相生を求んと答へ、餘りをかしくわれしらず吹出しければ、問ふ人にが〳〵敷顏付にて立歸りぬ。又同日同時の拙癡漢有て云、凡病人に醫者と相生を合せて、相生する醫者の藥を用ゆべし。相剋するは其藥功驗なしとなむ。日本一の短智漢共、予も長壽して種々の妄說を聞ことかな。扨も〳〵

附錄　自是以下學問の要用を記す

○貧乏神の說

世の人の金銀米錢に乏しきのみを貧乏といふなれ共、さに限らず。碓井何某は神道者流にては名有、高貴の御かた〴〵より御信功を蒙りし人なり。此人の傳に、貧乏神を除き去の祭法有。予是を見るに、一曰食渴神、二曰貪欲神、三曰障礙神此三ツを合せて總名を貧乏神といふ也。扨食渴神と云は、常に食物に乏しく、又さなくとも兎角に口に賤しく、日々夜々酒食を求めむさぼるの類ひ是也。貪欲神とは、金銀財寶かさね貯へ、何の不足なけれども、彌が上にもむさぼり求め藏に滿家にあまれども、猶も慊ず貪りもとむる事をやめず是なり。障礙神とは、其身させる惡事するにもあらず、非義のおこなひ有にもあらねども、何となく仕合あしく立身にも向ひ、或は何ぞ幸をも得んとすれば、おもひよらぬ妨げ來り手に取得る事不能。又一ツに人品に付て招き來すも有。それは心誇り身奢り放埒にて、家の災を引出し或は高慢狂氣し人をそこなひ身を滅ぼすの類ひ是なり。皆貧乏神の所爲也。貴賤大小の差別なく附ものとおもふべし。扨又世の諺に、おのれが業をつとめずして、徒ぶら〳〵と遊び歩きて日を暮す偷閑を辻びんぼふといひ、又淫亂放蕩にて醜行多き者を裳びんぼふといふ類ひ、右の說に能相叶ふなり。

碓井氏は右貧神をはらひ退るの祭法は、神道家の秘傳といひしかども、予つら〳〵其祭法を見るに、釋氏に右祥天を祭るの法有。全くそれより出たるものならんとおもはるゝ也。

或翁のいひしは、たこひ金銭には不自由なりとも、おのれが心正しく行ひ正しければ、恐れ備るべき事もなく、隱し忍ふへき苦勞もなし。是おのれに罪なければ也。いはゆる天下の正位に立、安宅に居て、心廣く身豐なる人なり。此地位に至るものは、即ち福人といふへし。

○聖人の恩德を可ㇾ知事

士農工商それ〴〵に家業の方術をつとめ、活生て此世に在事、其根本はみな聖人の法を立度を制して、をしへを垂給へる故なれば、天下の人民ひとりとして聖恩を蒙らざるものなし。然るをうか〳〵としらずに暮すは冥加しらず也。此事既に十三年以前板行せし聖學自在に委く述置たり。心を留て讀味ふべし。諸事本を知ば理に通じ易し。

○志を立るを肝要とす

凡志をたつる事何によらず最第一の要用也。志立事なければ、學問に限らず、藝能にても何にても成就する事なし。講學鞭策錄を能よむべし。志立ざれば心に定規なき故、心常に疑惑を抱て、西へも一足東へも一足といふ樣にて、諸事決斷する事あたはず。刀にたとへば鈍刀なり。かゝる心を持時は、平生安定の心なく、うろつく透より、無益無智の事にまどはされ、遂にはわけもなき事に溺れおち入もの也。或は久節をうしなひ、中道を過て禮に背く人となれるも有。妻を喪ひ煩惱即菩提此時なりと心得、假道心者と也。又子を喪しては、世界にわれ獨りの樣におもひ、悲しみの餘り坊主となり、四國めぐりに出る類ひ多し。愛憐慈情はもとより天理自然に出て、人の正情なり。聖人賢人も同じおもひなれ共、禮法ありて過もせず、たらざる事もなき樣に、制則を越ぬが、聖人の道也。右の輩などは、親の事君の事は忘れはてゝ、妻や子の愛情にまよふ不孝不忠のもの也。君父の喪には、有底のおもひ無ればこそ、是まで常のすがた、常の行ひを勤て、世を渡りたるに非ずや。抑利倍日用の事などは、至てかしこく見ゆる人も聖學の道を聞ざる者は、かならず愚盲なる事にはまごひ溺れて、邪正別たぬものなり。

○愚俗の禪學幷に乱心の本心說

禪に五禪有。外道禪、凡夫禪、小乘禪、大乘禪、最上禪なり。傳燈錄に見へたり。近世衆俗禪學を稱して何やらん胡乱なる論をいひ、悟道の心性のと沙汰し悅ぶ迷ひ者多し。又一種の紛れもの有。佛にもあらじ、固より儒にも非ず。禪學に似たる樣にて、小兒の口論するごとくなる、取にもたらぬ論をいひて、あやめもわかね鈍物漢共をまどはす者有。此等を信じて寄つどひ悅びあふ人品を見る。みな文盲にて欲深き懶惰夫ども、骨折ずに彼不立文字の高場へ一足飛に至らんと、濡手で粟の心より起りて、愈まどひ益迷ふ。此等の輩は、外道禪、凡夫禪の闇にたゆたふにもたらざる者なり。學文もせず正法正眼の場へ心やすく至るべきものならんには、唐土はしらず、日本國の禪僧は、皆無筆にて濟へし。何が故に書を抱て六十餘州を遍參するや。世俗春引歌、鬼あざみの類ひなる禪學者は、今より學文すべし。一夕建仁寺俊長老と活說の時、長老曰近年町家にて禪學とて集ひ語るもの多し。我等遂に聞もしらぬ禪學なり。後々氣ちがひ多からんときのどくなれと申されしが、いかにも此ほど聞ば、所々に狂氣せしもの有となむ蓋佛書に心性見性と有は、只ひとへに心の事なり。儒書に性心と有は、性と心と二つ也。性心の事は、書經堯舜禹大聖人傳授の心法にして、中庸大學に至り詳密に說示し給ひ、猶又論孟にも所々に說給へり其極妙根原は、易經窮盡せり。易經は天地人三才の道を備へ盡せるもの、政事などは尤以て深切肝要妙々也。學庸論孟皆易の子孫なり。是等の妙理神德は、知る人にしてしるべき事なり。今此に寫しがたし扨心性を明らめ妙理を極め得たる高僧知識、禪家に多聞及ぶなれども、それは皆勤學修行の熟したる、高德の人にぞ有ける。風呂敷かたげ金まうけに心凝て飛步く行片手に、大悟すべしともおもはれず、確ふみながら大悟せしなどゝいはゞ、それこそお口樣とすつぽんなるべし。扨國政は聖法を能行ふ事をしらずんば、太平の治は致すべからず。むかし即斐漢土へ歸りの時、西國の中いづれやらん諸侯、此人を信じ、逗留の間國政を相談有しが、其遺風今に殘りて、とかく武士の氣象ぬるく引込根性にて、人は何と

もあれ、おのれさへ無事なればよしとて頼母敷勇氣なく、國政柔弱なりと聞侍りぬ。

○或人曰易は政事の本原と承るに付て尋ね申、庸君、不君、闇君といふ事、我等是まで只不德の君の事なりと一口におもひ居るに、古易斷の注に、三樣に委く述へ給ふと承る。今日示し給へ、予曰、當山小過の彖傳に註し置ぬ、此ほど刻成に近し、遠からずして世に傳ふなるべし。然ども求めに應し示し侍る也。

蘇軾曰、小過者、君弱而臣强之世也、愚按四剛五柔之卦、凡十六卦、非レ謂ニ皆君弱臣强之世一也、蘇氏舒ニ豫卦之例一、以發ニ明小過之微義一、蓋豫者、剛直之臣、輔ニ佐柔弱之君一之象、卦德上動下順、君民和樂之象、小過者上動下艮、止者拒而不レ服、又上下相反之象、夫一君之賢愚、必關ニ萬民之憂樂一、蓋豈如ニ堯舜一、豈如ニ桀紂一者、元ニ當在一矣、閒有下可レ稱ニ賢明一之君上也、其他不レ施レ仁亦不レ爲レ虐、是之謂ニ庸君一、若有ニ賢宰一輔ニ佐之一、則可レ使ニ其君不一レ失ニ令名一哉、无ニ其德一而在ニ君位一、是之謂ニ不君一、有ニ賢宰一輔ニ佐之一、則可レ使下民无上レ及ニ離散一哉、无レ目无レ耳不 辨ニ玉瓦一、惟寵下佞ニ于己一者上以爲レ賢、是之謂ニ暗君一、願如ニ秦李斯趙高、漢王莽、唐二李安祿山、宋王安石韓侂胄之徒一、皆姦黠沈曲、巧蠱ニ惑君心一、握レ柄恣レ權、蠹政發ニ萌、則便官吏有司、趨レ時附レ勢、當ニ此時一也、直者倒曳、枉者得志、於レ是頻加ニ租稅一、畢罔ニ市利一、都蠹ニ賊民間之財一、傳所レ謂以レ官易レ富故也、蓋爲ニ人君一不レ察ニ政道之所一レ及、不レ知ニ百姓之安否一、如ニ清盲一、如ニ聾瞽一、以賤ニ君位一、弗レ如レ无レ君、孟子敎ニ誨齊梁之君一、爲ニ事事親一、切ニ二君皆匪ニ其器一、遂不レ能レ成ニ治道一、以處ニ輸晉之位一、誨訓雖レ詳何補哉、猶ニ臨レ死而服ニ猶參一也、蓋姦賊値レ時、即妖孽之兆也、聖人恐ニ其闇一、使下君民之情、皆日ニ公弋取ニ彼在ニ穴求ニ正臣一以爲ニ唇齒一之謂也、

或人又曰、君の愚なるは、多くは婦人の手に成長するによる事、聖學自在にも述給ふ、猶易說を示し給へ、答ふ。易中處々にあれとも、天風姤の彖傳の附記を擧るのみ。

夫夬者天下有レ道、則賢臣決ニ逆隱邪佞姦一、從容而不ニ怠惰一、不ニ酷甚一、利レ有レ攸レ往、而剛能長矣、天下无レ道

則貪臣汚吏、以奸巧刻左貶直臣、以威虐非理制伏小民、所謂潰決是也。夫妬者天下有道、則剛德之臣遇中正之君、乃致大行於天下也、天下无道、則婦女遇闇劣之君、貪臣汚吏、爲之阿諛譬折、以財發身、靡然爲風習、悠然恃承平、不知一陰已生于下、而不可以長爲无憂之世也、世之所謂安者、必危之伏也、世之所謂治者、必亂之幾也。蓋有位者不必有德、有德者不必有位、自古貴人皆長於婦女之手、其成養之之道、唯是以尊敬恐懼爲事以无違其意爲要、然老於一宮一室之中、自匪其天質俊傑、皆是白髮之兒而已、故不通人情眞僞、不知閭風美惡、況於民間隱曲機衡紛紜之事乎、因之奸賊能巧、塞其耳蔽其目而自驕揚、雖太宗英主入李義府笑中之刀、李林甫巧迎合上意、以固其權、褒貶出其思、以張其勢、天下惴伏側足、以成天下之亂、而玄宗不之悟、且又楊國忠獻嘉禾之姦黠、亦信以爲然、況於闇劣主乎、烏呼如太公遇文王、則吾不可得而見之矣、得見賢臣遇庸君斯可矣、然後細民弗泣於市、賢能弗斃於野、

或人又曰、君の愚。臣の姧。今すでに命を聞ぬ。臣の善なる者を示せ。答ふ。臣の善、易中甚だ多しといへども、今雷地豫の象傳を擧るなり。心を正し身を修るに最切なり。

豫六二象傳曰、不終日貞吉、以中正也、古易斷此注左のことし。

人皆附驥尾而競沽福、我惟恐有奇福者、必有奇禍、故樂以道而不願暴發之富、不欲分外之榮此以中正故也、凡人見幾如此、則豈罹災害乎、

右注中の奇の字、奇妙、神奇などいふ奇にあらず。怪奇の奇なり。此注意加州門人に示せし文有共事長ければ今こゝにもらしぬ。

○學問と學文と分ち有事

學問と學文と其義ことなり。學問といふは、道の体用、五常の本旨、易にいはゆる窮理盡性以至于命等の事にして、易中猶多し。中庸の性道教、大學の明德、又論語の門弟子各問を擧て、夫子へ委しく尋繹

て精詳に學び、聖教の本意深理を我心中にとくと徹透發明せしことく、今日の人も切に聞て近おもひ、聖教の旨趣を能く曉會領解し、天より稟得たる明徳本心を、曇らぬ様に一生日用度持行ふ。身の爲にするの學を學問といふ也。學文とは、博く文を學んで、これを約にするに禮を以てす。又文學には子遊、子夏と有類ひより、小學輩の書を讀とある皆、書籍より道に入事也。但し漢土にて讀といふは、日本の素讀とはことなり。其書をよみて其義を解し通ずるをいふ。只字を見覺へてよむばかりの事にあらず。扨後世に及ては、文字も覺え雜書など相應に理會する人にても肝要の聖教、學の本旨をしらず。徒に文字の間に在て、學問と心得居る俗儒の類族也。聖學自在に見へたる實主儒者の弁よく／＼讀て益たき事を知へし。文學を覺へ書物をよむばかりの事ならんには、俗儒の腐儒の、盜儒のといへる、種々鄙下なる賤稱あらんや。此等は皆聖門の學文を後世道衰ふに隨ひ、次第／＼に謬り來り、學文の本義、聖教の本味を取失ひたるもの也。禪錄に心外無別法、以心傳心、不立文字などいへるも、道の道たる所は、文字の外に義の道有事をいへり。是誠眞の學、儒釋同意のをしへ也。凡知るといふに知りやう品々段々有。用不用、益不益、邪正、雅俗の類ひ、それ／＼に辨へ知て、正道を學び得べき事緊要也、扨俗儒、腐儒の輩より士農工商の中にも、少し文字よみも覺へ、雜書などもひねくり廻せば、愚俗の文盲なる目よりは天晴なる學者とおもひ、誰々は大學者など呼はやし賞立る、其人におもひの外不埒放蕩もの、又乾度馬鹿多し。此等は一文不通の人よりも、却て遙に劣りたる愚人なり。是がしり様に品々有、所謂なり顔に此類ひの徒は、かならず狙黠邪智ふかく、疑つよく、人のいふ事を用ゐず。しかも人性に悖りて口かしこく、人が好といへはおししといひ、西といへば東といひ、又かならず至て吝嗇にして、金銭等の事などに及ぶと、義も恥も忘るゝもの也、かやうの人に忠孝の人は決して無ものと知へし。又一種柔弱もの有。諺に戸棒と異名す。又泥ともいふ。邪正わかたずぶら／＼として勤めを嫌ひ、茯苓の煎じ査滓の如くなる人も有。是みな眞實の場には、一向用にたゝぬ者也。

廿六夜の月の說

或人問ふ。世俗に七月廿六夜の月の出は、三尊の彌陀に拜るといふ。此事如何の理や。答ふ。是跡かたもなき虛妄なり。おもふに其はじめ、世にいはゆる貪生坊主などいひ出して愚俗を惑はし初たりと見えたり此事江戶にては七月廿六日ばかりをいふ遠州にては七月正月兩度といふ。河內にては十一月廿六日といふ。京都にては沙汰なし。近年まれにいふものあれども、其夜を待人もなし、夫、世界の天なるに何ぞ所々別なる事あらんや。是は下の弓張月の斜なく、眞正に出る時の光りなり。今圖を以て示す。

月の出かくのことく斜なく眞正に昇出る時、雲の離れ際にて、左右の角より先雲表にうつる。其ひかり霏々と見ゆるとひとしく月あら　れ上る。此間はやき事誠て電光のことし。見とゞむるまもなし。只其兩の角よりちら／＼とすると見るうちに、月の出るをみるばかりの事也。中より出る光りは曾てなき事なり。能おもふても見よ。月の象は凹なれば中より出る光りは無はづの事也。月斜みて昇る時は、雲を離るゝ時も、只一つの光りなれは見易し。又山受によりて眞正に出る所多しと聞。然ば廿六日にかぎらず、廿二三夜以下は圖のことく出る所、國々には何ほども有べし。是を三尊の彌陀と見る人は、眼病煩ふ人なるべし。むかし或人大江の匡房卿へ尋ねしは、國々に災凶あれは慧星其外凶星現はれ、諸人ひとしく見る事也。然れども天は世界萬國只一ツの天なれば、其現はれ見ゆるとも唐の事やら天竺の事やら、日本の事やら。國々諸夷の事やらん辨ふべからず。此義いかゞと問ふ。匡房の答へに、是は凶災ある國の人の目にのみ見へて、他の國の人には見へぬなり。たとへばからくにゝ凶災天變あれば、から人のみ是を見て、日本人の目には見へぬ也。他は推して知べし。其本國の

凶災なれば、其國人のみ目にかゝるなり。眼病煩ふものは、目前に黄花飛ぶことく見へ、一ツの物二ツにも三ツにも見へ、いろ〳〵にかわりて見ゆるなれども、眼うれひなき人の目には見へさるがことしと答へり。明か成營なり。產婦なご目に黄色を見るなど、常に人々知る所なり。予わかき時、度々七月廿六夜の月を見て能覺へ居る也。其比十一二歲ばかりなる童子曰、昨夜三尊の阿彌陀を拜たりと人に語る予傍に在て曰、それは大なるうそ也。何とて左樣に正的數いつはりをばいふぞや、虛言は盜のもとゝ云にたしなむべしといひしにわらは曰、祖父とつれ立見に參りしが、三尊も何もなきといへば、祖父大にしかり、左樣にいふべからず。能三尊の阿彌陀を見たりといふべしと云付られし故といひしが、愚俗のぢゞばゞも、皆此意なるべし。是にて必定なき事を知べし。

○愚人は愚を悅

或人曰、我町街を往來するに、百萬遍とサンゲ〳〵を唱ふる家の門を過れば、其家の亭主の文盲問ずして知る。又眞に乞食染たる卑々下々の音聲は、西國順禮歌にとゞめたりといへる。誠にしかり。先年伊勢神府宗安寺法幢和尙云、順禮歌三十三の數おほきうちなれば、誠に和歌にはあらずともせめて一首は歌に似たるもりも有べきに、一首もなきは其始三十三所の住寺が作りたるへきか、三十三人之俗共、只一人和歌の道しらさるこそあさましけれ。今觀音の詠歌とは、偖々きのどく千萬なれと、予にかたりて大に笑ひしこそ、げに理なれ。凡賤民愚俗は、とかく愚盲なる事を悅び、道理に叶ひたる正しき事は、却て信ぜぬもの也。三代の民は愚なりとも、學校の政あれば、後世の卑賤のことくには有まじ。易曰。觀二我生一君子无レ咎。凡人の君たる人、此語をたに忘るべからず。

○韓非子說

むかし愼子といふ人、韓非子に謂て曰、人は善惡によらず、時の勢ひを得る事專要なり。既に舜大聖人といへども、匹夫にて在し時は、人を治め化する事もなし。堯の大臣と成ては能民を治め、又天子とな

るに至ては、南面して天下を治む。然れば時運を得て勢ひによるに非ずやと。韓非子曰、さにあらず。其人の徳による事也。たとへば其身龍にても、時を得ざれば守宮蜥蜴〔此もの京にてトカキといふ。和名抄トカゲと注す。〕にも紛るといへども、雲を得雨をふらすは、龍徳の行ふ所也。其生質蚯蚓ならんには、雲補助雨導引とも、龍の働き及べからず。やはりもとの蚯蚓なり。是その身に、徳を備へて時勢を得にあり。それ故龍にても、雲雨のたすけを得ざれば、其才、徳を現す事あたはず。むなしく汚泥の中に埋果る也。勢ひばかりの事ならんには、桀紂はみな天子なり。何ぞ天下を失ふに至らんといへりき。

○易節の卦の要活

學問に志有人は、易の節の卦を能讀得て、宜程といふ事を知べし。卽ち節の字をほどよしと訓ずべし。是をしれば、中庸の道理、又權道の妙用も解得通達すべし。其例二三を擧る事左のごとし。他は推て知べし。

一老成の人を擧用る、其教戒に隨ひ行ふ事、聖人の教へなり。是は年老たる人は、萬事見る事、聞ことも多く、それ〳〵の理に通じ、物每學び習ふ事もとし久しければ、自然と成熟し、若き人よりも、諸事委く詳なる故也。此は是常道大槪當然の理也。然るに弱年人に、大智才能ある賢德の人、何ほども有。老人に一向益にたゝずの短智淺も多し。年寄て智有といはゞ、世上の老夫老婦に馬鹿はなし。

一古語に醫三世ならざれば其藥を服せずと有も、三代も醫を業とすれば、醫書を讀も委く、見覺へ聞傳へたる療治方の奇效も有べし。是上手名人にも至るべき筈の理なり。然れども、其身不肖にして、家業を勤ず、好遊なる歟、又生得の鈍物なれば、三代にても、五代にても、赤下手有。一代にても上手あり。

一儉約とは、それ〳〵身の分限を節つとめ行ひ、少しの事なりとも奢りたるを省き、無益の費用なきやうにして、家ゆたかにする法なれども、世には諸事内場に奢をつゝしむ人にも、不自由なる渡世、家

内を養ひかぬる人も有。又身不相應に奢り居れ共、實はたかに暮すものあれども、其儉を守る人は、終には身の榮ふべき基なるべく、おごりて分を過すものは遂には、家衰へ貧乏するのいしすへならん
儉約の事は新正條に詳に述たり

右は常道に於て、其節有事を考へ、餘は推て知べし。

○吝嗇の人は、一向人間の有さまならぬもの有、それなど人はづれ論ずるにたらず

○或人儉約を學ぶの話

むかし東武に何某といふ人有し、甚だ儉約を守りて、能家を保つ。一日其友なる人來りて曰、愚息當こととかく我教を用ゐず。只衣服を飾りて俳優と遊び暮す也。其元儉約をなし、家業を勤る樣に指南して給はれと頼む。何某答て曰、いと易き事也。今夕つかはされよといふ。或人家に歸て、其子を呼て、しか〳〵の趣をかたり、彼方へ參りとくとをしへを聞くべしとて、暮過よりつかはしけり。此子彼に至れども、取次の家來出て座敷へ通し、暫く御待有べし。追付主人御目に掛り申べし。先それまでこそ菓子盆に椎を積て出しぬ。此男見れば行燈に燈心おびたゞしく入て輝わたり、中々儉なる体も見へず。暫く待ども亭主出ざる間、右の菓子盆引よせ、椎をわりて食ふに、幾個わりてもむしくひ也。せめて一ツ食んとおもひ、割ほどに盆中大半つくせり。やう〳〵に亭主出て、寒温の挨拶もをはり、亭主が曰、其元は世にいはゆる穀潰しなり、一旦見うけたる所は、人品挨拶抔は才敏に見ゆれとも、實の所は屹度破家也。先刻より餘ほどの間ひとり居なれば、何も明りの入事もなければ、誠に消費なりとおもひ、燈心二筋にへらすべき心もなく、うか〳〵とながめ居、又其椎も二ツ三ツわりてむしくひならば、是は大ひねの虫くひと心得て、さほどまでわりて見るに及ばぬ事也。其元などは中々をしへは屆くへからず。早々還り父に直段かたり給へと嚴しくいひければ、此男大に恥しく、又甚だ目覺くおそれ、始て心氣正しきに歸りて、後に好人に成たるとなむ。學問の工夫、是等の所より心得有べし。

○孝子可レ賞不順の子可レ罰

家僕人にかたるを聞。我故郷は、丹得由良の湊に近し。在所にて各牛を飼に、金五兩に買たる牛は、其子かならず五兩となる。三兩の牛の子は三兩、拾兩の牛は拾兩に賣べき子を產也。人は親と同じからずといふ。予おもふに、鳥獸はみな父子同じきもの也。別して草木は同樣なれども、土地異なれば大に變ずる物多し。人は靈物故、却てひとしからず。世上古今を顧るに、父善にして子不善、父不好にして子好或又父も善子も善、父も不好子も不好、これ父子兄弟其氣質ひとしからず。故に上古の聖神、大小の學校をまうけ、民人ををしゆるに人倫五常の道を以てし猶刑法を制し、敎に從はす命に背く者を罪す。小人はおごさざれは懲ず。故に刑罰の政有。今思惟に、官の威德を借にあらずむば化せず從はず、をしへても恐れず、信せず、自らをしへ及はず。是故に世間不順の子多し。今孝行の子を賞せんよりも、不順の子を嚴しく戒めいたく罰せば、恐れて强て愼み孝行ならずとも、不孝の罪を輕くせむ歟。或人問ふ。丹朱も不肖、舜の子も不肖と有。聖人もをしへ不レ及ものか。予曰、汝書を讀て義を誤る、不肖とは其賢德の不レ及をいふ。不順不孝の謂に非ず。予先に孝經集傳を述著し、安永七年板行し世に公にす。古人つたへいふ。孝經を拜讀するの家へは、天神降臨し應護ましますといへり。是孝子は上天も悅びましますなれば、不順不孝の子、終には天罰を蒙むる事必せり。恐るべし、愼むべし。

○此書の後、不孝不順の子を罰せば、おのづから孝子も多からん事、刑正錄に詳かに述たり。

○前に述るごとく、知といふに段々のしり樣有、玄惠法印が庭訓往來は、藤原明衡の新猿樂にならひて書たりと云。誠は其作体を摸たりと見ゆ。新猿樂に曰、中の君の夫は天下第一の武者云々。步射騎射、笠懸流鏑馬、八的、三々九手挾等の上手也と有。庭訓此文有て、返禮に的矢蟇目等は無沙汰憚入候と書たれば、ヒキメの正字は、玄惠もしらずと見へたり。況や其正義をや。學問も君は君の學問あり。諸生

學問をなすべからず。唐の大宗のむかしを尋ねてさとるへしといふ。

闇の曙下　終

昭和四年四月十五日印刷
昭和四年四月二十日發行

日本隨筆大成第二期第十一卷

編集者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎
東京市本郷區森川町一番地
發行兼印刷者　櫻井庄吉

發行所　東京市本郷區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京七九九四四番
電話小石川三〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社